

# 令和4年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて令和 4 年度決算検査報告を作成し、令和 5 年 11 月 7 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、令和 5 年 9 月 1 日、内閣から令和 4 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って令和 5 年 11 月 7 日内閣に回付した。

# 目 次

# 令和4年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある( )内の数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

	ページ
第1章 検査の概要	1
第1節 検査活動の概況	1
第1 検査の方針	1
第2 検査の実施	5
第2節 検査結果の概要	7
第1 事項等別の検査結果	7
1 事項等別の概要	7
2 第3章の「個別の検査結果」の概要	9
3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	30
第2 観点別の検査結果	32
第2章 決算の確認	41
第1節 国の決算の確認	41
第1 一般会計	41
第2 特別会計	41
第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	42
第3節 政府関係機関の決算の検査完了	43
第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	43
第1 一般会計	43
第2 特別会計	43
第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	44
第3章 個別の検査結果	45
第1節 省庁別の検査結果	45
第1 内閣府	45
(内閣府本府)	45
不当事項	45
補助金	45
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	45
(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	46
子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費を過大に精算していたもの[4府県](1)-(4)	46
子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))等)の補助対象事業費を過大に精算していたもの[3県](5)-(7)	48

	(2) 補助の対象とならないなどのもの	49
目	地方創生推進交付金による事業において、交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたこと、また、市町村交付金の額及び県交付金の額の合計額が制度要綱等に定められた上限である交付対象事業費の2分の1の額を上回る	
次	こととなっていたことから、交付金が過大に交付されていたもの〔内閣府本府、2県〕(8)–(10)	49
	(3) 事業の一部を実施していなかったもの	51
	地方創生推進交付金による事業の実施に当たり、事業の一部を実施していなかったもの〔内閣府本府〕(11)	51
	(4) 工事の設計数量が過大となっていたもの	52
	ウレタン塗膜防水等の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの〔内閣府本府〕(12)	52
	意見を表示し又は処置を要求した事項	54
	認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等の人件費等に相当する費用が基本分単価に含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合に減額調整を行う必要があることを明確に示し、市町村等に対して周知することなどにより、交付額の算定等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの	54
第2	総務省	59
不	当事項	59
	補助金	59
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていたもの〔総務本省、11府県〕(13)–(27)	59
	その他	63
	特別交付税の額の算定に当たり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定財源として国庫補助金を控除していなかったことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(28)–(31)	63
	震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(32)	66
	意見を表示し又は処置を要求した事項	68
	高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したもの	68
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	73
	ホストタウンとして登録された地方団体による交流計画の実施に要する経費を算定事項として交付する特別交付税について、地方団体に対して報告を求めることにより、実際に要した当該算定事項の対象となる事業に係る経費の額を把握し、当該算定事項に係る控除措置が適切に行われるよう改善させたもの	73

第3 外務省	78	
不当事項	78	
不正行為	78	目
職員の不正行為による損害が生じたもの〔在イラン日本国大使館〕(33)	78	
意見を表示し又は処置を要求した事項	78	次
無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施に当たり、小学校等の建設工事を実施する事業において、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、遅延の原因の究明や工事の現況把握のための現地訪問等により事業の進捗を確認する措置を十分に講ずるなどして、無償資金協力の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	78	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	85	
在外公館の館員住宅に設置する自家発電機の買換えに当たり、新たな申請の様式を作成し、在外公館が配備先となる被貸与者を明記した上で申請するよう周知するとともに、本省において申請の審査時に配備の見込みの確認を十分に行うことにより、自家発電機が適時適切に調達されるよう改善させたもの	85	
令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	88	
政府開発援助の効果の発現について	88	
第4 財務省	90	
不当事項	90	
租税	90	
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの〔55 税務署〕(34)	90	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	96	
(1) 退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの	96	
(2) 学校施設の用に供する国有地の貸付けに当たり、貸付料を減額できる面積の算定について、校舎等の延面積に乗ずる倍率の考え方を示すことなどにより、減額率が5割となる面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう改善させたもの	101	
第5 文部科学省	106	
不当事項	106	
補助金	106	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	106	
(1) 公立学校情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの〔文部科学本省、2 県〕(35)–(40)	107	
(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔2 県〕(41) (42)	109	
(3) 大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(43)–(45)	111	

	(4) 独立行政法人国立高等専門学校機構情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省] (46) ……………	112
目	(5) 私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの[文部科学本省] (47) (48) ……………	113
次	(6) 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金により設置した空調設備の設計が適切でなかったもの[千葉県] (49) ……………	115
	(7) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの[5 県] (50)–(54) ……………	116
	(8) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が過大に交付されるなどしていたもの[2 府県] (55)–(57) ……………	118
	(9) 文化資源活用事業費補助金が過大に交付されていたもの[京都府] (58) ……………	121
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	122
	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に当たり、過大に交付されていた補助金について返還を行わせるよう適宜の処置を要求し、また、補助対象外経費を網羅した資料等を事業主体に示した上で実績報告書の内容の確認を求めるなどするよう改善の処置を要求するとともに、今後同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討するよう意見を表示したもの ……………	122
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	127
	特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの ……………	127
	令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……………	135
	家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したモバイルWi-Fiルータ等の使用状況について ……………	135
第6	厚生労働省 ……………	137
	不 当 事 項 ……………	137
	保 険 料 ……………	137
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[10 労働局] (59) ……………	137
	保険料・その他 ……………	141
	健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省] (60) ……………	141
	役 務 ……………	144
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するために調達した物品の保管・管理及び配送業務に係る請負契約において、布製マスクが梱包されているケース等の数量が誤って過大に計上されて費用が請求されていたのに、確認が十分でなかったため、支払額が過大となっていたもの[厚生労働本省] (61) ……………	144

保 険 給 付 .....	146	
雇用保険の産業雇用安定助成金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、2労働局〕(62) .....	146	目
雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、3労働局〕(63) .....	149	次
雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、2労働局〕(64) .....	151	
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省〕(65) .....	153	
医 療 費 .....	156	
医療費に係る国の負担が不当と認められるもの〔厚生労働本省、8厚生(支)局、17道県〕(66) .....	156	
労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの〔厚生労働本省、4労働局、3労働基準監督署〕(67) .....	162	
補 助 金 .....	165	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの .....	165	
(1) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(68) .....	166	
(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)が過大に交付されていたもの〔5県〕(69)–(74) .....	168	
(3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたなどのもの〔5道県〕(75)–(80) .....	170	
(4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの〔3道県〕(81)–(83) .....	172	
(5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの〔4道県〕(84)–(88) .....	173	
(6) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業に係る分)の交付の対象とならないもの〔宮城県〕(89) .....	175	
(7) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの〔4道県〕(90)–(95) .....	176	
(8) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)により実施した事業が補助の目的を達していなかったなどのもの〔2県〕(96)–(97) .....	178	
(9) 医療提供体制推進事業費補助金(日中一時支援事業に係る分)の交付の必要がなかったもの〔千葉県〕(98) .....	179	
(10) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省、鳥取県〕(99)–(106) .....	181	



	(11) 後期高齢者医療制度の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔埼玉県〕 (107) ……………	184
目	(12) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省、5 県〕(108)–(128) ……………	185
次	(13) 疾病予防対策事業費等補助金(がん診療連携拠点病院機能強化事業に係る分)が過 大に交付されていたもの〔京都府〕(129) ……………	191
	(14) 国民健康保険の特定健康診査・保健指導国庫負担金が過大に交付されていたもの 〔厚生労働本省、東京都〕(130) (131) ……………	191
	(15) 保育所等整備交付金が過大に交付されていたもの〔富山県〕(132) ……………	193
	(16) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの〔2厚生局〕 (133) (134) ……………	194
	(17) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの〔21都府県〕(135)–(183) ……………	196
	(18) 障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの〔愛知県〕(184) ……………	199
	(19) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔千葉県〕(185) ……………	200
	(20) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの〔3県〕(186)–(188) ……………	201
	(21) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔9道府県〕(189)–(198) ……	202
	(22) 被災者支援総合交付金が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(199) ……………	205
	そ の 他 ……………	207
	労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収し ていなかったもの〔2労働局〕(200) (201) ……………	207
	介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔10府県、14市〕(202) ……………	210
	自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔2府県、3市〕 (203) ……………	216
	障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔2府県、1市〕(204) ……………	219
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	222
	(1) 生活扶助費等負担金等の算定に当たり、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち 当年度中に返納されなかった額について翌年度に調定した額等を事業実績報告書 に計上していなかったために負担金が過大に算定されていた事業主体に対して、 返還手続を速やかに行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、当該翌年度の 調定額が返還金等の調定額に含まれることを周知することなどにより負担金の算 定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの……………	222
	(2) 事実と異なる申請を行っていた指定医療機関等について、事実関係を確認するな どして、不適正と認められる労災ソフトウェアの導入支援金を返還させる措置を 講ずるよう適宜の処置を要求し、及び、支払額を裏付ける書面を添付させるなど することによって、導入支援金の審査を十分に行えるようにするとともに、労災 ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合等において経費の内 訳を申請書に明記させるなどするように支払要領を見直して、導入支援金の審査 の一層の充実を図るよう是正改善の処置を求めたもの……………	227

(3) 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、過大に交付されていた負担金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法を明確に示すよう是正改善の処置を求め、及び診療情報の活用の取組が積極的に行われるための方策を検討するとともに、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化するよう意見を表示したもの	233
(4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により民間検査機関に整備した次世代シーケンサーについて、都道府県に事業の目的を再度周知した上で、目的に沿って使用されるよう検討させるなどして、有効に使用されるなどするよう意見を表示したもの	241
(5) 後期高齢者医療広域連合が実施している高齢者保健事業において、健康診査の実施後に受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていないことについて、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示すなどして、健康診査の事業を対象として交付された補助金等の効果が十分に発現するよう、また、医療機関に存在する診療情報を活用することができるための方策を検討して、高齢者保健事業が経済的に実施されるよう意見を表示したものの	247
【当局が講じた処置】	253
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	253
(1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当するか否かにかかわらず火災保険金を総事業費から控除するなどするよう改善させたもの	253
(2) 介護施設等における陰圧装置設置事業の実施に当たり、都道府県に対して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するなどして、事業が適切に実施されるよう改善させたもの	256
(3) 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定に当たり、労働保険料の収納率を高く維持するという交付目的に照らして、確定保険料が生じていない対象事業主を算定の対象に含めないこととすることにより、報奨金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの	260
令和2年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	263
国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について	263
令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	265
(1) 障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について	265
(2) 雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給に関する事後確認の実施について	266
(3) 雇用調整助成金に係る支給額の算定方法について	268
(4) 生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況について	269
(5) 施設整備補助金により社会福祉施設等に整備した非常用設備等の耐震性の確保の状況について	270

第7 農林水産省	272
不当事項	272
目    予算経理	272
東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供 する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事 項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了し たこととして検査調書を作成して会計法令に違反していたもの〔農林水産本省〕 (205)	272
工    事	276
山林施設災害関連事業等の実施に当たり、概算数量で設計していた仮設工について、 実際の施工数量に基づく設計変更を行っていなかったため、契約額が割高となってい たもの〔中部森林管理局東信森林管理署〕(206)	276
補助金	278
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	278
(1) 補助の対象とならないなどのもの	279
経営継続補助事業の実施に当たり、同事業以外に国からの交付金の交付を受け ていて、補助の対象とならないもの〔農林水産本省〕(207)–(212)	279
農村地域防災減災事業の耐震性点検として実施した農道橋の点検業務が補助の 対象とならないもの〔中国四国農政局〕(213) (214)	281
農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が就農していなかったなどとして 補助の対象とならないもの〔農林水産本省〕(215) (216)	281
東日本大震災農業生産対策交付金事業の交付対象事業費に、対象とならない経 費を含めるなどしていたもの〔東北農政局〕(217)	283
(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	284
公共施設等における花きの活用拡大支援事業の補助対象事業費を過大に精算す るなどしていたもの〔東海農政局〕(218)	284
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費を過大に精算し ていたもの〔関東農政局〕(219)	285
(3) 工事の設計が適切でなかったもの	286
護床工の設計が適切でなかったもの〔近畿農政局〕(220)	286
(4) 工事費の積算が過大となっていたもの	287
護岸工の積算が過大となっていたもの〔近畿農政局〕(221)	287
(5) 補助金を過大に受給していたもの	288
仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの〔近畿農政 局〕(222)	288

意見を表示し又は処置を要求した事項 .....289

(1) 水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、実質的に水稲の作付けを行うことができる農地を交付対象水田とするための判断基準を定め、対象作物の収量が記載されている書類等を提出させるなどして実績報告書の確認等を適切に実施し、対象作物の地域の目安となる基準単収等を定めさせるなどして実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行えるよう改善の処置を要求するとともに、現行制度の運用の見直しを検討するなどして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずるよう意見を表示したもの .....289

(2) 森林環境保全整備事業で整備された防護柵について、都道府県及び事業主体に対して、現地の諸条件を勘案した上で維持管理を行うことの重要性を周知し、事業主体に現地の諸条件に応じた維持管理の方法を検討するよう助言するとともに、都道府県に対して、事業主体による維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言することにより、防護柵の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの .....298

(3) 非常用発電設備が設置された農業水利施設のうち、ポンプ場設計基準等の改定前に設計された施設について、更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を検討するとともに、ダムについて、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には燃料タンク容量を見直すなどするよう事業主体に対して指導又は助言を行うことにより、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう改善の処置を要求したもの .....304

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 .....310

(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(機械導入事業)の実施に当たり、事業実施主体に対して、実施要領等に基づき事業の実質的な効果を検証するための価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体にこれらを適切に行わせるよう指導させ、また、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認する体制を整備させることにより、成果検証が適切に行われるなどするよう改善させたもの .....310

(2) 収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを要領に定めて、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うよう改善させたもの .....315

令和2年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 .....318

政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価の算定について .....318

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 .....319

(1) 高収益作物次期作支援交付金事業の実施について .....319

(2) 過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施について	321
(3) 林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について	322
(4) 農業農村整備事業等における公共測量の手続の実施について	323
(5) 国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等について	324
第8 経済産業省	326
不当事項	326
補助金	326
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	326
(1) 補助金が過大に交付されていたもの	327
国庫補助金の上限額の算定が適切でなかったため、中小企業組合等共同施設等 災害復旧費補助金が過大に交付されていたもの[九州経済産業局] (223)	327
福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金で実 施した委託業務の内容に変更が生じたのに、委託料の額の変更を行わなかった ため、補助金が過大に交付されていたもの[資源エネルギー庁] (224)	328
(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	329
被災事業者自立支援事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業に おいて、購入した設備を補助の目的外に使用していたり、対象とならない経費 を補助対象事業費に含めていたりしていたもの[経済産業本省] (225)	329
(3) 補助の目的外に使用していたもの	331
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の交付を受けて実施した事 業により購入した設備を補助の目的外に使用していたもの[中小企業庁] (226)	331
(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	332
戦略的基盤技術高度化支援事業の実施に当たり、補助事業に使用しなかった物 品の購入に係る経費を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していた もの[東北経済産業局] (227)	332
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	333
コンテンツグローバル需要創出促進事業において、中小・小規模事業者の財政基盤等 を考慮する必要があるとして交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けていたの に、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者に該当しない事業主体が実施する 事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていたことを踏まえて、同種の 補助金による事業の実施に当たり、公募要項を見直すとともに、実績報告書等の収支 等に係る電子データを入手し分析するなどして公募要項の見直しを行う態勢整備を図 るよう改善させたもの	333
令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	342
(1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が管理している取戻しが見込まれ ない鉱害賠償積立金の取扱いについて	342
(2) 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について	343

第9 国土交通省	344
不当事項	344
予算経理	344
公共補償の実施に当たり、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分について、一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担しており、また、既存公共施設等の処分利益について、特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されていたもの〔大阪航空局、第七管区海上保安本部〕(228)	344
補助金	347
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	347
(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	349
根固工の設計が適切でなかったなどのもの〔8府県〕(229)–(239)	349
擁壁の設計が適切でなかったもの〔2県〕(240) (241)	353
集水 <sup>ます</sup> 槽の設計が適切でなかったもの〔2県〕(242) (243)	356
橋りょうの支承部及び橋台の設計が適切でなかったもの〔広島県〕(244)	359
水路の設計が適切でなかったもの〔鳥取県〕(245)	361
建設発生土の搬出先の決定に係る設計が適切でなかったもの〔鳥取県〕(246)	363
床版補強工の設計が適切でなかったため、工事費が過大となっていたなどのもの〔神奈川県〕(247)	364
排水施設の設計が適切でなかったもの〔中国地方整備局〕(248)	367
(2) 補助の対象とならないもの	370
既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業において、補助対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの〔観光庁〕(249)–(254)	370
砂防工事等に関する事業の実施に当たり、交付の対象とならない国費率等差額の交付を受けていたもの〔3県〕(255)–(257)	372
(3) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの	374
都市計画道路用地について承認を受けずに財産処分を行い、使用料に係る国庫納付を行っていなかったもの〔茨城県〕(258)	374
(4) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	375
公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの〔千葉県〕(259)	375
不正行為	376
職員の不正行為による損害が生じたもの〔関東運輸局〕(260)	376
意見を表示し又は処置を要求した事項	377
多重無線回線の通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性等を事務所等に対して周知し、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて事務所等から定期的に報告させて把握するとともに、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を順次実施していくための実施方針を定めさせ、多重無線回線の全国的なネットワークの機能を維持する観点等から必要な指導を行うことにより、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の全国的なネットワークの機能が維持されるよう改善の処置を要求したもの	377

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	383
(1) 下水道管路施設の老朽化対策に当たり、事業主体に対し、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握すること、速やかに下水道法等に基づく点検を行うことを検討すること及び点検結果等を適切に記録し保存することを周知するとともに、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、修繕等の具体的な実施時期を確認し、必要に応じて助言を行うこととすることなどにより、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるなどするよう改善させたもの	383
(2) 無人航空機の運航者に注意喚起を行うなどするために構築したドクターヘリ離発着場所、条例飛行禁止区域等の情報を共有するシステムについて、ドクターヘリの運航者及び地方公共団体に対して、改めて、その構築目的、活用方法等について周知し、同システムにおいて共有すべき情報の登録を依頼するとともに、継続的に登録の働きかけを行うなどすることにより、ドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗するよう改善させたもの	388
(3) 橋りょう工事における床版防水工の設計に当たり、道路橋床版防水便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定する必要があることなどを明確化した上で、事業主体に対してその内容を周知することなどにより経済的な設計となるよう改善させたもの	393
(4) 水害ハザードマップに記載する必要があるとされている情報について、地図面の視認性を確保しつつ記載する方法等を示すとともに、これらの情報が記載されているか網羅的に確認するためのチェックシートを作成して、市区町村に対して、水害ハザードマップの作成等に活用するよう周知することにより、水害ハザードマップを通じて水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性があるアンダーパス等の重要な情報が住民等に提供されるよう改善させたもの	397
(5) 航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算に当たり、派遣単価の算出根拠となる資料に記載された派遣料金に消費税が含まれていることなどを踏まえた派遣単価の算出方法を定めた積算要領を制定するなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの	402
平成 30 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	405
国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について	405
令和 3 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	407
(1) Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払について	407
(2) 空き家対策事業における空き家等の除却等について	408
第10 環 境 省	411
不 当 事 項	411
補 助 金	411
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	411
(1) 補助の対象とならないなどのもの	412
循環型社会形成推進交付金事業等において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったなどのため交付金が過大に交付されていたりしていたもの〔4 府県〕(261)～(264)	412

(2) 補助金が過大に交付されていたもの	414	
循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費の算定が適切でなかったため交付金が過大に交付されていたもの〔2府県〕(265)(266)	414	目
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)において、鉄くずの売却収入を事業費から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの〔山梨県〕(267)	415	次
(3) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの	416	
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて実施した事業により整備した設備を無断で廃棄していたもの〔環境本省〕(268)(269)	416	
(4) 工事の設計が適切でなかったもの	418	
太陽光発電設備の規模が合理的かつ妥当なものとなっていなかったもの〔環境本省〕(270)	418	
(5) 工事費の積算が過大となっていたもの	419	
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により実施した事業において、ヒートポンプ設置費の積算が過大となっていたもの〔環境本省〕(271)	419	
第11 防 衛 省	421	
不 当 事 項	421	
工 事	421	
隊舎改修に伴う建築工事等の施行に当たり、宿泊費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの〔北関東防衛局〕(272)	421	
不正行為	422	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔海上自衛隊第4航空群、同第61航空隊〕(273)	422	
意見を表示し又は処置を要求した事項	423	
物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済が期限内に完了していないものについて、速やかに決済を完了させるよう適宜の処置を要求するとともに、決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等を検討したり、債権発生通知書を歳入徴収官に送付することについて周知徹底を行ったりすることにより、ACSAに基づく提供が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの	423	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	428	
(1) 建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を定めるなどするとともに、契約変更を行う場合において、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう周知することにより、適切な積算を行うよう改善させたもの	428	
(2) 94式水際地雷敷設車の改造に当たり、契約主体の選定及び契約内容について、経済性を十分に考慮して検討を行い改造指令書を作成するよう周知することにより、今後予定される改造がより経済的に実施されるようにするとともに、他の装備品等に係る改造を実施する場合においても同様に経済性を十分に考慮した検討が行われるよう改善させたもの	432	



(3) 部品供給等のPBL契約の実施に当たり、仕様書等を需給統制機関に共有することにより、需給統制機関において部品供給の対象品目の部品の調達が行われないようにするとともに、PBL契約の仕様書等の作成時に、需給統制機関における部品供給の対象品目の保管状況を把握することなどにより、需給統制機関が保管している部品が有効に活用されるよう改善させたもの	436
平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	440
防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について	440
第1 内閣府(内閣府本府)、第2 総務省)	442
意見を表示し又は処置を要求した事項	442
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したもの	442
令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	449
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による商品券等の配布事業等の実施及び効果検証の実施等について	449
第2節 団体別の検査結果	452
第1 沖縄振興開発金融公庫	452
意見を表示し又は処置を要求した事項	452
住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等の融資対象住宅について、借受者が沖縄振興開発金融公庫の承諾を得ることなく用途変更していた事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示したもの	452
第2 日本私立学校振興・共済事業団	457
不当事項	457
補助金	457
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事業団](274)–(276)	457
第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第5 西日本高速道路株式会社、第6 本州四国連絡高速道路株式会社	460
意見を表示し又は処置を要求した事項	460
(1)–(4) 地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になり緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの	460

(第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第5 西日本高速道路株式会社)……………	469	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	469	目
(1)-(3) 橋りょうのプレキャストコンクリート製の床版及びその接合部の設計に当たり、 鉄筋のかぶりを確認するための非破壊試験について、プレキャストコンクリート 製の床版の特徴及び製作状況並びにその接合部の構造等を考慮した適切な頻度と するよう改善させたもの ……	469	次
第7 日本年金機構 ……	475	
不 当 事 項 ……	475	
役 務 ……	475	
警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たり の人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数 を過大に設定していたことにより、契約額が割高となっていたもの[日本年金機構本 部] (277) ……	475	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	477	
(1) 国民年金保険料収納業務に係る請負契約において、業務の実態をより適切に反映 した実施見込件数を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が適切に算 定されるよう改善させたもの……………	477	
(2) 日本年金機構情報セキュリティポリシー等に基づいて実施すべき情報セキュリ ティ対策を事業担当部署に対して周知徹底することなどにより、情報システムの 調達、保守等業務の外部委託等において適切な情報セキュリティ対策が講じられ るよう改善させたもの ……	480	
第8 独立行政法人大学入試センター ……	485	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	485	
大学入学共通テストに係る試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり、教科 等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した経済的な調達を継続的 に行うよう関係部局に周知徹底するなどするとともに、大学入試センターが保有する 情報を活用して調達数量の算定基準等を検討するなどする会議を設置して継続的に調 達数量を見直す体制を整備することにより、これらの調達が経済的に行われるよう改 善させたもの……………	485	
第9 独立行政法人海技教育機構 ……	492	
不 当 事 項 ……	492	
役 務 ……	492	
情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するな どの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかった ため、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が一度も使用されておら ず、また、追加費用が生じたもの[独立行政法人海技教育機構本部] (278) ……	492	

	第10 国立研究開発法人国立環境研究所	499
	令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	499
目	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)における生化学検査等の業務に	
	係る契約について	499
次	第11 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	500
	不 当 事 項	500
	物 件	500
	委託事業で再委託事業者が購入し又は製造した機械装置等を機構の取得財産として管	
	理していなかったため、機構の資産売却収入が不足していたもの[国立研究開発法人	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構本部](279)	500
	第12 独立行政法人情報処理推進機構	503
	不 当 事 項	503
	予 算 経 理	503
	地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益	
	取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の	
	減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が	
	過小に表示されていたもの[独立行政法人情報処理推進機構](280)	503
	第13 独立行政法人中小企業基盤整備機構	506
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	506
	(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災中小企業施設・設備整備支援事業を実	
	施するために熊本県に貸し付けた貸付金について、同県に対して、被害を受けた	
	中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直しを求めることによ	
	り、使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの	506
	(2) 中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助	
	金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了して	
	いて使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの	510
	令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	514
	特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について	514
	第14 独立行政法人住宅金融支援機構	516
	令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	516
	証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等	
	について	516
	第15 国立大学法人旭川医科大学、第16 国立大学法人大阪大学	518
	不 当 事 項	518
	予 算 経 理	518
	有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表	
	示が適正を欠いていたもの[国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人大阪大学]	
	(281)(282)	518

第17	国立大学法人山口大学	522
	不 当 事 項	522
	予 算 経 理	522
	学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの[国立大学法人山口大学](283)	522
第18	阪神高速道路株式会社	525
	不 当 事 項	525
	役 務	525
	耐震補強設計業務委託契約における鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、成果品が所期の目的を達していなかったもの[阪神高速道路株式会社大阪管理局](284)	525
第19	日本郵便株式会社	527
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	527
	荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払に当たり、覚書の日額単価等が実態に即したものとなるよう日額単価等の設定方法や変更の手続を具体的に定めることにより区分業務委託料の支払等が適切に行われるよう改善させたもの	527
第20	日本下水道事業団	532
	不 当 事 項	532
	工 事	532
	水路橋の耐震補強工事の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、地震発生時におけるボックスカルバートの所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[日本下水道事業団東日本設計センター、関東・北陸総合事務所](285)	532
第3節	不当事項に係る是正措置の検査の結果	535
	検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	535
第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	541
第1節	国会及び内閣に対する報告	541
第1	新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について	541
第2	東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について	545
第3	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について	553
第2節	国会からの検査要請事項に関する報告	558
第1	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について	558
第2	放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況について	566

第3	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について	571
第4	予備費の使用等の状況について	578
第3節	特定検査対象に関する検査状況	588
第1	国から個人事業者を対象として支給された持続化給付金の申告状況等について	588
第2	食料の安定供給に向けた取組について	599
第3	燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況について	633
第4	株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る貸付債権等の状況について	659
第4節	国民の関心の高い事項等に関する検査状況	698
第5節	特別会計財務書類の検査	707
第5章	会計事務職員に対する検定	709
第1節	国の現金出納職員に対する検定	709
第2節	国の物品管理職員に対する検定	710
第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	711
第1節	検査対象別の概要	711
第1	歳入歳出決算	711
1	概況	711
2	一般会計	711
3	特別会計(目次19ページ参照)	716
第2	法律により設置されている資金の受払	724
1	国税収納金整理資金	724
2	決算調整資金	724
3	貨幣回収準備資金	724
第3	債権及び債務	725
1	債権	725
2	債務	725
第4	国有財産及び物品	726
1	国有財産	726
2	物品	727
第5	財政融資資金の長期運用	728
第6	政府関係機関及びその他の団体	729
1	概況	729
2	政府関係機関の収入支出決算(目次19ページ参照)	733
3	日本銀行の決算	735
4	日本放送協会の決算	735
第2節	国の財政等の状況	738
第1	国の財政の状況	738
第2	日本銀行の財務の状況	753

## 特別会計及び政府関係機関の決算記述

目  
次

### 【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	716
2 地震再保険特別会計	716
3 国債整理基金特別会計	716
4 外国為替資金特別会計	717
5 財政投融资特別会計	717
6 エネルギー対策特別会計	718
7 労働保険特別会計	718
8 年金特別会計	719
9 食料安定供給特別会計	720
10 国有林野事業債務管理特別会計	721
11 特許特別会計	722
12 自動車安全特別会計	722
13 東日本大震災復興特別会計	723

### 【政府関係機関】

1 沖縄振興開発金融公庫	733
2 株式会社日本政策金融公庫	733
3 株式会社国際協力銀行	734
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	734

#### 備考

この検査報告中表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

また、検査報告中の図表は、特に注記しているものを除き、本検査報告の取りまとめに当たって本院が作成したものである。

# 第1章 検査の概要

# 第1章 検査の概要

## 第1節 検査活動の概況

### 第1 検査の方針

会計検査院は、令和5年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

#### 令和5年次会計検査の基本方針

(令和4年9月6日策定)

会計検査院は、令和5年次の検査(検査実施期間 4年10月から5年9月まで)に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、令和5年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

#### 1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

#### 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、自然災害の頻発化・激甚化等への対応といった難しい課題に直面している。これらに加え、新型コロナウイルス感染症による影響が依然として続いており、同感染症への対応が引き続き課題となっている。また、国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響についての対応も課題となっている。

このような中で、近年の予算においては、社会保障、文教及び科学振興、防衛、公共事業等の各種の施策について予算措置が講じられている。そして、新型コロナウイルス感染症対策や国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響に対応するための予算措置が講じられ、予期せぬ状況変化に備えるなどとして、多額の予備費が措置されている。また、政府は、新型コロナウイルス感染症への対応において、行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率性が明らかになったなどとして、デジタル社会の形成に向け、行政のデジタル化を推進するとしている。

一方、我が国の財政状況をみると、公債残高は、連年の公債発行により増加の一途をたどる中、新型コロナウイルス感染症対策を実施するなどのための公債発行もあって、



4年度末には約1029兆円に達すると見込まれており、4年度一般会計予算(補正後)における公債依存度は約35%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約22%となっていて、財政健全化が課題となっている。このような中で、政府は、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。」「ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく。」などとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。

このように財政健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視されている。さらに、新型コロナウイルス感染症対策を始めとする各種の施策の実施のために多額の国費が投入されるなどしており、行財政についての説明責任に対する国民の関心は一層高まってきている。こうした中で、予算の執行について検査を行い、行財政に関する国民への問題提起等も含め、検査の結果を報告する会計検査院の役割は一層重要となっている。

### 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。また、検査結果について、国民に分かりやすく説明するように努める。

#### (1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境及びエネルギー
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ デジタル

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種の施策については、医療提供体制の確保、雇用・事業・生活に関する支援等のために多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。

なお、これら以外の分野等の施策についても、国民の関心等に留意しつつ、適時適切に検査を行う。

## (2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合规性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的かつ効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。また、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政状況、財政健全化に向けた取組、特別会計や独立行政法人等の財務状況について、国や法人の決算等に基づき分析を行うなどして検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

## (3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部牽制等の内部統制<sup>けん</sup>の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告等において不適切な事態を指摘する際には、当該事態に係る発生原因や改善の方策等を明記して、当該検査対象機関はもとより、他の検査対象機関における会計経理の適正性の確保等にも資するようにする。このほか、必要に応じて他の検査対象機関においても同種事態が発生していないか検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、検査結果を適時に報告するよう、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上及び検査業務の効率化

社会経済の複雑化や新型コロナウイルス感染症等による社会環境の変化とそれらに伴う行財政の変化、行政のデジタル化推進の取組等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなど不断の見直しを行って、検査能力の向上及び検査業務の効率化を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の活用、リモートによる検査手法の活用を始め検査業務における情報通信技術の一層の活用等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

また、業務の効率化等を通じて、あらゆる職員が活躍できる職場環境の整備を推進し、人材の確保・育成、ひいては検査能力の維持・向上に資するよう努める。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。その際、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通し若しくは関連する事項に対しては、必要に応じて横断的な検査を行うこととする。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。なお、新型コロナウイルス感染症による検査対象機関への影響等に適切に配慮する。

## 第2 検査の実施

### 1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

令和5年次の検査(検査実施期間 4年10月から5年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等208法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は5,422の団体等の会計、⑩は9法人の会計、⑪は15法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は104法人等の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの令和4年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

### 2 在庁検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の方法は、在庁検査と実地検査に区分される。

在庁検査は、次のような方法等により、在庁して常時行う検査である。

- ① 検査対象機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等<sup>(注)</sup>を提出させてその内容を確認するなどの方法
- ② 検査対象機関から、その事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めてその内容を確認したり、情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりするなどの方法

(注) 会計検査院は、令和4年度分の計算書12万5千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体3070万余枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

会計検査院が5年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、次のとおり、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,556か所についての実施率は37.6%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,568か所についての実施率は11.4%となっており、これらを合わせた計11,124か所についての実施率は22.1%となっている。

区 分	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち実地検査 を実施した箇所数 (B)	実 地 検 査 実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,556	1,717	37.6
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,568	751	11.4
計	11,124	2,468	22.1

(注) ①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)は20,346か所のうち41か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は7.9%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた4,358の団体等について実地検査を実施した。

なお、4年次に引き続き、5年次の実地検査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応等として、同感染症による検査対象機関への影響等に配慮して実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、2万7千余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して質問を発しており、5年次の検査において発した質問は5百余事項となっている。

## 第2節 検査結果の概要

令和5年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

### 第1 事項等別の検査結果

#### 1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

##### (1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)  
(本章の12ページ参照)  
(注)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)  
(本章の20ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)  
(本章の24ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)  
(本章の28ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項に関して、当局において執られた是正措置の状況についての検査の結果)  
(本章の30ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

##### (2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)  
(本章の30ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)  
(本章の30ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)  
(本章の31ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)  
(本章の31ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)  
(本章の31ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) <sup>注(1)</sup>
不 当 事 項	285 件	97 億 6375 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 <sup>注(2)</sup> 3 件	< 3 件分 > 3 億 1409 万円 ( 1363 万円)
	第34条及び第36条 <sup>注(2)</sup> 3 件	< 3 件分 > 5 億 4999 万円 ( 120 億 1664 万円)
	第36条 <sup>注(2)</sup> 14 件	< 8 件分 > 300 億 9664 万円 1635 万円 76 億 0444 万円 27 億 7984 万円 1 兆 7212 億 2461 万円 26 億 3240 万円 602 億 8839 万円 476 億 2886 万円 2824 億 3449 万円 226 億 3957 万円
	小 計	20 件

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) <sup>注(1)</sup>
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	<sup>注(2)</sup> 28 件	<28 件分> 173 億 0615 万円 〔 2 億 8344 万円 14 億 9980 万円 28 億 2108 万円 4 億 4298 万円 〕
事 項 計	333 件	<327 件分> <sup>注(3)</sup> 580 億 2214 万円
国会及び内閣に対する報告	3 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	4 件	—
特定検査対象に関する検査状況	4 件	—
総 計	344 件	<327 件分> <sup>注(3)</sup> 580 億 2214 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていない資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているものがあり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

## 2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。



表2 省庁等別事項別検査結果の概要

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計	
	件		注(1) 件	注(2) 注(3)	注(2) 件	注(3) 件	注(2) 件	注(3) 件
内閣府 (内閣府本府)	12	5932万円	注(3) ③⑥ 2	注(3) 8236万円		注(3) 14		注(3) 1億4168万円
総務省	20	2億9849万円	注(3) ③⑥ 2	注(3) 146億4776万円	1	23	1	注(3) 150億8035万円
外務省	1	1302万円	注(6) ③⑥ 1	1863万円 (1635万円)	1	3	1	注(6) 4073万円 (1635万円)
財務省	1	2億4086万円			2	3	2	8億1617万円
文部科学省	24	注(4) 1億7459万円	③④・③⑥ 1	2億5869万円	1	26	1	注(4) 20億7386万円
厚生労働省	146	37億9856万円	注(6) ③④ 2 注(6) ③④・③⑥ 1 注(6) ③⑥ 2	1億7902万円 (1363万円) 9811万円 (120億1664万円) 17億7230万円 (76億0444万円)	注(6) 3	154	3	注(5) 60億6045万円 (1363万円) (120億1664万円) (76億0444万円) (2億8344万円)
農林水産省	18	2億2703万円	注(6) ③⑥ 3	135億7559万円 (27億7984万円) (1兆7212億2461万円)	注(6) 2	23	2	注(6) 197億0198万円 (27億7984万円) (1兆7212億2461万円) (14億9980万円)
経済産業省	5	3481万円			注(6) 1	6	1	注(6) 35億6974万円 (28億2108万円)
国土交通省	33	14億5757万円	③⑥ 1	(26億3240万円)	注(6) 5	39	5	注(6) 34億4488万円 (26億3240万円) (4億4298万円)
環境省	11	1億3453万円				11		1億3453万円
防衛省	2	4174万円	③④ 1	1億3507万円	3	6	3	7億7687万円
沖縄振興開発 金融公庫			③④・③⑥ 1	1億9319万円		1		1億9319万円
日本私立学校 振興・共済 事業団	3	892万円				3		892万円
東日本高速道路 株式会社			③⑥ 1	(602億8839万円)	1	2	1	2650万円 (602億8839万円)
中日本高速道路 株式会社			③⑥ 1	(476億2886万円)	1	2	1	2340万円 (476億2886万円)
西日本高速道路 株式会社			③⑥ 1	(2824億3449万円)	1	2	1	6120万円 (2824億3449万円)
本州四国連絡 高速道路 株式会 社			③⑥ 1	(226億3957万円)		1		(226億3957万円)

事 項 省庁又 は団体名	不 当 事 項		意 見 を 表 示 し 又 は 処 置 を 要 求 し た 事 項		本 院 の 指 摘 に 基 づ き 当 局 に お い て 改 善 の 処 置 を 講 じ た 事 項		計	
	件		注(1) 件	注(2)	注(2) 件		注(2) 件	
日本年金機構	1	5700万円			2	9億2791万円	3	9億8491万円
独立行政法人 大学入試セ ンター					1	7005万円	1	7005万円
独立行政法人 海技教育機構	1	6598万円					1	6598万円
国立研究開発 法人新エネルギー 産業技術総合 開発機構	1	418万円					1	418万円
独立行政法人 情報処理機構 推進機構	1	4290万円					1	4290万円
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構					2	14億9546万円	2	14億9546万円
国立大学法人 旭川医科大学	1	2億7703万円					1	2億7703万円
国立大学法人 大阪大学	1	28億0185万円					1	28億0185万円
国立大学法人 山口大学	1	注(4) 499万円					1	注(4) 499万円
阪神高速道路 株式会社	1	1999万円					1	1999万円
日本郵便 株式会社					1	9995万円	1	9995万円
日本下水道 事業団	1	530万円					1	530万円
合 計	285	注(4) 97億6375万円	注(3) 20	309億6072万円	28	173億0615万円	注(3) 333	注(4)、注(5) 580億2214万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条の規定によるもの、⑤は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2) ( )内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 内閣府(内閣府本府)のうち1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 文部科学省のうち1件及び国立大学法人山口大学の1件は、文部科学省及び国立大学法人山口大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)に関するもの(173ページ及び241ページ参照))があり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(6) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件ある。

以上の各事項計333件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 285件 97億6375万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 6件 9億3778万余円

省庁又は団体名	租 税	保 険 料	保 険 料 ・ そ の 他	物 件	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件
財 務 省	1					1
厚 生 労 働 省		1	1		2	4
国立研究開発法人 新エネルギー・ 産業技術総合 開発機構				1		1
計	1	1	1	1	2	6

(ア) 租 税 1件 2億4086万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 2億4086万余円)

(90 ページ記載)

(イ) 保 険 料 1件 1億2400万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 1億2400万余円)

(137 ページ記載)

(ウ) 保険料・その他 1件 5億4256万余円

<保険料等の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 5億4256万余円)

(141 ページ記載)

(エ) 物 件 1 件 418 万余円

<資産売却収入が不足していたもの>

- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
  - ・委託事業で再委託事業者が購入し又は製造した機械装置等を機構の取得財産として管理していなかったため、機構の資産売却収入が不足していたもの(1 件 418 万余円)  
(500 ページ記載)

(オ) そ の 他 2 件 2616 万余円

<保険給付に係る費用の徴収が適正でなかったもの>

- 厚生労働省
  - ・労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収していなかったもの(2 件 2616 万余円)  
(207 ページ記載)

イ 支出に関するもの 計 275 件 57 億 0002 万余円 <sup>(注)</sup>

(注) 文部科学省のうち1件及び国立大学法人山口大学の1件は、文部科学省及び国立大学法人山口大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

省 庁 又 は 団 体 名	予 算 理	工 事	役 務	保 給 除 付	医 療 費	補 助 金	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)						12			12
総 務 省						15		5	20
外 務 省							1		1
文 部 科 学 省						24			24
厚 生 労 働 省			1	4	2	132		3	142
農 林 水 産 省	1	1				16			18
経 済 産 業 省						5			5
国 土 交 通 省	1					31	1		33
環 境 省						11			11
防 衛 省		1							1
日本私立学校振興・共済事業団						3			3
日本年金機構			1						1
独立行政法人 海技教育機構			1						1
国立大学法人 山口大学	1								1
阪神高速道路株 式会社			1						1
日本下水道事業団		1							1
計	3	3	4	4	2	249	2	8	275

(ア) 予算経理

3件 9億8725万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○農林水産省

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了したこととして検査調書を作成して会計法令に違反していたもの(1件 1914万余円)

(272 ページ記載)

○国土交通省

- ・公共補償の実施に当たり、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分について、一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担しており、また、既存公共施設等の処分利益について、特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されていたもの(1件 9億6311万余円)

(344 ページ記載)

○国立大学法人山口大学

- ・学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの(1件 499万余円)

(522 ページ記載)

(イ) 工事

3件 5530万余円

<積算が過大となっていたもの>

○防衛省

- ・隊舎改修に伴う建築工事等の施行に当たり、宿泊費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 3760万円)

(421 ページ記載)

<契約額が割高となっていたもの>

○農林水産省

- ・山林施設災害関連事業等の実施に当たり、概算数量で設計していた仮設工について、実際の施工数量に基づく設計変更を行っていなかったため、契約額が割高となっていたもの(1件 1239万余円)

(276 ページ記載)

<設計が適切でなかったもの>

○日本下水道事業団

- ・水路橋の耐震補強工事の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、地震発生時におけるボックスカルバートの所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 530万余円)

(532 ページ記載)

(ウ) 役務

4件 1億5087万余円

<必要な業務を適時適切に実施していなかったもの>

○独立行政法人海技教育機構

- ・情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかった

め、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が一度も使用されておらず、また、追加費用が生じたもの(1件 6598 万余円) (492 ページ記載)

<契約額が割高となっていたもの>

○日本年金機構

- ・警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が割高となっていたもの(1件 5700 万円)

(475 ページ記載)

<成果品が所期の目的を達していなかったもの>

○阪神高速道路株式会社

- ・耐震補強設計業務委託契約における鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、成果品が所期の目的を達していなかったもの(1件 1999 万余円)

(525 ページ記載)

<支払額が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するために調達した物品の保管・管理及び配送業務に係る請負契約において、布製マスクが梱包されているケース等の数量が誤って過大に計上されて費用が請求されていたのに、確認が十分でなかったため、支払額が過大となっていたもの(1件 789 万余円)

(144 ページ記載)

(エ) 保険 給付

4件 3770 万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・雇用保険の産業雇用安定助成金の支給が適正でなかったもの(1件 344 万余円)

(146 ページ記載)

- ・雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの(1件 517 万余円)

(149 ページ記載)

- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの(1件 399 万円)

(151 ページ記載)

- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 2509 万余円)

(153 ページ記載)

(オ) 医療 費

2件 1億 5488 万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1億 4933 万余円)

(156 ページ記載)

- ・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件 555 万余円)

(162 ページ記載)

(カ) 補助金<sup>(注)</sup>

249件 39億7885万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○内閣府(内閣府本府)

- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(7件 1447万余円) (46ページ記載)
- ・補助の対象とならないなどのもの(3件 2659万余円) (49ページ記載)
- ・事業の一部を実施していなかったもの(1件 1531万余円) (51ページ記載)
- ・工事の設計数量が過大となっていたもの(1件 293万余円) (52ページ記載)

○総務省

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていたもの(15件 9434万余円) (59ページ記載)

○文部科学省

- ・公立学校情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの(6件 4114万余円) (107ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(2件 4477万余円) (109ページ記載)
- ・大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)が過大に交付されていたもの(3件 1522万余円) (111ページ記載)
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 235万余円) (112ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの(2件 2645万余円) (113ページ記載)
- ・公立諸学校建物其他災害復旧費負担金により設置した空調設備の設計が適切でなかったもの(1件 107万余円) (115ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(5件 1669万余円) (116ページ記載)
- ・ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が過大に交付されるなどしていたもの(3件 2512万余円) (118ページ記載)
- ・文化資源活用事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件 173万余円) (121ページ記載)

○厚生労働省

- ・インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの(1件 607万余円) (166ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)が過大に交付されていたもの(6件 2億3311万円) (168ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたなどのもの(6件 2788万余円) (170ページ記載)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの(3件 2664万余円) (172ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの(5件 2148万余円) (173ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業に係る分)の交付の対象とならないもの(1件 1945万余円) (175ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの(6件 2億0615万余円) (176ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)により実施した事業が補助の目的を達していなかったなどのもの(2件 433万余円) (178ページ記載)
- ・医療提供体制推進事業費補助金(日中一時支援事業に係る分)の交付の必要がなかったもの(1件 1096万余円) (179ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(8件 3億3121万余円) (181ページ記載)
- ・後期高齢者医療制度の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(1件 1937万余円) (184ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(21件 13億0821万余円) (185ページ記載)
- ・疾病予防対策事業費等補助金(がん診療連携拠点病院機能強化事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 270万余円) (191ページ記載)
- ・国民健康保険の特定健康診査・保健指導国庫負担金が過大に交付されていたもの(2件 963万余円) (191ページ記載)
- ・保育所等整備交付金が過大に交付されていたもの(1件 372万余円) (193ページ記載)
- ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの(2件 1959万円) (194ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(49件 4億0090万余円) (196ページ記載)
- ・障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの(1件 368万余円) (199ページ記載)
- ・障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの(1件 5505万余円) (200ページ記載)
- ・介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(3件 973万余円) (201ページ記載)
- ・介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(10件 7031万余円) (202ページ記載)
- ・被災者支援総合交付金が過大に交付されていたもの(1件 684万余円) (205ページ記載)



- 農林水産省
  - ・補助の対象とならないなどのもの(11件 2677 万余円) (279 ページ記載)
  - ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(2件 5474 万余円) (284 ページ記載)
  - ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 1 億 0993 万余円) (286 ページ記載)
  - ・工事費の積算が過大となっていたもの(1件 258 万余円) (287 ページ記載)
  - ・補助金を過大に受給していたもの(1件 145 万余円) (288 ページ記載)
- 経済産業省
  - ・補助金が過大に交付されていたもの(2件 871 万余円) (327 ページ記載)
  - ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 1582 万余円) (329 ページ記載)
  - ・補助の目的外に使用していたもの(1件 816 万余円) (331 ページ記載)
  - ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 210 万余円) (332 ページ記載)
- 国土交通省
  - ・工事の設計が適切でなかったなどのもの(20件 2 億 3562 万余円) (349 ページ記載)
  - ・補助の対象とならないもの(9件 1 億 6199 万余円) (370 ページ記載)
  - ・補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの(1件 7054 万余円) (374 ページ記載)
  - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 1154 万余円) (375 ページ記載)
- 環 境 省
  - ・補助の対象とならないなどのもの(4件 8705 万余円) (412 ページ記載)
  - ・補助金が過大に交付されていたもの(3件 3785 万余円) (414 ページ記載)
  - ・補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの(2件 512 万余円) (416 ページ記載)
  - ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 270 万円) (418 ページ記載)
  - ・工事費の積算が過大となっていたもの(1件 180 万円) (419 ページ記載)
- 日本私立学校振興・共済事業団
  - ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(3件 892 万余円) (457 ページ記載)

(キ) 不正行為 2件 2777 万余円

<現金が領得されたもの>

- 外 務 省
  - ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 1302 万余円) (78 ページ記載)
- 国土交通省
  - ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 1475 万余円) (376 ページ記載)

(ク) その他 8件 3 億 1236 万余円

<交付税が過大に交付されていたもの>

- 総 務 省
  - ・特別交付税の額の算定に当たり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定財源として国庫補助金を控除し

ていなかったことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの(4件 1億3974 万余円) (63 ページ記載)

- ・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの(1件 6439 万余円) (66 ページ記載)

＜介護給付費等の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 4844 万余円) (210 ページ記載)
- ・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 2154 万余円) (216 ページ記載)
- ・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 3822 万余円) (219 ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの

計 4件 31億 2594 万余円

省庁又は団体名	予算経理	不正行為	計
防 衛 省	1件	1件	1件
独立行政法人情報処理推進機構	1		1
国立大学法人旭川医科大学	1		1
国立大学法人大阪大学	1		1
計	3	1	4

(ア) 予算経理

3件 31億 2179 万余円

＜財務諸表の表示が適正を欠いていたもの＞

○独立行政法人情報処理推進機構

- ・地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていたもの(1件 4290 万余円) (503 ページ記載)

○国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人大阪大学

- ・有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの(2件 30億 7888 万余円) (518 ページ記載)

(イ) 不正行為

1件 414 万余円

＜物品が領得されたもの＞

○防 衛 省

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 414 万余円) (422 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項 計 20 件

第 1 章  
第 2 節  
第 1 項  
事項等別の検査結果

ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの 3 件

適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの 3 件

○厚生労働省

- ・生活扶助費等負担金等の算定に当たり、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち当年度中に返納されなかった額について翌年度に調定した額等を事業実績報告書に計上していなかったために負担金が過大に算定されていた事業主体に対して、返還手続を速やかに行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、当該翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることを周知することなどにより負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 1 億 6500 万円)

(222 ページ記載)

- ・事実と異なる申請を行っていた指定医療機関等について、事実関係を確認するなどして、不適正と認められる労災ソフトウェアの導入支援金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び、支払額を裏付ける書面を添付させるなどすることによって、導入支援金の審査を十分に行えるようにするとともに、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合等において経費の内訳を申請書に明記させるなどするように支払要領を見直して、導入支援金の審査の一層の充実を図るよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 1402 万円 背景金額 1363 万円)

(227 ページ記載)

○防 衛 省

- ・物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済が期限内に完了していないものについて、速やかに決済を完了させるよう適宜の処置を要求するとともに、決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等を検討したり、債権発生通知書を歳入徴収官に送付することについて周知徹底を行ったりすることにより、ACSA に基づく提供が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 1 億 3507 万円)

(423 ページ記載)

イ 会計検査院法第 34 条及び同法第 36 条の規定によるもの 3 件

(ア) 会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し及び同法第 36 条の規定により意見を表示したもの 1 件

○沖縄振興開発金融公庫

- ・住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等の融資対象住宅について、借受者が沖縄振興開発金融公庫の承諾を得ることなく用途変更していた事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示したもの (1 件 指摘金額 1 億 9319 万円)

(452 ページ記載)

(イ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したもの 1件

○厚生労働省

- ・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、過大に交付されていた負担金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法を明確に示すよう是正改善の処置を求め、及び診療情報の活用の取組が積極的に行われるための方策を検討するとともに、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化するよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 9811万円 背景金額 120億1664万円)

(233 ページ記載)

(ウ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件

○文部科学省

- ・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に当たり、過大に交付されていた補助金について返還を行わせるよう適宜の処置を要求し、また、補助対象外経費を網羅した資料等を事業主体に示した上で実績報告書の内容の確認を求めるなどするよう改善の処置を要求するとともに、今後同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討するよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 2億5869万円)

(122 ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 14件

(ア) 意見を表示したもの 8件

○総務省

- ・高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 34億3066万円)

(68 ページ記載)

○外務省

- ・無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施に当たり、小学校等の建設工事を実施する事業において、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、遅延の原因の究明や工事の現況把握のための現地訪問等により事業の進捗を確認する措置を十分に講ずるなどして、無償資金協力の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 1863万円 背景金額 1635万円)

(78 ページ記載)

○厚生労働省

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により民間検査機関に整備した次世代シークエンサーについて、都道府県に事業の目的を再度周知した上で、目的に沿って使用されるよう検討させるなどして、有効に使用されるなどするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 5億8653万円)

(241ページ記載)

- ・後期高齢者医療広域連合が実施している高齢者保健事業において、健康診査の実施後に受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていないことについて、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示すなどして、健康診査の事業を対象として交付された補助金等の効果が十分に発現するよう、また、医療機関に存在する診療情報を活用することができるための方策を検討して、高齢者保健事業が経済的に実施されるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 11億8577万円 背景金額 76億0444万円)

(247ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

- ・地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になり緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

{	4件 背景金額	東日本高速道路株式会社	602億8839万円
		中日本高速道路株式会社	476億2886万円
		西日本高速道路株式会社	2824億3449万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	226億3957万円

(460ページ記載)

(イ) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

1件

○農林水産省

- ・水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、実質的に水稲の作付けを行うことができる農地を交付対象水田とするための判断基準を定め、対象作物の収量が記載されている書類等を提出させるなどして実績報告書の確認等を適切に実施し、対象作物の地域の目安となる基準単収等を定めさせるなどして実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行えるよう改善の処置を要求するとともに、現行制度の運用の見直しを検討するなどして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 134億5200万円 背景金額 27億7984万円)

(289ページ記載)

## (ウ) 改善の処置を要求したもの

5 件

## ○内閣府(内閣府本府)

- ・認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等の人件費等に相当する費用が基本分単価に含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合に減額調整を行う必要があることを明確に示し、市町村等に対して周知することなどにより、交付額の算定等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 8236万円)

(54 ページ記載)

## ○農林水産省

- ・森林環境保全整備事業で整備された防護柵について、都道府県及び事業主体に対して、現地の諸条件を勘案した上で維持管理を行うことの重要性を周知し、事業主体に現地の諸条件に応じた維持管理の方法を検討するよう助言するとともに、都道府県に対して、事業主体による維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言することにより、防護柵の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億2359万円)

(298 ページ記載)

- ・非常用発電設備が設置された農業水利施設のうち、ポンプ場設計基準等の改定前に設計された施設について、更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を検討するとともに、ダムについて、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には燃料タンク容量を見直すなどするよう事業主体に対して指導又は助言を行うことにより、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 1兆7212億2461万円)

(304 ページ記載)

## ○国土交通省

- ・多重無線回線の通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性等を事務所等に対して周知し、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて事務所等から定期的に報告させて把握するとともに、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を順次実施していくための実施方針を定めさせ、多重無線回線の全国的なネットワークの機能を維持する観点等から必要な指導を行うことにより、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の全国的なネットワークの機能が維持されるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 26億3240万円)

(377 ページ記載)

## ○内閣府(内閣府本府)及び総務省

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係

る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 112億1710万円)

(442ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計 28件

○総務省

- ・ホストタウンとして登録された地方団体による交流計画の実施に要する経費を算定事項として交付する特別交付税について、地方団体に対して報告を求めることにより、実際に要した当該算定事項の対象となる事業に係る経費の額を把握し、当該算定事項に係る控除措置が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億3410万円)

(73ページ記載)

○外務省

- ・在外公館の館員住宅に設置する自家発電機の買換えに当たり、新たな申請の様式を作成し、在外公館が配備先となる被貸与者を明記した上で申請するよう周知するとともに、本省において申請の審査時に配備の見込みの確認を十分に行うことにより、自家発電機が適時適切に調達されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 908万円)

(85ページ記載)

○財務省

- ・退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの (1件 指摘金額 5億3380万円)

(96ページ記載)

- ・学校施設の用に供する国有地の貸付けに当たり、貸付料を減額できる面積の算定について、校舎等の延面積に乗ずる倍率の考え方を示すことなどにより、減額率が5割となる面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4151万円)

(101ページ記載)

○文部科学省

- ・特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの (1件 指摘金額 16億4058万円)

(127ページ記載)

## ○厚生労働省

- ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当するか否かにかかわらず火災保険金を総事業費から控除するなどするよう改善させたもの (1件 指摘金額 9883万円)  
(253 ページ記載)
- ・介護施設等における陰圧装置設置事業の実施に当たり、都道府県に対して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するなどして、事業が適切に実施されるよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 5685万円 背景金額 2億8344万円)  
(256 ページ記載)
- ・労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定に当たり、労働保険料の収納率を高く維持するという交付目的に照らして、確定保険料が生じていない対象事業主を算定の対象に含めないこととすることにより、報奨金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 6527万円)  
(260 ページ記載)

## ○農林水産省

- ・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(機械導入事業)の実施に当たり、事業実施主体に対して、実施要領等に基づき事業の実質的な効果を検証するための価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体にこれらを適切に行わせるよう指導させ、また、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認する体制を整備させることにより、成果検証が適切に行われるなどするよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 58億2576万円 背景金額 14億9980万円)  
(310 ページ記載)
- ・収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを要領に定めて、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 7360万円)  
(315 ページ記載)

## ○経済産業省

- ・コンテンツグローバル需要創出促進事業において、中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けていたのに、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者には該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていたことを踏まえて、同種の補助金による事業の実施に当たり、公募要項を見直すとともに、実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどして公募要項の見直しを行う態勢整備を図るよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 35億3493万円 背景金額 28億2108万円)  
(333 ページ記載)



○国土交通省

- ・下水道管路施設の老朽化対策に当たり、事業主体に対し、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握すること、速やかに下水道法等に基づく点検を行うことを検討すること及び点検結果等を適切に記録し保存することを周知するとともに、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、修繕等の具体的な実施時期を確認し、必要に応じて助言を行うこととすることなどにより、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるなどするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2850万円 背景金額 4億4298万円)

(383ページ記載)

- ・無人航空機の運航者に注意喚起を行うなどするために構築したドクターヘリ離発着場所、条例飛行禁止区域等の情報を共有するシステムについて、ドクターヘリの運航者及び地方公共団体に対して、改めて、その構築目的、活用方法等について周知し、同システムにおいて共有すべき情報の登録を依頼するとともに、継続的に登録の働きかけを行うなどすることにより、ドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億9813万円)

(388ページ記載)

- ・橋りょう工事における床版防水工の設計に当たり、道路橋床版防水便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定する必要があることなどを明確化した上で、事業主体に対してその内容を周知することなどにより経済的な設計となるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7759万円)

(393ページ記載)

- ・水害ハザードマップに記載する必要があるとされている情報について、地図面の視認性を確保しつつ記載する方法等を示すとともに、これらの情報が記載されているか網羅的に確認するためのチェックシートを作成して、市区町村に対して、水害ハザードマップの作成等に活用するよう周知することにより、水害ハザードマップを通じて水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性があるアンダーパス等の重要な情報が住民等に提供されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 12億0509万円)

(397ページ記載)

- ・航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算に当たり、派遣単価の算出根拠となる資料に記載された派遣料金に消費税が含まれていることなどを踏まえた派遣単価の算出方法を定めた積算要領を制定するなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7800万円)

(402ページ記載)

○防衛省

- ・建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を定めるなどするとともに、契約変更を行う場合

において、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう周知することにより、適切な積算を行うよう改善させたもの（1件 指摘金額 5億2550万円）

(428 ページ記載)

- ・94式水際地雷敷設車の改造に当たり、契約主体の選定及び契約内容について、経済性を十分に考慮して検討を行い改造指令書を作成するよう周知することにより、今後予定される改造がより経済的に実施されるようにするとともに、他の装備品等に係る改造を実施する場合においても同様に経済性を十分に考慮した検討が行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 883万円)

(432 ページ記載)

- ・部品供給等のPBL契約の実施に当たり、仕様書等を需給統制機関に共有することにより、需給統制機関において部品供給の対象品目の部品の調達が行われないようにするとともに、PBL契約の仕様書等の作成時に、需給統制機関における部品供給の対象品目の保管状況を把握することなどにより、需給統制機関が保管している部品が有効に活用されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6573万円)

(436 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

- ・橋りょうのプレキャストコンクリート製の床版及びその接合部の設計に当たり、鉄筋のかぶりを確認するための非破壊試験について、プレキャストコンクリート製の床版の特徴及び製作状況並びにその接合部の構造等を考慮した適切な頻度とするよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	2650万円
		中日本高速道路株式会社	2340万円
		西日本高速道路株式会社	6120万円

(469 ページ記載)

○日本年金機構

- ・国民年金保険料収納業務に係る請負契約において、業務の実態をより適切に反映した実施見込件数を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3億0920万円)

(477 ページ記載)

- ・日本年金機構情報セキュリティポリシー等に基づいて実施すべき情報セキュリティ対策を事業担当部署に対して周知徹底することなどにより、情報システムの調達、保守等業務の外部委託等において適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6億1871万円)

(480 ページ記載)

○独立行政法人大学入試センター

- ・大学入学共通テストに係る試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した経済的な調達を継続的に行うよう関係部局に周知徹底するなどするとともに、大学入試センターが保有する

情報を活用して調達数量の算定基準等を検討するなどする会議を設置して継続的に調達数量を見直す体制を整備することにより、これらの調達が経済的に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7005万円)

(485ページ記載)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するために熊本県に貸し付けた貸付金について、同県に対して、被害を受けた中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直しを求めることにより、使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの (1件 指摘金額 9億1320万円)

(506ページ記載)

- ・中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了して使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億8226万円)

(510ページ記載)

○日本郵便株式会社

- ・荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払に当たり、覚書の日額単価等が実態に即したものとなるよう日額単価等の設定方法や変更の手続を具体的に定めることにより区分業務委託料の支払等が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 9995万円)

(527ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和3年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、23件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが18件、処置が完了していないものが5件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要 (単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣府(内閣府本府)	令和3年度	注(1) 1	注(1) 1	
総務省	3年度	注(1) 1	注(1) 1	
外務省	3年度	1		1
文部科学省	3年度	1	1	
厚生労働省	2年度	1	1	
	3年度	5	3	2
農林水産省	2年度	1	1	
	3年度	5	4	1
経済産業省	3年度	注(2) 2	1	注(2) 1
国土交通省	平成30年度	1	1	
	令和3年度	2	2	
防衛省	平成23年度	1	1	
国立研究開発法人 国立環境研究所	令和3年度	1	1	
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	3年度	注(2) 1		注(2) 1
独立行政法人 住宅金融支援機構	3年度	1	1	
計	平成23年度	1	1	
	30年度	1	1	
	令和2年度	2	2	
	3年度	注(1)、注(2) 19	注(1) 14	注(2) 5
合計		注(1)、注(2) 23	注(1) 18	注(2) 5

注(1) 令和3年度決算検査報告の内閣府(内閣府本府)の1件及び総務省の1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2) 令和3年度決算検査報告の経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない5件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

また、第3章に掲記した意見を表示し又は処置を要求した事項のうち、厚生労働省の1件については令和5年次中に当局において処置が完了したことから、その結果を併せて掲記した。

(5) 不当事項に係る是正措置の検査の結果

昭和 21 年度から令和 3 年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る 5 年 7 月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが 30 省庁等における 346 件 153 億 1996 万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが 30 省庁等における 343 件 151 億 5937 万余円ある。(535 ページ記載)

3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

令和 4 年 11 月から 5 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項は表 4 のとおり 3 件あり、その検査状況の概要を記載した。

表 4 会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項

第 4 章第 1 節における項番	報告事項名	報告年月日
第 1	新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について (541 ページ記載)	令和 5 年 1 月 13 日
第 2	東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について (545 ページ記載)	5 年 2 月 3 日
第 3	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について (553 ページ記載)	5 年 3 月 29 日

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第 105 条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、4 年 11 月から 5 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査結果を報告した事項は表 5 のとおり 4 件あり、その概要を記載した。

表 5 会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査結果を報告した事項

第 4 章第 2 節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日 (注)	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第 1	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について (558 ページ記載)	平成 29 年 6 月 6 日	令和 4 年 12 月 21 日 〔平成 30 年 10 月 4 日、令和 元 年 12 月 4 日〕	参議院 (参議院決算委員会)
第 2	放射性物質汚染対処特措法 3 事業等の入札、落札、契約金額等の状況に関する会計検査の結果について (566 ページ記載)	令和 3 年 6 月 8 日	5 年 2 月 3 日	参議院 (参議院決算委員会)
第 3	防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策に関する会計検査の結果について (571 ページ記載)	2 年 6 月 16 日	5 年 5 月 17 日	参議院 (参議院決算委員会)
第 4	予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について (578 ページ記載)	4 年 6 月 14 日	5 年 9 月 15 日	参議院 (参議院決算委員会)

(注) ( ) 書きは既往の報告年月日である。

なお、検査要請を受諾した事項のうち、5年10月までに報告を行っていない事項は2件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和5年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について	令和5年6月13日
参議院決算委員会	官民ファンドにおける業務運営の状況について	5年6月13日

### (3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として4件掲記した。

- ア 国から個人事業者を対象として支給された持続化給付金の申告状況等について (588 ページ記載)
- イ 食料の安定供給に向けた取組について (599 ページ記載)
- ウ 燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況について (633 ページ記載)
- エ 株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る貸付債権等の状況について (659 ページ記載)

### (4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「個別の検査結果」及び「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを①新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの、②社会保障に関するもの、③国民生活の安全性の確保に関するもの、④デジタルに関するもの、⑤環境及びエネルギーに関するもの、⑥制度・事業の効果等に関するもの、⑦予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑧資産、基金等のストックに関するものに区分して整理するなどした。(698 ページ記載)

### (5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、4年11月に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和3年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。(707 ページ記載)

## 第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

### 1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

#### ① 財務諸表の表示について

- ・地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていたもの (503 ページ記載)
- ・有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの (518 ページ記載)

### 2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

#### ① 不適正な会計経理について

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了したこととして検査調書を作成して会計法令に違反していたもの (272 ページ記載)
- ・公共補償の実施に当たり、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分について、一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担しており、また、既存公共施設等の処分利益について、特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されていたもの (344 ページ記載)

- ・学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの (522 ページ記載)

#### ② 租税及び保険料の徴収について

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (90 ページ記載)
- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (137 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (141 ページ記載)

- ③ 雇用対策のための助成金及び年金の支給について
- ・雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの (149 ページ記載)
  - ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (153 ページ記載)
- ④ 医療費の支払について
- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (156 ページ記載)
  - ・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの (162 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
- ・護床工の設計が適切でなかったもの (286 ページ記載)
  - ・根固工の設計が適切でなかったなどのもの (349 ページ記載)
  - ・擁壁の設計が適切でなかったもの (353 ページ記載)
  - ・橋りょうの支承部及び橋台の設計が適切でなかったもの (359 ページ記載)
- ⑥ 補助金の経理や補助事業の実施について
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていたもの (59 ページ記載)
  - ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)が過大に交付されていたもの (168 ページ記載)
  - ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの (176 ページ記載)
  - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (185 ページ記載)
  - ・循環型社会形成推進交付金事業等において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったなどのため交付金が過大に交付されていたりしていたもの (412 ページ記載)
- ⑦ 貸付金の管理について
- ・住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等の融資対象住宅について、借受者が沖縄振興開発金融公庫の承諾を得ることなく用途変更していた事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示したもの (452 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
- ・物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済が期限内に完了していないものについて、速やかに決済を完了させるよう適宜の処置を要求するとともに、決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等を検討したり、債権発生通知書を歳入徴収官に送付することについて周知徹底を行ったりすることにより、ACSAに基づく提供が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (423 ページ記載)



- ・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に当たり、過大に交付されていた補助金について返還を行わせるよう適宜の処置を要求し、また、補助対象外経費を網羅した資料等を事業主体に示した上で実績報告書の内容の確認を求めるなどするよう改善の処置を要求するとともに、今後同様の事態が生じないように、補助対象経費について、誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討するよう意見を表示したもの (122 ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等の算定に当たり、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち当年度中に返納されなかった額について翌年度に調定した額等を事業実績報告書に計上していなかったために負担金が過大に算定されていた事業主体に対して、返還手続を速やかに行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、当該翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることを周知することなどにより負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (222 ページ記載)
- ・事実と異なる申請を行っていた指定医療機関等について、事実関係を確認するなどして、不適正と認められる労災ソフトウェアの導入支援金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び、支払額を裏付ける書面を添付させるなどすることによって、導入支援金の審査を十分に行えるようにするとともに、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合等において経費の内訳を申請書に明記させるなどするように支払要領を見直して、導入支援金の審査の一層の充実を図るよう是正改善の処置を求めたもの (227 ページ記載)
- ・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、過大に交付されていた負担金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法を明確に示すよう是正改善の処置を求め、及び診療情報の活用の取組が積極的に行われるための方策を検討するとともに、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化するよう意見を表示したもの (233 ページ記載)
- ・介護施設等における陰圧装置設置事業の実施に当たり、都道府県に対して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するなどして、事業が適切に実施されるよう改善させたもの (256 ページ記載)
- ・日本年金機構情報セキュリティポリシー等に基づいて実施すべき情報セキュリティ対策を事業担当部署に対して周知徹底することなどにより、情報システムの調達、保守等業務の外部委託等において適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善させたもの (480 ページ記載)

### 3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

#### ① 役務契約における費用の積算について

- ・収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを要領に定めて、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うよう改善させたもの (315 ページ記載)

- ・航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算に当たり、派遣単価の算出根拠となる資料に記載された派遣料金に消費税が含まれていることなどを踏まえた派遣単価の算出方法を定めた積算要領を制定するなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの (402 ページ記載)
  - ・建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を定めるなどするとともに、契約変更を行う場合において、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう周知することにより、適切な積算を行うよう改善させたもの (428 ページ記載)
  - ・警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が割高となっていたもの (475 ページ記載)
- ② 事務・事業に係る経費の節減について
- ・認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等の人件費等に相当する費用が基本分単価に含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合に減額調整を行う必要があることを明確に示し、市町村等に対して周知することなどにより、交付額の算定等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (54 ページ記載)
  - ・在外公館の館員住宅に設置する自家発電機の買換えに当たり、新たな申請の様式を作成し、在外公館が配備先となる被貸与者を明記した上で申請するよう周知するとともに、本省において申請の審査時に配備の見込みの確認を十分に行うことにより、自家発電機が適時適切に調達されるよう改善させたもの (85 ページ記載)
  - ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当するか否かにかかわらず火災保険金を総事業費から控除するなどするよう改善させたもの (253 ページ記載)
  - ・労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定に当たり、労働保険料の収納率を高く維持するという交付目的に照らして、確定保険料が生じていない対象事業主を算定の対象に含めないこととすることにより、報奨金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの (260 ページ記載)
  - ・橋りょう工事における床版防水工の設計に当たり、道路橋床版防水便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定する必要があることなどを明確化した上で、事業主体に対してその内容を周知することなどにより経済的な設計となるよう改善させたもの (393 ページ記載)
  - ・94式水際地雷敷設車の改造に当たり、契約主体の選定及び契約内容について、経済性を十分に考慮して検討を行い改造指令書を作成するよう周知することにより、今後予定される改造がより経済的に実施されるようにするとともに、他の装備品等に係る改造を実施する場合においても同様に経済性を十分に考慮した検討が行われるよう改善させたもの (432 ページ記載)

- ・ 部品供給等の PBL 契約の実施に当たり、仕様書等を需給統制機関に共有することにより、需給統制機関において部品供給の対象品目の部品の調達が行われないうにするとともに、PBL 契約の仕様書等の作成時に、需給統制機関における部品供給の対象品目の保管状況を把握することなどにより、需給統制機関が保管している部品が有効に活用されるよう改善させたもの (436 ページ記載)
- ・ 橋りょうのプレキャストコンクリート製の床版及びその接合部の設計に当たり、鉄筋のかぶりを確認するための非破壊試験について、プレキャストコンクリート製の床版の特徴及び製作状況並びにその接合部の構造等を考慮した適切な頻度とするよう改善させたもの (469 ページ記載)
- ・ 大学入学共通テストに係る試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した経済的な調達を継続的に行うよう関係部局に周知徹底するなどするとともに、大学入試センターが保有する情報を活用して調達数量の算定基準等を検討するなどする会議を設置して継続的に調達数量を見直す体制を整備することにより、これらの調達が経済的に行われるよう改善させたもの (485 ページ記載)

③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について

- ・ ホストタウンとして登録された地方団体による交流計画の実施に要する経費を算定事項として交付する特別交付税について、地方団体に対して報告を求めることにより、実際に要した当該算定事項の対象となる事業に係る経費の額を把握し、当該算定事項に係る控除措置が適切に行われるよう改善させたもの (73 ページ記載)
- ・ 国民年金保険料収納業務に係る請負契約において、業務の実態をより適切に反映した実施見込件数を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの (477 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・ 学校施設の用に供する国有地の貸付けに当たり、貸付料を減額できる面積の算定について、校舎等の延面積に乗ずる倍率の考え方を示すことなどにより、減額率が5割となる面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう改善させたもの (101 ページ記載)
- ・ 水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、実質的に水稲の作付けを行うことができる農地を交付対象水田とするための判断基準を定め、対象作物の収量が記載されている書類等を提出させるなどして実績報告書の確認等を適切に実施し、対象作物の地域の目安となる基準単収等を定めさせるなどして実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行えるよう改善の処置を要求するとともに、現行制度の運用の見直しを検討するなどして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずるよう意見を表示したもの (289 ページ記載)

- ・下水道管路施設の老朽化対策に当たり、事業主体に対し、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握すること、速やかに下水道法等に基づく点検を行うことを検討すること及び点検結果等を適切に記録し保存することを周知するとともに、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、修繕等の具体的な実施時期を確認し、必要に応じて助言を行うこととすることなどにより、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるなどするよう改善させたもの (383 ページ記載)
- ・無人航空機の運航者に注意喚起を行うなどするために構築したドクターヘリ離発着場所、条例飛行禁止区域等の情報を共有するシステムについて、ドクターヘリの運航者及び地方公共団体に対して、改めて、その構築目的、活用方法等について周知し、同システムにおいて共有すべき情報の登録を依頼するとともに、継続的に登録の働きかけを行うなどすることにより、ドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗するよう改善させたもの (388 ページ記載)
- ・地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になり緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (460 ページ記載)

## 5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

### ① 事業効果の発現について

- ・高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したもの (68 ページ記載)
- ・無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施に当たり、小学校等の建設工事を実施する事業において、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、遅延の原因の究明や工事の現況把握のための現地訪問等により事業の進捗を確認する措置を十分に講ずるなどして、無償資金協力の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (78 ページ記載)
- ・後期高齢者医療広域連合が実施している高齢者保健事業において、健康診査の実施後に受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていないことについて、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法を明確に示すなどして、健康診査の事業を対象として交付された補助金等の効果が十分に発現するよう、また、医療機関に存在する診療情報を活用することができるための方策を検討して、高齢者保健事業が経済的に実施されるよう意見を表示したもの (247 ページ記載)
- ・森林環境保全整備事業で整備された防護柵について、都道府県及び事業主体に対して、

現地の諸条件を勘案した上で維持管理を行うことの重要性を周知し、事業主体に現地の諸条件に応じた維持管理の方法を検討するよう助言するとともに、都道府県に対して、事業主体による維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言することにより、防護柵の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの (298 ページ記載)

- ・非常用発電設備が設置された農業水利施設のうち、ポンプ場設計基準等の改定前に設計された施設について、更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を検討するとともに、ダムについて、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には燃料タンク容量を見直すなどするよう事業主体に対して指導又は助言を行うことにより、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう改善の処置を要求したもの

(304 ページ記載)

- ・水害ハザードマップに記載する必要があるとされている情報について、地図面の視認性を確保しつつ記載する方法等を示すとともに、これらの情報が記載されているか網羅的に確認するためのチェックシートを作成して、市区町村に対して、水害ハザードマップの作成等に活用するよう周知することにより、水害ハザードマップを通じて水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性があるアンダーパス等の重要な情報が住民等に提供されるよう改善させたもの (397 ページ記載)

② 制度の運用について

- ・退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの (96 ページ記載)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により民間検査機関に整備した次世代シークエンサーについて、都道府県に事業の目的を再度周知した上で、目的に沿って使用されるよう検討させるなどして、有効に使用されるなどするよう意見を表示したもの (241 ページ記載)

- ・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(機械導入事業)の実施に当たり、事業実施主体に対して、実施要領等に基づき事業の実質的な効果を検証するための価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体にこれらを適切に行わせるよう指導させ、また、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認する体制を整備させることにより、成果検証が適切に行われるなどするよう改善させたもの (310 ページ記載)

- ・コンテンツグローバル需要創出促進事業において、中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けていたのに、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者に該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていたことを踏まえて、同種の補助金による事業の実施に当たり、公募要項を見直すとともに、実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどして公募要項の見直しを行う態勢整備を図るよう改善させたもの (333 ページ記載)

- ・多重無線回線の通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性等を事務所等に対して周知し、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて事務所等から定期的に報告させて把握するとともに、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を順次実施していくための実施方針を定めさせ、多重無線回線の全国的なネットワークの機能を維持する観点等から必要な指導を行うことにより、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の全国的なネットワークの機能が維持されるよう改善の処置を要求したもの (377 ページ記載)
  - ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したもの (442 ページ記載)
  - ・荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払に当たり、覚書の日額単価等が実態に即したものとなるよう日額単価等の設定方法や変更の手続を具体的に定めることにより区分業務委託料の支払等が適切に行われるよう改善させたもの (527 ページ記載)
- ③ 資金の有効活用について
- ・特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの (127 ページ記載)
  - ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するために熊本県に貸し付けた貸付金について、同県に対して、被害を受けた中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直しを求めることにより、使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの (506 ページ記載)
  - ・中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了して使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの (510 ページ記載)

## 第2章 決算の確認

## 第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

### 第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の令和4年度の国の収入支出の決算を確認した。

#### 第1 一般会計

	歳	入		円
			153,729,463,474,564	
	歳	出	132,385,548,932,749	

#### 第2 特別会計

	歳	入		歳	出
		円			円
内閣府、総務省及び財務省					
交付税及び譲与税配付金		53,624,286,004,281		51,778,322,088,829	
財務省					
地震再保険		105,470,069,739		74,572,235,246	
国債整理基金		235,622,974,280,259		232,556,012,271,230	
外国為替資金		3,589,625,780,655		113,772,969,638	
財務省及び国土交通省					
財政投融资					
財政融資資金勘定		32,742,516,159,826		32,782,293,431,049	
投資勘定		1,255,930,685,005		576,050,692,890	
特定国有財産整備勘定		70,284,932,622		19,966,863,505	
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省					
エネルギー対策					
エネルギー需給勘定		2,953,771,739,467		2,192,563,012,665	
電源開発促進勘定		392,887,831,562		324,187,646,921	
原子力損害賠償支援勘定		8,546,484,011,933		8,504,428,210,800	
厚生労働省					
労働保険					
労災勘定		1,177,857,426,654		986,801,065,803	
雇用勘定		3,891,884,783,722		3,374,708,102,364	
徴収勘定		3,219,046,133,144		3,174,011,414,788	
内閣府及び厚生労働省					
年金					
基礎年金勘定		27,570,467,092,716		24,647,360,695,826	
国民年金勘定		3,835,296,780,876		3,727,792,688,497	
厚生年金勘定		49,151,674,585,293		48,462,892,566,992	
健康勘定		12,486,646,107,230		12,388,239,489,650	
子ども・子育て支援勘定		3,677,229,498,241		3,296,979,206,491	
業務勘定		469,612,795,872		405,514,808,743	



所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
農 林 水 産 省		
食 料 安 定 供 給		
農業経営安定勘定	278,551,735,953	241,691,183,336
食糧管理勘定	846,921,462,046	795,392,738,554
農業再保険勘定	76,070,883,745	69,475,734,387
漁船再保険勘定	9,813,849,996	5,128,864,426
漁業共済保険勘定	25,032,402,715	24,058,489,288
業 務 勘 定	3,565,288,225	3,115,476,066
国営土地改良事業勘定	14,231,561,312	11,681,895,081
国有林野事業債務管理	353,418,498,109	353,418,498,109
経 済 産 業 省		
特 許	217,408,311,655	142,572,828,364
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
保 障 勘 定	63,861,573,429	1,136,702,603
自動車検査登録勘定	48,842,713,440	39,359,490,952
自動車事故対策勘定	16,112,687,996	14,463,300,118
空港整備勘定	440,334,630,767	371,472,705,115
国会、裁判所、会計検査 院、内閣、内閣府、デジ タル庁、復興庁、総務 省、法務省、外務省、財 務省、文部科学省、厚生 労働省、農林水産省、経 済産業省、国土交通省、 環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	1,114,036,748,730	894,495,783,378

## 第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の令和4年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

		円
受 入	収 納 済 額	96,495,992,795,859
支 払	支払命令済額	21,410,971,828,949
	歳入組入額	73,650,831,501,503

### 第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の令和4年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入	支 出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	14,903,979,487	7,617,234,218
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	111,756,690,062	74,533,211,742
農林水産業者向け業務	49,016,630,420	33,009,177,406
中小企業者向け業務	68,346,620,774	31,725,283,579
信用保険等業務	240,083,411,531	262,799,955,331
危機対応円滑化業務	10,771,758,002	41,020,644,367
特定事業等促進円滑化業務	181,083,098	180,184,753
株式会社国際協力銀行	636,029,039,632	502,917,762,545
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	138,289,846,812	70,498,096,904

### 第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

#### 第1 一般会計

会計検査院が令和4年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

収納済歳入額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
円	円	円
153,729,463,474,564	153,728,168,796,848	1,294,677,716

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、在外公館等の歳入金で、日本銀行における4年度歳入金の受入れ期限である5年5月31日までに払い込まれなかったものが1,294,677,716円あったためである。

#### 第2 特別会計

会計検査院が令和4年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2章 第3節 政府関係機関の決算の検査完了 第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照 第1 一般会計 第2 特別会計

## 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

第2章  
第5節  
国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

令和4年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、5年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、5年10月12日現在で次のとおりである。

令和5年度分			
1 一般会計	2 特別会計		
所管	使用決定額 千円	所管	会計名 使用決定額 千円
ア	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費 (該当なし)	財務省及び 国土交通省	財政投融资 投資勘定 99,659
イ	ウクライナ情勢経済緊急対応予備費 (該当なし)		
ウ	予備費		
	総務省		1,410,706
	経済産業省		20,714,419
	計		22,125,125

### 第3章 個別の検査結果

## 第3章 個別の検査結果

### 第1節 省庁別の検査結果

#### 第1 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

補 助 金

- (1) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (12)

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府 (項)沖縄振興交付金事業推進費 (項)子育て世帯等臨時特別支援事業費 (組織)地方創生推進事務局 (項)地方創生推進費  内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定) (項)子ども・子育て支援推進費
部 局 等	内閣府本府、9府県
補助等の根拠	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県3、市9、計12補助事業者等 (県2、市9、計11事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	1村
補助事業等	地方創生推進交付金事業、子どものための教育・保育給付交付金事業、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))等)等
事業費の合計	89,276,166,853円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	81,826,148,207円
不当と認める事業費の合計	99,985,079円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	59,328,722円

## 1 補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、法規性、経済性等の観点から、42 都道府県、471 市区町村及び17 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、2 県、10 市村、計 12 事業主体が実施した地方創生推進交付金事業、子どものための教育・保育給付交付金事業、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))等)等に係る国庫補助金 59,328,722 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
  - 7 件 不当と認める国庫補助金 14,478,433 円
- (2) 補助の対象とならないなどのもの
  - 3 件 不当と認める国庫補助金 26,594,727 円
- (3) 事業の一部を実施していなかったもの
  - 1 件 不当と認める国庫補助金 15,316,500 円
- (4) 工事の設計数量が過大となっていたもの
  - 1 件 不当と認める国庫補助金 2,939,062 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
  - 7 件 不当と認める国庫補助金 14,478,433 円
  - 子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費を過大に精算していたもの
    - (4 件 不当と認める国庫補助金 6,578,433 円)

子どものための教育・保育給付交付金(以下「交付金」という。)は、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども(以下「給付認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」(平成 30 年府子本第 333 号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{利用者負担額}} = \boxed{\text{交付対象事業費}} \\
 \boxed{\text{交付対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付金の交付額}}
 \end{array}$$

(注) 国庫負担率 令和元年度は 1/2 又は 55.2/100、2 年度は 1/2 又は 56.835/100、3 年度は 1/2 又は 57.72/100

この費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。そして、各種加算には、建物の整備・改修に当たって施設整備費又は改修費等の国庫補助金を受けていないなどの施設等に該当する場合に計上する減価償却費加算、3歳以上の給付認定子どもの利用定員に係る必要保育教諭等の数を超えて配置して、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に計上するチーム保育加配加算、主任保育士を保育計画の立案等に専任することができるよう代替保育士を配置しているなどの要件に該当する場合に計上する主任保育士専任加算等がある。

本院が、24都道府県の163事業主体において会計実地検査を行ったところ、4府県の4事業主体において、所定の要件を満たしていないのに、誤って、減価償却費加算、チーム保育加配加算、主任保育士専任加算等を計上するなどしており、費用の額を過大に算定していたため、交付対象事業費が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計6,578,433円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において交付対象事業費の算定に当たり、費用の額の算定の際に、加算等の要件の理解、要件への適合状況の確認等が十分でなかったこと、4府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

千葉県成田市は、民間保育所等であるAに係る令和3年度の費用の額の算定に当たり、園舎が施設整備費又は改修費等の国庫補助金を受けていない施設であるとして減価償却費加算を計上していた。

しかし、Aの園舎は平成29年度に実施した耐震補強工事に当たって私立幼稚園施設整備費補助に係る国庫補助金の交付を受けており、減価償却費加算の要件を満たしていないのに、同市は、誤って、この加算を計上していたことから、費用の額を過大に算定していた。

このため、交付対象事業費4,089,600円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額2,044,800円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業 内容	年度	事業費 千円	左に対する 交付金 交付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める交付 金相当額 千円	摘 要
(1)	千葉県	成田市		2,008,407	1,099,150	4,089	2,044	減価償却費加算を誤って計上していたもの
(2)	富山県	氷見市	元、2	1,752,009	930,125	3,214	1,654	チーム保育加配加算等の計上額が誤っていたものなど
(3)	岐阜県	羽島市	3	1,318,536	706,076	2,917	1,527	主任保育士専任加算等を誤って計上していたものなど
(4)	大阪府	豊中市	2	8,404,118	4,525,363	2,701	1,350	チーム保育加配加算の計上額が誤っていたもの
(1)-(4)の計				13,483,072	7,260,715	12,923	6,578	

## 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))等)の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(3件 不当と認める国庫補助金 7,900,000円)

「子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))」及び「子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(追加給付金、クーポン給付))」(以下、これらを合わせて「子育て世帯支援事業」という。)は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付要綱」(令和3年11月26日府政経運第398号内閣総理大臣通知別紙。以下「交付要綱」という。)に基づき、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、臨時特別の給付を実施することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うことを目的とするものである。

交付要綱等によれば、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、令和3年9月分の児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(児童手当法附則第2条第1項の給付を除く。以下同じ。)の受給者、3年9月30日において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する者(所得額が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額(以下「所得制限限度額」という。)未満の者に限る。)等に対して、児童1人当たり10万円等(以下「子育て給付金」という。)を支給することとされている。

また、交付要綱によれば、市町村は、事業実績報告書等を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとされている。そして、国は、市町村が支給対象者に支給した子育て給付金について、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

本院が、8道県の148市町村において会計実地検査を行ったところ、3県の3市において、支給対象とならない者や既に支給を受けている者に対して子育て給付金を支給したり、子育て給付金の支出手続を取りやめていて支給の事実がなかったりしていたことを把握していたにもかかわらず、誤って、これらに係る金額を控除することなく補助対象事業費に含めていたため、補助対象事業費が過大に精算されていて、これに係る補助金計7,900,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において補助対象事業費の算定に対する理解及び確認が十分でなかったこと、3県において事業実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

さいたま市は、令和3年度の子育て世帯支援事業の補助対象事業費を17,799,850,000円と算定した事業実績報告書等を埼玉県に提出し、これにより同額の補助金の交付を受けていた。

同市は、所得制限限度額を超えるなどして支給対象とならない者に対して子育て給付金を支給したり、既に子育て給付金の支給を受けている者に対して重複して支給したりして、子育て給付金計4,400,000円を誤って支給していた。また、同市は、子育て給付金計400,000円を支給しようとしたものの、支給対象者が振込先の銀行口座を解約するなどしたまま連絡が取れない状況となったため、支出手続を取りやめていて支給していなかった。

しかし、同市は、上記の状況を把握していたにもかかわらず、誤って、これら計4,800,000円を控除することなく補助対象事業費に含めていた。



このため、補助対象事業費 4,800,000 円が過大に精算されていて、これに係る補助金同額が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補助金 交付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円	摘 要
(5) 埼玉県	さいたま市	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(子育て世帯等臨時特別支援(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))等)	3	17,799,850	17,799,850	4,800	4,800	誤って支給した額及び支給の事実がなかった額を含めていたもの
(6) 神奈川県	横浜市	同	3	42,645,900	42,645,900	1,700	1,700	誤って支給した額を含めていたもの
(7) 福岡県	北九州市	同	3	13,201,600	13,201,600	1,400	1,400	同
(5)-(7)の計				73,647,350	73,647,350	7,900	7,900	

(2) 補助の対象とならないなどのもの 3件 不当と認める国庫補助金 26,594,727 円

地方創生推進交付金による事業において、交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたこと、また、市町村交付金の額及び県交付金の額の合計額が制度要綱等に定められた上限である交付対象事業費の2分の1の額を上回るようになっていたことから、交付金が過大に交付されていたもの (3件 不当と認める国庫補助金 26,594,727 円)

地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)は、地域再生法(平成17年法律第24号)、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年府地事第16号等)、地方創生推進交付金交付要綱(平成28年府地事第291号)等(以下「制度要綱等」という。)に基づき、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付金は、地方公共団体が地域再生法に基づき作成する実施計画に掲げる事業を交付の対象とし、交付対象事業費の補助率は2分の1とすること、職員自身の旅費には原則として交付金を充当できないこと、交付金の交付対象となる地域公共交通の新規路線等に係る実証実験の経費は原則1年間分とすることなどとされている。また、都道府県は、市町村への補助事業に交付金を充当することが可能であるとされている。そして、市町村が内閣府本府から交付された交付金を充当して実施する事業に対して、都道府県が内閣府本府からの交付金を活用して補助金を交付する場合は、内閣府本府から当該市町村に交付された交付金の額と、内閣府本府から都道府県に交付されて当該市町村への補助金に充当された交付金の額の合計額が、当該事業に係る交付対象事業費の2分の1の額を上回ることはできないことになっている(以下、内閣府本府から市町村に交付された交付金を「市町村交付金」、内閣府本府から都道府県に交付されて当該市町村への補助金に充当された交付金を「県交付金」という。)

本院が13県及び81市町において会計実地検査を行ったところ、高知県及び2市において、職員自身の旅費、1年間を超過した期間分の実証実験に係る費用、実施計画に掲げる事業以外の事業に係る費用等を交付対象事業費に含めていたこと、また、市町村交付金の額を把握していたのに、これを考慮せずに県交付金の額を算定して市町村交付金の額及び県交付金の額の合計額が制度要綱等に定められた上限である交付対象事業費の2分の1の額を上回るようになっていたことから、交付金相当額計26,594,727円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、高知県及び2市において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、内閣府本府及び2県において高知県及び2市が実施した事業に係る交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### ＜事例＞

高知県は、実施計画に基づき、平成29、30両年度において、「高知県における外商活動の拡大」(以下「外商活動拡大事業」という。)をそれぞれ事業費354,950,309円(交付金充当経費140,604,516円)、同369,686,804円(同151,382,234円)で実施している。

また、同県は、実施計画に基づき、29、令和2両年度において、「中山間地域の維持・活性化に向けた集落活動センターの拡大・機能強化推進事業」(以下「推進事業」という。)をそれぞれ事業費173,961,000円(交付金充当経費37,372,000円)、同108,914,920円(同40,006,000円)で実施している。同県は、推進事業として、管内市町村等に対して補助金を交付しており、この交付額を平成29、令和2両年度の推進事業の事業費に含めていた。

さらに、同県は、実施計画に基づき、平成29、30両年度において、「[拡大再生産]の好循環を生み出すための移住促進・人材確保の取り組み」(以下「移住促進事業」という。)をそれぞれ事業費319,123,155円(交付金充当経費159,561,577円)、同305,074,096円(同148,133,698円)で実施している。同県は、移住促進事業として、管内市町村等に対して補助金を交付しており、この交付額を29、30両年度の移住促進事業の事業費に含めていた。

しかし、同県は、29、30両年度の外商活動拡大事業、29年度の推進事業及び29、30両年度の移住促進事業の実施に要した費用として、職員自身の旅費等29年度計16,253,816円(交付金相当額計8,126,908円)、30年度計11,546,000円(同5,773,000円)を交付対象事業費に含めていた。

また、同県は、管内市町村から、29、30、令和2各年度の推進事業及び移住促進事業として実施した両補助金による各事業の実績報告書の提出を受けた際に、一部の市町村において、各事業の財源として別途、市町村交付金が計上されていることを把握していた。しかし、誤ってこれを考慮せずに県交付金の額を算定していたため、当該市町村に対して交付された市町村交付金の額及び県交付金の額の合計額が、制度要綱等に定められた上限である各事業に係る交付対象事業費の2分の1の額を上回ることとなり、その額は、平成29年度において4町村で計2,220,858円、30年度において8市町村で計2,368,074円、令和2年度において1市で261,812円となった。

したがって、平成29年度10,347,766円、30年度8,141,074円、令和2年度261,812円、計18,750,652円の交付金が過大に交付されていた。

前記の事態を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(8)	内閣府本府	高知県 地方創生推進交付金	平成29、 30、 令和2	1,631,710	677,060	27,799	18,750	職員自身の旅費等を交付対象事業費に含めていたもの、市町村交付金の額及び県の交付金の額が制度要綱等に定められた上限である交付対象事業費の2分の1の額を上回っていたもの
(9)	茨城県	筑西市	同	2	27,617	13,808	5,910	1年間を超過した期間の実証実験に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの
(10)	長崎県	佐世保市	同	2	6,563	2,612	1,934	実施計画に掲げる事業以外の事業に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの
(8)-(10)の計				1,665,890	693,480	44,826	26,594	

第3章 第1節 第1 内閣府(内閣府本府)

(3) 事業の一部を実施していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 15,316,500円  
 地方創生推進交付金による事業の実施に当たり、事業の一部を実施していなかったもの  
 (1件 不当と認める国庫補助金 15,316,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(11)	内閣府本府	熊本県 地方創生推進交付金	平成30、 令和元	167,784	35,947	30,633	15,316

この交付金事業は、地域再生法(平成17年法律第24号)、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年府地事第16号等)、地方創生推進交付金交付要綱(平成28年府地事第291号)等(以下「制度要綱等」という。)に基づき、熊本県が、地域経済のけん引役として期待される県内企業の設備投資を支援し、雇用の創出や交流人口の増加を図り、更なる地域経済の活性化につなげるために、「地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト」(以下「支援事業」という。)を実施したものである。

制度要綱等によれば、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)は、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものとされている。そして、地方公共団体が地域再生法に基づき作成する実施計画に掲げる事業を交付の対象とし、交付対象事業費の補助率は2分の1とすることなどとされている。

同県は、実施計画に基づき、平成30年度(令和元年度に一部事業を繰越し)において、支援事業を、平成30年度の事業費37,312,496円(交付金充当経費18,656,248円)、繰越し後の令和元年度の事業費130,471,814円(同17,291,000円)、計167,784,310円(同計35,947,248円)で実施したとして、内閣府本府に実績報告書を提出し、内閣府本府による審査及び額の確定を受けるなどした上で、交付金計35,947,248円の交付を受けていた。そして、同県は、A社による設備の整備等に係る補助金について、平成30年度に実施した事業分として30,633,000円、令和元年度に繰り越して実施した事業分として30,633,000円、計61,266,000円をA社に対して交付したとして、支援事業の交付対象事業費に同額を含めて計上していた。

しかし、A社が元年度に繰り越して実施することを予定していた設備の整備を断念したことから、上記補助金のうち同県が元年度に交付したとする30,633,000円(交付金の交付対象事業費同額)については、実際には同県からA社に交付されていなかった。

したがって、上記の補助金30,633,000円に係る交付金相当額15,316,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、熊本県において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、内閣府本府において支援事業に係る交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 工事の設計数量が過大となっていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,939,062円

ウレタン塗膜防水等の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,939,062円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(12) 内閣府本府	沖縄県	国頭郡恩納村	沖縄振興特別推進交付金	3	312,070	188,655	3,702	2,939

この交付金事業は、地域の伝統芸能の保存継承及び観光誘客を図るために、恩納村が<sup>なかどまり</sup>恩納村字仲泊地内において、観光交流施設(鉄筋コンクリート造地上2階建て)の整備として、建築工事、電気設備工事等を事業費312,070,000円(交付対象事業費246,344,000円)で実施したものであり、このうち建築工事については工事費222,860,000円(同180,481,000円)となっている。

本件建築工事のうち、施設の屋上の防水工は、<sup>じかなら</sup>コンクリート直均し仕上げの上、ウレタン塗膜防水等を行うものである。

同村は、本件建築工事の設計を設計コンサルタントに委託して、数量調書等の成果品の提出を受け、この成果品に基づくなどして、本件建築工事の予定価格に係る設計数量を算出している。そして、ウレタン塗膜防水の設計数量については、屋上全体を平面部分と立ち上がり部分とに分割して算出し、平面部分の859㎡と立ち上がり部分の23.1㎡とを足し合わせることにより、計882㎡としていた。

しかし、この設計数量のうち、平面部分の859㎡は、その形状が台形であることから、北西側の一辺の長さ14.02m(上底)に南東側の一辺の長さ17.24m(下底)を加えた31.26mに北西側から南東側までの長さ26.41m(高さ)を乗じて得た826㎡に、2分の1を乗ずるなどして算出すべきところ、誤って2

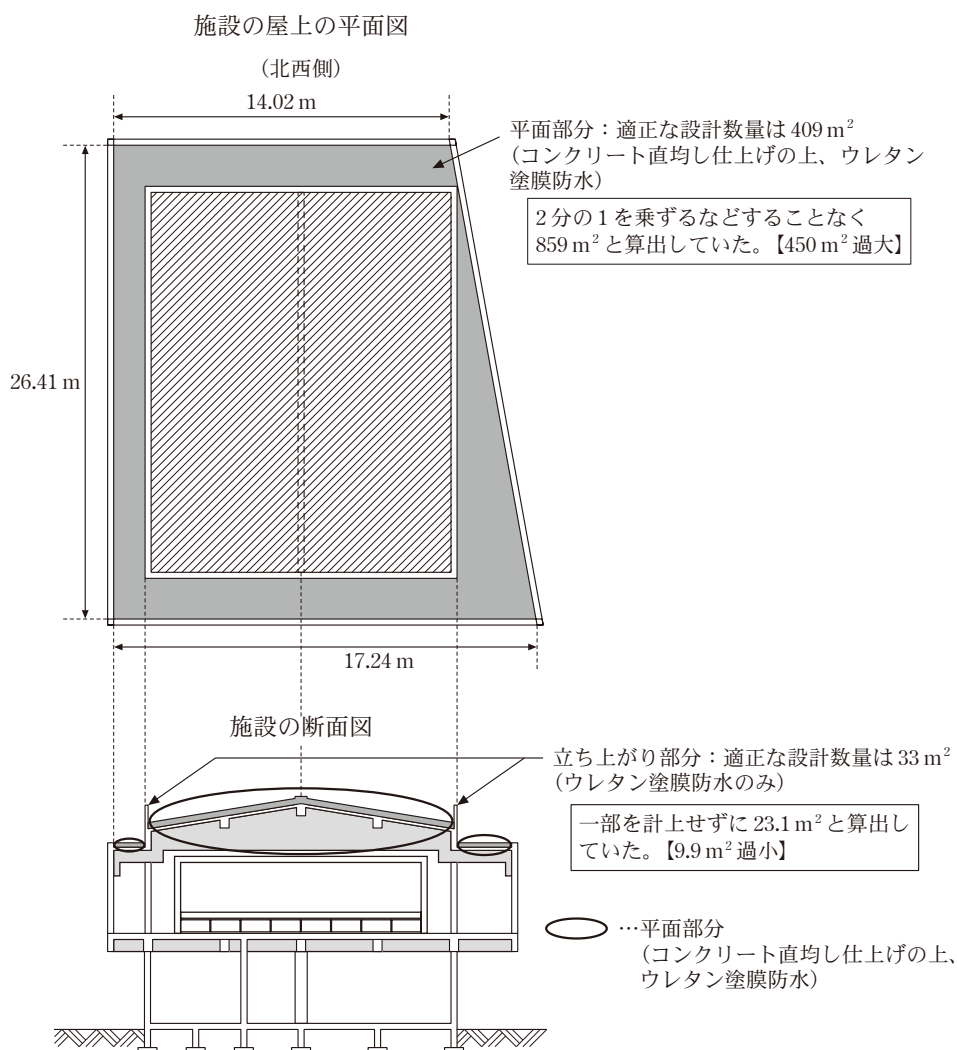
分の1を乗ずるなどすることなく算出していたものであり、適正な設計数量である409㎡に対して、450㎡過大となっていた。なお、立ち上がり部分の23.1㎡には一部計上漏れがあり、適正な設計数量である33㎡に対して9.9㎡過小となっていた(参考図参照)。

このため、前記ウレタン塗膜防水の設計数量882㎡は、過小に算出されていた立ち上がり部分の面積を考慮しても、適正な設計数量計442㎡に対して440㎡過大となっていた。このほか、上記屋上の平面部分の設計数量が過大になっていたことにより、コンクリート直均し仕上げの設計数量についても450㎡過大となっていた。

したがって、適正な設計数量に基づいて本件建築工事費を修正計算すると、219,157,993円となることから、本件契約額222,860,000円はこれに比べて3,702,007円割高となっており、これに係る交付金相当額2,939,062円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において本件建築工事の予定価格の算定に当たり、委託した業務の成果品における設計数量の確認が十分でなかったこと、沖縄県において実績報告書等の審査及び同村に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



意見を表示し又は処置を要求した事項

第3章  
第1節  
第1

内閣府(内閣府本府)

認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等の人件費等に相当する費用が基本分単価に含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合に減額調整を行う必要があることを明確に示し、市町村等に対して周知することなどにより、交付額の算定等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定) (項)子ども・子育て支援推進費
部 局 等	内閣府本府(令和5年4月1日以降はこども家庭庁)
交 付 の 根 拠	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
子どものための教育・保育給付交付金の概要	小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育認定給付の認定を受けた場合の当該子どもに対して民間保育所等が教育又は保育を実施する際に、市町村が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等に要する費用の一部について国が交付するもの
検査の対象とした事業主体数及び交付金交付額	137市区町 2906億2989万余円(令和2、3両年度)
費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等2人又は1人を配置していないのに減額調整を行っていないなかった事態に係る事業主体数及び交付金相当額	23市区 28億0749万余円(令和2、3両年度)
上記について主幹保育教諭等の実際の配置人数等に応じて試算した調整額	8236万円

【改善の処置を要求したものの全文】

認定こども園に係る子どものための教育・保育給付交付金の交付額の算定等について  
(令和5年10月16日付け 内閣府特命担当大臣宛て)  
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 子どものための教育・保育給付交付金の概要

子どものための教育・保育給付交付金(以下「交付金」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等に基づき、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」

という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等に要する費用の一部について、国が交付するものである。

## (2) 交付金の交付額の算定等

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」(平成30年府子本第333号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{利用者負担額}} = \boxed{\text{交付対象事業費}} \\
 \boxed{\text{交付対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率}^{(注1)}} = \boxed{\text{交付金の交付額}}
 \end{array}$$

(注1) 国庫負担率 令和2年度は2分の1又は100分の56.835、3年度は2分の1又は100分の57.72となっている。

このうち、費用の額については、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)等により、民間保育所等の所在地域、利用定員、教育・保育給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の教育・保育給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。そのうち認定こども園の基本分単価等は、教育給付認定を受ける子ども(以下「1号認定子ども」という。)及び保育給付認定を受ける子ども(以下「2・3号認定子ども」という。)の区分ごとに算定することとなっている。

そして、費用の額の算定に当たっては、市町村は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号。以下「留意事項通知」という。)等に基づき、基本分単価に各種加算の認定等を行って一定の額を加算する調整を行うほか、所定の要件に該当する場合に、基本分単価等から地域区分等に応じた単価を基に算出した額(以下「調整額」という。)を減額する調整を行うこと(以下「減額調整」という。)となっている。

減額調整の認定に当たっては、留意事項通知で定める所定の要件に該当することとなった民間保育所等は、所在する市町村に申請し、市町村は、その内容等を確認することとなっている。そして、交付要綱等によれば、市町村は、交付金に係る交付申請書、実績報告書等を都道府県に提出し、都道府県は、市町村からこれらの提出があった場合には、必要な審査等を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、こども家庭庁(令和5年3月以前は内閣府本府。以下同じ。)に提出することとされている。

## (3) 認定こども園における主幹保育教諭等の配置及びそれに係る費用の額の算定等

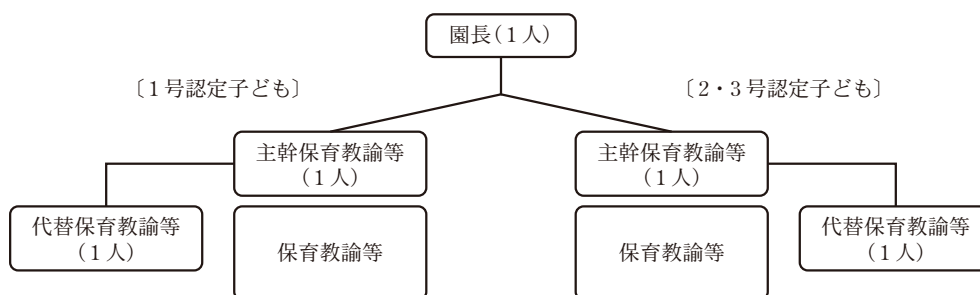
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)によれば、認定こども園において、必要があれば、通常の保育教諭等のほかに主幹保育教諭等を配置できることとされており、主幹保育教諭は、園児の教育及び保育

をつかさどるとともに、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理することとされている。

また、認定こども園に係る費用の額の算定については、留意事項通知等において、認定こども園に係る基本分単価に含まれる職員の構成、人数等が示されている。その内訳は、<sup>(注2)</sup>年齢別配置基準による必要人数、主幹保育教諭等2人(1号認定子どもに係る分及び2・3号認定子どもに係る分でそれぞれ1人ずつ)を教育・保育計画の立案、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等(以下、これらを合わせて「子育て支援活動等」という。)に専任化させるための代替保育教諭等2人(同1人ずつ)等となっている。そして、代替保育教諭等2人を配置することにより専任化された主幹保育教諭等は、子育て支援活動等の取組を実施することとなっている。

こども家庭庁は、認定こども園に係る基本分単価には、主幹保育教諭等2人(1号認定子ども及び2・3号認定子どもの両方の利用がある場合。以下同じ。)又は1人(いずれか一方のみの利用がある場合。以下同じ。)分及び代替保育教諭等2人又は1人分の人件費等に相当する費用があらかじめ含まれているとしている(図参照)。

図 認定こども園に係る基本分単価に含まれる職員の構成、人数等



そして、留意事項通知によると、認定こども園に係る費用の額の算定に当たり、代替保育教諭等を配置するなどして一時預かり事業や障害児に対する教育・保育の提供等の所定の事業等を複数実施していないなどの場合には、減額調整を行うこととなっている。

一方、留意事項通知において、主幹保育教諭等を子育て支援活動等に専任化させるための代替保育教諭等の配置等に関しては定められているものの、専任化して子育て支援活動等を行う主幹保育教諭等の配置等に関することは定められておらず、主幹保育教諭等を配置していない場合の減額調整の要否については明確に示されていない。

(注2) 年齢別配置基準による必要人数 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児(2・3号認定子どもに限る。)6人につき1人、乳児3人につき1人、それぞれ保育教諭等を配置することとなっており、これらの配置に必要な人数を指す。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、認定こども園における主幹保育教諭等の配置はどのようなになっているか、交付金の交付額の算定に当たり、認定こども園に係る費用の額の算定は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2、3両年度に交付金が交付された21都道府県の137市区町(交付金<sup>(注3)</sup>



の交付対象となった認定こども園 2,340 施設、交付金交付額計 2906 億 2989 万余円)を選定した。そして、当該市区町を対象として、支弁台帳、実績報告書等を確認するとともに、職員の配置等に関する調書等の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、こども家庭庁において、交付金の算定方法、基本分単価の構成、留意事項通知の周知方法等について確認するなどして検査した。

(注3) 21 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、岐阜、愛知、兵庫、奈良、島根、香川、宮崎、沖縄各県

#### (検査の結果)

前記 137 市区町の認定こども園 2,340 施設における主幹保育教諭等の配置等について検査したところ、55 市区町の 193 施設では、主幹保育教諭等 2 人又は 1 人を配置していなかった。そして、これらのうち、23 市区の 93 施設における費用の額の算定に当たっては、代替保育教諭等 2 人又は 1 人を配置するなどしていることから、主幹保育教諭等や代替保育教諭等の配置に関して減額調整の要件に該当する事項はないとして、減額調整が行われていなかった。

しかし、前記のとおり、認定こども園に係る基本分単価には、主幹保育教諭等 2 人又は 1 人分及び代替保育教諭等 2 人又は 1 人分の人件費等に相当する費用が含まれている。したがって、主幹保育教諭等 2 人又は 1 人を配置していない場合には、その配置人数に応じて減額調整を行う必要があると認められる。

前記 23 市区の 93 施設(主幹保育教諭等 2 人又は 1 人の配置がない 1 号認定子ども又は 2・3 号認定子どもに係る交付金相当額計 28 億 0749 万余円)について、主幹保育教諭等の実際の配置人数等に応じて調整額を試算すると、計 8236 万余円となる。

また、上記の 23 市区及び 93 施設に対して、主幹保育教諭等 2 人又は 1 人を配置していなかったのに減額調整を行っていなかった主な理由等についてアンケート調査を行ったところ、市区においては、主幹保育教諭等に係る費用が基本分単価に含まれていて 2 人又は 1 人が配置される前提であることを知らなかったという回答が最も多くなっていた。また、認定こども園においては、留意事項通知等における主幹保育教諭等の配置に関する内容及び取扱いを知らなかったという回答が最も多くなっていた。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

名古屋市に所在する認定こども園 A では、令和 2、3 両年度に、主幹保育教諭を 1 人、代替保育教諭等を 2 人、それぞれ配置していた。そして、同園では、2、3 両年度における各種加算や減額調整の申請に当たり、代替保育教諭等を配置しており、留意事項通知に定められている所定の事業等を複数実施していることなどから、減額調整の要件に該当するものはないとして申請書類を作成し、名古屋市に提出していた。

そして、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、認定こども園に係る費用の額について主幹保育教諭等を配置していない場合の減額調整を行うことなく、同園の 1 号認定子どもに係る交付金相当額を、2、3 両年度合わせて 2743 万余円と算定していた。

しかし、同園に係る基本分単価には、主幹保育教諭等 2 人分の人件費等に相当する費用が含まれていることなどから、主幹保育教諭等 1 人分に係る減額調整を行う必要があり、調整額を試算すると、2、3 両年度計 110 万余円となると認められた。

(改善を必要とする事態)

認定こども園に係る交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等2人又は1人分の人件費等に相当する費用が基本分単価に含まれているのに、主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合に減額調整が行われておらず交付額の算定が適切に行われていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、市区において、留意事項通知等についての理解が十分でないことなどにもよるが、こども家庭庁において、認定こども園に係る基本分単価に主幹保育教諭等の人件費等に相当する費用が含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合における減額調整の必要性を明確に示していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

こども家庭庁は、子ども・子育て支援法の規定等に基づき、今後も民間保育所等に対して交付金を交付していくこととしている。

については、こども家庭庁において、認定こども園に係る交付金の交付額の算定等が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 留意事項通知等において、認定こども園に係る基本分単価には主幹保育教諭等2人又は1人を配置するための費用が含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合には減額調整を行う必要があることを明確に示し、都道府県を通じて市町村に対して周知するとともに、市町村を通じるなどして認定こども園に対しても周知すること
- イ 都道府県を通じて市町村に対して、認定こども園に係る費用の額の算定に当たり、認定こども園から各種加算の認定や減額調整に関する申請を受けた際等に、主幹保育教諭等の配置等に係る減額調整の必要性等について十分に確認するよう助言を行うこと

## 第2 総 務 省

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

- (13) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならな  
 (27) い経費を含めるなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費
部 局 等	総務本省、11 府県
補助の根拠	予算補助
交付金事業者 (事業主体)	県 1、市 13、町 1、計 15 交付金事業者
交付金事業	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業
交付金事業の概要	実施計画を作成する地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業を実施するもの
交付対象事業費 の合計	3,286,325,287 円(令和 2、 3 両年度)
上記に対する交 付金交付額の合 計	2,808,331,772 円
不当と認める交 付対象事業費の 合計	130,110,945 円(令和 2、 3 両年度)
不当と認める交 付金相当額の合 計	94,346,559 円(令和 2、 3 両年度)

### 1 交付金の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和 2 年府地創第 127 号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月閣議決定)、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和 2 年 12 月閣議決定)等に掲げる新型コロナウイルスの感染拡大防止策等についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成し、内閣府に提出して確認を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に充てるために、国が交付するものである。

制度要綱等によれば、交付金の交付対象事業は、実施計画を作成する地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業(緊急経済対策に対応した事業)の実施に要する費用の全

部又は一部を負担する事業であって、制度要綱に掲げる基準に適合する国の補助事業等及び地方単独事業とすることとされている。そして、当該地方公共団体が作成した実施計画に記載された交付金の交付対象事業が地方単独事業である場合等は総務省が交付行政庁となることとなっている。

総務省は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に基づき、補助事業者が市町村であるものの交付金の交付に関する事務の一部(額の確定時の審査等)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する法定受託事務として都道府県に委託している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、交付金の算定が適切に行われているかなどに着眼して、22府県及び379市町村において、令和2年度の実施計画に基づく事業(3年度に繰り越された事業を含む。)を対象として、実績報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

その結果、次の(1)から(3)までのとおり、1県及び14市町、計15事業主体が交付金の交付を受けて実施した事業において、交付対象事業費に対象とならない経費が含まれるなどして、これらに係る交付金94,346,559円が不当と認められる。

### (1) 交付対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
(13) 総務本省	富山県	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2、3	1,422,408	1,422,408	4,500	2,392
(14) 山形県	東村山郡 中山町	同	2	23,884	23,884	2,373	2,373
(15) 京都府	福知山市	同	2	126,101	126,101	4,497	4,497
(16) 岡山県	高梁市	同	2	20,236	20,236	1,500	1,500
(17) 熊本県	熊本市	同	2	16,453	8,227	7,520	7,520
(18) 鹿児島県	垂水市	同	2、3	104,742	104,742	27,933	27,933
(13)-(18)の計				1,713,826	1,705,600	48,325	46,217

これらの交付金事業は、それぞれ次に掲げる事業内容で、6事業主体が事業を実施したものである。

- ① 売上高が減少した事業者における販路開拓等の取組に要する経費に対する補助金の交付
- ② 県の融資制度による資金を町内の中小企業者へ貸し付けた金融機関に対する利子補給金の交付
- ③ 国の持続化給付金の給付の対象とならない市内の小規模事業者等への給付金の支給
- ④ 事業の縮小を余儀なくされた中小企業等に対する助成金の交付
- ⑤ 国の補助事業(厚生労働省が所管する事業)において地方公共団体が一部を負担することとされている費用への充当
- ⑥ 事業者が提供する光ブロードバンドサービスに必要な事業費の一部に対する助成

6事業主体は、これらの交付金事業の交付対象事業費を計1,713,826,751円であるとして、総務本省及び5府県に実績報告書を提出し、総務本省及び5府県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、総務本省から計1,705,600,751円の交付金の交付を受けていた。

しかし、交付金の交付対象とされたもののうち、実際には購入されていない機器について交付された補助金、県から別途交付を受けた補助金等相当額、支給対象者の要件を満たさない小規模事業者等に対する給付金、国の補助事業において国が負担している費用及び実施計画に基づく事業に要する経費に該当しない経費は、交付金の交付対象とは認められず、これらに係る交付金計 46,217,518 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、<sup>(注1)</sup> 1 事業主体において補助金の実績報告書等についての審査が十分でなかったこと、<sup>(注2)</sup> 5 事業主体において交付対象事業費や給付金に係る申請内容等についての確認が十分でなかったこと、<sup>(注3)</sup> 4 県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 1 事業主体 富山県

(注2) 5 事業主体 福知山、高梁、熊本、垂水各市、東村山郡中山町

(注3) 4 県 山形、岡山、熊本、鹿児島各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

垂水市は、令和2、3両年度に、垂水市光ブロードバンド整備事業を事業費 104,742,000 円(交付対象事業費同額)で実施したとして、鹿児島県に実績報告書を提出し、総務省から交付金の交付を受けていた。そして、同市は、上記の事業費に、光回線の整備に関連する工事等(以下「関連工事等」という。)に係る経費 31,300,000 円を含めていた。

しかし、関連工事等の対象とされた 530 世帯のうち3年度までに光回線が整備されたものは 57 世帯のみとなっていて、これを除く 473 世帯については、当該関連工事等が4年度以降に実施される見込みとなっていたことから、これに係る関連工事等の経費 27,933,773 円は実施計画に基づく事業に要する経費に該当しないものであった。

したがって、当該関連工事等の経費 27,933,773 円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金同額が過大に交付されていた。

(2) 仕入税額控除を行った消費税額に係る交付金を返還していなかったもの

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
(19) 滋 賀 県	湖 南 市	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	2	31,000	31,000	1,902	1,902
(20) 京 都 府	向 日 市	同	2、3	87,248	87,020	3,185	3,177
(21) 大 阪 府	池 田 市	同	2、3	280,881	280,881	5,427	5,427
(22) 同	撰 津 市	同	2	53,556	53,556	4,821	4,821
(23) 大 分 県	大 分 市	同	2	56,357	56,357	5,108	5,107
(19)–(23)の計				509,044	508,815	20,445	20,437

これらの交付金事業は、家庭や事業者の経済的負担の軽減を図ることなどを目的とした水道料金等の減免等を行うために、5 事業主体が一般会計から水道事業会計等の特別会計に対する繰出しを実施したものである。5 事業主体は、これらの交付金事業の交付対象事業費を計 509,044,444 円であるとして、4 府県に実績報告書を提出し、4 府県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、総務省から計 508,815,929 円の交付金の交付を受けていた。

消費税法(昭和63年法律第108号)等によれば、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額の控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、控除額を「消費税仕入控除税額」という。)を行う仕組みとなっている。そして、地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、その特別会計ごとに事業者とみなされる。

同法等によれば、事業者が地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)等である場合、消費税の確定申告において、補助金収入等の資産の譲渡等の対価以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を、特定収入とそれ以外の収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合には、課税仕入れに係る消費税額から特定収入により賄われる課税仕入れに係る消費税額の控除(以下「調整」という。)を行う必要がないことから、課税売上げに係る消費税額から特定収入により賄われる課税仕入れに係る消費税の額も控除することとなり、事業者はその額を実質的に負担していないことになる。

このため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実績報告及び年度終了実績報告等について」(令和3年3月総務省地域力創造グループ地域自立応援課事務連絡等。以下「事務連絡」という。)において、交付金事業の事業主体である都道府県又は市町村は、交付金事業の終了後に消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、総務省又は都道府県への報告を行うこととされており、この場合、当該金額の返還を行うことになる。

そして、5事業主体は、各水道事業会計に対する繰出しを実施した年度の特別会計の消費税の確定申告において、特定収入割合が100分の5以下となっており、調整を行わない課税仕入れに係る消費税額により仕入税額控除を行っていたことから、事務連絡に基づく報告を行い、交付金に係る消費税仕入控除税額について返還を行う必要があった。

しかし、5事業主体は、当該金額計20,437,156円について、上記の報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において交付金事業における消費税の取扱いに対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

### (3) 交付対象事業費を過大に精算していたもの

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
(24) 秋 田 県	大 仙 市	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	2、3	166,244	106,852	2,628	2,628
(25) 神奈川県	川 崎 市	同	2	146,000	36,500	44,864	11,216
(26) 福 岡 県	福 岡 市	同	2	619,114	399,527	7,764	7,764
(27) 同	み や ま 市	同	2	132,096	51,036	6,083	6,083
(24)～(27)の計				1,063,454	593,915	61,339	27,691

これらの交付金事業は、国の補助事業等(文部科学省又は厚生労働省が所管する事業)において地方公共団体が一部を負担することとされている費用に、4事業主体が交付金を充てるなどしたものである。4事業主体は、これらの交付金事業の交付対象事業費を計1,063,454,092円であるとして、3県に

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円

実績報告書を提出し、3県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、総務省から計 593,915,092 円の交付金の交付を受けていた。

しかし、交付金事業の事業費について国の補助事業等の実績報告書に基づく実際に要した額を交付金の実績報告書に計上すべきところ、誤って所要見込額を計上するなどしていたこと、一部の経費を誤って交付対象事業費として二重に計上していたことなどにより、交付金計 27,691,885 円が過大に精算されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において交付金事業の事業費等の確認が十分でなかったこと、3県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

川崎市は、令和2年度に、厚生労働省所管の補助事業である障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)による「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」に係る事業(以下「本件交付金事業」という。)を事業費 146,000,000 円(交付金充当経費 36,500,000 円)で実施したとして、神奈川県に実績報告書を提出し、総務省から交付金の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記の実績報告書における本件交付金事業の事業費について、誤って2年度の所要見込額を計上しており、事業費を 44,864,000 円過大に計上していた。そこで、本件交付金事業の適正な事業費 101,136,000 円により、同市の負担する適正な交付金充当経費を算定すると 25,284,000 円となる。

したがって、前記の交付金充当経費 36,500,000 円との差額 11,216,000 円が過大に精算されていた。

(13)-(27)の計	3,286,325	2,808,331	130,110	94,346
-------------	-----------	-----------	---------	--------

そ の 他 (28)-(32)

- (28)  
(31) 特別交付税の額の算定に当たり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定財源として国庫補助金を控除していなかったことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)
交 付 先	県 1、市 3
特別交付税交付額	20,204,119,000 円(平成 30 年度～令和 3 年度)
過大に交付された特別交付税の額	139,748,000 円(平成 30 年度～令和 3 年度)

## 1 特別交付税の概要

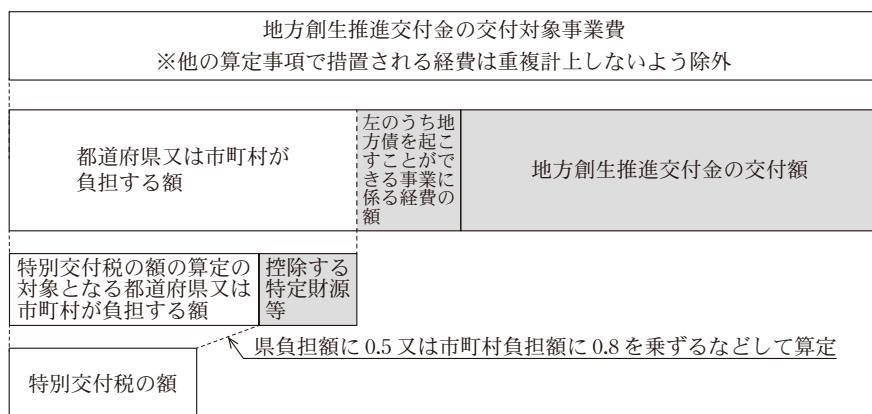
総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。算定事項には、大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費(以下「大学連携経費」という。)、移住・定住対策に要する経費(以下「移住定住経費」という。)、地方創生の推進に要する経費(以下「地方創生経費」という。)等がある。

地方交付税法等に基づき、都道府県は、当該都道府県に該当する算定事項ごとに、特別交付税の額の算定に用いる資料等(以下「算定資料」という。)を作成して、総務省に提出することとなっている。また、市町村は当該市町村に該当する算定事項ごとに算定資料を作成して都道府県に提出することとなっており、都道府県は管内市町村から提出された算定資料の審査を行って同省に送付することなどとなっている。そして、同省は、都道府県から提出され、又は送付された算定資料により、各地方団体に交付すべき特別交付税について、額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の額の算定は、都道府県又は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められており(以下、特別交付税の額の算定の対象となる都道府県又は市町村が負担する額について、都道府県が負担するものは「県負担額」、市町村が負担するものは「市町村負担額」という。)、地方創生経費については、地方債を起すことができない事業を対象とするなどとされている。そして、算定資料の記載に当たり、他の算定事項において特別交付税が措置される経費については、これを重複計上しないよう除外することとされ、また、国庫補助金等の特定財源等は控除することとされている(図参照)。

図 特別交付税の額の算定に係る概念図(地方創生経費の例)



## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかなどに着眼して、総務本省、2県及び14県の65市町村において、平成30年度から令和3年度までの間に交付された特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、<sup>(注1)</sup>1県及び<sup>(注2)</sup>3県の3市において、算定資料の作成に当たり、他の算定事項で算



定した経費を重複して含めていたこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定財源として国庫補助金を控除していなかったことなどにより、1県及び3市に交付された特別交付税計20,204,119,000円のうち計139,748,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1県及び3県の3市において省令等の理解、算定資料の確認等が十分でなかったこと、<sup>(注3)</sup>2県において市の算定資料の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 1県 大分県

(注2) 3県の3市 青森県八戸、茨城県日立、長崎県佐世保各市

(注3) 2県 青森、長崎両県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例1>

佐世保市は、令和元年度に、地方創生経費の算定資料の作成に当たり、市町村負担額を83,199,000円として、地方創生経費に係る算定額を含む特別交付税1,917,434,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、元年度の地方創生推進交付金事業として実施した公共施設整備事業が、地方創生経費の算定の対象とならない地方債を起こすことができる事業であったにもかかわらず、同事業に係る経費を誤って地方創生経費の算定の対象としていたため、地方創生経費に係る市町村負担額43,802,000円が過大となっていた。

したがって、適正な市町村負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると、1,883,444,000円となることから、特別交付税33,990,000円が過大に交付されていた。

#### <事例2>

大分県は、平成30、令和元両年度に、移住定住経費及び地方創生経費の算定資料の作成に当たり、県負担額をそれぞれ平成30年度241,866,000円、400,302,000円、令和元年度404,733,000円、640,328,000円として、両経費に係る算定額を含む特別交付税、平成30年度3,002,984,000円、令和元年度3,504,751,000円、計6,507,735,000円の交付を受けていた。また、同県は、2、3両年度に、大学連携経費の算定資料の作成に当たり、県負担額をそれぞれ6,613,000円、4,447,000円として、大学連携経費に係る算定額を含む特別交付税、2年度3,539,452,000円、3年度3,589,538,000円、計7,128,990,000円の交付を受けていた(平成30年度から令和3年度までの特別交付税交付額計13,636,725,000円)。

しかし、平成30、令和元両年度の地方創生経費の算定資料の作成において、地方創生推進交付金事業として実施した事業に係る経費、平成30年度63,548,000円、令和元年度80,945,000円を移住定住経費に係る県負担額に含めているのに、これを地方創生経費に係る県負担額にも重複して含めており、地方創生経費に係る県負担額、平成30年度63,548,000円、令和元年度80,945,000円が過大となっていた。

また、同県は、2、3両年度の大学連携経費の算定資料の作成においても、地方創生推進交付金事業として実施した事業に係る経費、2年度6,613,000円、3年度4,447,000円を地方創生経費に係る県負担額に含めているのに、これを大学連携経費に係る県負担額にも重複して含めており、大学連携経費に係る県負担額、2年度6,613,000円、3年度4,447,000円が過大となっていた。

さらに、平成30、令和元両年度の移住定住経費の算定資料の作成において、算定対象とした事業に係る地方創生推進交付金の交付決定額を把握していたのに、それよりも金額の大きい予算額に基づく経費を計上したため、移住定住経費に係る県負担額が過大となっていた。

したがって、適正な県負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると、平成30年度2,967,000,000円、令和元年度3,464,182,000円、2年度3,534,162,000円、3年度3,585,980,000円、計13,551,324,000円となり、特別交付税、平成30年度35,984,000円、令和元年度40,569,000円、2年度5,290,000円、3年度3,558,000円、計85,401,000円が過大に交付されていた。

以上を県別に示すと、次のとおりである。

県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要
(28) 青森県	八戸市	地方創生経費	2、3	千円 4,070,823	千円 13,607	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(29) 茨城県	日立市	移住定住経費	3	579,137	6,750	国庫補助金を控除していなかったもの
(30) 長崎県	佐世保市	地方創生経費	元	1,917,434	33,990	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(31) 大分県	大分県	大学連携経費、移住定住経費、地方創生経費	平成30～令和3	13,636,725	85,401	他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたもの
(28)～(31)の計				20,204,119	139,748	

(32) 震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成23年法律第41号)
交付先	茨城県水戸市
震災復興特別交付税交付額	13,098,654,000円(平成30年度～令和2年度)
過大に交付された震災復興特別交付税の額	64,399,000円(平成30年度～令和2年度)

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成23年法律第41号)に基づき、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を23年度から交付している。

そして、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成23年総務省令第155号)等を23年度以降毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている(以下、23年度から令和2年度まで各年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。)

また、市町村は、各市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出しており、都道府県は、市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、同省は、提出された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

そして、震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いることなどにより算定することとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後に、実績額に基づき算定した額との差額について、実績額が確定した年度の震災復興特別交付税の算定において精算することとされている。

算定事項の主なものには、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(循環型社会形成推進交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち各道府県又は各市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」という。)等がある。

そして、総務省は、平成30年度から令和2年度までの間に、茨城県水戸市が平成30年度から令和2年度までの間に循環型社会形成推進交付金の交付を受けて実施した事業(以下「循環型社会形成推進交付金事業」という。)に要する事業費等に基づき復興事業等に必要な経費を算定するなどして、同市に対して、震災復興特別交付税計13,098,654,000円を交付していた。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、総務本省及び同市において、平成30年度から令和2年度までの間に交付された震災復興特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、前記13,098,654,000円のうち、算定資料等の作成に当たり、補助事業等に係る地方負担額の算定において循環型社会形成推進交付金事業に係る経費の算定が適切でなかったため、補助事業等に係る地方負担額が過大となり震災復興特別交付税計64,399,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助事業等に係る地方負担額の算定の基礎となる循環型社会形成推進交付金事業に係る交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(後掲414ページの「循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費の算定が適切でなかったため交付金が過大に交付されていたもの」参照)

意見を表示し又は処置を要求した事項

第3章  
第1節  
第2  
総務省

高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省
補助の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)
補助事業	高度無線環境整備推進事業
補助事業の概要	電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備を整備するもの
検査の対象とした補助事業者数、事業数及び国庫補助金交付額	31 補助事業者 63 事業 72 億 9457 万余円(令和元年度～3年度)
上記のうち整備した伝送用専用線設備が十分に活用されていない事業に係る補助事業者数、事業数及び国庫補助金交付額	20 補助事業者 31 事業 34 億 3066 万円(令和元年度～3年度)

【意見を表示したものの全文】

高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備の利用状況等について

(令和5年10月10日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

## 1 高度無線環境整備推進事業の概要等

### (1) デジタル社会の実現に向けた政府の取組状況

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的として、令和3年9月に、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号。以下「基本法」という。)が施行された。

基本法によれば、デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会における格差が生じないよう、情報の取得及び利用の機会を確保するための情報通信機器の研究開発の推進及びその導入の促進その他の全ての国民に当該機会の確保が図られるようにするために必要な措置が講じられなければならないとされており、政府は、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成しなければならないこととされている。

そして、基本法に基づき4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」<sup>(注1)</sup>によれば、デジタル社会の実現に向けて、全国の光ファイバ世帯カバー率を9年度末までに99.9%（未整備世帯約5万世帯）とすることを指すとともに、未整備世帯についても光ファイバを必要とする全地域の整備を目指すこととされている。また、同計画における基本的な施策の一つとして、過疎地、辺地等の条件不利地域において通信インフラの整備を推進することが引き続き掲げられており、このために、元年度から開始されている高度無線環境整備推進事業（以下「高度無線事業」という。）等を実施することとなっている。

（注1） 光ファイバ世帯カバー率 住民基本台帳等に基づき、一定の仮定の下に推計した利用可能世帯数を総世帯数で除した数値

## （2）高度無線事業の概要

貴省は、電波法（昭和25年法律第131号）に基づき、無線通信の利用可能な地域の拡大等を図ることなどを目的として無線システム普及支援事業費等補助金を交付している。同補助金の交付対象事業には、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局<sup>(注2)</sup>の開設に必要な伝送用専用線設備を整備することを目的とする高度無線事業がある。<sup>(注3)</sup>

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月総基移第380号。以下「交付要綱」という。）によれば、高度無線事業は、原則として、条件不利地域を含む都道府県又は市町村において事業を行うものに限ることとされている。また、補助の対象となる経費は、伝送用専用線設備の整備に要する経費に限られ、無線設備は、補助事業者の責任において設置することとされている。さらに、補助事業者は、事業終了後、速やかに無線局が開設されるように留意することや、交付申請時に総務大臣に提出した光ファイバ整備計画及び無線局開設計画において設定した目標の達成状況等について評価（以下「事後評価」という。）を行い、これを公表するとともに、事後評価に関する報告書を総務大臣に提出することなどとされている。そして、同報告書の提出を受けた総務大臣は、補助事業者に対して必要な助言をすることができることなどとされている。

また、「無線システム普及支援事業費等補助金高度無線環境整備推進事業実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によれば、事後評価として、高度無線事業を実施した地域におけるインターネットサービスの提供開始から2年後の年度末時点において中間評価を行い、中間評価から1年が経過した最初の9月末時点において再評価を行うこととされている。また、目標の達成状況を測定する評価指標については、無線局として家庭内にWi-Fiを設置する場合は、家庭内Wi-Fiの設置世帯数とすることなどが例示されていて、高度無線事業により達成される目標値及び目標年度を評価指標ごとに補助事業者が設定することとされている。

（注2） 無線局 マニュアルにおいて、無線局の種類として5G、LTE、Wi-Fi等が示されていて、その使用例として家庭内Wi-Fiを用いたインターネット接続、農業IoT、教育IoT、観光IoT、コワーキングスペース、スマートモビリティ、スマートホーム等が考えられるとされている。

（注3） 伝送用専用線設備 無線局の開設に必要な伝送路設備、伝送路設備と一体として設置される附属設備及びこれらの設備を設置するために必要な工作物

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、高度無線事業により国庫補助金を用いて整備された伝送用専用線設備が十分に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、元年度から3年度までに実施された高度無線事業390事業(国庫補助対象事業費計1021億9817万余円、国庫補助金交付額計407億3175万余円)のうち、<sup>(注4)</sup>14道県管内において31補助事業者が実施した63事業(国庫補助対象事業費計183億3952万余円、国庫補助金交付額計72億9457万余円)を対象として、31補助事業者において無線局開設計画、実績報告書等を確認し、また、貴省本省において事後評価の把握状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 14道県 北海道、岩手、群馬、長野、静岡、兵庫、奈良、島根、岡山、広島、山口、愛媛、大分、鹿児島各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 目標値の設定状況及び事後評価の状況

63事業に係る31補助事業者が設定した評価指標をみると、いずれの高度無線事業においても、マニュアルにおける例示を踏まえて、家庭内Wi-Fiの設置世帯数、公共用Wi-Fiの設置箇所数等の補助事業者の責任で設置することとされている伝送用専用線設備に接続する無線局の数が設定されていた。また、マニュアルにおいて目標値の具体的な設定方法は定められていないことなどから、補助事業者は、地域の実情を踏まえるなどして、それぞれの考え方に基づいて目標値を設定していた。

そして、63事業のうち、中間評価の実施時期が到来していた11事業における事後評価の内容をみると、上記のとおり、補助事業者がそれぞれの考え方に基づき目標値として設定した無線局の数に対する達成状況の評価が行われていたものの、整備された伝送用専用線設備そのものの利用状況について評価が行われるものとはなっていなかった。このため、今後事後評価が行われる事業も含めて、貴省において、整備された伝送用専用線設備が十分に活用されているか把握できない状況となっていた。

#### (2) 高度無線事業により整備された伝送用専用線設備の利用状況

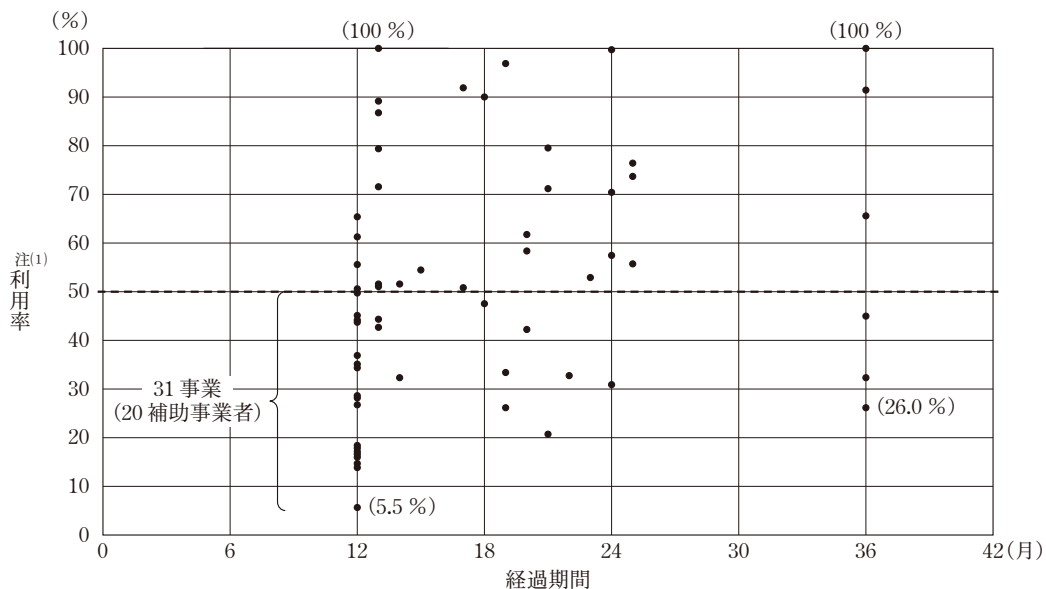
高度無線事業では、国庫補助金により伝送用専用線設備が整備されていることから、その評価に当たっては、接続する無線局の数について補助事業者がそれぞれの考え方に基づき設定した目標値に対する達成状況の評価のほか、当該設備そのものの利用状況の評価を行うことも重要である。

そこで、前記の31補助事業者が実施した63事業について、補助事業者が整備した伝送用専用線設備により提供できるインターネットサービス等の回線数に対する利用回線数の割合(以下「利用率」という。)を評価指標として、本院において利用状況の評価を行った。その結果、図表1のとおり、利用率が100%となっているものがあつた一方、補助事業の完了日から1年経過時点で5.5%(最小値)にとどまっているものや、同3年経過時点で26.0%にとどまっているものがあるなど、利用率が50%未満のものは、20補助事業者が実施した31事業(国庫補助対象事業費計82億7868万余円、国庫補助金交付額計34億3066万余円)となつていて、63事業の約半数は、整備された伝送用専用線設備が十分に活

用されていない状況となっていると認められた。

なお、63事業の中には、提供できるインターネットサービス等の回線数が整備対象地域に居住する世帯数等を超えていたものは見受けられなかった。

図表1 補助事業の完了日からの経過期間別の利用率の状況(4年度末時点)

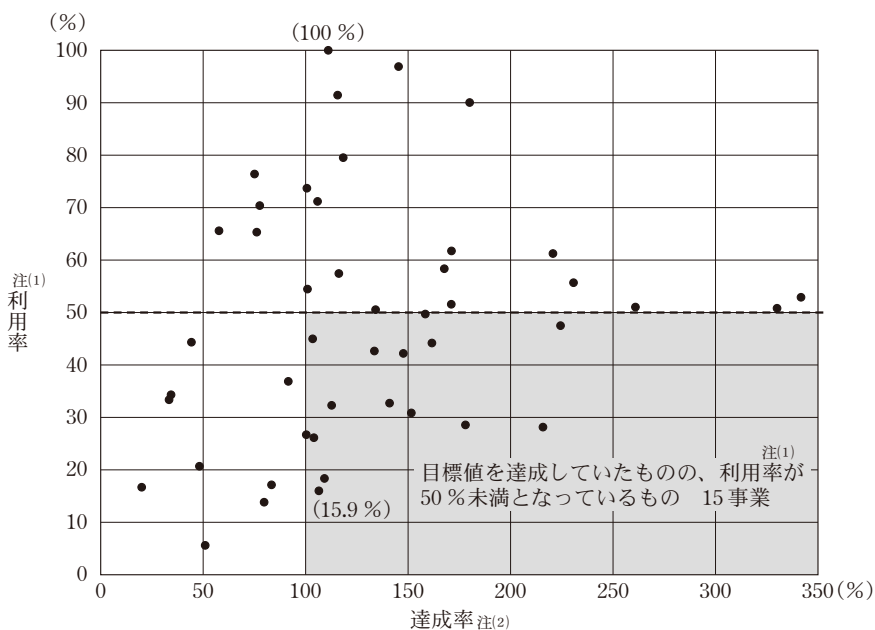


注(1) 利用率は、補助事業者が整備した伝送用専用線設備により提供できるインターネットサービス等の回線数に対する利用回線数の割合である。

注(2) 令和4年度末時点の利用回線数が把握できなかった5事業は、5年2月又は5月時点の利用回線数により、利用率を算出している。

さらに、前記63事業のうち、4年度末時点における目標値の達成状況を把握できた46事業について、補助事業者が目標値として設定した無線局の数に対する実績値の割合(以下「達成率」という。)と利用率との関係についてみると、図表2のとおり、達成率が100%以上となっている33事業の利用率は15.9%から100%となっていて、目標値を達成していたものの、利用率でみると50%未満となっているものが15事業(国庫補助対象事業費計40億5573万余円、国庫補助金交付額計17億7291万余円)見受けられた。

図表2 達成率と利用率の関係



注(1) 利用率は、補助事業者が整備した伝送用専用線設備により提供できるインターネットサービス等の回線数に対する利用回線数の割合である。

注(2) 達成率は、補助事業者が目標値として設定した無線局の数に対する実績値の割合である。上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

木曾広域連合は、令和元、2両年度に、長野県木曾郡南木曾、木曾両町内でインターネットサービスを提供するなどのため、インターネットサービス等の回線数 5,272 回線分の伝送用専用線設備を整備していた(国庫補助対象事業費 2 億 8246 万余円、国庫補助金交付額 1 億 4123 万余円)。同連合は、高度無線事業を行うに当たり、整備対象地域内に居住する世帯のうちインターネットサービスに加入する世帯数を 1,460 と推計した上、このうち 7 割が家庭内 Wi-Fi を設置すると見込み、無線局開設計画において、家庭内 Wi-Fi の設置世帯数を 1,022 とする目標値を設定していた。そして、同連合は、4 年度末に中間評価を行い、上記の目標値を達成したとする報告書(達成率 151.5%)を総務大臣に提出していた。

しかし、目標値を達成していたものの、同年度末時点において、インターネットサービス等の回線数 5,272 回線に対して利用回線数は 1,625 回線(利用率 30.8%)となっていた。

このように、補助事業者が設定した目標値を達成していた事業の中にも、利用率が 50% 未満となっている事業が見受けられたことから、整備された伝送用専用線設備そのものの利用状況の評価を行うことも必要であると認められた。また、前記のように高度無線事業により整備された伝送用専用線設備が十分に活用されていない事業があるにもかかわらず、貴省は、これらの伝送用専用線設備を更に活用する方策を十分に検討するなどしていなかった。

(改善を必要とする事態)

高度無線事業により整備された伝送用専用線設備について、事後評価の内容は利用状況の評価が行われるものとなっておらず、十分に活用されているか把握できない状況となってお



り、また、十分に活用されていない伝送用専用線設備について、更に活用する方策を十分に検討するなどしていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価を行うことの重要性について認識が欠けていること、また、十分に活用することの重要性について理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

高度無線事業は、元年度から国庫補助金を用いて実施されており、5年度以降も引き続き実施されることとなっている。

については、貴省において、高度無線事業により整備された伝送用専用線設備が十分に活用されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価を行う方法について検討した上で、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにすること
- イ 十分に活用されていない伝送用専用線設備について、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

ホストタウンとして登録された地方団体による交流計画の実施に要する経費を算定事項として交付する特別交付税について、地方団体に対して報告を求めることにより、実際に要した当該算定事項の対象となる事業に係る経費の額を把握し、当該算定事項に係る控除措置が適切に行われるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
交流計画の実施に要する経費を算定の対象とする算定事項の概要	ホストタウンとして登録された地方団体による交流計画の実施に要する経費の一部について、地方団体に交付すべき特別交付税の額の算定の対象となる財政需要の事項とするもの
総務省が交流計画分算定額を算定した地方団体数及び算定額	432 地方団体 37 億 0697 万余円(令和元年度～3年度)
対象事業に係る経費が全く生じていない年度があるのに当該年度について控除措置が行われていなかった地方団体数及び交流計画分算定額	89 地方団体 1 億 3410 万円(令和元年度～3年度)

(後掲 558 ページの「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」参照)

## 1 ホストタウンとして登録された地方団体に対して交付される特別交付税の概要等

### (1) ホストタウンの取組等の概要

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(令和4年3月31日廃止。以下「オリパラ事務局」という。)は、平成28年1月から令和3年8月まで、ホストタウン推進要綱(平成27年9月2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定)等に基づき、住民等と東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に参加するために来日する選手等との交流を行い、スポーツの振興等を図る取組を行う地方公共団体をホストタウンとして登録する事業を行っていた(以下、登録された地方公共団体を「登録団体」という。)。そして、登録団体は、登録時に策定した交流計画に基づき、上記の両大会終了後も継続して上記の取組を実施することになっている。

### (2) 登録団体に対して交付される特別交付税の概要

#### ア 特別交付税の概要

総務省が地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき地方団体<sup>(注1)</sup>に対して交付する地方交付税には、普通交付税及び特別交付税があり、このうち特別交付税は、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があることなどにより、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に交付されている。そして、同省は、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。)において、地方団体に交付すべき特別交付税の額の算定の対象となる財政需要の事項(以下「算定事項」という。)及び算定事項ごとの算定方法を定めている。

(注1) 地方団体 地方交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

#### イ 特別交付税の算定における交流計画の実施に要する経費の取扱い

総務省は、平成28年度以降、省令において、登録団体による交流計画の実施に要する経費を算定事項としている(以下、当該算定事項の算定額を「交流計画分算定額」という。)。そして、交流計画分算定額の算定等の手続は、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 登録団体は、「ホストタウン交流計画の年度事業調」(以下「年度事業調」という。)に、交流計画の概要、交流計画の実施に要する経費(見込額を含む。以下同じ。)等を記載して、オリパラ事務局(令和4年度においてはその事務の移管を受けたスポーツ庁。以下同じ。)に提出し、オリパラ事務局は、年度事業調の記載内容を審査した後、総務省に対して送付する。そして、年度事業調には、交流計画の実施に要する経費を、交流計画分算定額の算定対象となる事業(以下「対象事業」という。)に係る分と対象事業以外の事業に係る分とに区分して記載することとなっている。
- ② 地方団体は、年度事業調に記載した交流計画の実施に要する経費のうち、一般財源を財源とする対象事業に係る経費の額(以下「算定対象額」という。)等を「ホストタウン交流事業に関する調」(以下「交流事業調」という。)に記載して、当該地方団体が都道府県である場合には直接、市町村である場合には都道府県を経由して、総務省に提出することにより、算定対象額を報告する。

- ③ 総務省は、年度事業調と交流事業調とを突合するなどして審査した上で、算定対象額に0.5を乗ずるなどして、地方団体ごとの交流計画分算定額を算定する。そして、交流計画分算定額と当該地方団体に係る他の算定事項の算定額を合算して得た額を、毎年度、特別交付税として地方団体に対して交付する。なお、特別区は地方団体に該当しないが、東京都に交付すべき特別交付税の額については、道府県と同様に算定した額に、特別区の存する区域を市とみなして算定した額を加えて算定するという特例が設けられている。

#### ウ 控除措置

省令によれば、前年度以前の特別交付税の算定事項ごとの算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回ることなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が調査した額を当該年度の特別交付税の算定額から控除することとされている(以下、この措置を「控除措置」という)。

#### (3) 交流計画分算定額に係るこれまでの本院の検査の状況等

本院は、元年12月に、会計検査院法第30条の3の規定に基づき、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」(以下「元年報告」という。)を参議院に報告した。元年報告においては、総務省が、算定対象額を報告していた地方団体から実際に要した対象事業に係る経費の額の報告を受けることとしていない事態が見受けられたことを記述した。そして、実施していない対象事業があるにもかかわらず、控除措置が行われていない地方団体が見受けられたことから、適切に控除措置を行うことができるよう、算定対象額を報告していた地方団体から実際に要した対象事業に係る経費の額の報告を求める必要があると認められた旨を記述した。

総務省は、上記の検査結果を踏まえて、元年10月に事務連絡(以下「元年事務連絡」という。)を发出し、地方団体に対して、平成28年度から30年度までに実際に要した対象事業に係る経費の額の報告を求めた。そして、同省は、令和元年12月に、当該報告に基づき、実際に要した対象事業に係る経費の額が算定対象額を下回っていた計231地方団体を対象として、計3億4961万余円の控除措置を行っていた。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、元年報告に記述した前記の内容を踏まえつつ、総務省が、算定対象額を報告していた地方団体に対して、元年事務連絡を发出して以降、実際に要した対象事業に係る経費の額の報告を求めているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、元年度から3年度までに総務省が交流計画分算定額を算定した432地方団体<sup>(注2)</sup>(27県及び405市区町村)に係る交流計画分算定額計37億0697万余円を対象として、同省において実際に要した対象事業に係る経費の額の報告の徴求状況等について説明を聴取するとともに、2地方団体において交流計画分算定額の算定等に係る資料を確認するなどして、会計実地検査を行った。また、上記の432地方団体から対象事業に係る調書、関係資料等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注2) 地方団体数の集計に当たっては、便宜上、各特別区についてそれぞれ1地方団体として集計している。以下同じ。

(検査の結果)

検査したところ、総務省は、元年事務連絡を发出して以降、同省に対する会計実地検査が行われた4年7月までの間に、元年度から3年度までに算定対象額を報告していた地方団体に対して、実際に要した対象事業に係る経費の額の報告を元年事務連絡と同様の事務連絡を发出するなどして求めておらず、その額を把握していなかった。その理由について、同省は、的確な見通しをもって必要な経費の見込額等を算定対象額として報告するよう、地方団体に対して周知徹底を行ってきたことなどによっているとしていた。

そこで、元年度から3年度までに総務省が交流計画分算定額を算定した432地方団体における対象事業の実施状況等を確認したところ、延べ104地方団体(純計89地方団体(4県及び85市町村)<sup>(注3)</sup>)。これらの地方団体に係る交流計画分算定額計1億3410万余円)においては、対象事業を実施しておらず、対象事業に係る経費が全く生じていなかったのに控除措置が行われていない状況となっていた。

(注3) 89地方団体(4県及び85市町村) 秋田、茨城、長野、徳島各県、登別、気仙沼、名取、横手、仙北、東根、会津若松、いわき、二本松、田村、本宮、栃木、小山、富岡、さいたま、川越、秩父、加須、幸手、鶴ヶ島、成田、旭、市原、流山、山武、武蔵野、青梅、調布、西東京、藤沢、小千谷、加茂、十日町、高岡、甲府、都留、山梨、高山、恵那、藤枝、袋井、下田、安城、稲沢、四日市、熊野、舞鶴、貝塚、奈良、鳥取、津山、赤磐、三原、尾道、山口、萩、防府、東かがわ、松山、新居浜、久留米、柳川、みやま、嬉野、長崎、中津、宮崎、鹿屋、西之表、薩摩川内各市、岩手郡雫石、紫波郡紫波、南会津郡南会津、下高井郡山ノ内、知多郡美浜、仁多郡奥出雲、邑智郡邑南、隠岐郡海士、山県郡安芸太田、伊予郡砥部、京都郡みやこ、築上郡築上各町、九戸郡野田、利根郡片品、北都留郡小菅各村

このように、総務省において、元年度から3年度までに算定対象額を報告していた地方団体に対して、実際に要した対象事業に係る経費の額の報告を求めておらず、その額を把握していなかったため、対象事業に係る経費が全く生じていなかったのに控除措置を行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務省において、元年度から3年度までに算定対象額を報告していた地方団体に対して、実際に要した対象事業に係る経費の額の報告を求めて、その額を把握することの必要性に対する理解が十分でなかったことなどによっていると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省は、元年度から3年度までに算定対象額を報告していた地方団体に対して、実際に要した対象事業に係る経費の額等の報告を求めるとして、4年8月に、事務連絡を发出した。そして、当該事務連絡に基づく地方団体からの報告を受けて、同年12月に、対象事業に係る経費が全く生じていなかった前記89地方団体のうち85地方団体(85市町村)に係る交流計画分算定額計1億3027万余円全額の控除措置を行うとともに、残りの4地方団体(4県)に係る交流計画分算定額(計383万余円)を対象として、5年12月に計383万余円全額の控除措置を行う予定であることを、同年9月に当該4地方団体との間で確認する処置を講じた。

なお、上記の控除措置に加えて、総務省は、実際に要した対象事業に係る経費が発生していたもののその額が算定対象額を下回っていた339地方団体のうち、314地方団体(314市区町村)<sup>(注4)</sup>に係る交流計画分算定額(計25億4438万余円)を対象として、4年12月に計9億6678万余円の控除措置を行っていた。また、残りの25地方団体(25県)<sup>(注4)</sup>に係る交流計画分算定額(計4億2123万余円)を対象として、5年12月に計1億9568万余円の控除措置を行うこととしていた。

(注4) 対象事業に係る経費が全く生じていなかった年度がある地方団体であって、当該年度以外に、実際に要した対象事業に係る経費の額が算定対象額を下回っていた年度があるものを含む。

### 第3 外 務 省

#### 不 当 事 項

#### 不 正 行 為

##### (33) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館共通費 (項)経済協力費
部 局 等	在イラン日本国大使館
不正行為期間	令和3年2月～11月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	13,022,218 円 (22,071,555,958 イラン・リアル)

本院は、在イラン日本国大使館(以下「大使館」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく外務大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、外務本省において、合規性等の観点から、不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、大使館において、現地で採用した職員ハビビ某が、資金前渡官吏の補助者として現地職員等に係る社会保障費掛金の支払の事務に従事中、令和3年2月から同年11月までの間に、雇用主負担分を支払うために振り出された小切手を現金化した前渡資金、及び上記の雇用主負担分と併せて納付することとされている本人負担分を支払うために現地職員等から受領した現金を、イラン社会保障庁へ納付することなく領得したものである。大使館では、本件発覚後、不正行為によって生じた未納付となっている社会保障費掛金をイラン社会保障庁からの請求に基づいて前渡資金から支払っており、計22,071,555,958イラン・リアル(邦貨換算額13,022,218円)の損害が生じていて、不当と認められる。

なお、本件損害額については、5年9月末現在で補填が全くされていない。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施に当たり、小学校等の建設工事を実施する事業において、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、遅延の原因の究明や工事の現況把握のための現地訪問等により事業の進捗を確認する措置を十分に講ずるなどして、無償資金協力の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
部 局 等	外務本省
政府開発援助の内容	無償資金協力

検査及び調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計	29 事業	125 億 0829 万余円 (平成 24 年度～26 年度、28 年度～令和 2 年度)
事業の目的が全く達成されていない状況となっていて無償資金協力の効果が全く発現していないと認められる事業数及び贈与額計	2 事業	1863 万円(平成 30、令和元両年度)
事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて無償資金協力の効果が十分に発現していないと認められる事業数及び贈与額	1 事業	1635 万円(背景金額)(平成 30、令和 2 両年度)

【意見を表示したものの全文】

無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施状況について

(令和 5 年 10 月 19 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱(令和 5 年 6 月閣議決定)によれば、我が国は、開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくこととされている。そして、政府開発援助について、その他公的資金や民間資金との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めていくこととされている。

貴省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を実施するとともに、自らも、無償の資金供与による協力(以下「無償資金協力」という。)等を実施している。また、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、無償資金協力、技術協力、有償の資金供与による協力等を実施している。このほか、各府省庁がそれぞれの所掌に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

このうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。無償資金協力は、貴省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。貴省が実施することとなっている無償資金協力の中には、在外公館が資金を贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)等がある。草の根無償は、開発途上国で活動する

NGO、地方公共団体、教育機関等の非営利団体を対象とし、事業の実施期間が贈与契約締結日から1年以内に完了することとされている比較的小規模なプロジェクトである。

令和4年度に貴省及び機構が実施した無償資金協力の実績は2745億2142万余円(うち草の根無償60億5810万余円)となっている。

## 2 本院の検査及び調査の結果

### (検査及び調査の観点及び着眼点)

本院は、貴省又は機構が実施する無償資金協力を対象として、法規性、効率性、有効性等の観点から、貴省及び機構は、交換公文、贈与契約等に則して援助を実施しているか、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか、また、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているかなどに着眼して、検査及び調査を実施した。

### (検査及び調査の対象及び方法)

本院は、無償資金協力29事業(贈与額計125億0829万余円、うち草の根無償14事業に係る贈与額計1億3341万余円)を対象として、貴省本省及び機構本部において援助対象事業について協力準備調査報告書等を確認して、説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、<sup>(注1)</sup>2か国に所在する在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどし、<sup>(注2)</sup>2か国に所在する在外公館及び機構の在外事務所から事業に係る資料等や現地の画像の提出を求めてその内容を確認したほか、情報通信システムを活用して事業の実施状況等について説明を聴取するなどして検査した。

また、貴省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、<sup>(注1)</sup>2か国の事業実施責任者等から直接説明を受けて事業現場の状況を確認するなどして現地調査を実施し、ネパールの事業実施責任者等から情報通信システムを活用して説明を受けるなどして調査した。さらに、相手国等の保有している資料等で調査上必要なものがある場合は、貴省又は機構を通じて入手した。

(注1) 2か国 ヨルダン・ハシェミット王国、タイ王国

(注2) 2か国 フィジー共和国、ネパール

### (検査及び調査の結果)

検査及び調査を実施したところ、次のとおり、草の根無償2事業(贈与額計1863万余円)については事業の目的が全く達成されていない状況となっていて無償資金協力の効果が全く発現しておらず、また同1事業(同1635万余円)については事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて無償資金協力の効果が十分に発現していなかった。

#### (1) 草の根無償：ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画

##### ア 事業の概要

この事業は、フィジー共和国ナイタシリ県にあるナヴァケゼ・ディストリクト小学校内に新校舎を建設することで、二つの学年を併せて1学級となっている複式学級を解消するなどして児童及び教職員に適切な教育等の環境を整備することを目的とするものである。



在フィジー日本国大使館(以下「大使館」という。)は、平成30年12月に、事業実施機関であるナヴァケゼ・ディストリクト小学校との間で贈与契約を締結し、31年1月に、この事業に必要な資金として、82,176.48米ドル(邦貨換算額920万余円)を贈与している。また、事業計画において、事業実施期間を6か月としている。

そして、草の根無償については、貴省が定めた「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によれば、事業実施機関は、贈与契約に定められた供与限度額及び品目の範囲内で供給業者と調達契約を結ぶなどして調達を行うこととされており、在外公館は、事業実施機関に専用口座を開設させ、贈与した資金を事業実施機関が口座から引き出す前に支出の裏付けとなる請求書等によりその用途を確認することなど、供与資金の適正使用を担保し、確認する手段を講ずることとされている。また、事業の進捗の把握や問題の早期発見、対応を目的として、現地視察等を行うこととされている。

本事業では、大使館は、ガイドラインの定めなどに基づき、事業計画において、事業実施機関による資金の引出しに際しては、事前に請求書等の証拠書類を提示させその用途等を確認するなどとしている。また、事業の進捗を確認するために、事業の中間時点である贈与契約締結後3か月以内に事業実施機関から中間報告書を取り付け、大使館からも電話等により適宜進捗状況を確認するなどとしている。

#### イ 検査の結果

検査したところ、事業実施機関と施工業者との間の契約において、支払は9段階の建設工事の工程に応じて行われるとされ、大使館によると、5段階目までの工事分に相当する支払が行われていたものの、資金を管理していた当時のスクールマネージャーが、本事業の供与対象ではないホール建設に資金を流用するなどしたために、資金が不足するなどしたとしていて、建設工事が中断していた。そして、新校舎は基礎工事及び外壁工事が完了したのみで完成しておらず、新校舎を建設することにより、二つの学年を併せて1学級となっている複式学級を解消するなどして児童及び教職員に適切な教育等の環境を整備するという事業の目的が全く達成されていない状況となっていた。

上記の状況に関し、大使館は、事業計画に定めていた、事業実施機関が資金を引き出す際の請求書等の証拠書類による事前の用途等の確認を一度も行っておらず、資金の引出しが、新校舎の建設工事の契約書に記載された段階どおりのものとなっていないことなどを把握していなかった。

また、贈与契約締結後3か月以内に取り付けるとしていた中間報告書は未提出の状況が続いていたのに、大使館は、電話等で中間報告書の提出を督促するのみであった。そして、月1回程度工事の進捗は問題がないといった報告を電話で受けたとしているものの、口頭での報告内容の根拠の確認や、中間報告書の提出が遅延している原因の究明、工事の現況を把握するための現地訪問等、事業の進捗を確認する措置を十分に講じていなかった。

そして、大使館は、事業完了予定時期を1年以上経過した令和2年9月に、事業を前任者から引き継いだ事業実施機関のスクールマネージャー等の要請により現地訪問を行

い、新校舎の建設工事が中断していることなどを把握したが、事業実施機関に対して自助努力によって新校舎の建設工事を完了させることなどを指示していたのみで十分な働きかけを行っておらず、建設工事は中断したままとなっていた。

## (2) 草の根無償：カランプ小学校整備計画

### ア 事業の概要

この事業は、フィジー共和国カランプ村にあるカランプ小学校内にトイレ棟及び幼稚園舎を建設することなどにより、生徒、園児及び教職員の学習等の環境の改善を図ることを目的とするものである。

大使館は、元年12月に、事業実施機関であるカランプ小学校との間で贈与契約を締結し、2年1月に、この事業に必要な資金として、85,706.03米ドル(邦貨換算額942万余円)を贈与している。

また、事業実施機関は贈与契約締結の同日に、施工業者とトイレ棟及び幼稚園舎の建設等を行う契約を締結している。

そして、大使館は、本事業では、ガイドラインの定めなどに基づき、事業計画において、事業実施機関による資金の引出しに際しては、事前に請求書等の証拠書類を提示させその用途等を確認するなどとしている。また、事業の進捗を確認するために、事業の中間時点である贈与契約締結後6か月以内に事業実施機関から中間報告書を取り付け、大使館からも電話等により適宜進捗状況を確認するなどとしている。

### イ 検査の結果

検査したところ、事業実施機関と施工業者との間の契約において、トイレ棟及び幼稚園舎の建設それぞれについて4段階の工程があり、支払は工程に応じて行われるとされ、大使館によると、事業実施機関は、工程等に応じて支払を行っていたが、2年5月に前払金を含む5回目の建設工事費等を支払って以降施工業者と連絡がとれなくなったとしており、トイレ棟及び幼稚園舎はいずれも未完成のまま工事が中断していて、トイレ棟及び幼稚園舎を建設することなどにより、生徒、園児及び教職員の学習等の環境を改善するという事業の目的が全く達成されていない状況となっていた。

上記の状況に関し、大使館は、事業計画に定めていた、事業実施機関が資金を引き出す際の請求書等の証拠書類による事前の用途等の確認を一度も行っていなかった。

また、贈与契約締結後6か月以内に取り付けるとしていた中間報告書は期限内に提出されなかった。しかし、コロナ禍のため出張を抑制していたこともあり、大使館は、現地訪問によらず電話により状況を確認していたとしているものの、中間報告書の提出を督促するのみで、口頭での聞き取り内容の根拠の確認や中間報告書の提出が遅延している原因の究明等を行っておらず、事業の進捗状況を十分に確認できていなかった。このため、大使館は、事業実施機関が施工業者と連絡がとれなくなっていて工事が中断していることについて、同年9月に事業実施機関からの報告があるまで把握していなかった。

さらに、大使館は、事業実施機関が施工業者と連絡がとれなくなっている状況を把握した2年9月以降も、数か月にわたり施工業者と連絡が可能であったとしていて、施工業者に複数回面談の約束を取り付けたとしていた。しかし、その面談の約束が全てキャ

ンセルされていたのに、大使館は、施工業者の事務所等に事業実施機関と共に赴いて協議するなど、事業継続のために必要な措置を十分に講じていなかった。そして、工事が中断している原因の究明や事業実施機関が工事未完了分について返金を受けることなどができないまま、3年4月頃に大使館も施工業者と連絡がとれなくなる状況となっていた。

### (3) 草の根無償：パウ・ディストリクト小学校整備計画

#### ア 事業の概要

この事業は、フィジー共和国パウ島にあるパウ・ディストリクト小学校内に校舎及び寄宿舎を建設することなどで、複式学級の解消や、児童や園児、教職員の生活環境の改善等を図ることを目的とするものである。

大使館は、平成31年2月に、事業実施機関であるパウ・ディストリクト小学校との間で贈与契約を締結し、同年3月に、事業に必要な資金として、141,389.98米ドル(邦貨換算額1583万余円)を贈与している。また、大使館は、贈与を受けて建設した校舎及び建設中であった寄宿舎が大型サイクロンによって損傷したとして、令和2年8月、修復工事及び追加資材調達のためのフォローアップ費4,741米ドル(邦貨換算額52万余円)を更に贈与している。

そして、事業実施機関は、当初の贈与契約に基づいて施工業者と校舎及び寄宿舎の建設等を行う契約(以下「当初契約」という。)を締結し、フォローアップ費については、当初契約の下請業者と直接契約を締結している。

#### イ 検査の結果

検査したところ、事業実施機関は、寄宿舎建設等のための前払金を受け取った当初契約の施工業者とは、工事が完了しないまま、2年8月頃連絡がとれなくなったとしており、建設工事等が遅延している状況となっていた。そして、5年7月の貴省本省会計実地検査時点においても、校舎は完成したものの、寄宿舎は完成しておらず、校舎及び寄宿舎を建設することなどにより、複式学級の解消や、児童や園児、教職員の生活環境の改善等を図るといった事業の目的が十分に達成されていない状況となっていた。

また、本事業の当初契約の施工業者は、(2)カランブ小学校整備計画においても建設工事等を実施していて、(2)イのとおり、工事が完了しないまま、2年5月にカランブ小学校は施工業者と連絡がとれなくなっていたとしていた。そして、本事業では、同年8月頃に事業実施機関であるパウ・ディストリクト小学校は同施工業者と連絡がとれなくなっていたとしていた。

上記の状況に関し、大使館は、カランブ小学校整備計画における状況を把握した2年9月に、本事業の状況についても、事業実施機関であるパウ・ディストリクト小学校に電話で確認し、口頭により工事は最終段階であるとの報告を受けていた。しかし、施工業者に対しては本事業の状況を確認していなかった。そして、大使館は、2年9月において最終段階にあると報告された工事の進捗状況等を十分に確認しないままであったため、本事業についてもカランブ小学校整備計画と同様に、事業実施機関であるパウ・ディストリクト小学校が施工業者と工事が完了しないまま連絡がとれない状況となっていることを3年2月まで把握していなかった。

また、大使館は、この状況を把握した3年2月以降も、同施工業者に取り付けていた面談の約束が全てキャンセルされていたのに、施工業者の事務所等に事業実施機関と共に赴いて協議するなど、事業を継続させるために必要な措置を十分に講じていなかった。そして、工事が中断している原因の究明や事業実施機関が工事未完了分について返金を受けることなどができないまま、(2)イのとおり、3年4月頃に大使館も施工業者と連絡がとれなくなる状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

このように、事業の目的が全く達成されていない状況となっていて無償資金協力の効果が全く発現していない事態及び事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて無償資金協力の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、貴省において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画については、供与資金の適正な管理を担保し、確認する手段として行うとしていた、資金引出しに際しての請求書等による事前の用途等の確認が行われておらず、資金の引出しが建設工事の契約書に記載された段階どおりのものとなっていないことなどを把握していなかったこと、中間報告書が未提出の状況が続いていたのに、電話で提出の督促を行うのみで、口頭での報告内容の根拠の確認や遅延の原因の究明、現況把握のための現地訪問等、事業の進捗を確認する措置を十分に講じていなかったこと
- イ カランプ小学校整備計画については、資金引出しに際しての請求書等による事前の用途等の確認が行われておらず、事業に係る支払状況を把握していなかったこと、中間報告書が期限までに提出されていなかったのに、電話で提出の督促を行うのみで、事業の進捗状況が十分に確認できていなかったこと、事業実施機関が施工業者と連絡がとれなくなっている状況を把握した後も、大使館が事業実施機関と共に施工業者を訪問して協議を実施するなど、事業継続のために必要な措置を十分に講じていなかったこと
- ウ バウ・ディストリクト小学校整備計画については、事業実施機関が施工業者と連絡がとれなくなっていることなどの把握が遅れるなど、事業の進捗状況を十分に確認しておらず、その状況を把握した後も、大使館が事業実施機関と共に施工業者を訪問して協議を実施するなど、事業継続のために必要な措置を十分に講じていなかったこと

3 本院が表示する意見

貴省において、無償資金協力の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画、カランプ小学校整備計画及びバウ・ディストリクト小学校整備計画について、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけるなどすること
- イ ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画及びカランプ小学校整備計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、小学校等の建設工事を実施する際に、事業実施機関から施工業者等への支払が工事等の進捗に伴い段階的に行われることと

なっている場合、施工業者等に対する事業実施機関の支払においては、契約書等に記載された段階どおりのものとなっているかなど、資金引出しに際して事前に請求書等で用途等の確認を徹底すること

ウ ナヴァアケゼ・ディストリクト小学校整備計画及びカランプ小学校整備計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、小学校等の建設工事を実施する際に、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、口頭による確認のみならず、その内容の根拠の確認、遅延の原因の究明、工事の現況把握のための現地訪問等、事業の進捗を確認する措置を十分に講ずること

エ カランプ小学校整備計画及びパウ・ディストリクト小学校整備計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、小学校等の建設工事を実施する際に、事業実施機関と施工業者等との連絡がとれなくなっているなどの場合、事業実施機関からその状況を速やかに報告させることを徹底するとともに、在外公館が事業実施機関と共に施工業者等を訪問し十分に協議を行うなどして事業の継続を図ること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

在外公館の館員住宅に設置する自家発電機の買換えに当たり、新たな申請の様式を作成し、在外公館が配備先となる被貸与者を明記した上で申請するよう周知するとともに、本省において申請の審査時に配備の見込みの確認を十分に行うことにより、自家発電機が適時適切に調達されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館共通費
部 局 等	外務本省、5 在外公館
館員住宅に設置する自家発電機の概要	勤務環境が著しく厳しい地の在勤者に対して、停電時の対応のために、在外公館の館員住宅を対象に設置するもの
買換えにより調達した自家発電機の数量及び取得価格	52 台 5506 万余円(平成 29 年度～令和元年度、3 年度)
上記のうち調達後1年以上にわたって未配備となっていて、適時適切な調達となっていなかった自家発電機の数量及び取得価格	13 台 908 万円(平成 29 年度～令和元年度)

### 1 自家発電機の調達の概要

外務本省(以下「本省」という。)は、「在外公館用会計事務の手引き(改訂版)」(平成 27 年 3 月外務省大臣官房会計課)に基づき、館員住宅基盤整備として、勤務環境が著しく厳しい地の在

勤者に対して、停電時の対応のために、在外公館の館員住宅を対象に自家発電機を設置等することとしている。

また、本省は、在外公館が保有している自家発電機について、耐用年数の10年が経過した後は、各種消耗品の交換、保守・点検等の予防保全を施したとしても予期せぬ不具合が発生する蓋然性が高いと考えられるとして、原則として定期的に更新する方針としている。そして、毎年、耐用年数が近い自家発電機を保有する在外公館に対して、更新の必要性を改めて精査した上で買換えの申請を行うように通知(以下「買換えの通知」という。)している。

本省は、在外公館課所管予算の概要、配賦・執行方針等を明らかにした「在外公館課予算の執行方針及びりん請の手引き」(外務省大臣官房在外公館課。以下「手引」という。)を毎年度改訂している。そして、在外公館が自家発電機を調達する際は、手引に基づき、配備先を検討した上で、申請書に申請理由、所要額等の必要事項を明記し、本省に対して申請することとしている。

在外公館は、買換えの通知、手引等に基づき、保有する自家発電機について、本省に対して買換えの申請を行い、本省は、内容を審査し、買換えを承認した上で、在外公館に対して必要な前渡資金を交付している。そして、交付を受けた在外公館は、その前渡資金により自家発電機を調達して、貸与を必要とする館員住宅に配備している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、在外公館は更新の必要性を精査した上で適時適切に自家発電機を調達しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、在外公館が平成29年度から令和3年度までに買換えにより調達した自家発電機のうち、政情不安のため職員が国外へ退避している在イエメン日本国大使館を除く11在外公館<sup>(注1)</sup>で調達した52台(取得価格計5506万余円。邦貨換算は取得年度の出納官吏レート。以下同じ。)を対象として、本省において、申請等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、在インド、在パキスタン両日本国大使館から情報通信システムを活用して説明を聴取するなどして検査するとともに、本省を通じて11在外公館から関係書類の提出を受けて、これを確認するなどの方法により検査した。

(注1) 11在外公館 在ベナン、在ブルキナファソ、在カメルーン、在コンゴ民主共和国、在インド、在ニカラグア、在パキスタン、在ルワンダ、在セネガル、在スリランカ、在ジンバブエ各日本国大使館

### (検査の結果)

上記の52台について、関係書類を基に館員住宅への配備状況をみところ、表のとおり、調達後1年以上にわたり配備されないまま在外公館の倉庫等に保管されていたものが5在外公館<sup>(注2)</sup>で13台(取得価格計908万余円)、そのうち4年9月末の検査時点まで一度も配備されていなかったものが4在外公館で7台(取得価格計511万余円)となっていた。

(注2) 5在外公館 在インド、在ニカラグア、在パキスタン、在ルワンダ、在スリランカ各日本国大使館

表 自家発電機の配備状況

在外公館名	調達年度	1年以上未配備だったもの		左記のうち令和4年9月末時点で一度も配備されていないもの	
		台	取得価格(千円)	台	取得価格(千円)
インド大使館	平成30	7	4,435	3	1,900
ニカラグア大使館	29	3	1,194	2	796
パキスタン大使館	29	1	1,037	0	—
ルワンダ大使館	令和元	1	1,315	1	1,315
スリランカ大使館	平成29	1	1,100	1	1,100
計		13	9,083	7	5,113

注(1) 「在〇〇日本国大使館」は、「〇〇大使館」と略している。

注(2) 表中の金額は単位未満を切り捨てていることから、各在外公館の取得価格を集計しても計欄の金額と一致しない。

前記のとおり、在外公館は、自家発電機の買換えを本省に対して申請する際、買換えの通知に基づいて、更新の必要性を精査することとされている。そこで、上記の5在外公館が、13台分の買換えに当たって、配備先となる貸与を受ける館員(以下「被貸与者」という。)について具体的に検討していたのか申請時の関係書類等を確認するとともに、本省を通じて5在外公館に確認したところ、いずれも被貸与者について具体的な見込みがない、又は具体的な見込みがあったか確認できない状況となっており、配備先が明確になっていなかった。

本省によると、自家発電機の発注から納品までに要する期間については、国により数日から2か月以上までと状況が異なるものの、人事異動により新たに着任する館員が確定するなど配備先となる被貸与者が明確になってから申請しても、多くの在外公館では、被貸与者が館員住宅に入居するまでに調達できるとしている。

しかし、本省は、買換えの通知において、自家発電機を更新する必要性について改めて精査するよう記載していたものの、在外公館が申請時に、配備先となる被貸与者の見込みを関係書類に記載することまでは求めておらず、申請の審査時においても、調達後の配備の見込みを確認していなかった。このため、前記の5在外公館においては、配備先となる被貸与者を明確にしないまま館員数を基に買換えが必要な台数を算出するなどしており、更新の必要性を十分に精査していなかった。

このように、在外公館において、自家発電機の買換えに当たり、更新の必要性を十分に精査しないまま自家発電機を調達した結果、5在外公館において13台が調達後に長期間にわたって未配備となっていて、適時適切な調達となっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本省において、在外公館が自家発電機の買換えの申請を行う際に配備先の見込みを関係書類に記載することを求めていなかったこと、申請の審査時に自家発電機の配備の見込みの確認が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、自家発電機の買換えに当たり、原則とし

て、在外公館が自家発電機を調達する際には配備先となる被貸与者を明記した上で申請するよう、また、本省においても配備の見込みを確認した上で承認することができるよう、申請に用いる様式を新たに作成した。そして、これにより在外公館に配備先となる被貸与者を明記して申請させることとし、6年度に予定する手引の改訂に先行して5年7月に通知を発して、上記の様式を用いて調達の申請を行うよう在外公館に周知するとともに、本省において、申請の審査時に同様式を用いて配備の見込みの確認を十分に行うこととする処置を講じた。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 政府開発援助の効果の発現について

(令和3年度決算検査報告 67 ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

外務省は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。しかし、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)による小学校改修計画において改修した小学校が児童数が少なくなったことを理由として閉鎖されていたり、給水システム整備計画において整備した給水スタンドの多くから水が出ないなど飲み水に適した安全な水質で水量が確保されていなかったりして援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 小学校改修計画については、児童減少により閉校となった小学校の今後の活用方法について引き続き検討するなどして、有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償で人口減少が著しい地域に所在する小学校の改修工事等を行う事業を実施するに当たり、完了検査等により事業計画における児童数を下回っていたり、事業開始前よりも児童数が減少していたりなどしていることを認識した場合、事業完了後も引き続き利用状況等を確認すること

イ 給水システム整備計画については、事業実施機関に対して、引き続き原因を究明させるなどして、整備された給水システムが有効に活用されるよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償で給水スタンドを複数設置する事業を実施するに当たり、多くの給水スタンドから水が出ていないなどの報告を受けるなどしてその状況を認識した場合、事業実施機関に報告させるなどして個々の給水状況を確認し、事業実施機関に対して、整備された給水施設が十分に活用されるように原因究明を行わせるなどの働きかけを行うとともに、事業実施機関が行う対策について、適切に報告させるなどしてその内容を把握すること



## 2 当局の処置状況

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 小学校改修計画における事態を踏まえて、5年3月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償で人口減少が著しい地域に所在する小学校の改修工事等を行う事業を実施するに当たり、完了検査等により事業計画における児童数を下回っていたり、事業開始前よりも児童数が減少していたりなどしていることを認識した場合、事業完了後も引き続き利用状況等を確認することとした。

イ 給水システム整備計画については、事業実施機関に対して、水量を回復できていない原因を究明させるなどして整備された給水システムが有効に活用されるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は原因を水道管に盗水管が接続されていたことなどと特定して盗水管を取り外すなどの工事を行ったり、飲み水に適した安全なものではないとされていた水源から取水している既存の給水システムに接続した給水スタンドについて、取水槽等の洗浄、薬品の投入等を行ったりすることにより、飲み水に適した安全な水質で水量が確保できるようにしていた。また、5年3月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償で給水スタンドを複数設置する事業を実施するに当たり、多くの給水スタンドから水が出ていないなどの報告を受けるなどしてその状況を認識した場合、事業実施機関に報告させるなどして個々の給水状況を確認し、事業実施機関に対して、整備された給水施設が十分に活用されるように原因究明を行わせるなどの働きかけを行うとともに、事業実施機関が行う対策について、適切に報告させるなどしてその内容を把握することとした。

一方、外務省は、アの児童減少により閉校となった小学校について、事業実施機関に対して働きかけを行ったところ、事業実施機関は地域の主要産業である農業関連の研修施設としての活用に向けた取組を開始したとしており、引き続き有効活用されるよう働きかけを行うこととしている。

## 第4 財 務 省

### 不 当 事 項

### 租 税

#### (34) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	55	税務署	
納 税 者	84	人	
徴収過不足額	徴収不足額	237,854,563 円(平成 29 年度～令和 4 年度)	
	徴収過大額	3,007,100 円(令和 2 年度)	

#### 1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

令和 4 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 96 兆 2123 億余円となっている。このうち源泉所得税及復興特別所得税(以下「源泉所得税」という。)<sup>(注1)</sup>は 21 兆 6271 億余円、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」という。)は 4 兆 1724 億余円、法人税は 16 兆 7042 億余円、相続税・贈与税は 3 兆 1164 億余円、消費税及地方消費税(以下「消費税等」という。)は 40 兆 3776 億余円となっていて、これら各税の合計額は 85 兆 9979 億余円となり、全体の 89.3% を占めている。

(注 1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)に基づくものであり、平成 25 年 1 月から令和 19 年 12 月までの 25 年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の 2.1% 相当額を上乗せする形で課税するもの

#### 2 検査の結果

##### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 70 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行うとともに、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき、上記の 524 税務署から提出された証拠書類等により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

**(2) 徴収過不足の事態**

検査の結果、55 税務署において、納税者 84 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、85 事項計 237,854,563 円(平成 29 年度から令和 4 年度まで)不足していたり、1 事項 3,007,100 円(2 年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税 目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
源泉所得税	1	円 1,943,263	—	円 —
申告所得税	22	71,007,100	—	—
法人税	46	136,273,600	—	—
相続税・贈与税	3	4,158,600	—	—
消費税	12	23,772,100	1	△ 3,007,100
地方法人税	1	699,900	—	—
計	85	237,854,563	1	△ 3,007,100

(注) 地方法人税 地方法人税法(平成 26 年法律第 11 号)に基づく税目であり、地方交付税の財源を確保するために、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税額の 4.4% 相当額(令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度からは 10.3% 相当額)を課税するもの

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

**(3) 発生原因**

このような事態が生じていたのは、前記の 55 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

**(4) 税目ごとの態様**

この 86 事項のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

**ア 源泉所得税**

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 1 事項あった。これは、配当に関する事態である。

配当の支払者は、支払の際に、源泉所得税を徴収して法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。また、自己株式の取得(市場取引による取得等を除く。以下同じ。)に際し、その対価として金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当とみなされることとなっている。

この配当に関して、自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税額が納付されていないのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、納税の告知をしておらず、源泉所得税額が納付されないままとなっており、徴収不足になっていた事態が1事項1,943,263円あった。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が22事項あった。この内訳は、不動産所得に関する事態が8事項、譲渡所得に関する事態が6事項及びその他に関する事態が8事項である。

(ア) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が、不動産所得について、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合には、不動産所得の計算上、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を上回るときに生ずる消費税等の還付金を総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計41,419,100円あった。その主な内容は、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 消費税等の還付金を総収入金額に算入していなかった事態

納税者Aは、令和元年分の申告に当たり、不動産所得の総収入金額を43,691,056円とし、この金額の中に消費税等の還付金はないとしていた。そして、この金額から必要経費等を差し引き不動産所得の金額を10,830,891円としていた。

しかし、納税者Aは不動産所得に係る収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っており、平成31年4月に納税者Aに対して消費税等の還付金10,354,118円が支払われていた。したがって、この消費税等の還付金を不動産所得の総収入金額に算入すると、不動産所得の金額は21,185,009円となり、10,354,118円過小となっているのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、申告所得税額3,476,600円が徴収不足になっていた。

(イ) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち譲渡した資産ごとに所定の方法により計算した金額について、当該資産ごとに譲渡所得に係る収入金額(以下「譲渡収入金額」という。)から取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額(以下「取得費

等の合計額」という。)を控除した残額に相当する金額を限度として取得費に加算できることとなっている。また、譲渡収入金額が取得費等の合計額に満たない場合には、取得費に加算できる相続税額は無いものとする事となっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計14,338,800円あった。その主な内容は、譲渡した建物について、譲渡収入金額が取得費等の合計額に満たないことから、取得費に加算できる相続税額は無いこととなるのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、事業所得等に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計15,249,200円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足になっていた事態が46事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が26事項、交際費等の損金不算入に関する事態が7事項及びその他に関する事態が13事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。これらの特別控除の一つとして、青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「雇用者給与等支給額」という。)が前事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「比較雇用者給与等支給額」という。)を上回ることなどの要件を満たすときは、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額又は雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額(以下「雇用者給与等支給増加額」という。)の100分の15相当額等のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が26事項計79,664,500円あった。その主な内容は、雇用者給与等支給額から控除する比較雇用者給与等支給額の金額を誤っていたため、雇用者給与等支給増加額が適正でなく、法人税額の特別控除額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞ 給与等の引上げを行った場合等の法人税額の特別控除額の算定を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

B会社は、平成31年4月から令和2年3月までの事業年度分の申告に当たり、雇用者給与等支給額38,805,428,974円が比較雇用者給与等支給額36,378,685,373円を上回るなどとして、雇用者給与等支給増加額2,426,743,601円の100分の15相当額364,011,540円を法人税額から控除していた。

しかし、B会社の前事業年度分の申告書に添付された明細書等によれば、雇用者給与等支給額から控除すべき適正な比較雇用者給与等支給額は36,484,732,989円であった。したがって、適正な雇用者給与等支給増加額は2,320,695,985円と算出され、法人税額の特別

控除額はその100分の15相当額の348,104,397円となり、15,907,143円過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額15,907,200円が徴収不足になっていた。

(イ) 交際費等の損金不算入に関する事態

法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の100分の50に相当する金額(以下「接待飲食費損金算入基準額」という。)を超える部分の金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととなっている。ただし、投資法人等を除く法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額(資本又は出資を有しない法人等にあつては所定の方法で計算した金額(以下「資本相当額」という。))が1億円以下であるもの(一定の法人を除く。)については、接待飲食費損金算入基準額に代えて、交際費等の額のうち年当たり800万円の定額控除限度額までの金額を損金の額に算入するとともに、これを超える部分の金額を損金の額に算入しないことができることとなっている。

そして、資本相当額については、資本又は出資を有しない法人の場合、事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除するなどした金額の100分の60に相当する金額等とすることとなっている。

この交際費等の損金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計17,187,400円あった。その内容は、資本又は出資を有しない法人が、資本相当額が1億円以下である場合の規定を適用して、交際費等の額のうち定額控除限度額までの金額を損金の額に算入していたが、資本相当額を計算すると1億円を超えるため、交際費等の額のうち接待飲食費損金算入基準額を超える部分の金額が損金に算入しない額となって、損金に算入する額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞ 交際費等の損金不算入額の計算を誤っていた事態

C法人は、平成31年1月から令和2年12月までの2事業年度分の申告に当たり、支出する交際費等の額元年12月期10,256,417円及び2年12月期13,859,297円のうち両期とも定額控除限度額800万円を損金の額に算入し、これを超える額元年12月期2,256,417円及び2年12月期5,859,297円を損金に算入しない額としていた。

しかし、C法人は資本又は出資を有しない法人であり、C法人の貸借対照表等に基づいて資本相当額を計算すると両期とも1億円を超えるため、資本相当額が1億円以下である場合の規定は適用できず、交際費等の額のうち接待飲食費損金算入基準額を超える部分の金額が損金に算入しない額となる。そして、C法人の両期における交際費等の額のうち、接待飲食費の額はいずれも0円であることから、接待飲食費損金算入基準額は0円となり、当該交際費等の額は全額損金の額に算入しないこととなるのに、これを見過ごしたため、所得の金額は両期とも8,000,000円過小となり、法人税額元年12月期1,856,000円、2年12月期1,856,000円、計3,712,000円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、減価償却費の計算等に関して、徴収不足になっていた事態が13事項計39,421,700円あった。

## エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が3事項あった。この内訳は、有価証券の価額に関する事態が、相続税について2事項、贈与税について1事項である。

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。また、個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、相続、遺贈又は贈与により取得した時の時価とすることとなっていて、有価証券のうち取引相場のない株式の価額については、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)の総資産価額、従業員数等によって評価会社を大会社、中会社又は小会社に区分し、この区分に応じて定められた方式(以下「一般の評価会社の原則的評価方式」という。)により計算した金額によって評価することとなっている。ただし、評価しようとする株式が特定の評価会社の株式に該当する場合は、一般の評価会社の原則的評価方式とは異なる方法で計算した金額によって評価することとなっている。

この有価証券の価額に関して、徴収不足になっていた事態が相続税について2事項計3,196,600円、贈与税について1事項962,000円あった。その内容は、取引相場のない株式について、特定の評価会社の株式に該当する株式を一般の評価会社の原則的評価方式で計算した金額によって評価しているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたものなどである。

(注2) 特定の評価会社の株式 1株当たりの年配当金額、年利益金額及び純資産価額の三つの要素のうち、いずれか二つの要素が0円であるなどの会社の株式

## オ 消費税

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が13事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が9事項及びその他に関する事態が4事項である。

### (ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間<sup>(注3)</sup>における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。そして、課税売上高に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額は、一定の要件に該当して全額控除できる場合を除き、課税仕入れに係る消費税額等の合計額に課税売上割合(非課税売上高等を含めた総売上高に占める課税売上高の割合。以下同じ。)を乗ずるなどして計算することとなっている。

(注3) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計18,217,900円あった。その内容は、非課税売上高である土地の譲渡収入を総売上高に含めないで課税売上割合を計算しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例4＞ 課税仕入れに係る消費税額の控除額の計算を誤っていた事態

D会社は、平成31年4月から令和2年3月までの課税期間分の申告に当たり、課税売上高を2,787,753,365円、総売上高を2,789,745,365円として、課税売上割合を99.92%としていた。

しかし、D会社の法人税の申告書に添付された書類によれば、非課税売上高である土地の譲渡収入があり、これを総売上高に含めて適正に計算すると、課税売上高は2,787,753,365円、総売上高は2,866,745,365円、課税売上割合97.24%となるのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額が過大となり、消費税額4,523,600円が徴収不足になっていた。

(イ) その他に関する事態

(ア)のほか、簡易課税制度の適用等に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計5,554,200円、徴収過大になっていた事態が1事項3,007,100円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税		消費税		地方法人税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)
札幌国税局	3			1	2,471	1	639	1	962	1	△ 3,007			3	4,072
仙台国税局	3			2	3,200	1	1,653							3	4,854
関東信越国税局	6			5	16,656	4	7,196			1	2,509			10	26,362
東京国税局	31	1	1,943	12	46,001	30	95,370	2	3,196	7	13,429	1	699	53	160,641
金沢国税局	1					1	9,323							1	9,323
名古屋国税局	1			1	821									1	821
大阪国税局	2					1	3,392			1	915			2	4,307
福岡国税局	5			1	1,855	5	12,289			3	6,917			9	21,062
熊本国税局	1					1	907							1	907
沖縄国税事務所	2					2	5,500							2	5,500
計	55	1	1,943	22	71,007	46	136,273	3	4,158	12	23,772	1	699	85	237,854
										1	△ 3,007			1	△ 3,007

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入
			(項)各税受入金



部 局 等	国税庁
課 税 の 根 拠	所得税法(昭和40年法律第33号)
基礎控除等の概要	所得税額の計算に当たり、所定の額が総所得金額等又は所得税額から控除されるもので、合計所得金額に応じて控除額が決まるなどするもの
退職所得の源泉徴収票において退職手当等の金額が500万円以上の者のうち所得税の確定申告を行った役員等の数	32,843人(令和2、3両年度)
上記のうち適用要件を満たさないうちにかかわらず基礎控除等の額を計上するなどして基礎控除等が適正に適用されていない蓋然性が高い役員等の数及びその退職所得の金額(試算額)	4,515人 993億0003万余円(令和2、3両年度)
上記退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等を適正に適用した場合における納付すべき所得税等の額の増加見込額(試算額)	5億3380万円(令和2、3両年度)

## 1 所得税の基礎控除等の概要等

### (1) 所得税の基礎控除等の概要

居住者(日本国内に住所を有するなどの個人)の所得税額は、所得税法(昭和40年法律第33号)に基づき、年間の総所得金額等から所得控除として所定の額を差し引いた残額である課税総所得金額等を基礎として計算することなどとなっている。所得控除は15種類あり、このうち、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除は、居住者の合計所得金額が一定額(基礎控除は2500万円、配偶者控除及び配偶者特別控除は1000万円)以下であるなどの場合に適用するものである。

また、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の規定に基づく自己の居住の用に供する住宅の借入金等を有する場合の住宅借入金等特別控除があり、これは居住用家屋の新築等をした個人の合計所得金額が一定額以下である年について、その年分の所得税額から所定の額を控除するものである。

上記のとおり、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び住宅借入金等特別控除(以下、これらを合わせて「基礎控除等」という。)は、いずれも合計所得金額が適用要件となっ

ている。そして、合計所得金額は、所得税法等において、総所得金額に退職所得の金額等を加算した金額となっている。

## (2) 退職所得に係る課税の概要

所得税法第30条の規定によれば、退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下「退職手当等」という。)に係る所得とされている。

退職手当等の支払を受ける居住者(以下「受給者」という。)は、同法第203条等の規定に基づき、退職手当等の支払を受ける時まで、氏名、退職手当等の金額、勤続年数等を記載した申告書(以下「退職所得の受給に関する申告書」という。)を、その退職手当等の支払をする者に提出しなければならないこととなっている。

受給者に対して退職手当等の支払をする者は、同法第199条等の規定に基づき、源泉徴収義務者として、その退職手当等について所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)を徴収し、国に納付しなければならないこととなっている。そして、同法第226条第2項等の規定に基づき、受給者が法人の役員である場合は、当該受給者の退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないなどとなっている。

受給者は、退職所得の受給に関する申告書を提出している場合には、同法第121条第2項の規定に基づき、原則として当該退職手当等に係る所得税の確定申告を行う必要はないこととなっている。ただし、事業所得等の退職所得以外の所得があることなどにより納付すべき所得税額がある受給者は、同法第120条の規定に基づき、退職所得の金額を記載した所得税申告書を税務署長に提出して、確定申告を行わなければならないこととなっている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

## (3) 税務署等における所得税申告書の基礎控除等に係る申告審理等

税務署等は、事務処理手続について国税庁が定めた個人課税事務提要等に基づき、所得税申告書のデータ(以下「所得税申告書データ」という。)の記載誤りがないかなどについて形式的な確認を実施することとなっている。

その後、税務署等は、所得税申告書データの申告内容が各種情報に照らして適正であるかについて審理する申告審理を行うこととなっているが、源泉徴収票のデータ(以下「源泉徴収票データ」という。)を活用した基礎控除等に係る申告審理の事務処理手続について、個人課税事務提要等には具体的に記載されていない。

そして、税務署等では、これらの申告審理等の結果を受けて、行政指導や税務調査による是正等を図ることとなっている。

(注2) 所得税申告書のデータ、源泉徴収票のデータ 書面、国税電子申告・納税システム等により居住者から提出された所得税申告書又は源泉徴収義務者から提出された源泉徴収票の内容を、税務行政の各種事務処理を行うために国税庁が全国的に運用している国税総合管理システムに取り込んだデータ

#### (4) 受給者等への所得税の確定申告に関する周知

国税庁は、所得税の確定申告を行う受給者等に向けて、同庁のウェブサイトにも所得税申告書の記入方法等に関する手引や質疑応答集を掲載するなどして、所得税の確定申告において基礎控除等は合計所得金額が適用要件となっていることや退職所得がある場合の確定申告の方法等に関する周知を図っているとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、基礎控除等は、合計所得金額が適用要件となっている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、受給者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているか、税務署等は源泉徴収票データを活用して的確な申告審理を行っているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、国税庁から所得税申告書データ及び源泉徴収票データの提出を受けるなどして、源泉徴収義務者が税務署長に提出した法人の役員等(以下「役員等」という。)に係る令和2年分又は3年分の退職所得の源泉徴収票において500万円以上の退職手当等の支払を受けたとされている者のうち、当該年分の所得税の確定申告を行っていた役員等計32,843人(当該役員等を所管する全524税務署)を選定し、これらに係る両データの内容を確認するなどして検査した。

また、21税務署<sup>(注3)</sup>において、退職手当等の支払を受けた役員等が提出した所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理の実施状況について、国税庁において、源泉徴収票データの活用に関する税務署等への指導及び退職所得がある場合の所得税申告書の記入方法に関する受給者への周知の状況等について、それぞれ聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 21税務署 札幌中、函館、青森、郡山、栃木、西川口、朝霞、松本、麴町、神田、日本橋、芝、本所、蒲田、荒川、足立、葛飾、横浜南、鎌倉、甲府、大野各税務署

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 基礎控除等の適用の状況

前記の役員等32,843人について、所得税申告書データと源泉徴収票データを突合したところ、所得税申告書に退職所得の金額を含めずに確定申告していた役員等が23,750人(試算した退職所得の金額計2707億2877万余円)<sup>(注4)</sup>見受けられた。そして、上記の役員等23,750人について、それぞれ試算した退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかを確認したところ、合計所得金額が2500万円を超え

ていて基礎控除の適用要件を満たさなかったり、合計所得金額が1000万円を超えていて配偶者控除又は配偶者特別控除の適用要件を満たさなかったりなどしているにもかかわらず基礎控除等の額を計上するなどしていた役員等は4,515人(試算した退職所得の金額計993億0003万余円、当該役員等を所管する463税務署<sup>(注5)</sup>)となっていて、基礎控除等が適正に適用されていない蓋然性が高い状況となっていた。

そこで、上記役員等4,515人の所得税等の額について、上記の試算した退職所得の金額を用いて試算したところ、合計所得金額が増加し、基礎控除等の額が減少(基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除の減少見込額計19億5482万円、住宅借入金等特別控除の減少見込額計3503万余円)することにより、納付すべき所得税等の額が計5億3380万余円増加<sup>(注6)</sup>すると見込まれた。

(注4) 退職所得の金額は、原則として、その年中の退職手当等の金額から勤続年数に応じて算定した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となっている。退職所得の金額は、源泉徴収票データに記録されていないため、当該源泉徴収票データに記録されている退職手当等の金額や勤続年数等を基に試算した。

(注5) 463税務署 札幌国税局管内23税務署、仙台国税局管内45税務署、関東信越国税局管内55税務署、東京国税局管内84税務署、金沢国税局管内12税務署、名古屋国税局管内47税務署、大阪国税局管内78税務署、広島国税局管内41税務署、高松国税局管内22税務署、福岡国税局管内28税務署、熊本国税局管内24税務署、沖縄国税事務所管内4税務署

(注6) 退職所得の金額を加算した合計所得金額に基づき基礎控除等の額を計上しないなどして試算した増加見込額であり、税務署等の行政指導等により、ほかの申告誤りなどが判明する場合、増加見込額が変動するため、この増加見込額がそのまま所得税等の増収額となるわけではない。

## (2) 国税庁の税務署等への指導状況及び税務署等における申告審理の実施状況

前記のとおり、源泉徴収票データを活用した基礎控除等に係る申告審理の事務処理手続について、個人課税事務提要等に具体的に記載されていない。そこで、国税庁において、申告審理における退職所得に係る事務処理手続に関する税務署等への指導状況を確認したところ、同庁は、基礎控除等に係る申告審理について、源泉徴収票データにより退職所得の金額を加算した合計所得金額等を推定するなどの具体的な事務処理手続を示していなかった。そして、21税務署において、所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理の実施状況を聴取したところ、源泉徴収票データを活用した申告審理を組織として行っている税務署は見受けられず、申告審理が的確に行われていない状況となっていた。

## (3) 退職所得がある場合の所得税申告書の記入方法に関する周知の状況

国税庁は、前記のとおり、所得税の確定申告を行う受給者等に向けて、同庁のウェブサイト等で確定申告の方法等に関する周知を図っているとしている。しかし、当該ウェブサイト等による周知の状況をみたところ、退職所得がある受給者は退職所得の受給に関する申告書を提出した場合であっても確定申告を行う場合には所得税申告書に退職所得の金額

を含めて申告する必要があることについては、退職所得の受給に関する申告書の手続ページ等に明確に記載していないなどして、受給者等に対する周知は十分に行われていない状況となっていた。

このように、所得税申告書に退職所得の金額を含めずに確定申告していた役員等の中に、適用要件を満たさないにもかかわらず基礎控除等の額を計上するなどして基礎控除等が適正に適用されていない蓋然性が高い者が相当数見受けられるのに、税務署等において源泉徴収票データを活用するなどして申告審理が的確に行われていなかったり、所得税申告書に退職所得の金額を含めて確定申告する必要があることについて受給者等に対する周知が十分に行われていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 国税庁において、退職手当等の支払を受けた役員等の所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理を行うに当たって、源泉徴収票データを活用した具体的な事務処理手続を税務署等に示す必要があることについての認識が欠けていたこと
- イ 国税庁において、退職所得の金額を含めずに確定申告していた受給者が相当数に上ることを把握しておらず、退職所得がある年分の確定申告を行う場合は所得税申告書に退職所得の金額を含めて申告する必要があることについての受給者等に対する周知が十分なものとなっているかについての検討が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、次のような処置を講じた。

- ア 退職手当等の支払を受けた役員等の所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理を行うに当たって、源泉徴収票データを活用した具体的な事務処理手続を定め、5年8月に事務連絡を発して、各国税局等を通じて全国の税務署等に周知した。
- イ 退職所得がある年分の確定申告を行う場合は所得税申告書に退職所得の金額を含めて申告する必要があることについて、5年8月及び9月に国税庁のウェブサイト等に明確に記載して、受給者等に対して周知するなどした。

(2) 学校施設の用に供する国有地の貸付けに当たり、貸付料を減額できる面積の算定について、校舎等の延面積に乗ずる倍率の考え方を示すことなどにより、減額率が5割となる面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部 局 等	財務本省、30 財務局等
学校減額貸付けの概要	国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)に基づき、学校施設の用に供する土地について、時価からその 5 割以内を減額した対価で貸し付けるもの
検査の対象とした学校減額貸付けの件数及び貸付料	371 件 22 億 8669 万余円(令和 4 年度)

上記のうち貸付料を5割減額できる面積の算定に当たり算定対象校舎等面積の3倍までという上限を一律に用いていた件数及び貸付料	324 件	22 億 3013 万余円
上記のうち学校種別ごとの敷地倍率の平均を用いて試算すると貸付料が増加することとなる件数及び貸付料(1)	75 件	9 億 6957 万余円
上記の当初貸付料(2)		9 億 2805 万余円
(1)と(2)の開差額(試算額)		4151 万円

## 1 学校減額貸付けの概要等

### (1) 減額貸付けの概要

国有財産法(昭和23年法律第73号)によれば、国有財産は、直接公共の用に供し、又は供するものと決定したものなどである行政財産と、行政財産以外の一切の国有財産である普通財産とに分類されている。これらのうち、普通財産は、特別会計に属するものなどを除いて、原則として財務大臣が管理し、又は処分しなければならないこととされている。財政法(昭和22年法律第34号)によれば、国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくして貸し付けてはならないなどとされている。そして、財務省は、普通財産を貸し付ける際、原則として時価で貸し付けている。

一方、国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号。以下「特措法」という。)第3条によれば、普通財産は、地方公共団体又は法人において、医療施設、社会福祉事業施設、学校施設等の用に供する場合は、時価からその5割以内を減額した対価で貸付け(以下「減額貸付け」という。)を行うことができるとされている。そして、これらの施設の用に供する普通財産の減額貸付けの件数は、令和4年4月1日現在で土地571件となっており、その大部分が継続して貸し付けられている。

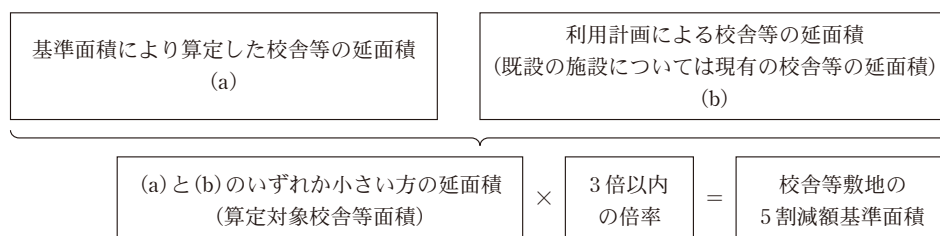
### (2) 減額貸付けの取扱い

財務省は、昭和48年12月に、財務(支)局長及び沖縄総合事務局長(以下、これらを合わせて「財務局長等」という。)に対して「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」(昭和48年蔵理第5722号。以下「減額取扱通達」という。)を発している。減額取扱通達によれば、土地等の減額貸付けを行うことができる財産の規模は、財務局長等が、相手方の事業計画及び事業内容並びに他の同種施設の状況等を勘案の上、適正規模及び準適正規模の範囲内で決定することとされている。そして、適正規模は、施設を維持運営するのに必要な最小規模面積をいい、減額取扱通達で定められた適正規模の認定基準により算定した面積とされ、その減額率は5割とされている(以下、適正規模として算定した面積を「5割減額基準面積」という。)。また、準適正

規模は、実際の貸付面積が5割減額基準面積を超える場合に、その超える部分が必ずしも必要ではないが、あることが望ましいものであるときの規模面積とされ、その減額率は4割とされている(以下、5割減額基準面積と、準適正規模として算定した面積を合わせて「5割減額基準面積等」という。)

減額貸付けのうち、学校施設の用に供する土地の減額貸付け(以下「学校減額貸付け」という。)については、5割減額基準面積は、学校施設のうち、校舎、屋内運動場及び学校給食施設(以下、これらを合わせて「校舎等」という。)、屋外運動場等の施設ごとに、それぞれ最小規模面積として算定することとされている。このうち、校舎等の敷地に係る5割減額基準面積は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)等の関係法令等に規定する学級数、生徒数等に基づく基準面積により算定した校舎等の延面積と貸付相手方の利用計画による校舎等の延面積(既設の施設については現有の校舎等の延面積)のいずれか小さい方の延面積(以下「算定対象校舎等面積」という。)の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定めることとされている(計算式参照)。

(計算式)



そして、貸付料の算定に当たっては、減額前の貸付料から、5割減額基準面積等の範囲内で減額の対象となる実際の貸付面積(以下「減額貸付面積」という。)に係る貸付料に減額率を乗じた額を控除するなどすることとなっている。

また、普通財産の貸付料は、普通財産貸付事務処理要領(平成13年財理第1308号)に基づき、3年分を一括して算定することとなっている。

### (3) 優遇措置についての基本的な考え方

財務省は、特措法等に基づく国有財産の無償貸付け、減額貸付けなどに関して、「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」(令和元年財理第3206号)等において、補助金的な性格を有する優遇措置については、国の財政事情が著しく悪化していること、未利用国有地等の地域的な偏在により受益面で不公平が生じていることなどを考慮し、限定的な運用を行うことを基本的な考え方として示している。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、財務(支)局、沖縄総合事務局、財務事務所、出張所等(以下、これらを合わせて「財務局等」という。)における学校減額貸付けに係る貸付料の算定に当たり、5割減額基準面積は施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう十分に検討されているかなどに着眼して、令和4年4月1日現在の学校減額貸付け379件のうち、45財務局等の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に対する学校減額貸付け371件(貸付面積計2,451,692.5㎡、減額前貸付料年額計39億5223万余円、減額後貸付料年額計22億8669万余円、貸付料の減額分計16億6554万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、財務本省において5割減額基準面積についての考え方等を聴取したり、<sup>(注2)</sup>26財務局等において学校減額貸付けなどに係る5割減額基準面積や貸付料の算定資料等を確認したりするなどして会計実地検査を行うとともに、残りの19財務局等についてはこれらの書類等の写しの提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 45財務局等 北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局、旭川、帯広、青森、福島、水戸、宇都宮、前橋、千葉、東京、横浜、新潟、甲府、長野、富山、福井、静岡、津、京都、神戸、奈良、鳥取、岡山、山口、徳島、松山、長崎各財務事務所、北見、立川、横須賀、沼津、舞鶴、倉敷、下関各出張所、宮古財務出張所

(注2) 26財務局等 北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、沖縄総合事務局、旭川、宇都宮、前橋、千葉、東京、横浜、新潟、甲府、津、奈良、鳥取、岡山、徳島、松山各財務事務所、立川、横須賀、沼津各出張所

**(検査の結果)**

学校減額貸付け371件の貸付料の算定について検査したところ、校舎等の敷地として貸付けを行っていた326件のうち41財務局等における<sup>(注3)</sup>324件の貸付料計22億3013万余円については、校舎等の敷地に係る5割減額基準面積の算定に当たり、算定対象校舎等面積に対して減額取扱通達に定められた倍率の上限である3倍が一律に乘じられていた。

(注3) 41財務局等 北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局、旭川、帯広、青森、福島、水戸、宇都宮、前橋、千葉、東京、横浜、新潟、甲府、長野、富山、福井、静岡、津、京都、鳥取、山口、徳島、松山、長崎各財務事務所、立川、横須賀、沼津、舞鶴、倉敷、下関各出張所、宮古財務出張所

また、財務省は、5割減額基準面積の算定に当たり施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう財務局等において検討するための具体的な方法等を示していなかった。

そして、減額取扱通達において算定対象校舎等面積の3倍を上限とした経緯について財務省に確認したところ、遅くとも昭和33年頃には当時の減額の取扱いを定めた通達において定められており、これは、当時の文部省の見解を踏まえたものであるとしていた。

そこで、全国の学校施設における校舎等の建物の現有延面積に対する校舎等の現有敷地面積の倍率(以下「敷地倍率」という。)の推移について、文部科学省(平成13年1月5日以前は文部省)が実施した公立学校施設実態調査の結果を基に分析したところ、昭和33年当時は全国の高等学校の敷地倍率の平均が3.29倍となっているなど、学校種別によって算定対象校舎等面積に乗ずる倍率の上限である3倍に近い状況が見受けられた。しかし、学校施設を取り巻く環境の変化等により、その後近年に至るまで全国の学校種別ごとの敷地倍率の平均はおおむね低下傾向にあり、令和3年度においては、幼稚園2.14倍、小学校1.61倍、中学校1.72倍、高等学校1.87倍となっていて、いずれの学校種別においても3倍を相当程度下回る状況となっていた。

また、前記の324件において実際に学校減額貸付けの対象となった校舎等の敷地面積についてみると、校舎等の敷地に係る5割減額基準面積と実際の校舎等の敷地面積との比較が可能な318件のうち、294件で実際の校舎等の敷地面積より5割減額基準面積が大きく算定されていた。



これらのことから、算定対象校舎等面積に上限の3倍を適用とすることにより算定された5割減額基準面積は、必ずしも施設を維持運営するのに必要な最小規模面積とは思料されない状況となっていた。

このような状況を踏まえて、前記の324件について、公立学校施設実態調査の結果を基に、算定対象校舎等面積に全国の学校種別ごとの敷地倍率の平均を乗ずるなどして5割減額基準面積等を試算すると、30財務局等<sup>(注4)</sup>の75件において、5割減額基準面積等が減額貸付面積を下回ることになり、貸付料が計9億2805万余円から計9億6957万余円に増加して、4151万余円の開差が生ずることとなる。

このように、校舎等の敷地に係る5割減額基準面積の算定に当たり、施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう十分な検討を行うことなく、減額取扱通達で定められた算定対象校舎等面積に乗ずる倍率の上限である3倍を一律に乗じていて、近年の敷地倍率の推移等を踏まえると、5割減額基準面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となっていないおそれがある事態は、優遇措置について限定的な運用を行うとする基本的な考え方に照らして適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注4) 30財務局等 北海道、東北、東海、中国、四国、九州各財務局、福岡財務支局、旭川、帯広、青森、福島、水戸、宇都宮、千葉、東京、横浜、新潟、長野、静岡、津、京都、山口、松山、長崎各財務事務所、立川、横須賀、沼津、倉敷、下関各出張所、宮古財務出張所

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、財務局等において、減額取扱通達に定められた5割減額基準面積の考え方に対する理解が十分でなかったことにもよるが、財務本省において、学校施設を取り巻く環境が変化中、算定対象校舎等面積に乗ずる倍率の上限を定めるなどしていたものの、その見直しについての検討が十分でなく、5割減額基準面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう検討するための具体的な方法等を減額取扱通達等において定めていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務本省は、5年6月に減額取扱通達を改正するなどして、財務局等に対して校舎等の敷地に係る5割減額基準面積の算定に当たり適用する敷地倍率を示すなど、5割減額基準面積が施設を維持運営するのに必要な最小規模面積となるよう検討するための方法等を定めるとともに、同月に財務局等に対して事務連絡を発し、地方公共団体等の予算措置等を考慮し、7年4月以降の次期貸付料適用開始日が到来するものの貸付料の算定に当たっては、上記の方法等に基づき5割減額基準面積を算定するよう周知するなどの処置を講じた。

## 第5 文部科学省

第3章  
第1節  
第5  
文部科学省

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

- (35) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(58)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)高等教育振興費 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費 (組織)文化庁 (項)国際観光旅客税財源観光振興費
部 局 等	文部科学本省、10 府県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県 2、市 9、町 4、独立行政法人 1、国立大学法人 3、学校法人 2、宗教法人 1、会社 4、計 26 補助事業者等 (県 2、市 6、町 2、独立行政法人 1、国立大学法人 3、学校法人 2、宗教法人 1、6 事業主体(県 1、市 3、町 2、会社 4)、計 23 事業主体)
国庫補助金等	公立学校情報機器整備費補助金、学校施設環境改善交付金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	45,165,884,720 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	174,591,965 円

### 1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

### 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、31 府県、336 市町村、1 一部事務組合、1 独立行政法人、28 国立大学法人等、22 学校

法人、19 宗教法人、11 公益財団法人等、13 会社及び 35 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2 県、8 市町、1 独立行政法人、3 国立大学法人、2 学校法人、1 宗教法人、6 事業主体(1 県及び 5 市町と契約の相手方である 4 会社の両者が共同して事業主体となっており、うち 4 事業主体の 2 会社は重複している。)、計 23 事業主体が公立学校情報機器整備費補助金、学校施設環境改善交付金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 174,591,965 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

#### (1) 公立学校情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの

##### 6 件 不当と認める国庫補助金 41,149,000 円

公立学校情報機器整備費補助金(以下「補助金」という。)は、公立の小学校、中学校等において児童生徒の学習者用コンピュータ(以下「端末」という。)を整備するなどして、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることなどを目的として、地方公共団体等が補助事業を実施するために必要な経費の一部を国が補助するものである。

公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(令和 2 年文部科学大臣決定)等によれば、補助事業のうち、「公立学校情報機器リース事業」(以下「リース事業」という。)の補助対象経費は、端末をリース契約により整備する場合の経費とされ、補助金の交付額は、令和元年 5 月 1 日時点の学校基本調査の児童生徒数の 3 分の 2 の端末数に 1 台当たり 45,000 円を乗じた金額を上限とすることなどとされている。リース事業の実施に当たっては、地方公共団体とリース契約の相手方である民間団体(以下「リース業者」という。)の両者が共同して補助事業者となり、国は補助金をリース業者に交付することとされており、リース業者が交付された補助金の金額をリース契約の金額から減額することにより、地方公共団体の負担を軽減する仕組みとなっている。

リース事業においては、地方公共団体がリース業者から補助の対象となる端末を借り受ける場合には、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額に相当する額(以下「消費税相当額」という。)が補助対象経費に含まれる。リース業者が消費税の課税事業者であれば、リース業者による端末の仕入れは消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)上の資産の譲渡等に該当し、課税仕入れとなることから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、リース業者はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。一方、補助金は資産の譲渡等の対価には該当しないことから、消費税については不課税となる。このため、「公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器購入・リース事業)の実績報告について」(令和 3 年文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡)において、地方公共団体及びリース業者は、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その額を速やかに都道府県教育委員会(事業主体が都道府県の場合は文部科学大臣)に報告し、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

(注) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

本院が、8 県、37 市町、1 一部事務組合、4 会社において会計実地検査を行ったところ、1 県、5 市町、4 会社、計 6 事業主体(うち 4 事業主体は 2 会社が重複している。)において、消費税の確定申告の際に、不課税となる補助金を誤って課税売上げに計上するなどして仕入税額控除を行い、仕入税額

控除した消費税額に係る国庫補助金相当額の報告及び返還を行っていなかったため、補助金計41,149,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6事業主体において補助事業における消費税の取扱いに対する理解が十分でなかったこと、文部科学省及び2県において補助事業における消費税の取扱いについての指導及び審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

茨城県鹿嶋市及び東洋計測株式会社は共同の補助事業者として、令和2年度に、リース契約に係る補助の対象となる端末3,308台の物件費135,326,972円に消費税相当額13,533,028円を加えて、補助対象経費を148,860,000円(補助金交付額同額)と算定していた。

しかし、同会社は、補助事業完了後の消費税の確定申告の際に、不課税となる補助金を誤って課税売上げに計上して仕入税額控除を行い、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定していたのに、同市及び同会社は、その額の報告及び返還を行っていなかった。

したがって、課税取引とした補助金を不課税として仕入税額控除していれば返還されることとなる消費税相当額13,533,028円を補助対象経費から控除するなどして適正な補助金額を算定すると135,326,000円となり、前記の補助金交付額との差額13,534,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(35) 文部科学 本省	佐賀県及び 株式会社学 映システム	公立学校情 報機器リー ス事業	2	19,710	19,710	1,791	1,792	補助金を誤って課税売上げに計上して仕入税額控除を行い、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額の報告及び返還を行っていなかったもの
(36) 岩手県	釜石市及び 有限会社み つわや本店	同	2	60,376	60,376	5,488	5,489	補助金を課税売上げに計上せず仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額の報告及び返還を行っていなかったもの
(37) 茨城県	鹿嶋市及び 東洋計測株 式会社	同	2	148,860	148,860	13,533	13,534	補助金を誤って課税売上げに計上して仕入税額控除を行い、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額の報告及び返還を行っていなかったもの
(38) 同	潮来市及び 東洋計測株 式会社	同	2	57,465	57,465	5,224	5,225	同

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(39)	茨城県 稲敷郡阿見 町及び株式 会社ニュー ライフ	公立学校情 報機器リー ス事業	2	110,025	110,025	10,002	10,003	補助金を 誤って課税 売上げに計 上して仕入 税額控除を 行い、仕入 税額控除し た消費税額 に係る国庫 補助金相当 額の報告及 び返還を行 っていない もの	第3章 第1節 第5 文部科学省
(40)	同	猿島郡境町 及び株式會 社ニューラ イフ	2	56,160	56,160	5,105	5,106	同	
(35)–(40)の計				452,596	452,596	41,145	41,149		

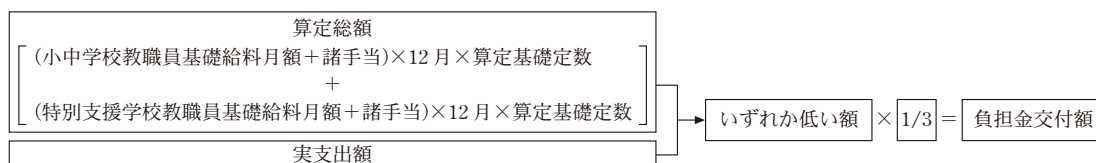
## (2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 44,779,084 円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対して交付するものである。

負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県等の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1となっている(次式参照)。

(負担金交付額の算定式)



このうち、算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」という。)の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

また、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。)等に基づき、標準学級数等<sup>(注1)</sup>を基礎として教職員の定数(以下「標準定数」という。)を算定し、更に産休代替教職員等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

そして、算定基礎定数の算定に必要な標準学級数は、次のように算定することとなっている。

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する小中学校の特別支援学級の標準学級数は、二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。
- ② 特別支援学校の標準学級数の算定に当たり、小中学部の1学級の児童生徒数の基準は、重複障害<sup>(注2)</sup>学級に編制する場合にあっては、3人とする。
- また、寄宿舎を置く特別支援学校については、標準定数の算定に当たって、寄宿する小中学部の児童生徒(以下「寄宿児童生徒」という。)<sup>(注3)</sup>がいる特別支援学校数に応じた舎監の定数(以下「舎監定数」という。)<sup>(注4)</sup>及び寄宿児童生徒数に応じた寄宿舎指導員の定数(以下「寄宿舎指導員定数」という。)をそれぞれ算定することとなっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 重複障害学級 文部科学大臣が定める障害を二つ以上併せ有する児童生徒で編制する学級

(注3) 舎監 校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる者

(注4) 寄宿舎指導員 寄宿舎における児童等の日常生活上の世話及び生活指導に従事する者

本院が、21府県及び6市において会計実地検査を行ったところ、2県において、算定総額の算定に当たり、小学校の特別支援学級や特別支援学校の標準学級数を誤って多く算定していたほか、寄宿児童生徒がいないのに舎監定数及び寄宿舎指導員定数を算定していたため、算定基礎定数の算定が過大となっていた。この結果、負担金計44,779,084円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、算定基礎定数の算定方法についての理解及び算定基礎定数の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

長野県は、令和元年度において、特別支援学校の教職員の算定基礎定数を1,234人とするなどとし、これに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に28,834,715,460円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記算定基礎定数の算定に当たり、特別支援学校の小中学部の標準学級数を487学級とすべきところ、重複障害学級に編制する場合の1学級の生徒数の基準は3人であるのにこれにより編制していなかったため、488学級と算定していた。また、寄宿舎を置く特別支援学校について、舎監定数を28人、寄宿舎指導員定数を168人とすべきところ、寄宿児童生徒がいない1校に係る分を含めていたため、舎監定数を30人、寄宿舎指導員定数を180人と算定していた。

したがって、適正な標準学級数並びに舎監定数及び寄宿舎指導員定数により適正な算定基礎定数を算定すると1,217人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると28,800,127,968円となることから、34,587,492円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	算定総額	左に対する 負担金交付 額	不当と認 める算定 総額	不当と認 める負担 金交付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(41)	長野県	長野県	元	86,504,146	28,834,715	103,762	34,587	標準学級数、舎監定数等を誤って算定して、算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	算定総額 千円	左に対する 負担金交付 額 千円	不当と認 める算定 総額 千円	不当と認 める負担 金交付額 千円	摘 要
(42)	佐賀県 佐賀県	30	39,302,682	13,100,894	30,574	10,191	標準学級数を 誤って算定し て、算定基礎 数の算定が過 大となってい たもの
(41)	(42)の計		125,806,828	41,935,609	134,337	44,779	

(3) 大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 15,222,097円

大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)(以下「補助金」という。)は、高等教育における教育手法等の具体化を図ることを目的として、大学等がデジタル技術を積極的に取り入れ、教育内容の高度化を目指す取組を進めるに当たり必要な経費を大学等に対して国が補助するものである。

補助金の補助対象経費は、大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)交付要綱(令和3年文部科学大臣決定)等によれば、大学等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、大学等におけるデジタル活用教育高度化事業(以下「デジタル活用事業」という。)の実施に当たり必要となる物品費、人件費・謝金、旅費その他の経費とされている。そして、サーバ等の保守に係る経費(以下「保守経費」という。)については、複数年度にわたる契約は基本的に認められず、やむを得ず複数年度にわたる契約をしなければならない場合は事業実施年度に係る経費のみを案分して計上することとされている。また、補助金の補助対象は、事業実施年度内に完了する事業とされ、施設の改修に関する経費等については補助金を使用できないこととされている。

本院が、11国立大学法人において会計実地検査を行ったところ、3国立大学法人において、デジタル活用事業の事業実施年度である令和2、3両年度に係る経費ではないことから補助の対象とならない4年度以降の期間分の保守経費、事業実施年度である3年度内に完了していないことから補助の対象とならないシステム開発に関する経費又は補助の対象とならない施設の改修に関する経費をそれぞれ補助対象経費に含めていたため、補助金計15,222,097円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、国立大学法人山口大学において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、岡山大学、九州大学の両国立大学法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において3国立大学法人から提出された実績報告書等の確認又は審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

国立大学法人岡山大学は、デジタル活用事業として、令和2、3両年度に「DXによる個別最適化と教育効果の可視化」事業(以下「教育DX事業」という。)を実施しており、教育DX事業の実施のための設備整備等として、eラーニングシステム用のサーバの購入等に係る経費を対象として、補助対象経費を94,829,013円とする実績報告書を文部科学省に提出して、93,642,294円の補助金の交付を受けていた。

しかし、上記サーバの購入等に係る経費には、複数年度にわたる契約による保守経費が含まれており、保守経費については、やむを得ず複数年度にわたる契約をしなければならない場合は事業実施年度に係る経費のみを案分して計上することとされているのに、同法人は、4年4月1日から最長9年2月28日までの保守経費6,554,663円を補助対象経費に含めていた。

したがって、上記4年度以降の期間分の保守経費6,554,663円を除いて適正な補助対象経費を算定すると88,274,350円、これに対する補助金は87,169,650円となり、前記の補助金交付額93,642,294円との差額6,472,644円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(43) 文部科学 本省	国立大学法 人岡山大学	デジタル活 用事業	2、3	94,829	93,642	6,554	6,472	補助の対象 とならない 4年度以降 の期間分の 保守経費を 補助対象経 費に含めて いたもの (岡山大学)
(44) 同	国立大学法 人山口大学	同	2、3	77,097	72,544	4,991	4,991	補助の対象 とならない 事業実施年 度内に完了 していない システム開 発に関する 経費を補助 対象経費に 含めていた もの (山口大学)
(45) 同	国立大学法 人九州大学	同	2、3	222,439	222,439	3,757	3,757	補助の対象 とならない 施設の改修 に関する経 費を補助対 象経費に含 めていたも の (九州大学)
(43)-(45)の計				394,365	388,625	15,304	15,222	

(国立大学法人山口大学の事態については、後掲522ページの国立大学法人山口大学の項「学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの」に掲記)

#### (4) 独立行政法人国立高等専門学校機構情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,353,524円

独立行政法人国立高等専門学校機構情報機器整備費補助金(以下「補助金」という。)は、デジタル技術を活用した高度な教育を提供できる環境を実現させることを目的として、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)によって設置された国立高等専門学校(以下「高専」という。)が遠隔授業を実施するのに必要な経費等を機構に対して国が補助するものである。

補助金の補助対象経費は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報機器整備費補助金交付要綱(令和2年文部科学大臣決定)等によれば、機構が補助事業を実施するために必要な経費のうち、遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保に係る事業(以下「遠隔授業事業」という。)における遠隔授業実施のための設備整備、通信機器整備、ソフトウェア購入等及び利用支援等の体制整備に要する経費とされている。このうち遠隔授業実施のための設備整備は、サーバの整備費等を補助対象経費としていて通



信費は含まれないこととされている。そして、サーバの保守(定期点検、修理、メンテナンス等をいう。以下同じ。)に係る経費、遠隔授業の実施に必要なソフトウェアの使用料等については、遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保に必要な経費として遠隔授業事業の実施年度である令和2年度の分に限り補助の対象となることとなっている。

本院が、機構において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に對する 国庫補助金 交付額	不当と認める 補助対象経費	不当と認める 国庫補助金	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(46)	文部科学 本省	独立行政法人 国立高等 専門学校機 構	遠隔授業事 業	2	923,069	923,069	2,353	2,353	補助の対象 とならない 通信費及び 3年度以降 の期間分の ソフトウェア の使用料等 を補助対象 経費に含 めていたもの

機構は、令和2年度に、全国に設置している51高専において遠隔授業事業を実施しており、補助対象経費を計923,069,774円とする実績報告書を文部科学省に提出して、同額の補助金の交付を受けていた。しかし、機構は、上記の補助対象経費に、5高専において補助の対象とならない通信費並びに3年度以降の期間分のサーバの保守に係る経費及びソフトウェアの使用料を含めていたため、補助金計2,353,524円が過大に交付されていて、不当と認められる(表参照)。

このような事態が生じていたのは、機構において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において機構から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

表 不当と認める補助対象経費 (単位：円)

高専名	補助対象経費	不当と認める 補助対象経費
函館工業高等専門学校	18,750,000	499,377
福井工業高等専門学校	18,750,000	474,118
鈴鹿工業高等専門学校	18,691,919	311,473
米子工業高等専門学校	18,750,000	178,763
徳山工業高等専門学校	18,750,000	889,793
小計	93,691,919	2,353,524
上記5高専以外の46高専の小計	829,377,855	—
計	923,069,774	2,353,524

(5) 私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 26,452,000円

私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)(以下「補助金」という。)は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学

校法人等に対して、防災機能等強化緊急特別推進事業(学校施設耐震改修工事等)等に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和58年文部大臣裁定)等によれば、防災機能等強化緊急特別推進事業については、危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事等に要する経費(以下、これらを「補助対象経費」という。)の2分の1以内の額とすることとされている。そして、この事業の補助対象経費については、次のとおりとされている。

防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事については、非構造部材の耐震対策工事は、地震により落下、転倒の危険性がありそれを防止する必要がある工事等を補助の対象とすることとされており、老朽化の改善を目的とする工事等は補助の対象とならないこととされている。

本院が、18学校法人において会計実地検査を行ったところ、2学校法人において、補助事業の実施期間中に補助の対象となる工事の施工範囲を縮小するなど補助事業の内容を変更したことにより、補助対象経費が減少していたのに交付決定時の補助事業の内容を基に算出された過大な補助対象経費により実績報告書を提出していたり、補助の対象とならない老朽化した照明器具等の非構造部材の交換等に係る経費を補助対象経費に含めていたりしていた。

これらの結果、補助金計26,452,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人昭和大学は、令和3年度に防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事として「4号館耐震補強工事」、「5号館耐震補強工事」及び「6号館①耐震補強工事」を実施しており、耐震補強工事に要する経費を対象として、補助対象経費を計712,685,066円(補助金計356,340,000円)と算定していた。

しかし、同法人は、補助事業の実施期間中に、4号館等の耐震補強工事に関連して実施する内装工事等の補助の対象となる工事の施工範囲を縮小するなど補助事業の内容を変更したことにより、補助対象経費が減少していたのに、交付決定時の補助事業の内容を基に算出された過大な補助対象経費により実績報告書を提出していた。

したがって、変更後の補助事業の内容を基に適正な補助対象経費を算定すると、計676,169,098円(補助金計338,083,000円)となり、補助金計18,257,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(47) 文部科学 本省	学校法人昭 和大学	防災機能等 強化緊急特 別推進事業 (4号館耐 震補強工 事)等	3	712,685	356,340	36,515	18,257	過大な補助 対象経費に より実績報 告書を提出 していたも の (昭和大学)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(48) 文部科学 本省	学校法人早 稲田大学	防災機能等 強化緊急特 別推進事業 (早稲田 キャンパス 14号館201 室大規模天 井耐震改修 工事)	29	75,997	37,998	16,390	8,195	補助の対象 とならない 老朽化した 非構造部材 の交換等に 係る経費を 補助対象経 費に含めて いたもの (早稲田大 学)
(47)	(48)の計			788,682	394,338	52,906	26,452	

(6) 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金により設置した空調設備の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,077,101円

公立諸学校建物其他災害復旧費負担金(以下「負担金」という。)は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づき、公立学校の施設の災害復旧に要する経費について、学校教育の円滑な実施を確保することを目的として、国が地方公共団体に対して交付するものである。

本院が、千葉県の上野市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	負担金の交付額	不当と認める 負担金相当額	摘 要
				千円	千円	
(49) 千葉県	夷隅郡大多 喜町	令和元年 発生災害 復旧	元	1,210	1,077	設置した空調設備の設計が適切でなかったもの

この負担金事業は、大多喜町内の中学校1校において、令和元年房総半島台風により転倒した室外機2機等の空調設備を復旧するために、室外機2機を鉄骨架台に載せて設置する工事を、工事費1,815,000円(国庫負担対象工事費同額)で大多喜町が実施したものである。

本件工事は災害復旧事業であり、同町は、原形に復旧することを踏まえて、平成30、令和元両年度に実施した空調設備の設置工事の特記仕様書に基づくこととしており、特記仕様書によれば、空調設備の設置に当たっては、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)によることとされている。

そして、耐震設計指針によると、鉄骨架台については、設備機器に作用している機器の重量(以下「機器重量」という。)<sup>(注1)</sup>、設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力を考慮した検討を行うこととなっている。<sup>(注2)</sup>

同町は、本件工事について、設計を含めて請負業者に行わせることとして契約を締結して、契約締結後に請負業者から提出された図面等を承諾していた。

しかし、本件工事の請負業者は、耐震設計指針に基づく鉄骨架台に係る耐震性を満たしているかについて必要な検討を行っていなかった。また、同町においても、請負業者から提出された図面等を承諾する際に、請負業者において耐震設計指針に基づく必要な検討が行われているかを確認していなかった。

そこで、鉄骨架台の形状、機器重量、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力等に基づき、地震時に鉄骨架台に作用する反力等について確認したところ、地震時に鉄骨架台に水平方向に作用する力により滑動するおそれ及び鉄骨架台に鉛直上向きに作用する反力により鉄骨架台が浮き上がるおそれがある状態となっていた(参考図参照)。

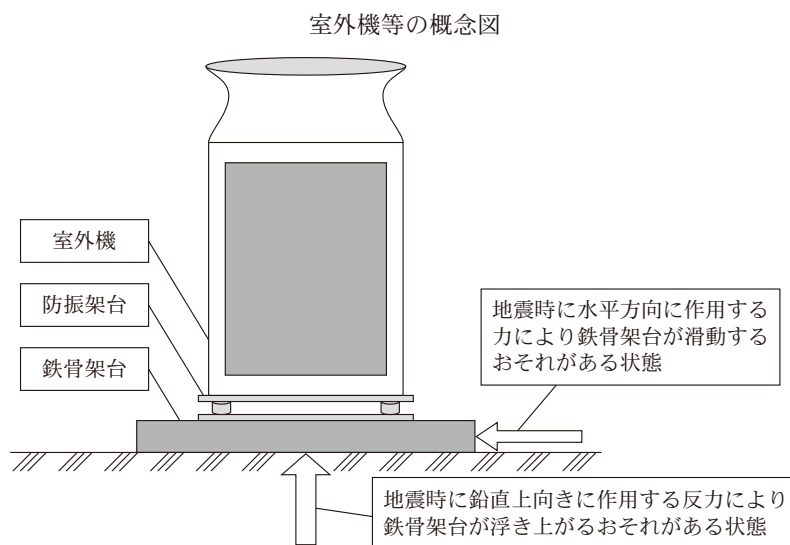
したがって、本件工事で設置した鉄骨架台等(これらに係る工事費相当額計 1,615,652 円)は、設計が適切でなかったため耐震性が確保されていない状態となっていて、これらに係る負担金相当額 1,077,101 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、耐震設計指針の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 設計用水平地震力 地震により水平方向に作用する力。建築設備の耐震設計においては、機器重量に設計用水平震度を乗じて算出される。

(注2) 設計用鉛直地震力 地震により鉛直方向に作用する力。建築設備の耐震設計においては、機器重量に設計用鉛直震度を乗じて算出される。

(参 考 図)



(7) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

5 件 不当と認める国庫補助金 16,696,000 円

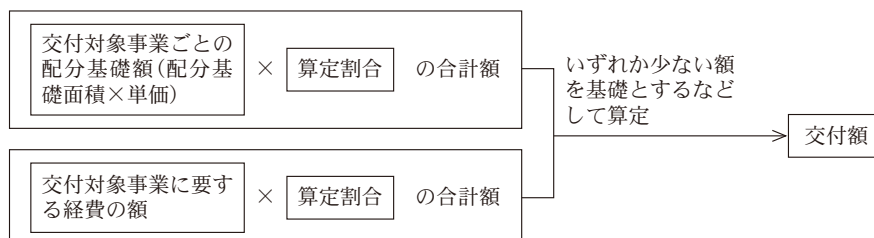
学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和 33 年法律第 81 号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

学校施設環境改善交付金交付要綱(平成 23 年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等によれば、上記の施設整備計画に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の種別は、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるもの(危険建物)の改築事業(以下「危険改築事業」という。)、小学校、中学校等の建物等の大規模改造で、教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事等の質的整備を行う事業(以下「大規模改造(質的整備)事業」という。)等とされている。

交付金の交付額は、交付要綱等に基づき、交付対象事業ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することなどとなっている。このうち、配分基礎額につい

ては、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている(次式参照)。

(交付額の算定式)



そして、危険改築事業及び大規模改造(質的整備)事業における配分基礎額等については、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について」(平成29年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)等によれば、次のように算定することとされている。

- ① 危険改築事業において、施設の解体及び撤去事業を実施する場合は、都道府県等で公共工事等に使用されている積算基準を参考として事業箇所の実情に即して算定した施設の解体及び撤去費を配分基礎額に加算する。そして、交付申請時に概算額等により施設の解体及び撤去費を配分基礎額に加算したものについては、実績報告時に契約後の金額を反映する。
- ② 大規模改造(質的整備)事業として実施する工事のうち、トイレ改修工事に係る配分基礎面積は、改修工事を実施する部分の床面積の計とする。

本院が、21府県及び143市町の計164地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、5県の5市町において、契約後の金額を反映せずに配分基礎額を算定していたほか、適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたため、配分基礎額が過大に算定されており、交付金計16,696,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市町において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、5県において5市町から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

岩手県花巻市は、平成28、29両年度に、湯口中学校校舎の危険改築事業等5事業を実施して、交付金計198,631,000円の交付を受けていた。

同市は、上記5事業のうち、同校校舎の危険改築事業等2事業の実施に当たり、施設の解体及び撤去事業を併せて実施することから、交付申請時に、設計業者による概算額等により算定した施設の解体及び撤去費計121,000,000円を配分基礎額に加算しており、実績報告時も上記の概算額をそのまま加算していた。

しかし、配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時には、交付申請時に用いた概算額によるのではなく、契約後の金額を反映する必要がある、これによると計94,251,000円となる。

したがって、施設の解体及び撤去費を94,251,000円に修正するなどして適正な配分基礎額により交付金の交付額を算定すると計193,782,000円となることから、交付金計4,849,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

和歌山県有田市は、令和元年度から3年度までの間に、田鶴小学校校舎の大規模改造(質的整備)事業等3事業を実施して、交付金計8,715,000円の交付を受けていた。

同市は、上記の3事業においてトイレ改修工事を実施するに当たり、配分基礎面積は計604㎡であるとしていた。

しかし、上記の604㎡には、改修工事を実施していない部分の床面積が含まれており、トイレ改修工事に係る適正な配分基礎面積は、この床面積を除いた計43㎡となる。

したがって、適正な配分基礎面積に基づく配分基礎額により交付金の交付額を算定すると計4,490,000円となることから、交付金計4,225,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
(50)	岩手県 花巻市	危険改築事業	28、29	千円 198,631	千円 4,849	施設の解体及び撤去費について契約後の金額を反映せずに配分基礎額を算定していたもの
(51)	宮城県 亘理郡山元町	大規模改造 (質的整備)事業	2	25,611	3,062	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたもの
(52)	新潟県 五泉市	同	平成30、 令和元	14,283	1,216	同
(53)	長野県 佐久市	同	平成30、 令和元	69,414	3,344	同
(54)	和歌山県 有田市	同	元～3	8,715	4,225	同
(50)～(54)の計				316,654	16,696	

(8) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が過大に交付されるなどしていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 25,125,159円

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金交付要綱(平成30年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)に基づき、地方公共団体が緊急的に整備を実施する、公立の小学校、中学校等の敷地内にある倒壊の危険性があるブロック塀等の安全対策(以下「ブロック塀等安全対策事業」という。)及び公立の小学校、中学校等の校舎等を行う児童生徒等の熱中症対策として必要な空調設置(以下「空調設置事業」という。)に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

本院が、15府県及び39市町の計54地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、2府県の3市町において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 塀の長さの算定を誤るなどしていた事態

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
(55)	千葉県 千葉市	空調設置事業	平成30、 令和元	千円 512,474	千円 1,023	空調面積の算定を誤っていたもの
(56)	大阪府 大阪市	ブロック塀等 安全対策事業、 空調設置 事業	平成30、 令和元	212,129	15,289	塀の長さの算定を誤るなどしていたもの
(55)(56)の計				724,603	16,312	

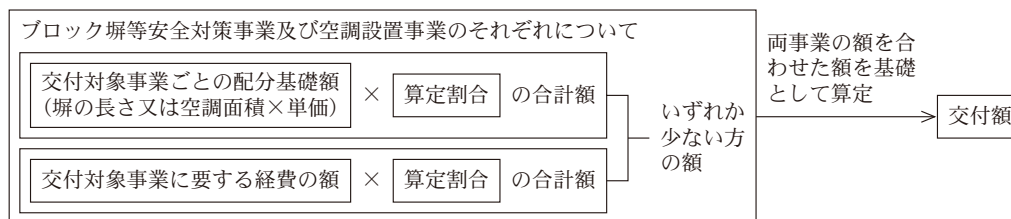
これらの交付金事業は、ブロック塀等安全対策事業等を2事業主体が実施したものである。

交付金の交付額は、交付要綱等によれば、交付申請に当たり、ブロック塀等安全対策事業及び空調設置事業のそれぞれについて、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額と同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種類	年 度	交付金の交付 額 千円	不当と認める 交付金相当額 千円	摘 要
-------	-----------------	---------------	-----	-------------------	------------------------	-----

じて得た額(以下「算定後配分基礎額」という。)の合計額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない方の額を選定し、上記により選定された額を合わせた額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額については、交付対象事業において安全対策を実施するブロック塀等の長さ(以下「塀の長さ」という。)又は空調設置事業の対象となる室等の床面積の計(以下「空調面積」という。)を算定して、これにブロック塀等安全対策事業及び空調設置事業のそれぞれについて定められた単価を乗じて算定することとされている(次式参照)。

(交付額の算定式)



そして、上記の交付額については、実績報告時にも配分基礎額等の変更を反映して算定することとなっている。

2府県の2市において、配分基礎額の算定に当たり塀の長さの算定を誤るなどしていた。このため、交付金計16,312,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において塀の長さなどの確認が十分でなかったこと、2府県において2市から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府は、平成30、令和元両年度に、ブロック塀等安全対策事業77事業等を実施して、交付金212,129,000円の交付を受けていた。

同市は、ブロック塀等安全対策事業77事業のうち37事業における塀の長さを計2,533mであるとしていた。

しかし、上記の37事業における2,533mには、安全対策を実施すべきブロック塀がない箇所等の長さ計603mが含まれており、適正な塀の長さは計1,930mであった。また、上記37事業のうち1事業の算定後配分基礎額は、実績報告時に配分基礎額の変更を反映せず、交付決定時の配分基礎額に算定割合を乗じた額であった。

したがって、上記の誤りを修正して適正な塀の長さに基づく配分基礎額によるなどして交付金の交付額を算定すると196,840,000円となることから、交付金15,289,000円が過大に交付されていた。

イ 空調設備の設計が適切でなかった事態

(57)	千葉県 夷隅郡大多喜町	空調設置事業	平成30、令和元	17,362	8,813	設置した空調設備の設計が適切でなかったもの
------	-------------	--------	----------	--------	-------	-----------------------

この交付金事業は、大多喜町内の小学校2校及び中学校1校において、空調設置事業として新規に室外機22機等の冷房機能を有する空調設備を設置するなどする工事を、工事費105,570,000円(交付対象事業費51,573,000円)で大多喜町が実施したものである。

本件工事の特記仕様書によれば、空調設備の設置に当たっては、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)によることとされている。

耐震設計指針等によれば、設備機器に生ずる水平地震力を求めるための設計用水平震度については、設備機器の設置階等に応じて定められた設計用標準震度に、地域ごとに定められた地域係数を乗じて求めることとされている。

そして、耐震設計指針によれば、基礎の形状が床スラブ等の主要構造躯体に固定されていない梁型の基礎(以下「梁型基礎」という。)の場合は、次のような地震によって生ずる力に耐えるための条件を満たしているか検討することとされている。

- ① 設備機器に生じた水平地震力を床スラブ等の主要構造躯体に円滑に伝達する必要がある。伝達方法のうち水平地震力を基礎底面の摩擦のみにより伝達する方法を適用できるのは、設計用水平震度が 1.0 以下の場合等に限る。
- ② 設計用水平震度が 1.0 以下の場合であっても、設備機器の重心高さと設備機器を固定している両端のアンカーボルト間の長さ(以下「ボルトスパン」という。)の比に制限が設けられており、設計用水平震度が 0.6 の場合は、設備機器の重心高さはボルトスパンの 0.58 倍以下となっている。

同町は、本件工事について、設計を含めて請負業者に行わせることとして契約を締結して、契約締結後に請負業者から提出された図面等を承諾していた。

しかし、本件工事の請負業者は、耐震設計指針に基づく耐震設計計算を行っていなかった。また、同町においても、請負業者から提出された図面等を承諾する際に、請負業者において耐震設計指針に基づく耐震設計計算が行われているかを確認していなかった。

そこで、本件工事で設置された室外機 22 機のうち、小学校 1 校及び中学校 1 校で梁型基礎により設置された室外機 7 機について、耐震設計指針に基づいて耐震設計計算を行ったところ、中学校 1 校に設置された室外機 3 機の設計用水平震度は、3 階建ての 2 階屋上に設置されていることなどから 1.2 となっていて、前記条件の 1.0 を上回っていた。また、小学校 1 校及び中学校 1 校に設置された残りの 4 機は、設計用水平震度が 0.6 であったものの、室外機の重心高さがボルトスパンの約 0.86 倍等となっていて、いずれも前記条件の 0.58 倍を上回っていた。このように、小学校 1 校及び中学校 1 校で梁型基礎により設置された室外機 7 機は、いずれも地震によって生ずる力に耐えるための条件を満たしていなかった(参考図参照)。

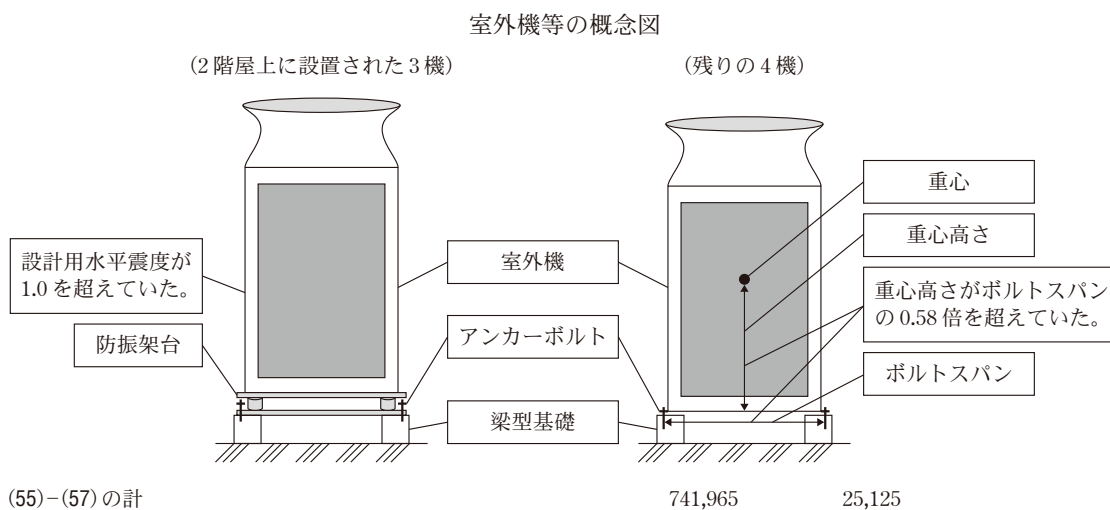
したがって、本件工事で設置された室外機計 7 機、梁型基礎等(これらに係る工事費相当額計 52,611,273 円)は、設計が適切でなかったため耐震性が確保されておらず、これらに係る交付金相当額計 8,813,159 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、耐震設計指針の理解が十分でなかったことなどによると認められる。



部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種類	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 (相当)額	摘 要
				千円	千円	

(参 考 図)



(9) 文化資源活用事業費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,738,000円

文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)(以下「補助金」という。)は、文化財に関する先進的、高次元な多言語解説を整備し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることなどを目的として、補助事業を行う者に対して、事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付要綱(平成30年文化庁長官決定)等によれば、補助事業の補助対象経費は、国指定等文化財に関する先進的、高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作に係る経費とされている。また、補助金の額は、補助対象経費の3分の1を限度とすることとされている。ただし、所定の各要件を満たす場合には、補助率を加算することができる(以下、各要件に係る加算分の補助率を「加算率」という。)などとされている。上記要件のうち、観光庁が推薦する人材(以下「推薦人材」という。)による英語解説文の監修を受けるという加算要件について、文化庁は、質の高い英語解説文を制作するには推薦人材による監修が有効であるためなどとしている。

本院が、1県、3市、15法人等計19事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	国庫補助金交 付額	不当と認める 国庫補助金	摘 要
				千円	千円	
(58)	京 都 府 宗教法人妙 法院	文化財多言語 解説整備	2	11,817	1,738	要件を満たしていない加算率を加えた補助率を乗ずるなどして補助金交付額を算定していたもの

この補助事業は、令和2年度に「国宝千手観音立像等デジタルコンテンツ整備事業」(以下「コンテンツ整備事業」という。)を宗教法人妙法院が実施したものである。

同法人は、コンテンツ制作に係る委託費等17,380,000円を補助対象経費とした上で、その3分の1の限度額に係る補助率を33%としてこれに推薦人材による英語解説文の監修に係る加算率10%を含

む各種の加算率計 35% を加えて計 68% とした補助率を乗ずるなどして、補助金 11,817,000 円の交付を申請していた。そして、同法人は、総事業費 17,380,000 円(補助対象経費同額)でコンテンツ整備事業を実施し、交付申請時と同じ補助率により補助金交付額を 11,817,000 円と算定した実績報告書等を京都府に提出して、同額で額の確定を受けて、補助金の交付を受けていた。

しかし、実際には、同法人は、英語解説文の制作に当たり、推薦人材ではない者による監修を受けてコンテンツを制作しており、推薦人材による英語解説文の監修に係る補助率の加算要件を満たしていなかった。

したがって、前記 68% の補助率から、要件を満たしていない上記の 10% を除いた計 58% の補助率を乗ずるなどして適正な補助金交付額を算定すると 10,079,000 円となり、前記の補助金交付額 11,817,000 円との差額 1,738,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助率の加算要件についての理解が十分でなかったこと、京都府において実績報告書等の審査が十分でなかったことによると認められる。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に当たり、過大に交付されていた補助金について返還を行わせるよう適宜の処置を要求し、また、補助対象外経費を網羅した資料等を事業主体に示した上で実績報告書の内容の確認を求めるなどするよう改善の処置を要求するとともに、今後同様の事態が生じないように、補助対象経費について、誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費	
部 局 等	文部科学本省	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者 (事業主体)	173 事業主体	
補助事業	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	
補助事業の概要	公立の小学校、中学校等において情報通信ネットワーク環境施設を整備するために必要とする経費を補助するもの	
検査の対象とした事業主体数及び国庫補助金交付額	173 事業主体	271 億 4140 万余円(令和 2、3 両年度)
上記のうち国庫補助金が過大に交付されていた事業主体数及び交付額	18 事業主体	2 億 5869 万円(令和 2、3 両年度)

【適宜の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施について

(令和 5 年 10 月 20 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示する。

## 記

### 1 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の概要等

#### (1) 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の概要

貴省は、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月閣議決定)等を踏まえ、教育の質の向上を狙いとする「GIGAスクール構想」の下、児童生徒1人1台端末や情報通信ネットワーク等のICT環境を整備している。

上記構想の下、貴省は、令和元年度から3年度まで、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱(令和2年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)に基づき、公立の小学校、中学校等において情報通信ネットワーク環境施設を整備するために必要とする経費を補助することにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的として、都道府県及び市町村(東京都の特別区及び市町村の組合を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)に対して公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

交付要綱によれば、補助金の補助対象経費は、事業主体が公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、校内LANの新設・更新の事業に必要な経費(以下「新設等経費」という。)等とされ、補助金の交付額は、新設等経費の2分の1とすることなどとされている。

そして、貴省は、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の事業概要について」(令和2年文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長通知)において、新設等経費について、サーバー、無線アクセスポイント等(以下、これらを合わせて「ネットワーク機器」という。)の整備等に要する経費とするなどとしている。

また、交付要綱によれば、事業主体は、補助事業が完了したときは、文部科学大臣(事業主体が市町村の場合は都道府県教育委員会。以下同じ。)に実績報告書を提出することとされ、文部科学大臣は、実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定することとされている。

#### (2) 補助対象とならない経費の周知

貴省は、事業主体から補助事業に関する複数の問合せがあったことなどから、2年に、補助事業についての基本的な考え方、整備費見直しの助言事例、自治体向けFAQ等を記載した各種資料(以下「説明資料」という。)を作成し、事業主体に対して通知等により計7回にわたって提供している。そして、貴省は、説明資料において、補助事業実施年度の翌年度以降(以下「後年度」という。)の期間分のライセンス費用、ネットワーク機器の保守等に係る費用(以下「保守費用」という。)、ネットワーク機器の故障に対応するための予備の調達に係る費用(以下「代替機費用」という。)、校外施設の整備に係る費用(以下「校外施設費用」という。)等は補助対象とならない経費(以下「補助対象外経費」という。)であることを周知している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、補助金の交付額は交付要綱等に基づき適正に算定されているか、補助対象外経費の周知は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2、3両年度に22府県<sup>(注)</sup>の173事業主体に交付された補助金計271億4140万余円を対象に、貴省本省及び22府県のうち富山、佐賀両県を除く20府県の163事業主体において、契約書、実績報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、富山、佐賀両県の10事業主体については、上記関係書類の提出を受けてその内容を確認するなどして検査した。

(注) 22府県 京都、大阪両府、青森、岩手、茨城、群馬、千葉、富山、長野、愛知、滋賀、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 補助金が過大に交付されていた事態

##### ア 後年度の期間分の費用を補助対象経費に含めていた事態

前記のとおり、貴省は、ネットワーク機器の整備に要する経費に複数年度分のライセンス費用が含まれる場合は、当該費用のうち補助事業実施年度の期間分の費用は補助対象経費であるが、後年度の期間分の費用は補助対象外経費であるとして、その旨を説明資料において周知している。

しかし、7府県の11事業主体において、ライセンス費用について、校内LANが機能するために必要不可欠であり後年度の期間分の費用を含む全額が新設等経費に該当するとの判断や、複数年度分の費用を含む契約を締結して当該費用を補助事業実施年度内に一括して支払うことは後年度の期間分の費用を負担することに当たらないとの判断等から、誤って、後年度の期間分の費用についても補助対象経費に含めていた。

##### イ 保守費用を補助対象経費に含めていた事態

前記のとおり、貴省は、保守費用は新設等経費に該当せず、補助対象外経費であるとして、その旨を説明資料において周知している。

しかし、6府県の8事業主体において、保守費用について、ネットワーク機器の保守とネットワーク機器とが一体で販売されていて新設等経費に該当するとの判断等から、誤って補助対象経費に含めていた。

##### ウ 代替機費用を補助対象経費に含めていた事態

前記のとおり、貴省は、代替機費用は新設等経費に該当せず、補助対象外経費であるとして、その旨を説明資料において周知している。

しかし、5府県の5事業主体において、代替機費用について、説明資料の記載を見落としていたなどとして、誤って補助対象経費に含めていた。

##### エ 校外施設費用を補助対象経費に含めていた事態

学校からのインターネット接続には、各学校のインターネット回線を学校外の建物にあるサーバー室等に集約して接続する方式や、各学校からインターネット回線へ直接接続する方式等があり、前者の方式については、校内LANの新設・更新の際に、校外施設費用が発生することがある。

前記のとおり、貴省は、補助金は学校施設の整備費を補助するものであるため、校外施設費用は新設等経費に該当せず、補助対象外経費であるとして、その旨を説明資料において周知している。

しかし、3県の3事業主体において、校外施設費用について、校内LANが機能するために必要不可欠であり新設等経費に該当するとの判断等から、誤って補助対象経費に含めていた。

このように、11府県の18事業主体において、補助対象経費の算定に当たり、補助対象外経費を含めていたため、表1のとおり、補助金計2億5869万余円が過大に交付されていた。

表1 過大に交付されていた補助金額等

府県名	事業主体名	過大に交付されていた補助金額 (千円)	事 態			
			ア	イ	ウ	エ
			後年度の期間分の費用	保守費用	代替機費用	校外施設費用
岩手県	釜石市	8,479	○	○		
群馬県	太田市	4,885	○			
千葉県	千葉市	76,566		○		○
	匝瑳市	2,296	○	○		
	山武郡芝山町	1,037		○		
愛知県	名古屋市	27,862			○	
滋賀県	高島市	1,978		○	○	
大阪府	大阪府	28,776	○	○	○	
和歌山県	和歌山県	4,160			○	○
島根県	松江市	7,526	○	○		
岡山県	総社市	8,481		○		○
福岡県	太宰府市	1,233	○			
宮崎県	宮崎市	65,810	○			
	延岡市	12,318	○			
	串間市	1,295			○	
	東諸県郡国富町	2,707	○			
	児湯郡都農町	1,557	○			
	東臼杵郡門川町	1,730	○			
11 府県	18 事業主体	258,696	11	8	5	3

(注) 「事態」欄は、該当する事態に「○」を付している。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府は、令和2年度に、府立中学校、高等学校及び特別支援学校計181校において、情報通信ネットワークの整備を目的として、補助事業を事業費計1,125,381,362円で実施し、1,120,731,992円を補助対象経費として、補助金560,365,000円の交付を受けている。

しかし、同府は、ライセンス費用については、補助事業実施年度内に複数年度分のライセンス費用を支払済であり後年度の期間分の費用を負担することにならないと考えたこと、保守費用については、ネットワーク機器の保守とネットワーク機器とが一体で販売されていること、代替機費用については、説明資料の記載を見落としていたことなどから、後年度の期間分のライセンス費用、保守費用及び代替機費用の計 57,552,255 円を、新設等経費に該当するとして、上記の補助対象経費に含めていた。

したがって、補助対象外経費である上記の 57,552,255 円を除外して適正な補助対象経費を算定すると 1,063,179,737 円となり、これに対する補助金の額は 531,589,000 円となることから、前記の補助金交付額 560,365,000 円との差額 28,776,000 円が過大に交付されていた。

(2) 補助対象外経費の周知における具体的な記載内容

前記のとおり、18 事業主体は、後年度の期間分の費用、保守費用、代替機費用及び校外施設費用について、新設等経費に該当するとの判断等から、誤って補助対象経費に含めていた。

そこで、説明資料における補助対象外経費に関する具体的な記載内容をみると、補助対象外経費の記載が GIGA スクール構想に関連する多数の資料の各所に散在していて、補助対象外経費の記載を見落としやすい状況となっているほか、表 2 のとおり、説明資料ごとに補助対象外経費として挙げている内容が区々となっているなどしており、個々の説明資料を確認しただけでは補助対象外経費について十分な理解を得られない状況となっていた。

表 2 説明資料における補助対象外経費に関する記載内容(事態別)

事 態	説明資料	基本的な考え方 (令和 2 年 1 月 28 日、3 月 19 日、5 月 26 日) Q&A (2 年 2 月 20 日)	補助対象外の整備を計画している事例 (2 年 3 月 5 日、3 月 19 日、5 月 26 日)	整備費見直しの助言事例 (2 年 3 月 19 日、5 月 8 日、5 月 26 日)	自治体向け FAQ (2 年 5 月 8 日、8 月 24 日)
ア	後年度の期間分の費用	記載なし	単年度会計の原則上、複数年の有償保証サービス等、後年負担を含むことはできない	記載なし	無償のものがネットワーク機器にバンドルされている場合を除き、後年負担となる有償のネットワーク機器のライセンス・保証経費については補助対象外
イ	保守費用	運用保守などのランニングコストは補助対象外	記載なし	無線アクセスポイントにおける代替機、保守・運用費は補助対象外	記載なし
ウ	代替機費用		記載なし		記載なし
エ	校外施設費用	記載なし	校外の機器整備費用は補助対象外	記載なし	記載なし

(注) 本表は、説明資料を基に本院が作成した。

このように、説明資料は、補助対象外経費について十分な理解を得られるものとなっていなかった。

(是正及び改善を必要とする事態)

18 事業主体において補助金が過大に交付されている事態は適切ではなく、是正を図る必要があると認められる。また、説明資料が補助対象外経費について十分な理解を得られるものとなっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、18事業主体において、補助金の補助対象経費についての理解が十分でないこと、9県において、管内の16事業主体から提出された実績報告書等に対する審査が十分でないことなどにもよるが、貴省において、府県の2事業主体から提出された実績報告書等に対する審査が十分でないこと、補助事業における補助金の補助対象経費について、十分な理解を得るための方策が講じられていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

前記のとおり、貴省は、GIGA スクール構想の下、児童生徒1人1台端末や情報通信ネットワーク等のICT環境を整備している。そして、貴省は、公立学校におけるICT環境の整備は引き続き不可欠なものとしていることから、補助金の交付は3年度で終了しているものの、今後、校内LANの更新等、同様の事業が実施されることも考えられる。

については、貴省において、補助金の交付額を適正なものとするよう、また、今後実施することが考えられる同様の事業において同様の事態が生ずることのないよう、次のとおり是正の処置を要求し並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 前記の18事業主体に対して、過大に交付されていた補助金を速やかに返還するよう求めること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 補助金の交付を受けた事業主体に対して、補助対象外経費を網羅した資料等を示した上で、改めて実績報告書の内容を確認するよう求めること。そして、当該確認の結果、補助金が過大に交付されていたと認められる場合には、速やかに当該補助金の返還を求めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 今後、校内LANの更新等を対象とする同様の事業を実施する際に、前記の18事業主体と同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、今回誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)国立大学法人運営費
部 局 等	文部科学本省
家計急変に係る 運営費交付金の 概要	新型コロナウイルス感染症及びその拡大の影響等による家計急変世帯等の学生に対して授業料等減免を行う国立大学法人に対して交付する 運営費交付金

85 国立大学法人に交付された家計急変に係る運営費交付金の額	48 億 0189 万余円(令和 2 事業年度)
上記のうち第 4 期中期目標期間に繰り越す家計急変に係る積立金が適切な規模となっていないなかった 69 国立大学法人の積立金の額	28 億 9841 万余円(令和 3 事業年度末)
上記の額と上記の 69 国立大学法人における所見込額の試算との開差額	16 億 4058 万円

## 1 運営費交付金等の概要

### (1) 家計急変に係る運営費交付金等の概要

文部科学省は、新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の学生(以下「家計急変世帯の学生」という。)に対する授業料減免等を実施するための経費を支援するために、また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等によって困窮する学生(以下「困窮学生」という。)が経済的理由により修学を断念することがないように、国立大学等が行う独自の授業料等の軽減措置を実施するための経費を支援するために、令和 2 年度第 1 次補正予算及び令和 2 年度第 2 次補正予算により、各国立大学法人に運営費交付金として計 48 億 0189 万余円を交付している(以下、家計急変世帯の学生及び困窮学生を合わせて「家計急変世帯等の学生」といい、これに係る運営費交付金を「家計急変に係る運営費交付金」という。)

そして、家計急変に係る運営費交付金は、家計急変世帯等の学生に対して各大学が独自の基準に基づいて行った授業料及び入学金の減免(以下「家計急変に係る授業料等減免」という。)に充当できることとなっている。

国立大学法人の大多数が大学独自の授業料等減免(以下「大学独自の制度」という。)を行っている一方で、国は、令和 2 年度から、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)に基づく授業料等減免等(以下「修学支援新制度」という。)を行っている。

そして、家計急変に係る運営費交付金を充当可能な大学独自の制度による支援の対象のうち、修学支援新制度による支援の対象にもなる学生については、修学支援新制度による支援を優先して行うこととなっている。

### (2) 特定の支出等のために交付されている運営費交付金の会計処理

国立大学法人は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「国大法」という。)第 35 条の規定により準用される独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といい、通則法の規定を準用する場合は「準用通則法」という。)第 46 条の規定に基づき、業務の財源に充てる資金として、毎事業年度、国から運営費交付金が交付されている。国立大



学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号。国立大学法人会計基準注解等を含む。以下同じ。)によれば、国立大学法人等が国から運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理することとされている。そして、運営費交付金債務は、業務の進行に応じて収益化を行う期間進行基準を採用している。

一方、特定の支出等のために運営費交付金が交付される場合には、運営費交付金債務は、当該支出額等を限度として収益化を行う費用進行基準を採用している。

また、国立大学法人会計基準によれば、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならないこととされている。

### (3) 利益及び積立金の処分等

国立大学法人の利益の処分等については、準用通則法第44条第1項の規定によれば、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、積立金の処分については、国大法第32条の規定によれば、中期目標期間の最後の事業年度において上記の整理した積立金の額のうち、次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けた額を繰り越すことができるとともに、当該承認を受けた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。一方、中期目標期間中における積立金の国庫納付に係る制度は設けられていない。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、各国立大学法人において家計急変に係る運営費交付金の残額として第3期中期目標期間(平成28事業年度から令和3事業年度まで)の最後に整理した積立金(以下「家計急変に係る積立金」という。)で、第4期中期目標期間(4事業年度から9事業年度まで)に繰り越したものの規模は、第4期中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の所要見込額を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、85国立大学法人の86大学に交付された家計急変に係る運営費交付金48億0189万余円を対象に検査した。

検査に当たっては、文部科学本省及び29国立大学法人の30大学<sup>(注1)</sup>において積立金の処分に係る承認申請書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、85国立大学法人の86大学から2事業年度から4事業年度までの家計急変に係る運営費交付金の執行状況、家計急変に係る積立金の処分に係る承認申請の状況等について報告を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 29国立大学法人及び30大学の内訳については別表参照

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 家計急変に係る運営費交付金債務の残高等

文部科学省は、2年6月以降、4回にわたり、85国立大学法人に対して2事業年度の家計急変世帯等の学生に対する支援に要する見込額(以下「支援見込額」という。)について調査を行っていた。そして、2年11月、3年1月及び同年3月に、85国立大学法人に対

して、家計急変に係る運営費交付金計 48 億 0189 万余円を交付していたが、このうち、3 年 1 月の交付に当たっては、上記の調査における各国立大学法人の支援見込額に 7 を乗じて交付額を算定するなどしていた。このことについて、文部科学省は、当時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が見通せない中において、必要な支援を受けられなくなる学生が生ずる危険性が存在する状況に十分に対応し、未執行が生じた場合には国庫に返納させることを前提として、家計急変に係る運営費交付金の予算総額(前記の計 48 億 0189 万余円)等を踏まえて交付額を算定したものであるとしている。

そこで、家計急変に係る運営費交付金による家計急変に係る授業料等減免の第 3 期中期目標期間における執行額等をみると、2 事業年度に計 2,262 人の学生に対して計 6 億 5947 万余円、3 事業年度に計 1,259 人の学生に対して計 4 億 4505 万余円となっていた。そして、85 国立大学法人の家計急変に係る運営費交付金債務の残高は、表のとおり、2 事業年度末計 41 億 4241 万余円(家計急変に係る運営費交付金の交付額に対する未執行率 86.3%)、3 事業年度末計 36 億 9736 万余円(同 77.0%)となっていた。

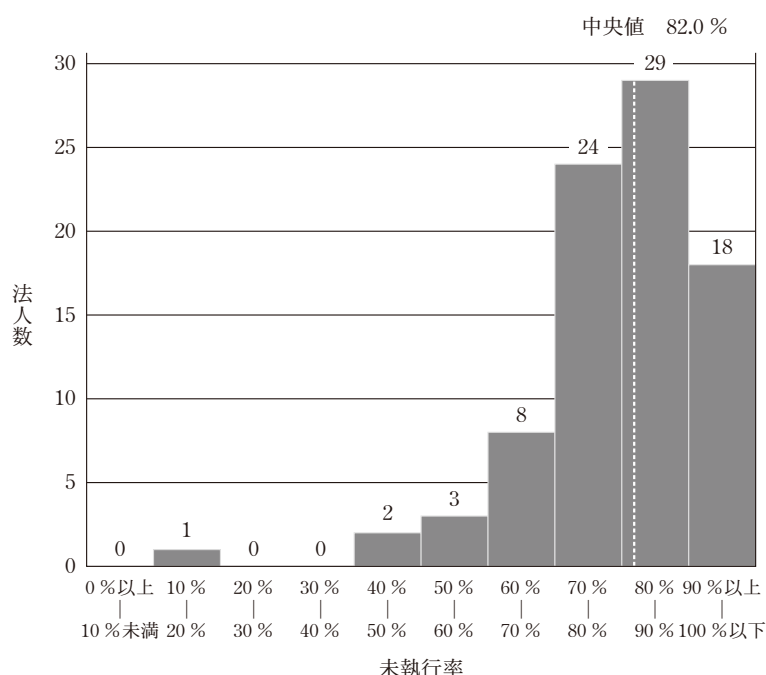
表 85 国立大学法人における家計急変に係る運営費交付金債務の残高等 (単位：円、%)

交付額総額 (A)	令和 2 事業年度末			3 事業年度末		
	執行額	残高 (B)	交付額に対する未執行率(注) (B)/(A)	執行額	残高 (C)	交付額に対する未執行率(注) (C)/(A)
4,801,891,000	659,473,290	4,142,417,710	86.3	445,052,057	3,697,365,653	77.0

(注) 未執行率については小数点以下第 2 位を四捨五入している。

また、3 事業年度末における家計急変に係る運営費交付金の交付額に対する未執行率を国立大学法人別にみると、図のとおり、80% 以上 90% 未満となっている国立大学法人が 29 法人、90% 以上となっている国立大学法人が 18 法人あり、この中には、執行が全くない国立大学法人が 8 法人あった。

図 家計急変に係る運営費交付金の交付額に対する未執行率(令和 3 事業年度末)



そして、家計急変に係る運営費交付金の未執行率が高くなっている理由について各国立大学法人に確認したところ、「家計急変に係る運営費交付金の交付額と比べて家計急変世帯等の学生に対する支援の実績が少なかったため」とした大学が63大学(86大学の73.2%)となっていて、支援見込額に比べて交付額が多額になったことが影響していると思料された。また、「当初の想定より多くの学生が修学支援新制度によって対応できたため」とした大学が56大学(86大学の65.1%)となっていて、修学支援新制度が導入された2年度以降の学部入学者を大学独自の制度による支援の対象者に含めている大学は31大学にとどまること、当該大学においてもその対象者に修学支援新制度による支援の対象者が含まれていることなどによると思料された。

こうした状況が継続するとともに、元年度以前の学部入学生の多くが既に卒業して大学独自の制度による支援の対象者が減少することなどから、家計急変に係る運営費交付金の未執行率は今後も大きく低下することはないと見込まれた。

## (2) 家計急変に係る積立金の処分に係る承認申請等

### ア 家計急変に係る積立金の処分に係る承認申請

前記の85国立大学法人は、4年6月、家計急変に係る積立金の全額を第4期中期目標期間に繰り越すこととする積立金の処分に係る承認申請書類を文部科学大臣に提出していた。そして、文部科学省は当該承認申請について審査を行い、同年6月に、文部科学大臣がこれを承認し、85国立大学法人において家計急変に係る積立金の全額が第4期中期目標期間に繰り越されていた。

そこで、家計急変に係る積立金の全額を繰り越すこととした理由を85国立大学法人に確認したところ、文部科学省が4年3月に各国立大学法人宛てに発した事務連絡(以下「事務連絡」という。)において、3事業年度の残額については所要の手続を経た上で4事業年度に繰り越す予定と記載されているためとする国立大学法人が79法人(92.9%)と大多数となっていた。一方、文部科学省は、事務連絡の趣旨について、国大法第32条第1項に定める手続を経て家計急変に係る積立金を第4期中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の財源に充てることを示したものに過ぎず、家計急変に係る積立金の残額の全額を第4期中期目標期間における当該財源に充てる判断は各国立大学法人においてなされたものであるとしていて、大多数の国立大学法人における事務連絡の理解とは異なるものとなっていた。

現に、85国立大学法人は、承認申請に当たり、家計急変に係る授業料等減免の所要見込額(以下「所要見込額」という。)の算定を行っていなかった。そして、文部科学省においても、前記のとおり、未執行が生じた場合には国庫に返納させることを前提として、家計急変に係る運営費交付金の交付額を算定したにもかかわらず、当該承認申請の審査に当たり各国立大学法人に問い合わせることなどはしておらず、各大学における4事業年度以降の所要見込額を把握していなかった。

しかし、積立金の処分については、各国立大学法人における承認申請及び文部科学省におけるその審査に当たって次の中期目標期間の所要見込額を基にした判断を行い、これを控除してなお残余があるときはその残余の額を国庫に納付する必要があると認められた。

したがって、各国立大学法人において、承認申請に当たり所要見込額の算定を行って  
いなかったこと、及び文部科学省においてその審査に当たり所要見込額を勘案していな  
かったことは、第4期中期目標期間に繰り越す家計急変に係る積立金の規模を適切なも  
のとし、資金を有効に活用する観点から、適切ではないと認められた。

#### イ 所要見込額の試算

各国立大学法人における4事業年度から9事業年度までの6年間において、大学独自  
の制度を考慮しつつ、家計急変に係る運営費交付金の3事業年度の執行額と同水準の執  
行が見込まれることとして、85国立大学法人における所要見込額を機械的に試算する  
と計26億3414万余円となった。そして、85国立大学法人のうち、第4期中期目標期  
間に繰り越された家計急変に係る積立金が上記の所要見込額の試算額と比べて多額と  
なっているものは69国立大学法人であり、当該69国立大学法人における家計急変に係  
る積立金計28億9841万余円と所要見込額の試算額計12億5782万余円とを比べると、  
計16億4058万余円の開差が生じていた。

(注2) 69国立大学法人の内訳については別表参照

このように、文部科学省において、各国立大学法人から提出された家計急変に係る積  
立金の処分に係る承認申請の審査に当たり、各国立大学法人における所要見込額を勘案  
せず、85国立大学法人において家計急変に係る積立金の全額が繰り越されたことによ  
り、69国立大学法人において家計急変に係る積立金の規模が第4期中期目標期間にお  
ける家計急変に係る授業料等減免の実施規模に対応した適切な規模となっていなかった  
事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、各国立大学法人において、事務連絡を踏まえるなどし  
て承認申請に当たり所要見込額の算定を行っていなかったことにもよるが、文部科学省にお  
いて、各国立大学法人における所要見込額を勘案することにより第4期中期目標期間に繰  
り越す家計急変に係る積立金の規模を適切なものとして資金を有効に活用することの重要  
性に対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、5年8月に、各国立大学法人に対  
して通知を発送し、特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中  
期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たっては、資  
金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を適切に算定しな  
ければならないことを周知徹底することにより次の中期目標期間に繰り越す積立金  
の額を適切な規模とすることとする処置を講じた。

別表 国立大学法人等の内訳

国立大学法人名	大学名	(注1) 29 国立大学法人	(注1) 30 大学	(注2) 69 国立大学法人
北海道大学	北海道大学	○	○	○
北海道教育大学	北海道教育大学			○
室蘭工業大学	室蘭工業大学			○
小樽商科大学 注(1)	小樽商科大学	○	○	○
帯広畜産大学 注(2)	帯広畜産大学	○	○	○
北見工業大学 注(3)	北見工業大学	○	○	○
旭川医科大学	旭川医科大学	○	○	○
弘前大学	弘前大学			○
岩手大学	岩手大学			
東北大学	東北大学	○	○	
宮城教育大学	宮城教育大学			○
秋田大学	秋田大学			○
山形大学	山形大学			
福島大学	福島大学			○
茨城大学	茨城大学			○
筑波大学	筑波大学	○	○	○
筑波技術大学	筑波技術大学			○
宇都宮大学	宇都宮大学			○
群馬大学	群馬大学			○
埼玉大学	埼玉大学			○
千葉大学	千葉大学			○
東京大学	東京大学	○	○	
東京医科歯科大学	東京医科歯科大学			○
東京外国語大学	東京外国語大学			○
東京学芸大学	東京学芸大学			○
東京農工大学	東京農工大学			○
東京芸術大学	東京芸術大学	○	○	○
東京工業大学	東京工業大学			○
東京海洋大学	東京海洋大学			○
お茶の水女子大学	お茶の水女子大学	○	○	○
電気通信大学	電気通信大学	○	○	○
一橋大学	一橋大学	○	○	
横浜国立大学	横浜国立大学			
新潟大学	新潟大学	○	○	○
長岡技術科学大学	長岡技術科学大学			○

国立大学法人名	大学名	(注1) 29 国立大学法人	(注1) 30 大学	(注2) 69 国立大学法人
上越教育大学	上越教育大学			○
富山大学	富山大学			○
金沢大学	金沢大学			○
福井大学	福井大学			○
山梨大学	山梨大学	○	○	○
信州大学	信州大学			○
静岡大学	静岡大学			○
浜松医科大学	浜松医科大学			○
東海国立大学機構	岐阜大学	○	○	○
	名古屋大学		○	
愛知教育大学	愛知教育大学	○	○	○
名古屋工業大学	名古屋工業大学			○
豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学			○
三重大学	三重大学	○	○	○
滋賀大学	滋賀大学			○
滋賀医科大学	滋賀医科大学			○
京都大学	京都大学	○	○	
京都教育大学	京都教育大学			○
京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学	○	○	
大阪大学	大阪大学	○	○	○
大阪教育大学	大阪教育大学			○
兵庫教育大学	兵庫教育大学			○
神戸大学	神戸大学			○
奈良教育大学 注(4)	奈良教育大学			○
奈良女子大学 注(5)	奈良女子大学			○
和歌山大学	和歌山大学			○
鳥取大学	鳥取大学	○	○	
島根大学	島根大学			○
岡山大学	岡山大学	○	○	○
広島大学	広島大学	○	○	○
山口大学	山口大学	○	○	○
徳島大学	徳島大学			○
鳴門教育大学	鳴門教育大学			○
香川大学	香川大学			
愛媛大学	愛媛大学	○	○	○
高知大学	高知大学			○

国立大学法人名	大学名	(注1) 29 国立大学法人	(注1) 30 大学	(注2) 69 国立大学法人
福岡教育大学	福岡教育大学			○
九州大学	九州大学	○	○	
九州工業大学	九州工業大学	○	○	○
佐賀大学	佐賀大学			
長崎大学	長崎大学			
熊本大学	熊本大学	○	○	○
大分大学	大分大学			
宮崎大学	宮崎大学	○	○	○
鹿児島大学	鹿児島大学			○
鹿屋体育大学	鹿屋体育大学			○
琉球大学	琉球大学			
政策研究大学院大学	政策研究大学院大学			○
総合研究大学院大学	総合研究大学院大学			○
北陸先端科学技術大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学			
奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学			○

注(1) 小樽商科大学は令和4年4月1日以降は北海道国立大学機構

注(2) 帯広畜産大学は令和4年4月1日以降は北海道国立大学機構

注(3) 北見工業大学は令和4年4月1日以降は北海道国立大学機構

注(4) 奈良教育大学は令和4年4月1日以降は奈良国立大学機構

注(5) 奈良女子大学は令和4年4月1日以降は奈良国立大学機構

## 令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したモバイルWi-Fiルータ等の 使用状況について

(令和3年度決算検査報告99ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

文部科学省は、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱に基づき、地方公共団体等に対して公立学校情報機器整備費補助金を交付している。同補助金の対象となる事業のうち、「家庭学習のための通信機器整備支援事業」(以下「補助事業」という。)は、都道府県及び市町村(特別区、市町村の組合及び広域連合を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)に対し、公立の小学校、中学校等の児童生徒が、学校教育活動の一環としてインターネットを利用して行う家庭における学習活動(以下「家庭学習」という。)に必要なモバイルWi-Fiルータ等(以下「ルータ」という。)の貸与を目的とした購入費を補助するものである。しかし、家庭学習における使用を目的として整備したルータについて、納品から1年以上にわたって家庭学習において使用されていないものが多数あり、今後使用される見込みがないものも多数ある事態が見受けられた。

したがって、補助事業により整備したルータが、今後、可能な限り有効に活用されるなどするよう、文部科学大臣に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア ルータの家庭学習における使用が低調となっている理由を事業主体に確認させた上で、これを踏まえ、ルータの家庭学習における使用を促進するための方策を検討し、その結果を事業主体に対して周知すること

イ 家庭学習における使用の妨げとならない範囲でルータの家庭学習以外での有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、参考となる事例を紹介するなど適切な活用方法を事業主体に対して周知すること

## 2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア ルータの家庭学習における使用が低調となっている理由について、事業主体に対して調査を実施して確認させた上で、これを踏まえ、家庭学習における使用を促進するための方策等について検討し、ルータを放課後子ども教室で使用するなどの検討結果について5年2月に事務連絡を発して、事業主体に周知した。

イ ルータの家庭学習以外での有効活用を図るための用途や方法について、事業主体に対して調査した上で検討し、その結果を踏まえ、アの事務連絡において、校外における教育活動で活用するなどの参考となる事例を紹介するなどして、適切な活用方法を事業主体に周知した。



## 第6 厚生労働省

### 不当事項

#### 保険料

#### (59) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	10 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	264 事業主	
	徴収過大があった事業主数	72 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	102,879,709 円(令和2年度～4年度)	
	徴収過大額	21,127,178 円(令和元年度～4年度)	

### 1 保険料の概要

#### (1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険である。また、②雇用保険は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険である。

#### (2) 保険料の徴収

政府は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)等に基づき、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとなっている。そして、保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に<sup>(注1)</sup>保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

そして、労働局は、必要に応じて、事業主に徴収法に基づく実地調査を行うなどして、保険料の算定等について調査確認や指導を行っている。

この労働保険の保険料の令和4年度の収納済額は3兆1336億余円に上っている。

(注1) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、令和元年度から4年度までは最低1000分の2.5から最高1000分の88までとなっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、元年度から3年度までは1000分の9(ただし、農林、水産等の事業は1000分の11、建設の事業(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。)は1000分の12)、4年度は、4年4月1日から9月30日までの期間が1000分の9.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の11.5、建設の事業は1000分の12.5)、同年10月1日から5年3月31日までの期間が1000分の13.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5)となっている。

### (3) 労災保険及び雇用保険の適用対象

労災保険は、原則として、労働者を使用する事業に適用されることとなっており、これらの事業に使用される全ての労働者が保険給付の対象となる。

また、雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者等には適用されないこととなっているため、これらの者を被保険者とししない取扱いとなっている。したがって、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

### (4) 労災保険分の保険料の算定についての特例

保険料の算定に当たっては、前記のとおり、事業主が実際に支払った賃金総額に基づいて算定することが原則となっているが、徴収法等によれば、特例として、労災保険分の保険料の算定に当たり、請負による建設の事業、立木の伐採の事業等であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)に基づいて算定した額を賃金総額とすることとされており、このうち請負による建設の事業の場合には、工事の請負金額に労務費率<sup>(注2)</sup>を乗じて賃金総額を算定することとされている。また、請負による建設の事業の場合には、請負金額の算定に当たり、消費税等相当額を除くこととなっている。

(注2) 労務費率 工事の請負金額に占める賃金総額の割合として、事業の種類ごとに定められており、工事開始日が平成30年4月1日から令和5年3月31日までのものは最低100分の17から最高100分の38までとなっている。

### (5) 一括有期事業に係る労災保険分の保険料の算定、納付等

労災保険の適用を受ける事業のうち、建設の事業や立木の伐採の事業のように、事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」という。)については、原則として、一つの工事現場等を一つの事業単位とすることとなっている。

ただし、徴収法等によれば、事務の簡素化を図ることを目的として、二つ以上の有期事業について、事業主が同一人であること、それぞれの事業が一定規模以下(建設の事業の

場合、概算保険料の額に相当する額が160万円未満で、かつ、消費税等相当額を除いた請負金額が1億8000万円未満)であること、それぞれの事業が他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行為されることなどの要件に該当する場合には、それぞれの有期事業を一括して一つの事業とみなすこととされている(以下、一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」という。)

そして、一括有期事業に係る労災保険分の保険料については、通常の場合と同様に、申告や納付が行われることとなっていて、確定保険料申告書を提出する際には、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する全ての工事等の名称等を記載した一括有期事業報告書を併せて提出することとなっている。

さらに、前記のとおり、請負による建設の事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、労災保険分の保険料を算定するに当たり、請負金額に労務費率を乗ずることにより賃金総額を算定することとされていて、一括有期事業に該当する工事のうちこの方法により賃金総額を算定するものについては、工事ごとの請負金額や労務費率を一括有期事業報告書に記載することなどとなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているか、確定保険料申告書が適切に作成されているかなどに着眼して、全国47労働局のうち10労働局管内の1,222事業主を選定して、元年度から4年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の10労働局において事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (2) 検査の結果

検査の結果、次のア及びイのとおり、前記1,222事業主のうち、10労働局管内の264事業主<sup>(注3)</sup>について徴収額が102,879,709円不足しており、また、10労働局管内の72事業主<sup>(注3)</sup>について徴収額が21,127,178円過大になっていて、不当と認められる。

ア 事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかったり、雇用保険の加入要件を満たしていない短時間就労者の賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めていたりなどしている事態が見受けられた。このため、10労働局管内の150事業主について徴収額が42,896,318円不足しており、また、8労働局管内の22事業主について徴収額が10,067,585円過大となっていた。

イ 事業主が、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する工事の一部を一括有期事業報告書に記載しておらず、これらの工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定したり、消費税等相当額を除いた請負金額を一括有期事業報告書に記載すべきところ、消費税等相当額を含めた請負金額を一括有期事業報告書に記載して、この額に基づいて労災保険分の保険料を

算定したりなどしている事態が見受けられた。このため、10 労働局管内の125 事業主について徴収額が59,983,391 円不足しており、また、10 労働局管内の51 事業主について徴収額が11,059,593 円過大となっていた。

(注3) 事業主の重複があるため、徴収額が不足していた事業主数264 について、ア及びイの事業主数150 と125 とを合計しても一致しない。また、徴収額が過大となっていた事業主数72 について、ア及びイの事業主数22 と51 とを合計しても一致しない。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書、一括有期事業報告書等を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったことや計算誤りをしたことにより、保険料算定の基礎となる賃金総額、請負金額等の記載が事実と相違するなどしていたのに、上記の10 労働局において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、建設業を営む事業主A から、令和2年度の労災保険分の保険料について、4 工事(請負金額計152,269,000 円)が2 年度に終了した一括有期事業であるとして、4 工事の請負金額により算出された賃金総額に基づいて労災保険分の保険料を350,036 円と算定した確定保険料申告書、一括有期事業報告書等の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主A は、上記4 工事のほかに一括有期事業に該当する427 工事(請負金額計800,529,417 円)が2 年度に終了していたのに、これら427 工事の請負金額を一括有期事業報告書に記載しておらず、これら427 工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定するなどしていた。このため、労災保険分の保険料2,301,465 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
青 森	118	18 2	千円 5,276 △ 666
群 馬	117	28 12	9,536 △ 2,263
千 葉	135	45 14	12,163 △ 3,588
東 京	143	47 15	17,306 △ 3,877
神 奈 川	124	27 4	11,519 △ 1,322
三 重	114	23 3	6,120 △ 244
大 阪	132	40 15	24,469 △ 3,613
香 川	115	11 2	2,453 △ 71

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
大分	110	12 2	千円 10,623 △ 183
沖縄	114	13 3	3,410 △ 5,294
計	1,222	264 72	102,879 △ 21,127

保険料・その他

(60) 健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計		
	(健康勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
	(子ども・子育て支援勘定)	(款) 拠出金収入	(項) 事業主拠出金収入
部局等	厚生労働本省		
健康保険及び厚生年金保険の事業並びに拠出金の徴収に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料等納付義務者	616 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	231,117,491 円(平成30年度～令和4年度)	
	厚生年金保険保険料	305,471,230 円(平成30年度～令和4年度)	
	子ども・子育て拠出金	5,974,988 円(平成30年度～令和4年度)	
	計	542,563,709 円	

1 保険料等の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険並びに子ども・子育て拠出金

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業並びに子ども・子育て拠出金(以下「拠出金」という。)の徴収に関する事務を所掌しており、当該事業等に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であ

り、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。また、拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

## (2) 保険料等の徴収

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額を、それぞれ決定してこれらに保険料率又は拠出金率を乗じて得た額を保険料又は拠出金(以下、これらを合わせて「保険料等」という。)として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料等として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

保険料等の令和4年度の収納済額は、健康保険保険料10兆9875億余円、厚生年金保険保険料34兆0582億余円、拠出金6703億余円、計45兆7161億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第50級1,390,000円まで、厚生年金保険では第1級88,000円から第32級650,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で573万円、厚生年金保険では1か月の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正に  
なされているかなどに着眼して、9地域部<sup>(注3)</sup>(4年3月31日以前は12地域部)の管轄区域内  
に所在する132年金事務所が管轄する事業所の約142万事業主のうち、短時間就労者を多  
数使用していると思込まれるなどの1,426事業主を選定するなどして、平成30年度から  
令和4年度までの間における保険料等の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料等の調査決定等の基礎  
となる書類により、また、上記の132年金事務所において事業主から提出された健康保険  
及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われ  
る事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認  
するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 機構の本部に11(令和4年3月31日以前は15)の地域部が置かれており、管  
轄区域内における年金事務所を行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の  
徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事  
務を所掌している。

### (2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者  
資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事  
態が見受けられた。

このため、前記1,426事業主のうち、9地域部(4年3月31日以前は12地域部)の管轄  
区域内に所在する121年金事務所が管轄する616事業主について、徴収額が542,563,709  
円(健康保険保険料231,117,491円、厚生年金保険保険料305,471,230円、拠出金5,974,988  
円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのた  
め、届出を適正に行っていなかったのに、上記の121年金事務所においてこれについての  
調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分で  
なかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

A会社は、医療業の業務に従事する従業員663人を使用していた。同会社の事業主は、これ  
らの従業員のうち24人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所  
に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の24人について調査したところ、同会社は24人全員を常用的に使用してお  
り、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料11,534,711円、厚生年金保険保険料18,959,898円、拠出金  
372,975円、計30,867,584円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執ら  
れた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			計
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	子ども・子育て 千円	
東北青森等19		258	135	41,693	61,160	1,198	104,052
北関東・越水戸南等27		405	172	51,556	61,685	1,213	114,456
南関東千代田等19		173	90	72,100	105,176	2,039	179,316
南関東横須賀1		7	2	96	398	7	503
中部岐阜北等18		162	55	17,860	21,800	428	40,089
近畿第一 天満等16		89	39	18,598	20,527	403	39,529
近畿第二 大津等3		44	23	7,029	8,758	172	15,960
中国 松江等9		130	52	7,075	8,893	173	16,142
九州 熊本東等9		115	48	15,106	17,069	335	32,511
計	121か所	1,383	616	231,117	305,471	5,974	542,563

第3章  
第1節  
第6  
厚生労働省

## 役 務

- (61) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するために調達した物品の保管・管理及び配送業務に係る請負契約において、布製マスクが梱包されているケース等の数量が誤って過大に計上されて費用が請求されていたのに、確認が十分でなかったため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)感染症対策費
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	新型コロナウイルスワクチンの接種に係る注射針・注射筒等の保管・管理及び配送業務
契 約 の 概 要	新型コロナウイルスワクチンの接種に係る注射針・注射筒、超低温冷凍庫等及び布製マスクの保管・管理及び配送を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	佐川急便株式会社
契 約	令和3年4月 随意契約(単価契約)
支 払 額	1,571,618,605 円(令和3年度)
上記のうち布製マスクに係る分	166,248,511 円
上記のうち布製マスクの搬出・移管業務に係る分	62,555,900 円
過大となっていた支払額	7,892,500 円

### 1 契約等の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するために本省が調達した注射針・注射筒、超低温冷凍庫等及び布製マスクのうち、都道府県、市町村等に対して配布していないものの保管・管理及び配送を行わせるために、令和3年4



月に、随意契約(単価契約)により、佐川急便株式会社(以下「会社」という。)との間で、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る注射針・注射筒等の保管・管理及び配送業務に係る請負契約を締結しており、3年6月から4年4月までの間に計1,571,618,605円を支払っている。この内訳は、注射針・注射筒に係る分が311,178,131円、超低温冷凍庫等に係る分が1,094,191,963円、布製マスクに係る分が166,248,511円となっている。

本件契約により保管・管理及び配送を行わせる物品のうち、注射針・注射筒及び超低温冷凍庫等は、新型コロナウイルスワクチンの接種に係るものである。

一方、布製マスクの保管・管理等についての経緯は、次のとおりとなっている。

ア 政府は、元、2両年度において、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴うマスクの品薄状態に対処するため、国内の全世帯等を対象に布製マスクを配布する事業を実施しており、この事業の一環として、本省は、2年3月から同年6月までの間に布製マスクの調達契約を締結して計2億8741万余枚を調達している。その後、一律配布の中止や配布方法の変更等があったことから、当初予期しなかった布製マスクの在庫(3年3月末現在で8272万余枚)が発生した。そこで、本省は、布製マスクの配布を行っていた日本郵便株式会社に布製マスクを保管させていたが、保管費用等を低減させるために、2年10月に一般競争入札により会社と請負契約を締結し、同月から3年3月までの間、布製マスクの保管・管理等の業務を、注射針・注射筒、超低温冷凍庫等の保管・管理等の業務と一体的に行わせた。

イ 本省は、3年3月に改めて一般競争入札を実施し、その結果、上記業務のうち注射針・注射筒と布製マスクの保管・管理等の業務について、同年4月以降は日本通運株式会社(以下「日本通運」という。)に行わせることとした。

ウ イにより、会社が3年3月末時点で在庫として保管していた布製マスク等を日本通運に移管する必要が生じたことから、本省は、同年4月に本件契約を締結した。そして、日本通運に移管するまでの間、布製マスクの保管・管理を行わせるとともに、引渡しに当たっては、①布製マスクが梱包されているケース(外箱)<sup>(注1)</sup>を保管場所から作業スペースに引き出して、破損の有無を確認するなどの作業、②確認等が完了したケースをパレット(荷物の保管、倉庫内作業、輸送等のために使用される荷役台)に積載して、作業スペースから引渡場所に搬出するなどの作業、③引渡場所においてケースを日本通運側に引き渡すなどの作業(以下、①から③までの作業を「布製マスクの搬出・移管業務」という。)等を行わせることとした。

(注1) 各ケースのサイズ等が異なるため、1ケース当たりの布製マスクの枚数は1,000枚、1,200枚等様々となっている。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件契約の支払額が適正なものとなっているかなどに着眼して、本件契約を対象として、本省及び会社において、契約書、仕様書、請求書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

会社は、仕様書に基づき、千葉県千葉市所在の倉庫及び同県船橋市所在の倉庫に保管していた布製マスクを、3年4月から同年6月までの間に日本通運に移管していた。そして、本

省への請求に当たり、布製マスクの保管・管理等の業務に係る費用については、ケース等の数量に作業ごとに契約で定められた単価を乗ずるなどして計166,248,511円と算定していた。このうち、布製マスクの搬出・移管業務に係る費用については、①ケースを両倉庫の保管場所から作業スペースに引き出すなどの作業に係る分として計122,377ケース、26,922,940円、②ケースをパレットに積載して作業スペースから引渡場所に搬出するなどの作業に係る分として計6,290パレット<sup>(注2)</sup>、8,994,700円、③引渡場所においてケースを引き渡すなどの作業に係る分として計121,083ケース、26,638,260円とそれぞれ算出して、合計62,555,900円としていた。

(注2) 会社は、②の作業をパレットを用いて行っていることから、当該作業に係る数量については、パレットを単位としている。

しかし、会社は、千葉市所在の倉庫分の数量に、誤って、船橋市所在の倉庫分の数量を含めるなどして、①の作業に係る分計122,377ケースのうち15,435ケース、②の作業に係る分計6,290パレットのうち770パレット、③の作業に係る分計121,083ケースのうち15,435ケースについては、数量が過大に計上されていた。そして、会社は、数量の誤りに気付かないまま算定した前記の費用を本省に請求していた。

本省は、会社に対して、布製マスクの移管の都度、引き渡したケース等の数量を記載した受渡書等の関係書類を提出させることとしており、これらの関係書類に基づき実績数量の確認を行うこととしていた。そして、これらの関係書類には実績数量が記載されるなどしていたにもかかわらず、本省は、実際には実績数量の確認を十分に行わないまま、請求を受けたとおりに前記の額を会社に支払っていた。

したがって、会社が誤って含めていた数量を除いて適正な支払額を算定すると1,563,726,105円となることから、前記の支払額1,571,618,605円との差額7,892,500円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省において、実績数量の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

## 保 険 給 付 (62)-(65)

### (62) 雇用保険の産業雇用安定助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 2 労働局(支給決定庁)
支給の相手方	4 事業主
産業雇用安定助成金の支給額の合計	33,756,800円(令和3、4両年度)
不当と認める支給額	3,443,900円(令和3、4両年度)

## 1 保険給付の概要

### (1) 産業雇用安定助成金

産業雇用安定助成金のうち雇用維持支援コース奨励金(令和4年12月1日以前は産業雇用安定助成金。以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型<sup>(注1)</sup>出向(以下「出向」という。)により維持するために、労働者を送り出す事業主(以下「出向元事業主」という。)及び当該労働者を受け入れる事業主(以下「出向先事業主」という。)に対して、国が出向期間中の労働者(以下「出向労働者」という。)の賃金の一部等を助成するものである。

(注1) 在籍型出向 労働者が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、当該事業所から他の事業主の事業所において勤務すること

### (2) 助成金の支給

雇用関係助成金支給要領(令和3年2月5日職発0205第2号・雇均発0205第1号・開発0205第1号等)によれば、助成金の支給額は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ負担する出向労働者の出向期間中の賃金の額(以下「賃金負担額」という。)、出向に伴う初期経費等について、それぞれ所定の算定方法により算定した合計額とされている。そして、このうち賃金負担額に係る支給額は、出向元事業主分と出向先事業主分を合わせて出向労働者1人1日当たり12,000円を上限額として、原則としてそれぞれの賃金負担額に3分の2(中小企業事業主は5分の4)を乗じて算出した額となっている。

また、年度ごとの支給の対象となる出向労働者の人数については、初回の出向実施計画届(以下「計画届」という。)の提出日の前日において出向先事業所で雇用する雇用保険被保険者数を上限とすることなどとなっている。

助成金の支給手続は、次のとおりとされている。

- ① 出向元事業主及び出向先事業主が助成金の支給を受けようとするときは、出向元事業主が出向開始日の前日までに計画届及び添付書類を出向先事業主が作成した分も含めて、都道府県労働局(以下「労働局」という。)等に提出し、労働局は計画届の記載内容や添付書類を確認した上で受理する。
- ② 計画届に記載の出向を実施した場合、出向元事業主は、一定の期間ごとに、当該期間の末日の翌日から2か月以内に支給申請書及び添付書類を出向先事業主が作成した分も含めて、労働局等に提出する。
- ③ 労働局は、支給申請書等に記載されている出向労働者数が支給の対象となる人数の上限を超えていないかなどを審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行う。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち12労働局が<sup>(注2)</sup>3、4両年度に支給決定を行った事業主

から、支給実績等を基に251事業主を選定して、助成金の支給の適否について、上記の12労働局において支給申請書等の関係書類を確認するとともに、上記251事業主のうち98事業主に赴くなどして、会計実地検査を行った。

(注2) 12労働局 茨城、東京、神奈川、新潟、石川、山梨、岐阜、大阪、兵庫、広島、熊本、沖縄各労働局

## (2) 検査の結果

検査の結果、2労働局が支給決定を行い3、4両年度に助成金の支給を受けた4事業主は、助成金の支給申請に当たり、出向労働者数について、誤って年度ごとの支給の対象となる人数の上限を超えて追加した人数分を計上するなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの4事業主に対する助成金の支給額計33,756,800円のうち計3,443,900円は支給の要件を満たしていないなどしていたもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主において、制度を十分に理解しておらず支給申請書等の記載内容が支給の要件を満たしていないなどしていたにもかかわらず、上記の2労働局において、これに対する審査が十分に行われぬまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

新潟労働局は、事業主Aから、事業主Aを出向元事業主、事業主Bを出向先事業主として、令和4年5月9日から5年5月31日までを出向期間とし、出向労働者を10人とする計画届の提出を4年4月に受けて、その内容を確認して受理していた。また、同年7月に、同年9月1日から5年8月31日までを出向期間とし、出向労働者を新たに4人追加する計画届の提出を受けて、その内容を確認して受理していた。

そして、同労働局は、事業主Aから、上記の出向期間に事業主Bへ労働者14人を出向させて、事業主Bがその賃金を負担したとする支給申請書等の提出を受けて、これらの書類に基づき審査した上で、4年7月から5年2月までに事業主Bに対して助成金計10,844,400円の支給決定を行い、この支給決定に基づき、厚生労働本省は4年7月から5年2月までに同額を事業主Bに支給した。

しかし、事業主Bは初回の計画届の提出日の前日において雇用する雇用保険被保険者数が10人であり、助成金の支給の対象となる出向労働者数の上限は10人であるにもかかわらず、4年9月以降に追加した出向労働者4人分も含めて助成金の支給申請を行っていたことから、追加した4人分に係る助成金計2,460,700円は支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の検査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金	
				千円	千円
新潟		14	1	10,844	2,460
沖縄		28	3	22,912	983
計		42	4	33,756	3,443

(63) 雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 3 労働局(支給決定庁)
支給の相手方	5 事業主
人材開発支援助成金の支給額の合計	6,260,960 円(平成30年度～令和2年度)
不当と認める支給額	5,177,200 円(平成30年度～令和2年度)

1 保険給付の概要

(1) 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、職業訓練又は教育訓練を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、一般訓練コース、特定訓練コース、特別育成訓練コース等がある。

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練開始日から起算して1か月前までに、実施する職業訓練の内容等が記載された訓練計画届、訓練対象者の雇用契約書、職業訓練の実施内容等を確認するための書類等を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して、その内容の確認を受けることとなっている。

そして、助成金の対象となる取組のうち、一般訓練コース、特定訓練コース及び特別育成訓練コースの支給要件は、事業主が、①訓練計画に基づき職業訓練を実施すること、②職業訓練に要した経費を全て負担していること、③対象労働者に係る職業訓練の実施状況を明らかにする書類を整備していることなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に職業訓練の実施内容等を記載した実施状況報告書(以下「訓練実施状況報告書」という。)、事業主が職業訓練に要した経費を全て負担していることを明らかにするための領収書等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、関係書類等に基づいて、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているかなどについて審査をした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち4労働局<sup>(注)</sup>が平成30年度から令和3年度までの間に支給決定を行った事業主から、支給実績等を基に13事業主を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び兵庫、岡山両労働局において会計実地検査を行うとともに、京都、兵庫、宮崎各労働局に対して調査及び報告を行うように求めて、その結果を確認するなどして検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行うとともに、労働局から提出された支給データの内容を確認することなどにより検査して、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 4労働局 京都、兵庫、岡山、宮崎各労働局

### (2) 検査の結果

検査の結果、3労働局管内において平成30年度から令和2年度までの間に助成金の支給を受けた5事業主は、特別育成訓練コース等において、訓練計画に基づく職業訓練を実施していないのに実施したと偽り、又は職業訓練に要した経費を支払っていないのに支払ったと偽るなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの5事業主に対する助成金の支給額計6,260,960円のうち計5,177,200円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたにもかかわらず、上記の3労働局において、これに対する審査が十分に行われずまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

兵庫労働局は、事業主Aから、平成31年2月に、特別育成訓練コースに係る訓練計画届の提出を受けていた。そして、事業主Aから、同年4月から令和元年8月までの間に受講者4人に対して訓練計画に基づく職業訓練を実施したとして、同年10月に支給申請書及び訓練実施状況報告書等の添付書類の提出を受けて、これらの書類に基づき、2年1月に特別育成訓練コースに係る助成金計1,776,000円の支給決定を行い、この支給決定に基づき、厚生労働本省は同月に同額を事業主Aに支給した。

しかし、事業主Aは、上記の訓練計画に基づく職業訓練を実施していないにもかかわらず、実施したとする虚偽の訓練実施状況報告書を支給申請書に添付するなどして同労働局に提出していたことから、特別育成訓練コースに係る助成金1,776,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金	
				千円	千円
兵庫	10	3	3,687		2,604
岡山	1	1	1,039		1,039
宮崎	1	1	1,534		1,534
計	12	5	6,260		5,177

(64) 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 2 労働局(支給決定庁)
支給の相手方	5 事業主
キャリアアップ助成金の支給額の合計	3,990,000 円(平成 30、令和元、3 各年度)
不当と認める支給額	3,990,000 円(平成 30、令和元、3 各年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者(以下「有期契約労働者」という。)等の企業内でのキャリアアップ<sup>(注1)</sup>を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、正社員化コース等がある。

(注1) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

そして、正社員化コースの支給要件は、事業主が、①上記のキャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換すること、②転換後 6 か月以上の期間継続して雇用し、転換後 6 か月間における基本給、賞与及び定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額(以下「賃金総額」という。)を転換前の 6 か月間の賃金総額と比較して 5 %以上(令和 3 年度以降は、賃金総額から賞与を除いた額を 3 %以上)増額させていることなどとなっている。

正社員化コースの助成金の支給を受けようとする事業主は、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換等した後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に雇用契約書、労働条件通知書等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、関係書類等に基づいて、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているかなどについて審査をした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち4労働局が平成29年度から令和3年度までの間に支給決定を行った事業主から、支給実績等を基に32事業主を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び奈良、岡山両労働局において会計実地検査を行うとともに、4労働局に対して調査及び報告を行うように求めて、その結果を確認するなどして検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行うとともに、労働局から提出された支給データの内容を確認することなどにより検査して、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 4労働局 京都、奈良、岡山、徳島各労働局

### (2) 検査の結果

検査の結果、2労働局管内において平成30年度、令和元年度及び3年度に助成金の支給を受けた5事業主は、正社員化コースにおいて、キャリアアップ計画書に記載された計画期間よりも前に正規雇用労働者に転換していた者を計画期間中に有期契約労働者から正規雇用労働者に転換したなどと偽り、又は有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した後に賃金総額を5%以上増額させていないのに増額させたと偽って助成金の支給を申請していた。このため、これらの5事業主に対する助成金の支給額計3,990,000円全額が支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたにもかかわらず、上記の2労働局において、これに対する審査が十分に行われないうまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

岡山労働局は、事業主Aから、平成29年12月1日から34年11月30日までを計画期間とする正社員化コースに係るキャリアアップ計画書の提出を29年12月に受けて、助成金の受給資格を認定していた。



そして、同労働局は、事業主 A から、有期契約労働者 1 人を 30 年 3 月に正規雇用労働者に転換させたとして、同年 12 月に 1 件の支給申請書等の提出を受けて、これらの書類に基づき、令和 2 年 2 月に助成金 570,000 円の支給決定を行い、この支給決定に基づき、厚生労働本省は同月に同額を事業主 A に支給した。

しかし、実際には、事業主 A は、平成 29 年 4 月に雇い入れ、その後、キャリアアップ計画書に記載された計画期間よりも前の同年 8 月に既に正規雇用労働者に転換させていた者を有期契約労働者であると偽り、30 年 3 月に正規雇用労働者に転換させたとする虚偽の労働条件通知書を提出するなどしていたことから、正社員化コースに係る助成金 570,000 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金	
				千円	千円
奈良	6	1	1,710	1,710	
岡山	20	4	2,280	2,280	
計	26	5	3,990	3,990	

(65) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部局等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	33 人
老齢厚生年金の支給額の合計	37,376,980 円(令和元年度～4 年度)
不当と認める支給額	25,095,164 円(令和元年度～4 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲 141 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

## (2) 老齢厚生年金

### ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

また、当分の間の特例として支給される老齢厚生年金では、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある65歳未満の者等が受給権者となっている(以下、老齢厚生年金のうち、特例として支給される老齢厚生年金を「特別支給の老齢厚生年金」という。)

### イ 老齢厚生年金の給付額

老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)等となっている。

### ウ 老齢厚生年金の支給の停止

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合(事業主が当該事業所から労務の対償として報酬を受けている場合を含む。)<sup>(注1)</sup>等において、総報酬月額相当額と基本月額(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が470,000円(令和4年3月以前の特別支給の老齢厚生年金については280,000円。以下同じ。)を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所に提出する。

また、受給権者が70歳到達日以降に事業所に使用される場合、同事業主等は、原則として70歳以上被用者該当届等を提出する。

- ② 年金事務所は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

(注1) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の提出が適正<sup>(注2)</sup>になされているかなどに着眼して、9地域部(4年3月31日以前は12地域部)の管轄区域内に所在する91年金事務所が管轄する事業所等のうち、老齢厚生年金の受給権者等を使用している259事業所について、平成30年度から令和4年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、上記の91年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 地域部 機構の本部に11(令和4年3月31日以前は15)の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

## (2) 検査の結果

検査したところ、7地域部(4年3月31日以前は9地域部)の管轄区域内に所在する15年金事務所が管轄する26事業所の老齢厚生年金の受給権者33人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が470,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届等が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの33人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の33人に対する老齢厚生年金の支給(支給額計37,376,980円)のうち計25,095,164円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったなどのため、事業主が被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届等の提出を適正に行っていなかったのに、前記の15年金事務所においてこれについての指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

受給権者Aは、平成10年5月に厚生大臣から老齢厚生年金の裁定を受け、同年4月分から令和4年5月分まで、老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、Aは遅くとも2年5月から、B事業所の事業主であったが同事業所から労務の対償として報酬を受けているため、常用的に使用される者として年金事務所に対して厚生年金保険の70歳以上被用者該当届の提出が必要であるのに、その提出をしていなかった。

このため、2年6月分から4年5月分までの基本年金額の一部計4,165,784円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

第3章 第1節 第6 厚生労働省	地域部名	年金事務所	本院の調査	不適正受給	左の受給権者	左のうち不当
			に係る受給 権者等数	権者数	に係る支給額	と認める支給 額
			人	人	千円	千円
	東 北	八 戸 等 4	95	13	8,487	1,905
	北 関 東 ・ 信 越	水 戸 北 等 5	40	11	14,984	11,400
	南 関 東 第 一	千 代 田 1	7	1	728	727
	南 関 東 第 二	横 須 賀 1	1	1	3,628	3,322
	近 畿 第 一	堺 東 等 2	4	2	4,664	4,197
	近 畿 第 二	大 津 1	49	4	3,333	2,312
	九 州	八 代 1	12	1	1,550	1,227
	計	15 か所	208	33	37,376	25,095

## 医 療 費 (66) (67)

### (66) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費 (項)障害保健福祉費 (項)感染症対策費
部 局 等	厚生労働本省、8 厚生(支)局(指導監督庁)、17 道県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)等	
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく医療	
実施主体	全国健康保険協会、道、県 4、市 79、特別区 5、町 25、村 7、国民健康保険組合 4、後期高齢者医療広域連合 26、計 152 実施主体	
医療機関数	61 医療機関	
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目	入院基本料、リハビリテーション料、入院基本料等加算等	
過大に支払われていた医療費の件数	18,017 件(平成 28 年度～令和 3 年度)	
過大に支払われていた医療費の額	385,686,569 円(平成 28 年度～令和 3 年度)	
不当と認める国の負担額	149,334,941 円(平成 28 年度～令和 3 年度)	

## 1 医療給付の概要

### (1) 医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

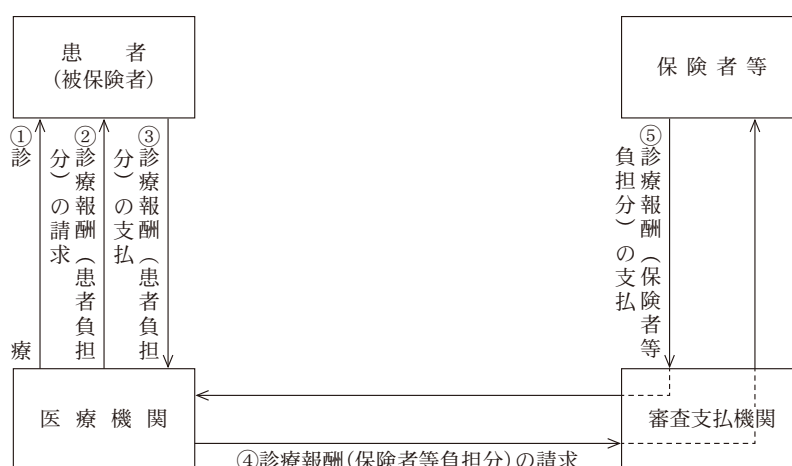
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法(昭和25年法律第144号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等に基づき被保護者、新型コロナウイルス感染症患者等に対して行う医療

### (2) 診療報酬

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関に診療報酬として支払う。

診療報酬の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手続



ア 診療を担当した医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等により、入院基本料、入院基本料等加算、検査料、リハビリテーション料等の区分ごとに定められた所定の診療点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関は、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法、感染症法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関は、診療報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払う。

### (3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合は市町村が支払った額の41%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13%から47.4%までを、それぞれ負担している。

ウ 生活保護法、感染症法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、平成25年度以降毎年度40兆円を超えている。また、高齢化が急速に進展する中で、国民医療費に占める後期高齢者医療費の割合は上昇傾向となっている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

**(2) 検査の対象及び方法**

本院は、6 厚生(支)局及び11 県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の関係資料により会計実地検査を行うとともに、6 厚生(支)局及び7 道県から同様の関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び道県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 6 厚生(支)局及び7 道県は、会計実地検査を行った6 厚生(支)局及び11 県のうちの4 厚生(支)局及び1 県と重複している。

**(3) 検査の結果**

検査の結果、17 道県に所在する61 医療機関の請求に対して152 実施主体において、28 年度から令和3 年度までの間における医療費が、18,017 件で計385,686,569 円過大に支払われており、これに対する国の負担額149,334,941 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目	実施主体 (医療機関数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	46 市区町等 (17)	3,161	163,822	64,367
②リハビリテーション料	53 市町村等 (21)	5,026	121,165	47,822
③入院基本料等加算	39 市町等 (15)	1,997	67,191	24,679
④検査料等	46 市町村等 (8)	7,833	33,505	12,466
計	152 実施主体 (61)	18,017	385,686	149,334

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目の実施主体数を合計したものは一致しない。

注(3) ④検査料等には、検査料のほかに、初診料・再診料、処置料及び在宅医療料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ 地方厚生(支)局及び道県において、医療機関に対する指導が十分でなかったこと

**(4) 過大に支払われていた事態の詳細等**

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

**ア 入院基本料**

算定基準等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1 日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、11 道県に所在する17 医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが3,161 件あった。その態様は、療養病棟入院基本料に定められ

た区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記3,161件の請求に対して、46市区町等において医療費が計163,822,936円過大に支払われており、これに対する国の負担額64,367,358円は負担の必要がなかったものである。

#### イ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者(以下「対象患者」という。)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等からそれぞれ180日、150日、120日又は90日(以下「標準的算定日数」という。)以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、標準的算定日数を超えて算定することができることなどとされている。

また、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料を算定する際に、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があつて標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より低い点数を算定することとされている。

検査したところ、8道県に所在する21医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが5,026件あった。その主な態様は、次のとおりである。

- (ア) 標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数でリハビリテーション料を算定していた。
- (イ) 治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者に該当していないのに、標準的算定日数を超えてリハビリテーション料を算定していた。
- (ウ) 対象患者に該当しないのに、リハビリテーション料を算定していた。

このため、上記5,026件の請求に対して、53市町村等において医療費が計121,165,937円過大に支払われており、これに対する国の負担額47,822,098円は負担の必要がなかったものである。

#### ウ 入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算については、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態にある患者に対して、1日につき所定の点数を算定することとされている。

また、入院基本料等加算のうち、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための専用病床に入院する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者に対して算定する救急医療管理加算1については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数を算定できることとされている。ただし、中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、当該点数を15日目を降も算定できることとされている。



検査したところ、8道県に所在する15医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが1,997件あった。その主な態様は、次のとおりである。

- (ア) 厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態に該当しない患者に対して、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算を算定していた。
- (イ) 継続的な診療が必要とは判断されていない新型コロナウイルス感染症患者に対して、15日目以降も救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数を算定していた。

このため、上記1,997件の請求に対して、39市町等において医療費が計67,191,824円過大に支払われており、これに対する国の負担額24,679,263円は負担の必要がなかったものである。

#### エ 検査料等

算定基準等によれば、検査料のうち、微生物核酸同定・定量検査等の検体検査料等については、それぞれの検査の種類ごとに所定の点数を算定することとされている。そして、新型コロナウイルス感染症患者であることが疑われる者に対し、診断を目的としてSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出を実施した場合は、診断の確定までの間に、所定の点数を1回に限り算定することとされている。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、新型コロナウイルス感染症以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、所定の点数を更に1回に限り算定できることとされている。

検査したところ、5道県に所在する8医療機関において、検査料等の請求が不適正と認められるものが7,833件あった。その主な態様は、新型コロナウイルス感染症患者であることが疑われる者に対し、算定が認められる回数を超えてSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出の所定の点数を算定していたものである。

このため、上記7,833件の請求に対して、46市町村等において医療費が計33,505,872円過大に支払われており、これに対する国の負担額12,466,222円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関の所在する道県別に示すと次のとおりである。

道 県 名	実 施 主 体 (医療機関数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
北 海 道	21 市町村等 (11)	3,160	106,280	41,351	①②③④
岩 手 県	24 市町村等 (3)	2,736	8,616	3,755	①④
秋 田 県	4 市町等 (2)	368	29,775	11,792	①
茨 城 県	21 市区町等 (4)	413	15,338	6,040	①③
千 葉 県	8 市等 (1)	510	25,681	9,350	②
山 梨 県	5 市等 (2)	212	7,484	2,685	①③
長 野 県	4 市等 (3)	206	14,365	5,410	①③
三 重 県	9 市等 (3)	1,162	6,427	2,398	①④

道 県 名	実 施 主 体 (医療機関数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
和 歌 山 県	6 市町等 (3)	430	14,847	5,568	②③
山 口 県	11 市等 (6)	4,415	15,839	5,960	②③④
香 川 県	1 広域連合 (1)	122	16,232	6,092	①
愛 媛 県	4 市等 (1)	91	3,002	993	③
高 知 県	4 市等 (3)	373	11,807	4,573	②③
熊 本 県	18 市町村等 (11)	2,311	57,208	22,108	①②④
宮 崎 県	5 市等 (1)	352	19,880	7,798	①
鹿 児 島 県	7 市等 (4)	646	14,187	6,520	①②
沖 縄 県	16 市町村等 (2)	510	18,711	6,935	②
計	152 実施主体 (61)	18,017	385,686	149,334	

注(1) 計欄の実施主体数は、道県の間で実施主体が重複することがあるため、各道県の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(2) 摘要欄の①から④までは、159 ページの 2(3)の検査の結果の診療報酬項目の別に対応している。

(67) 労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 4 労働局、3 労働基準監督署(審査庁)
診療等を行った 指定医療機関等 数	37 指定医療機関等
過大に支払われ ていた労災診療 費	手術料、初診料等
過 大 支 払 額	5,554,074 円(令和 2、3 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)等に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2) 療養の給付等に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)又は労災病院等において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの指定医療機関又は労災病院等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定することとなっている。

ただし、療養の給付をすることが困難な場合のほか、療養の給付を受けないことについて傷病労働者に相当の理由がある場合には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができることとなっている。この場合、診療等を受けた傷病労働者は、労働基準監督署(以下「監督署」という。)に対して療養に要した費用を請求することとなっており、監督署で医師、柔道整復師等が証明するなどした請求の内容を審査した上で支払額を決定することとなっている。

そして、厚生労働本省において、これらの診療に要した費用及び療養に要した費用(以下、これらを合わせて「労災診療費」という。)を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号。以下「算定基準」という。)等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、労災診療費は、①健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)等により算定した診療報酬点数に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、入院基本料、手術料等の特定の診療項目については、健保点数表の所定点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、各労働局及び管内の監督署の審査に係る労災診療費の支払が算定基準等に基づき適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち13労働局<sup>(注1)</sup>及び11労働局管内の52監督署<sup>(注2)</sup>において会計実地検査を行い、診療費請求内訳書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 13労働局 北海道、青森、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、大阪、香川、福岡、大分、沖縄各労働局

(注2) 11労働局 北海道、青森、群馬、千葉、東京、神奈川、三重、大阪、香川、大分、沖縄各労働局

### (2) 検査の結果

検査の結果、令和2、3両年度における4労働局及び2労働局管内の3監督署の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、37指定医療機関等が行った診療等に係る手術料、初診料等計5,554,074円が過大に支払われていて、不当と認められる。

上記について、その主な事態を示すと次のとおりである。

#### ア 手術料に係る事態

健保点数表等によれば、手術料のうち、難治性骨折超音波治療法料については、四肢(手足を含む。)の遷延治癒骨折や偽関節であって、観血的手術、骨折非観血的整復術、骨折経皮的鋼線刺入固定術又は超音波骨折治療法等他の療法を行っても治癒しない難治性骨折に対して行った場合に限り算定することとされている。そして、当該治療を開始してから6か月間又は骨癒合するまでの間、原則として連日、継続して実施する場合に、一連のものとして1回のみ所定点数を算定することとされている。

そして、同治療法料の算定に際しては、当該治療の実施予定期間及び頻度について患

者に対して指導した上で、当該指導が適切に行われていることを確認するために、当該指導内容を診療報酬明細書(労災診療費の請求にあっては診療費請求内訳書)の摘要欄に記載することとされている。

しかし、4労働局管内の21指定医療機関等は、当該治療の実施予定期間及び頻度についての患者に対する指導内容を診療費請求内訳書の摘要欄に記載することなく同治療法料を算定するなどしていた。このため、手術料が、26件で計4,144,114円過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A病院は、傷病労働者Bの右膝蓋骨開放骨折に係る手術料の算定に当たり、骨折部に対して難治性骨折超音波治療法を行ったとして、難治性骨折超音波治療法料に係る健保点数表の点数12,500点に11円50銭を乗じて143,750円と算定していた。しかし、A病院は、同治療法料の算定に際し、当該治療の実施予定期間及び頻度についての傷病労働者Bに対する指導内容を診療費請求内訳書の摘要欄に記載していなかった。

したがって、上記の難治性骨折超音波治療法料は算定することができず、このため手術料が143,750円過大に支払われていた。

イ 初診料に係る事態

算定基準等によれば、初診料のうち、救急医療管理加算(入院)については、初診時に救急医療を行った場合に算定できるとされている。ただし、健保点数表における急性期治療を経過するなどした患者が入院した際に算定する地域包括ケア病棟入院料等の特定入院料とは重複して算定できないこととされている。

しかし、2労働局管内の10指定医療機関等は、一般病棟での急性期治療を経過して地域包括ケア病棟に転棟した患者等の入院について、転棟後、地域包括ケア病棟入院料等の特定入院料を算定しているにもかかわらず、重複して救急医療管理加算(入院)を算定するなどしていた。このため、初診料が、17件で計547,700円過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、37指定医療機関等が労災診療費を誤って算定して請求するなどしていたのに、4労働局及び2労働局管内の3監督署において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことなどによると認められる。

前記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数	過大支払額
北海道	8	11	1,253
群馬	7 (1)	16 (3)	1,076 (275)
千葉	6 (2)	8 (4)	856 (200)
東京	16	24	2,367
計	37 (3)	59 (7)	5,554 (476)

(注) 群馬、千葉両労働局については、それぞれの管内の太田、千葉、船橋各監督署の審査に係る分を含む(( )内の数値は監督署の審査に係る分であり、内数である。)

補 助 金

(68) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(199)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)感染症対策費 (項)医療提供体制基盤整備費 (項)医療保険給付諸費 (項)医療費適正化推進費 (項)健康増進対策費 (項)保育対策費 (項)児童福祉施設整備費 (項)生活保護等対策費(平成26年度は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費 (項)介護保険制度運営推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)厚生労働本省 (項)東日本大震災復興支援対策費
部 局 等	厚生労働本省、2 厚生局、34 都道府県
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等、予算補助
補助事業者(事業主体)	都、道、府2、県22、市50、区10、町4、広域連合1、団体1、計92補助事業者 (府2、県17、市49、区10、町4、広域連合1、団体1、計84事業主体)
間接補助事業者(事業主体)	市15、町1、独立行政法人1、国立大学法人1、団体19、計37間接補助事業者
国庫補助金等	生活扶助費等負担金等、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)、国民健康保険の財政調整交付金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	519,432,725,185 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	2,797,115,141 円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、41 都道府県、515 市区町村、7 一部事務組合、24 広域連合、2 独立行政法人、27 国立大学法人及び 219 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、19 府県、74 市区町、1 広域連合、1 独立行政法人、1 国立大学法人、20 団体、計 116 事業主体（うち 5 事業主体が補助事業者と間接補助事業者の両方に該当する。）が生活扶助費等負担金等、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）、国民健康保険の財政調整交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 2,797,115,141 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) **インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）が過大に交付されていたもの** 1 件 不当と認める国庫補助金 6,071,000 円

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）（以下「支援補助金」という。）は、先行して交付決定を受けたインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）（以下「確保補助金」という。）の交付決定額では体制確保に要する費用が不足した場合に限り、その不足分を国が補助するものである。

### ア 確保補助金

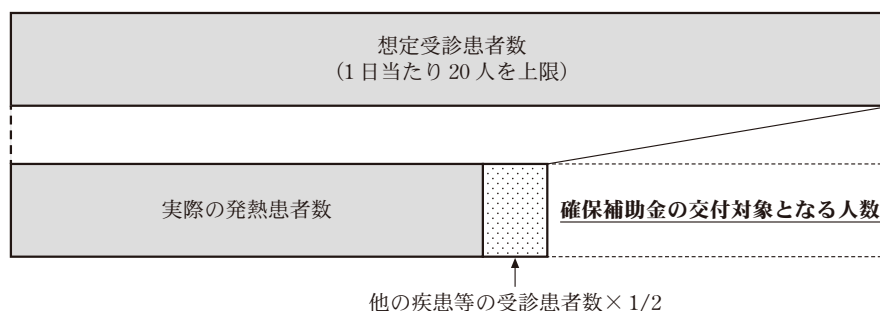
確保補助金は、インフルエンザ流行期に備えて、インフルエンザ流行の規模が予測できない中で、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を確保することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関が、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設けるなどして発熱患者等を受け入れる体制を確保した場合に、その外来診療・検査体制確保に要する経費を国が補助するものである。

確保補助金は、発熱患者等専用の診察室を設けたにもかかわらず、診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数<sup>(注)</sup>より、実際に診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数（以下「実際の発熱患者数<sup>(注)</sup>」という。）が少なかった場合に、所定の計算方法により算出された額を補助することにより、外来診療・検査体制確保に要した経費を補填する性格のものである。「令和 2 年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）の交付について」（令和 2 年厚生労働省発健 0915 第 8 号）等によれば、確保補助金の交付額は、想定受診患者数から実際の発熱患者数を差し引いた人数に、発熱患者等 1 人当たり想定される診療報酬点数を踏まえた単価 13,447 円を乗じた額（以下「事業費」という。）を基にするなどして算出することとされている。

(注) 想定受診患者数、実際の発熱患者数 これらの患者数はいずれも、診療・検査医療機関が事業実施期間中に診察室を開設している各日の患者数を合計した延べ人数を指す。

このうち想定受診患者数は、1日当たり20人を上限として、20人を7時間で除した数値に、診療・検査医療機関が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とすることとなっている。ただし、実際の発熱患者数が想定受診患者数以上となった日がある場合は、交付額の算出上、当該日の想定受診患者数及び実際の発熱患者数を除外することとなっている。また、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行った場合は、発熱患者等を受け入れる体制が縮小していると考えられることから、交付額の算出上、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を実際の発熱患者数に加えることとなっている(図参照)。

図 確保補助金の交付対象の概念図



イ 支援補助金

支援補助金は、既に確保補助金の交付決定を受けた診療・検査医療機関において、想定よりも実際の発熱患者数が下回るなどしたことにより、確保補助金の交付決定額だけでは体制確保に要する費用が不足した場合に限り、不足分を支援するために、確保補助金の実績報告書による事業費が確保補助金の交付決定額を上回る場合の経費を国が補助するものである。

「令和3年度(令和2年度からの繰越分)インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)の交付について」(令和3年厚生労働省発健0408第3号)によれば、支援補助金の交付額は、確保補助金の実績報告書の事業費から確保補助金の交付決定額を差し引いた額を基にするなどして算出することとされている。

本院が、厚生労働本省(以下「本省」という。)及び20事業主体において会計実地検査を行ったところ、社会医療法人厚生会中部国際医療センター(令和3年12月31日以前は社会医療法人厚生会木沢記念病院。以下「センター」という。)において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額
(68) 厚生労働本省	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	4	千円 13,689	千円 6,071

センターは、令和2年度に、確保補助金について、診察室の開設予定日数142日に係る想定受診患者数(いずれの日も20人)を2,840人、実際の発熱患者数を2,130人とそれぞれ見込み、交付申請額を9,547,000円とする交付申請書を本省に提出しており、本省は、同額を交付決定額としていた。その後、センターは、実際に診察室を開設した日数142日に係る想定受診患者数を2,840人、実際の発熱患者数を1,112人であったとして、事業費を23,236,416円とする実績報告書を本省に提出していたが、上記のとおり交付決定額が9,547,000円であったことから、本省は、これと同額の9,547,000円を確保補助金の交付額としていた。

また、センターは、確保補助金の実績報告書の事業費 23,236,416 円が確保補助金の交付決定額 9,547,000 円を上回ったことから、4 年度に、その差額に基づき支援補助金を 13,689,000 円とする精算交付申請書を本省に提出しており、本省は、これと同額の 13,689,000 円を支援補助金の交付額としていた。

しかし、センターが記録していた「帰国者・接触者外来日誌」等により実際の発熱患者数を確認したところ、センターは、誤って①診察室を開設した日数 142 日のうち 31 日分については、各日の実際の発熱患者数が当該各日の想定受診患者数（いずれの日も 20 人）以上となっていたにもかかわらず、当該各日の想定受診患者数等を除外していなかった。また、②発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行っていたことがあったにもかかわらず、これら他の疾患等の受診患者数に 2 分の 1 を乗じた人数を実際の発熱患者数に加えていなかった。

したがって、上記の①及び②を踏まえるなどすると、想定受診患者数は 2,220 人、実際の発熱患者数は 943.5 人となり、適正な確保補助金の事業費は 17,165,096 円となることから、前記の事業費 23,236,416 円はこれと比べて 6,071,320 円過大に算定されていた。

そして、上記適正な確保補助金の事業費 17,165,096 円と確保補助金の交付決定額 9,547,000 円との差額を基にするなどして、適正な支援補助金の交付額を算出すると 7,618,000 円となり、前記支援補助金の交付額 13,689,000 円との差額 6,071,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて制度の理解が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

## (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)が過大に交付されていたもの

### 6 件 不当と認める国庫補助金 233,110,000 円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)は、「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和 2 年厚生労働省発医政 0430 第 1 号・厚生労働省発健 0430 第 5 号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者(以下「コロナ患者」という。)等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされており、交付金の交付率は 10 分の 10 とされている。

また、本件事業の内容は、都道府県、政令市<sup>(注1)</sup>、特別区等が実施者となり、①コロナ患者等の病床確保、②宿泊療養及び自宅療養の対応、③病床確保等に必要な対策を行うものとされている。このうち②宿泊療養及び自宅療養の対応は、コロナ患者等のうち、高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者で症状がない又は医学的に症状が軽い者が宿泊療養及び自宅療養を行う場合、それに関連して、(i)移送、(ii)健康管理、(iii)宿泊療養が可能な施設等の確保、(iv)宿泊施設における運営等を行うものであり、上記のコロナ患者等が宿泊療養及び自宅療養を行う場合の移送費は、交付金の対象経費となるとされている。

(注1) 政令市 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)において保健所を設置するとされている市



一方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)の規定によれば、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区の長を含む。)は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対して、特定感染症指定医療機関等<sup>(注2)</sup>に入院すべきことを勧告することができるなどとされており、当該患者を入院に係る医療機関に移送することができることとされている。そして、都道府県(保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。)は、当該移送に要する費用を支弁しなければならないとされており、さらに、国は、都道府県が支弁した当該移送に要する費用の2分の1を負担することとされている。これらの規定に基づき、コロナ患者等を含む感染症患者の入院に係る医療機関への移送に要する費用は、感染症予防事業費等負担金(以下「負担金」という。)の対象経費(補助率2分の1)とされている。

(注2) 特定感染症指定医療機関 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

なお、厚生労働省は、感染症法の規定に基づく移送に要する費用のような、感染症法において都道府県が支弁することとされている費用に対して国が負担する割合が規定されているものは、負担金の対象経費として申請することとしており、コロナ患者等の移送に要する費用の取扱いを次のとおり整理するなどして都道府県に示している。

- ① 宿泊療養施設への移送に要する費用：交付金の対象経費(補助率10分の10)
- ② 入院に係る医療機関への移送に要する費用：感染症法の規定に基づく移送に要する費用に該当することから、負担金の対象経費(補助率2分の1)

本院が、19道府県及び2事業主体において会計実地検査を行ったところ、5県及び1県の1事業主体において、負担金の対象経費とされていて交付金の対象経費とならない費用であるコロナ患者等の入院に係る医療機関への移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたため、交付金計233,110,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5県及び1県の1事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、厚生労働省において5県から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注3) 19道府県 北海道、京都府、青森、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、長野、岐阜、兵庫、岡山、広島、徳島、長崎、熊本、沖縄各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

埼玉県は、令和2年度に、本件事業を実施して、国から交付金15,933,765,000円の交付を受けていた。同県は、交付金の交付額の算定に当たり、タクシー事業者等を利用して実施したコロナ患者等の移送に要する費用301,883,635円の全額を対象経費の実支出額に含めていた。

しかし、同県は、上記の301,883,635円に、誤って、負担金の対象経費とされていて交付金の対象経費とならないコロナ患者等の入院に係る医療機関への移送に要した費用等139,453,529円を含めていた。

したがって、交付金の対象経費とならない費用を除いて適正な交付金の交付額を算定すると15,794,311,000円となり、前記交付金の交付額15,933,765,000円との差額139,454,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(69) 埼玉県	埼玉県 (事業主体)	—	2	15,933,765	139,454	感染症法の規定に基づく移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(70) 岐阜県	岐阜県 (事業主体)	—	2	4,130,342	6,434	同
(71) 兵庫県	兵庫県 (事業主体)	—	2	7,315,048	22,433	感染症法の規定に基づく移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(72) 同	兵庫県	神戸市 (事業主体)	2	28,588	25,677	感染症法の規定に基づく移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(73) 岡山県	岡山県 (事業主体)	—	2	5,318,160	19,697	感染症法の規定に基づく移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(74) 広島県	広島県 (事業主体)	—	2	7,318,753	19,415	感染症法の規定に基づく移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(69)–(74)の計				40,016,068	233,110	

(注) 計欄の交付金交付額は、兵庫県及び神戸市が事業主体である二つの事業において重複している交付額 28,588 千円を控除した合計額である。

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたなどのもの

6件 不当と認める国庫補助金 27,888,250円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等により、国の依頼に基づき都道府県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなるとするために、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備等は、新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費、人工呼吸器及び附帯する備品、个人防护具(マスク等)、簡易陰圧装置、簡易ベッド、体外式膜型人工肺及び附帯する備品並びに簡易病室及び附帯する備品とされており、整備対

象設備等の種類ごとに、補助上限額(人工呼吸器及び附帯する備品については1台当たり5,000,000円など)が定められている。

(注1) 簡易陰圧装置 ウイルスが室外に漏れないよう、室内の空気を集じん性の高いフィルターを通じて取り込み、ダクトを通じて排気することなどで室内を陰圧化するための装置

本院が、19道府県及び129事業主体において会計実地検査を行ったところ、2県及び2道県の2事業主体において、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されるなどしていた。また、2県の2事業主体において、整備した簡易陰圧装置が装置の目的である病室を陰圧化することができない状況となっていた。これらのため、交付金計19,476,000円が過大に交付されており、また、交付金相当額計8,412,250円が補助の目的を達しておらず、計27,888,250円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、青森県及び1事業主体において交付金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、岐阜県及び3事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、4道県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 19道府県 北海道、京都府、青森、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、長野、岐阜、兵庫、岡山、広島、徳島、長崎、熊本、沖縄各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

青森県は、令和2年度に、本件事業について、同県が定めた県が補助する事業の交付要綱等に基づき、事業主体である18医療機関に対して、交付金を原資とする同県の補助金(以下「県補助金」という。)を交付しており、これに係る分として、国から交付金403,403,000円の交付を受けていた。同県は、県補助金の交付額の算定について、人工呼吸器及び附帯する備品に係る補助上限額を「知事が必要と認めた額」としていた。

しかし、同県は、交付金の交付額の算定に当たっては、交付金の交付要綱等に基づき人工呼吸器及び附帯する備品1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額を比較する方法によるべきであったのに、誤って、県補助金の交付額と同様に算定していた。このため、3医療機関については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される人工呼吸器及び附帯する備品が生ずるなどの結果となっていた。

したがって、人工呼吸器及び附帯する備品1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較するなどして、適正な交付金の交付額を算定すると392,023,000円となり、前記交付金の交付額403,403,000円との差額11,380,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(75) 北海道	北海道	社会医療法人 北斗(北斗病 院) (事業主体)	2	29,469	2,044	事業実績報告書の記載を誤って交付金を過大に算定していたなどのもの
(76) 青森県	青森県 (事業主体)	—	2	403,403	11,380	1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたなどのもの
(77) 同	青森県	北部上北広域 事務組合(公 立野辺地病 院) (事業主体)	2	22,501	4,737	交付の対象とならない設備に係る費用を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(78) 岐阜県	岐阜県 (事業主体)	—	2	472,444	1,315	1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(79)	広島県	広島県	2	9,595	2,772	整備した簡易陰圧装置が補助の目的を達していなかったもの
(80)	徳島県	徳島県	2	39,802	5,640	同
(75)-(80)の計				954,713	27,888	

(注) 計欄の交付金交付額は、重複する青森県の交付金交付額 22,501 千円を控除した合計額である。

(4) **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの**

**3件 不当と認める国庫補助金 26,649,000 円**

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に対応し、同感染症の感染が疑われる患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐために、帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、同感染症のまん延をできる限り防止することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。

また、交付金の交付額は、対象事業ごとに次のとおり算定することとされている。

ア 都道府県が行う事業

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

本件事業に係る対象経費は、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金に限られており、これら以外の消耗品費やランニングコストである電気料金等の費用については、交付金の交付の対象とならないこととなっている。

本院が、<sup>(注)</sup>19道府県及び112事業主体において会計実地検査を行ったところ、宮城県及び広島県の1事業主体において、交付の対象とならない消耗品費等の費用を対象経費の実支出額に含めていた。また、北海道の1事業主体において、交付申請時点では購入を予定していたが取りやめた設備等に係る分を含めて基準額を過大に算出していた。これらのため、交付金計26,649,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、宮城県及び1事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、1事業主体において対象経費の確認が十分でなかったこと、厚生労働省及び2道県において事業

実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 19 道府県 北海道、京都府、青森、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、長野、岐阜、兵庫、岡山、広島、徳島、長崎、熊本、沖縄各県  
前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宮城県は、令和2、3両年度に実施した本件事業の対象経費の実支出額をそれぞれ315,827,404円、650,563,000円とする事業実績報告書を国に提出し、国から交付金315,827,000円、650,563,000円、計966,390,000円の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記対象経費の実支出額に、消耗品費やランニングコストである電気料金等の交付の対象とならない費用を2年度14,656,438円、3年度6,729,546円、それぞれ含めていた。

したがって、交付の対象とならない消耗品費や電気料金等の費用を対象経費の実支出額から除いて適正な交付金の交付額を算定すると、2年度301,170,000円、3年度643,833,000円、計945,003,000円となり、前記交付金の交付額との差額21,387,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(81) 北海道	北海道	医療法人社団 同楽会(札幌 西区ともメン タルクリニック) (事業主体)	3	38,662	2,224	基準額を過大に算出していたもの
(82) 宮城県	宮城県 (事業主体)	—	2、3	966,390	21,387	交付の対象とならない費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(83) 広島県	広島県	いしおか医院 (事業主体)	2、3	15,081	3,038	同
(81)-(83)の計				1,020,133	26,649	

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 21,484,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、<sup>(注1)</sup>地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等が都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、交付要綱等によれば、本件事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う検査に必要な設備を整備するものであるとされている。本件事業の整備対象設備は、次世代シークエンサー<sup>(注2)</sup>、リアルタイムPCR装置<sup>(注3)</sup>(全自動PCR検査装置を含む。)、等温遺伝子増幅装置及び全自動化学発光酵素免疫測定装置の四つの検査機器とされており、これらの整備対象設備のほか、検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品は、交付金の交付対象とされている。

さらに、本件事業に係る対象経費は、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金に限られており、消耗品費については、交付の対象とならないこととなっている。

(注1) 地方衛生研究所 地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県等における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、公衆衛生情報等の収集・解析・提供等を行うことを目的として、都道府県等に設置される機関

(注2) 政令市 地域保健法(昭和22年法律第101号)において保健所を設置するとされている市

(注3) 次世代シークエンサー DNAの塩基配列を高速かつ大量に解読する検査機器。同機器を使用して新型コロナウイルスの全ゲノム解析を実施することでウイルスに生じた全ての変異を検出できることから、感染経路の特定や変異株の発生動向の監視等のために使用される。

本院が、19道府県及び131事業主体において会計実地検査を行ったところ、4道県の5事業主体において、交付の対象とならない経費である①検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品とは認められない備品の整備費用、②整備対象設備に該当しない検査機器の整備費用及び③検査用試薬等の消耗品費を対象経費の実支出額に含めたり、整備対象設備の購入費用を対象経費の実支出額に誤って二重に計上したりしていたため、これに係る交付金計21,484,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、1事業主体において交付金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、4道県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注4) 19道府県 北海道、京都府、青森、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、長野、岐阜、兵庫、岡山、広島、徳島、長崎、熊本、沖縄各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

国立大学法人千葉大学(以下「大学」という。)は、令和2年度に、本件事業により次世代シークエンサー1台、リアルタイムPCR装置等3台を計36,313,200円で千葉大学医学部附属病院に整備したとして、千葉県から交付金を原資とする同県の補助金(以下「県補助金」という。)33,951,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

上記のうち次世代シークエンサー1台に係る対象経費の実支出額12,333,200円についてみたところ、大学は、整備対象設備の本体である次世代シークエンサーの整備費用計3,852,200円のほかに、当該次世代シークエンサーと一体的に利用する備品であるとして、次世代シークエンサーではないシークエンサーの整備費用計8,481,000円を含めていた。

しかし、当該シークエンサーは、検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品とは認められず、交付の対象とならないものであった。

したがって、交付の対象とならない備品の整備費用を対象経費の実支出額から除くなどして適正な県補助金の交付額を算定すると25,470,000円となり、前記県補助金の交付額33,951,000円との差額8,481,000円が過大となっていて、これに係る交付金8,481,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(84)	北海道	北海道	3	11,564	1,227	整備対象設備の購入費用を対象経費の実支出額に誤って二重に計上していたもの
(85)	宮城県	宮城県	2	14,210	2,815	消耗品費を対象経費の実支出額に含めていたもの
(86)	千葉県	千葉県	2	33,951	8,481	検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品とは認められない備品の整備費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(87)	岡山県	岡山県	3	55,880	2,080	消耗品費を対象経費の実支出額に含めていたもの
(88)	同	同	3	13,800	6,881	整備対象設備に該当しない検査機器の整備費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(84)–(88)の計				129,405	21,484	

(6) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業に係る分)の交付の対象とならないもの

1件 不当と認める国庫補助金 19,457,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制において当該患者への対応が困難な場合又はその状況が見込まれる場合に、新型コロナウイルス感染症患者に円滑に対応できる医療提供体制を確保することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱によれば、本件事業は、都道府県の調整の下、医療機関が<sup>(注1)</sup>DMAT・DPAT等の医療チームを都道府県調整本部等<sup>(注2)</sup>へ派遣して、新型コロナウイルス感染症患者に係る搬送先医療機関の選定や搬送手段の調整の支援等を行うものや、新型コロナウイルス感染症患者が増加している他の医療機関等へ医療チームを派遣して、医療提供等を行うものであるとされている。

(注1) DMAT・DPAT 「DMAT」とは災害派遣医療チームをいい、「DPAT」とは災害派遣精神医療チームをいう。

(注2) 都道府県調整本部 都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門

また、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。

(注3)  
本院が、6道府県及び4事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注3) 6道府県		北海道、京都府、宮城、石川、兵庫、長崎各県				
部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	千円	不当と認める交付 金交付額	千円
(89) 宮城県	宮城県	2	19,457		19,457	

宮城県は、A法人に対して仙台市内にPCR検査を実施するための臨時診療所を新たに開設するよう依頼し、これを受けて、A法人は同臨時診療所を開設した。そして、同県は、令和2年度に、同臨時診療所の運営に係るA法人の人件費及び物件費を対象として、交付金を原資とする同県の補助金(以下「県補助金」という。)19,457,000円をA法人に交付しており、これに係る分として、国から交付金19,457,000円の交付を受けていた。

前記のとおり、本件事業の内容は、都道府県の調整の下、医療機関が医療チームを都道府県調整本部等へ派遣して、新型コロナウイルス感染症患者に係る搬送先医療機関の選定や搬送手段の調整の支援等を行うものや、新型コロナウイルス感染症患者が増加している他の医療機関等へ医療チームを派遣して、医療提供等を行うものであるとされている。

しかし、前記の臨時診療所は、A法人が運営主体となり、A法人に附属する医療機関に勤務する医師、看護師等によって運営されていて、他の医療機関等への医療チーム派遣により医療提供を行うものではないため、運営に係るA法人の人件費及び物件費は本件事業の対象とはならないものであった。

したがって、同県がA法人に対して交付した県補助金19,457,000円は交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金19,457,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、制度の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの**

**6件 不当と認める国庫補助金 206,153,000円**

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

(注1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。



- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備する超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む。)、生体情報モニタ、分娩監視装置及び新生児モニタとされており、整備対象設備の種類ごとに、1台当たりの補助上限額(超音波画像診断装置については11,000,000円、CT撮影装置等については66,000,000円など)が定められている。

さらに、本件事業に係る対象経費は、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金に限られており、これら以外の消耗品費やランニングコストである電気料金等の費用については、交付金の交付の対象とならないこととなっている。

本院が、19道府県及び113事業主体において会計実地検査を行ったところ、岐阜県及び4道県の5事業主体において、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されたり、交付の対象とならない費用を対象経費の実支出額に含めたりしていたため、交付金計206,153,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県及び5事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、4道県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 19道府県 北海道、京都府、青森、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、長野、岐阜、兵庫、岡山、広島、徳島、長崎、熊本、沖縄各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岐阜県は、令和2年度に、本件事業について、事業主体である18医療機関に対して、交付金を原資とする同県の補助金を交付しており、これに係る分として、国から交付金1,517,126,000円の交付を受けていた。

しかし、同県は、交付金の交付額の算定に当たり、交付要綱等に基づき整備対象設備1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、同じ種類の整備対象設備ごとの対象経費の実支出額の合計額と、整備対象設備ごとの整備台数に1台当たりの補助上限額を乗じた額とを比較する方法によっていた。このため、4医療機関については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される整備対象設備が生ずる結果となっていた。

したがって、整備対象設備1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較するなどして、適正な交付金の交付額を算定すると1,401,192,000円となり、前記交付金の交付額1,517,126,000円との差額115,934,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要	
(90)	北海道	北海道	札幌市(市立札幌病院) (事業主体)	2	148,497	14,017	交付の対象とならない設備に係る費用を対象経費の実支出額に含めていたなどのもの

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(91) 福島県	福島県	公立大学法人 福島県立医科大学 (福島県立医科大学附属病院) (事業主体)	2	208,791	2,200	1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの
(92) 岐阜県	岐阜県	岐阜県 (事業主体)	2	1,517,126	115,934	同
(93) 同	岐阜県	公立学校共済組合(東海中央病院) (事業主体)	2	143,410	57,744	交付の対象とならない費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(94) 同	同	学校法人朝日大学(朝日大学病院) (事業主体)	2	53,352	3,300	1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの
(95) 沖縄県	沖縄県	社会医療法人敬愛会(中頭病院) (事業主体)	2	106,214	12,958	1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたなどのもの
(90)–(95)の計				1,980,628	206,153	

(注) 計欄の交付金交付額は、重複する岐阜県の交付金交付額 143,410 千円及び 53,352 千円を控除した合計額である。

(8) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)により実施した事業が補助の目的を達していなかったなどのもの

2件 不当と認める国庫補助金 4,335,000 円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者(以下「疑い患者」という。)が感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことなどを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、本件事業には、設備整備等事業と支援金支給事業(支援金支給事業は令和2年度のみ)があり、設備整備等事業は、疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療のいずれかを担う医療機関が院内感染を防止するために行う設備整備等を支援するものとされている。また、支援金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するために、疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療のいずれかを担う医療機関に対して、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援金を支給するものとされている。

そして、設備整備等事業で整備する対象設備等は、新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費、個人防護具(マスク等)、簡易陰圧装置<sup>(注1)</sup>、簡易ベッド等とされている。

本院が、18道府県及び129事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、設備整備等事業により整備した簡易陰圧装置が装置の目的である病室を陰圧化することができない状況となっていた。また、1県の1事業主体において、支援金支給事業の対象経費に、誤って、

交付金の他の事業に計上した経費を重複して含めていた。これらのため、交付金相当額 2,475,000 円が補助の目的を達しておらず、また、交付金 1,860,000 円が過大に交付されていて、計 4,335,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1 事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、1 事業主体において交付金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、2 県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 簡易陰圧装置 ウイルスが室外に漏れないよう、室内の空気を集じん性の高いフィルターを通じて取り込み、ダクトを通じて排気することなどで室内を陰圧化するための装置

(注2) 18道府県 北海道、京都府、青森、宮城、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、長野、岐阜、兵庫、岡山、広島、徳島、長崎、熊本、沖縄各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

徳島県徳島市は、令和3年度に、設備整備等事業により簡易陰圧装置7台等を計34,761,518円で徳島市民病院に整備した上で、徳島県から交付金を原資とする同県の補助金34,522,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、上記簡易陰圧装置7台のうち3台(購入費用計2,475,000円)は、ダクト工事を実施することで室内の空気を室外に排気して室内を陰圧化することができる機種であったにもかかわらず、同市がダクト工事を実施していなかったため、病室を陰圧化することができない状況となっていて、これに係る交付金相当額2,475,000円は補助の目的を達していなかった。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年度	交付金交付額	不当と認める交付金相当額	摘要
(96) 千葉県	千葉県	日本赤十字社(成田赤十字病院)	2	千円 92,053	千円 1,860	交付金の他の事業に計上した経費を重複して対象経費に含めていたもの
(97) 徳島県	徳島県	徳島市(徳島市民病院)	3	34,522	2,475	整備した簡易陰圧装置が補助の目的を達していなかったもの
(96)(97)の計				126,575	4,335	

(9) 医療提供体制推進事業費補助金(日中一時支援事業に係る分)の交付の必要がなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 10,969,000円

医療提供体制推進事業費補助金(日中一時支援事業に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」(平成21年厚生労働省発医政第0513001号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新生児集中治療室(NICU)等に長期入院していた又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的として、一定の診療機能を有する医療機関が、保護者の要請に応じて、在宅医療中のこれらの小児の入院を一時的に受け入れる日中一時支援事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、日中一時支援事業の補助対象は、都道府県が実施する事業及び市町村や厚生労働大臣が相当と認める者等が実施する事業に対して都道府県が補助する事業とされており、このうち、都道府県が補助する事業に係る国庫補助金の交付額は、次の①から③までによるなどして算定することとされている。

- ① 日中一時支援事業のための病床の確保及び看護師等の確保に係るものとして設定された単価を基に算出した基準額と、職員基本給等の対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と、総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ③ ②により選定された額に補助率(3分の1)を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して、少ない方の額を選定する。

千葉県は、交付要綱、同県が定めた要綱等に基づき、日中一時支援事業を実施する医療機関に対して、国庫補助金を原資とした補助金(以下「県補助金」という。)を交付しており、県補助金の交付額は、国庫補助金の交付額の算定方法と同様に算定することとされている。

本院が、千葉県の1事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助金 交付額	不当と認める 国庫補助金交 付額
(98) 千葉県	千葉県	独立行政法人 国立病院機構 下志津病院	平成29～ 令和2	千円 10,969	千円 10,969

独立行政法人国立病院機構下志津病院(以下「病院」という。)は、平成29年度から令和2年度までの各年度に、小児病棟の全病床数50床のうち4床を日中一時支援事業のために確保した病床とした上で、県補助金計10,969,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

病院は、上記の各年度とも、県補助金の交付額を次のとおり算定していた。

- ① 小児病棟に勤務している医師、看護師等の職員基本給等を全病床数に占める日中一時支援事業のために確保した病床の割合を用いて案分する方法により算出した金額を対象経費の実支出額とした上で、基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額である対象経費の実支出額を選定した。
- ② 総事業費から控除する診療収入額及び寄附金その他の収入額はないとした上で、①で選定した額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額は同額であるとした。
- ③ ②で同額であるとした額に補助率3分の1を乗じて得た額と、同県が補助する額とを比較して、少ない方の額である同県が補助する額を交付額としていた。

しかし、病院は、前記の各年度において、日中一時支援事業により受け入れた小児に対する診療を実施して当該診療に係る診療収入が発生しているにもかかわらず、②のとおり、控除すべき診療収入額はないとしていて、総事業費から当該診療収入額を控除していなかった。

したがって、日中一時支援事業に係る診療収入額を総事業費から控除した上で国庫補助金の交付額を算定すると、前記いずれの年度においても、診療収入額及び寄附金その他の収入額が総事業費を上回ることとなり、総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額は0円となることから、前記の国庫補助金10,969,000円は交付の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において県補助金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、千葉県において病院から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(10) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

8 件 不当と認める国庫補助金 331,211,605 円

国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)<sup>(注1)</sup>とともに保険者となつて行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)<sup>(注2)</sup>と、国民健康保険組合が保険者となつて行うものがある。

(注1) 一部の市町村については、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

(注2) 平成29年度以前は、市町村が保険者として国民健康保険を行うものとされていたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降は、都道府県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として新たに保険者に加わっている。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)<sup>(注3)</sup>とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)となつている。そして、退職被保険者等となつたときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に住所を有する市町村に届出をすることなどとなっている。

(注3) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間ににおいて適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、都道府県等が行う国民健康保険財政の安定化(平成29年度以前は、市町村が行う国民健康保険事業の運営の安定化)を図るために、同法に基づき、都道府県(29年度以前は市町村)に対して療養給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。そして、当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、次のとおり算定することとなつており、市町村が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、都道府県がこれに基づいて負担金の交付額を算定している(29年度以前は、市町村が負担金の交付額を算定していた。)

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金の1/2}^{(注4)}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等}^{(注5)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合}^{(注6)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

ただし、以下の①及び②の場合は、次のとおり負担金の交付額を算定することとなっている。

- ① 都道府県又は市町村が、国の補助金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合 負担軽減措置の対象者の延べ人数の一般被保険者数に占める割合が一定の割合を超える市町村については、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、負担軽減の度合いに応じた減額調整<sup>(注7)</sup>を行う。
- ② 退職被保険者等となったときの市町村への届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合 退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていて、負担金の交付の対象となっていないことから、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降の遡及期間中に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除するなどする。

(注4) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注5) 前期高齢者納付金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注6) 国の負担割合 平成16年度以前は40/100、17年度は36/100、18年度から23年度までの間は34/100、24年度以降は32/100

(注7) 減額調整 負担軽減措置により一般被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する(波及増)傾向があるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

負担金の交付手続について、①交付を受けようとする都道府県(29年度以前は市町村)は、厚生労働省(29年度以前は都道府県)に交付申請書を提出し、②これを受理した厚生労働省(29年度以前は都道府県)は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、③これに基づき、厚生労働省において交付決定を行って負担金を交付することとなっている。そして、④都道府県(29年度以前は市町村)は、当該年度の終了後に厚生労働省(29年度以前は都道府県)に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した厚生労働省(29年度以前は都道府県)は、その内容を審査した上で、⑥これに基づき、厚生労働省において交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、30年度から令和3年度までの間に交付された負担金について、19都府県<sup>(注8)</sup>において会計実地検査を行うとともに、4府県から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。また、平成29年度に交付された負担金について、16都府県の102市区町村及び1広域連合において会計実地検査を行うとともに、1県の1市から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、7府県及び1県の1市において、負担軽減措置の対象者に係る医療給付費の一部について減額調整を行っていなかったり、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたりするなどしていたため、負担金交付額計351,939,330,328円のうち計331,211,605円が過大

に交付されていて、不当と認められる。

(注8) 19 都府県 平成 29 年度に交付された負担金について会計実地検査を行った 102 市区町村及び 1 広域連合が所在する 16 都府県並びに 30 年度から令和 3 年度までの間に交付された負担金について事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した 4 府県のうちの 2 府県と重複している。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 30 年度から令和 2 年度までの間の負担金の交付額の算定に当たり、7 府県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ 平成 29 年度の負担金の交付額の算定に当たり、鳥取県米子市において確認が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大分県は、平成 30、令和元両年度の負担金の実績報告に当たり、市町村から負担金の交付額の算定に必要な情報についての報告を受け、これに基づき負担金の交付額を算定していた。しかし、同県大分市から報告された情報において、同市は、一般被保険者に係る医療給付費を集計するに当たり、負担軽減措置の対象者に係る医療給付費の一部について減額調整を行わないまま計上するなどしており、一般被保険者に係る医療給付費を平成 30 年度 284,028,204 円、令和元年度 273,465,502 円それぞれ過大に算定していた。このほか、同県内の 15 市町村から報告された情報にも、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定するなどの誤りがあった。

その結果、同県において一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定するなどしていたため、負担金計 193,156,336 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(99) 厚生労働 本省	青 森 県	30	51,248,133	16,399,729	4,353	4,562	遡及退職被保険 (注9) 者等に係る遡及 期間中の医療給 付費を控除して いなかったもの など
(100) 同	山 形 県	2	33,058,569	10,578,168	84,925	26,436	集計を誤って一 般被保険者に係 る医療給付費を 過大に算定して いたものなど
(101) 同	大 阪 府	30	348,427,748	111,496,882	80,692	25,825	集計を誤って一 般被保険者に係 る医療給付費を 過大に算定して いたもの
(102) 同	広 島 県	平成 30、 令和元	186,041,312	59,532,715	221,590	70,909	同
(103) 同	福 岡 県	30	207,901,351	66,536,998	(注10) △ 1,599	2,418	計算を誤って負 担金を過大に算 定していたもの
(104) 同	熊 本 県	平成 30、 令和元	172,522,372	55,191,226	61,445	5,589	集計を誤って一 般被保険者に係 る医療給付費を 過大に算定して いたものなど

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第6 厚生労働省	(105) 厚生労働 本省	大 分 県	平成30、 令和元	95,741,595	30,637,017	603,495	193,156	負担軽減措置の 対象者に係る医 療給付費の一部 について減額調 整を行っていない かつたものなど
	(106) 鳥 取 県	米 子 市	29	4,895,781	1,566,591	7,228	2,313	集計を誤って一 般被保険者に係 る医療給付費を 過大に算定して いたもの
	(99)-(106)の計			1,099,836,865	351,939,330	1,063,731	331,211	
	(注9)	遡及して退職被保険者等の資格を取得した者						
	(注10)	福岡県は、国庫負担対象費用額を誤って過小に算出するとともに、負担金の算定において計算を誤って負担金を過大に算定していた。このため、同県の「不当と認める国庫負担対象費用額」はマイナス表示の額となることから、当該金額については集計の対象としていない。						

(11) 後期高齢者医療制度の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 19,375,000 円

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、都道府県の区域ごとに当該区域の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入して設ける後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が、当該区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。)を被保険者として、その疾病、負傷又は死亡に関して、療養の給付、葬祭費の支給等を行うものである。

後期高齢者医療制度については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、同法に基づき、広域連合に対して財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、後期高齢者医療の財政を調整するために交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。このうち特別調整交付金は、広域連合について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるために、広域連合が広域連合を組織する市町村に対して、同法の規定により高齢者保健事業の一部の実施を委託した場合に交付されるもの(以下「一体的実施特別交付金」という。)などがある。

「令和3年度特別調整交付金交付基準(算定省令第6条第9号関係)」等によると、広域連合が市町村に対して高齢者保健事業の一部の実施を委託して、その実施に必要な費用を委託事業費として支払った場合、国は、当該委託事業費の一部について、広域連合に対して一体的実施特別交付金を交付することとなっている。

そして、一体的実施特別交付金の交付額は、市町村ごとに企画、調整等の業務等に従事する医療専門職の配置に必要な人件費等を合算するなどした額(以下「対象経費」という。)を算定し、対象経費に3分の2を乗じて得た額とすることとなっている。

本院が、令和2、3両年度に交付された財政調整交付金について、10都府県の10広域連合において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注) 10都府県 東京都、大阪府、埼玉、神奈川、石川、静岡、三重、愛媛、福岡、宮崎各県



部局等	補助事業者 (事業主体)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額
(107)	埼玉県	埼玉県後期 高齢者医療 広域連合	2, 3	千円 261,454	千円 19,375
		特別調整交付 金(一体的実 施特別交付 金)			

埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「埼玉県広域連合」という。)は、市町における医療専門職の配置に必要な人件費(以下「医療専門職の人件費」という。)等の額を合算するなどして令和2、3両年度の一体的実施特別交付金の対象経費を算定し、埼玉県に事業実績報告書を提出して、これにより一体的実施特別交付金計261,454,000円の交付を受けていた。

しかし、埼玉県広域連合は、医療専門職の人件費に係る消費税相当額について、市町に対して支払う委託事業費の算定に当たっては、市町が負担していないことから、これを含めずに算定していたのに、一体的実施特別交付金の対象経費の算定に当たっては、これを含めて算定していた。このように、市町に対して委託事業費として支払っていない医療専門職の人件費に係る消費税相当額は、一体的実施特別交付金の対象経費とは認められない。

したがって、市町に対して支払っていない医療専門職の人件費に係る消費税相当額を対象経費から除いて、適正な一体的実施特別交付金の対象経費を算定し、これに基づくなどして一体的実施特別交付金の交付額を算定すると計242,079,000円となることから、計19,375,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、埼玉県広域連合において財政調整交付金の交付額の算定に当たり制度の理解が十分でなかったこと、埼玉県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

## (12) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

21件 不当と認める国庫補助金 1,308,216,000円

国民健康保険(前掲181ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、都道府県が当該都道府県内の市町村<sup>(注1)</sup>(特別区を含む。以下同じ。)とともに<sup>(注2)</sup>行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。

(注1) 一部の市町村については、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

(注2) 国は、平成29年度まで、国民健康保険の保険者である市町村に対して財政調整交付金を交付していたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、30年度以降、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付している。

財政調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため(平成29年度以前は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため)に交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等(29年度以前は普通調整交付金と特別調整交付金)がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に

満たない都道府県(29年度以前は市町村)に対して、衡平にその満たない額を埋めることを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)、後期高齢者支援金<sup>(注3)</sup>等に係るもの(以下「後期分」という。)<sup>(注4)</sup>及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、都道府県に対して交付された普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号。平成30年3月31日以前は「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」。以下「算定省令」という。)等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県(29年度以前は当該市町村)の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、市町村は普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料を作成して都道府県に提出し、都道府県はこれに基づいて調整対象需要額及び調整対象収入額を算定している(29年度以前は、市町村が調整対象需要額及び調整対象収入額を算定していた。)

(注3) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注4) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村(29年度以前は市町村)について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して当該都道府県(29年度以前は当該市町村)に対して交付されるもので、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されている。都道府県分には、20歳未満被保険者財政負担増等特別交付金<sup>(注5)</sup>等があり、市町村分には、非自発的失業軽減特別交付金<sup>(注6)</sup>、結核・精神病特別交付金<sup>(注7)</sup>、非自発的失業財政負担増特別交付金<sup>(注8)</sup>、被扶養者減免特別交付金<sup>(注9)</sup>等がある。

そして、都道府県は、国から市町村分として交付された額を当該市町村に交付している。

(注5) 20歳未満被保険者財政負担増等特別交付金 20歳未満の被保険者が多いことなどによる財政への影響がある場合に交付される交付金

(注6) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料(保険税を含む。以下同じ。)の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7) 結核・精神病特別交付金 結核性疾患及び精神病に係る医療給付費が多額である場合に交付される交付金

(注8) 非自発的失業財政負担増特別交付金 保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注9) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用(平成30年度以前は保険料の減免措置に要した費用)がある場合に交付される交付金

特別調整交付金の額は、算定省令等に基づき、特別の事情ごとに算定することとなっている。そして、市町村は当該市町村分の特別調整交付金の額を算定して都道府県に提出し、都道府県は都道府県

分の額を算定した上で市町村から提出される市町村分の額と合算して特別調整交付金の額を算定するなどしている(29年度以前は、市町村が特別調整交付金の額を算定していた。)

財政調整交付金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県(29年度以前は市町村)は、厚生労働省(29年度以前は都道府県)に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、これを受理した厚生労働省(29年度以前は都道府県)は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、これに基づき、厚生労働省において交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、29年度から令和3年度までに交付された財政調整交付金について、21都府県及び18都府県の104市区町村及び1広域連合において会計実地検査を行うとともに、<sup>(注10)</sup>5県及び<sup>(注11)</sup>7県の10市から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、4県及び10県の13市町において、①普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、②調整対象収入額を過小に算定したり、③特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定したりするなどして、財政調整交付金の交付額計56,632,644,000円のうち計1,308,216,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(注10) 21都府県 平成29年度から令和3年度までに交付された財政調整交付金について会計実地検査を行った104市区町村及び1広域連合が所在する18都府県並びに関係資料の提出を受けるなどして検査した5県のうちの2県及び10市が所在する7県のうち4県とそれぞれ重複している。

(注11) 5県 平成29年度から令和3年度までに交付された財政調整交付金について関係資料の提出を受けるなどして検査した10市が所在する7県のうち5県と重複している。

(注12) 10県の13市町 平成30年度から令和3年度までの財政調整交付金が過大に交付されていた10県の12市町及び平成29年度に財政調整交付金が過大に交付されていた5県の5市町の純計

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 平成30年度から令和3年度までの間の財政調整交付金の交付額の算定に当たり、普通調整交付金及び都道府県分の特別調整交付金について、4県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ 平成30年度から令和3年度までの間の財政調整交付金の交付額の算定に当たり、市町村分の特別調整交付金について、12市町において制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、10県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

ウ 平成29年度の財政調整交付金の交付額の算定に当たり、5市町において制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、5県において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

前記の①から③までの事態について、態様別に示すと次のとおりである。

① 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{⑬} \\ \hline \text{一般被保険者に} \\ \text{係る医療給付費} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{⑭} \\ \hline \text{前期高齢者納付金等} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{療養給付費負担金等} \\ \text{の国庫補助金等} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{医療分の調整} \\ \text{対象需要額} \\ \hline \end{array}$$

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

3県及び1県の1市は、普通調整交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

(注13) 一般被保険者 退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者

(注14) 前期高齢者納付金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例1>

宮崎県は、令和2、3両年度の普通調整交付金に係る実績報告に当たり、市町村から普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料の提出を受け、これに基づき普通調整交付金の額を算定していた。しかし、同県えびの市から提出された資料において、同市は、療養の給付に要する費用の額を誤って二重に計上するなどしており、一般被保険者に係る医療給付費を2年度1,862,487,000円、3年度1,811,689,000円それぞれ過大に算出していた。このほか、同県内の5市町村から提出された資料にも、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出するなどの誤りがあった。その結果、同県は医療分に係る調整対象需要額を過大に算定していた。

そこで、適正な一般被保険者に係る医療給付費により算定した医療分の調整対象需要額に基づき算定すると、普通調整交付金の額計760,495,000円が過大となっていた。

#### ② 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者(医療分及び後期分)又は介護納付金賦課被保険者(介護分)の数を基に算出される応益保険料額と、それらの者の所得を基に算出される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分に係る応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得金額(以下「基準総所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算出することとなっている。そして、基準総所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在において一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算出することとなっている。

1県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、基準総所得金額を過小に算出しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

上記の事態を示すと次のとおりである。

#### <事例2>

神奈川県は、平成30年度の普通調整交付金に係る実績報告に当たり、市町村から普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料の提出を受け、これに基づき普通調整交付金の額を算定していた。しかし、同県横須

賀市から提出された資料において、同市は、当該資料を作成する電算システムに基礎資料からの転記を誤り、後期分の基準総所得金額を931,434,000円過小に算出していた。このほか、同県内の3市町から提出された資料にも、後期分の基準総所得金額を過小に算出するなどの誤りがあった。その結果、同県は後期分に係る調整対象収入額を過小に算定していた。

そこで、適正な基準総所得金額により算定した調整対象収入額に基づき算定すると、普通調整交付金の額27,038,000円が過大となっていた。

③ 特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、非自発的失業軽減特別交付金は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項又は第13条第3項に規定する会社の倒産、解雇等の理由により離職した被保険者等である非自発的失業者の属する世帯に係る保険料の軽減に要する費用が多額である場合に交付するものである。

非自発的失業軽減特別交付金の額は、一般被保険者に係る保険料調定総額や非自発的失業者の属する世帯に属する一般被保険者数等を用いた一定の計算式により算出される調整対象基準額に基づいて算定することとなっている。

5県の7市は、非自発的失業軽減特別交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計するなどしており、調整対象基準額を過大に算出していた。このため、非自発的失業軽減特別交付金の額が過大となっていた。

上記のほか、1県及び8県の8市町は、結核性疾患及び精神病に係る医療給付費に、誤って、集計の対象とならない医療給付費を含めるなどしていたため、特別調整交付金のうち、結核・精神病特別交付金、非自発的失業財政負担増特別交付金、被扶養者減免特別交付金及び20歳未満被保険者財政負担増等特別交付金の額が過大となっていた。

なお、前記4県のうち1県及び10県の13市町のうち3県の3市については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
(108) 厚生労働本省	山形県(事業主体)	—	普通調整交付金	2	5,869,841 千円	13,385 千円	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(109) 同	山形県	鶴岡市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	2、3	14,388	7,857	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
(110) 同	茨城県	水戸市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	2	13,604	10,369	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険基盤安定繰入金を過小に計上していたもの
(111) 同	同	筑西市(事業主体)	同	2	5,021	3,316	同
(112) 同	埼玉県	所沢市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	30	27,847	13,358	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要	
第3章 第1節 第6 厚生労働省	(113) 厚生労働本省	埼玉県	草加市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	平成30、令和元	73,127	52,686	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
	(114) 同	神奈川県	—	普通調整交付金、特別調整交付金(20歳未満被保険者財政負担増等特別交付金)	30	22,476,175	36,468	調整対象収入額を過小に算定していたものなど
	(115) 同	神奈川県	秦野市(事業主体)	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	30	6,437	1,401	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
	(116) 同	滋賀県	—	普通調整交付金	元	6,833,729	11,110	調整対象需要額を過大に算定していたもの
	(117) 同	鳥取県	米子市(事業主体)	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	平成30～令和2	303,979	282,603	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算出していたもの
	(118) 同	広島県	廿日市市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	元	5,730	5,559	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
	(119) 同	徳島県	板野郡藍住町(事業主体)	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	平成30、令和元	46,368	22,511	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算出していたもの
	(120) 同	高知県	高知市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	元	7,736	3,267	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険基盤安定繰入金を過小に計上していたもの
	(121) 同	福岡県	大野城市(事業主体)	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	30	16,824	1,325	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算出していたもの
	(122) 同	熊本県	熊本市(事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	平成30～令和2	69,726	5,930	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
	(123) 同	宮崎県	—	普通調整交付金	2、3	18,536,908	760,495	調整対象需要額を過大に算定していたもの
	(124) 茨城県	土浦市(事業主体)	—	同	29	668,485	7,343	同
	(125) 鳥取県	米子市(事業主体)	—	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	29	923,964	39,712	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算出していたもの
	(126) 徳島県	板野郡藍住町(事業主体)	—	同	29	192,670	21,385	同
	(127) 福岡県	大野城市(事業主体)	—	同	29	509,888	1,415	同
	(128) 熊本県	熊本市(事業主体)	—	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	29	30,197	6,721	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
	(108)～(128)の計					56,632,644	1,308,216	

(注) 国民健康保険法の改正に伴い、同一の事業主体に係るものであっても、平成30年度以降と29年度とを区分して記述している。

(13) 疾病予防対策事業費等補助金(がん診療連携拠点病院機能強化事業に係る分)が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,707,000円

疾病予防対策事業費等補助金(がん診療連携拠点病院機能強化事業に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(平成20年厚生労働省発健第1219002号)等に基づき、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るなどのために、厚生労働大臣が指定した病院が行うがん患者やその家族等に対する相談支援、がん医療に従事する医師等に対する研修等のがん診療連携拠点病院機能強化事業に対して都道府県が補助する場合に、その費用の一部を国が補助するものである。

国庫補助金の交付額は、上記の交付要綱等に基づき次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額及び都道府県が補助した額を比較して最も少ない額を選定する(以下、選定した額を「国庫補助基本額」という。)
- ③ 国庫補助基本額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、<sup>(注)</sup>12道府県において会計実地検査を行ったところ、1府において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注) 12道府県 北海道、京都府、青森、埼玉、新潟、石川、岐阜、岡山、広島、徳島、長崎、沖縄各県

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫補助基本額	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助基本額	不当と認める国庫補助金交付額
			千円	千円	千円	千円
(129) 京 都 府	京 都 府	2	137,789	68,893	5,416	2,707

京都府は、令和2年度の国庫補助金の交付額の算定に当たり、がん診療連携拠点病院機能強化事業を実施した11病院に対して同府が補助した額について、事業完了後に同府が実際に交付した額とすべきであるのに、誤って、国庫補助金の交付申請時点で同府が11病院に対して交付を予定していた額としていた。この結果、5病院に対して同府が補助した額としていた額が、実際に交付した額と比べて過大となっていて、国庫補助基本額が5,416,592円過大に算定されていた。

したがって、同府が実際に交付した額に基づき選定した国庫補助基本額を用いて、適正な国庫補助金の交付額を算定すると、2,707,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同府において国庫補助金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(14) 国民健康保険の特定健康診査・保健指導国庫負担金が過大に交付されていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 9,635,000円

国民健康保険(前掲181ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、都道府県に対して、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)<sup>(注1)</sup>が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等に基づき実施する特定健康診査及び特定保健指導(以下

〔特定健康診査等〕という。)に要する費用の一部を負担するために、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金(以下「負担金」という。)<sup>(注2)</sup>が交付されている。

(注1) 一部の市町村については、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

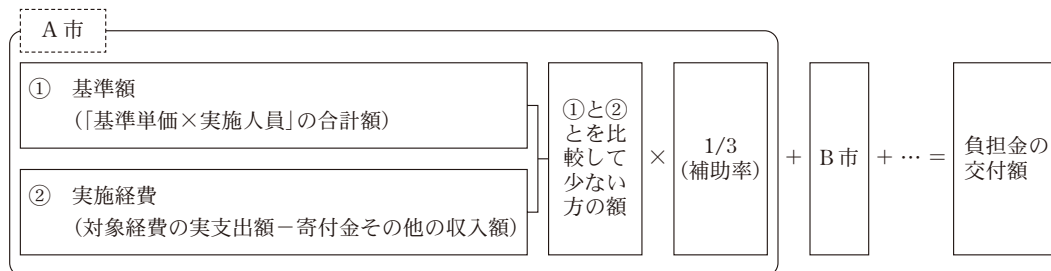
(注2) 国は、平成29年度まで、国民健康保険の保険者である市町村に対して負担金を交付していたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、30年度以降、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して負担金を交付している。

負担金の交付額は、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱(平成23年厚生労働省発保0331第1号厚生労働事務次官通知)に基づき、次のとおり算定することとなっている。

ア 市町村ごとに、特定健康診査等の実施方法別に基準単価に実施人員を乗じて算出した額の合計額である基準額と、特定健康診査等の実施に必要な委託料等の対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「実施経費」という。)を算出する。

イ 市町村ごとに、基準額と実施経費とを比較して少ない方の額を選定して、これに補助率(3分の1)を乗ずるなどした額を算定し、その合計額(平成29年度以前は、市町村ごとに算定した額)を負担金の交付額とする(算定式参照)。

(算定式)



そして、市町村は、負担金の交付額の算定の基礎となる資料を作成して都道府県に提出し、都道府県はこれに基づいて負担金の交付額を算定している(29年度以前は、市町村が負担金の交付額を算定していた。)

また、負担金の交付の対象となる特定健康診査は、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金取扱要領(平成23年保総発0331第1号厚生労働省保険局総務課長通知)に基づき、市町村が、国民健康保険の加入者であって、実施年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者(75歳未満の者に限る。)に対して、実施したものであることとなっている。

負担金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県(29年度以前は市町村)は、厚生労働省(29年度以前は都道府県)に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、これを受理した厚生労働省(29年度以前は都道府県)は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、これに基づき、厚生労働省において交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、28年度から令和2年度までに交付された負担金について、東京都及び東京都の1市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。



	部 局 等	補助事業者	間接補助事業者	年 度	負担金交付額	左のうち不当と認める額
					千円	千円
(130)	厚生労働 本省	東 京 都	八 王 子 市 (事業主体)	平成 30、 令和元	189,505	5,264
(131)	東 京 都	八 王 子 市 (事業主体)	—	28、29	188,507	4,371
(130) (131) の計					378,012	9,635

(注) 国民健康保険法の改正に伴い、同一の事業主体に係るものであっても、平成30年度以降と29年度以前とを区分して記述している。

東京都八王子市は、平成28年度から令和元年度までの負担金の交付額の算定等に当たり、75歳の年齢に達したため後期高齢者医療の被保険者資格を取得したことなどにより同市の国民健康保険の被保険者資格を喪失していた者を、基準額の算出根拠となる特定健康診査の実施人員に含めていたため、基準額を過大に算出していた。

したがって、適正な基準額を算出し、これに基づき負担金の交付額を算定すると、計368,377,000円となることから、計9,635,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 平成30、令和元両年度の負担金の交付額の算定に当たり、八王子市において制度の理解が十分でなかったこと、東京都において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ 平成28、29両年度の負担金の交付額の算定に当たり、八王子市において制度の理解が十分でなかったこと、東京都において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

#### (15) 保育所等整備交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,726,000円

保育所等整備交付金(以下「交付金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が作成する当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画(以下「整備計画」という。)に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、国が市町村に対して交付するものである。そして、「保育所等整備交付金の交付について」(平成30年厚生労働省発子0508第1号。以下「交付要綱」という。)等によれば、交付金の交付対象事業は、保育所等の待機児童の解消を図ることを目的として、整備計画に基づき学校法人等が設置する保育所、幼保連携型認定こども園において保育を実施する部分等の改造等を行う事業等に対して、市町村が行う補助事業とされている。

交付要綱等によれば、交付金の交付対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とされており、このうち本体工事費は、工事費、工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用等とされている。そして、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 本体工事費、解体撤去工事費等ごとに定められた基準額と、設計料に係る加算(以下「設計料加算」という。)等の各種加算額との合計(以下「交付基礎額」という。)を、所定の方法により算出する。
- ② 交付対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に国の負担割合2分の1等乗じた額を算出する。
- ③ ①の額と②の額とを比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

また、交付対象事業が複数年度にわたって実施される場合は、③における少ない方の額に進捗率を乗じて各年度の交付金の交付額を算定することとされている。

さらに、「令和2年度における保育所等整備交付金に係る協議について」(令和2年子発0204第1号)等によれば、交付金の交付決定の内示前に実施設計に係る契約を締結した場合、当該実施設計に要する費用は交付対象外であり、交付基礎額を算出するに当たって設計料加算は適用できないこととされている。

本院が、富山県及び同県砺波市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要	
(132)	富山県	砺波市	学校法人出町青葉幼稚園	2、3	千円 79,397	千円 3,726	交付対象とならない設計料加算を適用して交付基礎額を算出していたもの

同市は、令和2年4月に交付金の交付決定の内示を受け、2、3両年度に、砺波市内の学校法人出町青葉幼稚園が設置する幼保連携型認定こども園の改造を行う事業に対して補助金を交付する補助事業を行い、同県に事業実績報告書等を提出して、2年度77,782,000円、3年度1,615,000円、計79,397,000円の交付金の交付を受けていた。

そして、同市は、上記の事業実績報告書において、同法人から提出された上記の改造を行う事業に係る事業実績報告書等に基づき、交付金の交付基礎額について、2年度は設計料加算3,725,000円を含む79,370,000円、3年度は設計料加算3,790,000円を含む80,785,000円と算出して、これに進捗率を乗じて、各年度の交付金の交付額を算定していた。

しかし、補助事業に係る契約書、領収書等を確認したところ、同法人は、交付金の交付決定の内示前に本件補助事業の実実施設計に係る契約を設計業者と締結した上で、当該実施設計に要した費用を平成30年6月に支払っていて、設計料加算は適用できないのに、同市は、令和2、3両年度の交付金の交付基礎額の算出に当たり、上記の設計料加算を適用していた。

したがって、交付の対象とならない前記の設計料加算2年度3,725,000円及び3年度3,790,000円を除いた適正な交付基礎額2年度75,645,000円及び3年度76,995,000円に、進捗率を乗じて交付金の交付額を算定すると、2年度74,132,000円及び3年度1,539,000円となることから、前記の交付額との差額2年度3,650,000円、3年度76,000円、計3,726,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において交付金の交付対象経費についての理解が十分でなかったこと、同市において同法人から提出された事業実績報告書等の審査及び同法人に対する指導が十分でなかったこと、同県において同市から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(16) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 19,590,000円

(社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の概要については、後掲253ページの「社会福祉施設等災害

復旧費国庫補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当するか否かにかかわらず火災保険金を総事業費から控除するなどするよう改善させたもの]参照)

本院は、令和元年度から3年度までの間に16都道府県及び19市から社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(以下「災害復旧費補助金」という。)の交付を受けて災害復旧事業を実施した213事業主体の304施設において会計実地検査を行った。その結果、東京都の1事業主体において総事業費から火災保険金を控除する必要があるのに控除しないまま災害復旧費補助金を算定していた事態や、熊本県の1事業主体において請負業者から返金を受けて実質的に負担していない額等を補助対象事業費に含めた事実と異なる内容の事業実績報告書等を提出していた事態が見受けられた。このため、国庫補助金計19,590,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京都の事業主体及び東京都において災害復旧費補助金の算定に当たり総事業費から火災保険金を控除することについての理解が十分でなかったこと、熊本県の事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、熊本県において事業主体に対する指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

株式会社いわしや窪田(以下「会社」という。)は、令和2年7月豪雨により被災した社会福祉施設に係る災害復旧工事の契約を令和2年7月に請負業者と請負代金額19,203,514円で締結していた。そして、会社は、3年2月に、当該災害復旧工事を総事業費19,203,514円(補助対象事業費18,959,622円)で実施したとして、事業実績報告書等を熊本県に提出し、同県から同年4月に災害復旧費補助金と同県の負担分を合わせて計15,799,000円(国庫補助金相当額12,639,000円)の交付を受けていた。

しかし、会社は、2年11月に実際の請負代金額として15,556,420円の請求書を受け取り、同年12月までに請負契約書に記載されている請負代金額19,203,514円を3回に分けて請負業者に一旦支払った後、同月に請負業者から、請求書の請負代金額15,556,420円との差額3,647,094円の返金を現金により受けていた。このため、実際の総事業費は、事業実績報告書等で報告されたものより低額となっていた。

したがって、補助対象事業費18,959,622円から会社が実質的に負担していない額等を差し引いて適正な補助対象事業費を算定すると14,970,648円となり、補助対象事業費が3,988,974円過大となっていて、これに係る国庫補助金2,659,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年度	国庫補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助対象事業費	不当と認める国庫補助金交付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(133) 関東信越厚生局	東京都	社会福祉法人友会	2	67,653	39,463	29,026	16,931	総事業費から火災保険金を控除していなかったもの
(134) 九州厚生局	熊本県	株式会社いわしや窪田	2	18,959	12,639	3,988	2,659	請負業者から返金を受けた額等を補助対象事業費に含めていたもの
(133)(134)の計				86,612	52,102	33,015	19,590	

(17) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

49件 不当と認める国庫補助金 400,904,071円

第3章  
第1節  
第6  
厚生労働省

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(以下、これらを合わせて「負担金」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等の生活保護法以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者等については極力その利用に努めさせることとなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることができることなどとなっている(以下、これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」という。)

生活扶助等に係る保護費は、原則として保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、健康状態等による個人又は世帯の特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。また、各種加算のうち障害者加算は、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)に定める障害等級の1級の障害を有する者等を対象として、障害を有することによって生ずる特別な需要に対応するもので、障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、「生活保護費等の国庫負担について」(平成26年厚生労働省発社援0324第2号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\ \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}} \end{array}$$

この費用の額及び返還金等の調定額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の合計額とする。

- ① 生活扶助等に係る保護費の額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき調定した額とする。

本院が、29 都道府県の 208 事業主体において会計実地検査を行うとともに、12 都府県の 27 事業主体から関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、21 都府県の 49 事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算出に当たり、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかったり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定したりなどしていた。このため、負担金計 400,904,071 円が過大に交付されていて不当と認められる。

(注) 12 都府県の 27 事業主体のうち 8 都府県の 14 事業主体は、会計実地検査を行った 29 都道府県の 208 事業主体のうち 8 都府県の 14 事業主体と重複している。

このような事態が生じていたのは、49 事業主体において、保護費の支給決定に当たり、被保護者の年金受給権に係る調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったり、障害者加算の対象とすべき障害の認定に係る確認が十分でなかったりなどしたこと、厚生労働省及び 20 都府県において、適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

沖縄県那覇市は、世帯 A の保護を平成 29 年 12 月に開始しており、同月から令和 3 年 11 月までの保護費の支給に当たり、世帯主 B からの収入はないとの届出に基づき、保護費の額を決定していた。

しかし、世帯主 B には平成 28 年 4 月に年金受給権が発生していたにもかかわらず、同市による調査が十分でなく、裁定請求手続が行われていなかったことから、世帯主 B は年金を受給していなかった。そして、本院の検査を踏まえて、同市が裁定請求手続に係る指導を行った結果、世帯主 B は計 8,037,463 円の年金を遡及して受給した。

したがって、同市がこの額を収入として認定していれば、当該収入分の保護費計 8,037,463 円は支給の必要がなく、同額が過大に支給されており、これに係る負担金計 6,028,097 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(135)	岩手県 盛岡市	平成30～ 令和4	293,782	220,337	22,018	16,513	障害者加算の認定を誤っていたもの
(136)	同 花巻市	平成29～ 令和4	43,688	32,766	4,408	3,306	同
(137)	同 一関市	平成29～ 令和4	21,972	16,479	2,256	1,692	同
(138)	同 奥州市	平成29～ 令和3	35,484	26,613	2,019	1,514	同
(139)	栃木県 佐野市	平成30～ 令和3	19,663	14,747	2,016	1,512	障害者加算の認定を誤っていたものなど
(140)	同 小山市	平成29～ 令和5	40,689	30,516	3,342	2,507	同
(141)	群馬県 前橋市	平成28～ 令和4	39,030	29,273	14,475	10,856	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(142)	千葉県 千葉市	平成28～ 令和4	76,969	57,726	20,189	15,142	同
(143)	同 船橋市	平成28～ 令和4	43,322	32,491	13,957	10,468	年金受給権の調査が十分でなかったものなど

第3章 第1節 第6 厚生労働省	部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担	左に對する	不当と認	不当と認	摘 要
				対象事業 費	国庫負 担金交付 額	める国庫 負担対象 事業費	める国庫 負担金交 付額	
				千円	千円	千円	千円	
	(144)	東京都 新宿区	平成27～ 令和3	41,204	30,903	14,582	10,936	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(145)	同 文京区	平成29～ 令和4	22,803	17,102	8,451	6,338	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(146)	同 江東区	平成29～ 令和4	35,903	26,927	9,613	7,210	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(147)	同 品川区	平成27～ 令和2	27,878	20,908	2,771	2,078	年金収入を認定して いなかったものなど
	(148)	同 世田谷区	平成28～ 令和4	362,864	272,148	76,500	57,375	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(149)	同 中野区	平成29～ 令和3	23,717	17,788	3,068	2,301	障害者加算の認定を 誤っていたものなど
	(150)	同 北区	平成29～ 令和4	69,080	51,810	11,179	8,384	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(151)	同 荒川区	平成28～ 令和4	139,163	104,372	28,817	21,613	同
	(152)	同 足立区	平成28～ 令和4	157,945	118,459	45,262	33,946	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(153)	同 葛飾区	平成27～ 令和4	50,961	38,221	9,086	6,815	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(154)	同 立川市	平成29～ 令和4	14,448	10,836	5,497	4,123	同
	(155)	同 町田市	平成28～ 令和3	185,151	138,863	20,020	15,015	同
	(156)	新潟県 長岡市	元～3	7,936	5,952	2,016	1,512	同
	(157)	同 村上市	平成28～ 令和4	58,961	44,220	5,276	3,957	同
	(158)	富山県 氷見市	平成26～ 令和3	39,135	29,351	3,306	2,479	返還決定額を誤って いたものなど
	(159)	石川県 金沢市	平成29～ 令和4	30,293	22,720	10,585	7,939	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(160)	岐阜県 岐阜市	平成28～ 令和3	14,073	10,555	8,294	6,220	同
	(161)	三重県 松阪市	平成29～ 令和3	40,735	30,551	5,066	3,800	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(162)	京都府 京都市	平成29～ 令和3	26,751	20,063	3,730	2,797	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(163)	大阪府 八尾市	平成28～ 令和3	59,986	44,989	3,206	2,405	手当収入を認定して いなかったもの
	(164)	奈良県 奈良県	平成27～ 令和3	80,079	60,059	5,224	3,918	障害者加算の認定を 誤っていたもの
	(165)	同 奈良市	平成28～ 令和4	288,515	216,386	52,142	39,107	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(166)	同 桜井市	平成29～ 令和4	43,099	32,324	12,849	9,637	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(167)	島根県 松江市	平成28～ 令和3	45,661	34,246	6,473	4,854	手当収入を認定して いなかったものなど
	(168)	岡山県 岡山市	平成28～ 令和3	34,331	25,748	2,025	1,519	障害者加算の認定を 誤っていたものなど
	(169)	同 倉敷市	平成28～ 令和4	93,536	70,152	9,474	7,105	同
	(170)	広島県 呉市	平成29～ 令和3	12,630	9,472	1,949	1,461	年金収入を認定して いなかったものなど
	(171)	福岡県 福岡県	平成28～ 令和3	90,682	68,011	5,922	4,442	手当収入を認定して いなかったものなど
	(172)	同 福岡市	平成28～ 令和3	27,659	20,744	2,411	1,808	障害者加算の認定を 誤っていたものなど
	(173)	同 久留米市	元～3	24,644	18,483	1,717	1,288	障害者加算の認定を 誤っていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(174)	福岡県 飯塚市	平成28～ 令和3	16,696	12,522	1,576	1,182	障害者加算の認定を誤っていたものなど
(175)	佐賀県 唐津市	平成28～ 令和4	12,079	9,059	6,521	4,890	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(176)	大分県 大分市	平成28～ 令和3	69,827	52,370	7,398	5,549	障害者加算の認定を誤っていたものなど
(177)	同 中津市	平成28～ 令和3	13,713	10,285	1,452	1,089	障害者加算の認定を誤っていたもの
(178)	鹿児島県 鹿児島市	平成29～ 令和4	9,119	6,839	1,734	1,300	返還決定額を誤っていたものなど
(179)	沖縄県 沖縄県	平成30～ 令和4	26,306	19,729	6,224	4,668	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(180)	同 那覇市	平成28～ 令和4	118,875	89,156	19,155	14,366	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
(181)	同 宜野湾市	平成28～ 令和4	60,724	45,543	12,018	9,014	同
(182)	同 浦添市	平成28～ 令和4	41,525	31,144	10,265	7,699	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(183)	同 うるま市	平成28～ 令和4	65,751	49,313	6,977	5,233	同
(135)-(183)の計			3,199,063	2,399,297	534,538	400,904	

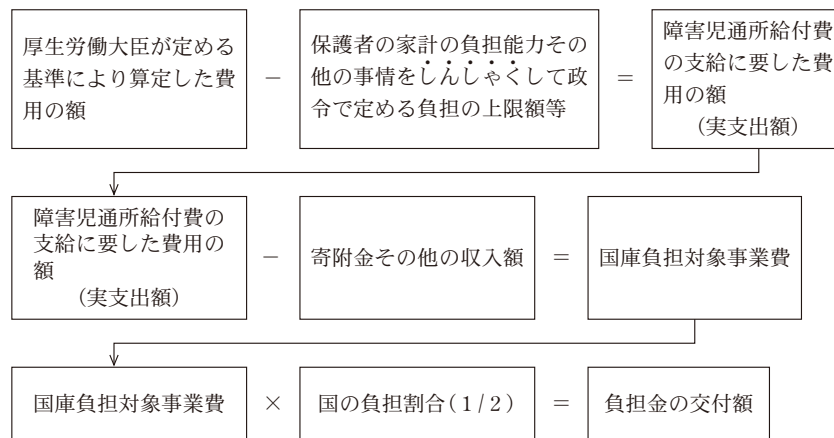
第3章 第1節 第6 厚生労働省

(18) 障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,684,647 円

障害児入所給付費等負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設等に児童を入所させるなどの措置をとり、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は障害児通所支援事業者等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額のうち、障害児通所給付費に係る分については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(平成19年厚生労働省発障第1218002号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



また、厚生労働省は、令和2年2月に、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における一斉臨時休業(以下「臨時休業」という。)の要請が行われたことに伴

い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない児童がいる世帯において、障害児通所支援のうち放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害児通所給付費の支給に要した費用の額(以下「実支出額」という。)のうち、2年3月2日から春休みの前日までの臨時休業に伴い放課後等デイサービスの利用が通常より増加した分(以下「臨時休業増加分」という。)の費用の全額を国の負担とすることとしている。そして、臨時休業増加分の費用の額のうち、2分の1については従来どおり負担金を交付し、残る2分の1については障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)(以下「特別事業分補助金」という。)を別途交付することとしている。

本院が、23都道府県の93事業主体において会計実地検査を行ったところ、愛知県の1事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
(184) 愛知県	岡崎市	2	千円 1,801,698	千円 900,849	千円 7,369	千円 3,684	対象経費を二重に計上していたもの

岡崎市は、令和2年度の負担金の交付額の算定に当たり、実支出額として臨時休業増加分の費用の額を既に計上しているのに、誤って、これと同額である特別事業分補助金の交付を受けるために算出した額についても負担金の実支出額に加算していた。このため、臨時休業増加分の費用の額を二重に計上したことになり、その結果、国庫負担対象事業費が7,369,295円過大に算定されており、これに係る負担金3,684,647円が過大に交付されていて、不当と認められる。

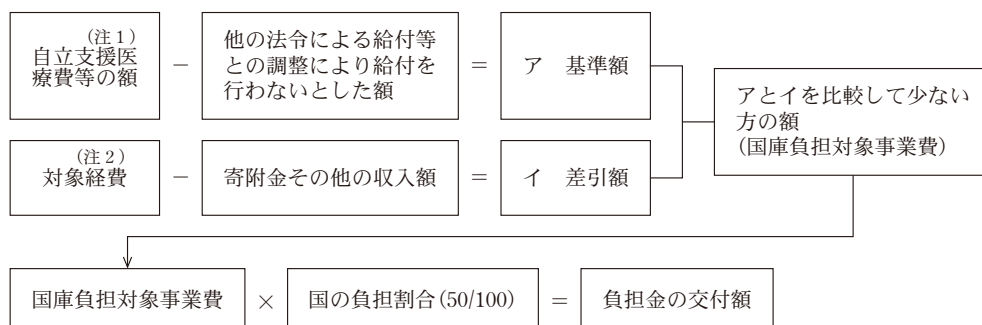
このような事態が生じていたのは、同市において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、愛知県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(19) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 55,054,771円

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村(特別区を含む。)又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関等から自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、自立支援医療費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、障害者医療費国庫負担金交付要綱(平成21年厚生労働省発障第0519001号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。





(注1) 自立支援医療費等の額 自立支援医療等に要した費用のうち、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの額

(注2) 対象経費 都道府県等が自立支援医療費等の支給に要する費用であり、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの当該費用

本院が23都道府県の90事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(185)	千葉県	千葉県	平成29～ 令和3	38,981,471	19,490,735	110,109	55,054	対象経費等の集計を誤っていたもの

千葉県は、平成29年度から令和3年度までの負担金の交付額の算定に当たり、基準額及び対象経費について、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの自立支援医療費の額を基に算定すべきところ、誤って、当該年度の4月診療分から3月診療分までの当該費用の額を基に算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が計110,109,542円過大に算定されており、これに係る負担金計55,054,771円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、負担金交付額の算定に際し、国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(20) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 9,736,797円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)<sup>(注)</sup>が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

(注) 一部の市町村については、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用の額}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{国の負担割合} \\ \left( \begin{matrix} \text{施設等分} & 15/100 \\ \text{その他分} & 20/100 \end{matrix} \right) \end{matrix}} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額から、損害賠償金等の収入額を控除した額(以下「介護給付費等」という。)とする。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は100分の15

(イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成27年度から令和3年度までの間に交付された負担金について、18都府県の114市区町村、2一部事務組合及び4広域連合において会計実地検査を行うとともに、1県の1町については、事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、3県の3市町において、介護給付費等について施設等分とその他分の区分を誤り、国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどして負担金の交付額を過大に算定していたため、交付額計1,496,465,006円のうち計9,736,797円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市町において負担金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、3県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

千葉県香取郡神崎町は、平成28年度から令和元年度までの負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定入所者介護サービス費について、指定施設サービス等に係る分は国の負担割合が低い「施設等分」に、指定施設サービス等に係る分以外の分は国の負担割合が高い「その他分」にそれぞれ区分すべきところ、指定施設サービス等に係る分の全額を「その他分」に計上するなどしていた。

そこで、適正な区分に基づき負担金の交付額を算定したところ、計4,832,091円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	負担金交付額 千円	不当と認める負 担金交付額 千円	摘 要
(186)	山形県 西置賜郡白鷹町	元	252,377	1,130	施設等分とその他分の区分を誤っていたものなど
(187)	福島県 白河市	元	883,724	3,774	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
(188)	千葉県 香取郡神崎町	平成28～ 令和元	360,362	4,832	同
(186)-(188)の計			1,496,465	9,736	

(21) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

10件 不当と認める国庫補助金 70,311,000円

介護保険(前掲201ページの「介護給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金(注1)は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に

相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

(注1) 一部の市町村については、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)の総数に占める75歳以上の者(以下「後期高齢者」という。)の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額や、市町村が新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった第1号被保険者に係る保険料(以下「第1号保険料」という。)について減免の措置(以下「新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置」という。)を採った場合の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」(平成12年厚生省令第26号。以下「算定省令」という。)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}} = \boxed{\text{普通調整交付金の額}}$$

(注2) 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村において給付に要した費用の額等に基づき、次のとおり算出することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付に要した費用}} + \boxed{\text{予防給付に要した費用}} - \boxed{\text{収入額}} = \boxed{\text{調整基準標準給付費額}}$$

(注3) 介護給付に要した費用 前年度の1月から当該年度の12月まで(令和3年度においては前年度の1月から当該年度の9月まで)において、国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給に要した費用

(注4) 予防給付に要した費用 前年度の1月から当該年度の12月まで(令和3年度においては前年度の1月から当該年度の9月まで)において、国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給に要した費用

(注5) 収入額 前年度の12月から当該年度の11月まで(令和3年度においては前年度の12月から当該年度の8月まで)の間における損害賠償金等の調定額

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合である。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとなっている前年度の1月報告分(12月末の

人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)まで(令和3年度においては前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の9月報告分(8月末の人数)まで)の後期高齢者の人数の累計を基に算出される第1号被保険者の総数に占める85歳以上の後期高齢者の割合(以下「85歳以上後期高齢者加入割合」という。)及び第1号被保険者の総数に占める75歳以上85歳未満の後期高齢者の割合(以下「85歳未満後期高齢者加入割合」という。)を、国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数<sup>(注6)</sup>ある。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者の人数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

(注6) 平成29年度までは、前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者の人数の累計を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして係数を算出することとなっていた。

また、特別調整交付金の額のうち、新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置に係る3年度の特別調整交付金については、算定省令等に基づき、次の①から③までにおいて算出した額を合算した額となっている。

- ① 市町村が減免した第1号保険料の総額(2年2月から3年3月までの分)から2年度の介護保険災害等臨時特例補助金<sup>(注7)</sup>の交付額を差し引いた額のうち3年1月から同年3月までの額
- ② 市町村が減免した第1号保険料の総額(3年4月から4年3月までの分)から3年度の介護保険災害等臨時特例補助金の交付額を差し引いた額のうち3年4月から同年9月までの額
- ③ 2年度の介護保険災害等臨時特例補助金及び同年度の特別調整交付金の交付対象となるべきものでありながら交付を受けていないものの額

(注7) 介護保険災害等臨時特例補助金 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった介護保険の被保険者に対して市町村が行う第1号保険料の減免の措置に対して交付するもの

そして、財政調整交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成28年度から令和4年度までの間に交付された財政調整交付金について、24都道府県の121市区町村、2一部事務組合及び4広域連合において会計実地検査を行った。その結果、9道府県の10市町において、調整基準標準給付費額の算出や、後期高齢者加入割合補正係数又は所得段階別加入割合補正係数の算出を誤って、普通調整交付金の額を過大に算定し、また、特別調整交付金の額を過大に算定していた。このため、財政調整交付金交付額計41,318,831,000円のうち計70,311,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、10市町において財政調整交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解や確認が十分でなかったこと、9道府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

京都市は、平成29、30、令和3各年度の普通調整交付金の額の算定に当たり、損害賠償金等の収入額に調定額を計上すべきところ、誤って収納額を計上し、また、3年8月分及び9月分の高額介護サービス費等の額723,616,371円を誤って885,916,921円とするなどして調整基準標準給付費額を算出していた。

そこで、適正な調整基準標準給付費額に基づき普通調整交付金の額を算定したところ、計17,863,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

鹿児島県鹿児島市は、新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置に係る令和3年度の特別調整交付金の額の算定に当たり、2年度の介護保険災害等臨時特例補助金及び同年度の特別調整交付金の交付対象となるべきものでありながら交付を受けていないものの額について、3,810,000円とすべきところ、誤って2年度に同市が減免した第1号保険料の総額14,650,000円を計上したため、既に交付を受けた同補助金及び同交付金が含まれるなどしていた。

そこで、適正な特別調整交付金の額を算定したところ、10,840,000円が過大となっていた。このほか、2年度の普通調整交付金の額が553,000円過大、3年度の普通調整交付金の額が758,000円過小となっていた。この結果、財政調整交付金計10,635,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘 要
(189) 北海道	苫小牧市	元、2	1,170,861	1,684	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(190) 岩手県	盛岡市	2、3	2,674,391	1,511	同
(191) 宮城県	気仙沼市	2	444,558	3,329	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(192) 福島県	双葉郡大熊町	2、3	464,313	3,622	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(193) 京都府	京都市	平成29、 30、 令和3	24,114,841	17,863	同
(194) 大阪府	貝塚市	3	379,608	1,163	同
(195) 兵庫県	尼崎市	平成30、 令和2	4,865,941	13,988	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(196) 同	明石市	元	920,414	10,005	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(197) 長崎県	五島市	3	560,989	6,511	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(198) 鹿児島県	鹿児島市	2、3	5,722,915	10,635	特別調整交付金の額の算定を誤っていたものなど
(189)～(198)の計			41,318,831	70,311	

(22) 被災者支援総合交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,847,000円

被災者支援総合交付金(以下「支援交付金」という。)は、被災者支援総合交付金実施要綱(平成27年復本第572号・厚生労働省発雇児0409第3号等)等に基づき、東日本大震災の被災者を取り巻く環境の変化に

対応し、それぞれの地域において、被災者支援のための事業を効果的に実施することを支援することにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的として、都道府県又は市町村等が作成した被災者支援事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく事業に要する経費を対象に、国が交付するものである。

「被災者支援総合交付金の交付について」(平成30年厚生労働省発子0412第3号等厚生労働事務次官通知)によれば、支援交付金の交付対象事業は、「被災者支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者支援事業の実施について」(平成27年雇児発0409第10号等厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知。以下「実施要領」という。)に基づき実施する保育料等減免事業等とすることとされている。

また、実施要領によれば、国は、都道府県、指定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)又は市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)が、東日本大震災の被災者に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく特定教育・保育施設等(以下「保育所等」という。)の利用者負担額(保育認定の子どもに限る。以下「保育料」という。)等の減免を行う保育料等減免事業を実施した場合、減免相当額について、直接又は間接に補助を行うこととされている。

保育料は、子ども・子育て支援法等により、原則として、一月につき定められた額(以下「月額」という。)とされているが、国は、令和2年2月に子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)を改正し、災害その他緊急やむを得ない場合は保育料の日割計算を行うこととした。そして、厚生労働省等は、同月に事務連絡等を発出して、保育所等の臨時休園、市町村からの登園自粛要請等により保育の提供がなされない場合の保育料の日割計算の方法等を都道府県等に示している。

本院が3県及び10市町において会計実地検査を行ったところ、1市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める交付対象事業費	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
(199) 厚生労働本省	宮城県	石巻市	被災者支援総合交付金	2	143,078	143,078	6,847	6,847

石巻市は、令和2年度に、宮城県の事業計画に基づき保育料等減免事業を実施し、減免の対象となる被災者459世帯に係る保育料の全額計143,078,090円を免除したとして、「宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金」(以下「県補助金」という。)の実績報告書等を3年4月に同県に提出して、同県の審査を経て同年5月に県補助金の額の確定を受け、県補助金143,078,000円(支援交付金相当額同額)の交付を受けていた。そして、同県は、県補助金の交付実績等に基づき作成した支援交付金の実績報告書等を同年6月に厚生労働省(5年4月1日以降はこども家庭庁)に提出して額の確定を受けて、支援交付金の交付を受けていた。

しかし、同市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、2年4月20日から5月30日までの期間において、保育所等の利用者に対して登園自粛を要請しており、上記459世帯のうち430世帯は登園を自粛していたため、その保育料については月額ではなく保育所等に登園した日数に基づく日割計算を行った額とすべきであったのに、日割計算を行っていなかった。

したがって、上記430世帯の保育料について、保育所等に登園した日数に基づく日割計算を行った

上で、459世帯の保育料等減免事業における保育料の減免相当額を算出すると、適正な県補助金交付額は136,231,000円となることから、前記の県補助金交付額143,078,000円との差額6,847,000円が過大に交付されていて、これに係る支援交付金相当額6,847,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において保育料等減免事業における保育料の減免相当額を日割計算の結果に基づき算定しなければならないことについての理解が十分でなかったこと、同県において県補助金の実績報告書等の審査が十分でなかったこと、厚生労働省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

## そ の 他 (200)–(204)

- (200) 労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収し  
 (201) ていなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	2 労働局
費用徴収の根拠	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
費用徴収の概要	労働者災害補償保険に係る保険関係の成立に係る届出を行っていない期間中に発生した事故等について、労働者災害補償保険法の規定により保険給付に要した費用の全部又は一部を事業主から徴収するもの
費用徴収を行っていない件数及び金額	28件 26,169,428円(令和元年度～4年度)

### 1 費用徴収の概要

#### (1) 費用徴収

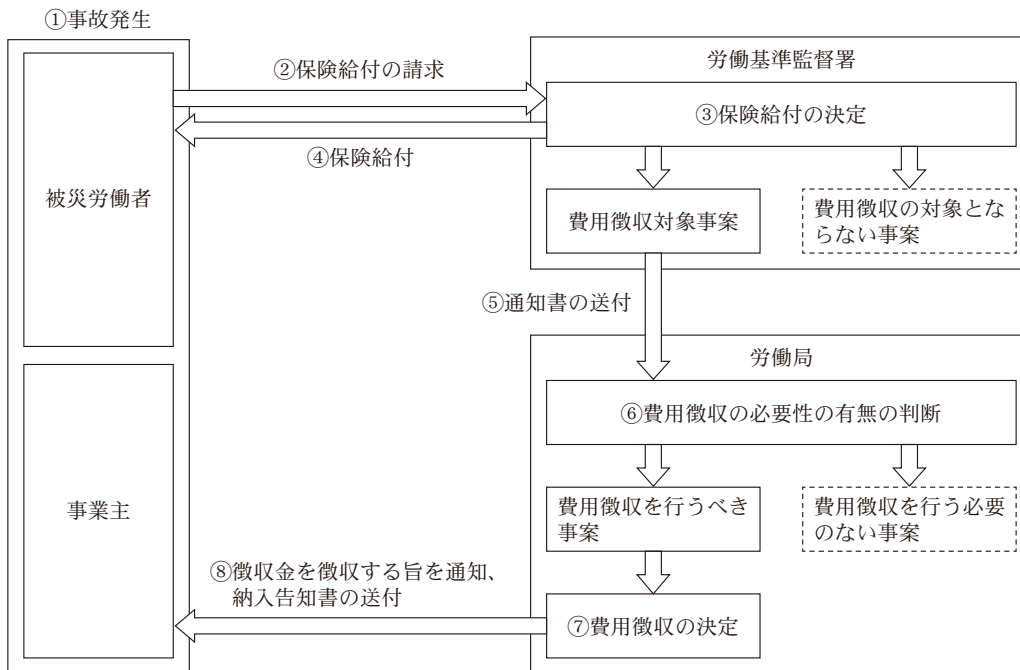
労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の規定に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付等を行うものである。

このうち、保険給付が、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係の成立に係る届出を行っていない期間中に生じた事故や、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故等について行われた場合には、労災保険法の規定により、都道府県労働局(以下「労働局」という。)はその保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を同事業主から徴収すること(以下「費用徴収」という。)ができることとなっている。

#### (2) 費用徴収の手続

費用徴収は、「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」(平成17年基発第0922001号厚生労働省労働基準局長通達。以下「通達」という。)等に基づき、次のとおり行うこととなっている(図参照)。

図 費用徴収の手続(概要)



ア 労働基準監督署長は、事業主が保険関係が成立した日から1年を経過してもなお労災保険に係る保険関係に係る成立の届出を行っていない期間中に発生したものであるなど、通達等で定めた費用徴収の適用の範囲に含まれる事故(以下「費用徴収対象事案」という。)について保険給付を行った場合、療養を開始した日(即死の場合は事故発生の日)の翌日から起算して3年以内の期間において、支給事由の生じた当該事故に係る休業補償給付、障害補償給付等の保険給付が行われる都度、都道府県労働局長に対してその旨の保険給付通知書(以下「通知書」という。)を送付する。

イ 都道府県労働局長は、通知書の送付を受けた後、その内容等を踏まえて速やかに費用徴収の必要性の有無の判断を行い、費用徴収を行うべきと判断した事案については通知書の送付を受ける都度、費用徴収の決定(以下「徴収決定」という。)を行い、事業主に対して保険給付の額に厚生労働省で定めた割合を乗じて得た額(以下「徴収金」という。)を徴収する旨を通知するとともに、納入告知書を送付する。

そして、労災保険法において準用する「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和44年法律第84号)の規定により、徴収金を徴収する権利は保険給付から2年を経過したときは、時効によって消滅することとなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、労災保険法等に基づき費用徴収が適正に行われているかなどに着眼して、平成30年度から令和3年度までの間に発生した業務上の事由等による事故について行った保険給付を対象として、全国47労働局のうち14労働局及び14労働局管内の63労働基準監督署(以下、労働基準監督署を「監督署」という。)において会計実地検査を行い、通知書等の関係書類を確認するなどの方法により検査した。



## (2) 検査の結果

検査の結果、千葉、香川両労働局において平成30年度から令和4年度までの間に支給された費用徴収を行うべき事案28件の保険給付計98,224,149円に係る徴収金計34,177,989円のうち、元年度から4年度に係る計26,169,428円については、徴収されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の2労働局及び千葉労働局管内の2監督署<sup>(注1)</sup>において、費用徴収を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(注1) 2監督署 千葉、茂原両監督署

前記の事態を態様別に示すと、次のとおりである。

ア 労働局において、監督署から通知書が送付されていたのに、費用徴収の必要性の有無の判断を行っていなかったなどのため、本来費用徴収を行うべきであった事案について、徴収金の徴収決定等を行っておらず、これを徴収していなかったもの

25件 計22,599,306円(うち時効が成立したもの<sup>(注2)</sup> 13件 計4,720,599円)

イ 監督署において、労働局へ通知書を送付すべき費用徴収対象事案であったのに、これを送付していなかったため、本来費用徴収を行うべきであった事案について、労働局が徴収金の徴収決定等を行っておらず、これを徴収していなかったもの

4件<sup>(注3)</sup> 計3,570,122円(うち時効が成立したもの 1件 484,356円)

(注2) 13件 徴収金の一部について時効が成立した事案8件を含む。

(注3) 4件 4件のうちの1件がアの25件のうちの1件と重複している。

上記アの事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

千葉労働局管内の千葉監督署は、令和元年11月に業務上の事由による事故により負傷した労働者Aから請求のあった休業補償給付計5,339,345円について、2年12月から4年9月までの間に給付を行っていた。そして、同監督署は、上記業務災害の原因となった事故について、事業主が保険関係が成立した日から1年を経過してもなお労災保険に係る保険関係に係る成立の届出を行っていない期間中に生じた事故であったことから、休業補償給付を行った後、3年6月から5年1月までの間に、同労働局へ通知書を送付していた。

しかし、同労働局は、同監督署から通知書が送付されているのに、費用徴収の必要性の有無の判断を行っていなかった。その結果、本来費用徴収を行うべきであったと認められた上記の休業補償給付5,339,345円に係る徴収金計2,135,734円について、徴収決定等を行っておらず、徴収していなかった。そして、このうち801,178円については、既に時効が成立しているため、徴収することができない状況となっていた。

なお、時効が成立しているものを除いた徴収金については、本院の指摘により全て徴収決定の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	費用徴収を行って いなかった件数	左の額	(注) 摘要
(200) 千葉	24	千円 21,597	ア、イ
(201) 香川	4	4,571	ア
(200)(201)の計	28	26,169	

(注) 摘要欄のア及びイは前記の態様に対応している。

(202) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費 (項)生活保護等対策費
部局等	10 府県、14 市
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、予算補助
実施主体	市82、特別区3、町15、一部事務組合2、広域連合3、計105実施主体
事業者	34事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	居宅介護支援、通所介護等
過大に支払われた介護給付費の件数	58,988件(平成27年度～令和3年度)
過大に支払われた介護給付費の額	170,477,056円(平成27年度～令和3年度)
不当と認める国の負担額	48,443,642円(平成27年度～令和3年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)に係る保険給付を行うものであり、市町村<sup>(注1)</sup>(特別区を含む。以下同じ。)が保険者、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

(注1) 一部の市町村については、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

(2) 介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス(介護予防サービスを含む。以下同じ。)、施設サービス及び地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。)並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス

等の種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには通所介護等が、施設サービスには介護福祉施設サービス等がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける(以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。)
- ② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。
- ③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者(以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「事業者」という。)から介護サービスを受ける。

### (3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)等(以下「算定基準等」という。)に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価(10円から11.40円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

都道府県等は、介護保険法等に基づき、保険給付の適正化を図るために、事業者に対して、介護報酬の請求等に関する指導等を行っている。

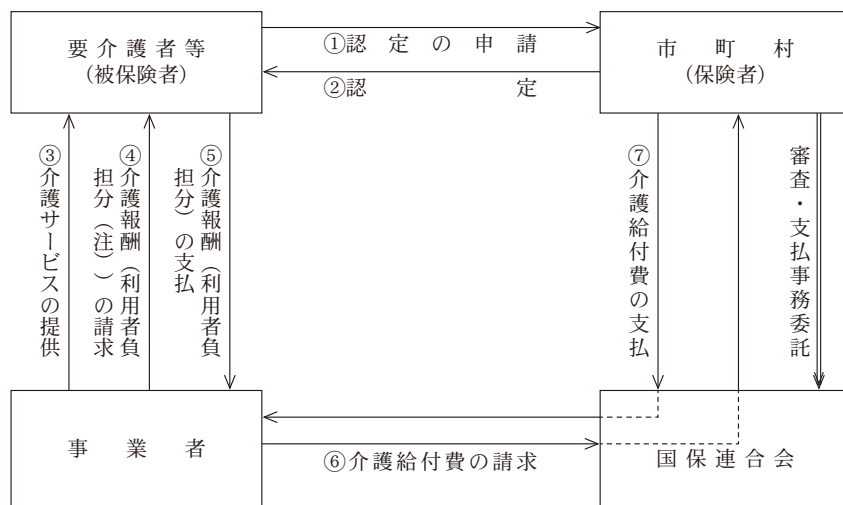
### (4) 介護給付費

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス等の提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ事業者に支払うこととなっている(以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。)

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

- ① 事業者は、要介護者等に対して提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。
- ② 国保連合会は、事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- ③ 請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



(注) 要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担として、介護給付費のうち、施設等分<sup>(注2)</sup>については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等分以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に納付する介護給付費・地域支援事業支援納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注2) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、19事業者に対する介護給付費の支払について9県及び7市において会計実地検査を行うとともに、15事業者に対する介護給付費の支払について1府及び7市から関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合には、更に府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、10府県及び14市から指定を受けた34事業者に対して105市区町等が行った平成27年度から令和3年度までの間における介護給付費の支払が計58,988件、計170,477,056円過大となっていて、これに対する国の負担額48,443,642円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

## ア 居宅介護支援

算定基準等によれば、居宅介護支援に係る介護報酬の算定に当たり、居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護等に係るそれぞれの提供総数のうち、判定期間<sup>(注3)</sup>に同一の事業者によって提供されるいずれかの介護サービスの提供数の占める割合が一定<sup>(注4)</sup>の割合を超える場合(小規模な居宅介護支援事業所であるため作成した居宅サービス計画の件数が少ないなどの正当な理由がある場合を除く。)は、特定事業所集中減算として、当該判定期間に対応する減算適用期間<sup>(注5)</sup>の1月当たりの所定単位数から200単位を減算することとされている。そして、居宅介護支援事業所が専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置するなどした場合には、特定事業所加算(Ⅱ)として1月につき400単位を加算することとされているが、減算適用期間については加算しないこととされている。

(注3) 判定期間 3月1日から8月末日まで(平成30年度においては4月1日から8月末日まで)及び9月1日から翌年2月末日まで

(注4) 一定の割合 判定期間が平成27年3月1日から8月末日まで以前のものについては100分の90。判定期間が27年9月1日から28年2月末日まで以降のものについては100分の80

(注5) 減算適用期間 判定期間が3月1日から8月末日まで(平成30年度においては4月1日から8月末日まで)に対応する減算適用期間は10月1日から翌年3月31日まで。判定期間が9月1日から翌年2月末日までに対応する減算適用期間は翌年4月1日から9月30日まで

しかし、9事業者は、居宅介護支援に係る介護報酬の算定に当たり、居宅サービス計画に位置付けられた通所介護等に係るそれぞれの提供総数のうち、判定期間に同一の事業者によって提供されるいずれかの介護サービスの提供数の占める割合が一定の割合を超えていて、正当な理由がある場合にも該当しないのに、特定事業所集中減算として1月当たりの所定単位数から200単位を減算していなかった。また、このうち1事業者は、減算適用期間については加算しないこととされている特定事業所加算(Ⅱ)の400単位を加算していた。

このため、21,405件の請求に対して19市町等が支払った介護給付費が計82,051,234円過大となっていて、これに対する国の負担額23,388,388円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

## ＜事例＞

事業者Aは、大阪府枚方市から居宅介護支援事業所の指定を受けて居宅介護支援を提供している。

事業者Aは、居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等に係る提供総数のうち、平成27年9月から令和元年8月までの八つの判定期間において、同一の事業者によって提供される介護サービスの提供数の占める割合を71.5%等と算出していた。

しかし、実際には、当該割合は87.0%等となっていて、100分の80を超えており正当な理由がある場合にも該当しないことから、減算適用期間に該当する平成28年9月から令和2年3月までの間の居宅介護支援に係る介護報酬の算定に当たり、特定事業所集中減算とし

て1月当たりの所定単位数から200単位を減算する必要があった。また、減算適用期間に該当することから、特定事業所加算(Ⅱ)の400単位を加算せずに算定する必要があった。

このため、8,053件の請求に対して3市が支払った介護給付費が計51,700,260円過大となっていて、これに対する国の負担額14,847,494円は負担の必要がなかった。

#### イ 通所介護

算定基準等によれば、通所介護については、次によるなどして、介護報酬を算定することとされている。

- (ア) 前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が<sup>(注6)</sup>750人以内の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(Ⅰ)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(Ⅱ)として、それぞれの事業所規模ごとの区分等に応じて、規模が小さい事業所については規模が大きい事業所よりも高く定められた単位数等による。

(注6) 平均利用延べ人員数 事業者が前年度に通所介護に係る介護報酬を算定した月(3月を除く。)について、月ごとの利用延べ人員数の合計を月数で割ったもの

- (イ) 事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を1名以上配置していることなどの個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合した上で要介護者に対して機能訓練を行っている場合は、1日につき46単位(平成24年4月から27年3月までの間は42単位)を所定単位数に加算する。
- (ウ) 事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していることなどの中重度者ケア体制加算に係る基準に適合した上で中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合は、1日につき45単位を所定単位数に加算する。

しかし、18事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

- (ア) 10事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が750人超900人以内となっていたのに、大規模型通所介護費(Ⅰ)の区分の単位数によることなく、通常規模型通所介護費の区分の単位数により算定していた。また、3事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(Ⅱ)の区分の単位数によることなく、通常規模型通所介護費又は大規模型通所介護費(Ⅰ)の区分の単位数により算定していた。
- (イ) 4事業者は、事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことなどから個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位又は42単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。
- (ウ) 1事業者は、事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら通所介護の提供に当たる看護職員を配置していなかったことから中重度者ケア体制加算に係る基準に適合していなかったのに、1日につき45単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

このため、31,579件の請求に対して75市区町等が支払った介護給付費が計57,223,087円過大となっていて、これに対する国の負担額16,532,079円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、訪問介護、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び短期入所生活介護の8介護サービスについて、8事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、6,004件の請求に対して29市区町等が支払った介護給付費が計31,202,735円過大となっていて、これに対する国の負担額8,523,175円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、105市区町等及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、10府県及び14市において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を府県等別に示すと、次のとおりである。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
宮城県	3市等(1)	平成30、令和元	443	3,073	963	イ
山形県	10市町(2)	平成27～令和元	801	6,199	1,801	イ、ウ
茨城県	17市区町(1)	平成29～令和元	1,976	5,280	1,499	イ
川崎市	3市(2)	平成27～令和元	2,010	4,470	1,308	ア
新潟県	1市(1)	元	625	1,577	440	イ
富山県	4市等(1)	平成27～令和元	2,943	5,923	1,732	イ
静岡県	8市区町(1)	平成30、令和元	9,620	2,375	681	イ
静岡市	2市(1)	元、2	634	1,321	366	ア
浜松市	1市(1)	元、2	497	2,297	640	イ
愛知県	6市町(2)	平成30、令和元	1,632	4,434	1,266	イ、ウ
名古屋市	1市(1)	平成30、令和元	321	3,111	888	ウ
大津市	4市(1)	29、30	361	1,931	561	ア
京都市	2市等(1)	平成29～令和2	1,202	1,947	571	イ
大阪府	6市町(1)	元	474	1,754	406	ウ
大阪市	12市区町(4)	平成27～令和2	13,303	32,475	9,123	ア、イ、ウ
豊中市	3市(1)	29、30	1,079	2,809	907	イ
吹田市	15市区等(1)	平成28～令和2	1,596	5,563	1,311	ウ
枚方市	6市(2)	平成28～令和2	8,723	53,310	15,281	ア、イ
寝屋川市	11市等(3)	平成28～令和3	6,760	15,898	4,475	ア、イ
東大阪市	7市(1)	2	648	1,735	489	イ
香川県	3市町(1)	29、30	715	1,385	403	イ
松山市	4市町(1)	元、2	557	1,114	306	ア
宮崎県	1市(1)	平成28～令和元	681	6,511	1,857	ウ

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
那覇市	5市等 <sup>(2)</sup>	平成30～令和2	1,387	3,974	1,158	イ
計	105市区町等 <sup>(34)</sup>	平成27～令和3	58,988	170,477	48,443	

注(1) 計欄の実施主体数は、府県等の中で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(203) 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	2 府県、3 市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
実施主体	市21、町1、計22事業主体
事業者	5事業者
過大に支払われた訓練等給付費に係る障害福祉サービスの種類	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
過大に支払われた訓練等給付費の件数	913件(平成29年度、令和元年度～3年度)
過大に支払われた訓練等給付費の額	43,087,580円(平成29年度、令和元年度～3年度)
不当と認める国の負担額	21,543,789円(平成29年度、令和元年度～3年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労<sup>(注1)</sup>移行支援、就労<sup>(注2)</sup>継続支援A型、就労<sup>(注3)</sup>継続支援B型等がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。



② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して行う生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(注2) 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(注3) 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

### (3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価(10円から11.60円)を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援及び就労継続支援B型に要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業者が過度に利用者を受け入れることを未然に防止して、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、事業所の利用定員が12人以上であって、直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数(以下「受入可能人数」という。)を超える場合等には、定員超過利用減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

また、就労移行支援及び就労継続支援A型に要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所において、配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から5月未満の月については100分の70を、5月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数等を基に算定することなどとなっている。

#### (4) 訓練等給付費等

市町村は、法に基づき、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、事業者の請求に基づき、これに係る訓練等給付費等を事業者に支払うことなどとなっており、訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

### 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、訓練等給付費等の算定が適正に行われているかに着目して、23都道府県及び33市(10政令指定都市、23中核市)において、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する339事業者に対する訓練等給付費等の支払について会計実地検査を行うとともに、<sup>(注4)</sup>2府県及び<sup>(注5)</sup>3市(1政令指定都市、2中核市)については、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する5事業者に対する訓練等給付費等の支払について、訓練等給付費等の請求に係る関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、訓練等給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注4) 2府県は、会計実地検査を行った23都道府県のうち2府県と重複している。

(注5) 3市のうち2市は、会計実地検査を行った33市のうち2市と重複している。

検査したところ、2府県及び3市(1政令指定都市、2中核市)に所在する5事業者は、就労移行支援及び就労継続支援B型に係る訓練等給付費の算定に当たり、直近の過去3月間の利用者の延べ数が受入可能人数を超えていたのに、定員超過利用減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく算定していたほか、就労移行支援及び就労継続支援A型に係る訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったのに、サービス管理責任者欠如減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定するなどしていた。

このため、913件の請求に対して、平成29年度、令和元年度から3年度までの間に22市町村が支払った訓練等給付費が計43,087,580円過大となっていて、これに対する国の負担額21,543,789円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、2府県及び3市(1政令指定都市、2中核市)において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

新潟県に所在する事業者Aは、就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、令和2年2月から3年2月までの間の各月において、直近の過去3月間の利用者の延べ数が受入可能人数を超えていたのに、定員超過利用減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく算定していた。

このため、185件の請求に対して、元、2両年度に8市が支払った訓練等給付費が計12,890,482円過大となっていて、これに対する国の負担額6,445,241円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する府県等別に示すと、次のとおりである。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた訓練等給付費の件数 件	過大に支払われた訓練等給付費 千円	不当と認める国の負担額 千円	摘要
新潟県	8市(1)	元、2	185	12,890	6,445	就労移行支援
新潟市	2市(1)	平成29、令和元、2	350	12,768	6,384	就労継続支援B型
豊橋市	2市(1)	元	157	5,406	2,703	同
京都府	6市町(1)	元、2	83	2,541	1,270	同
吹田市	6市(1)	2、3	138	9,479	4,739	就労移行支援、就労継続支援A型
計	22市町(5)	平成29、令和元～3	913	43,087	21,543	

(注) 計欄の実施主体数は、府県等の中で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

#### (204) 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部局等	2府県、1市
国の負担の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
実施主体	6市
事業者	指定児童発達支援事業者等1、指定放課後等デイサービス事業者1、計2事業者
過大に支払われた障害児通所給付費に係る障害児通所支援の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
過大に支払われた障害児通所給付費の件数	1,473件(平成29年度～令和元年度)
過大に支払われた障害児通所給付費の額	76,459,398円(平成29年度～令和元年度)
不当と認める国の負担額	38,229,698円(平成29年度～令和元年度)

### 1 障害児通所給付費の概要

#### (1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、障害児に対して児童発達支援<sup>(注1)</sup>、放課後等デイサービス等<sup>(注2)</sup>を行うものであり、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、これに要する費用について、障害児の保護者に対して障害児通所給付費を支給している。

そして、障害児の保護者が障害児通所支援を受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害児の保護者は、居住地等の市町村から障害児通所給付費を支給する旨の通所給付決定を受ける。
- ② 通所給付決定を受けた障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)は、通所給付決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害児通所支援を受ける。

また、都道府県知事等は、必要があると認めるときは事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

(注1) 児童発達支援 障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する支援

(注2) 放課後等デイサービス 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

## (2) 障害児通所支援に要した費用の額の算定

事業者が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価(10円から11.52円)を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所に配置することとなっている児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者(以下、これらを合わせて「サービス提供職員」という。)の員数が、所定の員数から1割を超えて減少した場合には、人員の欠如が生じた翌月から人員の欠如が解消されるに至った月まで、サービス提供職員欠如減算として、基本報酬の単位数に、減算が適用される月から3月未満の月については100分の70を、3月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

また、適正な障害児通所支援の提供を確保するために、所定の要件に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性その他の事情を踏まえた放課後等デイサービス計画を作成していない場合には、作成していない月から作成するに至った月の前月まで、放課後等デイサービス計画未作成減算として、基本報酬の単位数に、減算が適用される月から3月未満の月については100分の70を、3月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

## (3) 障害児通所給付費

市町村は、法に基づき、通所給付決定保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、事業者の請求に基づき、これに係る障害児通所給付費を事業者に支払うことなどとなっており、障害児通所給付費は、障害児通所支援に要した費用の額から当該通所給

付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしんじやくして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

そして、国は、障害児通所支援に要した費用について市町村が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、障害児通所給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、24都道府県及び36市区(11政令指定都市、25中核市等)において、障害児通所支援の提供を行う事業所を設置する321事業者に対する障害児通所給付費の支払について会計実地検査を行うとともに、1市(中核市)については、障害児通所支援の提供を行う事業所を設置する1事業者に対する障害児通所給付費の支払について、障害児通所給付費の請求に係る関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、障害児通所給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、2府県及び1市(政令指定都市)に所在する<sup>(注3)</sup>2事業者は、事業所に配置したサービス提供職員の員数が所定の員数から1割を超えて減少していたのに、サービス提供職員欠如減算として基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定していたほか、放課後等デイサービス計画を作成していなかったのに、放課後等デイサービス計画未作成減算として基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定するなどしていた。

(注3) 2事業者のうち、1事業者は府県等の間で重複している。

このため、1,473件の請求に対して、平成29年度から令和元年度までの間に6市が支払った障害児通所給付費が計76,459,398円過大となっていて、これに対する国の負担額38,229,698円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことなどにもよるが、2府県及び1市(政令指定都市)において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

静岡県に所在する事業者Aは、放課後等デイサービスの提供を行った事業所aにおいて、平成30年7月から令和元年11月までの期間について、サービス提供職員の員数が所定の員数から1割を超えて減少していたのに、平成30年8月から令和元年11月までの期間についてサービス提供職員欠如減算として基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定していたほか、平成30年7月から令和元年8月までの期間について、放課後等デイサービス計画を作成していなかったのに、当該期間に係る放課後等デイサービス計画未作成減算として基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定するなどしていた。

このため、上記の事態に係る449件の請求に対して2市が支払った障害児通所給付費が計25,645,610円過大となっていて、これに対する国の負担額12,822,805円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する府県等別に示すと、次のとおりである。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払わ れた障害児通 所給付費の件 数	過大に支払わ れた障害児通 所給付費	不当と認める 国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
静岡県	2市(1)	平成30、 令和元	449	25,645	12,822	放課後等デ イサービス
浜松市	2市(1)	平成29～ 令和元	727	39,694	19,847	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス
大阪府	4市(1)	平成30、 令和元	297	11,119	5,559	放課後等デ イサービス
計	6市(2)	平成29～ 令和元	1,473	76,459	38,229	

注(1) 計欄の実施主体数は、府県等の中で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 計欄の事業者数は、府県等の中で事業者が重複しているため、各府県等の事業者数を合計したものとは一致しない。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 生活扶助費等負担金等の算定に当たり、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち当年度中に返納されなかった額について翌年度に調定した額等を事業実績報告書に計上していなかったために負担金が過大に算定されていた事業主体に対して、返還手続を速やかに行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、当該翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることを周知することなどにより負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護等対策費
部 局 等	厚生労働本省、18 都府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
国庫負担金を過大に算定していた事業主体数	47 事業主体
上記の事業主体に対して交付した国庫負担金交付額	1996 億 7603 万余円(令和元、2 両年度)
過大に交付されていた国庫負担金相当額	1 億 6500 万円(令和元、2 両年度)

#### 【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

##### 生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額の算出について

(令和 5 年 10 月 6 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

## 1 生活扶助費等負担金等の算定方法等の概要

### (1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

貴省は、法等に基づき、事業主体が、生活保護を受ける世帯に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)等に対して、その4分の3を生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(以下、これらを合わせて「負担金」という。)として交付している。

### (2) 保護費の返還等

事業主体は、法第63条の規定により、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、法第78条の規定により、不実の申請等により保護を受けるなどした者から、その費用の額の全部又は一部を徴収したりすることができることなどとなっている(以下、これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」という。)

### (3) 負担金の算定方法

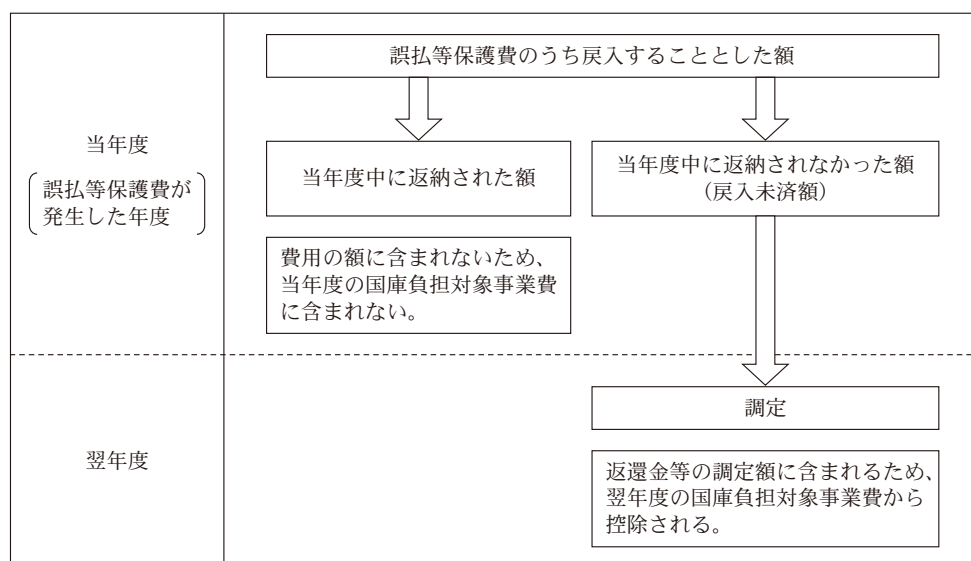
負担金のうち保護費に係る交付額は、「生活保護費等の国庫負担について」(平成26年厚生労働省発社援0324第2号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)において、次のとおり生活扶助に係る保護費等の額(以下「費用の額」という。)から返還金等の調定額を控除するなどして算定することとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\ \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}} \end{array}$$

このうち、返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき調定した額となっている。

また、誤払い又は過渡しとなった保護費(以下「誤払等保護費」という。)の返納に当たり、事業主体が当該支出した経費に戻入することとした場合、当年度中に返納された額は、当年度の費用の額に含まれないことになり、当年度中に返納されなかった額(以下「戻入未済額」という。)は、翌年度に調定され、この調定された額については、返還金等の調定額の一部として費用の額から控除されることになる。すなわち、いずれの場合においても、誤払等保護費は、国庫負担対象事業費には含まれないことになる(図参照)。

図 誤払等保護費の返納に係る会計処理の概念図



さらに、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によるものである場合に法第76条の2の規定により事業主体に支払われる損害賠償金(以下「第三者行為損害賠償金」という。)、診療報酬の誤払等に関して医療機関から事業主体に直接支払われる返還金(以下「医療機関からの直接返還金」という。)等については、事業主体が調定し、返還金等の調定額に含めることとなっている。

#### (4) 負担金の交付手続

負担金の交付手続については、交付要綱等によると、次のとおりとなっている。

- ① 交付を受けようとする事業主体(都道府県、政令指定都市及び中核市を除く。)は都道府県に交付申請書を提出し、これを受理した都道府県は、都道府県分の交付申請書と併せて、貴省に提出する(政令指定都市及び中核市は、直接、貴省に提出する。)
- ② 貴省は、交付決定を行い、負担金の概算払を行う。
- ③ 事業主体(都道府県、政令指定都市及び中核市を除く。)は、翌年度に、都道府県に関係書類を添えて返還金等の調定額等が計上された事業実績報告書を提出する。そして、事業実績報告書を受理した都道府県は、その内容を審査し、必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめの上、都道府県分の事業実績報告書と併せて、貴省に提出する(政令指定都市及び中核市は、直接、貴省に提出する。)
- ④ 事業実績報告書を受理した貴省は、その内容を審査し、必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、負担金の額の確定を行う。
- ⑤ 貴省は、負担金の額を確定した場合において、概算払に対する返還命令又は追加交付を行う。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、誤払等保護費の戻入未済額が返還金等の調定額の一部として事業実績報告書に計上されていなかったために負担金が過大に交付されていた事態について、令和2年度決算検査報告及び令和3年度決算検査報告において不当事項として掲記している。



そこで、本院は、合規性等の観点から、負担金の算定が交付要綱等に基づいて適正に行われているか、交付要綱等において事業実績報告書における返還金等の調定額に含める額はどのように示されているかなどに着眼して、19都府県の162事業主体において、令和元、2両年度に同事業主体に対して交付された負担金計1兆1629億4863万余円を対象として、事業実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、戻入未済額等の調定の状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注1) 19都府県 東京都、京都府、岩手、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、奈良、島根、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

(注2) 検査したところ、18都府県の47事業主体において、戻入未済額が事業実績報告書に計上されていなかったなどのため、負担金が過大に算定されていて、負担金交付額計1996億7603万余円のうち計1億6500万余円が過大に交付されている事態が、次のとおり見受けられた。

(注2) 18都府県 東京都、京都府、岩手、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、奈良、島根、宮崎、沖縄各県

(1) 戻入未済額が事業実績報告書に計上されていなかったために負担金が過大に交付されていた事態

17都府県の36事業主体  
(注3)  
過大に交付された負担金相当額計1億5052万余円

交付要綱等において、返還金等の調定額に含まれる額が分かりやすく示されていなかったこと、上記の事業主体において事業実績報告書への計上方法についての理解が十分でなかったことなどから、戻入未済額を翌年度に調定していないもの及び調定しているものの返還金等の調定額として事業実績報告書に計上していないものがあった。このため、負担金の算定に当たり、費用の額から戻入未済額に関する額が控除されておらず、負担金が過大に交付されていた。

(注3) 戻入未済額について調定されておらず、翌年度以降の事業実績報告書にも返還金等の調定額として計上されていない額に係る負担金相当額及び翌年度に調定されているものの、同年度以降の事業実績報告書に返還金等の調定額として計上されていない額に係る負担金相当額を集計している。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

千葉県柏市は、平成30、令和元両年度に誤払等保護費のうち、それぞれの年度中に返納されなかった戻入未済額について、それぞれ翌年度に調定を行っていた。しかし、事業実績報告書の提出に当たり、それぞれの年度中に返納されなかった戻入未済額については、翌年度に調定を行っても返還金等の調定額には含まれないものと誤認し、本来計上すべきこの調定した額を計上しないまま返還金等の調定額を算出していた。

この結果、元、2両年度において、返還金等の調定額が計2772万余円過小に算出されていて費用の額から控除されていなかったため、同額の国庫負担対象事業費が過大に算定され、これに係る負担金相当額計2079万余円が過大に交付されていた。

(2) 第三者行為損害賠償金等に係る調定額が事業実績報告書に計上されていなかったために負担金が過大に交付されていた事態

12 都府県の 18 事業主体

過大に交付された負担金相当額計 1447 万余円

交付要綱等において、返還金等の調定額に含まれる額が分かりやすく示されていなかったこと、上記の事業主体において事業実績報告書への計上方法についての理解が十分でなかったことなどから、第三者行為損害賠償金、医療機関からの直接返還金等に係る調定額を事業実績報告書に計上していなかった。このため、負担金の算定に当たり、費用の額から当該調定した額が控除されておらず、負担金が過大に交付されていた。

なお、上記(1)の事態及び(2)の事態には重複している事業主体がある。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

負担金の算定に当たり、誤払等保護費の戻入未済額について、調定していないもの及び調定しているものの事業実績報告書に計上していないものがあったため、負担金が過大に交付されている事態、並びに第三者行為損害賠償金、医療機関からの直接返還金等に係る調定額を事業実績報告書に計上していなかったため、負担金が過大に交付されている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、交付要綱等における返還金等の調定額の計上方法について理解が十分でなかったことなどにもよるが、次のことによると認められる。

ア 貴省において、交付要綱等において、戻入未済額に係る翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることなどを十分に周知していなかったこと

イ 貴省及び都府県において、負担金の事業実績報告書の審査に当たり、返還金等の調定額が適切に算出されているか把握していなかったこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

保護費の支払額は毎年度多額に上っており、返還金等の調定額を適切に算出した上で、負担金を適正に算定することが重要である。

については、貴省において、負担金を過大に算定していた前記 47 事業主体のうち返還手続が未済の事業主体に対して、過大に交付されていた負担金について返還の手続を速やかに行わせるよう是正の処置を要求するとともに、負担金の算定が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、負担金の算定に当たり、戻入未済額に係る翌年度の調定額及び第三者行為損害賠償金等に係る調定額が返還金等の調定額に含まれること、戻入未済額に係る調定を適切に行った上で負担金の算定を適正に行う必要があることについて周知すること

イ 負担金の事業実績報告書の審査に当たり、返還金等の調定額を的確に把握するため、戻入未済額等の額を記載させるよう事業実績報告書の様式を改正すること、また、都道府県に対して、返還金等の調定額を的確に把握するよう周知すること

- (2) 事実と異なる申請を行っていた指定医療機関等について、事実関係を確認するなどして、不適正と認められる労災ソフトウェアの導入支援金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び、支払額を裏付ける書面を添付させるなどすることによって、導入支援金の審査を十分に行えるようにするとともに、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合等において経費の内訳を申請書に明記させるなどするように支払要領を見直して、導入支援金の審査の一層の充実を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項)業務取扱費	
部 局 等	厚生労働本省	
導入支援金の概要	労災ソフトウェアの導入に係る経費の一部について助成を行うもの	
検査の対象とした導入支援金が支払われた指定医療機関等の数及び支払額	3,146 機関	6 億 6384 万余円(平成 29 年度～令和 3 年度)
事実と異なる申請内容によって支払われていた導入支援金に係る指定医療機関等の数及び支払額	70 機関	1402 万円(平成 29 年度～令和 3 年度)
申請書に添付されている契約書等では申請書に記載されている労災導入経費等が適正なものか確認できない導入支援金に係る指定医療機関等の数及び支払額	41 機関	1363 万円(背景金額)(平成 29 年度～令和 3 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

**労災診療費の請求の電子化促進に係る導入支援金の支払について**

(令和 5 年 10 月 25 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

**1 導入支援金の制度等の概要**

**(1) 労働者災害補償保険の保険給付**

貴省は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づき、労働者災害補償保険の保険給付の一環として、業務上の事由等による労働者の負傷等に対して療養の給付の保険給付を行っている。療養の給付は労働者の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院、指定薬局等(以下、これらを合わせて「指定医療機関等」という。)において、診察、処置、薬剤等の支給等(以下「診療等」という。)を行うものである。診療等を

行った指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して労働者災害補償保険診療費請求書及び診療費請求内訳書等(以下「労災レセプト」という。)を提出して、診療等に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっている。

(2) 導入支援金の概要

貴省は、指定医療機関等がオンライン等で労災レセプトのデータを送付して労災診療費を請求すること(以下「電子レセプト請求」という。)を普及促進するために、電子レセプト請求用のソフトウェア(以下「労災ソフトウェア」という。)の導入に係る経費の一部について、導入支援金として指定医療機関等に支払う制度を平成28年に創設している。

そして、導入支援金の支払に当たっては、貴省は、28年度から令和4年度までの毎年度、総合評価落札方式による一般競争入札を行った上で株式会社博報堂との間で、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業に係る委託契約(以下「委託契約」といい、委託契約の相手方を「委託業者」という。)を締結し、導入支援金に係る指定医療機関等からの申請の受付、その内容の確認、支払の業務等を行わせている。

委託契約の仕様書等によると、導入支援金の支払額は、労災ソフトウェアの導入経費と当該導入に伴って指定医療機関等のコンピュータ等の諸設定に要した費用(以下「諸設定費用」という。)とを合算した実支出額(以下「労災導入経費等」という。)を対象経費として、その額に2分の1を乗じた額とすることとなっている。

上記導入支援金の支払額には、表のとおり指定医療機関等の種類の区分ごとに20万円から80万円までの範囲で限度額が定められている。

表 導入支援金の限度額 (単位：円)

指定医療機関等の種類	平成31年3月31日以前に 労災ソフトウェアを 導入した場合の限度額	31年4月1日以降に 労災ソフトウェアを 導入した場合の限度額
病床数20床以上の指定医療機関 及び労災病院	500,000	800,000
病床数20床未満の指定医療機関 及び労災病院	400,000	500,000
指定薬局	200,000	200,000

そして、労災ソフトウェアの導入に当たっては、リース等による方法も認められており、その場合、導入支援金の申請時までにリース料等として支払われた金額を導入支援金の対象経費とすることとなっている。また、労災ソフトウェアと健康保険等に係る診療報酬明細書等(レセプト)を作成するシステム(以下「健康保険システム」という。)とを一体的に導入する場合には、労災導入経費等のみを導入支援金の対象経費とすることとなっている。

(3) 導入支援金の申請から支払までの手続

委託契約の仕様書によれば、導入支援金に係る申請から支払までの手続は導入支援金支払要領(以下「支払要領」という。)によるものとされており、支払要領は、貴省が作成した案を委託業者に示して、これを基に、両者で詳細な内容を調整の上、作成することとされている。そして、支払要領及び「導入支援金申請の手引き」によると、導入支援金に係る申請から支払までの手続は次のとおり行うこととなっている。

- ① 指定医療機関等は、販売業者等と契約を締結して、労災ソフトウェアを導入し、販売業者等へ労災導入経費等を支払う。
- ② 指定医療機関等は、導入支援金の申請書に契約書、納品書及び領収書を添付し、委託業者に導入支援金の申請を行う。
- ③ ②の申請を受け付けた委託業者は、申請書及び添付書類の確認並びに必要なに応じて現地調査を行うことなどにより、支払の対象となる内容等が適正であるか、金額の算定に誤りがないかなどを確認する。
- ④ 委託業者は、③で労災ソフトウェアが適正に導入されたことを確認した上で、指定医療機関等が指定する口座に導入支援金を支払う。

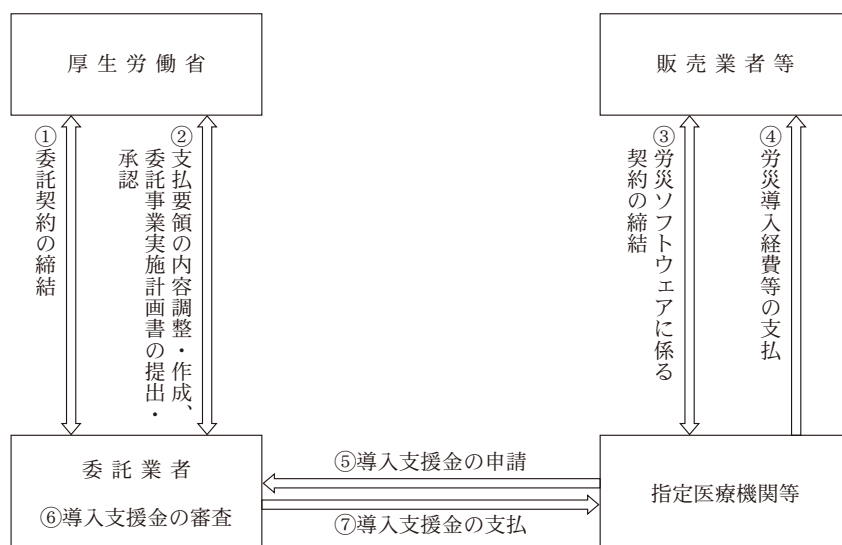
(4) 導入支援金の審査方法

導入支援金の審査については、支払要領によれば、(3)③のとおり、委託業者が支払の対象となる内容等が適正であるか、金額の算定に誤りがないかなどを確認することとされており、その審査の際のポイントについては、委託契約に基づいて委託業者から貴省に提出され、貴省が承認した委託事業実施計画書に定められている。

そして、委託事業実施計画書によれば、導入支援金の支払については、導入された労災ソフトウェアが導入支援金の支払を受けて導入された実績があるメーカーによるものである場合、又は、それと類似のものである場合であって、その見積書等における価格が上記の導入された実績のある労災ソフトウェアと同程度でその記載内容が明確であり申請書及び添付書類に不明点等がない場合(以下「委託事業実施計画書の審査のポイントを満たす場合」という。)に行い、上記以外の場合は、ソフトウェア等の専門家に技術的なチェックを依頼するなどした結果により判断することとされている。

また、支払要領によれば、上記の審査等において、指定医療機関等が提出した導入支援金の算定の基礎となる申請書及び添付書類について事実と異なる報告をしたと認められるときは、導入支援金の支払額の全部又は一部を取り消すことができることとされている。以上のうち導入支援金に係る事務の流れを図示すると、次のとおりである。

図 導入支援金に係る事務の流れ



## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、導入支援金の審査方法は適切なものとなっているか、支払は適切に行われているかなどに着眼して、平成29年度から令和3年度までの間の委託契約に係る支払額計12億3420万余円のうち、3,146指定医療機関等に支払われた導入支援金の全額計6億6384万余円を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、貴省本省及び委託業者において、委託契約書、導入支援金の申請及び審査方法に係る関係書類を確認し、また、52指定医療機関等において、労災ソフトウェアの導入に係る契約書、領収書等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、150指定医療機関等に関して、貴省を通じて契約書等の労災導入経費等の支払状況や契約の内容等についての資料の提出を受けるなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 導入支援金の支払が適切に行われていないなどの事態

平成29年度から令和3年度までの間において導入支援金の支払を受けた3,146指定医療機関等をみると、196種類<sup>(注)</sup>の労災ソフトウェアが401の販売業者等との販売等の契約によって導入されていた。

(注) 申請書及び添付書類の記載内容から労災ソフトウェアの種類を判別できない93指定医療機関等が導入したものを除く。

そして、導入数が多く、また、労災導入経費等が比較的高額である労災ソフトウェアを導入するなどしていた52指定医療機関等を選定して会計実地検査を行ったところ、販売業者Aと労災ソフトウェアの導入に関する契約を締結したとしていた7指定医療機関等において、領収書に記載された支払の事実が確認できなかった事態、及び労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入する契約を締結していて、当該契約書等(以下「一体的導入契約書等」という。)では、申請書に記載されている労災導入経費等が確認できなかった事態が見受けられた。

そこで、平成29年度から令和3年度までの間に販売業者Aと契約したとしている上記の7指定医療機関等を含む150指定医療機関等について、労災導入経費等の支払状況や契約の内容等を確認したところ、次のとおりとなっていた。

#### ア 契約の相手方等の事実が異なる申請内容によって導入支援金が支払われていた事態

150指定医療機関等は、販売業者Aと契約したとして導入支援金の申請を行い、委託業者はその内容を審査の上、申請額と同額の計3518万余円の導入支援金の支払を行っていた。

しかし、150指定医療機関等のうち70指定医療機関等は、実際には販売業者Aと契約を締結しておらず、販売業者Aには労災導入経費等を支払っていなかった。また、70指定医療機関等は、販売業者Aとは別のリース会社と労災ソフトウェアに係るリース契約を締結するなどして、同リース契約で定められた月額のリース料を支払うことなどにより、労災ソフトウェア等を導入していた。このように、70指定医療機関等は、

販売業者 A と契約を締結していないにもかかわらず、申請書には販売業者 A から当該労災ソフトウェアを購入したなどとする契約書、領収書等を添付して、導入支援金を申請していた。そして、70 指定医療機関等から申請を受けた委託業者は、事実と異なる内容が記載された申請書及び添付書類等により審査を行って、申請どおりに導入支援金計 1402 万余円を支払っていた。

イ 労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入する契約が締結されていたのに、申請書には労災ソフトウェアのみを導入する契約書等が添付されていたことから労災導入経費等が適正なものか確認できない事態

150 指定医療機関等のうち、アの事態に該当する 70 指定医療機関等を除く 80 指定医療機関等について、申請書に添付されていた契約書等を確認したところ、労災ソフトウェアのみを導入したとする内容となっていた(以下、このような内容が記載された契約書等を「労災専用契約書等」という。)。しかし、貴省を通じて販売業者 A から提出を受けた契約書等を確認したところ、80 指定医療機関等のうちの 41 指定医療機関等については、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入する契約が締結されていた。そして、当該一体的導入契約書等に記載されている金額の明細等をみると、労災導入経費等と健康保険システムに係る経費等とが明確に区分されていなかった。このため、申請書に記載されている労災導入経費等には健康保険システムに係る経費の一部が含まれているなどのおそれがあり、当該労災導入経費等が適正なものか客観的には確認できないものとなっていた。

しかし、前記の 41 指定医療機関等から申請を受けた委託業者は、申請書と添付されていた労災専用契約書等により審査を行って、申請どおりに導入支援金計 1363 万余円を支払っていた。

(2) 導入支援金の審査方法が適切なものとなっていない事態

ア (1)アの事態に関する審査

支払要領に定められた導入支援金の申請書の様式(以下「申請様式」という。)によると、労災ソフトウェアの導入経費と諸設定費用の実支出額をそれぞれ記載することとなっている。しかし、リース等により労災ソフトウェアを導入した場合、申請時までには支払ったリース料等の金額や、その根拠となるリース契約等の金額を記載するようにはなっていない。

また、前記のとおり、支払要領によると、導入支援金の申請に当たって、申請書に添付するのは、契約書、納品書及び領収書となっており、領収書等のほかに支払額を裏付ける書面を添付させることにはなっていない。そして、前記のとおり、委託事業実施計画書によれば、委託事業実施計画書の審査のポイントを満たす場合には、導入支援金の支払を行うこととされている。

そのため、(1)アの事態の場合、委託業者は、申請書の内容をその添付書類である契約書、納品書及び領収書により確認するとともに、申請書及び添付書類に記載された労災ソフトウェアの種類や価格が委託事業実施計画書の審査のポイントを満たしているかを確認するなどしたが不明な点等がないなどとして、申請どおりに導入支援金を支払っていた。

#### イ (1)イの事態に関する審査

前記のとおり、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合には、労災導入経費等のみが導入支援金の対象経費となる。しかし、申請書には、労災導入経費等のみを記載することになっていて、システム全体の導入に要した経費の内訳が把握できるようにはなっていない。そして、(1)イの事態の場合、このように申請様式が定められていたこともあり、申請書には一体的導入契約書等とは異なる、労災専用契約書等が添付されていた。

そのため、前記のとおり、実際には労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入する契約が締結されていて、申請書に記載されている労災導入経費等が適正なものか客観的には確認できないものとなっているのに、委託業者は、申請書に記載されている労災導入経費等の金額と申請書に添付されていた労災専用契約書等に記載されている金額とを照合するなどして金額が一致していたことから、申請どおりに導入支援金を支払っていた。

前記(1)ア及び(2)アについて、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

指定医療機関等 B は、平成 30 年 1 月に、販売業者 A との間で、労災導入経費等が計 84 万余円の契約を締結したとして、その取引内容を記載した契約書及び同額を記載した同年 2 月付けの領収書等を添付して、実支出額 84 万余円に 2 分の 1 を乗じた額である 42 万余円が限度額 40 万円を超えることから、40 万円の導入支援金の申請を行っていた。

しかし、実際の取引を確認したところ、指定医療機関等 B は、販売業者 A とは契約を締結しておらず、29 年 11 月に、リース会社 C との間で、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入し、月額 12 万余円を支払うリース契約(30 年 2 月から令和 5 年 1 月までのリース期間全体で総額 772 万余円)を締結していた。このように、上記 84 万余円の取引の事実がなかったにもかかわらず、指定医療機関等 B は、事実と異なる内容の契約書及び領収書を添付して導入支援金を申請していた。そして、指定医療機関等 B から申請を受けた委託業者は、申請書及び添付書類に不明な点等がないなどとして、申請どおりに導入支援金 40 万円を支払っていた。

#### (是正及び是正改善を必要とする事態)

導入支援金について、事実と異なる申請が行われていたり、申請書に記載されている労災導入経費等が適正なものか客観的には確認できないものとなっていたりしているのに、委託業者による審査方法が適切なものとなっていないため、申請どおりに導入支援金が支払われている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、指定医療機関等が事実と異なる申請を行っていたことなどにもよるが、貴省が支払要領等で定めた委託業者による導入支援金の審査方法が次のようになっていることなどによると認められる。

ア 導入支援金の申請時に指定医療機関等から提出させている添付資料だけでは、労災ソフトウェアの販売業者等への支払の事実が十分に確認できないものとなっていること



イ 導入支援金の申請に当たり、リース等の場合における申請時までにはリース料等として支払われた金額やその根拠となったリース契約等の金額、また、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合におけるシステム全体に要した経費の内訳としての労災導入経費等を申請書に記載するようになっておらず、これらの場合に、委託業者が審査の際に申請書の内容を十分に確認できるよう、申請様式や添付する契約書等を定めていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、労災診療費が毎年度多額に上っている中で、労災診療費を請求する指定医療機関等の利便性の向上や労働局における審査事務の迅速化及び効率化を図るなどのために、電子レセプト請求を普及させていくことは重要であり、今後も引き続き導入支援金を活用して普及促進を図っていくとしている。

については、貴省において、導入支援金の支払に当たり申請書の審査が適切に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 事実と異なる申請を行っていた70指定医療機関等について、事実関係を確認するなどした上で、不適正と認められる導入支援金を返還させる措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 委託業者が導入支援金の審査を十分に行えるよう、導入支援金の申請時に、労災ソフトウェアの導入に係る領収書等だけではなく、支払額を裏付ける書面を添付させるなど、支払要領や審査方法を見直すこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 導入支援金の審査の一層の充実が図られるよう、導入支援金の申請に当たり、リース等の場合においては、申請時までにはリース料等として支払われた金額やその根拠となったリース契約等の金額、また、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合においては、システム全体に要した経費の内訳としての労災導入経費等を明確にするために、その金額を申請書に明記させるように導入支援金の申請様式を改めるとともに、これらを確認することができる契約書等を添付させるように支払要領を見直すこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

(3) 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、過大に交付されていた負担金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法を明確に示すよう是正改善の処置を求め、及び診療情報の活用の取組が積極的に行われるための方策を検討するとともに、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療費適正化推進費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
負担金の概要	市区町村が行う特定健康診査等に要する費用の一部を負担するために、都道府県に対して交付するもの

負担金の交付額の算定について検査の対象とした市区町村数及び特定健康診査に係る負担金の額	228 市区町	109 億 7565 万余円(令和元、2 両年度)
上記のうち負担金の交付額が過大となっていた市区町村数及び特定健康診査に係る負担金の額	54 市区町	16 億 7902 万余円(令和元、2 両年度)
過大となっていた負担金交付額		9811 万円(令和元、2 両年度)
診療情報の活用について検査の対象とした市区町村数及び特定健康診査に係る負担金の額	1,741 市区町村(全市区町村)	120 億 1664 万円(背景金額)(令和2 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示したものの全文】

市区町村が国民健康保険の保険者として実施している特定健康診査に係る負担金の交付額の算定及び診療情報の活用について

(令和4年12月20日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により意見を表示する。

記

## 1 特定健康診査等の概要等

### (1) 特定健康診査等の概要

健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に規定する全国健康保険協会、市町村等の保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)等に基づき、毎年度、当該年度の4月1日における健康保険法の規定による被保険者、国民健康保険法の規定による被保険者等(以下「加入者」という。)であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者(75歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)に対して、特定健康診査を行うものとされている。また、保険者は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対して、特定保健指導を行うものとされている(以下、特定健康診査と特定保健指導を合わせて「特定健康診査等」という。)

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年厚生労働省令第157号)等によれば、特定健康診査の実施内容は、九つの基本的な健診項目(表参照)と、心電図検査等の医師が必要と認めるときに実施する詳細な健診項目から構成されている。

表 特定健康診査の基本的な健診項目

診察	① 既往歴等の調査		血液検査 (7項目)	AST (GOT)	⑨ 尿検査 (2項目)	尿糖
	② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査			ALT (GPT)		尿たん白
	計測	③ 身長、体重及び腹囲の検査		γ-GT (γ-GTP)		
		④ BMI の測定		中性脂肪		
		⑤ 血圧の測定		HDL- コレステロール		
		⑦ 血中脂質検査	LDL- コレステロール			
		⑧ 血糖検査	空腹時血糖 (HbA 1c)			

貴省は、特定健康診査等に関する基本的なルール及び枠組みを整理した「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(以下「手引き」という。)等を作成している。そして、保険者は、手引き等に沿って特定健康診査等を実施しており、高齢者医療確保法等に基づき、毎年度、受診者数をはじめとする特定健康診査等の実施状況を社会保険診療報酬支払基金に対して報告することとなっている。

(2) 診療における検査データの活用等

特定健康診査においては、特定健康診査それ自体を受診しなくても、人間ドックの検査結果等をもって特定健康診査を受診したとみなすことが認められる場合がある(以下、特定健康診査を受診したとみなすことを「みなし受診」といい、受診したとみなされる加入者を「みなし受診者」という。)

みなし受診の一つとして、診療における検査データ(以下「診療情報」という。)の活用がある。これは、加入者が医療機関において診療の一環として特定健康診査の実施内容と同様の検査を受けた場合に、本人の同意の下で、保険者が診療情報の提供を受けることにより、これを特定健康診査の結果として活用するものである。

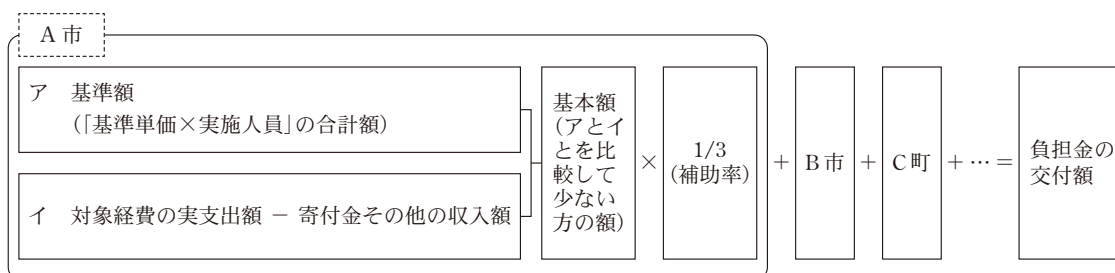
貴省は、平成30年3月以降、手引きの中で「特定健康診査は、対象者本人が定期的に自らの健診データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることが期待されることから、まずは、治療中であっても特定健康診査を受診するよう、かかりつけ医から本人へ特定健康診査の受診勧奨を行うことが重要である」とした上で、活用する場合の条件や手順を示している。

(3) 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の概要

貴省は、国民健康保険の保険者である市区町村による特定健康診査等の実施に要する費用の一部を負担するために、都道府県に対して国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金(以下「負担金」という。)を交付しており、その額は、令和元年度については152億3902万余円、2年度については125億8150万円に上っている。

国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱(平成23年厚生労働省発保0331第1号厚生労働事務次官通知)によれば、各都道府県に対する負担金の交付額は、市区町村ごとに、特定健康診査等の実施方法別に基準単価に実施人員を乗じて算出した額の合計額(注1)である基準額と、特定健康診査等の実施に必要な委託料等の対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「基本額」という。)を選定して、これに補助率(3分の1)を乗ずるなどして負担金の額を算出し、この額を合計した額とすることとされている。そして、市区町村は、都道府県から市区町村ごとに算出された負担金の額と同額の交付を受けている(算定式参照)。

(算定式)



また、貴省は、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金取扱要領(平成23年保総発0331第1号厚生労働省保険局総務課長通知。以下「取扱要領」という。)等において、負担金の交付に関する留意事項等を定めており、このうちみなし受診に関するものは次のようになっている。

ア 特定健康診査を、人間ドック等の市区町村により追加的に実施される検査と一体的に行った場合、特定健康診査のみに要した費用が不明確なときは負担金の対象としない。このため、負担金の対象とするためには、追加的に実施した検査に要した費用と、特定健康診査に要した費用を、契約書、請求書等により明確に分ける必要がある。

イ 診療情報を活用する場合、市区町村が医療機関から診療情報を取得するために情報提供料等を支払うことがあるが、当該情報提供料等は負担金の対象としない。一方、診療情報のみでは特定健康診査の結果として不足する健診項目がある場合で、市区町村が当該健診項目に係る検査費用を負担する場合には、当該検査費用は負担金の対象となる。

(注1) 令和2年度の特定健康診査に係る基準単価は、次のとおりとなっている。

- ①基本的な健診項目のみを実施する場合 受診者1人当たり4,980円  
(被保険者が市区町村民税非課税世帯に属する者である場合は同6,420円)
- ②基本的な健診項目と詳細な健診項目の双方を実施する場合 同5,520円  
(被保険者が市区町村民税非課税世帯に属する者である場合は同7,110円)

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、負担金の交付額の算定が取扱要領等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、元年度及び2年度に35都道府県内の228市区町が実施した特定健康診査に係る負担金計109億7565万余円(元年度60億1602万余円、2年度49億5962万

(注3) 余円)を対象として検査した。また、経済性等の観点から、市区町村による特定健康診査の実施に対する国の費用負担が経済的なものとなっているか、特に診療情報の活用が図られているかなどに着眼して、2年度に1,741市区町村(同年度時点の全市区町村)が実施した特定健康診査に係る負担金120億1664万<sup>(注3)</sup>余円を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省において、負担金の交付額の算定方法等を聴取したり、上記35都道府県のうちの19都道府県及び当該19都道府県内の121市区町において、事業実績報告書等の関係資料や特定健康診査の実施状況等を確認したりするなどの方法により会計実地検査を行うとともに、残りの28府県及び47都道府県内の1,620市区町村については、関係資料の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 35都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

(注3) 49億5962万余円は、全都道府県に交付された120億1664万余円の内数である。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 負担金の交付額が過大となっている事態

前記228市区町のうち122市区町は、元、2両年度において、みなし受診者計273,470人を基準額の算出基礎となる実施人員に含めるなどして負担金の交付の対象としていた。

しかし、このうち54市区町(基本額50億3721万余円、負担金交付額16億7902万余円)に係るみなし受診者計58,571人については、①人間ドックの検査と一体的に実施したものであるが、契約書等により特定健康診査に要した費用と追加的に実施した検査に要した費用とを明確に分けることができず、特定健康診査のみに要した費用が不明確であったり、②診療情報の活用において、支払った費用が医療機関への情報提供料等のみであったり、特定健康診査の結果として不足する健診項目に係る検査費用を負担していなかったりなどして、負担金の対象とはならないものであった。54市区町は、これらの者を実施人員に含めるなどしていたため、負担金の交付額が計9811万余円過大となっていた。

上記の54市区町は、負担金の対象とはならない者を実施人員に含めるなどしていた理由を、①実施状況の報告上はみなし受診者を特定健康診査の受診者数に計上することが認められることから、負担金の交付額の算定においても実施人員に含めるなどしても問題ないと認識していたため、②取扱要領等の記載内容が分かりにくかったためなどとしていた。

上記の②に関しては、前記のとおり、取扱要領等において、人間ドックに要した費用のうち特定健康診査に要した費用を契約書等で明確に分ける必要があるとされている。そして、費用を分けるに当たり、一部の市区町は、当該人間ドックの受診者に係る人間ドックの契約書等ではなく、特定健康診査の受診者に係る特定健康診査の契約にある特定健康診査の実施に要した費用を準用することで対応していた。そこで、貴省に確認したところ、

この対応では特定健康診査に要した費用が明確になっているとは認められないため適切ではなく、人間ドックの契約書等において特定健康診査に要した費用とそれ以外とに明確に分けられることが必要であるとのことであった。しかし、このことは、取扱要領等の記述上は必ずしも明確にはなっていなかった。

## (2) 診療情報の活用の取組が十分に行われていない事態

### ア 市区町における診療情報の活用状況

前記の228市区町における2年度の診療情報の活用状況について確認したところ、次のとおりとなっていた。

#### (ア) 取組が行われていなかったもの

117市区町では、どのような方法で診療情報を取得すればよいか分からないことなどを理由に、診療情報の活用の取組が行われていなかった。

#### (イ) 取組は行われていたが、その対象者が特定健康診査の未受診者に限定されていたもの

残りの111市町では、特定健康診査の実施率向上を目指すなどのため、診療情報の活用の取組が行われていた。しかし、その多くでは、①取組の目的は特定健康診査の実施率向上であって、特定健康診査の実施に先立ち未受診者以外の対象者にまで取組を行う必要性を感じないことや、②手引きの記載内容から特定健康診査の受診勧奨を診療情報の活用に優先させる必要があると認識していたことなどを理由として、取組の対象者を特定健康診査の未受診者に限定していた。

そこで、②の理由について貴省に確認したところ、受診勧奨を診療情報の活用に優先させる必要はないとのことであった。したがって、取組が行われる際に、その対象者を未受診者に限定する必要はなく、必要に応じて対象者の範囲を拡大することが可能であると認められる。

(イ)の一定の取組が行われていた市町の中には、市町が単独で診療情報を活用することは困難であることなどを背景に、取組の対象者を特定健康診査の未受診者に限定してはいるものの、次の参考事例のように、県、国民健康保険団体連合会、医師会等の関係団体が連携して設けた一定の枠組みに参加することにより診療情報の活用の取組を行っているものも見受けられた。(ア)のとおり、どのような方法で診療情報を取得すればよいか分からないとしている市区町もあったことから、取組が十分に行われるためには、貴省において、診療情報の活用の取組を行っている事例を市区町村に周知するなど具体的な方策を検討することが必要であると思料される。

#### <参考事例>

岐阜県では、県、岐阜県国民健康保険団体連合会(以下「県国保連」という。)及び岐阜県医師会の連携の下で、特定健康診査情報提供事業が実施されている。この事業は、特定健康診査の実施率向上を目的として、対象者の同意の下で、市町村が医療機関から診療情報の提供を受けて、これを特定健康診査の結果として活用するものである。

事業実施の流れは、次のとおりとなっている。

- ① 事業に参加する市町村は、自らが保有するデータから、対象者のうち医療機関において生活習慣病治療中の被保険者を抽出する。
- ② 市町村は、①で抽出した被保険者に対して関係書類を送付し、診療情報の提供への協力を依頼する。
- ③ 診療情報の提供に同意する被保険者は、医療機関で受診する際に②の関係書類を持参する。
- ④ 医療機関は、関係書類の確認や被保険者の資格確認を行い、特定健康診査の健診項目に不足がある場合は不足する健診項目に係る検査を実施する。
- ⑤ 医療機関は、県国保連に対して、診療情報と情報提供料の請求書を送付する。
- ⑥ 県国保連は、送付を受けた診療情報をデータベースに入力するとともに、情報提供料を支払う。送付を受けた診療情報は、特定健康診査の結果として活用する。
- ⑦ 市町村は、情報提供料を県国保連に支払う。

令和2年度において、県内42市町村のうち28市町村が、この事業を通じて計3,826人分の診療情報の提供を受けていた。

#### イ 負担金の対象となっている特定健康診査受診者の医療機関における受診状況

貴省が公表している特定健康診査等の実施状況によると、全国の特定健康診査受診者のうち約3割は生活習慣病の薬を服薬している状況となっている。したがって、ある年度において特定健康診査を受診しつつ、同時に、生活習慣病の治療のために医療機関に通院している者が相当数いることになる。これらの者が通院時に診療の一環として血液検査等を受けている場合、特定健康診査受診時の検査項目と診療の一環として受けた検査項目との間に重複がある可能性がある。また、生活習慣病の治療は長期に及ぶこともあるので、翌年度も医療機関において同様の検査を受けている可能性がある。

この場合に、ある年度の特定健康診査の実施に先立ち、市区町村が、医療機関に診療情報が存在すると考えられる被保険者に対して診療情報を当該市区町村に提供するよう協力依頼を行い、被保険者がこれに同意した上で当該年度中に医療機関で診療の一環として検査を受けることになれば、当該市区町村は、全体としての経費負担をほぼ増加させることなく、当該被保険者をみなし受診者とすることができる。また、被保険者は、特定健康診査と診療との間で検査項目の重複を避けることが可能となる。さらに、国は、みなし受診者となる被保険者に係る負担金の交付額の節減を図ることができる。

そこで、以上の考え方を踏まえて、2年度の負担金の対象となっている全ての特定健康診査受診者6,407,090人(特定健康診査に係る負担金相当額120億1664万余円)のうち、特に、前年度である元年度中に特定健康診査の基本的な健診項目のうちの血液検査(7項目)と尿検査(2項目)に係る全ての項目について、医療機関で診療の一環として検査を受けていた者がいるかについてみたところ、全体の13.8%に当たる883,572人が該当していた。さらに、このうち58.1%に当たる512,950人(全体の8.0%)については、2年度中も、医療機関で診療の一環として血液検査と尿検査に係る全ての項目について検査を受けており、その多くは生活習慣病治療者であった。なお、これらの者の中に

は、特定健康診査受診月において、特定健康診査と診療の双方で同様の検査項目に係る血液検査と尿検査を受けている者も見受けられた。

診療情報の活用は基本的な健診項目の全てを網羅している場合に限定されるものではないが、市区町村が前記の 883,572 人に対して、2 年度の特定健康診査の実施に先立ち診療情報を市区町村に提供するよう協力依頼を行っていれば、被保険者の同意が前提であることを考慮してもなお、上記 512,950 人のうちの一定数に係る診療情報の提供が得られていたと考えられる。その結果、特定健康診査の効率的な実施が可能となり、ひいては、負担金の交付額を一定額節減することができたと認められる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

負担金の対象とはならないみなし受診者を基準額の算出基礎となる実施人員に含めるなどして負担金の交付額が過大となっている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、診療情報の活用の取組が十分に行われていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、市区町において取扱要領等で定められた負担金の交付に関する留意事項等を十分に理解していないこと及び都道府県において事業実績報告書の審査が十分でないことなどにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法について、都道府県及び市区町村に対して明確に示していないこと
- イ 市区町村に対して診療情報の活用の取組を行うための具体的な方策を示していなかったり、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化していなかったりしていること

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに表示する意見

貴省は、特定健康診査の実施率向上を目標に掲げており、これを受けて、保険者である市区町村も、みなし受診の活用をはじめとする実施率向上のための取組を講じているところである。

については、貴省において、みなし受診を活用した場合における負担金の交付額の算定が取扱要領等に基づいて適切に行われるよう、また、診療情報の活用の取組を通じて、特定健康診査の効率的な実施、ひいては、負担金の交付額の節減が図られるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに意見を表示する。

- ア 負担金の交付額が過大となっていた市区町について、過大に交付されたと認められる負担金の返還手続を行わせること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求するもの)
- イ 都道府県及び市区町村に対して、みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法を明確に示すこと(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 診療情報の活用の取組を行っている事例を市区町村に周知するなど、診療情報の活用の取組が積極的に行われるための方策を検討するとともに、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化すること(同法第 36 条の規定により意見を表示するもの)



- (4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により民間検査機関に整備した次世代シーケンサーについて、都道府県に事業の目的を再度周知した上で、目的に沿って使用されるよう検討させるなどして、有効に使用されるなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)感染症対策費
部 局 等	厚生労働本省、18 道府県
補助の根拠	予算補助
補助事業者	18 道府県
実施主体	27 地方衛生研究所等、27 民間検査機関
交付金事業	感染症検査機関等設備整備事業
交付金事業の概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う検査に必要な設備を整備するもの
次世代シーケンサーの概要	DNA の塩基配列を高速かつ大量に解読する検査機器
検査の対象とした次世代シーケンサーの整備台数及び整備に係る交付金交付額	63 台 13 億 9672 万余円(令和2、3両年度)
交付金事業の目的に沿って一度も使用されていない次世代シーケンサーを整備した補助事業者数及び実施主体数	8 道府県 20 民間検査機関
上記に係る次世代シーケンサーの整備台数及び整備に係る交付金相当額	21 台 5 億 8653 万円(令和2、3両年度)

(前掲173ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの」参照)

【意見を表示したものの全文】

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により整備した次世代シーケンサーの使用状況について

(令和5年10月17日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

## 1 設備整備事業の概要等

### (1) 交付金の概要

貴省は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」

(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的として、都道府県に対して新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(以下「交付金」という。)を交付している。

交付要綱等によれば、交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。また、交付金により取得するなどした単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄(以下、これらの行為を「財産処分」という。)してはならないとされている。

## (2) 設備整備事業の概要

交付要綱等によれば、交付金の対象事業のうち、感染症検査機関等設備整備事業(以下「設備整備事業」という。)は、地方衛生研究所<sup>(注1)</sup>(以下「地衛研」という。)等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として実施する事業であるとされている。

設備整備事業の内容は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)の規定により都道府県、政令市及び特別区<sup>(注2)</sup>が行う検査に必要な設備を整備すること、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援することとされている。

整備対象設備は、次世代シークエンサー、リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む。)、等温遺伝子増幅装置及び全自動化学発光酵素免疫測定装置の四つの検査機器とされており、これらの整備対象設備のほか、検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品は、交付金の交付対象とされている。

上記整備対象設備のうち次世代シークエンサーは、DNAの塩基配列を高速かつ大量に解読する検査機器であり、次世代シークエンサーを使用して新型コロナウイルスの全ゲノム解析を実施することでウイルスに生じた全ての変異を検出できることから、感染経路の特定や変異株の発生動向の監視等のために使用されるものである。

交付要綱等によれば、設備整備事業において設備を整備する機関は、都道府県等に設置されている地衛研等のほか、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関とされ、これは、民間の検査会社、大学及び医療機関であるとされている(以下、これらの機関を「民間検査機関」という。)。そして、民間検査機関については、「感染症法に基づく行政検査以外の検査を実施することも想定されますが、感染症検査機関等設備整備事業は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的としていることから、都道府県等が感染症法に基づく行政検査の依頼を行った場合に、休日等問わず迅速かつ確実に検査が実施されるための体制が確保されていることが必要です」とされている。

また、貴省は、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されることを踏まえて、同年同月に交付要綱等を改正して、5月8日以降は設備整備事業を実施しないこととしている。そして、新型コロナウイルス感染症の終息後や感染症法上の位置付けの変更後においても、今後、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大することも考えられるため、交付金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持されることを想定しているとしている。

(注1) 地方衛生研究所 地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県等における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、公衆衛生情報等の収集・解析・提供等を行うことを目的として、都道府県等に設置される機関

(注2) 政令市 地域保健法(昭和22年法律第101号)において保健所を設置するとされている市

### (3) 新型コロナウイルスの全ゲノム解析

貴省は、感染症法の規定に基づく積極的疫学調査<sup>(注3)</sup>の一環として、新型コロナウイルスの全ゲノム解析を実施しており、その主な経緯は、次のとおりとなっている。

- ① 新型コロナウイルス感染症の国内における流行の初期から、全国の発生状況の把握及び対策の推進に資するために、貴省の施設等機関である国立感染症研究所(以下「感染研」という。)は、都道府県等の協力の下、全ゲノム解析を実施している。この一環として、貴省は、3年2月に、都道府県等に対して、事務連絡を発出して、感染研への検体提出等について協力要請を行っている。
- ② 3年5月に、①の事務連絡を改正して、感染研の全ゲノム解析の実施体制を強化して、新たな変異株も含めた継続的な監視を行うとともに、感染研から都道府県等への全ゲノム解析の技術移転を進め、都道府県等による全ゲノム解析を推進することとした。
- ③ 3年10月に、①の事務連絡を改正して、新たな変異株の発生や変異株の動向を監視するために、都道府県等主体の全ゲノム解析を実施するよう都道府県等に要請して、民間検査機関に全ゲノム解析を委託するなどにより実施体制を強化して、都道府県等による全ゲノム解析を推進することなどを都道府県等に求めている。
- ④ 5年4月に、①の事務連絡を改正して、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された後も、新たな懸念される変異株の出現に注意することが必要であることから、引き続き、変異株の発生動向を監視するために、都道府県等において全ゲノム解析を実施するよう要請している。

(注3) 積極的疫学調査 感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、設備整備事業により整備した次世代シークエンサー(次世代シークエンサーと一体的に利用する備品を含む。以下同じ。)が有効に使用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2、3両年度に18道府県が道府県等の地衛研等及び民間検査機関に整備した次世代シークエンサー計63台に係る交付金交付額計13億9672万余円を対象に、

貴省本省、18道府県、4市及び23民間検査機関において、事業実績報告書等の関係書類や次世代シークエンサーの使用状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、18道府県、上記の4市及び23民間検査機関を含む14市及び27民間検査機関から次世代シークエンサーの使用状況等に係る調書の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により検査した。

(注4) 18道府県 北海道、京都府、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、長野、岐阜、兵庫、岡山、広島、徳島、長崎、熊本、沖縄各県

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 次世代シークエンサーの使用状況**

1(2)のとおり、交付要綱等によれば、設備整備事業は、地衛研等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として実施する事業であるとされている。

上記の「検査体制を整備すること」について、貴省に確認したところ、感染症法の規定により都道府県等が行う検査(行政検査)の体制強化を意味するとしている。そして、このことから、次世代シークエンサーについては、都道府県が自らではなく民間検査機関に次世代シークエンサーを整備する場合に、当該次世代シークエンサーは、当該民間検査機関が都道府県等から依頼を受けて行う全ゲノム解析の検査のために使用されることになるとしている。

そこで、4年度末時点における次世代シークエンサーの使用状況についてみたところ、18道府県が27地衛研等に整備した次世代シークエンサー計34台は、設備整備事業の目的に沿った使用実績があった一方で、11道府県が27民間検査機関に整備した次世代シークエンサー計29台(交付金相当額計11億6937万余円)のうち、8道府県が20民間検査機関に整備した次世代シークエンサー計21台(交付金相当額計5億8653万余円)は、次のとおり、設備整備事業の目的に沿って一度も使用されていない状況となっていた。

ア 整備後、全く使用されていないもの

13民間検査機関、14台(交付金相当額3億9022万余円)

イ 整備後、若干の使用実績はあったものの、その全てが道府県等から依頼を受けた検査に係るものではないため、目的に沿って一度も使用されていないもの

7民間検査機関、7台(交付金相当額1億9630万余円)

(注5) 8道府県 北海道、京都府、埼玉、千葉、兵庫、長崎、熊本、沖縄各県

**(2) 設備整備事業の目的に沿って一度も使用されていない要因**

前記の8道府県が20民間検査機関に整備した次世代シークエンサー計21台について、設備整備事業の目的に沿って一度も使用されていない要因をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 民間検査機関における主な整備理由

20民間検査機関に主な整備理由を確認したところ、自施設における検査体制の整備のため、将来的に道府県等から検査の依頼があると想定していたためなどとなっていた。そして、いずれの民間検査機関においても、次世代シークエンサーの整備後に道府

県等から依頼があった場合には感染症法に基づく全ゲノム解析の検査を実施するとしていたものの、次世代シーケンサーを整備する時点において、道府県等と当該民間検査機関との間で、道府県等から依頼を受けて民間検査機関が迅速かつ確実に検査を実施するために必要な検討が行われていない状況となっていた。

一方、設備整備事業の目的に沿った使用実績があった民間検査機関の主な整備理由は、県から全ゲノム解析の検査の依頼があったためなどとなっていた。また、これらの中には、次世代シーケンサーを整備する時点において、県と当該民間検査機関との間で、全ゲノム解析の検査の実施について、実施に係る委託の開始時期、検査を実施すべき検体数、委託料等の検討を行っているものが見受けられた。

#### イ 道府県における検査の依頼状況

8道府県における20民間検査機関に対する全ゲノム解析の検査の依頼状況を確認したところ、いずれの道府県も、前記のとおり、道府県等と当該民間検査機関との間で、道府県等から依頼を受けて民間検査機関が迅速かつ確実に検査を実施するために必要な検討が行われていない状況となっており、実際に、当該民間検査機関に次世代シーケンサーを整備した時点から4年度末時点までの間に、検査を全く依頼していない状況となっていた。

#### ウ 道府県における設備整備事業の目的に対する理解

以上のような状況となっていることについて、8道府県の見解を確認したところ、次のような理由などから、道府県等から依頼を受けて迅速かつ確実に検査を実施するために必要な検討が行われていない民間検査機関においても、設備整備事業により次世代シーケンサーを整備することができることと認識していたとしていた。

(ア) 1(2)のとおり、交付要綱等によれば、設備整備事業の内容は、感染症法の規定により都道府県、政令市、特別区が行う検査に必要な設備を整備すること、民間検査機関が行う設備整備を支援することとされており、都道府県等が行う検査に必要な設備整備については、感染症法の規定による検査に必要な設備整備と明記されている一方で、民間検査機関が行う設備整備については、そのような明確な記載がなく、設備整備事業の目的が感染症法の規定により都道府県等が行う検査(行政検査)の体制強化のみに限定されているとは読み取れないこと

(イ) 1(2)のとおり、交付要綱等によれば、民間検査機関については、「感染症法に基づく行政検査以外の検査を実施することも想定されますが、感染症検査機関等設備整備事業は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的としていることから、都道府県等が感染症法に基づく行政検査の依頼を行った場合に、休日等問わず迅速かつ確実に検査が実施されるための体制が確保されていることが必要です」とされており、道府県等から依頼を受けて行う検査以外の用途にも、整備した次世代シーケンサーを使用することがあらかじめ想定されていると理解していること

貴省は、(1)のとおり、都道府県が自らではなく民間検査機関に次世代シーケンサーを整備する場合に、当該次世代シーケンサーは、当該民間検査機関が都道府県等から依頼を受けて行う全ゲノム解析の検査のために使用されることになっているとしている。しかし、上記のとおり、交付要綱等における記載が必ずしも明確とはなっていないことなど

から、8道府県においては、貴省が意図する設備整備事業の目的に対する理解が十分なものとなっていなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

#### ＜事例＞

北海道は、令和2、3両年度に、設備整備事業により、道及び札幌市の地衛研に次世代シークエンサー計4台を整備したほか、1会社、1大学及び2医療機関の計4民間検査機関からの申請に基づき、次世代シークエンサー計5台(交付金交付額計2億5768万余円)を整備している。

4民間検査機関における次世代シークエンサーの主な整備目的について確認したところ、2医療機関は自施設の検査体制の整備のため、1会社及び1大学は将来的に道や札幌市から検査の依頼があると想定していたためなどとなっていた。そして、いずれの民間検査機関においても、次世代シークエンサーの整備後に道や札幌市から依頼があった場合には感染症法に基づく全ゲノム解析の検査を実施するとしていたものの、整備時点において、道や札幌市と4民間検査機関との間で、道や札幌市から依頼を受けて4民間検査機関が迅速かつ確実に検査を実施するために必要な検討が行われていなかった。

しかし、道の交付金担当部署は、必要な検討が行われていない民間検査機関においても、設備整備事業により次世代シークエンサーを整備することができると認識しており、4民間検査機関に対して、交付金を原資とする道の補助金を交付していた。さらに、道の交付金担当部署は、道の全ゲノム解析に係る検査体制構築等の担当部署及び札幌市に対して、4民間検査機関に次世代シークエンサーを整備したことについて、情報共有を十分に行っていなかった。

そして、整備後に札幌市から全ゲノム解析の検査の依頼があった1会社を除く3民間検査機関に対しては、道及び同市からの検査の依頼はなく、3民間検査機関に整備された次世代シークエンサー計4台(交付金相当額計6366万余円)は、4年度末時点において、整備してから少なくとも1年以上(最長のもので1年4か月)の間、設備整備事業の目的に沿って一度も使用されていない状況となっていた。

#### (改善を必要とする事態)

設備整備事業により民間検査機関に整備した次世代シークエンサーについて、感染症法の規定により道府県等が行う検査(行政検査)の体制強化という目的に沿って一度も使用されていないものが多数あるなどとしていて、設備整備事業の目的が達成されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、道府県において、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することという設備整備事業の目的についての理解が十分でないことなどにもよるが、貴省において、都道府県が民間検査機関に次世代シークエンサーを整備する場合には、当該次世代シークエンサーは当該民間検査機関が都道府県等から依頼を受けて行う全ゲノム解析の検査のために使用されることになることについて、周知及び指導が十分でないことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

前記のとおり、貴省は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された後も、引き続き、都道府県等において全ゲノム解析を実施するよう要請している。また、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大することも考えられるため、交付金で

整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持されることを想定しているとしている。

については、貴省において、設備整備事業により整備した次世代シークエンサーが有効に使用されるなどするよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 都道府県に対して、設備整備事業の目的について再度周知した上で、民間検査機関に整備した次世代シークエンサーが目的に沿って使用されるよう検討させること
- イ アの検討の結果、設備整備事業の目的に沿って使用される見込みのない次世代シークエンサーがある場合は、交付の目的に反して使用することとなることから、都道府県に対して、当該次世代シークエンサーについて速やかに財産処分の手続を行うなどの措置をとるよう指導すること

- (5) 後期高齢者医療広域連合が実施している高齢者保健事業において、健康診査の実施後に受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていないことについて、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示すなどして、健康診査の事業を対象として交付された補助金等の効果が十分に発現するよう、また、医療機関に存在する診療情報を活用することができるための方策を検討して、高齢者保健事業が経済的に実施されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 厚生労働本省
国の負担の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
補助金等の概要	後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者に対する健康診査等の事業を対象として交付される補助金等
補助金等の効果 について検査の 対象とした広域 連合数及び補助 金等の額	22 広域連合 41 億 1984 万余円(令和2年度)
上記のうち受診 勧奨及び保健指 導の対象者の抽 出が適切に行わ れていない健康 診査受診者に係 る補助金等の額	11 億 8577 万円
診療情報の活用 について検査の 対象とした広域 連合数及び補助 金等の額	47 広域連合(全広域連合) 76 億 0444 万円(背景金額)(令和2年度)

【意見を表示したものの全文】

後期高齢者医療広域連合による高齢者保健事業の実施に対して交付された補助金等の効果及び高齢者保健事業における診療情報の活用について

(令和4年12月20日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

## 1 高齢者保健事業の概要等

### (1) 高齢者保健事業の概要

後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)等に基づき、被保険者である各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して、健康診査、保健指導その他の後期高齢者の健康の保持増進のために必要な事業等(以下、これらを「高齢者保健事業」という。)を行うように努めなければならないことなどとなっている。高齢者保健事業のうち保健指導等については、平成28年4月の高齢者医療確保法の改正により新たに努力義務とされたものである。

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」(令和2年厚生労働省告示第112号。以下「指針」という。)によれば、健康診査は、疾病予防、重症化予防等を目的として、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものとされている。また、健康診査は、高齢者保健事業の中核的な事業の一つであり、健康診査の結果の通知を行うことにより本人の健康への気付きを促すこと、医療機関への受診の機会へつなげること、健康診査の結果を活用した医療専門職による保健指導を行うことなどが重要であるとされている。

また、健康診査の実施内容は、九つの基本項目(表1参照)と、心電図検査等の医師が必要と判断する場合に実施する追加項目から構成されている。このうち基本項目は、40歳以上75歳以下の年齢に達する者(75歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)<sup>(注1)</sup>に対して行われる特定健康診査の基本的な健診項目から腹囲の検査を除いたものとなっている。

表1 健康診査の実施内容(基本項目)

診察	① 既往歴等の調査		血液検査 (7項目)	AST(GOT)	⑨ 尿検査 (2項目)	尿糖
	② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査			ALT(GPT)		尿たん白
	計測	③ 身長と体重の検査		γ-GT(γ-GTP)		
		④ BMIの測定		中性脂肪		
		⑤ 血圧の測定		⑦ 血中脂質検査	HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール			
			⑧ 血糖検査	空腹時血糖(HbA1c)		

指針において、健康診査後の結果の通知に当たっては、医師、保健師等の助言及び指導を得て、治療を要する者に対して、必要に応じて医療機関での受診を勧めること(以下「受診勧奨」という。)を行うことなどとされている。また、保健指導については、健康診査の結果、生活状況、健康状態等を十分に把握し、疾病予防、重症化予防及び健康の保持増進のための方法を本人が選択できるよう配慮するとともに、加齢による心身の特性の変化や性差等に応じた内容とすることなどとされている。



(注1) 特定健康診査 高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病に関する健康診査であって、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うもの

## (2) 後期高齢者医療制度事業費補助金等の概要

貴省は、健康診査等の事業を対象として、広域連合に対して後期高齢者医療制度事業費補助金(以下「事業費補助金」という。)を交付している。後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱(令和2年厚生労働省発保 0327 第26号厚生労働事務次官通知)によれば、健康診査に係る事業費補助金の対象経費は、当該事業を実施するために必要な委託料等とされている。また、事業費補助金の想定される所要額が当該事業に係る国の歳出予算額を超過する場合、超過する部分については、別途、広域連合に対して特別調整交付金<sup>(注2)</sup>を交付することになっている。

(注2) 特別調整交付金 高齢者医療確保法に基づき、後期高齢者医療の財政を調整するために、国が広域連合に対して交付する財政調整交付金の一部であり、災害その他特別の事情がある広域連合に対して交付される。

## (3) 診療における検査データの活用

特定健康診査においては、医療機関において診療の一環として特定健康診査の実施内容と同様の検査を受けた者について、本人の同意の下で、保険者が診療における検査データ(以下「診療情報」という。)の提供を受けて、これを特定健康診査の結果として活用することが認められている。

一方、高齢者保健事業においては、診療情報を健康診査の結果として活用する取扱いとはなっていない。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、事業費補助金及び特別調整交付金(以下、両者を合わせて「事業費補助金等」という。)の交付を受けて実施される健康診査が、疾病予防、重症化予防等を目的として、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出する<sup>(注3)</sup>ように行われるなどして補助の効果が十分に発現しているかなどに着眼して、22広域連合<sup>(注4)</sup>に対して令和2年度に交付された事業費補助金等計41億1984万余円を対象として検査した。また、経済性等の観点から、広域連合による高齢者保健事業が経済的に実施されているかなどに着眼して、全国の47広域連合<sup>(注4)</sup>に対して2年度に交付された事業費補助金等計76億0444万余円<sup>(注4)</sup>を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省において、高齢者保健事業の内容等を聴取したり、18広域連合において、事業実績報告書等の関係資料や健康診査の実施状況等を確認したりする方法により会計実地検査を行うとともに、残りの29広域連合については、関係資料の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 22広域連合 北海道、岩手県、宮城県、茨城県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、福岡県、熊本県、鹿児島県各後期高齢者医療広域連合

(注4) 41億1984万余円は、全国の47広域連合に対して交付された76億0444万余円の内数である。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない事態

前記のとおり、健康診査は、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものとされている。そこで、前記の22広域連合(健康診査の受診者計2,251,707人、これに係る事業費補助金等計41億1984万余円)において、健康診査の実施後に、受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出をどのように行っているかをみることにした。

この際、指針においては、前記のとおり、必要に応じて受診勧奨を行うことや保健指導における配慮すべき事項等の内容が示されるにとどまっていて、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法等について明確に示されていないと思料されたことから、貴省が発出した特別調整交付金に係る通知等を踏まえ、本院において、受診勧奨及び保健指導を表2のとおりそれぞれ定義して、これに沿って対象者の抽出状況を見ることにした。

表2 受診勧奨及び保健指導の定義

取組名	定義の内容
受診勧奨	医療機関への受診の有無を確認した上で、受診が無い者に実施された面談等をいう。なお、単に健康診査の結果を通知したものは受診勧奨には含まない。
保健指導	医師、保健師等の医療専門職が、個人の健康診査の結果に応じて個別具体的な指導を行うものであり、次の条件に基づき実施されたものをいう。 ①対象者の抽出基準が明確であること ②かかりつけ医と連携した取組であること ③医療専門職が取組に関わること ④事業の評価を実施すること

また、22広域連合はいずれも、受診勧奨及び保健指導を、市区町村に対して委託費を支払うなどして実施したり、市区町村ごとの地域の特性に応じて実施することとしたりしていたことから、各広域連合単位ではなく、22広域連合に加入する915市区町村<sup>(注5)</sup>の各市区町村単位で対象者の抽出状況を見ることにした。

その結果、22広域連合に加入する508市区町村においては、受診勧奨及び保健指導のいずれか又は両方について対象者の抽出が行われており、これらの抽出に基づき受診勧奨及び保健指導のいずれか又は両方が行われていた。一方、15広域連合に加入する残りの407市町村においては、受診勧奨及び保健指導のいずれについても対象者の抽出が行われていなかった(表3参照)。

したがって、上記の407市町村に住所を有する後期高齢者651,986人に対して実施された健康診査は、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するように行われたものとはなっておらず、15広域連合に交付された事業費補助金等のうち、上記の651,986人に係る事業費補助金等11億8577万余円については、補助の効果が十分に発現しているとは認められない。

(注5) 915市区町村 22広域連合に加入する全917市区町村から2年度に健康診査を実施しなかった2市町を除いた市区町村の数

表3 受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出状況

広域連合名	受診勧奨の対象者の抽出		保健指導の対象者の抽出		受診勧奨及び保健指導のいずれについても対象者の抽出が行われていなかった市町村の数	左における健康診査の受診者数 (人)	左に係る事業費補助金等 (円)
	行われていなかった市町村の数	左における健康診査の受診者数 (人)	行われていなかった市町村の数	左における健康診査の受診者数 (人)			
北海道広域連合	175	87,572	135	70,531	132	69,740	131,588,000
岩手県広域連合	1	787	1	787	1	787	1,390,000
宮城県広域連合	28	66,346	32	71,983	28	66,346	119,272,000
茨城県広域連合	0	0	0	0	0	0	0
東京都広域連合	8	43,803	54	566,904	5	819	1,512,000
新潟県広域連合	27	65,339	26	35,192	26	35,192	62,871,000
富山県広域連合	0	0	0	0	0	0	0
福井県広域連合	2	793	6	4,736	1	269	483,000
山梨県広域連合	27	18,687	17	11,387	17	11,387	20,882,000
岐阜県広域連合	26	52,814	28	52,125	24	50,710	92,311,000
愛知県広域連合	50	255,928	47	309,137	46	241,293	433,118,000
滋賀県広域連合	0	0	0	0	0	0	0
大阪府広域連合	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県広域連合	22	85,739	21	84,703	19	83,508	154,029,000
奈良県広域連合	37	46,311	36	45,359	35	43,933	79,270,000
鳥取県広域連合	15	12,144	12	4,739	10	4,136	7,580,000
岡山県広域連合	22	32,882	21	20,616	19	19,586	36,037,000
山口県広域連合	0	0	19	31,763	0	0	0
徳島県広域連合	20	9,771	20	9,771	20	9,771	17,802,000
福岡県広域連合	0	0	0	0	0	0	0
熊本県広域連合	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県広域連合	24	14,509	24	14,509	24	14,509	27,633,000
22 広域連合	484	793,425	499	1,334,242	407	651,986	1,185,778,000

(2) 診療情報の活用が行われていない事態

前記のとおり、高齢者保健事業において、診療情報を健康診査の結果として活用する取扱いとはなっていない。貴省によれば、貴省においてこの点について検討した記録は特に存在しないとのことであり、診療情報を健康診査の結果として活用する取扱いとはなっていないことについて、特段の理由はないものと思料される。

しかし、①後期高齢者には生活習慣病の治療のために医療機関で診療を受けている者も多いと考えられること、②前記のとおり、健康診査の実施内容のうち基本項目は、腹囲の検査を除き特定健康診査の基本的な健診項目と同一であることを踏まえると、特定健康診査における場合と同様に、診療情報の活用の余地があると思料される。

具体的には、ある年度の健康診査の実施に先立ち、広域連合が、医療機関に診療情報が存在すると考えられる被保険者に対して診療情報を当該広域連合に提供するよう協力依頼を行い、被保険者がこれに同意した上で当該年度中に医療機関で診療の一環として検査を受けることになれば、当該広域連合は、診療情報を受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出

に活用することができるため、当該被保険者に健康診査を受診させる必要がなくなる。また、被保険者は、健康診査と診療との間で検査項目の重複を避けることが可能となる。さらに、国は、健康診査を受診しない結果となる被保険者に係る事業費補助金等の交付額の節減を図ることができる。

そこで、以上の考え方を踏まえて、全国の47広域連合に対して2年度に交付された事業費補助金等76億0444万余円の対象となっている全ての健康診査の受診者4,195,246人のうち、特に、前年度である元年度中に健康診査の基本項目のうちの血液検査(7項目)と尿検査(2項目)に係る全ての項目について、医療機関で診療の一環として検査を受けていた者がいるかについてみたところ、全体の18.9%に当たる791,516人が該当していた。さらに、このうち59.7%に当たる472,548人(全体の11.3%)については、2年度中も、医療機関で診療の一環として血液検査と尿検査に係る全ての項目について検査を受けており、その多くは生活習慣病治療者であった。なお、これらの者の中には、健康診査受診月において、健康診査と診療の双方で同様の検査項目に係る血液検査と尿検査を受けている者も見受けられた。

診療情報の活用は健康診査の基本項目の全てを網羅している場合に限定されるものではないが、広域連合が前記の791,516人に対して、2年度の健康診査の実施に先立ち診療情報を広域連合に提供するよう協力依頼を行っていれば、被保険者の同意が前提にあることを考慮してもなお、上記472,548人のうちの一定数に係る診療情報の提供が得られていたと考えられる。その結果、健康診査を受診しないこととなる被保険者に係る事業費補助金等の交付額を一定額節減して高齢者保健事業を経済的に実施することができたと認められる。

(改善を必要とする事態)

高齢者保健事業の実施に当たり、受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていなかったり、診療情報の活用が行われていなかったりする事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、広域連合において、健康診査は医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものであることなどを十分に理解していないことなどにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示しておらず、また、健康診査の結果の活用状況を把握していないこと
- イ 診療情報を健康診査の結果として活用する取扱いについて検討していないこと

### 3 本院が表示する意見

高齢化が進展し後期高齢者人口が増加する中で、今後も、広域連合が実施する高齢者保健事業に対して事業費補助金等の交付が行われることが見込まれる。

については、貴省において、事業費補助金等の効果が十分に発現するよう、また、診療情報の活用により事業費補助金等の交付額の節減が図られ高齢者保健事業が経済的に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 広域連合に対して、健康診査の目的等を周知徹底し、受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示すとともに、健康診査

の結果の活用状況を把握した上で、受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われることを事業費補助金等の交付に際して確認し指導を行うなどの具体的な方策を検討すること

- イ 医療機関に診療情報が存在する被保険者について、当該被保険者に係る診療情報を活用して受診勧奨及び保健指導の対象者を抽出することを認める取扱いとした上でこれを周知するなど、広域連合が診療情報を活用することができるための具体的な方策を検討すること

**【当局が講じた処置】**

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 5年3月に、広域連合に対して通知を発して、高齢者保健事業における健康診査の目的等を周知徹底するとともに、受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示した。また、健康診査の結果の活用状況を把握した上で、受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われることを事業費補助金等の交付に際して確認し指導を行うなどの具体的な方策を検討し、事業費補助金の交付要綱を改正して、広域連合が提出する事業費補助金の申請書及び事業実績報告書について、健康診査の結果の活用状況の記載を求めた。

- イ 医療機関に診療情報が存在する被保険者の診療情報を広域連合が活用することができるための具体的な方策を検討して、アの通知により、広域連合が診療情報を健康診査の結果として活用する場合の取扱いについて、市区町村が国民健康保険の保険者として実施している特定健康診査における取扱いに準じて行うことを周知した。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当するか否かにかかわらず火災保険金を総事業費から控除するなどするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)児童福祉施設整備費 (項)社会福祉施設整備費 (項)介護保険制度運営推進費
部 局 等	厚生労働本省(社会福祉施設等のうち児童関係施設等に係る施設整備の災害復旧事業を対象とした災害復旧費補助金に係る事務については、令和5年4月1日以降はこども家庭庁)
補助の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)等、予算補助
補助事業者	都、道、府2、県12、市19(うち事業主体、県2、市5)
間接補助事業者(事業主体)	206事業主体

補助事業の概要	自然災害により被害を受けた社会福祉施設等の復旧に要する経費の一部を補助するもの		
検査の対象とした事業主体数、施設数及び補助対象事業費	213 事業主体	304 施設	136 億 4979 万余円 (令和元年度～3年度)
上記に係る国庫補助金交付額			80 億 7762 万余円
過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当せず、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付額の算定に当たり総事業費から火災保険金が控除されていない事業主体数、施設数及び補助対象事業費	10 事業主体	13 施設	1 億 8871 万余円 (令和元年度～3年度)
上記について、総事業費から火災保険金を控除するなどすると、減少すると認められた国庫補助金交付額			9883 万円

(前掲 194 ページの「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの」参照)

## 1 災害復旧費補助金の概要等

### (1) 災害復旧費補助金の概要

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(以下「災害復旧費補助金」という。)は、自然災害により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的としている。

厚生労働省は、都道府県、指定都市、中核市等(以下「都道府県等」という。)により設置された高齢者関係施設、児童関係施設、障害者関係施設等の社会福祉施設等に係る災害復旧事業を対象として、また、社会福祉法人等により設置された社会福祉施設等の災害復旧のために都道府県等が補助する事業を対象として、都道府県等に災害復旧費補助金を交付している(以下、災害復旧費補助金と都道府県等の負担分を合わせて「災害復旧費補助金等」といい、災害復旧費補助金等により施設整備事業を実施する者を「事業主体」という。)

そして、災害復旧費補助金の交付額は、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(平成 22 年厚生労働省発社援 0315 第 9 号別紙)等に基づき、①総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額等と、②施設の種類ごとに算出した基準額(以下「基準額」という。)の合計額とを比較して、少ない方の額に所定の国庫補助率を乗じて算出した額等とされている。

## (2) 補助金交付額の算定における火災保険金の取扱い

厚生省(平成13年1月6日以降は厚生労働省)は、補助金の交付額の算定に当たり控除すべき寄附金その他の収入について、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月会発第1312号。以下「昭和35年通知」という。)により定めている。昭和35年通知によれば、控除するその他の収入のうち、火災保険金(共済金等を含む。以下同じ。)の範囲については、過去において補助金等の交付を受けて建設し又は改造改築等により効用の増加した既存建物等(以下「過去に補助金等の交付を受けた建物等」という。)が被災したことによる火災保険金の収入から基準額を基に算出される自己負担相当(以下「自己負担相当額」という。)を控除した額とされている。すなわち、災害復旧費補助金の交付額の算定に当たり、被災した社会福祉施設等が過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当する場合、被災したことによる火災保険金の収入は、次のとおり、総事業費から控除することとなっている。

$$\boxed{\text{総事業費}} - \left[ \boxed{\text{火災保険金の収入}} - \underbrace{\boxed{\text{基準額}} \times \boxed{\text{自己負担率}}}_{\text{自己負担相当額}} \right]$$

(注1) 自己負担率

(注1) 例えば、災害復旧費補助金等の補助率が4分の3の場合、自己負担率は4分の1となる。

一方で、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当しない場合の火災保険金の収入の取扱いについては、昭和35年通知には示されていない。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、災害復旧費補助金の交付額の算定に当たり、火災保険金の取扱いは適切なものとなっているかなどに着眼して、令和元年度から3年度までの間に、16都道府県及び19市から災害復旧費補助金の交付を受けて災害復旧事業を実施した213事業主体の304施設(補助対象事業費計136億4979万余円、国庫補助金交付額計80億7762万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、上記の16都道府県及び19市において、当該事業主体から提出された事業実績報告書等を確認するとともに、厚生労働省本省等において、火災保険金の取扱いについて説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 16都道府県及び19市 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、岡山、熊本各県、札幌、仙台、福島、郡山、いわき、宇都宮、さいたま、川越、千葉、横浜、川崎、長野、京都、大阪、堺、高槻、枚方、神戸、倉敷各市

### (検査の結果)

前記213事業主体の304施設について、被災したことによる火災保険金の受取状況をみたところ、70事業主体が106施設について火災保険金計22億6971万余円を受け取っていた。そこで、上記70事業主体の106施設について、災害復旧費補助金の交付額の算定における火災保険金の取扱いをみたところ、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当しないために総事業費から火災保険金が控除されていないものが、5府県及び1市から災害復旧費補助金の交付を受けた10事業主体の13施設(高齢者関係施設6施設、児童関係施設6施

設、障害者関係施設1施設。補助対象事業費計1億8871万余円、国庫補助金交付額計1億1702万余円)について見受けられた。

しかし、厚生労働省は、昭和35年通知において総事業費から火災保険金を控除する対象を過去に補助金等の交付を受けた建物等に限定した理由を確認できないとしており、次のような理由から、災害復旧費補助金の交付額の算定に当たり総事業費から火災保険金を控除する取扱いを、過去に補助金等の交付を受けた建物等に限定する合理性は乏しいと史料された。

ア 火災保険金は、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当するか否かにかかわらず受け取れるものであり、過去の補助金等の交付の有無により、災害復旧費補助金の交付額の算定における取扱いを異にする特段の必要性はないこと

イ 前記10事業主体の13施設については、事業主体が受け取った火災保険金と災害復旧費補助金等の交付額の合計額が総事業費を超えている状況であること

そこで、前記10事業主体の13施設について、災害復旧費補助金の交付額の算定に当たり、自己負担相当額を除いた火災保険金を総事業費から控除するなどして交付額を試算すると、国庫補助金交付額は当初交付額と比べて計9883万余円減少することになる。

(注3) 5府県及び1市 京都府、福島、茨城、千葉、熊本各県、京都市

このように、災害復旧費補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当する社会福祉施設等に限定して、総事業費から火災保険金を控除する取扱いとしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、災害復旧費補助金の交付額の算定に当たり、過去に補助金等の交付を受けた建物等に該当しない社会福祉施設等に係る火災保険金の控除に関する取扱いの検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、5年8月に通知を發出して、昭和35年通知を廃止した上で、災害復旧費補助金の交付額の算定において、過去の補助金等の交付の有無にかかわらず自己負担相当額を除いた火災保険金を総事業費から控除するなどすることとし、都道府県等に対して、その取扱いを周知するなどの処置を講じた。

また、社会福祉施設等のうち児童関係施設等に係る施設整備の災害復旧事業を対象とした災害復旧費補助金に係る事務が5年4月にこども家庭庁に移管されたことに伴い、同庁も同様の処置を講じた。

- (2) 介護施設等における陰圧装置設置事業の実施に当たり、都道府県に対して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するなどして、事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費
部 局 等	厚生労働本省
交付金の根拠	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)



基金の設置主体	20 都府県	
陰圧装置設置事業の概要	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために介護事業者が実施する介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費を支援する事業	
陰圧装置設置事業の件数及び基金事業助成金額	4,362 件 161 億 7163 万余円(令和 2、3 両年度)	
基金事業助成金額のうち交付金相当額	107 億 8109 万余円(令和 2、3 両年度)	
陰圧室としての機能を有していなかった事態の件数及び交付金相当額	(1) 30 件	3511 万円(令和 2 年度)
予備部品の購入費等を対象経費に含めていた事態の件数及び交付金相当額	(予備部品の購入費等のみの金額が抽出できたもの)	
	(2) 171 件	2174 万円(令和 2、3 両年度)
	(予備部品の購入費等のみの金額が明示されていないもの)	
	(3) 294 件	2 億 8344 万円(背景金額)(令和 2、3 両年度)
(1)及び(2)の計	201 件	5685 万円

## 1 介護施設等における陰圧装置設置事業の概要等

### (1) 介護施設等における陰圧装置設置事業の概要

厚生労働省は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第 64 号)等に基づき、都道府県が作成した計画に基づいて行う事業を支援するために、都道府県に設置する基金(以下「確保基金」という。)の造成に必要な経費の 3 分の 2 に相当する額等について、医療介護提供体制改革推進交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

厚生労働省は、確保基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)について、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)を定めており、令和 2 年 6 月に管理運営要領を改正して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の一環として、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費を支援する事業(以下「陰圧装置設置事業」という。)を基金事業の対象としている。

そして、都道府県は、管理運営要領等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置を設置する介護施設等の事業者(以下「介護事業者」という。)に対して、造成した確保基金を取り崩して助成している(以下、確保基金から取り崩して助成するものを「基金事業助成金」という。)

陰圧装置設置事業の実施方法としては、補助事業者である都道府県が介護事業者に直接基金事業助成金を交付して実施する場合と、都道府県から間接補助事業者である市町村を通じて介護事業者に基金事業助成金を交付して実施する場合がある。

### (2) 陰圧装置設置事業の対象事業及び対象経費

管理運営要領によれば、陰圧装置設置事業の対象事業は、介護施設等において感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダク

ト工事等を行う事業とされている。なお、簡易陰圧装置には必ずしもダクト工事を必要としないものもある。

また、管理運営要領によれば、対象経費は、簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等)とされている。そして、厚生労働本省の説明によれば、予備の交換用フィルターの購入費等(以下「予備部品の購入費等」という。)は対象経費とはなっていないとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、陰圧装置設置事業について、合規性等の観点から、簡易陰圧装置を設置した居室等は陰圧室としての機能を有しているか、対象経費が適切に算定されているかなどに着眼して、20都府県が造成した確保基金を活用して都府県又は管内の市町村が2、3両年度に実施した陰圧装置設置事業4,362件(基金事業助成金計161億7163万余円、交付金相当額計107億8109万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、厚生労働本省及び20都府県において、事業実績報告書等の関係資料や簡易陰圧装置の設置状況を確認するとともに、事業実施に必要な事項の周知方法を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 20都府県 東京都、京都、大阪両府、山形、福島、群馬、埼玉、千葉、神奈川、石川、静岡、愛知、兵庫、島根、広島、愛媛、福岡、長崎、宮崎、沖縄各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 必要なダクト工事を行っておらず居室等が陰圧室としての機能を有していなかった事態

(注2) 愛知県及び京都府管内の8市が実施した陰圧装置設置事業30件(基金事業助成金計5267万余円、交付金相当額計3511万余円)において、居室等にダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置していたもののダクト工事を行っていないため居室等が陰圧室としての機能を有していなかった事態が見受けられた。

この理由について確認したところ、市や介護事業者は、両府県が管理運営要領を受けて管内市町村に対して発出した陰圧装置設置事業に関する事務連絡において、簡易陰圧装置には必ずしもダクト工事を必要としないものもあるため、「ダクト工事の有無は問わない。」などと記載していたことから、ダクト工事を行わなくても陰圧室としての機能を有するものと誤解してしまったなどとのことであった。

(注2) 8市 名古屋、一宮、豊田、安城、小牧、高浜、あま、京都各市

#### (2) 予備部品の購入費等を対象経費に含めていた事態

前記のとおり、対象経費は、簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費や工事費等となっていて、予備部品の購入費等は対象経費とはなっていない。しかし、16府県市(注3)が実施した陰圧装置設置事業計465件(基金事業助成金計8億4020万余円、交付金相当額計5億6013万余円)において、予備部品の購入費等を対象経費に含めていた事態が見受けられた。

(注3) 16府県市 大阪府、山形、福島、群馬、千葉、神奈川、島根、沖縄各県、柏、七尾、名古屋、大府、北名古屋、八尾、東大阪、泉南各市

このうち、請求書等から予備部品の購入費等のみの金額が抽出できた陰圧装置設置事業

が171件(基金事業助成金計4億1503万余円、交付金相当額計2億7669万余円)あり、これに係る予備部品の購入費等の金額は、基金事業助成金計3262万余円、交付金相当額計2174万余円となっており、請求書等に簡易陰圧装置本体を含め一式計上されていて予備部品の購入費等のみの金額が明示されていない陰圧装置設置事業が294件(基金事業助成金計4億2517万余円、交付金相当額計2億8344万余円)となっていた。

予備部品の購入費等を対象経費に含めていた理由について確認したところ、管理運営要領の記述が不明瞭なことから、16府県市や介護事業者が予備部品の購入費等を対象経費として含めてよいものと誤解していたことによるものなどとなっていた。

このように、介護施設等において、必要なダクト工事を行っておらず居室等が陰圧室としての機能を有していなかった事態及び予備部品の購入費等を対象経費に含めていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、一部の都道府県、市町村及び介護事業者において、陰圧装置設置事業の実施についての理解が十分でなかったことなどにもよるが、厚生労働本省において、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて都道府県に対する周知が十分でなかったこと、当該内容について市町村及び介護事業者に周知するよう都道府県に助言していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

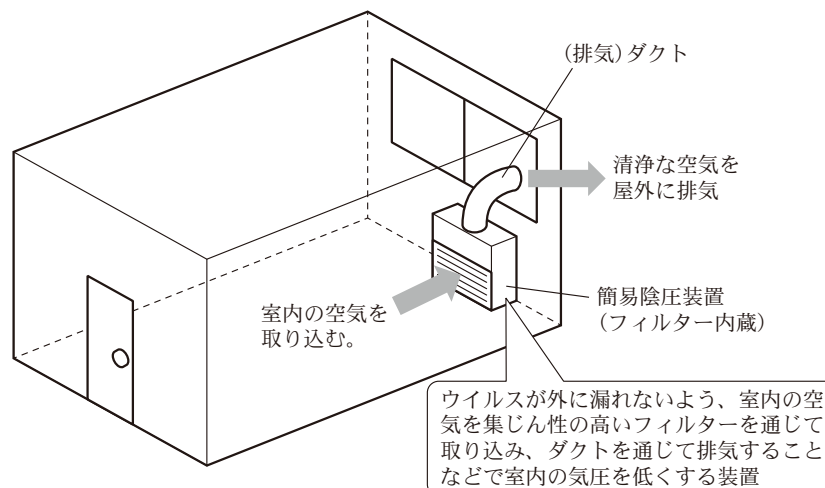
上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働本省は、陰圧装置設置事業が適切に実施されるよう、5年8月に、次のような処置を講じた。

ア 前記30件の事態について、2府県を通じてダクト工事を行うなどして陰圧室としての機能を有するよう求めた。

イ 都道府県に対して、事務連絡を発して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するとともに、都道府県を通じて市町村及び介護事業者に周知するよう都道府県に助言する処置を講じた。

(参 考 図)

ダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置した陰圧室の概念図



- (3) 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定に当たり、労働保険料の収納率を高く維持するという交付目的に照らして、確定保険料が生じていない対象事業主を算定の対象に含めないこととすることにより、報奨金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定) (項)業務取扱費		
部 局 等	厚生労働本省、26 労働局		
報 奨 金 の 概 要	労働保険事務の適正な遂行の労に報い、もって労働保険料の収納率を高く維持するために、労働保険料の納付状況が著しく良好な労働保険事務組合に対して、報奨金を交付することにより労働保険の適正な申告・納付を助長・奨励するもの		
報奨金の交付を受けた労働保険事務組合数及び報奨金の交付額	47 労働局	9,090 労働保険事務組合	193 億 8286 万余円 (令和 2、3 両年度)
上記のうち確定保険料が生じていない対象事業主を報奨金の交付額の算定の対象に含めていた労働保険事務組合数及びこれに係る報奨金の交付額	26 労働局	1,499 労働保険事務組合	6527 万円 (令和 2、3 両年度)

## 1 報奨金制度の概要

### (1) 報奨金の交付目的等

厚生労働省は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険(以下、両保険を合わせて「労働保険」という。)を管掌しており、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。)等の規定に基づき、労働保険事務組合制度を設けている。労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)は、既存の事業主の団体等がその構成員等である中小事業主から委託を受けて、労働保険に係る事務(以下「労働保険事務」という。)を処理するものである。

そして、厚生労働省は、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(昭和 44 年法律第 85 号)の規定に基づき、事務組合に対して、労働保険料に係る報奨金(以下「報奨金」という。)を交付している。労働保険事務組合報奨金交付要領(令和 2 年基発 0706 第 3 号。以下「交付要領」という。)によれば、報奨金の交付目的は、事務組合の労働保険事務の適正な遂行の労に報い、もって労働保険料の収納率を高く維持することとされている。

### (2) 報奨金の交付額の算定方法等

「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令」(昭和 48 年政令第 195 号)、交付要領等によれば、報奨金の交付要件は、事務組合に労働保険事務を委託した事業主のうち常時 15 人以下の労働者を使用する事業主(以下「対象事業主」という。)が納付すべき前年度の確

(注1) 定保険料等の合計額のうち100分の95以上の額が納付されていることなどとされている(以下、前年度の確定保険料等の合計額と納付された額との比率を「収納率」という。)

(注1) 確定保険料 労働保険料には、労働者に支払う賃金総額の見込額等に基づき算定した概算保険料と、実際に支払った賃金総額等に基づき算定した確定保険料とがあり、報奨金の交付要件には確定保険料を用いることとされている。

そして、報奨金の交付額は、①対象事業主の確定保険料のうち実際に納付された額の合計額に100分の2.0を乗じて得た額(定率分)と、②対象事業主の区分に応じて定められた単価(以下「定額分単価」という。)にそれぞれ該当する対象事業主数を乗じて得た額(定額分)との合計額(ただし、1000万円を上限とする。)とされている(次式参照)。

$$\begin{array}{ccc}
 \text{①定率分} & & \text{②定額分} \\
 \boxed{\text{対象事業主の確定保険料のうち実際に納付された額} \times 100 \text{ 分の } 2.0 \text{ の合計額}} & + & \boxed{\text{定額分単価} \times \text{対象事業主数} \text{ (単価の区分別にそれぞれ算定して合計)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注) 対象事業主数が1,000を超える事務組合に対しては、定額分のうち1,000を超える対象事業主に係る報奨金は交付しないこととなっている。

上記②のうち定額分単価については、表のとおり、前年度の対象事業主が常時使用する労働者数(以下「常時使用労働者数」という。)及び労働保険の保険関係の成立状況に応じて3,100円から12,400円までと定められている。

表 対象事業主の区分と定額分単価 (単位：円)

常時使用労働者数	労働保険の保険関係の成立状況	
	両保険加入 注(1)	片保険加入 注(2)
5人未満	12,400	6,200
5人以上15人以下	6,200	3,100

注(1) 労災保険及び雇用保険の両方の保険関係が成立している対象事業主が適用となる。

注(2) 雇用保険加入の所定の要件を満たす労働者がいないため雇用保険の保険関係が成立せず、労災保険の保険関係のみが成立しているなど、労災保険又は雇用保険の保険関係のいずれか一方のみが成立している対象事業主が適用となる。

また、建設の事業等については、労災保険と雇用保険との間で適用される労働者の範囲が異なるため、徴収法等における特例的な取扱いとして、一つの事業主であっても労災保険と雇用保険の保険関係ごとに別個の事業主とみなして取り扱うこととなっている。そして、この場合、定額分の算定に当たっては、労災保険と雇用保険の保険関係ごとに片保険加入の単価を乗ずることとなっている。

報奨金の交付を受けようとする事務組合は、所定の期日までに労働保険事務組合報奨金交付申請書(以下「交付申請書」という。)等を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、交付申請書等の提出を受けた労働局は、交付申請書等の内容の審査を行い、その結果に基づき報奨金の交付額を決定して、事務組合に対して当該交付額を交付することとなっている。

### (3) 確定保険料が生じない事業主

報奨金の交付額の算定の基礎となる確定保険料は、徴収法等に基づき、事業主において

前年度に労働者に実際に支払うなどした賃金総額に所定の保険料率を乗じて算定することとなっている。したがって、前年度に使用する労働者の全てが休職するなどして、事業主において賃金の支払が生じず確定保険料が生じないことがある。

また、徴収法等によれば、労災保険の保険関係について、建設の事業が数次の請負によって行われる場合には、その事業を一つの事業とみなして、元請負人のみを当該事業の事業主とすることとされている。このため、保険料の算定対象期間に下請負のみを実施して、労災保険分の保険料を納付する事業主とならず労災保険分の確定保険料が生じないことがある。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、報奨金の交付額が事務組合における労働保険料の収納率を高く維持するという報奨金の交付目的に照らして適切に算定されているかなどに着目して、令和2、3両年度に47労働局が計9,090事務組合(両年度の純計。以下、事務組合数の両年度計について同じ。)に対して交付した報奨金の交付額計193億8286万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、厚生労働本省及び<sup>(注2)</sup>15労働局において会計実地検査を実施するとともに、これらの会計実地検査を実施した15労働局を含む47労働局から、交付申請書等の関係書類の提出を受けるなどして、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 15労働局 北海道、青森、群馬、千葉、東京、神奈川、福井、三重、大阪、和歌山、香川、福岡、長崎、大分、沖縄各労働局

### (検査の結果)

検査したところ、計<sup>(注3)</sup>26労働局(2年度26労働局、3年度22労働局。合計は純計)において、労災保険と雇用保険の保険関係ごとに別個の事業とみなして取り扱う建設の事業を営む対象事業主等のうち、労災保険分の保険料の算定対象期間中に実施した建設の事業の全てが下請負であるなどしていたため確定保険料が生じていない2年度計5,562対象事業主及び3年度計5,574対象事業主を、定額分の算定対象に含めて報奨金の交付額を算定していた事務組合が計1,499事務組合(2年度1,200事務組合、3年度1,224事務組合)見受けられた。

(注3) 26労働局 北海道、青森、岩手、秋田、山形、群馬、千葉、東京、神奈川、山梨、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、鳥取、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄各労働局

これに対して、厚生労働本省は、上記のように確定保険料が生じていない対象事業主を定額分の算定対象に含めるかどうかについて、労働局に統一的に示していなかった。

しかし、上記の対象事業主については、納付すべき確定保険料がないことから、事務組合における労働保険料の収納率の維持に影響を及ぼすことはない。

したがって、事務組合における労働保険料の収納率を高く維持することとする報奨金の交付目的に照らすと、前記の確定保険料が生じていない対象事業主(これに係る報奨金の交付額2年度3260万余円、3年度3266万余円、計6527万余円)を、報奨金の交付額の算定の対象に含めていたことは適切ではないと認められた。

このように、報奨金の交付目的が労働保険料の収納率を高く維持することとなっているの

に、収納率に影響のない確定保険料が生じていない対象事業主を定額分の算定対象に含めて報奨金を算定して交付していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働本省において、報奨金の交付目的に照らして、適切な交付額の算定方法を定めることの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働本省において、報奨金が交付目的に照らして適切に交付されるよう、5年7月に交付要額の改正を行い、報奨金の交付額の算定に当たっては、確定保険料が生じていない対象事業主を定額分の算定対象に含めずに算定することを定めて労働局に周知するとともに、同年10月までに、これに基づき算定することについて労働局を通じて事務組合に対して周知する処置を講じた。

令和2年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について

〔令和2年度決算検査報告 158 ページ参照〕  
〔令和3年度決算検査報告 211 ページ参照〕

#### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づき、国民健康保険の保険者である市町村(特別区等を含む。以下同じ。)に対して、低所得者を多く抱える保険者の財政基盤を強化することを目的として保険基盤安定負担金(以下「負担金」という。)を交付している。同法等によれば、市町村は、保険者支援分として、当該年度に納付すべきとして賦課した一般被保険者に係る保険料(保険税を含む。以下同じ。)の総額(以下「保険料算定額」という。)を一般被保険者の数で除して算定した一般被保険者一人当たりの平均保険料算定額に、保険料の軽減割合ごとに区分して集計した世帯に属する一般被保険者の数及び所定の割合をそれぞれ乗じて得た額を合算した額を算定し、この額を一般会計から当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない(以下、これにより繰り入れる金額を「繰入金額」という。)こととされており、国は、繰入金額の2分の1に相当する額を負担金として交付することとされている。そして、国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱によれば、負担金の交付決定には、証拠書類を整理し、保管しておかなければならないことなどの条件が付されることとされている。しかし、負担金の交付額を算定する際に用いる保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表(以下「算出基礎表」という。)を確認したところ、次の算定式のとおり、保険料算定額のうち、一般被保険者について算定した均等割額の総額(以下「均等割総額」という。)は一般被保険者数に各市町村が条例で定める均等割額を乗じて得られる額と一致し、世帯について算定した平等割額の総額(以下「平等割総額」という。)は世帯数に各市町村が条例で定める平等割額を乗じて得られる額と一致するものであるのに、111市町村においては、少なくともいずれかが一致していないため、負担金の交付額が適正に算定されていないと認められた。

(算定式)

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{均等割総額}} = \boxed{\text{一般被保険者数}} \times \boxed{\text{各市町村が条例で定める均等割額}} \\
 \boxed{\text{平等割総額}} = \boxed{\text{世帯数}} \times \boxed{\text{各市町村が条例で定める平等割額}}
 \end{array}$$

そして、これらの市町村では、算出基礎表を作成するために必要なデータ(以下「算定用データ」という。)の抽出条件を誤るなどしており、このうち12市町において負担金の交付額が過大となっている事態並びに84市町村において過年度分の算定用データをシステムから抽出することができず適正な繰入金額及び負担金の交付額を算定できない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和3年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 12市町に対して過大に交付されていた負担金について速やかに返還を求め、また、適正な負担金の交付額を算定できなかった84市町村に対して、市町村が現在保有している各種資料に基づき適切に負担金の交付額を算定させ、過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった場合には、速やかに返還を求め(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 都道府県を通じて市町村に対して、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、これらに用いる算定用データを抽出する時点等の抽出条件について周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して、負担金の事業実績報告書の審査並びに繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、均等割総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどの確認方法により、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することについて周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

エ 都道府県を通じて市町村に対して、負担金の交付額を再度算定する場合に必要なデータを交付決定の条件に従って適切に整理し、保管することについて周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 12市町のうち、返還の必要がないと判明した1市を除いた11市町に対して、4年3月に返還を求めた。また、84市町村に対して、市町村が保有している各種資料に基づき適切に負担金の交付額を算定させ、過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった41市町村のうち、34市町村に対して過大に交付されていたと認められる負担金相当額について、同月に返還を求めた。そして、残りの7市町に対して過大に交付されていたと認められる負担金相当額について、5年3月までに返還を求めた。

イ 3年12月に、厚生労働省が都道府県及び市町村との間で運用しているポータルサイトに通知を掲載することにより、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、これらに用いる算定用データを抽出する時点等の抽出条件について、市町村に対して周知徹底した。



ウ イの通知により、負担金の事業実績報告書の審査並びに繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、均等割総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどの具体的な確認方法を示すことにより、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することについて、都道府県及び市町村に対して周知した。

エ イの通知により、負担金の交付額を再度算定する場合に必要な世帯数等のデータを交付決定の条件に従って適切に整理し、保管することについて、市町村に対して周知した。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1) 障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について

(令和3年度決算検査報告 173 ページ参照)

##### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省(令和5年4月1日以降はこども家庭庁)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、障害児通所支援に要した費用について、市町村(特別区を含む。)が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。そして、障害児通所給付費の算定に当たっては、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど支援の強化を図るために、事業所に配置すべき従業者の員数に加えて、児童指導員等を一人以上配置している場合等に、児童指導員等加配加算を算定することとなっており、児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」という。)を配置していない期間は当該加算を算定できないこととなっている(以下、これを「児童指導員等加配加算の要件」という。)。しかし、9都県及び13市区の96指定障害児通所支援事業者等(以下、指定障害児通所支援事業者等を「事業者」という。)の119事業所において、管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定していたため、障害児通所給付費の支払において児童指導員等加配加算の額が過大となっている事態が見受けられた。そして、厚生労働省は、児童指導員等加配加算の要件について誤解しているなどの都県等及び事業者があるということ十分に把握していなかったため、管理責任者が児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者であることについて「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」(以下「Q&A」という。)等に記載していなかったり、児童指導員等加配加算の算定に必要な児童指導員等の人数を満たしているかを確認できる届出(以下「加算届」という。)の様式に管理責任者の配置についての記載欄を設けていなかったりして児童指導員等加配加算の要件について十分に周知していないなどしていた。

したがって、厚生労働大臣に対して4年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所の障害児通所給付費について、返還手続が未済の事業所に対して、9都県及び13市区を通じるなどして、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 都道府県、政令指定都市、中核市又は児童相談所を設置する市等(以下「都道府県等」という。)に対して、Q&A等に記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示すなどした上で、児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

## 2 当局の処置状況

本院は、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第76号)に基づき厚生労働省が実施していた障害児通所支援に係る事務が5年4月に移管されたこども家庭庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省(5年4月1日以降はこども家庭庁)は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所のうち返還手続が未済であった92事業者の115事業所については、このうち31事業者の32事業所に対して、5年6月までに、7県及び7市を通じて、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせた。

イ 5年3月に都道府県等に対して、事務連絡を発し、Q&Aに記載するなどの方法により児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、管理責任者の配置についての記載欄を設けた加算届の様式を示した上で、児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

ウ イの事務連絡により、事業者に対して、都道府県等を通じて、イと同様に、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者を確認する際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知した。

一方、こども家庭庁は、返還手続が未済であった92事業者の115事業所のうち返還手続を行わせた31事業者の32事業所を除く残りの61事業者の83事業所に対して、今後、5都県及び7市区を通じて、適正な額の算定を行わせた上で、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせることとしている。

## (2) 雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給に関する事後確認の実施について

(令和3年度決算検査報告179ページ参照)

### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

厚生労働省は、休業又は教育訓練を行った事業主に対して、雇用調整助成金を支給したり、緊急雇用安定助成金を支給したりしている(以下、これらを合わせて「雇用調整助成金等」という。)。また、同省は、休業させられている期間の賃金の支払を受けることができなかった労働者に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給したり、新型コロ

ナウイルス感染症対応休業支援給付金を支給したりしている(以下、これらを合わせて「休業支援金等」という。)。そして、同省は、雇用調整助成金等又は休業支援金等の支給を迅速化するために、支給決定の際に行う審査の迅速化を行うなどする一方で、支給後に不正受給の有無等の確認(以下「事後確認」という。)に取り組むことにより適切な支給を確保するとしている。しかし、雇用調整助成金等と休業支援金等が重複して支給されること(以下「重複支給」という。)や休業支援金等について同一月の休業を対象として再度の支給申請が行われて二重に支給していること(以下「二重支給」という。)の有無に関する事後確認が適切に行われるなどしておらず、その把握及びそれに対する措置が講じられていない事態、及び雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所を訪問して行う調査(以下「実地調査」という。)の対象とする事業主の範囲がリスクの所在等を踏まえて設定されておらず、対象範囲外の事業主に不正受給が見受けられている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和4年8月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求した。

- ア ①休業支援金等の不正受給が疑われる場合以外についても保有するデータを活用するなどして事後確認の一環として重複支給の有無を確認することとするとともに、②重複支給が見受けられた事業主やそれらの事業主に雇用されていた労働者において重複支給に係るものとは別に同様の態様等により不正受給が行われていないかという点にも留意して調査を行うこととして、①及び②の具体的な方法を策定すること、また、既に重複支給が確認された雇用調整助成金等及び休業支援金等について事実関係を特定して不正受給額を返還させる措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの)
- イ 保有するデータを活用するなどして事後確認の一環として二重支給の有無を確認することとして、その具体的な方法を策定すること、また、既に二重支給が確認された休業支援金等について不適正な支給額を特定して返還させる措置を講ずること(同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 実地調査の対象とする事業主の範囲を設定するに当たり、不正な支給申請を行うリスクが想定される事業主が取り込まれることとなるよう、リスクの所在等に十分に留意して実地調査の対象とする事業主の範囲を設定することとする見直しを行い、見直し後においてリスクの程度を適切に評価することにより付した優先度に基づき実地調査の対象とする事業主を選定することとして、その具体的な方法を策定すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

## 2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、4年8月に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア ①厚生労働本省において、雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給データから重複支給の可能性のある労働者を抽出したリストを四半期ごとに作成の上、労働局において当該リストを基に重複支給の有無について調査を行うこととした。②この調査により重複支給が判明した場合は、重複支給が見受けられた事業主やそれらの事業主に雇用されていた労働者

働者において重複支給に係るものとは別に同様の態様等により不正受給が行われていないかという点にも留意して調査することとした。

また、既に重複支給が確認された199事業主に雇用されていた437労働者の休業から、事業主の破産手続が完了しているなどして返還させる措置を講ずることが困難であったり、事実関係を特定した結果、返還させる必要がないことが判明したりした14事業主に雇用された27労働者の休業を除いたもののうち、173事業主に雇用された378労働者の休業について、5年6月までに、事実関係を特定して返還させる措置を講じた。

イ 厚生労働本省において、休業支援金等の支給データから二重支給の可能性のある労働者を抽出したリストを四半期ごとに作成の上、労働局において当該リストを基に二重支給の有無について調査を行うこととした。

また、既に二重支給が確認された164事業主に雇用されていた185労働者から、労働者が死亡しているなどして返還させる措置を講ずることが困難であったり、不適正な支給額を特定した結果、返還させる支給額が生じないことが判明したりした20事業主に雇用された20労働者を除いたもののうち、132事業主に雇用された145労働者について、5年6月までに、不適正な支給額を特定して返還させる措置を講じた。

ウ 実地調査の対象とする事業主の選定に当たり、厚生労働本省において、不正受給のリスクが相対的に高いと思料される事業主の要件を設定し、労働局において、当該要件に必要に応じて労働局が有する知見等により不正受給のリスクが相対的に高いと思料される事業主の要件を加えた上で、これらの要件に該当する数が多い事業主から順に調査可能な事業主数の範囲内で実地調査の対象リストに掲載することとした。そして、労働局において、休業等の規模、雇用調整助成金等の支給額等を踏まえて設定した優先度に基づいて、当該リストに掲載した事業主の実地調査を行うこととした。

一方、厚生労働省は、アの既に重複支給が確認されたもののうち、事実関係の特定に至っていない<sup>(注1)</sup>19事業主に雇用された<sup>(注1)</sup>35労働者の休業について、また、イの既に二重支給が確認されたもののうち、不適正な支給額の特定に至っていない<sup>(注2)</sup>19事業主に雇用された20労働者については、これらの事業主や労働者を訪問するなどして調査を実施しており、今後事実関係を特定して返還させる措置を講ずることとしている。

(注1) 複数の事態に該当する事業主及び労働者があるため、アに記載した事業主数又は労働者数とこれらの数を合計しても、既に重複支給が確認された休業に係る事業主数(199事業主)や労働者数(437労働者)とは一致しない。

(注2) 複数の事態に該当する事業主があるため、イに記載した事業主数とこの数を合計しても、既に二重支給が確認された事業主数(164事業主)とは一致しない。

### (3) 雇用調整助成金に係る支給額の算定方法について

(令和3年度決算検査報告188ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

厚生労働省は、雇用する雇用保険被保険者について休業又は教育訓練(以下「休業等」という。)を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額(以下「休業手当」という。)に相当する額を対象として雇用調整助成金を支給している。雇用調整助成金の支給額は、①休業等を行った期間ごとに、事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった

前年度の賃金総額を前年度の被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額に、事業主が労働組合等との間で締結した協定に基づく休業手当の支払率を乗ずることにより休業手当相当額を算定し、②これに所定の助成率を乗ずることにより1人1日分の助成額単価を算出し、③その額とその額の上限として同省が設定した額(以下「日額上限額」という。)のいずれか低い額に休業等を行った延べ日数を乗ずることにより算定することとなっている。また、同省は、新型コロナウイルス感染症が経済社会情勢に大きな影響を及ぼしていることなどを踏まえて、令和2年4月以降、特例として助成率や日額上限額を引き上げるなどしている(以下、この特例を「コロナ特例」という。)。しかし、雇用調整助成金に係る支給額の算定方法において、休業手当の支払率の対象とした、労働の対償として支払われるもの(以下「賃金等」という。)の範囲を考慮することとされていないことにより、一部の事業主において、賃金等のうち、休業手当の支払対象となっていない部分に対しても助成が行われることになっていた。このため、コロナ特例による助成率や日額上限額の引上げに伴って、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る額(以下「超過額」という。)が相当生じている状況となっている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働本省において、雇用調整助成金の支給が助成金としての役割に沿ったものとなるよう、事業主の支給申請に係る負担の軽減や支給事務の迅速性の確保に配慮しつつ、雇用調整助成金の支給額の算定に当たり、支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとするなど、超過額を極力生じさせない合理的な雇用調整助成金に係る支給額の算定方法とするよう、厚生労働大臣に対して4年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、5年9月に雇用調整助成金に係る支給要領を改正し、雇用調整助成金に係る支給額の算定に当たって超過額を生じさせないように、事業主が実際に支払った休業手当の総額に助成率を乗じて得た額を基に支給額を算定する方法に改めて、休業等を行った期間の初日が6年1月1日以降のものから適用することとする処置を講じていた。

### (4) 生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況について

(令和3年度決算検査報告195ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、都道府県及び市町村に対して、生活保護システムと情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。)とを接続し、社会保障・税番号制度の円滑な施行に資することを目的として、生活保護システム等の改修に必要な経費等を対象に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等を交付している。厚生労働省は、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)に対して、情報提供NWSを通じて、行政手続に必要な情報をやり取りすること(以下「情報連携」という。)により、省略可能な書類があったり、生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条に基づく調査に要する時間が縮減されたりするなど、事業主体において業務上の利点

があること、情報連携を行うには、業務フローの確認及び見直しの必要性があることなどを示した多数の通知(以下、これらの通知を含め、厚生労働省が情報連携に関して発出した通知を「情報連携通知」という。)を発出している。しかし、23都道府県の35事業主体において、情報照会(情報提供NWSを通じて、他の機関に対して当該機関の保有する情報の提供を求めることをいう。以下同じ。)が全く実施されておらず、生活保護システム等の改修の効果が十分に発現されていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 事業主体に対して、情報照会の実施に係る業務フローの確認及び見直しの必要性や情報照会の実施による業務上の利点等を示している情報連携通知等の内容を理解しやすく整理した上で、改めて周知すること
- イ 都道府県等に対して、事業主体における情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう改めて周知すること

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 5年3月に事務連絡を発して、情報連携通知等を内容に基づいて分類したり、情報連携に関する留意点を質疑応答形式でまとめたりして、情報連携通知等の内容を理解しやすく整理した上で、事業主体に対して改めて周知した。
- イ アの事務連絡により、事業主体における情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう都道府県等に対して改めて周知した。

## (5) 施設整備補助金により社会福祉施設等に整備した非常用設備等の耐震性の確保の状況について

(令和3年度決算検査報告200ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、災害時に入所者等の安全を確保するため、地方公共団体が行う高齢者関係施設への非常用自家発電設備及び受水槽等の給水設備(以下、これらを合わせて「非常用設備等」という。)の整備に、又は社会福祉法人等が行う高齢者関係施設への非常用設備等の整備に対し都道府県若しくは市町村(特別区を含む。以下同じ。)が補助する事業に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付している。また、社会福祉法人等が行う障害児者関係施設への非常用設備等の整備に対し都道府県又は政令指定都市若しくは中核市が補助する事業に、社会福祉施設等施設整備費補助金を交付している(以下、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を合わせて「施設整備補助金」、社会福祉法人等が行う非常用設備等の整備に対し都道府県又は市町村が補助する事業に施設整備補助金を交付する場合の都道府県又は市町村を「都道府県等」、施設整備補助金により非常用設備等を整備する地方公共団体又は社会福祉法人等を「事業主体」という。)。同省によれば、施設整備補助金に係る交付要綱等において耐震性を確保する必要性等は示されていないものの、整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等は施設整備補助金を交付するなどとしている。しかし、施設整備補助金

による非常用設備等の整備に当たり、非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されていないなどして、耐震性が確保されているか確認できず、地震の際に有効に機能しないおそれがある事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 都道府県等に対して、事業主体が施設整備補助金により整備する非常用設備等が地震時に転倒することなどがないように耐震性を確保する必要があることを周知するとともに、施設整備補助金の事前協議等に当たって、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性、及び耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくことが必要であることを事業主体に周知するなど、耐震性が確保されているか確認するに当たっての留意点等を示すこと
- イ 都道府県等に対して、非常用設備等の耐震性の確保に係る項目を加えた事前協議等に用いるチェックリスト等を示すことにより、地方厚生(支)局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにすること

## 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 4年11月及び12月に都道府県等に対して事務連絡を発出して、事業主体が施設整備補助金により整備する非常用設備等が地震時に転倒することなどがないように耐震性を確保する必要があることを周知するとともに、施設整備補助金の事前協議等に当たって、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性、及び耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくことが必要であることを事業主体に周知するなど、耐震性が確保されているか確認するに当たっての留意点等を示した。
- イ アの事務連絡により、都道府県等に対して、非常用設備等の耐震性の確保に係る項目を加えた事前協議等に用いるチェックリスト等を示すことにより、地方厚生(支)局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにした。

## 第7 農林水産省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (205) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了した事実として検査調書を作成して会計法令に違反していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産物・食品輸出促進対策費
部 局 等	農林水産本省
契 約 名	選手村における日本産食材提供による魅力発信業務
契 約 の 概 要	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設において国産豚肉を使用したメニューの提供を行うために国産豚肉の調達、加工、保管等を行うもの
契 約 の 相 手 方	スターゼン株式会社
契 約	令和3年2月 随意契約
契 約 金 額	19,145,781 円(令和2年度)
会計法令に違反する会計経理により支払われた額	19,145,781 円

(後掲 558 ページの「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」参照)

### 1 選手村における日本産食材提供による魅力発信業務等の概要

#### (1) 選手村における日本産食材提供による魅力発信業務の概要

農林水産本省は、令和3年2月に「選手村における日本産食材提供による魅力発信業務」に係る請負契約(契約金額 19,145,781 円、契約期間 3年2月16日から同年3月31日まで。以下「本件契約」という。)をスターゼン株式会社(以下「会社」という。)との間で随意契約により締結して、同年4月に契約金額全額を会社に支払っている。

本件契約は、契約書によれば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)の選手村に設置される飲食提供施設において、発信力のある選手に対して国産豚肉を使用したメニューが提供されるようにすることにより、高品質な日本産食材を体験した選手にその魅力を世界に発信してもらうことなどを業務の目的とすることとされている。

そして、本件契約に基づき会社が行うこととされている業務内容は、国産豚肉を調達して、選手村において飲食提供等の業務を行う業者(以下「フードサービス業者」という。)が



求める基準並びに農林水産本省が指定する規格及び数量を満たすように加工して、加工した国産豚肉計 6,264kgを保管すること、上記の国産豚肉の調達、加工及び保管等を行う際に見受けられた課題及びそれらの改善点についての報告書を作成することなどとなっている。

## (2) 契約書の作成等に関する会計法令の概要

国が行う会計経理については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令に基づき、行うこととされている。すなわち、契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、契約を締結する場合には、原則として、契約の目的、契約金額、履行期限等の契約内容を記載した契約書を作成しなければならないこととなっている。また、契約担当官等は、物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了を確認するために必要な検査を行わなければならないこととなっている(以下、契約担当官等及び契約担当官等から検査を命ぜられた補助者を合わせて「検査職員」という。)。そして、検査職員は、検査を完了した場合においては、原則として、検査調書を作成しなければならないこととなっている。また、検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないこととなっている。

## 2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、契約書の記載内容が適正なものとなっているか、契約書に記載された業務の履行の完了が適正に確認されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、農林水産本省及び会社において、契約書、検査調書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

### (1) 合意した内容と異なる内容の契約書を作成していた事態

会社は、本件契約の締結前から、フードサービス業者との間で、選手村の飲食提供施設で使用される畜産物の納入に関する契約(以下「畜産物納入契約」という。)を締結していて、畜産物納入契約には会社が外国産豚肉を納入する内容が含まれていた。そして、農林水産本省によると、2年11月頃、畜産物納入契約を前提として、会社との間で、選手村の飲食提供施設に納入が予定されていた外国産豚肉の一部 11,215kg(加工後の数量。以下、豚肉の数量については加工後のものである。)を国産豚肉に切り替えるために、次の①、②等の点について口頭で合意したとしている。

- ① 会社は加工前の国産豚肉を調達して、フードサービス業者が求める基準を満たすように加工を行って保管し、大会が終了する3年9月まで、フードサービス業者が指定する倉庫へ逐次納入すること
  - ② 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額(以下「調達差額」という。)等を会社に支払うこと
- したがって、農林水産本省が上記①の内容による役務の提供を受けるに当たっては、会計法令に基づき、会社がフードサービス業者との間で締結した畜産物納入契約を前提として外国産豚肉 11,215kgを国産豚肉に切り替えるものであること、役務の提供を受ける期間

が業務開始を予定している時期(3年2月頃)から同年9月までであることなどを内容とする契約書を作成するなどの必要があった。この場合、役務の提供を受ける期間が複数年度にわたることから、年度ごとに業務を分割して2件の契約とするなど、会計法令に基づく所要の手続をとる必要があった。

しかし、農林水産本省は、表のとおり、本件契約を構成する主要な事項について、合意した内容、すなわち、実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容の契約書を作成していた。

表 合意した内容と契約書の記載内容との主な異同点

本件契約を構成する主要な事項	合意した内容	契約書の記載内容
契約の目的	外国産豚肉 11,215 kgを国産豚肉に切り替えて納入すること  【実施する業務の内容】 ・国産豚肉の調達 ・調達した国産豚肉の加工 ・加工した国産豚肉の保管 ・保管した国産豚肉の納入 ・報告書の作成 等	国産豚肉を調達し、加工して、加工後のもの 6,264 kgを保管すること  【実施する業務の内容】 ・国産豚肉の調達 ・調達した国産豚肉の加工 ・加工した国産豚肉の保管  ・報告書の作成 等
契約金額 (契約金額の構成要素)	外国産豚肉 11,215 kgを国産豚肉に切り替えて納入することに伴い必要となる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額等	国産豚肉 6,264 kgを保管するのに必要となる調達、加工、保管等に要する費用等
履行期限 (業務を実施する期間)	大会が終了する令和3年9月 (業務開始を予定している同年2月頃から大会が終了する同年9月まで)	3年3月31日 (契約締結日である同年2月16日から同年3月31日まで)

上記の相違が生じた経緯等を確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 契約の目的における国産豚肉の数量や契約金額の構成要素

農林水産本省は、合意した内容に基づき、外国産豚肉から国産豚肉へ切り替える数量は11,215kgであるとして、当該数量に係る調達差額を14,947,545円(消費税及び地方消費税を除く。以下、アにおいて同じ。)と算出するなどしていた。一方、農林水産本省は、前記のとおり、合意した内容は会社がフードサービス業者との間で締結した畜産物納入契約を前提とするものであり、合意した内容をそのまま本件契約の内容に反映させる場合には、本件契約の内容が複雑になると考えたことから、本件契約の内容について、簡潔なものとなるように、合意した内容とは異なる内容に置き換えることとしたとしている。その一環として、農林水産本省は、調達差額14,947,545円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用であると装うこととしたとしていて、契約書に記載された国産豚肉の数量6,264kgについても架空のものであった。

イ 実施する業務の内容及び業務を実施する期間

農林水産本省は、合意した内容に基づき、業務を実施する期間は業務開始を予定している3年2月頃から大会が終了する同年9月までであるとしていた。そして、農林水産本省は、合意した内容をそのまま本件契約の内容に反映させる場合には、年度ごとに業務を分割して2件の契約とするなどの煩雑な手続をとる必要があり、業務全体が単年度で完了することとすればそのような手続をとる必要がなくなると考えたことから、本件契約における業務を実施する期間を契約締結日から同年3月31日までとして、同年4月以降に実施する業務は発生しないことを装うこととしたとしている。また、農林水産

本省は、本件契約における業務を実施する期間を契約締結日から同年3月31日までとすると、実施する業務の内容に国産豚肉の納入を含めることは大会が終了する時期(同年9月)との関係で不自然であることから、契約書に記載する業務の内容についても加工した国産豚肉を保管するまでとしていて、合意した内容の一部であり、国産豚肉を選手村の飲食提供施設に提供する上で不可欠となる国産豚肉の納入を含めていなかった。

前記のとおり、会計法令によれば、契約担当官等は契約を締結する場合には、原則として、契約の目的、契約金額、履行期限等の契約内容を記載した契約書を作成しなければならないこととされている。これは、いわゆる口頭のみでの合意をもっては、契約条項の全てについて、相互にそれを了知し得ることが不十分であり、そのため後日契約上の紛争や疑義が生じ、結果として国が損害を被ることがあり得るので、これを防止しようとするものであると解されている。

それにもかかわらず、農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、合意した内容とは異なる内容の契約書を作成していた。

## (2) 契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していた事態

本件契約については、(1)のとおり、本件契約を構成する主要な事項について、農林水産本省と会社とが合意した内容、すなわち、実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容を記載した契約書が作成されていて、実際に実施された業務の状況は契約書に記載された内容と乖離していると想定された。そこで、本件契約の履行期限である3年3月31日時点における契約書に記載された業務の履行状況について確認したところ、契約書に記載された業務のうち、国産豚肉の調達の一部行われていたものの、加工は開始されておらず、加工後の状態で保管されている国産豚肉はなかった。また、報告書は提出されていたものの、加工や保管が行われていない状況で作成された不完全なものであった。

一方、本件契約の検査職員には、外国産豚肉を国産豚肉へ切り替えるための合意に向けた会社との調整等に携わっていて、実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容を記載した契約書が作成されていることなどを認識していた職員が任命されていた。そして、当該検査職員は、国産豚肉の調達が完了しておらず、加工や保管は行われていないなどの状況に基づいて、検査の結果が本件契約の内容に適合しないことなどを記載した検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、3年3月31日に、契約書に記載された業務の履行の完了を確認したこととして、事実と異なる内容を記載した検査調書を作成して、支出負担行為担当官に提出していた。その後、農林水産本省は、当該検査調書に基づくなどして、同年4月に契約金額全額を会社に支払っていた。

このように、本件契約について、契約を構成する主要な事項について合意した内容とは異なる内容の契約書を作成していた事態、及び契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していた事態は、会計法令に違反して著しく適正を欠いており、本件契約に係る支払額19,145,781円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、農林水産本省において、契約書の作成や契約書に記載された業務の履行の完了の確認に当たり、会計法令を遵守して適正な会計経理を行う必要性についての認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

## 工 事

- (206) 山林施設災害関連事業等の実施に当たり、概算数量で設計していた仮設工について、実際の施工数量に基づく設計変更を行っていなかったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)治山事業費 (項)山林施設災害復旧事業費 (項)山林施設災害関連事業費
部 局 等	中部森林管理局東信森林管理署
工 事 名	池ノ沢災害関連ほか1 治山工事
工 事 の 概 要	山林施設災害関連事業等として、災害により溪床に堆積した不安定土砂の移動を防止することなどを目的として治山ダムを設置等するもの
契 約 額	128,040,000 円(当初契約額 124,850,000 円)
請 負 人	青木建設工業株式会社
契 約	令和2年3月 一般競争契約
しゅん功検査	令和3年10月
支 払	令和2年7月、3年11月
割高となっていた契約額	12,398,241 円(令和2、3両年度)

### 1 工事の概要

中部森林管理局東信森林管理署(以下「東信署」という。)は、令和元年東日本台風により被災した長野県上田市所在の角間山国有林に治山ダムを設置等するために、令和元年度から3年度までの間に「池ノ沢災害関連ほか1 治山工事」を、一般競争契約により、青木建設工業株式会社に契約額 128,040,000 円で請け負わせて実施している。

本件工事は、被災した既設の治山ダムを補修するとともに、災害により溪床に堆積した不安定土砂の移動を防止することなどを目的とした治山ダム等を新たに設置するために、谷止工等及びこれに必要な仮設工を実施したものである。

このうち、仮設工は、谷止工等に必要な資材等を運搬するために、既設の烏帽子林道等(林道台帳における延長計 5,437m。以下「林道区間」という。)における損壊箇所の補修等と、既設の森林作業道等から新設する治山ダム等の施工現場までの区間(延長計 510m。以下「施工現場区間」という。)における新たな仮設作業道の作設(以下、これらを合わせて「仮設作業道作設等」という。)を行うなどするものである。

「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議決定)によれば、災害発生後の緊急対応に当たっては、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であるとされている。

また、「森林整備保全事業に係る設計変更等ガイドラインについて」(平成28年28林整計第156号)によれば、仮設及び施工方法の一切の手段の選択を受注者の責任で行う任意仮設につ

いては、仮設及び施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としないが、当初積算時の想定と現地条件が異なるなどの場合は、必要に応じて設計変更を行うこととされている。そして、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年7林野管第161号)によると、国有林野事業の工事を請負契約に付する場合には、国有林野事業工事請負契約約款を適用することとなっており、同約款によれば、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができ、この場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更しなければならないとされている。

## 2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、契約額の変更が工事の実態を踏まえて適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、東信署において、契約書、設計図書、施工写真等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

東信署は、当初設計に当たり、仮設工を任意仮設とすることとし、仮設作業道作設等については、早期に施工する必要があるなどとして、概算数量により積算することとし、その数量を次のとおり計上していた。

- ① 林道区間における仮設作業道作設等のための切土及び盛土に係る土量(以下「切盛土量」という。)を計5,400m<sup>3</sup>、施工現場区間における切盛土量を計2,550m<sup>3</sup>、合計7,950m<sup>3</sup>とする。
- ② 林道区間及び施工現場区間において、土留めなどで使用する大型土のうの数量を600袋とする。

そこで、実際の仮設作業道作設等に係る施工数量について、設計図書、施工写真、現地の施工状況等を確認したところ、林道区間の損壊が想定よりも少なかったことなどから、林道区間における切盛土量は計3,761.9m<sup>3</sup>、施工現場区間における切盛土量は計2,032.1m<sup>3</sup>、合計5,794m<sup>3</sup>となっており、また、使用した大型土のうは13袋となっていて、当初積算時の概算数量よりも大幅に少なくなっていた。

そして、前記のとおり、任意仮設であっても、当初積算時の想定と現地条件が異なるなどの場合は、必要に応じて設計変更を行うこととされていることから、上記の現地における施工状況を踏まえると、設計変更をする必要があったのに、東信署は、任意仮設についてはその対象とならないと誤認していたことから、実際の施工数量に基づいた設計変更を行っていなかった。このため、切盛土量2,156m<sup>3</sup>分、大型土のう587袋分等について過大となっていた。

したがって、実際の施工数量に基づくなどして、本件工事費を修正計算すると、他の項目において過少となっていた費用を考慮しても、工事費の総額は115,641,759円となることから、本件契約額128,040,000円はこれに比べて12,398,241円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東信署において、当初積算時の想定と現地条件が異なるなどの場合における任意仮設に係る設計変更の必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

## 補 助 金

- (207) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (222)

第3章  
 第1節  
 第7  
 農林水産省

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)消費者・食農連携深化対策費 (項)農業経営対策費 (項)担い手育成・確保等対策費 (項)国産農産物生産・供給体制強化対策費 (項)6次産業化市場規模拡大対策費 (項)農業生産基盤整備事業費 (項)農業施設災害復旧事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産業復興事業費
部 局 等	農林水産本省、5農政局
補助等の根拠	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県4、団体2、計6補助事業者等 (県1、団体1、計2事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	県2、市5、町1、団体等10、計18間接補助事業者等 (市3、町1、団体等10、計14事業主体)
補助事業等	経営継続補助事業、農村地域防災減災事業、農業次世代人材投資事業(平成28年度以前は、青年就農給付金事業)等
事業費の合計	2,925,491,357 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	1,643,762,534 円
不当と認める事業費の合計	244,355,574 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	195,491,668 円

### 1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

### 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、42都道府県、476市町村及び1,306団体等におい

て、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、1県、4市町、11団体等、計16事業主体が実施した経営継続補助事業、農村地域防災減災事業、農業次世代人材投資事業(平成28年度以前は、青年就農給付金事業)等に係る国庫補助金195,491,668円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの  
11件 不当と認める国庫補助金 26,776,020円
- (2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの  
2件 不当と認める国庫補助金 54,744,981円
- (3) 工事の設計が適切でなかったもの  
1件 不当と認める国庫補助金 109,934,567円
- (4) 工事費の積算が過大となっていたもの  
1件 不当と認める国庫補助金 2,585,000円
- (5) 補助金を過大に受給していたもの  
1件 不当と認める国庫補助金 1,451,100円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの 11件 不当と認める国庫補助金 26,776,020円  
経営継続補助事業の実施に当たり、同事業以外に国からの交付金の交付を受けていて、補助の対象とならないもの (6件 不当と認める国庫補助金 6,043,592円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(207) 農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	A (事業主体)	経営継続補助	3	3,136 (3,136)	1,000	3,136 (3,136)	1,000
(208) 同	同	B (事業主体)	同	3	2,980 (2,980)	1,000	2,980 (2,980)	1,000
(209) 同	同	有限会社千姓 (事業主体)	同	3	3,661 (3,661)	1,043	3,661 (3,661)	1,043
(210) 同	同	C (事業主体)	同	3	1,800 (1,800)	1,000	1,800 (1,800)	1,000
(211) 同	同	D (事業主体)	同	3	6,347 (6,347)	1,000	6,347 (6,347)	1,000
(212) 同	同	E (事業主体)	同	3	4,185 (4,185)	1,000	4,185 (4,185)	1,000
(207)～(212)の計					22,110 (22,110)	6,043	22,110 (22,110)	6,043

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

これらの補助事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、経営の継続に向けた取組(以下「経営継続の取組」という。)を支援することを目的として、事業主体が経営継続の取組等に必要とする経費について、国庫補助金を交付するものである。

経営継続補助金実施要綱(令和2年2経営第660号農林水産事務次官依命通知)等によれば、事業実施主体

である一般社団法人全国農業会議所(以下「会議所」という。)は、常時使用する従業員の数が20人以下であって農林漁業を営む個人又は法人である事業主体が行う、経営継続の取組に係る機械装置等の整備に要する経費等に対して、補助金を交付することとされている。そして、経営継続の取組に要する経費の合計の6分の1以上は、非接触型の生産・販売への転換等に資する取組(以下「接触減等の取組」という。)として、生産・出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入等の取組を実施する経費とすることとされている。また、経営継続補助事業以外の国の補助事業(以下「他の補助事業」という。)の対象として整備等を行うものについては、補助対象事業費に含めないこと(以下「重複受給禁止要件」という。)とされている。

6事業主体は、令和3年度に、経営継続の取組に係る機械装置の整備等を事業費計22,110,120円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、会議所から補助金計6,043,592円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、6事業主体は、機械装置の整備に要した経費について、既に他の補助事業である高収益作物次期作支援交付金事業の交付対象事業費として、同交付金の交付を受けていたため、重複受給禁止要件に該当していた。また、このうち1事業主体については、上記機械装置の整備に要した経費が経営継続補助事業の補助対象事業費から除かれることにより、経営継続の取組に要する経費の合計に占める接触減等の取組に要する経費の合計の割合が6分の1未満となるため、経営継続の取組等に要する経費の全額について経営継続補助事業の対象となる要件を満たしていなかった。そして、会議所は、6事業主体からの実績報告書の提出時に、重複受給禁止要件の確認を行わないまま、経営継続補助事業による補助金の交付を行っていた。

したがって、これらの機械装置の整備に要したとした経費は、本件補助事業の補助対象とは認められず、経営継続補助事業の補助対象事業費22,110,120円に係る補助金6,043,592円(国庫補助金相当額同額)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6事業主体において高収益作物次期作支援交付金事業が重複受給禁止要件に該当することの認識が欠けていたこと、会議所において重複受給禁止要件についての確認が十分でなかったこと、農林水産省において会議所に対する指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

事業主体である有限会社千姓は、経営継続の取組等に必要とする経費計3,661,756円(うち接触減等の取組として移植機及び掘取機の整備に要した経費981,800円)を補助対象事業費として、会議所から補助金1,043,592円(うち移植機及び掘取機に係る補助金271,352円)の交付を受けていた。

しかし、同社は、上記の移植機及び掘取機の整備に当たり、高収益作物次期作支援交付金事業による交付金の交付を既に受けていた。これは、重複受給禁止要件に該当するため、上記の移植機及び掘取機の整備に要した経費981,800円は補助の対象外となる。そして、上記の移植機及び掘取機の整備は接触減等の取組であることから、経営継続の取組に要する経費の合計に占める接触減等の取組に要する経費の合計の割合が6分の1未満となるため、補助対象事業費3,661,756円は全額が補助の対象とはならず、上記の補助金1,043,592円は交付の必要がなかった。



農村地域防災減災事業の耐震性点検として実施した農道橋の点検業務が補助の対象とならないもの (2件 不当と認める国庫補助金 11,500,000 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(213)	中国四国農政局	高知県	香南市 (事業主体)	農村地域 防災減災	元	1,639 (1,639)	1,500	1,639 (1,639)	1,500
(214)	同	同	高岡郡中土佐町 (事業主体)	同	元	10,032 (10,032)	10,000	10,032 (10,032)	10,000
(213)	(214) の計					11,671 (11,671)	11,500	11,671 (11,671)	11,500

第3章 第1節 第7 農林水産省

これらの補助事業は、住民の安全・安心を確保する観点から効率的な安全対策を講ずるために、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)等に基づく耐震性点検として、2事業主体がそれぞれ管理する農道橋の点検業務を業者に委託して実施したものである。

上記の要綱等によれば、耐震性点検では、土地改良施設の耐震性を調査することとされている。また、「農村地域防災減災事業における耐震性点検について」(平成29年29農振第1164号農村振興局整備部防災課長通知)によれば、耐震性点検は、耐震性を調査することを目的としており、構造物の劣化、損傷等の状況の点検、把握等(以下「現況調査」という。)のみを実施するものではないとされ、耐震性点検の実施に当たっては、必要に応じて「土地改良事業設計指針「耐震設計」」(農林水産省農村振興局整備部監修)を参照することなどとされている。そして、同指針によれば、既設構造物が耐震性能を確保しているか評価するために必要に応じて構造解析等の耐震診断を行うこととされている。

2事業主体は、本件補助事業を事業費計11,671,000円で実施したとして、高知県に実績報告書を提出して同県から補助金計11,500,000円の交付を受け、また、同県は中国四国農政局に実績報告書を提出して同農政局から同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、本件補助事業について、実際に実施された業務内容を前記点検業務の成果品により確認したところ、2事業主体は、5年に1回の頻度で実施することとしている農道橋の損傷等の状況を把握するための定期点検として、現況調査のみを実施しており、耐震性の調査を目的として、耐震性能を評価するために必要な耐震診断等の耐震性点検は実施していなかった。

したがって、本件補助事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金11,500,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において、補助金の交付対象となる耐震性点検の目的及び内容についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が就農していなかったなどしていて補助の対象とならないもの (2件 不当と認める国庫補助金 4,500,000 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(215)	農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	宮城県 公益社団法人みやぎ農業振興公社 (事業主体)	農業次世代人材投資	29、30	102,250 (102,250)	102,250	3,000 (3,000)	3,000

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(216) 農林水産本省	全国農業会議所	茨城県 小美玉市 (事業主体)	青年就農給付金	26	25,500 (25,500)	25,500	1,500 (1,500)	1,500
(215)	(216) の計				127,750 (127,750)	127,750	4,500 (4,500)	4,500

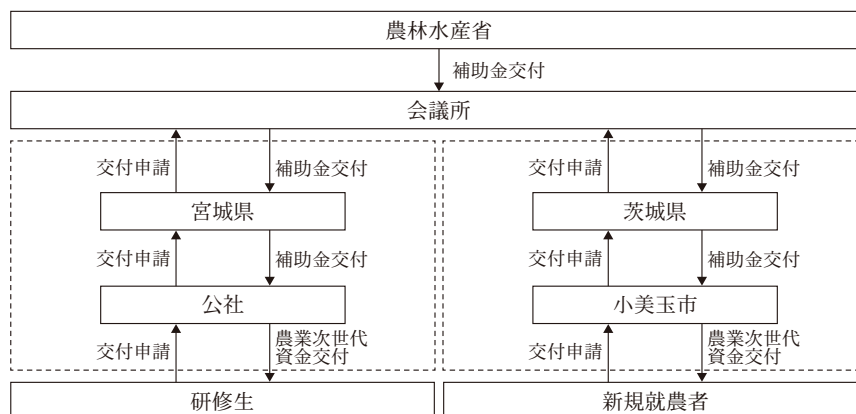
これらの補助事業は、持続可能な力強い農業の実現に必要な人材力の強化を図るなどするために、就農に向けて研修を受ける者(以下「研修生」という。)又は経営の不安定な就農初期段階の者(以下「新規就農者」という。)に対して、事業主体が原則として年間 1,500,000 円の農業次世代人材投資資金(平成 28 年度以前は青年就農給付金。以下「農業次世代資金」という。)を交付する事業に要した経費について、国庫補助金を交付するものである。

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知。28 年度以前は新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱)等によれば、独立・自営就農<sup>(注)</sup>をする予定で農業次世代資金の交付を受けた研修生は、研修終了後 1 年以内に独立・自営就農をする必要があり、就農しなかった場合は、農業次世代資金の全額を返還しなければならないこととされている。また、事業主体は、農業次世代資金の交付に当たり、新規就農者の前年の総所得が 250 万円以上であった場合には、農業次世代資金の交付を停止することとされている。そして、総所得とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定められた合計所得金額から農業次世代資金の額を除いた額であるとされており、譲渡所得等を含むものとされている。

2 事業主体のうち、公益社団法人みやぎ農業振興公社(以下「公社」という。)は、29、30 両年度に研修生を対象として本件事業を事業費計 102,250,000 円で実施したとして、一般社団法人全国農業会議所(28 年 3 月 31 日以前は全国農業会議所。以下「会議所」という。)から宮城県を通じて同額の国庫補助金の交付を受け、同県に実績報告書を提出していた。また、小美玉市は、26 年度に新規就農者を対象として本件事業を事業費計 25,500,000 円で実施したとして、会議所から茨城県を通じて同額の国庫補助金の交付を受け、同県に実績報告書を提出していた。

2 事業主体等における国庫補助金等の流れを示すと、図のとおりである。

図 国庫補助金等の流れ



しかし、公社は、独立・自営就農をする予定であった研修生 1 名について、研修終了後 1 年以内に独立・自営就農をしていなかったのに、同人に交付した農業次世代資金計 3,000,000 円を返還させてい

なかった。また、小美玉市は、新規就農者1名について、農業経営開始後の26年に総所得に含めることとされている土地に係る譲渡所得を得ていて総所得が250万円以上となっていたのに、誤って、当該譲渡所得を含めずに総所得を確認していたため交付停止の要件には該当しないとして、27年4月1日から28年3月31日までの1年間分の農業次世代資金1,500,000円の交付を停止していなかった。

したがって、2事業主体が上記の計2名に交付した農業次世代資金計4,500,000円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計4,500,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、公社において交付要件についての理解及び研修生の就農状況の確認が十分でなかったこと、宮城県において公社に対する指導が十分でなかったこと、東北農政局において宮城県に対する指導が十分でなかったこと、また、小美玉市において交付停止の要件についての理解が十分でなかったこと、茨城県において小美玉市に対する指導が十分でなかったこと、関東農政局において茨城県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 独立・自営就農 自ら作成した就農時に係る計画に即して主体的に農業経営を行うこと

**東日本大震災農業生産対策交付金事業の交付対象事業費に、対象とならない経費を含めるなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,732,428円)**

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(217)	東北農政局	宮城県	大崎市	28, 30	1,739,556 (1,610,700)	725,350	11,948 (11,063)	4,732
			株式会社花 兄園ファーム (事業主体)					
			東日本大震災農業 生産対策 交付金					

この交付金事業は、東日本大震災からの農業生産の復旧等に資するために、産地における生産力及び供給力の回復等に関する取組として、株式会社花兄園ファーム(宮城県大崎市所在。以下「会社」という。)が共同利用ウインドレス鶏舎(以下「鶏舎」という。)等の家畜飼養管理施設を整備するなどしたものである。

東日本大震災農業生産対策交付金実施要領(平成23年23環第44号、23生産第721号、23経営第234号大臣官房環境バイオマス政策課長、生産局長及び経営局長通知)等によれば、交付金の交付の対象となるのは、家畜飼養管理施設等の整備に要する経費とされており、家畜飼養管理施設等とは、共同利用畜舎等の施設、共同利用畜舎と一体的に整備する設備等とされている。そして、共同利用畜舎等の施設とは、肉用牛又は豚を対象畜種とした共同利用畜舎、採卵鶏等を飼育する鶏舎等であり、共同利用畜舎と一体的に整備する設備とは、共同利用畜舎等と併せて設置する設備であって、生産行程に直接に関わり、共同利用畜舎等で行われる生産行程の在り方の本質に関わるものであることなどとされている。

会社は、本件交付金事業について、鶏舎計15棟、鶏舎の管理のための管理棟計2棟、鶏舎と一体的に整備する設備等の整備等を事業費計1,739,556,000円(交付対象事業費計1,610,700,000円)で実施したとして、大崎市を通じて宮城県に実績報告書を提出して、交付金725,350,000円の交付を受けていた。

しかし、上記の交付対象事業費には、当該鶏舎に備え付けられていない車両消毒装置の整備に要する経費が含まれており、これは、本件交付金事業において交付の対象となっている鶏舎には該当しないものであり、生産行程に直接に関わり、生産行程の在り方の本質に関わるものではないことから、

鶏舎と一体的に整備する設備にも該当しないものであった。また、管理棟に整備したエアコン等の数量が過大に計上されるなどしていた。

したがって、上記車両消毒装置の整備等に要した経費を除外するなどして適正な交付対象事業費を算定すると計1,599,636,799円となり、前記の交付対象事業費1,610,700,000円との差額11,063,201円が過大となっていて、これに係る交付金相当額4,732,428円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付対象事業費の範囲についての理解及び経費についての確認が十分でなかったこと、宮城県及び大崎市において実績報告書の内容についての確認及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 54,744,981円

公共施設等における花きの活用拡大支援事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 43,608,617円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(218) 東海農政局	花の王国あいち県民運動実行委員会 (事業主体)	—	公共施設等における花きの活用拡大支援	2	639,361 (639,361)	510,690	50,507 (50,507)	43,608

この補助事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内消費が減少している花きについて、自治体、学校、企業等における花きの活用拡大を通じた日常生活での需要喚起等の取組を、愛知県、愛知県内の花き産業関係者(以下「関係団体」という。)等により構成されている花の王国あいち県民運動実行委員会(以下「委員会」という。)が行ったものである。

公共施設等における花きの活用拡大支援事業費補助金交付要綱(令和2年2生産第183号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)等によれば、交付の対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費とされており、補助事業者は補助事業が完了したときは、補助事業等に要した経費等を記載した実績報告書を交付決定者に提出することとされている。

補助事業の実施に当たり、事業主体である委員会を構成している関係団体等が補助の対象となる花き等を購入する場合には、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額が補助対象経費に含まれる。そして、関係団体等が消費税の課税事業者であれば当該花き等の購入は課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該花き等の購入に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、関係団体等はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

交付要綱等によれば、補助事業者は、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その金額を速やかに交付決定者に報告し、当該金額を返還しなければならないこととされている。そして、実際に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額を仕入税額控除するのは関係団体等であることから、事業主体である委員会において、実績報告書の提出後に、関係団体等が仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額について確認する必要がある。

(注) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

委員会は、前記の補助事業を消費税を含めて事業費計 639,361,097 円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金計 510,690,000 円)で実施したとして東海農政局(以下「農政局」という。)に実績報告書を提出して、同額で額の確定を受けていた。

しかし、関係団体の一つである名古屋生花小売商業協同組合(以下「組合」という。)が実際には支払っていない花束の製作等の経費を誤って計上するなどしていたため、国庫補助対象事業費計 23,441,433 円(国庫補助金相当額計 22,810,853 円)が過大に精算されていた。

また、委員会は、組合及び関係団体の一つである愛知県経済農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)が実績報告書の提出後に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額計 27,065,589 円を仕入税額控除し、これに係る国庫補助金相当額が計 20,797,764 円と確定していたのに、この額について、組合及び連合会に確認していなかったため、農政局に報告及び返還を行っていなかった。

したがって、国庫補助対象事業費計 50,507,022 円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額計 43,608,617 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、委員会において本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、農政局において本件補助事業に係る経費の確認及び消費税の取扱いについての委員会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

## 6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費を過大に精算していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 11,136,364 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(219) 関東農政局	長野県	有限会社永田バイオ研究所 (事業主体)	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金	2	39,000 (39,000)	19,500	22,272 (22,272)	11,136

この交付金事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による消費行動の変化を踏まえ、新たな輸出先国への輸出に必要な規制に対応するために、有限会社永田バイオ研究所(長野県須坂市所在。以下「会社」という。)が同県長野市において施設等整備事業として行ったりんごの冷凍貯蔵施設の改修に要した経費について、交付金を交付するものである。

「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱」(令和2年2食産第591号農林水産事務次官依命通知)によれば、事業実施主体は、施設等整備事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事等に報告することとされている。

会社は、冷凍貯蔵施設の改修工事を施工業者に請け負わせて事業費 39,000,000 円(交付対象事業費同額)で実施したとして、長野県に実績報告書、出来高設計書、工事請負契約書等を提出して、これにより交付金 19,500,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社は、上記の改修工事について、虚偽の出来高設計書、工事請負契約書等を施工業者に作成させるなどして事業費を 22,272,727 円水増ししており、実際は、16,727,273 円で実施していた。

したがって、実際の事業費に基づいて適正な交付対象事業費を算定すると16,727,273円となり、前記の交付対象事業費39,000,000円との差額22,272,727円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額11,136,364円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

(3) 工事の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 109,934,567円  
 護床工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 109,934,567円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(220) 近畿農政局	兵庫	西脇市 (事業主体)	農業用施設災害復旧	平成29~令和2	146,467 (143,498)	139,398	113,168 (113,168)	109,934

この補助事業は、西脇市黒田庄町黒田地区において、平成29年台風第21号及び平成30年7月豪雨により被災した頭首工<sup>(注)</sup>のエプロン、護床ブロック(以下「ブロック」という。)等を復旧するために、エプロン本体工、護床工等を西脇市が実施したものである。このうち、護床工は、堰体<sup>えん</sup>の下流側の河床の洗掘を防止するために、新たに製作したブロック236個を連結して設置したものである(参考図1参照)。

同市は、本件工事の設計を「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」」(平成20年3月農林水産省農村振興局整備部設計課監修)、「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2014年版」(平成26年9月農林水産省農村振興局防災課監修。以下、これらを合わせて「基準」という。)等に基づき行うこととしていた。

基準等によれば、護床工は、河床の洗掘を防止するために、河床の状況を考慮して必要な箇所に設けること、護床工としてブロックを設置する場合には、流水による河床土砂の吸出しを防止するために適切な工法(以下「吸出し防止策」という。)を選択することなどとされており、吸出し防止策としては、ブロックとブロックの間に栗石等の中詰めを行うなどの工法が考えられるとされている。

同市は、設計図書において、前記の被災により洗掘された護床工の河床部分(最大深さ3.8m)を現地の河床土砂で埋め戻した後、その上に直接ブロックを連結して設置することとしていたが、吸出し防止策については示していなかった。そして、同市は、本件工事の請負人との吸出し防止策についての協議において、ブロックとブロックの間に現地の河床土砂の中詰めを行うよう指示しており、請負人は、当該指示を受けて、吸出し防止策として現地の河床土砂の中詰めを行っていた。

しかし、前記のとおり、基準等によれば、吸出し防止策として、ブロックとブロックの間に栗石等の中詰めを行うなどの工法が考えられ、適切な工法を選択することなどとされているのに、本件護床工で使用された現地の河床土砂は、中詰め<sup>なぐさめ</sup>の材料として適切でない粒径の小さなものであり、吸出し防止策が十分に講じられていなかった。

このため、本件護床工は、流水の作用により中詰めした上記の河床土砂が流失することによって、ブロックとブロックの間隙から埋め戻したブロック設置面の河床土砂が吸い出され、河床に洗掘が生ずるおそれのある構造になっていた。現に、本件工事のしゅん工から2年8か月が経過した令和5年2月の会計実地検査時点で、本件護床工の河床部分が洗掘され、ブロックが沈下していた。そして、

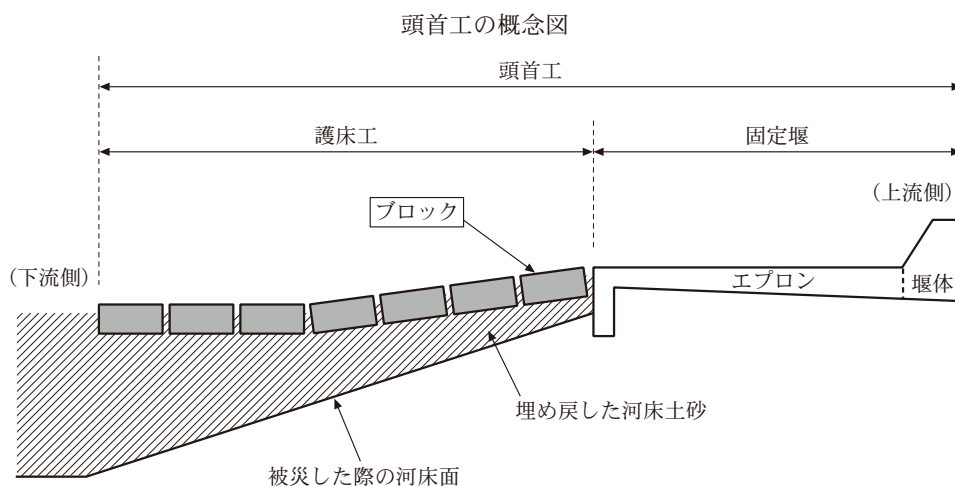
同市が同年5月に計測を行ったところ、当該河床部分の洗掘により236個全てのブロックが沈下しており、沈下が最も進んでいる箇所ではしゅん工時から3.6m程度沈下している状況となっていた(参考図2参照)。

したがって、本件護床工は、設計が適切でなかったため、埋め戻した河床土砂が吸い出されて河床の洗掘が進行することにより復旧したエプロン等(補助対象事業費113,168,047円)に損傷が生ずるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額109,934,567円が不当と認められる。

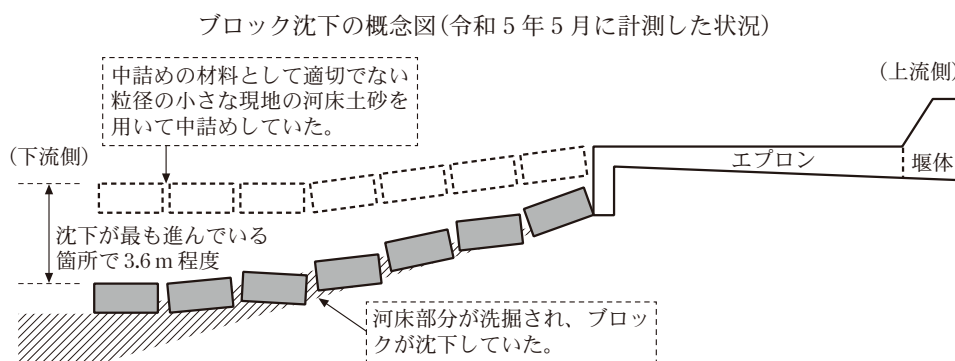
このような事態が生じていたのは、同市において、護床工の設計に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、固定堰、護床工等から構成される。

(参考図1)



(参考図2)



(4) 工事費の積算が過大となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,585,000円  
護岸工の積算が過大となっていたもの (1件) 不当と認める国庫補助金 2,585,000円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費(国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(221) 近畿農政局	兵庫県(事業主体)	—	農村地域防災減災	元、2	152,617 (152,617)	83,939	4,700 (4,700)	2,585

この補助事業は、災害の未然防止を目的として、兵庫県が丹波市山南町村森において老朽化した堰<sup>せき</sup>本体、護床工及び取付護岸を改修する工事を工事費 152,617,300 円(国庫補助金 83,939,515 円)で実施したものである。このうち、取付護岸を改修する護岸工は、河川の右岸側に大型ブロック(幅 1,500mm、高さ 1,000mm、控え長<sup>(注)</sup>1,250mm又は 1,500mm)を計 212㎡設置するなどするものである。

同県は、上記大型ブロックの設置費について、「農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)平成 30 年度」(農林水産省農村振興局整備部設計課監修)に基づき積算しており、1㎡当たりの設置費を算定した上で、これに設置面積を乗ずることにより積算していた。そして、1㎡当たりの設置費については、見積りを徴して決定した大型ブロックの1個当たりの材料単価(以下「ブロック単価」という。)を、1㎡当たりの単価に換算するために1㎡当たりで使用する個数 0.596 個で除し、これに1㎡当たりの設置に要する労務費等を加えて、控え長が 1,250mmのものは 77,586 円、1,500mmのものは 79,886 円と算定していた。

しかし、上記の 0.596 個は1㎡当たりで使用する大型ブロックの個数であることから、ブロック単価を1㎡当たりの単価に換算するためには、ブロック単価を 0.596 個で除するのではなく、ブロック単価に 0.596 個を乗ずるべきであった。

したがって、ブロック単価に 0.596 個を乗じて適正な大型ブロックの1㎡当たりの単価に換算し、これに1㎡当たりの設置に要する労務費等を加えて、適正な大型ブロックの1㎡当たりの設置費を算定すると、控え長が 1,250mmのものは 29,866 円、1,500mmのものは 30,676 円となる。そして、これに基づき修正計算すると、諸経費等を含めた工事費総額は 147,851,000 円となり、本件工事費 152,617,300 円はこれに比べて約 470 万円割高となっていて、これに係る国庫補助金相当額 2,585,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件工事費の積算内容についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 控え長 ブロック等の材料の奥行きをいう。

(5) 補助金を過大に受給していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,451,100 円  
仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,451,100 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(222) 近畿農政局	兵庫県	洲本市	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策 (事業主体)	28、29	46,958 (46,958)	19,591	3,478 (3,478)	1,451

(注1) 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るために、洲本市、畜産農家、淡路日の出農業協同組合等が参画する協議会(平成 29 年 12 月 3 日以前は洲本市但馬牛クラスター協議会)

この補助事業は、繁殖雌牛の増頭を図るために、洲本市畜産クラスター協議会(以下「協議会」という。)が協議会の構成員である畜産農家を収益性の向上に取り組む主体(以下「取組主体」という。)として、繁殖牛舎等の整備を行ったものである。



そして、協議会は、取組主体が上記繁殖牛舎等の整備を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて事業費 46,958,400 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、洲本市を通じて兵庫県に対して実績報告書を提出し、同県から同市を通じて国庫補助金 19,591,000 円の交付を受けて、同額を取組主体に交付していた。

補助事業の実施に当たり、取組主体が補助の対象となる施設等を取得する場合には、これに係る消費税額が補助対象事業費に含まれる。そして、取組主体が消費税の課税事業者であれば当該施設等の取得は課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該施設等の取得に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、取組主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(平成 28 年 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知)等によれば、補助事業の事業主体は、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その金額を速やかに交付決定者に報告し、当該金額を返還しなければならないこととされている。そして、実際に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額を仕入税額控除するのは取組主体であることから、事業主体である協議会において、実績報告書の提出後に、取組主体が仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額について確認する必要がある。

(注 2) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

しかし、協議会は、取組主体が実績報告書の提出後の消費税の確定申告の際に、本件補助事業に係る消費税額 3,478,400 円を仕入税額控除し、これに係る国庫補助金相当額が 1,451,100 円と確定していたのに、この額について、取組主体に確認していなかったため、報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、同市において補助事業における消費税の取扱いについての協議会に対する指導が十分でなかったこと、同県において補助事業における消費税の取扱いについての同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

### 意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、実質的に水稻の作付けを行うことができる農地を交付対象水田とするための判断基準を定め、対象作物の収量が記載されている書類等を提出させるなどして実績報告書の確認等を適切に実施し、対象作物の地域の目安となる基準単収等を定めさせるなどして実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行えるよう改善の処置を要求するとともに、現行制度の運用の見直しを検討するなどして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)国産農産物生産基盤強化等対策費(令和 2 年度は、(項)国産農産物生産・供給体制強化対策費)
部 局 等	農林水産本省、8 農政局等

交付の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	延べ 207,925 交付対象農業者(令和 2、3 両年度)
交付金事業	水田活用の直接支払交付金事業
交付金事業の概要	米の安定供給のほか、食料自給率等の向上、水田の持つ多面的機能の維持強化等に資するよう、水田を最大限に有効活用するために、水田において麦、大豆、飼料作物等の戦略作物等を生産する交付対象農業者に対して、作付面積に応じて交付金を交付するもの
実質的に水稲の作付けを行うことが困難な状況となっていた農地に係る交付対象農業者数及び交付金交付額(1)	延べ 1,547 交付対象農業者                      7035 万円(令和 2、3 両年度)
実績報告書の確認等が適切に実施されていなかった交付対象農業者数及び交付金交付額(2)	延べ 10,747 交付対象農業者    100 億 9743 万円(令和 2、3 両年度)
対象作物の収量確認が適切に実施されておらず収量が相当程度低くなっていた交付対象農業者数及び交付金交付額(3)	延べ 3,177 交付対象農業者              40 億 0504 万円(令和 2、3 両年度)
収量低下理由書の確認や改善指導の仕組みが十分に機能しておらず対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっていた交付金交付額(4)	27 億 7984 万円(背景金額) (令和 2、3 両年度)
(1)から(3)までの純計	134 億 5200 万円

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

水田活用の直接支払交付金事業の実施について

(令和 5 年 10 月 23 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 水田活用の直接支払交付金事業の概要等

(1) 水田活用の直接支払交付金の概要

貴省は、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、米の安定供給のほか、食料自給率等の向上、水田

の持つ多面的機能の維持強化等に資するよう、水田を最大限に有効活用することを目的として、水田活用の直接支払交付金(以下「水活交付金」という。)事業を実施している。

水活交付金は、主食用米を作付けしない水田において、麦、大豆、飼料作物、WCS<sup>(注1)</sup>用稲、飼料用米等の戦略作物や野菜等の地域振興作物等の対象作物を生産する農業者(以下「交付対象農業者」という。)に対して、当該対象作物の作付面積に交付単価を乗ずるなどして算出した額を国が直接交付するものである。なお、貴省は、交付対象農業者について、原則、販売農家としているが、飼料作物等の家畜の飼料を自らの畜産経営に供する目的で生産(以下「自家利用」という。)する農業者についても、その取組が食料自給率の向上等に資するものとなることから、交付対象農業者とすることとしている。

また、実施要綱によれば、たん水設備(畦畔等)を有しない農地又は所要の用水を供給しうる設備を有しない農地等のいずれかに該当する場合には、水稻の作付けを行うことが困難な農地として、交付対象となる農地(以下「交付対象水田」という。)から除くこととされている。

(注1) WCS用稲 Whole Crop Silage の略で、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料

## (2) 水活交付金の交付までの流れ

実施要綱によれば、水活交付金の交付手続の流れは、おおむね次のとおりとされている。

- ① 交付対象農業者は、生産年の6月30日までに経営所得安定対策等交付金交付申請書(以下「交付申請書」という。)及び水稻生産実施計画書兼営農計画書(以下「営農計画書」という。)<sup>(注2)</sup>を地域農業再生協議会(以下「協議会」という。)に提出する。
- ② 協議会は、交付対象農業者ごとの営農計画書等を基に、交付対象水田を明確にした水田情報を整理する。また、協議会は、その整理に当たって交付対象水田の状況を適切に把握する。
- ③ 交付対象農業者は、原則、生産年の12月20日までに「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」(以下「実績報告書」という。)を作成し、その確認書類として対象作物ごとの出荷・販売契約書及び販売伝票の写しなどを添付して、協議会に提出する。
- ④ 協議会は、これらの書類等を確認の上、地方農政局等に提出し、地方農政局等は、交付申請内容の審査、交付金額の算定等を行い、交付対象農業者に対して水活交付金を交付する。

(注2) 地域農業再生協議会 水活交付金事業等を推進するために、原則として、市町村、農業協同組合、農業共済組合等を構成員として、市町村の区域を基本に組織された協議会

## (3) 対象作物の適切な生産の徹底等

実施要綱等によれば、対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則とされている。そして、地方農政局等及び協議会は、適切な作付け、肥培管理、収穫等(以下「適切な生産」という。)が行われていない可能性が高いと判断する場合には、その収量が相当程度低いものとなっていないかの確認(以下「収量確認」という。)をすること

とされており、収量が相当程度低い場合には、交付対象としないこととされている。そして、収量確認については、対象作物が麦、大豆、飼料用米等の場合には、国や都道府県が地域ごとに定めた10a当たりの収量(以下、10a当たりの収量を「単収」といい、国や都道府県が地域ごとに定めた単収を「標準単収値」という。)等に基づき行うこととされ、交付対象農業者の単収が標準単収値の2分の1未満となっているなど、一定の数値基準未満である場合には、収量が相当程度低いとされている。一方、対象作物が飼料作物、WCS用稲等の場合は、近傍ほ場における同一作物の生育状況等と比較することで収量確認を行い、収量が相当程度低くなっていないか確認することとされている。

ただし、収量が相当程度低い場合であっても、収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書等(以下「収量低下理由書」という。)が地方農政局等に提出され、その要因が自然災害等の交付対象農業者にとって不可抗力の要因(以下「合理的な理由」という。)によるものであることを地方農政局長等が確認できる場合には、交付対象とすることができることとされている。そして、収量低下理由書の確認に当たり、適期の作業や必要な防除がなされていない場合、交付対象農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合等は、合理的な理由があるとは認められないこととされており、合理的な理由の有無を確認するためには、自然災害が要因であることを証明する農業共済の支払書類等の客観的な書類等の提出が必要とされている。<sup>(注3)</sup>

また、合理的な理由であることが確認された場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を文書により行うこととされている。そして、翌年産において、引き続き収量が相当程度低く、かつ、必要な栽培管理の改善が確認できない場合は、交付対象とならないことがあるとされている。

(注3) 農業共済 農業者の経営安定を図るために、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する共済制度

#### (4) 対象作物に係る収量増加に向けた取組

貴省は、平成30年度以降、水活交付金の行政事業レビューシートにおいて、水活交付金の成果を対象作物の収量により検証している。

また、対象作物のうち、麦(小麦)、大豆及び飼料作物は、海外依存度の高い農産物であり、食料安全保障強化政策大綱(令和4年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)等においても、国内生産の拡大を強力に推進していく旨が記載されている。そして、貴省は、水活交付金を活用し、主食用米から転換したこれらの作物に係る収量等を向上させることは、食料安全保障の強化にも貢献するものであるとしている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から、交付対象水田の現況は水稻の作付けを行うことができる状況となっているか、実績報告書の確認等は適切に実施されているか、対象作物の収量確認は適切に実施されているか、収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みは十分に機能しているかなどに着眼して、令和2、3両年度に9農政局等のうち8農政局等管内における198協議会の延べ207,925交付対象農業者に対して交付された水活交付金交付額計2393億9683万余円を対象として検査した。検査に当たっては、貴省<sup>(注4)</sup>

本省及び8農政局等において、交付申請書、営農計画書、実績報告書等の関係書類や現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、飼料作物を自家利用している交付対象農業者等に係る水活交付金の実施状況に関する調書等の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。

(注4) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((4)ア及びイの事態には重複しているものがある。)

#### (1) 実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地に対して水活交付金が交付されている事態

水活交付金には、野菜等の作物が作付けされている農地を交付対象水田としているものがあり、その中にはビニールハウス等の園芸施設が設置されているものがある。このような農地において、再び水稲の作付けを行うためには、園芸施設を撤去する必要がある。園芸施設の設置等に対しては、国庫補助金等が交付される場合があるが、国庫補助金等は、当該補助金等が掲げる成果目標を達成するために、当該農地で継続的に園芸作物の作付けを行うことを企図して補助するものと思料される。そして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等によれば、補助事業者等は国庫補助金等により設置等された財産の処分制限期間内は、農林水産大臣の承認を受けることなく財産処分してはならないことなどとされている。これらのことから、実施要綱で交付対象水田として定められているとおり、たん水設備等を有するなどしている農地であっても、国庫補助金等により処分制限期間内の園芸施設が設置等されている場合には、実質的に水稲の作付けを行うことは困難であると考えられる。

そこで、交付対象水田のうち、他の国庫補助金等により園芸施設が設置等されているものについてみたところ、8農政局等管内の74協議会における延べ1,547交付対象農業者(水活交付金交付額計7035万余円)の交付対象水田において、国庫補助金等により処分制限期間内の園芸施設が設置等されていた。このような園芸施設が設置等された交付対象水田は、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であると考えられるのに、農政局等及び協議会は、実施要綱にこれに係る判断基準が定められていないことなどから交付対象水田であるとしており、これを踏まえて、農政局等は水活交付金を交付していた。

#### (2) 対象作物に係る実績報告書の確認等が適切に実施されていない事態

実績報告書の確認状況についてみたところ、8農政局等管内の148協議会における延べ8,746交付対象農業者(水活交付金交付額計90億4447万余円)は、実施要綱において実績報告書の確認書類の記載内容について定められていないことなどから、提出された確認書類の内容が収量を把握できるものになっておらず、また、自家利用した場合に確認書類を提出していないなどしていた。しかし、農政局等及び協議会において対象作物の生産実績や収量を把握しないまま、農政局等は水活交付金を交付していた。

また、販売する場合には出荷・販売契約書等の第三者を介するような客観的な書類があるのに対して、自家利用する場合にはこれらの書類がないことから、水活交付金の交付に当たっては、より慎重な確認を行う必要があると考えられる。そこで、飼料作物を自家利

用している交付対象農業者から提出された確認書類に記載された収量が実際の収量に基づいているかその妥当性の確認状況についてみたところ、7農政局等管内の41協議会における延べ2,001交付対象農業者(水活交付金交付額計10億5296万余円)は、確認書類に収量を記載していたものの、計画時の収量と1kg単位で同じ数値となっており、また、その収量が前年度と比較して2倍以上又は2分の1未満と大きく異なるなどして、実際の収量に基づいているのか疑義がある報告となっていた。しかし、確認書類の具体的な確認方法が定められていなかったことから、農政局等及び協議会においてその収量の妥当性について十分な確認を行わないまま、農政局等は水活交付金を交付していた。

このように、前記延べ8,746交付対象農業者及び上記延べ2,001交付対象農業者の計延べ10,747交付対象農業者(水活交付金交付額計100億9743万余円)については、確認書類の内容が収量を把握できないものとなっており、また、自家利用した場合の実績報告書の確認書類に記載された収量が実際の収量に基づいているのか疑義がある報告となっているなどしていた。

(注5) 7農政局等 東北、関東、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所

### (3) 収量確認が適切に実施されていない事態

前記のとおり、対象作物が飼料作物、WCS用稲等の場合は、近傍ほ場における同一作物の生育状況等と比較することで収量確認を行うこととされており、必ずしも実際の収量に基づいた定量的な方法により収量確認を行うことにはなっていない。

そこで、飼料作物、WCS用稲等の対象作物における収量確認の状況についてみたところ、多くの協議会は、現地確認により対象作物の生育状況等と近傍ほ場における他の同一作物の生育状況等との比較は行っていたとしていたものの、標準単収値のような数値が設定されていないなどの理由から、実際の収量に基づいた定量的な方法による収量確認は行っていなかった。

このため、近傍ほ場の範囲を各協議会が管轄する地区に所在する交付対象農業者のほ場とした上で、調書により収量を把握することができた交付対象農業者について、実際の収量に基づき収量確認を行ったところ、8農政局等管内の158協議会における延べ3,177交付対象農業者(水活交付金交付額計40億0504万余円)は、飼料作物及びWCS用稲の単収が近傍ほ場の平均単収の2分の1未満となっているなど収量が相当程度低くなっていた。しかし、これらの交付対象農業者については、上記のとおり、実際の収量に基づいた定量的な方法による収量確認が行われていなかったことから、農政局等及び協議会は、当該交付対象農業者の収量が相当程度低くなっていた状況を把握しないまま適切な生産が行われているとしており、これを踏まえて、農政局等は水活交付金を交付していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

交付対象農業者Aは、令和2、3両年度に、飼料作物を生産するとして、北海道農政事務所管内の平取町農業協議会(北海道沙流郡平取町所在)に対して交付申請書、実績報告書等を提出し、水活交付金計61,033,024円の交付を受けていた。

同協議会は、飼料作物に係る収量確認に当たり、現地確認により近傍ほ場における他の同一作物の生育状況等との比較により収量が低くならないとしており、実際の収量に基づいた定量的な方法による収量確認は行っていなかった。

そこで、実際の収量に基づき収量確認を行ったところ、交付対象農業者 A の3年度の牧草の単収は270kg/10aであり、近傍ほ場の牧草の平均単収549kg/10aの2分の1未満となっていて収量が相当程度低くなっていた。しかし、上記のとおり、実際の収量に基づいた定量的な方法による収量確認を行っていなかったことから、同協議会において、交付対象農業者 A の飼料作物に係る収量が相当程度低くなっていた状況を把握しないまま適切な生産が行われているとして前記の書類を同農政事務所に提出していた。そして、同農政事務所においても上記の状況を把握しないまま適切な生産が行われているとして、当該書類に基づき水活交付金を交付していた。

**(4) 収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しておらず、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっている事態**

**ア 収量低下理由書における合理的な理由の確認状況**

貴省は、収量低下理由書が提出され、その確認が十分に行われれば、合理的な理由がなく収量が低下した場合は水活交付金の交付対象とならないため、交付対象農業者において収量増加に向けた改善が図られることになるとしている。

しかし、8農政局等に対して提出のあった収量低下理由書計3,130件について、その確認状況をみたところ、合理的な理由があるとして交付対象としていたものが3,124件(3,130件に占める割合99.8%)となっており、収量低下理由書を提出すれば、そのほとんどが合理的な理由があるとして水活交付金が交付されている状況となっていた。

そこで、合理的な理由があるとされた上記収量低下理由書3,124件の内容を確認したところ、その多くは収量低下に係る要因として複数の要因が記載されていた。このうち955件の内容は、表のとおり、農業共済に加入しているのに自然災害等に認定された際に受け取ることができる共済金の申請を行っていないなどにより収量低下の要因が自然災害等によるものなのか客観的に確認できないもの、適期の作業や必要な防除がなされていないものなど、当該収量低下に係る要因が合理的な理由によるものであるのか疑義のある内容を含むものとなっていた(水活交付金交付額計15億2101万余円)。

表 疑義のある内容を含む収量低下理由書の態様別の件数 (単位：件)

収量低下の要因が合理的な理由によるものであるのか疑義のある内容を含む収量低下理由書の件数	955
(ア)農業共済に加入しているのに共済金の申請を行っていないもの、自然災害等として認定されていないものなど	526
(イ)適期の作業や必要な防除がなされていないもの	462
(ウ)ほ場条件の制約があるのにこれに対応した対策を講じていないものなど	89
(エ)交付対象農業者が当然に払うべき注意を怠っているもの	30

注(1) 上記の態様は、実施要綱で示された態様に準じて本院が設定したものである。

注(2) 複数の態様に該当するものがあることから、「収量低下の要因が合理的な理由によるものであるのか疑義のある内容を含む収量低下理由書の件数」と態様ごとの件数の合計は一致しない。

このように、上記の収量低下理由書955件が疑義のある内容を含むものとなっていたのに、このような収量低下理由書の確認方法が具体的に定められていないことから、地方農政局長等は、いずれも合理的な理由があるとしていた。

#### イ 地方農政局長等による改善指導の実施状況

貴省は、地方農政局長等による改善指導について、事業の適切な執行に当たり、適切な生産が行われないことに対するけん制効果が期待されることから、当該改善指導が適切に実施されていれば、交付対象農業者において収量増加に向けた改善が図られることになるとしている。しかし、改善指導を実施する基準とされている「翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがある場合」について、実施要綱では具体的な基準は定められていない。

そこで、収量低下理由書を提出した8農政局等管内の170協議会における延べ2,983交付対象農業者に対する改善指導の実施状況を確認したところ、8農政局等管内の107協議会における延べ730交付対象農業者(水活交付金交付額計17億6394万余円)については、複数年連続して収量低下理由書が地方農政局等に提出されており、翌年産においても収量が相当程度低くなるおそれがある状況となっていたのに、翌年産以降は収量の改善が見込まれると判断したなどとして、改善指導は実施されていなかった。なお、この中には、同一の対象作物について、6年連続して収量低下理由書を提出している交付対象農業者も見受けられた。

このように、アの収量低下理由書955件を提出した交付対象農業者及びイの延べ730交付対象農業者(これらに係る水活交付金交付額計27億7984万余円)については、収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しているとは言い難く、現行制度では、対象作物の収量が相当程度低い場合であってもそのほとんどが十分な収量が得られている場合と同様に水活交付金の交付を受けることもある運用となっており、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっていた。

#### (改善を必要とする事態)

水活交付金事業について、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地に対して水活交付金が交付されている事態、対象作物に係る実績報告書の確認等が適切に実施されていない事態及び収量確認が適切に実施されていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。また、収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能していないなど、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、交付対象農業者及び協議会において、水活交付金事業の趣旨や制度の理解が十分でないことなどにもよるが、貴省において次のことなどによると認められる。

- ア 交付対象水田の範囲について、水稻の作付けに当たり撤去が困難な処分制限期間内の園芸施設が設置等されているなど実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地に係る判断基準を定めることの必要性についての理解が十分でないこと
- イ 実績報告書の確認書類について収量の記載があるものを求めることとすること、及び飼料作物を自家利用した場合の確認書類やその具体的な確認方法について明確に定めることの必要性についての理解が十分でないこと
- ウ 飼料作物、WCS用稲等の対象作物について、実際の収量に基づいた定量的な方法により収量確認を行う具体的な方法を定めることの必要性についての理解が十分でないこと



エ 収量低下理由書について合理的な理由によるものか疑義のある内容を含むものが相当数ある現状を踏まえて、このような収量低下理由書の確認方法について具体的に定めること、及び地方農政局長等による改善指導を実施する場合の基準等について具体的に定めることの必要性についての理解が十分でないこと。また、収量が相当程度低い場合であっても、十分な収量が得られている場合と同様に水活交付金の交付を受けることもある現行制度の運用を見直すことについての検討が十分でないこと

### 3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

前記のとおり、貴省は、水活交付金を活用し転作作物に係る収量等を向上させることは、食料安全保障の強化にも貢献するものであるとしており、海外依存度の高い麦、大豆、飼料作物等の対象作物の収量を増加させていくことは、今後ますます重要なものとなっている。

については、貴省において、水活交付金事業が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 交付対象水田の範囲について、水稻の作付けに当たり撤去が困難な処分制限期間内の園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 対象作物に係る収量増加の重要性を踏まえ、実績報告書の確認書類については、収量が記載されている書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにすること。また、飼料作物を自家利用した場合の確認書類を明確に定めるとともに、自家利用については、第三者を介さないことを踏まえ、飼料作物の生産量や家畜への給餌量が記録された資料等を交付対象農業者に保管させ、必要に応じて、これを交付対象農業者から提出させるなどして確認書類に記載された収量の妥当性を確認できるようにすること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 飼料作物、WCS用稲等の対象作物について、麦、大豆、飼料用米等の場合には標準単収値といった具体的な数値に基づき収量確認を行うこととされている趣旨を踏まえて、協議会等に対して、地域の目安となる基準単収や近傍ほ場の平均単収を定めさせるなどして、協議会において、収量が相当程度低くなっていないかなど、実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行うことができるようにすること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導を実施する場合の基準等を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることや、収量が相当程度低い場合であっても、十分な収量が得られている場合と同様に水活交付金の交付を受けることもある現行制度の運用の見直しを検討することにより、交付対象農業者において対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

- (2) 森林環境保全整備事業で整備された防護柵について、都道府県及び事業主体に対して、現地の諸条件を勘案した上で維持管理を行うことの重要性を周知し、事業主体に現地の諸条件に応じた維持管理の方法を検討するよう助言するとともに、都道府県に対して、事業主体による維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言することにより、防護柵の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林整備事業費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者	19道県(うち事業主体2県)
間接補助事業者(事業主体)	市8、町3、村2、森林組合等128、計141事業主体
補助事業	森林環境保全整備事業
補助事業の概要	森林環境の保全に資するために、都道府県、市町村、森林組合等が人工造林、間伐等の施業と一体的に防護柵等を整備するもの
検査の対象とした防護柵の箇所数及び事業費	623か所 12億9831万余円(平成29年度～令和3年度)
上記のうち事業主体において防護柵の維持管理が十分でなく、道県において事業主体に対する指導監督を十分に行うことのできる体制が整備されていなかった防護柵の箇所数及び事業費	209か所 4億1151万余円(平成29年度～令和3年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1億2359万円

【改善の処置を要求したものの全文】

森林環境保全整備事業で整備された防護柵の維持管理について

(令和5年10月19日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 森林環境保全整備事業等の概要

(1) 森林環境保全整備事業の概要

貴庁は、森林整備を計画的に推進することなどにより、国土の保全、水源の<sup>かん</sup>養等の森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資することを目的として、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年13林整整第882号農林水産事務次官依命通知)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等(以下、これらを合わせて「要領等」という。)に基づき、人工造林、間伐等を行う森林環境保全整備事業(以下「整備事業」という。)を実施する都道府県に対して、森林環境保全整備事業

費補助金を交付している。当該補助金の交付を受けた都道府県は、整備事業を自ら実施するほか、市町村、森林組合等が事業主体となって実施する整備事業に対して、補助金を交付するなどしている。

要領等によれば、整備事業において、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るために、防護柵、幼齢木保護具等の鳥獣害防止施設等の整備を、人工造林、間伐等の施業と一体的に行うことができることとされている。そして、整備事業により整備された鳥獣害防止施設等の維持管理を行う者は、原則として事業主体とされている。また、都道府県知事は、その維持管理の実施状況について監督することとされており、特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導することとされている（以下、監督と指導とを合わせて「指導監督」という。）。

## (2) シカによる森林被害の状況等

令和4年度版の森林・林業白書によれば、3年度の野生鳥獣による森林被害面積は全国で約4,900haとなっており、このうちシカによる被害が約7割を占めているとされている。そして、シカの分布域は、昭和53年度から平成30年度までの間に約2.7倍に拡大しており、シカによる被害には、食害による造林木の成長阻害や枯死、木材価値の低下等があり、野生鳥獣による森林被害は、依然として深刻な状況にあるとされている。

貴庁が作成した「森林における鳥獣被害対策のためのガイド」(平成24年3月版)によれば、シカによる森林被害に対しては、防護柵を設置することで安定した効果が得られるとされている一方で、何らかの原因で防護柵の一部に穴が開けば、そこからシカが入り込んで食害が生ずるおそれがあるとされている。

また、防護柵の維持管理については、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが作成した「シカ害防除マニュアル」(令和2年3月版)によれば、防護柵に防除効果を継続的に発揮させるためには、適宜、異状がないか点検を行い、防護柵の異状を長期間放置しないことが重要であるとされている。そして、同じ場所が何度も被害に遭うことがあるため、点検時には、被害箇所が分かるよう現地に目印を付けるとともに、図面に記録し、次回以降、重点的に点検を行うようにすることとされており、防護柵が破損し、修理が必要となった場合は、原因の究明と再発防止対策を検討し、速やかに修理を行うこととされている。

貴庁は、防護柵については、不測の事態により破損が生ずるおそれがあることから、設置時の状態を維持したままでシカの侵入を完全に防ぐのは困難であり、必要に応じて点検等を行うことが不可欠であるとしている。そして、点検の実施については、シカの生息密度、積雪量、地形等といった設置箇所の諸条件(以下「現地の諸条件」という。)を勘案することが重要であるとしている。

また、一般社団法人日本森林技術協会が貴庁から委託を受けて作成した「令和3年度皆伐再造林促進に向けたシカ被害対策検討事業報告書」によれば、より頻繁な見回り及び点検並びに補修が実施されている造林地では、植栽木は順調に生育しているという結果を得ているとされており、見回り回数及び見回りの際に実際に生じていた破損の箇所数並びに柵内の植栽木の防護状況について、適切なデータを記録することが望まれるとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、シカの分布域が拡大し、造林木に対する食害が生ずるなど森林被害が深刻な状況となっている中、森林被害を防止するために設置する防護柵が効果を十分に発現するためには、現地の諸条件を勘案して、点検等の維持管理を実施することが重要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、整備事業で整備された防護柵に破損が生ずるなどして防護柵で囲まれている造林地(以下「柵内造林地」という。)にシカが入り込める状態(以下「防護柵の破損等」という。)になっていないか、事業主体は防護柵の破損等を長期間放置しないように点検等の維持管理を現地の諸条件を勘案して適切に行っているか、都道府県は事業主体の維持管理の実施状況を把握して指導監督を行っているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、19<sup>(注1)</sup>道県において、29年度から令和3年度までの間に整備された防護柵(延長計669万8966m、事業費計165億6067万余円、国庫補助金相当額計49億4266万余円)のうち、設置延長が長い、又は設置箇所が近接しているなどの防護柵623か所(延長計39万9549m、柵内造林地の面積計1,020ha、事業費計12億9831万余円、国庫補助金相当額計3億8565万余円)を対象として、2県及び141森林組合等の計143事業主体において、交付申請書、検査調書等の関係書類及び現地の状況を確認するほか、事業主体が行う維持管理の実施状況、道県の指導監督の方法等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 19道県 北海道、群馬、埼玉、福井、山梨、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 防護柵の破損等が生ずるなどしている状況

前記の143事業主体が19道県において整備した防護柵623か所を確認したところ、表1のとおり、68事業主体が整備した17<sup>(注2)</sup>道県における防護柵213か所(延長計14万3719m、柵内造林地の面積計384ha、事業費計4億2116万余円、国庫補助金相当額計1億2648万余円)において、防護柵の網にシカが絡まったことや、周辺の立木が防護柵に倒れ込んだことなどにより、防護柵の破損等が生じていた。そして、上記のうち31事業主体が整備した13道県における防護柵116か所(延長計7万7991m、柵内造林地の面積計196ha、事業費計2億1794万余円、国庫補助金相当額計6500万余円)の柵内造林地において、造林木の一部がシカ等による食害等により枯死するなどの森林被害が生じていた。

(注2) 17道県 北海道、群馬、埼玉、山梨、岐阜、静岡、三重、滋賀、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

表1 防護柵の破損等及びシカ等の食害等による森林被害の発生状況

項目	道県数	事業主体数	防護柵の箇所数	延長	柵内造林地の面積	事業費	国庫補助金相当額
検査したもの(A)	19 道県	143	623 箇所	39 万 9549m	1,020ha	12 億 9831 万余円	3 億 8565 万余円
防護柵の破損等が生じているもの(B)	17 道県	68	213 箇所	14 万 3719m	384ha	4 億 2116 万余円	1 億 2648 万余円
(B)/(A)			34.1%	35.9%	37.6%	32.4%	32.7%
(B)のうちシカ等による食害等により枯死するなどの森林被害が生じているもの(C)	13 道県	31	116 箇所	7 万 7991m	196ha	2 億 1794 万余円	6500 万余円
(C)/(A)			18.6%	19.5%	19.2%	16.7%	16.8%

(2) 事業主体による防護柵の維持管理が十分でない事態

前記のとおり、防護柵の効果を継続的に発揮させるためには、適宜、異状がないか点検を行い、防護柵の異状を長期間放置しないことが重要とされている。そこで、前記の213箇所について、68事業主体から4年度における防護柵の点検回数を聴取したところ、表2のとおり、11か所の防護柵を整備した4事業主体は点検を行っていないとしていた。一方、202か所の防護柵を整備した66事業主体は点検を行っているとしていて、このうち、年に2回以上行っているとしていたのは76か所の防護柵を整備した33事業主体、年に1回行っているとしていたのは126か所の防護柵を整備した35事業主体となっていた。

上記の点検回数からみると、事業主体が点検を行っているとしていた防護柵においては防護柵の破損等が生じてから点検を行うまで最長で1年間、点検を行っていないとしていた防護柵においては防護柵の破損等が生じて以来1年以上の期間、防護柵の破損等が放置されていた可能性がある状態となっていた。

そして、点検を行っているとしていた前記202か所の防護柵を整備した66事業主体から点検の実施状況を聴取したところ、4か所の防護柵を整備した1事業主体は、現地のシカが多いこと、シカが柵内造林地に侵入しやすい地形であることなどの現地の諸条件を勘案して点検回数を可能な限り多くするよう<sup>(注3)</sup>にしているとしていた一方で、残りの198か所の防護柵を整備した65事業主体は、下刈りなどの定期的な施業に合わせて点検するなどとしていて、現地の諸条件が勘案されていなかった。

したがって、防護柵の破損等が生じていた213か所のうち、点検を行っていないとしていた11か所及び下刈りなどの定期的な施業に合わせて点検するなどとしていた198か所の計209か所(延長計14万1010m、柵内造林地の面積計376ha、事業費計4億1151万余円、国庫補助金相当額計1億2359万余円)を整備した67事業主体は、点検の実施に当たって現地の諸条件を勘案しておらず、防護柵の維持管理が十分でないと認められる。

(注3) 下刈り 造林木の成長を阻害する雑草木を刈り払う施業で、主に雑草木が旺盛な成長を示す夏季に行われる。

表2 防護柵の破損等が生じていた箇所における点検回数、点検の実施状況等

68事業主体が整備した防護柵の破損等が生じていた213か所における点検回数、点検の実施状況		事業主体	箇所数	維持管理が十分でなかったもの
点検を行っている(A)		66	202	67事業主体 209か所
回数	2回以上/年	33	76	
	1回/年	35	126	
実施状況	現地のシカが多いことなど現地の諸条件を勘案して点検しているとしていた	1	4	
	下刈りなどの定期的な施業に合わせて点検するなどとしていた	65	198	
点検を行っていない(B)		4	11	
(A)+(B)		68	213	

(注) 事業主体数は項目によって重複する場合があるため、合計が一致しないものがある。

(3) 道県において、事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備していない事態

前記のとおり、都道府県知事は、事業主体による防護柵の維持管理の実施状況について指導監督することとされている。そこで、防護柵の維持管理が十分でない上記の209か所に係る67事業主体に対する指導監督の実施状況について、17道県から聴取したところ、下刈りなどの定期的な施業の際に点検を行うことを指導するなどとしていて、現地の諸条件を勘案した上で指導監督を行っているとしていた道県はなかった。

また、17道県は、防護柵の維持管理の実施状況の指導監督に必要と考えられる点検結果、補修実績等といった維持管理の実施状況を事業主体に記録させることや、必要に応じて報告を求めることなどをしておらず、事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備していなかった。

(2)及び(3)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山口県美祢市は、美祢市於福町内において、令和3年度に防護柵1か所(延長607m、柵内造林地の面積0.9ha、事業費141万余円、国庫補助金相当額42万余円)を整備していた。

5年2月の会計実地検査において防護柵の状態を確認したところ、土砂流出等によって防護柵の支柱が傾いたことにより、延長6mにわたって防護柵の高さ(設計値1.8m)が半分程度(約0.9m)となっていたためシカが柵内造林地に入り込める状態となっていて、植栽されたスギ2,475本のほぼ全てがシカ等による食害等により枯死するなどしていた。

そこで、当該防護柵の点検の実施状況を同市から聴取したところ、毎年1回行う下刈りの時期に目視で行っているとしていて、当該箇所が、同県においてシカの生息密度が最も高い区分とされていることや、谷状で水が流れ込みやすい地形であることなどを考慮した点検となっておらず、現地の諸条件が勘案されていなかった。このため、直近の点検は下刈りの時期である4年6月に行われていて、防護柵の破損等が生じてから最長で8か月間放置されていた可能性があるなど、防護柵の維持管理が十分でなかった。

また、同市に対する指導監督の実施状況を同県から聴取したところ、当該箇所に係る指導監

督は行っておらず、維持管理の実施状況を記録させることや、必要に応じて報告を求めることなどもしていないとしていて、同市による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備していなかった。

このように、17 道県において 67 事業主体が整備した防護柵 209 か所(延長計 14 万 1010 m、柵内造林地の面積計 376ha、事業費計 4 億 1151 万余円、国庫補助金相当額計 1 億 2359 万余円)は、防護柵の破損等が生ずるなどしているにもかかわらず、事業主体において防護柵の維持管理が十分でなかった。そして、当該 209 か所の防護柵については、道県において事業主体に対する指導監督を十分に行うことのできる体制が整備されていなかった。これらのことから、当該 209 か所の防護柵は、効果が十分に発現されていないと認められる。

#### (改善を必要とする事態)

防護柵の破損等が生ずるなどしており、点検の実施に当たって現地の諸条件が勘案されず事業主体による防護柵の維持管理が十分でない事態、及び道県が防護柵の点検結果等の維持管理の実施状況を事業主体に記録させることや必要に応じて報告を求めることなどをしておらず事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備していない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、道県及び事業主体において、防護柵の維持管理の方法を現地の諸条件を勘案して検討することの重要性についての理解が十分でないこと、道県において、事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備することの重要性についての理解が十分でないことなどにもよるが、貴庁において、次のことなどによると認められる。

ア 道県及び事業主体に対して、現地の諸条件を勘案して防護柵の維持管理を行うことの重要性を十分に周知していないこと、事業主体に対して、防護柵の維持管理の方法を適切に検討することを助言していないこと

イ 道県に対して、事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備することを助言していないこと

### 3 本院が要求する改善の処置

野生鳥獣による森林被害は、依然として深刻な状況にあり、今後もシカによる森林被害を防止するための対策が必要であることから、貴庁は、整備事業による防護柵の整備を今後も実施することとしている。そして、シカの柵内造林地への侵入を完全に防ぐことは困難である中、不測の事態により防護柵の破損が生ずるおそれがあることに鑑み、維持管理においては必要に応じた点検等を行うことが重要であるとしている。

については、貴庁において、防護柵の効果が十分に発現されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県及び事業主体に対して、現地の諸条件を勘案した上で防護柵の維持管理を行うことの重要性を周知するとともに、都道府県を通じるなどして事業主体に現地の諸条件に応じた防護柵の維持管理の方法を検討するよう助言すること

イ 都道府県に対して、防護柵の維持管理の実施状況を事業主体に記録させることや、必要に応じて報告を求めるなどして、事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言すること

- (3) 非常用発電設備が設置された農業水利施設のうち、ポンプ場設計基準等の改定前に設計された施設について、更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を検討するとともに、ダムについて、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には燃料タンク容量を見直すなどするよう事業主体に対して指導又は助言を行うことにより、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう改善の処置を要求したものの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)農業農村整備事業費(平成28年度から令和2年度までは(項)農業生産基盤整備事業費、平成23年度から27年度までは(項)農業生産基盤保全管理・整備事業費、20年度から22年度までは(項)農業生産基盤整備・保全事業費) 等
	食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)(平成19年度以前は、国営土地改良事業特別会計)
	(項)土地改良事業費 等
	東日本大震災復興特別会計
	(組織)農林水産本省
	(項)東日本大震災復興事業費 等
部 局 等	農林水産本省
	直轄事業 9 農政局等
	補助事業 17 道府県
事業及び補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、予算補助
非常用発電設備が設置された農業水利施設の概要	商用電源が停電した場合でも機能を維持する必要があるダム、頭首工、ポンプ場等
検査の対象とした非常用発電設備が設置されている施設数、土地改良財産台帳価格等	直轄施設 513 施設 2兆3389億6471万余円(令和4年度末)
	補助施設 343 施設 3532億8864万余円
	(国庫補助金等相当額 1832億0480万余円)(令和4年度末)
非常用発電設備等が浸水して損傷するおそれがある施設数、土地改良財産台帳価格等(1)	直轄施設 163 施設 3110億3954万円(令和4年度末)
	補助施設 218 施設 1763億3709万円
	(国庫補助金等相当額 908億5938万円)(令和4年度末)



ダムに設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっているか不明となっていた施設数、土地改良財産台帳価格等(2)	直轄施設	121 施設	1 兆 2790 億 8153 万円(令和4年度末)
	補助施設	23 施設	786 億 7652 万円
	(国庫補助金等相当額)		402 億 4416 万円(令和4年度末)
(1)及び(2)の計	直轄施設	284 施設	1 兆 5901 億 2107 万円(背景金額)
	補助施設	241 施設	2550 億 1361 万円
	(国庫補助金等相当額)		1311 億 0354 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策等について

(令和5年10月25日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農業水利施設における非常用発電設備の概要等

(1) 農業水利施設における非常用発電設備の設置等

貴省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき、農業生産基盤の整備及び開発を図る土地改良事業の一環として、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保により農業生産性の向上等を図ることを目的として、ダム、頭首工、ポンプ場等の農業水利施設の整備を自ら事業主体となって実施するほか、都道府県、市町村等が事業主体となって実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。そして、各事業主体は、これらの農業水利施設のうち、商用電源が停電した場合でも機能を維持する必要がある施設には、非常用発電設備を設置している。

(2) 農業水利施設における浸水対策

貴省は、平成30年5月に「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計[ポンプ場]」(農林水産省農村振興局編。以下「ポンプ場設計基準」という。)を改定している。そして、改定内容の一つとして、東日本大震災において津波によりポンプ設備が浸水し、復旧に時間を要する事態が発生した経験を踏まえて、ポンプ場の建屋における浸水対策を追加している。

ポンプ場設計基準によれば、建屋の設計に当たっては、地方公共団体が公表しているハザードマップ等<sup>(注1)</sup>を基に、想定し得る最大レベルの洪水、高潮、津波等により発生する浸水位について検討を行い、当該浸水位に応じてポンプ設備の早期の機能回復及び浸水被害の軽減を可能とする浸水対策を講ずる必要があるとされている。そして、浸水対策の選定に当たっては、想定される浸水の高さ(以下「想定浸水深」という。)、浸水の要因、ポンプ場の重要度等に応じて、経済性、維持管理の容易性、操作性等を考慮して、建屋の止水化・耐水化と機器等の高所化・耐水化を適切に組み合わせることとされている。

(注1) ハザードマップ等 平均して1,000年に1度の割合で発生するような想定し得る最大規模の降雨等を前提として想定される浸水の高さなどが提示されたもの

また、貴省は、令和元年9月に「電気設備計画設計技術指針(高低圧編)」(農林水産省農村振興局整備部編。以下「電気設備指針」という。)を改定し、農業水利施設に設置する電気設備が浸水することが想定される場合の浸水対策について追加している。この浸水対策は、ポンプ場設計基準を参考に行っているため、講ずべき浸水対策の内容等はポンプ場設計基準と同様のものとなっている。そして、非常用発電設備及び非常用発電設備に接続する負荷機器(以下「非常用発電設備等」という。)は、ポンプ場設計基準及び電気設備指針のいずれにおいても、浸水対策の対象となっている。

そして、貴省は、ポンプ場設計基準及び電気設備指針のそれぞれの改定後に行う農業水利施設の新設又は更新に係る設計については、浸水対策を反映させることにしている。しかし、これらの改定前に新設又は更新に係る設計を行っている農業水利施設(以下「旧基準施設」という。)について、更新等を行うまでの間の浸水対策は明確になっていない。

### (3) ダムに設置する非常用発電設備の燃料タンク容量

「土地改良施設管理基準—ダム編—」(平成16年3月農林水産省農村振興局整備部水利整備課監修)によれば、農業用のダムは、農業用水を確保し安定的に供給することを目的として築造される重要な施設であるとされている。そして、その管理に当たっては、その重要性から、高い安全性と施設機能の信頼度を保ち、災害の防止を図りつつ河川管理上の安全性も確保する必要があるとされている。

電気設備指針によれば、ダムに設置する非常用発電設備の燃料タンク容量については、停電時等に操作員がダムに到着するのに要する時間、燃料の輸送経路等を考慮して決定する必要があるが、一般に72時間以上運転可能な燃料タンク容量を採用している場合が多いとされている。そして、貴省は、給油取扱所からの燃料の供給を前提とした所要の運転可能時間を確保する燃料タンク容量とする必要があるとしており、具体的には、停電時等に操作員がダムに到着するのに要する時間、燃料の供給元である給油取扱所からダムまでの燃料の輸送時間、当該給油取扱所の休業時間等の合計時間に非常用発電設備の1時間当たりの燃料消費量を乗じた量になるとしている。

### (4) 既存ダムの洪水調節機能の強化

ダムによる洪水調節は、堤防の決壊リスクを低減させるとともに内水被害等を軽減させるものであり、有効な治水対策として位置付けられている。国は、緊急時において既存ダムを洪水調節に最大限活用できるよう、元年12月に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定している。そして、同方針によれば、河川管理者は、水系ごとにダムの管理者等と洪水調節機能強化の基本方針、事前放流の実施方針等を内容とする治水協定を締結し(以下、治水協定が締結されているダムを「協定ダム」という。)、ダムの管理者と連携して水系ごとにダムの統一的な運用を図ることとされている。貴省所管のダムは、治水協定が締結されているものが4年度末時点で418施設となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、非常用発電設備等が設置されている農業水利施設において浸水対策が適切に実施されているか、ダムにおいて非常用発電設備の燃料タンク容量は所要の運転可能時間が確保された適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、4年度末において非常用発電設備が設置されている基幹的な農業水利施設計 856 施設(9農政局等管内の直轄事業で造成された施設(以下「直轄施設」という。)<sup>(注2)</sup>513 施設(土地改良財産台帳価格計 2兆 3389億 6471 万余円)及び 17道府県内の補助事業で造成された施設(以下「補助施設」という。)<sup>(注3)</sup>343 施設(土地改良財産台帳価格等計 3532億 8864 万余円、これに対する国庫補助金等相当額計<sup>(注4)</sup>1832億 0480 万余円))を対象として、貴省本省、9農政局等及び 17道府県において、ハザードマップ、工事図面等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、非常用発電設備等の設置状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(注2) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注3) 17道府県 北海道、京都府、宮城、山形、群馬、千葉、富山、福井、山梨、岐阜、愛知、兵庫、奈良、広島、山口、高知、熊本各県

(注4) 国庫補助金等相当額 農業水利施設の整備事業に対する国庫補助金等の交付実績を参考として算出した試算額等

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 非常用発電設備等が想定浸水深より低い位置に設置されている農業水利施設において浸水対策が実施されていない事態

前記の 856 施設についてみたところ、これらは全て旧基準施設であり、このうち 434 施設は、ハザードマップ等において洪水等による浸水のおそれがあるとされている区域(以下「浸水想定区域」という。)に所在していて、かつ、非常用発電設備等が想定浸水深より低い位置に設置されていた。そして、当該 434 施設のうち 53 施設(直轄施設 24 施設及び補助施設 29 施設)については、施設の造成時又は造成後に浸水対策の検討が行われており、ハザードマップ等における想定浸水深に対応する浸水対策を実施することが困難な場合でも、これと比べて浸水深は浅いものの、より高い頻度で発生し得る洪水等に対応するために止水板を設置するなどの浸水対策が実施されていた。

一方、計 381 施設(9農政局等管内の直轄施設 163 施設(土地改良財産台帳価格計 3110億 3954 万余円)及び 14 道府県内の補助施設 218 施設(土地改良財産台帳価格等計 1763億 3709 万余円、これに対する国庫補助金等相当額計 908億 5938 万余円))については、浸水想定区域に所在していて非常用発電設備等が想定浸水深より低い位置に設置されているのに、浸水対策が実施されていなかった。このため、当該 381 施設では、より高い頻度で発生し得る洪水等によっても、非常用発電設備等が浸水して損傷するおそれがある状況となっていた。

しかし、このような状況となっているのに、貴省は、旧基準施設について、更新時期を迎える施設から順次浸水対策を実施することとしているなどとしていて、前記のとおり、更新等を行うまでの間の浸水対策を明確にしていない。

したがって、貴省において、設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減のために、事業主体が旧基準施設について更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を明確にする必要があると認められる。

(2) ダムにおいて非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっているか明らかでない事態

前記のとおり、電気設備指針によれば、ダムに設置する非常用発電設備の燃料タンク容量については、一般に72時間以上運転可能なものを採用している場合が多いとされている。そこで、前記856施設のうちダム172施設(9農政局等管内の直轄施設147施設(うち協定ダム122施設)及び9県内の補助施設25施設(うち協定ダム19施設))に設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量から算出した運転可能時間についてみたところ、計152施設(直轄施設129施設(うち協定ダム108施設)及び補助施設23施設(うち協定ダム17施設))において、72時間を下回っていた。

貴省は、前記のとおり、ダムに設置する非常用発電設備の燃料タンク容量について、給油取扱所からの燃料の供給を前提とした所要の運転可能時間を確保するものとする必要があるとしている。そこで、上記の152施設について、非常用発電設備を新設又は更新した際の燃料タンク容量に関する検討状況及びその後の検討状況をみたところ、144施設については、次のア及びイのとおり、燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっているか不明となっていた。そして、当該144施設の中には、洪水調節機能の強化のために活用される協定ダム117施設が含まれていた。

ア 非常用発電設備の新設又は更新から長期間が経過しており、当時の検討に係る資料が保存されていないため、また、その後の検討も行われていないため、所要の運転可能時間が確保された燃料タンク容量となっているか不明なもの

78施設(うち協定ダム63施設)

イ 非常用発電設備を新設又は更新した際の検討に係る資料は保存されているものの、燃料タンク容量の決定に当たって考慮する必要がある燃料の輸送経路等が考慮されておらず、所要の運転可能時間が確保された燃料タンク容量となっているか不明なもの

69施設(うち協定ダム57施設)

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

中国四国農政局は、広島県世羅郡世羅町に所在する三川ダム(協定ダム。土地改良財産台帳価格6億9420万余円)において、平成17年度に非常用発電設備を更新しており、当該非常用発電設備の燃料タンク容量(190リットル)から算出した運転可能時間は5.2時間となっていた。そして、当該非常用発電設備を更新した際の燃料タンク容量に関する検討状況をみたところ、過去の停電の実績から、4時間以上の停電対策を実施すればほとんどの停電に対応することができ、それ以上停電が続く場合には給油取扱所から燃料の供給を受けることで対応可能と考えられるとしていた。しかし、燃料タンク容量の決定に当たって考慮する必要がある燃料の輸送経路等が考慮されておらず、現状の燃料タンク容量(運転可能時間5.2時間)が、停電の発生から燃料を補給するまでに必要な容量となっているか不明となっていた。

したがって、ア及びイの施設数のうち、複数の非常用発電設備が設置されていて、ア及びイのいずれにも該当する施設の重複を除いた純計144施設(うち協定ダム117施設。直轄施設121施設の土地改良財産台帳価格計1兆2790億8153万余円、補助施設23施設の土地改良財産台帳価格等計786億7652万余円、これに対する国庫補助金等相当額計402億4416万余円)について、貴省において、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転

可能時間を確保するものとなっているか把握して燃料タンク容量の見直しなどを検討するよう、事業主体に対して指導等する必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

非常用発電設備等が想定浸水深より低い位置に設置されている農業水利施設において浸水対策が実施されていない事態及びダムにおいて非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっているか明らかでない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、旧基準施設について浸水対策を実施することの重要性についての理解が十分でないこと、ダムに設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっている必要があることについての理解が十分でないことなどにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 旧基準施設について更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策に係る方針を明確にしていないこと
- イ ダムに設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっているか把握して対応を検討するよう事業主体に対して指導又は助言を行っていないこと

### 3 本院が要求する改善の処置

近年、豪雨による洪水等の災害が多発している。農業水利施設は、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保により農業生産性の向上等を図るための重要な施設であるとともに、協定ダムは洪水調節機能を強化することにより堤防の決壊リスクの低減や内水被害等の軽減を図る役割も担っているなど、農地のほか宅地等を浸水被害から守るための役割も果たしており、災害時においても活用できるよう施設の機能を維持する必要がある。また、旧基準施設の更新等を行うまでの間の浸水対策については、全ての施設について短期間のうちに実施することは困難であり、限られた予算の範囲内で施設の重要度等に応じた効果的な浸水対策を実施する必要がある。

については、貴省において、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体が旧基準施設について更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を検討すること
- イ ダムに設置されている非常用発電設備の燃料タンク容量について、現状において所要の運転可能時間を確保するものとなっているか把握した上で、所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には、ダムの機能を維持することが可能となる燃料タンク容量に見直すなどするよう農政局等に対して指導するとともに、農政局等を通じるなどして都道府県等に対して助言を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

第3章  
第1節  
第7  
農林水産省

- (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(機械導入事業)の実施に当たり、事業実施主体に対して、実施要領等に基づき事業の実質的な効果を検証するための価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体にこれらを適切に行わせるよう指導させ、また、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認する体制を整備させることにより、成果検証が適切に行われるなどするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)国産農産物生産・供給体制強化対策費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	公益社団法人中央畜産会
補助事業	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(機械導入事業)
補助事業の概要	取組主体が生産コストの削減等に必要な機械装置を導入する場合等に当該機械装置の導入に必要な費用の一部を補助するもの
検査の対象とした協議会数及び取組主体数	218 協議会、2,187 取組主体(平成 30、令和元両年度)
上記に係る事業数及び国庫補助金相当額	3,819 事業 82 億 9000 万余円
成果検証を適切に行っていない事業数及び国庫補助金相当額	2,628 事業 58 億 2576 万円(平成 30、令和元両年度)
成果検証を適切に行ったのかを確認できなかった事業数及び国庫補助金相当額	695 事業 14 億 9980 万円(背景金額)(平成 30、令和元両年度)

## 1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等の概要

### (1) 機械導入事業等の概要

農林水産省は、生産コストの削減等を地域一体となって行う取組を実施する畜産農家等を支援する畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(以下「畜産クラスター事業」という。)を実施するために、基金管理団体として公益社団法人中央畜産会(以下「中央畜産会」という。)を選定し、補助金を交付して、基金を造成させている。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成 28 年 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)等によれば、畜産クラスター事業のうち機械導入事業は、生産コストの削減等に必要な機械装置を導入する畜産クラスター協議会(以下「協議会」という。)の構成員(以下「取組主体」という。)に対して、その導入に必要な費用の一部を上記の基金を取り崩して補助するものとされている。そして、中央畜産会等が事業

(注2)  
実施主体となっている。

(注1) 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るために、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

(注2) 令和元年度までは中央畜産会が、2年度以降は中央畜産会及び公募により選定された一般社団法人北海道酪農畜産協会の両者が事業実施主体となっており、いずれの年度も中央畜産会が基金管理団体となっている。

## (2) 機械導入事業における成果目標の設定及び目標達成状況の検証

実施要領等によれば、事業実施主体から事業参加承認を得て取組主体が事業を実施する場合、次の手順により、当該取組主体が成果目標を設定し、協議会が目標達成状況の検証(以下「成果検証」という。)を行うこととされている。

- ① 取組主体は、「販売額の増加」、「生産コストの削減」、「農業所得又は営業利益の増加」(以下、これらを合わせて「3目標」という。)等から一つを成果目標として選択する。そして、成果目標に係る現状値として事業実施前年度等における販売額等の価格を把握して、目標年度である事業実施翌年度における成果目標に係る目標値を現状値から5%又は8%以上の増加等となるよう設定する。また、現状値の根拠資料を協議会に提出する。
- ② 取組主体は、事業実施年度の翌々年度に、実績値として事業実施翌年度における販売額等の価格を把握して、その根拠資料と共に協議会に提出する。
- ③ 協議会は、目標値と実績値を比較して成果検証を行った上で、事業実施年度の翌々年度に、事業成果報告書(以下「成果報告書」という。)を事業実施主体に提出する。また、協議会は、取組主体から提出を受けた現状値及び実績値の根拠資料を保存する。
- ④ 事業実施主体は、協議会から提出を受けた成果報告書の内容を確認する。

実施要領等によれば、3目標は本事業による効果のほか市場の需給等の外的要因の影響も受けることから、平成30年度以降に事業参加要望が行われて3目標のいずれかを成果目標として選択した事業について、協議会は、販売額等の実績値の価格を補正(以下「価格補正」という。)し、実質的な効果を検証する(市場の需給等の外的要因等による価格変動が生じない場合を除く。)こととされている。そして、価格補正の方法については、3目標ごとに定められており、例えば、成果目標が「販売額の増加」の場合には、現状値とした年度における全国の販売単価等を目標年度における全国の販売単価等で除した補正係数を実績値に乗ずることなどとされている。

## (3) 機械導入事業における指導等

実施要領によれば、事業実施主体は、農林水産省の指導の下で機械導入事業の円滑な推進を図ることとされている。また、取組主体は、協議会を通じた事業実施主体の指導の下で機械導入事業の円滑な推進を図ることになっている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、協議会において成果検証が実施要領等に基づき適切に行われているか、中央畜産会において成果目標を達成していない取組主体を正確に把握

するための体制が整備されているか、農林水産省において中央畜産会の状況が把握されて必要な指導が行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、46道府県の959協議会のうち20道府県<sup>(注3)</sup>の218協議会の2,187取組主体が30、令和元両年度に、3目標のいずれかを成果目標として選択して実施した3,819事業(補助対象事業費計165億3311万余円、国庫補助金相当額計82億9000万余円)を対象として、農林水産省において中央畜産会に対する指導の状況を確認するほか、77協議会において関係書類の保存状況を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、中央畜産会及び上記の77協議会を含めた218協議会から成果検証に関する資料の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(注3) 20道府県 北海道、京都府、青森、茨城、群馬、千葉、静岡、兵庫、鳥取、島根、岡山、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 協議会が実施要領等に基づく成果検証を適切に行っていなかった事態**

19道府県の156協議会の1,503取組主体が実施した2,628事業(補助対象事業費計116億2222万余円、国庫補助金相当額計58億2576万余円)において、次のア及びイのとおり、協議会が実施要領等に基づく成果検証を適切に行っていなかった事態が見受けられた。なお、ア及びイには、重複している事業がある。

**ア 適切な価格補正が行われなまま成果検証が行われていた事態**

19道府県の149協議会の1,418取組主体が実施した2,501事業(補助対象事業費計111億7661万余円、国庫補助金相当額計56億0296万余円)では、協議会が実績値の価格補正を行わず取組主体から提出された実績値をそのまま使用するなどして、適切な価格補正が行われなまま成果検証が行われていた。

**イ 成果報告書に記載された現状値又は実績値と根拠資料の価格との間に差異がある状況で成果検証が行われていた事態**

15道府県の70協議会の619取組主体が実施した1,110事業(補助対象事業費計38億6247万余円、国庫補助金相当額計19億3296万余円)では、協議会が決算書等の根拠資料からの転記を誤るなどしたため、成果報告書に記載された現状値又は実績値と根拠資料により把握される当該取組主体の現状値又は実績値との間に差異がある状況で、成果検証が行われていた。

そこで、ア又はイの事態が生じていた事業について、本院において、各取組主体の決算書等により改めて成果検証の具体的な内容を確認し、実績値を修正するなどしたところ、17道府県の98協議会の584取組主体が実施した1,012事業(補助対象事業費計38億0172万余円、国庫補助金相当額計19億0173万余円)では、修正前後の実績値の開差が1割以上となっていた。また、10道県の48協議会の184取組主体が実施した329事業(補助対象事業費計12億3949万余円、国庫補助金相当額計6億2065万余円)では、成果目標を達成したとされていたが、実際には達成していなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。



＜事例＞

JA ひがし宗谷畜産クラスター猿払協議会の構成員である取組主体 A は、飼料作付地において適期収穫による良質な粗飼料生産を行うことなどにより1頭当たりの乳量の向上等を図ることを目的として、平成30年度に飼料刈取り用の機械装置4台の導入を同協議会に要望した。その際、Aは、成果目標として「販売額の増加」を選択し、現状値の111,910,000円にその5%に相当する5,596,000円を加えた117,506,000円を目標値として設定した。そして、令和元年度に機械装置4台を事業費計1995万円(国庫補助金相当額計997万余円)で導入した。

同協議会は、事業実施翌々年度である3年度に、事業実施翌年度である2年度の実績値を124,684,268円として、上記の現状値111,910,000円からの販売額の増加率を11.41%と算出し、成果目標を達成したとする成果報告書を中央畜産会に提出した。

しかし、実際には、Aの所得税青色申告決算書によると、事業実施前々年度である平成29年度の現状値は111,902,911円、目標年度である令和2年度の実績値は115,527,835円であり、上記の成果報告書に記載された現状値及び実績値はいずれも根拠資料により把握される販売額とは異なっていた。さらに、同協議会は、実績値の価格補正を行わず、Aから提出された実績値をそのまま使用していた。

そこで、本院において、平成29、令和2両年度の全国総合乳価により改めて補正係数を算出し、実績値を修正するなどしたところ、表のとおり、成果目標を達成していなかった。

表 事例に係る成果報告書の記載状況及び本院における修正結果

区分	販売額の現状値	販売額の実績値	価格補正後の実績値	販売額の増加率	目標(5%)達成状況
成果報告書の記載	111,910,000円	124,684,268円	行わず	11.41%	○
本院における修正	111,902,911円	115,527,835円	112,680,704円	0.69%	×

(2) 協議会が現状値又は実績値の根拠資料を保存しておらず、成果検証を適切に行ったのかを中央畜産会が確認できない状況となっていた事態

協議会における根拠資料の保存状況を確認したところ、13道県の62協議会の413取組主体が実施した695事業(補助対象事業費計29億9926万余円、国庫補助金相当額計14億9980万余円)では、協議会が誤って現状値又は実績値の根拠資料を廃棄するなどしており、当該根拠資料が保存されていなかった。

このため、これらについては、現状値又は実績値としてどのような価格が根拠資料に記載されていたか確認できず、協議会が成果検証を適切に行ったのかを中央畜産会が確認できない状況となっていた。

(3) 中央畜産会が成果報告書の確認を十分に行っておらず、農林水産省及び中央畜産会が成果検証を適切に行うようにするための指導を十分に行っていなかった事態

(1)及び(2)の事態に関して、中央畜産会における、協議会から提出を受けた成果報告書の確認状況並びに成果検証を適切に行うようにするための協議会及び取組主体に対する指導状況についてみたところ、中央畜産会は、事業参加要望の処理等の業務に時間を要していたなどとして、十分な確認及び指導を実施していなかった。

また、中央畜産会による上記の確認及び指導について、農林水産省から中央畜産会に対して行われた指導の状況についてみたところ、農林水産省は、口頭による指導を行ったこ

とにより、中央畜産会が協議会から提出を受けた成果報告書を適切に確認しているものと認識していたことから、既存の実施要領等で記載されている事項以外に、価格補正等の参考例の明示や根拠資料の保存状況を確認することについて、具体的な指導を行っていなかった。

このように、協議会が実施要領等に基づく成果検証を適切に行っていなかった事態、協議会が現状値又は実績値の根拠資料を保存しておらず、成果検証を適切に行ったのかを中央畜産会が確認できない状況となっていた事態、中央畜産会が成果報告書の確認を十分に行っておらず、農林水産省及び中央畜産会が成果検証を適切に行うようにするための指導を十分に行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、成果検証の実施に当たり、協議会及び取組主体において、実施要領等に基づく手順についての理解が十分でなかったこと、中央畜産会において、成果報告書の確認並びに協議会及び取組主体に対する指導が十分でなかったことにもよるが、農林水産省において、次のことなどによると認められた。

- ア 中央畜産会に対して、成果検証の実施に当たり、実施要領等に基づき価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体にこれらを適切に行わせるよう十分に指導していなかったこと
- イ 中央畜産会に対して、協議会から提出を受けた成果報告書について、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認するよう十分に指導していなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、協議会及び取組主体において成果検証が適切に行われるようにするとともに、事業実施主体(中央畜産会及び一般社団法人北海道酪農畜産協会をいう。以下同じ。)において必要な確認及び指導が適切に行われるよう、令和5年7月に、事業実施主体に対して通知を発して、次のような処置を講じた。

- ア 成果検証の実施に当たり、実施要領等に基づき価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体に対してこれらを適切に行わせるよう指導した。

これを受けて、事業実施主体は、同月に、協議会に対して、同内容を通知して、協議会から取組主体を指導させた。

- イ 協議会から提出される成果報告書の内容について、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認する体制を整備するよう指導した。

これを受けて、事業実施主体は、成果報告書の提出前における内容の確認を徹底させるために、新たにチェックシートを作成した。そして、協議会に当該チェックシートを活用して確認させた上で成果報告書と併せて事業実施主体に提出させることとした。これにより、事業実施主体において協議会が行った価格補正等の実施状況等を具体的に確認できる体制を整備した。

- (2) 収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを要領に定めて、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項) 森林整備・保全費 (項) 国有林野産物等売払及管理処分業務費 (項) 森林整備事業費
部 局 等	林野庁、7 森林管理局、43 森林管理署等
収穫調査の概要	立木の売払いなどに当たり、立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等を調査する業務
検査の対象とした委託契約の契約件数及び委託費の支払額	209 件 27 億 8756 万余円(令和 3、4 両年度)
上記のうち月額料金を用いるなどして、人員輸送費の積算を行うことが適切であったと認められた契約件数及びその人員輸送費の積算額	171 件 2 億 5051 万余円(令和 3、4 両年度)
低減できた人員輸送費の積算額	7360 万円(令和 3、4 両年度)

## 1 事業の概要

### (1) 収穫調査の概要

林野庁は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。)等に基づき、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給することなどを目標として、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を行うこととなっている。そして、森林管理署等は、森林管理局の定めた国有林野の管理経営に関する計画に従い、立木の状態で販売する立木販売、立木を伐倒等して丸太を生産する製品生産事業等を行っている。

森林管理局及び森林管理署等は、立木販売及び製品生産事業に係る予定価格を算定するために、法、「国有林野の産物売払手続」(昭和 25 年農林省訓令第 102 号)等に基づき、農林水産大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)等に、立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等の調査(以下「収穫調査」という。)を行わせることができることになっている。

### (2) 収穫調査に係る予定価格の積算方法

森林管理局は、林野庁が制定した「国有林野等の収穫調査業務委託事務取扱要領の制定について」(平成 11 年 11 林野業第 18 号。以下「要領」という。)に基づき、それぞれ収穫調査業務委託積算要領等(以下「積算基準」という。)を制定しており、森林管理局及び森林管理署等は、積算基準等に基づき人件費、人員輸送費等の経費を算出し、これらを合算するなどして収穫調査に係る予定価格を積算している。また、「契約事務の厳正な執行について」

(平成12年12経第1908号農林水産大臣官房経理課長通知)によれば、予定価格の決定に当たっては、市場価格、取引の実態等について十分な調査を行うなどして適正な価格とするよう努力することとされている。

### (3) 人員輸送費の算出方法等

要領において、人員輸送費は、森林管理署等から調査現地等までの移動に要する経費であり、貨客兼用自動車の機械損料及び燃料費の合計額となっている。このうち、機械損料は、1日の損料としてレンタカーの借上料金(以下「借上料金」という。)を用いることとなっていて、その借上日数については、調査箇所における立木の調査量に応じた日数とすることとなっている(次式参照)。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{人員輸送費}} = \boxed{\text{借上料金}} \times \boxed{\text{借上日数}} + \boxed{\text{燃料費}} \\
 \underbrace{\hspace{10em}} \\
 \text{機械損料}
 \end{array}$$

森林管理局は、毎年度、レンタカー業を営む者(以下「レンタカー会社」という。)から見積書を徴取するなどして決定した借上料金を積算基準において定めている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、収穫調査に係る人員輸送費の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して、7森林管理局及び44森林管理署等において、令和3、4両年度に実施された収穫調査に係る委託契約計329件、支払額計35億4436万余円のうち、契約額が多額となっているなどの委託契約計209件、支払額計27億8756万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、6森林管理局及び44森林管理署等において、契約書、積算書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、九州森林管理局については、調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注1) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注2) 44森林管理署等 石狩、檜山、根釧西部、網走中部、空知、網走南部、胆振東部、十勝東部、青森、津軽、下北、盛岡、秋田、米代東部、山形、庄内、磐城、茨城、利根沼田、東京神奈川、北信、東信、南信、木曾、岐阜、飛騨、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、広島北部、愛媛、安芸、四万十、佐賀、熊本、熊本南部、大分、大分西部、鹿児島、北薩各森林管理署、最上、白河両森林管理署支署

(注3) 6森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国各森林管理局

### (検査の結果)

人員輸送費の積算においては、借上料金に借上日数を乗じた機械損料が大部分を占めている。そして、森林管理局が借上料金を定めるに当たっては、前記のとおり、市場価格等について十分な調査を行うなどすることが求められている。そこで、森林管理局が積算基準において定めていた3、4両年度における借上料金をみたところ、北海道森林管理局は、レンタカー会社1者がホームページで公表していた月額料金を1か月当たりの使用見込日数である

20日で除するなどして算定した金額が日額料金より安価となる傾向があることから、これを借上料金として積算に用いていた(以下、月額料金から算定した借上料金を「長期レンタカー料金」という。)

しかし、北海道森林管理局の管轄区域内に所在するレンタカー会社の店舗を確認したところ、収穫調査の調査箇所に応じた調達が可能なレンタカー会社が複数存在しており、それぞれが示す料金は異なっていた。このため、北海道森林管理局の委託契約48件の予定価格の積算に用いられていた長期レンタカー料金は、市場価格を十分に反映したものとはなっていない

一方、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局(以下「東北森林管理局等」という。)は、複数のレンタカー会社から徴取するなどした日額料金を比較して算定するなどした金額を借上料金として積算に用いていた(以下、日額料金から算定した借上料金を「短期レンタカー料金」という。)

しかし、前記のとおり月額料金は日額料金よりも1日当たりの料金が安価となる傾向があり、収穫調査を実施していた指定調査機関が使用していたレンタカーも9割以上は月額料金により調達されていた。

そこで、短期レンタカー料金を借上料金として積算に用いている東北森林管理局等の委託契約について、積算上の借上日数をみたところ、161件のうち123件は20日から1,072日までとなっていて、北海道森林管理局が長期レンタカー料金の算定において用いていた1か月当たりの使用見込日数である20日以上であったことから、これらの契約については長期レンタカー料金により調達することが可能な状況となっていた。

これらのことから、本院が、森林管理局を通じて複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取するなどして、それらの平均価格を20日で除するなどして算定したところ、表のとおり、1日当たり2,562円から6,585円までとなっていて、森林管理局が定めた借上料金より安価なものとなっていた。

表 森林管理局が積算基準において定めていた借上料金と複数のレンタカー会社から徴取した見積書等に基づき算定した長期レンタカー料金との比較 (単位：円/日)

森林管理局名	積算基準において定めていた借上料金 (注)		複数のレンタカー会社から徴取した見積書等に基づき算定した長期レンタカー料金 (B)	積算基準において定めていた2日目以降の借上料金と複数のレンタカー会社から徴取した見積書等に基づき算定した長期レンタカー料金との差額 (A) - (B)
	1日目	2日目以降 (A)		
北海道	6,875	6,875	6,585	290
東北	9,400	9,400	5,451	3,949
関東	9,000	6,500	5,000	1,500
中部	4,364	3,546	2,562	984
近畿中国	10,350	8,700	4,688	4,012
四国	8,840	8,840	5,736	3,104
九州	8,200	8,200	4,445	3,755

(注) 全ての森林管理局において、令和3、4両年度の借上料金は同額となっていた。

このように、人員輸送費の積算に当たり、レンタカー会社1者のみの月額料金をそのまま採用していたこと、短期レンタカー料金を設定していたことから、市場価格等を十分に踏まえた経済的な積算となっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた人員輸送費の積算額)

北海道森林管理局の委託契約48件及び東北森林管理局等の委託契約123件の計171件に係る人員輸送費の積算について、複数のレンタカー会社から徴取した見積書等に基づき算定した長期レンタカー料金を用いて試算したところ、3、4両年度の積算額は、それぞれ計8002万余円、計9679万余円、合計1億7681万余円となり、7森林管理局及び43森林管理<sup>(注4)</sup>署等が積算していた積算額計1億1527万余円、計1億3523万余円、合計2億5051万余円は、計約3520万円、計約3840万円、合計約7360万円が低減できたと認められた。

(注4) 43森林管理署等 石狩、檜山、根釧西部、網走中部、空知、網走南部、胆振東部、十勝東部、青森、津軽、下北、盛岡、秋田、米代東部、山形、庄内、磐城、茨城、利根沼田、東京神奈川、北信、南信、木曽、岐阜、飛騨、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、広島北部、愛媛、安芸、四万十、佐賀、熊本、熊本南部、大分、大分西部、鹿児島、北薩各森林管理署、最上、白河両森林管理署支署

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、森林管理局において、適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うことの必要性についての理解が十分でなかったことにもよるが、林野庁において、森林管理局に対して、収穫調査に係る人員輸送費の積算について、経済的な積算となる適切な借上料金の設定方法を明確に示す必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、林野庁は、5年9月に要領を改正して、収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、長期レンタカー料金を適用することが可能な1か月当たり20日以上の使用が見込まれる場合には、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを定めるとともに、森林管理局に対して通知を发出して、同年12月以降に入札公告を行う契約について、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行わせることとする処置を講じた。

令和2年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価の算定について

〔令和2年度決算検査報告233ページ参照〕  
〔令和3年度決算検査報告280ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、民間の事業体(以下「受託事業体」という。)に、同省が備蓄等することとなっている国内産米穀及び外国産米穀(以下、これらを合わせて「政府所有米穀」といい、こ

のうち外国産米穀を「MA 米」という。)の販売、保管、運送、販売等に伴うカビ確認等の業務を包括的に委託している。このうち販売等に伴うカビ確認は、米穀を二重の網に通し、網の上でカビ状異物を確認すること(以下「メッシュチェック荷役」という。)などによるものとされており、受託事業体は、この業務を複数の倉庫業者に再委託して実施させている。そして、受託事業体への委託費のうち、メッシュチェック荷役経費については、メッシュチェック荷役経費の単価にメッシュチェック荷役を行った政府所有米穀の数量を乗じた額を支払うこととされている。しかし、MA 米に係るメッシュチェック荷役経費の単価について、多くの作業人員により処理して1t当たりの処理時間(以下「処理時間/t」という。)が短い倉庫業者や、少ない作業人員により処理して処理時間/tが長い倉庫業者が見受けられるのに、作業人員と処理時間/tをそれぞれ合計してそれらの要素ごとに平均値を算出し、これらに乗ずるなどして算定する方法(以下「要素ごとの算定方法」という。)により設定していたり、米穀の種類及び作業台の形状により作業効率が大きく異なっているのに、米穀の種類等ごとの処理数量を考慮せずに算定したものとなっていたりして、単価が作業実態に見合ったものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、政府所有米穀の品質及び作業安全性の確保に配慮しつつ、メッシュチェック荷役経費の単価について、要素ごとの算定方法によるのではなく、倉庫業者ごとに作業人員に処理時間/tを乗じて1t当たりの処理に要する作業人員・時間を算出し、それを平均するなどして算定する方法(以下「倉庫業者ごとの算定方法」という。)等を用いて米穀の種類等ごとの処理数量により加重平均した上で、必要な調整を行うなどしてメッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、それに基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図るよう、農林水産大臣に対して令和3年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、3年4月から4年10月までの間にメッシュチェック荷役経費の単価を算定するに当たり必要なメッシュチェック荷役の作業実態の調査を実施し、その結果を踏まえて、5年6月に、倉庫業者ごとの算定方法等を用いて算定した1t当たりの処理に要する作業人員・時間等の平均値を、米穀の種類等ごとの処理数量により加重平均した上で、必要な調整を行うなどしてメッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、5年度の契約から当該算定方法に基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図る処置を講じていた。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 高収益作物次期作支援交付金事業の実施について

(令和3年度決算検査報告 235 ページ参照)

#### 1 本院が要求した適宜の処置及び改善の処置

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどした野菜等の高収益作物について、農業者の次期作における生産体制の強化等の取組を支援するため

に、高収益作物次期作支援交付金事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。交付金事業の事業実施主体である地域農業再生協議会等は、同省が定める取組を実施する農業者(以下「取組実施者」という。)に対して、交付金(以下「取組交付金」という。)を交付し、同省は、事業実施主体に対して、取組交付金の交付等に要した経費について高収益作物次期作支援交付金(以下「高収益交付金」という。)を交付することとしている。また、同省は、交付手続を迅速に進めるために、取組実施者が作成する提出書類等の簡素化を図ることとしており、売上げが分かる資料等の証拠書類を添付させることとしていない。しかし、37事業実施主体において取組交付金が過大に交付されるなどしている事態、及び事業実施主体が行う取組交付金の交付に関する事務処理(以下「事務処理」という。)に誤りが生ずることが想定される状況となっているのに、同省が事業実施主体に対して取組交付金の交付額が適正であるか再確認(以下「事後確認」という。)を促していないなどしている事態が見受けられた。そして、同省は、令和4年度以降は交付金事業を実施する予定はないとしているが、何らかの突発的、緊急的な事態が今後発生して、農業者の生産体制の強化等の取組を支援するための事業を創設し、農業者等に対して迅速に補助金、交付金等を交付等することも考えられる。

したがって、農林水産大臣に対して4年10月に、次のとおり是正及び改善の処置を要求した。

- ア 前記の37事業実施主体に対して、過大に交付されるなどしていた取組交付金に係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 高収益交付金の交付を受けた事業実施主体に対して、各事業実施主体における事務処理の実施状況等に照らして事後確認を行う必要があるかを自ら判断できるよう、取組交付金が過大に交付されるなどしていた事態に係る事例や誤りを生じやすいポイントを周知するなどして、必要と認められる場合には事後確認することを促すこと。そして、当該事後確認の結果、取組交付金が過大に交付されるなどしていたと認められる場合には、速やかにこれに係る高収益交付金の返還を求めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)
- ウ 突発的、緊急的な事態が今後発生して、前記農業者の取組を支援するための事業を創設する際に、当該事業の申請が大量に行われる中で迅速に補助金、交付金等を交付等することで、事業実施主体が行う補助金、交付金等の事務に誤りが生じやすい状況になることが想定される場合に備えて、当該事業実施主体に対して事後確認を行わせることができるよう、あらかじめ必要な仕組みを検討すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

## 2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 前記37事業実施主体のうち36事業実施主体に対して、過大に交付されるなどしていた取組交付金に係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めた。
- イ 5年1月に事務連絡を発出し、高収益交付金の交付を受けた事業実施主体に対して、過大交付等の事例や誤りを生じやすいポイントについて周知し、必要と認められる場合には



事後確認を行うよう促した。そして、当該事後確認の結果を報告させるとともに、取組交付金が過大に交付されるなどしていたと認められた事業実施主体に対してこれに係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めた。

ウ 突発的、緊急的な事態に対応した補助金、交付金等の交付等に際して、必要に応じて事業実施主体に対して事後確認を行わせることができるようにするために、要綱において必要な事項を規定することを検討した。そして、5年7月に補助金等交付等要綱審査マニュアルを整備し、上記要綱の審査時に、必要な事項が規定されているかを確認することとした。

一方、農林水産省は、アの過大に交付されていた取組交付金に係る高収益交付金の交付を受けた1事業実施主体に対して、引き続き、速やかに返還するよう求めることとしている。

## (2) 過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施について

(令和3年度決算検査報告241ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

林野庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、公共建築物等の構造材等への木材製品の利用促進を緊急的に支援することにより、輸出できずに行き場のなくなった原木在庫の解消に貢献することを目的とし、令和2年度限りの事業として、過剰木材在庫利用緊急対策事業(以下「対策事業」という。)を実施している。林野庁は、対策事業の実施に当たり、一般社団法人全国木材組合連合会(以下「全木連」という。)を事業実施主体とし、木材製品の利用促進を行う工務店等への助成金の交付(以下、対策事業において工務店等へ交付する助成金を「対策事業助成金」という。)等の業務に要する経費について、国庫補助金を交付している。また、林野庁は、JAS構造材等の消費拡大に向けた普及・実証の取組等に対して助成を行う実証支援事業等(以下「実証支援事業」という。)を平成30年度以降実施してきており、対策事業は、実証支援事業を参考にしている。そして、対策事業の対象とすることができる建築物等は、対策事業以外に国からの助成を受けていないことなどが要件とされている。しかし、一部の建築主が国庫補助金等を財源に含む地方公共団体の補助金等の交付を受けていて、建築物等が対策事業以外に国庫補助金等を財源に含む地方公共団体の補助金等の交付を受けているか確認することについて全木連に対して適切な説明が行われていなかったり、当該確認を行う仕組みが構築されていなかったりする事態、及び公募要領が公表された日より前に建築確認申請や工事請負契約、入札公告が行われるなど対策事業が実施されなくても木材製品が利用されることが見込まれていて、対策事業助成金の交付が木材製品の利用促進のために効率的に行われていない事態が見受けられた。そして、林野庁は、対策事業に対する本院の指摘を踏まえて、全木連に対して、令和4年度の実証支援事業の実施に当たり、工務店等の事業主体が事業申請を行う際には、建築主が地方公共団体の補助金等を含めて国からの助成を受けていないことを建築主に書面で回答を求め、当該書面を提出させるよう規程に反映させる措置を講じている。

したがって、林野庁長官に対して4年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 今後実証支援事業を含めて対策事業と同様に他に国からの助成を受けていないことを要件とする事業(以下「同様の要件を規定する事業」という。)を実施する場合、当該要件を確

認する措置を講じた4年度の実証支援事業の実施状況を踏まえ、工務店等の事業主体が事業申請を行うに当たり、国からの助成の有無について、建築主から地方公共団体に照会するなどして地方公共団体の補助金等の財源として国庫補助金等が含まれていないことを確実に確認する仕組みを構築すること。また、事業実施主体に対して、地方公共団体の補助金等の財源として国庫補助金等が含まれているか確認することについて適切な説明を行うこととするとともに、当該構築した仕組みを規程に反映させるよう指導することとする。

- イ 今後木材製品の利用促進を支援する事業を実施する場合に備えて、木材製品の利用促進のために対策事業助成金の交付が効率的に行われるためには、どのような方法で事業を実施すべきであったかについて、今回の対策事業を改めて検証するとともに、その結果を制度設計に活用する方法を検討すること

## 2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 4年度の実証支援事業の実施に当たり講じた前記措置の状況を踏まえ、今後実証支援事業を含めて同様の要件を規定する事業を実施する場合には、地方公共団体等に照会するなどして地方公共団体の補助金等の財源に国庫補助金等が含まれていないことを確認した資料を事業主体から事業実施主体に提出させ、更に事業実施主体が地方公共団体等に確認する仕組みを構築した。そして、5年度の実証支援事業については、5年3月に事業実施主体である全木連に対して通知を発出して、当該構築した仕組みを規程に反映させた。また、同様の要件を規定する事業については、地方公共団体の補助金等の財源として国庫補助金等が含まれていないことを確認するよう事業実施主体に対して適切な説明を行うこととするとともに、当該構築した仕組みを規程に反映させるよう指導することとし、5年3月に林野庁内の各課に周知した。
- イ 今後木材製品の利用促進を支援する事業を実施する場合に備えて、対策事業における事業要件等について検証を行い、木材製品の利用促進のために対策事業助成金の交付が効率的に行われるためには、実施要領等において、建築確認申請、工事請負契約等の木材を利用するために必要な申請や契約が対策事業の公募要領の公表日以降に行われたことを事業要件とする必要があったとする検証結果を取りまとめた。そして、制度設計において当該検証結果を踏まえた事業要件を設定するよう、5年7月に林野庁内の各課に周知した。

## (3) 林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について

(令和3年度決算検査報告247ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

林野庁は、林業従事者等が林業経営の改善等のために必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して資金の一部を国庫補助金として交付している。そして、都道府県が造成した林業・木材産業改善資金(以下「改善資金」という。)において、多額の繰越金を発生させている事態について本院が平成13年及び20年に指摘するなどしたところ、林野庁は、貸付けが見込まれない額のうち、国庫補助金に相当する額を国へ自主納付できることとするなどの処置を講じたり、自主納付の考え方に係る通知を発するとともに都道府県に周知徹底を図るな

どの処置を講じたりしている。しかし、都道府県において、貸付事業計画に記載する貸付見込額(以下「貸付計画額」という。)及び自主納付の検討対象とすべき額(以下「自主納付検討額」という。)の算定を適切な貸付需要に基づいて行っていなかったこと、林野庁において、上記の通知で示されている算定方法(以下「林野庁通知算定」という。)と異なる独自の算定方法(以下「独自算定」という。)による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付検討額を基に決定した自主納付の予定額(以下「自主納付予定額」という。)の内容について根拠資料を提出させたり、これらの算定結果について資金造成総額、実績報告書に記載された貸付実績の金額(以下「貸付実績額」という。)等と比較するなどしたりして、上記の内容及び算定結果の妥当性を検証した上で、疑義があるものについて再検討を求めるなどの十分な確認を行っていなかったことから、自主納付制度が十分に活用されておらず、改善資金が貸付需要に対応した適切な規模とならずに多額の繰越金を発生させている事態が見受けられた。

したがって、林野庁長官に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 都道府県に対して、適切な貸付需要に基づいて貸付計画額及び自主納付検討額を算定するよう指導を徹底すること
- イ 林野庁通知算定と異なる独自算定による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付予定額の内容について都道府県から根拠資料を提出させたり、これらの算定結果について資金造成総額、貸付実績額等と比較するなどしたりして、上記の内容及び算定結果の妥当性を検証した上で、疑義があるものについて再検討を求めるなど十分に確認を行う体制を整備すること

## 2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 4年11月に都道府県に対して通知を発して、適切な貸付需要に基づいて貸付計画額及び自主納付検討額を算定するよう周知徹底するとともに、都道府県に対する説明会やブロック会議において、当該通知に基づいて貸付計画額及び自主納付検討額を算定するよう指導を徹底した。
- イ アの通知により、独自算定による貸付計画額及び自主納付検討額並びに自主納付予定額の内容について都道府県から根拠資料を提出させたり、これらの算定結果について、資金造成総額、貸付実績額等と比較したりなどするとともに、上記の内容及び算定結果の妥当性をチェックシートにより検証した上で、疑義があるものについては再検討を求め、必要に応じてヒアリングを行うこととするなど十分に確認を行う体制を整備した。

## (4) 農業農村整備事業等における公共測量の手続の実施について

(令和3年度決算検査報告 255 ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき、農業農村整備事業等を、自ら事業主体となって実施するほか、都道府県、市町村等が事業主体となって実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。そして、各事業主体は、農業農村整備事業等の一環として各種の測量を実施している。測量法(昭和24年法律第188号)は、測量の重

複を除き、測定の正確さを確保することなどを目的として、測定の実施の基準等を定めており、国又は公共団体が費用の全部又は一部を負担し又は補助して実施するなどする測定のうち、規模や精度に関する一定の要件を満たすものは、公共測量に該当することとなっている。そして、公共測量を実施する場合は、公共測量を計画する事業主体(以下「測量計画機関」という。)から国土地理院に計画書及び測量成果を提出するなどの公共測量の手続を行わなければならないこととなっており、当該手続を行うことにより、測量成果は、その精度が確保され、他の測量計画機関等により様々な用途に利活用されることになっている。しかし、測量計画機関が公共測量の手続を適切に行っていないため、その測量成果について、公共測量としての精度が確保されていることを客観的に確認できない状況となっていたり、国土地理院において一般の閲覧に供されていなかったりなどして、他の測量計画機関等が様々な用途に利活用できる状況になっていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、測量計画機関が農業農村整備事業等の一環として測量を実施する場合には、公共測量に該当する測量について計画書及び測量成果を国土地理院に提出するなどの公共測量の手続を適切に行うよう、地方農政局等の測量計画機関に対して十分に指導するとともに、地方農政局等を通じるなどして都道府県、市町村等の測量計画機関に対して十分に助言を行うなどするよう、農林水産大臣に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、5年3月に地方農政局等に通知等を発して、測量計画機関が測量を実施する場合には、公共測量の意義や手続について十分に確認するなどして、公共測量に該当する測量について計画書及び測量成果を国土地理院に提出するなどの公共測量の手続を適切に行うよう、地方農政局等の測量計画機関に対して指導するとともに、地方農政局等を通じるなどして都道府県、市町村等の測量計画機関に対して助言を行う処置を講じていた。そして、同年5月に全ての地方農政局等及び都道府県の担当者を対象とした会議を開催するなどして、上記の通知等に基づき公共測量の手続を適切に行うよう、指導又は助言を行う処置を講じていた。

## (5) 国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等について

(令和3年度決算検査報告 261 ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、国営かんがい排水事業により造成された既存の農業水利施設の更新等を行う国営更新事業を順次実施している(以下、国営更新事業により更新するなどした農業水利施設を「国営更新施設」という。)。また、都道府県等は、国営更新事業に関連する土地改良事業として、国営更新施設と田畑とを接続するための用排水路等の農業水利施設(以下「附帯施設」という。)の整備、更新等を実施している。このため、国営更新施設と附帯施設とが一体となって機能することにより、国営更新事業はその効果を発揮することとなる。国は、農業水利施設の機能保全対策について、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進することとしている。そして、農政局等は、施設の機能を維持するための対策工法等について取りまとめた機能保全計画が策定されている附帯施設等のうち当該

計画における対策工事の開始予定年度を経過した施設について、都道府県に対して対策工事の実施状況等を所定の様式(以下「把握様式」という。)により報告させることとしている。しかし、農政局等において附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握していない事態、及び機能保全計画に基づく対策工事が実施されていない附帯施設について劣化の状況が機能保全コストが最も経済的となる最適コストによる対策工事で対応可能な範囲内(以下「最適コスト範囲内」という。)にあることを都道府県等が確認しているかどうかを農政局等において把握していない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 把握様式を変更するなどして、農政局等が附帯施設に係る機能保全計画の策定状況を把握するための項目を設けること、また、附帯施設であることを確認できる項目及び附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するための項目を設けること
- イ 農政局等に対して、アで変更した把握様式等に基づき、附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握するとともに、策定していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底すること。また、附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するとともに、確認していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底すること
- ウ 都道府県等に対して、附帯施設の機能保全計画の策定期間の目安を示した上で、機能保全計画を策定することの目的やこれに基づき対策工事を行うことの必要性を周知徹底すること

## 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 5年4月に発出した農政局等に対する通知により、把握様式を変更して附帯施設に係る機能保全計画の策定状況を把握するための項目を設けるとともに、附帯施設であることを確認できる項目及び附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するための項目を設けた。
- イ 5年2月に農政局等に対して通知を発出するなどして、変更後の把握様式に基づき、附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握するとともに、策定していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底した。また、附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するとともに、確認していない場合は、都道府県等に対して必要に応じて助言を行うことを周知徹底した。
- ウ アの通知により、都道府県等に対して、農政局等を通じるなどして、附帯施設の機能保全計画の策定期間の目安を示すとともに、機能保全計画を策定することの目的やこれに基づき対策工事を行うことの必要性について周知徹底した。

## 第8 経済産業省

### 不当事項

#### 補助金

- (223) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (227)

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計（組織）中小企業庁 （項）経営革新・創業促進費 （項）中小企業事業環境整備費 東日本大震災復興特別会計 （組織）経済産業本省 （項）経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費
部局等補助の根拠	経済産業本省、資源エネルギー庁、中小企業庁、2 経済産業局 予算補助
補助事業者（事業主体）	県2、会社等2、計4 補助事業者 （1 県）
間接補助事業者（事業主体）	4 会社
補助事業	被災事業者自立支援事業、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等
事業費の合計	2,207,428,784 円
補助対象事業費の合計	2,105,201,631 円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	1,075,187,983 円
不当と認める補助対象事業費の合計	53,339,577 円
上記に対する不当と認める国庫補助金相当額の合計	34,813,351 円

### 1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、13 道県、49 市町村及び 450 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、1 県、4 会社、計 5 事業主体が実施した被災事業者自立支援事業、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等に係る国庫補助金 34,813,351 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金が過大に交付されていたもの
  - 2 件 不当と認める国庫補助金 8,719,329 円
- (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
  - 1 件 不当と認める国庫補助金 15,823,460 円
- (3) 補助の目的外に使用していたもの
  - 1 件 不当と認める国庫補助金 8,165,732 円
- (4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
  - 1 件 不当と認める国庫補助金 2,104,830 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助金が過大に交付されていたもの 2 件 不当と認める国庫補助金 8,719,329 円  
 国庫補助金の上限額の算定が適切でなかったため、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金が過大に交付されていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 6,546,000 円)

部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事業	年 度	事 業 費 (補助対 象事業 費)	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
					千円	千円	千円	千円
(223) 九州経済産 業局	熊 本 県	株式会社香 梅 (熊本市 事業主体)	中小企業 組合等共 同施設等 災害復旧	29、30	2,100,000 (2,001,569)	1,000,000	14,661	6,546

この補助事業は、平成 28 年熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた熊本県が、施設又は設備の復旧・整備等を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)交付要綱(20160610 財中第 3 号)等によれば、補助の対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、平成 28 年熊本地震により損壊し、若しくは滅失し、又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備等に要する経費であって、知事が補助の対象としたものとされている。また、同要綱等を踏まえて九州経済産業局と同県との間で共有している質疑応答集によれば、復興事業計画に基づく事業を行うに当たり平成 28 年熊本地震による損壊等がなかった施設又は設備を解体する必要がある場合、原状回復のために必要不可欠と判断されるものであれば解体に係る経費は補助の対象となるものの、再築に係る経費は上記の事業を行うために必要不可欠とはいえないことから補助の対象として認められないこととされている。

そして、同要綱等によれば、上記補助の対象となる経費には、施設又は設備の原状回復のみならず、事業再開又は継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組(以下、この取組を「新分野事業」という。)に要する経費も含まれることとされている。ただし、施設又は設備の原状回復に代えて新分野事業に伴う復旧・整備等を実施した場合には、国庫補助金の額については、震災前に所有していた施設又は設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を上限とすることとされている。

中小企業等グループの構成員である事業主体は、平成28年熊本地震で損壊した工場について、新分野事業に伴う建替工事を実施することとして、これに要する経費が2,500,000,000円(補助対象事業費2,472,826,280円)、国庫補助金の上限額を算定するに当たって別途見積もった原状回復に必要な経費が2,100,000,000円(同2,025,946,254円)であるとする交付申請書を同県に提出し、原状回復に必要な経費に基づき交付決定を受けて事業を実施していた。また、事業主体は、事業完了後、新分野事業に要した経費が2,183,990,000円(同2,154,172,003円)、国庫補助金の上限額を算定するに当たって別途見積もった原状回復に必要な経費が2,100,000,000円(同2,001,569,854円)であるとする実績報告書を同県に提出し、原状回復に必要な経費に基づき国庫補助金1,000,000,000円の交付を受けていた。

そして、事業主体が提出していた交付申請書及び実績報告書のいずれにおいても、国庫補助金の上限額を算定するに当たって別途見積もった原状回復に必要な経費に係る補助対象事業費の中には、工場の原状回復を行うとした場合に工事の支障となり解体が必要な施設であるとして、平成28年熊本地震による損壊等がなかった守衛棟の再築に係る経費が含まれていた。

しかし、工場の原状回復を行うに当たり平成28年熊本地震による損壊等がなかった施設を解体する必要があった場合でも、その再築に係る経費は補助の対象とならないのに、同県はこの経費が含まれた補助対象事業費に補助率を乗じた上限額により交付決定及び交付額の確定を行っていた。

したがって、前記の補助対象事業費2,001,569,854円から守衛棟の再築に係る経費14,661,804円を除いた額に補助率を乗じて適正な国庫補助金の上限額を算定すると993,454,000円となり、前記の国庫補助金1,000,000,000円との差額6,546,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、国庫補助金の上限額を算定するに当たっての補助の対象となる経費の範囲についての理解が十分でなく、交付申請書や実績報告書における平成28年熊本地震による損壊等がなかった施設の再築に係る経費についての審査及び事業主体に対する指導が適切でなかったことなどによると認められる。

**福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金で実施した委託業務の内容に変更が生じたのに、委託料の額の変更を行わなかったため、補助金が過大に交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,173,329円)**

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(224) 資源エネルギー庁	福島県 (事業主体)	—	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援	2	4,961 (4,961)	4,961	2,173	2,173



この補助事業は、福島県における再生可能エネルギーの導入を促進し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、風力発電設備のメンテナンスを行うための拠点(以下「メンテナンス拠点」という。)に係る調査及び検討等に係る業務(以下「本件委託業務」という。)を福島県が公益財団法人福島県産業振興センター(以下「センター」という。)に委託料 4,961,000 円で委託して実施したものである。

同県は、本件委託業務に係る契約の締結に当たっては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)等の規定に基づき随意契約によることとして、センターから見積書を徴し、見積書の金額をそのまま委託料としていた。委託契約書及び仕様書によれば、本件委託業務の内容は、国内外のメンテナンス拠点等を訪問して実地調査を行うこと及びふくしま風力メンテナンス拠点化検討協議会(以下「協議会」という。)を設置して、メンテナンス拠点の整備に向けた検討を行うこととされており、上記見積書の金額には、国内外のメンテナンス拠点等を訪問するための旅費、協議会の開催に当たり使用する会議室の借上料等が計上されていた。また、委託契約書によれば、本件委託業務の内容を変更し、委託料の額を変更する必要があると認めるときは、同県とセンターが協議して書面により変更後の委託料の額を定めることとされていた。

そして、同県は、本件委託業務の完了後の令和 3 年 4 月に前記の委託料 4,961,000 円をセンターに支払い、同年 9 月に同額を補助対象事業費として実績報告を行い、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同県とセンターは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえて、本件委託業務の内容の変更について協議し、国内外のメンテナンス拠点等への訪問を見送るとともに、会議室の借上げを行わずにウェブ会議の方法により協議会を開催するなどして、本件委託業務に要した経費は、上記の委託料を大幅に下回っていた。このため、同県は、本件委託業務の内容の変更に伴い、センターと協議して委託料の額を変更する必要があったのに、これを行っていなかった。

したがって、本件委託業務の実績に基づいて委託料の額を変更したとして適切な補助対象事業費を算定すると、計上漏れとなっていた人件費 1,683,713 円を考慮しても 2,787,671 円となり、前記の補助対象事業費 4,961,000 円との差額 2,173,329 円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額 2,173,329 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件委託業務の内容の変更に伴い、センターと協議して委託料の額を変更する必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 15,823,460 円

被災事業者自立支援事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、購入した設備を補助の目的外に使用していたり、対象とならない経費を補助対象事業費に含めていたりしていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 15,823,460 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(225) 経済産業本省	福島県	株式会社横山物産 (福島県双葉郡浪江町) (事業主体)	被災事業者自立支援	平成28、令和2	54,680 (53,370)	40,027	21,098	15,823

この補助事業は、被災地域における働く場の創出等のまち機能の早期回復に向けて、原子力災害によって被災した中小・小規模事業者(以下「原子力被災事業者」という。)の事業・生業の再建等を支援することを目的として、福島県(以下、補助事業者としての福島県を「県」という。)が、経済産業省から被災事業者自立支援事業費補助金の交付を受けて、福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金(以下「基金」という。)を造成したものである(基金造成額 156 億円)。県は、被災事業者自立支援事業費補助金(事業再開・帰還促進基金)交付要綱(20160304 財地第 1 号)等に基づき、原子力災害により甚大な被害を受けた 12 市町村<sup>(注)</sup>において事業再開等計画(以下「計画」という。)に基づき事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資(以下「事業再開等」という。)を行う原子力被災事業者等に対して、施設・設備の整備等に係る経費の一部を補助するために、造成した基金を取り崩して「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」(以下「基金補助金」という。)を交付している(以下、基金補助金の交付を受けて原子力被災事業者が実施する事業を「基金補助事業」といい、基金補助事業を実施する原子力被災事業者を「基金補助事業者」という。)

(注) 12 市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村

県は、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付要綱(平成 28 年 4 月施行。以下「要綱」という。)において、基金補助金の交付対象者は、原子力災害時に 12 市町村内の事業所で事業を行っていた原子力被災事業者であって、12 市町村内において事業再開等を行う者等としている。

そして、経済産業省は、事業主体が 12 市町村内で事業再開等を行うために基金補助事業により購入した車両を 12 市町村外に所在する事業所において管理又は使用する場合には、当該車両は基金補助事業の目的を達成するための事業の用に供されることにならないため、補助の対象とはならないとしている。

また、要綱等によれば、基金補助事業により取得した財産等のうち、取得価格等が 50 万円以上の機械、器具、備品等は基金補助金の交付の目的に反して使用等してはならない財産(以下「処分制限財産」という。)とされており、基金補助事業者は、処分制限財産を、知事が定めた処分制限期間内に基金補助金の交付の目的に反して使用等するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととされている。そして、基金補助事業者が処分制限財産を基金補助金の交付の目的に反して使用等する場合は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額を基金に納付することになっている。

事業主体は、平成 28 年度に、12 市町村内である南相馬市に新設した営業所(以下「南相馬営業所」という。)において、雇用拡大による故郷再生に寄与するために中間貯蔵施設への運搬に対応する車両の増車等を行うとする計画に基づき事業再開等を行うとして、県から基金補助金の交付決定を受けていた。そして、28 年 10 月及び 12 月に南相馬営業所を使用の本拠とする 10t ダンプトラック 2 台等を導入する基金補助事業を事業費計 26,780,000 円(基金補助対象事業費計 26,553,000 円)で実施したとする実績報告書を 29 年 1 月に県に提出して、基金補助金 19,914,000 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。また、事業主体は、令和 2 年度に、南相馬営業所において、雇用拡大に寄与するために配送業務拡大等に伴う大型車両の増車等を行うとする計画に基づき事業再開等を行うとして、県から基金補助金の交付決定を受けていた。そして、南相馬営業所に 13t 大型トラック等を購入して事業の用に供する基金補助事業を事業費計 27,900,000 円(基金補助対象事業費計 26,817,800 円)で実施したとする実績報告書を 3 年 4 月に県に提出して、基金補助金 20,113,000 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、平成28年度に導入した10tダンプトラック2台について、令和2年10月まで又は12月までのいずれも4年の処分制限期間内であったにもかかわらず、前記の承認を受けずに、平成31年1月に12市町村外の営業所である福島市の営業所(以下「福島営業所」という。)に使用の本拠を変更して、基金補助金の交付の目的に反して使用していた。また、事業主体は、令和2年度に購入した13t大型トラックについて、購入当初から12市町村外の福島営業所において使用していて、南相馬営業所において事業再開等を行うための事業に供しておらず、その購入に係る経費については補助の対象とならないのに、これを補助対象経費に含めていた。

したがって、平成31年1月以降、基金補助金の交付の目的に反して使用されていた10tダンプトラック2台の同月末時点の残存簿価相当額4,880,799円に係る取り崩された基金3,660,460円(国庫補助金相当額同額)及び補助の対象とはならない13t大型トラックを購入して事業の用に供するための基金補助対象事業費16,217,800円に係る取り崩された基金12,163,000円(国庫補助金相当額同額)、計15,823,460円の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において基金補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、県において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

**(3) 補助の目的外に使用していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 8,165,732円**  
**ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の交付を受けて実施した事業により購入した設備を補助の目的外に使用していたもの**

**(1件 不当と認める国庫補助金 8,165,732円)**

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(226) 中小企業庁	全国中小企業団体中央会 (東京都中央区)	株式会社フジフレックス (奈良県生駒市) (事業主体)	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援	30	15,171 (14,047)	9,365	12,248	8,165

この補助事業は、我が国製造業等を支えるものづくり産業基盤等の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的として、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)が、革新的な設備投資やサービス開発、試作品の開発を行うための設備投資を行う事業を実施する中小企業等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。中央会は、中小企業等が中央会から補助金(以下「ものづくり補助金」という。)の交付を受けて実施する事業(以下「ものづくり補助事業」という。)のうち奈良県内において実施される事業に係る公募、確定検査等の事務を奈良県中小企業団体中央会(以下「受託事業者」という。)に委託している。

中央会及び受託事業者が作成したものづくり補助事業に係る交付規程等によれば、ものづくり補助事業のために使用される機械等の購入等に要する経費が補助の対象とされている。また、取得価格が50万円以上の機械、器具、備品等は、処分(ものづくり補助金の交付の目的に反する使用、譲渡等という。)を制限する財産(以下「処分制限財産」という。)とされており、ものづくり補助事業の実施者は、処分制限財産を経済産業大臣が定めた処分制限期間内に処分しようとするときは、あらかじめ受託事業者の承認を受けなければならないこととされている。そして、処分制限財産をものづくり補助金の交付の目的に反してものづくり補助事業とは関係のない業務のために使用した場合は、処分制限財産

の残存簿価相当額に補助率を乗じて得た金額を中央会に納付(以下「残存簿価分納付」という。)することとなっている。ただし、ものづくり補助事業の実施者がものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業に転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合は、あらかじめ受託事業者の承認(以下「転用承認」という。)を受ければ、残存簿価分納付が免除されることとなっている。

事業主体は、人工膝関節置換術<sup>(注)</sup>において、大腿骨と膝蓋骨間の圧力を術中に測定して最適な位置に人工膝蓋骨を留置するために用いるセンサを開発するに当たり、当該センサの部品の試作プロセスを短縮化するために必要な3Dプリンタ2台を、平成31年1月に購入するなどして、これに要した事業費計15,171,408円(補助対象事業費計14,047,600円)に対してものづくり補助金計9,365,066円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。そして、事業主体は、購入した3Dプリンタ2台について、本件ものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業として上記センサの本格的な生産を行う際に活用するために、同年3月に転用承認を受けていた。

(注) 人工膝関節置換術 変形性膝関節症、関節リウマチ等によって変形した膝関節の表面を除去し、人工関節に置き換える手術

しかし、事業主体は、転用承認を受けた同月以降、上記の3Dプリンタ2台を受託事業者に無断で、主として本件ものづくり補助事業とは関係のない<sup>かん</sup>鉗子等の手術器具を製作するために使用していた。

したがって、本件ものづくり補助事業により購入した3Dプリンタ2台(31年3月末残存簿価相当額計12,248,600円)は、ものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業とは異なる事業に転用されており、補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額計8,165,732円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体においてもものづくり補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、受託事業者における事業主体に対する指導が十分でなかったのに中央会において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,104,830円

戦略的基盤技術高度化支援事業の実施に当たり、補助事業に使用しなかった物品の購入に係る経費を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,104,830円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(227) 東北経済産業局	公益財団法人みやぎ産業振興機構 (仙台市)	匠ソリューションズ株式会社 (仙台市) (事業主体)	戦略的基盤技術高度化支援	2	32,616 (31,252)	20,834	3,157	2,104

この補助事業は、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発や試作品開発等の取組を支援し、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図ることを目的として、中小企業経営支援等対策費補助金(戦略的基盤技術高度化支援事業)の交付を受けた公益財団法人みやぎ産業振興機構(以下「機構」という。)が、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等を行う中小企業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助金の交付の対象は、補助事業を実施するために必要な機械装置、備品等の物品の製作及び購入に要した経費等とされている。

事業主体は、AIを用いて自動車の塗装外観検査を行う画像検査装置を製品化するための研究開発に係る事業を事業費32,616,376円(補助対象事業費31,252,377円)で実施したとする実績報告書を機構に提出して、これにより国庫補助金20,834,917円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記研究開発の一環として計画していた画像検査装置の小型化が困難であるとしてこれを中断しており、その結果、小型化に係る研究開発のために購入した集積回路を使用していなかったのに、その購入に係る経費計3,157,245円を含めて補助対象事業費に計上していた。

したがって、上記の補助事業に使用されていない集積回路の購入に係る経費3,157,245円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額2,104,830円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象事業費に計上できる経費についての理解が十分でなかったこと、機構において実績報告書等の審査及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

#### 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

コンテンツグローバル需要創出促進事業において、中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けていたのに、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者に該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていたことを踏まえて、同種の補助金による事業の実施に当たり、公募要項を見直すとともに、実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどして公募要項の見直しを行う態勢整備を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)クールジャパン推進費
部 局 等	経済産業本省
補助の根拠	予算補助
補助事業	コンテンツグローバル需要創出促進事業
補助事業の概要	日本発のコンテンツの海外展開を促進することなどを目的として、日本発のコンテンツの公演及びそのプロモーションを行う民間事業者等に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い国内外の公演を延期又は中止した場合に、後日実施する公演の実施等に要した経費の一部を補助するもの (1) ライブ1事業(令和2年度補正予算(第1号)を財源とするもの) (2) ライブ2事業(令和2年度補正予算(第3号)等を財源とするもの)
補助事業者	特定非営利活動法人映像産業振興機構
間接補助事業者(事業主体)	(1) 957事業主体(令和2年度～4年度) (2) 828事業主体(令和3、4両年度)

経済産業省が想定していた中小・小規模事業者等に該当しない事業主体が実施した事業のうち交付額事後調整が実施されていない事業に係る補助金交付額(ア)	(1)	856 事業	17 億 9932 万余円(令和2年度～4年度)
	(2)	972 事業	19 億 6311 万余円(令和3、4両年度)
交付額事後調整が実施されていない中小企業者のうち差額(利益額)が多い上位5事業主体に対する補助金交付額	(1)	823 事業	11 億 3789 万円(背景金額)(令和3、4両年度)
	(2)	788 事業	16 億 8319 万円(背景金額)(令和3、4両年度)
(ア)について交付額事後調整を実施した場合の補助金交付額(試算額)(イ)	(1)		6 億 6181 万余円
	(2)		7 億 2779 万余円
(ア)と(イ)との開差額(試算額)(ウ)	(1)		11 億 3750 万円
	(2)		12 億 3532 万円
		計	23 億 7283 万円
ライブ2事業においてリアルタイムフル配信等を行う事業の累計が30件を超えておらず、交付額事後調整が実施されていない事業に係る補助金交付額(エ)	(2)	146 事業	15 億 8061 万余円(令和3、4両年度)
(エ)について交付額事後調整を実施した場合の補助金交付額(試算額)(オ)	(2)		4 億 1850 万余円
(エ)と(オ)との開差額(試算額)(カ)	(2)		11 億 6210 万円
(ウ)及び(カ)の計			35 億 3493 万円

## 1 コンテンツグローバル需要創出促進事業の概要等

### (1) コンテンツグローバル需要創出促進事業の概要

経済産業省は、日本発のコンテンツの海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大等を目的として、表1のとおり、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金を交付するコンテンツグローバル需要創出促進事業を実施している。本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により公演を延期又は中止し、後日実施するなど一定の要件を満たした法人である民間事業者等に対して、国内における公演の実施及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施に要す

る経費の一部を補助するものである(以下、令和2年度一般会計補正予算(第1号)を財源とする事業を「ライブ1事業」、令和2年度一般会計補正予算(第3号)等を財源とする事業を「ライブ2事業」という。)

表1 コンテンツグローバル需要創出促進事業の概要

補助金名	予算等	事業名	補助の要件 (以下のいずれにも該当する場合)	補助率
コンテンツ グローバル 需要創出促進 事業費補助 金	令和2年度 一般会計補 正予算 (第1号)	ライブ1 事業	① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により公演を延期又は中止し、後日、感染症対策を講じた上で実施すること ② 当該公演を収録した動画を海外に配信すること	2分の1以内
	令和2年度 一般会計補 正予算 (第3号)等	ライブ2 事業	① 同上 ② 同上 ③ 公演の実施に当たって、当該公演の収益に直接的な影響を及ぼす方法でコンテンツの付加価値を向上させるための取組を行うこと	

経済産業省は、本事業の実施に当たり、公募により特定非営利活動法人映像産業振興機構(以下「機構」という。)を補助事業者として選定している。そして、機構は、同省がエンターテインメント業界(以下「エンタメ業界」という。)の団体に対して実施したヒアリング等を踏まえ、同省と協議した上で補助金公募要項(以下「公募要項」という。)を制定している。同省は、公募要項等に基づき、機構を通じて、間接補助事業者である民間事業者等(以下「事業主体」という。)に対して補助金を交付している。事業主体は、事業完了時には実績報告書、収支報告書等を電子データで機構に提出することとなっている。これを受けて、機構は、補助金の交付実績等を集計して、予算の執行状況等を同省に報告している。

また、経済産業省は、先例のないコロナ禍においてエンタメ業界の民間事業者等に対する支援の必要性が喫緊に迫られた状況の中で同事業を行うことから、事業の実施状況を見ながら制度設計を見直すことにしていたとしている。

(2) 交付額事後調整の仕組みの概要

経済産業省及び機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第2項の規定の趣旨を踏まえて、公募要項において、補助金の額の確定に当たり、公演等の間接補助事業の実施により事業主体が直接得た収入額(以下「直接収入」という。)が、補助対象経費と補助対象外経費を合わせた間接補助事業全体に要する経費総額(以下「経費総額」という。)を超えた場合には、その差額(以下「差額(利益額)」という。)を補助金額から減額して補助金を交付するとの規定を設けている(以下、この仕組みを「交付額事後調整」という。)

(3) 交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けた趣旨とその要件

経済産業省は、コロナ禍で影響を受けた公演等の実施を支援するに当たり、エンタメ業界に多数存在する中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして、一定の要件に該当する案件について交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けている(以下、この仕組みを「調整対象外の仕組み」という。)。すなわち、案件の採択時に総採択件数が30件を超えていない申請者の案件や動員人数が1,000人を超えない案件には、中小・小規

模事業者ではない事業者が実施する案件が含まれることは少ないと想定して、これらを交付額事後調整の対象外とする要件(以下「調整対象外要件」という。)として設定している。また、同省は、ライブ1事業を開始した当時のエンタメ業界においては、無観客ライブ等におけるリアルタイムフル配信の実績がほとんどなかったことから、新たな取組を促すために、リアルタイムフル配信等を行う案件を調整対象外要件として設定している。そして、調整対象外要件のいずれかに該当する案件については、差額(利益額)を補助金額から減額せずに交付することとしている(表2参照)。

表2 各事業における調整対象外要件

事業名	直接収入 (A)	経費総額 (B)	差額 (利益額)	調整対象外要件 (以下のいずれかに該当する場合)
ライブ1 事業	観客動員による チケット収入	補助対象経費 + 補助対象外経費	A-B	① リアルタイムフル配信等を行う案件 ② 動員人数が1,000人を超えない採択案件(動員人数にはオンラインで鑑賞する観客は含まない。) ③ 採択時に総採択件数の累計が30件(①・②は含まない。)を超えていない申請者の採択案件
ライブ2 事業	観客動員による チケット収入 + リアルタイムフル配信等による 配信チケット収入	同上	同上	① 動員人数が1,000人を超えない採択案件(動員人数にはリアルタイムフル配信等で鑑賞する観客は含まない。) ② 総採択件数のうち、リアルタイムフル配信等を行う案件の累計が30件を超えていない申請者の採択案件 ③ 採択時に総採択件数の累計が30件(①・②は含まない。)を超えていない申請者の採択案件

上記のとおり、本事業においては、エンタメ業界の中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮するという趣旨から、中小・小規模事業者が行うことが想定される案件について調整対象外の仕組みを設けることとして、総採択件数や動員人数の要件を設定している。一方、経済産業省の中小企業施策においては、対象とする中小企業者の範囲を中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づき定義する場合も見受けられる。同法によれば、エンタメ業界が該当する業種であるサービス業の場合、中小企業者の範囲は、資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であるとされている。なお、同法における中小企業者の範囲は、株式市場における資金調達力を考慮するなどして設定されているものとされている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、本事業において、調整対象外の仕組みを設けた趣旨を踏まえて調整対象外要件が適切に設定されているか、事業の実施状況を見ながらより合理的な制度設計となるよう適切に見直しが行われているかなどに着眼して、令和2、3両年度に補助金の交付決定が行われたライブ1事業の全23,233事業(このうち2年度から4年度までの間



に補助金が交付されたものは23,081事業(957事業主体、補助金交付額計622億0808万余円)及び3年度に補助金の交付決定が行われたライブ2事業の全18,179事業(このうち3、4両年度に補助金が交付されたものは17,871事業(828事業主体、同計580億7431万余円))を対象として、経済産業本省、機構及び33事業主体において、実績報告書、収支報告書等を確認し、公演等の実施状況を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、機構から関係資料の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

補助金が交付されていた事業のうち、直接収入が経費総額を上回って差額(利益額)が生じていたものは、ライブ1事業で上記23,081事業のうち3,379事業、ライブ2事業で上記17,871事業のうち4,215事業となっていた。また、これらのうち、調整対象外要件に該当することにより交付額事後調整が実施されていなかった事業数は、表3のとおり、ライブ1事業で3,129事業、ライブ2事業で3,983事業となっていて、交付額事後調整が実施されなかった事業が相当数に上っていた。

なお、交付額事後調整の結果、補助金が交付されていなかった事業(ライブ1事業で152事業、ライブ2事業で273事業)については、差額(利益額)が補助金額以上となったことから、補助金が交付されていなかったものである。

表3 交付額事後調整の実施状況

項目	ライブ1事業			ライブ2事業		
	事業数	事業主体数	補助金交付額(千円)	事業数	事業主体数	補助金交付額(千円)
① 補助金が交付されていたもの	23,081	957	62,208,089	17,871	828	58,074,312
② ①のうち直接収入が経費総額を上回って差額(利益額)が生じていたもの	3,379	251	6,709,859	4,215	335	12,391,770
③ ②のうち交付額事後調整が実施されていたもの	250	7	552,441	232	15	805,727
④ ②のうち交付額事後調整が実施されていなかったもの	3,129	251	6,157,418	3,983	335	11,586,043
⑤ 交付額事後調整の結果、補助金が交付されていなかったもの	152	5	—	273	17	—
⑥ 事業主体が実績報告書に経費総額及び補助金額を計上しておらず、補助金が交付されていなかったもの	0	0	—	35	1	—
①+⑤+⑥	23,233	957	62,208,089	18,179	828	58,074,312

注(1) ①+⑤+⑥の事業主体数は、①、⑤及び⑥の事業主体数の純計である。

注(2) ②の事業主体数は、③及び④の事業主体数の純計である。

このような状況を踏まえて、交付額事後調整が実施されていなかった事業の状況、要因等について更に検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 経済産業省が想定していた中小・小規模事業者該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていた事態

前記のとおり、経済産業省は、調整対象外要件の設定に当たり、案件の採択時に総採択件数が30件を超えていない申請者の案件や動員人数が1,000人を超えない案件には、中小・小規模事業者ではない事業者が実施する案件が含まれることは少ないと想定していた。

そこで、差額(利益額)が生じている事業主体のうち上位50事業主体(ライブ1事業で全事業の差額(利益額)の88.3%、ライブ2事業で同85.0%を占めている。)について、上記の調整対象外要件ごとの該当状況をみたところ、実施した事業の総数が30件を超えているか、又は動員人数が1,000人を超える事業を行っている事業主体が、ライブ1事業では49事業主体、ライブ2事業では全50事業主体となっていて、中小・小規模事業者が実施すると同省が想定していた事業数や動員人数を上回る事業を行う事業主体が、上位50事業主体のほとんど全てを占めていた。

また、経済産業省は、中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮するという趣旨から調整対象外の仕組みを設けているが、中小・小規模事業者を定義していない。そこで、中小企業基本法において株式市場における資金調達力を考慮するなどして中小企業者の範囲が設定されていることを踏まえて、これらの上位50事業主体について、公益財団法人各2事業主体を除いてみたところ、ライブ1事業では16事業主体、ライブ2事業では15事業主体が、資本金の額が5,000万円を超え、かつ常時使用する従業員の数が100人を超えていて、中小企業基本法における中小企業者の定義に該当しない者(以下「中小企業者に該当しない者」という。)となっていた。これらの中小企業者に該当しない者は、中小企業基本法における中小企業者の範囲が株式市場における資金調達力を考慮するなどして設定されているものであることを踏まえると、本事業において財政基盤等を考慮する必要があるとしている中小・小規模事業者には該当しないと思料された。そして、中小企業者に該当しない者が実施した事業のうち、案件の採択時に総採択件数が30件を超えていない申請者の案件や動員人数が1,000人を超えない案件のいずれかに該当するとして交付額事後調整が実施されていない事業について、これらの調整対象外要件別に交付額事後調整を実施した場合の補助金額を機械的に算出し、実際に交付された補助金額との差額(開差額)を試算したところ、表4のとおり、開差額の合計は23億7,283万余円となった。

表4 中小企業者に該当しない者が実施した事業のうち交付額事後調整が実施されていない事業における調整対象外要件別の開差額

項目	事業数	事業主体数	補助金交付額(A)(千円)	差額(利益額)(千円)	交付額事後調整を実施した場合の補助金交付額(B)(千円)	開差額(A-B)(千円)
① ライブ1事業における調整対象外要件別の開差額等	856	15	1,799,327	1,545,204	661,818	1,137,509
② ①のうち案件総採択件数が30件を超えていない申請者の案件	115	9	570,896	602,056	131,942	438,954
③ ①のうち動員人数が1,000人を超えない案件	741	14	1,228,431	943,148	529,876	698,555
④ ライブ2事業における調整対象外要件別の開差額等	972	15	1,963,115	1,866,080	727,791	1,235,324
⑤ ④のうち案件総採択件数が30件を超えていない申請者の案件	168	13	589,570	560,052	272,055	317,515
⑥ ④のうち動員人数が1,000人を超えない案件	804	12	1,373,545	1,306,027	455,736	917,809
①+④の合計						2,372,833

注(1) ①の事業主体数は、②及び③の事業主体数の純計である。

注(2) ④の事業主体数は、⑤及び⑥の事業主体数の純計である。

注(3) ライブ1事業における中小企業者に該当しない者である16事業主体のうち1事業主体は、②又は③に該当する案件がなかった。

また、前記の上位50事業主体のうち中小企業基本法における中小企業者に該当する者は、ライブ1事業で32事業主体、ライブ2事業で33事業主体となっていた。そして、これらの中小企業者に該当する事業主体が実施した事業についても、交付額事後調整が実施されていない状況等をみたところ、表5のとおり、差額(利益額)が多い上位5事業主体(ライブ1事業の補助金交付額計11億3789万余円、ライブ2事業の補助金交付額計16億8319万余円)に事業数や差額(利益額)の合計額が集中し、全体の半分近くを占めていた。これらの上位5事業主体の中には、交付額事後調整が実施された事業を含めて差額(利益額)が生じていた全ての事業の事業数や差額(利益額)の合計額をみても、中小企業者に該当しない者の平均値を上回る者が見受けられた。

表5 財政基盤等を考慮する必要があるとして交付額事後調整が実施されていない事業における差額(利益額)が多い上位5事業主体の中小企業者全体の差額(利益額)等に占める割合

事業主体名	ライブ1事業					ライブ2事業				
	事業数	中小企業者全体(32事業主体)のうち左が占める割合(%)	差額(利益額)(千円)	中小企業者全体(32事業主体)のうち左が占める割合(%)	補助金交付額(千円)	事業数	中小企業者全体(33事業主体)のうち左が占める割合(%)	差額(利益額)(千円)	中小企業者全体(33事業主体)のうち左が占める割合(%)	補助金交付額(千円)
A	173	13.2	236,351	14.4	175,108	/	/	/	/	/
B	565	43.1	224,982	13.7	239,334	627	47.6	531,694	13.0	416,075
C	21	1.6	143,285	8.7	377,133	27	2.0	600,354	14.7	448,962
D	54	4.1	92,606	5.6	185,148	/	/	/	/	/
E	10	0.7	85,626	5.2	161,172	/	/	/	/	/
F	/	/	/	/	/	21	1.5	452,268	11.0	331,974
G	/	/	/	/	/	31	2.3	234,117	5.7	97,889
H	/	/	/	/	/	82	6.2	233,234	5.7	388,295
計	823	62.8	782,852	47.9	1,137,895	788	59.9	2,051,669	50.3	1,683,195

このように、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者該当しない事業主体が実施する事業についても、交付額事後調整の対象外となるなどしていた。

(2) 実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどして、その結果に基づく公募要項の見直しを行うための態勢が整備されていなかった事態

前記のとおり、リアルタイムフル配信等は、ライブ1事業を開始した当時は実績がほとんどないとされていた。また、ライブ1事業における直接収入の範囲は観客動員によるチケット収入のみとされていた。そこで、ライブ1事業において、機構に提出されていた実績報告書等の収支等に係る電子データを分析するなどして、観客動員によるチケット収入にリアルタイムフル配信等を視聴するためのチケットの販売による収入を合算したものを直接収入と仮定して差額(利益額)をみたところ、差額(利益額)が生ずるものは4,248事業(319事業主体)となり、前記の3,379事業(251事業主体)に交付額事後調整の結果、補助金が交付されていなかった152事業(5事業主体)を加えた3,531事業(251事業主体)より増加しており、ライブ2事業の補助事業者を公募する時点で、リアルタイムフル配信等による事業は相当数実施され、利益を計上している事業主体が一定数存在していたと考えられた。

しかし、経済産業省は、ライブ2事業において、直接収入にリアルタイムフル配信等を視聴するためのチケットの販売による収入を含めるなどの見直しを行っていたものの、総採択件数のうちリアルタイムフル配信等を行う案件の累計が30件を超えていない申請者の案件については交付額事後調整を実施しないこととしていた(表2参照)。

そこで、ライブ2事業において上記の調整対象外要件に該当するとして交付額事後調整が実施されていなかった事業について、交付額事後調整を実施した場合の補助金額を機械的に算出し、実際に交付された補助金額との差額(開差額)を試算したところ、表6のとおり11億6210万余円となった。

表6 ライブ2事業においてリアルタイムフル配信等を実施しており調整対象外要件に該当するとして  
交付額事後調整が実施されていない事業における開差額

項目	事業数	事業主体数	補助金交付額 (A) (千円)	差額(利益額) (千円)	交付額事後調整 を実施した場合 の補助金交付額 (B) (千円)	開差額 (A-B) (千円)
総採択件数のうちリアルタイムフル配信等を行う案件の累計が30件を超えていない申請者の案件	146	53	1,580,611	4,571,911	418,502	1,162,109

そして、経済産業省が上記のような実績報告書等の収支等に係る電子データに基づいて事業の実施状況を分析するなどしていれば、ライブ2事業等の公募要項の見直しにおいても有用であったと認められる。また、(1)のような事態についての分析においても電子データ等を基に確認や検証を行うことが必要だったと認められる。

しかし、経済産業省は、事業の実施状況を見ながら制度設計を見直すことにしていたにもかかわらず、機構に提出されていた実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどしておらず、それらの分析結果に基づき公募要項の見直しを行う態勢を整備していなかった。

以上のように、経済産業省が中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして調整対象外の仕組みを設けていたのに、同省が想定していた中小・小規模事業者に該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていた事態及び機構に提出されていた実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどしておらずそれらの分析結果に基づく公募要項の見直しを行うための態勢が整備されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、経済産業省において、調整対象外の仕組みを設けた趣旨を踏まえて調整対象外要件が適切に設定されているかの把握・検証が十分でなかったこと、機構に提出されていた実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどしてその結果に基づく公募要項の見直しを行う態勢整備の検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、経済産業省は、次のような処置を講じた。

ア ライブ1事業、ライブ2事業等の実施状況を把握し検証して、5年3月から実施している同種の事業(コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金(ライブエンタメ産業の基盤強化支援))において、中小企業者に該当しない者を交付額事後調整の対象とし、交付額事後調整の対象とならない中小企業者についても、事業主体ごとの交付決定総数及び交付決定総額に上限を設けるなどして、調整対象外の仕組みを設けた趣旨に沿って補助金が交付されるよう公募要項を見直した。

イ 上記事業の実施に際して、補助事業者から実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどして、補助事業者と定例の打合せを行い、事業主体の収支を含む確定検

査の進捗状況等に関する報告を受けるなどの公募要項の見直しを行う態勢を整備するとともに、今後新たな制度設計を行う場合にも同様の態勢を整備することが可能となるよう5年8月に関係部署に通知を発して周知徹底を図った。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が管理している取戻しが見込まれない  
鉱害賠償積立金の取扱いについて

(令和3年度決算検査報告 288 ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(令和4年11月14日以降は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構。以下「機構」という。)は、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者(注1)(注2)(租鉱権者を含む。以下「鉱業権者等」という。)が石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和38年法律第97号。昭和43年5月以降は石炭鉱害賠償等臨時措置法。以下「賠償法」という。)に基づき将来の沈下(注3)鉱害の賠償に要する費用の一部として積み立てた鉱害賠償積立金を管理している。資源エネルギー庁は、賠償義務を負う鉱業権者等(以下「賠償義務者」という。)の存否等により、鉱物の試掘、採掘等のために登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」という。)を有資力鉱区と無資力鉱区に区分している。このうち、無資力鉱区は、賠償義務者が存在しなかったり、通商産業局(平成13年1月6日以降は経済産業局)等において、賠償義務者がそれまで積み立てた鉱害賠償積立金に関する一切の権利を放棄することなどを条件として資力を有しないことの認定を行ったりした鉱区となっている(以下、無資力鉱区に係る賠償義務者を「無資力賠償義務者」といい、無資力鉱区に係る鉱害賠償積立金を「権利放棄等積立金」という。)。また、賠償法によると、賠償義務者は機構に対して取戻しの請求を行うなどして機構から鉱害賠償積立金を取り戻せることとなっている一方、取戻し以外の鉱害賠償積立金の処理については定められていない。しかし、権利放棄等積立金については、無資力賠償義務者からの取戻しが見込まれないにもかかわらず、取戻し以外の鉱害賠償積立金の処理が定められていないことなどにより、機構において長期にわたり積み立てられたままと なっていて、他に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁において、今後も無資力賠償義務者からの取戻しが見込まれない権利放棄等積立金について、必要な制度を整備するなどして国庫納付することも含めた活用を図るよう、資源エネルギー庁長官に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

(注1) 鉱業権者 鉱区において、登録を受けた鉱物等を掘採し、及び取得する権利を有する者

(注2) 租鉱権者 鉱業権者の鉱区において、鉱物を掘採し、及び取得する権利を有する者

(注3) 沈下鉱害 深所採掘に起因する地盤沈下。「鉱害賠償積立金算定基準」によれば、採掘終了後2年半以内で安定するとされている。

## 2 当局が講じた処置

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、今後も無資力賠償義務者からの取戻しが見込まれない権利放棄等積立金の活用について、現行の制度において機構が任意で国庫納付することが可能であることなどを確認し、機構において国庫へ納付する額を算定して同庁に報告することを検討するよう、5年6月に機構に対して文書を発する処置を講じていた。そして、機構は、同庁が発した文書を踏まえて検討し、同年9月に権利放棄等積立金相当額15億4847万余円を国庫に納付した。

### (2) 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について

(令和3年度決算検査報告293、426ページ参照)

(514ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)

第9 国土交通省

第3章 第1節 第9 国土交通省

不 当 事 項

予 算 経 理

(228) 公共補償の実施に当たり、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分について、一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担しており、また、既存公共施設等の処分利益について、特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されていたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)物品売払収入 自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項)空港整備事業費
部 局 等	大阪航空局(公共補償の実施部局) 第七管区海上保安本部(公共補償の対象となった既存庁舎等の管理部局)
補 償 の 概 要	福岡空港の滑走路の増設整備事業に伴い支障となる海上保安本部の既存庁舎等の機能を北九州空港に移転させるに当たり補償を行うもの 2,352,200,000 円(平成 30、令和元両年度)
北九州空港における海上保安庁庁舎・格納庫新築工事費	
福岡空港における海上保安庁福岡航空基地庁舎・格納庫撤去工事費	165,720,000 円(令和元、2 両年度)
一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担している減耗分相当額(1)	955,639,105 円
特別会計において支出する補償工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されている処分利益の額(2)	7,475,050 円
(1)及び(2)の計	963,114,155 円

1 公共補償の概要等

(1) 一般会計と特別会計との区分経理

国は、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号。以下「特会法」という。)に基づき、空港等の設置、改良等の空港整備事業等に関する政府の経理を明確にすることを目的として、自動車安全特別会計(空港整備勘定)(以下「特別会計」という。)を設置して、一般会計



と区分して経理している。そして、特別会計においては、航空会社等の航空運送事業者等が支払う無線施設、レーダー等の航行援助施設の利用料、着陸料等の収入が財源の多くを占めており、これらの特定の収入をもって空港整備事業等に要する費用等の歳出に充てられていて、一般会計の歳入歳出とは明確に区分されている。

## (2) 公共補償の概要

公共事業の施行により事業地内の公共施設等についてその機能の廃止又は休止が必要となる場合(以下、このような公共施設等を「既存公共施設等」という。)であって、公益上、その機能回復を図ることが必要である場合は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定。以下「要綱」という。)、 「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等に基づき、当該公共事業の事業主体が既存公共施設等の管理者に対して補償を行うこととなっている(以下、この補償を「公共補償」といい、補償を受ける既存公共施設等の管理者を「被補償者」という。)

公共補償基準は、要綱に規定されている適用除外条項に該当する場合を除き、国の機関に対する公共補償にも適用されるものである。

公共補償基準によれば、公共補償は、金銭をもってするものとされている。ただし、公共事業に係る工事の施行上、技術的、経済的に合理的と認められる場合等においては、公共事業の起業者が代替の公共施設等を建設し、又は公共施設等を移転等すること(以下「現物補償」という。)によることができることとされている。

そして、公共補償基準によれば、既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の処分利益(以下「処分利益」という。)及び既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除した額を補償することとされている。

国土交通省航空局は、空港整備事業等において現物補償により公共補償を行う場合は、減耗分については、被補償者の予算措置への対応を考慮して原則として立て替えることとし、被補償者との間であらかじめ精算等に関する協定等を締結して、後日、被補償者から還付を受けることとしている。また、処分利益については、補償工事の費用から当該処分利益を控除するなどして精算を行うこととしている。

## (3) 福岡空港における第七管区海上保安本部の庁舎等の移転に係る公共補償

大阪航空局(以下「大阪局」という。)は、福岡空港の滑走路の増設整備事業に伴い支障となる同空港所在の海上保安庁第七管区海上保安本部(以下「海上保安本部」という。)の福岡航空基地の庁舎、格納庫等(以下、これらを「既存庁舎等」という。)について、その機能を北九州空港に移転させることとし、これに係る公共補償を行っている(以下「本件公共補償」という。)

大阪局は、既存庁舎等の機能の移転については、福岡空港における既存庁舎等の解体、北九州空港における代替の庁舎、格納庫等の建設等が、いずれも空港内で実施されることから、大阪局で代替の公共施設等を建設した方が技術的、経済的に合理的であると判断して、本件公共補償を現物補償により行っている。

そして、本件公共補償の実施に当たっては、平成27年12月に、国土交通省航空局と海上保安庁本庁との間で協定が締結され、国土交通省航空局が講ずる公共補償に係る予算措置を要綱に基づき行うことなどが取り決められている。

大阪局は、現物補償として、30、令和元両年度に北九州空港において海上保安庁庁舎・格納庫新築工事(工事費2,352,200,000円)を、元、2両年度に福岡空港において海上保安庁福岡航空基地庁舎・格納庫撤去工事(工事費165,720,000円。以下「撤去工事」という。)を、それぞれ実施している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国の機関に対して公共補償を行う場合の減耗分及び処分利益の取扱いは公共補償基準等に基づき適切に行われているか、これらに係る会計経理が適正に行われているかなどに着眼して、大阪局において、本件公共補償に係る協定書や工事の関係書類を確認するとともに、海上保安本部との本件公共補償についての協議状況、減耗分及び処分利益の精算状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

### (1) 既存庁舎等の減耗分の取扱いが適切に行われていない事態

本件公共補償は現物補償により行われ、かつ、既存庁舎等は、2年3月にその機能が廃止されていた。したがって、大阪局は、昭和57年3月等の既存庁舎等の築造時から令和2年3月の機能廃止の時までの減耗分について、前記のとおり、あらかじめ海上保安本部との間で精算等に関する協定を締結するなどして、海上保安本部から還付を受ける必要がある。

しかし、大阪局は、築造時から機能廃止の時までの経過年数等を勘案すると減耗分の額は数億円規模になると想定し、海上保安本部が減耗分に係る予算を確保することは困難であるなどと判断して、海上保安本部に対して減耗分を負担する必要があることを伝えておらず、減耗分の取扱いについて協議していなかった。

このため、前記の協定では、減耗分の取扱いについて定められておらず、大阪局は海上保安本部から減耗分の還付を受けていなかったことから、本来、海上保安本部が一般会計において負担すべき減耗分相当額を、大阪局が特別会計において負担している状況となっていた。

そこで、減耗分相当額を、公共補償基準等に基づき、築造時から機能廃止の時までの経過年数等により算定すると、955,639,105円となる。

### (2) 既存庁舎等の処分利益の取扱いが適切に行われていない事態

撤去工事では、工事の過程で、鉄くずなどの有価物332.15tが発生していた(以下、撤去工事で発生した有価物を「工事発生有価物」という。)。工事発生有価物は、現物補償として実施した撤去工事において発生したものであるから、前記のとおり、大阪局が撤去工事の費用(165,720,000円)からその処分利益を控除するなどして精算を行う必要がある。

しかし、大阪局は、工事発生有価物は、海上保安本部が使用していた既存庁舎等の解体の過程で発生したものであることから、海上保安本部に引き渡す必要があるとして、工事発生有価物を自ら処分せず、海上保安本部に無償で引き渡していた。そして、海上保安本部は、大阪局に工事発生有価物の処分方法について確認を行い、大阪局から、海上保安本部において売却処分を行い一般会計の歳入として処理することとする旨の回答を受けた上

で、2年8月に、引き渡された工事発生有価物を売り払い、処分利益の額7,475,050円を一般会計の歳入として処理していた。

このため、本来、大阪局が特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべき処分利益の額7,475,050円が、海上保安本部において一般会計の歳入として処理されている状況となっていた。

したがって、本件公共補償に当たり、減耗分相当額955,639,105円について、一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担しており、また、処分利益の額7,475,050円について、特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されていて、計963,114,155円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大阪局において、本件公共補償の実施に当たり、公共補償基準等における減耗分及び処分利益の取扱いについての理解が十分でなかったこと、特別会計を設置して一般会計と区分して経理することとした特会法の趣旨についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

## 補 助 金

### (229) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (259)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅対策諸費 (項)都市再生・地域再生整備事業費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)河川等災害復旧事業費 (項)河川等災害関連事業費 (組織)観光庁 (項)観光振興費 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興事業費
部 局 等	中国地方整備局、観光庁、19府県
補助等の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	府1、県12、市7、町3、村1、団体1、計25補助事業者等 (府1、県12、市7、町3、村1、計24事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	6団体
補助事業等	河川等災害復旧事業、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業、防災・安全交付金事業等

事業費の合計	3,347,514,167 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	2,114,705,554 円
不当と認める事業費の合計	746,741,643 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(1)	478,667,498 円
収納した使用料	2,170,396 円
上記のうち国庫補助金等相当額	1,037,003 円
不当と認める使用料	2,170,396 円
上記のうち不当と認める国庫補助金等相当額(2)	1,037,003 円
(1)及び(2)の計	479,704,501 円

## 1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、42 都道府県、646 市区町村、5 一部事務組合、1 独立行政法人及び200 団体等において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、13 府県、11 市町村、6 団体、計 30 事業主体が実施した、河川等災害復旧事業、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業、防災・安全交付金事業等に係る国庫補助金 479,704,501 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの  
20 件 不当と認める国庫補助金 235,620,475 円
- (2) 補助の対象とならないもの  
9 件 不当と認める国庫補助金 161,997,270 円
- (3) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの  
1 件 不当と認める国庫補助金 70,541,756 円
- (4) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの  
1 件 不当と認める国庫補助金 11,545,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの

20件 不当と認める国庫補助金 235,620,475円

根固工の設計が適切でなかったなどのもの

(11件 不当と認める国庫補助金 150,036,104円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(229)	埼玉県	埼玉県	河川等災害復旧	元、2	89,250 (80,700)	53,827	30,445 (30,445)	20,307	設計が適切でなく根固ブロックが必要重量を満たしていなかったもの
(230)	同	本庄市	同	元、2	10,685 (10,685)	7,126	9,407 (9,407)	6,274	設計が適切でなく根固ブロックが必要敷設幅を満たしていなかったもの
(231)	福井県	福井県	同	29、30	23,727 (23,727)	15,826	21,972 (21,972)	14,655	設計が適切でなく根固工と護岸等との間の間隙に適切な間詰工を施していなかったもの
(232)	山梨県	山梨県	同	元、2	282,664 (282,664)	188,537	49,373 (49,373)	32,932	設計が適切でなく根固ブロックが必要重量を満たしていなかったもの
(233)	岐阜県	岐阜県	同	平成30、 令和元	44,917 (44,917)	29,959	19,357 (19,357)	12,911	同
(234)	三重県	三重県	同	元、2	35,814 (35,814)	23,888	11,113 (11,113)	7,412	設計が適切でなく根固工と護岸等との間の間隙に適切な間詰工を施していなかったもの
(235)	京都府	京都府	同	元、2	41,305 (38,454)	25,649	10,780 (10,780)	7,190	設計が適切でなく根固ブロックが必要敷設幅を満たしていなかったもの
(236)	同	同	同	元、2	22,253 (18,631)	12,427	8,652 (8,652)	5,771	設計が適切でなく根固工と護岸等との間の間隙に適切な間詰工を施していなかったもの
(237)	福岡県	福岡県	同	2、3	22,434 (11,197)	7,468	4,761 (4,761)	3,175	設計及び施工が適切でなく根固工と護岸等との間の間隙に適切な間詰工を施していなかったもの

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(238)	熊本県	阿蘇市	河川等災害復旧	元、2	42,956 (42,956)	28,650	41,620 (41,620)	27,759	設計が適切でなく根固工と護岸等との間隙に適切な間詰工を施していなかったもの
(239)	同	阿蘇郡南阿蘇村	同	元、2	33,115 (33,115)	22,087	17,460 (17,460)	11,645	同
(229)-(239)	の計				649,124 (622,866)	415,449	224,945 (224,945)	150,036	

これらの補助事業は、台風等により被災した護岸等を復旧するために、護岸工、根固工等を7府県及び3市村が実施したものである。このうち、根固工は、護岸等の基礎を保護するために、コンクリート製ブロック(以下「根固ブロック」という。)等を護岸等の前面の河床に敷設したものである。

7府県及び3市村は、根固工等の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編。以下「技術基準」という。)等に基づき行うこととしている。そして、京都府、埼玉、山梨、岐阜、福岡各県、阿蘇市及び南阿蘇村は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

技術基準等によれば、護岸の破壊は、基礎部の洗掘を契機として生ずることが多いとされ、根固工は、その地点の流勢を減じて、更に河床を直接覆うことで急激な洗掘を緩和する目的で設置されるものとされている。そして、根固工は、流体力に耐える重量とすること、護岸の基礎前面に洗掘を生じさせない敷設量とすることなどが必要であり、根固工と護岸との間に間隙が生ずる場合には適当な間詰工を施すこととされている。

上記のうち、流体力に耐えるために必要となる根固ブロック1個当たりの重量(以下「必要重量」という。)については、設計流速、水や根固ブロックの密度等から算出することとされている。また、洗掘を生じさせない敷設量とするために必要となる根固ブロックの敷設幅(以下「必要敷設幅」という。)については、根固ブロック1列分又は2.0m程度以上の平坦幅に、護岸の基礎前面で河床が低下した場合に、根固ブロック敷設高から低下した河床部分に向けて生ずる斜面の長さ(勾配を30度と見込むため河床が低下した場合の深さの2倍となる。)に相当する幅を加えた幅を確保することとされている。

また、福岡県の工事請負契約書によれば、請負人は、工事の施工に当たり、工事現場の形状等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合は、その旨を直ちに同県の監督職員に通知し、確認を請求しなければならないこととされている。

しかし、根固工の設計において、埼玉、岐阜両県は、技術基準等で定められた根固ブロックの密度とは異なる値を用いて必要重量を算出し、山梨県は、既設の根固ブロックが必要重量を満たしているか確認せずに再利用していた。また、京都府及び本庄市は、根固ブロック等の敷設高を変更した際に、必要敷設幅を算定することなく、変更前と同じ敷設幅としていた。さらに、根固工と護岸等との間に間隙が生ずる場合には適当な間詰工を施す必要があるのに、京都府、三重県、阿蘇市及び南阿蘇

村は間詰工を施すこととしておらず、福井県は間詰工の材料についての検討を行うことなく、間詰工としては適当でない現地で発生した粒径の小さな土砂を用いてその間隙を埋め戻すこととしていた。

また、福岡県は、根固ブロックを護岸の基礎に接するよう敷設することとしていたが、委託した設計業務の成果品である図面の間で整合しない部分があり、実際には根固ブロックを図面どおりに敷設することができない状況となっていた。これに対して、請負人は、このような状況となっていることについて監督職員に確認することなく施工し、根固ブロックを護岸の基礎前面から離れた位置に敷設していたため、根固工と護岸の基礎との間に間隙が生じていた。そして、このような場合には、当該間隙に適当な間詰工を施す必要があるのに、間詰工を施していなかった。

このため、本件根固工は、敷設された根固ブロックが必要重量や必要敷設幅を満たしていなかったことや、適当な間詰工を施していなかったことから、河床の洗掘が進行すると護岸等に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた(参考図参照)。

したがって、本件根固工は、設計又は設計及び施工が適切でなかったため、護岸等の基礎を洗掘から保護できない構造となっていて、本件護岸工、根固工等は、工事の目的を達しておらず、これらに係る国庫補助金相当額計 150,036,104 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、京都府、埼玉、岐阜、福岡各県、阿蘇市及び南阿蘇村において委託した設計業務の成果品に誤りや整合しない部分があったのにこれに対するチェックが十分でなかったこと、京都府、山梨県及び本庄市において必要重量又は必要敷設幅を満たしているかどうかを確認することの必要性に係る認識が欠けていたこと、三重県において適当な間詰工を施すことに対する認識が欠けていたこと、福井県において適当な間詰工を施すことに対する理解が十分でなかったこと、福岡県において請負人が図面の間で整合しない部分について同県に確認しなかったため、技術基準に適合しない施工となっていたのに、これに対する監督及びチェックが十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例1>

山梨県は、韮崎市清哲町青木地内の一級河川釜無川において、令和元、2両年度に、令和元年東日本台風により被災した護岸等を復旧するために、釜無川の右岸に、法覆護岸工、根固工(被災前から設置されていた既設根固ブロックのうち再利用するもの 85 個、延長 170.0m)等を実施している。

同県は、根固工の設計に当たり、技術基準等における算定式を用いて必要重量を算出していた。そして、設計業務の過程で抽出した既設根固ブロックの寸法に基づき推測したブロックの重量が必要重量を上回ることから、既設根固ブロックを再利用することとしていた。

しかし、委託した設計業務の成果品には、既設根固ブロックを再利用する際に、経年劣化等により欠損等しているものが含まれている可能性があることなどから、必要重量を満たしているかどうかを確認する必要があるとされていたのに、同県は、本件工事の特記仕様書において、必要重量を満たしているかどうかを確認することについて明示しておらず、当該確認を行っていなかった。

このため、本件工事に使用した既設根固ブロック 85 個は、必要重量を満たしているか不明なまま再利用されていた。

そこで、当該既設根固ブロックの欠損等の状況を確認して、これに基づき既設根固ブロックの重量を算出したところ、本件工事に使用した既設根固ブロック 85 個のうち 64 個は必要重量を満たしていなかった。

したがって、本件根固工のうち上記の既設根固ブロック 64 個は、設計が適切でなかったため、法覆護岸の基礎を洗掘から保護できない構造となっていて、本件法覆護岸工延長 69.0m、根固工延長 128.0m等(工事費相

当額計 49,373,677 円、国庫補助金相当額計 32,932,241 円)は工事の目的を達していなかった。

#### <事例 2>

京都府は、南丹市園部町埴生地内の一級河川本梅川において、令和元、2 両年度に、平成 30 年台風第 7 号及び平成 30 年 7 月豪雨により被災した護岸等を復旧するために、法覆護岸工、根固工(延長 33.0m)等を実施している。

同府は、根固工の設計に当たり、技術基準等における算定式を用いて、根固ブロックの敷設幅について、必要敷設幅を 3.0m と算出し、幅 1.5m の根固ブロックを 2 列で敷設することとしていた。

その後、同府は、本件工事を実施するに当たり、現地の状況を再確認するなどして、根固ブロックを敷設する箇所の河床の高さを上記の設計よりも高い位置に変更し、根固ブロックの敷設高を高い位置となった河床の高さに合わせることをとする設計変更を行い、これにより施工していた。

しかし、技術基準等によれば、根固工の必要敷設幅は、根固ブロックの敷設高から河床が低下した場合の河床までの深さに基づき算定することとされており、根固ブロックの敷設高を高い位置に変更したことにより当該深さが増加するのに、同府は、設計を変更する際、これを考慮した必要敷設幅の算定を行っていなかった。

そこで、変更後の敷設高に基づき改めて本件根固ブロックの必要敷設幅を算定すると 4.77m となることから、同府が敷設した 3.0m の敷設幅は、これに対して 1.77m 不足していた。

したがって、本件根固工は、設計が適切でなかったため、法覆護岸の基礎を洗掘から保護できない構造となっていて、本件法覆護岸工、根固工等(工事費相当額 10,780,043 円、国庫補助金相当額 7,190,288 円)は工事の目的を達していなかった。

#### <事例 3>

阿蘇市は、阿蘇市波野大字波野地内の市道鳥越遊雀線において、令和元、2 両年度に、元年 7 月の大雨により被災した普通河川横堀川の護岸を兼用する擁壁等を復旧するために、大型ブロック積工、根固工(延長 15.6m)等を実施している。

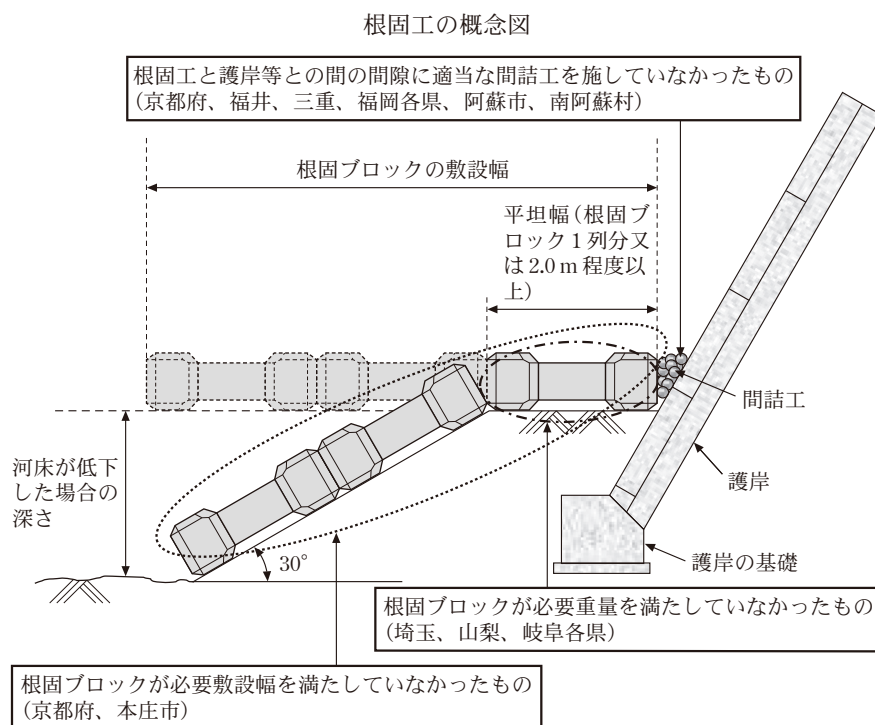
同市は、根固工の設計を技術基準等に基づいて行うこととしており、これによれば、根固工と護岸との間に間隙が生ずる場合には、適当な間詰工を施すこととされている。そして、本件根固工は、根固ブロックを大型ブロック積護岸前面に接する位置に敷設することとして設計し、これにより施工することとしていた。

しかし、本件根固工の場合、大型ブロック積護岸の表面には傾斜がついているため、根固工と大型ブロック積護岸との間に間隙(最大で幅 29cm)が生ずることとなるのに、同市は、間詰工の必要性について検討することなく、間詰工を施すこととしていなかった。

したがって、本件根固工は、設計が適切でなかったため、大型ブロック積護岸の基礎を洗掘から保護できない構造となっていて、本件大型ブロック積工、根固工等(工事費相当額 41,620,639 円、国庫補助金相当額 27,759,656 円)は工事の目的を達していなかった。



(参考図)



(注) 根固工は、護岸の基礎を保護するために、根固ブロックを護岸の前面に敷設するものである。

**擁壁の設計が適切でなかったもの (2件 不当と認める国庫補助金 31,697,162円)**

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫 補助金等 相当額 千円
(240) 青森県	青森県	防災・安全交付金 (その他総合的な治水)	平成28～ 令和3	119,014 (107,113)	53,556	29,597 (26,637)	13,318
(241) 福島県	福島県	社会資本整備総合 交付金 (急傾斜地崩壊対策)	平成30、 令和元	50,176 (47,667)	23,833	38,691 (36,756)	18,378
(240) (241) の計				169,191 (154,781)	77,390	68,288 (63,394)	31,697

これらの交付金事業は、急傾斜地で発生する崩壊土砂から人家等を保全するために、2県が三戸郡田子町大字田子地内及びいわき市仁井田町寺前地内において、擁壁工、落石防護柵工等を実施したものである。

このうち、擁壁工は、急傾斜地からの崩壊土砂を待ち受けて捕捉するための擁壁(以下「待受式擁壁」という。)を築造するものである(参考図1参照)。

2県は、本件待受式擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づいて行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

指針等によれば、待受式擁壁の設計に当たっては、待受式擁壁に作用する力を考慮して、滑動、転倒等に対する安定性の検討を行い、所定の安全率を確保するなどしなければならないとされており、待受式擁壁に作用する力は、自重、裏込め土圧等の通常の荷重に加えて、崩壊土砂による衝撃力(以下「衝撃力」という。)等を考慮することとされている。このうち、衝撃力については、崩壊土砂の先頭部が擁壁に作用するものとして、急傾斜地の高さ、崩壊土砂の移動時における高さ(以下「移動高」という。)などを基にするなどして算定することとされ、急傾斜地の高さは斜面全体の高さとするなどされている。また、衝撃力が擁壁に作用する位置は、擁壁背面の裏込め土の地表面の高さに移動高の2分の1を加えた高さとしており、衝撃力の作用位置の高さが高いほど擁壁を転倒させようとする力は大きくなる(参考図1参照)。

また、指針等によれば、滑動に対する安定性の検討に用いる滑動に対する抵抗力(以下「抵抗力」という。)は、擁壁底面と地盤との間の付着力に荷重の偏心を考慮した擁壁底面の有効載荷幅を乗ずるなどして算出することとされている(参考図2参照)。

しかし、青森県は、待受式擁壁の設計に当たり、衝撃力の算定において、急傾斜地の高さについて、誤って斜面全体の高さから擁壁背後の斜面に設置された法枠の高さを控除した高さとするともに、滑動及び転倒に対する安定計算の際に、衝撃力の算定では移動高を1.0mと設定していたのに、誤って0.5mとするなどしていたため、衝撃力作用時において待受式擁壁に作用する力を過小に算定していた。また、福島県は、待受式擁壁の設計に当たり、抵抗力の算定において、付着力に乗ずる擁壁底面の幅については有効載荷幅を用いる必要があるのに、擁壁底面幅をそのまま用いるなどしていたため過大に算定するとともに、図面作成の際に、誤って擁壁背面の裏込め土の高さを、転倒に対する安定計算の設定条件の高さより高く図示していて、これにより施工していたことから、衝撃力の作用位置が安定計算における位置より高くなっているなどしていた。

そこで、本件待受式擁壁について、現地の状況を踏まえて、指針等に基づき、改めて安定計算を行ったところ、いずれも衝撃力作用時において、滑動に対する安定については安全率が許容値を大幅に下回り、転倒に対する安定については擁壁に作用する衝撃力等による水平荷重及び擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置(以下「合力の作用位置」という。)が転倒に対して安全であるとされる範囲を大幅に逸脱するなどしていた。

したがって、本件待受式擁壁(工事費相当額計68,288,633円、交付対象事業費計63,394,329円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これらに係る交付金相当額計31,697,162円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、指針等についての理解が十分でなかったこと、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### ＜事例＞

福島県は、いわき市仁井田町寺前地内において、平成30、令和元両年度に、急傾斜地で発生する崩壊土砂から人家等を保全するために、待受式擁壁(延長計72.2m、高さ3.0m、3.4m及び3.5m、擁壁底面幅2.50m、2.70m及び2.75m)の築造等を実施していた。

同県は、本件待受式擁壁の滑動に対する安定計算に当たり、高さ3.0mの待受式擁壁(延長18.7m)における抵抗力について、付着力に擁壁底面幅ではなく荷重の偏心を考慮した擁壁底面の有効載荷幅を乗ずるなどして

算定する必要があったのに、擁壁底面幅である2.50mを乗ずるなどして算定していた(参考図2参照)。また、本件待受式擁壁の転倒に対する安定計算に当たり、衝撃力の作用位置については、移動高を1.0mと設定して、裏込め土の地表面の高さ0.6mに移動高1.0mの2分の1である0.5mを加えて、擁壁底面から1.1mの位置としていたが、図面作成の際に、誤って擁壁底面から1.1mの高さまでを裏込め土とすることとして、これにより施工していたことから、実際の衝撃力の作用位置は擁壁底面から1.6mの位置となっていた。

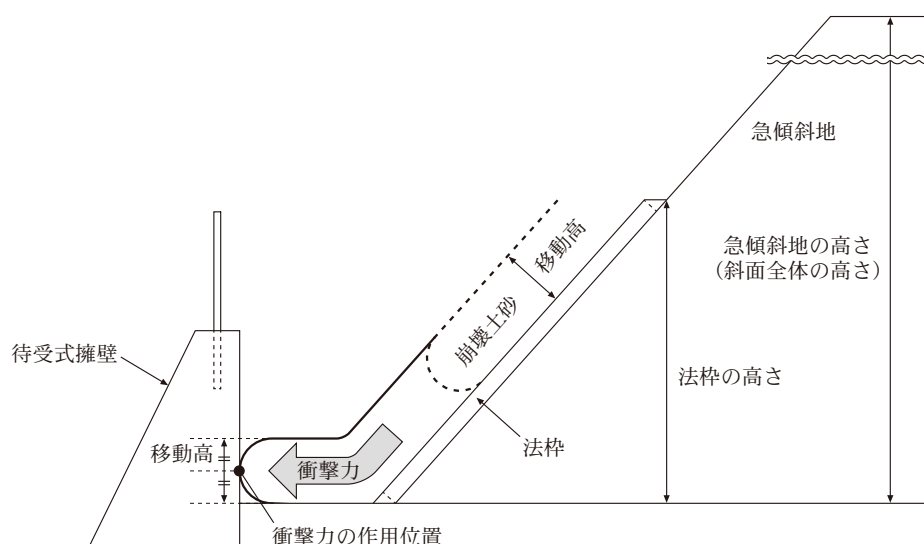
そこで、高さ3.0mの待受式擁壁について、現地の状況を踏まえて、指針等に基づき改めて安定計算を行ったところ、衝撃力作用時において、滑動に対する安定については安全率が0.513となり許容値である1.000を大幅に下回り、転倒に対する安定については合力の作用位置が擁壁底面(幅2.50m)中央の位置より擁壁前面側に1.334mの位置となり転倒に対して安全であるとされる範囲0.833mを大幅に逸脱していた(参考図3参照)。

また、高さ3.4m及び高さ3.5mの待受式擁壁(延長計53.5m)についても、同様の事態が見受けられた。

したがって、本件待受式擁壁(工事費相当額38,691,207円、交付対象事業費36,756,646円、交付金相当額18,378,323円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

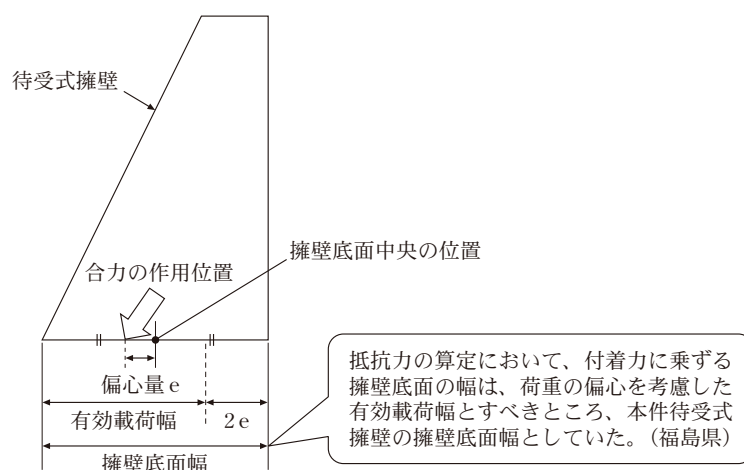
(参考図1)

待受式擁壁の概念図



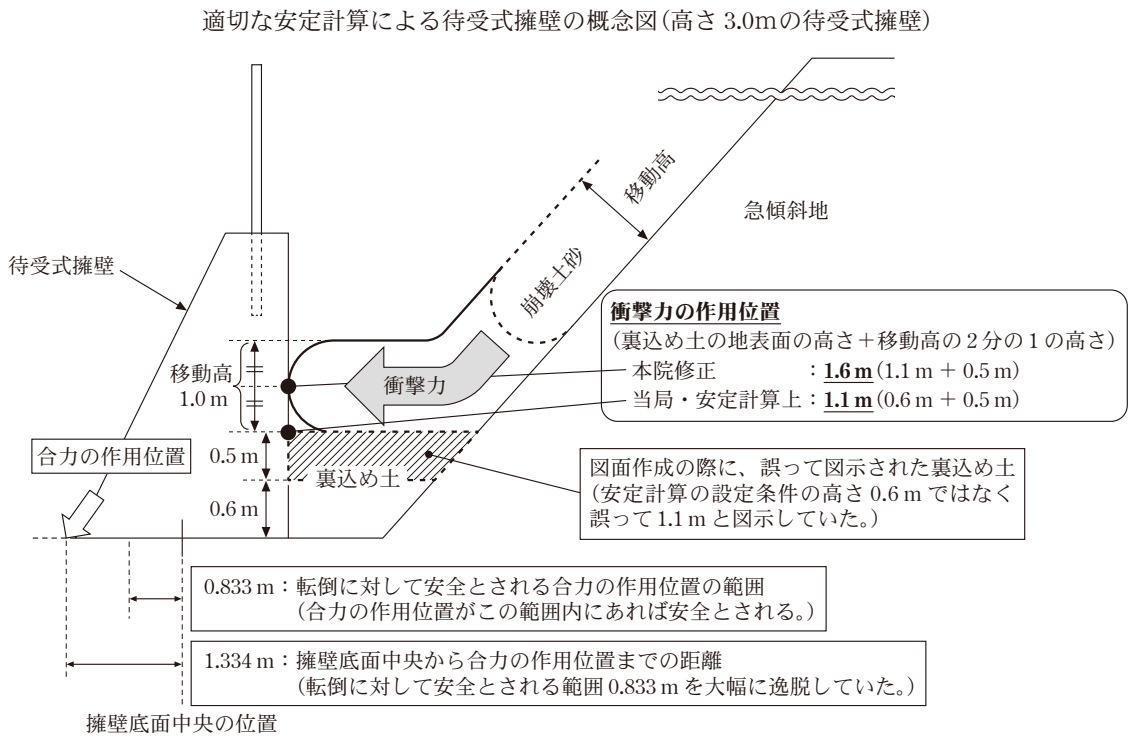
(参考図2)

有効載荷幅の概念図



(参考図 3)

第3章  
第1節  
第9  
国土交通省



集水柵<sup>ます</sup>の設計が適切でなかったもの (2件 不当と認める国庫補助金 12,385,715 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(242) 岩手県	一関市	防災・安全交付金(下水道)	3	千円 25,993 (24,000)	千円 12,000	千円 7,385 (6,819)	千円 3,409
(243) 滋賀県	蒲生郡日野町	社会資本整備総合交付金(下水道)	元、2	78,524 (77,785)	38,892	18,137 (17,951)	8,975
(242) (243) の計				104,517 (101,785)	50,892	25,523 (24,771)	12,385

これらの交付金事業は、雨水を河川に排水するなどのために、2県の2市町が一関市花泉天神前地内及び日野町大字日田地内において、集水柵<sup>ます</sup>、ボックスカルバート、側溝等の築造等を実施したものである。

このうち集水柵は、道路下を横断するボックスカルバートの接続部等に設置するもので、一関市は現場打ち無筋コンクリート造の集水柵4基の築造を、日野町は現場打ち鉄筋コンクリート造の集水柵5基と現場打ち無筋コンクリート造の集水柵3基の計8基の築造を、それぞれ実施している(参考図参照)。

これらの集水柵の設計について、一関市は「建設省制定土木構造物標準設計1 側こう類・暗きょ類」(社団法人全日本建設技術協会。以下「標準設計」という。)等に基づき、日野町は「設計便覧(案)」(国土交通省近畿地方整備局編)等に基づき、それぞれ行うこととしている。

そして、2市町は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

集水榦の設計に当たり、一関市は、標準設計の中から、設置箇所の条件に適合する標準図を選定し、この標準図に基づいて側壁、底版等の部材の形状や厚さを決定して、これにより施工していた。

また、日野町は、集水榦の側壁及び底版の部材に作用する土圧等の荷重を求めて、鉄筋コンクリート造の集水榦では、側壁及び底版の部材に配置する鉄筋の応力計算を行い、鉄筋に生ずる引張応力<sup>(注1)</sup>が許容引張応力<sup>(注1)</sup>を下回ることを、無筋コンクリート造の集水榦では、側壁及び底版の部材のコンクリートの応力計算を行い、コンクリートに生ずる曲げ引張応力<sup>(注2)</sup>が許容曲げ引張応力<sup>(注2)</sup>を下回るなどから、いずれも応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

(注1) 引張応力・許容引張応力 「引張応力」とは、材の外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容引張応力」という。

(注2) 曲げ引張応力・許容曲げ引張応力 「曲げ引張応力」とは、材の外から曲げようとする力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち引張側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ引張応力」という。

しかし、一関市は、集水榦4基のうち3基について、車両等が通行することが想定される路肩等に設置するため、自動車荷重の影響を考慮した標準図を選定すべきであったのに、誤って自動車荷重の影響を考慮しない場合に適用する標準図を選定していた。

また、日野町は、集水榦8基のうち5基(鉄筋コンクリート造2基、無筋コンクリート造3基)について、車両等が通行する道路等に設置するため、自動車荷重等の影響を考慮した応力計算を行うべきであったのに、誤ってこれを行っていなかった。さらに、上記とは別の鉄筋コンクリート造の集水榦2基の側壁及び底版に配置する鉄筋について、設計計算書とは異なった配置間隔により配筋図を作成していた。

そこで、2市町の集水榦について改めて応力計算を行ったところ、鉄筋コンクリート造の集水榦4基(日野町4基)については、底版の鉄筋に生ずる引張応力が鉄筋の許容引張応力を大幅に上回るなどしており、また、側壁や底版のコンクリートに生ずるせん断<sup>(注3)</sup>応力<sup>(注3)</sup>、曲げ圧縮<sup>(注4)</sup>応力<sup>(注4)</sup>及び付着<sup>(注5)</sup>応力<sup>(注5)</sup>が、コンクリートの許容せん断<sup>(注3)</sup>応力<sup>(注3)</sup>、許容曲げ圧縮<sup>(注4)</sup>応力<sup>(注4)</sup>及び許容付着<sup>(注5)</sup>応力<sup>(注5)</sup>をそれぞれ大幅に上回るなどして、いずれも応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

また、無筋コンクリート造の集水榦6基(一関市3基、日野町3基)については、側壁や底版のコンクリートに生ずる曲げ引張<sup>(注3)</sup>応力<sup>(注3)</sup>及びせん断<sup>(注4)</sup>応力<sup>(注4)</sup>が、コンクリートの許容曲げ引張<sup>(注3)</sup>応力<sup>(注3)</sup>及び許容せん断<sup>(注4)</sup>応力<sup>(注4)</sup>をそれぞれ大幅に上回っていて、いずれも応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

(注3) せん断<sup>(注3)</sup>応力<sup>(注3)</sup>・許容せん断<sup>(注3)</sup>応力<sup>(注3)</sup> 「せん断<sup>(注3)</sup>応力<sup>(注3)</sup>」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容せん断<sup>(注3)</sup>応力<sup>(注3)</sup>」という。

(注4) 曲げ圧縮<sup>(注4)</sup>応力<sup>(注4)</sup>・許容曲げ圧縮<sup>(注4)</sup>応力<sup>(注4)</sup> 「曲げ圧縮<sup>(注4)</sup>応力<sup>(注4)</sup>」とは、材の外から曲げようとする力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち圧縮側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ圧縮<sup>(注4)</sup>応力<sup>(注4)</sup>」という。

(注5) 付着応力度・許容付着応力度 「付着応力度」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部の鉄筋とコンクリートの間に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容付着応力度」という。

したがって、2市町が設置した集水桝計10基等(工事費相当額計25,523,652円、交付対象事業費計24,771,433円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これらに係る交付金相当額計12,385,715円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

日野町は、令和元、2両年度に、ボックスカルバート、鉄筋コンクリート造の集水桝5基(高さ2.4m~3.0m、幅1.2m~4.5m)、無筋コンクリート造の集水桝3基(高さ1.1m~1.3m、幅0.9m)の築造等を実施していた。

同町は、鉄筋コンクリート造の集水桝5基の側壁及び底版に配置する鉄筋について、径13mm又は径16mmの鉄筋を12.5cm間隔で配置すれば、鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度を下回るなどから、応力計算上安全であるとしていた。また、無筋コンクリート造の集水桝3基について、鉄筋を配置しなくとも側壁及び底版の厚さを15.0cm確保すれば、コンクリートに生ずる曲げ引張応力度が許容曲げ引張応力度を下回るなどから、応力計算上安全であるとしていた。

しかし、同町は、鉄筋コンクリート造の集水桝5基のうち2基及び無筋コンクリート造の集水桝3基について、車両等が通行する道路等に設置するのに、設計に際して、自動車荷重を考慮するなどして応力計算を行っていなかった。また、設計計算書によれば、上記とは別の鉄筋コンクリート造の集水桝2基の側壁及び底版に配置する鉄筋について、径13mm又は径16mmの鉄筋を12.5cm間隔に配置することとしていたが、配筋図を作成する際に、誤ってそれぞれの鉄筋を25cm間隔で配置することとし、これにより施工していた。

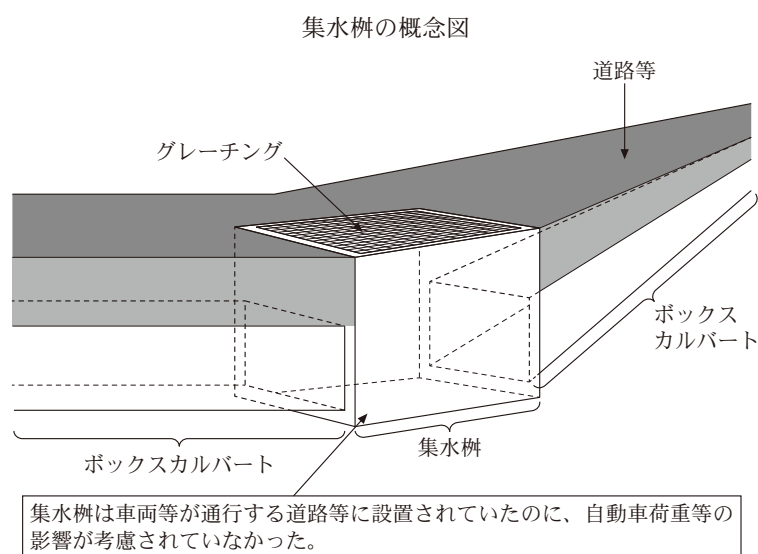
そこで、上記の集水桝計7基について自動車荷重を考慮するなどして改めて応力計算を行ったところ、表のとおり、側壁又は底版に生ずる応力度が許容応力度を大幅に上回るなどして、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

表 集水桝7基の側壁又は底版に生ずる応力度の最大値と許容応力度 (単位：N/mm<sup>2</sup>)

鉄筋コンクリート造の集水桝4基								無筋コンクリート造の集水桝3基			
鉄筋		コンクリート						コンクリート			
許容引張応力度	引張応力度	許容せん断応力度	せん断応力度	許容曲げ圧縮応力度	曲げ圧縮応力度	許容付着応力度	付着応力度	許容曲げ引張応力度	曲げ引張応力度	許容せん断応力度	せん断応力度
底版		上段：側壁 下段：底版		底版		上段：側壁 下段：底版		底版		底版	
160	312	0.32	0.36	8.0	12.9	1.6	2.1	0.22	2.09	0.33	0.60
		0.38	0.73				4.8				

したがって、本件集水桝7基等(工事費相当額18,137,768円(交付対象事業費17,951,858円)、交付金相当額8,975,928円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

(参 考 図)



橋りょうの支承部及び橋台の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 25,056,554 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(244) 広島県	呉市	河川等災害復旧	元、2	53,350 (51,536)	39,630	32,584 (32,584)	25,056

この補助事業は、呉市安浦町女子畑<sup>おなごぼた</sup>地内において、平成30年7月豪雨により被災した二級河川高野川に架かる女垣内<sup>めんごうち</sup>1号線1号橋等を復旧するために、下部構造として直接基礎の逆T式橋台2基(以下、右岸側の橋台を「A1橋台」、左岸側の橋台を「A2橋台」という。)の築造、上部構造としてプレストレストコンクリート桁(以下「PC桁」という。)の製作、架設等を呉市が実施したものである。

同市は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」(平成29年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行うこととしており、示方書によれば、橋台に設置される支承部は、上部構造から伝達される荷重を確実に下部構造に伝達する性能を確保することとされており、その設計に当たっては、レベル1地震動<sup>(注1)</sup>及びレベル2地震動<sup>(注1)</sup>による影響を考慮することとされている。

また、示方書によれば、地震時に支承部が破壊されたとしても上部構造が容易に落下しないように、落橋防止システムにより適切な対策を講ずることとされており、橋軸方向に対する対策は、桁<sup>(注2)</sup>かかり長を確保することなどにより行うこととされている。そして、桁<sup>(注2)</sup>かかり長については、支承部が破壊したときに、上部構造が下部構造の頂部から逸脱して落下するのを防止するために必要な長さ(以下、この必要な長さを「必要桁<sup>(注2)</sup>かかり長」という。)を算出し、必要桁<sup>(注2)</sup>かかり長以上の長さを確保することとされている。

同市は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領していた。そして、同市は、この成果品に基づき、A1橋台及びA2橋台のそれぞれの支承部は、橋座部に垂直に埋め込まれた水平力を受けるためのアンカーバー(長さ0.58m、径28mm)計5本等を設置すれば、所要の安全度が確保されるとして、これにより施工していた。

しかし、同市は、本件橋りょうの設計に当たり、示方書によれば、直接基礎の橋台の安定に関する照査ではレベル1地震動時における検討を行って所要の性能を満足していればレベル2地震動時も所要の性能を満足しているとみなしてよいとされていることから、誤って、支承部の設計についてもレベル1地震動時における照査のみを行うことにより所要の安全度が確保されるとして、レベル2地震動時における照査を行っていなかった。そこで、本件橋りょうの支承部について、レベル2地震動時における照査を行ったところ、A1橋台のアンカーバーに生ずる曲げ引張応力度は、532.2N/mm<sup>2</sup>となり、曲げ引張応力度の制限値<sup>(注3)</sup>305.0N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っていて、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

また、同市は、本件橋りょうについて、必要桁かかり長を確保するなどの落橋防止システムの検討は必要ないと誤認して、この検討を行っていなかった。そこで、示方書に基づいて、必要桁かかり長を算出すると74.6cmとなり、施工された本件橋りょうの現況の桁かかり長はA1橋台では52.5cmから54.0cmまで、A2橋台では55.5cmとなっていることから、必要桁かかり長に比べて長さが不足しており、落橋防止システムの性能が確保されていない状況となっていた(参考図参照)。

したがって、本件橋りょうは、支承部及び橋台の設計が適切でなかったため、上部構造の所要の安全度が確保されていない状態となっていて、橋台及びこれに架設されたPC桁等(工事費相当額32,584,333円)は、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額25,056,554円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、示方書についての理解が十分でなかったこと、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

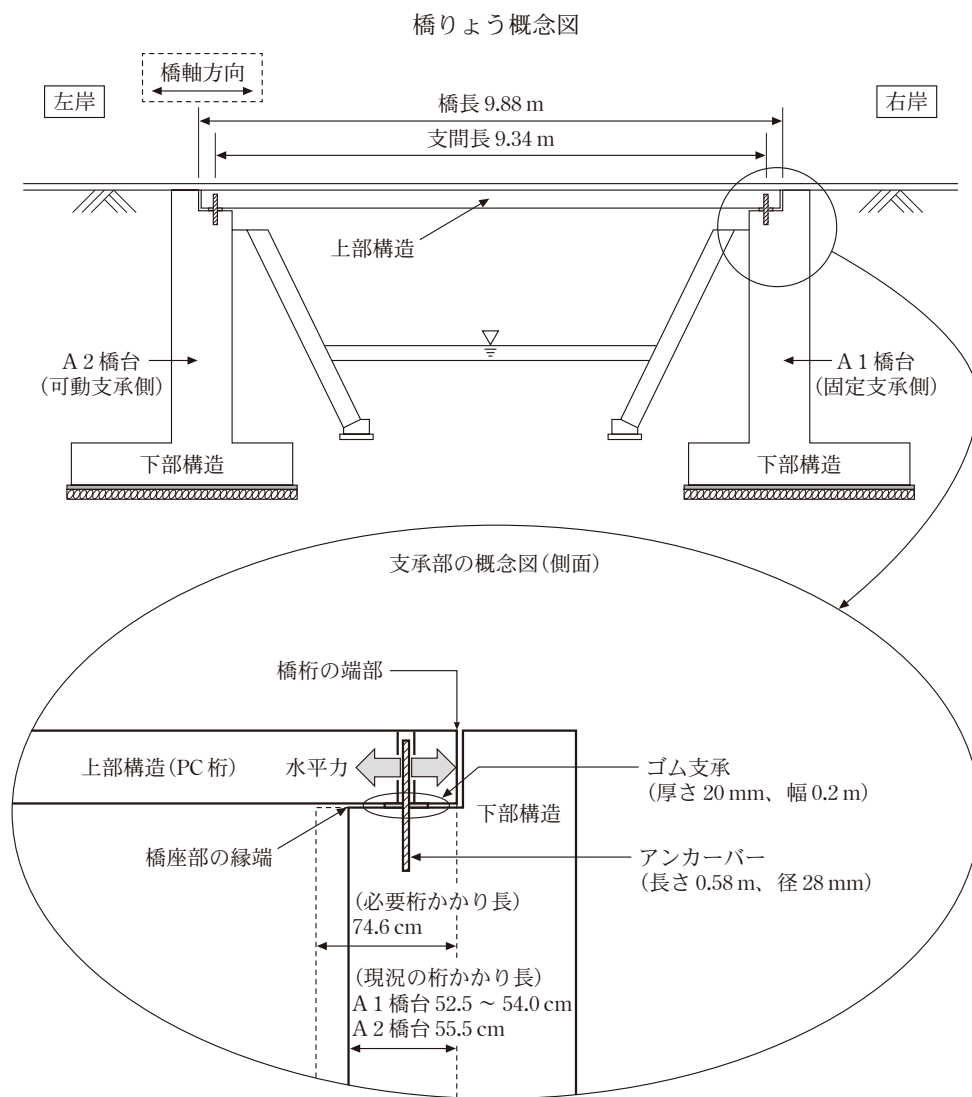
(注1) レベル1地震動・レベル2地震動 「レベル1地震動」とは、橋の設計供用期間中にしばしば発生する地震動をいい、「レベル2地震動」とは、橋の設計供用期間中に発生することが極めてまれであるが一旦生ずると橋に及ぼす影響が甚大であると考えられる地震動をいう。

(注2) 桁かかり長 橋桁の端部から橋座部の縁端までの長さ

(注3) 曲げ引張応力度・曲げ引張応力度の制限値 「曲げ引張応力度」とは、材の外から曲げようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち引張側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上超えてはならない数値を「曲げ引張応力度の制限値」という。



(参 考 図)



**水路の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,841,786 円)**

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(245) 鳥取県	西伯郡大山町	河川等災害復旧	平成30、令和元	19,775 (16,238)	10,831	8,758 (8,758)	5,841

この補助事業は、大山町豊成地内の準用河川大谷川において、平成30年台風第24号により被災した護岸を復旧するために、法覆護岸工、水路工等を大山町が実施したものである。

同町は、本件水路工の設計を「土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」(農林水産省農村振興局制定。以下「設計基準」という。)等に基づいて行っている。設計基準によれば、水路の安定を図るために、水路背面の地下水位による水路の浮上に対する検討として、水路の自重と、土圧により水路背面に作用する摩擦力とを合わせた下向きの鉛直力を、周辺の地下水による上向きの鉛直力である浮力で除した値が、当該水路の目的、規模等を考慮して定めた安全率(1.1~1.2)以上となることを確認することとされている。また、水路周辺の地形等を考慮し、必要に応じて水路内を空虚とした条件下での豪雨による水位急上昇を考慮する必要があるとされている。

同町は、当初、本件水路工を、現場打ちコンクリート水路を築造することにより実施することとし、本件水路を築造する箇所の周辺に湧き水等が発生していないことから地下水位は低いと判断して、当該水路の浮上に対する検討を省略しても安全であるとしていた。

そして、同町は、本件工事の契約後に、請負人から施工性等を考慮して現場打ちコンクリート水路からプレキャスト鉄筋コンクリート製のU型水路(高さ0.935m、内空断面の幅1.5m~1.6m、底版の厚さ0.075m、延長29.0m。以下「U型水路」という。)に変更したい旨の施工承諾願の提出を受けたが、当初設計における現場打ちコンクリート水路と同様に、浮上に対する検討を省略しても安全であるとして、当該検討を行わずに承諾し、これにより施工していた(参考図1参照)。

しかし、水路周辺の現地の状況について確認したところ、復旧した水路の上流部に流入する河川がないため平常時においても水路内の水位は低く、また、水路の下流端に落差工があることなどにより、豪雨時や豪雨後においても水路内は水が流れやすいことから、水路内の水位は低下しやすい状況となっていた。一方、水路背面については、降雨により地中に浸透した地下水を排出するための水抜き工が水路に施工されていないことなどにより、水が滞留し地下水位が上昇しやすい状況となっていた。また、現場打ちコンクリート水路からU型水路に変更したことにより自重が軽くなっているため、水路がより浮上しやすい状況となっていた。これらのことから、本件U型水路については、設計基準に基づき、水路内を空虚とした上で、地中に浸透した地下水の水位を考慮して浮上に対する検討を行う必要があった(参考図2参照)。

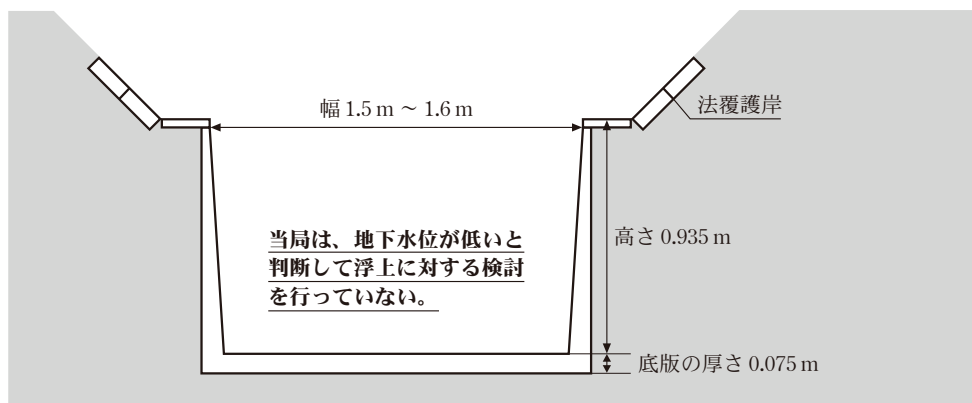
そこで、本件U型水路について、前記の台風による豪雨により天端を超える高さまで河川の水位が上昇したことを踏まえて、地中に浸透した地下水の水位をU型水路の底版から側壁の天端までの高さである1.01mとし、また、水路内を空虚とするなどして浮上に対する検討を行ったところ、安全率は0.68となり、必要とされる安全率1.1を大幅に下回っていた。

したがって、本件U型水路は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状況となっており、U型水路及びU型水路上部の法覆護岸(工事費相当額8,758,300円)は、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額5,841,786円が不当と認められる。

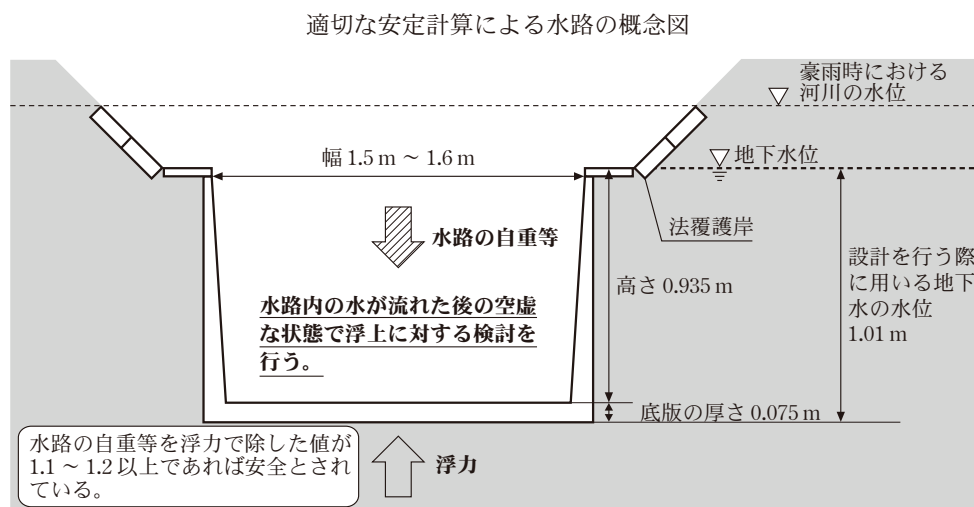
このような事態が生じていたのは、同町において、設計基準に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)

当局の安定計算による水路の概念図



(参考図2)



建設発生土の搬出先の決定に係る設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,552,520円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(246)	鳥取県 鳥取市	河川等災害復旧	28, 29	56,426 (56,082)	37,406	6,825 (6,825)	4,552

この補助事業は、鳥取市双六原地内において、平成28年台風第16号及び豪雨により被災した市道双六原細見線の道路機能を復旧するために、道路土工、排水構造物工等を鳥取市が実施したものである。このうち、道路土工は、崩壊した土砂等を搬出し、新たに土砂を盛土して路体を復旧するなどしたものである。

同市は、工事により処分する土砂等(以下「建設発生土」という。)の搬出先の決定を、建設発生土の適正な処分と有効利用を図ることなどを目的として鳥取県が制定した「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」(平成25年4月。以下「要領」という。)に基づいて行うこととしている。要領によれば、建設発生土は、当該工事現場や他の公共工事等に利用できない場合は、当該工事現場から20km以内に所在する財団法人鳥取県建設技術センター(以下「センター」という。)の事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場(以下、これらを合わせて「公営処分地」という。)の中で、運搬費及び処分費(以下、これらを合わせて「処分費等」という。)が最も安価となる場所へ搬出することとされている。そして、当該工事現場から20km以内に公営処分地がないなどの場合は、当該工事現場から50km以内に所在する公営処分地と建設発生土を受け入れる民間施設(以下「民間処分地」という。)の中で、処分費等が最も安価となる場所へ搬出することなどとされている。

同市は、本件の建設発生土の搬出先を検討するに当たり、本件工事現場から搬出先までの搬出距離を地図上で計測したところ、搬出距離が7.3kmとなる位置に最寄りの民間処分地が、20.0kmとなる位置に最寄りの公営処分地が、それぞれ所在するとした上で、要領に基づき、当該公営処分地を搬出先として決定していた。そして、同市は、設計図書である特記仕様書に上記の公営処分地を搬出先とする

ことを明記した上で、本件の建設発生土を、その土量等を考慮して10t ダンプトラックにより搬出することとして設計し、請負業者はこれにより建設発生土を搬出していた。

しかし、同市が上記の搬出距離 20.0kmを計測するに当たり前提としていた搬出経路を確認したところ、車道幅員が約 2.2mである箇所や、橋りょうの重量制限が 6t であり大型自動車の通行が禁止されている箇所があるなど、車幅が約 2.5mの 10t ダンプトラックが通行できない道路を通行するものとなっていた。

また、搬出先として設計していた公営処分地の利用に当たっては、センターから同市等に発出された「新規建設発生土受入事業所の開所について(通知)」(平成 25 年 4 月。以下「通知」という。)において、当該公営処分地周辺の集落内の通行を避けるなどした経路が指定されていたのに、同市が設計で前提としていた搬出経路は、これに従っていなかった。

そこで、上記の搬出経路における現地の状況、通知の内容等を踏まえて、車幅が約 2.5mの 10t ダンプトラックの通行が可能である搬出経路のうち、最短となる搬出経路の距離を改めて計測すると 23.3 kmとなり、20kmを超えていた。このため、当該工事現場から 20km以内に公営処分地がない場合に該当することとなり、最寄りの公営処分地に搬出する場合と最寄りの民間処分地に搬出する場合の処分費等を比較すると、最寄りの民間処分地に搬出する場合の処分費等の方が安価となることから、要領に基づき、最寄りの民間処分地を搬出先として決定すべきであったと認められた。

したがって、本件建設発生土の処分費等は、搬出先の決定に係る設計が適切でなかったため、最寄りの民間処分地を搬出先として設計した場合の処分費等と比べて 6,825,368 円過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額 4,552,520 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、建設発生土の搬出先を検討するに当たり、設計で前提としていた搬出経路における現地の状況の確認及び通知等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

**床版補強工の設計が適切でなかったため、工事費が過大となっていたなどのもの**

(1 件 不当と認める国庫補助金 3,029,677 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(247) 神奈川県	足柄上郡山 北町	社会資本 整備総合 交付金 (地域住 宅政策推 進)	元、2	23,034 (22,616)	10,020	6,745 (6,745)	3,029

この交付金事業は、山北町向原地内において、町道水上 2 号線の農業用水路と交差する箇所に架かる床版橋の補強工等を山北町が実施したものである。

当該床版橋は、自動車の通行する方向(以下「橋軸方向」という。)に並行する形で設置された西側と東側の 2 基の床版で構成されている(参考図参照)。

同町は、床版橋の補強工等の設計を「道路橋示方書・同解説」(公益社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしている。そして、同町は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図書、構造計算書等の成果品を検査して受領した上で、これらの成果品に基づき施工することとしていた。

上記のうち構造計算書によると、西側及び東側の床版は、橋軸方向に配置されている鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度を上回っていることから、鉄筋に生ずる引張応力度を低減させることなどを目的として、床版の下面に、炭素繊維を一方向に配列した炭素繊維シート(以下「シート」という。)を、炭素繊維の方向が橋軸方向になるように接着することとしていた。そして、これにより、鉄筋に生ずる引張応力度が西側の床版で $100.1\text{N}/\text{mm}^2$ 、東側の床版で $101.1\text{N}/\text{mm}^2$ となり、いずれも許容引張応力度 $140\text{N}/\text{mm}^2$ を下回ることから応力計算上安全であるとしていた。

しかし、設計図書、構造計算書、工事写真等及び現地の状況を確認したところ、床版補強工の設計は次のとおり適切でなかった。

#### ア シートの種類の選定等

##### (ア) 西側の床版

同町は、西側の床版について、支間長<sup>(注2)</sup>を床版の橋軸方向の全長に基づき $4.25\text{m}$ と算出して応力計算を行い、目付量(シート $1\text{m}^2$ 当たりの炭素繊維の重量) $600\text{g}/\text{m}^2$ の高弾性シート<sup>(注3)</sup>(見積単価 $36,160\text{円}/\text{m}^2$ )4層を接着することとしていた。しかし、示方書等によれば、鉄筋コンクリート製の床版橋の支間長は、支承の間隔とすることなどとされていることから、支間長を床版の全長に基づき算出したのは誤りであり、適正な支間長は $3.02\text{m}$ であった。

そこで、適正な支間長に基づくなどして、改めて床版の補強に用いるのに所要の安全度が確保でき、かつ、経済的なシートの種類等を選定して応力計算を行ったところ、目付量 $600\text{g}/\text{m}^2$ の中弾性シート<sup>(注3)</sup>(見積単価 $30,160\text{円}/\text{m}^2$ )1層を接着することとすれば、鉄筋に生ずる引張応力度は $134.5\text{N}/\text{mm}^2$ となり、許容引張応力度 $140\text{N}/\text{mm}^2$ を下回ることから、所要の安全度が確保でき、かつ、最も経済的な設計になったと認められた。

##### (イ) 東側の床版

同町は、東側の床版について、応力計算の結果、目付量 $300\text{g}/\text{m}^2$ の高強度シート<sup>(注3)</sup>(市販の積算参考資料に掲載されている単価 $6,360\text{円}/\text{m}^2$ )1層を接着することとしていたが、設計図書を作成する際に、誤って、目付量 $600\text{g}/\text{m}^2$ の高弾性シート(見積単価 $36,160\text{円}/\text{m}^2$ )4層を接着することとしていた。

また、同町は、応力計算に当たり、工事実施後の東側の床版の厚さを $0.28\text{m}$ とすべきところ、誤って $0.22\text{m}$ としていた。そこで、適正な床版の厚さに基づくなどして応力計算を行い、シートを接着する必要性について確認したところ、シートを接着しないこととしても、鉄筋に生ずる引張応力度は $80.8\text{N}/\text{mm}^2$ であり、許容引張応力度 $140\text{N}/\text{mm}^2$ を下回ることから、シートを接着する必要はなかったと認められた。

これらのことから、西側の床版については目付量 $600\text{g}/\text{m}^2$ の中弾性シート1層を接着し、東側の床版についてはシートを接着しないこととして、本件工事の工事費を修正計算すると計 $17,490,000\text{円}$ となり、本件工事の工事費 $23,034,000\text{円}$ は、これに比べて $5,544,000\text{円}$ (交付金相当額 $2,494,594\text{円}$ )が過大となっていた。

#### イ シートを接着する方向

前記のとおり、構造計算書によると、同町は、炭素繊維の方向が橋軸方向になるようにシートを接着することとしていたが、請負人に本件工事を発注した際の設計図書においては、シートを接着する方向が示されていない。そして、請負人は、床版にシートを接着する際に、炭素繊維の方向が、橋軸方向ではなく、農業用水路の水流の方向になるように施工していた。このため、本件工

事により接着したシートは、鉄筋に生ずる引張応力度を構造計算書のとおりに低減させるものとなっていなかった。

そこで、上記の施工状況に基づき、支間長及び床版の厚さについても適正な値(ア参照)を用いて改めて応力計算を行ったところ、西側の床版において鉄筋に生ずる引張応力度が195.9N/mm<sup>2</sup>となり、許容引張応力度140N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

このように、西側の床版に係る補強工(工事費相当額2,767,131円、交付金相当額1,239,565円)は、設計が適切でなかったため、西側の床版の所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

したがって、本件工事は、アのとおり、設計が適切でなかったため、工事費が過大となっており、また、イのとおり、西側の床版の所要の安全度が確保されていない状態となっていて、ア及びイの事態に係る重複分を除いた工事費相当額6,745,486円に対する交付金相当額3,029,677円が不当と認められる。

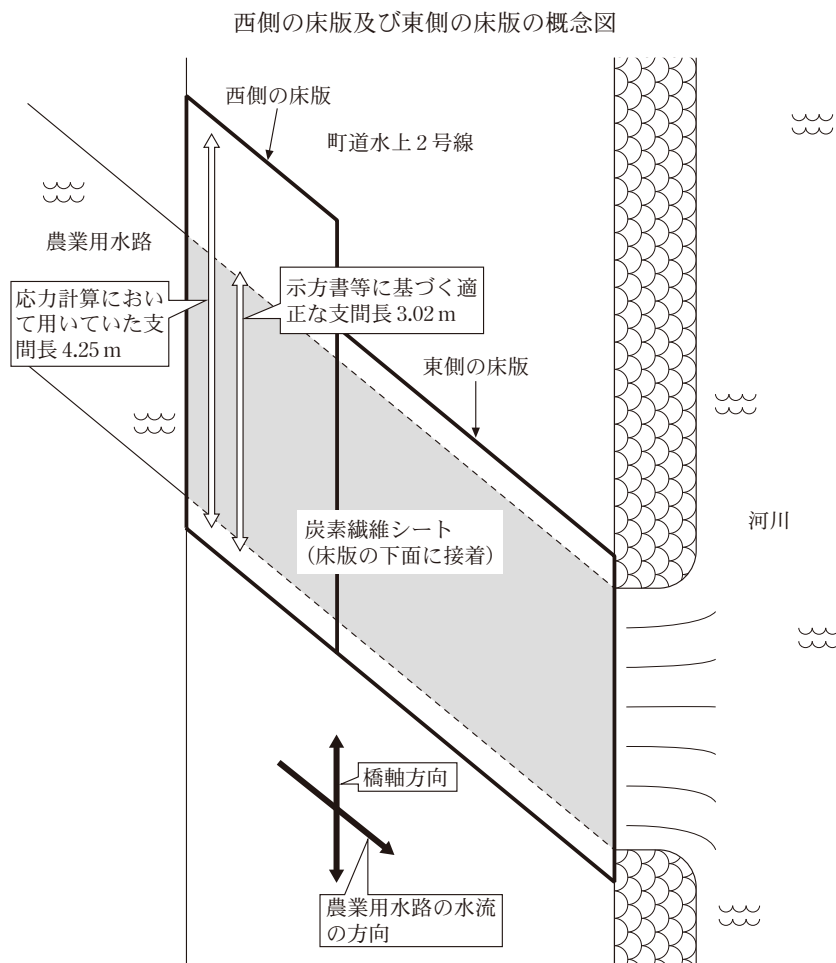
このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品の内容が適切でなかったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 支間長 橋の上部構造に作用する荷重を下部構造に伝達する支点間の距離

(注3) 高弾性シート・中弾性シート・高強度シート 「高弾性シート」とは、大きなひずみの発生が許されないような箇所、より大きな荷重をシート側に分担させるために用いられる、特に高い剛性を有するシートをいい、「高強度シート」とは、剛性は高くないが、主材料である炭素繊維の持つ高強度の特性をいかした、橋りょうの補強等に幅広く用いられる高い引張強度を有するシートをいい、「中弾性シート」とは高弾性シートと高強度シートの中間の特性をもったシートをいう。

(参 考 図)



排水施設の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,020,957 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(248) 中国地方 整備局	広島県	防災・安全 交付金 (港湾改修)	28、29	115,817 (91,104)	30,368	9,062 (9,062)	3,020

この交付金事業は、重要港湾である福山港において、雨水等を十分排水できず降雨時に冠水するなどして車両の通行に支障が生じていた臨港道路の排水施設の改修等を広島県が実施したものである。

本件排水施設は、路面の雨水等を排水する側溝、雨水等を海に流下させる排水管、側溝と排水管とを接続する取付管等から構成されている(参考図1参照)。

そして、本件工事は、側溝(延長計 737.7m)についてはL型側溝から可変勾配側溝(プレキャスト鉄筋コンクリート製、内空断面の幅 300mm、高さ 300mm~1,300mm)への取替え、流末に最も近い排水管(延長 18.0m。以下「流末部排水管」という。)については遠心力鉄筋コンクリート管(内径 250mm)から台付鉄筋コンクリート管(内径 600mm)への取替え、取付管(延長計 55.6m)については遠心力鉄筋コンクリート管(内径 250mm)への取替えなどを行うものである。

同県は、排水施設の設計を「道路土工要綱」(社団法人日本道路協会編。以下「要綱」という。)等に基づいて行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

要綱によれば、排水施設は、道路の種類、沿道の状況等を十分考慮して、その排水能力を設定しなければならないこととされており、このうち、路面に降った雨水等を排除する路面排水工は、雨水等を側溝から流末まで流下させるものであり、適切な流下能力を有する排水工を設計することとされている。そして、国土交通省は、臨港道路の工事において排水のために必要がある場合は、雨水等の流入部から流末まで(路面排水工であれば側溝等から流末の排水管まで)の全ての区間について十分な流下能力を有する必要があるとしている。

同県は、本件排水施設の区域における降雨量として1時間当たり90mmに相当する降雨を想定して、本件排水施設に流入する雨水等の流入量を、側溝においては側溝の区間ごとに検討して、最大の区間で $0.064\text{m}^3/\text{s}$ 、流末部排水管においては $0.280\text{m}^3/\text{s}$ と算定していた。そして、前記のとおり側溝及び流末部排水管を取り替えることとすれば、それらの流下能力が、側溝においては側溝の区間ごとに検討して、上記雨水等の流入量が最大の区間で $0.086\text{m}^3/\text{s}$ 、流末部排水管においては $0.290\text{m}^3/\text{s}$ となることから、本件排水施設は、雨水等の流入量に対して十分な流下能力を有するとしていた。

しかし、同県は、雨水等を流末部排水管に流下させる排水管(以下「中間部排水管」という。)については、既存の中間部排水管をそのまま利用することとしていて、流下能力に係る照査を行っていなかった。

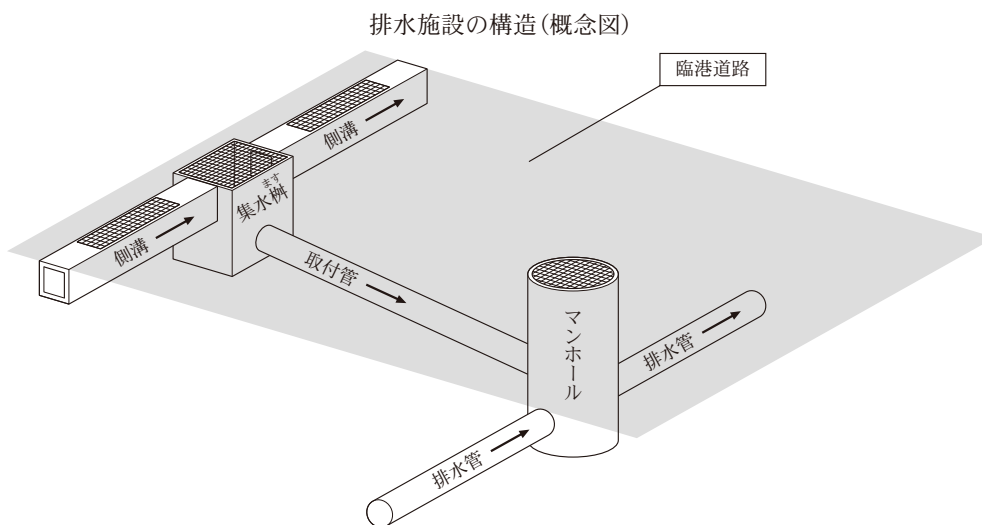
そこで、中間部排水管の流下能力に係る照査を行ったところ、本件工事において改修した流末部排水管に接続する中間部排水管については、雨水等の流入量が $0.140\text{m}^3/\text{s}$ であるのに対して、流下能力は $0.024\text{m}^3/\text{s}$ となっていて、流下能力が雨水等の流入量を大幅に下回っており、本件排水施設は、中間部排水管が所要の流下能力を有していなかった(参考図2参照)。このため、中間部排水管に雨水等を流下させる設計となっている側溝及び取付管は、雨水等を十分排水することができない状況となっていた。

したがって、本件排水施設のうち、上記に係る側溝延長計209.9m、取付管延長計21.8m等(これらに係る工事費相当額9,062,904円)は、雨水等を所要の流下能力を有していない中間部排水管に流入させることとした設計が適切でなかったため、雨水等を十分排水できない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これらに係る交付金相当額3,020,957円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、排水施設の設計に当たり、雨水等の流入部から流末までの全ての区間において十分な流下能力を有する必要があることについての理解が十分でなかったこと、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

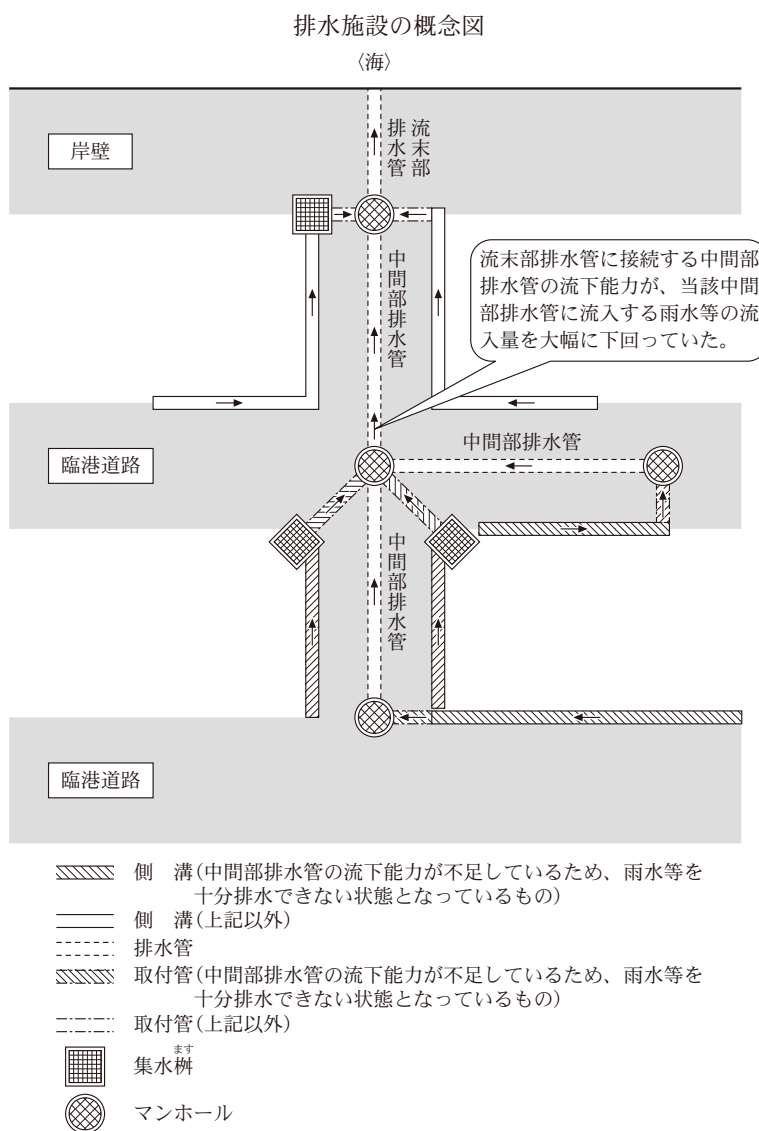


(参考図1)



(注) 矢印は雨水等の流下方向を表している。

(参考図2)



(2) 補助の対象とならないもの 9件 不当と認める国庫補助金 161,997,270円

既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業において、補助対象事業費に対象とならない

経費を含めていたもの (6件 不当と認める国庫補助金 28,301,000円)

第3章 第1節 第9 国土交通省

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(249) 観光庁	株式会社東急エージェンシー	株式会社トライアングル	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業(交通関係事業)	3	137,860 (125,328)	112,449	22,055 (20,050)	10,000	補助の対象とならない建物の取得費を含めていたもの
(250) 同	同	バシフィックコンサルタンツ株式会社	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業(実証実験事業)	3	14,300 (13,000)	13,000	6,876 (6,251)	6,251	補助の対象とならない事業主体の正社員の人件費等を含めていたもの
(251) 同	同	株式会社ワールド・ヘリテイジ	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業(宿泊施設の高付加価値化改修事業)	3	81,630 (74,209)	37,104	12,697 (11,543)	5,772	補助の対象とならない可搬性のある設備の購入及び設置に係る経費等を含めていたもの
(252) 同	同	飛騨川温泉土地株式会社	同	3	43,945 (39,200)	19,600	7,283 (6,621)	3,311	同
(253) 同	同	有限会社桃源	同	3	49,700 (45,181)	20,000	9,650 (8,773)	1,796	補助の対象とならない可搬性のある設備の購入及び設置に係る経費等を含めていたもの
(254) 同	同	株式会社山水館欣龍	同	3	30,814 (28,013)	14,006	2,576 (2,342)	1,171	同
(249)-(254)の計					358,251 (324,932)	216,159	61,139 (55,581)	28,301	

これらの補助事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況にある観光拠点が面的に再生できるような取組を短期集中で強力に支援することで、その影響を乗り越え、地域全体の魅力及び収益力の向上を図ることを目的とした既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業(以下「推進事業」という。)のうち、交通関係事業(交通事業者と観光事業者等が連携して行う地域の誘客促進及び高付加価値化を目的とした取組をいう。以下同じ。)を1事業主体が、実証実験事業(地域が課題と考える点を解決する方法として立案した各種実証実験等をいう。以下同じ。)を1事業主体が、宿泊施設の高付加価値化改修事業を4事業主体が、それぞれ実施したものである。

観光庁は、公募により選定した補助事業者である株式会社東急エージェンシー(以下「事務局」という。)に補助金を交付し、推進事業を実施する事業主体から提出された交付申請書、完了実績報告書等の審査等の事務を行わせ、事務局は、推進事業の実施に要した経費の一部又は全部について事業主体に補助金を交付している。

観光庁と調整した上で事務局が令和3年6月に制定した「令和2年度第3次補正予算 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金 既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業『自治体・DMO型』交付申請の手引き」等によれば、推進事業の補助対象事業費は次のとおりとされている。

- ① 交通関係事業のうち、バス乗り場の利便性向上に資する経費及びフェリーターミナルの受入環境向上に資する経費(以下「バス乗り場及びフェリーターミナルに係る経費」という。)については、案内表示の掲示に係る経費、トイレや休憩スペースの改修費等とされており、建物の取得費等は補助対象外とされている。
- ② 実証実験事業については、事業主体が契約を締結して他の事業者イベント開催や調査等を発注する際の委託費等とされており、事業主体の経常的な経費である正社員の人件費等は補助対象外とされている。
- ③ 宿泊施設の高付加価値化改修事業については、単なる老朽修繕ではない、滞在環境等の上質化や新たなサービスの提供等、宿泊施設の付加価値向上に資する改修に係る工事費、設計費等とされており、可搬性のある設備の購入及び設置に係る経費、消防法(昭和23年法律第186号)等の法令等において設置が義務化されている設備等の導入に係る工事費等は補助対象外とされている。

しかし、補助対象事業費の算定に当たり、1事業主体は交通関係事業において、バス乗り場及びフェリーターミナルに係る経費に建物の取得費を含めていた。また、1事業主体は実証実験事業において、事業主体の正社員の人件費を含めていた。さらに、4事業主体は宿泊施設の高付加価値化改修事業において、テーブルや椅子等の可搬性のある設備の購入及び設置に係る経費や、消防法等において設置が義務化されている設備の導入に係る工事費等を含めていた。

したがって、補助の対象とならない経費を控除して適正な補助対象事業費を算定すると、計269,351,522円となることから、本件補助対象事業費計324,932,842円は、これに比べて55,581,320円過大となっており、これに係る国庫補助金交付額計28,301,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6事業主体において補助対象事業費についての理解が十分でなかったこと、事務局において完了実績報告書等の審査が十分でなかったこと、観光庁において事務局に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

株式会社トライアングルは、令和3年度に、交通関係事業として、神奈川県横須賀市の浦賀レンガドックと千代ヶ崎砲台を巡るバスツアーや浦賀港を周遊するクルーズツアー等を事業費137,860,800円(補助対象事業費125,328,000円)で実施したとすると完了実績報告書等を事務局に対して提出していた。そして、事務局は、完了実績報告書等の審査を行い、完了実績報告書等に記載された補助対象事業費に基づくなどして、同社に対して補助金112,449,000円(国庫補助金相当額同額)を交付していた。

しかし、建物の取得費は補助の対象とならないのに、同社は、補助対象事業費に、浦賀レンガドック付近に設置した発券所及び待合所として使用する建物の取得費20,050,000円を含めていた。

したがって、上記の発券所及び待合所として使用する建物の取得費を補助対象事業費から除いて適正な補助対象事業費を算定すると105,278,000円となることから、本件補助対象事業費125,328,000円は、これに比べて20,050,000円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額10,000,000円が過大に交付されていた。

砂防工事等に関する事業の実施に当たり、交付の対象とならない国費率等差額の交付を受けていたもの (3件 不当と認める国庫補助金 133,696,270円)

第3章 第1節 第9 国土交通省

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(255) 岩手県	岩手県	災害関連緊急砂防	元、2	1,332,912 (1,332,912)	1,004,127	115,519 (115,519)	115,519
(256) 徳島県	徳島県	防災・安全交付金(砂防)	平成29～令和元	45,700 (45,700)	26,506	3,656 (3,656)	3,656
(257) 長崎県	長崎県	防災・安全交付金(地すべり対策)	平成27～令和元	170,851 (170,851)	99,946	14,521 (14,521)	14,521
(255)～(257)の計				1,549,463 (1,549,463)	1,130,580	133,696 (133,696)	133,696

これらの交付金事業等は、砂防法(明治30年法律第29号)に規定する砂防工事に関する事業又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に規定する地すべり防止工事に関する事業として、砂防えん堤又は排水施設を整備等する事業(以下「本件事業」という。)を3県が実施したものである。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。)<sup>(注1)</sup>によれば、財政力指数が0.46に満たない都道府県(以下「適用団体」という。)<sup>(注1)</sup>が、国の補助金等の交付を受けて、負担特例法に定める事業のうち「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和36年政令第258号。以下「政令」という。)で定める事業(以下「開発指定事業」という。)を実施する場合には、開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合(以下、交付金事業又は補助事業における負担割合を「通常国費率等」という。)が引き上げられることなどとされている(以下、通常国費率等が引き上げられる割合を「引上率」といい、通常国費率等が引き上げられることに伴う交付金又は補助金に係る国の負担の増加額を「国費率等差額」という。)。そして、政令によれば、開発指定事業とは、砂防法に規定する砂防工事に関する事業及び地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事に関する事業の場合、河川法(昭和39年法律第167号)に規定する一級河川及び二級河川の水系に属する河川(以下「一級水系等河川」という。)<sup>(注2)</sup>の流域におけるものとされている。<sup>(注2)</sup>

また、社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成23年国官会第2379号国土交通事務次官通知)、「水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請について(災害復旧事業に係るものを除く。)」(平成24年国水総第481号)等によれば、国費率等差額の交付申請は、通常国費率等による交付金又は補助金の交付申請の翌年度に別途行うこととされている。国費率等差額の申請額は、通常国費率等を超える部分の額であり、既に交付した交付金又は補助金の精算額(以下「交付金等精算額」という。)に総務大臣から通知される引上率を乗じて得た額から、交付金等精算額を減じた額に相当する額とされている。

(注1) 財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数。地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定により算出した基準財政収入額を、同法の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(注2) 水系・流域 「流域」とは降雨や降雪がその河川に流入する範囲のことをいい、同じ流域内にある本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼を総称して「水系」という。

岩手県は令和元年度、徳島県は平成 29、30 両年度、長崎県は 27 年度から 30 年度までの間においてそれぞれ適用団体に該当していた。そして、3 県は、実施した交付金事業等が開発指定事業に該当するなどとして、本件事業に係る通常国費率等による各年度の交付金等精算額計 996,883,848 円に当該年度の引上率(1.13~1.18)を乗じて得た額から交付金等精算額を減じた額計 133,696,270 円について、国費率等差額として国土交通本省及び四国、九州両地方整備局に対してそれぞれ交付申請を行い、同額の交付を受けていた。

しかし、徳島県及び長崎県が一級水系等河川の流域で実施したため開発指定事業に該当するとして交付申請していた本件交付金事業の実施箇所は、水系等を確認することができる河川流域図等によれば、一級水系等河川の流域外にあった。また、岩手県は、一級水系等河川の流域外における事業を開発指定事業として交付申請していた。

したがって、3 県が実施した本件事業は、国費率等差額の交付の対象とは認められず、これらに係る交付金等 133,696,270 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、徳島県及び長崎県において、国費率等差額の交付申請に当たり、本件交付金事業が開発指定事業の要件に該当するかどうかの確認が十分でなかったことなどによると認められる。また、岩手県において、国費率等差額の交付申請に当たり、開発指定事業の要件の確認が十分でなかったこと、国土交通本省において、国費率等差額の交付申請書の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

岩手県は、釜石市箱崎町及び平田町地内並びに下閉伊郡山田町船越町地内において、砂防法に規定する砂防工事に関する事業として砂防えん堤の整備等 8 事業を実施している。

同県は、政令で定める一級河川及び二級河川の水系に属さない「その他水系」における本件補助事業を開発指定事業として交付申請書に記載し、通常国費率等による令和元年度の交付金等精算額計 888,608,312 円に引上率 1.13 を乗じて得た額から交付金等精算額を減じた額計 115,519,080 円について、2 年度に国費率等差額として交付申請を行っていた。そして、国土交通本省は、交付申請書の確認を行うなどして、同額を同県に対して交付していた。

しかし、一級河川及び二級河川の水系に属さない「その他水系」における事業は、一級水系等河川の流域外における事業であり、開発指定事業に該当しない。

したがって、国費率等差額に係る補助金 115,519,080 円は交付の対象とは認められない。

(3) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 70,541,756 円

都市計画道路用地について承認を受けずに財産処分を行い、使用料に係る国庫納付を行って  
いなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 70,541,756 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 交付額
			使用を許 可してい た年度	収納した 使用料	左のうち 国庫補助 金等相当 額	不当と認 める使用 料	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(258) 茨城県	守谷市	都市構造 再編集中 支援	3	195,612 (146,080)	69,504	146,080 (146,080)	69,504
			3、4 計	2,170	1,037	2,170	1,037 70,541

この補助事業は、令和3年度に、守谷市が都市計画道路坂町清水線を新設するための道路用地として、土地 1,995.59㎡(うち国庫補助対象面積 1,473.3㎡)を事業費 195,612,972 円(国庫補助対象事業費 146,080,702 円、国庫補助金交付額 69,504,753 円)で取得したものである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第22条の規定等によれば、補助事業者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して貸し付けるなどするときは、当該補助事業を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとされている。そして、「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」(平成20年国都総第2449号国土交通省都市・地域整備局長通知)によれば、補助事業により取得した財産を有償で貸し付けるなどの財産処分の承認に当たり、必要な場合には、貸付けにより生ずる収益額のうち国庫補助金相当額(貸付けにより生ずる収益額に用地取得時の補助率を乗ずるなどして算出される額。以下同じ。)について国庫納付を行うことなどの条件を付すこととされている。

しかし、同市は、補助事業で取得した道路用地について、上記の承認を受けずに、4年3月から5年3月までの間、民間会社に対して駐車場用地として使用を許可していて、補助金適正化法第22条の貸付けに当たる財産処分を行っていた。そして、同市は、これにより使用料 2,829,897 円(国庫補助対象面積分に係る使用料 2,170,396 円)を収納していたため、本来はこのうち国庫補助金相当額 1,037,003 円について国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、国庫納付を行っていなかった。

したがって、本件道路用地に係る国庫補助金交付額 69,504,753 円及び収納した使用料のうち国庫補助金相当額 1,037,003 円は財産処分に係る手続が適正でなく不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助事業で取得した道路用地の財産処分に当たり法令等に基づき適正な手続をとるべきことの認識が欠けていたこと、茨城県において法令等に基づいて財産処分を行うことについての同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 11,545,000円

公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 11,545,000円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(259) 千葉県	八千代市	公的賃貸 住宅家賃 対策補助	平成29~ 令和3	52,949 (52,949)	26,473	23,091 (23,091)	11,545

この補助事業は、既存住宅の所有者から借り上げた住戸を転貸して管理している公営住宅(以下「借上公営住宅」という。)計63戸に居住する者に対する家賃の低廉化を八千代市が事業費計52,949,000円(国庫補助金計26,473,000円)で実施したものである。

この借上公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成8年建設省住備発第87号)等に基づき、借上公営住宅の住宅等ごとに、次のとおり、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)等の規定に基づき算定した近傍同種の住宅の家賃の額(以下「政令家賃」という。)等を用いるなどして、対象となる額(以下「補助基本額」という。)をそれぞれ算定し、これらの補助基本額を合計するなどした額とすることとなっている。

$$\text{補助基本額} = \left[ \text{政令家賃} - \text{入居者負担基準額} \right] \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

そして、政令家賃は、次のとおり、建物部分の複成価格等を用いて算定することとなっている。

$$\text{政令家賃} = \left[ \text{建物部分の複成価格} \times \text{利回り} + \text{土地部分の複成価格} \times \text{利回り} + \text{修繕費等} \right] \div 12$$

建物部分の複成価格については、次のとおり、推定再建築費から経過年数に応じた減価相当額を控除して算定することなどとなっており、推定再建築費は、近傍同種の住宅の建設に要する費用(以下「戸当たり建設費」という。)に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して住宅の地域別に毎年定める率を乗じて算定することとなっている。

$$\begin{aligned} \text{建物部分の複成価格} &= \text{推定再建築費} - \text{年平均減価額} \times \text{経過年数} \\ \text{推定再建築費} &= \text{戸当たり建設費} \times \text{建築物価の変動を考慮して住宅の地域別に毎年定める率} \end{aligned}$$

そして、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」(平成8年建設省住総発第135号。以下「運用通知」という。)等によれば、建設後、相当程度の年数が経過していることなどにより戸当たり建設費の確定が困難な場合等には、国土交通省が公営住宅の建設年度、構造等の別に定めている標準建設費(以下「標準建設費」という。)を参考にして適切な額を設定することとされている。

同市は、補助基本額を合計するなどして、前記のとおり事業費を52,949,000円と算定していた。

しかし、同市は、補助基本額の算定に当たり、建設後、相当程度の年数が経過していることなどにより確定が困難であった戸当たり建設費について、標準建設費を参考にして設定するのではなく、政

令家賃の額が住宅の所有者に同市が支払う家賃の額と同額になるように調整して設定していた。

そこで、運用通知等に基づき、住宅等ごとの建設年度等に応じた標準建設費を用いて適正な戸当たり建設費を算定すると、同市が設定していた戸当たり建設費は、いずれも、適正な戸当たり建設費を上回っていた。このため、同市において、建物部分の複成価格が過大に算定されるなどして補助基本額が過大に算定され、その結果、事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると、計29,858,000円となることから、前記の事業費52,949,000円との差額23,091,000円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額11,545,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において政令家賃等の算定についての理解が十分でなかったこと、千葉県において交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

## 不正行為

### (260) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方運輸局 (項)地方運輸局共通費 自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	関東運輸局
不正行為期間	令和3年8月～4年12月
損害金の種類	職員基本給等
損 害 額	14,752,260円

本院は、関東運輸局(以下「運輸局」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく国土交通大臣からの報告を受けるとともに、国土交通本省及び運輸局において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、運輸局において、総務部人事課給与第二係長であった野尻某が、給与に関する事務に従事中、令和3年8月から4年12月までの間に、給与額等の給与情報をまとめたデータを改ざんし、自らの給与額を水増ししたり、架空の給与情報を追加したりすることにより、複数の自己名義の預金口座に不正に振り込ませて、職員基本給等14,752,260円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、5年9月末現在で5,128,850円が同人から返納されている。



意見を表示し又は処置を要求した事項

多重無線回線の通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性等を事務所等に対して周知し、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて事務所等から定期的に報告させて把握するとともに、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を順次実施していくための実施方針を定めさせ、多重無線回線の全国的なネットワークの機能を維持する観点等から必要な指導を行うことにより、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の全国的なネットワークの機能が維持されるよう改善の処置を要求したもの

会計名	一般会計	
部局等	国土交通本省、26 事務所等	
多重無線回線の概要	地震、水位、雨量、道路情報等の防災情報や音声及び映像による被災情報を伝送する無線回線	
検査の対象とした通信鉄塔及び局舎の数並びに通信鉄塔等の台帳価格(1)	通信鉄塔 238 基、局舎 132 棟	142 億 5963 万余円(令和 3 年度末)
(1)のうち耐震性等が確保されているか不明な状態のままとなっている通信鉄塔及び局舎の数並びに通信鉄塔等の台帳価格(2)	通信鉄塔 20 基、局舎 13 棟	14 億 0582 万円
(1)のうち耐震診断の結果、耐震性等が確保されていないと確認されたのに耐震対策が実施されていないなどしている通信鉄塔及び局舎の数並びに通信鉄塔等の台帳価格(3)	通信鉄塔 9 基、局舎 21 棟	12 億 3316 万円
(2)及び(3)の純計	通信鉄塔 29 基、局舎 34 棟	26 億 3240 万円(背景金額) (令和 3 年度末)

【改善の処置を要求したものの全文】

多重無線回線の機能維持に必要な通信鉄塔及び局舎の耐震性等の確保について

(令和 5 年 9 月 22 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 多重無線回線の概要等

(1) 国土交通省の統合通信網の概要

貴省は、地震、水位、雨量、道路情報等の防災情報や音声及び映像による被災情報を伝

送することで、災害発生時における迅速な被災情報の把握及び的確な災害対応を実現することを目的として、光ファイバ通信回線と多重無線回線とを組み合わせた統合通信網を全国的に構築している。

このうち光ファイバ通信回線は、伝送能力が高く、高速・大容量の通信が可能であるが、有線であるため、地震等の災害発生時に光ファイバケーブルが断線するリスクがある。一方、多重無線回線は、伝送能力が低いものの、断線のリスクがなく災害に強いという特徴がある。

#### (2) 多重無線回線の概要

貴省本省、地方整備局等及び河川国道事務所等(以下、これらのうち地方整備局等及び河川国道事務所等を合わせて「事務所等」という。)は、多重無線回線のネットワークを構築するために、建物の屋上や地上に鉄塔を設置し、当該鉄塔等に、電波を送受するための空中線(以下「アンテナ」という。)、一つの伝送路で複数の情報を送るための多重無線装置等の通信設備を設置している(以下、これらの鉄塔を「通信鉄塔」といい、通信鉄塔が屋上に設置されている建物を「局舎」という。また、通信鉄塔や局舎が設置されている箇所を「拠点」という。)

多重無線回線は、遠方の拠点同士が、他の拠点を中継地点としてデータの送受信を行うことができるものとなっており、電気通信施設設計要領(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室制定)等によれば、多重無線回線のネットワークを構築するに当たっては、複数の事務所等にまたがる広域災害も考慮して、通信網として十分な信頼性を確保し、災害時にも対応可能なネットワークとすることとされている。

#### (3) 災害発生時における情報収集体制等

貴省は、国土交通省防災業務計画(平成14年5月作成)において、災害が発生した際に、被害情報を迅速かつ広域的に収集して連絡することとしており、多くの情報を効果的な通信手段を用いて伝達することにより、被害規模の早期把握を行うこととしている。

上記の計画によれば、事務所等は、関係機関等と協力して、災害発生後、施設被害等の情報を迅速に収集し、相互に連絡するとともに、ライフライン被害の範囲に関する情報等の緊急に必要な情報は、直ちに貴省本省に連絡することとされている。そして、貴省本省は、事務所等から所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、一般被害の状況等の情報を収集することとされており、貴省は、必要に応じて被害情報等を関係省庁等に連絡することとしている。

また、貴省は、上記のような情報の収集及び連絡に統合通信網等を用いることにしている。

#### (4) 通信鉄塔及び局舎の耐震診断

貴省は、平成7年に兵庫県南部地震が発生した際、一部の通信鉄塔及び局舎で大きな被害が生じて、通信上の機能不全が生じたことを勘案して、既存の通信鉄塔及び局舎の地震時における機能維持を含めた耐震性の見直しをするための診断手法を開発し、8年8月に「通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)」(建設省建設経済局調査情報課電気通信室制定)等(以下「診断基準」という。)を制定するなどして、既存の通信鉄塔及び局舎の耐震診断を行うこととしている。

診断基準によれば、通信鉄塔の耐震診断については、地震時又は暴風時に生ずる各部位及び各部接合部の応力度と許容応力度とを比較するなどして、健全性が確保されているか判断することとされている。

また、診断基準によれば、局舎の耐震診断については、原則として「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(平成8年建設省営計発第101号官庁営繕部長決定)に基づいて行うこととされている。そして、地震動に対して官庁施設が持つべき耐震安全性の目標については、表1のとおり、Ⅰ類、Ⅱ類及びⅢ類の三つに分類されて定められており、局舎の耐震診断については、通信鉄塔が地震時に機能を維持できる耐震性を有するよう、当該目標をⅠ類として、必要な耐震性が確保されているか確認することとされている。

表1 耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標
Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。

診断基準等によれば、耐震診断の結果、診断基準において定められている通信鉄塔の健全性又は局舎として必要な耐震性(以下、これらを合わせて「耐震性等」という。)が不足することが確認された通信鉄塔及び局舎については、耐震補強工事を実施したり、通信鉄塔に設置されている設備の荷重を軽減したりするなどの耐震性等を確保するための対策(以下「耐震対策」という。)を立案して、適切な措置を実施しなければならないこととされている。

なお、「通信鉄塔設計要領」(平成9年10月建設省建設経済局調査情報課電気通信室制定。以下「設計要領」という。)等に基づいて設計されて設置又は建築された通信鉄塔及び局舎は、設置又は建築時点において耐震性等が確保されていることとなる。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、有効性等の観点から、通信鉄塔及び局舎について、耐震診断及び耐震対策が適切に実施され、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、29事務所等管内の232拠点に設置されている通信鉄塔238基及び局舎132棟(令和3年度末現在における通信鉄塔及び局舎の国有財産台帳価格並びに通信鉄塔に設置されているアンテナ及びアンテナに接続されている多重無線装置の取得価格等(以下、これらを合わせて「通信鉄塔等の台帳価格」という。)計142億5963万余円)を対象として、29事務所等において、調書の提出を受けて、その内容を分析するとともに、耐震診断の結果報告書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。また、貴省本省において、事務所等に対する指導等の状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 29事務所等 北海道開発局、青森、岩手、金沢、沼津、福井、姫路、和歌山、倉吉、福山、山口、徳島、長崎各河川国道事務所、郡山、長野、岐阜、名古屋、北勢、兵庫、土佐、福岡各国道事務所、下館、渡良瀬川、木曾川下流、出雲各河川事務所、鬼怒川、筑後川両ダム統合管理事務所、多治見砂防国道事務所、小樽開発建設部

(検査の結果)

前記のとおり、多重無線回線のネットワークは、災害時にも対応可能なネットワークとすることとされていることなどから、多重無線回線には、大規模地震が発生した際等においても、貴省本省が遠方の拠点等との間でデータの送受信を行うことにより被害情報等を迅速かつ広域的に収集することなどができるよう、全国的なネットワークの機能を維持することが求められる。しかし、貴省本省においては、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて、事務所等から報告させて把握することとはしていなかった。

そこで、3年度末現在において、29事務所等管内の拠点に設置された通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて確認したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 耐震性等が確保されているか不明な状態のままとなっていた事態

前記通信鉄塔 238 基及び局舎 132 棟のうち 57 基及び 38 棟については、設計要領等に基づいて設計されて設置又は建築されるなどして、耐震性等が確保されていた。他方、残りの 181 基及び 94 棟については、設計要領の制定以前に設計されて設置又は建築されていて、耐震診断を行う必要がある通信鉄塔及び局舎であった。そして、これらのうち 161 基及び 81 棟については、耐震診断が実施されていた。

しかし、16事務所等が管理する残りの 20 基及び 13 棟(通信鉄塔等の台帳価格計 14 億 0582 万余円)については、耐震診断が実施されていないなどして、耐震性等が確保されているか不明な状態のままとなっていた(後記の表 2 の(1)参照)。

そして、これらの耐震診断が実施されなかった経緯等については、診断基準が制定されて以降、約 25 年の間にどのような検討を実施したのかを確認できる資料が 16 事務所等において残っていないため、把握することができない状況となっていた。

(2) 耐震対策が実施されていないなどしていた事態

前記の耐震診断が実施されていた通信鉄塔 161 基及び局舎 81 棟のうち、耐震診断の結果、耐震性等が確保されていると確認されたものは 119 基及び 44 棟、耐震性等が確保されていないと確認されたものは 42 基及び 37 棟となっていた。

そこで、上記の 42 基及び 37 棟について、耐震対策の実施状況を確認したところ、33 基及び 16 棟は、耐震診断の結果に基づき耐震対策が実施されていたものの、15 事務所等が管理する 9 基及び 19 棟(注 2)(通信鉄塔等の台帳価格計 12 億 0820 万余円)は、耐震対策が実施されていなかった(後記の表 2 の(2)①参照)。

そして、これらの通信鉄塔及び局舎のうち、6 基及び 18 棟については耐震診断の実施後 10 年以上、このうち 4 基及び 9 棟については 20 年以上が経過しているのに、耐震対策が実施されておらず、耐震性等が確保されていない状態のままとなっていた。また、上記 9 基及び 19 棟のうち 9 基及び 15 棟の耐震対策が実施されなかった経緯等については、13 事務所等において、過去にどのような検討を実施したのかを確認できる資料が残っていないため、把握することができない状況となっていた。

このほか、1事務所等が管理する残りの 2 棟(通信鉄塔等の台帳価格計 2495 万余円)については、耐震補強工事が実施されているものの、関係資料が残っていないなどのため、当該工事が耐震安全性の目標をⅠ類として実施されたものであるか確認することができなかった(後記の表 2 の(2)②参照)。

(注 2) 19 棟のうち 6 棟については、耐震診断を実施した後、耐震安全性の目標をⅡ類とした耐

震補強工事は実施されていたものの、耐震安全性の目標をⅠ類とした対策は実施されていない局舎である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

兵庫国道事務所管内の淡路無線中継所は、多重無線回線のうち、貴省本省と、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局等をつなぐ唯一の回線の中継地点となる拠点であり、局舎の屋上に通信鉄塔が設置されている(通信鉄塔等の台帳価格は計 3658 万余円)。

同無線中継所の局舎(昭和 57 年度に建築)については、平成 17 年度に実施した耐震診断の結果、耐震安全性の目標をⅠ類として建物の耐震性能を数値化した構造耐震指標が 0.69 となっていて、必要とされる値 1.0 を下回っており、診断基準において定められている局舎として必要な耐震性が確保されていないと確認された。

しかし、耐震診断の実施後、約 16 年にわたって耐震対策が実施されておらず、診断基準において定められている局舎として必要な耐震性が確保されていない状態のままとなっていた。

そして、当該局舎の耐震対策が実施されなかった経緯等については、同事務所において、過去にどのような検討を実施したのかを確認できる資料が残っていないため、把握することができない状況となっていた。

表2 (1)、(2)の各事態の事務所等名、通信鉄塔等の台帳価格等

検査の結果		事務所等数 注(1)	事務所等名	通信鉄塔の 基数	局舎の 棟数	通信鉄塔等の 台帳価格 注(2) 注(3)
事態						
(1)	耐震性等が確保されているか不明な状態のままとなっていた事態	16	北海道開発局、青森、岩手、沼津、福井、姫路、山口、長崎各河川国道事務所、郡山、長野、岐阜、北勢各国道事務所、下館、渡良瀬川、出雲各河川事務所、多治見砂防国道事務所	20	13	14億0582万円
(2)	① 耐震性等が確保されていないと確認されたのに耐震対策が実施されていなかった事態	15	金沢、沼津、福井、姫路、倉吉、山口、徳島、長崎各河川国道事務所、郡山、名古屋、兵庫、土佐各国道事務所、木曾川下流河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、小樽開発建設部	9	19	12億0820万円
	② 耐震補強工事が実施されているものの、当該工事が耐震安全性の目標をI類として実施されたものであるか確認することができなかった事態	1	鬼怒川ダム統合管理事務所	—	2	2495万円
小計		16		9	21	12億3316万円
合計		26		29	34	26億3240万円

注(1) 複数の事態に該当する事務所等があるため、事務所等数を集計しても合計欄と一致しない。

注(2) 通信鉄塔及び局舎のうち、河川管理施設又は道路管理施設に該当しているため、取得価格等を国有財産台帳に記載することとなっていないものについては、国有財産台帳価格を0円として集計している。

注(3) 各事態に該当する局舎については、局舎の国有財産台帳価格に加えて、局舎に設置されている通信鉄塔の国有財産台帳価格を計上するなどしているため、(1)の事態に係る通信鉄塔等の台帳価格と(2)の事態に係る通信鉄塔等の台帳価格とで重複しているものがあり、集計しても合計欄と一致しない。

(改善を必要とする事態)

通信鉄塔及び局舎について、耐震診断が実施されていないなどして、耐震性等が確保されているか不明な状態のままとなっていたり、耐震診断の結果、耐震性等が確保されていないと確認されたのに耐震対策が実施されていなかったりなどして、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の機能が維持できないおそれがある事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省本省において、次のことなどによると認められる。

ア 事務所等に対して、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性や、耐震診断及び耐震対策の実施状況等について関係資料を保存するなどして確認できるようにしておくことの重要性について周知が十分でないこと

イ 通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて、事務所等から報告させて把握することとしていないこと

ウ 事務所等に対して、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策の実施に向けた指導が十分でないこと

### 3 本院が要求する改善の処置

我が国においては、近年、地震等の大規模自然災害等が各地で頻発している。大規模地震が発生した際等には、電気通信事業者の通信回線が長時間使用できなくなり、加えて、統合通信網のうち光ファイバ通信回線の機能が光ファイバケーブルの断線により維持できなくなるおそれがあるため、迅速な被災情報の把握及び的確な災害対応を実現するには、多重無線回線の機能が維持されることが重要である。

については、貴省本省において、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の全国的なネットワークの機能が維持されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 事務所等に対して、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性や、耐震診断及び耐震対策の実施状況等について関係資料を保存するなどして確認できるようにしておくことの重要性について周知すること

イ 通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて、事務所等から定期的に報告させて把握すること

ウ 事務所等に対して、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を順次実施していくための実施方針を定めさせ、その内容及びイの内容を踏まえて、多重無線回線の全国的なネットワークの機能を維持する観点等から必要な指導を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 下水道管路施設の老朽化対策に当たり、事業主体に対し、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握すること、速やかに下水道法等に基づく点検を行うことを検討すること及び点検結果等を適切に記録し保存することを周知するとともに、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、修繕等の具体的な実施時期を確認し、必要に応じて助言を行うこととすることなどにより、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるなどするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等
部 局 等	国土交通本省、19 都道府県
事業及び交付の根拠	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)等
事業主体	府 1、県 4、市 119、町 93、村 12、一部事務組合 1 計 230 事業主体
下水道管路施設の老朽化対策の概要	腐食環境下にある下水道管路施設の点検や、点検等により把握した施設の劣化状況の診断で緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設の修繕等を実施するなどするもの
検査の対象とした腐食環境下にある下水道管路施設を管理する事業主体数	612 事業主体

上記のうち腐食環境下にある下水道管路施設について適切な把握や点検を行っていないなどしていた事業主体数	204 事業主体
上記の結果、持続的な機能確保等に支障が生ずるおそれがある状況となっていた下水道管路施設の帳簿価額相当額(推計額)	21 億 8898 万余円(令和 3 年度末)
上記に係る国庫補助金等相当額(推計額)	4 億 4298 万円(背景金額)
検査の対象とした点検等の契約に係る事業主体数、契約件数、契約金額及び交付金等交付額	250 事業主体 1,088 件 179 億 8409 万余円(契約金額)(平成 23 年度～令和 3 年度) 82 億 1294 万余円(交付金等交付額)
上記のうち緊急度 I と判定された後 5 年以上修繕等を実施していなかったなどの事態に係る事業主体数、契約件数及び事業費相当額	37 事業主体 85 件 5842 万余円(平成 24 年度～令和 3 年度)
上記に係る交付金等相当額	2850 万円

## 1 下水道管路施設の老朽化対策の概要

### (1) 下水道事業の概要

国土交通省は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)等に基づき、下水道(公共下水道、流域下水道等を含む。以下同じ。)の整備を図ることにより都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することなどを目的として、下水道事業を行う地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して、毎年度多額の社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)等を交付している。事業主体は、交付金等により、下水を排除するために設けられる管渠(きょ)(以下「下水道管渠」という。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設等の下水道施設の改築等を実施している。

### (2) 下水道施設の維持又は修繕に関する技術上の基準等

国土交通省は、平成 27 年に下水道法等を改正して下水道施設の維持又は修繕に関する技術上の基準等(以下「基準等」という。)を定めている。

基準等によれば、暗渠である構造の部分の有する排水施設であり、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きい箇所(以下「腐食環境下」という。)にあって、コンク



リートその他腐食しやすい材料で造られているものについては、5年に1回以上の適切な頻度で点検を行うことなどとされている。当該点検は、下水道施設の状態を把握して異状の有無を確認するものであり、点検その他の方法により下水道の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、下水道の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずることとされている。

そして、当該点検を行った場合には、点検の年月日、点検を実施した者の氏名及び点検の結果を記録して、これを次に点検を行うまでの期間、保存することとされている。

### (3) 下水道ストックマネジメント支援制度の概要等

国土交通省は、前記下水道法等の改正を踏まえて、28年度に、リスク評価を行うなどして下水道施設全体の管理を最適化する下水道ストックマネジメント支援制度を創設している。

同支援制度は、同省が、下水道施設全体を一体的に捉えた下水道ストックマネジメント計画を策定し、同計画に基づき計画的な点検・調査<sup>(注1)</sup>(以下「点検等」という。)及び長寿命化を含めた改築を行うなどする事業主体に対して交付金等を交付するものである。

そして、各事業主体は、下水道ストックマネジメント計画等に基づき、下水道管渠又はマンホール(以下「下水道管路施設」という。)の点検等及び点検等により把握した施設の劣化状況の診断(以下「診断」という。)を行っている。「下水道維持管理指針(実務編)」(公益社団法人日本下水道協会。以下「維持管理指針」という。)等によれば、診断は、点検等の結果を踏まえ、下水道管路施設の機能や状態の健全さを示す指標(以下「緊急度」という。)を用いて判定することとされていて、点検等により把握した施設の劣化状況を基に、維持管理指針に示されている個々の施設に対する診断の基準等を参考にして行うこととされている。そして、緊急度は、調査結果及び判定基準例を基に異状の程度の高い順にⅠからⅢまでの判定を行うこととされており、判定基準例において、緊急度Ⅰの区分は重度で速やかに措置が必要であるとされ、緊急度Ⅱの区分は中度で簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できるなどとされている。

(注1) 点検・調査 点検は、マンホール内部からの目視や、地上からマンホール内に管口テレビカメラを挿入する方法等により行われる。調査は、詳細な劣化状況や動向等を定量的に確認するとともに、原因を検討するために、管内に潜行する調査員による目視、又は下水道管渠用テレビカメラを挿入する方法等により行われる。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、事業主体が、27年に改正された下水道法等に基づき腐食環境下にある下水道管路施設の点検を適切に行っているか、交付金等を受けて実施された点検等の結果に基づき緊急度Ⅰと判定された箇所の修繕・改築(以下「修繕等」という。)を速やかに実施しているかなどに着眼して、国土交通本省及び20都道府県<sup>(注2)</sup>において会計実地検査を行った。検査に当たっては、20都道府県の612事業主体が管理している腐食環境下における下水道管路施設(下水道管渠計1,456.0km、マンホール計43,101か所)及び20都道府県の

250 事業主体が 27 年の下水道法等改正後の 28 年度から令和 3 年度までの間に下水道ストックマネジメント計画等に基づき緊急度の判定を行った下水道管路施設の点検等に係る契約計 1,088 件(契約年度は平成 23 年度から令和 3 年度まで、契約金額計 179 億 8409 万余円、交付金等交付額計 82 億 1294 万余円)を対象として、契約書、下水道ストックマネジメント計画等の関係書類を確認するとともに、調書の提出を受け、その内容を確認するなどして検査した。

(注 2) 20 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、石川、三重、滋賀、奈良、広島、徳島、高知、長崎、熊本各県

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 下水道法等に基づく点検の実施**

前記のとおり、平成 27 年に改正された下水道法等において、事業主体は、腐食環境下にある下水道管路施設について、5 年に 1 回以上の適切な頻度で点検を行うこととされている。そこで、前記の 612 事業主体において、28 年度から令和 3 年度までの 6 年間に、腐食環境下にある下水道管路施設を把握した上で、当該下水道管路施設の点検を適切に行っているかについて検査したところ、次のとおりとなっていた。

**ア 腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握していなかった事態**

検査の対象とした 612 事業主体のうち 541 事業主体は、管理する下水道管路施設のうち腐食環境下にある下水道管路施設を全て把握していた。

一方、71 事業主体は、下水道法等に基づき国土交通大臣が定めた主要な下水道管渠(下水排除面積が 20ha 以上等の管渠)及び当該下水道管渠に接続するマンホール(以下、これらを「主要な管路施設」という。)については、腐食環境下にある下水道管路施設を把握していたが、主要な管路施設以外の下水道管路施設については、腐食環境下にある下水道管路施設を把握していなかった。

**イ 腐食環境下にある下水道管路施設の点検を行っていなかったなどの事態**

検査の対象とした 612 事業主体が腐食環境下にあるとして把握していた下水道管路施設は、3 年度末時点で下水道管渠 1,456.0km、マンホール 43,101 か所となっていた。このうち、446 事業主体が管理する腐食環境下の下水道管渠計 1,103.5km 及びマンホール計 34,520 か所については基準等の制定後 1 回以上の点検が行われていた。

一方、166 事業主体が管理する腐食環境下の下水道管渠計 352.5km 及び腐食環境下のマンホール計 8,581 か所のうち、67 事業主体の計 85.6km、計 1,861 か所については、前記の 6 年間に 1 回も点検が行われていなかった。また、107 事業主体の計 152.5km、計 2,875 か所については、事業主体は点検を実施している可能性があるとしているものの、その結果等を記録し保存していなかったため点検の実施の有無を確認することができない状況となっていた。

したがって、ア又はイの事態に該当する計 204 事業主体が管理する腐食環境下における下水道管路施設は、その損傷、腐食等の状況が把握されていないことなどから、腐食等が

発生しやすい環境下で異状が発生していても速やかに必要な措置を講ずることができず、下水道管路施設の持続的な機能確保や効率的な維持・修繕等に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。そして、当該支障が生ずるおそれがある状況となっていた下水道管路施設の帳簿価額について、上記の204事業主体が管理する全ての下水道管路施設の帳簿価額に、国土交通省が公表している調査結果に示されている割合<sup>(注3)</sup>を乗じて推計すると、帳簿価額相当額は計21億8898万余円、帳簿価額相当額に係る国庫補助金等相当額は4億4298万余円(3年度末現在)となる。

(注3) 調査結果に示されている割合 令和3年度における全国の下水道管渠の延長に対する腐食環境下にある下水道管渠の延長の割合(0.66%)及び同年度に点検を行った腐食環境下にある下水道管渠の延長に対する異状が発生している下水道管渠の延長の割合(10%)

## (2) 緊急度判定後の修繕等の実施状況

前記の250事業主体が緊急度の判定を行った下水道管路施設の点検等に係る契約1,088件について検査したところ、4年度末時点で、144事業主体は、緊急度Ⅰと判定された下水道管渠計91.1km(98事業主体)及びマンホール計10,344か所(104事業主体)について、全く又は一部しか修繕等を実施していなかった。

上記の修繕等が実施されていなかった下水道管路施設のうち、平成28年度又は29年度に緊急度Ⅰと判定された施設の修繕等が実施されていない期間についてみると、判定後5年以上修繕等を実施していなかったものは、20事業主体における下水道管渠計4.9km(13事業主体)及びマンホール計580か所(10事業主体)となっていた。また、30年度から令和3年度までの間に緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設の4年度末時点における修繕等の実施の予定についてみると、判定後5年を経過する年度の10年度以降に修繕等を実施する予定とするなどしていたものは、20事業主体における下水道管渠計7.7km(7事業主体)及びマンホール計627か所(15事業主体)となっていた。

しかし、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設については、緊急度Ⅱと判定された下水道管路施設より異状の程度が高いものであり、速やかに修繕等を実施する必要があった。

したがって、前記の判定後5年以上修繕等を実施していなかった事業主体及び10年度以降に修繕等を実施する予定とするなどしていた事業主体の純計である37事業主体は、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設(当該判定を行った下水道管路施設の点検等に係る契約計85件(契約年度は平成24年度から令和3年度まで)における事業費相当額計5842万余円、交付金等相当額計2850万余円)について、修繕等を実施する予定の年度を前倒しするよう見直すなどする必要があると認められた。

このように、事業主体において、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握していなかった事態、腐食環境下にある下水道管路施設の点検を行っていなかった事態、点検結果等を記録し保存していなかった事態、及び緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について速やかに修繕等を実施していなかったなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。



契 約 名	ドローン情報基盤システムにおける飛行情報共有機能の構築及び調整等 17 件
共有システムの概要	無人航空機の運航者、ドクターヘリの運航者、地方公共団体等が、それぞれの保有する情報をシステムに登録することにより共有し、無人航空機の運航者に注意喚起を行うなどするもの
検査の対象とした共有システムの構築、保守等に要した経費	5 億 9813 万余円(平成 29 年度～令和 4 年度)
上記のうちドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗していなかった共有システムの構築、保守等に要した経費	5 億 9813 万円(平成 29 年度～令和 4 年度)

## 1 共有システムの概要等

### (1) 共有システムの構築等

近年、遠隔操作や自動操縦により飛行させることができるドローン、農薬散布用ヘリコプター等の無人航空機とドクターヘリ(注1)コプター(以下「ドクターヘリ」という。)とが飛行中に接近する事案や、飛行中の無人航空機の落下により第三者が負傷する事案が発生するなど、無人航空機の飛行における安全確保が喫緊の課題となっている。

このような状況に対処するために、国土交通省は、平成 27 年 12 月に、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)を改正し、無人航空機の飛行を禁止する空域(注2)や飛行方法等についての基本的な制度を定めるとともに、無人航空機とドクターヘリとの接近、衝突等を事前に回避させること、地方公共団体が条例により無人航空機の飛行を制限又は禁止している区域(注3)(以下「条例飛行禁止区域」という。)における無人航空機の落下による第三者の負傷、損害等を防止することなどを目的として、「ドローン情報基盤システム(飛行情報共有機能)」(以下「共有システム」という。)を構築して、31 年 4 月から運用を開始している。

国土交通省は、29 年度から令和 4 年度までの間に、共有システムに係る契約計 17 件を締結しており、共有システムの構築、保守等に要した経費は計 5 億 9813 万余円となっている。

(注1) ドクターヘリコプター 救急医療用機器等を装備し、医師・看護師を搭乗させて救急現場に向かい、機内で患者の観察・治療を継続しながら、患者を専門医療機関へ搬送するヘリコプター

(注2) 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等及びその周辺の空域、国土交通大臣が告示で定める人口集中地区の上空等における無人航空機の飛行は原則として禁止され、当該空域等で無人航空機を飛行させるには国土交通大臣の許可が必要とされるようになった。

(注3) 地方公共団体の中には、多くの人が訪れる公園、文教施設等、特に利用者等の安全を確保する必要があると判断した施設等が所在する特定の区域について、当該区域での無人航空機の飛行等、他の利用者等に危険を及ぼすおそれのある行為を、条例により制限又は禁止しているところがある。

## (2) 共有システムの概要

共有システムは、無人航空機の運航者、ドクターヘリの運航者、地方公共団体等が、それぞれの保有する情報を共有システムに登録することにより共有し、無人航空機の運航者に注意喚起を行うなどするものである。そして、ドクターヘリの運航者が国土交通大臣による離陸及び着陸の許可が必要とされないドクターヘリの離発着場所のうち、定常的にドクターヘリが離発着する場所(以下「ドクターヘリ離発着場所」という。)を、また、地方公共団体が条例飛行禁止区域を、それぞれ共有システムに登録することにより、無人航空機の運航者に、これらの情報を周知する機能を備えている。

ドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域については、通常、一般には知られておらず、上記のとおり、共有システムに確実に登録することにより、無人航空機の運航者がこれらの情報を認識して、無人航空機とドクターヘリとの接近、衝突等や、条例飛行禁止区域における無人航空機の落下による第三者の負傷、損害等の発生を防止することが可能となる。このプロセスを示すと次のとおりである。

- ① ドクターヘリの運航者又は地方公共団体が、共有システムにドクターヘリ離発着場所又は条例飛行禁止区域を登録することにより、共有システムの地図上にこれらの情報が明示されることとなるため、無人航空機の運航者は、ドクターヘリ離発着場所や条例飛行禁止区域に留意して飛行経路を検討等することが可能となる。また、無人航空機の運航者が、共有システムに飛行日時や飛行経路等の飛行情報を入力した際、飛行経路がドクターヘリ離発着場所や条例飛行禁止区域にあると、アラート表示がなされ、無人航空機の運航者に注意喚起がなされる。
- ② ①により、無人航空機の運航者は、自らの無人航空機の飛行経路がドクターヘリ離発着場所や条例飛行禁止区域にあることを認識し、ドクターヘリ離発着場所や条例飛行禁止区域での飛行を差し控える。
- ③ ②により、ドクターヘリ離発着場所や条例飛行禁止区域での無人航空機の飛行が行われなくなる。

また、無人航空機の運航者が共有システムに登録した飛行情報の登録件数は、平成31年4月の運用開始以降、年々増加していて、令和元年度の47,377件から4年度には460,710件となっていて、今後も共有システムの利用の増加が見込まれている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、共有システムへのドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗しているかなどに着眼して、前記共有システムの構築、保守等に要した経費5億9813万余円を対象に、国土交通本省においてドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録状況について確認するなどして会計実地検査を行うとともに、地方公共団体に対して登録に係るアンケート調査を実施するなどして検査した。

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) ドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録に向けた国土交通省の取組**

国土交通省は、平成31年3月に、ドクターヘリ離発着場所の登録に関して、一般社団法人全日本航空事業連合会に対する説明会を開催し、同連合会を通じて全国のドクターヘリの運航者全12者に対して共有システムの利用に係る案内を送付するなどして、共有システムへの登録を求めている。

また、同省は、同年4月に、条例飛行禁止区域の登録に関して、47都道府県、20政令指定都市及び23特別区の計90地方公共団体に対して共有システムの利用、登録等に係る案内(以下「登録案内」という。)を送付して、共有システムへの登録を求めている。なお、政令指定都市以外の市町村に対しては、都道府県から登録案内の内容を周知することとしていた。

**(2) ドクターヘリ離発着場所の登録状況等**

共有システムの運用開始から3年を経過した令和4年4月1日時点において、共有システムにドクターヘリ離発着場所が登録されているのは、2者の8か所のみであった。

そして、上記本院の検査結果を受けて国土交通省が調査したところ、5年3月末時点におけるドクターヘリの運航者は12者であり、当該12者に係るドクターヘリ離発着場所の箇所数は748か所となっており、この箇所数に占める上記の登録済箇所数(8か所)は1.1%にすぎない状況となっていた。

しかし、同省は、このようにドクターヘリ離発着場所がほとんど登録されていない状況であるにもかかわらず、前記の平成31年3月の共有システムの利用に係る案内の送付以降、ドクターヘリの運航者に対して、共有システムの構築目的、活用方法等に関する周知及び共有システムへの追加の登録依頼を行っていなかった。

**(3) 条例飛行禁止区域の登録状況等**

共有システムの運用開始から3年を経過した令和4年4月1日時点において、共有システムに条例飛行禁止区域が登録されているのは、2団体の2条例に係る2か所のみであった。

そして、上記本院の検査結果を受けて国土交通省が調査したところ、5年3月末時点における条例飛行禁止区域を定めている地方公共団体は116団体であり、当該116団体が条例飛行禁止区域を定めている条例数は256条例、条例飛行禁止区域は5,321か所となっており、この箇所数に占める上記の登録済箇所数(2か所)は0.04%にすぎない状況となっていた。

しかし、同省は、このように条例飛行禁止区域がほとんど登録されていない状況であるにもかかわらず、前記の平成31年4月の登録案内の送付以降、地方公共団体に対して、共有システムの構築目的、活用方法等に関する周知及び共有システムへの追加の登録依頼を行っていなかった。

そこで、同省からの登録案内に対する対応状況等について、同省が登録案内を送付した90地方公共団体に対して本院がアンケート調査を実施したところ、同省が各地方公共団

体への送付先について事前の調整や確認を行わずに総務課の存在しない地方公共団体に対しても一律に総務課宛てに登録案内を发出するなどしたこともあり、登録案内を受領していたことが確認できたものは25団体にとどまり、65団体については登録案内を受領していか確認できない状況となっていた。

このように、共有システムにおいて共有すべき情報について、ドクターヘリの運航者又は地方公共団体による登録が著しく低調であるにもかかわらず、同省はドクターヘリの運航者及び地方公共団体に対して、共有システムの利用に係る案内等の送付以降、共有システムの構築目的、活用方法等に関する周知及び共有システムへの追加の登録依頼を行っていなかった。また、地方公共団体への登録案内の送付に当たり、送付先についてあらかじめ調整及び確認を十分行っていなかった。これらにより、共有システム(構築、保守等に要した経費5億9813万余円)において共有すべきドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域がほとんど登録されておらず、無人航空機の運航者が、ドクターヘリ離発着場所や条例飛行禁止区域を認識しないまま、無人航空機をドクターヘリ離発着場所や条例飛行禁止区域で飛行させる可能性が高いものとなっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、次のことなどによると認められた。

- ア ドクターヘリの運航者に対して、改めて共有システムの構築目的、活用方法等について周知し、継続的に共有システムへの登録の働きかけを行う必要性についての認識が欠けていたこと
- イ 地方公共団体に対して、改めて共有システムの構築目的、活用方法等について周知し、継続的に共有システムへの登録の働きかけを行う必要性についての認識が欠けていたこと、また、地方公共団体への登録案内の送付先についてあらかじめ調整及び確認を十分に行うことについての理解が十分でなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、共有システムの機能を十分に発揮させるために、共有システムへのドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗するよう、次のような処置を講じた。

- ア 令和4年9月及び5年8月にドクターヘリの運航者の団体に対して通知等を发出するなどして、同団体を通じてドクターヘリの運航者に対して、改めて共有システムの構築目的、活用方法等についての周知や共有システムへの登録依頼を行い、継続的に登録の働きかけを行うとともに、今後も働きかけを行うこととした。
- イ 地方公共団体と文書の送付先についてあらかじめ調整及び確認を十分に行った上で、4年9月及び5年8月に都道府県、政令指定都市及び特別区に対して通知等を发出するなどして、当該地方公共団体及び管内市町村に対して、改めて共有システムの構築目的、活用方法等についての周知や共有システムへの登録依頼を行い、継続的に登録の働きかけを行うとともに、今後も働きかけを行うこととした。

なお、上記ア及びイの結果、5年8月時点において、ドクターヘリ離発着場所については728か所(前記の748か所に占める割合97.3%)、条例飛行禁止区域については4,152か所(前記の5,321か所に占める割合78.0%)がそれぞれ登録されている。



- (3) 橋りょう工事における床版防水工の設計に当たり、道路橋床版防水便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定する必要があることなどを明確化した上で、事業主体に対してその内容を周知することなどにより経済的な設計となるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)道路交通安全対策事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興事業費 等	
部 局 等	直轄事業 6 地方整備局等 補助事業等 20 道府県	
事業及び補助等の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等	
事業主体	直轄事業 9 国道事務所等 補助事業等 道、2 府、16 県、227 市町村 計 255 事業主体	
床版防水工の概要	橋りょうの新設工事及び補修工事の際に、床版の防水を目的として、床版と舗装の間に床版防水層を設けるもの	
床版防水工を含む橋りょうの新設工事及び補修工事に係る契約件数及び契約金額	直轄事業 146 件	350 億 0603 万余円(令和2、3 両年度)
	補助事業 1,299 件	794 億 3950 万余円(令和2、3 両年度)
床版防水工に係る積算額	直轄事業	4 億 9559 万余円(令和2、3 両年度)
	補助事業	15 億 8875 万余円(令和2、3 両年度)
	(国庫補助金等相当額	9 億 0996 万余円)
設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく要求性能を満たす床版防水層の候補が複数あるにもかかわらず、経済性を比較検討して最も経済的な床版防水層を選定していなかった事業主体数及び床版防水工の積算額	直轄事業 9 事業主体	1 億 5494 万余円(令和2、3 両年度)
	補助事業 246 事業主体	10 億 9361 万余円(令和2、3 両年度)
	(国庫補助金等相当額	6 億 2184 万余円)
上記のうち最も経済的な床版防水層を選定することにより低減できた積算額	直轄事業	2173 万円
	補助事業	9069 万円
	(国庫補助金等相当額	5586 万円)

## 1 橋りょう工事における床版防水工の概要

### (1) 橋りょう工事における床版防水層の概要

国土交通省は、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づき、道路整備事業等として国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等において、橋りょうの新設工事及び補修工事を多数実施している。

国土交通省の国道事務所等、都道府県及び市区町村(以下、これらを「事業主体」という。)は、橋りょうの新設工事及び補修工事の設計に当たっては、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)に基づき行っている。これによれば、橋りょうの鉄筋コンクリートの床版(以下「床版」という。)について、アスファルト舗装とする場合は床版防水層等を設けなければならないこととされている。そして、事業主体は、床版防水層を設置する床版防水工の設計を、「道路橋床版防水便覧」(社団法人日本道路協会編。以下「便覧」という。)や便覧に基づくなどして作成された基準に基づいて行うこととしている。

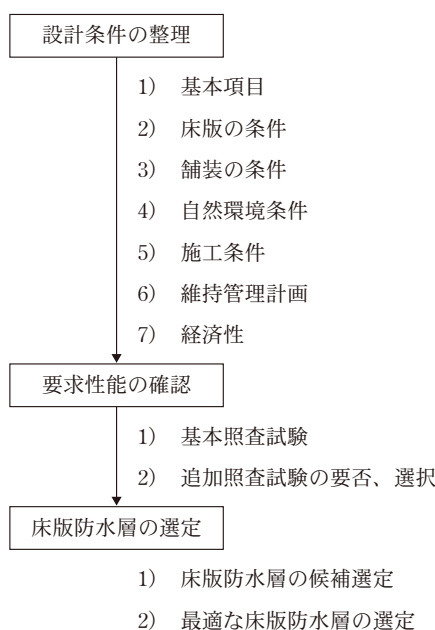
### (2) 床版防水層の設計

床版防水層は、床版の防水を目的として、床版と舗装の間に設けられるものである。便覧によれば、床版防水層には、防水性、接着性、耐熱性等の性能が要求されている(以下、これらの性能を「要求性能」という。)。床版防水工の設計に当たっては、図のとおり、床版の条件、施工条件、経済性等の設計条件を整理して、設計条件に応じた要求性能を満たしたもののの中から最適な床版防水層を選定することが重要であるとされている。そして、床版防水層の候補が複数ある場合は、優先すべき要求性能に優れた最適な床版防水層を選定することなどとされている。床版防水層の選定に当たっては、床版防水層が要求性能を保持していることを確認するとされており、基本照査試験<sup>(注1)</sup>において便覧に示されている規格値等を満たすことなどが最低限必要であるとされている(以下、基本照査試験等<sup>(注2)</sup>において求められる所要の性能を「基本性能」という。)。また、必要に応じて、追加照査試験を実施した上で、床版防水層を選定してもよいとされている。

なお、便覧には、床版防水層の選定に当たり、整理すべき設計条件の一つとされている経済性をどのように考慮するかについては記載されていない。

便覧によれば、床版防水層は、防水シートを床版に接着するシート系床版防水層と防水材を現場で溶解等させて床版に塗膜を形成する塗膜系床版防水層の二つに大別されており、基本性能を満たす床版防水層は、シート系床版防水層及び塗膜系床版防水層のいずれにも存在している。

図 床版防水層の選定フロー



出典：社団法人日本道路協会「道路橋床版防水便覧」

そして、国土交通省は、床版防水層の選定に当たっては、便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がある場合を除き、床版防水層の候補が複数ある場合は、最も経済的な床版防水層を選定する必要があるとしている。

(注1) 基本照査試験 床版防水層が、防水性、接着性等の基本性能を保持していることを確認するために必要不可欠な、防水性試験や引張接着試験等の試験

(注2) 追加照査試験 設計条件等を踏まえて、耐久性や施工性に関してより高い性能を要求することが必要と認められる場合に、基本照査試験に加えて行う試験

### (3) 床版防水工の単価差

事業主体は、床版防水工の積算に当たっては、市場単価を用いるなどしており、令和3年度末時点における塗膜系床版防水層の市場単価は、シート系床版防水層の市場単価に比べて1㎡当たり350円から460円安価なものとなっている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、床版防水工の設計に当たり、床版防水層が適切に選定されているかなどに着眼して、国土交通本省、10 地方整備局等管内の18 国道事務所等及び20 道府県において、18 国道事務所等、20 道府県及び322 市町村の計360 事業主体が、2、3 両年度に実施した床版防水工を含む橋りょう工事計1,445 件(直轄事業146 件(契約金額350 億0603 万余円、床版防水工に係る積算額4 億9559 万余円)、国庫補助事業等1,299 件(契約金額794 億3950 万余円、床版防水工に係る積算額15 億8875 万余円(国庫補助金等相当額9 億0996 万余円)))を対象として、設計図書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の360 事業主体から床版防水層の要求性能等に関する調書の提出を受けてその内容を確認するなどして検査した。

(注3) 10 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注4) 18 国道事務所等 磐城、高崎、千葉、長岡、高山、飯田、京都、松江、岡山、福岡各国道事務所、仙台、姫路、徳島、宮崎各河川国道事務所、札幌、函館、釧路各開発建設部、北部国道事務所

(注5) 20 道府県 北海道、京都、大阪両府、山形、茨城、埼玉、新潟、石川、福井、山梨、愛知、三重、滋賀、鳥取、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎各県

#### (検査の結果)

検査したところ、前記の360事業主体は、床版防水工の設計に当たり、設計条件を整理し、便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、床版防水層を選定していた。そして、床版防水層の選定方法についてみると、上記のうち185事業主体の576橋においては、経済性を比較検討して最も経済的な床版防水層を選定していたもの、又は関係機関との調整等の設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由があったものとなっていた。一方、255事業主体(直轄事業9事業主体、補助事業246事業主体)の1,098橋においては、便覧にシート系床版防水層の方が防水性等の性能が優れていると記載されていることなどから、防水性等の性能といった経済性以外の理由により複数の床版防水層の候補の中から選定していたもの、又は特段の理由がないにもかかわらず特定の床版防水層を使用することとしていたものとなっていた。

しかし、上記の255事業主体がそれぞれの橋りょうの床版防水工において床版防水層に求めていた要求性能は、基本性能を満たせば良いものとなっており、これを満たす床版防水層は、シート系床版防水層及び塗膜系床版防水層のいずれにも存在していた。このことから、1,098橋の床版防水工については要求性能を満たす床版防水層の候補が複数あることになるため、いずれも経済性を比較検討して最も経済的な床版防水層を選定する必要があったと認められた。

このように、床版防水工の設計に当たり、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく要求性能を満たす床版防水層の候補が複数あるにもかかわらず、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (低減できた床版防水工に係る積算額)

前記255事業主体の1,098橋の床版防水工に係る積算額直轄事業1億5494万余円、国庫補助事業等10億9361万余円(国庫補助金等相当額6億2184万余円)について、経済性を比較検討して最も経済的な床版防水層を選定したとして改めて試算すると、直轄事業1億3320万余円、国庫補助事業等10億0291万余円(国庫補助金等相当額5億6597万余円)となり、直轄事業2173万余円、国庫補助事業等9069万余円(国庫補助金等相当額5586万余円)それぞれ低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、橋りょう工事の床版防水工の設計に当たり、事業主体において、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定する必要性についての理解が十分でなかったことなどにもよるが、国土交通本省において、便覧に定められている要求性能を

満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性を比較検討して最も経済的な床版防水層を選定する必要があることを明確化しておらず、事業主体に対する周知等が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通本省は、橋りょう工事の床版防水工の設計に当たっては、便覧に定められている要求性能を満たすことを前提として、設計条件等により特定の床版防水層を使用しなければならない特段の理由がなく床版防水層の候補が複数ある場合は、経済性を比較検討して最も経済的なものを選定する必要があることなどを明確化した上で、5年8月に、事務連絡を发出し事業主体に対してその内容を周知するなどして経済的な設計となるよう処置を講じた。

- (4) 水害ハザードマップに記載する必要があるとされている情報について、地図面の視認性を確保しつつ記載する方法等を示すとともに、これらの情報が記載されているか網羅的に確認するためのチェックシートを作成して、市区町村に対して、水害ハザードマップの作成等に活用するよう周知することにより、水害ハザードマップを通じて水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性があるアンダーパス等の重要な情報が住民等に提供されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興事業費
部 局 等	国土交通本省、19 都道府県
事業及び交付の根拠	水防法(昭和24年法律第193号)等
事業主体	市164、区11、町127、村14 計316市区町村
ハザードマップ作成等事業の概要	浸水想定区域等をその区域に含む市区町村が、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るために洪水、内水、高潮及び津波の各ハザードマップを作成し、住民への周知等のための印刷及び配布を行うもの
水害ハザードマップの作成等に係る事業費	34億2624万余円(平成28年度～令和4年度) (交付金交付額 15億1359万余円)
上記のうち、水防法等又は手引において記載する必要があるとされている情報が記載されていない水害ハザードマップの作成等に係る事業費	27億6384万余円(平成28年度～令和4年度)
上記に対する交付金交付額	12億0509万円

## 1 ハザードマップ作成等事業の概要等

### (1) ハザードマップ作成等事業の概要

国土交通省、都道府県及び市区町村は、水防法(昭和24年法律第193号)等の規定に基づき、洪水により国民経済上重大な又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川等が、想定最大規模降雨により氾濫するなどした場合に、浸水が想定される区域(以下「洪水浸水想定区域」という。)等を指定し、公表するとともに、国土交通省及び都道府県は、それらに関係市区町村に通知するなどしなければならないこととなっている。そして、この通知等を受けた市区町村は、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るために、洪水、内水、高潮及び津波の各ハザードマップ(以下、これらを合わせて「水害ハザードマップ」という。)の作成、住民への周知等のための印刷及び配布に係る事業(以下「ハザードマップ作成等事業」という。)を実施しており、国土交通省は、ハザードマップ作成等事業を実施している市区町村に対して防災・安全交付金等を交付している。

### (2) 水害ハザードマップ作成の手引の概要

国土交通省、都道府県及び市区町村は、平成27年の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、従来の計画規模の降雨から想定最大規模降雨に変更されるなどしたことから、新たに洪水浸水想定区域等を指定することとなった。このため、市区町村において、新たな洪水浸水想定区域等に基づいて洪水ハザードマップ等を作成する必要が生じたことなどを踏まえ、国土交通省は、28年4月に従来四つに分かれていた各ハザードマップの作成の手引を統合するとともに、早期の立退き避難が必要な区域(以下「早期立退避難区域」という。)を設定することなどを新たに示した「水害ハザードマップ作成の手引き」(以下「手引」という。)を作成し、都道府県を通じて市区町村に通知し、市区町村は手引に基づき水害ハザードマップを作成している。

### (3) 水害ハザードマップの構成及び記載項目等

手引によれば、水害ハザードマップは、地図面と情報・学習編で構成し作成するものとされている。そして、地図面については、洪水、内水、高潮及び津波ごとの地図、又はこれらを重ね合わせた地図として作成し、災害時に速やかに避難判断ができるようにしておく必要があるとされている。また、情報・学習編については、災害発生前に住民等が避難について検討できるよう、地域における水害特性や避難情報の解説等を掲載する必要があるとされている。

市区町村は、表のとおり、水防法等において、避難路その他の避難経路に関する事項、避難施設その他の避難場所(以下「避難場所等」という。)及び地下街、要配慮者利用施設等に係る情報を、また、手引において、これらの情報に加えて、土砂災害警戒区域や早期立退避難区域に係る情報を地図面又は情報・学習編に記載する必要があるとされている。

表 水防法等又は手引において記載する必要があるとされている項目等

記載項目	記載する情報	記載が必要な 水害ハザード マップの種類	記載箇所
①避難路その他の避難経路に関する事項 注(1)	・住民等が避難場所等へ避難する際の危険箇所や注意を要する場所(水没するおそれのあるアンダーパス(注(2))や過去の降雨で冠水した道路等)	洪水、内水、高潮、津波	地図面
	・避難方向等	津波	地図面
②土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 等	洪水、内水、高潮、津波	地図面又は情報・学習編
③早期立退避難区域	・家屋倒壊等氾濫想定区域(家屋の倒壊や流出をもたらすような氾濫流や河岸浸食の発生が想定される区域)や浸水深が深い区域等の中から早期立退避難区域として設定した区域	洪水、内水、高潮	地図面
④避難場所等 注(1)	・水害時に使用する避難場所等 ・浸水想定区域内の避難場所等の利用条件	洪水、内水、高潮、津波	地図面又は情報・学習編
⑤地下街、要配慮者利用施設等 注(1)	・地下街の名称及び所在地 ・要配慮者利用施設の名称及び所在地 等	洪水、内水、高潮	地図面又は情報・学習編

注(1) 手引において記載する必要があるとされている項目のうち、水防法等で記載が義務付けられている項目

注(2) アンダーパスとは、主に市街地の道路において、他の道路や鉄道等と立体交差し、前後区間に比べて道路の高さが低くなっている区間をいう。

手引によれば、表の各記載項目で記載する情報の内容は以下のとおりとされており、水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある重要な情報となっている。

① 避難路その他の避難経路に関する事項

住民等が避難する際に注意を要する場所として、避難行動をとる際に危険予知が困難で人命に関わるような被害が発生する可能性のあるアンダーパス、過去の降雨で冠水した道路(以下「冠水道路」という。)等の情報や、避難時間が十分に確保できない津波の襲来を考慮して、住民等の避難方向等の情報を記載する。

② 土砂災害警戒区域

洪水、内水、高潮及び津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害の危険箇所である土砂災害警戒区域等の情報を地図面に記載する。ただし、地図面が煩雑にならないよう留意して、土砂災害警戒区域等の情報を情報・学習編に記載する方法もある。

③ 早期立退避難区域

水害時に垂直避難による屋内安全確保では命を守りきれない区域が存在する家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域等」という。)について、特に早期かつ確実に立退き避難をすることが必要であることから、市区町村は早期立退避難区域として適切に設定し、その情報を記載する。

④ 避難場所等

洪水浸水想定区域内に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階以上が使用可能」等、洪水浸水想定区域内の避難場所等の利用条件を記載する。

⑤ 地下街、要配慮者利用施設等

地下街、要配慮者利用施設等の施設の名称及び所在地を地図面に記載する。ただし、

これらの施設が多数存在する場合には、情報・学習編や市区町村のホームページ等これらの施設の一覧表を掲載する方法もある。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、水害ハザードマップに水防法等又は手引において記載する必要があるとされているアンダーパス等の情報(以下「要記載情報」という。)が記載されることにより、水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある重要な情報が住民等に提供されているかなどに着眼して検査した。

(注1)  
検査に当たっては、国土交通省本省及び19都道府県の375市区町村において、平成28年度から令和4年度までの間に実施したハザードマップ作成等事業(事業費計34億2624万余円、交付金交付額計15億1359万余円)を対象として、水害ハザードマップの作成等の状況について特別調書等を徴するとともに、水害ハザードマップの記載内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 19都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、石川、三重、滋賀、奈良、広島、徳島、長崎、熊本各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) アンダーパス、避難方向等の情報が記載されていないもの(ハザードマップ作成等事業費計9億9698万余円(交付金交付額計4億2346万余円))

国等の道路管理者は、管理している道路において降雨等の際に冠水が想定されるアンダーパス、冠水道路等を把握し、公表している。そこで、これらの情報が地図面に記載されているか照合したところ、18都道府県の91市区町村は、地図面の視認性が確保されにくくなることなどを理由として812か所について記載していなかった。なお、記載されていなかったアンダーパス、冠水道路等812か所について、平成29年から令和5年7月まで住民等が通行できない浸水の発生があったか確認したところ、降雨等により120か所で浸水が発生していた。

これに対して、19都道府県の144市区町村は、地図面にアンダーパス、冠水道路等を記載しており、中には、視認性が確保されるよう水害ハザードマップを市町村全域ではなく地区ごとに作成するなどして地図面に記載する工夫をしている事例が見受けられた。

また、津波ハザードマップの地図面に住民等の避難方向等が記載されているか確認したところ、9道府県の34市町は、視認性が確保されにくくなることなどを理由として、住民等の避難方向等を記載していなかった。

#### (2) 土砂災害警戒区域等の情報が記載されていないもの(ハザードマップ作成等事業費計7億8735万余円(交付金交付額計3億3840万余円))

土砂災害警戒区域等は、洪水、内水、高潮及び津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害の危険箇所である。そこで、土砂災害ハザードマップに記載されている土砂災害警戒区域等の情報が水害ハザードマップの地図面に記載されているか照合するとともに、土砂災害ハザードマップを別途参照する旨等の説明が情報・学習編に記載されているか確認したところ、18都道府県の52市区町は、別途土砂災害ハザードマップを作成していることなどを理由として、地図面に土砂災害警戒区域等の情報を記載しておらず、また、情報・



学習編にも土砂災害ハザードマップを別途参照する旨等の説明を記載していなかった。なお、上記18都道府県の52市区町管内において、水害ハザードマップに記載されていなかった土砂災害警戒区域等における平成29年から令和5年6月までの土砂災害の発生状況を確認したところ、降雨等による土砂崩れなどが52件発生していた。

(注2) 土砂災害ハザードマップ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、住民等に対して、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するために、市区町村が作成するもの

(3) 早期立退避難区域の情報が記載されていないもの(ハザードマップ作成等事業費計16億5182万余円(交付金交付額計7億1777万余円))

国等が設定し公表している家屋倒壊等氾濫想定区域等について、市区町村が設定する早期立退避難区域の情報を地図面に記載しているか確認したところ、19都道府県の198市区町村は、家屋倒壊等氾濫想定区域等を早期立退避難区域として設定することで住民等に家屋倒壊等氾濫想定区域等以外は立退き避難が必要な区域ではないと思われるおそれがあることなどを理由として、家屋倒壊等氾濫想定区域等を早期立退避難区域として設定していないなどして、早期立退避難区域の情報を記載していなかった。

これに対して、18都道府県の98市区町村は、家屋倒壊等氾濫想定区域等を早期立退避難区域として設定し、その情報を地図面に記載するとともに、早期立退避難区域以外の区域でも避難が必要であることを情報・学習編に記載するなどの工夫をしていた。

(4) 避難場所等の利用条件が記載されていないもの(ハザードマップ作成等事業費計8億2360万余円(交付金交付額計3億6111万余円))

洪水浸水想定区域等内に所在する避難場所等の利用条件が地図面又は情報・学習編に記載されているか確認したところ、17都道府県の105市区町は、視認性が確保されにくくなることなどを理由として、地図面に避難場所等の利用条件を記載しておらず、情報・学習編にも利用条件については記載していなかった。

これに対して、17都道府県の159市区町村は、避難場所等の利用条件を地図面には記載していなかったが、情報・学習編に避難場所等の一覧表を記載するとともに利用条件を記載するなどの工夫をしていた。

(5) 地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地が記載されていないもの(ハザードマップ作成等事業費計19億6839万余円(交付金交付額計8億2660万余円))

市区町村が作成した地域防災計画に名称及び所在地が記載されている地下街、要配慮者利用施設等が地図面に記載されているか照合するとともに、これらの施設の一覧表が情報・学習編等に掲載されているかなどを確認したところ、19都道府県の189市区町村は、視認性が確保されにくくなることなどを理由として、地図面に地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地を記載しておらず、また、情報・学習編等にもこれらの施設の一覧表を掲載していなかった。

このように、(1)から(5)までの事態のとおり、19都道府県の316市区町村が作成した水害ハザードマップ(重複分を除くと、ハザードマップ作成等事業費計27億6384万余円(交付金交付額計12億0509万余円))に、要記載情報が記載されておらず、水害時に人命・身体に直

接影響を及ぼす可能性がある重要な情報が住民等に提供されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、水害ハザードマップの作成に当たり、市区町村において、要記載情報を記載する必要性についての理解が十分でなかったことにもよるが、国土交通省において、次のことによると認められた。

- ア 市区町村に対して、アンダーパス等の地図面に記載する必要があるとされている情報について、視認性を確保しつつ地図面に記載する方法及び地図面に記載することで視認性が確保されにくくなる場合において情報・学習編を有効に活用することなどにより記載する方法について周知していなかったこと
- イ 市区町村に対して、水害ハザードマップに要記載情報が記載されているか網羅的に確認する方法について周知していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、5年9月に地方整備局等を通じて都道府県等に対して事務連絡を発して、水害ハザードマップを通じて水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある重要な情報が住民等に提供されるよう、次のような処置を講じた。

- ア アンダーパス等の地図面に記載する必要があるとされている情報について、視認性を確保しつつ地図面に記載する方法及び地図面に記載することで視認性が確保されにくくなる場合において情報・学習編を有効に活用することなどにより記載する方法を示し、市区町村に対して、水害ハザードマップの作成時等に活用するよう周知した。
- イ 水害ハザードマップに要記載情報が記載されているか網羅的に確認するためのチェックシートを作成し、市区町村に対して、アと同様に活用するよう周知した。

- (5) 航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算に当たり、派遣単価の算出根拠となる資料に記載された派遣料金に消費税が含まれていることなどを踏まえた派遣単価の算出方法を定めた積算要領を制定するなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項) 空港等維持運営費
部 局 等	国土交通本省、東京、大阪両航空局
契 約 名	令和3年度航空管制官訓練教官業務作業員の派遣(東京航空交通管制部他1官署)等18件
契 約 の 概 要	訓練教官業務を行う航空管制官の負担を軽減して管制業務に専念させることなどを目的として、訓練教官業務の一部等を派遣労働者に実施させるもの
上記の契約に係る予定価格の積算額	10億4847万余円(令和3、4両年度)
低減できた積算額	7800万円(令和3、4両年度)

## 1 航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約の概要等

### (1) 航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約の概要

国土交通省は、航空法(昭和27年法律第231号)等に基づき、航空機に対して、安全かつ円滑な航空交通の確保を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について指示する航空交通管制業務(以下「管制業務」という。)を行っている。

そして、航空交通管制職員試験規則(平成13年国土交通省訓令第97号)等によれば、管制業務に従事しようとする職員は、全国の空港事務所、航空交通管制部等の管制業務を行う機関(以下「管制機関」という。)ごとに管制業務に係る技能証明を取得し、かつ、国土交通省が実施する英語能力証明試験を定期的に受験して英語能力証明を取得しなければならないこととされている(以下、管制業務に係る技能証明及び英語能力証明を取得して管制業務に従事している職員を「航空管制官」という。)

そのため、国土交通省は、管制機関において適切に技能証明及び英語能力証明に係る研修を実施することを目的として、全国の管制機関に配置されている航空管制官のうち一部の者に、当該研修全般に係る管理、当該研修を受ける職員に対する指導等(以下「訓練教官業務」という。)を管制業務と兼務で行わせている。

しかし、近年、我が国の航空交通量が増加傾向にあることから、国土交通省は、訓練教官業務を行う航空管制官の負担を軽減して管制業務に専念させることなどを目的として、訓練教官業務の一部等を航空管制官に代わって派遣労働者に実施させることとして、平成21年度以降、毎年度、航空管制官訓練教官業務作業員(以下「インストラクター」という。)の派遣契約(単価契約。以下「派遣契約」という。)を派遣会社と締結して、インストラクターを全国の管制機関等に配置している。

インストラクターが行う業務には、航空管制官の技能証明の取得及び技量維持に係る訓練、研修等を実施する航空管制官訓練業務と、英語能力証明試験に関する英語教育等を実施する英語教育補助業務とがある。

派遣契約については、インストラクターが行う業務の実施場所に依じて、国土交通本省及び東京、大阪両航空局で、それぞれ一般競争入札により締結しており、その契約件数及び派遣業務費の支払額は、令和3、4両年度計18件、計9億4021万余円となっている。

### (2) 派遣契約に係る予定価格の積算

派遣契約に係る予定価格の積算は、国土交通本省及び東京、大阪両航空局において、国土交通省が毎年度発出している派遣契約に関する積算方針や単価等が記載された事務連絡(以下「積算方針」という。)に基づき行うことになっている。

積算方針によれば、派遣契約に係る予定価格については、インストラクターが行う航空管制官訓練業務及び英語教育補助業務の別に定めた時間単価(以下「派遣単価」という。)にインストラクターの年間総労働時間及び人数を乗じた額に、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額を加算して積算することとされている(次式参照)。

$$\text{予定価格の積算額} = \left[ \text{派遣単価} \times \text{年間総労働時間} \times \text{人数} \right] + A \times \text{消費税率}$$

このうち派遣単価は、国土交通省において、次のように算出している。

- ① 毎年度、過年度に国土交通本省及び東京、大阪両航空局と派遣契約を締結した派遣会社から賃金台帳の提出を受けて、これを基に、直近3か年度の各年度のインストラクターの1人1時間当たりの賃金の単価を計算し、その平均額を算出する(以下、算出した平均額を「賃金単価」という。)
- ② 厚生労働省が毎年度公表している「労働者派遣事業報告書の集計結果」(以下「厚労省集計結果」という。)<sup>(注)</sup>に記載されたインストラクターが行う業務に類似する職種の派遣料金(以下「集計結果派遣料金」という。)及び派遣労働者の賃金(以下「集計結果派遣労働者賃金」という。)から、直近3か年度の各年度の集計結果派遣料金に占める派遣会社のマージン(集計結果派遣料金から集計結果派遣労働者賃金を差し引いた額。派遣会社の利益、派遣会社が負担する社会保険料、教育訓練費等がこれに含まれる。)の割合を計算し、その平均値を算出する(以下、算出した平均値を「マージン率」という。)
- ③ ①で算出した賃金単価と②で算出したマージン率を使用して、次式により派遣単価を算出する。

$$\boxed{\text{③派遣単価}} = \boxed{\text{①賃金単価}} \div (1 - \boxed{\text{②マージン率}})$$

(注) 労働者派遣事業報告書の集計結果 厚生労働省が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、毎年度、所定の様式により派遣会社から提出される労働者派遣事業報告書に記載された派遣料金等を集計して取りまとめたもの

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、派遣契約に係る予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の派遣契約18件を対象として、国土交通本省及び東京、大阪両航空局において、予定価格の積算内訳書等の書類を確認するとともに、積算方針の内容等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、国土交通本省及び東京、大阪両航空局は、前記18件の派遣契約に係る予定価格について、積算方針に定めた派遣単価にインストラクターの年間総労働時間及び人数を乗じた額に、消費税相当額を加算して、計10億4847万余円と積算していた。

そして、国土交通省は、積算方針に定めた派遣単価の算出に当たり、集計結果派遣料金には消費税が含まれないものとして、集計結果派遣料金をそのまま用いて、マージン率を年度及びインストラクターが行う業務の別に30.4%から32.8%までと算出していた。

しかし、労働者派遣事業報告書の様式には、平成27年9月以降、同報告書に記載する派遣料金は消費税を含むと明記されており、また、29年度以降は、厚労省集計結果においてもその旨が明記されていた。

そこで、集計結果派遣料金から消費税相当額を控除してマージン率を試算すると、年度及びインストラクターが行う業務の別に24.9%から27.3%までとなり、このマージン率を使

用するなどして派遣単価を試算すると、国土交通省が積算方針に定めた派遣単価 2,241 円から 3,819 円までを 151 円から 293 円まで下回る額となった。

このように、積算方針に定めた派遣単価の算出過程において、集計結果派遣料金から消費税相当額を控除しなかったため、予定価格の積算額が過大となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (低減できた積算額)

前記 18 件の派遣契約に係る予定価格の積算額 10 億 4847 万余円について、集計結果派遣料金から消費税相当額を控除して算出したマージン率を使用するなどして試算した派遣単価に基づいて修正計算すると計 9 億 7039 万余円となり、積算額を約 7800 万円低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、積算方針に定めた派遣単価の算出に当たり、算出根拠となる資料の確認が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、派遣契約に係る予定価格の積算が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

- ア 集計結果派遣料金には消費税が含まれていることを踏まえて令和 5 年度の派遣契約に係る派遣単価を算出した上で、5 年 2 月に関係部局に対して積算方針を発するなどして、5 年度の派遣契約について当該派遣単価を使用して予定価格を積算するよう周知した。
- イ 同年 8 月に、今後の派遣単価の算出に当たり、集計結果派遣料金から消費税相当額を控除して算出したマージン率を使用することなどを定めた積算要領を制定し、同月に積算方針の作成を担当する部局に対して事務連絡を発して、当該積算要領に基づいて適切に派遣単価を算出するよう周知した。

平成 30 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について

平成 30 年度決算検査報告 452 ページ参照  
令和元年度決算検査報告 360 ページ参照  
令和 2 年度決算検査報告 327 ページ参照  
令和 3 年度決算検査報告 351 ページ参照

### 1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、国管理空港の土地等の行政財産について東京、大阪両航空局(以下、両局を合わせて「地方航空局」という。)が使用許可を行う場合(以下、使用許可を行う者を「使用許可者」という。)の使用料について、不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」という。)等に使用料に関する調査(以下「使用料調査」という。)及び使用料の変動率を求める調査(以下「変動率調査」という。)を委託するなどして算定している。そして、使用料の算定に当たり、旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業(以下「3 事業」という。)については事業ごとに収益性を確認できることから、これらの純収益の額に使用許可者に配分する純

収益の割合(以下「使用許可者への配分率」という。)を乗ずるなどして算出した収益賃料等を用いている。しかし、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、使用許可者と使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」という。)とで異なる方法で算出した建物等に帰属する純収益(以下「建物等帰属純収益」という。)による比率に基づいて3事業に係る純収益の使用許可者への配分率を算出したりしていることにより、使用料が過小に算定されている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第34条の規定により次のとおり是正改善の処置を求めた。

- ア 元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可において、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定しているものについて、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととして、元年度に係る使用料の改定を行うこと
- イ 国土交通本省が使用料調査を鑑定会社等に委託する際に、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを契約の仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付すること
- ウ 3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出について、使用許可者及び事業者の建物等帰属純収益を比較可能な方法により算出するための検討を行い、国土交通本省が使用料調査を鑑定会社等に委託する際に、その結果に基づく適切な使用許可者への配分率の算出方法を契約の仕様書に明記すること
- エ 地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に、イ及びウと同様の取扱いとするよう、地方航空局へ通知すること

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。
- イ 鑑定会社等に使用料調査を委託する際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。
- ウ 3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出方法について、2年1月、使用許可者及び事業者の建物等帰属純収益を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純

収益を算出することとした。そして、5年7月に使用料調査を鑑定会社等に委託する際の仕様書に上記の算出方法を明記した。

エ 地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、2年6月に地方航空局に通知した。また、ウと同様の取扱いとなるよう3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出方法について、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することを仕様書に明記するよう、5年7月に地方航空局に通知した。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払について

(令和3年度決算検査報告 324 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び改善の処置

観光庁は、ツーリズム産業共同提案体(以下「事務局」という。)に委託して実施しているGo To トラベル事業の一時停止措置等により取り消された旅行商品の予約について、事務局を通じて旅行業者等に対して、取消料対応費用及び当該費用を旅行業者等から観光関連事業者へ配分するなどの事務に係る費用(以下「取消料対応費用等」という。)を支払う措置を講じている。そして、事務局は、「一時停止等の措置に係る旅行取消による取消料対応取扱要領」(以下「取扱要領」という。)等に基づき、旅行業者等から提出された予約日、取消日等を記載した一覧表(以下「予約リスト」という。)の内容等について確認(以下「事前審査」という。)を行い、一定の要件を満たす予約について取消料対応費用を支払っている(以下、取扱要領等に基づく取消料対応費用の支払対象となるための要件を「支払要件」という)。同庁は、事務局に対して、事前審査を終えた一部の申請に係る予約を抽出して、旅行業者等が保有している旅行商品の予約の内容、取消日等を証する書類等(以下「予約記録等」という。)の提出を旅行業者等に求めて改めて審査(以下「事後審査」という。)を行うよう指示し、事務局は、一部の予約について取消料対応費用等の支払対象とならないものであることを確認して、その結果を同庁に報告していた。しかし、同庁は、事後審査の対象範囲を拡充するなどの対応を事務局に指示していなかった。そこで、本院において、事後審査の対象とされなかった予約等について、取消料対応費用等の支払対象となるか確認したところ、予約記録等に記載された実際の取消日が取扱要領に定める対象期間に該当しないなど支払要件を満たしていないのに取消料対応費用等が支払われている事態、予約リストの記載内容上、支払要件を満たしていないなどしているのに取消料対応費用が支払われている事態及び事務局による審査が十分でない事態が見受けられた。

したがって、観光庁長官に対して令和4年10月に、次のとおり是正及び改善の処置を要求した。

- ア 予約記録等に記載された実際の取消日が取扱要領に定める対象期間に該当しないなど支払要件を満たしていないのに取消料対応費用等が支払われている事態について、事務局に対して、改めて支払対象とならない取消料対応費用等を算出し、その返還を旅行業者に求めるなどした上で、当該取消料対応費用等に相当する委託費を国庫に返還させること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 予約リストの記載内容上、支払要件を満たしていないなどしているのに取消料対応費用が支払われている事態について、事務局に対して、予約記録等に基づき実際の予約の内容が支払要件を満たすなどしていることが確認されたものを除き、アと同様に返還させること(同法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- ウ 事務局に対して、効率的な確認方法等を検討させた上で、これまでの事後審査の結果や本院の検査結果を踏まえて、申請内容に疑義がある予約を抽出するなど、事後審査の対象範囲を拡充して、取消料対応費用等の支払対象とならないものがないか確認を行うよう指示し、支払対象とならないことが確認されたものについては、アと同様に返還させること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

## 2 当局が講じた処置

本院は、観光庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、観光庁は、本院指摘の趣旨に沿い、5年5月までに次のような処置を講じていた。

- ア 予約記録等に記載された実際の取消日が取扱要領に定める対象期間に該当しないなど支払要件を満たしていないのに取消料対応費用等が支払われている事態について、事務局に対して、改めて支払対象とならない取消料対応費用等を算出させ、これを旅行業者から返還させた上で、事務局に支払う委託費から過大となっていた取消料対応費用等に相当する委託費を減額することにより、国庫に返還させた。
- イ 予約リストの記載内容上、支払要件を満たしていないなどしているのに取消料対応費用が支払われている事態について、事務局に対して、予約記録等に基づき実際の予約の内容が支払要件を満たすなどしていることが確認されたものを除き、アと同様の方法等により、国庫に返還させた。
- ウ 事務局に対して、効率的な確認方法等を検討させた上で、これまでの事後審査の結果や本院の検査結果を踏まえて、申請内容に疑義がある予約を抽出するなど、事後審査の対象範囲を拡充して、取消料対応費用等の支払対象とならないものがないか確認を行うよう指示し、支払対象とならないものについては、アと同様の方法等により、国庫に返還させた。

## (2) 空き家対策事業における空き家等の除却等について

(令和3年度決算検査報告331ページ参照)

### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

国土交通省は、空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業(以下、これらを合わせて「空き家対策事業」という。)を実施している。そして、社会資本整備総合交付金及び空き家対策総合支援事業に係る補助金(以下、これらを合わせて「補助金等」という。)を、空き家対策事業により空き家等の除却等をした所有者等に補助金等を交付する市区町村に交付して



いる。空き家対策事業において、補助の対象となる空き家等の種類は不良住宅、空き家住宅等となっており、不良住宅の要件については、主として居住の用に供される建築物等でその構造等が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものであり、住宅地区改良法施行規則の「住宅の不良度の測定基準による測定表」(以下「測定表」という。)の評定項目に基づき不良度を測定した評点が100以上であるものとなっている。また、空き家住宅等の除却に当たっては、除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に供すること(以下「跡地の公益的利用」という。)が要件となっている。しかし、市町が実施した空き家対策事業において、不良住宅の要件を満たしていないものを不良住宅として除却していたものに補助金等が交付されている事態、空き家住宅等の跡地が実際に地域活性化に資するものとなっているか市町が把握していない事態及び跡地の公益的利用が行われていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和4年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求した。

- ア 不良住宅の要件を満たしていないものを不良住宅として除却していたものに補助金等が交付されていた市町に対して、補助金等の返還等の措置を執ること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)
- イ 市区町村に対して、不良住宅は主として居住の用に供される建築物等が対象であることを十分に理解して確認すること、及び住宅の不良度の測定に当たっては測定表の評定項目に基づいた方法により行うことについて周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 市区町村に対して、跡地の公益的利用が行われていないものについては、速やかに所有者等と協議の上、跡地の公益的利用についての同意等を得ることなどに努めることについて周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)
- エ 空き家住宅等を除却した跡地について、市区町村の補助金の交付要綱等において、跡地の公益的利用の目的、必要期間、事業の実施前に所有者等から跡地の公益的利用についての同意等を書面等で得ることなどを定めているか、事業の実施前に市区町村が所有者等に跡地の公益的利用の必要性等を十分に説明しているかなどの実態を十分に把握し、市区町村に対して、把握した実態に応じて、これらの事項を実施することについて周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)
- オ 空き家住宅等を除却した跡地について、市区町村が、事業の実施後に跡地の公益的利用の用途等を周辺住民等に周知しているか、跡地の公益的利用の状況を確認しているかなどの実態を十分に把握した上で、市区町村に対して、これらの事項を実施することにより跡地が実際に地域活性化に資するものとなっているか把握することの必要性について、周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 5年4月までに、不良住宅の要件を満たしていないものを不良住宅として除却していたものに補助金等が交付されていた市町に対して、補助金等の返還の措置を執った。

- イ 5年3月に通知を発するなどして、都道府県を通じるなどして市区町村に対して、不良住宅の除却に当たっては、主として居住の用に供される建築物等であることを確認すること、及び住宅の不良度の測定に当たっては測定表の評定項目に基づいた方法により行うことについて周知徹底した。
- ウ イの通知等により、市区町村に対して、跡地の公益的利用が行われていないものについては、速やかに所有者等と協議の上、跡地の公益的利用についての同意等を得ることなどに努めることについて周知徹底した。
- エ 4年11月から12月にかけて、空き家住宅等を除却した跡地の利用等に関する調査を行い、その結果を踏まえて、5年3月に、国土交通省が定めている空き家対策事業の要綱を改正して、事業の実施前に所有者等から跡地の公益的利用についての同意を書面等で得ることなどを空き家対策事業の補助の要件として定めた。そして、イの通知等により、市区町村に対して、市区町村の補助金の交付要綱等においても、跡地の公益的利用の目的、必要期間、事業の実施前に所有者等から跡地の公益的利用についての同意を書面等で得ることなどを定めて、事業の実施前に市区町村が所有者等に跡地の公益的利用の必要性等を十分に説明するなどするよう周知徹底した。
- オ エのとおり、調査を行い、その結果を踏まえて、空き家対策事業の要綱を改正して、跡地の公益的利用の用途等を周辺住民等に周知することを空き家対策事業の補助の要件として定めた。そして、イの通知等により、市区町村に対して、空き家住宅等を除却した跡地について、事業の実施後に跡地の公益的利用の用途等を周辺住民等に周知すること、及び跡地の公益的利用の状況を確認することにより跡地が実際に地域活性化に資するものとなっているか把握することの必要性について周知徹底した。

第10 環 境 省

不 当 事 項

補 助 金

- (261) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (271)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物・リサイクル対策推進費 (項)廃棄物処理施設整備費 東日本大震災復興特別会計 (組織)環境本省 (項)東日本大震災復興事業費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省、6 府県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等(事業主体)	市3、町1、一部事務組合1、広域連合1、会社等5、計11 補助事業者等 (市3、町1、一部事務組合1、広域連合1、会社1、計7 事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	町1、会社3、計4 間接補助事業者等
補助事業等	循環型社会形成推進交付金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業、廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業) 交付金事業等
事業費の合計	18,557,941,636 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	5,575,775,000 円
不当と認める事業費の合計	411,173,695 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	134,537,154 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、26 道府県、146 市町村、23 一部事務組合、4 広域連合及び 215 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体、会社等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、5 市町、1 一部事務組合、1 広域連合、4 会社、計 11 事業主体が実施した循環型社会形成推進交付金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業、廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金事業等に係る国庫補助金 134,537,154 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの
  - 4 件 不当と認める国庫補助金 87,059,000 円
- (2) 補助金が過大に交付されていたもの
  - 3 件 不当と認める国庫補助金 37,855,000 円
- (3) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの
  - 2 件 不当と認める国庫補助金 5,123,154 円
- (4) 工事の設計が適切でなかったもの
  - 1 件 不当と認める国庫補助金 2,700,000 円
- (5) 工事費の積算が過大となっていたもの
  - 1 件 不当と認める国庫補助金 1,800,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの 4 件 不当と認める国庫補助金 87,059,000 円
- 循環型社会形成推進交付金事業等において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったなどのため交付金が過大に交付されていたりしていたもの（4 件 不当と認める国庫補助金 87,059,000 円）

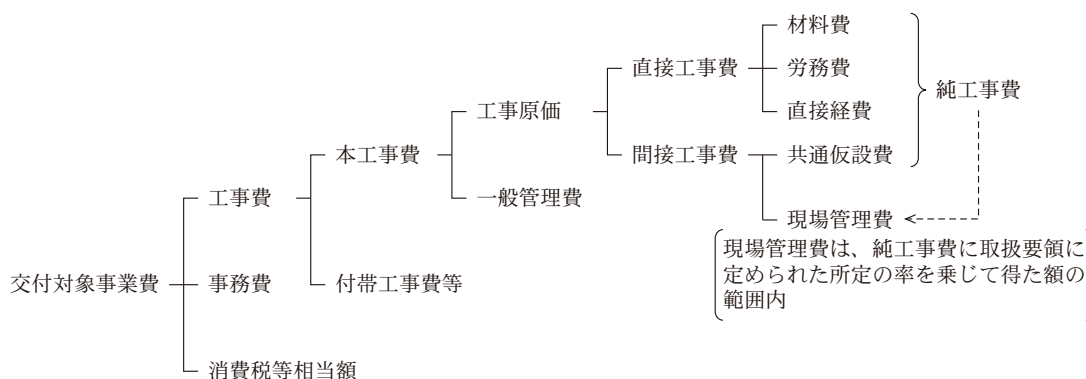
部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(261) 長野県	長野広域連合	循環型社会形成推進交付金	平成30～令和2	3,703,352 (2,889,062)	963,018	29,667 (29,667)	9,887
(262) 京都府	舞鶴市	同	平成30～令和3	1,567,423 (1,567,423)	514,174	149,375 (149,375)	41,492
(263) 香川県	小豆郡小豆島町	同	元～3	2,134,946 (1,495,137)	502,840	22,694 (22,694)	12,026
(264) 沖縄県	沖縄県環境整備センター株式会社	廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援)交付金	平成29～令和元	3,615,268 (3,090,205)	936,900	73,706 (73,706)	23,654
(261)～(264)の計				11,020,990 (9,041,827)	2,916,932	275,442 (275,442)	87,059

これらの交付金事業は、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備等を4事業主体が実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)及び廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業)交付金取扱要領(平成29年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下、これらを合わせて「取扱要領」という。)等によれば、最終処分場を整備する事業において交付金の交付対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な各種の設備等とされており、フェンス、門扉、構内道路等は、交付の対象とされていない。

また、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費、工事雑費等(廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業)交付金事業については本工事費及び工事雑費)から構成される工事費、事務費等とされており、このうちの本工事費は、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費を加えて算定することとされている(図参照)。

図 交付対象事業費の構成



(注) 本図は、取扱要領等を基に本院が作成した。

このうち共通仮設費は、役務費、運搬費等を積み上げるなどして算定することとされている。また、現場管理費は、直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費に取扱要領に定められた所定の率を乗じて得た額の範囲内とすることとされている。その際、コンクリート製の側溝等のように、工場において生産されて完成された製品として設置することにより効用を発揮するものの調達額(以下「特殊製品費」という。)が直接工事費に含まれている場合には、特殊製品費の2分の1に相当する額を純工事費から減額することとされている。

さらに、交付金の交付限度額は、事務費を含めた交付対象事業費に所定の交付率を乗じて算定し、交付額は交付限度額を超えないものとするとしている。

しかし、4府県の4事業主体が実施した本件交付金事業の交付対象事業費の算定に当たり、4事業主体は、交付の対象とならないフェンス、門扉、構内道路等の整備に要した費用を交付対象事業費に含めていた。また、沖縄県環境整備センター株式会社は、本工事費のうち共通仮設費について、役務費、運搬費等を二重に計上するなどしており、2事業主体(舞鶴市及び小豆島町)は、本工事費のうち現場管理費について、純工事費から特殊製品費の2分の1に相当する額を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率よりも高い予定価格の積算の際に適用した率を用いたりして算出するなどしていた。

さらに、小豆島町は、本件交付金の交付限度額について、事務費を含めた交付対象事業費に交付率3分の1を乗じて算定する必要があったのに、事務費にこれを乗ずることなく算定していた。

したがって、4事業主体が実施した交付金事業において、フェンス、門扉、構内道路等の整備に要した費用を交付対象事業費から除いたり、取扱要領に基づいて共通仮設費及び現場管理費を算出したりするなどして適正な交付対象事業費を算定すると計8,766,385,000円となることから、本件交付対象事業費計9,041,827,000円は、これに比べて275,442,000円過大となっていた。そして、適正な交付対象事業費に所定の交付率を乗ずるなどして適正な交付限度額を算定すると計2,829,873,000円となり、本件交付金交付額計2,916,932,000円との差額87,059,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において交付対象事業費等の算定についての理解が十分でなかったこと、4府県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び4事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

舞鶴市は、循環型社会形成推進交付金事業として、舞鶴市字大波上地内において、最終処分場を整備する工事を事業費1,567,423,400円(交付対象事業費1,567,423,000円、交付金交付額514,174,000円)で実施していた。

しかし、同市は、本件交付対象事業費の算定に当たり、取扱要領において交付の対象とされていない構内道路の整備に要した費用3,712,743円を交付対象事業費に含めていた。また、同市は、本工事費のうち現場管理費について、純工事費から特殊製品費(コンクリート製の側溝等の調達額)の2分の1に相当する額計13,761,152円を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率(7.5%)よりも高い予定価格の積算の際に適用した「国土交通省土木工事標準積算基準書」(国土交通省大臣官房技術調査課監修)に定める率(21.03%)を用いたりして算出するなどしていた。

したがって、上記構内道路の整備に要した費用を交付対象事業費から除くとともに、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると1,418,048,000円となることから、本件交付対象事業費1,567,423,000円は、これに比べて149,375,000円過大となっており、これに係る交付金相当額41,492,000円が過大に交付されていた。

(2) 補助金が過大に交付されていたもの 3件 不当と認める国庫補助金 37,855,000円  
 循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費の算定が適切でなかったため交付金が過大に交付されていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 34,997,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(265) 茨城県	水戸市	循環型社会形成推進交付金	平成29～令和2	4,713,311 (4,281,558)	1,427,186	101,682 (101,682)	33,894
(266) 京都府	綾部市	同	平成28～令和2	428,866 (376,608)	125,534	3,315 (3,315)	1,103
(265)(266)の計				5,142,177 (4,658,166)	1,552,720	104,997 (104,997)	34,997

これらの交付金事業は、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備を2事業主体が実施したものである(交付対象事業費を構成する費用の算定の概要については、前掲412ページの「循環型社会形成推進交付金事業等において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったなどのため交付金が過大に交付されていたりしていたもの」参照)。

2府県の2事業主体は、本件交付金事業の交付対象事業費の算定に当たり、本工事費のうち現場管理費について、純工事費から特殊製品費の2分の1に相当する額を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率よりも高い予定価格の積算の際に適用した率を用いたりして算出していた。

したがって、2事業主体が実施した交付金事業において、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると計4,553,169,000円となることから、本件交付対象事業費計4,658,166,000円は、これに比べて104,997,000円過大となっており、これに係る交付金相当額計34,997,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、2府県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

水戸市は、循環型社会形成推進交付金事業として、水戸市下入野町地内において、最終処分場を整備する工事を事業費4,713,311,000円(交付対象事業費4,281,558,000円、交付金交付額1,427,186,000円)で実施していた。

しかし、同市は、本件交付対象事業費の算定に当たり、本工事費のうち現場管理費について、純工事費から特殊製品費(コンクリート製の側溝等の調達額)の2分の1に相当する額計501,089,769円を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率(7.5%)よりも高い予定価格の積算の際に適用した「茨城県積算基準及び標準歩掛 土木編」(茨城県土木部)に定める率(21.41%等)を用いたりして算出していた。

したがって、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると4,179,876,000円となることから、本件交付対象事業費4,281,558,000円は、これに比べて101,682,000円過大となっており、これに係る交付金相当額33,894,000円が過大に交付されていた。

((265)については、前掲66ページの「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの」参照)

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)において、鉄くずの売却収入を事業費から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,858,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(267) 山梨県	大月都留広域事務組合	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)	平成29~令和元	2,170,800 (1,955,000)	977,500	5,715 (5,715)	2,858

この交付金事業は、廃棄物処理施設の基幹的設備の改良を行う事業として、大月都留広域事務組合が大月市初狩町中初狩地内に所在する「まるたの森クリーンセンター焼却施設」において、老朽化した既設の焼却炉、灰出し装置等の基幹的設備を解体して、先進的な設備に交換する工事等を事業費2,170,800,000円(交付対象事業費1,955,000,000円、交付金交付額977,500,000円)で実施したものである。

「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付取扱要領」(平成27年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)等において本件交付金事業について適用することとされている「循環型社会形成推進交付金の実績報告及び額の確定マニュアル」(平成23年2月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び浄化槽推進室作成)によれば、事業の実施に伴い鉄くずなどの売却収入が生じた場合は、事業費から当該売却収入を控除して交付対象事業費を算定することとされている。

しかし、同組合は、交付金事業として実施した既設設備の解体により発生した鉄くず241.85tの売却収入6,504,284円を得ており、この中には、本件交付金の交付対象となる既設設備の解体において発生した、鉄くずの売却収入相当額5,714,132円が含まれていたのに、これを事業費から控除していなかった。

したがって、上記の売却収入を事業費から控除して適正な交付対象事業費を算定すると1,949,285,000円となることから、本件交付対象事業費1,955,000,000円は、これに比べて5,715,000円過大になっており、これに係る交付金相当額2,858,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、山梨県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

2件 不当と認める国庫補助金 5,123,154円

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて実施した事業により整備した設備を無断で廃棄していたもの (2件 不当と認める国庫補助金 5,123,154円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(268) 環境本省	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	株式会社小矢沢商店	二酸化炭素排出抑制対策	28	14,120 (14,120)	7,060	8,060 (8,060)	4,030
(269) 同	一般社団法人温室効果ガス審査協会	株式会社ハピネット・ロジスティクスサービス	同	29	3,600 (3,481)	1,740	2,186 (2,186)	1,093
(268)(269)の計					17,720 (17,601)	8,800	10,246 (10,246)	5,123

これらの補助事業は、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制等するための設備の整備を2事業主体が実施したものである。

環境省は、事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報



告書等の審査、補助金の交付等の事務を公募により選定した者(以下「補助事業者」という。)に行わせている。そして、2事業主体は、本件補助事業について、補助事業者に実績報告書を提出して、補助事業者から補助金の交付を受けていた。

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO<sub>2</sub>型リサイクル高度化設備導入促進事業)交付要綱」(平成27年4月環境企発第1504095号)、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業)交付要綱」(平成29年3月環地温発第1703249号)等によれば、事業主体は、間接補助事業により取得した価格が50万円以上の機械、器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまで、補助事業者の承認を受けずに廃棄等の財産処分を行ってはならず、補助事業者は、上記の承認を与える場合には、あらかじめ環境大臣の承認又は指示を受けなければならないとされている。また、上記の承認に当たっては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知)に準ずることとされており、これによれば、原則として、国庫納付に関する条件を付するものとされており、財産処分を行う場合の納付金額は、財産処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数)の割合(以下「残存割合」という。)を乗じて得た額とされている。

しかし、2事業主体は、本件補助事業により整備した設備について、処分制限期間内であったにもかかわらず、補助事業者の承認を受けずに廃棄していた。

したがって、2事業主体が補助事業者の承認を受けずに廃棄していた設備の整備に要した事業費に残存割合を乗じた額計10,246,941円に係る国庫補助金相当額計5,123,154円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業により取得した財産を処分する際に財産処分に係る補助事業者の承認を受けなければならないことについての認識が欠けていたこと、2補助事業者において2事業主体に対する指導が十分でなかったこと、環境本省において補助事業者に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

株式会社小矢沢商店(令和2年10月1日以降は合併により福田三商株式会社。以下「会社」という。)は、平成28年11月及び29年2月に、長野県に所在するスーパーマーケット4店舗にペットボトルを回収するための店頭設置型圧縮・破碎設備(処分制限期間10年。以下「設備」という。)計4台を設置する事業を事業費14,120,000円(補助対象事業費同額)で実施し、実績報告書を補助事業者である公益財団法人廃棄物・3R研究財団に提出して、補助事業者から補助金7,060,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、会社は、使用済みペットボトルの価格が下落しており、想定した収入が得られないことなどから、順次上記4台の設備の稼働を停止し、処分制限期間内であったにもかかわらず、令和3年3月及び4月に同財団の承認を受けずに設備(設備の整備に要した事業費に残存割合を乗じた額計8,060,160円、これに係る国庫補助金相当額計4,030,078円)を廃棄していた。

(4) 工事の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,700,000円

太陽光発電設備の規模が合理的かつ妥当なものとなっていなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,700,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(270) 環境本省	公益財団法人日本環境協会	大十株式会社	二酸化炭素排出抑制対策	29	28,000 (27,540)	6,210	12,072 (11,967)	2,700

この補助事業は、再生可能エネルギーの自立的普及の促進のための再生可能エネルギー設備を導入する事業(以下「導入事業」という。)として、大十株式会社(以下「会社」という。)が姫路新物流センターとして新設する倉庫(以下「新倉庫」という。)において、太陽光発電設備を設置する工事を事業費28,000,000円(補助対象事業費27,540,000円、補助金交付額6,210,000円、国庫補助金相当額同額)で実施したものである。

環境省は、導入事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書等の審査、交付の決定、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、平成29年度については、公益財団法人日本環境協会(以下「協会」という。)が選定されている。そして、会社は、本件補助事業について、協会に実績報告書を提出して、協会から補助金の交付を受けていた。

環境省の承認を得て協会が定めた「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程」等によれば、交付申請書に添付する実施計画書の様式において、設備の導入については、設備等の規模が合理的かつ妥当であることを明確に記載することなどとされている。また、同交付規程等によれば、事業主体が中小企業の場合、太陽光発電設備の導入事業の補助金額は、事業を行うために必要な設備費、工事費等の補助対象事業費に補助率3分の1を乗じて得た額と太陽電池出力に90,000円/kWを乗じて得た額とのいずれか少ない額とされている。そして、この太陽電池出力は、太陽電池モジュール<sup>(注1)</sup>のJIS等に基づく公称最大出力(以下「公称最大出力」という。)の合計値とパワーコンディショナ<sup>(注2)</sup>(以下「パワコン」という。)の定格出力の合計値との低い方の値で、kW単位の小数点以下を切り捨てた値とされている。

(注1) 太陽電池モジュール 太陽の光エネルギーを電気エネルギーへ変換する太陽光発電設備を構成する一つの部材で、パネル状になっている。

(注2) パワーコンディショナ 太陽電池モジュールにより発電された直流電力を当該施設で使用可能な交流電力に変換するなどの装置

会社は、太陽光発電設備の設計に当たり、新倉庫において、24時間操業を前提として1年間に使用することが想定される電力量(以下「想定使用電力量」という。)について、会社が所有する24時間操業の既存の倉庫における1年間の使用電力の実績量288,886kWhに、既存の倉庫の施設面積に対する新倉庫の施設面積の割合を乗ずるなどして101,110.1kWhと算定していた。そして、太陽光発電設備の導入に係る費用と発電量の増加による便益により費用対効果を考慮した上で、この想定使用電力量101,110.1kWhを確保できる発電量となるよう、パワコンの定格出力の合計値を69.3kW(パワコン(9.9kW/台)を7台)、公称最大出力の合計値を100.1kW(太陽電池モジュール(0.275kW/枚)を364枚)と算定するなどして、これにより太陽電池出力が69kWの規模の太陽光発電設備を設置していた。

しかし、この太陽光発電設備は、蓄電池設備が併設されていないため、余剰電力を充電して夜間等に使用することはできず、昼間に発電された電力が、その時点で稼働する設備の消費電力を賄うためにのみ使用できる設計となっていた。そのため、太陽光発電設備の規模については、新倉庫において太陽光発電により消費電力を賄うこととしていた昼間に稼働する全ての設備を使用するために必要な電力(以下「必要電力」という。)を確保できるものとなっていれば足り、これが合理的かつ妥当な規模であると認められる。

そこで、新倉庫で使用されるフォークリフト充電設備、空調機等の消費電力等を基に必要な電力を算定したところ、計30.1kWとなり、この必要電力を確保するためには、パワコンの定格出力の合計値を39.6kW(パワコン(9.9kW/台)を4台)、公称最大出力の合計値を46.2kW(太陽電池モジュール(0.275kW/枚)を168枚)として、太陽電池出力を39kWとすれば足りることになる。

したがって、太陽光発電設備を上記の規模として事業費を算定すると15,927,246円(補助対象事業費15,572,106円)となり、補助対象事業費に補助率3分の1を乗じた5,190,702円と、修正後の太陽電池出力39kWに90,000円/kWを乗じた3,510,000円を比較すると、適正な補助金交付額は3,510,000円(国庫補助金相当額同額)となることから、前記の補助金交付額6,210,000円との差額2,700,000円(国庫補助金相当額同額)が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において蓄電池設備を併設しない太陽光発電設備の設計に当たり、必要電力に基づいて規模を検討することの必要性に対する理解が十分でなかったこと、協会において交付申請書等の審査が十分でなかったこと、環境本省において協会に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 工事費の積算が過大となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,800,000円  
 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により実施した事業において、ヒートポンプ設置費の積算が過大となっていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,800,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(271) 環境本省	一般財団法人環境イノベーション情報機構	鹿児島県出水郡長島町	二酸化炭素排出抑制対策	29	178,254 (170,420)	113,613	2,700 (2,700)	1,800

この補助事業は、地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化のための省エネルギー設備等の導入を行う事業(以下「導入事業」という。)として、長島町が町営のレジャー施設である太陽の里において、二酸化炭素の排出削減のためにヒートポンプの設置等を実施する「レジャー施設太陽の里設備更新工事」(以下「本件工事」という。)等3工事(以下「3工事」という。)を事業費178,254,000円(補助対象事業費170,420,710円、補助金交付額113,613,000円、国庫補助金相当額同額)で実施したものであり、このうち、本件工事の工事費は98,280,000円となっている。

環境省は、導入事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、平成29年度については、一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「機構」という。)が選定されている。そして、

同町は、本件補助事業について、機構に実績報告書を提出して、機構から補助金の交付を受けていた。

同町は、本件工事の予定価格の積算に当たり、ヒートポンプ1基当たりの設置費(以下「設置単価」という。)について、ヒートポンプ本体の機器費3,285,200円、労務費768,320円及び労務費に一定の率を乗じたその他経費176,713円を合算するなどして4,230,200円と算出し、これに設置基数7基を乗じて、ヒートポンプの設置費を計29,611,400円と算定していた。

しかし、同町が、設置単価の算出に用いた労務費768,320円は、ヒートポンプ1基当たりの作業人日数5.6人日に1日当たりの労務単価19,600円を乗じて算出すべきところ、誤って、作業人日数を上記の5.6人日にヒートポンプの設置基数である7基を乗じた39.2人日とし、これに1日当たりの労務単価19,600円を乗じて算出したものであり、適正な作業人日数を用いて算出した設置単価は3,420,200円であった。

したがって、適正な設置単価を用いて本件工事の工事費を修正計算すると95,551,000円となり、3工事に係る事業費は175,525,000円となることから、本件事業費178,254,000円はこれに比べて約270万円割高となっていて、これに係る国庫補助金相当額1,800,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件工事の工事費の積算内容に対する確認が十分でなかったこと、機構において実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

## 第11 防 衛 省

## 不 当 事 項

## 工 事

(272) 隊舎改修に伴う建築工事等の施行に当たり、宿泊費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛力基盤強化推進費
部 局 等	北関東防衛局
工 事 名	父島(30 補)隊舎改修建築その他工事
工 事 の 概 要	海上自衛隊父島基地分遣隊における隊舎改修工事として、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、土木工事等を施行するもの
契 約 額	399,342,000 円(平成 30 年度～令和 3 年度)
請 負 人	五洋建設株式会社
契 約	平成 31 年 3 月 一般競争契約
支 払	令和 3 年 11 月、12 月、4 年 4 月
割高となっていた契約額	3760 万円(平成 30 年度～令和 3 年度)

## 1 工 事 の 概 要

北関東防衛局(以下「局」という。)は、平成 30 年度から令和 3 年度までの間に、「父島(30 補)隊舎改修建築その他工事」(以下「本件工事」という。)を一般競争契約により五洋建設株式会社に契約額 399,342,000 円で請け負わせて施行している。

本件工事は、小笠原諸島父島に所在する海上自衛隊父島基地分遣隊において、既存の隊舎 2 棟の事務室、便所、洗面洗濯室、浴室等の改修を行うもので、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、土木工事等から構成されている。

局は、本件工事の工事費について、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定し、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において統一基準と決定された「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」(いずれも平成 15 年国営計第 196 号)、防衛省が定めている「土木工事積算基準」(平成 28 年防整技第 7175 号別紙第 1)等に基づき、直接工事費に共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額を加えて積算している。

また、補正予算で発注される工事については、防衛省が上記のほかに別途通知を発出している。そして、平成 30 年度補正予算で発注される工事については、「平成 30 年度補正予算に係る建設工事標準図等活用発注(簡易型)指針について(通知)」(平成 30 年防整技第 19698 号)に基づき、設計変更において、新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における単価及び価格は、受注者から提出された見積価格を採用することができることとされている。本件工事も、平成 30 年度補正予算で発注された工事であり、上記の通知等により積算している。

## 2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、工事費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、局において、契約書、特記仕様書、契約図面、積算価格内訳明細書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、局は、本件工事において、施工後の最終の契約変更に当たり、受注者から見積書を提出させるなどして工事費を積算していたが、新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合に係る工事費の積算において、次のアからウまでの誤りが認められた。

ア 本件工事の工事場所は離島に所在することから、必要となる作業員等の宿泊費を建築工事の共通仮設費に積み上げて計上している。この宿泊費の積算に当たり、受注者から提出された渡航履歴報告書に記載の滞在期間に基づいて宿泊日数を延べ1,539日とし、宿泊費18,941,280円を計上すべきであったのに、同報告書の誤った宿泊日数の合計1,555日を採用し、更に宿泊日数1日につき3人が宿泊したものと誤認したため、これに3を乗じて宿泊日数を4,665日とし、宿泊費52,660,000円を計上していた。

イ 本件工事で使用する足場や養生等の直接仮設に係る費用の積算に当たり、見積価格は工事全体の隊舎2棟分における当該費用一式で6,230,000円とされていたのに、当該見積価格は隊舎1棟当たりの価格であると誤認して、隊舎2棟分として12,460,000円を直接工事費に計上していた。

ウ 第1隊舎の外壁改修における径が300mm以下の削孔54か所に係る費用の積算に当たり、受注者の見積価格は削孔長1m当たりの単価が115,100円となっていたことから、これを削孔1か所当たりの単価に換算した27,000円に、箇所数の54を乗じた1,458,000円を直接工事費に計上すべきであった。しかし、削孔1か所当たりの単価が115,100円であると誤認したため、これに54を乗じた6,215,400円を直接工事費に計上していた。

上記のアからウまでのほか、建築工事の共通仮設費の積算に当たり、当初は予定していたものの実施しないこととした業務の費用を誤って計上するなどしていた。

したがって、適切な積算方法に基づくなどして本件工事の工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、工事費の総額は361,674,078円となることから、本件契約額399,342,000円はこれに比べて約3760万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、局において、本件工事の工事費の積算に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

### 不正行為

#### (273) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	海上自衛隊第4航空群、同第61航空隊

不正行為期間	令和2年11月、3年2月～5月
損害物品の種別	トナーカートリッジ等計269点、ICカード乗車券1枚
損害額	4,146,894円

本院は、海上自衛隊第4航空群(以下「4空群」という。)及び同第61航空隊(以下「61航空隊」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び物品管理法(昭和31年法律第113号)第32条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、4空群及び61航空隊において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、上記の両部局において、厚木航空基地に所在する61航空隊本部の資材班員であった自衛官大塚某が、次のようにトナーカートリッジ等及びICカード乗車券(購入価格相当額等計4,146,894円)を領得したものであり、不当と認められる。

ア 物品供用官である61航空隊本部資材班長(以下「資材班長」という。)の補助者として、物品の受領の事務に従事中、同基地に所在する4空群第4整備補給隊第4補給隊が管理する貴重品庫の鍵から不正に合鍵を作製し、その合鍵を使用して、令和3年2月から5月までの間に貴重品庫に立入りトナーカートリッジ等計269点(購入価格相当額計4,131,500円)を領得した。

イ 資材班長に供用されていたICカード乗車券の保管の事務に従事中、2年11月にICカード乗車券1枚(チャージ金額<sup>(注1)</sup>14,894円、デポジット<sup>(注2)</sup>500円、計15,394円)を領得した。

なお、本件損害額については、5年9月末現在で13,906円及び上記のICカード乗車券1枚(チャージ金額988円、デポジット500円、計1,488円)が同人から返納されている。

(注1) チャージ金額 ICカード乗車券に入金されている金額

(注2) デポジット ICカード乗車券に対する預り金

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済が期限内に完了していないものについて、速やかに決済を完了させるよう適宜の処置を要求するとともに、決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等を検討したり、債権発生通知書を歳入徴収官に送付することについて周知徹底を行ったりすることにより、ACSAに基づく提供が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)雑入
部局等	海上幕僚監部
ACSAの概要	各自衛隊等と締結相手国の軍隊が物品又は役務を相互に提供する際に適用される決済手続等の枠組みを定める協定
ACSAの締結相手国	アメリカ合衆国、英国、オーストラリア連邦、フランス共和国、カナダ、インド共和国

ACSA 相互提供の件数及び金額	3,737 件	186 億 5257 万余円(平成 29 年度～令和 3 年度)
上記のうち、令和 5 年 6 月現在で、提供した物品又は役務に係る決済期限を経過しているのに、決済が完了していない ACSA に基づく提供の件数及び金額	110 件	1 億 3507 万円(平成 29 年度～令和 3 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

**物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済について**

(令和 5 年 10 月 26 日付け 防衛省海上幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

**1 物品役務相互提供協定(ACSA)の概要等**

**(1) 物品役務相互提供協定(ACSA)の概要**

貴自衛隊、陸上自衛隊、航空自衛隊、統合幕僚監部等(以下、各自衛隊と合わせて「各自衛隊等」という。)は、我が国とアメリカ合衆国、英国、オーストラリア連邦、フランス共和国、カナダ及びインド共和国の 6 か国(以下「各国」という。)とがそれぞれ締結している物品役務相互提供協定(Acquisition and Cross Servicing Agreement。以下「ACSA」という。)に基づき、各国の軍隊への物品又は役務の提供の取引及び各国の軍隊からの物品又は役務の受領の取引(以下、この提供の取引を「ACSA に基づく提供」といい、「ACSA に基づく提供」とこの受領の取引を合わせて「ACSA 相互提供」という。)を行っている。ACSA によれば、ACSA 相互提供の適用範囲は、共同訓練をはじめ、人道的な国際救援活動、災害派遣活動等であり、対象となる物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送、燃料・油脂・潤滑油等とされている。ACSA 相互提供に係る決済の方法は、物品については当該物品の返還若しくは同種、同等及び同量の物品の返還又は通貨による償還、役務については通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によることとされている。

**(2) 各国との手続取極の概要**

防衛省は、ACSA に関する基本的な条件、手続及びその細目を追加的に定めることを目的として、手続取極を各国の国防省又は国防大臣との間で締結している。そのうち、アメリカ合衆国国防省と締結している手続取極である「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の手続取極」によれば、物品又は役務に係る決済は、同種の置換え又は通貨による償還のいずれにおいても、物品又は役務の引渡しの日から 12 か月以内に完了することとされている。また、アメリカ合衆国以外の 5 か国との間の手続取極においても、アメリカ合衆国との手続取極と同様に、物品又は役務の引渡しの日から 12 か月以内に決済を完了することとされている。



### (3) ACSA 相互提供に係る防衛省訓令の概要

各自衛隊等とアメリカ合衆国の各軍との間における ACSA 相互提供の実施に関し必要な事項を定めた「日米物品役務相互提供の実施に関する訓令」(平成 25 年防衛省訓令第 2 号)等によれば、各自衛隊等がアメリカ合衆国の各軍との間における燃料等の ACSA 相互提供を実施する場合においては、双方の ACSA 相互提供を適正に実施する責務を有する者(以下「実施権者<sup>(注1)</sup>」という。)が、それぞれ物品の品名又は役務の内容、提供年月日、数量等を記載した書面(Mutual Logistics Support。以下「MLS」という。)に署名するなどして、ACSA 相互提供を行うこととされている。そして、各自衛隊等の実施権者は、ACSA 相互提供が終了した後、それらの実績をまとめたものをそれぞれ貴幕僚監部、陸上幕僚監部、航空幕僚監部及び統合幕僚監部(以下「各幕僚監部」という。)の長に報告することとされており、MLS も送付することになっている。さらに、物品又は役務に係る決済の方法として通貨による償還を受ける場合には、物品の場合は物品管理官又は分任物品管理官が、役務の場合は艦長等の役務提供部隊等の長が各幕僚監部で定められている歳入徴収官に債権発生通知書を送付することとされており、当該歳入徴収官は債権発生通知書に基づき納入告知書をアメリカ合衆国の各軍の指定先に送付し、指定の口座に入金させることになっている。また、アメリカ合衆国以外の 5 か国の各軍との間で行われる ACSA 相互提供の実施に関しても、上記と同様の訓令が定められている。

(注1) 実施権者 各自衛隊においては、地方総監、航空群司令、艦長等が指定されている。

### (4) アメリカ合衆国との燃料相殺会議の概要

防衛省は、手続取極を実施するための細目及び条件を定める取決め(以下「実施取決め」という。)として、アメリカ合衆国国防省との間で「物品役務相互提供協定(ACSA)燃料の交換及び償還に関する国防兵站局エネルギー部に代表される米国国防省及び統合幕僚監部に代表される日本国自衛隊との間の実施取決め」を締結している。これによれば、各自衛隊等とアメリカ合衆国の各軍との間で実施した航空機用燃料、船舶用燃料等の ACSA 相互提供について、少なくとも半年ごと(各年の 3 月及び 9 月)に、また、いずれか一方の当事者の提供量が 300 万ガロンに達した時にはその都度、各自衛隊等の提供量とアメリカ合衆国の各軍の提供量との間で相殺することとされている。そして、相互の提供量の確認と相殺を行うため、燃料相殺会議を設置し、日本側は各幕僚監部が、アメリカ合衆国側は国防省国防兵站局(Defense Logistics Agency)エネルギー部(以下「DLA エネルギー部」という。)が、それぞれ燃料相殺会議における代表となっている。

燃料相殺会議においては、各幕僚監部と DLA エネルギー部は、MLS 等の資料を基に双方の提供量等を互いに確認して、双方が合意した取引に関して相殺することになっている。そして、相殺後の差分を通貨で償還して決済が完了することになっている。なお、アメリカ合衆国以外の 5 か国のうちインド共和国を除く 4 か国との間においても実施取決めを締結しているものの、燃料相殺会議を設置しているのはアメリカ合衆国との間のみである。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、ACSA 相互提供に係る決済が手続取極等に基づき適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成29年度から令和3年度までに行われたACSA相互提供の実績3,737件(取引金額計186億5257万余円)<sup>(注2)</sup>を対象として、内部部局、防衛装備庁、各幕僚監部、貴自衛隊補給本部及び16地方総監部等<sup>(注3)</sup>において、実績報告、MLS等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 未決済の取引分の金額が確認できないなどの理由により、取引金額の合計に含まれていない取引がある。

(注3) 16地方総監部等 貴自衛隊大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保各地方総監部、八戸、下総、厚木、岩国、大村、鹿屋、那覇各航空基地、下関基地隊、陸上自衛隊明野駐屯地、航空自衛隊築城、新田原両基地

**(検査の結果)**

前記のとおり、手続取極によれば、ACSA相互提供に係る決済は、物品又は役務の引渡しの日から12か月以内に完了することとされている。

そこで、ACSA相互提供に係る決済状況についてみたところ、貴自衛隊において、5年6月現在で、物品又は役務の引渡しの日から12か月以上経過しているのに、決済が完了していないACSAに基づく提供が110件(取引金額計1億3507万余円)見受けられた。

そして、上記110件のうちアメリカ合衆国の各軍への燃料の提供の取引は、表1のとおり、53件(取引金額計8497万余円)見受けられた。

表1 アメリカ合衆国の各軍への燃料の引渡しの日から12か月が経過しているのに、決済が完了していない状況

相手方	提供品目	提供年度	取引件数(件)	提供数量(kL)	取引金額(円)
アメリカ合衆国の各軍	燃料	平成29	10	67.21	3,394,105
		30	10	477.20	28,317,200
		令和元	17	54.84	4,509,327
		2	14	1,132.76	48,516,535
		3	2	3.32	233,396
計			53	1,735.33	84,970,563

上記の53件については、決済期限(物品又は役務の引渡しの日から12か月経過した日をいう。以下同じ。)内にアメリカ合衆国の各軍からDLAエネルギー部にMLSが提出されていなかったこと、及び貴幕僚監部においてアメリカ合衆国の各軍の実施権者の確認ができなかったことなど、燃料相殺会議における決済の手続を進めることができない状況となっていたことによるものであった。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

**<事例1>**

補給艦「おうみ」は、平成30年11月にACSAに基づく提供として、船舶用燃料である軽油454kL(取引金額2678万余円)をアメリカ合衆国海軍に対して提供し、実施権者である「おうみ」艦長は、30年12月にMLS等を貴幕僚監部に送付した。しかし、アメリカ合衆国海軍からDLAエネルギー部にMLSが提出されていなかったため、貴幕僚監部は、上記の軽油454kLを燃料相殺会議における相殺の対象とすることができなかった。そして、半年ごとに燃料相殺会議が行われていたにもかかわらず、こうした状況のまま、引渡しの日から、4年以上経過した令和5年6月現在においても決済が完了していなかった。

また、前記 110 件のうちアメリカ合衆国の各軍への燃料の提供の取引を除いた ACSA に基づく提供は、表 2 のとおり、57 件(取引金額計 5010 万余円)見受けられた。

表 2 物品又は役務の引渡しの日から 12 か月が経過しているのに、決済が完了していない状況(アメリカ合衆国の各軍への燃料の提供を除く。)

相手方	提供品目	提供年度	取引件数(件)	取引金額(円)
アメリカ合衆国、オーストラリア連邦及びフランス共和国の各軍	燃料、食料等	平成 29	3	4,295
		30	38	241,874
		令和元	9	137,264
		2	0	0
		3	7(3)	49,721,962(49,694,400)
計			57(3)	50,105,395(49,694,400)

(注) 括弧書きは、燃料に係る分で内数であり、提供数量は計 1,218kL である。

上記の 57 件については、貴幕僚監部において、納入告知書を送付すべき相手国の各軍側の指定先の確認ができないなどのため決済の手続を進めることができない状況となっていたこと、及び役務提供部隊等の長が歳入徴収官に債権発生通知書を送付していなかったため、当該歳入徴収官が納入告知書を相手国の各軍の指定先に送付することができなかったことによるものであった。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例 2>

佐世保地方総監部は、令和 3 年 5 月に ACSA に基づく提供として、船舶用燃料である軽油 950kL(取引金額 3876 万円)をフランス共和国海軍に対して提供し、実施権者である佐世保地方総監部は、3 年 6 月に MLS 等を貴幕僚監部に送付した。しかし、貴幕僚監部において、納入告知書を送付すべきフランス共和国軍側の指定先の確認ができなかったため、歳入徴収官は納入告知書を送付することができなかった。そして、こうした状況のまま、引渡しの日から 2 年以上が経過した 5 年 6 月現在においても決済が完了していなかった。

#### (是正及び是正改善を必要とする事態)

ACSA に基づく提供について、決済の手続を進めることができない状況となっていたこと、及び債権発生通知書が歳入徴収官に送付されていなかったことにより、決済期限内に決済が完了していない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、相手国の各軍側の事情にもよるが、貴幕僚監部において、決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じているのに、こうした状況を解消し ACSA を安定的に運営していくための検討や取組が十分でなかったこと、ACSA に基づく提供を実施した役務提供部隊等の長に対して、歳入徴収官に債権発生通知書を送付することについての周知が十分でないことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

ACSA は、各自衛隊等と各国の軍隊との間で物品又は役務を相互に提供する際に適用される決済手続等の枠組みを定める協定であり、今後も活用されていくことが見込まれる。

については、貴幕僚監部において、ACSAに基づく提供が適切なものとなるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア ACSAに基づく提供に係る決済が決済期限内に完了していない110件について、相殺又は指定の口座に入金させることにより、速やかに決済を完了させること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)
- イ 決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等について検討を行い、必要な措置を講ずるとともに、ACSAに基づく提供を実施した分任物品管理官及び役務提供部隊等の長に対して、歳入徴収官に債権発生通知書を送付することについて周知徹底を行うこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を定めるなどするとともに、契約変更を行う場合において、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう周知することにより、適切な積算を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛力基盤強化推進費 (項)在日米軍等駐留関連諸費
部 局 等	内部部局、2 防衛局
警備業務契約の概要	工事用資材の搬入・搬出を行う工事用車両の通行管理及び事故防止並びに侵入者の防止等を目的として実施するもの
警備業務契約の契約数及び契約額	26 契約 169 億 7097 万余円(平成 30 年度～令和 4 年度)
上記に係る警備労務費の積算額	116 億 3831 万余円
深夜時間帯の割増率が25%を超えていた契約数及び警備労務費の積算額	11 契約 114 億 0162 万余円(平成 30 年度～令和 4 年度)
上記について低減できた積算額(1)	5 億 1210 万円
当初契約の積算時と異なる労務単価を適用した契約変更数及び警備労務費の積算額	1 契約 5377 万余円(令和 3、4 両年度)

上記について低減できた積算額(2)	1340万円
(1)及び(2)の計	5億2550万円

## 1 警備業務契約における予定価格の積算等の概要

### (1) 警備業務契約の概要

防衛省は、自衛隊及び駐留軍の使用に供する施設を新たに取得し、又は既に取得した施設を改修するなどの建設工事を毎年度実施している。

そして、地方防衛局等は、建設工事等の実施に当たっては、工事用資材の搬入・搬出を行う工事用車両の通行管理及び事故防止並びに侵入者の防止等を目的として、警備会社と役務契約(以下「警備業務契約」という。)を締結して、警備業務を実施している。

### (2) 警備労務費に係る予定価格の積算の概要

防衛省は、警備業務契約の予定価格のうち物品費、諸経費等を除いた警備員等に係る労務費(以下「警備労務費」という。)の積算に当たっては、同省独自の基準がないことから、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務積算要領」(以下、これらを合わせて「建築保全積算基準」という。)等を基に算出することになっている。建築保全積算基準等によれば、警備員の労務単価は、次の①及び②のとおり、従事する時間帯に応じて区分することとされている。

① 午前5時から午後10時までの時間帯(以下「日中時間帯」という。)に業務に従事する場合の1日8時間当たり単価(以下「日割基礎単価」という。)

② 午後10時から午前5時までの時間帯(以下「深夜時間帯」という。)に業務に従事する場合の1時間当たり単価(以下「夜勤単価」という。)

そして、夜勤単価については、日割基礎単価を1時間当たりに換算した単価(以下「時間単価」という。)等に25%以上の割増率を乗じたものを時間単価に加えることとされている。

### (3) 契約変更に係る予定価格の積算の概要

防衛省は、建設工事の契約に含まれる警備業務の予定価格の積算については、同省が定めた「土木工事積算基準」(平成28年防整技第7175号別紙第1等)、「土木工事積算価格算定要領」(令和2年防整技第15262号別冊第1等。以下、これらを合わせて「土木積算基準」という。)等により、安全費として計上している。そして、土木積算基準等によれば、契約変更に係る積算のうち、労務費の積算については、原則として原工事の積算時における労務単価を用いることとされており、例外として原工事のない新たな職種を使用する場合は時価とすることとされている。

また、同省内部部局は、建設工事等の契約と別に締結される警備業務契約に係る契約変更を行う場合について、土木積算基準等に準拠するよう地方防衛局等に周知はしていないものの、警備労務費の積算については、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いることになるとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、警備労務費の予定価格の積算が業務の実態や建築保全積算基準等に照らして適切なものとなっているかなどに着眼して、平成30年度から令和4年度までの間に警備業務契約を締結していた4防衛局<sup>(注)</sup>の契約のうち、4年度までに契約が完了していた26契約(契約額計169億7097万余円、警備労務費の積算額計116億3831万余円)を対象として、防衛省内部部局及び4防衛局において、契約書、積算書、仕様書等の関係資料を確認したり、現地の状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注) 4防衛局 北海道、南関東、近畿中部、沖縄各防衛局

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 深夜時間帯の勤務に対して受注者における割増率の実態等より高い割増率となっている夜勤単価を適用していた事態

前記のとおり、建築保全積算基準等によれば、深夜時間帯に業務に従事する場合の夜勤単価については、時間単価等に25%以上の割増率を乗じたものを時間単価に加えることとされている。

前記26契約のうち、4防衛局が深夜時間帯に警備業務を実施させている警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算について確認したところ、沖縄防衛局の11契約(契約額計166億3682万余円、警備労務費の積算額計114億0162万余円)では、複数の業者から徴取した見積書のうち総額が最低金額となっている見積書を予定価格として採用するなどしていた。上記予定価格の積算において採用した見積書に記載されている労務単価を確認したところ、勤務区分が「日中勤務」と「日中勤務及び深夜勤務」に分かれており、「日中勤務及び深夜勤務」は日中時間帯と深夜時間帯にまたがった時間帯における勤務に対する単価として設定されていた。そして、「日中勤務」は日中時間帯に行われているため、この労務単価により時間単価については把握できるものの、夜勤単価に係る割増率が当該見積書に記載されていないことから、夜勤単価が適切なものとなっているかについては確認できないものとなっていた。また、実際に同防衛局は、深夜時間帯の勤務に係る割増率を把握していなかった。

そこで、上記11契約の予定価格の積算について、「日中勤務及び深夜勤務」の勤務時間帯を日中時間帯と深夜時間帯に分けて、日中時間帯には時間単価を適用して、それを基に夜勤単価を算出するなどして割増率を算出したところ、11契約において割増率が25%を超えており、その割増率は25.4%から142.1%までとなっていた。

しかし、同防衛局を通じて上記11契約の受注者4者の給与規程等を確認したところ、割増率は25%又は26%となっており、各受注者は、これらの割増率により算出された夜勤単価を基に計算された給与を警備員等に対して実際に支払っていた。

#### (2) 契約変更の積算時における労務単価を合理的な理由もなく当初契約の積算時と異なる労務単価に変更していた事態

前記26契約のうち、南関東防衛局の1契約(当初契約額1億3852万余円、警備労務費の積算額1億0115万余円)において、一般競争契約により契約を締結した後に、同防衛局

の確認により、当初契約時の警備労務費の予定価格の積算における1日当たりの警備員数及び業務時間が仕様書の内容と相違していることが判明した。そして、同防衛局は、実績の総時間数を基に契約を変更するに当たり、上記当初契約の予定価格の積算時に採用した労務単価1,575円について、今後の契約の参考とするなどのために入札後に受注者から提出させていた業務費内訳明細書に記載されている労務単価2,100円に変更するなどして、最終の契約変更後の契約額を7684万余円(警備労務費の積算額5377万余円)として契約を締結し、同額を支払っていた。

しかし、前記のとおり、防衛省内部部局は、警備業務契約に係る契約変更を行う場合について土木積算基準等に準拠するよう地方防衛局等に周知はしていないものの、警備労務費の積算については、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いることになっているとしている。

そして、当該契約変更においては、新たな職種の警備員を配置するなどの仕様の変更はなく、また、同防衛局が受注者から入手した賃金台帳等を確認するなどしても、当初契約の積算時における労務単価を変更すべき事情は認められなかった。

このように、警備労務費の予定価格の積算に当たり、深夜時間帯の勤務に対して受注者における割増率の実態等より高い割増率となっている夜勤単価を適用し、また、契約変更の積算時における労務単価を合理的な理由もなく当初契約の積算時と異なる労務単価に変更していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (低減できた警備労務費の積算額)

前記11契約の警備労務費について、夜勤単価の割増率を受注者における割増率の実態を踏まえるなどして、建築保全積算基準等に定められている下限の25%と仮定して試算すると、前記の積算額114億0162万余円は計108億8947万余円となり、約5億1210万円低減できたと認められた。また、前記1契約の警備労務費について、最終の契約変更の積算時における労務単価に当初契約の積算時における労務単価1,575円を適用することとして修正計算すると、前記の積算額5377万余円は4033万余円となり、約1340万円低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、沖縄防衛局において、警備労務費の予定価格の積算に当たり、労務単価について受注者における割増率の実態を踏まえた建築保全積算基準等に基づく合理的な割増率等による夜勤単価を適用することの理解が十分でなかったことや、南関東防衛局において、警備業務契約に係る契約変更時の労務単価について、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いなければならないことの理解が十分でなかったことにもよるが、防衛省内部部局において、次のことなどによると認められた。

ア 深夜時間帯の勤務を伴う警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の割増率について建築保全積算基準等に定められている下限の割増率等の合理的な数値を示すなどして、地方防衛局等に具体的に周知していなかったこと

イ 警備業務契約の契約変更を行う場合に、土木積算基準等に準拠し、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう地方防衛局等に周知していなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省内部部局は、警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算が適切に行われるよう、5年8月に地方防衛局等に対して通知を発して、次のような処置を講じた。

- ア 深夜時間帯の勤務を伴う警備労務費の予定価格の積算に当たり、業者から見積書を徴取する際に日割基礎単価について確認することや夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を25%に定めたことなどを地方防衛局等に周知した。
- イ 警備業務契約の契約変更を行う場合に、土木積算基準等に準拠し、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう地方防衛局等に周知した。

- (2) 94式水際地雷敷設車の改造に当たり、契約主体の選定及び契約内容について、経済性を十分に考慮して検討を行い改造指令書を作成するよう周知することにより、今後予定される改造がより経済的に実施されるようにするとともに、他の装備品等に係る改造を実施する場合においても同様に経済性を十分に考慮した検討が行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部、5補給処等
改 造 の 概 要	製造から長期間が経過した94式水際地雷敷設車に搭載等された距離測定装置等の器材を新たに製造して取り替えるもの
契約の相手方	JMU ディフェンスシステムズ株式会社
検査の対象とした改造請負契約の件数及び契約金額	8件 7億7752万余円(平成29年度、令和元年度～3年度)
上記のうち5補給処等が締結した改造請負契約の件数及び予定価格に計上されていた図面等作成業務に係る費用	7件 1394万余円(令和元年度～3年度)
上記のうち低減できた図面等作成業務に係る費用	883万円

#### 1 94式水際地雷敷設車の改造請負契約の概要

##### (1) 94式水際地雷敷設車の概要

陸上自衛隊は、敵の上陸が予想される海岸の水際付近に地雷原を構成し、敵舟艇等の上陸を妨害することを目的として、94式水際地雷敷設車(以下「敷設車」という。)を平成6年度から17年度までの間に調達している。

敷設車には、地雷を敷設するために必要な距離測定装置等の器材が搭載等されており、陸上自衛隊は、距離測定装置において電波を用いる方式(以下「電波方式」という。)の敷設車を幌別、船岡、勝田各駐屯地に、GPSを用いる方式(以下「GPS方式」という。)の敷設車を和歌山、小郡両駐屯地にそれぞれ3台ずつ、計15台配備している。



(2) 敷設車に係る改造請負契約の概要

敷設車は、製造から長期間が経過したことで部品の製造が中止となり、故障した際に修理を行うことができないなどの支障を来していたため、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)は、距離測定装置等の器材を新たに製造して、従来の器材と取り替える改造を実施することとした。改造に当たり、陸幕は、陸上自衛隊整備規則(昭和52年陸上自衛隊達第71-4号)に基づき、改造指令書を作成し、改造対象となる敷設車(以下「対象敷設車」という。)、契約の主体となる部隊等(以下「契約主体」という。)等を指定している。

そして、改造指令書において契約主体として指定された陸上自衛隊補給統制本部(以下「補給統制本部」という。)及び5補給処<sup>(注1)</sup>等は、JMU ディフェンスシステムズ株式会社(以下「会社」という。)から徴した見積書等を基に予定価格を算定して、表のとおり、29年度から令和3年度までの間に一般競争契約及び公募による随意契約により改造請負契約計8件(契約金額計7億7752万余円)を会社と締結している。

(注1) 5補給処等 北海道、東北、関西、九州各補給処、関東補給処古河支処

表 契約状況 (単位：件、千円)

年度	契約主体	対象敷設車の 配備駐屯地名	契約 件数	契約金額
平成 29年度	補給統制本部	勝田駐屯地	1	112,978
令和 元年度	関東補給処 古河支処	勝田駐屯地	2	76,961
	東北補給処	船岡駐屯地		107,877
2年度	北海道補給処	幌別駐屯地	3	129,140
	東北補給処	船岡駐屯地		43,560
	九州補給処	小郡駐屯地		61,050
3年度	関西補給処	和歌山駐屯地	2	129,360
	九州補給処	小郡駐屯地		116,600
計			8	777,527

(注) 令和2年度に九州補給処が契約した1件は一般競争契約である。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、敷設車の改造は経済的に実施されているかなどに着眼して、前記の改造請負契約8件を対象として、陸幕、補給統制本部、4補給処<sup>(注2)</sup>等において契約書、仕様書、予定価格調書、会社から徴した見積書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、関東補給処古河支処から上記と同様の関係資料の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注2) 4補給処 北海道、東北、関西、九州各補給処

(検査の結果)

前記契約主体の指定に当たり、陸幕は、前記8件の改造請負契約の初回に当たる平成29年度に締結した勝田駐屯地配備の対象敷設車に係る契約(以下「初回契約」という。)について

は、改造の作業要領等が未確定で、陸幕と会社の間で調整しながら作業を進める必要があったことから、補給統制本部を契約主体に指定していた。

一方、陸幕は、改造場所を対象敷設車が配備されている駐屯地としていることなどから、2回目以降に締結した契約については、当該駐屯地等との調整を考慮したとして、当該駐屯地と同一方面隊の5補給処等をそれぞれ契約主体に指定していた。また、陸幕は、会社が同時に受注できる台数等を考慮したとして、各駐屯地に3台ずつ配備された敷設車について、1契約により3台全てを改造することなく、改造の発注時期を2か年度に分けて複数の契約により実施するよう指定するなどしていた。これらの理由から、前記のとおり、令和元年度から3年度までに5補給処等が会社と締結した改造請負契約(以下「補給処等契約」という。)は、計7件(契約金額計6億6454万余円)となっていた。

改造請負契約は、会社が改造に必要な部品等を下請業者へ発注するために使用する図面、注文仕様書等(以下、これらを合わせて「発注用図面等」という。)並びに会社が契約主体である補給統制本部及び5補給処等に作業内容の承認を受けるために提出する図面等(以下「承認用図面等」といい、発注用図面等と合わせて「図面等」という。)を作成する業務(以下「図面等作成業務」という。)を含むものとなっている。そして、補給統制本部及び5補給処等は、改造請負契約に係る予定価格の算定に当たり、会社から徴した見積書等を基に、図面等作成業務の費用を計上していた。

そして、補給処等契約に係る図面等作成業務について、見積書を確認したところ、会社では、初回契約で作成した電波方式の図面等を基に修正等を行うことになっており、契約ごとに図面等を作成することになっていた。このため、図面等作成業務に係る作業時間数及び費用が契約ごとに計上されていて、補給処等契約7件で計1,272時間、計1394万余円となっていた(図1参照)。

図1 補給処等契約の予定価格に計上されていた図面等作成業務の概要

		令和元年度		2年度			3年度	
年度								
初回契約	年度	平成29年度						
	契約主体	補給統制本部						
	距離測定装置	電波方式						
	対象敷設車の台数	1台						
	発注用図面等 承認用図面等	有						
		図面等						
		修正等						
契約主体	関東補給処 古河支処	東北補給処	北海道補給処	東北補給処	九州補給処	関西補給処	九州補給処	
距離測定装置	電波方式	電波方式	電波方式	電波方式	GPS方式	GPS方式	GPS方式	
対象敷設車の台数	2台	2台	3台	1台	1台	3台	2台	
図面等作成業務に係る作業時間数	166.4時間	193.2時間	193.2時間	166.4時間	193.2時間	193.2時間	166.4時間	
図面等作成業務に係る費用	175万余円	203万余円	214万余円	185万余円	214万余円	214万余円	185万余円	
発注用図面等 承認用図面等	有	有	有	有	有	有	有	
発注用図面等の作成及び承認用図面等の提出をそれぞれ7回としていた。								
補給処等契約(図面等作成業務に係る作業時間数計1,272時間、費用計1394万余円)								

そこで、契約ごとに図面等作成業務に係る作業時間数が計上されていた理由について、陸幕を通じて会社に確認したところ、会社は、改造に必要な部品等は契約ごとに発注していたことから、会社が下請業者に発注するために使用する発注用図面等の作成に係る作業は契約ごとに発生していたとのことであった。また、契約主体である5補給処等から契約ごとに提出を求められていたことから、会社が5補給処等に提出する承認用図面等の作成に係る作業も契約ごとに発生していたとのことであった。しかし、会社によると、発注用図面等については、契約主体をまとめて契約数を減らすことで、また、承認用図面等については、内容が共通する場合には契約主体において2回目以降の提出を不要とすることで、図面等作成業務に係る作業時間数の削減が可能であったとのことであった。

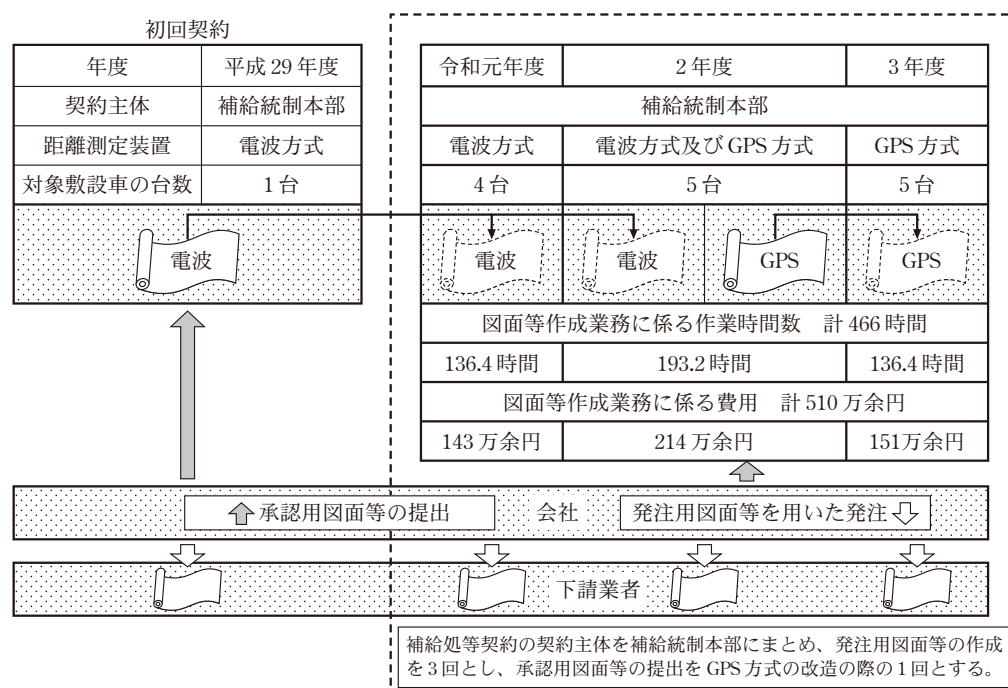
そして、補給処等契約では、改造場所となる駐屯地等との調整を5補給処等が実施していたものの、改造内容を踏まえた調整の内容等を考慮すると、補給統制本部が当該調整を実施することも可能であり、5補給処等に契約主体を分ける必要はなかったと認められた。

上記のことから、補給処等契約を次のような契約主体及び契約内容としていけば、1,272時間となっていた図面等作成業務に係る作業時間数を計466時間にすることができたと認められた(図2参照)。

ア 契約主体について、補給統制本部が元、2、3各年度で1件ずつにまとめて締結することにより、契約数を計7件から計3件にすることで、契約ごとに計7回作成されていた発注用図面等の作成回数を計3回とする。

イ 契約内容について、承認用図面等の内容の共通性を考慮することにより、初回契約で受領している電波方式の対象敷設車に係る承認用図面等は補給処等契約での提出を不要とすること、GPS方式の対象敷設車に係る承認用図面等の提出は1回のみとすることで、契約ごとに計7回提出されていた承認用図面等の提出回数を1回とする。

図2 補給処等契約の契約主体及び契約内容を見直した場合のイメージ



このように、陸幕が改造指令書の作成に当たり、契約主体を補給統制本部及び5補給処等に分けて改造請負契約を締結することなどを指示していたため、図面等作成業務が必要以上に発生していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた図面等作成業務に係る費用)

補給処等契約7件の予定価格に計上されていた図面等作成業務に係る費用1394万余円について、前記の作業時間数466時間を用いて修正計算すると、計510万余円となり、883万余円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸幕において、改造指令書の作成に当たり、契約主体の選定、並びに契約主体及び契約年度を複数に分けて改造を実施する場合における契約内容について、経済性を考慮した検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸幕は、今後の改造がより経済的に実施されるよう、5年8月に次のような処置を講じた。

ア 今後予定される敷設車の改造請負契約に係る改造指令書を作成する陸幕内の担当部署、及び作成に協力する補給統制本部等の関係部署に対して、契約主体の選定、並びに契約主体及び契約年度を複数に分けて改造を実施する場合における契約内容について、経済性を十分に考慮して検討することを留意点として明記した改造指令書の様式を定めて、これらに留意して改造指令書を作成することを周知するなどした。

イ 改造指令書を作成する可能性のある関係部署に対して、敷設車以外の装備品等の改造を実施する場合においても同様に経済性を十分に考慮して検討することを周知するなどした。

- (3) 部品供給等のPBL契約の実施に当たり、仕様書等を需給統制機関に共有することにより、需給統制機関において部品供給の対象品目の部品の調達が行われないようにするとともに、PBL契約の仕様書等の作成時に、需給統制機関における部品供給の対象品目の保管状況を把握することなどにより、需給統制機関が保管している部品が有効に活用されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)航空機整備費
部 局 等	海上幕僚監部
契 約 名	(1) (輸入)航空機部品(部隊整備及び定期修理用)SCISSORSほか等4件 (2) MCH-101の機体維持業務等に係る包括契約等6件
契 約 の 概 要	(1) 部隊で整備を行うなどのために、掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)等の部品を調達するもの (2) 掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)等の機体維持のための部品供給等を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1) 4会社 (2) 川崎重工業株式会社

契 約 額	(1)	1 億 3076 万余円(平成 29、令和 4 両年度)
	(2)	463 億 2751 万余円(平成 27、29、令和 2 各年度)
上記契約額(1)のうち、調達する必要がなかった部品の数量及び契約額相当額(ア)	104 個	958 万円(平成 29、令和 4 両年度)
海上自衛隊航空補給処に保管されたままとなっていて、上記(2)の契約で活用されていない部品の数量及び物品管理簿価格(イ)	26 個	5615 万円(令和 5 年 5 月現在)
(ア)及び(イ)の計		6573 万円

## 1 PBL 契約等の概要

### (1) PBL 契約の概要

防衛省は、「中期防衛力整備計画(平成 23 年度～平成 27 年度)」(平成 22 年 12 月安全保障会議及び閣議決定)の方針に沿い、限られた資源の中でより効率的な装備品等の維持・整備を行うために、装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果(可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成)に主眼を置いて、官民の長期的なパートナーシップの下で包括的な業務範囲について契約を結ぶ契約方式(Performance Based Logistics。以下「PBL」といい、PBL を採用した契約を「PBL 契約」という。)を導入している。

そして、防衛省は、PBL の導入に当たり、PBL の定義を整理するなどした防衛省 PBL ガイドライン(平成 23 年 7 月防衛省経理装備局制定。30 年 6 月防衛装備庁改正)を策定しており、同ガイドラインによれば、企業に基地等への直接の部品供給を求める PBL では、従来官側で実施していた部品の所要量算定や在庫管理の業務を委託するため、契約相手方が保有する先進的なノウハウを活用した業務遂行が行われることにより、業務の最適化を見込むことができるなどとされている。

### (2) 掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)等の部品供給等の PBL 契約の概要

海上幕僚監部(以下「海幕」という。)は、掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)及び輸送用大型ヘリコプター(CH-101)(以下「MCH-101 等」という。)の機体維持のための部品供給等の業務について、防衛装備庁に調達要求を行っている。そして、防衛装備庁は、これを受けて川崎重工業株式会社(以下「会社」という。)と PBL 契約(以下「海自 PBL 契約」という。)を締結しており、海自 PBL 契約の契約額は、平成 27 年度(業務委託期間 27 年 9 月から 29 年 11 月まで)計 72 億 8681 万余円、29 年度(同期間 29 年 12 月から令和 2 年 11 月まで)計 164 億 1713 万余円、2 年度(同期間 2 年 12 月から 5 年 9 月まで)計 226 億 2356 万余円、合計 463 億 2751 万余円となっている。

海幕は、海自 PBL 契約の締結に当たり、仕様書及び調達要領指定書(以下、これらを合わせて「海自 PBL 仕様書等」という。)を作成している。

海自 PBL 仕様書等によると、会社が行う部品供給の主な業務内容は、官給等された部品の保管を含めて部品供給の対象品目(以下「海自 PBL 対象品目」という。)の在庫管理を行うこと、部隊から海自 PBL 対象品目の請求を受けた場合は所定の期間内に部隊に供給すること、原則として官給等された部品を優先して供給すること、部隊で使用していた海自 PBL 対象品目の部品に故障が発生してそれが修理可能な場合は当該部品の官給等を受けて修理を行い、修理後は良品として維持、管理することなどとなっており、また、官給等されていない部品については会社が需給予測するなどして購入して供給することになっている。

また、海自 PBL 仕様書等には、海自 PBL 対象品目、官給等が可能な部品の品目及び数量のリスト(以下「官給品リスト」という。)、業務委託期間等が定められており、海自 PBL 契約締結後、海上自衛隊は官給品リストに記載された部品を会社に官給等することとなっている。

### (3) 空補処における部品の管理及び調達

防衛省は、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)及び自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)に基づき、航空機、航空機用機器等の調達、保管等を実施するために海上自衛隊航空補給処(以下「空補処」という。)を設置している。

海上自衛隊物品管理補給規則(昭和 56 年 12 月海上自衛隊達第 42 号)によると、海上自衛隊補給本部長が空補処に需給の統制を行わせる必要があると認める品目(以下「空補処統制品目」という。)について、空補処は海上自衛隊の需給統制機関<sup>(注1)</sup>として、部品の調達等を行うこととなっている。そして、海自 PBL 契約締結以前は、MCH-101 等の部品の調達等は、空補処が行っていた。また、空補処統制品目のうち海自 PBL 対象品目以外の MCH-101 等の部品については、海自 PBL 契約締結以降も引き続き空補処が調達等を行っている。

(注1) 需給統制機関 装備品等について、需要と供給の統制を効果的に行うために、在庫状況の把握、所要量の決定等の量的な統制業務等を行う機関

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、MCH-101 等の部品の調達は適切に行われているか、MCH-101 等の部品供給等は適切に行われているかなどに着眼して、平成 29 年度から令和 4 年度までの間の MCH-101 等の部品等の調達に係る契約計 118 件(契約額計 44 億 4652 万余円)及び平成 27 年度から令和 5 年度までの間の海自 PBL 契約を対象として、海幕、空補処、防衛装備庁等及び会社において、契約書、海自 PBL 仕様書等、物品管理簿等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 空補処において調達する必要のない部品を調達していた事態

空補処は、部隊からの過去の部品の請求実績等に基づき調達所要量を算定し、前記 118 件の契約のうち、4 会社と締結した 4 件の契約(契約額計 1 億 3076 万余円)において調達

した部品の中に、海自 PBL 対象品目に該当する部品が計 5 品目 104 個(これらに係る契約額相当額計 958 万余円)含まれていた。これらは、海自 PBL 契約に基づいて部隊が会社に請求すれば会社から供給される部品であった。

そこで、空補処がこれらの部品を調達した理由を確認したところ、海幕は、海自 PBL 対象品目に空補処統制品目が含まれているにもかかわらず、海自 PBL 仕様書等を空補処に共有していなかった。そのため、空補処は上記の部品が海自 PBL 対象品目であることを把握することができないまま、海自 PBL 対象品目以外の部品の調達と同様に上記部品の調達を行っていたが、これらの部品は調達する必要がなかった。

(注2) 4 会社 丸紅エアロスペース株式会社、株式会社タイムワールド、株式会社 S.T. ディバイス、新東亜交易株式会社

## (2) 空補処に保管されたままとなっていて部品が活用されていなかった事態

前記のとおり、海自 PBL 仕様書等によると、海自 PBL 契約締結後、海上自衛隊は官給品リストに記載された部品を会社に官給等することとなっている。しかし、5 年 5 月の会計実地検査時点で、2 年度の海自 PBL 契約の官給品リストに記載された品目のうち、計 9 品目 26 個(物品管理簿価格計 5615 万余円。なお、これらのうち計 3 品目 3 個(同計 5068 万余円)は修理が必要な部品である。)は、2 年度の海自 PBL 契約の官給品リストの作成時点より前から空補処に保管されたままとなっていた。

そこで、2 年度の海自 PBL 契約における官給品リストの数量の決定方法について確認したところ、海幕は、官給等することが可能な部品が空補処にあることを把握しておらず、2 年度の海自 PBL 仕様書等の作成時に会社に保管されている官給等した部品の数量を会社に報告させるなどして官給品リストを作成していたため、官給品リストに上記の計 9 品目 26 個を含めていなかった。また、海幕は、海自 PBL 仕様書等を空補処に共有していなかったため、空補処は、保管している部品が海自 PBL 契約において官給等することとなっている海自 PBL 対象品目であることを認識していなかった。

海自 PBL 契約では、前記のとおり、海自 PBL 対象品目は、部隊が会社に請求すれば会社から供給される部品であり、空補処が払出しを行うことはない。このため、空補処に保管されたままとなっている部品については、2 年度の海自 PBL 契約において活用されていない状況となっていた。

以上のように、海幕において、海自 PBL 対象品目に空補処統制品目が含まれているのに海自 PBL 仕様書等を空補処に共有しておらず、空補処で海自 PBL 対象品目の調達が行われていた事態及び官給品リストの作成時に官給等の対象となる部品が空補処に保管されていることを把握するなどしておらず、空補処に保管されている部品を官給等して活用していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、海幕において、次のことについての必要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められた。

ア 海自 PBL 対象品目に空補処統制品目が含まれている場合に、海自 PBL 仕様書等を空補処に共有すること

イ 海自 PBL 仕様書等の作成時に、空補処に保管されている官給等の対象となる部品について、保管状況を把握し官給等して活用すること

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海幕は、5年9月に空補処等の需給統制機関に通知を発し、部品供給等のPBL契約の実施に当たり、部品供給の対象品目と重複して部品の調達が行われないよう、また、需給統制機関が保管している部品が有効に活用されるよう、次のとおり処置を講じた。

- ア PBL契約の仕様書等を需給統制機関に共有する体制を整備した。
- イ PBL契約の仕様書等の作成時に、需給統制機関におけるPBL契約に係る部品供給の対象品目の保管状況を把握するなどの体制を整備した。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

平成23年度決算検査報告 693 ページ参照
平成24年度決算検査報告 633 ページ参照
平成25年度決算検査報告 722 ページ参照
平成26年度決算検査報告 630 ページ参照
平成27年度決算検査報告 607 ページ参照
平成28年度決算検査報告 546 ページ参照
平成29年度決算検査報告 538 ページ参照
平成30年度決算検査報告 550 ページ参照
令和元年度決算検査報告 391 ページ参照
令和2年度決算検査報告 359 ページ参照
令和3年度決算検査報告 385 ページ参照

#### 1 本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」という。)により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。



検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度から27年度までに、テレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって放送受信事業の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行った。2年度及び3年度には、新型コロナウイルス感染症対策の動向も踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。

そして、4年度には指定基準の改正の方向性を踏まえるなどして指定基準案を作成し、5年5月に地元関係者に説明を行い、同年6月に航空機騒音の実態の変化を適切に反映させられるよう新たな指定基準を定めた通達を各地方防衛局等に発出して周知するなどの処置を講じていた。

今後、本院としては、新たな指定基準による補助対象区域の見直しの状況について注視していくこととする。

(第1 内閣府(内閣府本府)、第2 総務省)

意見を表示し又は処置を要求した事項

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したものの

所管、会計名及び科目	総務省所管 一般会計 (組織) 総務本省 (項) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費
	移替え前は、 内閣府所管 一般会計 (組織) 内閣本府 (項) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費
部 局 等	内閣府本府(交付金に係る制度の所管行政庁) 総務本省(交付金の交付行政庁)
交付等の根拠	予算補助
交付金の概要	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付するもの
補助事業者(事業主体)	府1、県19、市345、町279、村58
検査の対象とした令和2、3両年度の実施計画における物品配布等事業等の事業数、事業費及び交付金交付額	物品配布等事業 1,594事業 433億9269万余円 397億4295万余円 端末購入等事業 2,075事業 1569億5363万余円 1258億5774万余円
上記のうち改善を必要とする事態に係る事業数及び交付金相当額	物品配布等事業 (1) 55事業 4億8465万円 端末購入等事業 (2) 812事業 107億3308万円
(1)及び(2)の純計	863事業 112億1710万円

【改善の処置を要求したものの全文】

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による物品配布等事業等の実施について

(令和5年10月18日付け 内閣総理大臣宛て  
総務大臣)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱等の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)の一環として、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として創設されたものである。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(令和2年府地創第127号等。以下「制度要綱」という。)によれば、交付金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、制度要綱に掲げる基準に該当する国庫補助事業等及び地方単独事業とされており、国は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定。上記の同月7日付け閣議決定の内容を変更したもの)等の閣議決定に掲げられた事項(以下「経済対策」という。)についての対応として、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく交付対象事業に要する費用に対して交付金を交付することとされている。

また、内閣府は、制度要綱及びその運用について定めた事務連絡に基づき、地方公共団体から交付対象事業の目的・効果、経済対策との関係、事業始期及び事業終期(以下、事業始期から事業終期までの期間を「事業実施期間」という。)等が記載された実施計画の提出を受けることとなっている。そして、実施計画に記載された交付対象事業が経済対策に対応した事業に該当することを確認するなどして、交付金の総額を明らかにして配分計画を作成し、これに基づき、交付金の予算を交付の事務を行う各省に移し替えることとなっている。実施計画に記載された交付対象事業が複数の府省が所管する国庫補助事業や地方単独事業で構成されている場合は総務省が交付行政庁となることとなっており、実際には、実施計画にいずれも地方単独事業が含まれるなどしているため、同省が交付行政庁となっている。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱の概要

総務省が制度要綱に基づく交付金の交付に関して定めた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱(総務省)」(令和2年総行政第148号等。以下「交付要綱」という。)によれば、同省は、制度要綱により内閣府から移し替えられた交付金について、地方公共団体が作成する実施計画に記載されている交付対象事業に要する費用に対して、地方公共団体ごとの交付限度額以内で交付することなどとされている。同省は、地方公共団体から交付金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付すべきものと認めたとき

は交付決定を行い、速やかにその内容等について交付決定書により地方公共団体に通知することとされている。

また、地方公共団体は、実施計画に記載した全ての交付対象事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、総務省に実績報告書等を提出することとされている。そして、同省は、実績報告書等の審査を行うなどして、交付対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、地方公共団体に通知することなどとされている。

### (3) 交付金による事業の概要

内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A」(以下「Q&A」という。)によれば、交付対象事業については、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として交付金の使途に制限はないとされている。そして、交付金は地方単独事業にも充当できることから、実施計画に記載された交付対象事業の内容は多岐にわたっている。

各地方公共団体は、実施計画の作成に当たり、内閣府が公表している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集」を参考にするなどして、交付対象事業を決定している。地方公共団体が交付金を活用して実施している事業の中には、マスク、パソコン等の物品を購入して、これを住民等に配布し、貸与し又は販売することを内容とするもの(以下、このような内容の事業を「物品配布等事業」と総称する。)や、小学校、中学校等における情報通信技術の環境整備、地方公共団体におけるリモート等による業務の実施のために、パソコン等の端末の購入や借入れを行うことを内容とするもの(以下、このような内容の事業を「端末購入等事業」と総称する。)など様々なものがある。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、交付対象事業は経済対策に対応した事業として交付金の趣旨に沿って適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、20府県及び505市町村の令和2、3両年度の実施計画における物品配布等事業計1,594事業<sup>(注1)</sup>(事業費計433億9269万余円、交付金交付額計397億4295万余円(4年度への繰越分を含む。以下同じ。))並びに20府県及び595市町村の2、3両年度の実施計画における端末購入等事業計2,075事業<sup>(注1)</sup>(事業費計1569億5363万余円、交付金交付額計1258億5774万余円)を対象として、内閣府本府、総務本省、20府県及び381市町村において会計実地検査を行うとともに、301市町村から、物品配布等事業及び端末購入等事業についての調書の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 端末購入等事業の中には、パソコン等の端末を購入して職員に貸与するなどの事業を実施しているものがあり、これは物品配布等事業にも該当するため、これらの事業数、事業費及び交付金交付額には重複がある。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の事態には重複しているものがある。))。

(1) 物品配布等事業において購入数量の半分以上が一度も使用されていない事態

物品配布等事業の内容としては、地方公共団体がマスク、消毒液、防護服等の衛生資材を購入して住民、事業者、医療機関等に配布するもの、テレワーク等に使用するパソコン、モバイルルータ等の情報機器等を購入して地方公共団体の職員に貸与するもの、防災ラジオ、防災行政無線の戸別受信機等の防災機器を購入して住民等に貸与し又は販売するもの、体温計、サーモグラフィー等の測定器を購入して事業者、自治会等に貸与するものなどがある。

内閣府は、地方公共団体が交付金により購入した物品について、実施計画に記載された内容に沿って使用されるべきであるとしている。そして、交付要綱によれば、交付対象事業において取得した財産を交付金の目的に反して使用するなどの場合には、地方公共団体は財産処分承認申請書を総務省に提出し、その承認を受けなければならないことなどとされている。

前記のとおり、20 府県及び 505 市町村は、2、3 両年度の実施計画に基づく物品配布等事業を 1,594 事業(事業費 433 億 9269 万余円、交付金交付額 397 億 4295 万余円)実施している。そして、これらの事業で購入した物品の品目数は計 6,674 品目、購入金額は計 235 億 7705 万余円となっており、4 年度末時点で納品から少なくとも 1 年以上が経過していることになる。

(注 2) 同じ品目であってもサイズ、購入時期等が異なる場合は、別品目として集計している。

そこで、上記の 20 府県及び 505 市町村が物品配布等事業で購入した物品 6,674 品目について、住民等への配布等が行われているかなどの使用状況を確認したところ、4 県及び 48 市町村の計 55 事業(事業費計 38 億 7694 万余円、交付金交付額計 27 億 4002 万余円)において、4 年度末時点で購入数量の半分以上が一度も使用されておらず、かつ、一度も使用されていない数量に購入単価を乗じた額が 50 万円以上の物品が、計 90 品目(購入金額計 6 億 3398 万余円、交付金相当額計 4 億 8465 万余円)見受けられた。これを種類別に示すと、表のとおり、衛生資材が 51 品目と大半を占めていた。

表 90 品目の内訳(令和 4 年度末現在)

種類	品目	品目数	購入金額 (万円)	交付金相当額 (万円)
衛生資材	マスク、グローブ、防護服、ガウン、パーティション、消毒液、検査キット等	51	5 億 2711	3 億 8075
情報機器 (周辺機器を含む。)	パソコン、タブレット、モバイルプリンタ、キーボード等	21	3746	3588
防災機器	戸別受信機、外部アンテナ等	7	3243	3168
測定器	サーモグラフィー、活動量計	3	252	211
その他	テント、テント用マット、エコバッグ等	8	3444	3421
計		90	6 億 3398	4 億 8465

(注) 表中の数字は表示単位未満を切り捨てているため、集計しても計が一致しないものがある。

このように、地方公共団体が交付金により購入した物品の中には、納品後 1 年以上使用されることなく倉庫等に在庫として保管されているものが相当数あり、2 年以上経過しているものも 65 品目あった。そして、90 品目の中には、経年劣化によって比較的短期間で

使用期限が到来する衛生資材や、パソコン等のように比較的早期に陳腐化する可能性がある情報機器等が含まれていた。

このため、配布等を目的としたこれらの物品については、在庫として保管し続けるのではなく、物品の配布、貸与又は販売の対象者(以下「物品の配布等対象者」という。)の要件を見直すこと、改めて配布等の希望を確認することなどにより、速やかに活用を促進する方策等を検討することが必要と考えられる。

また、前記90品目の中には、物品の購入数量の決定に当たって、物品の配布等対象者に対して当該物品を使用するかどうかの意向確認を実施していなかった品目が42品目見受けられた。この中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の初期段階のマスクなどのように、需給がひっ迫したものがあり、各地方公共団体において確保し得る数量を購入し、迅速に配布等を行う必要があったなどのやむを得ない事情があった場合も考えられるが、そうでない場合には、意向確認を実施するなどして所要量の妥当性の確保に努めた上で購入数量を決定することが有用と考えられる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例1>

横浜市は、令和2年度に、医療機関及び高齢者施設に新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク、防護具等を配布する事業を事業費21億4157万余円(交付金交付額10億4539万余円)で実施している。当該事業において、同市は、マスク、消毒液、防護具等を2年4月から3年3月までの間に、医療機関への配布分として14億2071万余円、高齢者施設への配布分として5億7412万余円、計19億9483万余円で購入し、納品を受けている。

同市は、このうち医療機関への配布分の購入に当たっては、緊急に配布する必要があるとして、医療機関に対する意向確認を実施せずにマスク、防護具等を購入していた。そして、新型コロナウイルス感染症の流行が鈍化して、医療機関の需要が減少したことなどから、4年度末時点において、防護具等計5品目は、それぞれの購入数量の半分以上(これらに係る購入金額計2億6499万円、交付金相当額計1億2935万余円)が配布されることなく在庫として倉庫に保管されている状況となっており、その中には、5年度中に使用期限が到来するため廃棄予定とされているものもあった。

一方、高齢者施設への配布分については、同市は、高齢者施設に対して配布を希望するかどうかの意向確認を実施した上で、施設ごとに必要となる数量のマスク、消毒液等を購入して効果的に活用されるよう配布しており、4年度末時点で在庫として保管されている品目はなかった。

#### (2) 端末購入等事業において超過期間に係る保守費用等が交付対象経費に含まれている事態

地方公共団体は、端末等購入事業のうち、児童生徒への配布を目的として端末等の購入等を行う事業の実施に当たっては、文部科学省所管の国庫補助金である公立学校情報機器整備費補助金を活用するなどしている。

そして、端末等の購入等に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に基づき、単年度で又は債務負担行為等に基づき複数年度にわたって売買、貸借、請負等の契約を締結しており、これらの契約に係る費用には、端末本体の費用のほか、端末の保守やソフトウェアライセンスに係る費用(以下「保守費用等」という。)が含まれている場合がある。

内閣府が作成した Q&A においては、交付金の交付対象経費について、リース契約の場合には、交付金の交付対象期間中に支出負担行為を行う経費のみが対象である旨の記載はあるものの、事業実施期間を超える期間（以下「超過期間」という。）に係る保守費用等については示されていない。また、児童生徒への配布を目的として購入等が行われる端末で、国庫補助金の交付対象とならない分について、当該端末を活用する際に必要となるソフトウェアの購入費用等は必要に応じて地方単独事業に係る経費として交付対象となる旨の記載はあるものの、超過期間に係る保守費用等については示されていない。このため、総務省においては、交付金の額の確定時の審査等に際して、超過期間に係る保守費用等についての確認を行っていない。

そこで、前記の 20 府県及び 595 市町村が、2、3 両年度の実施計画に基づいて実施した端末購入等事業 2,075 事業（事業費 1569 億 5363 万余円、交付金交付額 1258 億 5774 万余円、計 6,421 契約、契約額計 2345 億 7217 万余円<sup>(注3)</sup>）で締結した契約について、保守費用等が端末の購入価格に含まれるなどして契約上一体不可分となっているものを除き、超過期間に係る保守費用等が含まれる契約の状況を確認したところ、次のような状況となっていた。

18 府県及び 422 市町村<sup>(注4)</sup>における端末購入等事業計 812 事業<sup>(注5)</sup>（事業費計 799 億 2769 万余円、交付金交付額計 661 億 5350 万余円、計 1,115 契約、契約額計 735 億 2492 万余円<sup>(注3)</sup>）においては、超過期間に係る保守費用等が交付対象経費に含まれていた。そして、上記の 812 事業における超過期間に係る保守費用等は計 151 億 8928 万余円、これに係る交付金相当額は計 107 億 3308 万余円となっていて、端末の納入等の後、2 年から最長で 10 年分の保守費用等が含まれていた。

一方、10 県及び 126 市町村<sup>(注4)</sup>における端末購入等事業計 270 事業<sup>(注5)</sup>（事業費計 327 億 5267 万余円、交付金交付額計 269 億 1680 万余円、計 331 契約、契約額計 732 億 9336 万余円<sup>(注3)</sup>）においては、超過期間に係る保守費用等について、地方公共団体の一般財源で支払われるなどしていた。

(注3) 実施計画において、事業費から他の国庫補助金の交付額等を除いている地方公共団体がある。このため、契約額が事業費を上回っている場合がある。

(注4) 同一の地方公共団体においても、事業又は契約によって超過期間に係る保守費用等の取扱いが異なる場合があるため、府県数及び市町村数については、合計しても 20 府県及び 595 市町村と一致しない。

(注5) 一つの事業の中に複数の契約が含まれていて、これらの契約の全てについて保守費用等が端末の購入価格に含まれているなど契約上一体不可分となっている事業等を除いているため、事業数については、合計しても 2,075 事業と一致しない。

このように、多数の地方公共団体において、超過期間に係る保守費用等が交付対象経費に含まれている一方、一般財源で超過期間に係る保守費用等が支払われるなどしている地方公共団体もあり、交付対象経費としての取扱いが区々となっていた。

そこで、地方公共団体に対して、超過期間に係る保守費用等を交付対象経費に含めている理由を確認したところ、制度要綱、Q&A 等において、超過期間に係る保守費用等の交付対象経費としての取扱いが明示されていないためなどとしている。

しかし、前記のとおり、制度要綱等によれば、国は、事業実施期間等が記載された実施計画に基づく交付対象事業に要する費用に対して交付金を交付することとされているところ、超過期間に係る保守費用等が交付対象経費に含まれることで、事業実施期間を超えて実施される事業についても交付金が充当されることとなる。そして、超過期間に係る保守費用等は、端末等の運用期間の経過に伴い生ずる経費であり、こうした長期に及ぶ保守費用等に対して臨時的措置である交付金を充当することは、交付金の趣旨に沿わないことになり、また、地方公共団体の間で交付対象経費としての取扱いが区々となっていて公平性が確保されていないおそれがある。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例2>

熊本県八代郡氷川町は、令和2年度に、実施計画において2年9月から3年3月までを事業実施期間とする学校ICT整備事業を事業費5801万余円(交付金交付額4935万余円)で実施している。

同町は、同事業の実施に当たり、二つの契約を締結しており、このうち児童等のタブレット端末511台の調達等を行うための「GIGAスクール用端末整備支援業務委託」契約を2年12月に民間事業者と契約額2597万余円で締結し、3年3月に納品を受け、完了検査を行って2597万余円(交付金相当額2209万余円)を支払っていた。

しかし、経費の内訳を確認したところ、端末の保守料として4年4月から8年3月までの4年分(3年4月から4年3月までの1年間は無償)、ソフトウェアのライセンス料として3年4月から8年3月までの5年分の費用計1281万余円(交付金相当額1090万余円)が含まれており、これらについては超過期間に係る保守費用等となっていた。

#### (改善を必要とする事態)

交付金については、原則として、その用途に制限が設けられていないところであるが、物品配布等事業において購入数量の半分以上が一度も使用されていない事態及び端末購入等事業において超過期間に係る保守費用等が交付対象経費に含まれている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、地方公共団体において、物品配布等事業を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で先行きが予見し難い状況で物品を購入するなどしていたという事情はあるものの、交付金により購入した物品を実施計画に記載された内容に沿って使用することの必要性に対する理解が十分でないこと、端末購入等事業を実施するに当たり、超過期間に係る保守費用等に対して交付金を充当することが交付金の趣旨に沿ったものとなっているかについての検討が十分でないことなどにもよるが、内閣府において、次のことなどによると認められる。

ア 物品配布等事業において、購入した物品が一定期間使用されていない場合の取扱いを示していないこと。また、需給がひっ迫する中で購入するなどのやむを得ない事情がある場合を除き、事業の目的を踏まえた上で必要に応じて物品の配布等対象者に対して当該物品を使用するかどうかの意向確認を実施するなどして、所要量の妥当性の確保に努めた上で購入数量を決定するよう周知していないこと



イ 端末購入等事業において、超過期間に係る保守費用等について、交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めていないこと

### 3 本院が要求する改善の処置

内閣府及び総務省において、地方公共団体が交付金により購入して使用していない物品が適切に取り扱われるよう、また、今後、交付金による事業で、購入された物品が使用されない事態や超過期間に係る保守費用等が交付対象経費に含まれる事態が生ずることのないよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 内閣府において、地方公共団体に対して、物品配布等事業で購入した物品の使用状況を確認させた上で、使用されていない物品については、実施計画に記載した内容の範囲内で物品の配布等対象者の要件を見直すこと、改めて配布等の希望を確認することなどにより、実施計画に記載された内容に沿って活用を促進する方策を検討するよう周知すること。また、これによっても活用することが困難な場合は、財産処分等について規定した交付要綱等に基づき、その取扱いを検討するよう周知すること

イ 内閣府において、物品配布等事業を実施する場合には、事業の目的を踏まえた上で必要に応じて物品の配布等対象者に対して当該物品を使用するかどうかの意向確認を実施するなどして、所要量の妥当性の確保に努めた上で購入数量を決定するよう地方公共団体に対して周知すること

ウ 内閣府において、端末購入等事業における超過期間に係る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知すること

エ 総務省において、交付金の額の確定時の審査等に当たり、超過期間に係る保守費用等について、内閣府が定めた交付対象経費となる範囲の取扱いに沿ったものとなっているかなどの確認を行うこととする

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による商品券等の配布事業等の実施及び効果検証の実施等について

(令和3年度決算検査報告 387 ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見

内閣府は、令和2年4月に閣議決定された緊急経済対策の一環として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「コロナ交付金」という。)について、その基本的な枠組みとなる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」等を定めるなどしている。これらによれば、コロナ交付金は、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく交付対象事業に要する費用に対して交付することとされており、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として用途に制限はないとされている。また、地方公共団体は、実施した個々の交付対象事業(以下「交付金事業」という。)の終了後に、効果の測定(以下「効果検証」という。)を実施し、結果を公表す

るなど説明責任を果たすよう要請されている。そして、総務省は、2年度に内閣府から5兆0110億余円の予算の移替えを受けた後、同年度中に2兆6144億余円を支出したほか、3年度に2兆3958億余円を繰り越すなどしている。しかし、商品券等の配布事業において使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等が事務委託等した商工会等に滞留するなどしている事態、金融機関から融資を受けた中小企業者等が負担した信用保証料の補助等事業において保証対象の債務に係る繰上償還に伴い生じた信用保証料等の過払い分の返金等（以下「過払分返金」という。）が地方公共団体に滞留している事態、水道料金等の減免事業において国又は地方公共団体により管理等が行われている施設（以下「公的機関」という。）の利用に係る水道料金等の減免額にコロナ交付金が充当されている事態、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（以下「持続化給付金」という。）の上乗せ事業において持続化給付金の給付に係る贈与契約が解除された場合に上乗せ分の給付が要件を満たすものであるか確認することが困難となっている事態及び交付金事業の適切な方法による効果検証が実施されていなかったり検証結果が公表されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣及び総務大臣に対して4年10月に、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示した。

- ア 内閣府において、商品券等の配布事業について、事務委託等した商工会等に滞留した使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等にコロナ交付金を充当しない取扱いとし、商品券等の換金額を把握することなどとした上で、その旨を地方公共団体に対して周知すること（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）
- イ 内閣府において、地方公共団体に対して、繰上償還に伴いコロナ交付金の交付対象とした信用保証料の補助等事業に係る過払分返金が地方公共団体に生ずることがあることを周知するとともに、過払分返金が生じた場合の取扱いを定めて周知すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）
- ウ 総務省において、地方公共団体が、信用保証料の補助等事業において既に生じた過払分返金額等及び今後生ずる過払分返金額等を把握して、把握した過払分返金額を補助対象事業費から除くなどして実績報告を行ったり、コロナ交付金の額の確定後においても、定期的に、同様に把握した過払分返金額を補助対象事業費から除くなどした上で、信用保証料の補助等事業に係るコロナ交付金を国庫に返還する必要があるか確認した報告書を提出したりするなどの仕組みを整備して、地方公共団体に周知すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）
- エ 内閣府において、水道料金等の減免事業について、公的機関の利用に係る水道料金等は、原則として、減免の対象とはならないことを地方公共団体に示すなどの方策を検討すること。また、同事業がコロナ交付金による事業の目的に沿うものとなっているか、経済対策に対応したものとなっているかについて、実施計画上で減免の対象者に公的機関が含まれているかを判別できるようにするなどして、実施計画の確認を確実にできるようにするための方策を検討すること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）
- オ 内閣府において、地方公共団体が、今後、持続化給付金の上乗せ事業のように、国の補助金等の交付を受けていることを要件として独自の補助金等を交付するなどの事業を実施する際には、国から補助金等の交付対象者の申請及び交付状況に係る個人情報の提供を受けることについての同意を当該交付対象者本人から得るなどした上で、提供された個人情報

報を利用するなどして当該補助金等の交付の適正性を確認できる体制を整備することについて、必要に応じて関係省庁と調整を行った上で、地方公共団体に対して助言を行うこと（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

カ 内閣府において、効果検証の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討すること。また、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知すること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

## 2 当局が講じた処置

本院は、内閣府本府及び総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府及び総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 内閣府は、4年11月に地方公共団体に対して事務連絡を発し、商品券等の配布事業について、商品券等の使用実績を把握するなどした上で、事業者等との間で商品券等の換金額によって精算するなどして使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額が事務委託等した事業者等に滞留することがないようにするなどの取扱いを定めて周知した。

イ 内閣府は、アの事務連絡により、繰上償還が行われた場合に信用保証料の補助等事業に係る過払分返金が地方公共団体に生ずる場合があることを周知するとともに、過払分返金が生じた場合には、コロナ交付金を国庫に返還するなどの取扱いを定め、適切に対応するよう周知した。

ウ 総務省は、4年11月に地方公共団体に対して事務連絡を発するなどし、信用保証料の補助等事業に係る過払分返金について、既に生じた過払分返金額等及び今後生ずる過払分返金額等の状況を把握して、把握した過払分返金額等について、補助対象事業費から除くなどして実績報告を行うとともに、コロナ交付金の額の確定後においてもコロナ交付金を国庫に返還する必要があるか確認した報告書を定期的に提出することとして、コロナ交付金を国庫に返還する仕組みを整備して、適切に処理するよう周知した。

エ 内閣府は、アの事務連絡及び4年12月に発した事務連絡により、水道料金等の減免事業について、公的機関を減免対象とすることはコロナ交付金の性質になじまないとする留意事項を示した。また、今後、実施計画に水道料金等の減免事業を掲げる場合は、公的機関を対象に含まない旨を記載させることとし、その旨を周知した。

オ 内閣府は、アの事務連絡により、地方公共団体が、国の補助金等の交付を受けていることを要件として独自の補助金等を交付するなどの事業を実施する際に、地方公共団体が国の補助金等の交付状況を国に確認することについての同意を交付対象者本人から得るなどして、当該交付状況に係る情報を利用するなどして当該補助金等の交付の適正性を確認する体制を整備するよう周知した。

カ 内閣府は、効果検証の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討し、アの事務連絡により、地方公共団体において、効果検証の実施状況について、同府が示した調査結果及び公表事例も参照し、公表事例における効果検証の手法も参考とした上で、適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知した。

今後、本院としては、過払分返金が生ずることなどに伴うコロナ交付金の国庫への返還の状況について注視していくこととする。

## 第2節 団体別の検査結果

### 第1 沖縄振興開発金融公庫

意見を表示し又は処置を要求した事項

住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等の融資対象住宅について、借受者が沖縄振興開発金融公庫の承諾を得ることなく用途変更していた事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示したもの

科 目	公庫貸付金	
部 局 等	沖縄振興開発金融公庫本店	
貸付けの根拠	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)	
個人住宅資金等の概要	沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者等個人に対して、住宅の建設又は購入、住宅の用に供する土地の取得等の使途に充てるために必要な長期資金の貸付けを行うもの	
検査の対象とした個人住宅資金等に係る貸付債権及びこれに係る残高	3,027件	199億6125万余円(令和3年度末)
上記のうち融資対象住宅が用途変更されていた貸付債権及びこれに係る残高	23件	1億9319万円

【適宜の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等に係る融資対象住宅の融資後の状況把握等について

(令和5年10月11日付け 沖縄振興開発金融公庫理事長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

#### 1 住宅資金等貸付業務の概要等

##### (1) 住宅資金等貸付業務の概要

###### ア 住宅資金等の概要

貴公庫は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号。以下「公庫法」という。)等に基づき、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における経済の振興及び社会の開発

に資することを目的として、沖縄において住宅を必要とする者に対して、一般の金融機関が供給することを困難とする資金の貸付けを行っている。

この貸付けは、公庫法等及び勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)等に基づき、貴公庫が、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者、住宅を建設して賃貸する事業を行う者等に対して、住宅の建設又は購入、住宅の用に供する土地の取得又は借地権の取得等の使途に充てるために必要な長期資金の貸付けを行うものである(以下、住宅の建設等の使途に充てるために必要な長期資金のうち、公庫法等に基づき貸し付けられる長期資金を「住宅資金」といい、住宅資金のうち住宅を賃貸する事業を行う者に対する資金を除いた個人に対して貸し付けられるものを「個人住宅資金」、勤労者財産形成促進法等に基づき自ら居住するため住宅を必要とする勤労者等個人に対して貸し付けられる長期資金を「財形住宅資金」という。)

個人住宅資金及び財形住宅資金(以下、両者を合わせて「個人住宅資金等」という。)に係る債権は、令和3年度末現在で計8,605件、残高計539億0601万余円(以下、3年度末の残高を単に「残高」という。)となっている。

#### イ 個人住宅資金等の貸付けに係る業務委託

公庫法等によれば、貴公庫は金融機関等に対して、その業務の一部を委託することができることとされている。また、沖縄振興開発金融公庫代理貸付事務取扱規程(昭和48年規程(業)第10号)によれば、貴公庫は、個人住宅資金等の貸付けについては、金融機関と業務委託契約を締結して貸付業務の一部を委託し、業務を受託した金融機関(以下「代理店」という。)を通じて貸付けを行うこととされている。そして、代理店に委託する業務は、借入申込みの受付、貸付審査、貸付けの実行等の貸付手続、貸付債権の管理回収手続等とされている。

### (2) 個人住宅資金等の貸付条件等及び融資後の手続等

#### ア 個人住宅資金等の貸付条件等

貴公庫は、個人住宅資金の貸付けに係る業務については、沖縄振興開発金融公庫業務方法書(昭和47年規程(業)第1号)の定めるところにより、また、財形住宅資金の貸付けに係る業務については、勤労者財産形成持家融資業務方法書(昭和52年規程(業)第22号)の定めるところによりそれぞれ行っている(以下、両者を合わせて「業務方法書」という。)

業務方法書では、個人住宅資金等の貸付条件として、貸付金の使途は住宅の建設等であること、貸付けの相手方は自ら居住するため住宅を必要とする者等であること、償還期限は35年以内であることなどが定められている。

そして、貴公庫は、個人住宅資金等の貸付けに当たり、その貸付けを受ける者(以下「借受者」という。)との間で金銭消費貸借抵当権設定契約証書(以下「証書」という。)を作成し、具体的な貸付条件等を定めることとしている。証書によれば、借受者が借入金を住宅の建設等以外の使途に使用したときなどであって、貴公庫が借受者に書面により返済請求(繰上償還請求)を発したときは、借受者は債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務を返済することとされている。

#### イ 融資後の融資対象住宅の用途変更に係る手続等

個人住宅資金等の使途は、前記のとおり、借受者が自ら居住するための住宅の建設等に必要な資金等とされている。そして、融資対象住宅(借受者が貸付けを受けて建設等する住宅をいう。以下同じ。)が融資後も継続して業務方法書の定める貸付条件に沿って利用されるようにするために、証書等において、借受者は、融資対象住宅の一部又は全部を店舗、事務所等、住宅以外の用途に利用する(以下「用途変更」という。)場合は、原状・用途変更承認申請書(以下「申請書」という。)を代理店に提出した上で、貴公庫の承諾を得る手続を行わなければならないこととなっている。

代理店は、貴公庫が作成した「沖縄公庫住宅資金債権管理の手引」(以下「債権管理の手引」という。)によれば、用途変更に係る申請については、債権保全上支障がないと認められるときであって用途変更部分に係る債務に相当する金額を繰上償還させる場合は、代理店において専決で処理するとともに貴公庫に報告することとされ、それ以外の場合は、代理店が貴公庫と協議して処理することとされている。

また、借受者において、貴公庫の承諾を得ないで用途変更を行ったときであって、貴公庫が借受者に書面により返済請求(繰上償還請求)を発したときは、借受者は、証書に基づき、債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務を返済することとなっている。

#### (3) 融資対象住宅の融資後の状況把握について

債権管理の手引によれば、貴公庫は、融資対象住宅の無断譲渡、無断賃貸、用途変更等がないかどうかなどを確認するための実態調査の実施が必要なときは、代理店に対して、調査の対象、期間及び件数を通知することとされている。貴公庫から上記の通知を受けた代理店は、債権管理の手引に定められた調査方法に従って実態調査を行い、結果を取りまとめ貴公庫へ報告することとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴公庫は、前記のとおり、個人住宅資金等の貸付けを行っており、近年、新規貸付けの件数は少なくなっているものの、既に貸し付けたものの貸付債権は多額に上っており、今後も長期にわたり管理することになる。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、個人住宅資金等の貸付けについて、融資対象住宅が継続して貸付条件に沿った利用となっているか、貴公庫において融資対象住宅の融資後の状況等を適切に把握するなどして借受者が継続して貸付条件に沿って利用するよう対策が十分に講じられているかなどに着眼して、貴公庫本店及び東京本部において、融資対象住宅の融資後の状況や貴公庫による融資対象住宅の融資後の状況把握等の実施状況に係る書類等により確認するなどして会計実地検査を行った。

検査に当たっては、貴公庫から、残高のある個人住宅資金等に係る貸付債権 8,605 件(残高計 539 億 0601 万余円)のデータの提出を受けた上で、離島を除く沖縄本島で貸付件数が多いなどの 15 市町村<sup>(注)</sup>のうち、店舗、事務所等の需要が多いと考えられる沿岸部の区域等に所在する融資対象住宅に係る貸付債権 3,027 件(残高計 199 億 6125 万余円)を対象に選定して、融資対象住宅に関する情報を確認するなどして検査した。そして、3 年度末時点で、融資対象住宅の情報から所在地において店舗、事務所等が設置されるなどして用途変更が

疑われる93件について、更に貴公庫に調査を求めて、貴公庫が、5年1月以降、代理店に対して実態調査の実施を通知し、代理店において、融資対象住宅に係る利用状況を確認するための借受者への聞き取り、現地確認等により行われた実態調査の結果を確認するなどして検査した。

(注) 15市町村 那覇、宜野湾、浦添、糸満、沖縄、豊見城、うるま、南城各市、中頭郡嘉手納、中頭郡北谷、中頭郡西原、島尻郡南風原各町、国頭郡恩納、中頭郡読谷、中頭郡北中城各村

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 借受者が貴公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態

借受者は、前記のとおり、融資対象住宅について用途変更する場合には、あらかじめ貴公庫の承諾を得ることとなっているのに、借受者が代理店に申請書を提出して貴公庫の承諾を得ることなく、融資対象住宅の一部又は全部を用途変更して店舗、事務所等の用途に利用するなどしていた事態が23件(残高計1億9319万余円)見受けられた。

上記23件のうち、貴公庫が代理店を通じて借受者から聞き取るなどして用途変更の開始時期を特定又は推定できたのは15件(残高計1億4107万余円)であり、そのうち6件(残高計7545万余円)は、35年以内とされている償還期限からみて、比較的早期と考えられる10年以内に用途変更されていたと特定され又は推定された。

#### (2) 貴公庫における融資対象住宅の融資後の状況把握等

貴公庫は、(1)のような借受者が貴公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態について、融資対象住宅の状況を把握した上で、用途変更の状況に応じて繰上償還請求等の必要な措置を講ずる必要がある。このことなどから、住宅資金等貸付業務の適切な実施のためには、融資後に融資対象住宅の状況を的確に把握することなどが重要である。

そこで、融資対象住宅の融資後の状況を貴公庫がどのように把握しているかなどについて検査したところ、貴公庫は、前記のとおり、融資対象住宅の実態調査の実施が必要なときは、代理店を通じてこれを行うこととしているが、融資対象住宅の融資後の状況に応じて実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を貴公庫が自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを設けていなかった。このため、貴公庫は、書類が保存されていて確認が可能な期間である平成29年度から令和3年度までの間、上記の端緒となる情報を取得していなかったことから、実態調査は一度も実施されておらず、現に(1)の事態について把握していなかった。

#### (是正及び改善を必要とする事態)

貴公庫の個人住宅資金等の貸付けに関して、借受者が貴公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態は適切ではなく、是正を図る要があると認められる。また、貴公庫において、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを設けていなかったため、実態調査が行われておらず、融資対象住宅の融資後の状況を十分に把握することができていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、借受者において証書の規定を遵守することについての理解が十分でないことにもよるが、貴公庫において、融資対象住宅の利用が継続して貸付条件に沿ったものとなるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して融資対象住宅の融資後の状況を把握することについての重要性の理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び表示する意見

貴公庫は、住宅資金等貸付業務を今後も引き続き実施していくこととしている。

については、貴公庫において、借受者が貴公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態について、借受者に対して貸付条件に沿った利用となるよう必要な対応を執らせて、借受者が必要な対応を執ることができない場合には繰上償還請求等の必要な措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、融資対象住宅が継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示する。



## 第2 日本私立学校振興・共済事業団

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

- (274) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの  
 (276)

科 目	(助成勘定) 交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事 業 主 体	3 学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	26,447,387,000 円(令和元、2 両年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	8,922,000 円(令和元、2 両年度)

### 1 補助金の概要

#### (1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等<sup>(注)</sup>を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資することを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

#### (2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

- ア 申請年度の 5 月 1 日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料
- イ 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成 10 年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)等に定める方法により、補助金の額を算定している。

### (3) 一般補助

事業団は、次のアからウまでの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定することとなっている。

ア 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

イ 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

ウ アで算定した経費区分ごとの基準額に、イで算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

そして、アのうち教育研究補助者の数については、補助金の算定対象となる要件(以下「補助要件」という。)として、ポスト・ドクター等の区分ごとに、職務内容、資格、従事期間等に係る基準が定められている。また、これらの教育研究補助者に共通する補助要件として、私立大学等との間に雇用契約があり、その賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理していることが必要とされている。

### (4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目には「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」、「大学院における研究の充実」、「研究施設運営支援」、「大学間連携等による共同研究」等がある。これらについて、事業団は、算定資料を各学校法人から提出させており、このうち、「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」及び「大学間連携等による共同研究」については、次のア及びイのように、特別補助の額を算定することとなっている。

ア 「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」については、新型コロナウイルス感染症の直接的、間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対し、補助要件に該当する入学料・授業料減免等の給付事業等を実施している私立大学等を対象に、当該事業に係る所要経費の3分の2以内の額を増額する。

イ 「大学間連携等による共同研究」については、特定の研究課題について産業界等又は国内外の大学等と組織的な共同研究環境を整備し、1研究課題当たりの所要経費が大学にあっては100万円以上、短期大学及び高等専門学校にあっては60万円以上の共同研究を実施している私立大学等に対して、当該共同研究に係る所要経費の区分に応じて定められた額を増額する。そして、対象となる経費は、当該共同研究の遂行等に直接必要な経費とし、直接関係しないものについては除外する。また、共同研究の遂行に当たり収入がある場合には、その額を所要経費から差し引く。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における教育研究補助者等の数は適切に算定されているか、特別補助の算定対象となる経費は適切に算定されているかなどに着眼して、事業

団が令和元年度から3年度までに補助金を交付している653学校法人のうち19学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、3学校法人は、事業団に提出した算定資料において、一般補助について賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理しておらず教育研究補助者の補助要件を満たしていないポスト・ドクターを算定対象に含めていたり、特別補助のうちの「大学間連携等による共同研究」について共同研究の遂行に当たって生じた収入を所要経費から差し引いていなかったり、「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」について誤って授業料減免等の実施見込額を所要経費に含めていたりなどしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計8,922,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3学校法人において補助金の制度を十分に理解していなかったことや、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったこと、事業団においてこれらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人昭和大学は、特別補助において、事業団に提出した算定資料に、昭和大学における令和元、2両年度の「大学間連携等による共同研究」について、A社との共同研究に係る経費をそれぞれ所要経費として計上していた。しかし、同学校法人は、当該共同研究の遂行に当たって同社が負担すべき経費として元年度1,955,000円、2年度3,010,700円が同社から支払われ、収入が生じていたにもかかわらず、これらを上記の所要経費からそれぞれ差し引いていないなどしていた。

したがって、特別補助の算定対象となる所要経費から収入を差し引くなどして算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は、元年度5,713,086,000円、2年度5,875,198,000円、計11,588,284,000円となり、元年度1,000,000円、2年度2,438,000円、計3,438,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める 補助金額	摘 要
			千円	千円	
(274)	学校法人昭和大学 (東京都品川区)	元	5,714,086	1,000	特別補助において 所要経費から収入 が差し引かれてい なかったものなど (昭和大学)
		2	5,877,636	2,438	
		小計	11,591,722	3,438	
(275)	学校法人早稲田大学 (東京都新宿区)	2	9,098,374	2,930	特別補助において 授業料減免等の実 施見込額が所要経 費に含まれていた もの (早稲田大学)
(276)	学校法人藤田学園 (愛知県豊明市)	元	2,768,814	1,242	一般補助において 算定対象とならな い教育研究補助者 が含まれていたも の (藤田医科大学)
		2	2,988,477	1,312	
		小計	5,757,291	2,554	
(274)-(276)の計			26,447,387	8,922	

第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第5 西日本高速道路株式会社、第6 本州四国連絡高速道路株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(4) 地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になり緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社 (4) 本州四国連絡高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 仕掛道路資産 (4) 仕掛道路資産、未成工事支出金
部局等	(1) 本社、2支社 (2) 本社、3支社 (3) 本社、4支社 (4) 本社、5管理センター
橋脚補強の概要	地震発生後に緊急輸送道路として機能させるために実施する橋脚の耐震補強工事
橋脚補強等の契約件数及び契約金額	(1) 47件 1398億5050万余円(平成28年度～令和4年度) (2) 146件 4745億6379万余円(平成29年度～令和4年度) (3) 190件 6155億0824万余円(平成28年度～令和4年度) (4) 20件 323億8120万余円(平成28年度～令和4年度)
分離橋りょうの上下線の2橋の橋脚補強を同時に実施していた事態に係る契約件数及び契約金額(ア)	(1) 8件 470億7365万余円(令和2年度～4年度) (2) 13件 264億0124万余円(令和2、3両年度) (3) 89件 2543億0175万余円(平成29年度～令和4年度) (4) 13件 226億3957万余円(平成29年度～令和2年度)
緊急輸送道路としての機能回復を速やかに行うことができる橋りょうが並行して設置されているのに暫定整備段階で設置した橋りょうの橋脚補強を実施していた事態に係る契約件数及び契約金額(イ)	(1) 7件 181億0974万円(令和2年度～4年度) (2) 13件 253億7022万余円(令和元年度～3年度) (3) 19件 501億9944万余円(平成28年度～令和4年度)

(ア)及び(イ)の純計	(1)	14 件	602 億 8839 万円(背景金額)
	(2)	24 件	476 億 2886 万円(背景金額)
	(3)	98 件	2824 億 3449 万円(背景金額)
	(4)	13 件	226 億 3957 万円(背景金額)

本院は、高速道路における橋脚補強の整備手法について、令和5年10月13日に、東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。また、以下、3会社と合わせて「4会社」という。)のそれぞれの代表取締役社長に対して、「高速道路における橋脚補強の整備手法について」として、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、4会社の検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

## 1 高速道路の橋脚補強の概要

### (1) 4会社が管理する高速道路の概要

4会社が管理する高速自動車国道又は自動車専用道路(以下、これらを合わせて「高速道路」という。)は、5年3月末現在、その管理延長が計9,901kmとなっており、その管理する対象には、高速道路を構成する橋長15m以上の橋りょう計17,605橋が含まれている。

高速道路は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき、地方公共団体がそれぞれ策定している地域防災計画等において、災害時の避難、救助、物資供給等の災害応急対策活動のための緊急輸送道路に位置付けられている重要な道路である。

このため、4会社は、事業継続計画等において、災害時に緊急車両の通行帯を24時間以内に確保することなどの目標を定めている。

### (2) 橋りょうに係る耐震補強工事等の概要

4会社は、地震による落橋・倒壊、橋脚の損傷の被害等を未然に防止するために、平成7年の兵庫県南部地震による橋りょうの被災状況等を踏まえて改訂された8年の「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)より前の示方書を適用して設計するなどした橋りょうについて、耐震補強工事を実施している。耐震補強工事は、既に完成して供用している橋りょうに対して施工するものであり、橋りょうを新設する場合にはない特有の構造上、施工上の制約等がある。そのため、4会社は、「既設道路橋の耐震性能照査及び耐震補強設計について」(平成27年6月国土交通省道路局事務連絡)に準拠して耐震補強工事を実施することとして、地震時に橋りょうの損傷を軽微にとどめて速やかに機能回復を図り、緊急輸送道路として機能させるための性能(以下「機能回復性能」という。)を確保することとしている。

そして、4会社は、落橋・倒壊を防止するための対策について、兵庫県南部地震発生以降、被害事例が多く見受けられた昭和55年の示方書より前の示方書を適用して設計するなどした橋りょうを対象として順次実施してきており、平成17年6月に国土交通省が発

出した「[緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム]の策定について」の通知に基づき重点的に実施するなどした結果、対策が完了しているため、前記の17,605橋は落橋・倒壊するおそれはないとしている。

一方、4会社は、機能回復性能を確保するための対策について、これを確保するには至っていない橋りょうが平成28年熊本地震発生時点で計4,454橋となっていたため、順次実施することとしていた。これらの橋りょうは、機能回復性能が確保されていないことにより、地震時に生じた橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能となり、緊急車両の通行帯が確保できないなどの事態が発生し、緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある(以下、地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になる部分を「地震時のミッシングリンク」という。)

4会社は、上記橋りょうの機能回復性能を確保するために、橋脚の耐震補強工事(以下「橋脚補強」という。)を、鉄筋コンクリート巻立て工法、連続繊維シート巻立て工法等により進めている。橋脚補強の対象となる橋りょうの中には、上下線を一体として橋脚が支える構造のものや並行する上下線を分離した橋脚がそれぞれ支える構造のもの(以下「分離橋りょう」という。)などがある。

### (3) 高速道路における安全・安心実施計画の概要

国土交通省は、平成28年熊本地震により耐震補強の必要性が改めて確認されたことなどから、「高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組基本方針」(平成29年12月社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会)において提案された各施策を踏まえて、「高速道路における安全・安心基本計画」(令和元年9月10日国土交通省道路局)を策定し、その中期的な整備方針等を示している。

これを受けて、4会社は、令和元年12月又は2年3月に「高速道路における安全・安心実施計画」(以下「実施計画」という。)をそれぞれ策定している。実施計画では、大規模地震の発生確率が高い地域(以下「先行整備地域」という。)(注1)における橋脚補強は3年度までを、それ以外の地域(以下「その他整備地域」という。)は8年度までを、それぞれの地域の橋脚補強の完了目標年度とするなどとしており、計画的に橋脚補強を進めて早期に完了することを目指している。

(注1) 大規模地震の発生確率が高い地域 文部科学省に設置された地震調査研究推進本部が策定した「全国地震動予測地図2016年版」で示されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、機能回復性能が確保されていない橋りょうについて、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある状況を解消するために必要な橋脚補強が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、前記の4,454橋を対象に橋脚補強の整備手法に関する調書の提出を受けるなどして検査するとともに、平成28年度から令和4年度までに4会社が締結した橋脚

補強等に係る契約、東会社 47 件(契約金額計 1398 億 5050 万余円)、中会社 146 件(同計 4745 億 6379 万余円)、西会社 190 件(同計 6155 億 0824 万余円)、本四会社 20 件(同計 323 億 8120 万余円)、計 403 件(同計 1 兆 2623 億 0375 万余円)を対象として、4 会社の本社、18 支社等<sup>(注2)</sup>において契約書、図面等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 18 支社等 東会社北海道、東北、関東、新潟各支社、中会社東京、名古屋、八王子、金沢各支社、西会社関西、中国、四国、九州各支社、本四会社神戸、鳴門、岡山、坂出、しまなみ尾道、しまなみ今治各管理センター

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 橋脚補強の進捗状況及びこれによる地震時のミッシングリンクの状況**

4 会社における前記の 4,454 橋に係る橋脚補強の進捗状況をみると、表 1 のとおり、先行整備地域については、完了目標年度である 3 年度末において、1,616 橋のうち 1,449 橋(89.7%)の橋脚補強が完了しておらず、4 年度末においても 1,371 橋(84.8%)の橋脚補強が完了していなかった。そして、この 1,371 橋のうち 671 橋は工事中であるものの、残りの 700 橋(43.3%)は工事契約の締結に至っていなかった。また、その他整備地域については、4 年度末において、2,838 橋のうち 2,634 橋(92.8%)の橋脚補強が完了しておらず、このうち 275 橋は工事中であるものの、残りの 2,359 橋(83.1%)は工事契約の締結に至っていなかった。

表 1 橋脚補強の進捗状況

会社名	地域区分	橋脚補強の対象(A)	令和 3 年度末(先行整備地域の完了目標)					4 年度末(直近の状況)						
			完了	未完了	工事中	工事契約未締結	未完了率	未契約率	完了	未完了	工事中	工事契約未締結	未完了率	未契約率
		(橋)	(橋)	(橋)	(橋)	(%)	(%)	(橋)	(橋)	(橋)	(橋)	(%)	(%)	
東会社	先行整備	529	18	511	20	491	96.6	92.8	18	511	30	481	96.6	90.9
	その他整備	894	—	—	—	—	—	—	69	825	84	741	92.3	82.9
中会社	先行整備	392	89	303	253	50	77.3	12.8	108	284	240	44	72.4	11.2
	その他整備	107	—	—	—	—	—	—	40	67	1	66	62.6	61.7
西会社	先行整備	645	18	627	379	248	97.2	38.4	71	574	399	175	89.0	27.1
	その他整備	1,713	—	—	—	—	—	—	71	1,642	189	1,453	95.9	84.8
本四会社	先行整備	50	42	8	8	0	16.0	0.0	48	2	2	0	4.0	0.0
	その他整備	124	—	—	—	—	—	—	24	100	1	99	80.6	79.8
	先行整備の計	1,616	167	1,449	660	789	89.7	48.8	245	1,371	671	700	84.8	43.3
	その他整備の計	2,838	—	—	—	—	—	—	204	2,634	275	2,359	92.8	83.1
	合計	4,454	167	1,449	660	789	—	—	449	4,005	946	3,059	89.9	68.7

このように、4 会社において、平成 28 年度から令和 4 年度までの 7 年間で 449 橋の橋脚補強が完了している一方で、いまだ橋脚補強の工事契約の締結に至らない橋りょうが 3,059 橋(うち分離橋りょう 1,345 橋)と多く見受けられた。その結果、表 2 のとおり、4 会社管内の高速道路本線 67 路線 381 区間において地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある状況となっていた。

表2 地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある路線及び区間(令和4年度末現在)

会社名	路線名	道路名	区間	区間数	分離 橋 りょう 数	区間数計	分離 橋 りょう 数 計	
東 会 社	北海道縦貫自動車道函館名寄線	道央自動車道	長万部 IC ~ 登別室蘭 IC	6	—	15	12	
			白老 IC ~ 苫小牧西 IC	1	2			
			札幌 IC ~ 江別西 IC	1	2			
			岩見沢 IC ~ 滝川 IC	4	6			
			深川 IC ~ 旭川鷹栖 IC	1	2			
				旭川北 IC ~ 和寒 IC	2	—		
	北海道横断自動車道黒松内釧路線	札幌自動車道 道東自動車道	札幌西 IC ~ 札幌 JCT	5	—	10	—	
			千歳東 IC ~ 夕張 IC	2	—			
			十勝清水 IC ~ 芽室 IC	1	—			
			帯広 JCT ~ 池田 IC	2	—			
	東北縦貫自動車道弘前線	東北自動車道 東京外環自動車道	戸田西 IC ~ 美女木 JCT	1	—	10	6	
			戸田東 IC ~ 川口 JCT	4	—			
			岩槻 IC ~ 久喜 IC	2	—			
			十和田 IC ~ 碓ヶ関 IC	3	6			
	東北縦貫自動車道八戸線	八戸自動車道	安代 JCT ~ 九戸 IC	3	9	4	9	
			八戸 JCT ~ 八戸 IC	1	—			
	東北横断自動車道釜石秋田線	秋田自動車道	北上 JCT ~ 横手 IC	3	—	6	—	
			大曲 IC ~ 協和 IC	1	—			
			秋田南 IC ~ 秋田北 IC	2	—			
	東北横断自動車道酒田線	山形自動車道 日本海東北自動車道	村田 JCT ~ 笹谷 IC	2	6	12	14	
			関沢 IC ~ 山形蔵王 IC	1	4			
			山形北 IC ~ 月山 IC	4	2			
			湯殿山 IC ~ 鶴岡 JCT	3	2			
			庄内空港 IC ~ 酒田中央 IC	2	—			
	東北横断自動車道いわき新潟線	磐越自動車道	いわき JCT ~ 郡山東 IC	4	4	13	10	
磐梯熱海 IC ~ 猪苗代磐梯高原 IC			1	2				
磐梯河東 IC ~ 新潟中央 JCT			8	4				
日本海沿岸東北自動車道	日本海東北自動車道	庄内空港 IC ~ 酒田中央 IC	注(3) 2 (2)	—	注(3) 2 (2)	—		
関越自動車道新潟線	関越自動車道	前橋 IC ~ 渋川伊香保 IC	1	2	4	8		
		赤城 IC ~ 昭和 IC	1	—				
		月夜野 IC ~ 湯沢 IC	2	6				
関越自動車道上越線	上信越自動車道	藤岡 IC ~ 吉井 IC	1	—	19	35		
		富岡 IC ~ 中郷 IC	17	35				
		上越高田 IC ~ 上越 JCT	1	—				
常磐自動車道	常磐自動車道 東京外環自動車道	川口 JCT ~ 外環三郷西 IC	3	—	12	33		
		水戸 IC ~ いわき湯本 IC	8	33				
		いわき中央 IC ~ いわき四倉 IC	1	—				
東関東自動車道千葉富津線	館山自動車道	蘇我 IC ~ 木更津 JCT	4	—	5	—		
		木更津南 JCT ~ 木更津南 IC	1	—				
東関東自動車道水戸線	東関東自動車道	成田 IC ~ 大栄 JCT	1	2	3	20		
		大栄 IC ~ 潮来 IC	2	18				
北関東自動車道	北関東自動車道	栃木都賀 JCT ~ 宇都宮上三川 IC	3	—	5	2		
		友部 IC ~ 茨城町西 IC	2	2				
中央自動車道長野線	長野自動車道	安曇野 IC ~ 更埴 IC	2	32	2	32		
北陸自動車道	日本海東北自動車道 北陸自動車道	親不知 IC ~ 上越 IC	5	31	7	33		
		新潟西 IC ~ 新潟亀田 IC	2	2				
一般国道 6号(東水戸道路)	東水戸道路	水戸南 IC ~ ひたちなか IC	2	2	2	2		
一般国道 6号(仙台東部道路)	仙台東部道路	岩沼 IC ~ 仙台若林 JCT	3	4	3	4		
一般国道 7号(秋田外環状道路)	秋田外環状道路	秋田北 IC ~ 昭和男鹿半島 IC	1	—	1	—		
一般国道 13号(米沢南陽道路)	米沢南陽道路	米沢北 IC ~ 南陽高畠 IC	1	—	1	—		
一般国道 13号(湯沢横手道路)	湯沢横手道路	湯沢 IC ~ 横手 IC	2	—	2	—		
一般国道 14号(京葉道路)	京葉道路	宮野木 JCT ~ 穴川 IC	1	2	1	2		
一般国道 16号(横浜横須賀道路)	横浜横須賀道路	金利谷 JCT ~ 佐原 IC	5	2	8	4		
		金利谷 JCT ~ 並木 IC	3	2				
一般国道 45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	三陸縦貫自動車道(仙塩道路)	利府塩釜 IC ~ 利府中 IC	1	—	1	—		
一般国道 45号(百石道路)	百石道路	八戸北 IC ~ 下田百石 IC	1	4	1	4		
一般国道 127号(富津館山道路)	富津館山道路	富津竹岡 IC ~ 館南富山 IC	3	—	3	—		
一般国道 233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))	深川・留萌自動車道(深川沼田道路)	深川 JCT ~ 深川西 IC	1	—	1	—		
一般国道 409号(東京湾横断・木更津東金道路)	東京湾横断・木更津東金道路	浮島 IC ~ 木更津 JCT	3	24	3	24		
一般国道 468号(首都圏中央連絡自動車道)	首都圏中央連絡自動車道	日の出 IC ~ 青梅 IC	1	—	7	—		
		入間 IC ~ 坂戸 IC	4	—				
		松尾横芝 IC ~ 東金 IC	2	—				
計						29 路線	161 区間	254 橋



会社名	路線名	道路名	区間	区間数	分離橋 りよう数	区間数計	分離橋 りよう 計
中 会 社	東海北陸自動車道	東海北陸自動車道	一宮JCT ~ 岐阜各務原IC	4	10	8	20
			美並IC ~ 郡上八幡IC	1	2		
			関IC ~ 美濃関JCT	1	2		
			五箇山IC ~ 小矢部砺波JCT	2	6		
	近畿自動車道伊勢線	伊勢自動車道	久居IC ~ 一志嬉野IC	1	—	3	2
一般国道1号(新湘南バイパス)	新湘南バイパス	勢和多気IC ~ 玉城IC	2	2	—	—	
		藤沢IC ~ 茅ヶ崎中央IC	1	—	1	—	
計			3路線		12区間		22橋
西 会 社	中央自動車道西宮線	名神高速道路	八日市IC ~ 大津IC	7	20	12	34
			京都東IC ~ 京都南IC	1	4		
			大山崎JCT ~ 吹田JCT	3	4		
			吹田IC ~ 豊中IC	1	6		
	近畿自動車道天理吹田線	西名阪自動車道 近畿自動車道	摂津南IC ~ 門真IC	2	2	8	16
			法隆寺IC ~ 天理IC	2	4		
			東大阪北IC ~ 長原IC	4	10		
	近畿自動車道松原那智勝浦線	阪和自動車道	美原南IC ~ 堺JCT	1	4	8	44
			堺IC ~ 泉佐野JCT	3	36		
			阪南IC ~ 海南東IC	4	4		
	近畿自動車道敦賀線	舞鶴若狭自動車道	三田西IC ~ 福知山IC	3	30	6	30
			舞鶴西IC ~ 小浜西IC	3	—		
	中国縦貫自動車道	中国自動車道	中国池田IC ~ 神戸JCT	4	22	18	52
			滝野社IC ~ 加西IC	1	2		
			福崎IC ~ 佐用IC	4	6		
			新見IC ~ 東城IC	1	2		
			庄原IC ~ 高田IC	3	4		
			広島北JCT ~ 鹿野IC	4	16		
			徳地IC ~ 山口IC	1	—		
	山陽自動車道吹田山口線	山陽自動車道	神戸JCT ~ 三木JCT	2	12	36	323
			三木東IC ~ 龍野西IC	6	54		
			備前IC ~ 山陽IC	2	26		
			岡山IC ~ 岡山JCT	1	10		
			倉敷IC ~ 福山西IC	5	73		
			尾道IC ~ 広島東IC	7	46		
			広島IC ~ 廿日市JCT	3	29		
			大竹JCT ~ 山口JCT	9	67		
			神戸西IC ~ 三木JCT	1	6		
	中国横断自動車道姫路鳥取線	播磨自動車道	播磨JCT ~ 播磨新宮IC	1	—	2	2
			穴栗JCT ~ 佐用JCT	注(4) 1	注(4) 2		
	中国横断自動車道岡山米子線	岡山自動車道 米子自動車道	賀陽IC ~ 北房JCT	2	—	6	6
			湯原IC ~ 米子IC	4	6		
	中国横断自動車道広島浜田線	広島自動車道 浜田自動車道	広島北IC ~ 広島JCT	2	22	6	24
千代田JCT ~ 浜田JCT			4	2			
四国縦貫自動車道	徳島自動車道 松山自動車道	藍住IC ~ 川之江東JCT	5	7	8	15	
		いよ西条IC ~ いよ小松JCT	1	2			
		松山IC ~ 内子五十崎IC	2	6			
四国横断自動車道阿南四万十線	高松自動車道 高知自動車道	高松西IC ~ 善通寺IC	2	2	5	6	
		土佐IC ~ 須崎東IC	1	—			
		新宮IC ~ 大豊IC	1	—			
		高知IC ~ 伊野IC	1	4			
九州縦貫自動車道鹿児島線	九州自動車道	新門司IC ~ 若宮IC	6	38	18	166	
		福岡IC ~ みやま柳川IC	7	38			
		松橋IC ~ えびのIC	4	88			
		薩摩吉田IC ~ 鹿児島北IC	1	2			
九州横断自動車道長崎大分線	長崎自動車道 大分自動車道	鳥栖IC ~ 諫早IC	9	88	20	173	
		鳥栖JCT ~ 玖珠IC	7	63			
		九重IC ~ 湯布院IC	1	2			
		速見JCT ~ 大分IC	3	20			
東九州自動車道	東九州自動車道	速見JCT ~ 大分IC	注(5) 3	注(5) 20	注(5) 4	注(5) 20	
		宮崎西IC ~ 清武IC	1	—			
関西国際空港線	関西空港自動車道	上之郷IC ~ りんくうJCT	2	4	2	4	
関門自動車道	関門橋	門司港IC ~ 門司IC	1	—	1	—	
沖縄自動車道	沖縄自動車道	石川IC ~ 北中城IC	3	10	3	10	
一般国道1号(京滋バイパス)	京滋バイパス	瀬田東IC ~ 笠取IC	3	20	3	20	

会社名	路線名	道路名	区間	区間数	分離橋りょう数	区間数計	分離橋りょう数計
西会社	一般国道2号(第二神明道路)	第二神明道路	大蔵谷 IC ~ 伊川谷 JCT	1	2	4	16
			玉津 IC ~ 明石西 IC	2	8		
			長坂 IC ~ 永井谷 JCT	1	6		
	一般国道2号(広島岩国道路)	広島岩国道路	大野 IC ~ 大竹 JCT	2	26	2	26
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	南九州自動車道(八代日奈久道路)	八代 JCT ~ 八代南 IC	1	2	1	2
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	南九州自動車道(鹿児島道路)	伊集院 IC ~ 鹿児島西 IC	2	2	2	2
	一般国道9号(安来道路)	山陰道(安来道路)	米子西 IC ~ 東出雲 IC	2	—	2	—
	一般国道10号(椎田道路)	椎田道路	みやこ豊津 IC ~ 椎田南 IC	3	—	3	—
	一般国道10号(宇佐別府道路)	宇佐別府道路	宇佐 IC ~ 速見 IC	4	—	4	—
	一般国道10号(日出バイパス)	日出バイパス	速見 IC ~ 日出 IC	1	—	1	—
	一般国道10号(隼人道路)	隼人道路	隼人東 IC ~ 加治木 IC	2	—	2	—
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))	京奈和自動車道(京奈道路)	城陽 JCT ~ 木津 IC	6	4	6	4
	一般国道34号(長崎バイパス)	長崎バイパス	川平 IC ~ 西山町 IC	1	—	1	—
	一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))	今治小松自動車道	いよ小松 JCT ~ いよ小松北 IC	1	—	1	—
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)	京都縦貫自動車道(京都丹波道路)	香掛 IC ~ 千代川 IC	4	14	6	14
八木西 IC ~ 丹波 IC			2	—			
一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))	西九州自動車道(武雄佐世保道路)	武雄南 IC ~ 佐世保大塔 IC	3	8	3	8	
計				32	200	32	995
本四会社	一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))	神戸淡路鳴門自動車道	布施畑 IC ~ 垂水 IC	1	2	5	58
			淡路 IC ~ 洲本 IC	4	56		
	一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))	瀬戸中央自動車道	水島 IC ~ 児島 IC	1	16	1	16
	一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))	西瀬戸自動車道	西瀬戸尾道 IC ~ 尾道大橋出入口	1	—	2	—
因島北 IC ~ 因島南 IC			1	—			
計				3	8	3	74
4会社合計				67	381	67	1345

- 注(1) 区間とは、インターチェンジ又はジャンクション間を指す。
- 注(2) 分離橋りょう数は、工事契約未締結である橋りょう数を示しており、区間内に分離橋りょうが設置されていない場合は「—」としている。
- 注(3) 当該区間は、いずれも東北横断自動車道酒田線庄内空港 IC~酒田中央 ICの各区間と重複している。
- 注(4) 当該区間及び分離橋りょうは、いずれも中国縦貫自動車道福岡 IC~佐用 ICの各区間及び当該区間における該当分離橋りょうと重複している。
- 注(5) 当該区間及び分離橋りょうは、いずれも九州横断自動車道長崎大分線速見 JCT~大分 ICの各区間及び当該区間における該当分離橋りょうと重複している。

(2) 分離橋りょうの上下線の2橋の橋脚補強を同時に実施していた事態

(1)のとおり、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等が多数見受けられたことから、前記4,454橋のうち分離橋りょう1,873橋について、4会社における橋脚補強の実施状況をみたところ、表3のとおり、橋脚補強を実施している528橋全てについて、並行する上下線の2橋の橋脚補強を同時に実施していた(橋脚補強等に係る契約計123件、契約金額計3504億1622万余円(東会社8件470億7365万余円、中会社13件264億0124万余円、西会社89件2543億0175万余円、本四会社13件226億3957万余円))。

一方、4会社は、これまでの高速道路の整備に当たり、限られた財源の中で効率的に路線を延伸させて早期に高速道路ネットワークを構築するためとして、予定していた4車線のうち2車線を暫定的に整備して段階的に供用を開始(以下、当該段階を「暫定整備段階」という。)し、その後に4車線として完成させる整備手法を用いてきた経緯がある。

しかし、4会社は、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等の早期の解消に当たっては、前記のとおり、4年度末でいまだ橋脚補強の工事契約の締結に至ってい

ない橋りょうが多く見受けられる状況にもかかわらず、上記の高速道路を整備する際に用いたような、暫定的に上下線のいずれか一方の分離橋りょうの橋脚補強を実施する整備手法を用いていなかった。

4 会社においては、(1)のとおり、4 年度末において3,059 橋が工事契約の締結に至っていない。これらの中には複数の橋脚からなる多径間連続の橋りょうが存在するなどのため、これらの橋脚補強を完了させて、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等が解消するまでには相当の期間を要することが見込まれる。このような中で、今後、4 会社が、前記の工事契約の締結に至っていない分離橋りょう1,345 橋の橋脚補強を進めるに当たっては、高架下の占用許可物件の移設や大規模な工事用道路の設置及び撤去が必要になるなどの施工上の制約により多額の仮設費用を伴う場合等があることを踏まえる必要があるものの、暫定的に上下線のいずれか一方の橋りょうの橋脚補強を実施するという効率的な整備手法を用いることにより、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消し、地震時に緊急車両の通行帯を確保するなど、緊急輸送道路としての高速道路ネットワークを機能させることができると認められる。

表3 地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等における分離橋りょうの橋脚補強の実施状況(令和4年度末現在) (単位:橋)

会社名	分離橋りょう	工事完了又は工事中		工事契約未締結
		上下線の一方の橋脚補強を実施	上下線の2橋同時に橋脚補強を実施	
東会社	274	0	20	254
中会社	88	0	66	22
西会社	1,375	0	380	995
本四会社	136	0	62	74
計	1,873	0	528	1,345

**(3) 機能回復性能が確保された橋りょうが並行して設置されているのに暫定整備段階で設置した橋りょうの橋脚補強を実施していた事態**

段階的に整備を進めて4車線化した区間の橋りょうの中には、暫定整備段階において平成8年の改訂より前の示方書を適用して設計されるなどして機能回復性能が確保されていない橋りょうがある。一方、その後車線を追加して整備する段階において、8年の改訂以降の示方書を適用して設計されるなどして既に機能回復性能が確保されている橋りょうが並行して設置されている場合があり、このような場合には、暫定整備段階に設置された橋りょうの橋脚が損傷したとしても当該橋りょうに起因して地震時のミッシングリンクが生ずるおそれはないことになる。

そこで、前記4,454橋のうち、上記の条件に該当する8年の改訂より前の示方書を適用して設計されるなどしていた295橋における橋脚補強の実施状況をみると、3会社は、表4のとおり、89橋について橋脚補強を実施していた(橋脚補強等に係る契約計39件、契約金額計936億7941万余円(東会社7件181億0974万円、中会社13件253億7022万余円、西会社19件501億9944万余円))。

表4 機能回復性能が確保された橋りょうが並行して設置されている区間に暫定整備段階で設置された橋りょうの橋脚補強の実施状況(令和4年度末現在) (単位:橋)

会社名	橋脚補強の対象	工事完了又は工事中	工事契約未締結
東会社	97	10	87
中会社	74	34	40
西会社	124	45	79
計	295	89	206

このように、3会社は、機能回復性能が確保された車線を追加して整備した後は地震時のミッシングリンクが生ずるおそれはないにもかかわらず、暫定整備段階に設置された橋りょうの橋脚補強を実施していた。

一つの契約で(2)及び(3)の事態が重複しているものを控除して各事態の橋脚補強等に係る契約について合計すると、契約計149件、契約金額計4129億9133万余円(東会社14件602億8839万余円、中会社24件476億2886万余円、西会社98件2824億3449万余円、本四会社13件226億3957万余円)となる。

(改善を必要とする事態)

4会社は、橋脚補強を計画的に進めて早期に完了することを目指しているにもかかわらず、多くの区間等において地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある状況下において、橋脚補強の実施に当たり、分離橋りょうについて暫定的に上下線いずれか一方の橋りょうの橋脚補強を実施するという効率的な整備手法を用いていなかった。また、3会社は、段階的に4車線化した区間の橋りょうについて、機能回復性能が確保された車線を追加して整備した後は地震時のミッシングリンクが生ずるおそれはないにもかかわらず、暫定整備段階に設置された橋りょうの橋脚補強を実施していた。

このように、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消させるための整備手法を用いていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、4会社において、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消させるための橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うことの重要性に対する認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

我が国では、今後も大規模地震の発生が想定されている。このような中、地震発生後に速やかに災害応急対策活動を行えるように高速道路が緊急輸送道路として機能することが重要であることから、4会社は、地震時のミッシングリンクを早期に解消するために、引き続き橋脚補強を推進していくこととしている。

ついては、4会社において、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行い、今後の整備手法の方針等を決定し各支社等に対して通知するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

(第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第5 西日本高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 橋りょうのプレキャストコンクリート製の床版及びその接合部の設計に当たり、鉄筋のかぶりを確認するための非破壊試験について、プレキャストコンクリート製の床版の特徴及び製作状況並びにその接合部の構造等を考慮した適切な頻度とするよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 仕掛道路資産
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、3支社 (3) 本社、3支社
非破壊試験の概要	コンクリート打設後の完成した構造物について、鉄筋のかぶりが適切に確保されているかなどを確認するもの
鉄筋のかぶりの非破壊試験に要する費用を積上げ計上していた工事数及び非破壊試験に要する費用の積算額	(1) 12工事 4598 万余円(令和4年度) (2) 8工事 3769 万余円(令和4年度) (3) 8工事 9081 万余円(令和4年度)
上記のうち低減できた非破壊試験に要する費用の積算額	(1) 2650 万円 (2) 2340 万円 (3) 6120 万円

## 1 プレキャストコンクリート製の床版等の非破壊試験等の概要

### (1) プレキャストコンクリート製の床版等の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。以下、これらの会社を総称して「3会社」という。))は、高速道路の改築、維持、修繕等として、既設橋りょうの老朽化した鉄筋コンクリート製の床版を取り替える工事(以下「床版取替工事」という。))等において、プレキャストコンクリート製の床版(以下「プレキャスト床版」という。))を多数使用している。

プレキャスト床版は、主に工場で作成されるため、品質管理が場所打ちコンクリート製の床版(以下「場所打ち床版」という。))より容易であり、品質にばらつきが少なく、また、工事現場での省力化、工期短縮等を図ることができるものとなっている。そして、3会社は、平成27年度から床版取替工事においてプレキャスト床版を用いることを標準とするなどしている。

プレキャスト床版を用いた床版取替工事等の施工に当たっては、架設したプレキャスト床版同士を接合して、橋りょうの延長に合わせた一連の床版を構築することから、プレキャスト床版同士を接合するための部分(以下「床版接合部」という。)が生ずることとなる。そして、プレキャスト床版の接合は、プレキャスト床版に固定された鉄筋を隣のプレキャスト床版の鉄筋と重ね合わせるなどした後に、当該床版接合部にコンクリートを充填する方法が標準となっている(参考図1及び2参照)。

## (2) 非破壊試験等の概要

3会社は、道路の建設及び維持修繕に関わるコンクリート構造物について、3会社がそれぞれ制定しているコンクリート施工管理要領(以下「コンクリート要領」という。)等に基づき施工管理を行うこととしている。コンクリート要領によれば、橋りょう上部構造等のコンクリート構造物については、コンクリート打設後の完成した構造物における鉄筋のかぶり<sup>(注)</sup>が適切であるかなどを非破壊試験によって確認しなければならないこととされている(以下、コンクリート構造物に係る鉄筋のかぶりの非破壊試験を「非破壊試験」という。)

そして、非破壊試験の頻度は、場所打ち床版については橋軸方向に10m当たり上面及び下面の2か所、プレキャスト床版については製作工場において出荷前に1枚当たり上面及び下面の2か所、床版接合部については工事現場においてコンクリート充填後に1接合部当たり上面及び下面の2か所とされている。3会社は、高速道路は、高速走行等による構造物への負荷が大きいこと、床版等について補修が必要となった場合には大規模な交通規制が必要となるなど社会的な影響が大きいことなどを踏まえて、所定の品質を確保していることを確認するためにこれらの頻度を定めたとしている。

そして、非破壊試験に要する費用(以下「非破壊試験費」という。)の積算について、3会社の土木工事積算要領によれば、共通仮設費において積上げ計上することとされており、その算出方法は、1か所当たりの単価に箇所数を乗ずるなどして算出することとなっている。

(注) 鉄筋のかぶり コンクリートと鉄筋との付着の確保、鉄筋の腐食の防護等のために設けられるコンクリートの厚さで、コンクリート内の鉄筋の表面からコンクリートの表面までの最短距離をいう。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験はプレキャスト床版の特徴及び製作状況並びに床版接合部の構造等を考慮した適切な頻度となっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、3会社が令和4年度に契約を締結した工事のうち、プレキャスト床版を使用している全ての工事である東会社15工事(工事費計537億5469万円)、中会社10工事(工事費計1031億5129万円)、西会社8工事(工事費計542億1526万円)、計33工事(工事費計2111億2124万円)を対象として、3会社の本社及び各支社において、契約書、設計書、特記仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、33工事のうち非破壊試験費を積上げ計上していた28工事(東会社12工事、中会社8工事、西会社8工事)は、全ての工事において、プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験を、コンクリート要領のとおりプレキャスト床版の1枚及び床版接合部の1接合部当たりそれぞれ上面及び下面の2か所等の頻度で実施することとして設計していた。そして、その積算額は、表のとおり、計1億7448万余円(東会社4598万余円、中会社3769万余円、西会社9081万余円)となっていた。

表 プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上していた工事 (単位：工事、千円)

会社名	プレキャスト床版を使用している工事数	プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上している工事		プレキャスト床版の非破壊試験費を積上げ計上している工事		床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上している工事	
		工事数	積算額 (A) = (B) + (C)	工事数	積算額 (B)	工事数	積算額 (C)
東会社	15	12	45,980	11	28,628	7	17,352
中会社	10	8	37,695	7	23,978	5	13,716
西会社	8	8	90,813	6	48,553	5	42,260
計	33	28	174,489	24	101,160	17	73,329

注(1) 一つの工事でプレキャスト床版及び床版接合部の両方の非破壊試験費を積上げ計上している工事があるため、それぞれの工事数を集計しても「プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上している工事」の工事数の計とは一致しない。

注(2) 積算額は表示単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計と一致しない。

そして、3会社における非破壊試験の頻度についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

(1) **プレキャスト床版の非破壊試験の頻度がプレキャスト床版の特徴及び製作状況を考慮したもとなっていなかった事態**

前記のとおり、3会社では、プレキャスト床版について、製作工場において出荷前に1枚当たり上面及び下面の2か所の頻度で非破壊試験を実施することとしている。

一方、「コンクリート標準示方書」(社団法人土木学会編)によれば、工場で作製されるプレキャストコンクリート製品は、工場内で使用材料、製造等に対する一貫した品質管理を行うことなどで品質にばらつきが少ない製品を工事現場に供給することができるものとされており、鉄筋のかぶりなどの確認は任意の抜き取りにより行うのが一般的であるとされている。そして、3会社は、工事において使用するプレキャスト床版の製作工場について、過去に3会社へプレキャスト床版の納入実績があること又はプレキャストプレストレストコンクリート製品の日本産業規格の認証を受けていることを要件とするなどしており、3会社の工事において使用されるプレキャスト床版は、品質管理の体制が整っていて上記のような製作環境が確保された工場で作製されている。

このように、3会社におけるプレキャスト床版の特徴を踏まえれば、一連の製作工程において1回にコンクリートを打設できる範囲(以下「ロット」という。)で作製されたものについては、非破壊試験を一定の頻度で抜き取ったものに対して行えば、鉄筋のかぶりが適切に確保できているかを確認できるものとなっていた。

そして、3会社の過去の工事におけるプレキャスト床版の製作状況についてみると、製作工場における1回のロットで製作するプレキャスト床版の数量は、約95%の工事において2枚以上となっていた。

このため、3会社の工事において使用されるプレキャスト床版の特徴及び製作状況を踏まえると、その非破壊試験の頻度は、1枚当たり上面及び下面の2か所より低い頻度とすることができる状況となっていた。

## (2) 床版接合部の非破壊試験の頻度が床版接合部の構造等を考慮したものとなっていなかった事態

前記のとおり、3会社では、床版接合部について、工事現場においてコンクリート充填後に1接合部当たり上面及び下面の2か所の頻度で非破壊試験を実施することとしている。

床版接合部に配置される鉄筋は、前記のとおりプレキャスト床版のコンクリートに固定されていて、コンクリートの充填の際に動かないものとなっている(参考図2参照)。一方、床版接合部は、工事現場でプレキャスト床版を架設した後にコンクリートを充填するものである。したがって、床版接合部のコンクリートの自重がプレキャスト床版を載せる桁に作用することで、桁にたわみが生じて、床版接合部に充填したコンクリートが沈み込み、コンクリートの表面の位置が変わることなどにより、鉄筋のかぶりに不足等が生ずるおそれがある。

上記の構造等を踏まえれば、床版接合部の非破壊試験は、桁のたわみが鉄筋のかぶりに影響しているかを確認すればよいものとなっていた。

そして、桁のたわみは支承と支承の間(以下「支間」という。)で生ずるものであり、床版取替工事の対象となる橋りょうの一般的な支間の延長が30m程度であること、床版接合部と同様に充填したコンクリートの自重によるたわみの影響を受ける場所打ち床版の非破壊試験の頻度は橋軸方向に10m当たり上面及び下面の2か所であることなどを踏まえると、床版接合部の非破壊試験の頻度は、1接合部当たり上面及び下面の2か所より低い頻度とすることができる状況となっていた。

このように、プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験について、プレキャスト床版の特徴及び製作状況並びに床版接合部の構造等を考慮することなく、プレキャスト床版の1枚及び床版接合部の1接合部当たりそれぞれ上面及び下面の2か所等の頻度で実施することとして設計していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

### (低減できた積算額)

前記のプレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上していた28工事の非破壊試験費の積算額、東会社12工事4598万余円、中会社8工事3769万余円、西会社8工事9081万余円について、前記のプレキャスト床版の特徴及び製作状況並びに床版接合部の構造等を踏まえて、プレキャスト床版は2枚当たり上面及び下面の2か所、床版接合部は1支間当たり3接合部の上面及び下面の6か所(参考図3参照)等の頻度により、それぞれ非破壊試験を実施することとして試算すると、東会社1945万余円、中会社1427万余円、西会社2955万余円となり、それぞれ約2650万円、約2340万円、約6120万円低減できたと認められた。



(発生原因)

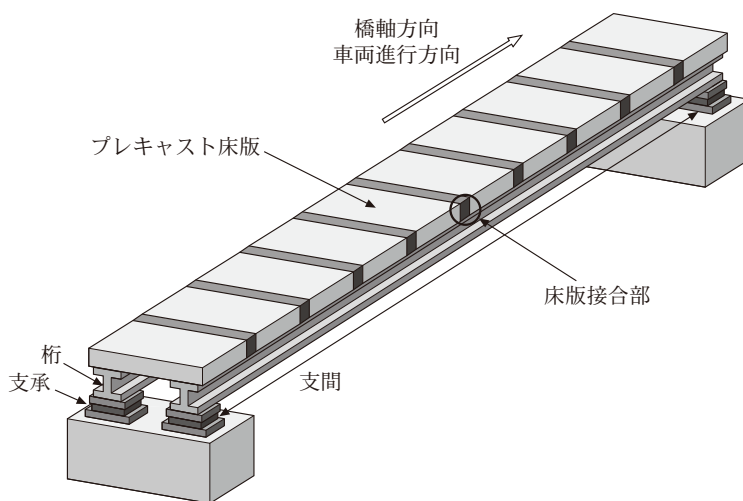
このような事態が生じていたのは、3会社において、プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験について、プレキャスト床版の特徴及び製作状況並びに床版接合部の構造等を考慮した適切な頻度とすることの検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、5年8月に、コンクリート要領を改定し、プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験について、プレキャスト床版は2枚当たり上面及び下面の2か所、床版接合部は1支間当たり上面及び下面の6か所の頻度でそれぞれ実施することとして、同年9月からこれを適用する処置を講じた。

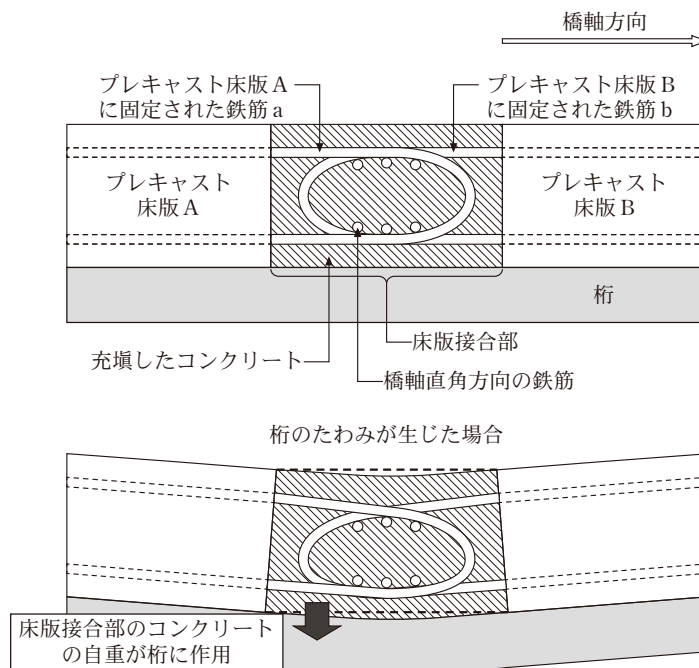
(参考図1)

プレキャスト床版を使用した橋りょうの概念図



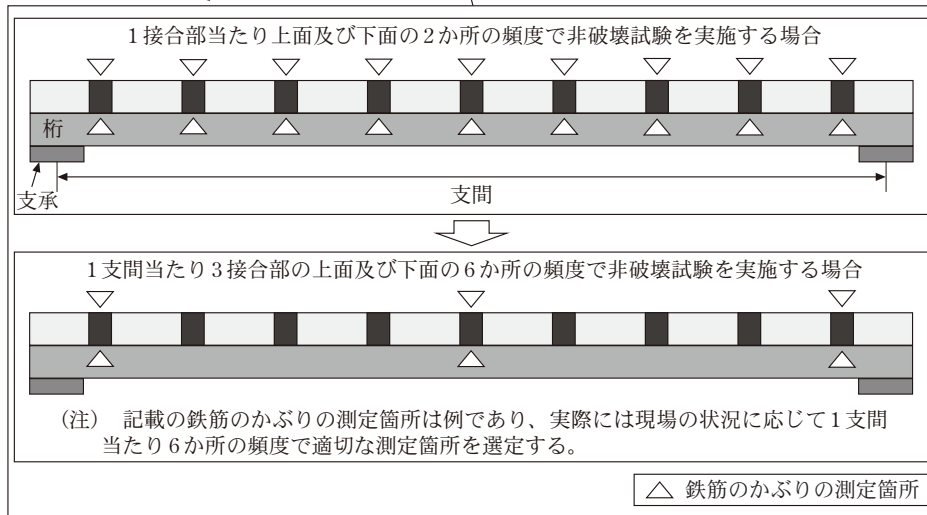
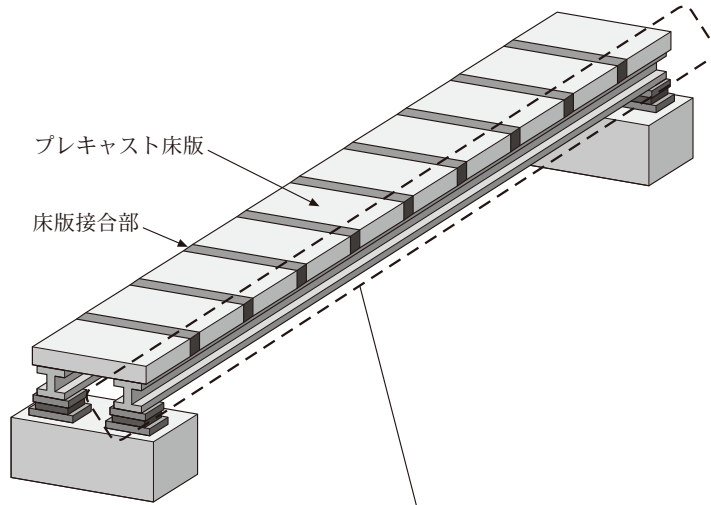
(参考図2)

床版接合部の断面の概念図



(参考図3)

床版接合部の非破壊試験の頻度の概念図



(注) 記載の鉄筋のかぶりの測定箇所は例であり、実際には現場の状況に応じて1支間当たり6か所の頻度で適切な測定箇所を選定する。

△ 鉄筋のかぶりの測定箇所

第3章 第2節 第3 東日本高速道路株式会社 第4 中日本高速道路株式会社 第5 西日本高速道路株式会社

## 第7 日本年金機構

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (277) 警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が割高となっていたもの

科 目	一般管理費
部 局 等	日本年金機構本部
契 約 名	日本年金機構本部(高井戸)警備業務【本部】一式
契 約 の 概 要	日本年金機構本部の施設内及びその周辺敷地において警備を行うもの
契 約 の 相 手 方	テイケイ株式会社
契 約	令和4年4月 一般競争契約
契 約 期 間	令和4年4月25日～7年5月31日
契 約 額	495,000,000 円
割高となっていた契約額	5700 万円

### 1 警備業務に係る委託契約の概要等

#### (1) 委託契約の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、機構本部の施設内及びその周辺敷地の警備業務を外部の事業者へ委託して実施しており、令和4年6月1日から7年5月31日までの間の警備業務については、総合評価落札方式による一般競争入札を行った上で、テイケイ株式会社に契約額495,000,000円で委託している。

機構は、本件契約の仕様書等において、警備員を配置する箇所を平日と休日に分けてそれぞれ定め、これらの配置箇所に警備員が常駐して行う警備(以下「常駐警備」という。)については、配置箇所ごとに警備員を常駐させる時間帯を示している。また、機構本部の施設内及びその周辺敷地を警備員が巡回して行う警備(以下「巡回警備」という。)については、平日は原則として1日に計5回の巡回を行うとしてそれぞれ巡回する時刻を定めており、休日は常時巡回を行うものとしている。

#### (2) 予定価格の積算

機構は、本件契約に係る予定価格について、次のとおり積算している。

- ① 賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」という。)における「警備員」の「きまって支給する現金給与額」<sup>(注)</sup>「年間賞与その他特別給与額」等から1か月当たりの人件費を算出し、これに諸経費を合算した額を1か月当たりの勤務日数で除して、1日当たりの人件費単価を算出する。そして、この額を1日当たりの労働時間である8時間で除するなどして、午前5時から午後10時までの間に警備に従事する際の1時間当たりの人件費単価(以下「日勤単価」という。)を算出する。

また、午後10時から午前5時までの深夜時間帯については、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める深夜の割増し(割増率100分の25)の対象になるとして、日勤単価に1.25を乗じて、深夜時間帯に警備に従事する際の1時間当たりの人件費単価(以下「夜勤単価」という。)を算出する。

- ② 日勤単価又は夜勤単価に警備業務の委託期間において必要な配置人数及び配置時間数を乗ずるなどして得た額に、消費税(地方消費税を含む。)相当額を加えて予定価格を積算する。

(注) きまって支給する現金給与額 事業所の就業規則等で定められた給与に関する支給条件及び算定方法によって支給された現金給与額をいい、基本給、通勤手当、家族手当等が含まれるほか、時間外勤務手当等も含まれる。

## 2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、機構本部において、契約書、仕様書、予定価格調書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

### (1) 日勤単価及び夜勤単価を誤って算出していた事態

機構が1か月当たりの人件費の算出において用いた賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」には、時間外勤務手当等の給与の額を含むとされている。また、「年間賞与その他特別給与額」は、賞与、期末手当等のいわゆるボーナスとされている。このため、当該1か月当たりの人件費を基に機構が算出した日勤単価及び夜勤単価は、時間外勤務手当等や賞与等を含むものとなっていた。

しかし、機構は予定価格を積算する際に警備員1名の1日当たりの労働時間を8時間として日勤単価を算出していること、複数の警備員が交替で常駐警備と巡回警備に従事することで警備員1名の1日当たりの労働時間が8時間を超えないようにすることが可能であることなどから、日勤単価及び夜勤単価の算出に当たり、時間外勤務手当等を含める必要はなかったと認められた。

また、労働基準法等によれば、深夜時間帯の労働に係る割増賃金の基礎となる賃金には賞与等は算入しないこととされていることから、夜勤単価について、賞与等が算入されている日勤単価に1.25を乗じて算出するのではなく、賞与等を算入していない1時間当たりの人件費単価を算出した上で、これに割増率である100分の25を乗じて得た割増額を日勤単価に加算する方法により算出すべきであったと認められた。

### (2) 平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していた事態

機構は、巡回警備に係る人件費について、配置する警備員の人数を1名とした上で、平日及び休日ともに1日当たりの配置時間数を24時間(うち7時間は夜勤)と設定し、日勤及び夜勤の時間数に警備業務の委託期間の総日数を乗じてそれぞれの総時間数を算出して、日勤単価又は夜勤単価を乗じて積算していた。

しかし、仕様書等において、平日の巡回警備は原則として1日に計5回の巡回を所定の時刻に行うとされているものの、1回当たりの所要時間数は仕様書等に示されていなかった。そこで、過去に機構から機構本部の警備業務に係る委託を受けていた受託事業者が機

構に提出した警備員のシフト表等を確認したところ、平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数は最大でも計8.5時間程度(1回当たりの所要時間数は1.7時間)となっていて、巡回警備を行う警備員が終日(24時間)配置されるものとはなっていなかった。

このことから、機構は、平日の巡回警備について、機構に提出された過去の警備業務の警備員のシフト表等から1回当たりの所要時間数を把握するなどして予定価格を積算すべきであったと認められた。

したがって、日勤単価及び夜勤単価について、算定の基礎となる1か月当たりの人件費から時間外勤務手当等を除外するなどして算出するとともに、平日の巡回警備に配置する警備員の1日当たりの配置時間数を8.5時間とするなどして予定価格を修正計算すると437,934,983円となり、本件契約額495,000,000円はこれに比べて約5700万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、予定価格の積算に当たり、労働基準法等を踏まえた人件費の算出方法についての理解及び平日の巡回警備に係る1回当たりの所要時間数についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

### 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国民年金保険料収納業務に係る請負契約において、業務の実態をより適切に反映した実施見込件数を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部
国民年金保険料 収納業務に係る 請負契約の概要	国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨等の業務を民間事業者に 請け負わせるもの
契約の相手方	株式会社バックスグループ、アイヴィジット・NTT印刷共同企業体
契 約	令和5年1月 一般競争契約
予定価格の積算 額	75億2749万余円(令和5年1月～8年5月)
低減できた予定 価格の積算額	3億0920万円(令和5年1月～8年5月)

## 1 国民年金保険料収納業務等の概要

### (1) 国民年金保険料収納業務に係る請負契約の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)等に基づき、国民年金保険料の滞納者に対して行う納付の勧奨(以下「納付督励」という。)等の業務を民間事業者に委託するなどして実施している。この納付督励等の委託は、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、公共サービスをより良質かつ低廉に行うことを目的とする「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づき実施されている。機構は、納付督励等を民間事業者

に委託して実施するに当たり、全国の年金事務所を複数の契約地区に区分して、令和2年7月に、同年10月から5年4月までの間を事業対象期間とする請負契約(以下「令和2年契約」という。)17件を株式会社バックスグループ及びアイヴィジット・東洋紙業共同企業体との間で、5年1月に、同年5月から8年4月までの間を事業対象期間とする請負契約(以下「令和5年契約」という。)15件を株式会社バックスグループ及びアイヴィジット・NTT印刷共同企業体との間で、それぞれ締結している。

機構は、「国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項(令和5年5月開始事業)」(以下「実施要項」という。)等に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札で令和2年契約及び令和5年契約の相手方となる民間事業者を選定している。機構は、実施要項等において、上記の事業対象期間を年度で3期に分割して、期ごとの納付率の目標、滞納者に対する最低限の督促実施頻度等を定めている。入札に参加する民間事業者は、機構から提供される納付督促等の過去の実績値等を参考に、定められた納付率の目標を達成できるよう、機構が求める最低限の督促実施頻度を上回る納付督促等の実施見込件数(以下「提案件数」という。)を期ごとに設定するなどして、これを記載した提案書を機構に提出している。そして、機構は、各提案書について、納付率の目標の達成が見込めるかなどの観点から評価を行い、この評価による得点と入札価格による得点の合計得点により落札者を決定している。

事業を受託した民間事業者(以下「受託事業者」という。)は、契約締結後、各期の開始前に、納付督促等を実際に行うための督促実施計画をそれぞれ作成し、機構の承認を得ている。受託事業者は、各期の督促実施計画において、提案件数と同様の手法により納付督促等の実施見込件数(以下「計画件数」という。)を設定し、計画件数に達するよう、各期の納付督促等を実施することとなっている。

実施要項等によれば、納付督促等の具体的な手段・手法の詳細は受託事業者の提案に委ねるものとするが、従来の納付督促等の実績を参考とし、適切かつ効果的に納付督促等を実施することとされている。そして、機構は、この点を考慮して、計画件数が提案件数と<sup>・</sup>かい離していても、過去の実績を踏まえた合理的な内容であり、納付率の目標を達成し得ると判断した場合には、計画件数を含めて督促実施計画を承認するとしている。

## (2) 令和5年契約に係る予定価格の積算

機構は、令和5年契約の入札に際して、契約地区ごとに、電話による納付督促等(以下「電話督促」という。)に係る人件費等の必要な経費を、期ごとに積み上げて予定価格を積算している。このうち電話督促に係る人件費については、次のとおり算出している。

- ① 電話番号を把握している滞納者の人数に、実施要項に定めた最低限の督促実施頻度に基づく滞納者1人当たりの督促件数を乗じて、電話督促を最低限実施すべき件数(以下「最低実施件数」という。)を算出する。
- ② 前回契約である令和2年契約の提案件数を同契約の最低実施件数で除することにより、最低実施件数に対して受託事業者が実際に納付督促等を行うと見込まれる件数が何倍になるかを示す倍率(以下「勧奨倍率」という。)を算出する。
- ③ ①により算出した令和5年契約における最低実施件数に、②により算出した勧奨倍率を乗じて、実施予定件数を算出する(次式参照)。

$$\boxed{\text{実施予定件数}} = \boxed{\text{最低実施件数}} \times \left[ \frac{\text{勸奨倍率}}{\left( \frac{\text{令和2年契約の提案件数}}{\text{令和2年契約の最低実施件数}} \right)} \right]$$

④ 実施予定件数を基にオペレーターの必要席数を算出し、これに人件費単価を乗ずるなどして電話督励に係る人件費を算出する。

機構は、最低実施件数に勸奨倍率を乗じた実施予定件数に基づいて電話督励に係る人件費を算出している理由について、納付率の目標の達成のためには、最低限の督励実施頻度以上に納付督励等を実施する必要があることから、受託事業者が実際に行うと見込まれる電話督励の件数を予定価格の積算に反映させるためであるとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、国民年金保険料収納業務に係る請負契約の予定価格の積算が受託事業者が実施する納付督励等の実態を適切に反映したものとなっているかなどに着眼して、令和5年契約15件(契約金額計65億1949万余円、予定価格計75億2749万余円)を対象として、機構本部において、契約書、提案書、予定価格調書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。また、株式会社バックスグループ及び株式会社アイヴィジットに赴いて、令和2年契約17件(契約金額計116億5921万余円)の納付督励等の実施状況等について確認した。

### (検査の結果)

機構は、1(2)のとおり、令和5年契約の予定価格の積算に当たり、電話督励に係る人件費の算出に用いる勸奨倍率について、令和2年契約の最低実施件数に対する提案件数の倍率により算出している。また、機構は、計画件数が提案件数と<sup>・</sup>かい離していても、過去の実績を踏まえた合理的な内容であり、納付率の目標を達成し得ると判断した場合には、計画件数を含む督励実施計画を承認するとしている。

そこで、令和2年契約について、提案件数と計画件数とを比較したところ、17件の第1期から第3期までの全ての期において両者は一致しておらず、各期の提案件数に対する計画件数の増減率は、最も増加したもので15.79%、最も減少したもので△55.85%となっていた。また、事業対象期間全体で見ると、提案件数計84,398,224件に対して計画件数は計77,854,061件となっていて、上記の増減率は△7.75%となっていた。

提案件数と計画件数とが<sup>・</sup>かい離している理由について、最も<sup>・</sup>かい離が大きかった契約の受託事業者を確認したところ、提案件数は、契約開始前の実績値を基に3期分を一括して作成している一方、計画件数は、各期における直近の実績値を基に期ごとに作成しており、両者の作成時期が異なることにより、計画件数の方が用いる実績値の時点が新しくなるためであるとしている。また、機構の事業実施部署(以下「実施部署」という。)は、この点について、民間事業者の創意と工夫により、期を<sup>・</sup>重ねるごとに効果的な納付督励等が実施できるようになれば、提案件数と計画件数との間にかい離が生ずることもあるなどとしている。そして、機構の予定価格積算部署(以下「積算部署」という。)は、勸奨倍率を用いて予定価格を積算している理由について、前記のとおり、受託事業者が実際に行うと見込まれる電話督励の件数を予定価格に反映させるためであるとしている。

しかし、積算部署は、実施部署から令和2年契約の計画件数に係る情報の共有がなされていなかったことから、1(2)のとおり、令和5年契約の予定価格の積算に当たり、受託事業者の創意と工夫が反映された直近の実績値を基に作成された令和2年契約の計画件数ではなく、それよりも古い実績値を基に作成された令和2年契約の提案件数に基づくなどして算出した勧奨倍率を用いて電話督促に係る人件費を算出していた。

したがって、業務の実態を予定価格の積算により適切に反映させるためには、予定価格の積算に用いる勧奨倍率は、前回契約の提案件数ではなく、直近の実績値を基に作成された前回契約の計画件数に基づくなどして算出する必要があると認められた。

このように、機構において、積算部署が実施部署との間で計画件数を共有しておらず、予定価格の積算が業務の実態をより適切に反映したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

以上のことを踏まえて、計画件数に基づくなどして勧奨倍率を算出して、令和5年契約の予定価格を修正計算すると、計72億1822万余円となり、前記の予定価格75億2749万余円を約3億0920万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構の積算部署において、業務の実態を踏まえるなどして予定価格を算定することの重要性についての理解が十分でなかったこと、実施部署との間で業務の実施状況等に関する情報を共有することについて検討していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、5年8月に、関係部署に対して通知を发出して、次回の契約から、積算部署と実施部署との間で前回契約の計画件数を共有し、積算部署において、前回契約の提案件数に代えて計画件数に基づくなどして算出した勧奨倍率を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が業務の実態を反映して適切に算定されるよう処置を講じた。

(2) 日本年金機構情報セキュリティポリシー等に基づいて実施すべき情報セキュリティ対策を事業担当部署に対して周知徹底することなどにより、情報システムの調達、保守等業務の外部委託等において適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善させたもの

科	目	業務経費
部	局	日本年金機構本部
情報システム名		コールセンター機器群
情報システムの概要		構内電話交換機、統計管理装置(サーバ)等の機器により構成され、コールセンターにおいて電話相談を行うために使用しているシステム
上記システムの調達、運用等に要した費用の額		6億1871万円(令和2年4月～5年10月)



## 1 日本年金機構における情報セキュリティ対策の概要等

### (1) 日本年金機構情報セキュリティポリシーの概要等

日本年金機構(以下「機構」という。)は、年金事業に係る業務を円滑に実施するために、多数の情報システムを開発し、管理し、運用するなどしている。そして、機構は、情報システムについて、適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが必要不可欠であるとして、平成22年1月に日本年金機構情報セキュリティポリシー(平成22年規程第16号。以下「ポリシー」という。)を策定している。

ポリシーによれば、情報システムとは、ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものとされている。そして、情報システムごとに当該情報システムを所管する事業担当部署の長を情報システムセキュリティ責任者(以下「セキュリティ責任者」という。)として設置することとされており、セキュリティ責任者は、情報セキュリティ上の脅威に対抗するために必要となるセキュリティ要件<sup>(注1)</sup>を適切に決定し、仕様書等に明記することとされている。

ポリシーによれば、セキュリティ責任者は、サーバ装置、端末等の設置又は運用開始時に、これらの機器上で使用するソフトウェアに関連して公開されているぜい弱性についての対策(以下「ぜい弱性対策」という。)を実施するとともに、ぜい弱性対策の状況を定期的に確認し、ぜい弱性対策が執られていない状態が確認された場合等には、ぜい弱性対策計画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。

また、ポリシーによると、システム企画部長は、セキュリティ責任者が作成した情報資産台帳を利用して、情報システムのセキュリティ要件について管理することとされている。そして、情報資産台帳に登録された情報システムは、令和3年10月時点で719システムとなっている。このうち、他の機器と通信を行っており、ソフトウェアのぜい弱性対策等の情報セキュリティ対策を講ずることが特に重要とされる情報システムは、35システムとなっている。

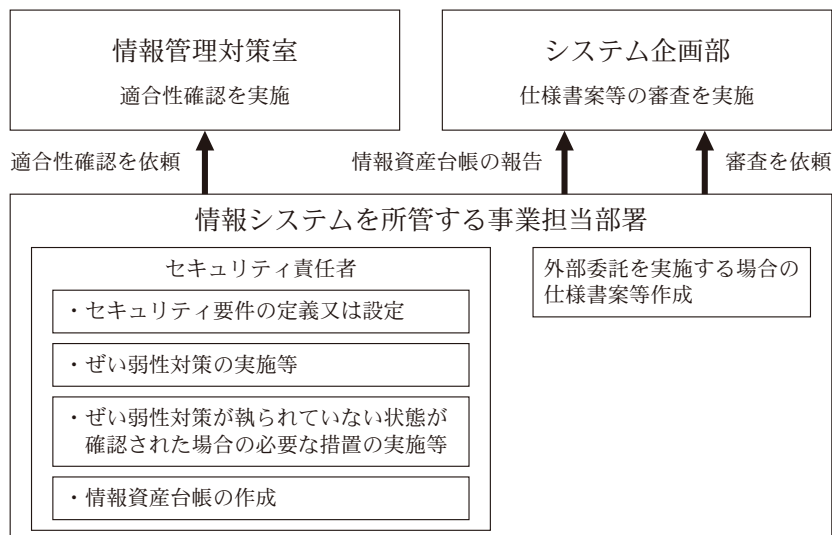
### (2) 情報セキュリティ要件確認実施要領等の概要

情報管理対策室は、2年3月に情報セキュリティ要件確認実施要領(令和2年要領第225号。以下「要件確認要領」という。)を制定し、セキュリティ責任者等が定義又は設定を行ったセキュリティ要件がポリシーに適合しているかの確認(以下、この確認を「適合性確認」という。)を実施するための手順等を定めて、同年9月から施行している。要件確認要領によると、事業担当部署において情報システムの新規開発、改修、購入、役務の提供(無償であるものを含む。)、運用等を行おうとする場合、事業担当部署は、セキュリティ要件確定前、調達前等に、情報管理対策室に対して適合性確認の依頼を行って確認を受けることとなっている。

また、システム企画部は、平成22年10月に日本年金機構システム外部委託実施要領(平成22年要領第60号。以下「システム委託要領」という。)を制定し、機構が行う情報システムの開発、管理、運用及び保守並びにこれらの支援に係る外部委託の実施に際し、契約締結前に必要な仕様書の作成、受託業者の選定及び契約書の作成その他必要な事項について定めている。システム委託要領によると、情報システムの調達等に係る外部委託を実施する場合、事業担当部署は、契約書、調達仕様書及び要件定義書の各案(以下、これらを

合わせて「仕様書案等」という。)を作成し、仕様書等において、受託業者に対して、年金個人情報等を適切に管理するために必要な措置及び情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じさせなければならないことなどについて定めることとなっている。そして、事業担当部署は、外部委託を実施する前にシステム企画部に仕様書案等の審査を依頼しなければならないこととなっている(図参照)。

図 情報システムの調達、外部委託等に係る手続(概念図)



### (3) 相談・サービス推進部が所管している情報システムの概要等

相談・サービス推進部は、事業担当部署の一つであり、被保険者等からの年金に関する相談に対応する業務をコールセンター等で実施している。同部は、コールセンターにおいて電話による相談に使用するためのコールセンター機器群(以下「CC 機器群」という。)を調達して管理している。CC 機器群は、前記 35 システムの一つであり、構内電話交換機、統計管理装置、ソフトウェア、通話録音装置、操作用パーソナルコンピュータ等により構成されている。

そして、CC 機器群の調達、運用等に要した費用は、令和 2 年 4 月から 5 年 10 月までの間で計 6 億 1871 万余円となっている。

(注 1) セキュリティ要件 ポリシーに規定するセキュリティ責任者等が実施する必要がある  
遵守事項又は基本対策事項

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性等の観点から、情報システムの調達、運用のために実施する保守等業務に係る外部委託は、ポリシー、要件確認要領、システム委託要領等に基づいて適切に実施されているかなどに着眼して、前記の 35 システムを対象として、機構本部において、機器の調達及び保守等業務に係る契約書、仕様書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、前記 35 システムのうち相談・サービス推進部が所管している CC 機器群について、次のような事態が見受けられた。

## (1) CC 機器群の調達契約等に係るセキュリティ要件の定義又は設定等の状況

CC 機器群には通話録音装置が配置され、電話相談を行う被保険者等(以下「相談者」という。)とオペレーターとの間で行われるやり取りは全て同装置に録音される仕組みとなっており、同装置に記録される音声データには基礎年金番号、氏名、生年月日、保険料の納付状況等の年金個人情報が含まれる。したがって、CC 機器群については、情報システムとして、年金個人情報等の漏えいなどのリスクを回避するための情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施する必要がある。

しかし、相談・サービス推進部は、CC 機器群について、その調達等に当たり、情報セキュリティ対策が必要な情報システムに該当しない事務用の機器等(以下「事務機器」という。)であると判断し、事務機器として取り扱っていた。

このため、同部が2年4月に実施したCC 機器群の調達等及び同年9月以降に実施した保守等業務の外部委託に際して、セキュリティ責任者である相談・サービス推進部長は、セキュリティ要件の定義又は設定を行っていなかった。そして、同部は、システム企画部に対する仕様書案等の内容に係る審査の依頼を行っておらず、また、要件確認要領に基づき、2年9月以降は、情報管理対策室に対するセキュリティ要件に係る適合性確認の依頼を行うこととなったのに、2年9月以降に実施する保守等業務の外部委託に際して、これを行っていなかった。

また、システム委託要領によると、外部委託の実施に当たり、仕様書等を作成する場合には、受託業者においてポリシーに適合した情報セキュリティ対策を確実に実施することなどの年金個人情報を保護する上で重要なセキュリティ要件や、受託業者の社員及び再委託先の社員がデータの持ち出しを行わないための対策及び持ち出しを行った場合の対応策等について定めることとなっている。しかし、CC 機器群の保守等業務に係る外部委託契約について確認したところ、仕様書等においてこれらの内容が定められていなかった。

## (2) CC 機器群に係るぜい弱性対策の状況

前記のとおり、CC 機器群に配置される通話録音装置には相談者とオペレーターとのやり取りが録音され、その音声データには年金個人情報が含まれる。また、ポリシーによれば、セキュリティ責任者は、ぜい弱性対策を実施するとともに、ぜい弱性対策の状況を定期的に確認し、ぜい弱性対策が執られていない状態が確認された場合等には、ぜい弱性対策計画を策定することなどとされている。

しかし、CC 機器群において使用されているOS(オペレーティングシステム)について、製造元からぜい弱性に係る情報が随時公開されるなどしていたにもかかわらず、セキュリティ責任者である相談・サービス推進部長は、これらの情報を把握していなかった。そのため、セキュリティパッチを適用するなどのぜい弱性対策を実施しておらず、ぜい弱性対策計画の策定についての検討も行っていなかった。

なお、機構は、3年2月に実施した内部監査により、CC 機器群について、ぜい弱性対策が十分でないことなどについて把握していたものの、5年6月に行った機構本部に対する会計実地検査の時点でも、ぜい弱性対策を完了していなかった。

これらのことから、CC 機器群については、相談者の年金個人情報を含む録音データが漏えいするなどのリスクが回避されているとは認められない状況となっていた。

(注2) セキュリティパッチ 既に公開されている OS やソフトウェア等において発見されたぜい弱性等に対処するために製造元等から提供されるプログラム

このように、機構において、CC 機器群について、ポリシーに基づく適切な情報セキュリティ対策が講じられておらず、相談者の年金個人情報を含む録音データが漏えいするなどのリスクが回避されているとは認められない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、情報管理対策室及びシステム企画部において、情報システムの調達、保守等業務に係る外部委託等に当たっては、ポリシー、要件確認要領、システム委託要領等を遵守して行わなければならないことや、情報セキュリティ対策の必要性等の観点から、情報システムと事務機器を適切に分類することについて、事業担当部署に対して十分に周知徹底していなかったこと、相談・サービス推進部において、CC 機器群の調達等に当たり、ポリシー等に定められた情報セキュリティ対策の対象となる情報システムとして取り扱う必要があること及び情報システムとしてぜい弱性対策等を適切に実施する必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、次のような処置を講じた。

ア 相談・サービス推進部は、CC 機器群について、5年9月末までに、セキュリティ要件の定義又は設定を行い、適合性確認及び仕様書案等の審査を受けるなどした上で保守等業務に係る外部委託契約を締結するとともに、セキュリティパッチの適用等のぜい弱性対策等を実施し、相談者の年金個人情報を含む録音データが漏えいするなどのリスクを回避するための措置を完了した。

イ 情報管理対策室及びシステム企画部は、5年8月に、事業担当部署に対して指示文書を発出して、情報システムの調達、保守等業務に係る外部委託等に当たっては、ポリシー、要件確認要領及びシステム委託要領に基づき、事前に情報管理対策室の確認及びシステム企画部の審査を受ける必要があることや、情報セキュリティ対策の必要性等に関する情報システムと事務機器の分類上の整理及びそれぞれの調達手続について、改めて周知徹底した。

第8 独立行政法人大学入試センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

大学入学共通テストに係る試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した経済的な調達を継続的に行うよう関係部局に周知徹底するなどするとともに、大学入試センターが保有する情報を活用して調達数量の算定基準等を検討するなどする会議を設置して継続的に調達数量を見直す体制を整備することにより、これらの調達が経済的に行われるよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人大学入試センター
契 約 名	(1) 大学入学共通テスト試験問題冊子等の印刷 (2) 大学入学共通テスト英語リスニング用音声機器等賃貸借・輸送等業務
契 約 の 概 要	(1) 試験問題冊子及び解答用紙の印刷 (2) 「英語」のリスニング試験で使用するICプレーヤー、音声メモリー、イヤホン等のリスニング機器の賃貸借、輸送等
契 約	(1) 令和3年12月 随意契約、4年2月(変更契約)(令和3年度) 令和4年12月 随意契約、5年2月(変更契約)(令和4年度) (2) 令和3年6月 随意契約、11月(変更契約)(令和3年度) 令和4年6月 随意契約、12月(変更契約)(令和4年度)
上記の契約に係る調達数量	(1) 試験問題冊子 4,525,215部(令和3年度)、4,445,160部(令和4年度) 解答用紙 4,890,950部(令和3年度)、4,807,470部(令和4年度) (2) リスニング機器 578,000台(令和3年度)、556,350台(令和4年度)
上記の契約に係る支払額	(1) 16億5157万余円(令和3年度) 16億8674万余円(令和4年度) (2) 18億6079万余円(令和3年度) 18億4731万余円(令和4年度)
上記のうち節減できた調達数量及び調達価格相当額	(1) 試験問題冊子 50,991部 2437万円(令和3年度) 54,946部 2764万円(令和4年度) 解答用紙 61,301部 73万円(令和3年度) 66,812部 79万円(令和4年度)

(2) リスニング機器	
16,414 台	864 万円(令和3年度)
14,918 台	785 万円(令和4年度)
(1)と(2)の計	7005 万円(令和3、4両年度)

## 1 制度の概要

### (1) 大学入学共通テストの概要

独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人大学入試センター法(平成11年法律第166号)に基づき、大学に入学を志願する者に対し、大学と共同して大学入学共通テスト(令和元年度以前は大学入試センター試験。以下「共通テスト」という。)を実施している。

共通テストの出題教科・科目等(以下、教科及び科目等を合わせて「教科等」という。)は、令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱(令和3年3文科高第285号文部科学省高等教育局長通知。以下「実施大綱」という。)によれば、6教科30科目とされており、このうち「外国語」の科目である「英語」は、リーディング試験及びリスニング試験で構成することとされている。

そして、共通テストの受験教科等は、志願者が出願時に申し出て登録することとなっている。

また、実施大綱によれば、共通テストは、本試験のほか、天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験を、センターが定めるところにより実施することとされている。

### (2) 試験問題冊子等及びリスニング機器の調達等

センターは、3、4両年度の共通テストの実施に当たり、表1のとおり、試験問題冊子及び解答用紙(以下「試験問題冊子等」という。)の印刷に係る契約及び「英語」のリスニング試験で使用するICプレーヤー、音声メモリー、イヤホン等(以下「リスニング機器」という。)の賃貸借、輸送等に係る契約を締結して、所要の数量の試験問題冊子等及びリスニング機器を調達している。

表1 試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に係る契約、調達数量等

調達品目	年度	契約名	契約年月日 (変更契約年月日)	調達数量 (部・台)	支払額 (万円)
試験問題冊子等 (注)	令和3	令和4年度大学入学共通テスト試験問題冊子等の印刷	3年12月21日 (4年2月10日)	4,525,215	16億5157
				4,890,950	
	4	令和5年度大学入学共通テスト試験問題冊子等の印刷	4年12月1日 (5年2月10日)	4,445,160	16億8674
				4,807,470	
リスニング機器	3	令和4年度大学入学共通テスト英語リスニング用音声機器等賃貸借・輸送等業務	3年6月28日 (3年11月26日)	578,000	18億6079
	4	令和5年度大学入学共通テスト英語リスニング用音声機器等賃貸借・輸送等業務	4年6月28日 (4年12月12日)	556,350	18億4731

(注) 試験問題冊子等の令和3、4両年度の調達数量欄の上段は試験問題冊子、下段は解答用紙の調達数量である。

センターは、上記の契約に当たり、有識者会議に調達数量の算定基準等を諮るなどした上で、おおむね次のように調達数量を算定している。

- ① 高等学校等の卒業が見込まれる者の数に、前年度の共通テストの受験を志願した者の割合を乗ずるなどして、志願者数を推計する(以下、これにより推計した志願者数を「志願者推計数」という。)
- ② 本試験で使用する志願者用の試験問題冊子等については、原則として、志願者推計数に前年度の共通テストにおける全志願者数に占める各受験教科等別の登録者数の割合(以下「教科等別登録割合」という。)を乗ずるなどして、教科等別の調達数量とする。
- ③ 本試験で使用する「英語」の志願者用の試験問題冊子等及びリスニング機器については、大部分の志願者が「英語」を登録していることから、志願者推計数と同数を調達数量とする。また、予備のリスニング機器(以下「予備機」という。)は、志願者推計数に一定の予備率を乗じた数を調達数量とする。
- ④ ①から③までとは別に、再試験及び追試験で使用する受験者用の試験問題冊子等及びリスニング機器について、原則として、再試験及び追試験の受験が想定される人数(以下「想定受験者数」という。)をそれぞれ見積もり、想定受験者数と同数を調達数量とする。

そして、センターは、次年度の調達数量の算定の参考にするなどのために、例年、共通テストの実施後等に、受験者数、リスニング機器の不具合発生台数等について大学等から、また、リスニング機器の不具合発生の原因等についてリスニング機器の調達業者から、それぞれ報告を受けるとともに、教科等別登録割合等を算出し、保有している。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、調達数量の算定が適切に行われているかなどに着眼して、センターにおいて、3、4両年度の契約で調達した試験問題冊子等及びリスニング機器を対象として、契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 試験問題冊子等及びリスニング機器の調達数量の算定に当たり、教科等別登録割合及び不具合発生率等を十分に考慮していなかった事態

ア 試験問題冊子等及びリスニング機器の調達数量の算定に当たり、教科等別登録割合を十分に考慮していなかった事態

センターは、前記のとおり、本試験で使用する志願者用の試験問題冊子等について、原則として、志願者推計数に、教科等別登録割合を乗ずるなどして教科等別の調達数量を算定していた。

一方、本試験で使用する「英語」の試験問題冊子等及びリスニング機器については、前記のとおり志願者推計数と同数を調達数量として算定しており、教科等別登録割合を考慮していなかった。

しかし、「英語」の教科等別登録割合をみると、3年度 98.89%、4年度 99.07%となっており、実際には「英語」を登録しない志願者も例年約 5,000 人いることから、本試験で使用する志願者用の試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たって、「英語」についてのみ、教科等別登録割合を考慮しない理由はなく、他の教科等と同様に考慮して調達数量を算定する必要があると認められた。

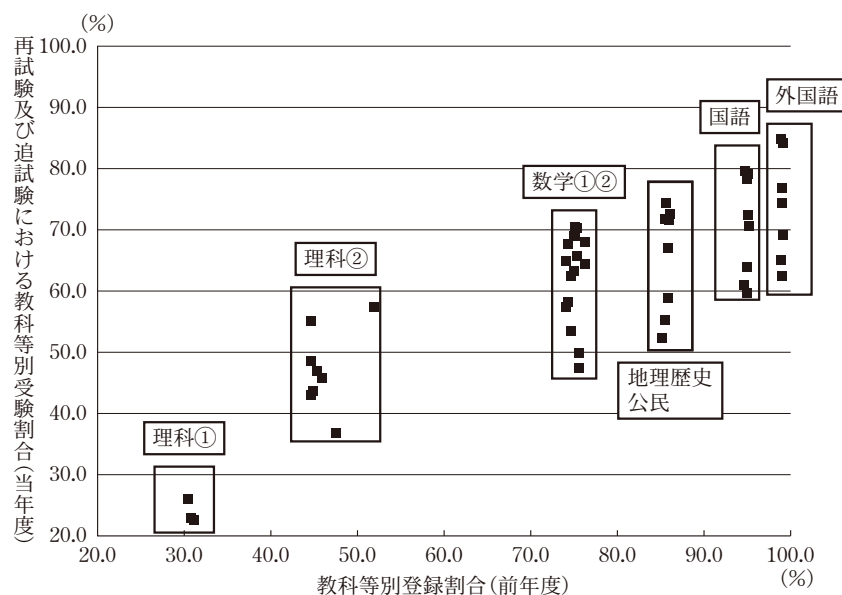
また、センターは、前記のとおり、再試験及び追試験で使用する受験者用の試験問題冊子等及びリスニング機器については、原則として、想定受験者数と同数を調達数量として算定しており、教科等別登録割合を考慮していなかった。

この理由について、センターは、再試験及び追試験の受験者がどの教科等を受験するかは事前に不明であり、再試験及び追試験の受験者が本試験で全ての受験教科等を受験できていないおそれもあるためとしていた。

しかし、再試験及び追試験は、本試験で受験することができなかった教科等を受験するものであり、受験者が受験する教科等は各年度の個別の事情に応じて決まるものの、再試験及び追試験が毎年実施され多くの受験者が受験する場合、教科等別登録割合と再試験及び追試験における教科等別受験割合(再試験及び追試験の受験者数に占める各教科等別の受験者数の割合をいう。以下同じ。)との間には関係があると思料される。そこで、教科等別登録割合と再試験及び追試験における教科等別受験割合について、出題教科等が6教科30科目となった平成26年度から令和4年度までの実績値等を用いて相関係数を算出したところ、0.89となり、強い正の相関関係がみられた(図参照)。



図 教科等別登録割合と再試験及び追試験における教科等別受験割合の関係(平成26年度～令和4年度)



(注) 「地理歴史・公民」及び「理科②」については、1科目受験者と2科目受験者がいるものの、センターでは、同教科の延べ受験科目数のみ把握していることから、当該年度の本試験の2科目受験者の割合を用いて、受験者数を推計した。

したがって、再試験及び追試験で使用する受験者用の試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たって、教科等別登録割合を考慮しない理由はなく、本試験と同様に考慮して調達数量を算定する必要があると認められた。

イ 予備機の調達数量の算定に当たり、不具合発生率等を十分に考慮していなかった事態センターは、前記のとおり、予備機について、志願者推計数に一定の予備率を乗じた数を調達数量としていた。3、4両年度の契約における予備率は、平成21年度に実施した試験におけるリスニング機器の不具合発生率(リスニング試験受験者数に占める各大学から報告された不具合発生台数の割合をいう。以下同じ。)が最も高かった試験場で5.6%であったことなどを考慮して、6.0%としていた。そして、センターは各試験場に対して予備機等を送付して、各試験場において、試験室や試験場本部に配分していた。

しかし、29年度から令和3年度までに実施された試験におけるリスニング機器の不具合発生率を確認したところ、不具合発生率が最も高かった年度は平成29年度の約0.05%であり、不具合発生率が最も高かった試験場は約0.95%となっていて、各試験室のリスニング機器に予備機の数を上回る不具合が発生する可能性は相当低い状況となっていたと思料される。そして、センターは、試験の円滑な実施に万全を期するため、当面は志願者数50人以上の試験室には2台以上の予備機を配分することになっていることを踏まえると、予備率は4.0%あれば足りると認められた。

ア及びイを踏まえて、本試験の「英語」の志願者推計数並びに再試験及び追試験の想定受験者数に教科等別登録割合を乗ずることとするとともに、予備機の算定に当たり志願者推計数に乗ずる予備率を4.0%とすることとして、試験問題冊子等及びリスニング機器の必要な調達数量を試算したところ、表2のとおり、実際の調達数量は、上記の試算を試験問

題冊子で3年度 50,991部(調達価格相当額 2437 万余円)、4年度 54,946部(同 2764 万余円)、解答用紙で3年度 61,301部(同 73 万余円)、4年度 66,812部(同 79 万余円)、リスニング機器で3年度 16,414台(同 864 万余円)、4年度 14,918台(同 785 万余円)それぞれ上回っていた。

したがって、ア及びイを踏まえて試験問題冊子等及びリスニング機器の必要な調達数量を算定していたとすると、調達価格相当額計 7005 万余円(3年度 3375 万余円、4年度 3629 万余円)を節減できたと認められた。

表2 節減できたと認められた調達数量及び調達価格相当額等

年度	調達品目	実際の調達数量 (部・台)	必要な調達数量 (部・台)	節減できたと認められた調達数量(部・台)				節減できたと認められた調達価格相当額(注) (万円)
				アの事態のうち「英語」に係るもの	アの事態のうち「再試験及び追試験」に係るもの	イの事態	小計	
令和3	試験問題冊子	4,525,215	4,474,224	11,594	39,397	—	50,991	2437
	解答用紙	4,890,950	4,829,649	11,594	49,707	—	61,301	73
	リスニング機器	578,000	561,586	5,797	150	10,467	16,414	864
	計	—	—	—	—	—	—	3375
4	試験問題冊子	4,445,160	4,390,214	9,456	45,490	—	54,946	2764
	解答用紙	4,807,470	4,740,658	9,456	57,356	—	66,812	79
	リスニング機器	556,350	541,432	4,728	22	10,168	14,918	785
	計	—	—	—	—	—	—	3629
合計	—	—	—	—	—	—	7005	

(注) 節減できたと認められた調達価格相当額は万円未満を切り捨てているため、各調達品目の金額を合計しても計欄及び合計欄の金額と一致しない。

(2) センターにおける調達数量の見直しの状況

前記のとおり、センターは、調達数量の算定の参考にするなどするため、例年、共通テストの実施後等に、教科等別登録割合、リスニング機器の不具合発生台数等の情報を収集するなどし、保有している。

しかし、センターにおける調達数量の見直しの状況を確認したところ、センターは、共通テストの実施等を円滑に実施するために万が一にも調達数量に不足が生じないことに重点を置いて見直しを行っており、経済的な調達となるよう調達数量を削減する余地がないかという検討には上記の情報を十分に活用していなかった。

したがって、(1)の事態を踏まえ、センターが既に保有している情報を活用して調達数量の算定基準等の検討や、経済的な調達となっているかの点検を継続的に行う必要があったと認められた。

このように、センターにおいて、試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり調達数量の算定が経済的に行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、試験問題冊子等及びリスニング機器の調達数量の算定に当たり、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮して調達数量を算定することについての認識が欠けていたこと、センターが既に保有している情報を活用して調達数量の算定基準等の検討や、経済的な調達となっているかの点検を継続的に行う体制が整備されていなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、センターは、試験問題冊子等及びリスニング機器の調達が経済的に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア センターは、5年8月に、関係部局に対して通知を発出して、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した調達を継続的に行うよう周知徹底するとともに、同年6月及び7月に締結した5年度の調達契約において、試験問題冊子等及びリスニング機器については、これらを考慮した調達数量とすることとした。

イ センターは、5年8月に、センターが保有する情報を活用して調達数量の算定基準等の検討及び経済的な調達数量となっているかの点検を行い、共通テストの確実な実施を確保しつつ経済的な調達を実現することを目的として関係部局等の職員で構成される会議を設置し、継続的に調達数量を見直す体制を整備した。

第9 独立行政法人海技教育機構

第3章 第2節 第9 独立行政法人海技教育機構

不 当 事 項

役 務

(278) 情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかったため、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が一度も使用されておらず、また、追加費用が生じたもの

科 目	業務経費
部 局 等	独立行政法人海技教育機構本部
契 約 名	情報セキュリティ強化対策に係わるインターネット分離及び保守業務
契 約 の 概 要	インターネットを介したサイバー攻撃から情報システムの安全性を確保するために、機構に設置された業務用端末を外部から遮断された環境とインターネットに接続可能な環境とに分離して操作することが可能となる分離システムの構築を行うもの
契 約 の 相 手 方	三菱HCキャピタル株式会社(令和3年3月31日以前は日立キャピタル株式会社)
契 約	平成29年8月 一般競争契約
支 払 額	138,523,481円(平成29年度～令和4年度)
使用されていない なかった賃借機器 等に係る支払額 相当額(1)	42,602,934円(平成29年度～令和4年度)
追加費用に係る 支払額(2)	23,383,440円(平成30年度～令和4年度)
(1)及び(2)の計	65,986,374円

1 インターネット分離に係る契約の概要等

(1) 機構におけるインターネット分離に係る計画及び契約等

独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)は、平成28年11月に、機構本部(以下「本部」という。)<sup>(注1)</sup>、海技大学校、国立海上技術学校4校及び国立海上技術短期大学校3校<sup>(注2)</sup>(以下、これらを合わせて「学校」という。)<sup>(注3)</sup>の計8校、5練習船等において、情報共有が円滑に行える情報通信ネットワークを構築した上で、情報システムの安全性を確保するためにインターネットからの分離(以下「インターネット分離」という。)を行うことを決定し、次のように計画した。

(注1) 国立海上技術学校4校 小樽、館山、唐津、口之津各国立海上技術学校

(注2) 国立海上技術短期大学校3校 宮古、清水、波方各国立海上技術短期大学校

(注3) 5練習船 日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸、青雲丸各練習船

- ① 第1期工事として、パーソナルコンピュータ(以下「業務用端末」という。)やサーバ等を賃借して、本部、学校、練習船等の各拠点に設置するなどしてLANを構築し、本部と学校との間(以下「陸上拠点間」という。)及び本部と練習船との間(以下「船陸間」という。)に情報通信ネットワークを構築する。
- ② 第2期工事として、インターネット分離用サーバ及びファイル無害化サーバ(以下、これらを合わせて「分離用サーバ」という。)等を賃借して、各拠点に設置するとともに、インターネット分離用のソフトウェア(以下「分離用ソフトウェア」という。)のライセンスを賃借して、業務用端末にインストールする。これにより、業務用端末を外部から遮断された環境とインターネットに接続可能な環境とに分離して操作できるシステム(以下「分離システム」という。)を構築する。
- ③ 30年4月から分離システムの運用を開始する。

機構は、上記計画の第1期工事として、29年2月から11月までの間に11契約を締結した上で、同年12月までに各拠点にLANを構築するなどの工事を行うことにしていた。そして、第1期工事の実施を前提として、29年8月に第2期工事として一般競争入札により三菱HCキャピタル株式会社(令和3年3月31日以前は日立キャピタル株式会社。以下「会社」という。)との間で、「情報セキュリティ強化対策に係わるインターネット分離及び保守業務」(当初契約額114,903,360円、最終変更後契約額138,523,481円。以下「分離契約」という。)を締結し、平成30年1月から令和5年4月までの間に会社に対して計138,523,481円を支払っていた。

第1期工事及び第2期工事のために締結した計12契約の主な内容及び工事等の期間を表すと、図1のとおりである。



る。このIPアドレス等の情報については、情報セキュリティ上、部外に秘匿を要するものであるとして、機構が自ら設定して会社に提供することとしており、分離契約において、機構に支援・情報提供義務があるとされていた。

(注4) VPN Virtual Private Network の略で仮想専用網と呼ばれる。インターネットをあたかも専用線であるかのように利用するネットワーク形態をいう。

(注5) IPアドレス インターネットに接続されるコンピュータ等を識別するため、各コンピュータ等に割り振られる数字列

### (3) 分離契約の変更契約

平成29年8月に締結した分離契約の当初の契約期間は、29年8月25日から令和5年3月31日までとなっており、その契約期間の内訳は、分離システムの構築が平成29年8月25日から30年3月31日まで、サーバ類の賃貸借及び保守が29年10月1日から令和5年3月31日までなどとなっていた。その後、機構は、分離システムの構築に遅れが生じたことなどを理由にその構築期限を延長等するため、計5回の変更契約を締結していた(表参照)。

表 第1回から第5回までの変更契約の概要

変更回数	契約日	変更契約の概要	契約金額の増減(円)	変更後の契約金額(円)
第1回	平成29年10月2日	分離システムの構築期限を平成30年3月31日から同年9月30日に変更(6か月延長)	増減なし	114,903,360
第2回	30年10月1日	分離システムの構築期限を30年9月30日から31年3月31日に変更(6か月延長)	28,412,640	143,316,000
第3回	31年3月1日	分離システムの構築期限を31年3月31日から令和2年4月30日に変更(13か月延長)	増減なし	143,316,000
第4回	令和元年10月1日	消費税率の変更(8%→10%)	1,728,720	145,044,720
第5回	2年4月1日	2年3月に練習船への分離システム導入を取りやめた結果、同システムの構築期限を同年4月30日から元年12月31日に変更(4か月短縮)	△ 6,521,239	138,523,481

### (4) インターネット分離等に係る機構の業務実施体制

第1期工事及び第2期工事の施工箇所は、北海道から九州までの広範囲に所在する学校、航海訓練を実施するための練習船等となっていた。機構は、これらの各箇所における工事の進捗管理等を担当部署の職員(インターネット分離を決定した平成28年11月から当初契約の構築期限である30年3月末までの間における担当部署の職員数は室長を含めて2名から4名)で行うことにしていた。

## 2 検査の結果

分離契約については、前記のとおり、分離システムの構築に遅れが生じたことなどを理由にその期限を延長等するため、5回の変更契約が締結されていた。

そこで、本院は、法規性、経済性、有効性等の観点から、分離契約に係る機構の業務は適切に行われているか、特に、契約書、仕様書等に基づき、必要な業務を適時適切に行うなど発注者としての役割を十分果たしているか、また、分離システムは適切に構築されているかなどに着眼して、分離契約を対象として、本部において契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどするとともに、契約の相手方である会社を対象として会計検査院法第23条第1項

第7号の規定により検査することを決定して、それぞれ会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

機構は、分離契約において、当初30年3月までに分離システムを構築し、30年4月に運用を開始することとしていたが、次のとおりスケジュールを見直していた。

- ① 機構が、第2期工事の前提として行っていた第1期工事に時間を要したため、分離システムの構築期限を30年3月末から同年9月末に延長していた(第1回変更契約)。
- ② 30年4月に担当部署において3名のうち2名の人事異動による交代があったのに、分離システムに関する情報の引継ぎがほとんどなされなかったことから、後任者が必要となる作業内容を十分に把握しておらず、機構に支援・情報提供義務があるのに会社からの求めに応じて必要な情報を提供できなかったため、同年9月末になっても分離システムの構築を進捗させることができない状況となっていた。このため、機構は、作業スケジュールを更に6か月延長して、分離システムの構築期限を31年3月末に延長していた(第2回変更契約)。
- ③ 担当部署は、最大でも4名の人員で分離システムの対応に加えて通常業務も実施しており、上記の期限内に分離システムを構築することは困難であると判断して、構築期限を更に令和2年4月末まで延長していた(第3回変更契約)。

しかし、その後も分離システムの構築は予定どおり進捗せず、その運用開始は3年6月まで大幅にずれ込むことになった。

このように、機構が、分離システムの構築に係る事前の準備や検討を十分に行わず、進捗管理等も適切に行わなかったなどの結果、運用開始が当初予定の平成30年4月から令和3年6月へと大幅にずれ込むことになり、その過程において、次のような事態が生じていた。

- (1) **VPNの構築に必要な検証を事前に行っていなかったため、船陸間のVPNを構築できず、分離システムの構築を一部断念した結果、賃借された機器等が一度も使用されていなかった事態**

前記のとおり、機構は、第1期工事で賃借したVPNルータ等を用いて機構が自ら各拠点間においてVPNを構築した上で、平成30年3月までに分離システムを構築することにしていて、VPNの構築に当たり、開発に係るコストを抑制し工程の手戻りを防ぐには、事前に各拠点間においてVPNの構築が可能かどうかを検証した上で着手することが必要となる。

しかし、担当部署は、VPNルータと分離用サーバ等を接続すれば問題なくVPNの構築が進められると考えていたことから、VPNの構築が可能かどうか検証する必要性を認識しておらず、VPNの構築の検証を行う予定を立てていなかった。また、会社は、運用開始予定の30年4月までに分離システムの設計及び構築をするために、機構に対して各拠点間におけるVPNの構築を同年1月までに行うよう依頼していたが、機構は、担当部署の当時の職員数が3名となっていて第1期工事の立会いのため対応できないなどの理由により、会社からの依頼に応じていなかった。このため、陸上拠点間の検証は当初の運用開始予定日より後の令和元年11月になって、船陸間の検証は同年12月になって、それぞれ初めて行われた。これらの検証の結果、陸上拠点間にはVPNを構築できるが、船陸間では従来用いられていたモバイル回線でVPNを構築してインターネット分離を行うと通信



容量が不足して業務に使用できないこと、また、それを解決するためには経費が多額となることなどの問題点が判明した。この結果を踏まえ、機構は、2年3月に、練習船におけるインターネット分離を断念することを決定した。

このように、船陸間について、機構において分離システムを構築するために必要なVPNの検証等を事前に行うことなく、VPNの構築を前提とする分離契約を締結していたことから、分離システムが当初契約どおり適切に構築されず、船陸間の情報システムの安全性を確保するためのインターネット分離が実施されていないこととなった結果、5練習船に設置予定であった賃借機器等のうち、分離用サーバ10台及び分離用ソフトウェアのライセンス250本等(これらに係る支払額相当額42,602,934円)は、契約締結以降一度も使用されることのないまま、賃借期間終了後(5年4月)に会社に返還されていた。

**(2) 分離システムの構築に必要な情報が機構から会社に適切に提供されなかったなどのため、追加費用が発生していた事態**

前記のとおり、機構は、分離システムの構築に当たり、IPアドレス等の情報については、情報セキュリティ上、部外に秘匿を要するものとして、機構が自ら設定して会社に提供することとしており、分離契約において、機構に支援・情報提供義務があるとされていた。このため、会社は、機構に対して、遅くとも平成30年1月までに各拠点に係るIPアドレス等の情報を提供することを依頼していた。

しかし、機構は、(1)と同様に、第1期工事の立会いのために対応できないなどの理由により会社からの依頼に応じておらず、また、30年4月の人事異動により当該担当者が交代した際も事務引継が十分に行われなかったことなどから、その後もIPアドレス等の情報を提供していなかった。

そして、機構は、30年10月に自らIPアドレス等を設定することは困難であるとして、会社に対して本部のIPアドレス等の設定等を依頼し、機構のIPアドレス等の設定作業が遅れたことに起因するシステムエンジニア再配置費用23,120,640円及びIPアドレスの調査費用5,292,000円の計28,412,640円を追加費用とする第2回変更契約を締結していた。なお、当該追加費用28,412,640円には、船陸間の分離システム断念に伴い最終の変更契約により減額された練習船に係る代金5,029,200円を含むため、当該減額分を控除した23,383,440円が最終的な追加費用となる。

(1)及び(2)の事態について、全体像を示すと図2のとおりである。



## 第10 国立研究開発法人国立環境研究所

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)における生化学検査等の業務に係る契約について

(令和3年度決算検査報告 414 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)は、化学物質のばく露や生活環境が、子どもの健康にどのような影響を与えているかを明らかにして、化学物質等の適切なリスク管理体制の構築につなげることを目的として、子どもの健康と環境に関する全国調査(以下「エコチル調査」という。)を実施している。そして、研究所は、エコチル調査に係る契約を、総額をもって契約金額とする契約(以下「総価契約」という。)又は単価を契約の主目的とし、期間を画してその供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約(以下「単価契約」という。)により締結しており、その契約書においては、必要がある場合には、研究所は業務の内容を変更することができ、この場合において契約金額又は契約期間を変更するときは、契約の相手方と協議して書面によりこれを定めることとなっている。しかし、総価契約において、業務の実績数量が仕様書に記載されている予定数量を相当下回っているなどしていたのに契約変更等を行わないまま契約金額の全額を支払っていたり、単価契約において、単価が被験者1人当たりの金額として設定されているため、検査項目の全部又は一部の検査が行われていなくても被験者1人当たりの単価により支払われていたりした事態及び契約変更を行わずに請負者に対して仕様書に記載されていない業務を行わせていた事態が見受けられた。

したがって、国立研究開発法人国立環境研究所理事長に対して令和4年10月に、会計検査院法第34条の規定により次のとおり是正改善の処置を求めた。

- ア 契約変更等を行う場合の基準や業務費の単価の設定方法等、実際の業務の実績を適切に反映した経済的な支払が可能となる具体的な方策を定めて、これらに関係部に周知徹底すること
- イ 監督職員に任命されることが想定される要求部局の職員に対して、仕様書に記載されていない業務を新たに請負者に行わせる場合には契約変更を行う必要があることについて指導、研修等を行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、研究所において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 5年1月に、実際の業務の実績を適切に反映した経済的な支払が可能となるよう「物品購入・役務等契約マニュアル」を改訂し、契約変更を行う場合の基準や業務費の単価の設定方法等を定めるとともに、これに関係部に周知徹底した。
- イ 5年5月までに、監督職員に任命されることが想定される要求部局の職員に対して、仕様書に記載されていない業務を新たに請負者に行わせる場合には契約変更を行う必要があることについて研修を行った。また、今後においても、同様の研修を継続して実施していくこととした。

第11 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

不 当 事 項  
物 件

(279) 委託事業で再委託事業者が購入し又は製造した機械装置等を機構の取得財産として管理していなかったため、機構の資産売却収入が不足していたもの

科 目	(エネルギー需給勘定) その他収入
部 局 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部
機械装置等の概要	「再生可能エネルギー熱利用技術開発/再生可能エネルギー熱利用のポテンシャル評価技術の開発/オープンループ型地中熱利用システムの高効率化とポテンシャル評価手法の研究開発」に係る委託事業で再委託事業者が購入し又は製造した熱交換ユニット等
有償譲渡の相手方	東邦地水株式会社、ゼネラルヒートポンプ工業株式会社
取得財産として管理していなかった機械装置等の数量及び取得価額	5点 9,773,083円(平成28年度～30年度)
上記のうち有償譲渡すべき機械装置等の数量及び取得価額	4点 7,986,846円(平成28年度～30年度)
不足していた資産売却収入	4,180,941円(平成30年度)

1 委託事業の概要等

(1) 委託事業の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、平成27年度から30年度までの間に、「再生可能エネルギー熱利用技術開発/再生可能エネルギー熱利用のポテンシャル評価技術の開発/オープンループ型地中熱利用システムの高効率化とポテンシャル評価手法の研究開発」に係る業務の一部(以下「本件事業」という。)を東邦地水株式会社(以下「事業者」という。)に委託して実施している。本件事業は、オープンループ型地中熱利用システムの設置コスト及び運用コストを削減することを目的として、還元井の目詰まり防止に係る技術開発等を行うものであり、機構は、28年3月に事業者と委託契約を締結している。そして、事業者は、31年2月に本件事業を終了して、委託費の実績額を84,500,280円とする実績報告書を機構に提出し、機構は、これを検査した上でその額を確定して同額を事業者に支払っている。

また、事業者は、本件事業のうち、地下水熱交換ユニットの開発に係る業務を再委託することについて機構の承認を受けて、28年3月にゼネラルヒートポンプ工業株式会社(以下「再委託事業者」という。)と再委託契約を締結し、再委託費として計17,986,320円を再委託業者に支払っている。

(注) オープンループ型地中熱利用システム 地下水をくみ上げるための揚水井と利用した地下水を地下に戻すための還元井を設置するなどして、地下水の熱を地表にある熱交換ユニット及びヒートポンプで取り出して冷暖房に利用する空調システム

## (2) 委託事業を実施するために受託者又は再委託先が購入し又は製造した機械装置等の管理

機構が定めた業務委託契約約款及び委託業務事務処理マニュアル(以下、これらを合わせて「約款等」という。)によれば、委託事業を実施するために受託者が購入し又は製造した機械装置等のうち、取得価額が50万円以上かつ減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)が1年以上のものは、検収又はしゅん工の検査をした日をもって機構の取得財産とすることとされている。また、受託者が機構の承認を受けて、委託事業の一部を再委託する場合、委託事業を実施するために再委託先が購入し又は製造した機械装置等のうち、取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものは、上記と同様に、機構の取得財産とすることとされている。

そして、約款等によれば、受託者は、委託事業を実施するために購入し又は製造した機械装置等が機構の取得財産に該当することを機構に対して報告し、機構は、その内容を確認した上で機構の資産管理簿に登録して管理することとされている。また、受託者が委託事業の一部を再委託する場合、再委託先は、委託事業を実施するために購入し又は製造した機械装置等が機構の取得財産に該当することを受託者を通じて機構に対して報告し、機構は、上記と同様に機構の資産管理簿に登録して管理することとされている。

なお、委託業務事務処理マニュアルによれば、機構の資産管理簿に登録された機械装置等に改造を行った場合で、その費用が10万円以上である場合は、別途資産管理簿に登録する必要があるとされている。

## (3) 委託事業終了後における機構の取得財産の売却

約款等によれば、機構は、取得財産について、委託事業終了後、原則として受託者又は再委託先に譲渡することとされており、譲渡価格は、取得価額、法定耐用年数等を用いて算出した事業終了日の属する月の残存価額を基に算定する(以下、受託者等に機構の取得財産を売却することを「有償譲渡」という。)こととされている。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託事業を実施するために受託者又は再委託先が購入し又は製造した機械装置等の管理が約款等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、本件事業に係る委託契約を対象として、機構及び事業者において、実績報告書等の関係書類を確認するとともに、当該機械装置等の管理状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、再委託事業者は、28年7月から31年1月までの間に、地下水熱交換ユニットの開発に係る業務を実施するために、熱交換ユニット2点及び熱交換ユニットを含む空調システム1点を製造し、また、制御ソフト1点及び制御部品1点を購入して当該空調システムを改造していた(これら5点の取得価額計9,773,083円)。そして、事業者が機構に提出した実績報告書等において、これら5点の取得価額は機械装置等費等に計上されていた。一方、再委託事業者は、これら5点について、約款等で事業者を通じて機構に対して行うこととなっている取得財産としての報告を行っていなかった。このため、機構は、これら5点を取得財産として管理していなかった。

しかし、これら5点のうち4点は取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものであること、また、残りの1点は取得価額が50万円未満であるものの、上記4点のうち1点を改造するための部品でありその費用が10万円以上であることから、これら5点の機械装置等は機構の取得財産に該当する。このため、再委託事業者は、事業者を通じて機構に対して報告する必要があり、機構は、事業者からの報告を受けて、資産管理簿に登録して管理する必要があった。そして、これら5点のうち、第三者の敷地に設置しているため原状回復を求められて、他に移設すると機能を失うことから廃棄処理を行った1点を除く4点(取得価額計7,986,846円)について、機構は、それぞれの取得価額、法定耐用年数等を用いて算出した事業終了日の属する月の残存価額を基に算定した価格で事業者又は再委託事業者の有償譲渡する必要があったと認められる。

したがって、上記の4点について、本件事業の終了時点における残存価額を基に有償譲渡する際の価格を算定すると計4,180,941円となることから、機構において同額の資産売却収入が不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者及び再委託事業者において本件事業を実施するために再委託事業者が購入し又は製造した機械装置等が機構の取得財産となることについての理解が十分でなかったこと、機構において事業者に対する指導及び実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

## 第12 独立行政法人情報処理推進機構

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (280) 地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていたもの

科 目	地域事業出資業務勘定 貸借対照表 資本金 政府出資金
部 局 等	独立行政法人情報処理推進機構
政府出資等に係る不要財産の国庫納付に伴う資本金の減少の概要	政府からの出資又は支出に係る不要財産を国庫へ納付した場合、当該不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、資本金を減少するもの
資本金の減少額を定めて通知する主務省	経済産業本省
過小に表示されていた資本金の額	42,909,275 円(令和元年度)

### 1 財務諸表の作成等の概要

#### (1) 財務諸表の作成及び会計基準の概要

独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)に基づき、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類等(以下「財務諸表」という。)を作成することとなっている。

また、「独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」(平成15年厚生労働省・経済産業省令第3号。令和2年9月16日以降は経済産業省令第78号)によれば、機構の会計については、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)に従うものとされ、会計基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている。そして、会計基準では、独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならないこととなっており(資本取引・損益取引区分の原則)、両取引を区別するに当たっては、政府からの出資等といった独立行政法人の会計上の財産的基礎の変動と、独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の変動との区分に留意することとなっている。

## (2) 政府出資等に係る不要財産の国庫納付及び資本金の減少の概要

通則法第8条第3項の規定によれば、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、通則法第46条の2の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされている。そして、通則法第46条の2第1項の規定によれば、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。

また、通則法第46条の2第4項の規定によれば、独立行政法人が、同条第1項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額(以下「主務大臣決定額」という。)については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少することとされている。主務大臣決定額については、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)第10条第1項の規定によれば、主務大臣が独立行政法人に通知することとされている。

## 2 検査の結果

本院は、正確性、合規性等の観点から、不要財産の国庫納付に伴う資本金の減少は通則法、会計基準等に基づき適切に行われているか、財務諸表は適正に表示されているかなどに着眼して、令和元年度の財務諸表を対象として、機構及び機構の主務省である経済産業本省において、不要財産の国庫納付及び資本金の減少に関する関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

機構は、平成31年4月9日に国庫納付に係る申請書を経済産業本省に提出するなどして、令和元年6月14日に、表1のとおり、地域事業出資業務勘定<sup>(注1)</sup>(以下「出資勘定」という。)に属する①解散した地域ソフトウェアセンター<sup>(注2)</sup>に係る残余財産の分配金、②各地域ソフトウェアセンターからの配当金、③残余財産の分配金等の金融機関への預入れなどにより得られた運用収益等に相当する現金及び預金計359,380,380円を政府出資等に係る不要財産であるとして国庫に納付していた。そして、経済産業本省は、同日に、主務大臣決定額を納付された額と同額の359,380,380円と定めて機構に対して通知し、通知を受けて機構は、同日に、同額の資本金を減少し、資本取引として会計処理を行っていた。その後、機構は、これに基づき、出資勘定の貸借対照表の資本金の額を6,018,431,274円として元年度の財務諸表を作成していた。

(注1) 地域事業出資業務勘定 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第144号)附則第8条の規定に基づき、地域ソフトウェアセンターに対する出資に係る経理をその他の経理と区分して整理するために設けられた勘定



(注2) 地域ソフトウェアセンター ソフトウェア供給力の開発を効果的に図ることができる  
と認められる地域において、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業  
その他のソフトウェア供給力開発事業を推進するために設立された株式会社。国  
からの出資金を原資として、機構の前身である特別認可法人情報処理振興事業協会  
が1社当たり4億円を出資して20社が設立されたが、解散により令和4年度末現  
在は9社となっている。

表1 令和元年6月14日に国庫に納付した現金及び預金の内訳 (単位：円)

番号	摘要	金額
①	解散した地域ソフトウェアセンターに係る残余財産の分配金	316,466,480
②	各地域ソフトウェアセンターからの配当金(平成20年度から30年度までの累計)	21,920,000
③	残余財産の分配金等の金融機関への預入れなどにより得られた運用収益等 (15年度から30年度までの累計)	20,993,900
計		359,380,380

注(1) ①の残余財産の分配金は、地域ソフトウェアセンターに係る株式が解散に伴い現金及び預金になったものである。なお、地域ソフトウェアセンターに係る株式は、機構が設立された際の開始貸借対照表に政府出資見合いの資産として計上されていた。

注(2) ③のうち4,625円は、機構設立前に発生していた預金利息に係る未収収益であり、機構が設立された際の開始貸借対照表に政府出資見合いの資産として計上されていた。

しかし、表1の②の配当金21,920,000円と、③の運用収益等20,993,900円から政府出資見合いの資産である未収収益4,625円を控除した20,989,275円の計42,909,275円は、機構が設立された際の開始貸借対照表において政府出資見合いの資産として計上されていたものでも機構設立後に政府からの追加出資を受けたものでもなく、各年度の損益計算書に収益として計上されていたものの累計であり、損益取引により生じたものであった。

このため、機構が上記の42,909,275円を含めて計359,380,380円の現金及び預金を政府出資等に係る不要財産であるとして国庫納付に係る申請書を提出したこと、また、経済産業本省が主務大臣決定額を同額と定めて機構に対して通知したこと、さらに、通知を受けて機構が同額の資本金を減少する会計処理をしたことは誤りであり、機構及び経済産業本省は、いずれの額についても、42,909,275円を除いた計316,471,105円とすべきであった。そして、これに伴い、元年度の出資勘定の貸借対照表は、表2の右欄のとおり、正しくは資本金の額を6,061,340,549円と表示する必要があるが、資本金の額は42,909,275円過小に表示されていた。

表2 出資勘定の貸借対照表 (単位：円)

機構が行った表示		会計基準等に準拠した表示	
I 資本金		I 資本金	
政府出資金	6,018,431,274	政府出資金	6,061,340,549

したがって、機構の元年度の財務諸表は、出資勘定の貸借対照表の資本金の額が適正に表示されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に伴う資本金の減少に係る通則法、会計基準等に対する理解が十分でなかったこと、経済産業本省において、国庫に納付された資産の内容や性質について通則法、会計基準等を踏まえて十分に確認しないまま主務大臣決定額を定めたことなどによると認められる。

第13 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第3章 第2節 第13 独立行政法人中小企業基盤整備機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するために熊本県に貸し付けた貸付金について、同県に対して、被害を受けた中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直しを求めることにより、使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの

科 目	(一般勘定)事業貸付金
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の概要	平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業者等に対して施設又は設備の整備に必要な資金を貸し付けるもの
独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する貸付事業の概要	熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業を行う公益財団法人くまもと産業支援財団に必要な資金を無利子で貸し付ける熊本県に対して、その貸付けに係る資金の一部を無利子で貸し付けるもの
上記に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構から熊本県に対する貸付金のうち貸付事業分の総額	141億2730万円(平成28、29、令和元各年度)
上記の貸付けを受けた熊本県から公益財団法人くまもと産業支援財団に対する貸付金のうち貸付事業分の総額	142億7000万円
上記のうち使用見込みがなく公益財団法人くまもと産業支援財団に滞留していた資金の額	9億2242万余円(令和4年4月末時点)
上記に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構から熊本県に対する貸付金見合いの額	9億1320万円

1 被災中小企業支援事業に係る貸付け等の概要等

(1) 被災中小企業支援事業に係る貸付け等の概要

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業(以下「被災中小企業支援事業」という。)<sup>(注1)</sup>は、平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業者等(以下「被災中小企業者等」という。)に対して、施設又は設備の整備に必要な資金を貸し付ける事業である。そして、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、機構が定めた「熊本地震に係

る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る熊本県に対する資金の貸付けに関する準則」(平成28年規程28第21号。以下「準則」という。)等に基づき、被災中小企業支援事業を行う公益財団法人くまもと産業支援財団(以下「財団」という。)に被災中小企業支援事業の実施に必要な資金を無利子で貸し付ける熊本県に対して、その貸付けに係る資金の一部を無利子で貸し付けている。

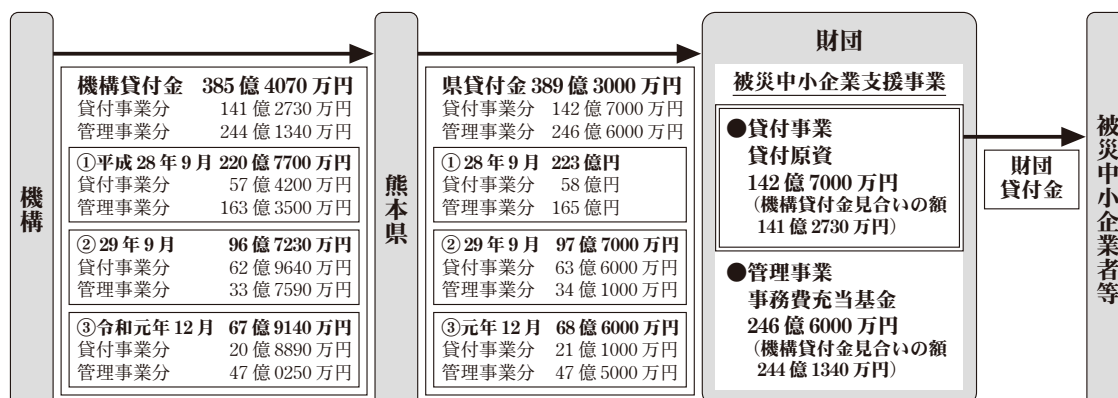
(注1) 平成28年熊本地震 平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動

準則によれば、被災中小企業支援事業は、機構が熊本県に貸し付ける資金(以下「機構貸付金」という。)を財源として同県が財団に貸し付ける資金(以下「県貸付金」という。)により実施することとされている。そして、両貸付金の用途は、それぞれ、財団が被災中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業(以下「貸付事業」という。)と、財団が貸付事業を実施するために必要な貸付決定、債権管理等の事務を行う事業(以下「管理事業」という。)とに区分されている。

機構は、図1のとおり、熊本県に対して平成28年9月、29年9月及び令和元年12月の3回にわたり合計385億4070万円(貸付事業分計141億2730万円、管理事業分計244億1340万円)の機構貸付金を交付している。同県は、これに同県が負担する資金(県貸付金の100分の1に相当する額)として合計3億8930万円(貸付事業分計1億4270万円、管理事業分計2億4660万円)を加えて、合計389億3000万円(貸付事業分計142億7000万円、管理事業分計246億6000万円)を県貸付金として財団に交付している。県貸付金の交付を受けた財団は、準則等により、貸付事業に係る県貸付金142億7000万円を原資として貸付事業を実施するほか、管理事業に係る県貸付金246億6000万円を用いて事務費充<sup>(注2)</sup>当基金を造成し、その運用益等を原資として管理事業を実施している(以下、貸付事業の原資を「貸付原資」といい、貸付事業における被災中小企業者等に対する貸付金を「財団貸付金」という。)

(注2) 令和4年度末時点において、事務費充当基金の運用益等の累計額は計6億7041万余円、管理事業費の累計額は計6億4434万余円(うち人件費等の経費1億9107万余円、貸倒引当金4億5327万余円)となっていて、2606万余円の差額が生じているが、同時点における貸付残高120億9073万余円に対する貸倒引当金の必要見込額14億1461万余円(準則の規定に基づき事務費充当基金の必要額を検討する際に熊本県が用いる貸倒引当実績率11.7%により算出)には達していない。

図1 被災中小企業支援事業に係る貸付けの概念図



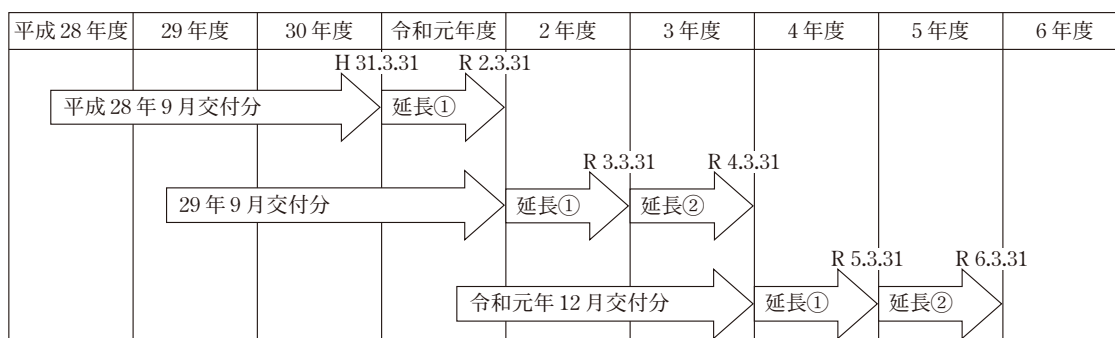
## (2) 被災中小企業支援事業の実施手続

被災中小企業支援事業における財団貸付金の貸付対象者は、経済産業省から中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた熊本県から熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(以下「グループ補助金」という。)等の交付決定を受けた被災中小企業者等とされている。また、貸付対象となる経費は、グループ補助金等の交付決定の対象となる施設及び設備の復旧・整備等に要する経費とされている。そして、財団貸付金は、上記経費のうち被災中小企業者等の自己負担額の一部を財団が無利子で貸し付けるもので、貸付期間は20年以内とされている。財団は、熊本県が2年10月にグループ補助金等の最終の交付決定を行ったことを受けて、財団貸付金の借入申込みの受付期間(以下「借入申込期間」という。)を3年3月末までとしている。

財団貸付金の貸付に当たっては、財団が被災中小企業者等から提出を受けた借入申込書の内容等を審査し、機構及び熊本県から承認を受けた上で貸付決定することとなっている。貸付決定を受けた被災中小企業者等は、貸付対象の施設等の整備及び経費の支払を完了したときには速やかに財団に報告し、報告を受けた財団は、報告内容が貸付決定の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき財団貸付金の額を確定の上、交付することとなっている。熊本県は、財団貸付金が交付された場合には、財団から報告を受けて、その旨を貸付実行通知書により機構に通知することとなっている。財団貸付金の額は、貸付決定の額(以下「貸付決定額」という。)の範囲内となっており、貸付決定額を増額する場合には、借入変更の申込みが必要となっている。

被災中小企業者等に対する財団貸付金の交付期間(以下「貸付実施期間」という。)については、準則によれば、熊本県が機構貸付金の交付を受けた日の2年後の日の属する事業年度末までとされているが、同県からの申請に基づき、1事業年度ごとに貸付実施期間の延長を認めることができることとされている。そして、図2のとおり、元年12月交付分の機構貸付金に係る貸付実施期間は、2回延長されて6年3月末までとなっている。

図2 貸付実施期間の状況



そして、準則等によれば、財団は、貸付実施期間の終了後、財団貸付金として交付しなかった貸付原資の額(以下「未使用額」という。)を貸付実施期間終了後1年以内に熊本県に返還することとされており、同県は、財団から返還を受けた未使用額から同県の負担分を除いた額を機構に返還することとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、貸付金の規模は財団貸付金の交付見込みなどを踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、貸付事業に係る機構貸付金 141 億 2730 万円を対象として、機構本部において、県貸付金の貸付決定の状況、貸付事業の貸付実績等について、事業実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

前記のとおり、財団は、財団貸付金の借入申込期間を 3 年 3 月末までとしており、最終の貸付決定は同年 4 月となっていて、同月までに 252 件を貸付決定していた。熊本県は、4 年 2 月に、このうち 2 件について、同年 3 月末時点で未交付となる見込みであるとして、元年 12 月交付分の機構貸付金に係る貸付実施期間を 5 年 3 月末まで延長する申請書を機構に提出し、機構は 4 年 3 月にこれを承認していた。そして、財団は、4 年 3 月末までに、上記 2 件を除く 250 件について、計 131 億 1221 万余円の財団貸付金を被災中小企業者等に交付していた。

その後、財団は、4 年 4 月に、未交付となっていた上記 2 件のうち 1 件について財団貸付金 1 億 4216 万余円を交付し、財団からその報告を受けた熊本県は、同年 6 月に貸付実行通知書により機構にその旨を通知していた。一方、同年 4 月末時点で未交付となっていた残りの 1 件(貸付決定額 9319 万余円)については、当該被災中小企業者が貸付対象としている施設等が、熊本県が実施する土地区画整理事業(6 年度内に整備完了予定)の区域内にあり、同事業の完了後に、当該被災中小企業者が貸付対象の施設等の整備等を行うことになるため、当該被災中小企業者への財団貸付金の交付は早くとも 6 年度以降になると見込まれていた。

そして、機構は、これらにより、貸付事業に係る県貸付金 142 億 7000 万円のうち、財団貸付金として交付済みの 132 億 5437 万余円を除いた 10 億 1562 万余円が 4 年 4 月末時点における未使用額であり、未交付となっていた 6 年度以降に交付予定の 1 件を除き財団貸付金の交付が完了し多額の未使用額が生じていることを 4 年 6 月に把握していた。

しかし、機構は、財団貸付金の交付見込みを踏まえた県貸付金の規模の見直しを行うよう熊本県に求めていなかった。

このため、熊本県において、県貸付金の規模の見直しが行われておらず、県貸付金のうち未使用額 10 億 1562 万余円から、6 年度以降に交付予定の 1 件の貸付けについて必要と見込まれる 9319 万余円を控除した 9 億 2242 万余円(機構貸付金見合いの額 9 億 1320 万余円)は、財団において使用見込みのない資金となっていた。

このように、貸付事業の資金が使用見込みのないまま財団に滞留している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、多額の未使用額が生じていることを把握していたにもかかわらず、熊本県に対して、県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金を返還するよう求めることについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、熊本県に対して、財団貸付金の交付見込みを踏まえて県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金について返還するよう求め、同県は、機構と協議を行い、6年度以降に交付予定の1件の貸付けに必要な資金の上限額を貸付決定額と同額と決定し、5年4月に財団から県貸付金9億2242万余円の返還を受けた。そして、機構は、同年5月に、熊本県から機構貸付金9億1320万余円を返還させる処置を講じた。

#### (2) 中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了して使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの

科 目	(一般勘定)前払金
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
小規模事業者持続化補助金事業の概要	中小企業、小規模事業者等の販路開拓、設備投資、ITツールの導入等の支援を行う中小企業生産性革命推進事業のうち、生産性向上に資する経営計画を作成して販路開拓等に取り組む小規模事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するもの
独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国商工会連合会(事務局)に概算払した事業費の額	151億円(令和3年度末)
上記のうち小規模事業者等に対する支払が終了して使用見込みのない事業費の額	5億8226万円

### 1 持続化補助事業等の概要

#### (1) 生産性革命事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、第4期中期計画(平成31年4月から令和6年3月まで)等に基づき、中小企業、小規模事業者等の販路開拓、設備投資、ITツールの導入等の支援を行う中小企業生産性革命推進事業(以下「生産性革命事業」という。)を実施している。生産性革命事業は、小規模事業者持続化補助金事業(以下「持続化補助事業」という。)のほか、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、サービス等生産性向上IT導入支援事業等の各事業で構成されている。

そして、機構は、第4期中期計画において、令和元年度一般会計補正予算を始めとする累次の補正予算に基づいて国から交付された運営費交付金を使用して上記の各事業を実施することとしており、補正予算ごとに運営費交付金の用途を限定している。このうち、令

和2年度一般会計補正予算(第1号)及び令和2年度一般会計補正予算(第2号)により追加的に交付された運営費交付金(以下「コロナ運営費交付金」という。)については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月閣議決定)等に基づいて補正予算に計上されたものであることを踏まえて、生産性革命事業における各事業において従前から実施している事業と区別して、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるための事業(以下「特別枠の事業」という。)のために使用することとしている。

## (2) 持続化補助事業の概要

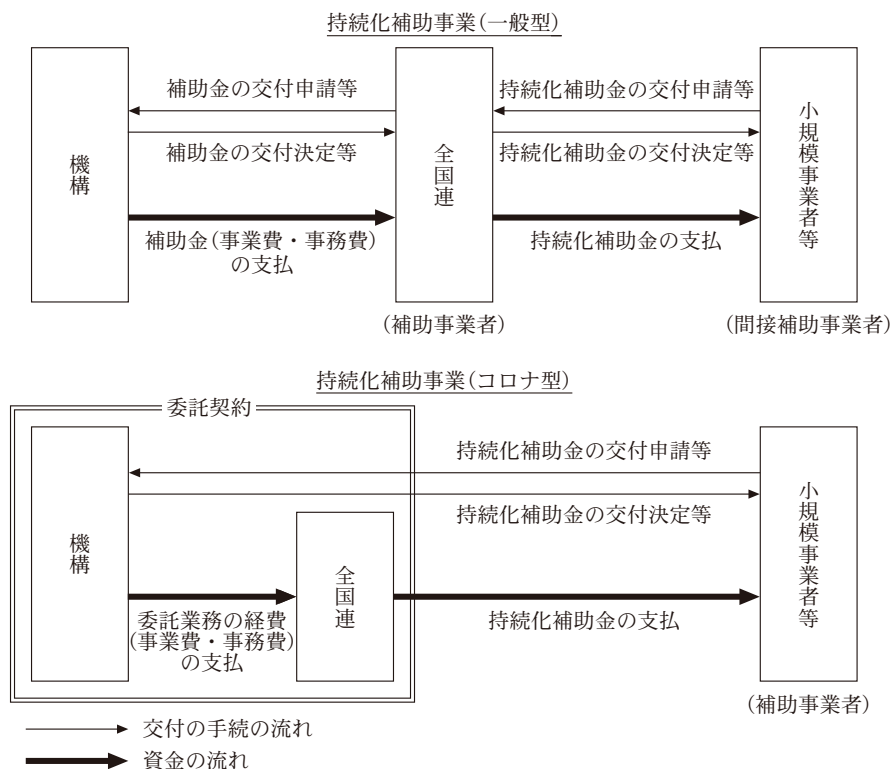
機構が生産性革命事業の一つとして実施している持続化補助事業は、生産性向上に資する経営計画を作成して販路開拓等に取り組む小規模事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するために、小規模事業者持続化補助金(以下「持続化補助金」という。)を交付するものである。そして、持続化補助事業は、令和元年度一般会計補正予算等に基づいて国から交付された運営費交付金を使用して実施する一般型の事業(以下「持続化補助事業(一般型)」という。)、コロナ運営費交付金を使用して実施するコロナ特別対応型の事業(以下「持続化補助事業(コロナ型)」という。)等に区分されている。このうち、持続化補助事業(コロナ型)は、持続化補助事業(一般型)の創設後、持続化補助事業における特別枠の事業として2年4月に新たに創設されたものであり、持続化補助事業(一般型)と比べて補助上限額等を引き上げたものとなっている。

機構は、持続化補助事業(一般型)の実施に当たり、2年1月に、事業の管理、運営等を行う事務局を公募し、同年3月に全国商工会連合会(以下「全国連」という。)を商工会地区(主として町村の区域)における事務局として選定している。そして、機構は、全国連に対して、持続化補助事業の実施に必要な事業費(小規模事業者等に対して持続化補助金を交付するための原資として事務局に支払われる資金をいう。以下同じ。)及び事務費(事務局が持続化補助事業の管理、運営等を行うための人件費等の経費をいう。以下同じ。)を補助金として交付した上で、全国連から小規模事業者等に対して持続化補助金を交付する間接補助の方法を採用している。

一方、機構は、持続化補助事業(コロナ型)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている小規模事業者等が十分に事業の実施期間を確保できるよう、迅速な体制の整備と速やかな業務の実施を図る必要があるとして、商工会地区における事務局に係る業務を持続化補助事業(一般型)の事務局となっている全国連に委託するとともに、小規模事業者等に対する持続化補助金の交付を機構自らが行う直接補助の方法を採用している。そして、機構は、同年4月に全国連との間で随意契約により、持続化補助事業(コロナ型)における事務局に係る業務(以下「委託業務」という。)に関する委託契約を締結していて、当該契約には、小規模事業者等に対する持続化補助金の支払業務が含まれている。

商工会地区における持続化補助事業に係る資金等の流れを示すと図のとおりである。

図 商工会地区における持続化補助事業に係る資金等の流れ



また、持続化補助事業(コロナ型)において、小規模事業者等が実施する事業の公募は同年4月から12月にかけて計5回実施され、第5回公募で採択された小規模事業者等が実施する事業の実施期限は3年10月末までとなっている。

(3) 持続化補助事業(コロナ型)における機構と全国連との委託契約の概要

持続化補助事業(コロナ型)における機構と全国連との委託業務に関する委託契約書によれば、事務費については、全国連の請求に基づき機構が概算払できることとされており、委託業務の終了後、概算払額が確定額を超える場合には、指定する期日までにその超過分を返還しなければならないこととされている。また、小規模事業者等に対する持続化補助金の支払業務の実施に当たり必要となる事業費については、事務費の場合に準じて、全国連に概算払できることとされており、機構は、全国連に対して、2年6月から3年11月にかけて事業費計151億円を概算払している。そして、機構は、事業費の概算払額が小規模事業者等に対する持続化補助金の確定額を超えた場合については、事務費と同様にその精算を委託業務の終了後に行うとしている。

また、上記の委託契約書によれば、全国連は、毎会計年度終了後に、委託業務の実施内容等を記載した実施報告書を機構に提出することとされている。

そして、機構と全国連との委託業務に関する委託契約の契約期間は、当初、令和2年度一般会計補正予算(第1号)の成立日である2年4月30日から4年2月28日までとされていたが、小規模事業者等に対する持続化補助金の交付が終了した後においても、機構が実施する小規模事業者等の取得財産に係る処分承認申請等の関係手続等の対応への協力等を行わせる必要があるとして、機構と全国連との間で変更契約を締結した上で6年3月31日まで延長されている。



## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、持続化補助事業(コロナ型)において、小規模事業者等が実施する事業の終了に伴い、機構から全国連に支払われている事業費が生産性革命事業における各事業の特別枠の事業に活用できるよう遅滞なく機構に返還されているかなどに着眼して、事業費の概算払額 151 億円を対象として、機構及び全国連において、関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、機構の3年度末時点における全国連に対する事業費の概算払額は、前記のとおり 151 億円となっていた。また、全国連は、機構に提出した実施報告書の中で、事業費について、当該年度に実際に要した額(以下「実績額」という。)を機構に報告しており、これによると、3年度末時点における事業費の実績額は、計 145 億 1773 万余円となっていた。そして、全国連から小規模事業者等に対する持続化補助金の支払は4年3月までに全て終了していたことから、上記事業費の概算払額 151 億円と実績額 145 億 1773 万余円との差額である 5 億 8226 万余円については、同年4月以降、使用見込みのないものとなっていた(表参照)。

表 全国連における持続化補助事業(コロナ型)の事業費の実績額等 (単位：千円)

機構から全国連に対する事業費の概算払額 (令和3年度末時点) (a)	全国連における事業費の実績額(3年度末時点) (b)	4年4月以降使用見込みのない事業費 (a-b)
15,100,000	14,517,733	582,266

しかし、機構は、事業費の精算については、事務費と合わせて6年3月31日までの委託業務の終了後に行うとしていたことから、上記の5億8226万余円については、4年4月以降、全国連において引き続き保有されたままとなっており、生産性革命事業における各事業の特別枠の事業に活用できない状況となっていた。

このように、同月以降、使用見込みがないにもかかわらず、持続化補助事業(コロナ型)の事業費5億8226万余円が全国連に滞留している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、持続化補助事業(コロナ型)における全国連から小規模事業者等に対する持続化補助金の支払が終了していたにもかかわらず、全国連に滞留している使用見込みのない事業費を機構へ速やかに返還させて生産性革命事業における各事業の特別枠の事業で活用を図ることについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、5年5月に、前記の使用見込みのない事業費について全国連から返還させる処置を講じた。

## 令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について

(令和3年度決算検査報告 293、426 ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、一般勘定の政府出資金を財源として、中小企業庁及び福島県との協議の上で定めた「原子力発電所事故に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業に係る福島県に対する資金の貸付けに関する準則」(以下「準則」という。)等に基づき、福島県に対して、特定地域中小企業特別資金事業を実施する公益財団法人福島県産業振興センター(以下「センター」という。)に対する貸付けに必要な資金の一部を無利子で貸し付けている(以下、機構が福島県に対して貸し付けている資金を「機構貸付金」といい、福島県がセンターに対して貸し付けている資金を「県貸付金」という。)。そして、センターは、県貸付金を原資として、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所等における事故により移転を余儀なくされている中小企業者等(以下「移転中小企業者等」という。)に対する資金の貸付けを行う事業(以下「貸付事業」という。)や、事務費充当基金を造成してその運用収入等を原資として貸付事業に附帯する事務等を行う事業を実施している。また、準則等によれば、福島県は、移転中小企業者等に新規の貸付けを実施する期間(以下「貸付実施期間」という。)の終了日の属する年度末以降に県貸付金の規模を見直すこととされている。しかし、貸付事業の貸付実績が貸付事業の原資の規模に比べて低調なものとなっているなどしていたのに、福島県の申出により毎年度貸付実施期間が延長されているため準則に基づく県貸付金の規模の見直しが行われていなかったり、貸付需要が減少するなどの制度をめぐる環境の変化を把握できていたのにこれを踏まえた県貸付金の規模の見直しが行われていなかったりしていることなどにより、国費を財源とした多額の資金が使用見込みのない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して令和4年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう、福島県に対して求めること
- イ 県貸付金の規模の今後の見直しについて、貸付実施期間の終了前にも福島県における見直しが定期的に行われたり、貸付実績、事務費充当基金の収支等の実績や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が福島県に見直しを求めたりすることを準則に規定することにより、今後も適時に見直しが行われるようにすること

#### 2 当局の処置状況

本院は、中小企業庁及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 中小企業庁及び機構は、県貸付金の規模の見直しについて福島県と具体的な手順を協議するなどした上で、機構において、イの改正した準則に基づき、5年6月に福島県に対して県貸付金の適正な規模を確認するための調査を行うよう求めた。

イ 中小企業庁及び機構は、県貸付金の規模の今後の見直しについて福島県と協議するなどした上で、機構において、5年6月に準則を改正して、貸付実施期間の終了前にも福島県における県貸付金の必要額の検討が5年度ごとに行われたり、事業実績や制度をめぐる環境の変化等に応じて機構が福島県に対して県貸付金の適正な規模を確認するための調査を行うことを求めたりする規定を定めることにより、適時に見直しが行われるようにした。

一方、中小企業庁及び機構は、引き続き、福島県に対して、アの調査結果を踏まえて県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう求めていくこととしている。

## 第14 独立行政法人住宅金融支援機構

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等について

(令和3年度決算検査報告 444 ページ参照)

#### 1 本院が要求した適宜の処置及び表示した意見

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、民間の金融機関(以下、単に「金融機関」という。)においてフラット35等の商品名で販売されている長期固定金利の住宅ローン(以下「フラット35」という。)の債権を買い取るなどの証券化支援事業を実施しており、独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書等において、金融機関から買い取るフラット35の債権(以下「買取債権」という。)は、自ら居住する住宅を建設し、又は購入する者に対する貸付けに係るものであることなどの要件に適合するものでなければならないなどとしている。しかし、フラット35の融資を受けている者(以下「借受者」という。)が融資を受けて取得する住宅(以下「融資対象住宅」という。)に自ら居住せず第三者に居住用として賃貸(以下「第三者賃貸」という。)していたり、融資対象住宅の全部又は一部を店舗、事務所等として使用(以下「用途変更」という。)していたりして買取債権が要件に適合していない事態、買取債権について第三者賃貸や用途変更等の有無等についての実態調査(以下「融資後状況調査」という。)を行うことを規定していなかったり、借受者が機構の調査に応じない場合にどのように対応するかなどについて規程等に定めていなかったりして、機構が融資対象住宅の融資後の状況を十分に把握し、対応することができていない事態、及び融資対象住宅のうち、主としてその居住の用に供する住宅以外の住宅(以下「セカンドハウス」という。)の第三者賃貸や用途変更が生じやすいという特質を踏まえた融資後の状況を十分に把握するための方策を講じていない事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して令和4年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び意見を表示した。

ア 買取債権が要件に適合していない事態について、借受者に対して要件に適合するよう必要な対応を執らせて、借受者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求等の必要な措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 買取債権についても融資後状況調査を行うことを規定し、融資対象住宅の融資後の状況の把握等を適時適切に実施する体制を整備すること、また、セカンドハウスについては、その特質を踏まえて借受者が自ら居住していることを確認、調査するための方策を講ずること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

ウ 借受者に対する融資後状況調査の実効性を確保するために、機構の調査に応じない場合の対応等を検討し、これを規程等に定めること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

## 2 当局が講じた処置

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、5年8月までに次のような処置を講じていた。

- ア 買取債権が要件に適合していない56件の事態について、要件に適合していない事態を解消するために必要な対応を執るよう借受者に求めた。これを受けて、借受者において任意の繰上完済等の対応が執られ、また、借受者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求を行うなどの必要な措置を講じた。
- イ 買取債権に係る規程を改正して買取債権について融資後状況調査を行うことを規定するとともに、融資後状況調査の具体的な方法等を定めた実施細則を制定した。そして、融資後状況調査を担当する職員を増員したり、融資後状況調査を効率的に実施するための方策を講じたりして、融資対象住宅の融資後の状況の把握等を適時適切に実施する体制を整備した。また、セカンドハウスについて、全ての買取債権を対象として融資後状況調査を実施することとし、上記の実施細則においてその特質を踏まえて借受者が自ら居住していることの確認、調査方法等を定めた。
- ウ 借受者が融資後状況調査に応じない場合であっても、機構が把握した融資対象住宅に関する情報等に基づき、第三者貸貸や用途変更等の要件違反の有無を判断した上で、繰上償還の請求等の必要な措置を講ずることなどをイの実施細則に定めた。

第15 国立大学法人旭川医科大学、第16 国立大学法人大阪大学

第3章 第2節 第15 国立大学法人旭川医科大学 第16 国立大学法人大阪大学

不 当 事 項

予 算 経 理

- (281) 有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表  
 (282) 示が適正を欠いていたもの

科 目	貸借対照表
	固定資産
	有形固定資産
	建物
	減価償却累計額
	損益計算書
	経常費用
	業務費
	診療経費
	設備関係費
	国立大学法人等業務実施コスト計算書
	I 業務費用
	(1) 損益計算書上の費用
	業務費
	II 損益外減価償却相当額
	XII 国立大学法人等業務実施コスト
部 局 等	(1) 国立大学法人旭川医科大学 (2) 国立大学法人大阪大学
有形固定資産の減価償却の概要	有形固定資産の取得原価をその耐用年数にわたり各年度の費用に配分するもの
財務諸表における有形固定資産のうち建物の減価償却累計額	(1) 17,842,164,374 円(令和3年度) (2) 108,657,800,909 円(令和3年度)
上記の減価償却累計額について、過大又は過小に表示されていた額	(1) (過大) 277,037,194 円 (2) (過小) 2,801,850,995 円
財務諸表において過小に表示されていた設備関係費	(1) 7,265,577 円 (2) 139,521,645 円
財務諸表において過小に表示されていた国立大学法人等業務実施コスト	(1) 59,520,617 円 (2) 140,637,131 円

## 1 財務諸表の作成等の概要

### (1) 財務諸表の作成と会計基準

国立大学法人等は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)によれば、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成することとされている。そして、国立大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第57号)によれば、文部科学省令で定める書類は、国立大学法人等業務実施コスト計算書(以下「業務実施コスト計算書」という。)等とするとされている。

また、国立大学法人等の会計については、国立大学法人法及び国立大学法人法施行規則に基づき、国立大学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号。以下「会計基準」という。)等に従うものとされ、会計基準等に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている。

国立大学法人等の財務諸表は、会計基準等に基づき、国民その他の利害関係者に対し、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関する説明責任を果たし、自己の状況を客観的に把握する観点から、その作成及び公表が義務付けられており、国立大学法人法に基づく国立大学法人評価にも利用されている。

### (2) 有形固定資産の減価償却の概要

国立大学法人等が保有する有形固定資産の評価方法については、会計基準によれば、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とすることとされている。

国立大学法人等が保有する有形固定資産の取得原価の費用配分については、会計基準等によれば、減価償却の方法によって、当該資産の耐用年数にわたり各年度に配分することとされている。そして、減価償却に当たり適用する耐用年数については、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、建物にあってはその構造、用途等による区分に応じて定められるなどしている法定耐用年数を適用することとされている。

国立大学法人等が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産(以下「特定償却資産」という。)の減価に係る会計処理については、会計基準によれば、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている。そして、会計基準等によれば、納税者である国民の国立大学法人等の業務に対する評価及び判断に資するため、一会計期間に属する国立大学法人等の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト(以下「国立大学法人等業務実施コスト」という。)に係る情報を一元的に集約して表示することとされており、損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額、特定償却資産の減価償却相当額等は、国立大学法人等業務実施コストに属するものとされている。

## 2 検査の結果

本院は、正確性等の観点から、有形固定資産の減価償却に係る会計処理は会計基準等に

沿って行われ、財務諸表に適正に表示されているかなどに着眼して、令和3年度の財務諸表を対象に、89国立大学法人等のうち国立大学法人旭川医科大学(以下「旭川医科大学」という。)及び国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学」という。)において、固定資産台帳等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、両法人は、設立時に国から出資された、本部管理棟等計19棟及び病棟・診療棟等計8棟の減価償却に当たり、当該建物の構造、用途等の区分に応じた法定耐用年数等を適用したとしていた。

しかし、両法人は、構造、用途等に応じて「病院用のもの」の区分の法定耐用年数を適用しなければならない建物であるのに、誤って「事務用のもの」の区分を適用するなどしていた。

このため、旭川医科大学の3年度の財務諸表は、表1のとおり、貸借対照表の建物に係る減価償却累計額は正しくは17,565,127,180円であったのに17,842,164,374円と277,037,194円過大に計上され、固定資産が同額過小に表示されていた。また、表2のとおり、損益計算書の設備関係費は正しくは2,621,119,870円であったのに2,613,854,293円と7,265,577円過小に計上され、経常費用が同額過小に表示されていた。そして、表3のとおり、業務実施コスト計算書の業務費が7,265,577円過小に、損益外減価償却相当額が52,255,040円過小にそれぞれ計上され、国立大学法人等業務実施コストが59,520,617円過小に表示されるなどしていた。

表1 貸借対照表(旭川医科大学) (単位：千円)

旭川医科大学が行った表示		会計基準等に準拠した表示	
資産の部	29,824,846	資産の部	30,101,883
I 固定資産	20,572,509	I 固定資産	20,849,547
1 有形固定資産	20,377,059	1 有形固定資産	20,654,096
建物	26,567,421	建物	26,567,421
減価償却累計額	△ 17,842,164	減価償却累計額	△ 17,565,127

表2 損益計算書(旭川医科大学) (単位：千円)

旭川医科大学が行った表示		会計基準等に準拠した表示	
経常費用	30,881,355	経常費用	30,888,620
業務費	30,382,951	業務費	30,390,216
診療経費	15,645,817	診療経費	15,653,083
設備関係費	2,613,854	設備関係費	2,621,119

表3 業務実施コスト計算書(旭川医科大学) (単位：千円)

旭川医科大学が行った表示		会計基準等に準拠した表示	
I 業務費用	5,284,382	I 業務費用	5,291,648
(1) 損益計算書上の費用	31,029,320	(1) 損益計算書上の費用	31,036,586
業務費	30,382,951	業務費	30,390,216
II 損益外減価償却相当額	390,363	II 損益外減価償却相当額	442,618
XII 国立大学法人等業務実施コスト	5,444,531	XII 国立大学法人等業務実施コスト	5,504,052



また、大阪大学の3年度の財務諸表は、表4のとおり、貸借対照表の建物に係る減価償却累計額は正しくは111,459,651,904円であったのに108,657,800,909円と2,801,850,995円過小に計上され、固定資産が同額過大に表示されていた。また、表5のとおり、損益計算書の設備関係費は正しくは5,484,536,086円であったのに5,345,014,441円と139,521,645円過小に計上され、経常費用が同額過小に表示されていた。そして、表6のとおり、業務実施コスト計算書の業務費が139,521,645円過小に、損益外減価償却相当額が1,115,486円過小にそれぞれ計上され、国立大学法人等業務実施コストが140,637,131円過小に表示されるなどしていた。

表4 貸借対照表(大阪大学) (単位：千円)

大阪大学が行った表示		会計基準等に準拠した表示	
資産の部	500,954,555	資産の部	498,152,704
I 固定資産	413,172,132	I 固定資産	410,370,281
1 有形固定資産	396,332,325	1 有形固定資産	393,530,474
建物	221,044,675	建物	221,044,675
減価償却累計額	△ 108,657,800	減価償却累計額	△ 111,459,651

表5 損益計算書(大阪大学) (単位：千円)

大阪大学が行った表示		会計基準等に準拠した表示	
経常費用	155,001,653	経常費用	155,141,174
業務費	148,375,486	業務費	148,515,007
診療経費	31,212,684	診療経費	31,352,206
設備関係費	5,345,014	設備関係費	5,484,536

表6 業務実施コスト計算書(大阪大学) (単位：千円)

大阪大学が行った表示		会計基準等に準拠した表示	
I 業務費用	52,424,030	I 業務費用	52,563,552
(1) 損益計算書上の費用	155,052,945	(1) 損益計算書上の費用	155,192,467
業務費	148,375,486	業務費	148,515,007
II 損益外減価償却相当額	4,870,400	II 損益外減価償却相当額	4,871,515
XI 国立大学法人等業務実施コスト	57,360,295	XI 国立大学法人等業務実施コスト	57,500,932

したがって、両法人の3年度の財務諸表は、貸借対照表の固定資産、損益計算書の経常費用及び業務実施コスト計算書の国立大学法人等業務実施コストが適正に表示されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、両法人において、建物等の有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

## 第17 国立大学法人山口大学

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (283) 学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立大学法人山口大学
契 約 名	学生健康診断サポート・データ管理システム開発
契 約 の 概 要	国立大学法人山口大学が実施する学生及び教職員に対する定期健康診断に用いる学生健康診断サポート・データ管理システムに係るソフトウェアを開発するもの
契 約 の 相 手 方	エコマス株式会社
契 約	令和4年3月 随意契約
支 払	令和4年4月
支 払 額	4,991,800 円(令和4年度)
適正を欠くと認められた支払額	4,991,800 円(令和4年度)

### 1 学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約等の概要

#### (1) 契約の概要

国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)は、文部科学省から交付された大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)を財源として、「学生健康診断サポート・データ管理システム」(以下「新システム」という。)に係るソフトウェアの開発を、令和4年3月に、随意契約によりエコマス株式会社(以下「会社」という。)に契約金額4,991,800円で請け負わせて実施して、同年4月に契約金額の全額を支払っている(以下、この契約を「開発契約」という。)

開発契約の内容は、山口大学の教員(以下「担当教員」という。)が市販のデータベースソフトを使って自ら構築した学生健康診断システム(以下「旧システム」という。)について、利便性の向上を図るため、Web化するなどするものである。

開発契約の仕様書等によれば、山口大学は、会社に対して、データベースサーバ、旧システムのライブラリー等の情報(以下「旧システムの情報」という。)を提供することとされている。そして、会社は、当該旧システムの情報等を利用するなどして、44項目の要件を満たした機能を有する新システムを履行期限である4年3月31日までに開発することとされている。

## (2) 給付の完了の確認等の概要

山口大学は、国立大学法人山口大学財務会計規則(平成16年規則第98号)、「国立大学法人山口大学における契約に係る監督及び検査取扱要項」等(以下、これらを合わせて「会計規則等」という。)に基づき、請負契約に係る給付の完了を確認するため、必要な検査をしなければならないこととしている。

会計規則等によれば、当該検査を命ぜられた者(以下「検査職員」という。)は、次のとおり検査しなければならないなどとされている。

- ① 検査職員は、契約書、仕様書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査しなければならない。
- ② 契約金額が500万円未満の契約等については、検査調書の作成を省略することができる。この場合、検査職員は、納品書、発注書等に押印又はサインすることにより、確認を行ったことを明らかにしなければならない。

そして、経理責任者は、検査職員が押印又はサインした納品書、発注書等を必要に応じて添付した未払伝票により、支出の正当性、必要性等を調査の上、支出を決定しなければならないこととされている。また、出納責任者は、経理責任者から上記支出の決定に基づく支払命令を受けたときは、債権者に支払わなければならないこととされている。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、契約手続は会計規則等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、開発契約を対象として、山口大学において、発注書、仕様書、納品書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

山口大学は、開発契約について、給付が完了したとして検査職員がサインした納品書等に基づき、4年4月に会社に対して契約金額の全額を支払っていた。

しかし、開発契約の履行期限である4年3月31日から約10か月が経過した5年2月の会計実地検査時点においても、新システムの開発は完了しておらず、開発契約の仕様書に定められている前記44項目のうち36項目の要件に係る機能を利用することができない状況となっていた。

そこで、開発契約の履行状況について確認したところ、担当教員は、旧システムの情報等について、開発契約の契約締結後速やかに会社に提供しておらず、履行期限の直前である4年3月下旬に一部のみを提供していた。一方、会社は、旧システムの情報等の提供を速やかに受けることができなかつたことなどから、担当教員に対して履行期限までに新システムの開発を完了させることが困難である旨を連絡していた。しかし、担当教員は、会社に対して、履行期限までに新システムの開発が完了したこととして納品書等を発行するよう依頼し、提出させていた。そして、検査職員は、新システムの開発が完了していないことを認識しながら、提出された上記の納品書にサインして、給付を確認したものとしていた。

また、検査職員が給付の完了を確認したとする4年3月31日時点における開発契約の給付の状況を確認したところ、前記44項目のうち、新システムの主たる機能ではない「学生健康保険組合への加入状況をシステムから確認できる」などの2項目の開発を除き、42項目の開発が完了していなかった。

このように、開発契約の仕様書等において会社に提供することとされていた旧システムの情報等を担当教員が適切に提供しなかったことなどにより新システムの開発が完了していないのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付の完了を確認したこととして検査職員が納品書にサインし、これに基づき契約金額全額を支払っていたことは適切ではなく、開発契約の支払額 4,991,800 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、山口大学において、適正な会計経理を行うことの必要性についての認識が著しく欠けていたこと、教職員に対する教育及び指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(本件の事態については、前掲 111 ページの「大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)が過大に交付されていたもの」参照)

## 第18 阪神高速道路株式会社

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (284) 耐震補強設計業務委託契約における鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、成果品が所期の目的を達していなかったもの

科 目	仕掛道路資産
部 局 等	阪神高速道路株式会社大阪管理局(令和元年7月1日以降は管理本部管理企画部)
契 約 名	下部構造等耐震改良概略検討業務(28-大管)
契 約 の 概 要	橋脚等の耐震補強設計等を行うもの
契 約 の 相 手 方	阪神高速技研株式会社
契 約	平成29年3月 随意契約
支 払	平成29年6月、8月、12月
契 約 額	101,617,200円(平成28、29両年度)
適用した基準が適切でなく所期の目的を達していなかった成果品に係る契約額相当額	19,999,727円(平成28、29両年度)

### 1 契約等の概要

阪神高速道路株式会社大阪管理局(令和元年7月1日以降は管理本部管理企画部。以下「大阪管理局」という。)は、平成29年3月から12月までの間に、橋りょうの耐震補強工事を実施するために、これに係る設計業務(以下「耐震補強設計業務」という。)を、契約額101,617,200円で阪神高速技研株式会社(以下「委託業者」という。)に委託して実施している。

耐震補強設計業務は、既設橋りょうの鋼製橋脚134基、鉄筋コンクリート製橋脚8基等を対象として、耐震補強の要否を判定するとともに、耐震補強が必要と判定された橋脚について耐震補強設計を行うなどするものである。

阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、橋りょうの設計に当たり、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)を適用することとしているが、既設橋りょうの鋼製橋脚に係る耐震補強設計等については、独自に定めた「鋼製橋脚の耐震設計・耐震補強設計手引き(案)」(平成15年7月阪神高速道路公団策定。以下「阪神基準」という。)を適用することとしている。

阪神基準は、示方書を基に、会社において鋼製橋脚が多く用いられていることや平成7年兵庫県南部地震の被害実績等を勘案して策定されたものであり、耐震補強設計業務の実施時点において、耐震設計等について国内で広く適用されている示方書と比較しても、設計上許容される上限値が低く設定されているほか、耐震補強の要否の判定方法が異なるなどしてい

る。そして、会社は、阪神基準を策定して以降、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計については全て阪神基準を適用して実施することとしている。

## 2 検査の結果

本院は、法規性、有効性等の観点から、耐震補強設計業務の内容は適切であったかなどに着眼して、大阪管理局において、契約書、設計業務の成果品等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

大阪管理局は、平成28年熊本地震を契機とした緊急輸送道路の耐震補強対策を推進するという国の方針を踏まえて、早期に事業完了が見込めるなどとして阪神基準ではなく示方書を適用することとし、耐震補強設計業務委託契約を締結した直後に実施した委託業者との打合せにおいて、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計については、示方書を適用するよう委託業者に指示していた。そして、委託業者が示方書を適用して耐震補強の要否の判定をした結果、鋼製橋脚134基のうち116基において耐震補強が必要であると判定され、それに基づいて設計等された成果品について、完了確認を行った上で、29年12月に受領していた。

大阪管理局は、上記の成果品に基づき、鋼製橋脚116基について耐震補強工事を施工することとして、30年5月に施工業者に請け負わせて実施していた。しかし、令和元年5月、大阪管理局は、他の鋼製橋脚の耐震補強との整合、統一等を図る見直しを行うこととして、上記の鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について阪神基準を適用して行うこととすることを施工業者に通知していた。そして、同年6月、委託業者に別途委託していた業務等において、改めて阪神基準を適用して鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否を判定し、それに基づく設計を実施するように指示していた。これにより、当該鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定をやり直し、また、当該判定により耐震補強が必要となる鋼製橋脚の全てについて設計をやり直した結果、鋼製橋脚123基に係る耐震補強が必要であるとされた設計の成果品について、完了確認を行った上で、2年3月に受領していた。その後、大阪管理局は、上記の成果品に基づいて、耐震補強工事の施工業者と変更契約を締結していた。

このように、会社は、示方書とは別に阪神基準を独自に定め、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計については全て阪神基準を適用することとしているのに、大阪管理局は、独自の判断により、示方書を適用するよう委託業者に指示していた。その結果、改めて阪神基準を適用してやり直す結果となり、示方書を適用して実施した鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく成果品は耐震補強工事に使用されていなかった。

したがって、鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、示方書を適用して実施した成果品が所期の目的を達しておらず、これに係る契約額相当額19,999,727円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大阪管理局において、耐震補強設計業務の実施に当たり、鋼製橋脚に係る耐震補強設計に適用すべき基準についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

第19 日本郵便株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払に当たり、覚書の日額単価等が実態に即したものとなるよう日額単価等の設定方法や変更の手続を具体的に定めることにより区分業務委託料の支払等が適切に行われるよう改善させたもの

科 目	営業原価	
部 局 名	日本郵便株式会社	
区分業務加算払制度の概要	郵便局において、荷物等集配委託契約に付随する業務として荷物を配達地域ごとに区分する業務を荷物等集配委託契約の受託者に委託し、区分業務委託料を加算して支払う制度	
覚書を締結している荷物等集配委託契約件数及び区分業務委託料の支払額	516 件	4 億 0693 万余円(令和 3 年度)
上記のうち区分業務加算払制度の運営が不適切と認められた荷物等集配委託契約の件数及び区分業務委託料の支払額	100 件	9995 万円

1 区分業務加算払制度の概要

(1) 荷物の集配業務に付随する区分業務加算払制度の概要

日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)は、全国に13の支社と計2万を超える郵便局を設置し、このうち1,054郵便局(令和5年3月現在。以下「集配局」という。)において、荷物の集荷及び配達(以下「集配業務」という。)を行っている。集配局は、大半において、集配業務の効率的な運用等のためにその一部を法人等に委託して実施している(以下、この委託を「集配委託」といい、この委託に係る契約を「集配委託契約」という。)。集配局では、荷物の到着が早朝であるため、到着した荷物を配達地域ごとに区分する業務(以下「区分業務」という。)を行う要員の確保が難しいなどの場合がある。そのため、集配局は、「荷物の区分作業委託に関する覚書」(以下「覚書」という。)を集配業務の受託者と締結して、区分業務を集配委託契約に付随する業務として、集配委託の受託者に委託している。

3年度に覚書を締結している集配委託契約は、<sup>(注1)</sup>11支社管内の200集配局における計516件となっている。

(注1) 11支社 北海道、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州  
各支社

集配委託及び区分業務の委託は、日本郵便が定めた「集配委託マニュアル(郵便局用)」、

「会計事務マニュアル(共通事務集約センター用)」等(以下「マニュアル等」という。)に基づき実施されている。

マニュアル等によれば、集配委託契約の委託料は、荷物1個当たりの単価に配達個数を乗じて支払うこととされており、区分業務に対する委託料(以下「区分業務委託料」という。)は、集配委託契約の委託料に加算して支払うこととされている(以下、この仕組みを「区分業務加算払制度」という。)。そして、区分業務委託料は、業務量に応じて1日当たりの単価(以下「日額単価」という。)を定めることとされている。また、区分業務の委託は、各支社の集配業務所管部署(以下「支社(集配部門)」という。)から本社への上申に基づき、必要と認められる集配局において行うこととされている。

日本郵便本社によれば、区分業務の委託は、早朝に集配局の要員の確保が難しいなどのやむを得ない理由がある場合に実施するものであることから、区分業務委託料は、集配局で区分業務に係る受託者の作業人員や作業時間の管理を行うための更なる要員が必要となる1人当たり又は1時間当たりの単価ではなく、集配局ごとの業務量に応じて算出した日額単価により支払うことにしたとしている。また、日額単価の算出基準となる1人1時間当たりの単価については、区分業務加算払制度が設けられた平成22年当時、全国の最低賃金を基に算出した期間雇用社員の賃金を参考に設定したとしている。そして、日額単価については図1のとおり算出するとしている。

図1 日額単価の算出方法

$$\text{日額単価} = \left[ \frac{\text{1日当たりの平均的作業時間}}{\left( \frac{\text{委託による1日当たりの荷物の取扱個数の見込み}}{\text{1人1時間当たりの荷物の区分個数}} \right)} \right] \times \text{1人1時間当たりの単価}$$

このように、日額単価は、集配委託契約の受託者において当該集配局で区分業務に従事する業務量に応じた1日当たりの作業時間に見合う人件費として集配局ごとに算出されている。

また、マニュアル等によれば、区分業務の実施に当たり、集配局は、委託業務の履行状況を平時から確認し、覚書の内容と実際の業務内容等が合っていない場合には、契約者と変更内容等について合意した後、支社(集配部門)の指示に従い、覚書の一部変更の手続を行うこととなっている。

## (2) 区分業務委託料を含む委託料の支払に関する事務

日本郵便によると、集配局は、区分業務を履行した日数を把握するため、日本郵便本社が様式を示した「区分業務の履行確認書」(以下「履行確認書」という。)を作成し、覚書に定めた日額単価に履行確認書で把握した日数を乗じて、区分業務委託料を算定することになっている。

そして、マニュアル等によれば、区分業務委託料を含む委託料の支払に関する事務は次のとおりとされている。

- ① 集配局は、上記によって算定された区分業務委託料を含む集配委託等に係る業務の実績(数量)を記載した請求書案を作成し受託者に提示して、確認を受ける。
- ② 集配局は、①の確認を受けた請求書案を受託者から請求書として収受し、各支社に置かれている契約事務を所管する部署(以下「共通事務集約センター」という。)に請求書等を送付して支払依頼を行う。



③ 支払依頼を受けた共通事務集約センターは、請求書等により、履行の内容が集配委託契約に基づいたものとなっているかを確認の上で、区分業務委託料を含む委託料を支払う。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、区分業務加算払制度が適切に運営されているか、特に区分業務委託料の支払、覚書の日額単価の設定等が適切に行われているかに着目して、令和3年度に11支社管内の200集配局において覚書を締結している集配委託契約計516件、区分業務委託料の支払金額4億0693万余円(税込)を対象に、日本郵便本社、5支社及び65集配局において契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの6支社及び135集配局については契約関係書類等の提出を受けて検査した。

(注2) 5支社 関東、東京、南関東、東海、近畿各支社

(注3) 6支社 北海道、信越、北陸、中国、四国、九州各支社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

### (1) 覚書と異なる方法で算定した額を支払っていた事態

5支社管内の51集配局に係る100契約について、覚書ではマニュアル等のおり単価は日額単価とされ、支払単位は日数とされていたのに、請求書では単価は1人当たり又は1時間当たりの単価に、支払単位は従事人数又は作業時間に変更されるなどしていた(表参照)。

表 覚書と異なる方法で算定した額の支払の例(令和3年度)

区分	覚書に基づく支払	覚書と異なる方法で算定した額の支払
単価	受託者当たりの日額単価 1,000 円	1人当たりの単価 1,000 円
支払単位	日数 365 日	延べ従事人数 3,376 人
支払額	365,000 円	3,376,000 円

(注) 金額はいずれも税抜

そこで、集配局における履行確認書の作成状況について確認したところ、前記のとおり、日本郵便本社は、日額単価を設定したことにより、履行状況の確認は区分業務を履行した日数のみの確認で足りるとしていたにもかかわらず、集配局は、従事人数又は作業時間を確認して、履行確認書等を作成していた。そして、集配局は、覚書と異なる方法で算定した額により請求書案を作成し、受託者の確認等を受けた上で、請求書として共通事務集約センターへ送付して支払依頼を行っていた。共通事務集約センターは、覚書と異なる方法で算定した額であるにもかかわらず、支払依頼のとおり計9995万余円(税込)を支払っていた。

(注4) 5支社 関東、東京、信越、東海、中国各支社

### (2) 区分業務の委託に係る業務実態等

(1)の事態が見受けられたことから、覚書の日額単価が業務量に応じたものとなっているかについて確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 実際の年間配達個数及び区分業務の年間履行日数を把握できることなどから、図1の日額単価の算出方法に準じた算出方法により日額単価を試算することが可能な37集配局について、試算した日額単価と覚書の日額単価を比較したところ、8割以上の集配局で両者は30%以上かい離する結果となった(図2参照)。

図2 図1の日額単価の算出方法に準じた算出方法

$$\boxed{\text{配達個数を用いた日額単価(試算)}} = \left( \frac{\text{集配局の年間配達個数}}{\text{区分業務の年間履行日数}} \right) \div \frac{\text{1人1時間当たりの荷物の区分個数}}{\text{1人1時間当たりの単価}} \times \boxed{\text{1人1時間当たりの単価}}$$

イ 前記100契約の請求書の従事人数等と履行確認書等の従事人数等を比較したところ、両者は同数となっていた。一方、図3の方法により覚書の日額単価を割り戻して算出した1日当たりの平均的作業時間から、作業時間を1時間と仮定した計算上の従事人数等を試算して、上記の従事人数等と比較したところ、5割以上の契約で両者は30%以上かい離する結果となった。

図3 覚書の日額単価を割り戻して算出した計算上の従事人数等の算出方法

$$\boxed{\text{日額単価}} \div \boxed{\text{1人1時間当たりの単価}} = \boxed{\text{1日当たりの平均的作業時間}} \rightarrow \boxed{\text{1日当たりの従事人数等(作業時間を1時間と仮定した場合)}}$$

ウ 日額単価の算出基準となっている1人1時間当たりの単価についてみると、日本郵便本社は、前記のとおり、平成22年に当時の最低賃金を参考に設定していたが、令和4年においても見直しておらず、この間に最低賃金は30%以上上昇していた。

これらのことから、覚書の日額単価は、業務量等に応じたものとなっていないと史料された。

また、日本郵便本社は、集配委託契約の更新の際に、集配局において、区分業務に関する業務量の実態を確認した上で覚書の変更手続を行うこととしておらず、また、日額単価と業務量の実態が合っていない場合における覚書の変更手続を明確に定めていなかった。このため、マニュアル等において業務量の実態に即した日額単価を定めるための具体的な手続を明確にしているとは認められなかった。

したがって、(1)及び(2)のことなどから、日本郵便本社等において、区分業務加算払制度が適切に運営されていないと認められた(100契約9995万余円(税込))。

このように、区分業務加算払制度の運営に当たり、日本郵便本社において業務量の実態に即した日額単価とするようにしていないことなどから、支社等において覚書と異なる方法で算定した額を支払っていた事態、集配局において履行確認を従事人数等により行っていたなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

ア 日本郵便本社において、日額単価等が実態に即したものとなるよう単価の設定方法や変更の手続を具体的に定めておらず、また、共通事務集約センターにおける支払の際の確認手続をマニュアル等に具体的に記載していなかったこと

イ 集配局において、区分業務加算払制度に対する理解が十分でなく、覚書を遵守することなどについての認識が欠けていたこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本郵便本社は、実態に即した区分業務委託料の支払を適切に行うなど、区分業務加算払制度の運営を適切に行うことができるよう、支社等に対して、5年8月までに文書を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 日額単価等が実態に即したものとなるよう単価の設定方法や変更の手続を具体的に定め、また、共通事務集約センターにおける支払の際の請求書の修正依頼や確認した記録の保存等の手続を定めた。

イ アの内容を定めた文書を発出すること及び社内用ポータルサイトに掲載することにより、支社(集配部門)及び集配局に対して、区分業務加算払制度や日額単価の考え方、覚書の遵守等についての具体的な内容の周知徹底を図った。

第20 日本下水道事業団

第3章 第2節 第20 日本下水道事業団

不 当 事 項

工 事

(285) 水路橋の耐震補強工事の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、地震発生時におけるボックスカルバートの所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

科 目	(受託業務勘定) (項)受託工事業務費
部 局 等	日本下水道事業団東日本設計センター、関東・北陸総合事務所
工 事 名	小山市小山水処理センター建設工事その9
工 事 の 概 要	既設の水路橋の耐震補強を目的として、落橋防止システムの設置等を行うもの
工 事 費	86,944,000 円
請 負 人	佐藤工業株式会社
契 約	令和2年 1月 一般競争契約
しゅん功検査	令和2年10月
支 払	令和2年10月、12月
不適切な設計となっていた落橋防止システムの設置に係る工事費相当額	5,307,240 円(令和元、2両年度)

1 工事の概要

日本下水道事業団(以下「事業団」という。)は、栃木県小山市から委託を受けて、小山市小山水処理センター内において、令和元、2両年度に、既設の水路橋(昭和49年築造)の耐震補強を目的として、落橋防止システムの設置等を工事費86,944,000円で実施している。

本件水路橋は、下部構造として13基(P1～P13)の橋脚、上部構造として下水を流すためのボックスカルバート12基(各内空断面の幅2.0m、高さ2.0m、12径間の総延長163.4m。)で構成されている。そして、落橋防止システムは、上部構造の落下防止を目的として、橋座部を橋軸方向に拡幅して、各径間のボックスカルバートの端部から橋座部の縁端までの長さ(以下「桁かかり長」という。)を確保するとともに、橋座部に鉄筋コンクリート製の落橋防止構造を設置するものである。

事業団は、この落橋防止システムの設計を「道路橋示方書・同解説」(平成24年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)に基づき行うこととしており、示方書によれば、上部構造の落下防止対策として、桁かかり長、落橋防止構造等から適切に選定した落橋防止システムを設置しなければならないとされている。このうち落橋防止構造については、橋軸方向に大きな変位が生じにくい構造特性を有する橋では、橋軸方向の落橋防止構造の設置を省略してもよいとされている。そして、両端が橋台に支持された一連の上部構造を有する橋は、落橋防止構造を省略してもよいとされる上記の構造特性を有する橋であるとみなされる

が、単純橋が連続する場合はこれに含まれないとされている(参考図1参照)。

また、示方書によれば、橋の下部構造等において、鉄筋の端部は、鉄筋とコンクリートが一体となって働くように、確実に定着しなければならないこととされており、鉄筋とコンクリートの付着により定着する場合、鉄筋の定着に必要な付着の長さ(以下「定着長」という。)を、所定の計算式より算出した長さ(以下「基本定着長」という。)以上確保することなどとされている。

事業団は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、東日本設計センターにおいて成果品を検査した上で受領し、これにより施工していた。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件水路橋における落橋防止システムの設計が示方書に基づき適切に行われているかなどに着眼して、東日本設計センター及び関東・北陸総合事務所において、本件工事を対象に、設計図面、設計計算書、施工写真等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

### (1) 落橋防止システムの選定(可動支承部)

事業団は、本件水路橋は橋軸方向に大きな変位が生じにくい構造特性を有する橋であるとして、橋脚13基の可動支承部のうち7か所について、橋座部を拡幅して必要な桁かかり長を確保すれば落橋防止構造は省略できるとして設計し、これにより施工していた(参考図2参照)。

しかし、本件水路橋は、単純橋が連続するものであり、両端が橋台に支持されている一連の上部構造を有する橋ではなく、橋軸方向に大きな変位が生じにくい構造特性を有する橋とはみなされないことから、落橋防止システムとして落橋防止構造を設置する必要があった(参考図1参照)。

### (2) 落橋防止構造の鉄筋の定着長(固定支承部)

事業団は、橋脚13基の固定支承部のうち9か所に鉄筋コンクリート製の落橋防止構造を設置していた。そして、落橋防止構造に配置する鉛直方向の鉄筋の基本定着長は、応力計算上の鉄筋に生ずる引張応力度等から算出して647.5mmとし、<sup>(注)</sup>実際の定着長を680.0mmとすれば、基本定着長以上の長さが確保できるとして設計し、これにより施工していた(参考図2参照)。

しかし、示方書によれば、基本定着長について、鉄筋の許容引張応力度<sup>(注)</sup>等から算出した長さ以上とするとされているのに、事業団は、上記のとおり、誤って鉄筋の許容引張応力度よりも小さい数値である応力計算上の鉄筋に生ずる引張応力度等から算出していた。

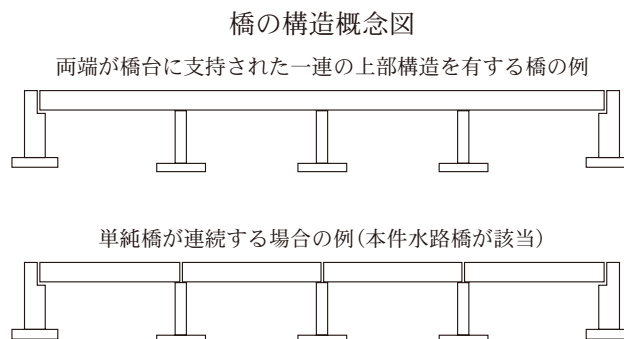
そこで、鉄筋の許容引張応力度等に基づくなどして、適切な定着長を算出すると、981.2mmとなり、本件の定着長680.0mmはこれに比べて長さが不足していた。

したがって、本件水路橋の落橋防止システムは、設計が適切でなかったため、地震発生時にボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これらに係る工事費相当額5,307,240円が不当と認められる。

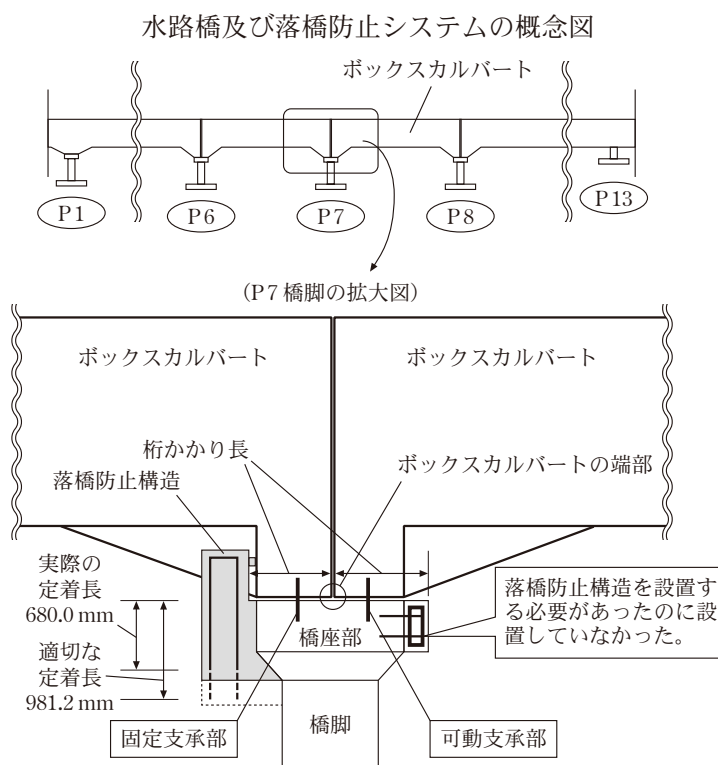
このような事態が生じていたのは、事業団において、示方書についての理解が十分でなかったこと、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参考図1)



(参考図2)



## 第3節 不当事項に係る是正措置の検査の結果

### 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	40 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	30 省庁等、346 件 15,319,963,955 円 (検査報告 昭和 21 年度～令和 3 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	30 省庁等、343 件 15,159,375,570 円

#### 1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させ、又は徴収するなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付するなどすることによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 建造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

#### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から令和3年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する40省庁等における5年7月末現在の是正措置の状況を対象として、20省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの20省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から令和3年度までの検査報告に掲記した不当事項<sup>(注1)</sup>についてみると、是正措置が未済となっているものが30省庁等における346件15,319,963,955円ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが30省庁等における343件15,159,375,570円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省<sup>(注2)</sup>における3件160,588,385円ある。これを、令和3年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、2年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 346件15,319,963,955円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがある場合は、それぞれの是正措置の件数に計上しているため、これらの件数を合計しても是正措置が必要なものの総件数と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 3省 農林水産省、環境省、防衛省

(1) 令和3年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、令和3年度決算検査報告に掲記した不当事項265件(指摘金額の合計10,431,360,029円)<sup>(注3)</sup>のうち、219件4,839,241,949円については5年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの46件5,592,118,080円については5年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが45件5,581,996,789円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1省<sup>(注4)</sup>における1件10,121,291円ある。

(注3) 219件4,839,241,949円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが201件4,563,977,083円あり、このうち、不納欠損として整理したものが1,432,384円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件30,394,644円、手直し工事等による是正措置が完了したものが18件242,221,160円、再発防止策による是正措置が講じられたものが4件2,649,062円ある。

(注4) 1省 環境省



表1 令和3年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況  
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(こども家庭庁)	13	272,368,042	12	271,637,837	1	730,205	—	—	1	730,205	—	—
総務省	17	418,633,092	14	380,533,092	3	38,100,000	—	—	3	38,100,000	—	—
財務省	1	160,624,357	1	160,624,357	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	25	265,936,218	25	265,936,218	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	142	8,266,233,728	104	2,733,272,180	38	5,532,961,548	—	—	36	5,522,468,774	2	10,492,774
農林水産省	18	202,186,277	16	196,476,277	2	5,710,000	—	—	2	5,710,000	—	—
経済産業省	5	27,183,845	5	27,183,845	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	10	288,881,331	10	288,881,331	—	—	—	—	—	—	—	—
環境省	5	112,553,897	5	112,553,897	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	3	40,458,704	2	35,963,668	1	4,495,036	—	—	1	4,495,036	—	—
省庁計	239	10,055,059,491	194	4,473,062,702	45	5,581,996,789	—	—	43	5,571,504,015	2	10,492,774
日本私立学校振興・共済事業団	4	23,689,000	4	23,689,000	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	51,164,085	1	51,164,085	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	14,300,000	1	14,300,000	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1	1,761,296	1	1,761,296	—	—	—	—	—	—	—	—
団体計	7	90,914,381	7	90,914,381	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	246	10,145,973,872	201	4,563,977,083	45	5,581,996,789	—	—	43	5,571,504,015	2	10,492,774

(注) 令和5年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 令和2年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から令和2年度までの検査報告に掲記した不当事項において、4年7月末現在で是正措置が未済となっていた330件10,623,893,036円のうち、30件896,047,161円については5年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの300件9,727,845,875円については5年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが298件9,577,378,781円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省における2件150,467,094円ある。

(注5) 30件896,047,161円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが27件330,894,509円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが14件137,245,961円ある。このほか、手直し工事等による是正措置が完了したものが3件561,277,407円、再発防止策による是正措置が講じられたものが1件3,875,245円ある。

(注6) 2省 農林水産省、防衛省

表2 令和2年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況  
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
							件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
同(こども家庭庁)	4	36,578,725	1	12,078,473	3	24,500,252	—	—	3	24,500,252	—	—
総務省	3	61,226,880	0	28,800	3	61,198,080	—	—	3	61,198,080	—	—
法務省	9	800,940,112	1	10,235,250	8	790,704,862	7	790,623,112	—	—	1	81,750
外務省	1	11,914,499	—	—	1	11,914,499	1	11,914,499	—	—	—	—
財務省	11	334,627,111	3	33,025,569	8	301,601,542	3	284,792,980	—	—	5	16,808,562
文部科学省	5	38,465,000	5	38,465,000	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	120	2,481,418,422	8	162,088,717	112	2,319,329,705	9	123,366,435	98	2,107,077,710	5	88,885,560
農林水産省	11	35,193,401	1	8,328,073	10	26,865,328	—	—	9	22,954,290	1	3,911,038
経済産業省	9	98,962,306	1	14,933,000	8	84,029,306	1	11,799,284	6	70,773,231	1	1,456,791
国土交通省	6	90,700,661	0	72,660	6	90,628,001	5	86,715,691	1	3,912,310	—	—
環境省	2	136,431,350	—	—	2	136,431,350	—	—	1	110,692,000	1	25,739,350
防衛省	7	71,317,646	1	4,610,424	6	66,707,222	6	66,707,222	—	—	—	—
省庁計	189	4,199,990,113	21	283,865,966	168	3,916,124,147	33	1,378,133,223	121	2,401,107,873	14	136,883,051
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	3,943,346	0	2,933,445	1	1,009,901	1	1,009,901	—	—	—	—
全国健康保険協会	3	6,613,708	0	1,392,375	3	5,221,333	—	—	3	5,221,333	—	—
日本年金機構	1	5,997,312	1	5,997,312	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,526,685	0	9,148	1	3,517,537	—	—	1	3,517,537	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	315,000	—	—	1	315,000	—	—	1	315,000	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	3	26,889,639	0	270,000	3	26,619,639	1	445,871	1	749,657	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	578,061	1	578,061	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	1	16,878,755	0	3,120	1	16,875,635	—	—	1	16,875,635	—	—
国立大学法人筑波大学	1	10,341,079	0	75,000	1	10,266,079	1	10,266,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	2	1,142,345,622	0	3,123,529	2	1,139,222,093	1	13,333,650	1	1,125,888,443	—	—
国立大学法人奈良国立大学機構	1	7,929,000	0	147,000	1	7,782,000	1	7,782,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—
日本放送協会	1	4,097,918	0	2,529	1	4,095,389	1	4,095,389	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	34,663,995	0	60,000	1	34,603,995	1	34,603,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	3	706,652,328	0	480,000	3	706,172,328	3	706,172,328	—	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	81	2,863,932,944	3	16,056,999	78	2,847,875,945	78	2,847,875,945	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	42	739,215,134	2	15,900,025	40	723,315,109	40	723,315,109	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	1	1,021,900	—	—	1	1,021,900	—	—	1	1,021,900	—	—
団体計	136	5,708,283,177	6	47,028,543	130	5,661,254,634	119	4,362,061,556	10	1,273,768,967	1	25,424,111
合計	325	9,908,273,290	27	330,894,509	298	9,577,378,781	152	5,740,194,779	131	3,674,876,840	15	162,307,162

注(1) 令和4年8月1日から5年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、5年7月31日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

第3章 第3節 不当事項に係る是正措置の検査の結果

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から令和2年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので5年7月末現在では是正措置が未済となっているものが、2(2)イのとおり、298件9,577,378,781円ある。これらに対する直近1年間(4年8月1日から5年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。

(注7) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は298件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	115件	1,599,370,837円
団体	102件	3,743,915,434円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、省庁72,116,436円、団体20,216,997円となっている。

(注8) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁	67件	2,315,027,956円
団体	37件	777,250,860円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における32件647,510,349円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁	3件	1,725,354円
団体	4件	1,140,088,340円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でないこと、債務者等が行方不明であることなどのため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

**第4章 国会及び内閣に対する報告並び  
に国会からの検査要請事項に関  
する報告等**

## 第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

### 第1節 国会及び内閣に対する報告

#### 第1 新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について

検査対象	厚生労働省、47 都道府県、496 医療機関
病床確保事業等の概要	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床の確保等を行うもの
検査の対象とした496 医療機関に対して交付された上記の事業に係る交付金等の交付額	病床確保事業 1 兆 2834 億円(令和 2、3 両年度) 緊急支援事業 1223 億円(令和 2、3 両年度)
報告を行った年月日	令和 5 年 1 月 13 日

#### 1 検査の状況の主な内容

本院は、新型コロナウイルス感染症患者(以下「コロナ患者」という。)受入れのための病床確保事業等<sup>(注1)</sup>の実施状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)のうち病床確保事業に係る分(以下「交付金」という。)及び新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金(以下「受入補助金」という。)の交付状況はどのようになっているか、②全国におけるコロナ患者及び新型コロナウイルス感染症疑い患者(以下、コロナ患者と合わせて「コロナ患者等」という。)を受け入れるための病床(以下「コロナ病床」という。)の確保等の状況はどのようになっているか、③交付金や受入補助金の交付の対象となった医療機関における補助対象期間において即応病床として確保された病床(以下「確保病床」という。)の状況等はどのようになっているか、④交付金や受入補助金の交付の対象となった医療機関の医業収支の状況はどのようになっているか、⑤病床確保事業における病床確保料等は医療機関の実態に沿ったものとなっているかに着目して検査した。

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

(注1) 病床確保事業等 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の対象事業である新型コロナウイルス感染症対策事業のうち病床確保に関する事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業(以下、両事業を合わせて「病床確保事業」という。)並びに新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業

(注2) 即応病床 コロナ患者の発生、又はこれを受けた都道府県からの受入要請があれば、即時にコロナ患者の受入れを行うことについて医療機関と調整している病床

(1) 交付金及び受入補助金の交付状況

令和2、3両年度における交付金及び受入補助金の交付状況をみると、交付金は、2年度は2,290医療機関に対して1兆1403億4947万円、3年度は3,320医療機関に対して1兆9626億2872万円、計3,477医療機関に対して3兆1029億7819万円となっており、受入補助金は、2年度は1,732医療機関に対して1606億4650万余円、3年度は1,694医療機関に対して1212億0442万余円、計2,248医療機関に対して2818億5092万余円となっていた。

(2) 全国の医療機関におけるコロナ病床の確保等の状況

2年4月から4年3月までの間の各月最終週時点の国内における入院コロナ患者数と、コロナ患者の入院受入要請があれば受け入れることとして医療機関が都道府県と調整済みの最大の確保病床の数(以下「最大確保病床数」という。)の推移をみたところ、入院コロナ患者数には何回かのピークがあり、大きく増減を繰り返していたが、この間、最大確保病床数は、3年9月から同年10月にかけて及び4年2月から同年3月にかけて入院コロナ患者数が急激に減少した時期に一時減少したものの、その他の時期においてはほぼ一貫して増加しており、2年5月1日には16,081床であったものが、4年3月30日には43,671床となっていた。

(3) 医療機関における確保病床の状況等

(注3)  
確保病床の病床利用率が50%を下回っていた医療機関に対してアンケート調査を実施したところ、各医療機関において、当該医療機関が当初受け入れることを想定したコロナ患者等の看護必要度等に見合った入院受入体制は確保されていたものの、実際は、既に入院しているコロナ患者等の対応に看護師等の稼働が割かれるなどして人数が不足し、入院受入要請のあったコロナ患者等の受入れが困難になっていた状況や、確保病床数には、コロナ患者等を担当する医師、看護師等の人数を増員できた場合に受入可能となる病床が含まれていたが、実際は想定していた人数を確保できなかったため、都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門等からのコロナ患者等の入院受入要請を断っていたと回答した医療機関が見受けられた。

(注4)  
また、休止病床を設定している382医療機関において、病床の一部又は全部が休止病床となっている病棟を対象に、休止病床として設定する前の元年度の病床使用率をみると、80%以上90%未満となっていた医療機関が123医療機関と最も多くなっていた一方で、50%を下回っていた医療機関も17医療機関と一定数見受けられた。そして、検査の対象とした医療機関による休止病床の設定自体には一定の合理性があるものが多かったが、病床確保事業のうち都道府県が医療機関に対して交付する補助金(以下「病床確保補助金」という。)等の額が当該病床が100%稼働しているものとして算定されることとなっていることなどのため、休止前の稼働状況に基づく診療報酬を上回る額の病床確保補助金等の交付を受けている医療機関も生じているものと思料された。

(注3) 確保病床の病床利用率 病床使用率は、一般的には、延べ病床数に対する延べ入院患者数の割合をいうが、ここでは、次の算式により算出しており、区別のため、病床利用率と称している。

$$\text{病床利用率(\%)} = \frac{1 \text{ か月間の延べ確保病床数} - 1 \text{ か月間の延べ空床数}}{1 \text{ か月間の延べ確保病床数}} \times 100$$

(注4) 休止病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、看護職員等をコロナ患者等が収容される病棟に配置換えするために当該看護職員等が従来配置されていた病棟を閉鎖したり、感染予防の見地から多床室に収容するコロナ患者等を1名のみとし、多床室の残りの病床を空床としたりするなどのために、休床とする既存の病床

#### (4) コロナ関連補助金の交付を受けた医療機関の医業収支の状況

(注5) 検査の対象とした国が出資等を行っている独立行政法人等が設置する269医療機関の医業収支の状況についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2、3両年度は、病床確保補助金、受入補助金等の新型コロナウイルス感染症対策に関連して医療機関に交付される補助金等(地方自治体が地方単独事業として交付する補助金等を含む。以下「コロナ関連補助金」という。)を除く医業収支の赤字が増大するなどの状況がみられた一方、コロナ関連補助金を含めると、全体の医業収支が黒字に転換し又は赤字幅を縮小していたり、黒字が更に増大していたりしている状況が見受けられた。

そして、医業収支の状況と、確保病床数、休止病床数、入院コロナ患者数等との関係について相関係数を算出するなどして確認したところ、元年度から2、3両年度までの医業収支の増減率と、医療機関の許可病床数に占める確保病床数及び休止病床数の合計の割合との相関係数は0.66となっており、両者の間には中程度以上の正の相関関係がみられた。

(注5) 269医療機関 独立行政法人労働者健康安全機構が開設する27病院、独立行政法人国立病院機構が開設する102病院、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する53病院、国立高度専門医療研究センターが開設する8病院、国立大学法人が開設する44病院、社会保険関係団体が開設する31病院、その他の医療機関4病院

#### (5) 病床確保事業における病床確保料等の状況

検査の対象とした496医療機関のうち、コロナ患者専用の病院や病棟を設定する新型コロナウイルス感染症重点医療機関となっている426医療機関について、各医療機関における実際の入院患者に係る診療報酬額と確保病床、休止病床の別に定められた病床確保料の上限額(以下「病床確保料上限額」という。)とを比較したところ、医療機関によって大きな差が生じており、医療機関によって、機会損失を上回る額の交付を受けることとなったり、十分な補填となっていなかったりする結果となっていた。

## 2 検査の状況に対する所見

新型コロナウイルス感染症の感染が完全な終息には至っていない中、病床確保事業等を適切に実施し、必要なコロナ病床を確保し、コロナ患者等に対して十分な医療を提供することは引き続き課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症のみならず、今後、新たに大規模な感染症の流行が発生するなどした際に、病床確保事業等と同様の事業を実施し、患者を受け入れるための病床を確保するなどの医療提供体制の整備を行う必要が生ずることも考えられる。

ついては、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、引き続き病床確保事業等を実施したり、今後同様の事業を実施したりする場合には、厚生労働省において、次の点に留意することが重要である。

- ア 交付金がコロナ患者等の入院受入体制が整い即応病床として確保されているコロナ病床に対して交付されるという制度の趣旨に照らして、交付金の交付要綱等において、交付金は、当該確保病床の運用に必要な看護師等の人員が確保できているなど実際に入院受入体制が整っている確保病床を交付対象とするものであることを明確に定めるとともに、各医療機関の入院受入体制は看護師等の人員の確保の状況、受け入れている患者の状況等に応じて変動し得るものであることを踏まえて、医療機関において、確保病床の運用に必要な看護師等の確保が困難になった場合には、都道府県と当該医療機関との間で病床確保補助金等の交付対象となる確保病床数を適宜調整するよう、都道府県に対して指導すること
- イ 病床確保事業における病床確保料等について、病床確保料上限額の設定等が適切であるか改めて検証し、その検証結果を踏まえて、確保病床に係る病床確保料については入院コロナ患者等の診療報酬額を、休止病床に係る病床確保料については休止前に入院していた患者の診療報酬額を、それぞれ参考にするなどして、病床確保料上限額の設定を見直したり、医療機関の医療提供体制等の実態を踏まえた交付金の交付額の算定方法を検討したりして、交付金の交付額の算定の在り方を検討すること

本院としては、厚生労働省における新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。



## 第2 東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について

検査対象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、238 地方公共団体(11 道県、227 市町村)
復旧・復興事業の概要	国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業、被災者支援総合交付金事業、福島再生加速化交付金事業等の事業
検査の対象とした復旧・復興事業に係る支出済額	38 兆 1711 億円(平成 23 年度～令和 2 年度)
報告を行った年月日	令和 5 年 2 月 3 日

## 1 検査の状況の主な内容

本院は、東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について、合规性、効率性、有効性等の観点から、①東日本大震災復旧・復興関係経費に係る予算(以下「復旧・復興予算」という。)は、どのような経費に配分され執行されているか、また、復興財源はどのように確保されているか、事業規模に見合うものとなっているか、②「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月。以下「復興基本方針」という。)において「復興期間」と位置付けられた平成 23 年度からの 10 年間(以下、この 10 年間は「復興期間(当初)」<sup>(注1)</sup>という。)において、国からの財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する事業等の執行状況等はどのようなになっているか、特に、地方公共団体等が国からの国庫補助金等の交付を受けて設置造成又は積増し(以下「設置造成等」という。)を行った基金により復旧・復興事業を実施する事業(以下「復興関連基金事業」という。)及び東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)を原資として実施する事業(以下「復興交付金事業」という。)は、計画どおりに進捗し実施されているか、また、使用見込みのない額が基金に滞留するなどしていないか、③復興期間(当初)に実施された復旧・復興事業により、どのような施設等が整備され、これらによりどのような成果が得られているか、特に、津波防災に関する施策に係る事業は適切に実施され、災害に強い地域づくりに寄与しているか、復興交付金事業等による住宅や土地の整備等は被災者の住まいの再建等に寄与しているか、産業再生に関する事業は企業の立地や雇用の創出に寄与しているか、また、被災者支援に関する復旧・復興事業は、避難生活の長期化、復興の進捗等の状況に対応して実施されているか、④岩手、宮城、福島各県(以下「東北 3 県」という。)における避難者の状況はどのようなになっているか、特に、原子力災害からの復興及び再生に向けて引き続き様々な取組が実施されている福島県における住民の帰還等の状況等はどのようなになっているかに着眼して検査した。

(注1) 復興基本方針において、復興期間(当初)のうち当初の 5 年間は「集中復興期間」と位置付けられた。また、平成 27 年 6 月に決定された「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」において、28 年度からの 5 年間は、「復興・創生期間」と位置付けられた。その後、令和 2 年 7 月に決定された「令和 3 年度以降の復興の取組について」において、復興期間は 3

年度から7年度までの5年間を含む15年間とされ、平成28年度から令和2年度までは「第1期復興・創生期間」、3年度から7年度までの5年間は「第2期復興・創生期間」と位置付けられた(以下、第1期復興・創生期間を「平成28年度以降の復興・復興事業について」と同様に「復興・創生期間」という。)

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

(1) 復興・復興予算の執行状況等

ア 復興・復興予算の歳出予算額及び執行状況

復興期間(当初)において各年度に措置された予算現額の合計額44兆7478億余円の令和2年度末現在における執行状況は、支出済額38兆1711億余円、翌年度繰越額(以下「繰越額」という。)4317億余円、不用額6兆1448億余円であり、復興期間(当初)全体の執行率は85.3%、繰越率は0.9%、不用率は13.7%となっていた。<sup>(注2)</sup>

(注2) 令和2年度までの各年度予算の執行状況を予算措置年度別の予算現額ごとに、当該予算措置年度の翌年度以降の執行状況も含めて分析した。すなわち、予算現額は、歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に予備費使用額及び流用等増減額を加減したものとしており、前年度から繰り越された額は含めていない。支出済額は、当該予算措置年度における支出済額に、繰越額として翌年度以降に支出された額も含めている。また、繰越額は、予算措置年度別の予算現額が2年度末現在で繰り越されている額を、不用額は、予算措置年度別の予算現額が2年度末までに不用とされている額を示している。すなわち、執行率、繰越率及び不用率はそれぞれ復興・復興事業に係る支出済額、繰越額及び不用額の予算現額に対する割合であり、また、繰越率及び不用率は、それぞれ予算措置年度別の予算現額が、2年度末現在でどの程度繰り越され、又は、2年度末までにどの程度不用とされたかを示している。

イ 予算の経費の内容から区分した項目別の執行状況

復興・復興予算の支出済額を予算の経費の内容から区分した項目ごとにみると、「復興関係公共事業等」7兆7456億余円、「原子力災害復興関係経費」6兆1223億余円、「地方交付税交付金」5兆8790億余円、「東日本大震災復興交付金」3兆3281億余円等となっている。

ウ 財源等の内容から区分した項目別の歳入の状況

復興・復興事業の財源等の決算額を財源等の内容から区分した項目ごとにみると、「復興特別所得税」3兆0830億余円、「復興特別法人税」2兆2995億余円、「一般会計より受入」10兆3057億余円、「復興公債金」17兆3933億余円等となっている。

エ 復興債の発行及び償還の状況

<sup>(注3)</sup> 復興債の発行状況をみると、発行計画額計22兆5395億円に対して発行実績額は計17兆3933億余円、復興債の2年度末現在額は6兆7845億余円となっている。

(注3) 復興債 東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。)第8条で定める復興に必要な資金を確保するため、復興期間中に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置について定めた「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づき発行される公債

### オ 復興財源フレームの状況

2年度末現在の事業規模及び財源の状況を見ると、事業規模は、復興期間(当初)の事業費 31.3 兆円程度に第2期復興・創生期間における事業費 1.6 兆円程度を加えて計 32.9 兆円程度、財源は、既に収納されているものに3年度以降に収納するものを含めると計 32.9 兆円程度となり、財源は事業規模に見合うものと見込まれた。

### (2) 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況

復興期間(当初)の10か年度に東日本大震災復旧・復興関係経費として国から交付された、財政支援等における国庫補助金等及び地方交付税のうち、特定被災自治体<sup>(注4)</sup>に交付されたものは計 19 兆 3389 億余円、このうち東北3県に交付されたものが計 17 兆 6796 億余円となっていて、全体の 91.4% を占めている。

(注4) 特定被災自治体 次の①から③までの11道県及び管内227市町村

- ① 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する地方公共団体(以下「特定被災地方公共団体」という。)である青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県
- ② 特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域(同条第3項に規定する区域をいう。)内にある特定被災地方公共団体以外の市町村
- ③ ①の9県以外で特定被災地方公共団体である市町が所在する北海道及び埼玉県

### ア 復興関連基金事業の実施状況

復興関連基金事業の実施状況を見ると、186事業に係る国庫補助金等交付額計 5 兆 1322 億余円、取崩額計 3 兆 8223 億余円、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合(以下「基金事業執行率」という。)は 74.4% となっている。そして、復興関連基金事業の終了予定年度が3年度以降である109事業のうち、国からの国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成等した地方公共団体、公益法人その他の団体(以下「基金団体」という。)が公益財団法人等である59事業に係る19基金の基金事業終了年度までに必要な基金事業費に対する基金残額の割合(以下「保有割合」という。)をみると、2年度末現在で59事業のうち15事業に係る3基金の保有割合が1を上回っており、最大で1.85となっているなどしている。

### イ 復興交付金事業の実施状況

復興交付金事業の実施状況を見ると、特定被災自治体のうち8道県及び99市町村に復興交付金計 3 兆 3283 億余円が交付されていて、このうち基金型事業を選択しているのは7県及び89市町村で、交付額は計 3 兆 3248 億余円、取崩額は計 3 兆 1318 億余円、基金事業執行率は 94.1% となっている。復興交付金は、2年6月の東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)の改正により、2年度をもって廃止することとされたが、その後に改正された東日本大震災復興交付金制度要綱(平成24年府復第3号等)によれば、2年度中に完了しない場合には、復興交付金事業の計画期間の最終年度を3年度に変更する手続を行った上で実施することとされた。さらに、3年度中に生じた避け難い事故により完了しない場合には、計画期間の最終年度を4年度に変更する手続を行った上で4年度の確実な事業完了に向け必要な措置を講ずることとされている。

復興交付金事業の完了等の状況をみると、基幹事業 2,911 事業のうち、中止又は廃止となった 108 事業を除き、2 年度末までに完了したものが 2,656 事業、3 年度中に完了したものが 103 事業となっていたが、残りの 44 事業は 4 年度に延長して実施されている。復興庁は、4 年度に復興交付金事業を実施する特定被災自治体に対して、自らの責任において同年度中に確実に事業を完了するよう求めている。

### (3) 復旧・復興事業の実績及び成果の状況

#### ア 津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業の実績及び成果

##### (ア) 防潮堤の整備状況

<sup>(注5)</sup>沿岸 37 市町村に所在する海岸保全区域に係る 583 海岸のうち、復興期間(当初)において津波等の災害を防止するために設置された堤体、水門等(以下、これらを合わせて「防潮堤」という。)が完成した海岸数は 444 海岸、完成率は 76.1% となっている(3 年度末現在、完成した海岸数は 537 海岸、完成率 92.1%)。また、市町村別の完成率をみると、21 市町村では 80% 以上、このうち 13 市町村では 100% となっている一方、3 町では 50% 未満となっている。3 町のうち福島県双葉郡大熊、双葉両町では、完成していない防潮堤の整備予定地が全て帰還困難区域<sup>(注6)</sup>となっているため、完成率が低くなっている。

(注5) 沿岸 37 市町村 岩手県の宮古、大船渡、久慈、陸前高田、釜石各市、上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田、岩泉、九戸郡洋野各町、下閉伊郡田野畑、普代、九戸郡野田各村、宮城県の仙台、石巻、塩竈、気仙沼、名取、多賀城、岩沼、東松島各市、亶理郡亶理、山元、宮城郡松島、七ヶ浜、利府、牡鹿郡女川、本吉郡南三陸各町、福島県のいわき、相馬、南相馬各市、双葉郡広野、楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江、相馬郡新地各町

(注6) 帰還困難区域 平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50mSv (Sv(シーベルト)は人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ(線量当量)を表す単位)を超えていて、事故発生後 6 年間を経過してもなお年間積算線量が 20mSv を下回らないおそれがある地域

なお、地域によっては、地域住民等との調整により防潮堤の高さが当初設計に基づくものよりも低くなったものもあり、このような場合には、復興基本方針で掲げられているような「多重防御」の発想による対策がより重要となると考えられる。

##### (イ) 津波災害警戒区域の指定、津波避難計画の策定、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況

東北 3 県における津波災害警戒区域の指定の状況についてみると、2 年度末現在でいずれの県においても津波災害警戒区域は指定されていない(4 年 9 月末現在においても同様)。沿岸 31 市町村<sup>(注7)</sup>における津波避難計画<sup>(注8)</sup>の策定状況、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況をみると、2 年度末現在で津波避難計画は全ての市町村で策定されていて、避難対象地域は、該当する地域がない 2 市を除いた 29 市町村のうち 7 市町で指定されておらず、避難困難地域は、該当する地域がない 10 市町村を除いた 21 市町村のうち 10 市町で設定されていない。

(注7) 沿岸31市町村 沿岸37市町村のうち、福島県の南相馬市、双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町の計6市町村を除いた31市町村で、会計検査院法第30条の3の規定に基づく平成29年4月12日の報告に係る会計実地検査実施箇所である。

(注8) 津波避難計画 市町村が住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難対策について定める計画

#### イ 住まい、市街地等の整備に関する復旧・復興事業の実績及び成果

##### (ア) 恒久住宅の供給等の状況

###### a 災害公営住宅整備事業等による恒久住宅の供給

災害公営住宅の整備状況をみると、計画戸数29,806戸に対して29,653戸が完成し、完成率(計画戸数に対する整備済戸数の割合)は99.4%となっており、災害公営住宅の整備はおおむね完了しているものの、福島県において整備が4年以上保留されていて、原子力災害による避難者のための災害公営住宅の宅地として利用されていない土地がある。同県は、帰還に向けての環境整備の進捗状況等を総合的に踏まえて、保留を継続するとしている。

###### b 災害公営住宅の入居等の状況

災害公営住宅の入居の状況をみると、管理戸数29,589戸のうち27,410戸が入居済み又は入居手続中であり、2,179戸が入居者未定で空室となっている。また、東北3県における被災者以外の者の入居を可能とする取扱いとされた災害公営住宅への被災者以外の者の入居戸数の状況をみると、29,589戸のうち2,613戸(8.8%)となっている。

##### (イ) 都市再生区画整理事業の実施状況等

都市再生区画整理事業のうち被災市街地復興土地区画整理事業により整備された土地の面積及び整備された面積に対する利用されている土地(駐車場等の一時的な利用も含む。)の面積の割合(以下「利用率」という。)をみると、整備された面積は、21市町村計で住宅が立地する地区が471ha、商工業施設等が立地する地区が435ha、行政機関、消防等防災施設、公園等が立地する地区が408haとなっていて、それぞれの利用率は69.2%、73.7%、96.8%となっている。

#### ウ 産業再生に関する復旧・復興事業の実績及び成果

##### (ア) 中小企業者等の事業に係る施設等の復旧状況

東北3県において中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付決定を受けた延べ12,505事業者のうち延べ9,148事業者が事業を完了しているが、資金や用地の確保が困難となったことなどから延べ569事業者が事業を廃止し又は取り消しているほか、延べ2,788事業者が事業を延期するなどしている。

##### (イ) 企業立地支援による復旧・復興の状況

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金による事業、地域経済産業復興立地推進事業費補助金による事業及び自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金による事業の各事業を合わせた採択事業者数1,668事業者のうち、事業を完了した事業者は867事業者、辞退等事業者数は509事業者となっていて、辞退等事業者数の割合は

30.5% となっている。また、新規地元雇用者数について、採択事業者に係る見込数と完了事業者に係る実績数とを比較すると、両者に開差が生じている事業があり、これは、事業を実施中で完了していない事業者や、採択後又は交付決定後に事業を辞退した事業者があることなどのためである。

エ 被災者支援に関する復旧・復興事業の実績及び成果

(ア) 相談活動の実施回数

被災者の孤立防止や心のケアを図るための訪問等(以下「相談活動」という。)の実施回数については減少傾向にあるが、事業実施主体によると、避難等で家族構成が変化したことなどにより、支援を必要とする高齢者世帯や単身者世帯等が増加していることから、これらの者の孤独死を未然に防ぐなどのためにも、復興・創生期間後においても、引き続き相談活動の実施が必要であるとしている。

(イ) 交流活動の実施回数

地域住民と融合しコミュニティの形成を図るための交流会、イベントの開催等(以下「交流活動」という。)の実施回数は、複数の事業について元年度から2年度で大きく減少しているが、事業実施主体によると、避難指示が解除された地区において、地域住民同士のつながりの修復が必要であるという課題が残っていることなどから、復興・創生期間後も引き続き交流活動の実施が必要であるとしている。

(ウ) 第2期復興・創生期間に向けての被災者支援総合交付金事業に関する取組

国は、元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」を定めて、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織についての方針を示し、その後、3年3月に同基本方針の見直しを行っている(以下、見直し後の基本方針を「3年基本方針」という)。被災者支援については、3年基本方針において、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者等の被災者に対する心のケア等の被災者支援が第2期復興・創生期間の取組事項として掲げられており、被災者支援総合交付金の東北3県及び管内市町村以外の事業実施主体分を含めた3年度の予算額も125億余円となっていて、引き続き被災者支援総合交付金を原資として実施する被災者支援総合交付金事業の実施が見込まれる。

オ 住民の帰還等の状況等

(ア) 東北3県における避難者数の状況

復興庁は、全国避難者情報システムにより避難先市町村が把握している避難者数を調査して公表しているが、復興庁が公表している避難者数の中には、既に避難を終了したと考えられる者が多数含まれており、復興庁が公表している宮城県の県外避難者数は、同県の把握している県外避難者数と大きくかい離していた。復興庁は、同県が把握している避難者数について確認したり、避難先市町村と共有するようしたりなどして、かい離の解消に努めるとしている。

(イ) 福島県における住民の帰還等の状況

平成26年4月以降、避難指示解除準備区域<sup>(注9)</sup>及び居住制限区域<sup>(注10)</sup>の避難指示は順次解除され、復興期間(当初)の終了時点までに、7市町村に設定されている帰還困難区域<sup>(注11)</sup>を除き、全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除されている(以下、避難指示区域が設定され、又は避難指示が解除されるなどした区域が所在す

(注12)る12市町村を「避難指示・解除区域市町村」という。)。避難指示・解除区域市町村別に22年と令和2年の人口を比較すると、2年度末現在で区域内に帰還困難区域が設定されている大熊町等5町村の減少率は70%を超えている。また、平成23年3月11日現在の住民登録数に対する令和2年7月1日現在の帰還者数の割合をみたところ、田村市、双葉郡広野町及び川内村では50%を超えているが、区域内に帰還困難区域が設定されている町村では低くなっていて、特に、双葉郡富岡、大熊、浪江各町の同割合は5%未満となっているなどしている。住民の帰還促進は、3年3月に改定された福島復興再生基本方針において、引き続き重要な課題であるとされており、現在、避難指示・解除区域市町村は様々な帰還環境整備事業(福島再生加速化交付金を原資として実施する福島再生加速化交付金事業の交付対象項目である帰還環境整備の交付対象事業。以下同じ。)を実施しているが、複数の市町村では、避難指示の解除後も住民の帰還が順調に進んでいないため、利用されないままとなっているなどの施設が見受けられた。

(注9) 避難指示解除準備区域 平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確実に確認された地域

(注10) 居住制限区域 平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあると確認されていて、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

(注11) 7市町村 南相馬市、双葉郡富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡葛尾、相馬郡飯館両村

(注12) 12市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村

#### (ウ) 認定復興再生計画による帰還のための取組の実施状況

平成29年5月の福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。)の改正により、内閣総理大臣は、帰還困難区域等をその区域に含む市町村の長が申請した「特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画」(以下「復興再生計画」という。)が福島復興再生基本方針に適合することなどの基準に適合すると認めるときは、復興再生計画を認定するとされていて、帰還困難区域が設定されている7市町村のうち、南相馬市を除く6町村は、復興再生計画を申請し、内閣総理大臣による認定を受けている(以下、内閣総理大臣の認定を受けた復興再生計画を「認定復興再生計画」という。)。復興再生計画を作成した6町村のうち、令和4年6月に双葉郡葛尾村及び大熊町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が、8月に双葉町の特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除された。6町村の認定復興再生計画に基づく事業等の進捗状況を確認したところ、4年6月時点において未着手又は実施中となっている事業等が多数見受けられ、認定復興再生計画に記載された事業等のうち完了している事業等が占める割合は、おおむね10%台にとどまっている状況となっている。復興庁は、認定復興再生計画は福島特措法等において、計画期間終了後、国による検証等を行うこととなっていないとしている。

## 2 検査の状況に対する所見

復興期間(当初)における国や地方公共団体等の取組により、復興期間(当初)が終了した時

点において、地震・津波被災地域では、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も一定程度進展している。一方で、原子力災害被災地域においては、いまだに帰還困難区域が設定されているなどして、多くの住民が避難生活を余儀なくされている状況となっており、帰還困難区域では、可能なところから段階的に、一日も早い復興を目指した各種の復旧・復興事業が行われるなどしている。

そして、3年基本方針によれば、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなっているとして、地震・津波被災地域においては、復興の総仕上げの段階に入っている一方で、今後も一定の支援が必要な心のケア等の被災者支援、住まいとまちの復興等の取組を行うこと、原子力災害被災地域においては、復興・再生には中長期的な対応が必要であり、本格的な復興・再生に向けた帰還・移住等の促進等の取組を行うことなどとされている。ついては、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が復興基本法に定める基本理念に即して更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後も次の点に留意するなどして、第2期復興・創生期間における復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復興期間(当初)に実施された各種事業に係る予算執行の実績等を踏まえて、東北3県等との緊密な連絡調整を行うことなどにより、第2期復興・創生期間において各種事業が円滑かつ着実に実施されるよう努めること

イ 3年度以降に終了することとなっている復興関連基金事業について、基金事業終了年度までに必要な基金事業費よりも基金残額が上回っているものが見受けられることから、基金団体が地方公共団体である基金を含め、引き続き、使用見込みのない余剰金等が生じていないか確認するなど、資金が有効に活用されるよう、基金団体と十分に連携して適切な基金の執行管理を行うこと。また、復興交付金事業について、3年度中に完了せず4年度に延長して実施されている事業が同年度中に完了するよう助言等を行うこと

ウ 津波防災に関する施策に係る復旧・復興事業について、引き続き、災害に強い地域が形成されるよう、警戒避難体制の整備を進めていくなどして、「多重防御」のための施策を円滑に遂行していくよう助言等を行っていくこと。住まい、市街地等の整備に関する復旧・復興事業について、復興交付金事業等により整備された住宅の入居状況や土地の利用状況を踏まえ、新たな整備について慎重に検討するなどの必要な助言等を行っていくこと。産業再生に関する復旧・復興事業について、引き続き、被災地における企業立地の進展により新規雇用を創出するために、事業を実施して新規地元雇用者数を確保できるよう支援するとともに、事業完了後も継続して雇用が確保されるよう助言等を行っていくこと

エ 被災者支援に関する復旧・復興事業について、引き続き、東北3県等における課題等を把握して、支援・助言等を行っていくとともに、東北3県等からの要望も踏まえつつ、適切に事業内容の見直しを図るなどの取組を行っていくこと

オ 東北3県における避難者数を正確に把握したり、帰還環境整備事業により整備された施設の利用状況等を把握したり、帰還困難区域が設定されている市町村の課題等を把握したりなどして、これらを踏まえて支援・助言等を行っていくこと

本院としては、今後も復興等に関する事業の実施状況について引き続き注視していくこととする。



## 第3 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について

検査対象	デジタル庁(令和3年8月31日以前は内閣官房)、厚生労働省、防衛省、47都道府県、305市区町村
ワクチン接種事業の概要	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保、ワクチン接種に必要な物品の調達、ワクチン接種に係る事務の実施に必要なシステムの開発、都道府県及び市町村が行うワクチン接種に係る事務に対する補助金等の交付等を行うもの
ワクチン接種事業に係る支出済額	4兆2026億円(令和2、3両年度)
報告を行った年月日	令和5年3月29日

## 1 検査の状況の主な内容

本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「ワクチン」という。)接種を実施するに当たって、国、都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業(以下「ワクチン接種事業」という。)に係る予算及び決算の状況はどのようになっているか、②ワクチン接種の実施状況はどのようになっているか、③ワクチンの確保、管理、配布等の状況はどのようになっているか、④ワクチン接種で使用する物品の調達、配布等の状況はどのようになっているか、⑤補助金等の交付を受けて都道府県及び市町村が実施するワクチン接種事業(以下「補助事業」という。)の実施状況はどのようになっているか、⑥自衛隊によるワクチン接種(以下、令和3年5月24日から運営を開始した大規模接種のための会場を「自衛隊大規模接種センター」といい、4年1月31日及び2月7日から運営を開始した大規模接種のための会場を「自衛隊大規模接種会場」という。)の実施状況等はどのようになっているか、⑦ワクチン接種事業に係る国の情報システムの開発等の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

## (1) ワクチン接種事業に係る国の予算及び決算の状況

2、3両年度における国の予算額(予備費の使用決定により配賦された予算額(以下「予備費使用額」という。)を含む。)は、計5兆2149億余円(2年度1兆3360億余円、3年度3兆8788億余円)となっていた。このうち予備費使用額は、2年度計7490億余円(予算額全体に占める予備費使用額の割合56.0%)、3年度計2兆0353億余円(同52.4%)となっていた。

2、3両年度における国の決算の状況について、支出済額は、計4兆2026億余円(歳出予算現額(歳出予算額に、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したものの。)に対する割合68.4%。2年度7728億余円(同49.0%)、3年度3兆4298億余円(同75.1%))となっていた。

## (2) ワクチン接種の実施状況

4年3月末現在のワクチンの接種実績をみると、全人口の約8割が1回目及び2回目の接種を完了しており、全人口の約4割がワクチンの2回目接種完了からおおむね8か月以上経過した後に行う3回目の接種を完了している状況となっていた。

## (3) ワクチンの確保、管理、配布等の状況

### ア ワクチンの確保の状況

厚生労働省は、4年3月末までにワクチンの製造販売の承認を受けた業者(以下「ワクチン製造販売業者」という。)との間で締結した契約により、計8億8200万回分のワクチンの供給を受けることにしていた。

ワクチンの確保に係る費用の支払について、厚生労働省は、ワクチン製造販売業者との契約内容を踏まえて、同省とは別の基金管理団体に新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金(以下「特例交付金」という。)を交付してワクチン生産体制等緊急整備基金(以下「団体基金」という。)に資金を積み立てた上で、基金管理団体がワクチン製造販売業者からの請求に基づき所要額を団体基金から取り崩した上で特例交付金に係る助成金(以下「助成金」という。)を交付する枠組みとしていた。

4年3月末までにワクチンの確保に係る費用として基金管理団体からワクチン製造販売業者に対して交付された助成金の額は、合計で1兆4578億1837万余円となっていた。

今後、緊急に物資の確保が必要となり、当該物資の確保に係る枠組みを立案する際は、上記の枠組み以外に方法がないのかなどについて十分に検討した上で意思決定を行うことが求められる。

厚生労働省は、計8億8200万回分のワクチンを確保することにしたことについて、ワクチン製造販売業者の我が国への供給可能数量を確認した上で、特定のワクチン製造販売業者がワクチンの開発に失敗することなどがあっても国民にワクチンを接種できるように、当該供給可能数量を基に将来にわたるワクチン接種回数等について種々シミュレーションを行って決定したとしているが、同省がワクチンの確保に当たり作成していた資料には、確保することにした数量に係る算定根拠が十分に記載されておらず、それ以上の説明は得られなかった。

### イ ワクチンの管理、配布等の状況

厚生労働省におけるワクチンの在庫数量の把握状況についてみたところ、同省は、納入数量及び配布数量を必要の都度確認していたのみで、納入数量と配布数量との差引きにより在庫数量を算出するなどしたことを示す記録を作成していなかった。

3年2月16日から4年3月31日までの間に厚生労働省が都道府県等に配布したワクチンの数量(接種可能回数換算)は、米国のファイザー社製のワクチン219,515,130回分、米国のモデルナ社製のワクチン78,988,650回分、英国のアストラゼネカ社製のワクチン(以下「アストラゼネカワクチン」という。)185,900回分、計298,689,680回分となっていた。

厚生労働省が4年2月にアストラゼネカ株式会社(英国のアストラゼネカ社の日本法人)と締結したアストラゼネカワクチンのキャンセルに係る契約の内容について確認したところ、同省が、上記の契約に定められている、同省に返金することとなっている金

額の妥当性を確認していなかったことが判明した。

(注1) ここでいう在庫数量とは、未接種となっているワクチンのうち都道府県等に配布されていないものの数量、すなわちワクチン製造販売業者において国内で保管されているワクチンの数量を指す。

#### (4) ワクチン接種で使用する物品の調達、配布等の状況

厚生労働省は、2、3両年度に、ワクチン接種で使用する物品である超低温(−75℃±15℃)の温度設定に対応した冷凍庫9,900台、低温(−20℃±5℃)の温度設定に対応した冷凍庫12,000台、保冷バッグ40,000個、注射針及びシリンジ(注射針単体3億5292万余本、シリンジ(注射筒)単体3億7230万余本及び注射針・シリンジ一体型2億2139万余本)の調達に係る契約を、いずれも随意契約により締結しており、これらに係る支払額は計392億8502万余円となっていた。

#### (5) 補助事業の実施状況等

厚生労働省は、市町村が支弁するワクチン接種事業に要する費用として市町村に新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金(以下「負担金」という。)を、ワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に整備することを目的として都道府県及び市町村に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金(以下「体制確保補助金」という。)を、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付の対象となる事業のうち時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業について都道府県に交付金(以下、これらの2事業について交付される分を「包括支援交付金」という。)を、それぞれ交付している。

検査の対象とした47都道府県及び305市区町村に対する2、3両年度の交付決定件数1,614件のうち、4年6月末現在で厚生労働省による額の確定が行われているのは、97件(全体の6.0%)にすぎない状況となっており、同省は順次、額の確定の作業を進めるとしている。

体制確保補助金に係る補助事業のうち、5都県及び65市区がワクチン接種に協力した接種実施医療機関(以下「接種機関」という。)等に支払っていたワクチン接種に係る協力金(以下「接種協力金」という。)<sup>(注2)</sup>について確認したところ、30市区は、接種協力金の支払要綱等を策定するに当たり、接種協力金の全部又は一部について、具体的な経費の積算を行うなどせずに、明確な根拠に基づくことなく支払内容や支払単価を設定していたり、支払対象経費が何であるかを具体的に定めていなかったりしていた。このため、接種協力金が、本来は負担金により支弁される接種機関がワクチン接種のために通常必要とする費用や、本来は包括支援交付金の交付対象である接種回数等に応じた上乗せ額を対象に支払われたものではないことを確認することができなかった。

(注2) 30市区 札幌、桐生、川口、深谷、佐倉、流山、印西、小金井、川崎、甲府、上田、岐阜、大垣、多治見、各務原、可児、春日井、岸和田、茨木、泉佐野、寝屋川、大東、天理、米子、高松、飯塚、大分、別府各市、新宿、杉並両区

#### (6) 自衛隊によるワクチン接種の実施状況等

陸上自衛隊中央会計隊(以下「中央会計隊」という。)等は、自衛隊大規模接種センター及び自衛隊大規模接種会場の運営に当たり、多数の委託契約等を締結しており、その主なものは、予約の受付、接種会場における案内、警備、清掃等の業務についての業務委託契約

や、民間看護師の派遣を受けるための派遣契約等となっていた。これらのうち、上記の業務委託契約には利益制限付特約条項が付されており、中央会計隊が原価監査を実施して実績価格を決定することとなっていたが、5年2月の会計実地検査時点において原価監査は終わっておらず、実績価格はまだ決定していなかった。また、上記業務委託契約の主要部分について第三者に委託(以下「再委託」という。)が行われており、自衛隊大規模接種センターでは一部について、民間事業者が書面による申請を行っておらず、業務委託契約に基づく中央会計隊の承認(以下「再委託承認」という。)を得ていなかったものの、その後の自衛隊大規模接種会場では全てについて再委託承認を得ていた。

(注3) 利益制限付特約条項 契約の相手方が契約の履行により適正利益を超える利益を得た場合には、この適正利益を超える利益に相当する金額を返納させる条件を課したものの

#### (7) ワクチン接種事業に係る国の情報システムの開発等の状況

厚生労働省は、ワクチン等の流通やワクチン接種の実務を支援するために、ワクチン接種円滑化システム(Vaccination System。以下「V-SYS」という。)の開発等を行い、3年1月18日から稼働させた。また、内閣官房は、被接種者ごとの接種記録を登録するワクチン接種記録システム(Vaccination Record System。以下「VRS」という。)を開発して、同年4月12日から稼働させた。

ワクチン接種に関する統計情報について、3年5月27日にVRSにおいて公表が開始された。一方、厚生労働省は、VRSが一部の機能に限定して稼働したり稼働が間に合わなかったりする場合を想定して、ワクチン接種事業を滞りなく進めるために、V-SYSにおいても、ワクチン接種に関する統計情報をインターネット上で国民に公表する機能を追加した。

今後、複数の省庁が関係するシステムの開発に当たっては、緊急的に開発が必要となる場合も含め、関係省庁間での調整や情報共有を十分に行うことが求められる。

また、VRSでは、接種機関等の担当者等が、内閣官房が別途調達したタブレット端末の貸与を受けて、接種券に印刷されたOCRラインをタブレット端末のカメラ等で読み取り、VRSに接種記録として登録することとなっている。検査の対象とした305市区町村のうち216市区町において、OCRラインを正しく認識しなかったことにより、ある被接種者の接種記録が、誤って別の者の接種記録としてVRSに登録されるなどしていた。上記216市区町のうち101市区町は、予診票の内容とVRSに登録された接種記録を、目視や読み合わせにより全件突合して確認を行った上で、誤った記録の修正を行っていた。また、別の51市区町は、パンチ入力等のタブレット端末以外の方法により別途作成した接種記録を、既にVRSに登録されていた接種記録に一括して上書きして修正を行っていた。上記51市区町のうち46市区は、パンチ入力の業務を体制確保補助金による補助事業により行っていた。

(注4) 接種券 接種機関等に対し、当該市町村におけるワクチンの接種対象者であることを示すために、市町村が発行し、接種対象者に送付する書面

(注5) OCRライン スキャナ等の読取機器を活用して、接種対象者を特定するための情報等を効率的にシステムに取り込めるように、接種券等に印刷された数字列からなる符号

(注6) 接種記録 ワクチンの接種日、接種回数、ワクチン製造販売業者名等の情報

## 2 検査の状況に対する所見

新型コロナウイルス感染症の感染が完全な終息には至っていない中、ワクチン接種事業を適切に実施し、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることは引き続き課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症のみならず、今後、新たに大規模な感染症の流行が発生するなどした際に、ワクチン接種事業と同様の事業を実施する必要性が生ずることも考えられる。

については、検査で明らかになった状況を踏まえて、引き続きワクチン接種事業を実施したり、今後同様の事業を実施したりする際に、デジタル庁及び厚生労働省は、次の点に留意する必要がある。

ア 厚生労働省は、今後、ワクチンと同様に確保する数量に不確定要素のある物資を緊急で確保する場合であっても、当該数量に係る算定根拠資料を作成して保存し、事後に当該数量の妥当性を客観的に検証することができるようにすること

イ 厚生労働省は、ワクチン等の管理を適切に行うために、基本的な情報となる在庫数量を適時適切に把握することができるよう、体制を整えること

ウ 厚生労働省は、引き続き、アストラゼネカ株式会社と4年2月に締結した契約に定められている、同省へ返金することとなっている金額の算定根拠資料を入手するなどして、返金することとなっている金額の妥当性について確認するよう努めること、また、今後、ワクチンの確保に係る費用の精算を行うための契約を締結するなどの場合は、精算額の算定根拠資料を入手するなどして、その妥当性を適切に確認すること

エ 厚生労働省は、都道府県及び市町村に対して、接種機関等に支払った接種協力金を体制確保補助金の補助対象経費とする場合は、接種協力金の支払要綱等の策定又は改定に当たり、明確な根拠に基づいて接種協力金の支払内容、支払単価等を決定するよう指導すること

オ デジタル庁及び厚生労働省は、今後、今般のワクチン接種事業により開発されたシステムのように、緊急的にシステムを導入する必要がある場合であっても、システムを利用する際に利用者に大きな負担が生じることのないよう、仕様等について適切に検討すること

本院としては、ワクチン接種事業の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

## 第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

### 第1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について

要請を受諾した年月日	平成29年6月6日
検査の対象	内閣、内閣府、デジタル庁(令和3年9月1日設置)、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等
検査の内容	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和4年12月21日

#### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成29年6月5日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月6日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

<p>一、会計検査及びその結果の報告を求める事項</p> <p>(一) 検査の対象</p> <p>内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等</p> <p>(二) 検査の内容</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する次の各事項</p> <p>① 大会の開催に向けた取組等の状況</p> <p>② 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況</p>
--

#### 2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)に向けた取組状況等に関する各事項について、<sup>(注1)</sup> 法規性、<sup>(注1)</sup> 経済性、<sup>(注1)</sup> 効率性、<sup>(注1)</sup> 有効性、<sup>(注1)</sup> 透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、次の点などに着眼して検査した。

(注1) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

- ① 大会のために国が負担した経費は最終的にどのようになっているか、また、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)による大会の支援額はどのようになっているか。

- ② 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(26年12月31日以前は一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会。令和4年6月30日解散。以下「大会組織委員会」という。)、東京都、国及びJSCが大会のために負担した経費の総額はどのようになっているか。
- ③ 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(以下「オリパラ事務局」という。)、オリパラ事務局から事務の移管を受けた内閣官房オリンピック・パラリンピックレガシー推進室(以下「レガシー推進室」という。)及びスポーツ庁は、大会終了後、大会のために国が負担した経費の総額や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(以下「オリパラ関係予算」という。)の支出額等について、前記の要請により本院が会計検査を実施して元年12月4日に参議院に対して行った報告(以下「元年報告」という。)の所見を踏まえて、国民に対して十分な情報提供を行っているか。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策関連の追加経費や大会延期に伴う追加経費はどのようになっているか。
- ⑤ JSC、日本中央競馬会、東京都、大会組織委員会、東京都外の競技会場が所在する地方公共団体(以下「都外自治体」という。)である6県3市町等における大会施設の整備、大会のために取得した財産の活用状況等はどのようになっているか。大会終了後の国立競技場の運営管理、活用方法等の検討等について、元年報告以降の進捗状況はどのようになっているか。
- ⑥ 国が東京都を通じて大会組織委員会に交付する東京パラリンピック競技大会開催準備交付金(以下「パラリンピック交付金」という。)及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会新型コロナウイルス感染症対策交付金(以下「コロナ対策交付金」という。)を財源の一部として実施される共同実施事業<sup>(注2)</sup>について、大会組織委員会による執行、共同実施事業管理委員会<sup>(注3)</sup>による確認及び東京都による負担金の額の確定は適切に行われているか。また、パラリンピック交付金及びコロナ対策交付金により東京都に造成された基金の残余额に係る国庫納付の状況はどのようになっているか。
- ⑦ 各府省等が実施する大会に関連して講ずべき施策(以下「大会の関連施策」という。)について、元年報告以降の実施状況はどのようになっているか。
- ⑧ 前記の要請により本院が会計検査を実施して平成30年10月4日に参議院に対して行った報告及び元年報告において課題等が見受けられた大会の関連施策の実施状況は改善されているか(以下、元年報告の検査結果に対して執られた処置の状況について確認する検査を「フォローアップ検査」という。)

(注2) 共同実施事業 大会の準備及び運営のために、大会組織委員会、東京都、国等が役割分担及び経費分担に応じて負担する資金を使用して、大会組織委員会が実施する事業

(注3) 共同実施事業管理委員会 平成29年9月に、大会組織委員会、東京都及び国が、コスト管理・執行統制等の観点から、共同実施事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的として、大会組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘等を行う協議の場として設立した。

検査の結果の主な内容は次のとおりである。

(1) 大会の開催に向けた取組等の状況

ア 大会の総経費

大会組織委員会が令和4年6月に公表した大会経費の最終報告では、大会経費の総額は1兆4238億<sup>(注5)</sup>円、このうち国の大会経費は1869億<sup>(注4)</sup>円とされている。

(注4) 大会経費 大会組織委員会は、大会経費の範囲について、過去に開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会も含めて統一的な定義は存在しておらず、それぞれの大会ごとに公表された経費の対象範囲は必ずしも同一ではないと考えられるとしている。その上で、大会組織委員会は、大会経費の最終報告においては「大会に直接必要となる経費」を「大会経費」として取りまとめたとしている。

(注5) 大会経費の最終報告における大会経費は、大会組織委員会の負担分に、清算法人となる大会組織委員会の清算業務に必要な経費の見込額が含まれていたり、東京都の負担分に、大会終了後の4年度及び5年度の新規恒久施設の整備費用の計画額が含まれていたり、国の負担分に、国費の支出を伴わない経費(スポーツ振興くじの収益による国庫納付金の減少見合いの額)が含まれていたりなどしており、各主体の決算額とは異なるものとなっている。

今回、本院が検査したところ、国は、大会のために様々な経費を負担し、また、地方公共団体等が所有する大会施設の整備等への支援、大会組織委員会に対する職員の派遣等、様々な支援を実施していた。また、JSCはスポーツ振興くじの収益を財源として、大会の開催に係る助成を行っていた。大会のために国が負担した経費は3641億余円、JSCによる大会の支援額は1026億余円となっていた。そこで、これらと大会組織委員会が公表した大会経費の最終報告における大会組織委員会の負担分6404億円及び東京都の負担分5965億円を合算し、重複額計48億余円を控除した額(以下「大会の総経費」という。)は、1兆6989億<sup>(注6)</sup>余円となる。

(注6) 大会経費の最終報告における大会組織委員会の負担分6404億円、東京都の負担分5965億円については、国庫補助金等の交付を受けたものを除き、本院の検査の対象とはならないため、公表値をそのまま使用している。

イ 大会組織委員会、東京都及び国の大会に関する経費の公表状況等

大会組織委員会、東京都及び国は、大会に関する経費をそれぞれ公表している。このうち、大会組織委員会の大会経費には、大会におけるそれぞれの役割分担及び経費分担に関する基本的な方向性<sup>(注7)</sup>についての合意(以下「大枠の合意」という。)並びに追加経費の負担<sup>(注8)</sup>についての合意により国の負担とされた国立競技場の整備費用、パラリンピック交付金及びコロナ対策交付金が含まれているが、これら以外のオリパラ関係予算を含む行政的経費は含まれていない。

(注7) 平成29年5月に、大会組織委員会、東京都、国及び11都外自治体は、大会におけるそれぞれの役割分担及び経費分担に関する基本的な方向性について、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割(経費)分担に関する基本的な方向性について」のとおり合意した。



(注8) 令和2年12月に、大会組織委員会、東京都及び国は、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」が大会における新型コロナウイルス感染症対策について取りまとめた中間整理を踏まえた必要な対策を着実に実施して、その際に、それぞれの役割に基づいて責任を果たすこととして、必要となる追加経費の負担について、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の追加経費の負担について」のとおり合意した。

国は、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」等に基づき大会の関連施策を実施することとしていて、オリパラ事務局は、各府省等がオリパラ関係予算と整理した各年度の予算を公表していたが、その最終的な支出額を事後的に公表することとはなっていない。オリパラ関係予算には、大会組織委員会や大会施設に対する支援額等が含まれていないほか、スポーツ振興くじの収益による国庫納付金の減少見合いの額も含まれておらず、これらを含めた大会のために国が負担する経費の総額は示されていなかった。オリパラ関係予算は、各年度の予算額をその都度公表していたものであり、大会組織委員会のV<sup>(注9)</sup>予算や東京都の大会経費及び大会関連経費<sup>(注10)</sup>とは異なり、大会終了までの間に大会のために国が負担する経費の総額(見込額)を示したものではない。また、国は、大会組織委員会及び東京都の大会経費並びに大会のために国が負担した経費の総額については、大会の前後を通じて取りまとめていない。これについて、オリパラ事務局は、国は大会運営の当事者ではないことから、大会の総経費を示すことは行っていないとしていた。オリパラ事務局は4年3月に廃止され、オリパラ事務局の事務の移管を受けたレガシー推進室も同年7月に廃止された。そして、レガシー推進室から事務の移管を受けたスポーツ庁は、既に同年6月に大会組織委員会により大会経費の最終報告が公表されているとして、今後、国として、大会の追加経費を含むオリパラ関係予算の支出額等を取りまとめて公表する予定はないとしている。

(注9) V 予算 大会組織委員会の収支に加えて、東京都及び国に係る大会終了までの間に必要な大会経費を見込んだ予算

(注10) 大会関連経費 本来の行政目的のために行われる事業であるが、大会の成功にも資する事業の経費

#### ウ 大会のために国が負担した経費

本院の検査結果に基づき、大会のために国が負担した経費を集計したところ3641億余円(うち大会の追加経費494億余円)となっており、その内訳は、大会の準備、運営等に特に資する事業(以下「大会に特に資する事業」という。)の支出額(国立競技場の整備費用を含む。)計3554億余円、国による国立競技場以外の大会施設の整備等への支援計43億余円、大会組織委員会に対する国の職員派遣等の経費及びオリパラ事務局に係る人件費計43億余円となっていた。

## エ JSCによる大会の支援額

大会の開催に係る公的支援には、国が経費を負担して実施するもののほか、JSCがスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として実施するものなどがあり、JSCによる大会の支援額は計1026億余円となっていた。その内訳は、国立競技場の整備費用等におけるJSCの負担額計870億余円、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る事業に対するスポーツ振興くじ助成の一つの事業として実施していた「東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成」の助成額計156億余円となっていた。

## オ 国立競技場の整備費用等の状況

国立競技場の民間事業化等に向けた検討状況を確認したところ、4年10月末現在、民間事業化の具体的な事業スキーム等については決まっていない状況となっていた。そして、元年11月の国立競技場の完成後に生じた維持管理費の状況を確認したところ、国立競技場の運営による自己収入(利用料金の徴収等。以下「運営収入」という。)では不足が見込まれることを考慮するなどして、国からJSCに対して、運営費交付金の特殊経費として元年度から4年度までに計56億余円の予算措置が講じられていた。また、国立競技場の敷地のうち、都有地及び区有地の賃借料に対して運営費交付金の特殊経費として、4年度に、別途、10億余円の予算措置が講じられていた。

## カ 大会終了後のオリパラ開催準備基金におけるパラリンピック交付金相当額及びコロナ対策交付金相当額の保管額等の状況

東京都は、国から交付を受けたパラリンピック交付金450億円及びコロナ対策交付金560億円を東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金(以下「オリパラ開催準備基金」という。)に積み立てて経理している。東京都は、4年3月に、大会組織委員会との間で3年度の共同実施事業負担金の額を確定して、同年6月には共同実施事業における大会組織委員会、東京都、国それぞれの負担額は確定していた。そして、同年10月末現在のオリパラ開催準備基金における交付金相当額の保管額は、パラリンピック交付金相当額71億余円及びコロナ対策交付金相当額309億余円の合計380億余円となっていた。しかし、これについて、同年10月末現在、国庫納付の手続きがとられていない。東京都によれば、国庫納付の予定時期については、文部科学省との間で調整中であるとしている。

## キ パラリンピック経費のうち、適切ではないと認められたもの

大会組織委員会がパラリンピック競技大会の競技会場の整備及び運営に必要な経費等(以下「パラリンピック経費」という。)として執行した事業についてみたところ、元、3両年度のパラリンピック経費計1888万余円(うちパラリンピック交付金相当額計472万余円)について、車椅子アスリートのバスの乗降をより円滑に行うためのスロープが大会期間中に使用されていなかったなどの適切ではない事態が見受けられた。

## (2) 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

### ア 大会の関連施策の支出額等

本院が、3年6月に公表された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に記載された大会の関連施策に係る事業について集計したところ、計443事業となっていた。

そして、大会に特に資する事業の支出額は11府省等の114事業計3554億余円、国の大会<sup>(注11)</sup>関連経費は14府省等の329事業計1兆3002億余円となっていた。

(注11) 国の大会関連経費 国の大会の関連施策に係る事業のうち、大会に特に資する事業以外の事業(本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業等)の支出額である。これらの事業の支出額は、東京都が公表している大会関連経費の「本来の行政目的のために行われる事業であるが、大会の成功にも資する事業の経費」に相当すると考えられる。

#### イ フォローアップ検査において課題が見受けられたもの

オリパラ事務局は、住民等と大会等に参加するために来日する選手等との交流を行い、スポーツの振興等を図る取組を行う地方公共団体をホストタウンとして登録する事業を平成28年1月から行って、令和3年度末の登録数は計533団体となっている。ホストタウンとして登録された地方公共団体(以下「登録団体」という。)は、毎年度、交流計画の実施に要する経費のうち登録団体が負担する額の2分の1について、特別交付税の地方財政措置を受けることができることとなっている。登録団体が交流計画に記載した施策等のうち当該年度に実施予定の事業であって、特別交付税の対象となる事業(以下「対象事業」という。)のうち元年度から3年度までのものについて、特別交付税の控除措置<sup>(注12)</sup>の状況をみると、基礎数値<sup>(注13)</sup>を報告したものの対象事業に係る経費が生じていない団体が計117団体あり、このうち、控除措置が行われた又は行われる予定としているのは計13団体(117団体の11.1%)となっていた。したがって、適切に控除措置を行うことができるよう、総務省は、元年度から3年度までの特別交付税の交付を受けた団体に対して実際に要した経費の報告を求める必要があると認められた。

(注12) 控除措置 特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)の規定に基づき、前年度以前の特別交付税の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあることなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときに、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除する措置

(注13) 基礎数値 対象事業の実施に要する経費のうち登録団体が負担する額(見込額を含む。)

#### ウ 元年報告以降の検査において課題が見受けられたもの

農林水産本省は、発信力のあるトップアスリートに高品質な日本産食材を体験してもらいその魅力を世界に発信してもらうことなどを目的として、選手村のメインダイニングホールにおいて国産豚肉を使用したメニューの提供を行うこととする「選手村における日本産食材提供による魅力発信業務」に係る請負契約(契約金額1914万余円)を締結している。しかし、実際の業務とは異なる内容の仕様書を作成していたり、履行期限までに給付が完了していないのに契約金額全額を支払っていたり、食材の産地表示が確実にされるかを確認することなく契約を締結しており、本件契約で調達した日本産食材について産地表示が行われない状況で提供されていたりしていた。

### 3 検査の結果に対する所見

大会の招致に当たり、政府は、国際オリンピック委員会が求める財政に関する政府保証書を発行しており、万が一、大会組織委員会が資金不足に陥り、東京都がこれを補填しきれなかった場合は政府が補填するとされていた。政府保証書の性格については、政府としての政治的な意思の表明として発出されたものであるなどとされているが、このような政府としての意思の表明を行う場合には、大会の招致及び実施に対する国民の理解に資するよう、大会運営の財政に関する情報を示すことが重要であり、大会の支援を行う立場である国としては、大会の開催に至るまで、適時に、大会組織委員会が公表したV予算等を踏まえて、大会のために国が負担する経費の総額(見込額)を示すことが重要であったと考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大会の開催時期は延期され、原則として無観客での開催となるなど、大会の実施環境が大きく変わる中で、結果として、国が大会組織委員会の資金不足を補填するような状況には至らなかったものの、大枠の合意等に基づき大会のための経費を負担してきた国としては、大会に対する国の支援の状況を明らかにして、大会の招致及び実施に対する国民の理解に資するよう、大会のために国が負担した経費及びこれを含む大会の総経費を公表することが重要であったと考えられる。

大会終了後に、大会組織委員会により大会経費の総額が1兆4238億円と公表されたものの、大会のために国が負担した経費の総額及びこれを含む大会の総経費は明らかにされないままとなっている。

今回、本院は、大会のために国が負担した経費及びJSCによる大会の支援額を明らかにするとともに、これに大会組織委員会及び東京都が公表した大会経費を合計した額を1兆6989億余円と示した。

今後、大会と同様に、地方公共団体や民間団体が実施主体となる国際的な大規模イベントが招致され、政府が財政に関する政府保証書を発行して、必要な協力及び支援を行うなど相当程度関与することが考えられる。そのような場合に、イベントの招致及び実施に対する国民の理解や判断に資するよう、国は、イベントの実施までの間に適時に、イベントの準備段階からイベント終了までに国が負担することとなる経費の総額(見込額)を明らかにすることが望まれる。また、イベント終了後には、その事後評価に資するよう、実際に国が負担した額及びイベント全体の経費の総額について国民に明らかにすることが望まれる。

また、国立競技場については、運営収入では維持管理費を支弁できず、相当の国費が充てられていることから、民間事業化に向けた事業スキームの検討が遅滞なく行われることが重要である。

さらに、4年6月に東京都と大会組織委員会との間で共同実施事業の最終的な精算が終了しているが、同年10月末現在、オリパラ開催準備基金において、交付金相当額380億余円が保管されていることなどから、国が東京都に交付したパラリンピック交付金及びコロナ対策交付金に係る基金の残余额について、国庫納付が行われる必要がある。

については、検査の結果を踏まえて、国及びJSCは、次の点に留意するなどして、大会終了後の課題について、関係者と相互に連携を図り、適切に対応していく必要がある。

- ア 国は、今後、国際的な大規模イベントについて、実施主体等が資金不足に陥った際に政府が補填する旨の政府保証書を発行して、協力及び支援を行うなど相当程度国が関与することが見込まれる場合には、イベントのために国が負担する経費の総額(見込額)をイベントの実施までに適時に明らかにするとともに、イベント終了後にはその執行状況を明らかにし、また、イベント全体の経費の総額に関する情報を取りまとめて明らかにする仕組みをあらかじめ整備するなど、イベントの招致及び実施に対する国民の理解に資するよう十分な情報提供を行う態勢を検討すること
- イ 文部科学省及びJSCは、国立競技場の民間事業化に向けた事業スキームの検討を遅滞なく進めていくこと
- ウ 文部科学省は、東京都と調整の上、パラリンピック交付金及びコロナ対策交付金に係る基金の残余额について、国庫納付の手続を行うこと

## 第2 放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況について

要請を受諾した年月日	令和3年6月8日
検査の対象	環境省等
検査の内容	放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和5年2月3日

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和3年6月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

環境省等

##### (二) 検査の内容

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく除染事業、汚染廃棄物処理事業、中間貯蔵施設事業等に関する次の各事項

- ① 各事業の入札、契約などの状況、特に、一者応札となったものに係る契約金額の状況
- ② 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況

### 2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の放射性物質汚染対処特措法<sup>(注1)</sup>3事業等の入札、落札、契約等の状況並びに各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札及び契約の状況はどのようになっているか、特に、応札者が1者となったもの(以下「1者応札」という。)に係る契約金額等の状況はどのようになっているか、また、環境省が行っている競争性確保のための取組はどのようになっているか、予定価格の積算は経済性を考慮して適切に行われているか、②放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る受注者における事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況はどのようになっているか、除染事業等における除去土壌等の不法投棄等の不適切な事案に関して環境省が整備している仕組みは事案の再発を防止する効果的なものとなっているかなどに着眼して検査を実施した。

(注1) 放射性物質汚染対処特措法3事業等 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づき実施する除染事業、汚染廃棄物処理事業、中間貯蔵施設事業及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)等に基づき実施する特定復興再生拠点区域事業

(注2) 除去土壌等 環境大臣が指定した地域等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 各事業の入札、契約などの状況、特に、1者応札となったものに係る契約金額の状況

ア 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の状況等

環境省福島地方環境事務所(平成29年7月13日以前は福島環境再生事務所。以下「福島事務所」という。)が28年4月から令和3年9月までの間に締結した契約984件について契約方式別の契約件数及びその比率をみると、一般競争契約735件(全体の74.7%)、随意契約249件(同25.3%)となっていた。

(注3) 上記の一般競争契約735件について1者応札率をみたところ49.3%となっていた。

(注3) 1者応札率 契約件数に対する1者応札となった契約件数の割合

契約内容区別に1者応札率を比較したところ、工事契約では29.5%と放射性物質汚染対処特措法3事業等全体の49.3%より19.8ポイント低くなっていたが、建設コンサルタント業務等(工事の設計若しくは監理・監督支援又は工事に関する調査、企画、立案若しくは助言の技術支援を行う業務等をいう。以下同じ。)契約では62.1%と放射性物質汚染対処特措法3事業等全体の1者応札率より12.8ポイント高くなっているとともに、1者応札となった契約の件数が最も多くなっていた。総合評価落札方式による建設コンサルタント業務等契約の1者応札率について、事業区分により1者応札率に差があるかみると、汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設事業の建設コンサルタント業務等契約で、それぞれ1者応札率が97.9%及び67.9%となっていて、放射性物質汚染対処特措法3事業等全体の1者応札率よりそれぞれ48.6ポイント及び18.6ポイント高くなっていた。

(注4) 総合評価落札方式 契約がその性質又は目的から最低価格方式により落札者を決定し難いものである場合に、価格だけでなく性能、機能その他の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式

(注5) また、応札者数と落札率との関係をみると、複数応札となった契約の平均落札率は全体で81.3%であるのに対して、1者応札となった契約の平均落札率は全体で94.6%と13.3ポイント高くなっていて、いずれの契約内容区分においても、1者応札となった契約の平均落札率が複数応札となった契約より高くなっていた。

(注5) 落札率 契約金額の予定価格に対する比率

(注6) 平均落札率 各契約の落札率の合計を契約件数で除したもの

事業実施地域を市町村単位として発注される契約の入札、落札等の状況をみると、環境省が、平成29年度以降に、6町村において実施している特定復興再生拠点区域事業の除染工事等契約の1者応札率は、6町村いずれにおいても当該町村における29年度

までに終了している除染事業の除染工事契約より低くなっていた。一方、5町村において、特定復興再生拠点区域事業の工事監理・監督支援業務契約の1者応札率は、除染事業の工事監理・監督支援業務契約より高くなっていた。また、除染事業及び特定復興再生拠点区域事業の工事監理・監督支援業務契約については、発注があった9市町村のうち8市町村において、1者応札により同様の内容の契約を同一の契約相手方が継続して受注している契約が見受けられた。

環境省が行っている1者応札率の低減を始めとする競争性の確保のための取組のうち1者応札等アンケート<sup>(注7)</sup>についてみると、同省は、試行的に取り組むという理由により環境本省が締結する契約のみとしていたのを各地方環境事務所等まで拡充するとしている。

(注7) 1者応札等アンケート 環境本省が締結した契約のうち1者応札となった契約及び企画競争で1者応募となった契約について、入札説明会又は企画競争説明会に参加したもの、応札又は応募をしなかった者に対するアンケート調査

#### イ 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の予定価格の積算

工事費の算定に当たり設計書に計上する材料の単価(以下「積算単価」という。)<sup>(注8)</sup>の適用についてみると、誤って予定価格積算作業時点から1年以上前の時点の物価資料単価を適用しており、その結果、材料費が割高となっていた工事契約が11件(割高となっていた積算額計2億0910万余円)見受けられた。

諸経費の算定についてみると、前工事と後工事とがいずれも土木工事である組合せ4組に係る後工事7件の諸経費については、組ごとに後工事の発注時点において契約を締結済みの土木工事を前工事として、それらを一体的な工事とみなして、国土交通省土木工事標準積算基準書(国土交通省大臣官房技術調査課制定)<sup>(注11)</sup>を参考にして合算調整を行うことが可能であり、合算調整により諸経費をより経済的に算定する必要があったと認められる(低減できた諸経費の積算額計1198万円)。

(注8) 物価資料単価 刊行物である積算参考資料に掲載されている単価

(注9) 前工事 実施中の工事

(注10) 後工事 前工事の受注者を相手方として随意契約により実施する前工事に関連する請負工事

(注11) 合算調整 後工事の諸経費の算定に当たって、前工事と後工事を一括して発注したこととして全体の諸経費を算定して、この額から前工事で計上している諸経費の額を控除する調整を行うこと

#### ウ 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の変更契約の状況

変更割合別の状況についてみると、前記984件のうち、増額変更割合<sup>(注12)</sup>が30%を超える増額となっている契約件数は169件となっており、増額変更割合が100%を超えるものも59件見受けられた。

(注12) 増額変更割合 当初契約金額に対する増額変更金額の累計の割合

増額変更理由についてみると、汚染廃棄物の処理量の増加が全体の30.2%と最も多くなっており、この汚染廃棄物の処理量の増加を含めた数量増を理由とするものが全体の76.3%を占めていた。福島事務所は、契約委員会設置要綱(平成24年福島地方環境事務所長決裁)に基づき設置された契約委員会において変更理由を説明して変更契約の適否



について審査を受けた上で変更契約を締結しており、新たに契約を締結することなく事業の早期着手が可能となり、汚染廃棄物の早期処理等の諸課題に迅速に対応できたとしている。

東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)に基づき23年7月に定められた「東日本大震災からの復興の基本方針」等で定められた27年度までの集中復興期間においては、除染工事の早期完了、汚染廃棄物の早期処理等に迅速に対応することが求められており、新たに契約を締結する場合の手續に時間を要することなどを考慮すると、増額変更割合が30%を超える変更契約を行い対応したことについては、やむを得ない面があったと考えられる。

一方、集中復興期間に引き続く28年4月から令和3年9月までの間に締結した契約984件については、契約締結後に住民の意向、地域情勢等により事業の早期着手を求められたため、締結済みの契約において処理する汚染廃棄物の量を増加させたことなど、集中復興期間と同様の事情もあったと考えられるものの、前記のとおり、増額変更割合が30%を超える契約が169件となっており、100%を超える契約も59件見受けられている。

## (2) 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況

環境省は、不法投棄等の事案の発生を受けて、再発防止通知を発出したり、段階確認の項目や実施時期の明確化を図ったりするなどして、監督等の仕組みを見直している。

しかし、監督等の仕組みの見直し後においても、結果として不法投棄等の事案が発生している。このような事案が発生しているのは、一義的には受注者において契約図書の内容に従った履行をすることに対する認識が欠けていたことによるが、同省において、除去土壌等及び解体廃棄物<sup>(注13)</sup>が不法投棄等されることなく仮置場等に確実に搬入されたかを確認するための仕組みなど不法投棄等の発生を防止するための仕組みを整備していなかったことにもよると考えられる。

(注13) 解体廃棄物 被災建物の解体撤去により生じた廃棄物

## 3 検査の結果に対する所見

政府は、放射性物質汚染対処特措法等の枠組みの下、今日まで、多額の国費を投じて放射性物質汚染対処特措法3事業等を実施してきている。

東京電力株式会社(平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社)の福島第一原子力発電所において発生した事故(以下「福島第一原発事故」という。)の発生から11年が経過したものの、福島県内においては、放射性物質汚染対処特措法3事業等はいずれも実施中であり、今後も放射性物質汚染対処特措法3事業等の適切で経済的かつ効率的な実施が求められている。また、環境省等が放射性物質汚染対処特措法3事業等を実施する過程では、除染適正化推進本部を設置したり、除染適正化プログラムを作成したり、警告決議に対する措置を講じたりした後においても、不適切な事案が生じており、各事業に係る契約を履行する受注者の適切な事業実施体制等や環境省等による適切で厳正な監督等が求められている。

については、環境省において、今後、次の点に留意して、放射性物質汚染対処特措法3事業等に適切に取り組む必要がある。

(1) 各事業の入札、契約などの状況、特に、1者応札となったものに係る契約金額の状況

ア 環境省は、競争性の確保に取り組んできているとしているが、今後も、放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約において、1者応札率の低減のために有効と考えられる取組の状況を確認し、契約ごとに1者応札等となった要因を把握するなどして、競争性の確保について引き続き取り組むこと

イ 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の予定価格の積算について、積算単価を適切に適用しているか確認したり、後工事の諸経費の算定に当たり合算調整を行ったりして、予定価格を適切かつ経済的に積算するための取組を行うこと

ウ 変更契約について、福島第一原発事故の発生から11年が経過し、放射性物質汚染対処特措法3事業等が進捗して契約実績も蓄積されてきていることなどを踏まえて、今後、請負工事等の発注に当たっては、放射性物質汚染対処特措法3事業等の特性を考慮した上で、これまでに実施してきた工事等により得られた知見やノウハウを生かして対象数量を見込むなどして、大幅な増額変更とならないよう取組を行うこと

(2) 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況

不法投棄等の事案について、事業者に対して引き続き注意喚起を行うとともに、環境省がこれまで講じてきた対策を検証して、不法投棄等の事案の発生を防止するために必要な制度や効果的な仕組みの整備を検討すること

本院としては、放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況について、今後も引き続き検査していくこととする。

### 第3 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について

要請を受諾した年月日	令和2年6月16日
検査の対象	内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
検査の内容	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和5年5月17日

#### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和2年6月15日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月16日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
(二) 検査の内容
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する次の各事項
① 緊急対策の実施状況及び予算の執行状況
② 緊急対策による効果の発現状況

#### 2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の防災・減災、国土強靱化<sup>じん(注1)</sup>のための3か年緊急対策(以下「3か年緊急対策」といい、3か年緊急対策の実施のために平成30年12月に政府が行った閣議決定を「30年閣議決定」という。)に関する各事項について、有効性、透明性の確保<sup>(注2)</sup>及び国民への説明責任の向上等の観点から、①予算及びその執行状況はどのようになっているか、各対策として事業を実施した箇所(以下「対策実施箇所」という。)において実施された事業の内容は、30年閣議決定、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(原案)(一覧)」等(以下、これらを合わせて「30年閣議決定等」という。)の趣旨に照らして適切なものとなっているか、対策実施箇所において実施することとされた事業はどの程度完了しているか、対策が完了しなかった箇所等に対するフォローアップは適切に行われているか、②3か年緊急対策は「起きてはならない最悪の事態」の回避に十分に寄与するものとなっているか、3か年緊急対策の各対策として実施された事業は、防災、減災等の効果が十分に発現するものとなっているかなどに着眼して検査した。

(注1) 国土強靱化 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり

(注2) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。  
検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

### (1) 3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況

ア 内閣官房国土強靱化推進室(以下「推進室」という。)は、各年度の予算案の作成時に、3か年緊急対策に係る予算の追加等を行うために編成された平成30年度一般会計補正予算(第2号)及び平成30年度特別会計補正予算(特第2号)並びに3か年緊急対策等に係る予算について「臨時・特別の措置」として他の予算とは区分して予算編成が行われた令和元年度当初予算及び令和2年度当初予算において措置されるなどしている予算(以下、これらの3か年緊急対策に係る予算を「緊急対策予算」という。)に係る歳出予算額等(注3)を3か年緊急対策の各対策に係る11府省庁から報告させているものの、緊急対策予算に基づいて国が支出した額については、各府省庁から報告させておらず、集計していなかった。

(注3) 歳出予算額等 歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)と予備費使用額とを合計した金額

(注4) 11府省庁 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

また、3か年緊急対策として実施する全160対策のうち、事業実施に伴う経費が生じなかったり、各対策として実施する事業の全てが国庫補助金等の交付を受けずに地方公共団体、民間事業者等が実施する事業となっていたりする12対策を除く148対策について、各府省庁に対して、対策ごとの3か年緊急対策に係る国の支出額等及びこのうち各対策に係る支出済歳出額(以下「支出済額」という。)等(注5)を確認したところ、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、環境省及び防衛省の6府省庁は、全ての対策について対策ごとの支出済額等を把握していたのに対して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の5省は、一部の対策について対策ごとの支出済額等を把握していなかった。このため、148対策のうち79対策(予算総額計9299億余円。緊急対策予算全体に占める割合は25.2%)については、対策ごとの支出済額等が把握されていたが、残りの69対策(予算総額計2兆7490億余円。緊急対策予算全体に占める割合は74.7%)については、対策ごとの支出済額等が把握されていなかった。

(注5) 国庫補助金等による事業の場合は、地方公共団体、民間事業者等の事業主体が国に実績を報告した際の国庫補助金等交付額等を集計している。

30年度から令和3年度までの間の緊急対策予算に係る対策ごと又は同じ予算科目から支出されている複数の対策(以下「対策群」という。)ごとの支出済額の歳出予算現額又は予算総額に対する割合(以下「執行率」という。)をみたところ、80%未満となっていたものが21対策及び3対策群で、このうち5対策では40%未満となっていた。そして、執行率が80%未満となっていた21対策及び3対策群のうち、平成30年度から令和3年度までの不用額の合計が10億円以上となっていたものは、9対策及び3対策群となっていた。

(注6) 歳出予算現額 歳出予算額に、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの

(注7) 予算総額 平成30年度から令和2年度までの間の歳出予算現額を合計した上で、平成30年度から令和元年度への繰越額及び元年度から2年度への繰越額を控除した額

イ 国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」という。)によれば、3か年緊急対策は、45の「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策群(以下「プログラム」という。)を整理した上で、重点化すべき15のプログラムを選定し、選定した15のプログラム及びこれと関連が強い5のプログラム(以下「重点化すべきプログラム等」という。)の中で特に緊急に実施すべき施策について実施することとされている。しかし、実際に、3か年緊急対策の各対策が、重点化すべきプログラム等の中のどのプログラムのどの施策に該当するののかについては、30年閣議決定、年次計画等<sup>(注8)</sup>には記載されていない。

そこで、本院において、各府省庁が推進室に報告している内容に基づき、3か年緊急対策の各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかなどについて体系的に整理した結果、該当する施策がない対策が6対策、該当する施策はあるものの、当該施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策が3対策見受けられた(6対策及び3対策に係る対策ごとの予算積算額(推進室が、各年度の予算案の作成時に各府省庁から報告させた各対策の予算額をいう。以下同じ。)は計143億6088万余円)。

(注8) 年次計画 当該年度に取り組むべき施策等をプログラムごとに取りまとめたもの

ウ 3か年緊急対策の各対策として実際に実施された事業の内容について確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、3地方支分部局並びに10道県及び287市町村等が17対策として実施した事業の一部は、30年閣議決定等<sup>(注9)</sup>においては倒壊等の被害の生ずる可能性がある施設について耐震化を実施するなどとされている対策であるのに、同対策として新たな施設を整備する事業を実施していたり、30年閣議決定等において対策を実施するとされている施設以外の施設について事業を実施していたりなどとしていて、30年閣議決定等に明記されていない内容となっていた(これらの事業に係る支出済額は計672億5208万余円)。

(注9) 会計実地検査の際に検査の対象とした事業は、会計実地検査を行った11府省庁の本府省庁、9地方支分部局等、10道県及び3政府出資法人、並びに上記10道県内の765市町村等が、3か年緊急対策の各対策として実施した事業である。

エ 3年度の年次計画には、3か年緊急対策の実施結果として、各対策の「令和2年度までの予算による実施箇所数」(以下「予算箇所数」という。)が記載されるなどしているが、予算箇所数は、3年度末までに事業を実施することになる見込みの箇所数等となっている。

そこで、各対策の3年度末までに各府省庁が対策を実施した箇所数(以下「対策実施箇所数」という。)について各府省庁に確認したところ、国土交通省以外の10府省庁は、全ての対策(計93対策)について対策実施箇所数を把握していたが、国土交通省は、同省が実施している67対策のうち40対策について対策実施箇所数を把握していなかった。

また、一部の対策については、3か年緊急対策の実施結果として3年度の年次計画に記載されている予算箇所数が対策実施箇所数とかい離している状況となっていた。

オ 各府省庁が重要インフラの機能確保について実施した緊急点検又はブロック塀、ため池等に関する既往の点検の結果、対応を検討する必要があるとされた箇所(以下「要検討箇所」という。)のうち対策を実施する必要があるのに対策を実施することが見込まれる箇所(以下「対策予定箇所」という。)としなかった箇所があった8対策について、その後の状況を各府省庁において把握しているか確認したところ、8対策のうち6対策については各府省庁がその後の状況のフォローアップを行って把握していたが、2対策については把握していなかった。また、対策予定箇所のうち対策を実施しなかった箇所(精査の結果、対策を実施する必要がないことが判明した箇所を除く。)があるとしていた11対策のうち8対策については、各府省庁がその後の状況のフォローアップを行って、対策を実施する必要がある箇所が残っているかどうかを把握していたが、3対策については把握していなかった。

## (2) 3か年緊急対策による効果の発現状況

ア 3か年緊急対策の各対策が該当する施策に係る大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)の実施状況について確認したところ、全160対策のうち119対策については、該当する施策が脆弱性評価の対象となっていて、「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こり得るかについて論理的に分析して作成したフローチャートに基づき、当該「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかが明確にされるなどしていた。

一方、残りの41対策については、該当する施策が、平成30年8月に脆弱性評価の結果が公表された後でプログラムの中の施策として新たに位置付けられた施策であるため、脆弱性評価の対象となっていなかった。そして、41対策の該当する施策については、プログラムの中の施策として新たに位置付ける際に、フローチャートのどの箇所に該当するのかを各府省庁が推進室に対して報告していたものの、その内容が公表されていなかった(41対策に係る対策ごとの予算積算額は計2043億9119万余円)。

イ 3か年緊急対策の各対策に関連するKPIの進捗状況等として年次計画に記載されている内容をみると、①初期値、目標年度又は目標値が記載されていない指標が7指標(4対策)、年次計画の年度よりも前の年度が目標年度として記載されるなどしている指標が3指標(3対策)あり、KPIの進捗状況を確認するのに十分なものとなっていなかったり、②前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更された指標について、年次計画には、どの指標をどのような理由でどのように変更したのかなどを記載することになっていないため、前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更された14指標(13対策)の全てについて、年次計画の記載だけでは目標年度、目標値等の変更の妥当性を検証することが困難な状況となっていたり、③目標年度が到来した指標について目標値が達成されたかどうかを記載することになっていないため、目標年度が到来して廃止された38指標(36対策)の全てについて、目標の達成状況が明らかとなっていなかったりしていた。

(注10) 施策及び各プログラムの進捗管理のために設定した重要業績指標。なお、各対策が該当する施策のKPIの中には、各対策に関連するKPIでないものもある。

ウ 会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、法務本省、10道県及び55市町等が、33対策として実施した359事業は、事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていなかった(これらの事業に係る支出済額は計71億4811万余円)。そして、上記の359事業を実施した箇所の令和4年6月末現在の状況を確認したところ、23事業については、3か年緊急対策として実施した測量業務、設計業務等に基づき工事が別途実施されて完了していたが、残りの336事業については、工事が施工中であったり、工事にまだ着手していなかったりして完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した事業の効果が発現しない状況となっていた(工事が完了していなかった事業に係る支出済額は計69億7648万余円)。

会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、1県及び6市町が実施した5対策の9事業については、3か年緊急対策の各対策として施設や設備の整備等の事業を実施したものの、整備等を実施した施設や設備が、事業を実施した後に発生した台風等の際に破損するなどして被災していた(これらの事業に係る交付金等相当額は計1億1842万余円)。9事業について、施設や設備の整備等に係る設計及び施工の状況を確認したところ、9事業のうち1事業は、設備の設置に当たり台風等に対する検討が十分でなかったものであった。

3か年緊急対策の各対策として実施した事業の成果物が活用されているかについて確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち4対策として実施した事業の一部において、事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況が見受けられた。また、3か年緊急対策の各対策として整備等を実施した施設及び設備に係る災害発生時に向けた対応状況について確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち8対策として実施した事業の一部において、施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況が見受けられた。

エ 3か年緊急対策の各対策の達成目標は、必ずしも「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果を直接捉えるものにはなっていなかった。そして、推進室によると、3か年緊急対策については、多数の分野の施策にまたがって実施されていて、3か年緊急対策全体の効果を横断的に評価することは技術的に困難であるとしており、3か年緊急対策全体の効果を評価するための指標は設定されていなかった。

KPIの内容をみると、施策の実施状況を把握するための指標として設定されたものであるため、各施策として実施する事業の事業量を示す指標となるなどして、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果を直接捉えることができる指標ではないものが多くなっていた。

このため、本院において、3か年緊急対策又は3か年緊急対策を含む施策若しくはプログラムの効果について定量的に評価するのは困難な状況となっていた。

### 3 検査の結果に対する所見

推進室及び各府省庁は、3年度以降も、国土強靱化に関する施策のうち優先順位の高いものに重点化して進める取組として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月閣議決定。以下、この閣議決定に基づいて実施される対策を「5か年加速化対策」

という。)の各対策を実施しており、これらの取組を含む国土強靱化に関する各種の施策について今後も多額の予算が執行されることが見込まれるところである。

については、推進室及び各府省庁は、次の点に留意するなどして、国土強靱化に関する施策について、透明性を確保しつつ効果的に実施する必要がある。

(1) 3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況

ア 推進室において、今後、3か年緊急対策のように、国が支出する額を明示して、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、国の支出額を各府省庁から報告させて集計するとともに、各府省庁に対して、対策ごとの支出済額等を把握して報告すること、対策ごとの支出済額等を把握することが難しい対策については、その理由や、各対策に係る予算の執行状況等に関して把握可能な情報を報告することを求めて、これらを公表することなどにより、当該取組に係る予算及びその執行状況をより適切な形で明らかにするよう検討すること。また、各府省庁において、3か年緊急対策の各対策又は各対策群のうち多額の不用額を計上することになったものについて、その原因を分析するなどして、今後同様の対策を実施する場合は、より正確な所要額の算定及び着実な事業の執行に努めること

イ 推進室において、今後、3か年緊急対策のように、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかなどの位置付けを十分に確認して公表すること

ウ 推進室において、各府省庁に対して、今後、国土強靱化に関する施策を実施するに当たり、引き続き国土強靱化基本計画やこれに関連する閣議決定等において示されている内容を十分に踏まえて事業の内容を検討するとともに、3か年緊急対策として30年閣議決定等に明記されていない内容の事業が実施されていたことを踏まえて、実施する事業の内容や、必要に応じて、当該事業と国土強靱化基本計画又はこれに関連する閣議決定等において示されている内容との関係等について国民に対して十分な説明を行うよう周知すること

エ 推進室において、今後、3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組について、対策予定箇所数等をあらかじめ明示して取り組むこととする場合には、各府省庁に対して、各対策の進捗管理のために設定する対策予定箇所数等を実績が把握可能な単位により定めた上で、その実績を適切に把握するよう周知するとともに、対策予定箇所数等に係る実績についても各府省庁から報告させて公表すること

オ 各府省庁において、3か年緊急対策の実施に当たり、要検討箇所のうち対策予定箇所としなかった箇所及び対策予定箇所のうち対策が完了しなかった箇所について、防災等のために必要な事業が実施されないままとならないよう、適時適切にフォローアップを行っていくこと。また、推進室において、対策予定箇所のうち対策が完了しなかった箇所に係るフォローアップの状況を報告させ、これを取りまとめて公表すること

(2) 3か年緊急対策による効果の発現状況

ア 推進室において、今後、3か年緊急対策のように、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、各対策に係る施策が脆弱性評価の対象となっていなかった場合でも、どの「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかを公表すること



イ 推進室において、今後、年次計画の作成に当たり KPI の進捗状況を各府省庁から報告させる際には、初期値、目標年度、目標値、目標年度等の変更状況及び目標年度が到来した指標に係る目標の達成状況について確実に報告させて、これを年次計画に記載することにより、施策の進捗状況をより分かりやすく公表すること

ウ 推進室において、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の効果が十分に発現するよう引き続き取り組んでいくこと

エ 推進室において、3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組の効果や、施策又はプログラムの効果に関して、的確な評価に資する指標をあらかじめ設定するなどの評価方法の改善等に引き続き努めていくこと

本院としては、3か年緊急対策、5か年加速化対策等の国土強靱化に関する施策の実施状況等について、今後とも引き続き検査していくこととする。

## 第4 予備費の使用等の状況について

要請を受諾した年月日	令和4年6月14日
検査の対象	内閣、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検査の内容	予備費の使用等の状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和5年9月15日

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和4年6月13日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月14日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

内閣、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

##### (二) 検査の内容

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び一般会計予備費(新型コロナウイルス感染症対策のために使用したものに限る。)のうち翌年度に繰り越した経費並びに3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費に関する次の各事項

- ① 予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況
- ② 予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況

### 2 検査の結果の主な内容

予備費の「使用」とは、特定の経費の財源に充てるために、財務省所管の歳出予算に計上された予備費(一般会計の場合)を財源として各省各庁所管の歳出予算に新しい項を設けて予算を計上したり、既定の項の予算を追加したりして、当該経費の金額について財政法(昭和22年法律第34号)第31条第1項の規定に基づく予算の配賦があったのと同様の効果を生じさせることであるとされている(以下、予備費の使用決定により予算科目に配賦された予算額を「予備費使用額」という。)。予備費の使用決定は、予備費を使用する経緯や目的に応じて定められた事項(以下「予備費使用事項」という。)を単位として行われている。

政府は、予備費の使用等について、「予備費の使用等について」(昭和29年4月閣議決定。最終改正平成19年4月。以下「昭和29年閣議決定」という。)を定めている。昭和29年閣議決定第3項によれば、国会開会中は、事業量の増加等に伴う経常の経費(第1号)、法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費(第2号)、災害に基因して必要を生じた諸経費

その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費(第3号)、その他比較的軽微と認められる経費(第4号)等を除き、予備費の使用は行わないこととされている。また、昭和29年閣議決定第4項によれば、予備費使用額については、「これをその目的の費途以外に支出してはならない」こととされている。

予備費として計上されていた予算が使用の目的に応じて特定の予算科目に配賦された後、予備費使用額を財源とする予算は、当該予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行される。したがって、予算科目において、歳出予算現額(歳出予算額(当初予算額、補正予算額等の合計)<sup>(注1)</sup>、前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額及び予算決定後移替増減額(以下「移替増減額」という。))を加減したものを、以下「予算現額」という。)から予備費使用額を財源とする予算を区別してその執行状況を具体的に確認することは、予備費の使用決定により新たに予算科目が設定されて当該予算科目に計上された予算現額の全てが予備費使用額による場合等を除き、基本的にできない。また、予備費の使用決定により予算が配賦された予算科目からの流用等増減額若しくは移替増減額又は前年度繰越額が計上されている予算科目において、これらの額のうち予備費使用額を財源とする予算の額(以下、予算現額、前年度繰越額、流用等増減額、移替増減額等にそれぞれ含まれる予備費使用額を財源とする予算に相当する額を「予備費使用相当額」という。))を区別してその執行状況を具体的に確認することも、基本的にできない。

(注1) 流用 財政法第33条第2項の規定に基づき、日間で歳出予算の区分を変更し予算を彼此融通すること。予算統制の観点から、原則として財務大臣の承認を経なければならないこととなっている。

一般会計予算には、用途の制限のない予備費(以下「一般会計予備費」という。))とは別に、予算総則で用途を制限した予備費(以下「特定用途予備費」という。))が計上される場合がある。特定用途予備費のうち、新型コロナウイルス感染症対策予備費(以下「コロナ対策予備費」という。))は、令和2年度一般会計補正予算(第1号)(以下「2年度第1次補正」という。))予算総則補正第10条及び令和3年度一般会計予算予算総則第16条の規定によれば、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとするとしている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急な経費については、2年度第1次補正によりコロナ対策予備費が創設されるまでの間は一般会計予備費が使用され、コロナ対策予備費の創設以後は、一般会計予備費に優先してコロナ対策予備費が使用されている(以下、一般会計予備費で新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として使用されたもの及びコロナ対策予備費を合わせて「コロナ関係予備費」という。))。

本院は、前記要請の2年度コロナ関係予備費のうち翌年度に繰り越した経費及び3年度コロナ対策予備費に関する各事項について、<sup>(注2)</sup> 合規性、<sup>(注2)</sup> 予算の執行及び予備費の使用における透明性の確保並びに国会及び国民への説明責任の向上等の観点から、次の点などに着眼して検査した。

(注2) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

- ① コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況はどうか

- ② 各府省等は、予備費使用相当額をその目的の費途以外に支出しないような執行管理を行っているか
  - ③ 各府省等は、予備費使用相当額の執行状況を区別できるような執行管理を行っているか
  - ④ 予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越し又は不用を生じているものはないか
  - ⑤ 予備費使用相当額の執行状況等に関する公表の内容は予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に資するものとなっているか
  - ⑥ 予備費使用要求書(各省各庁の長が予備費の使用を必要と認めるときに作製し財務大臣に送付することとなっている、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書をいう。以下同じ。)等の記載事項はどのようになっているか
  - ⑦ 予備費使用決定時における執行時期の想定はどのようになっているか
  - ⑧ 予備費使用要求額等の積算はどのようになっているか
  - ⑨ 予備費の使用状況は、公表資料においてどの程度明らかになっているか
- 検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況

ア コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況等<sup>(注3)</sup>  
 3年度の8府省等所管の22項47目の執行状況等を整理したところ、予算現額41兆8993億余円に対して、支出済歳出額(年度内に支出済となった歳出額。以下「支出済額」という。)は29兆5369億余円、翌年度繰越額は10兆9848億余円、不用額は1兆3775億余円となっていた。そして、当該8府省等所管の22項47目における予算現額の状況についてみると、全ての予算科目において予備費使用額以外の予算の額が含まれていて、予算科目の執行状況から予備費使用相当額の執行状況を区別できるものはなかった。

(注3) 8府省等 内閣、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の7府省等及び令和2、3両年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された内閣府所管の予算科目から予算の移替えを受けるなどしていた総務省

イ 8府省等における予算の執行管理等の状況

8府省等は、いずれも実務上の取扱いとして事業を単位として予算の執行管理等を行っていて、2年度コロナ関係予備費34事項については7府省等の37事業に、3年度コロナ対策予備費16事項については4府省の26事業にそれぞれ予備費の使用決定により予算が配賦されたものとして予算が執行されていた。そして、これらの純計は7府省等の56事業(これらに係る予備費使用事項計50事項)となっていた。なお、いずれの事業も、事業の実施及び当該事業予算の執行を担当する部局(以下「事業担当部局」という。)が表計算ソフトを用いるなどして作成した事業予算の残額等を管理する帳簿(以下「管理簿」という。)等を備え、管理簿等による事業予算の執行管理等が行われていた。

予算現額及び財源内訳の状況について、管理簿等に基づき事業ごとに整理したところ、予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみのも事業もあれば、予算現額に複数の財源に係る額が含まれる事業もあった。

事業予算の執行管理等の状況についてみたところ、前記7府省等の56事業のうち4省の8事業については、予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみとなっていた。

前記7府省等の56事業のうち7府省等の48事業については、予算現額に複数の財源に係る額が含まれていた。そして、当該7府省等の48事業のうち4府省の15事業については、事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定しているため、経費区分ごとに予算の執行管理が行われていた。このうち①2省の11事業については予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみとなっており、②2府省の3事業については予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていてこれらの執行管理を一体的に行っており、③厚生労働省の1事業については予備費使用相当額を充てる経費区分が複数あり、一部の経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていてこれらの執行管理を一体的に行っていた。

上記7府省等の48事業のうち6府省等の33事業については、事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていて、これらの執行管理を一体的に行っているとしていた。そして、当該6府省等の33事業に上記②2府省の3事業及び③厚生労働省の1事業を加えた7府省等の37事業のうち、事業予算の支出等を行う際に複数ある財源のいずれから支出等を行うこととするかについての整理(以下「財源選択の順序の整理」という。)の方法として、予算配賦の順に執行するよう整理(以下「先入れ先出し執行」という。)する方法を採用しているものが6府省等の32事業、先に配賦された当初予算額、補正予算額等の既定予算額より、後に配賦された予備費使用相当額を優先的に執行するよう整理する方法を採用しているものが3省の4事業、先に配賦された予備費使用相当額より、後に配賦された補正予算額を優先的に執行するよう整理する方法を採用しているものが厚生労働省の1事業となっていた。

以上のとおり、8府省等においては、実務上の取扱いとして、管理簿等により事業単位で予算の執行管理を行うなどしていることから、使用決定されたコロナ関係予備費が意図せずその目的の費途以外に支出されないように管理されていると認められる。また、事業によって予算現額の財源内訳の状況並びに予備費使用相当額を充てる経費の限定の状況及び採用する財源選択の順序の整理方法が異なるものの、いずれの事業も予備費使用相当額の執行状況を区別することができるようになっていた。

#### ウ 事業別の予算の執行状況等

##### (ア) 2年度の状況

2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された7府省等の37事業の中には、事業間で同一の予算科目に属する事業予算を彼此融通(以下「目内融通」という。)しているものが見受けられた。目内融通は一つの予算科目内における実務上の予算異動であり、決算書上表示されないものである。上記7府省等の37事業のうち、厚生労働省の3事業において、他の事業への予備費使用相当額の目内融通が4件見受けられた。予備費使用相当額について他の事業へ目内融通を行い、当該他の事業のために執行した場合、目内融通先の事業が予備費使用決定の目的の費途の範囲内でなけ

れば、予備費使用額をその目的の費途以外に支出してはならないとする昭和29年閣議決定第4項に照らして適切ではないと考えられる。「目的の費途」について、財務省は、予備費使用要求書等に記載された予備費使用事項及び使用理由の文言のほか、予備費を使用した経費の性質、予備費使用決定の経緯等を総合的に勘案して解釈されるとしている。そこで、当該目内融通4件における目内融通に係る予備費使用事項と目内融通先の事業に係るコロナ関係予備費の使用決定の状況をみると、目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項により予算が配賦された事業への目内融通となっていたものが2件、目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていたものが2件となっていた。なお、このうち1件は、コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業からコロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。当該目内融通4件について、厚生労働省は、当初にコロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業と、新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を休業させた事業主に対する支援という点で政策目的が同一の事業への目内融通であるなどのため、いずれも当該コロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、その目的の費途以外に支出したものではないとしている。

上記7府省等の37事業に、コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていなかったが他の事業から予備費使用相当額の目内融通を受けていた厚生労働省の1事業を加えた7府省等の38事業のうち、7府省等の27事業については翌年度繰越額に予備費使用相当額に係る金額計4兆7964億余円が含まれていて、このうち6府省等の14事業において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していた。

(イ) 3年度の状況

2年度コロナ関係予備費に係る予備費使用相当額を3年度に繰り越していた7府省等の27事業及び3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省の26事業の純計7府省等の49事業のうち、厚生労働省の1事業において、他の事業への予備費使用相当額の流用が1件見受けられた。予備費使用相当額について他の事業へ流用を行い、当該他の事業のために執行した場合、目内融通と同様に、流用先の事業が予備費使用決定の目的の費途の範囲内でなければ、予備費使用額をその目的の費途以外に支出してはならないとする昭和29年閣議決定第4項に照らして適切ではないと考えられる。そこで、当該流用について、流用に係る予備費使用事項と流用先の事業に係るコロナ関係予備費の使用決定の状況をみると、流用に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への流用となっていた。当該流用について、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした事業への流用であり、当初のコロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、その目的の費途以外に支出したものではないとしている。また、当該流用を承認した財務省も、同一の項により新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資するワクチン接種体制の確保、治療薬の確保等を目的として実施する事業間での流用であり、予備費の使用決定の目的の費途以外に支出したものではないとしている。

上記7府省等の49事業のうち、厚生労働省の2事業において、他の事業への予備費使用相当額の目内融通が2件見受けられた。そして、当該目内融通2件は、いずれも目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。なお、このうち1件は、コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業からコロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。当該目内融通2件について、厚生労働省は、当初にコロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業と、医療機関等における感染拡大防止対策等に要する費用を補助するという点で政策目的が同一の事業への目内融通であるなどのため、いずれも当該コロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、その目的の費途以外に支出したものではないとしている。

前記7府省等の49事業に、コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていなかったが他の事業から予備費使用相当額の目内融通を受けていた厚生労働省の1事業を加えた7府省等の50事業について、予備費使用相当額に係る支出の状況をみると、予備費使用相当額計9兆4149億余円に対して計8兆2335億余円が支出されていた。

上記7府省等の50事業のうち、3府省の9事業については翌年度繰越額に予備費使用相当額に係る金額計7282億余円が含まれていて、このうち2府省の4事業において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していた。

前記7府省等の50事業のうち、6府省の25事業については不用額に予備費使用相当額に係る金額計4532億余円が含まれていて、このうち国土交通省の1事業において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額が不用となっていた。

#### エ 予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況

〔経済対策のフォローアップについて〕<sup>(注4)</sup>及び行政事業レビューシート<sup>(注5)</sup>では、予備費使用相当額を区別した執行状況は明らかにされていなかった。

(注4) 「経済対策のフォローアップについて」 内閣府が、令和2、3両年度の新型コロナウイルス感染症に係る対応策、経済支援等を含む経済対策等に基づき各府省等が実施する主な事業(原則として一般会計の予算額が100億円以上の事業)の進捗状況を取りまとめて公表している資料

(注5) 行政事業レビューシート 各府省等が、行政事業レビュー実施要領(平成25年4月行政改革推進会議)等に基づき、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮して設定された事業ごとに作成し、公表することとなっている資料

3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省は、5年1月にそれぞれのウェブサイト上で「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の執行状況(令和3年度決算時点)」を公表している。また、財務省は、5年2月に、同省のウェブサイト上で4府省分を取りまとめるなどした資料(以下、4府省が公表した資料と合わせて「3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料」という。)を公表している。3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料では、3年度コロナ対策予備費に係る「事項」(以下「公表単位としての事項」という。)ごとに、予備費使用額に対する支出済額、翌年

度繰越額及び不用額が明らかにされていた。ただし、公表単位としての事項の内訳として事業ごとの執行状況を明らかにするものとはなっていなかった。また、3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料に記載された予備費使用相当額の執行状況の計数は、3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省の26事業における執行状況を集計したものであり、当該4府省の26事業には、予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみ事業並びに事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定している事業及び複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行っている財源選択の順序の整理方法として先入れ先出し執行を採用している事業が含まれていた。この点について、3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料の中には、全体について「既定経費から順次支出したと整理するなど、一定の前提を置いて支出済額等を整理したものである」などと注記されていて、公表単位としての事項それぞれについて「一定の前提」を明示したものはなっていないものもあった。

前記のとおり、8府省等において、実務上の取扱いとして、予算の執行管理等及び予備費の使用要求が事業単位で行われていることなどから、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証を事業単位で行えば、当該検証が実態に即したものとなると考えられる。これを踏まえると、予備費使用相当額の執行状況の公表に当たって、予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表したり、流用又は目内融通の状況を丁寧に示したりすれば、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に、より一層資することになると考えられる。また、事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業における予備費使用相当額の執行状況等の各金額は、採用する財源選択の順序の整理方法等によって変わり得ることから、実態に即して予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証を行うためには、整理方法等が把握できるようになっていることが必要であると考えられる。これを踏まえると、予備費使用相当額の執行状況等の公表に当たって、予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに財源選択の順序の整理方法を明示すれば、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に、より一層資することになると考えられる。

## (2) 予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況

### ア 検査の対象となる予備費使用事項

コロナ関係予備費の使用決定により配賦された予算の執行状況に係る検査の結果、使用状況に係る検査の対象となる2、3両年度コロナ関係予備費は、予備費使用事項7府省等の41事項(これらに係る事業7府省等の49事業、予備費使用額10兆7089億余円)となる。

### イ 予備費使用要求書等の記載事項の状況

予備費の使用に係る文書には、予備費使用要求書、予備費使用書及び閣議請議書(予備費使用書について閣議決定を求める際に作製される書類をいう。以下同じ。)並びに予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(以下「予備費使用調書」という。)がある。

配賦先の予算科目については、予備費使用要求書、予備費使用書及び予備費使用調書には項及び目が、閣議請議書には項がそれぞれ記載されている。

積算内訳については、予備費使用要求書及び予備費使用書に記載されている。



国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号については、閣議請議書に記載されている。なお、使用状況に係る検査の対象とした7府省等の41事項のうち国会開会中に使用決定した7府省等の25事項は、いずれも昭和29年閣議決定第3項第3号(災害に基因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費)に該当するとされていた。

予備費使用事項、使用理由及び金額については、いずれの文書にも記載されている。そして、記載内容は、予備費使用事項及び金額についてはいずれの文書も同一となっていて、使用理由についてはいずれの文書もほぼ同様となっていた。

(注6) 予備費使用要求書においては「要求理由」、閣議請議書においては「事由」、予備費使用調書においては「説明」をそれぞれ示す。

(注7) 予備費使用要求書においては「予備費使用要求額」、その他の文書においては「予備費使用額」をそれぞれ示す。

#### ウ 予備費の使用理由の状況

##### (ア) 予備費の使用を必要とした事象等

使用状況に係る検査の対象とした7府省等の41事項に係る7府省等の49事業におけるコロナ関係予備費の使用を必要とした事象について、事業担当部局から説明を徴したところ、緊急経済対策等の政策パッケージにおいて実施等することとなったこと、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて事業実施期間を延長することになったことなどを挙げていて、同様の説明を財務省に行ったとしていた。また、当該事象が発生した当時、予備費の使用によらず他の事業からの流用又は目内融通による予算確保を検討したかについて事業担当部局から説明を徴したところ、7府省等の49事業全てについてこれを検討したとしていた。

##### (イ) 予備費使用決定日と支出負担行為の時期とのかい離状況等

使用状況に係る検査の対象とした7府省等の49事業(これらに係る予備費使用事項41事項)のうち、4府省の28事業(同19事項)においては、予備費使用相当額に係る支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為)の時期が予備費使用決定日より1月以上後となっていた。このうち内閣府の2事業(同2事項)においては、予備費使用決定日から1月以上後に予備費使用相当額に係る支出負担行為を行うことを予備費使用決定時に想定していたとしていた。また、3府省の15事業(同13事項)においては、予備費使用相当額に係る支出負担行為の実際の時期が予備費使用決定時の想定より1月以上後となったとしていた。

#### エ 予備費使用額の積算基礎の状況

7府省等から予備費使用要求時において作成した予備費使用要求額の積算に係る根拠資料(以下「積算根拠資料」という。)の提出を求めるなどして、使用状況に係る検査の対象とした7府省等の49事業(これらに係る予備費使用事項41事項)における予備費使用要求額等の積算の状況についてみたところ、5府省の14事業(同16事項)においては積算の対象とした期間が示され、このうち2府省の4事業(同4事項)においては、予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間等を用いていた。また、当該4事業のいずれにおいても、積算根拠資料等における当該期間を用いて積算された予備費使用要求額が、予備費使用要求書に記載された予備費使用要求額及び使用決定された予備費使用

額と一致していた。そして、当該4事業のいずれにおいても、当該予備費使用事項に係る予備費使用相当額の全額が翌年度に繰り越されていた。当該4事業について、2府省は、いずれも予備費使用要求時には年度内に事業を完了することを予定していて、予備費使用要求額も年度内の支出見込額に基づき積算しており、積算に用いた期間については飽くまで年度内に要する経費の規模を算出するために用いたものであるなどとしている。財務省も、予備費の使用決定により配賦された予算が年度内に執行されることを前提として、予備費使用要求額も年度内の支出見込額に基づき積算されたものであると2府省から説明を受けて、これを確認した上で予備費使用書を作製したとしている。その上で、2府省が予備費の使用要求を行う際に、予備費使用決定日から年度末までの短期間でどのように事業を完了することを想定していたのかなどについても確認したが、その内容は判然としなかった。

予備費使用額の積算基礎の状況、予備費使用相当額の繰越しの状況等については以上のとおりであるが、予備費は国会による事前議決の原則の例外であるとされていること、予備費使用要求額等の積算は予算単年度主義(国会における予算の議決は毎会計年度行うという原則)に基づき年度内の支出見込額に基づいて行われる必要があることなどから、予備費使用相当額の繰越しの状況については、予備費使用決定時の想定も含めて十分な説明が求められると考えられる。これらを踏まえると、事業予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合には、予備費使用決定時において、年度内にどのように事業を実施し、どのように事業予算を執行することを想定していたのか、また、予備費使用決定後にどのような事由により繰越しに至ったのかなどについて、丁寧に示すことが望まれる。

#### オ 予備費の使用状況に係る公表状況等

財務省のウェブサイト上で公表されている予備費使用調書には、予備費使用事項、使用理由、予備費使用額、配賦先の予算科目等は記載されていた一方、積算内訳及び国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号は記載されていなかった。

財務省は同省のウェブサイト上で「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」及び「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」を公表しているが、積算内訳及び国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号は記載されていなかった。

予見し難い予算の不足に充てるための予算措置であるもののうち、補正予算については歳出予算に係る各目明細書により予算額の積算内訳が公表されている一方で、予備費の使用決定については予備費使用額の積算内訳が公表されていない状況となっている。

### 3 検査の結果に対する所見

予備費については、予見し難い予算の不足に充てるために設けられている一方、令和2、3両年度には多額の予算が計上され、その大部分が使用されている。また、4年度には、令和4年度一般会計補正予算(第1号)によりコロナ対策予備費の使途に原油価格・物価高騰対策が追加され、令和4年度一般会計補正予算(第2号)により国際情勢の変化等に伴い発生し得る経済危機への対応を用途とするウクライナ情勢経済緊急対応予備費が創設され、また、

両補正予算において、予備費使用額に相当する予備費予算額を追加する措置が行われている。そして、令和5年度一般会計予算においても、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費がそれぞれ計上されている。

また、予備費については、参議院決算委員会における令和元年度決算審査措置要求決議において、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるとされている。さらに、令和2年度決算審査措置要求決議において、政府は、国会開会中に使用決定した各経費の予見可能性や緊急性の観点、昭和29年閣議決定との関係について疑念を招かないよう、国会において、より一層の説明責任を果たすべきであるとされ、また、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもあるなどとした上で、政府は、情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきであるとされている。

これらを踏まえると、感染症感染拡大、経済危機等の非常事態に対して国会による事前議決の原則の例外である予備費を活用して緊急的に対処することについて国民の理解を得るためには、予備費の使用決定及びこれにより配賦された予算の執行を予備費制度の趣旨に沿って適切に行うことはもとより、これらの状況について国会及び国民への情報提供を適切に行い、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証により一層資することによって、透明性を確保し説明責任の向上を図ることが重要であると考えられる。

については、検査の結果を踏まえて、政府は、感染症感染拡大、経済危機等の非常事態に緊急的に対処するために、特定用途予備費又は当該特定用途予備費の創設までの間にあっては一般会計予備費をそれぞれ使用決定し、これにより配賦された予算を執行するに当たっては、予備費の使用及び予備費使用相当額の執行を適切に行うとともに、次の点に留意するなどして、予備費使用相当額の執行状況等の公表の在り方について引き続き検討し適時適切に国会及び国民への情報提供に取り組んでいく必要がある。

- ア 予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表すること
- イ 事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業については、事業ごとに財源選択の順序の整理方法等を明示すること
- ウ 当初に予備費の使用決定により予算が配賦された事業とは別の事業へ予備費使用相当額の流用等又は目内融通を行った場合には、その状況を丁寧に示すこと
- エ 事業予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合には、事業の実施、事業予算の執行等に係る予備費使用決定時の想定、繰越しに至った経緯等を丁寧に示すこと

本院としては、予備費の使用決定により配賦された予算が適正かつ適切に執行されているかについて、今後も引き続き検査していくこととする。

### 第3節 特定検査対象に関する検査状況

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

#### 第1 国から個人事業者を対象として支給された持続化給付金の申告状況等について

検査対象	国税庁
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
個人事業者を対象とした持続化給付金に係る課税の概要	事業所得、雑所得又は一時所得として所得税を課税するもの
令和2年度に持続化給付金を受給した個人事業者数	約281万人
上記のうち令和2年12月末までに持続化給付金を受給した個人事業者数	約263万人
上記から無作為抽出して検査の対象とした個人事業者数	11,000人(令和2年度)
上記のうち令和2年分の所得税の申告が確認できた個人事業者数	8,903人
上記のうち持続化給付金が収入計上されていないと思料される個人事業者数及び当該個人事業者が受給した持続化給付金の額	428人 3億8418万円

#### <構成>

1 検査の背景(589ページ)
(1) 個人事業者を対象とした持続化給付金に係る課税の概要(589ページ)
(2) 所得税に係る納税者の申告手続及び税務署の審査手続(590ページ)
(3) 国税庁におけるデジタル・トランスフォーメーションの取組方針(590ページ)
2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(590ページ)
(1) 検査の観点及び着眼点(590ページ)
(2) 検査の対象及び方法(591ページ)
3 検査の状況(592ページ)
(1) 持続化給付金を受給した個人事業者の所得税の申告状況等(592ページ)

- ア 持続化給付金を受給した個人事業者の所得税の申告状況(592 ページ)
- イ 給付規程区分別及び課税される所得金額階層別(税率区分別)の2年分の所得税の申告状況(593 ページ)
- ウ 持続化給付金の収入計上の状況(593 ページ)
- (2) 国税庁における持続化給付金に係る資料収集の状況(595 ページ)
- (3) 国税庁におけるデジタル・トランスフォーメーションの取組状況(596 ページ)
- 4 本院の所見(597 ページ)

## 1 検査の背景

### (1) 個人事業者を対象とした持続化給付金に係る課税の概要

経済産業省の外局である中小企業庁は、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受けているフリーランスを含む個人事業者及び法人に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするためとして、「持続化給付金給付規程(個人事業者等向け)」(令和2年5月1日中小企業庁長官制定)、「持続化給付金給付規程(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)」(令和2年6月29日中小企業庁長官制定)(以下、これらを合わせて「給付規程」という。)等に基づき、事業全般に広く使える新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金(個人事業者は上限100万円、法人は上限200万円。以下「持続化給付金」という。)を支給している。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を緩和するために、国が個人や法人に対して支給している様々な給付金、助成金、協力金等のうち最大の規模の支援策で、膨大な数の受給者に対して画一的に支給されることが特徴であり、2年度における支出件数は約424万件、支出済額は計5兆5417億余円となっている。

また、持続化給付金の申請期間は2年5月1日から3年2月15日までとされており、上記約424万件のうち、2年度に持続化給付金を受給した個人事業者は約281万人と全体の約3分の2を占めている。

そして、国や地方公共団体が個人に対して支給する給付金、助成金、協力金等(以下「給付金等」という。)に係る所得税の課税上の取扱いについては、支給の根拠となる法令や所得税法(昭和40年法律第33号)等により非課税となるもの以外は課税の対象とされており、支給の根拠となる法令等に特段の定めがない持続化給付金は所得税の課税対象とされている。

2年間に持続化給付金を受給した個人事業者は、同年分の所得税の申告に当たり、事業所得に関連して受給した場合は事業所得の金額の計算上収入金額に計上することとされており、このほか、雑所得に関連して受給した場合は雑所得、給与所得に関連して受給した場合は一時所得にそれぞれの所得の金額の計算上収入金額とすること(以下、所得の金額の計算上収入金額とすることを「収入計上」という。)とされている。ただし、所得金額の計算上、総収入金額より必要経費の方が多ければ、課税される所得金額は生じないため、所得税の申告義務も生じないこととなる。

## (2) 所得税に係る納税者の申告手続及び税務署の審査手続

国税庁は、所得税の申告に当たり、「国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」（平成13年財務省訓令第12号）に基づき、法令解釈通達により確定申告書等の様式を定めた上で、当該様式を同庁のウェブサイトに掲載している。また、同庁は、「青色申告決算書（一般用）の書き方」等の手引や「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をウェブサイトに掲載して周知している。納税者は、これらを参考にして、自己の収入、経費等について、適正に申告することとなっている。

同庁によれば、個人事業者が給付金等を事業所得に収入計上する場合は、所得税及び復興特別所得税確定申告書（以下「所得税確定申告書」という。）に添付される青色申告決算書又は収支内訳書（以下「決算書等」という。）において、決算書等の種類（一般用、農業所得用等）に応じて設けられている雑収入欄又はその他の収入欄に、他の雑収入と合計した金額を記入することとされている。そして、給付金等を受給する機会の多い農業所得者が使用する農業所得用の決算書等には、雑収入の内訳欄等が設けられていて、同欄に給付金等の名称及びその金額を記入することとされている。

税務署は、納税者から提出された確定申告書等や収集した資料等により申告審査を行い、その結果、納税者の申告内容に疑義があるなど必要がある場合には、行政指導や税務調査による事実確認等を行うことになっている。申告審査の際に活用する情報としては、所得税法等に基づく各種法定調書や、国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の12第1項の規定に基づく官公署等への協力要請により収集した資料等がある。

## (3) 国税庁におけるデジタル・トランスフォーメーションの取組方針

デジタル活用によるサービスや仕事の在り方を変革するデジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体に広まっていることを受けて、政府は、2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定して、その必要性について示している。これを受けて、国税庁は、3年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」（以下「税務行政の将来像2.0」という。）を公表し、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組んでいく方針を示している。そして、この方針のうち、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」の施策の一つとして、マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組を進めているなどとしている。さらに、5年6月には、税務行政の将来像2.0を改定し、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」を公表し、今後は、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた三つの柱に基づいて、施策を進めていくことを明らかにした。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を緩和するために、国が個人や法人に対して支給するものである。持続化給付金は受給者数が

膨大であり、2年度における支出件数は約424万件、支出済額は5兆5417億余円と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を緩和するために、国が個人や法人に対して支給している様々な給付金、助成金、協力金等のうち最大の規模の支援策となっており、2年度に持続化給付金を受給した個人事業者の数は法人に比べて多くなっている。

そして、持続化給付金の給付事業そのものは完了しているものの、今後も、災害又は感染症の発生、社会経済情勢の変動等に伴い、持続化給付金の給付事業と同様に受給者数が膨大な給付金事業等が実施されることも考えられる。

以上のことから、持続化給付金のような給付金等については、受給した個人事業者においてこれを適正に収入計上すること、及び国税庁において課税の公平性を確保することが重要であると思料される。

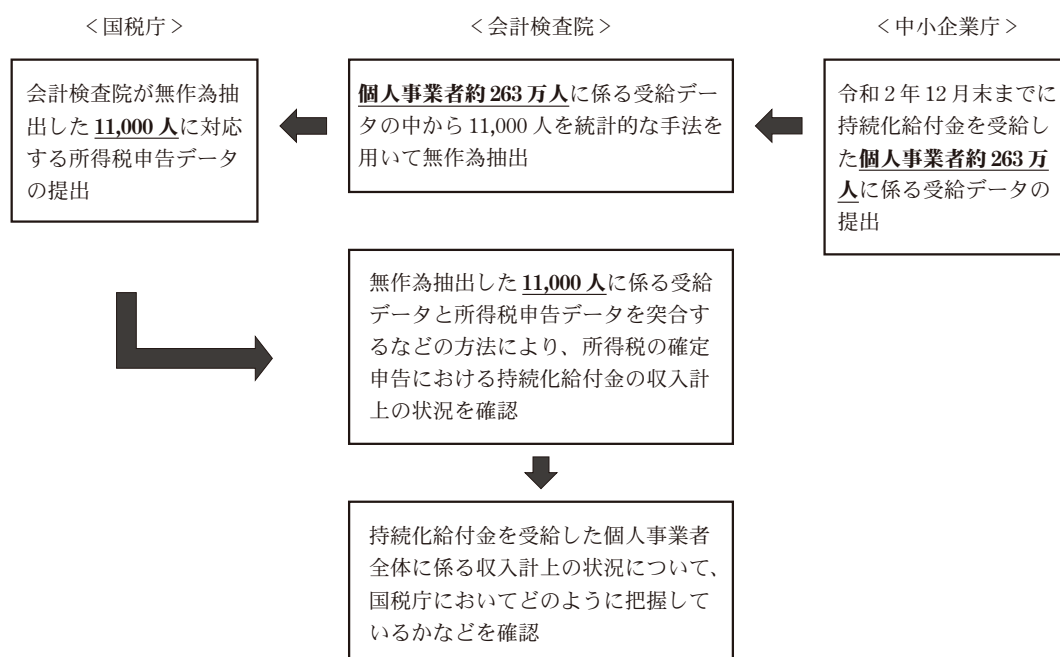
そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、個人事業者に給付された持続化給付金は所得税の申告において適正に収入計上されているか、国税庁において持続化給付金を受給した個人事業者を適切に把握することができるような体制が整備されているかなどに着眼して検査した。

## (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、所得税は暦年の所得の合計額に課税されることから、前記の2年度に持続化給付金を受給した個人事業者約281万人のうち、2年12月末までに受給した約263万人に係る氏名、受給額等が記載された受給データの提出を中小企業庁から受けて、その中から統計的な手法を用いて無作為に抽出した11,000人を対象として、国税庁から当該11,000人に係る2年分の所得税申告データ<sup>(注)</sup>の提出を求めて、両データを突合するなどの方法により所得税の申告状況を確認するなどして検査した(図表1参照)。また、国税庁において、持続化給付金に係る個人の納税者の適正な申告を確保するための措置の実施状況や持続化給付金に係る資料収集の状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注) 所得税申告データ 国税庁が税務行政の各種事務処理を行うために運用している国税総合管理システムに登録された所得税確定申告書等の情報を出力したデータ。各税務署は、提出された所得税確定申告書等のうち所定の基準に該当するものについて必要な情報を同システムに登録している。

図表1 検査の方法の概要



### 3 検査の状況

#### (1) 持続化給付金を受給した個人事業者の所得税の申告状況等

##### ア 持続化給付金を受給した個人事業者の所得税の申告状況

前記の11,000人に係る受給データと所得税申告データを突合して、給付規程に基づき、事業所得に関連して持続化給付金を受給している個人事業者(以下「事業所得者」という。)と雑所得又は給与所得に関連して持続化給付金を受給している個人事業者(以下「雑所得・給与所得者」という。)の二つに区分(以下「給付規程区分」という。)して確認した。その結果、図表2のとおり、2年分の所得税申告データが確認できた者は事業所得者8,796人、雑所得・給与所得者107人、計8,903人、所得税申告データが確認できなかった者は2,097人となっていた。

なお、上記の2,097人については、持続化給付金の申請書に記載された住所地ではなく事業所の所在地が所得税確定申告書に記載されていたなどのため2年分の所得税の申告を行っているのに両データが合致しない可能性や、総収入金額より必要経費の方が多いため課税される所得金額が生じない可能性等があることから、所得税申告データが確認できなかったものである。

図表2 11,000人に係る受給データと令和2年分の所得税申告データとの突合結果

(単位：人)

給付規程区分 / 所得税申告データの確認状況	所得税申告データが確認できた者	所得税申告データが確認できなかった者	計
事業所得者	8,796	2,068	10,864
雑所得・給与所得者	107	29	136
計	8,903	2,097	11,000



イ 給付規程区分別及び課税される所得金額階層別(税率区分別)の2年分の所得税の申告状況

前記の2年分の所得税申告データが確認できた者(以下「2年分所得税申告者」という。)8,903人を対象として、給付規程区分別及び課税される所得金額階層別(税率区分別)に所得税の申告状況をみたところ、図表3のとおり、所得税申告データが確認できた事業所得者8,796人のうち、課税される所得金額がある者は5,138人(58.4%)、課税される所得金額がない者は3,658人(41.5%)、所得税申告データが確認できた雑所得・給与所得者107人のうち、課税される所得金額がある者は77人(71.9%)、課税される所得金額がない者は30人(28.0%)となっていた。

図表3 給付規程区分別及び課税される所得金額階層別(税率区分別)の令和2年分の所得税の申告状況 (単位:人、%、千円)

課税される所得金額 (税率区分別)	給付規程区分						計		
	事業所得者			雑所得・給与所得者			人数	割合	持続化給付金 受給額
	人数	割合	持続化給付金 受給額	人数	割合	持続化給付金 受給額			
4000万円以上	4	0.0	4,000	—	—	—	4	0.0	4,000
1800万円以上 4000万円未満	23	0.2	22,281	—	—	—	23	0.2	22,281
900万円以上 1800万円未満	112	1.2	110,747	—	—	—	112	1.2	110,747
695万円以上 900万円未満	85	0.9	84,526	—	—	—	85	0.9	84,526
330万円以上 695万円未満	598	6.7	592,431	3	2.8	3,000	601	6.7	595,431
195万円以上 330万円未満	880	10.0	870,159	7	6.5	6,960	887	9.9	877,119
1,000円以上 195万円未満	3,436	39.0	3,330,475	67	62.6	64,241	3,503	39.3	3,394,716
小計	5,138	58.4	5,014,622	77	71.9	74,201	5,215	58.5	5,088,823
0円	3,658	41.5	3,467,243	30	28.0	24,673	3,688	41.4	3,491,916
計	8,796	100.0	8,481,865	107	100.0	98,874	8,903	100.0	8,580,739

注(1) 課税される所得金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるため、1,000円未満の者は申告義務はないが、所轄税務署長から確定申告書等を青色申告書により提出することができる旨の承認を受けた者が損失額を翌年に繰り越す場合等においては、確定申告が必要である。

注(2) 単位未満を切り捨てているため、各項目の数値を集計しても小計欄及び計欄の数値と一致しないものがある。

ウ 持続化給付金の収入計上の状況

前記のとおり、持続化給付金は所得税の課税対象となるため、2年中に持続化給付金を受給した個人事業者は、同年分の所得税の申告において、持続化給付金が関連する所得区分に応じて、それぞれ、事業所得、雑所得又は一時所得に持続化給付金を収入計上することとされている。したがって、持続化給付金を収入計上すべき所得区分の収入金額は、異なる所得区分に誤って収入計上している場合を除けば、少なくとも持続化給付金の受給額を下回ることはないため、当該収入金額が受給額を下回っている場合は、持続化給付金を収入計上していないことになる。

そこで、2年分所得税申告者8,903人について、上記の収入金額と持続化給付金との関係に着目して所得税確定申告書の収入金額の状況をみたところ、図表4のとおり、収入金額が持続化給付金の受給額未満となっていて、持続化給付金が収入計上されていないと史料される者が428人(2年分所得税申告者8,903人に占める割合は4.8%。持続化給付金受給額計3億8418万余円)見受けられた。

以上のように、統計的な手法を用いて無作為に抽出した11,000人において見受けられた状況は、持続化給付金を受給した約263万人の個人事業者についても同様の傾向にあると推定される。

なお、前記のとおり、給付金等を事業所得に収入計上する場合は、現状では農業所得用以外の事業所得の決算書等の様式には給付金等に係る金額等を記入する内訳欄がないため、個人事業者が持続化給付金を受給していても、決算書等では持続化給付金の収入計上の有無を明確に確認することはできない状況となっている。このことから、収入金額が持続化給付金の受給額を上回っている場合においても、持続化給付金の収入計上の有無については、各個人事業者に個別に確認しなければ明確に判断できないと史料される。

図表4 持続化給付金を受給した個人事業者の収入金額等の状況 (単位：人、千円、%)

収入金額の状況	給付規程区分				計		
	事業所得者		雑所得・給与所得者		人数	割合	持続化給付金 受給額
	人数	持続化給付金 受給額	人数	持続化給付金 受給額			
(A) 持続化給付金受給額以上	8,408	8,134,011	67	62,546	8,475	95.1	8,196,558
(B) 持続化給付金受給額未満	388	347,853	40	36,327	428	4.8	384,181
計	8,796	8,481,865	107	98,874	8,903	100.0	8,580,739
(参考) (B)に係る持続化給付金加算後の課税される所得金額階層別(税率区分別)内訳	388	347,853	40	36,327	428	4.8	384,181
695万円以上900万円未満 (税率：23%)	1	1,000	0	0	1	0.0	1,000
330万円以上695万円未満 (税率：20%)	15	15,000	1	1,000	16	0.1	16,000
195万円以上330万円未満 (税率：10%)	30	29,978	8	7,983	38	0.4	37,961
1,000円以上195万円未満 (税率：5%)	281	257,153	28	26,757	309	3.4	283,911
0円	61	44,722	3	586	64	0.7	45,308

注(1) 収入金額が持続化給付金受給額未満である428人については、参考として持続化給付金加算後の課税される所得金額階層別(税率区分別)に内訳を記載している。なお、持続化給付金加算後の課税される所得金額は、所得税申告データの収入金額に持続化給付金の受給額を単純に加算して算出したものであり、前年からの繰越損失等については考慮していない。

注(2) 雑所得が主たる収入である者については、所得税確定申告書の収入金額等の「雑所得 業務」欄及び「雑所得 その他」欄の金額と持続化給付金の受給額とを比較した。

注(3) 給与所得が主たる収入である者については、一時所得の所得金額から算出した収入金額と持続化給付金の受給額とを比較した。

注(4) 「割合」は、2年分所得税申告者8,903人に占める割合である。

注(5) 単位未満を切り捨てているため、「持続化給付金受給額」及び「割合」の各項目の数値を集計しても計欄の数値と一致しない。

## (2) 国税庁における持続化給付金に係る資料収集の状況

(1)のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を緩和するために、国が個人や法人に対して支給している給付金、助成金、協力金等の中でも最大の規模の支援策である持続化給付金について、所得税の申告状況を検査したところ、収入計上されていないと史料される個人事業者が見受けられた。そこで、国税庁における持続化給付金に係る資料収集の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

国税通則法に基づく協力要請による資料収集のための手続のうち、支給庁である中小企業庁に対する持続化給付金の給付実績の照会方法等については、国税庁と中小企業庁との調整等の結果、持続化給付金の受給額の申告漏れ等の蓋然性が高いなど、課税上の問題があると認められる場合に照会することとしていた。そして、国税局等又は税務署(以下「局署」という。)が中小企業庁に持続化給付金の給付実績を照会する場合は、国税庁において

照会事項を週次で取りまとめて中小企業庁に照会し、国税庁は中小企業庁の回答を局署に伝達し、局署において、中小企業庁から提供された情報を申告審理や税務調査の際に活用することになっていた。

国税庁において、3、4両年度における照会実績を国税局等ごとに確認したところ、図表5のとおり、3、4両年度の合計が1,000件を超える国税局が複数ある一方で、数十件にとどまる国税局や照会実績が全くない国税局も複数見受けられるなど照会実績は区々となっており、また、国税庁は、給付実績の照会に係る活用効果については把握していないとしていた。

図表5 国税局等別の照会件数 (単位：件)

国税局等	照会件数		
	令和3年度	4年度	計
札幌国税局	120	5	125
仙台国税局	0	0	0
関東信越国税局	6	55	61
東京国税局	0	551	551
金沢国税局	0	0	0
名古屋国税局	0	30	30
大阪国税局	1,419	237	1,656
広島国税局	2,736	5	2,741
高松国税局	8	6	14
福岡国税局	2	22	24
熊本国税局	0	0	0
沖縄国税事務所	0	1	1
計	4,291	912	5,203

注(1) 国税庁から提出を受けた資料を基に作成している。  
 注(2) 照会件数は、国税庁で件数の把握が可能な方法により照会を実施したものの件数で、家賃支援給付金に係る照会の件数を含む。

### (3) 国税庁におけるデジタル・トランスフォーメーションの取組状況

国税庁は、税務行政の将来像2.0において、目指すべき将来像として申告内容の自動チェックについても触れており、8年度から運用が予定される次世代システムでは、データ化する情報を拡充して、納税者から申告された情報と国税当局が保有する情報とのデータマッチングを効率的、効果的に実施することが可能になるとしている。そして、マイナンバーや法人番号をキーとして納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングして差異を把握した場合は、納税者へ通知することなどを検討するとしている。

一方、国税庁によれば、給付金等の支給庁から給付実績に係るデータを入手することについても、国税通則法に基づいて照会することになるが、飽くまでも官公署等への任意の

協力要請であり支給庁との調整が必要となること、データを活用することについては当該データと納税者情報のひも付けを行う作業に相当の事務量を要すること、現在同庁が開発に取り組んでいる次世代システムでは予算の制約があることなどの各種制約から、活用効果を考慮して効果的、効率的に取り組むとしており、今後、持続化給付金と同程度の規模の事業が行われることとなった場合においても、活用効果を適切に見極めつつ、個人事業者ごとに個々に収集の要否や収集方法等を判断するとしている。

上記のとおり、国税通則法による照会手続には支給庁との調整が必要であり、また、予算、事務量等の各種制約がある中、持続化給付金のような受給者数が膨大な給付金等の給付実績に係るデータと申告された内容をシステム上でマッチングするための具体的な体制整備についての検討は行われていない状況となっている。

#### 4 本院の所見

持続化給付金の2年度の支出済額は、5兆5417億余円と多額に上っており、持続化給付金の給付事業そのものは完了しているが、今後も、災害又は感染症の発生、社会経済情勢の変動等に伴い、持続化給付金の給付事業と同様に受給者数が膨大な給付金事業が実施されることも考えられる。

本院は、個人事業者に給付された持続化給付金は所得税の申告において適正に収入計上されているか、国税庁において持続化給付金を受給した個人事業者を適切に把握することができるような体制が整備されているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

収入金額が持続化給付金の受給額未満となっていて、持続化給付金が収入計上されていないと思料される事業所得者及び雑所得・給与所得者が見受けられた。そして、この状況は、持続化給付金を受給した約263万人の個人事業者についても同様の傾向にあると推定される。また、農業所得用以外の事業所得の決算書等の様式には給付金等の金額等を記入する内訳欄がないため、決算書等では持続化給付金の収入計上の有無を明確に確認することができない状況となっていた。

国税通則法に基づく協力要請による資料収集のための手続のうち、支給庁である中小企業庁に対する持続化給付金の給付実績の照会方法等については、国税庁と中小企業庁との調整等の結果、持続化給付金の受給額の申告漏れ等の蓋然性が高いなど、課題上の問題があると認められる場合に照会することとしていた。

持続化給付金に係る照会実績を確認したところ、国税局等ごとに区々となっており、また、国税庁は、給付実績の照会にかかる活用効果については把握していないとしていた。

そして、国税庁が取り組んでいる次世代システムでは、データ化する情報を拡充して、納税者から申告された情報と国税当局が保有する情報とのデータマッチングを効果的、効果的に実施することが可能になるとしているが、支給庁から支給される給付金等については、予算、事務量等の各種制約から活用効果を考慮して効果的、効率的に取り組むとしており、システム上のマッチングのための具体的な体制整備についての検討は行われていない状況となっていた。

前記のとおり、持続化給付金を受給した個人事業者の中には収入計上していないと思料される者も見受けられており、持続化給付金を受給した約263万人の個人事業者についても同様の傾向にあると推定される。また、今後も持続化給付金の給付事業と同様に受給者数が膨大な給付金事業等が実施されることも考えられる。このような状況に鑑みれば、現行の照会手続における活用効果について検証を行うなどして、より効果的に申告審理等に活用することの検討を行うとともに、中長期的には、受給者数が膨大な給付金等について、国税庁における税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの取組の中で広く諸課題を検討することなどを通じて、より適正な申告の確保と申告内容の確認に係る事務の効率化を図っていくことが重要である。

については、国税庁において、上記のような状況を踏まえた上で、引き続き納税者に対して適正な申告が行われるよう周知等するとともに、給付金等の収入に関して納税者に適正な申告を促すことや、給付金等の収入計上の有無を効果的に確認することについて、現行の申告審理等や照会手続の中でより効果的な方策を検討し、また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションにおける課税の効率化、高度化等に係る中長期的な取組の中で検討して、引き続き、より効率的な税務行政を推進することが望まれる。

本院としては、今後とも持続化給付金のような受給者数が膨大な給付金等に係る納税者の適正な申告の確保と申告内容の確認のための方策の検討状況等について、引き続き注視していくこととする。

## 第2 食料の安定供給に向けた取組について

検査対象	農林水産省
食料の安定供給に向けた取組の概要	国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより食料の安定的な供給を確保し、不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されるよう食料・農業・農村基本法等に基づき実施される各種施策等
食料の安定供給に向けた取組に係る執行額	16兆4654億円(平成29年度～令和4年度)

### <構成>

1	検査の背景(600ページ)
(1)	食料の安定供給の概要等(600ページ)
ア	食料の安定供給の概要(600ページ)
イ	食料自給率の概要等(600ページ)
(2)	社会情勢の変化及び国内の対応(604ページ)
ア	食料安全保障強化政策大綱の策定(604ページ)
イ	基本法の見直し(605ページ)
(3)	食料の安定供給に向けた取組等と政策評価体系との関係(605ページ)
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法(608ページ)
(1)	検査の観点及び着眼点(608ページ)
(2)	検査の対象及び方法(608ページ)
3	検査の状況(608ページ)
(1)	食料の安定供給に向けた取組に係る執行額等(608ページ)
ア	政策分野別の執行額(609ページ)
イ	生産の増大、輸入及び備蓄に係る取組別の執行額(611ページ)
(2)	食料の安定供給に向けた取組の実施状況(611ページ)
ア	生産の増大に係る取組(611ページ)
イ	輸入に係る取組(614ページ)
ウ	備蓄に係る取組(616ページ)
(3)	総合食料自給率等の指標に係る目標の達成状況等及び検証状況(618ページ)
ア	供給熱量ベースの総合食料自給率に係る目標の達成状況等(618ページ)
イ	小麦、大豆及び飼料作物に係る指標の推移等(624ページ)
ウ	農地及び農業労働力の確保に係る指標の見通し及び実績(626ページ)
エ	生産資材に係る指標に係る目標の達成状況(629ページ)
オ	総合食料自給率等の指標の検証状況(630ページ)
4	本院の所見(631ページ)

## 1 検査の背景

### (1) 食料の安定供給の概要等

#### ア 食料の安定供給の概要

農林水産省は、食料の安定的な供給について、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号。以下「基本法」という。)に基づき、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大(以下、国内の林業及び水産業における食料の生産の増大と合わせて「生産の増大」という。)を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することとしている。

また、凶作や輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されるよう食料安全保障の確立を図ることとしている。

基本法によれば、政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならないとされている。そして、基本計画において、①食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針、②食料自給率の目標、③食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めるものとされている。また、政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとされている(以下、平成12年、17年、22年、27年及び令和2年に策定された基本計画をそれぞれ「平成12年基本計画」「平成17年基本計画」「平成22年基本計画」「平成27年基本計画」及び「令和2年基本計画」という。)

#### イ 食料自給率の概要等

##### (ア) 食料自給率の概要

基本計画によれば、食料自給率は、国内の食料供給に対する国内生産の割合を示すものとされている。そして、図表1のとおり、その示し方には総合食料自給率と品目別自給率があり、総合食料自給率には、更に供給熱量ベース及び生産額ベースがある。



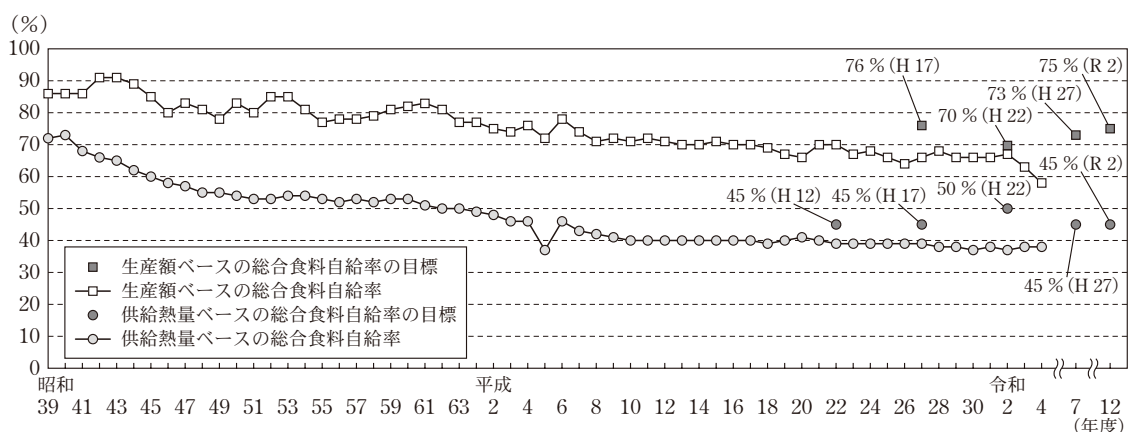
図表1 食料自給率の種類及び概要

食料自給率の種類	概 要
総合食料自給率	食料全体について共通の尺度で単位を揃えることにより計算して国内の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標
供給熱量ベース	<p>基礎的な栄養価であるエネルギーに着目して、国民に供給される熱量(総供給熱量)に対する国内生産の割合を示す指標</p> <p>国民の生命と健康の維持に不可欠な最も基礎的な物資である食料の供給の実態がより反映されるという特徴を有し、食料安全保障の状況を評価する観点からは、その実態を測るのに適しているとされている。</p> <p>(計算式) 供給熱量ベースの総合食料自給率  <math display="block">= 1人1日当たり国産供給熱量 / 1人1日当たり総供給熱量</math></p>
生産額ベース	<p>経済的価値に着目して、国民に供給される食料の国内消費仕向額に対する国内生産の割合を示す指標</p> <p>高度な生産管理により高品質な農産物等を生み出すという我が国農林水産業の強みがより適切に反映されるなどの特徴を有し、農業の経済活動の状況を評価する観点からは、その実態を測るのに適しているとされている。</p> <p>(計算式) 生産額ベースの総合食料自給率  <math display="block">= 食料の国内生産額 / 食料の国内消費仕向額</math></p>
品目別自給率 (重量ベース)	<p>品目別に国内消費仕向額<sup>(注)</sup>に対する国内生産の割合を示す指標</p> <p>(計算式) 品目別自給率 = 国内生産量 / 国内消費仕向量</p>
品目別供給熱量自給率	<p>国民に供給される品目別の熱量に対する国内生産の割合を示す指標</p> <p>(計算式) 品目別供給熱量自給率  <math display="block">= 当該品目の1人1日当たり国産供給熱量 / 当該品目の1人1日当たり供給熱量</math></p>

(注) 国内消費仕向量及び国内消費仕向額とは、1年間に国内で消費に回された食料の量(額)を表すもので、国内生産量(額)と輸入量(額)の合計から輸出货量(額)を差し引くなどして計算される。

食料自給率の目標は、基本法によれば、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとされており、平成12年基本計画の策定以降、消費の見通しや消費者ニーズを踏まえた基本計画期間内における実現可能性を考慮して、基本計画において、総合食料自給率の目標が設定されている。そして、各基本計画に定められた総合食料自給率の目標については、図表2のとおりとなっていて、令和2年基本計画においては、12年度を目標年度として、供給熱量ベースの総合食料自給率で45%となっている。また、我が国の総合食料自給率は、図表2のとおり、長期的に低下傾向で推移してきたが、近年はおおむね横ばいとなっていて、4年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は38%となっている。

図表2 各基本計画に定められた総合食料自給率の目標及び我が国の総合食料自給率の推移



(参考)平成10年度以降の総合食料自給率

(単位：%)

年 度	平成																													令和			
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4								
供給熱量ベース	40	40	40	40	40	40	40	40	39	40	41	40	39	39	39	39	39	39	38	38	37	38	37	38	37	38	38						
生産額ベース	71	72	71	70	70	71	70	70	69	67	66	70	70	67	68	66	64	66	68	66	66	66	66	67	63	58							

注(1) 食料需給表(農林水産省)等を基に本院が作成した。

注(2) 令和4年度の総合食料自給率は、農林水産省が5年8月7日に公表した概算値である。

注(3) 総合食料自給率の目標の括弧書きの「H12」「H17」「H22」「H27」及び「R2」は、それぞれ平成12年基本計画、平成17年基本計画、平成22年基本計画、平成27年基本計画及び令和2年基本計画における目標であることを示す。

注(4) 平成22年基本計画における供給熱量ベースの総合食料自給率の目標(50%)は、我が国の持てる資源を全て投入したときに初めて可能となる高い目標として設定されたものである。

注(5) 平成5年度は、記録的な冷夏により、米の作況指数(水田10a当たりの平年収量を100として、その年の収量を示す指数)が74となったことから、前年度に比べて、生産額ベース及び供給熱量ベースの総合食料自給率がいずれも大きく低下した。

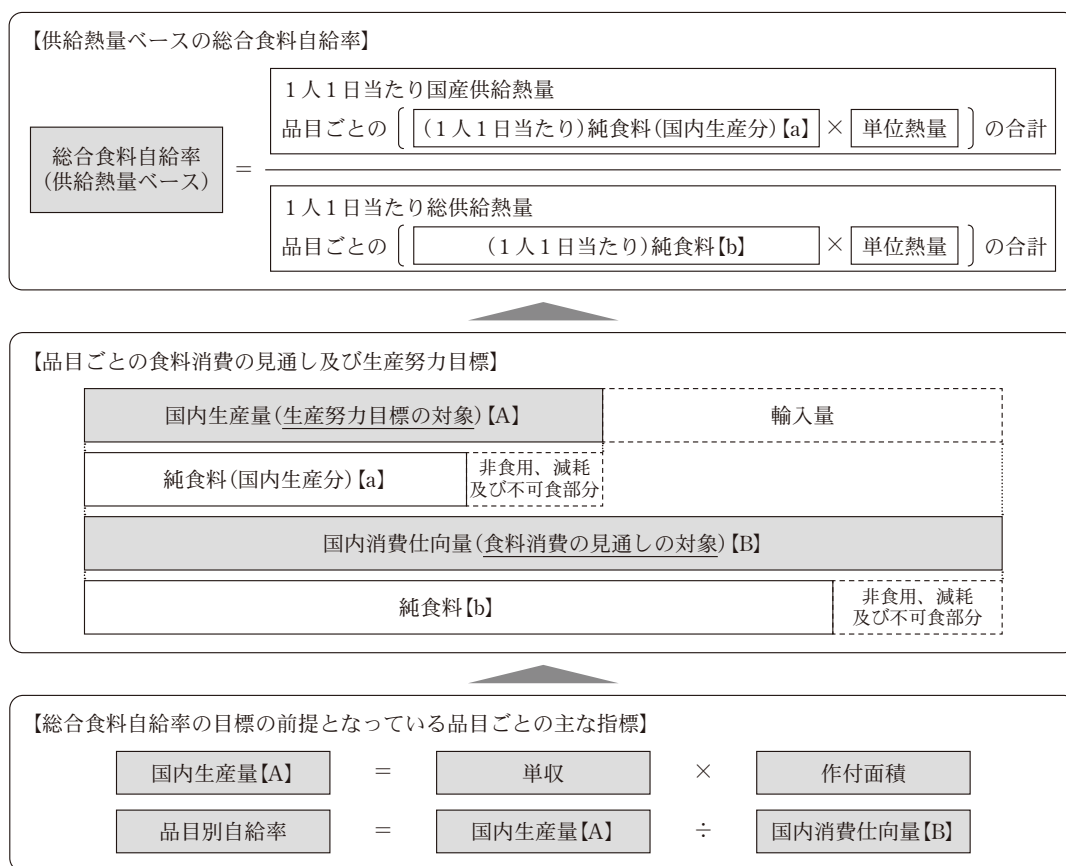
(注1)

基本計画によれば、総合食料自給率の目標は、品目ごとに食料消費の見通し及び生産努力目標を示した上で設定することとされている。また、基本計画と共に公表されている参考資料には、総合食料自給率の目標の前提としたデータとして、品目ごとの食料消費の見通しや生産努力目標のほかに、主要品目の10a当たりの収量(以下「単収」という。)、作付面積、品目別自給率等の指標ごとの目標が示されている。

(注1) 品目 令和2年基本計画においては、米(米粉用米、飼料用米を除く。)、米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、かんしょ、ばれいしょ、なたね、野菜、果実、てん菜、さとうきび、茶、生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、飼料作物、魚介類、海藻類及びきのこ類が示されている。

総合食料自給率と品目ごとの食料消費の見通し及び生産努力目標等との関係を示すと、図表3のとおりである。

図表3 総合食料自給率と品目ごとの食料消費の見通し及び生産努力目標等との関係



(イ) 我が国の4年度における供給熱量ベースの総合食料自給率等の状況

(ア)図表1のとおり、食料安全保障の状況を評価する観点からは、供給熱量ベースの総合食料自給率が、その実態を測るのに適しているとされており、4年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、前記のとおり38%となっている。そして、図表4のとおり、1人1日当たり総供給熱量は2,260kcalであり、供給熱量を品目別にみると、米、畜産物、油脂類、小麦、砂糖類、魚介類及び大豆の供給熱量が大きく、これらの品目で計1,846kcalとなっていて、全体の約8割を占めている。

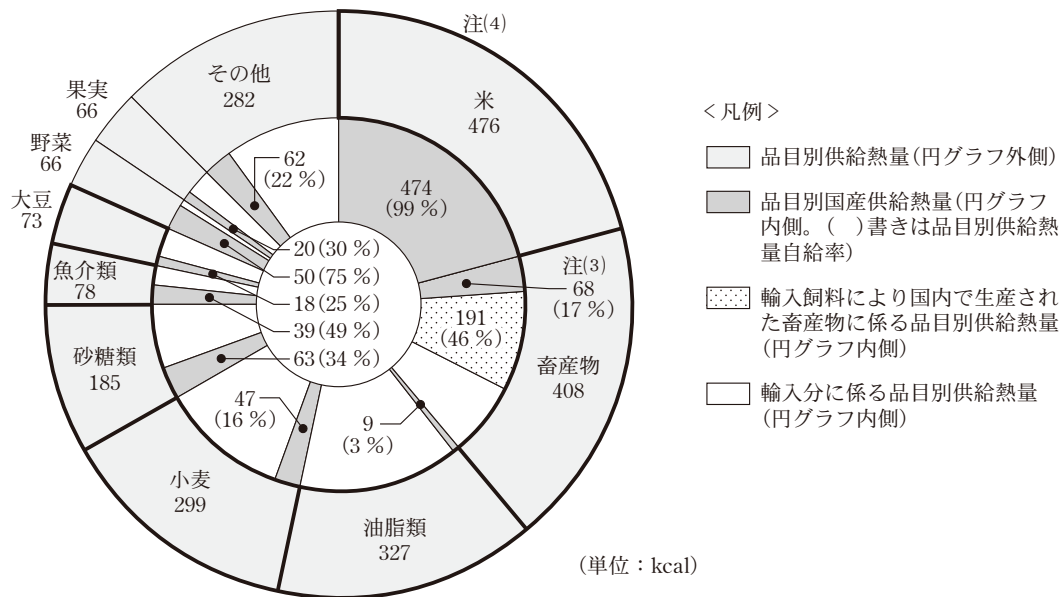
また、4年度の品目別供給熱量自給率についてみると、上記品目のうち、畜産物、油脂類、小麦及び大豆は30%を下回っており、海外依存度が比較的高い品目となっている。そして、畜産物については、国内で生産されたもののうち<sup>(注2)</sup>国産飼料により生産された分に係る供給熱量を基に計算しているため品目別供給熱量自給率が17%と低くなっているが、輸入飼料により生産された分を加えて計算すると63%となることから、畜産物の品目別供給熱量自給率が低い要因は飼料の自給率が低いことにあるとされている(4年度の国内に供給される飼料に対する国内生産の割合である飼料自給率は26%)。

(注2) 飼料 飼料は、生草、乾草等の繊維質を多く含む粗飼料と、穀類、大豆油粕等のたんぱく質や炭水化物を多く含む濃厚飼料とに分類される。また、粗飼料は更に良質粗飼料と低質粗飼料に分類され、基本計画に示された品目の飼料作物は良質粗飼料に該当する。

図表4 令和4年度の1人1日当たり総供給熱量の品目別の内訳

供給熱量ベースの総合食料自給率  
 = 1人1日当たり国産供給熱量 850kcal / 1人1日当たり総供給熱量 2,260kcal = 38%

第4章  
 第3節  
 特定検査対象に関する検査状況  
 第2



- 注(1) 食料需給表(農林水産省)等を基に本院が作成した。  
 注(2) 図表中の各値は、農林水産省が令和5年8月7日に公表した概算値(同年9月8日に公表された訂正を含む。)である。  
 注(3) 畜産物の品目別国産供給熱量は、国産飼料により国内で生産された畜産物に係る供給熱量である。  
 注(4) 品目別供給熱量が大きい順に米から大豆までの品目別供給熱量(太枠部分)を合計すると計1,846kcal(全体の81.6%)となる。

(2) 社会情勢の変化及び国内の対応

平成11年の基本法制定後20年以上が経過し、その間に基幹的農業従事者<sup>(注3)</sup>が半減し、その高齢化が進むなど、我が国の農業環境は大きく変化している。さらに、近年の気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化、ウクライナ情勢の緊迫化等に伴う輸入食品原材料や肥料、飼料等の生産資材の価格高騰等を背景として、政府は、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となっているとしている。

(注3) 基幹的農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

ア 食料安全保障強化政策大綱の策定

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(内閣に設置され、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び農林水産大臣を副本部長として関係閣僚が参加)は、近年の急激な食料安定供給リスクの高まりに鑑み、早期に食料安全保障の強化を実現していく必要があるとして、令和4年12月に「食料安全保障強化政策大綱」(以下「大綱」という。)を策定した。大綱においては、食料安全保障の強化のための重点対策として、海外依存度が高い

麦、大豆、飼料作物等の生産拡大等を推進する「食料安全保障構造転換対策(過度な輸入依存からの脱却に向けた構造的な課題への対応)」等が掲げられ、農林水産物・生産資材共に、過度に輸入に依存する構造を改め、生産資材の国内代替転換や備蓄、輸入食品原材料の国産転換等を進めて、耕地利用率や農地の集積率等も向上させつつ、更なる食料の安全保障の強化を図ることなどとされた。

#### イ 基本法の見直し

前記のような社会情勢の変化を受けて、4年9月以降、農林水産省に設置された食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)において、5年度中の基本法の改正案の国会提出を視野に入れて、基本法の検証・検討が進められ、5年9月に農林水産大臣に対する答申が行われた。同答申では、平時から食料安全保障の達成を図るなど、今後20年の変化を見据えて、現行の基本法の基本理念や主要施策等を見直すこととされた。また、食料自給率については、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加えて、新たに策定される基本計画において整理される課題に適した数値目標等を設定することとされた。

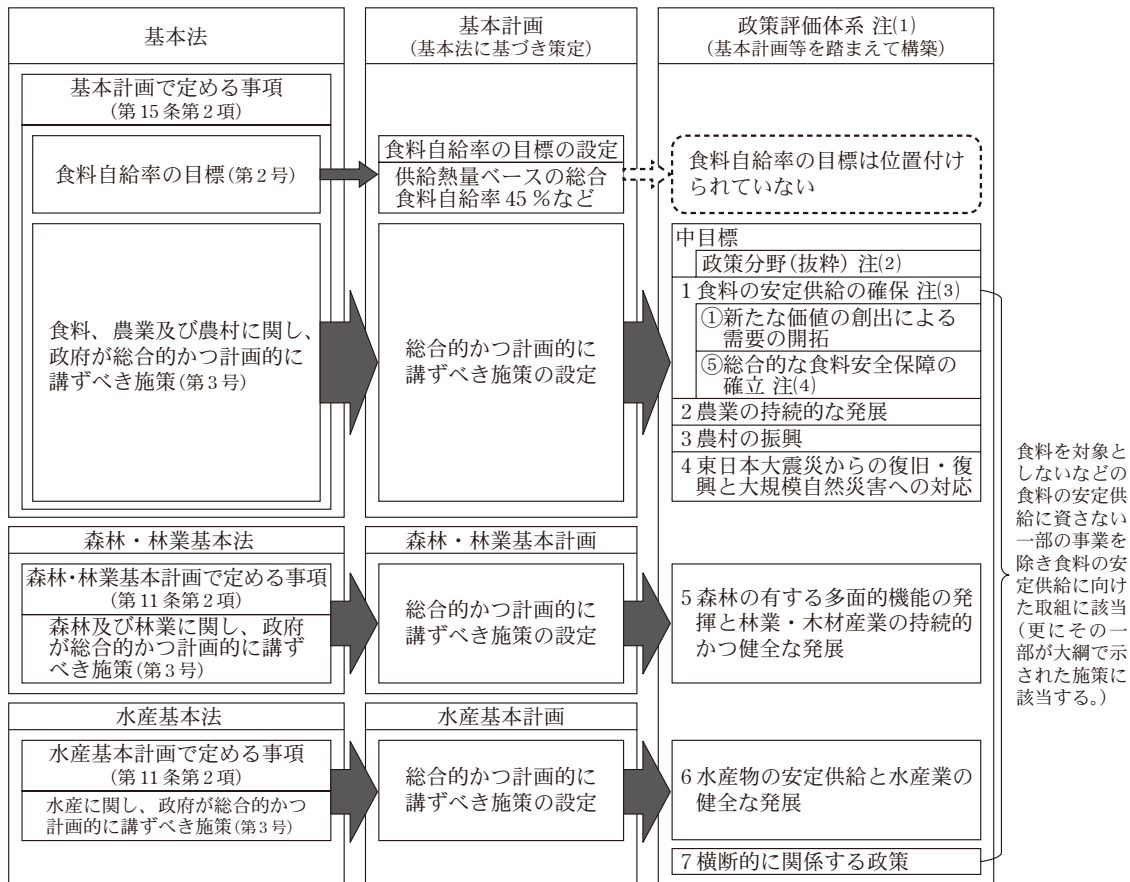
#### (3) 食料の安定供給に向けた取組等と政策評価体系との関係

農林水産省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づく政策評価の実施に当たり、基本法に基づく基本計画等を踏まえて政策評価体系を構築している。

農林水産省は、同省が実施している事業については、その大部分が食料の安定供給に資することから、食料を対象としないなどの食料の安定供給に資さない一部の事業を除き、食料の安定供給に向けた取組に係る事業に該当するとしている。同省における食料の安定供給に向けた取組について、基本法、基本計画、食料自給率の目標等も含めて、政策評価体系との関係を示すと図表5のとおりである。

図表5 食料の安定供給に向けた取組等と政策評価体系との関係

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2



注(1) 令和2年基本計画を踏まえた政策評価体系は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展等を図ることを定めた大目標(使命)の下に、「1 食料の安定供給の確保」等の7項目の中目標及び「①新たな価値の創出による需要の開拓」等の25項目の政策分野が設定されている。

注(2) 政策評価体系における政策分野は、特定の行政課題に対応するための基本的な方針である政策評価体系における政策を実現するための具体的な方策である施策におおむね該当するものとされている。また、各政策分野の下には、政策分野(施策)を具現化するための個々の政策手段として事務事業が設定されている。

注(3) 中目標「1 食料の安定供給の確保」は、農業・食品産業の競争力の強化を図って食料供給の基盤の維持・強化をしたり、食料の安定供給の前提である食品の安全を確保したりなどする施策に対応するものであり、食料の安定供給に向けた取組はこれらの施策に限定されるものではない。

注(4) 政策分野「⑤総合的な食料安全保障の確立」は、不測の事態に備えて食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクの分析・評価をしたり、輸入穀物等を安定的に確保したりなどする施策に対応するものであり、大綱で示された食料安全保障の強化のための重点対策はこれらの施策に限定されるものではない。

農林水産省は、政策評価において、政策の効果の測定指標及び目標を政策分野単位で定めて目標の達成状況を評価しているが、食料自給率の目標については、政策評価体系に位置付けられていないことなどから、その達成状況を評価、検証等することとはなっていない(図表5参照)。これについて、同省は、食料自給率は農林水産行政の総合的な推進に加えて外交、経済等の様々な要因により決定されるものであり、各施策は各政策分野において定められた効果の測定指標等により評価されることになるためであるとしている。

そして、3(2)に記述する食料の安定供給に向けた取組及び大綱で示された食料安全保障の強化のための重点対策が、それぞれ政策評価体系のどの政策分野に位置付けられるかについて整理すると、図表6のとおりである。

図表6 食料の安定供給に向けた取組及び大綱で示された食料安全保障の強化のための重点対策と政策評価体系における各政策分野との関係

政策評価体系		食料の安定供給に向けた取組							大綱 注(2)
大目標 (使命)	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	生産の増大 注(3)					輸入	備蓄	
		小麦、大豆、 飼料作物	農地	農業 労働力	生産 資材				
中目標									
政策分野									
1 食料の安定供給の確保									
	① 新たな価値の創出による需要の開拓	○	○	○	○	○			○
	② グローバルマーケットの戦略的な開拓	○	○	○	○	○			
	③ 消費者と食・農とのつながりの深化	○	○						○
	④ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保	○	○			○			○
	⑤ 総合的な食料安全保障の確立	○	○				○	○	○
2 農業の持続的な発展									
	⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化	○	○	○	○	○			○
	⑦ 農地集積・集約化と農地の確保	○	○	○	○	○			
	⑧ 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	○	○	○		○			○
	⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	○	○	○	○	○			○
	⑩ 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進	○	○	○	○	○			
	⑪ イノベーション創出・技術開発の推進	○	○	○	○	○			○
	⑫ 環境政策の推進	○	○			○			○
3 農村の振興									
	⑬ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	○	○			○			
	⑭ 農村に人が住み続けるための条件整備	○	○	○		○			
	⑮ 農村を支える新たな動きや活力の創出	○	○						
4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応									
	⑯ 東日本大震災からの復旧・復興	○	○	○	○	○			
	⑰ 大規模自然災害への備え								
	⑱ 大規模自然災害からの復旧								
5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展									
	⑲ 森林の有する多面的機能の発揮								
	⑳ 林業の持続的かつ健全な発展	○							○
	㉑ 林産物の供給及び利用の確保								○
6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展									
	㉒ 水産資源管理の着実な実施	○				○			
	㉓ 水産業の成長産業化の実現	○				○			○
	㉔ 漁村の活性化の推進	○							○
7 横断的に関係する政策									
	㉕ 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進								

注(1) 令和4年度政策評価体系等に基づき本院が作成した。

注(2) 大綱における食料安全保障の強化のための重点対策を示す。同対策は、食料の安定供給に向けた取組に含まれるが、本図表では大綱と政策評価体系における各政策分野との関係を示すために、別立てとしている。また、政策評価体系における同対策の位置付けについては、大綱に掲げられた主要施策を本院において令和2年基本計画を踏まえた政策評価体系上で整理したものであり、農林水産省は、今後、大綱等を踏まえて新たな基本計画が策定された際には、同基本計画を踏まえた政策評価体系を検討するとしている。

注(3) 「生産の増大」の各区分のうち、「小麦、大豆、飼料作物」及び「生産資材」は大綱において海外依存度が高く今後生産拡大等を図ることとなっている小麦、大豆及び飼料作物並びに生産資材に係る取組、「農地」及び「農業労働力」は国内農業の生産基盤であり、生産の増大を図る上で欠くことのできない重要な要素である農地及び農業労働力に係る取組をそれぞれ示す。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

食料の安定供給に向けた取組は、平成11年の基本法制定以降、長期間、多岐にわたり実施されている。そして、小麦、大豆及び飼料作物については、我が国の総供給熱量に占める割合が大きいなどのため供給熱量ベースの総合食料自給率に与える影響が大きく、大綱において、生産資材と合わせて海外依存度が高いことから、重点対策の一つとして、今後、生産拡大や国内代替転換等を図ることとなっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、食料の安定供給に向けたこれまでの取組に係る執行額や事業の実施状況はどのようになっているか、食料自給率等の基本計画等に示された指標に係る目標の目標年度における達成状況はどのようになっているか、その達成状況は基本計画の変更に当たりどのように検証されているか、特に海外依存度が高い小麦、大豆及び飼料作物並びに生産資材に係る取組の実施状況及び指標に係る目標の達成状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、29年度から令和4年度までの間の食料の安定供給に向けた取組に係る事業(農林水産省が実施している事業のうち、同省が食料安定供給に資さないとしている事業を除いた554事業)等を対象に、同省が作成した食料需給表等の食料の安定供給に関する各種統計資料等を分析するとともに、同省から食料の安定供給に向けた取組の実施状況に係る調書及び関係資料を徴したり、同省において関係部局から考え方を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注4) 行政文書の保存期間等を考慮して本院において設定した。

## 3 検査の状況

### (1) 食料の安定供給に向けた取組に係る執行額等

平成29年度から令和4年度までの間の食料の安定供給に向けた取組に係る事業の執行額をみると、図表7のとおり、毎年度2兆円以上が支出されており、上記554事業の合計で16兆4654億余円となっていた。また、農林水産省は、上記の554事業について、地方公共団体等に対する補助金等の交付(補助事業)、委託等により行う国の直轄事業、独立行政法人に対する運営費交付金の交付等の方法により実施しており、これらの実施方法別に



みると、補助事業が10兆3860億余円(執行額全体に占める割合63.0%)、直轄事業が5兆4461億余円(同33.0%)、運営費交付金が6159億余円(同3.7%)となっていて、補助事業が大部分を占めていた。なお、食料の安定供給に向けた取組としては、上記554事業の実施のほかに、「農地等についての相続税の納税猶予等」「肉用牛の売却による農業所得の課税の特例」等の租税特別措置等が講じられていた。

図表7 食料の安定供給に向けた取組に係る事業の実施方法別の執行額 (単位：億円、%)

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	計	割合
補助事業	1兆1960	1兆5477	1兆6829	2兆0406	2兆0006	1兆9178	10兆3860	63.0
直轄事業	1兆1629	7466	8122	8050	9203	9988	5兆4461	33.0
運営費交付金	934	1024	1042	1047	1058	1051	6159	3.7
その他 注(1)	13	14	38	1	55	50	173	0.1
計	2兆4539	2兆3983	2兆6033	2兆9505	3兆0323	3兆0269	16兆4654	100.0
(参考) 農林水産省一般会計の支出済歳出額	2兆6876	2兆6828	2兆8255	3兆2728	3兆2206	3兆4033	18兆0929	
農林水産省所管食料安定供給特別会計の支出済歳出額 注(2)	8418	8137	8506	8209	9134	1兆1505	5兆3913	

注(1) 「その他」は、出資等である。

注(2) 農林水産省所管食料安定供給特別会計の各勘定の支出済歳出額を単純に合計したものである。

#### ア 政策分野別の執行額

平成29年度から令和4年度までの政策評価体系を基に、基本計画別・政策分野別の執行額をみたところ、図表8のとおり、平成27年基本計画に基づく平成29年度から令和元年度までの間の執行額の合計は、中目標「2 農業の持続的な発展」の「(6)力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等」が1兆8114億余円、「(8)構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進」が1兆2212億余円、「(9)需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革」が1兆1816億余円となっており、上記中目標の3政策分野だけで執行額全体の5割以上を占めていた。また、令和2年基本計画に基づく2年度から4年度までの間の執行額の合計は、中目標「2 農業の持続的な発展」の「(9)需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化」が1兆7977億余円、「(6)担い手の育成・確保等と農業経営の安定化」が1兆6911億余円、「(8)農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備」が1兆3740億余円となっており、平成27年基本計画と同様に、上記中目標の3政策分野だけで執行額全体の5割以上を占めていた。

図表8 平成29年度から令和4年度までの間の食料の安定供給に向けた取組に係る基本計画別・政策分野別の執行額の合計額 (単位：億円、%)

大目標	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。			中目標	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。		
	平成27年基本計画に基づく政策分野注(1)	計	構成比注(2)		令和2年基本計画に基づく政策分野注(1)	計	構成比注(2)
1	食料の安定供給の確保	1兆1891	/	1	食料の安定供給の確保	1兆7787	/
	(3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓	773	1.0		① 新たな価値の創出による需要の開拓	1428	1.5
	(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓	287	0.3		② グローバルマーケットの戦略的な開拓	1540	1.7
	(2) 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承	9	0.0		③ 消費者と食・農とのつながりの深化	1574	1.7
	(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	235	0.3		④ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保	232	0.2
	(5) 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立	1兆0585	14.6		⑤ 総合的な食料安全保障の確立	1兆3011	14.4
2	農業の持続的な発展	5兆0279	/	2	農業の持続的な発展	5兆7631	/
	(6) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等	1兆8114	25.1		⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化	1兆6911	18.7
	(7) 担い手への農地集積・集約化と農地の確保	5489	7.6		⑦ 農地集積・集約化と農地の確保	6181	6.8
	(8) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進	1兆2212	16.9		⑧ 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	1兆3740	15.2
	(9) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	1兆1816	16.3		⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	1兆7977	19.9
	(11) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等	531	0.7		⑩ 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進	290	0.3
	(10) 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	2041	2.8		⑪ イノベーション創出・技術開発の推進	2509	2.7
	(12) 気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用	3	0.0		⑫ 環境政策の推進	20	0.0
	(13) 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	69	0.0				
3	農村の振興	2598	/	3	農村の振興	2787	/
	(15) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出	4	0.0		⑬ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	22	0.0
	(16) 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等	1	0.0		⑮ 農村を支える新たな動きや活力の創出	1	0.0
	(14) 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等	2591	3.5		⑭ 農村に人が住み続けるための条件整備	2764	3.0
				4	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応注(1)	2845	/
					⑯ 東日本大震災からの復旧・復興	643	0.7
					⑰ 大規模自然災害への備え	—	—
					⑱ 大規模自然災害からの復旧	2202	2.4
4	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	35	/	5	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	43	/
	(17) 森林の有する多面的機能の発揮	—	—		⑲ 森林の有する多面的機能の発揮	—	—
	(18) 林業の持続的かつ健全な発展	35	0.0		⑳ 林業の持続的かつ健全な発展	43	0.0
	(19) 林産物の供給及び利用の確保	—	—		㉑ 林産物の供給及び利用の確保	—	—
5	水産物の安定供給と水産業の健全な発展	7306	/	6	水産物の安定供給と水産業の健全な発展注(3)	9002	/
	(20) 水産資源の回復	1107	1.5		㉒ 水産資源管理の着実な実施	1011	1.1
	(21) 漁業経営の安定	3003	4.1		㉓ 水産業の成長産業化の実現	4545	5.0
	(22) 漁村の健全な発展	3195	4.4		㉔ 漁村の活性化の推進	3445	3.8
計	(平成29年度から令和元年度まで)注(4)	7兆2110	100	計	(2年度から4年度まで)注(4)	9兆0098	100

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2

- 注(1) 平成27年基本計画から令和2年基本計画への変更による政策評価体系の見直しに伴い、令和2年度から中目標「4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応」が追加されたほか、一部の政策分野が変更されている(政策分野番号(10)は(11)に、(11)は(9)及び(10)に、(12)及び(13)は(12)に、(15)は(13)に、(16)は(13)及び(15)にそれぞれおおむね対応)。
- 注(2) 平成29年度から令和元年度まで又は2年度から4年度までの間の食料の安定供給に向けた取組に係る基本計画別の執行額全体に占める当該政策分野の執行額合計の割合
- 注(3) 令和4年3月の水産基本計画の変更に伴い、当該中目標に係る政策分野は4年度に変更されている。
- 注(4) 食料の安定供給に向けた取組に係る事業の執行額には、本図表の合計額のほか、平成29年度から令和元年度までの間に実施された東日本大震災からの復旧・復興等に係る執行額2445億余円があるため、図表7及び図表9の合計額(16兆4654億余円)とは一致しない。

#### イ 生産の増大、輸入及び備蓄に係る取組別の執行額

食料の安定供給については、生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせて行うとされている。そこで、平成29年度から令和4年度までの間の食料の安定供給に向けた取組に係る事業の執行額について、生産の増大、輸入及び備蓄に係る取組別にみると、図表9のとおり、生産の増大が12兆8609億余円(執行額全体に占める割合78.1%)、輸入が1兆8614億余円(同11.3%)、備蓄が3439億余円(同2.0%)となっており、生産の増大に係る取組の執行額が大部分を占めていた。

図表9 生産の増大、輸入及び備蓄に係る取組別の執行額 (単位：億円、%)

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	計	割合
生産の増大	1兆9000	1兆8435	2兆0436	2兆3586	2兆3864	2兆3287	12兆8609	78.1
輸入	2806	2873	2634	2572	3359	4368	1兆8614	11.3
備蓄	553	427	604	710	610	532	3439	2.0
その他	2178	2247	2358	2636	2489	2080	1兆3990	8.4
計	2兆4539	2兆3983	2兆6033	2兆9505	3兆0323	3兆0269	16兆4654	100.0

(注) 「その他」は、農業者年金事業、農業施設災害復旧等事業等の年金給付、大規模自然災害からの復旧等に関する取組等、「生産の増大」「輸入」又は「備蓄」のいずれにも区分できないものである。

#### (2) 食料の安定供給に向けた取組の実施状況

##### ア 生産の増大に係る取組

生産の増大に係る取組については、平成29年度から令和4年度までの間に、補助事業397事業、直轄事業139事業、運営費交付金13事業等、計519事業(重複を除く。)が実施されていた。

小麦、大豆及び飼料作物並びに生産資材は、前記のとおり、大綱において、海外依存度が高いことから今後生産拡大等を図ることとなっている。また、農地及び農業労働力は、国内農業の生産基盤であり、生産の増大を図る上で欠くことのできない重要な要素であると考えられる。そこで、①小麦、大豆及び飼料作物の生産の増大、②農地及び農業労働力並びに③生産資材のそれぞれの取組に係る事業の実施状況をみたとところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 小麦、大豆及び飼料作物の生産の増大に係る取組

小麦、大豆及び飼料作物の生産の増大に係る取組については、平成29年度から令和4年度までの間に小麦に係る206事業、大豆に係る205事業、飼料作物に係る160事業、計226事業(重複を除く。)が実施されており、農林水産省は、図表10のとおり、水田活用の直接支払交付金等を主要な事業と位置付けて実施していた。

図表10 小麦、大豆及び飼料作物の生産の増大に係る取組として実施された主要な事業の実施状況

事業名	品目	事業量(平成29年度～令和4年度)		事業の概要
水田活用の直接支払交付金	小麦 大豆	支払件数 注(1)	延べ1,976,070件	水田を活用して、主食用米以外の作物(麦、大豆、飼料用米、米粉用米等)の生産・販売を行う農業者等に対して交付金を交付する事業
		執行額 注(1)	1兆8532億6784万円	
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	小麦	取組対象面積 注(2)	67,981ha	水田農業を新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新するために、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援する事業
		執行額 注(2)	271億8372万円	
	大豆	取組対象面積	40,916ha	
		執行額	163億6388万円	
麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト	小麦 大豆	事業実施団体数 注(2)	378団体	国産麦・大豆の生産体制強化・生産の効率化、安定供給体制の確立に向けて、作付けの団地化の推進、営農技術の新規導入、保管施設の整備、商品開発等の取組を支援する事業
		執行額 注(2)	59億6806万円	
国産小麦供給体制整備緊急対策事業	小麦	事業実施団体数 注(2)	125団体	国産小麦等の安定供給体制を緊急的に強化するために、作付けの団地化や営農技術・機械の導入、一時保管等を通じた安定供給体制等の取組を支援する事業
		執行額 注(2)	11億7709万円	
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策	飼料作物	交付件数	47件	不安定な気象に対応したリスク分散を図るための複数草種の導入等による草地改良、飼料作物の優良品種の迅速な普及の促進等の取組を支援する事業
		執行額	7億9859万円	
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策	飼料作物	交付件数	118件	未利用資源を活用した飼料の普及、地域の食品残さ等の未利用資源の有効活用等の取組を支援する事業
		執行額	4億1716万円	

注(1) 水田活用の直接支払交付金は、小麦及び大豆以外の品目を含む事業全体の事業量である。

注(2) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業、麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト及び国産小麦供給体制整備緊急対策事業の事業量には、小麦以外の麦(二条大麦、六条大麦、はだか麦)を含む。

(イ) 農地及び農業労働力に係る取組

農地については、令和2年基本計画と合わせて策定された「農地の見通しと確保」において、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、農地中間管理事業等の荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込んで農地面積の見通しが示されている。そして、上記の施策としては、平成29年度から令和4年度までの間に7事業が実施されており、このうち多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払

交付金及び農地中間管理事業の実施状況についてみると、図表 11 のとおりとなっていた。

図表11 荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策として実施された事業のうち、多面的機能支払交付金等の実施状況

事業名	事業量(注)(平成 29 年度～令和 4 年度)		事業の概要
多面的機能支払交付金	認定農用地面積	延べ 13,752 千 ha	農業者等の組織する団体が行う、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的な保全活動及び農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等の推進活動等を支援する事業
	執行額	2913 億 0897 万円	
中山間地域等直接支払交付金	対象農用地面積	延べ 3,963 千 ha	中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき、農地や農道、水路等の維持・管理等の共同活動を行う農業者等を支援する事業
	執行額	1560 億 6504 万円	
農地中間管理事業	事業実施主体数	延べ 282 主体	担い手への農地集積・集約化を加速化するために、農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保全管理費等)、事業推進費等を支援する事業
	執行額	586 億 9812 万円	

(注) 各事業の事業量から荒廃農地の発生防止・解消に係る事業量のみを区分できないため、「事業量」欄には各事業全体の事業量を記載している。

また、農業労働力については、令和 2 年基本計画と合わせて策定された「農業構造の展望」において、青年層の新規就農の促進や雇用者の増加等を前提に見通しが示されている。そして、青年層の新規就農の促進や雇用者の増加を目的として実施された事業は、図表 12 のとおり、平成 29 年度から令和 4 年度までの間に、農業人材力強化総合支援事業等 4 事業となっていた。

図表 12 青年層の新規就農の促進や雇用者の増加を目的として実施された事業の実施状況

事業名	事業量(平成 29 年度～令和 4 年度)		事業の概要
農業人材力強化総合支援事業 注(1)	対象者数等	延べ 10 万 6063 人等 注(2)	次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修を後押しする資金(準備型(最長 2 年間))及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(最長 5 年間))を交付等する事業
	執行額 注(3)	1135 億 6430 万円	
新規就農者育成総合対策 注(4)	対象者数等	延べ 6887 人等 注(2)	次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修を後押しする資金(最長 2 年間)及び就農直後の経営確立を支援する資金(最長 3 年間)を交付等する事業
	執行額	70 億 2723 万円	
新規就農者確保加速化対策	対象者数	延べ 571 人	就職氷河期世代の就農を後押しするために、研修期間に必要な資金を交付等する事業
	執行額	12 億 4596 万円	
新規就農支援緊急対策事業	対象者数等	延べ 457 人等 注(2)	
	執行額	11 億 4152 万円	

注(1) 令和 3 年度補正予算の新規就農者確保緊急対策を含む。

注(2) 個人に対する支援を行っていない事業メニューがあるため、「人等」としている。

注(3) 農業人材力強化総合支援事業の執行額から青年層の新規就農の促進、雇用者の増加等を目的としている事業の執行額のみを区分できないため、「執行額」欄には上記事業全体の執行額を記載している。

注(4) 令和 4 年度補正予算の新規就農者確保緊急対策を含む。

(ウ) 生産資材に係る取組

我が国は、化学肥料の主な原料のほぼ全量を輸入しており、飼料については、前記のとおり4年度の飼料自給率が26%となっているなど、肥料や飼料等の生産資材を輸入に依存しており、大綱等において、堆肥や下水汚泥資源等の肥料の利用拡大及び国産飼料の供給・利用拡大を図ることとなっている。

そして、堆肥、下水汚泥資源及び国産飼料の利用拡大等に係る取組としては、平成29年度から令和4年度までの間で、堆肥に係る54事業、下水汚泥資源に係る38事業、飼料に係る60事業、計73事業(重複を除く。)が実施されており、農林水産省は、国産飼料の供給・利用拡大については、図表13のとおり、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策等2事業を主要な事業として位置付けている一方、堆肥、下水汚泥資源等の肥料の利用拡大に係る取組として実施された事業については、平成29年度から令和4年度までの間において主要な事業に位置付けているものはないとしている。

図表13 国産飼料の供給・利用拡大に係る取組として実施された主要な事業の実施状況 ((ア)図表10の一部再掲)

事業名	事業量 (平成29年度～令和4年度)		事業の概要
	交付件数	執行額	
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策	交付件数	47件	不安定な気象に対応したリスク分散を図るための複数草種の導入等による草地改良、飼料作物の優良品種の迅速な普及の促進等の取組を支援する事業
	執行額	7億9859万円	
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策	交付件数	118件	未利用資源を活用した飼料の普及、地域の食品残さ等の未利用資源の有効活用等の取組を支援する事業
	執行額	4億1716万円	

イ 輸入に係る取組

輸入に係る取組については、平成29年度から令和4年度までの間に7事業が実施されており、このうち執行額が大きい主要な事業をみると、図表14のとおり、麦管理経費等となっていた。

図表14 輸入に係る取組として実施された主要な事業の実施状況

事業名 (注)	事業量(執行額) (平成29年度～令和4年度)	事業の概要
麦管理経費	1兆3362億6114万円	汎用性が高く輸入ロットが大きい主要5銘柄の小麦について、海外から買い入れるために必要な経費
米管理経費	4857億3512万円	WTO協定に基づく国際約束数量を踏まえたミニマム・アクセス米の輸入及びCPTPP協定に基づく米穀等の輸入に必要な経費
麦買入費	385億7421万円	飼料用輸入麦について、海外から買い入れるために必要な経費
世界食料需給動向等総合調査・分析関係経費	8億5042万円	海外の食料需給動向等について、現地コンサルタント等を活用し、生育状況及び流通関係等の情報の収集・分析を行うなどするために必要な経費

(注) 「事業名」は、行政事業レビューシートの実業名を記載している。

このうち、海外依存度が高い麦について、国は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)等に基づき、海外で買い入れた麦の輸入価格(買付価格及び港湾経費)に、国内産麦の振興対策に係る原資や輸入した麦の備蓄等に要する経費に充当するマークアップを上乗せして、製粉企業等の実需者に売り渡している。そして、国が輸入している麦について、平成29年度から令和4年度までの間の輸入に係る国の収支をみると、図表15のとおりとなっていて、2年度の国際価格の下落による売渡価格の下落、3年度の米国等の不作及び4年度のウクライナ情勢の影響を受けた買付価格の高騰等により、2年度以降、売買差益は大きく減少していた。

図表15 麦の輸入に係る国の収支の推移 (単位：百万円)

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
買入費(a)	199,933	200,681	179,583	180,186	233,109	336,341
売払収入(b)	284,417	284,157	261,056	247,566	266,947	351,302
売買差益 (国の収支) (b-a)	84,465	83,476	81,472	67,380	33,838	14,960

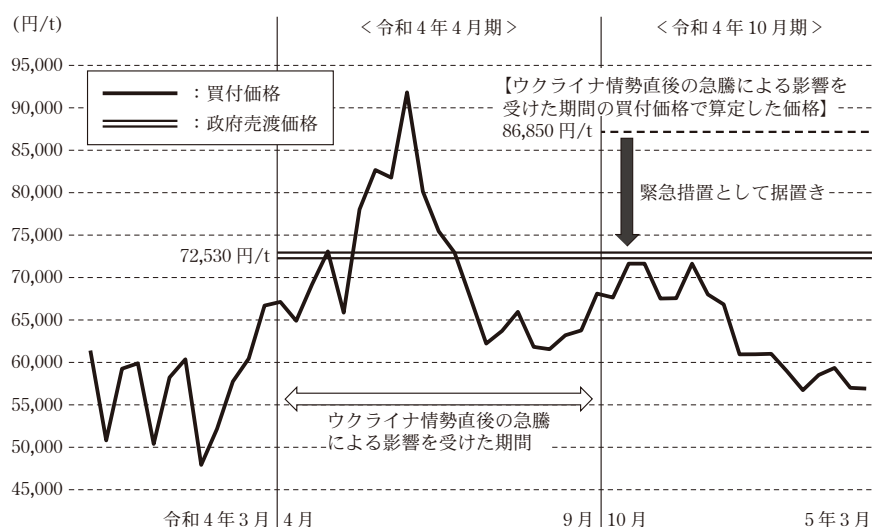
(注) 平成29年度の「売払収入」には前年度に買い入れた麦の売払収入が含まれているが、「売買差益(国の収支)」は、麦の売払収入を当該麦を買い入れた年度ごとに整理しているため、買入費と売払収入の差額と一致しない。

また、農林水産省は、国が輸入している麦のうち、一般輸入方式<sup>(注5)</sup>で輸入される小麦について、通常、年に2回、直近6か月の同省の買付価格を基に算定した政府売渡価格に基づき売買契約を締結して、製粉企業等に売り渡している。しかし、同省は、4年10月から5年3月までの間に売り渡す小麦に係る政府売渡価格については、ウクライナ情勢による買付価格の急騰の影響を緩和するために、4年3月第2週から9月第1週までの6か月間の買付価格を基に算定せず、前期の政府売渡価格を据え置く緊急措置を講じていた(図表16参照)。そこで、本院において、上記の緊急措置によるマークアップの減収額<sup>(注6)</sup>を試算すると、309億6215万余円となっていた。

(注5) 一般輸入方式 あらかじめ国が製粉企業等からの買受申込みを取りまとめ、一括して輸入・販売をする方式

(注6) 政府売渡価格については令和4年10月に4年3月第2週から9月第1週までの期間の買付価格を基に算定した価格、売渡数量については4年10月から5年3月までの間に売り渡された数量(実績)とそれぞれ仮定して売払金額を算出し、実際の売払金額との差額を機械的に試算した。

図表16 輸入小麦の政府売渡価格に係る緊急措置の概要



注(1) 「令和5年4月期の輸入小麦の政府売渡価格について」(令和5年3月農林水産省)を基に本院が作成した。

注(2) 横軸については、入札ごとの買付価格の推移を示したグラフとしているため、入札回数の違いにより令和4年4月期と10月期で間隔が異なっている。

#### ウ 備蓄に係る取組

国が備蓄水準を定めている品目は、4年度末時点において、食糧法等に基づき備蓄を行っている米、食糧用小麦及び飼料穀物となっている。そして、上記品目の備蓄に係る取組についてみると、図表17のとおり、米の備蓄については国自らにより、食糧用小麦及び飼料穀物の備蓄については製粉企業、配合飼料メーカー等に補助金を交付することにより、それぞれ実施されていた。



図表17 米、食糧用小麦及び飼料穀物の備蓄の概要

品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方	国の財政負担
米	100万t程度	<p>10年に1度の不作や通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年の需要量をベースに設定(23年の備蓄方式の変更により主食用として販売しなくなった際にも、引き続き100万t程度として設定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄分の米の所有権は国</li> <li>備蓄に要する経費は全て国費</li> </ul>
食糧用小麦	国として外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分(90万t程度)	<p>過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替輸入に4.3か月程度必要</li> <li>既に契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は平均2か月分程度</li> <li>差引き2.3か月分程度の備蓄が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄分の食糧用小麦の所有権は製粉企業等に移転</li> <li>国家備蓄として、製粉企業等が需要量の2.3か月分を備蓄した場合に、1.8か月分の保管経費を100%助成</li> </ul>
飼料穀物	100万t程度	<p>不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去に備蓄を活用した最大実績は75万t(東日本大震災時)</li> <li>海上輸送中の飼料穀物が、平均約100万t存在しており、備蓄飼料穀物と合わせて2か月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄分の飼料穀物の所有権は企業</li> <li>配合飼料メーカー等が事業継続計画に基づき実施する飼料穀物備蓄に対し、その費用の一部(約75万tの保管経費の1/3以内等)を助成</li> </ul>

(注) 「食料・農業・農村をめぐる情勢の変化(備蓄、食品安全・食品表示、知的財産)」(令和5年2月農林水産省)を基に本院が作成した。

上記の品目について、平成29年度から令和4年度までの間の備蓄に係る国の財政負担をみると、図表18のとおり、6か年の平均で、1か年当たり、米については461億余円(備蓄水準1t当たり46,155円)、食糧用小麦については43億余円(同4,833円)、飼料穀物については14億余円(同1,461円)の財政負担が生じていた。

図表18 米、食糧用小麦及び飼料穀物別の備蓄に係る国の財政負担等

品目	区分	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	6か年平均
米	買入量(千t)	193	120	183	210	209	202	186
	国の財政負担 (売買損益及び 保管経費等の合 計)(百万円) 注(1)	44,950	39,985	44,623	50,047	49,087	48,242	46,155
	国の財政負担の 単価(円/t)注(2)	44,950	39,985	44,623	50,047	49,087	48,242	46,155
食糧 用小麦	交付対象数量 (千t)	940	960	870	860	850	890	895
	国の財政負担 (保管経費に対 する補助金の交 付額)(百万円)	4,395	4,418	4,488	4,356	4,207	4,232	4,350
	国の財政負担の 単価(円/t)注(2)	4,883	4,909	4,987	4,840	4,675	4,703	4,833
飼料 穀物	交付対象数量 (千t)	765	746	782	748	741	761	757
	国の財政負担 (保管経費に対 する補助金の交 付額)(百万円)	1,437	1,431	1,117	1,840	1,458	1,480	1,461
	国の財政負担の 単価(円/t)注(2)	1,437	1,431	1,117	1,840	1,458	1,480	1,461

注(1) 国の財政負担のうち、売買損益は、売上額から売上原価を差し引いて算出している。

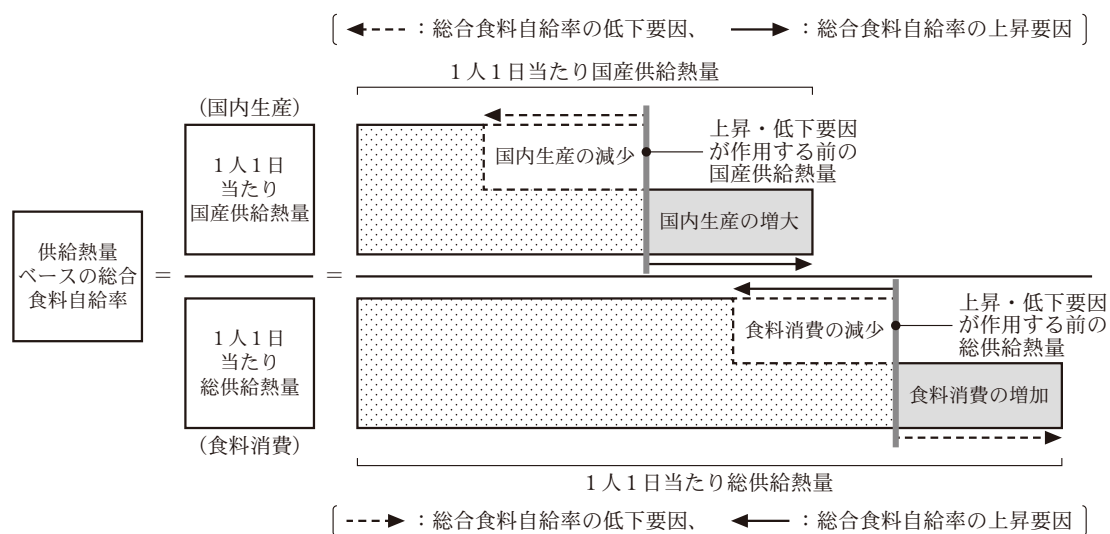
注(2) 「国の財政負担の単価」は、各年度の国の財政負担の額を備蓄水準(米：100万t、食糧用小麦：90万t、飼料穀物：100万t)で除して機械的に算出している。

### (3) 総合食料自給率等の指標に係る目標の達成状況等及び検証状況

#### ア 供給熱量ベースの総合食料自給率に係る目標の達成状況等

農林水産省は、供給熱量ベースの総合食料自給率の目標について、目標年度における品目ごとの食料消費の見通しが適切に見込まれ、かつ、生産努力目標の生産量が生産されれば達成されるとしている。そして、供給熱量ベースの総合食料自給率と食料消費及び国内生産との関係を整理すると、図表19のとおり、食料消費の減少による1人1日当たり総供給熱量の減少及び国内生産の増大による1人1日当たり国産供給熱量の増加は総合食料自給率の上昇要因になる一方、食料消費の増加による1人1日当たり総供給熱量の増加及び国内生産の減少による1人1日当たり国産供給熱量の減少は総合食料自給率の低下要因になる。

図表19 供給熱量ベースの総合食料自給率と食料消費及び国内生産の関係



(注) 本院において、食料・農業・農村白書等の記述を基に、供給熱量ベースの総合食料自給率の上昇要因及び低下要因をその算出過程に当てはめて整理したものである。

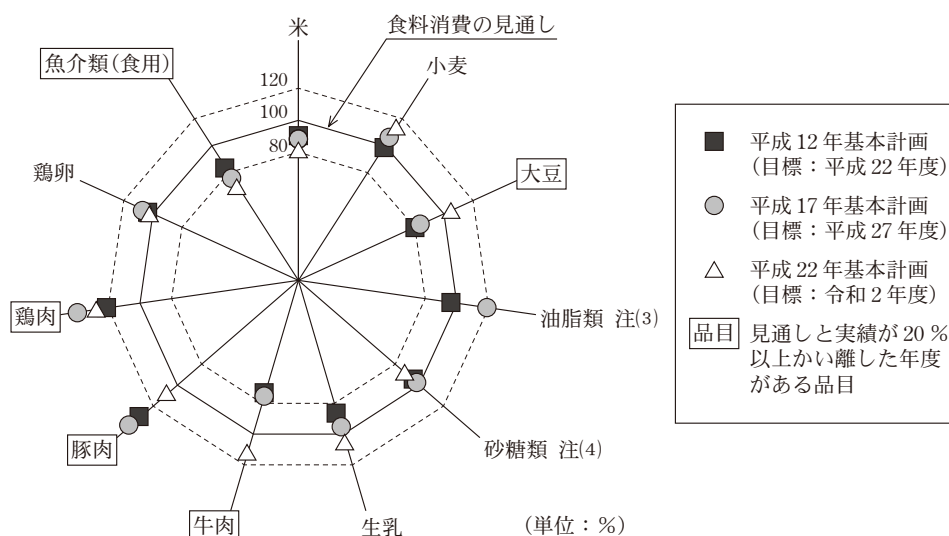
そして、平成10年度以降、供給熱量ベースの総合食料自給率は40%前後で推移し、これまで各基本計画に掲げられた総合食料自給率の目標は達成されていない(1(1)イ(ア)図表2参照)。一方、このような状況下において、農林水産省は、基本計画がおおむね5年ごとに見直されることなどを理由として、各基本計画の目標年度における品目別の食料消費の見通し及び生産努力目標とそれぞれの実績とを対比した資料を作成、公表していない(理由の詳細については、後掲オの農林水産省の指標の検証に対する考え方に関する記述参照)。

そこで、本院において、品目別の食料消費の見通し及び生産努力目標とそれぞれの実績とを対比するとともに、供給熱量ベースの総合食料自給率への品目別の寄与度を試算したところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 食料消費の見通し及び生産努力目標と実績との対比

前記のとおり、1人1日当たり総供給熱量に占める割合が大きい米、畜産物(生乳、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵)、油脂類、小麦、砂糖類、魚介類及び大豆の11品目について、目標年度に到達している平成12年基本計画、平成17年基本計画及び平成22年基本計画に示された品目別の食料消費の見通し及び生産努力目標とそれぞれの実績とを対比すると、食料消費については、図表20のとおり、米及び魚介類は3か年度とも実績が見通しを下回っており、見通しに対して1人1日当たり総供給熱量を減少させる要因となっていた。一方、豚肉及び鶏肉は3か年度とも実績が見通しを上回っており、見通しに対して1人1日当たり総供給熱量を増加させる要因となっていた。また、大豆、牛肉、豚肉、鶏肉及び魚介類の5品目については、見通しと実績とが20%以上かい離する年度が見受けられた。

図表20 品目別の食料消費の見通しと実績との対比



注(1) 食料需給表（農林水産省）等を基に本院が作成した。  
 注(2) 本図表は、品目ごとに食料消費の見通しに対する実績の割合を図示したものである。  
 注(3) 油脂類は、平成22年基本計画において食料消費の見通しが設定されていない。  
 注(4) 砂糖類は、てん菜及びさとうきびの精糖換算値による対比である。

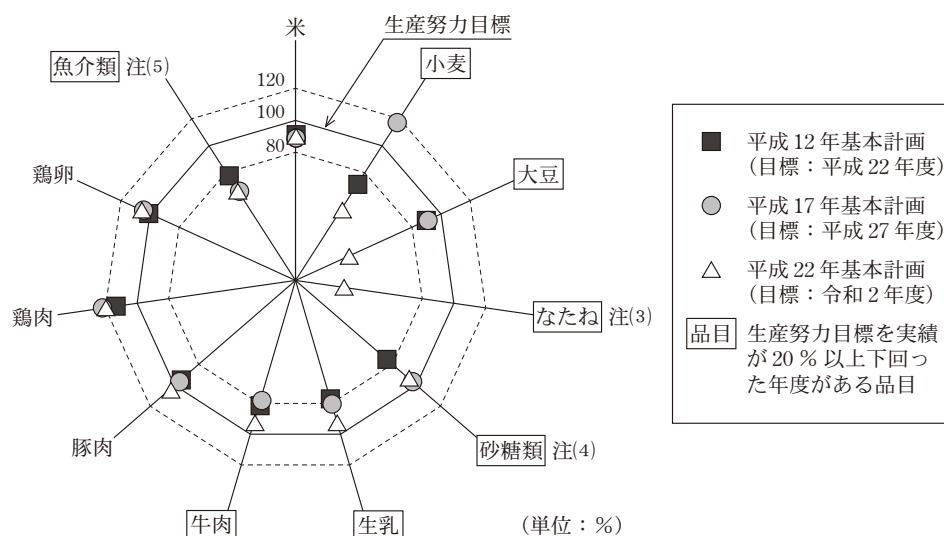
そして、上記の5品目について、農林水産省に食料消費の見通しと実績とがかい離れた理由を確認したところ、図表21のとおり、消費者ニーズの変化や家畜伝染病の発生等によるとしていた。

図表21 食料消費の見通しと実績とがかい離れた理由

品目	目標年度	食料消費の見通しと実績とがかい離れた理由
見通しに対する実績の割合が120%以上の品目		
豚肉	平成22	BSE発生により消費量が減少した牛肉の代替需要による消費量の増加
	平成27	牛肉の需要減少を受けて豚肉の需要が増加したことなどによる消費量の増加
鶏肉	平成22 平成27 令和2	消費者の低価格志向や健康志向の高まり、むね肉を使った商品開発が進んだことなどによる消費量の増加
見通しに対する実績の割合が80%以下の品目		
大豆	平成22	国際相場において大豆価格が大きく変動したこと、なたねとの価格差が広がったことによる油糧大豆の消費量の減少
牛肉	平成22	国内や米国でのBSE発生による消費量の減少
	平成27	平成22年の口蹄疫発生等による生産量の減少に伴う卸売価格の高騰等による消費量の減少
魚介類	平成27 令和2	少子高齢化や共働き世帯の増加等を背景とした食の簡便化志向による消費量の減少

一方、生産努力目標については、図表22のとおり、小麦、豚肉、鶏肉及び鶏卵は生産努力目標を実績が上回り、生産努力目標に対して1人1日当たり国産供給熱量を増加させる要因となった年度があった。しかし、全体的にみると、生産努力目標を実績が下回る傾向となり、生産努力目標に対して1人1日当たり国産供給熱量を減少させる要因となっていた。また、小麦、大豆、なたね、砂糖類、生乳、牛肉及び魚介類については、生産努力目標を実績が20%以上下回る年度も見受けられた。

図表22 品目別の生産努力目標と実績との対比



注(1) 作物統計(農林水産省)等を基に本院が作成した。

注(2) 本図表は、品目ごとに生産努力目標に対する実績の割合を図示したものである。

注(3) なたねは、平成12年基本計画及び平成17年基本計画において生産努力目標が設定されていない。

注(4) 砂糖類は、てん菜及びさとうきびの精糖換算値による対比である。

注(5) 魚介類の平成22年度及び27年度は食用のみについて、令和2年度は非食用を含む魚介類全体についてそれぞれ対比している。

そして、生産努力目標を実績が上回った品目及び20%以上下回った品目について、農林水産省にその理由を確認したところ、図表23のとおり、生産努力目標を実績が上回ったものは、天候に恵まれたこと、消費や価格の堅調な推移等によるとしていて、生産努力目標を実績が20%以上下回ったものは、天候不順等、生産者の高齢化・減少、生産努力目標の達成のための対策が進捗等しなかったことなどによるとしていた。

図表23 生産努力目標を実績が上回った理由及び下回った理由

品目	目標年度	生産努力目標を実績が上回った理由及び下回った理由
生産努力目標を実績が上回った品目		
小麦	平成 27	天候に恵まれ北海道の単収が良好であったことによる生産量の増加
豚肉	令和 2	出荷頭数の増加
鶏肉	平成 22 平成 27 令和 2	消費者の健康志向の高まりや国産志向を背景として消費や価格が堅調に推移したため
鶏卵	平成 22 平成 27 令和 2	安価で良質なたんぱく質として需要が安定していたため
生産努力目標を実績が 20% 以上下回った品目		
小麦	平成 22	天候不順による単収の減少等
	令和 2	生産努力目標(180 万 t)達成の前提として見込んだ関東以西の排水良好田での二毛作の拡大(19 万 ha)が実現しなかったため
大豆	令和 2	生産努力目標(60 万 t)達成の前提として見込んだ多収品種の育成、水田への作付等が進捗しなかったため
なたね	令和 2	消費者ニーズに対応した搾油事業者が限られているため
砂糖類	平成 22	生育期間における高温及び多雨の影響で病害が多発したことによる生産量の減少(てん菜)
		台風被害や収穫期の日照不足等による生産量の減少(さとうきび)
生乳	平成 22	経産牛頭数の減少や夏場の猛暑の影響等による個体乳量の減少、景気低迷による飲用向け需要の減退等による生産量の減少
	平成 27	高齢化に伴う酪農家戸数の減少等による生産量の減少
牛肉	平成 27	平成 22 年の口蹄疫の発生等による生産量の減少
魚介類	平成 22 平成 27	水産資源の悪化、漁業就業者の減少・高齢化等に伴う生産構造の脆弱化による生産量の減少
	令和 2	地球温暖化を背景とした海洋環境の変化等による生産量の減少

(イ) 供給熱量ベースの総合食料自給率への品目別の寄与度

1(1)イ(ア)図表 2 のとおり、29 年度から令和 4 年度までの間の供給熱量ベースの総合食料自給率は 37% から 38% となっており、平成 10 年度の 40% を基準として 2 ポイントから 3 ポイント低下している。また、(ア)のとおり、各基本計画の目標年度において、食料消費の見通しと実績が 20% 以上かい離したり、生産努力目標を実績が下回ったりするなどの品目が見受けられた。

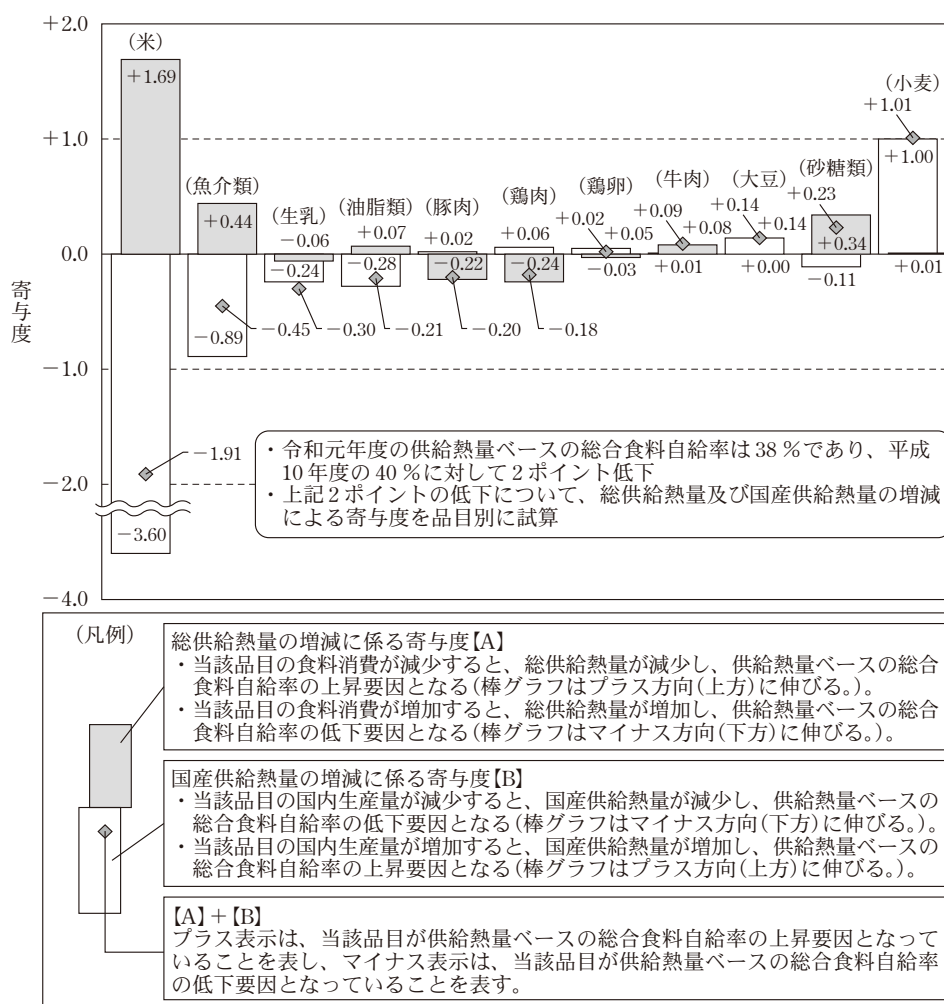
そこで、前記の 1 人 1 日当たり総供給熱量に占める割合が大きい 11 品目について、食料消費や国内生産の増減が供給熱量ベースの総合食料自給率の低下にどのように影響したか(ア図表 19 参照)をみるために、新型コロナウイルス感染症の影響の小さい直近の年度である令和元年度(供給熱量ベースの総合食料自給率 38%)において、平成 10 年度に対する総供給熱量及び国産供給熱量の増減による供給熱量ベースの総合食料自給率への寄与度を試算すると、図表 24 のとおりとなっていた。

すなわち、品目別自給率が高い米及び魚介類についてみると、消費量の減少による総供給熱量の減少がそれぞれ総合食料自給率を 1.69 ポイント及び 0.44 ポイント上昇させる要因となっていたが、これに伴う生産量の減少による国産供給熱量の減少がそ

それぞれ総合食料自給率を 3.60 ポイント及び 0.89 ポイント低下させる要因となっており、上昇要因より低下要因の方が大きいため、総合食料自給率を低下させる大きな要因となっていた。一方、豚肉及び鶏肉についてみると、消費量の増加による総供給熱量の増加がそれぞれ総合食料自給率を 0.22 ポイント及び 0.24 ポイント低下させる要因となるなど、総合食料自給率を低下させる大きな要因となっていた。

また、生産量の増加による総合食料自給率への寄与度をみると、小麦及び大豆についてはそれぞれ総合食料自給率を 1.00 ポイント及び 0.14 ポイント上昇させる要因となっていたが、小麦及び大豆以外の品目については、上昇への寄与度が小さかったり、生産量の減少により低下させる要因となっていたりしていた。

図表24 令和元年度における供給熱量ベースの総合食料自給率への品目別の寄与度(対平成10年度)(試算)



(注) 総供給熱量又は国産供給熱量の増減に係る寄与度は、食料・農業・農村白書で示された算出方法に基づくなどして、それぞれ次の算定式により試算した。

$$\text{総供給熱量の増減に係る寄与度} = - \left( \frac{\text{各品目の 1 人 1 日 当 たり 供 給 熱 量 の 増 減} \times \text{令 和 元 年 度 の 総 人 口} \times \text{令 和 元 年 度 の 日 数}}{\text{平 成 10 年 度 総 供 給 熱 量} \times \text{令 和 元 年 度 総 供 給 熱 量}} \right) \times 100$$

$$\text{国産供給熱量の増減に係る寄与度} = \frac{\text{各品目の国産供給熱量の増減}}{\text{平 成 10 年 度 総 供 給 熱 量}} \times 100$$

#### イ 小麦、大豆及び飼料作物に係る指標の推移等

小麦、大豆及び飼料作物に係る総合食料自給率の目標の前提となっている指標である生産量、単収、作付面積及び品目別自給率について、それぞれ基本計画に掲げられている目標と実績とを対比すると、次のとおりとなっていた。

##### (ア) 生産量、単収及び作付面積

生産量、単収及び作付面積の推移をみると、図表 25 のとおり、生育が天候の影響を受けると考えられるため年度により増減が大きいものの、小麦の生産量、単収及び作付面積は、令和 2 年度を除き目標をおおむね達成している状況であった。また、大豆については、生産量及び作付面積は 2 年度を除き目標をおおむね達成している状況であったが、単収は目標を下回る状況で推移していた。そこで、農林水産省に大豆の単収が目標を達成できていない理由を確認したところ、水田での湿害、水田転作の拡大・長期化に伴う連作障害・地力低下等によるものとしていた。

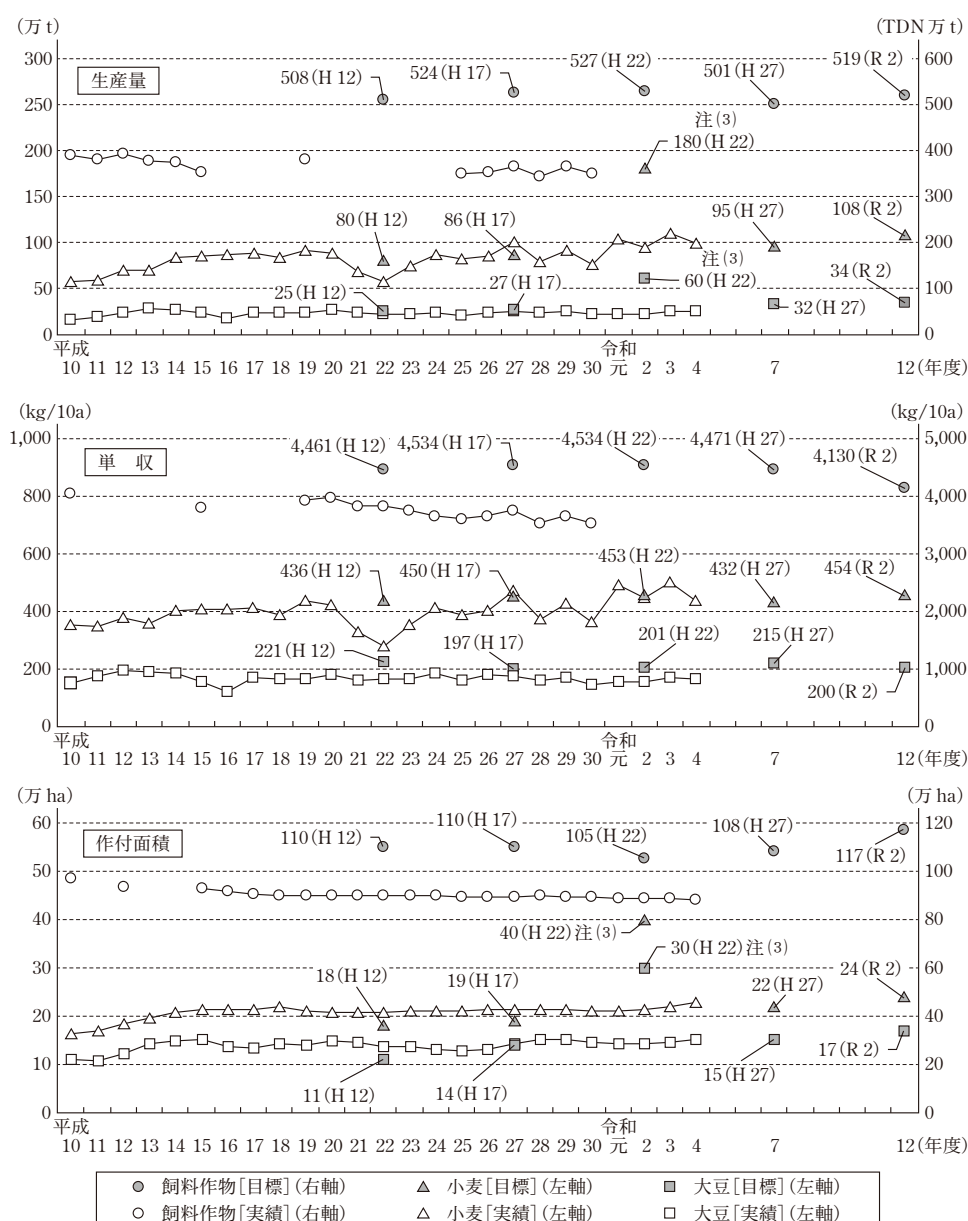
このため、前記大豆の生産の増大に係る取組の効果の発現には、単収向上の面で一定の制約があったと思料される。

一方で、飼料作物については、農林水産省において、必ずしも毎年度の実績を把握していないため、目標と実績とを対比できない年度があるが、確認できた範囲では、生産量が目標の 7 割程度、単収及び作付面積が目標の 8 割程度となっており、目標を達成できていなかった。そこで、同省にこれらが目標を達成できていない理由を確認したところ、条件が良い土地の確保が困難であること、飼料作物の生産に係る労働力不足等によるものとしていた。

このため、前記飼料作物の生産の増大に係る取組の効果の発現には、農地や農業労働力等の生産条件の面で一定の制約があったと思料される。



図表25 小麦、大豆及び飼料作物に係る生産量、単収及び作付面積の推移



注(1) 作物統計(農林水産省)等を基に本院が作成した。

注(2) 目標の括弧書きの「H12」「H17」「H22」「H27」及び「R2」は、それぞれ平成12年基本計画、平成17年基本計画、平成22年基本計画、平成27年基本計画及び令和2年基本計画における目標であることを示す。

注(3) 平成22年基本計画の目標は、我が国の持てる資源を全て投入したときに初めて可能となる高い目標として設定されたものである。

注(4) 飼料作物の単位はTDN(飼料中のエネルギー量を示す可消化養分総量)である。

注(5) 飼料作物の生産量、単収及び作付面積の実績について、農林水産省において実績を把握していないため図示できない年度がある。

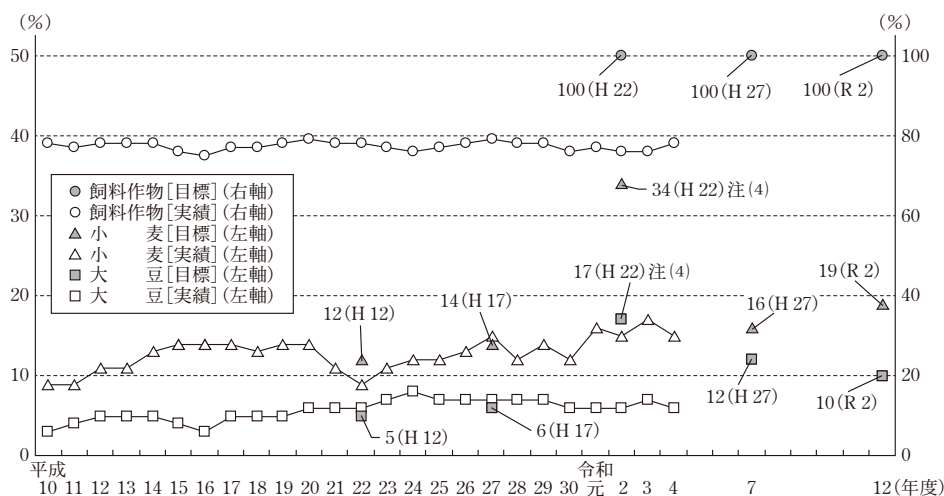
(イ) 品目別自給率

品目別自給率の推移をみると、図表26のとおり、小麦及び大豆については、平成12年基本計画の目標年度である平成22年度以降、小麦が9%から17%、大豆が6%から8%で推移しており、目標をおおむね達成している状況であった。そして、令和2年基本計画における令和12年度の目標は、小麦が19%、大豆が10%にとどまっ

ており、仮に、今後、小麦及び大豆の生産の増大に係る取組を令和2年基本計画どおりに継続してこれらの目標が達成できたとしても、海外依存度が高いことに変わりはない状況となっている。

また、飼料作物については、前記のとおり、確認できた範囲では、生産量、単収及び作付面積の目標を達成できていない一方で、平成22年基本計画以降、品目別自給率の目標はいずれも100%と設定されている。飼料作物は粗飼料のうち良質粗飼料に該当するものである(注2)参照が、農林水産省では良質粗飼料の実績を把握していないため、飼料作物の品目別自給率について、低質粗飼料を含めた粗飼料全体で見たところ、図表26のとおり、70%台後半で推移している状況となっていた。

図表26 小麦、大豆及び飼料作物に係る品目別自給率の推移



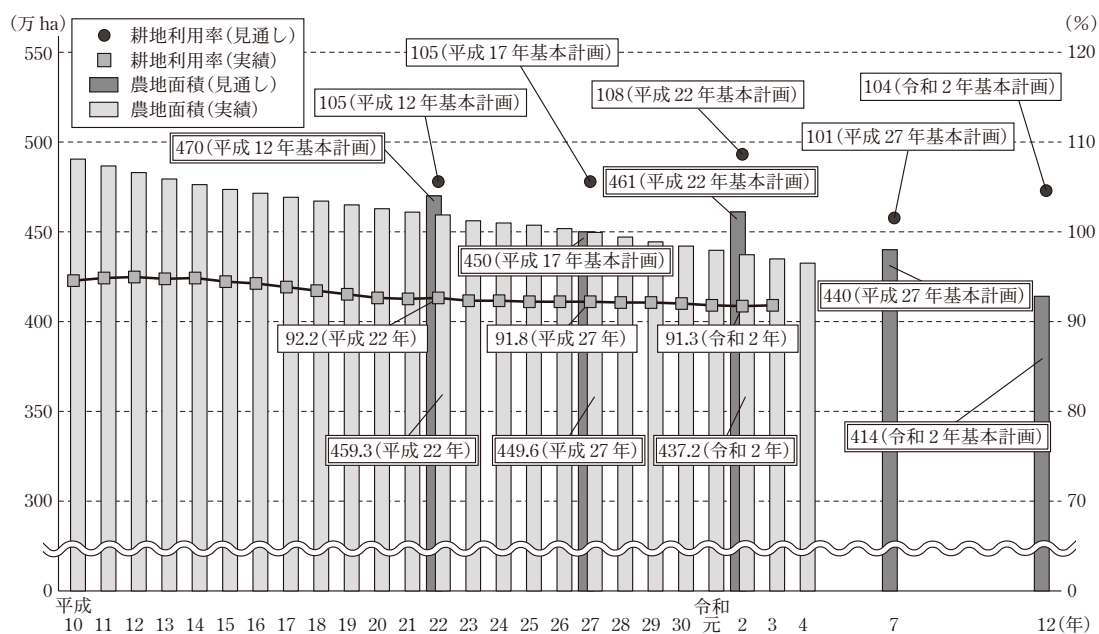
- 注(1) 食料需給表(農林水産省)等を基に本院が作成した。
- 注(2) 令和4年度の品目別自給率は、農林水産省が5年8月7日に公表した概算値である。
- 注(3) 品目別自給率の目標の括弧書きの「H12」「H17」「H22」「H27」及び「R2」は、それぞれ平成12年基本計画、平成17年基本計画、平成22年基本計画、平成27年基本計画及び令和2年基本計画における目標であることを示す。
- 注(4) 平成22年基本計画における品目別自給率の目標は、我が国の持てる資源を全て投入したときに初めて可能となる高い目標として設定されたものである。
- 注(5) 飼料作物の実績は、低質粗飼料を含めた粗飼料全体の自給率である。

ウ 農地及び農業労働力の確保に係る指標の見通し及び実績

(ア) 農地

農地の確保に係る指標としては、各基本計画において、基本計画の目標年における農地面積の見通しや、生産努力目標を前提とした場合に必要となる耕地利用率等が示されている。そして、農地面積及び耕地利用率の推移をみると、図表27のとおり、いずれも、これまでの全ての基本計画の目標年で見通しを下回っており、農地面積については、2年において437万haとなっていて、既に7年の見通しの水準(440万ha)まで減少してきている。

図表27 農地面積及び耕地利用率の推移



(注) 耕地及び作付面積統計(農林水産省)等を基に本院が作成した。

農地面積については、各基本計画と合わせて策定された「農地の見通しと確保」等において、農地の転用や荒廃農地がこれまでと同水準で発生し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の農地面積に、同施策の効果として増加する農地面積を加えるなどして見通しが示されている。そこで、農地面積の増減事由別に、それぞれの農地面積の見通しと実績とを対比すると、図表28のとおり、平成22年基本計画においては、農地の転用及び荒廃農地の発生の実績については見通しを上回り、荒廃農地の解消の実績については見通しを下回る状況となっていた。

図表28 増減事由別の農地面積の見通しと実績との対比

(単位：千 ha)

増減事由	平成 12 年基本計画 (目標年：平成 22 年)			平成 17 年基本計画 (同：平成 27 年)			平成 22 年基本計画 (同：令和 2 年)			平成 27 年基本計画 (同：令和 7 年)		
	見通し (a)	実績 (b)	差 (b-a)	見通し (a)	実績 (b)	差 (b-a)	見通し (a)	実績 (b)	差 (b-a)	見通し (a)	実績 (b) 注(4)	差 (b-a)
農地の転用 (減少)	-230	-176	54	-140	-128	12	-90 注(3)	-144 注(3)	▲ 54	-110	-128	▲ 18
荒廃農地の発生 (減少)	-260	-163 注(1)	▲ 113	-260	-110 注(1)	▲ 13	-210	-137 注(1)	▲ 107	-210	-119 注(1)	▲ 49
荒廃農地の発生防止 (増加)	+210			+190 注(2)			+180			+140		
荒廃農地の解消 (増加)	+40	+28	▲ 52		+27		+120	+46	▲ 74	+50	+49	▲ 1
農地の拡張 (増加)	+40											
東日本大震災からの復旧 (増加)										+10	+5	▲ 5
計	-200	-311	▲ 111	-210	-211	▲ 1	0	-235	▲ 235	-120	-193	▲ 73

注(1) 荒廃農地の発生防止の実績を把握できないため、荒廃農地の発生の実績に荒廃農地の発生防止の施策効果も含めた実績を記載している。

注(2) 平成 17 年基本計画では、「荒廃農地の発生防止」と「荒廃農地の解消」の見通しが区分されていないため、両者を合わせた計数を記載している。

注(3) 優良農地の転用の抑制の実績を把握できないため、平成 22 年基本計画の「農地の転用(減少)」には、「優良農地の転用の抑制等」の施策効果が含まれている。

注(4) 平成 27 年基本計画の実績は、令和 4 年時点の実績である。

注(5) 平成 29 年以降の「農地の転用」「荒廃農地の解消」及び「東日本大震災からの復旧」に係る実績については、統計調査において調査項目から除外されたため、推計値である。

(イ) 農業労働力

農業労働力の確保に係る指標としては、各基本計画と合わせて策定された「農業構造の展望」において、基幹的農業従事者数等について、近年の傾向が続いた場合の見通し(以下「すう勢ベース」という。)及び新規就農を促進することなどにより増加することを前提にした場合の見通し(以下「展望ベース」という。)が示されている。そして、上記基幹的農業従事者数等の見通しと実績とを対比すると、図表 29 のとおり、平成 12 年基本計画及び平成 17 年基本計画の基幹的農業従事者数についてはすう勢ベースを上回っていたが、平成 22 年基本計画の基幹的農業従事者数及び販売農家数についてはすう勢ベースを下回っていた。また、4 年時点で、平成 27 年基本計画及び令和 2 年基本計画において、展望ベースとしてそれぞれの基準年から増加を見込んでいた 40 代以下及び 49 歳以下の青年層について、それぞれの基本計画の基準年の農業就業者数よりも減少している状況となっていた。

(注 7) 販売農家 経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家

図表29 農業労働力に係る指標の見通しと実績の対比 (単位：千人、千戸)

計画年	区分	基準年	すう勢 ベース (a)	展望 ベース (b)	実績 (c)	実績との差	
						すう勢 ベース (c-a)	展望 ベース (c-b)
平成12年基本計画 (基準年：平成11年) (目標年：平成22年)	基幹的農業従事者数	2,340	1,840		2,051	211	
	65歳以上	1,060	930		1,253	323	
	40～64歳	1,130	770		701	▲68	
	39歳以下	150	150		96	▲53	
平成17年基本計画 (基準年：平成16年) (目標年：平成27年)	基幹的農業従事者数	2,200	1,460		1,753	293	
	65歳以上	1,190	900		1,132	232	
	40～64歳	890	450		536	86	
	39歳以下	110	100		85	▲14	
平成22年基本計画 (基準年：平成21年) (目標年：令和2年)	基幹的農業従事者数	1,910	1,450		1,363	▲86	
	65歳以上	1,160	940		948	8	
	40～64歳	660	400		347	▲52	
	39歳以下	90	110		66	▲43	
	販売農家数	1,700	1,110	1,210	1,027	▲82	▲182
平成27年基本計画 (基準年：平成22年) (目標年：令和7年)	農業就業者(基幹的農業従事者及び雇用者(常雇い))数	2,190	1,700	1,840	1,377	▲322	▲462
	60代以下	1,240	870	1,010	658	▲211	▲351
	40代以下	310	300	440	219	▲80	▲220
令和2年基本計画 (基準年：平成27年) (目標年：令和12年)	農業就業者(基幹的農業従事者、雇用者(常雇い)及び役員等(年間150日以上農業に従事))数	2,080	1,310	1,400	1,464	154	64
	49歳以下	350	280	370	250	▲29	▲119

注(1) 平成27年基本計画及び令和2年基本計画の実績は、令和4年時点の実績である。

注(2) 令和2年及び4年の基幹的農業従事者数の実績は、個人経営体の値である。

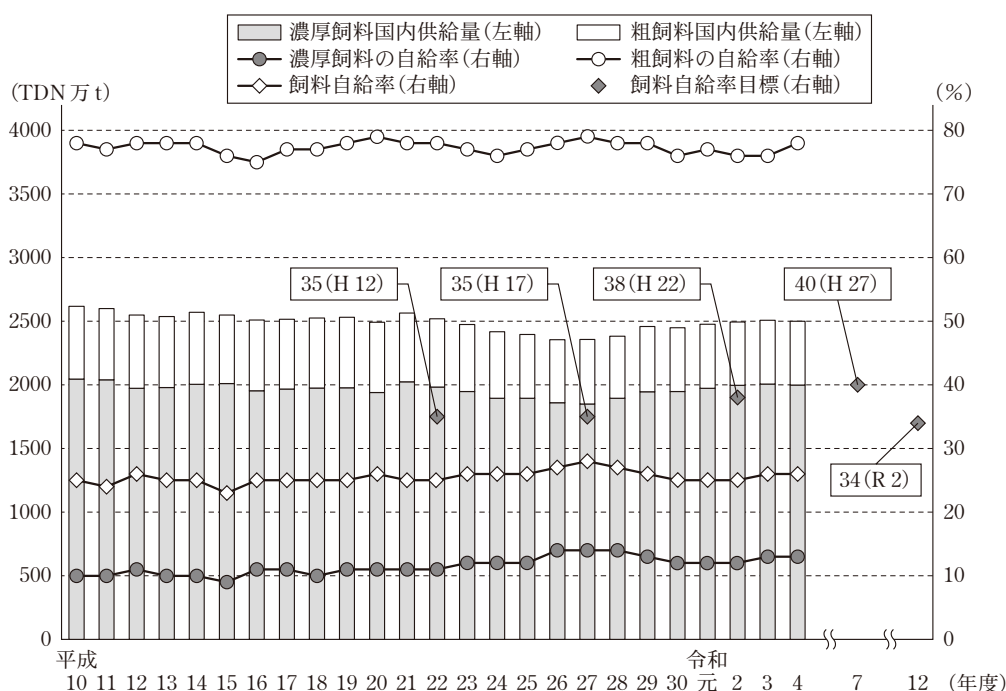
エ 生産資材に係る指標に係る目標の達成状況

生産資材のうち飼料については、基本計画において飼料自給率目標が設定されている。

そして、飼料自給率目標の達成状況をみると、図表30のとおり、平成10年度以降、粗飼料((注2)参照)の自給率は70%台後半で推移しているが、飼料の国内供給量の8割を占める濃厚飼料((注2)参照)の自給率が10%前後で推移していることから、飼料自給率は20%台で推移しており、飼料自給率目標を達成できていなかった。

なお、生産資材のうち肥料については、基本計画等に目標や総合食料自給率の目標の前提となる指標が設定されていない。

図表 30 飼料の国内供給量及び飼料自給率目標の達成状況



注(1) 飼料需給表(農林水産省)を基に本院が作成した。

注(2) 令和4年度の各値は、農林水産省が5年8月7日に公表した概算値である。

注(3) 飼料自給率目標の括弧書きの「H12」「H17」「H22」「H27」及び「R2」は、それぞれ平成12年基本計画、平成17年基本計画、平成22年基本計画、平成27年基本計画及び令和2年基本計画における目標であることを示す。

### オ 総合食料自給率等の指標の検証状況

アからエまでのとおり、総合食料自給率等の基本計画等に示された指標の中には、目標を達成していないなどしているものが見受けられたことから、同指標の検証状況を確認したところ、農林水産省は、基本計画を策定する際には、基本法に基づき、審議会において、政策評価の結果等を踏まえた施策の検証を行っているとしていた。

そこで、直近で目標年度(目標年を含む。以下同じ。)に到達した平成22年基本計画等に示された指標が、政策評価の指標として設定されているかをみたところ、図表31のとおり、牛肉、豚肉及び鶏肉の生産努力目標に係る指標は設定されていた一方、それ以外の指標については設定されていなかった。

また、令和2年基本計画の策定の際の審議会(令和元年9月から2年3月まで)における、基本計画等に示された指標の検証状況をみたところ、図表31のとおり、品目別自給率を除き、全ての指標について、平成27年基本計画等で示された指標の進捗状況は検証されていたが、目標年度に到達した基本計画等に示された指標に係る目標年度における目標の達成状況を確認して、目標年度において目標を達成していなかった場合の要因分析をするなどの検証は行われていなかった。

上記について、農林水産省は、総合食料自給率については、平成16年に総合評価による政策評価を実施していたものの、外交、経済等の様々な要因により決定されるものであることなどから、政策評価の対象とすることができないとしていた。また、基本計

画等に示された指標について、審議会において、直近の基本計画の進捗状況で検証していることについては、今後10年程度先までの施策の方向等を示すものとして策定される基本計画がおおむね5年ごとに見直されることから、その時点における施策の方向等を示しているのが直近の基本計画であることを理由としていた。

しかし、総合食料自給率については、上記のとおり政策評価の対象とし難い面があるとしても、長期に多額の予算を措置してきた食料の安定供給に向けた取組について、総合食料自給率やその目標の前提となっている指標に係る目標の達成状況を適時適切に検証することにより、得られた知見等を将来の政策に的確に反映していくことが重要である。

図表31 基本計画等で示された総合食料自給率等の指標の検証状況

指標	政策評価における平成22年基本計画等で示された指標の設定状況	令和2年基本計画策定時の審議会における指標の検証状況
総合食料自給率	指標として設定されていない	平成27年基本計画に示された目標(目標年度:令和7年度)の平成30年度時点の進捗状況を検証
飼料自給率		
生産努力目標(国内生産量)	牛肉、豚肉及び鶏肉の指標は設定されていたものの、他の品目については設定されていない	
総合食料自給率の目標の前提としたデータ(単収、作付面積等、品目別自給率)	指標として設定されていない	品目別自給率を除き、全ての品目について、平成27年基本計画に示された目標(目標年度:令和7年度)の平成30年度時点の進捗状況を検証(品目別自給率については、その算定要素である国内消費仕向量及び国内生産量の進捗状況を検証)
農地(農地面積及び耕地利用率)		平成27年基本計画に示された見通し(令和7年時点)の平成30年時点(耕地利用率)及び令和元年時点(農地面積)の進捗状況を検証
農業労働力(農業就業者数等)		平成27年基本計画に示された見通し(令和7年時点)の平成27年時点の進捗状況を検証

#### 4 本院の所見

食料の安定供給については、前記のとおり、近年の気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、ウクライナ情勢の緊迫化等に伴う輸入食品原材料や生産資材の価格高騰等を背景として、政府は、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となっているとしている。一方、基本法は、制定から20年以上が経過し、農業構造の変化に加えて、食料安全保障上のリスクが制定時には想定されなかったレベルに達してきており、基本法の改正に向けた検証・検討が進められている。

このような中、本院において、基本法制定以降に策定された基本計画について、総合食料自給率等の基本計画等に示された指標に係る目標年度における目標の達成状況等を検査したところ、次のような状況となっていた。

基本計画等に示された指標の中には、目標年度において目標を達成等していない指標があり、その中には、総合食料自給率や飼料自給率等、全ての目標年度において目標を達成していない指標もあった。また、飼料作物に係る指標の中には、目標と対比可能な実績を把握しておらず、目標と実績とを対比できないものなどがあった。しかし、基本計画等に示された

指標について、農林水産省は、進捗状況は検証していたものの、基本計画の目標年度における目標の達成状況等の検証は行っていなかった。

そこで、品目ごとの供給熱量ベースの総合食料自給率への寄与度を本院が試算した結果、小麦及び大豆を除いて生産量の増加による総合食料自給率の上昇への寄与度が小さいことなどが明らかになった。また、小麦、大豆及び飼料作物の生産の増大に係る取組について、大豆及び飼料作物はその効果の発現に一定の制約があることが思料されるとともに、小麦及び大豆は基本計画どおりに当該取組を継続したとしても海外依存度が高いことには変わりはない状況となるなどしていた。一方、小麦の輸入について、ウクライナ情勢の影響を緩和するための政府売渡価格に係る緊急措置による減収額を試算すると、300億円超になっていた。

今後、農林水産省が、限られた予算の中で、食料の安定供給に向けた取組により、農業構造の変化や食料安全保障上のリスクに対応していくためには、より一層、効率的、効果的な施策の実施が求められている。そして、食料の安定供給や食料自給率向上に向けた施策の実施に当たっては、情報提供等を通じて国民の理解を深めるとともに、基本計画等に示された指標に係る目標の達成状況等を適時適切に検証するなどして効率的、効果的に実施していくことがますます重要になる。

については、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、今後、農林水産省において、食料の安定供給に向けた取組について、効率的、効果的な施策の実施に資するよう基本計画等に示された指標に係る目標の達成状況等の検証を適時適切に行うことの重要性に留意して、引き続き、生産の増大、輸入及び備蓄の適切な組合せにより食料の安定供給が図られるよう努めることが望まれる。

本院としては、食料の安定供給に向けた取組について、引き続き注視していくこととする。



### 第3 燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況について

検査対象	資源エネルギー庁
所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計（組織）資源エネルギー庁 （項）燃料安定供給対策費 （項）エネルギー需給構造高度化対策費
	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）燃料安定供給対策費
燃料油価格激変緩和対策事業の概要	原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐための激変緩和措置として、また、国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響を最小化するための激変緩和措置として、燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、小売価格の急騰を抑制する事業
燃料油価格激変緩和対策事業の歳出予算現額	6兆2133億円（令和3、4両年度）
上記のうち基金として造成された額	3兆1910億円（令和3、4両年度）
基金補助金の交付額（概算払）	2兆9893億円（令和3、4両年度）
令和5年3月末時点における事務局に対する委託費の上限額	126億円（令和3、4両年度）

#### <構成>

1	検査の背景(634 ページ)
(1)	燃料油価格激変緩和対策事業の概要等(634 ページ)
ア	燃料油価格激変緩和対策事業の概要(634 ページ)
イ	支給単価の上限の変更等(636 ページ)
(2)	燃料油価格激変緩和対策事業の実施体制の概要(637 ページ)
(3)	予算執行調査の結果を踏まえた資源エネルギー庁の対応(639 ページ)
(4)	行政事業レビューシート及び基金シートの作成状況等(639 ページ)
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法(639 ページ)
3	検査の状況(640 ページ)
(1)	燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況等(640 ページ)
ア	燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況(640 ページ)
イ	基金の造成額(640 ページ)
ウ	基金の取崩額、基金残高等(641 ページ)
エ	基金補助金の交付額(641 ページ)

(2) 基金補助金の交付額の算定方法等 (642 ページ)
ア 基金補助金の交付額の算定方法 (642 ページ)
イ 卸売事業者における基金補助金の取扱い (643 ページ)
(3) 事務局における委託業務の状況等 (644 ページ)
ア 事務局における委託業務の実施体制の状況 (644 ページ)
イ 委託費及び再委託費の推移等 (645 ページ)
ウ 電話調査及び現地調査の実施状況等 (646 ページ)
(4) 基金補助金の交付による価格抑制効果等 (651 ページ)
ア 資源エネルギー庁における価格抑制効果の指標 (651 ページ)
イ 基金補助金の交付による価格抑制効果 (651 ページ)
ウ 行政事業レビューシート及び基金シートにおける成果目標 (655 ページ)
4 本院の所見 (655 ページ)
別図表 1 卸売事業者 30 者に対する基金補助金の交付状況 (令和 5 年 3 月末時点) (657 ページ)
別図表 2 支給単価、予測価格、抑制単価等の推移 (レギュラーガソリン) (658 ページ)

## 1 検査の背景

### (1) 燃料油価格激変緩和対策事業の概要等

#### ア 燃料油価格激変緩和対策事業の概要

政府は、令和 3 年 11 月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、昨今の原油等のエネルギー価格の上昇基調といった景気の下振れリスクにも十分配慮が必要であるとして、燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、小売価格の急騰を抑制する時限的措置を講ずることとした。これを受けて、資源エネルギー庁は、原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐための激変緩和措置として、燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、小売価格の急騰を抑制することにより、消費者の負担を低減することを目的として、「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助金交付要綱」(20211130 財資第 2 号)を定め、これに基づき、本事業を実施するための基金の造成、管理、運用等を円滑に実施できる事業者(以下「基金設置法人」という。)に対して補助金を交付して基金を造成させて、「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」を実施することとした。そして、「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助金実施要領」(20211130 財資第 3 号)によれば、基金設置法人は、補助金により造成された基金を活用して、燃料油の卸売事業者(以下「卸売事業者」という。)に対する補助金の交付等の業務について、経済産業大臣が定める事業者(以下「事務局」という。)と委託契約を締結して実施することとされている(以下、基金を取り崩して卸売事業者に交付する補助金を「基金補助金」という。)

(注 1) 燃料油の卸売事業者 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 50 年法律第 96 号)第 16 条の規定に基づき石油輸入業の登録をした事業者、同法第 26 条の規定に基づき石油精製業の届出をした事業者等

資源エネルギー庁は、本事業の実施前から、サービスステーション(以下「SS」という。)2,000 か所程度を対象として、小売価格に関する石油製品小売市況調査(以下「本庁

調査]という。)を毎週行っていた。そして、本事業における基金補助金の交付対象期間(当初は3年12月から4年3月末までとして開始)中に、本庁調査によるレギュラーガソリンの1L当たりの全国平均小売価格が資源エネルギー庁が定める基準価格(当初は170円/L)以上となったときに、基金補助金を交付することとなっていた。基金補助金の交付額は、本庁調査が実施された週の木曜日を起算日とした1週間の燃料油(ガソリン、軽油、灯油及び重油)の卸売販売量に支給単価を乗じた額とされている。そして、4年1月24日に実施された本庁調査において、レギュラーガソリンの全国平均小売価格が基準価格を超える170.2円/Lとなったことから、同月27日以降の燃料油の卸売販売量を対象として、卸売事業者に対する基金補助金の交付が開始された。

基金補助金の交付額の算定に当たり、1L当たりの支給単価は、1週間ごとに、次の算定式のとおり、<sup>(注2)</sup>予測価格から基準価格を差し引いて算定することとなっている。当初、支給単価の上限は5円/Lとなっていた。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{支給単価}} = \boxed{\text{予測価格}} - \boxed{\text{基準価格}} \\
 \\
 \boxed{\text{予測価格}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{令和4年1月24日の} \\ \text{本庁調査による全国} \\ \text{平均小売価格} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{<sup>(注3)</sup>原油価格の変動分} \\ \text{(該当週の前週の原油価格} \\ \text{- 1月10日の週の原油価格)} \end{array}}
 \end{array}$$

(注2) 予測価格 基金補助金を交付しなかった場合に想定される翌週の本庁調査によるレギュラーガソリンの1L当たりの全国平均小売価格

(注3) 原油価格の変動分 原油価格の変動分の算定に用いる原油価格は、日本経済新聞に掲載されているトバイ原油価格(米ドル建て価格。TTSレート(Telegraphic Transfer Selling rate)を用いて円建てに換算したもの)の1週間の平均値

政府は、その後も国際情勢の緊迫化による原油価格の高騰等に対応するための対策を講じている。図表1のとおり、5年3月末までに講じた対策により、基金補助金の交付対象期間の延長、支給単価の上限の引上げなどが行われている(以下、燃料油価格の激変緩和に係る事業を総称して「燃料油価格激変緩和対策事業」といい、燃料油価格激変緩和対策事業に係る補助金の交付要綱及び実施要領を、それぞれ「交付要綱」及び「実施要領」という。)。そして、燃料油価格激変緩和対策事業の予算額は3、4両年度で累計6兆2133億余円となっている。なお、前記の基金については、燃料油価格激変緩和対策事業の変遷に伴い、その名称は変更されているものの、同一の基金として管理されている。

図表1 燃料油価格激変緩和対策事業の変遷(令和5年3月末時点)

対策名等(閣議決定等)	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(閣議決定)	原油価格高騰に対する緊急対策(原油価格高騰等に関する関係閣僚会合)等	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議)	第4回物価・賃金・生活総合対策本部	物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(閣議決定)
決定日	令和3年11月19日	4年3月4日	4月26日	9月9日	10月28日
事業名	コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業	コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和対策事業	燃料油価格激変緩和対策事業		
補助金名	コロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助金	コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金	燃料油価格激変緩和対策補助金		
基金名	コロナ下における燃料油価格激変緩和基金	コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和基金		
事業開始日	4年1月27日	3月10日	4月28日		
基金補助金の交付対象期間	4年3月末まで	3月末まで(その後、4月末まで)	9月末まで	12月末まで	5年9月末まで
補助対象燃料油	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料		
基準価格	170円/L(4週毎に1円/L切上げ)	172円/L	168円/L		
支給単価の上限	5円/L	25円/L	35円/L(35円/Lを超える分についても1/2を支給)		5年1月から5月にかけて毎月2円/Lずつ引下げ、6月以降は段階的に縮小
予算措置	893億円	3579億余円	1兆4429億余円	1兆2959億余円	3兆0271億余円
年度、会計名及び科目	令和3年度エネルギー対策特別会計(項)燃料安定供給対策費(目)石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	令和3年度一般会計(項)燃料安定供給対策費(目)燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金 令和3年度エネルギー対策特別会計(項)燃料安定供給対策費(目)石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	令和4年度一般会計(項)燃料安定供給対策費(目)燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金	令和4年度一般会計(項)燃料安定供給対策費(目)燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金	令和4年度一般会計(項)エネルギー供給構造高度化対策費(目)エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金
財源の内訳	○70億円(移用及び流用) ○予備費23億円 ○補正予算(特第1号)800億円(うち300億円は予備費)	○令和3年度一般会計予備費3499億余円 ○令和3年度エネルギー対策特別会計79億余円(移用及び流用)	○予備費2774億余円 ○補正予算(第1号)1兆1655億余円	○新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費1兆2959億余円	○補正予算(第2号)3兆0271億余円
累計	893億円	4472億余円	1兆8901億余円	3兆1861億余円	6兆2133億余円

イ 支給単価の上限の変更等

燃料油価格激変緩和対策事業は、原油価格の高騰等に対応するため、図表1のとおり、数次にわたり基金補助金の交付対象期間が延長されるとともに、支給単価の上限が変更されるなどしている。そして、実施要領等によれば、基準価格については4年3月7日の週から同年4月18日の週までは172円/Lに固定することとされ、同期間の支給単価の上限については5円/Lから25円/Lに引き上げることとされた。また、予測価格については、基金補助金の交付が開始されてから一定の期間が経過したことを踏ま

え、該当週の前週の支給単価も用いて算定する方法に改められ、同年3月7日の週以降は、次の算定式により算定することとされた。

$$\boxed{\text{予測価格}} = \boxed{\text{該当週の本庁調査による全国平均小売価格}} + \boxed{\text{該当週の前週の支給単価}} + \boxed{\text{原油価格の変動分 (該当週の前週の原油価格 - 該当週の前々週の原油価格)}}$$

さらに、4年4月25日の週以降、基準価格については168円/Lに固定することとされ、支給単価の上限については25円/Lから35円/Lに引き上げることとされるとともに、予測価格から基準価格を差し引いた額が35円/Lを超える場合は、その超過分に0.5を乗じた額を支給単価に加算することなどとされた。また、同月28日以降、補助対象となる燃料油として航空機燃料が加えられ、航空機燃料に係る支給単価については、上記の方法により算定した支給単価に0.4を乗じた額とすることとされた。

(注4) 令和5年1月9日の週からは33円/L、同月30日の週からは31円/L、同年2月27日の週からは29円/L、同年4月3日の週からは27円/L、同年5月8日の週からは25円/Lに、それぞれ引き下げることとされていた。そして、同年6月以降は、25円/L以下の部分に対する補助率(10分の10)を引き下げていく一方、25円/L超の部分に対する補助率(2分の1)を引き上げていくこととされている。

## (2) 燃料油価格激変緩和対策事業の実施体制の概要

前記のとおり、基金設置法人は、事務局と委託契約を締結して、基金補助金の交付等の業務を実施することとされている。資源エネルギー庁は、3年11月25日に、「令和3年度「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」に係る基金設置法人募集要領」及び「令和3年度「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」に係る事務局募集要領」(以下、これらを合わせて「募集要領」という。)を定め、事業内容、委託業務の内容、委託費の上限額、公募期間(3年11月25日から12月2日まで)等を示して、基金設置法人及び事務局をそれぞれ募集した。そして、学識経験等を有する外部有識者3名で構成された委員会による審査の結果、同年12月2日に、基金設置法人については応募があった2者のうち一般社団法人全国石油協会(以下「全国石油協会」という。)を、事務局については応募があった3者のうち株式会社博報堂(以下「博報堂」という。)を、それぞれ採択した。これを受けて、同月同日に全国石油協会が経済産業省に対して補助金の交付申請を行い、同月3日に経済産業省による補助金の交付決定が行われ、同月8日に全国石油協会と博報堂との間で委託契約が締結された(基金設置法人及び事務局の公募の手続については図表2参照)。

図表2 基金設置法人及び事務局の公募の手続  
(基金設置法人)

募集期間	令和3年11月25日から同年12月2日12時まで	
募集要領	令和3年度「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」に係る基金設置法人募集要領	
事業内容	①燃料油価格激変緩和対策事業を実施するための基金の造成及び管理・運用、 ②燃料油価格激変緩和対策事業の実施に係る業務(交付規程の策定、交付申請の受理、交付の決定及びその取消し、実績報告の受理、額の確定等)	
審査機関	学識経験等を有する外部有識者(3名)で構成される委員会	
審査基準	①基金の管理について安全性と資金管理の透明性が確保されているか、②燃料油価格激変緩和対策事業を適切に行えるか、指導監督を適切に行えるか、③必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるか、事務を行うために要する費用は適正かつ合理的かなど	
提案事業者数	2者	
採択された事業者	全国石油協会	
基金造成のための補助金の交付申請	(交付申請日) 3年12月2日	(交付決定日) 3年12月3日
	(交付決定額) 93億円	
事業実施期間	交付決定日から5年3月31日まで(基金補助金の交付対象期間は4年3月末日までであるが、卸売事業者からの報告に基づいて行われる基金補助金の交付業務が終了するまでの期間を事業実施期間としている。)	

(事務局)

募集期間	令和3年11月25日から同年12月2日12時まで	
募集要領	令和3年度「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」に係る事務局募集要領	
委託業務の内容	①交付決定に係る業務(交付申請書の内容確認、証ひょうの確認業務等)、②広報活動に係る業務(ポスター、ホームページ及びバナー広告の作成、新聞への広告掲載、コールセンターの設置等)、③価格モニタリングに係る業務(小売価格の現場調査等)等	
審査機関	学識経験等を有する外部有識者(3名)で構成される委員会	
審査基準	①提案内容が事業の目的に合致しているか、②事業の実施方法及び実施スケジュールが現実的か、③実施方法等について、事業の成果を高めるための効果的な工夫がみられるか、④事業を円滑に遂行するために、規模等に適した実施体制となっているか、⑤コストパフォーマンスが優れているか、⑥再委託費の割合が50%を超えないかなど	
委託費の上限額	25億円	
提案事業者数	3者	
採択された事業者	博報堂	
契約締結日	3年12月8日	
契約額	24億余円	
事業実施期間	契約締結日から5年3月31日まで(基金補助金の交付対象期間は4年3月末日までであるが、卸売事業者からの報告に基づいて行われる基金補助金の交付業務が終了するまでの期間を事業実施期間としている。)	

(注) 燃料油価格激変緩和対策事業の拡充等に際して、資源エネルギー庁は新たに交付要綱や実施要領を制定しているが、基金設置法人及び事務局の公募を改めて実施していないため、令和3年12月2日に全国石油協会が基金設置法人に、博報堂が事務局に、それぞれ採択されて以降、そのまま継続して基金設置法人及び事務局となっている。

### (3) 予算執行調査の結果を踏まえた資源エネルギー庁の対応

財務省は、4年度に燃料油価格激変緩和対策事業を対象とする予算執行調査を実施している。そして、4年3月から7月までのガソリン販売実績量等を基に基金補助金の交付による価格抑制効果を機械的に推計したところ、ガソリン分について、実際の抑制額が基金補助金の交付額を約110億円下回る結果となっていること、また、基金補助金の趣旨について改めてSSに対して周知徹底を行い、基金補助金全額の販売価格への転嫁を促すべきであることなどの調査結果を、同年10月に公表している。

資源エネルギー庁は、当該予算執行調査の結果を踏まえて、国内の全てのSS(以下「全SS」という。)及びSS以外の一部の小売事業者に対して電話により行っていた小売価格の聞き取り調査(以下「電話調査」という。)において、基金補助金の趣旨について改めて説明するなどして、基金補助金全額の小売価格への反映を促すとともに、全SS等の中から選定したSSに調査員を派遣して行っていた小売価格の視察調査(以下「現地調査」という。)の実施数を増やすなどの対応を執っている。

### (4) 行政事業レビューシート及び基金シートの作成状況等

各府省庁は、行政事業レビュー実施要領(平成25年4月行政改革推進会議)等に基づき、行政事業レビューシート及び基金シートを作成し、公表することなどとなっている。行政事業レビューシートは、事業の目的に照らし達成すべき事業の効果発現において要点となる目標を成果目標として記載し、所掌する事業に係る予算の執行状況等を整理した上で検証して見直しを行うために作成するものである。また、基金シートは、基金の透明性を確保するとともに余剰資金の有無等に係る点検を行うために作成するものである。そして、資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和対策事業について、成果目標を定めるなどした行政事業レビューシート及び基金シートを作成して公表している。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、燃料油価格激変緩和対策事業は、基金補助金の交付対象期間が数次にわたり延長されるとともに、支給単価の上限が変更されるなどして、3、4両年度に6兆2133億余円に上る多額の予算が計上されている。また、資源エネルギー庁は、前記の予算執行調査の結果を踏まえて、基金補助金全額の小売価格への反映を促すなどの対応を執っている。

そこで、本院は、上記の状況等を踏まえて、法規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況はどのようになっているか、基金補助金の交付額の算定は適切か、事務局における委託業務の実施状況はどのようになっているか、交付された基金補助金の小売価格への反映状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、燃料油価格激変緩和対策事業を対象として、資源エネルギー庁及び全国石油協会において、基金の造成や取崩しに関する関係書類の提出を受けて、その内容について関係者から説明を徴し、5年3月末までに概算払により基金補助金の交付を受けていた卸売事業者30者のうち20者において、仕入・販売等に係る契約書類、概算払請求書等の関係書類を確認するとともに、資源エネルギー庁が本庁調査を委託している一般財団法人日本エネルギー経済研究所において、本庁調査に関する関係書類の提出を受けるなどして会計実

地検査を行った。また、会計実地検査を行わなかった卸売事業者10者については、全国石油協会から仕入・販売等に係る契約書類、概算払請求書等の関係書類の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。さらに、全国石油協会と委託契約を締結している博報堂から、卸売事業者からの概算払請求に対する審査の状況、価格モニタリングに係る業務の実施状況等について、関係書類の提出を受けて、その内容について関係者から説明を徴するなどして調査した。

### 3 検査の状況

#### (1) 燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況等

##### ア 燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況

燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況についてみたところ、図表3のとおり、歳出予算現額は6兆2133億余円、支出済歳出額は3兆1910億余円となっていて、3兆0222億余円を4年度から5年度に繰り越していた。その後、資源エネルギー庁は、5年6月末までに、5年度に繰り越した3兆0222億余円のうち1984億円を基金設置法人に対して補助金として交付している。

図表3 燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況 (単位：百万円)

所管 (会計名及び勘定名)	予算科目	令和3年度				4年度			
		歳出予算現額 (a)	支出済歳出額 (b)	翌年度繰越額 (c)	不用額 (a) - (b) - (c)	歳出予算現額 (d)	支出済歳出額 (e)	翌年度繰越額 (f)	不用額 (d) - (e) - (f)
経済産業省 (一般会計)	(項)燃料安定供給対策費 (目)燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金	349,974	349,974	—	—	2,738,865	2,738,865	—	—
	(項)エネルギー需給構造高度化対策費 (目)エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金	—	—	—	—	3,027,175	4,952	3,022,222	—
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省 (エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定)	(項)燃料安定供給対策費 (目)石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	97,287	97,287	—	—	—	—	—	—
計		447,261	447,261	—	—	5,766,040	2,743,818	3,022,222	—
3、4両年度の計						6,213,302	3,191,079	3,022,222	—

#### イ 基金の造成額

上記のとおり、基金設置法人に基金を造成させるために措置された予算の多くが5年度に繰り越されていたことから、全国石油協会における基金造成の状況についてみたところ、全国石油協会は、3年12月から5年3月末までの間に、基金の取崩しに必要となる額について、その都度、国から補助金の交付を受けていた。そして、3、4両年度の歳出予算現額6兆2133億余円のうち、5年3月末までに3兆1910億余円を基金に積み立てていたものの、残りの3兆0222億余円は国から交付を受けていなかった。その理由を確認したところ、全国石油協会は、当初予算措置された93億円で燃料油価格激



変緩和対策事業を開始したものの、数次にわたる基金補助金の交付対象期間の延長等により多額の基金を管理することは想定しておらず、いわゆるマイナス金利政策の影響により金融機関は多額かつ短期の資金を受け入れるとマイナス金利を負担することになるため、造成した基金を預金できる金融機関を確保できなかったとしている。

#### ウ 基金の取崩額、基金残高等

全国石油協会は、交付要綱等に基づき、卸売事業者に対して基金補助金を交付する場合のほか、全国石油協会の基金管理等に要する経費(以下「基金管理費」という。)に充てる場合や博報堂に対して委託費を支払う場合に、経済産業大臣の了解を得た後、基金を取り崩すことができることとなっている。

全国石油協会が基金に積み立てた3兆1910億余円について、5年3月末時点における基金の取崩額、基金残高等の状況をみたところ、図表4のとおり、基金の取崩額は計2兆9893億余円となっていて、そのほぼ全額が卸売事業者に対する基金補助金の交付額となっていた。そして、基金残高は2017億余円となっていた。

図表4 基金の取崩額、基金残高等の状況(令和5年3月末時点) (単位:百万円)

基金造成額 (a) 注(1)	基金取崩額 (b)	基金取崩額の構成			運用収入 (c)	基金残高 (a) - (b) + (c)
		基金補助金の 交付額	基金管理費 への充当額	委託費の支 払額		
3,191,079	2,989,317	2,989,315	1	注(2) —	2	201,764

注(1) 全国石油協会は、基金残高に応じて、随時経済産業省に対して補助金の交付申請を行うなどして、基金の取崩しに必要となる額を基金に積み増している。

注(2) 令和5年3月末時点において、博報堂は全国石油協会に対して委託費の支払を請求していないため、これに係る基金の取崩しはない。

#### エ 基金補助金の交付額

実施要領によれば、基金設置法人は、基金補助金の交付の手続等について交付規程を定め、経済産業大臣の承認を受けなければならないとされている。これを受けて全国石油協会が3年12月に定めた「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助金交付規程」によれば、基金補助金の支払に当たり、必要があると認められる経費については概算払を行うことができるとされている。そして、卸売事業者は、概算払の請求に当たっては、概算払請求書のほか、証ひょうとして燃料油別・販売先別の販売数量、販売期間、支給単価等が明記された請求書等を全国石油協会に提出しなければならないとされている。

また、卸売事業者による概算払の請求に当たっては、原則として、週ごとに基金補助金の交付額を算定した上で月単位で翌月に請求することになっており、概算払の請求を受けた全国石油協会は、博報堂の審査を経るなどして、請求を受けた月の月末までに当該卸売事業者に対して概算払を行うことになっている。そして、資源エネルギー庁が3年12月に定めた「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業における実務ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によると、卸売事業者は、燃料油価格激変緩和対策事業の最終月から3か月を超えない範囲において精算に係る申請等を行うこととなっている。燃料油価格激変緩和対策事業については、5年9月末現在、同年12月末まで延

長されることとなっており最終月に至っていないため、精算は行われておらず、概算払が続けられている状況となっている。

そして、5年3月末までの基金補助金の交付状況についてみたところ、概算払により基金補助金の交付を受けていた卸売事業者は30者、交付額は計2兆9893億余円となっていた。また、燃料油別にみると、ガソリン計1兆2849億余円(全体の42.9%)、軽油計9112億余円(同30.4%)、灯油計2911億余円(同9.7%)、重油計4391億余円(同14.6%)及び航空機燃料計628億余円(同2.1%)となっていた(卸売事業者30者に対する基金補助金の交付状況は別図表1参照)。

## (2) 基金補助金の交付額の算定方法等

### ア 基金補助金の交付額の算定方法

ガイドラインによると、輸入又は国内で精製された燃料油については、同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されることを防ぐために、原則として、輸入又は国内で精製した卸売事業者が当該燃料油を販売した時点において、基金補助金が一回に限り交付されることとなっている。

資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和対策事業の開始前に、一部の卸売事業者から聞き取りを行った上で、基金補助金の交付対象となる燃料油の販売量(以下「補助対象数量」という。)の算定について三つの方法を設定しており、これらを算定式で示す次のとおりとなっている。

(算定式1)

$$\boxed{\text{補助対象数量}} = \boxed{\text{補助対象外数量を除いた国内向け全販売量(該当週)}} \times \frac{\boxed{\text{(注6) 輸入量}} + \boxed{\text{(注6) 精製量}}}{\boxed{\text{輸入量}} + \boxed{\text{精製量}} + \boxed{\text{(注6) 国内調達量}}}$$

(注5) 補助対象外数量 国内向け全販売量のうち、支給単価を反映した価格で販売することができなかった場合や、燃料以外の用途で用いられることが明らかであった場合等における販売量

(注6) 輸入量、精製量及び国内調達量は、1年以内であり、かつ、各卸売事業者が合理的であると判断する特定の期間(6か月、1年等)内の量となる。また、国内調達量は、他の卸売事業者からの仕入量であることから、原則として基金補助金分が織り込まれたものとなる。

(算定式2)

$$\boxed{\text{補助対象数量}} = \boxed{\text{補助対象外数量を除いた国内向け全販売量(該当週)}} - \boxed{\text{国内調達量(該当週)}}$$

(算定式3)

$$\boxed{\text{補助対象数量}} = \boxed{\text{補助対象外数量を除いた国内向け全販売量(該当週)}} - \boxed{\text{補助対象外数量を除いた国内向け全販売量(該当週)}} \times \frac{\boxed{\text{国内調達量(該当月)}}}{\boxed{\text{補助対象外数量を除いた国内向け全販売量(該当月)}}$$

ガイドライン等によると、卸売事業者は、補助対象数量の算定に当たり、当該卸売事業者に係る燃料油取引の実情に合わせて三つの算定式からいずれか一つを選択して補助対象数量を算定し、これに支給単価を乗ずるなどして、基金補助金の交付額を算定することとなっている。なお、卸売事業者は、一度選択した算定式を事業実施期間中に他の算定式に変更することはできないこととなっている。

#### イ 卸売事業者における基金補助金の取扱い

##### (ア) 基金補助金の卸売価格への反映状況

ガイドラインによると、卸売事業者が全国石油協会に基金補助金の概算払を請求する際には、支給単価を卸売価格に反映したことが分かる資料を提出することとなっている。そこで、基金補助金の交付を受けていた卸売事業者30者が概算払の請求時に全国石油協会に提出していた証ひょうを確認するなどしたところ、卸売事業者は、燃料油の販売に当たり、支給単価相当分を差し引いた額を卸売価格としていることを小売事業者等に対して通知した上で販売していて、検査した範囲では、支給単価が卸売価格に反映されていない事態は見受けられなかった。

##### (イ) 国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の取扱い

前記のとおり、卸売事業者は、基金補助金の交付額を算定するに当たり、三つの算定式からいずれかを選択することとなっている。そして、算定式は、いずれも販売量等の計数を週ごとに把握することが想定されている。一方、卸売事業者における燃料油の実際販売は、卸売事業者の規模や市況等にも左右され、調達した週内で完了することもあれば、翌週以降に及ぶこともあると考えられる。

そして、補助対象外数量がないと仮定すると、ある週の国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合、すなわち、ある週に調達した燃料油の販売が翌週以降にも及ぶ場合、算定式2及び算定式3による補助対象数量はマイナス値となる場合があるが、ガイドラインには、補助対象数量がマイナス値となる場合の基金補助金の取扱いについては定められていなかった。

そこで、本院において、卸売事業者30者から全国石油協会に5年6月末までに提出されていた概算払請求書を確認したところ、一部の請求月において週単位の国内向け全販売量が国内調達量を下回り補助対象数量がマイナス値となっている卸売事業者が3者見受けられた。

このうち、卸売事業者1者は、燃料油ごとに基金補助金の交付額を算定する際に、マイナス値となった燃料油の補助対象数量に支給単価を乗じて、当該燃料油に係る基金補助金の交付額を計マイナス8億0890万余円と算定していた。そして、このマイナス分を他の燃料油に係る基金補助金の交付額と相殺していた。

一方、残りの卸売事業者2者は、上記の卸売事業者1者と同様の方法により、マイナス値となった燃料油の補助対象数量に係る基金補助金の交付額を算定すると計マイナス3億6611万余円となったのに、資源エネルギー庁に問合せを行った結果、同庁の指示に基づき、これを0円としたとしていて、基金補助金の交付額の算定に当たり、マイナス分を相殺していなかった。

前記のとおり、資源エネルギー庁は、同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されることを防ぐためにガイドラインを定めている。また、同庁は、算定式2及び算定式3において国内調達量を差し引くこととしている理由について、卸売事業者が国内で調達した燃料油を小売事業者等に販売する場合、国内で調達した燃料油の卸売価格には基金補助金分が原則として織り込まれていることによるとしている。これらのことから、マイナス値となった燃料油の補助対象数量に係る基金補助金の交付額を0円として、これを相殺せずに基金補助金の交付額を算定した場合、同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されることになる。

このように、補助対象数量がマイナス値となる場合の基金補助金の取扱いについてガイドラインに定めがなく、また、卸売事業者に対する同庁の指示が適切でなかったため、卸売事業者2者において、国内向け販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付額の算定が適切とは認められない状況となっていた。

なお、資源エネルギー庁は、本院の検査を踏まえて、5年6月30日にガイドラインを改定し、燃料油の補助対象数量がマイナス値となる場合の基金補助金の交付額の算定方法等を定め、その内容を全国石油協会、卸売事業者及び博報堂に対して周知した。

一方、前記のとおり、燃料油価格激変緩和対策事業は終了しておらず、基金補助金の交付は概算払が続けられている状況となっている。

したがって、資源エネルギー庁は、今後の概算払及び精算において、国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付が適切なものとなるよう、前記のように同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されている事態を解消させるとともに、同様の事態の再発防止を図るために、卸売事業者等に対して適切な指導等を行う必要がある。

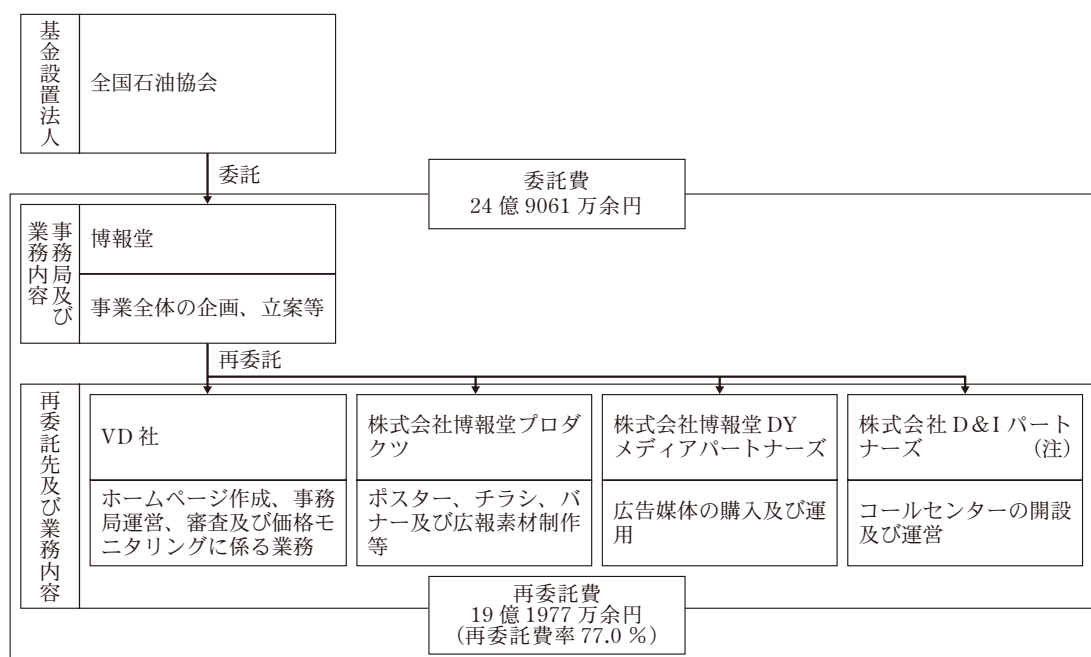
### (3) 事務局における委託業務の状況等

#### ア 事務局における委託業務の実施体制の状況

博報堂が公募時に資源エネルギー庁に提出した企画提案書によると、委託費の総額は24億9061万余円であり、このうち再委託費は計19億1977万余円、再委託費の割合(以下「再委託費率」という。)は77.0%となっていた。

募集要領によると、再委託費率が50%を超える場合には、再委託費率が50%を超える理由書を資源エネルギー庁に提出することとなっている。博報堂が提出した理由書によると、事務局として実施する各業務は専門性が求められることから、これらの業務を専門的に扱う事業者等に再委託することにより、事業全体の品質確保と事業費の効率化を図ることができるためであるとしていた。そして、博報堂は、図表5のとおり、事業全体の企画、立案等に係る業務を除く専門的な業務を株式会社ヴァリアス・ディメンションズ(以下「VD社」という。)、株式会社博報堂プロダクツ、株式会社博報堂DYメディアパートナーズ及び株式会社D&Iパートナーズ(4年4月1日に株式会社博報堂コネクトに社名変更)の4者に再委託していた。

図表5 事務局における委託業務の実施体制



(注) 令和4年4月1日に株式会社博報堂コネクストに社名変更

また、博報堂から受託した業務の一部について、VD社は5者(株式会社トータルブレイン、株式会社フォーライン、インパクトフィールド株式会社、デジタルシティ株式会社及びアルサーガパートナーズ株式会社)に対して、株式会社D&Iパートナーズは2者(株式会社グロップ及び日本トータルテレマーケティング株式会社)に対して、それぞれ委託又は外注(博報堂が全国石油協会から受託した業務の再々委託等)を行っていた。なお、5年3月末時点において、再々委託等を受けた上記の5者から更に委託又は外注を行っているものはなかった。

イ 委託費及び再委託費の推移等

燃料油価格激変緩和対策事業については、消費者の負担を低減するという目的の下、原油価格の高騰等による影響に応じて、前記のとおり、基金補助金の交付対象期間が延長されるとともに、支給単価の上限が変更されるなどして、その歳出予算現額は当初と比べて大幅に増加している。そのため、全国石油協会と博報堂との間の委託契約についても、4年12月31日に、委託期間の終了日を6年3月末とする委託契約の改定について合意するなどして、図表6のとおり、5年3月末時点において、委託費の上限額は当初の24億余円から126億余円に増加していた。

そして、この上限額126億余円のうち、博報堂の人件費等に相当する額を除いた108億余円(再委託費率86.1%)がVD社等4者に対する再委託費に係る額となっていた。

図表6 委託費及び再委託費の上限額の推移

委託先及び再委託先		委託費及び再委託費の上限額(百万円)					当初比(倍) (b)/(a)
		令和3年 12月8日 当初契約 (a)	4年3月29日 変更契約	8月31日 変更契約	9月30日 変更契約	12月31日 変更契約 (5年3月末時点) (b)	
委託先	博報堂	2,490	5,333	5,902	7,689	12,624	5.0
再委託先	VD社	1,402	3,756	3,978	5,380	10,066	7.1
	株式会社博報堂プロダクツ	52	77	85	95	104	2.0
	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	368	485	485	485	485	1.3
	株式会社D&Iパートナーズ	96	110	140	190	220	2.2
	計 (再委託費率)	1,919 (77.0%)	4,429 (83.0%)	4,689 (79.4%)	6,151 (79.9%)	10,878 (86.1%)	5.6

ウ 電話調査及び現地調査の実施状況等

資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和対策事業を実施するに当たり、小売価格の上昇が適切に抑制されるよう、全国の小売価格の推移をモニタリングすることにより価格抑制の実効性を確保するとしている。

博報堂は、企画提案書において、募集要領において実施することとなっている「価格モニタリングに係る業務」について、ガソリン、軽油、灯油等の小売価格を把握するために、電話調査及び現地調査を行うとしていた。そして、博報堂は、採択決定後の資源エネルギー庁との協議を経て、VD社に価格モニタリングに係る業務を再委託して、再委託費の上限額は5年3月末時点で62億余円となっていた。

また、博報堂とVD社との間の再委託業務に係る契約書等において、価格モニタリングに係る業務の具体的な内容については明記されていなかった。一方、資源エネルギー庁は、毎週電話調査及び現地調査を実施するよう、博報堂を通じてVD社に指示しており、その結果については、博報堂を通じて毎週報告を受けていた。

前記のとおり、資源エネルギー庁は、予算執行調査の結果を踏まえて、電話調査において基金補助金の趣旨について改めて説明するなどして、基金補助金全額の小売価格への反映を促すとともに、現地調査の実施数を増やすなどの対応を執ったとしている。そこで、電話調査及び現地調査の実施状況等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 電話調査の実施状況

VD社は、博報堂を通じて資源エネルギー庁から全国のSS28,578か所(当時)に係る事業者名、給油所名、電話番号、住所等の基礎情報が記載されたリストの提供を受けて、これを基に電話調査を実施することとしていた。

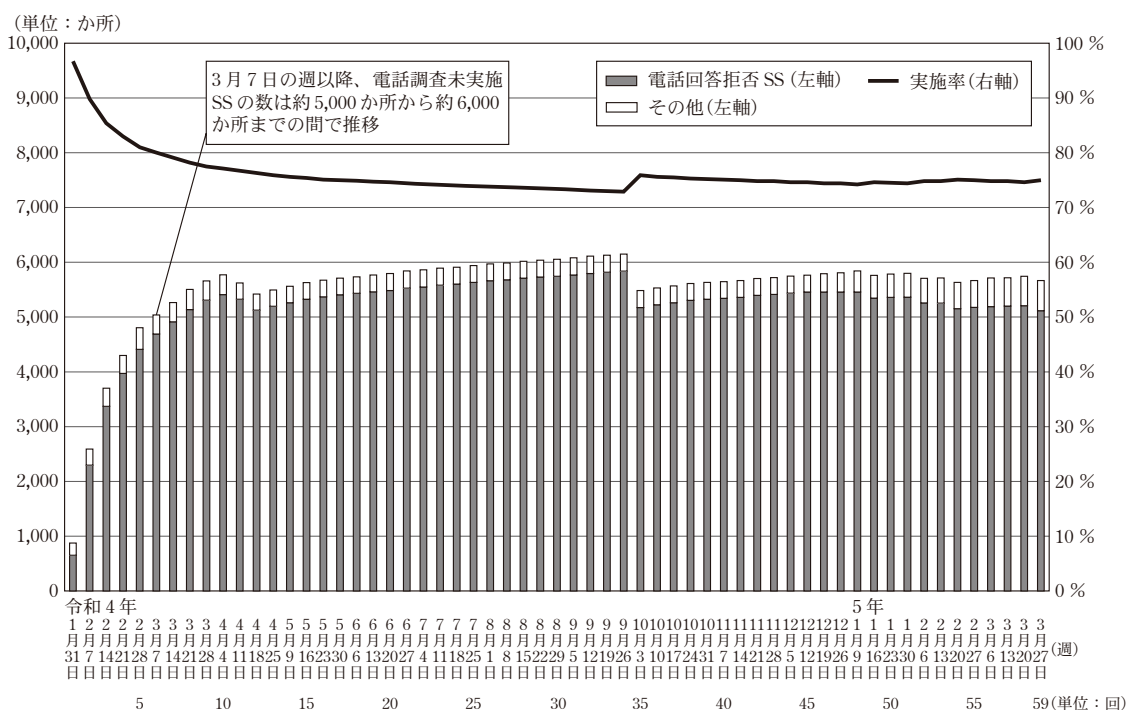
電話調査は、本庁調査と同様に、SSにおける小売価格を毎週調査するものとなっており、基金補助金の交付が開始された4年1月27日から5年3月末までの間(計61週間)において、VD社が電話調査を実施した時期及び回数(計59回)は本庁調査と全く同じとなっていた。また、資源エネルギー庁は、全SSを対象に電話調査を行うことを博報堂を通じてVD社に指示していたため、4年1月31日の週から同年4月4日の週までに実施された電話調査計10回分については、本庁調査の対象となっ

ているSSに対しても電話調査が重複して実施されていた。

その後、VD社は、本庁調査の対象となるSSについては4年4月11日の週以降、廃業するなどしているSSについてはその都度、それぞれ電話調査の対象から除くことについて、博報堂を通じて資源エネルギー庁の了承を得ていた(以下、電話調査の対象としたSSを「電話調査対象SS」という。)

そこで、電話調査対象SSに対する電話調査の実施状況についてみたところ、図表7のとおり、電話調査対象SSの数に対する電話調査を実施したSSの数の割合(以下「実施率」という。)は、1回目となる4年1月31日の週は96.7%となっていたが、その後漸減し、同年4月以降は75%程度で推移していた。そして、電話調査が実施されていないSS(以下「電話調査未実施SS」という。)の数は、電話調査開始直後から増加していて、同年3月7日の週以降は約5,000か所から約6,000か所までの間で推移していた。VD社は、電話調査未実施SSのほとんどは、過去の電話調査において回答を拒否したSS(以下「電話回答拒否SS」という。)であるとしている。VD社は、電話回答拒否SSに対しては、次回以降電話調査を実施せず、現地調査の対象とするなどの対応とすることについて、博報堂を通じて資源エネルギー庁の了承を得ていた。

図表7 電話調査の実施率及び電話調査未実施SSの数の推移



注(1) 「(週)」における各日付は、各週の起算日となる月曜日の日付であり、当該日付の属する週を表している(以下の図表及び別図表において同じ。)

注(2) 原則として、電話調査は毎週実施されているが、令和4年5月2日の週及び5年1月2日の週には実施されていない(後掲図表8及び図表11の現地調査及び本庁調査においても同じ。)

注(3) 電話調査対象SSから本庁調査の対象となるSSや廃業するなどしているSSを除いたことから、各回の電話調査対象SSの数は異なっていて、最小で22,701か所、最大で26,635か所となっている。

注(4) 電話調査未実施SSのうち、電話回答拒否SSであると確認できなかったものは「その他」として整理している。

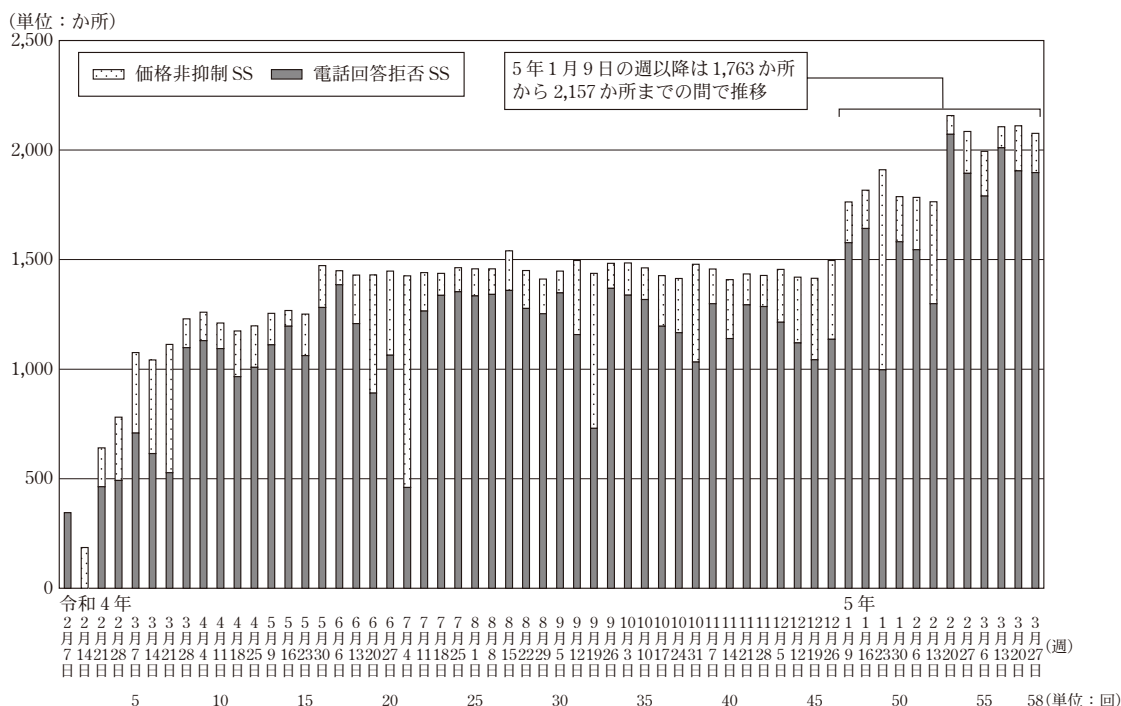
(イ) 現地調査の実施状況

資源エネルギー庁は、現地調査を実施するに当たり、電話調査の結果、小売価格の上昇が抑制されていないSS(小売価格が前週と比較して一定額以上上昇しているSS。以下「価格非抑制SS」という。)や、電話回答拒否SSを現地調査の対象とするよう、博報堂を通じてVD社に指示していた。そして、VD社は、電話調査の結果を踏まえるなどしてSSを選定し現地調査を実施して、4年2月から5年3月末までの実施回数は計58回となっていた。

現地調査の実施状況についてみたところ、図表8のとおり、現地調査の開始以降、現地調査の実施数は漸増して、4年5月30日の週以降は1,500か所程度で推移していた。その後、資源エネルギー庁は、予算執行調査の結果を踏まえて、5年1月以降の現地調査の実施数を増やすよう、博報堂を通じてVD社に指示していたことから、同年1月9日の週以降は1,763か所から2,157か所までの間で推移していた。

また、現地調査の実施数(延べ83,344か所)の内訳をみると、価格非抑制SSに対する現地調査の実施数が計7,394か所(延べ14,319か所)、電話回答拒否SSに対する現地調査の実施数が計7,788か所(延べ69,025か所)となっていて、延べ箇所数で見ると、電話回答拒否SSの割合が全体の82.8%となっていた。

図表8 現地調査の実施数の推移



注(1) 1回目において、電話回答拒否SSや価格非抑制SS以外のSS209か所に対してサンプル調査を実施しているが、その分は除いている。

注(2) 2回目(令和4年2月14日の週)のみ、電話回答拒否SSに対する実施数が0か所となっているのは、博報堂によると、資源エネルギー庁から、電話回答拒否SSに対する現地調査は不要である旨の指示を受けたことによるとのことである。

現地調査において電話回答拒否SSの割合が全体の8割を超える状況となっていたことから、現地調査を実施した電話回答拒否SS7,788か所について、その実施回数をみたところ、図表9のとおり、1,640か所(全体の21.0%)に対しては1回のみとなっ



ていた。残りの 6,148 か所(同 78.9%)に対しては 2 回以上となっていて、このうち、30 回以上の SS は 659 か所(同 8.4%)となっていた。

図表 9 電話回答拒否 SS7,788 か所に対する現地調査の実施回数 (単位：か所)

1 回 (a)	2 回以上の計 (b)					計 (a)+(b)
		2 回以上 10 回未満	10 回以上 20 回未満	20 回以上 30 回未満	30 回以上	
1,640 (21.0%)	6,148 (78.9%)	4,103 (52.6%)	854 (10.9%)	532 (6.8%)	659 (8.4%)	7,788 (100%)

(注) 割合は、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、合計しても 100% にならない。

また、現地調査を実施した価格非抑制 SS7,394 か所について、その実施回数をみたところ、図表 10 のとおり、4,331 か所(全体の 58.5%)に対しては 1 回のみとなっていた。残りの 3,063 か所(同 41.4%)に対しては 2 回以上となっていて、このうち、10 回以上の SS は 76 か所(同 1.0%)となっていた。

図表 10 価格非抑制 SS7,394 か所に対する現地調査の実施回数 (単位：か所)

1 回 (a)	2 回以上の計 (b)						計 (a)+(b)
		2 回	3 回	4 回	5 回以上 10 回未満	10 回以上	
4,331 (58.5%)	3,063 (41.4%)	1,527 (20.6%)	684 (9.2%)	356 (4.8%)	420 (5.6%)	76 (1.0%)	7,394 (100%)

(注) 割合は、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、合計しても 100% にならない。

(ウ) 電話調査及び現地調査の結果についての報告

前記のとおり、資源エネルギー庁は、小売価格の上昇が適切に抑制されるよう、全国の小売価格の推移をモニタリングすることにより価格抑制の実効性を確保するとして、毎週電話調査及び現地調査を実施するよう、博報堂を通じて VD 社に指示しており、その結果については、博報堂を通じて毎週報告を受けている。

そこで、博報堂からの報告内容をみたところ、電話調査及び現地調査のそれぞれについて、毎週の調査件数、回答件数、燃料油別の小売価格の平均価格等が記載されていた。また、現地調査においては、予算執行調査の結果が公表された後の 4 年 10 月 24 日の週以降、SS において基金補助金の交付による効果を感じているか否かなどのアンケート結果についても報告を受けていた。

一方、資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和対策事業の効果として、毎週、予測価格と本庁調査による全国平均小売価格との差額を算定し、支給単価との関係を示した資料を公表しているが、博報堂を通じて毎週報告を受けている電話調査及び現地調査の結果については、公表しない取扱いとしていた。

また、電話調査の結果については、前記のとおり、現地調査の対象となる価格非抑制 SS の選定に活用されているものの、価格非抑制 SS 及び電話回答拒否 SS に対する現地調査については、各調査時点における小売価格の把握にとどまっていた。

そして、資源エネルギー庁は、小売価格の上昇が適切に抑制されていたのかなどについて、電話調査及び現地調査の結果に基づく分析を行っておらず、両調査の実施がどのように小売価格の抑制に寄与しているのかなどについては不明な状況となっていた。



いて、再委託費の上限額は5年3月末時点で62億余円となっている。資源エネルギー庁は、小売価格の上昇が適切に抑制されるよう、全国の小売価格の推移をモニタリングすることにより価格抑制の実効性を確保するとして、毎週電話調査及び現地調査を実施するよう博報堂を通じてVD社に指示している。

しかし、前記のとおり、資源エネルギー庁は、小売価格の上昇が適切に抑制されていたのかなどについて、電話調査及び現地調査の結果に基づく分析を行っておらず、両調査の実施がどのように小売価格の抑制に寄与しているのかなどについては不明な状況となっていた。また、単に全国の小売価格の推移を把握するのであれば、本庁調査の結果を活用することにより十分対応可能であると考えられる。

電話調査及び現地調査については、小売価格の把握に加えて、小売事業者に対して心理的に小売価格の抑制を促すという事実上の効果があると思料されるものの、上記のような状況等に鑑みると、両調査の実施が価格抑制の実効性を確保するという目的に照らしてどのように機能しているかを検証した上で、両調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討することが望まれる。

したがって、資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施する場合や、今後同種の事業を実施する場合には、事業実施期間中においても、随時、電話調査及び現地調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討する必要がある。

#### (4) 基金補助金の交付による価格抑制効果等

##### ア 資源エネルギー庁における価格抑制効果の指標

資源エネルギー庁は、基金補助金の交付による価格抑制効果を測定する指標として、該当週の支給単価の算定の基になった予測価格から翌週の本庁調査による全国平均小売価格を差し引いて算定した額を、1L当たりの抑制された単価(以下「抑制単価」という。)として公表している(支給単価、予測価格、抑制単価等の推移は別図表2参照)。

5年2月27日の週の支給単価(17.0円/L)による価格抑制効果を例にすると、次の算定式のとおり、予測価格185.0円/Lに対して、翌週の本庁調査による全国平均小売価格が167.4円/Lであったことから、これを差し引いた17.6円/Lが抑制単価であると算定していた。

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{支給単価} \\ (17.0 \text{ 円/L}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{予測価格} \\ (185.0 \text{ 円/L}) \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{基準価格} \\ (168 \text{ 円/L}) \end{array}} \\
 \\
 \boxed{\begin{array}{c} \text{抑制単価} \\ (17.6 \text{ 円/L}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{予測価格} \\ (185.0 \text{ 円/L}) \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{翌週の本庁調査} \\ \text{による全国平均小売価格} \\ (167.4 \text{ 円/L}) \end{array}}
 \end{array}$$

##### イ 基金補助金の交付による価格抑制効果

###### (ア) 基金補助金の交付額と実際の抑制額との比較

前記のとおり、財務省は、4年度に燃料油価格激変緩和対策事業を対象とする予算執行調査を実施しており、4年10月に、同年3月から7月までの5か月間のガソリ

ン販売実績量等を基に基金補助金の交付による価格抑制効果を機械的に推計して、ガソリン分で、実際の抑制額が基金補助金の交付額を約 110 億円下回る結果になったことなどの調査結果を公表している。

そこで、本院は、資源エネルギー庁が抑制単価を算定し、その結果を公表しているガソリン、軽油及び灯油のそれぞれについて、4年2月から5年3月までの14か月間に交付された基金補助金を対象として、予算執行調査と同様の算定方法により基金補助金の交付額と実際の抑制額とを比較した。

その結果、図表12のとおり、基金補助金の交付額は計2兆4713億余円(ガソリン1兆2773億余円、軽油9032億余円及び灯油2907億余円)となっていたのに対して、実際の抑制額は計2兆4508億余円(同1兆2671億余円、同8959億余円及び同2876億余円)となっていた。小売事業者の在庫状況等によって小売価格への反映に時間差が生ずるものであるため、これらを単純に比較することはできないが、ガソリン、軽油及び灯油における実際の抑制額は、基金補助金の交付額を計204億余円下回るものとなっていた。

このうち、ガソリンについてみると、基金補助金の交付額と実際の抑制額との開差額は101億余円となり、予算執行調査の結果として公表されている前記5か月間の開差額約110億円と比べて、約9億円開差額が縮小していた。

図表12 令和4年2月から5年3月までの間の基金補助金の交付額と実際の抑制額との比較  
(単位：百万円)

油種名	基金補助金の交付額 (a) 注(1)	実際の抑制額 (b) 注(2)	開差額 (a)－(b)
ガソリン	1,277,348	1,267,187	10,160
軽油	903,217	895,977	7,240
灯油	290,755	287,664	3,091
計	2,471,321	2,450,829	20,492

注(1) 基金補助金の交付額は、各週の支給単価に、卸売事業者が基金補助金の概算払請求において申請した補助対象数量を乗じたものとなっている。

注(2) 実際の抑制額は、各週の抑制単価に、卸売事業者が基金補助金の概算払請求において申請した補助対象数量を乗じたものとなっている。

注(3) 金額は表示単位未満を切り捨てているため、集計しても開差額欄及び計欄と一致しないものがある。

(イ) 小売価格と卸売価格との比較

上記のとおり、ガソリンについては、4年2月から5年3月までの間の14か月間における基金補助金の交付額と実際の抑制額との開差額は101億余円となっており、当該期間についてみると、小売事業者において基金補助金の支給単価に相当する額が小売価格に反映されていない可能性がある。資源エネルギー庁は、前記のとおり毎週2,000か所程度のSSを対象に本庁調査を実施しているほか、毎月1,500か所程度のSSを対象に卸売価格に関する石油製品卸売市況調査を実施している。そこで、本院において、3、4両年度に上記両調査の対象となっており、かつ、3年度分と4年度分の調査結果を比較することができたSS700か所について、一般財団法人日本エネ

ルギー経済研究所から徴した関係書類を基に、レギュラーガソリンの小売価格、卸売価格及びこれらの差(以下「価格差」という。)をみたところ、次のような状況となっていた。

上記の SS700 か所の平均でみた小売価格等の推移は、図表 13 のとおりとなっており、事業開始の前後を問わず、卸売価格が上昇すると価格差が縮小し、卸売価格が下落すると価格差が拡大しているが、3年11月のように卸売価格が上昇しても価格差が縮小しなかった場合や、4年8月のように卸売価格が下落しても価格差が拡大しなかった場合がある。また、燃料油価格激変緩和対策事業の開始前の10か月間(3年4月から4年1月まで)において平均17.8円/Lであった価格差は、開始後の14か月間(4年2月から5年3月まで)では19.4円/Lとなり、1.6円/L拡大していた。

図表13 SS700 か所における各月の価格差の推移

(燃料油価格激変緩和対策事業の開始前の10か月間(令和3年4月から4年1月まで))

(単位：円/L)

年月	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	平均
小売価格(a)	136.8	138.3	141.1	144.1	144.1	144.2	149.0	153.6	151.5	153.2	145.5
卸売価格(b)	119.3	121.1	124.4	127.2	125.3	126.6	133.7	135.6	129.4	134.8	127.7
価格差(a)-(b)	17.5	17.2	16.7	16.9	18.8	17.6	15.3	18.0	22.1	18.4	17.8

(燃料油価格激変緩和対策事業の開始後の14か月間(4年2月から5年3月まで))

(単位：円/L)

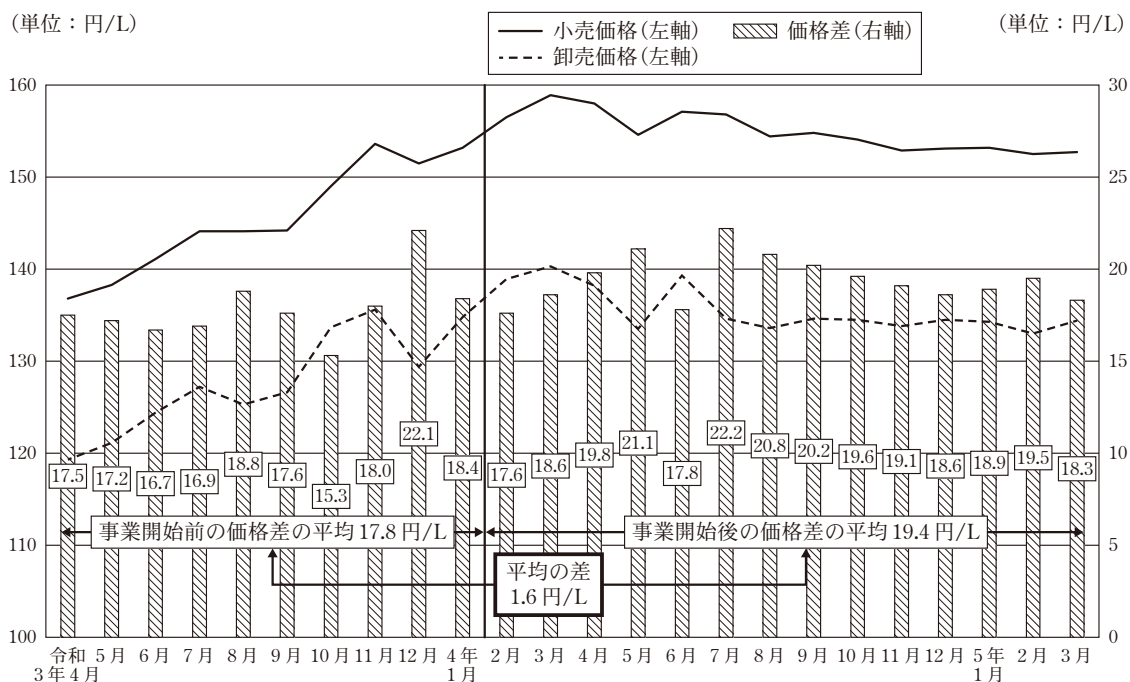
年月	令和4年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	平均
小売価格(a)	156.5	158.9	158.0	154.6	157.1	156.8	154.4	154.8	154.1	152.9	153.1	153.2	152.5	152.7	154.9
卸売価格(b)	138.9	140.3	138.2	133.5	139.3	134.6	133.6	134.6	134.5	133.8	134.5	134.3	133.0	134.4	135.5
価格差(a)-(b)	17.6	18.6	19.8	21.1	17.8	22.2	20.8	20.2	19.6	19.1	18.6	18.9	19.5	18.3	19.4

(燃料油価格激変緩和対策事業の開始前後の推移(3年4月から5年3月まで))

(単位：円/L)

(単位：円/L)

第4章  
第3節  
特定検査対象に関する検査状況  
第3



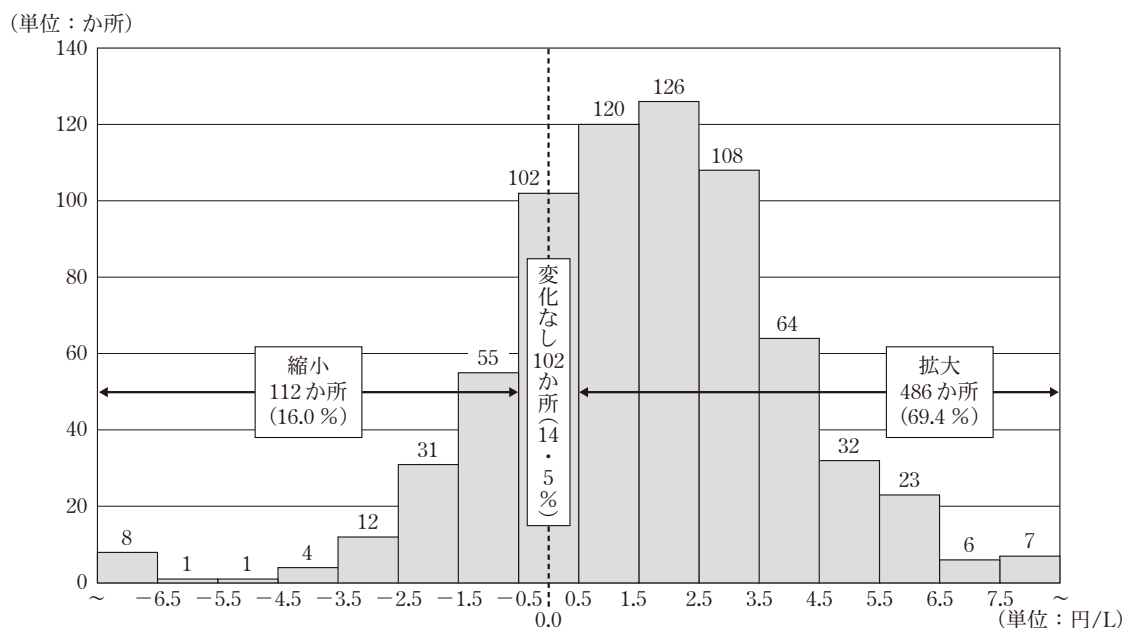
注(1) 小売価格及び卸売価格は小数点第2位以下を切り捨てている。

注(2) 小売価格は週単位の調査であり、卸売価格は月単位の調査であることから、各月の小売価格の平均値を当該月の小売価格として価格差を算出している。また、価格差を算出するに当たり、卸売価格には消費税が含まれていないため、小売価格についても消費税抜きの金額としている。

レギュラーガソリンの小売価格は、原油コスト、揮発油税等の税金、精製費、備蓄費、販売管理費等で構成されており、そのほとんどが変動する要素であることから、どの要素が小売価格に影響を与えているか明確に示すことは困難であり、また、前記のとおり、卸売価格の変動が価格差に反映されないこともある。

これらのことなどから、基金補助金の支給単価に相当する額が小売価格に適切に反映されていたかどうかを判断することは困難であるが、前記のSS700か所について、SSごとに、燃料油価格激変緩和対策事業の開始前後のそれぞれの期間における価格差の平均を算出して比較し、その拡大又は縮小の状況を見た。そして、上記の拡大又は縮小が0.5円/L未満のものを「価格差に変化がない」とみなして集計したところ、図表14のとおり、700か所のうち、価格差に変化がないSSは102か所(全体の14.5%)、価格差が拡大していたSSは486か所(同69.4%)、価格差が縮小していたSSは112か所(同16.0%)となっていた。

図表14 燃料油価格激変緩和対策事業の開始前後のそれぞれの期間における価格差の平均値の拡大又は縮小の状況



注(1) 「事業開始後の価格差(平均)」-「事業開始前の価格差(平均)」により作成した。

注(2) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

#### ウ 行政事業レビューシート及び基金シートにおける成果目標

資源エネルギー庁が4年12月に公表した燃料油価格激変緩和対策事業に係る行政事業レビューシートにおける定量的な成果目標は、「制度発動期間中にガソリンの全国平均価格が予測価格よりも低くなる週の割合を100%にする」とされており、同庁は、同シートに、上記の成果目標を達成した旨を記載していた。また、同庁が同年10月に公表した燃料油価格激変緩和対策事業に係る基金シートにおいても同様の成果目標が設定されており、同庁は、同じく成果目標を達成した旨を記載していた。

しかし、前記のとおり、同庁は、燃料油価格激変緩和対策事業について、予測価格を基に支給単価を決定して基準価格を目指す事業であるとしていることから、基金補助金の交付によりガソリンの全国平均小売価格が予測価格よりも低くなればその目的が達成されるというものではない。このため、行政事業レビューシート等における定量的な成果目標は、事業の目的に照らし達成すべき目標として適切とはいえない状況となっていた。なお、同庁は、本院の検査を踏まえて、上記成果目標の修正を検討している。

#### 4 本院の所見

資源エネルギー庁は、原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐための激変緩和措置として、また、国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響を最小化するための激変緩和措置として、燃料油価格激変緩和対策事業を実施している。そして、政府は、数次にわたり延長してきた燃料油価格激変緩和対策事業を5年12月末まで実施するとともに、今後とも、国際的なエネルギー価格の動向等を注視しながら、必要な対応を機動的に講ずるとしている。

今回、基金補助金の交付額の算定方法等についてみたところ、補助対象数量がマイナス値となる場合の基金補助金の取扱いについてガイドラインに定めがなく、また、卸売事業者に

対する資源エネルギー庁の指示が適切でなかったため、卸売事業者2者において、国内向け販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付額の算定が適切とは認められない状況となっていた。同庁は、本院の検査を踏まえて、5年6月30日にガイドラインを改定し、燃料油の補助対象数量がマイナス値となる場合の基金補助金の交付額の算定方法等を定め、その内容を全国石油協会、卸売事業者及び博報堂に対して周知した。

また、電話調査及び現地調査の実施状況等についてみたところ、資源エネルギー庁は、小売価格の上昇が適切に抑制されていたのかなどについて、両調査の結果に基づく分析を行っておらず、両調査の実施がどのように小売価格の抑制に寄与しているのかなどについては不明な状況となっていた。また、単に全国の小売価格の推移を把握するのであれば、本庁調査の結果を活用することにより十分対応可能であると考えられる。電話調査及び現地調査については、小売価格の把握に加えて、小売事業者に対して心理的に小売価格の抑制を促すという事実上の効果があると思料されるものの、上記のような状況等に鑑みると、両調査の実施が価格抑制の実効性を確保するという目的に照らしてどのように機能しているかを検証した上で、両調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討することが望まれる。

したがって、資源エネルギー庁において、上記のような状況を踏まえた上で、今後の概算払及び精算において、国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付が適切なものとなるよう次のアの点に留意するとともに、電話調査及び現地調査については、次のイの点に留意することが必要である。

- ア 同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されている事態を解消させるとともに、同様の事態の再発防止を図るために、卸売事業者等に対して適切な指導等を行うこと
- イ 燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施する場合や、今後同種の事業を実施する場合には、事業実施期間中においても、随時、電話調査及び現地調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討すること

本院としては、燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況について、今後の原油価格、燃料油価格等の動向も踏まえつつ、資源エネルギー庁において同種の事業として実施されている電気・ガス価格激変緩和対策事業等の実施状況も含めて、引き続き検査していくこととする。



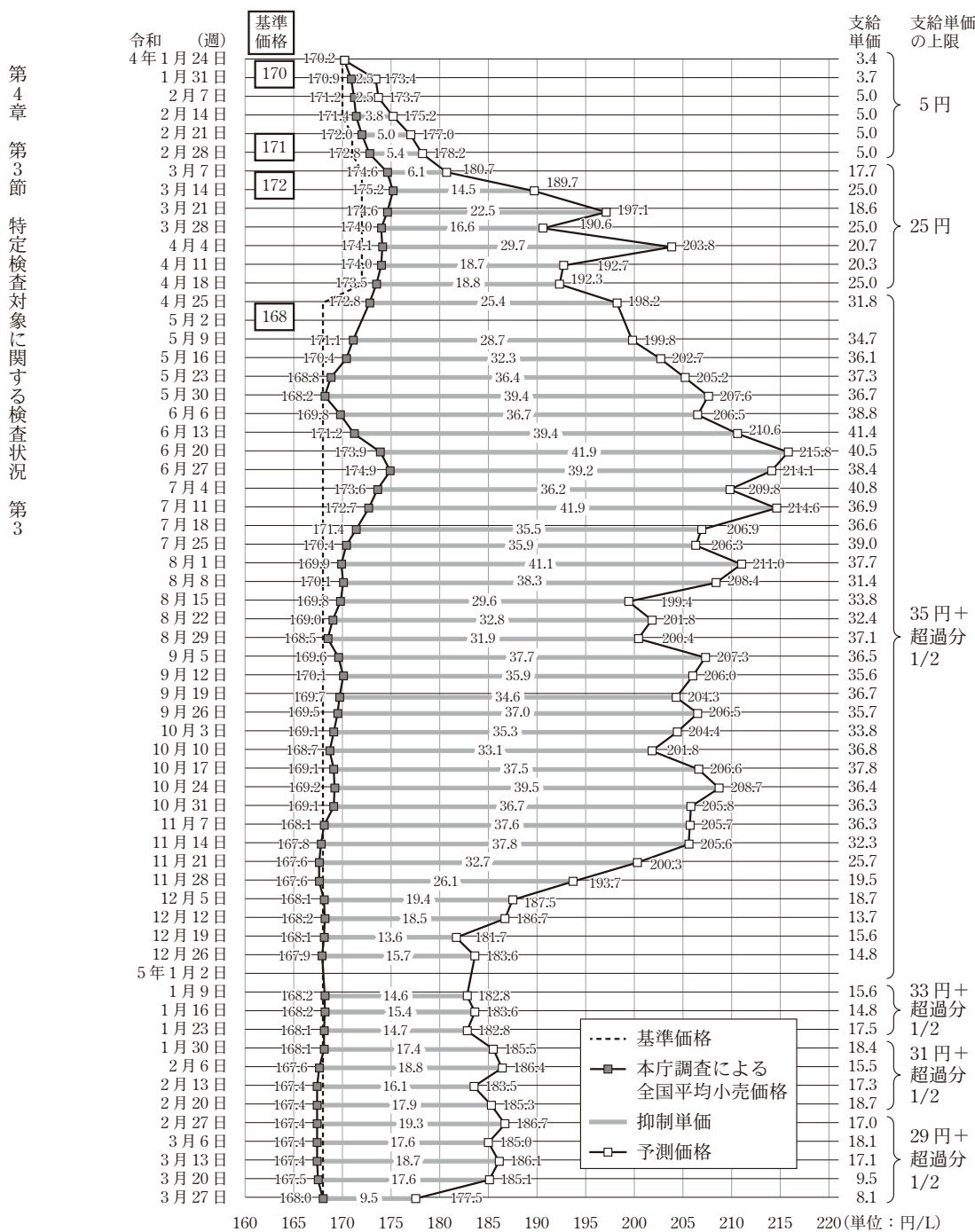
別図表1 卸売事業者30者に対する基金補助金の交付状況(令和5年3月末時点)

(単位:百万円)

番号	卸売事業者名	ガソリン	軽油	灯油	重油	航空機燃料	計
1	ENEOS株式会社	589,843	384,642	124,026	204,764	22,012	1,325,288
2	出光興産株式会社	369,957	291,472	85,435	139,790	29,327	915,982
3	コスモ石油マーケティング株式会社	155,319	141,145	36,673	59,928	8,221	401,288
4	太陽石油株式会社	47,965	36,128	17,539	7,285	1,062	109,981
5	コスモ石油株式会社	52,239	24,272	13,490	6,883	—	96,886
6	三菱商事株式会社	14,631	14,856	4,181	6,773	—	40,443
7	中川物産株式会社	16,808	8,251	1,847	171	389	27,467
8	富士石油株式会社	11,060	4,124	79	4,700	1,355	21,320
9	丸紅株式会社	15,828	405	397	—	—	16,632
10	伊藤忠エネクス株式会社	5,479	2,850	1,752	—	—	10,082
11	全農エネルギー株式会社	3,283	1,001	1,157	181	—	5,623
12	日本精蠟株式会社	—	—	—	3,413	—	3,413
13	西部石油株式会社	—	389	232	2,337	—	2,960
14	兼松株式会社	885	—	2,022	—	—	2,908
15	丸紅エネルギー株式会社	1,654	176	90	—	—	1,921
16	トーヨーエナジー株式会社	—	1,348	16	12	—	1,377
17	三井物産エネルギー株式会社	—	—	665	—	415	1,080
18	ユニオン石油工業株式会社	—	—	—	854	—	854
19	シナネン株式会社	—	—	830	—	—	830
20	カメイ株式会社	—	135	226	437	—	799
21	全国漁業協同組合連合会	—	—	—	428	—	428
22	三菱商事エネルギー株式会社	—	—	—	371	—	371
23	阪和興業株式会社	—	—	240	89	—	330
24	谷口石油精製株式会社	—	—	—	302	—	302
25	林兼石油株式会社	—	—	—	271	—	271
26	ホクレン農業協同組合連合会	—	—	219	—	—	219
27	三共油化工業株式会社	—	—	—	103	—	103
28	大東通商株式会社	—	92	—	—	—	92
29	伊藤忠商事株式会社	—	—	—	—	47	47
30	エス・ジー・シー佐賀航空株式会社	—	—	—	—	5	5
	計	1,284,957 (42.9%)	911,292 (30.4%)	291,126 (9.7%)	439,101 (14.6%)	62,837 (2.1%)	2,989,315 (100%)

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てているため、集計しても計欄と一致しないものがある。

別図表2 支給単価、予測価格、抑制単価等の推移(レギュラーガソリン)



注(1) 資源エネルギー庁が公表している「ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果」を基に作成した。

注(2) 予測価格は、基金補助金を交付しなかった場合に想定される、翌週の本庁調査によるレギュラーガソリンの全国平均小売価格である。

注(3) 本庁調査は、原則として月曜日実施している。例えば、令和4年1月24日の週の場合、1月24日月曜日に本庁調査を実施しており、その全国平均小売価格は170.2円/Lとなる。なお、同年5月2日の週及び5年1月2日の週には実施していない。

注(4) 支給単価の適用対象期間は、木曜日から翌週の水曜日までである。例えば、令和4年1月24日の週の場合、1月27日木曜日から2月2日水曜日までであり、その間における支給単価は、予測価格(173.4円/L)から基準価格(170円/L)を差し引いた3.4円/Lとなる。

第4 株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る貸付債権等の状況について

検査対象	株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫
新型コロナウイルス感染症特別貸付等の概要	株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等に対して貸付けを行うもの
検査対象の新型コロナウイルス感染症特別貸付等の貸付実績の累計額	19兆4365億円(令和元年度～4年度)
上記に係る貸付残高	14兆3085億円(令和4年度末)
新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る償却金額の累計額	697億円(令和元年度～4年度)
新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係るリスク管理債権額	8785億円(令和4年度末。株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンに係る金額を含む。)
新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る部分直接償却実施額	1246億円(令和4年度末)

<構成>

1 検査の背景(660ページ)
(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている中小企業者等に対して株式会社日本政策金融公庫等が実施した資金繰り支援等の概要(660ページ)
ア 株式会社日本政策金融公庫等が実施した中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の概要(660ページ)
イ 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する国の財政援助の状況(663ページ)
(2) 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の主な制度の概要(664ページ)
ア 日本公庫の新型コロナ特別貸付の概要(664ページ)
イ 商工中金の危機対応業務に係る貸付けの概要(665ページ)
ウ 新型コロナ関連保証及び民間ゼロゼロ融資の概要(666ページ)
エ 特別利子補給の概要(666ページ)
(3) 日本公庫等の新型コロナ特別貸付等及び民間ゼロゼロ融資の返済開始時期の状況(667ページ)
(4) 中小企業者等の資金繰り、借入金及び倒産の状況(667ページ)

- ア 中小企業者等の資金繰りの状況(667 ページ)
- イ 中小企業者等の借入金の状況(668 ページ)
- ウ 中小企業者等の倒産の状況(669 ページ)
- (5) 新型コロナ特別貸付等に関する過去の検査の状況(669 ページ)
- 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(670 ページ)
  - (1) 検査の観点及び着眼点(670 ページ)
  - (2) 検査の対象及び方法(670 ページ)
- 3 検査の状況(670 ページ)
  - (1) 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況(670 ページ)
    - ア 貸付実績及び貸付残高の状況(671 ページ)
    - イ 元金返済等の状況(674 ページ)
    - ウ 初期デフォルト率の状況(676 ページ)
    - エ 償却の状況(678 ページ)
    - オ リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況(679 ページ)
  - (2) 新型コロナ特別貸付等の審査手続において設けられた緩和措置等の実施状況(690 ページ)
    - ア 日本公庫等の緩和措置の概要(690 ページ)
    - イ 緩和措置の下における貸付申込先の状況把握に係る取組の状況(691 ページ)
  - (3) 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の管理の状況(692 ページ)
    - ア 貸付債権の管理の体制(693 ページ)
    - イ 正常債権等担当部署及び延滞債権等担当部署における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の管理の状況(693 ページ)
- 4 本院の所見(696 ページ)

## 1 検査の背景

### (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている中小企業者等に対して株式会社日本政策金融公庫等が実施した資金繰り支援等の概要

ア 株式会社日本政策金融公庫等が実施した中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の概要

株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)等は、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて政府等が決定した対応策等を踏まえて事業者に対する各種の資金繰り支援(以下「新型コロナ関連資金繰り支援」という。)を実施している。

中小企業者又は小規模事業者(以下、これらを「中小企業者等」といい、商工中金の危機対応業務に係る貸付け及び信用保証<sup>(注3)</sup>においては中小企業等協同組合等を含む。以下同じ。)に対する新型コロナ関連資金繰り支援の5年3月末までの主な実績をみると、図表1のとおり、日本公庫、商工中金等による貸付けの実績は約131万件約21兆円であり、このうち①日本公庫の「中小企業者(主として小規模事業者)」に対する「新型コロナウイルス感染症特別貸付(生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。)、②日本公庫の「中小企業者」に対する「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び③商工中金の

「中小企業者」に対する「危機対応貸付け」の三つで全体の約90%に相当する約118万件約19兆円を占めている。また、信用保証の実績は約192万件約35兆円、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)等による貸付金利を当初3年間実質的に無利子化するための利子補給等の実績は約226万件約6959億円となっている。

(注1) 中小企業者 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社等又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人等

(注2) 小規模事業者 従業員20人以下等の中小企業者

(注3) 信用保証 信用保証協会による金融機関から受ける融資に係る債務の保証

図表1 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の主な実績(令和4年度末)

a 貸付け (単位：件、億円、%)

実施機関	対象	貸付制度	貸付累計件数 注(1)	貸付累計額 注(1)	割合 注(3)
日本公庫	中小企業と規模事業者	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付け)	22,450	2034	0.9
		新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付	378	23	0.0
		①新型コロナウイルス感染症特別貸付(生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。)	1,080,557	11兆6025	53.0
		新型コロナ関連小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)	67,922	3723	1.7
		新型コロナ関連生活衛生関係営業経営改善資金(衛経)	1,695	75	0.0
		新型コロナ対策資本金劣後ローン(生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローンを含む。)	1,621	433	0.1
	中小企業者	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付け)	3,476	2634	1.2
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付	67,780	5兆2659	24.0
		新型コロナ対策資本金劣後ローン	8,810	9862	4.5
	商工中金	中小企業者注(5)	③危機対応貸付け	38,864	2兆5680
危機対応貸付け(資本金劣後ローン)			908	1661	0.7
沖縄振興開発金融公庫	中小企業として規模事業者	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付け)	80	11	0.0
		新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付	1	0	0.0
		新型コロナウイルス感染症特別貸付(生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。)	19,266	2375	1.0
		小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)	1,349	117	0.0
		沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経)	50	6	0.0
		生活衛生関係営業経営改善資金(衛経)	215	9	0.0
	中小企業者	新型コロナ対策資本金劣後ローン(生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローンを含む。)	37	11	0.0
		経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付け)	57	69	0.0
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	884	996	0.4
		新型コロナ対策資本金劣後ローン	41	55	0.0
株式会社日本政策投資銀行	中小企業者注(5)	危機対応貸付け	156	228	0.1
		危機対応貸付け(資本金劣後ローン)	10	51	0.0
合計			1,316,607	21兆8748	100
①~③の計注(6)			1,187,201	19兆4365	

注(1) 貸付累計件数及び貸付累計額は、いずれも、令和2年1月から5年3月までに貸付けが実行されたものである。

注(2) 金額は億円未満を切り捨てているため、合計しても一致しない(b及びcにおいて同じ。)

注(3) 割合は合計の金額に対する比率(%)である。

注(4) 太字は事業規模が特に大きい貸付制度を示している。

注(5) 中小企業等協同組合等を含む。

注(6) ①~③の3貸付制度は、それぞれ後述の1(2)の日本公庫の「国民生活事業」及び「中小企業事業」における「新型コロナ特別貸付」並びに商工中金の「危機対応貸付け」に該当し、今回の検査の対象としているものである。

b 信用保証 (単位：件、億円、%)

実施機関	対象	信用保証制度	保証承諾件数	保証承諾金額	割合 注(1)
信用保証協会	中小企業者 注(2)	セーフティネット保証4号 A	1,013,100	17兆4865	48.6
		セーフティネット保証5号 B	221,268	3兆8951	10.8
		危機関連保証 C	687,546	14兆4618	40.2
		上記3制度の計 D(A+B+C) 注(4)	1,921,914	35兆8435	99.7
		うち民間金融機関における実質無利子・無担保融資	1,366,527	23兆4255	65.1
		事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度 E	2,811	876	0.2
合計 F (D+E)			1,924,725	35兆9312	100

注(1) 割合は合計の金額に対する比率(%)である。

注(2) 中小企業等協同組合等を含む。

注(3) 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援のうち信用保証については、図中の制度のほかに伴走支援型特別保証制度があるが、同制度については、その実績に「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」及び「危機関連保証」の実績と重複する部分があることから集計の対象としていない。

注(4) 当該3信用保証制度は、それぞれ後述の1(2)の信用保証協会の「新型コロナ関連保証」に該当する。

c 利子補給 (単位：件、億円、%)

実施機関	対象	事業内容	利子補給の対象となった貸付けの件数	利子補給額	割合 注(1)
日本公庫	中小企業者 注(2)	指定を受けた金融機関が行う危機対応貸付けへの利子補給	98,978	405	5.8
中小機構	中小企業者 注(2)	日本公庫等の新型コロナ特別貸付等に係る特別利子補給	817,332	1278	18.3
		民間金融機関からの借入れに係る利子補給	1,346,879	5275	75.8
合計			2,263,189	6959	100

注(1) 割合は合計の金額に対する比率(%)である。

注(2) 中小企業等協同組合等を含む。

イ 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する国の財政援助の状況

政府は、中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の実施に当たり、図表2のとおり、元年度から4年度までの間、日本公庫、商工中金等に対して財政援助を行っており、その内訳は、財政投融资計画に基づく財政融資資金の貸付け約16兆5178億円、出資金約10兆9568億円、補助金約4兆4338億円となっている。

図表2 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する国の財政援助の状況

(単位：億円)

財政援助の種別	財政援助先	財政援助の用途	財政援助に係る予算科目(一般会計)			貸付実績額又は支出済額 (注)				
			組織	項	目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	元年度から4年度までの計
財政融資資金による貸付	沖縄振興開発金融公庫	\				265	2628	700	762	4355
	日本公庫(国民生活事業)					5680	6兆6009	6050	1112	7兆8851
	日本公庫(中小企業事業)					1170	3兆6996	5268	1124	4兆4558
	日本公庫(危機対応円滑化業務)					350	3兆3994	2912	157	3兆7414
	財政融資資金による貸付実績額の計						7465	13兆9627	1兆4930	3155
出資金	沖縄振興開発金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付等	内閣本府	沖縄政策費	沖縄振興開発金融公庫出資金	32	277	445	—	754
	日本公庫(国民生活事業)		財務本省	政策金融費	株式会社日本政策金融公庫出資金	348	1兆7302	2兆7104	—	4兆4754
			厚生労働本省	生活衛生対策費	株式会社日本政策金融公庫出資金	22	394	650	—	1066
			中小企業庁	中小企業事業環境整備費	株式会社日本政策金融公庫出資金	233	8418	1兆3730	663	2兆3044
	日本公庫(商工中金の危機対応貸付に係る分)		中小企業庁	中小企業事業環境整備費	危機対応円滑化業務出資金	—	98	2970	—	3068
	日本公庫	信用保証	財務本省	政策金融費	株式会社日本政策金融公庫出資金	47	1兆4073	2兆2761	—	3兆6881
	出資金の支出済額の計						682	4兆0563	6兆7660	663
補助金	一般財団法人全国信用保証協会連合会	信用保証	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	経営安定関連保証等基金補助金	7	1兆2448	—	1832	1兆4287
			中小企業庁	中小企業事業環境整備費	事業環境整備対策費補助金	—	7943	3611	—	1兆1554
	中小機構	利子補給	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	中小企業再生支援助利子補給補助金	47	1兆8450	—	—	1兆8497
	補助金の支出済額の計						54	3兆8841	3611	1832

(注) 財政融資資金の貸付実績額及び出資金の支出済額の一部には、中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に係る額以外の額が含まれている。また、令和元年度の貸付実績額は、新型コロナ特別貸付等が開始された2年3月の貸付実績額となっている。

また、この間、財務省、中小企業庁等の関係省庁は、日本公庫、商工中金等に対して、2年4月に事業者の資金需要に迅速に対応できるように審査の簡素化・迅速化に取り組むことなどを要請し、3年1月に中小企業者等の資金繰りに支障が生じないように元本・金利の返済猶予等の既往債務の条件変更について引き続き個別企業の実情に応じた最大限の配慮を行うことなどを要請するなどした。そして、日本公庫、商工中金等は、上記の要請を踏まえるなどして、審査の簡素化・迅速化を図るための取組等や、既往債務の条件変更を行うなどしてきている。

(2) 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の主な制度の概要

ア 日本公庫の新型コロナ特別貸付の概要

日本公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うなどし、もって国民生活の向上に寄与



することを目的としている。そして、国民一般向けの業務(以下「国民生活事業」という。)として主として小規模事業者に対する小口の事業資金の貸付けや、中小企業者向けの業務(以下「中小企業事業」という。)として主として中小企業者に対する事業資金の貸付けを行うなどしている。

日本公庫は、財務省等が制定した「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱」(令和2年財政第93号)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等を対象とする新型コロナウイルス感染症特別貸付(以下「新型コロナ特別貸付」という。)を2年3月に開始しており、対象者の要件、貸付限度額等は図表3に示すとおりとなっている。なお、新型コロナ特別貸付の取扱期限は、数度にわたり延長され、5年9月末時点においては6年3月末までとされている。

図表3 日本公庫の新型コロナ特別貸付の概要

事業	国民生活事業		中小企業事業	
対象者の要件	売上高減5%以上等であり、かつ、中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者			
貸付限度額	8000万円 注(1)		6億円 注(2)	
貸付期間(うち据置期間)	20年以内(5年以内) 注(3)			
利率	6000万円以内の部分 注(4)	当初3年間 : 基準利率-0.9% 注(6) 3年経過後 : 基準利率 注(7)	4億円以内の部分 注(5)	当初3年間 : 基準利率-0.9% 注(6) 3年経過後 : 基準利率 注(7)
	6000万円超の部分	基準利率 注(7)	4億円超の部分	基準利率 注(7)
担保	無担保			

注(1) 制度開始当初は6000万円であり、令和2年7月に8000万円へ拡充された。

注(2) 制度開始当初は3億円であり、令和2年7月に6億円へ拡充された。

注(3) 運転資金については、制度開始当初は15年以内であり、令和4年4月に20年以内へ延長された。

注(4) 制度開始当初は3000万円であり、令和2年7月に4000万円、3年1月に6000万円へそれぞれ拡充された。

注(5) 制度開始当初は1億円であり、令和2年7月に2億円、3年1月に3億円、4年10月に4億円へそれぞれ拡充された。

注(6) 令和5年10月以降に貸付申込みを受け付けた分から「基準利率-0.5%」へ引き上げられた。

注(7) 基準利率とは、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に基づき、主務大臣の承認を受けて定める貸出金利をいう。収支相償を原則として、資金の調達コストに経費率及び信用コストを加えて設定されている。

#### イ 商工中金の危機対応業務に係る貸付けの概要

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)に基づき、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的としている。そして、この目的を達成するために、商工中金は、危機対応円滑化業務の主務大臣である財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が指定する指定金融機関として、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機事象が生じた際に、危機対応業務として、日本公庫から信用供与や利子補給金の支給を受けるなどして、危機事象で受けた被害によって業況や資金繰りが悪化している事業者に対して、必要な資金の貸付け等を行っている。

商工中金は、財務省、経済産業省等が定めた「危機対応認定に係る通知について」(令和2年財政第102号、元経営第3105号、20200318中第5号)等に基づき、2年3月に、指定金融機関が行う危機対応業務の一環として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた者に対する資金の貸付けを開始している。当該貸付けのうち、中小企業者向けの制度に係る貸付けであって、かつ、資本性劣後ローンを除いたもの(以下「危機対応貸付け」という。)については、日本公庫の中小企業事業が行う新型コロナ特別貸付とほぼ同様の制度となっている。一方、適用する金利については、商工中金の所定の金利となっており、当該金利が日本公庫の基準利率を上回る場合には、事業者が当該金利を一旦商工中金に支払った後、その上回る分について日本公庫から利子補給金として商工中金を通じて事業者に支給されることになっている。危機対応貸付けの取扱期限は、数度にわたり延長され、最終的には4年9月末までとされている。

#### ウ コロナ関連保証及び民間ゼロゼロ融資の概要

各都道府県等に設立された信用保証協会(以下「協会」という。)は、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために、中小企業者等が民間金融機関から受ける融資に対する信用保証を行っている。

協会は、経済産業大臣が、2年2月以降、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等の資金繰り支援の一環として各種の保証制度(以下「新型コロナ関連保証」という。)を発動したことを受けて、新型コロナ関連保証を行っている。

また、2年5月に、新型コロナ関連保証の認定を受けた中小企業者等を対象に、中小企業者等が協会に支払う信用保証料の補助が開始されるとともに、貸付けから3年の間に生ずる利子を補給される民間金融機関による新型コロナウイルス感染症対策に伴う実質無利子・無担保の融資(以下「民間ゼロゼロ融資」という。)が開始された。民間ゼロゼロ融資の限度額は6000万円(制度開始当初は3000万円、同年6月以降は4000万円、3年1月以降は6000万円へそれぞれ拡充)、保証期間は10年以内、据置期間は5年以内となっている。なお、民間ゼロゼロ融資の取扱期限は、3年3月末までに延長されている。

#### エ 特別利子補給の概要

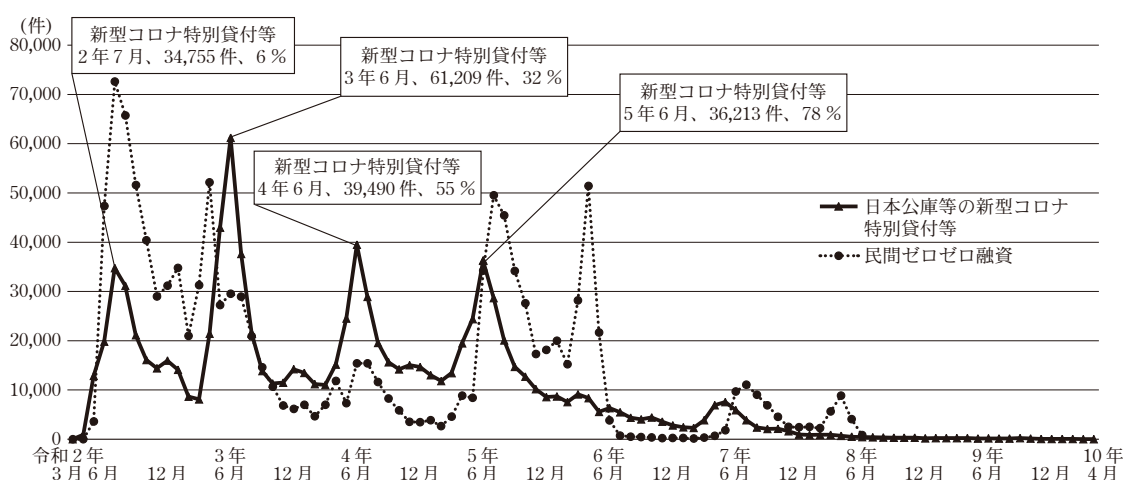
中小機構は、経済産業省が定めた「新型コロナウイルス感染症特別利子補給に係る交付要綱」(令和2年4月20日20200410財中第2号)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業者への一層の資金繰り支援を講ずるために、国から交付を受けた補助金を原資として、新型コロナウイルス感染症のための基金の造成等を行っている。そして、この基金を原資として、上記の事業者が、日本公庫、商工中金、沖縄振興開発金融公庫若しくは株式会社日本政策投資銀行から借り受けた新型コロナ特別貸付等又は民間ゼロゼロ融資における金利負担分(当初3年間)を補填し、経営の安定化につなげることを目的として、当該事業者に対してその支払う金利相当額を助成する「特別利子補給」を行っている。

これにより、新型コロナ特別貸付等及び民間ゼロゼロ融資の実質的な無利子化(当初3年間)が図られている。なお、前記のとおり、新型コロナ特別貸付の取扱期限は6年3月末までとなっているが、特別利子補給の対象となるのは4年9月末までに借入申込みの受付が行われたものとされている。

### (3) 日本公庫等の新型コロナ特別貸付等及び民間ゼロゼロ融資の返済開始時期の状況

日本公庫等の新型コロナ特別貸付等(日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業における新型コロナ特別貸付並びに商工中金の危機対応貸付けをいう。以下同じ。)及び民間ゼロゼロ融資の返済開始時期の状況は、図表4のとおりとなっている。日本公庫等の新型コロナ特別貸付等については、返済開始時期を迎えるものが集中する時期(2年度から5年度までの間の各年度の6月前後)を経過し、5年9月末時点で既に元利金の返済が本格化している。一方、民間ゼロゼロ融資については、返済開始時期を迎えるものが2年度前半から3年度前半までの間に集中しているほか、5年度前半から6年度前半までの間にも集中している。

図表4 日本公庫等の新型コロナ特別貸付等及び民間ゼロゼロ融資の返済開始時期の状況



注(1) 令和5年3月末時点で貸付残高のある日本公庫等の新型コロナ特別貸付等及び民間ゼロゼロ融資を対象に集計している。

注(2) 日本公庫の新型コロナ特別貸付については各貸付けの令和5年3月末時点における返済開始月を返済開始時期として集計している。これに対し、商工中金の危機対応貸付け及び民間ゼロゼロ融資については、データの制約により各貸付けの貸付当初に設定された返済開始月を返済開始時期として集計しており、5年3月までの貸付後の条件変更の情報は反映されていない。

注(3) 図表中の%は、令和10年4月までの累計件数に対するそれぞれの時点までの累計件数の割合を示している。

注(4) 日本公庫等の新型コロナ特別貸付等については、令和10年5月から14年10月までの間に返済開始時期を迎えるものが若干数ある。

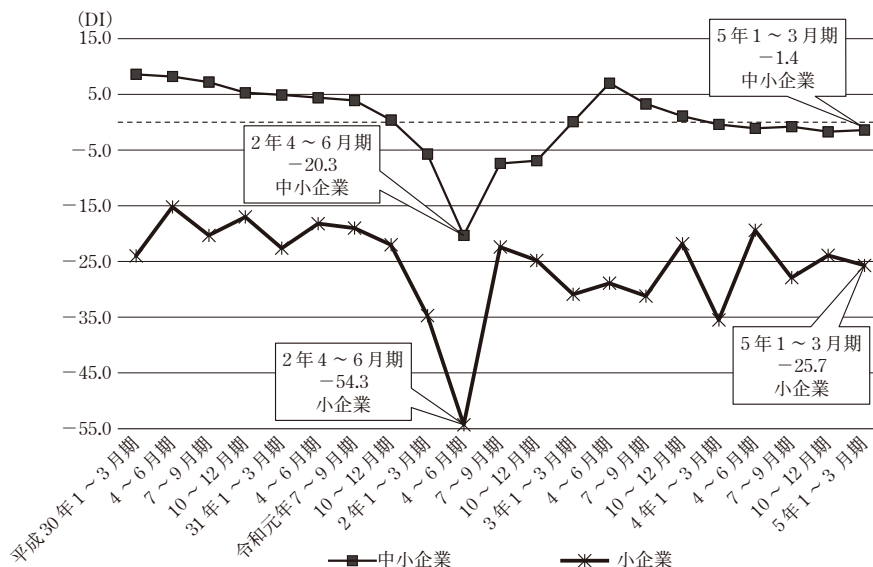
### (4) 中小企業者等の資金繰り、借入金及び倒産の状況

#### ア 中小企業者等の資金繰りの状況

(注4)  
 中小企業者等の資金繰りの状況について資金繰りDIをみると、図表5のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大直後の2年4～6月期において、「中小企業」及び「小企業」のいずれにおいても大幅に下降したが、その後は上昇し、5年1～3月期には同拡大前の水準に回復している。他方、いずれの期においても「小企業」の方が「中小企業」よりも資金繰りDIの値が低くなっており、日本公庫の国民生活事業の主な貸付先である小規模事業者において資金繰りが引き続き厳しい状況にあると考えられる。

(注4) 資金繰りDI 「DI」は「Diffusion Index」の略。「全国中小企業動向調査結果」では、「中小企業」については前年同期比、「小企業」については前期比で、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いた数値

図表5 資金繰りDIの推移

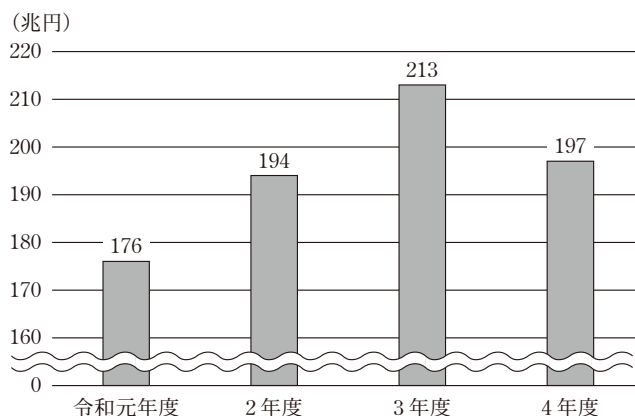


注(1) 日本公庫「全国中小企業動向調査結果」等を基に本院が作成した。  
 注(2) 日本公庫「全国中小企業動向調査結果」では、日本公庫と取引を行っている企業のうち、従業員20人以上のものを「中小企業」、同20人未満のものを「小企業」として、それぞれ調査の対象としている。

イ 中小企業者等の借入金の状況

資本金の規模が1億円未満の中小企業者等における金融機関からの借入金(以下「借入金」という。)の状況についてみると、図表6のとおり、2年度から3年度までにかけて増加しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年度の残高を上回っている。そして、4年度の残高は197兆円と前年度より減少しているものの、引き続き元年度の残高を上回る水準となっている。

図表6 資本金の規模が1億円未満の中小企業者等の借入金残高の推移

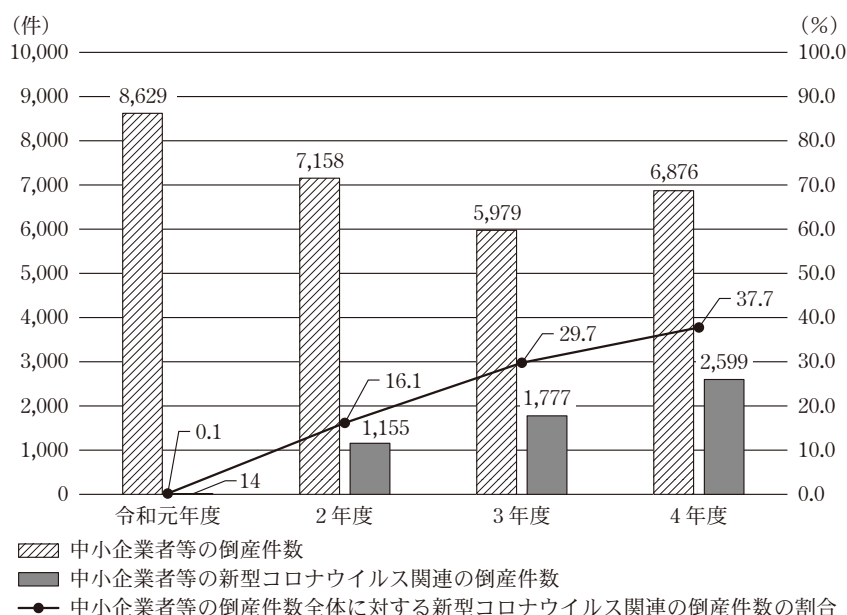


(注) 財務省財務総合政策研究所の法人企業統計調査「時系列データ」等を基に本院が作成した。

### ウ 中小企業者等の倒産の状況

中小企業者等の倒産件数の状況についてみると、図表7のとおり、2年度以降、元年度よりも低い水準で推移している。一方、このうち新型コロナウイルス関連の倒産件数（株式会社東京商工リサーチが、倒産した企業の当事者や担当弁護士から聴取した情報により集計した倒産件数をいう。以下同じ。）は、2年度以降、増加傾向にあり、全体の倒産件数に占める割合をみると、4年度は2年度と比較して21.6ポイント増加している。

図表7 中小企業者等の倒産件数に対する新型コロナウイルス関連の倒産件数の割合の推移



注(1) 株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」等を基に本院が作成した。

注(2) 令和元年度の新型コロナウイルス関連の倒産件数は、2年2月から集計されている。

#### (5) 新型コロナ特別貸付等に関する過去の検査の状況

本院は、令和2年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援の実施状況等について」（以下「2年度報告」という。）を掲記した。2年度報告では、中小企業者等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付実績の大部分を占めていた新型コロナ特別貸付等の実施状況等について分析した。そして、日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等に係る貸付件数が著しく増加していること、新型コロナ特別貸付等の実施に当たっては、審査手続等に係る一時的な緩和措置（以下「緩和措置」という。）を設けてこれを必要に応じて適用するなど通常と異なる実施方法及び実施体制により貸付けを行っていることなどを踏まえて、引き続き効率的かつ適切な貸付申込先の状況把握に努めることや、返済開始時期が到来していない貸付債権が相当程度あることなどを踏まえて、引き続き効率的かつ適切な債務者の状況把握に努めることに留意するなどして、資金繰り支援を適切に実施していく必要がある旨を記述した。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

2年度報告において、本院は、今後とも中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の実施状況等について、資金繰り支援を受けた中小企業者等のその後の状況や審査の簡素化・迅速化による諸々の影響等にも留意しつつ、引き続き注視していくこととしている。

また、前記のとおり、日本公庫等の新型コロナ特別貸付等については、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を経過し、その元利金の返済が本格化するなどしている一方で、中小企業者等については借入金の残高や新型コロナウイルス関連の倒産件数が増加するなどしている。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況はどのようになっているか、緩和措置はどのように実施されていたか、貸付債権の管理はどのように行われているかなどに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

中小企業者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る貸付けの実績において多数を占める日本公庫等の新型コロナ特別貸付等について、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業の新型コロナ特別貸付のうち5年3月末までに貸付けが実行されたもの並びに商工中金の危機対応貸付けを対象として検査した。検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された財務諸表等のほか、両法人から提出を受けた新型コロナ特別貸付等に係る関係資料の内容の調査、分析等を在庁して行うとともに、両法人の本店、日本公庫の152支店のうち15支店及び商工中金の92支店のうち7支店において関係資料を基に説明を受けるなどして会計実地検査を行った。また、日本公庫の3支店について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

(注5) 15支店 福島、郡山、さいたま、浦和、松戸、東京、岐阜、多治見、名古屋、名古屋中、大阪、吹田、神戸東、神戸、下関各支店

(注6) 7支店 盛岡、さいたま、上野、新潟、金沢、大阪、高松各支店

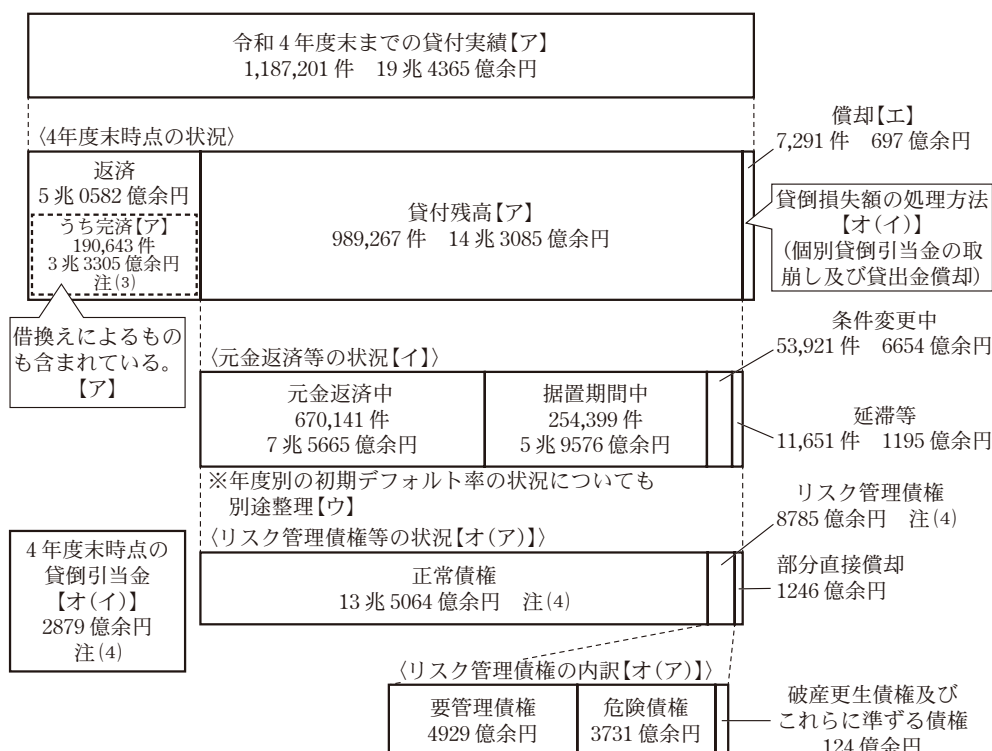
(注7) 3支店 富山、高岡、松山各支店

## 3 検査の状況

### (1) 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況の全体像として、4年度末までの貸付実績、同年度末時点の貸付残高等の状況、同年度末時点の貸付残高に係る元金返済等の状況、リスク管理債権等の状況等の関係を示すと、図表8のとおりである。

図表8 令和4年度末時点における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況(概念図)



注(1) 図表内の【ア】等は、それぞれ後述の検査の状況の記載箇所を表している。

注(2) 日本公庫の国民生活事業において、〈4年度末時点の状況〉では、令和4年度末までの貸付実績(償却されたものを除く。)のうち同年度末までに債務者が入金していないものを貸付残高として集計している。これに対して、〈元金返済等の状況〉では、同年度末までの貸付実績(償却されたものを除く。)のうち同年度末までに日本公庫が入金処理していないものを対象に「返済状況による区分」を集計している。このため、〈4年度末時点の状況〉における貸付残高の件数及び金額と〈元金返済等の状況〉における各区分を合計した件数及び金額は一致しない。

注(3) 日本公庫の中小企業事業における当該金額には、データの制約により、完済となっていない貸付に係る返済額を含む。

注(4) 商工中金の危機対応貸付には、データの制約により、中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンを含む。

注(5) 〈リスク管理債権等の状況〉における正常債権及びリスク管理債権には未収利息等を含む一方で貸付先への未入金額を含んでいない。また、商工中金の危機対応貸付には、データの制約により、中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンを含んでいる。このため、これらに部分直接償却を加えた金額は、〈4年度末時点の状況〉における貸付残高の金額又は〈元金返済等の状況〉における各区分を合計した金額とは一致しない。

これらの新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況についての検査の状況は、アからオまでのとおりである。

#### ア 貸付実績及び貸付残高の状況

新型コロナ特別貸付等の貸付実績等をみると、図表9のとおり、4年度末までの貸付実績の累計額は、全体で1,187,201件19兆4365億余円となっており、このうち、最も大きい日本公庫の国民生活事業では、1,080,557件11兆6025億余円となっていた。また、4年度末時点の貸付残高は、貸付債権の中には既に返済を開始しているものや完済

しているものがあることなどから、全体で 989,267 件 14 兆 3085 億余円と、それぞれ上記貸付実績の 83.3% (件数比) 及び 73.6% (金額比) となっていた。

図表 9 新型コロナ特別貸付等の貸付実績及び貸付残高の状況 (令和 4 年度末現在)

	貸付実績			貸付残高			貸付残高/貸付実績	
	件数 (件) (A)	金額 (億円) (B)	1 件当たり の貸付金額 (万円) (B/A)	件数 (件) (C)	金額 (億円) (D)	1 件当たり の貸付残高 (万円) (D/C)	件数 (C/A)	金額 (D/B)
日本公庫の国民生活事業 (E)	1,080,557	11 兆 6025	1073	892,744	8 兆 4617	947	82.6%	72.9%
令和 2 年度末 (F)	781,883	8 兆 5507	1093	746,379	8 兆 0517	1078	95.4%	94.1%
2 年度末からの増減 (G = E - F)	298,674	3 兆 0518	/	146,365	4100	/	/	/
日本公庫の中小企業事業 (H)	67,780	5 兆 2659	7769	61,492	3 兆 9794	6471	90.7%	75.5%
2 年度末 (I)	47,714	3 兆 8272	8021	47,005	3 兆 6815	7832	98.5%	96.1%
2 年度末からの増減 (J = H - I)	20,066	1 兆 4386	/	14,487	2978	/	/	/
商工中金 (K)	38,864	2 兆 5680	6607	35,031	1 兆 8673	5330	90.1%	72.7%
2 年度末 (L)	32,330	2 兆 1570	6671	30,918	1 兆 9417	6280	95.6%	90.0%
2 年度末からの増減 (M = K - L)	6,534	4110	/	4,113	▲ 743	/	/	/
計 (E + H + K)	1,187,201	19 兆 4365	1637	989,267	14 兆 3085	1446	83.3%	73.6%
2 年度末 (F + I + L)	861,927	14 兆 5349	1686	824,302	13 兆 6750	1658	95.6%	94.0%
2 年度末からの増減 (G + J + M)	325,274	4 兆 9016	/	164,965	6335	/	/	/

(注) 新型コロナ特別貸付の中には、当初他の貸付けであったものが一定の条件により事後的に新型コロナ特別貸付となったものがあることなどから、日本公庫の国民生活事業における令和 2 年度末の貸付実績及び貸付残高の数値並びに日本公庫の中小企業事業における 2 年度末の貸付実績の数値は、2 年度報告の数値と一致しない。

4 年度末までに完済された新型コロナ特別貸付等は、日本公庫の国民生活事業 180,779 件 (貸付実績の 16.7%) 1 兆 7324 億余円 (同 14.9%)、中小企業事業<sup>(注 8)</sup> 6,148 件 (同 9.0%) 1 兆 2772 億余円 (同 24.2%)。この金額には、完済となっていない貸付けに係る返済額を含む。)、商工中金<sup>(注 8)</sup> 3,716 件 (同 9.5%) 3207 億余円 (同 12.4%)、計 190,643 件 3 兆 3305 億余円となっている。この中には他の貸付けに借り換えることによって完済されたものが相当数含まれていると思料されるが、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金のデータの制約により借換えによって完済されたものの件数等を正確に把握することはできなかった。

(注 8) 日本公庫の中小企業事業及び商工中金における完済件数については、データの制約により正確な件数を把握できなかったため、貸付実績件数 (67,780 件及び 38,864 件) から貸付残高件数 (61,492 件及び 35,031 件) 及び償却件数 (140 件及び 117 件) を差し引いて算定しており、貸付後に債権分割が行われたことによる件数の増加については考慮していない。

そこで、関連する資料等により借換えによって完済されたものについて確認したところ、それぞれ次のような状況になっていた。

① 日本公庫の国民生活事業では、新たな貸付けを行うことにより既往の貸付残高の全てを決済したものを把握しており、これを集計すると、91,118 件 (完済されたものの



50.4%)8754 億余円(同 50.5%)となった。ただし、どのような融資制度が用いられていたかについては、日本公庫の国民生活事業では把握していなかった。

- ② 日本公庫の中小企業事業では、借換えを行う際は公庫融資借換特例制度<sup>(注9)</sup>を利用することになる。同制度の利用実績をみると、図表 10 のとおり、新型コロナ特別貸付の貸付件数が大幅に増加した 2 年度以降に、同様に大幅に増加していた。これは、既往の貸付債務を貸付条件がより有利な新型コロナ特別貸付で借り換えるケースに加えて、返済開始時期が到来した新型コロナ特別貸付を同じ新型コロナ特別貸付で借り換えることにより、据置期間を設定し、返済開始時期に猶予を与えるなどして、中小企業者等の経営安定や中小企業者等の自助努力による企業再建の支援を図るケースが一定数生じているためであると考えられる。ただし、完済された新型コロナ特別貸付のうちこの制度を用いて返済されていたものがどの程度あるかについては、日本公庫の中小企業事業では把握していなかった。

(注9) 公庫融資借換特例制度 社会的、経済的環境の変化等外的要因や金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難を来している中小企業者等や経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者等に対して、中小企業者等の経営安定や中小企業者等の自助努力による企業再建の支援を図るために、既往の日本公庫の中小企業事業からの融資の借換資金を、新たな融資の資金使途に含めるなどの特例を設ける制度

図表10 日本公庫の中小企業事業における公庫融資借換特例制度の利用実績  
(単位：件、億円)

	利用実績		うち新型コロナ特別貸付で借り換えたもの	
	件数	金額	件数	金額
平成 30 年度	1,982	1530	/	
令和元年度	1,256	842		
2 年度	8,151	6201	6,713	4487
3 年度	6,500	4964	4,778	3243
4 年度	4,086	3066	2,721	1879

- ③ 商工中金では、危機対応貸付けのうち 4 年度末までに期限前弁済されたものについて、期限前弁済日と同日に新規の危機対応貸付け又は商工中金の新型コロナ対策資本性劣後ローンが貸し付けられたものを把握しており、これを借換えとみなして集計すると、2,897 件(同 77.9%)2627 億余円(同 81.9%)となった。ただし、上記以外の制度を用いて借り換えたものについては、商工中金では把握していなかった。

なお、日本公庫は、5 年 3 月に、コロナ禍で債務が増大した中小企業者等を支援するために、日本公庫の新型コロナ特別貸付及び新型コロナ対策資本性劣後ローンの申込期限を延長し、これらの制度の活用により、借換えの円滑化等を図ることとしていることから、同月以降も新型コロナ特別貸付等の借換えが相当数生じていると史料される。

新型コロナ特別貸付等や日本公庫等の他の貸付けの借換えによる完済については、これにより借換前の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権がなくなる一方で、新たな同程度程度の貸付債権が生ずることになるため、日本公庫及び商工中金は、当該貸付債権について、引き続き債務者の状況把握等を適切に実施することが重要であると考えられる。

#### イ 元金返済等の状況

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権について、4年度末時点における元金返済等の状況、同時点までの貸付条件の変更(返済期間や据置期間の延長や、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること。以下「条件変更」という。)の実施状況並びに元利金支払の延滞及び事業者の破綻(以下「延滞等」という。)の発生状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

#### (ア) 元金返済の状況

元金返済の状況をみると、図表11及び図表12のとおり、いずれも件数及び金額の両方で、元金返済中の貸付債権が4割程度から7割程度までと、また、据置期間中であるため4年度末時点で元金返済の必要がない貸付債権が2割程度から6割程度までとなっており、これら二つで全体の9割超を占めていた。また、条件変更中の貸付債権及び延滞等に至った貸付債権は、いずれも1割未満となっていた。

図表11 新型コロナ特別貸付等の元金返済の状況 (単位：件、億円)

元金返済の状況	日本公庫の国民生活事業				日本公庫の中小企業事業				商工中金				計			
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
元金返済中	615,744	68.9%	4兆9072	57.9%	36,672	59.6%	1兆9617	49.2%	17,725	50.5%	6976	37.3%	670,141	67.6%	7兆5665	52.8%
据置期間中	216,647	24.2%	2兆9970	35.4%	22,441	36.4%	1兆8697	46.9%	15,311	43.7%	1兆0908	58.4%	254,399	25.6%	5兆9576	41.6%
条件変更中	50,275	5.6%	4712	5.5%	2,043	3.3%	1256	3.1%	1,603	4.5%	684	3.6%	53,921	5.4%	6654	4.6%
延滞等	10,923	1.2%	868	1.0%	336	0.5%	223	0.5%	392	1.1%	104	0.5%	11,651	1.1%	1195	0.8%
計	893,589	100%	8兆4623	100%	61,492	100%	3兆9794	100%	35,031	100%	1兆8673	100%	990,112	100%	14兆3092	100%

注(1) 各区分の内容は次のとおりである。

元金返済中：令和4年度末時点で当初の約定どおり元金返済中のもの

据置期間中：4年度末時点で据置期間中のもの(条件変更により元金返済が猶予されているものを除く。)

条件変更中：4年度末時点で条件変更により元金返済が猶予されたり、償還額が減額されたりしているもの

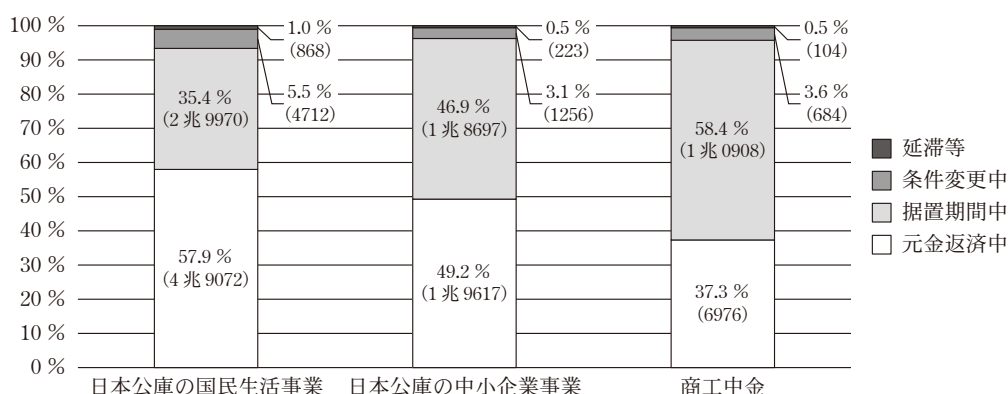
延滞等：4年度末時点で3か月以上の延滞中のもの及び債務者に法的又は形式的な経営破綻の事実が発生していて破綻先となっているもの

なお、「元金返済中」「据置期間中」「条件変更中」には、4年度末時点で3か月未満の延滞中のものを含む。

注(2) 日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業においては、データの制約により、令和4年度末時点で過去に条件変更を行ったことがあるものを全て条件変更中に区分している。

注(3) 日本公庫の国民生活事業においては、図表9では、令和4年度末までの貸付実績(償却されたものを除く。)のうち同年度末までに債務者が入金していないものを貸付残高として集計している。これに対して、本図表では、同年度末までの貸付実績(償却されたものを除く。)のうち同年度末までに日本公庫が入金処理していないものを対象に各区分を集計している。このため、図表9における貸付残高の件数及び金額と本図表における各区分を合計した件数及び金額は一致しない。

図表12 新型コロナ特別貸付等の元金返済の状況に係る各区分の割合



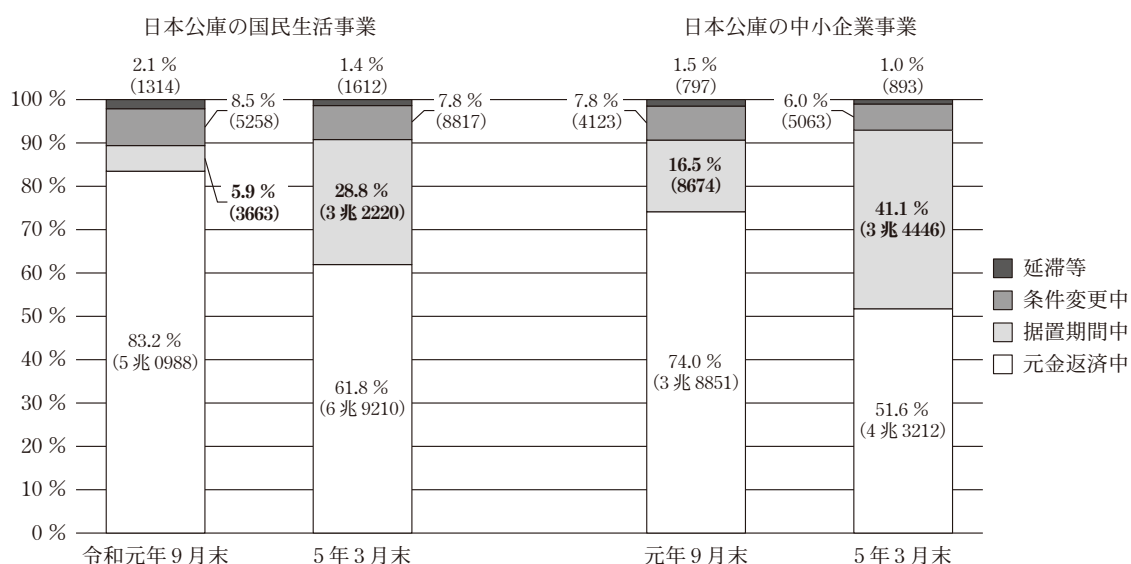
注(1) 本図表は、図表11のうち、元金返済の状況に係る各区分の金額割合を、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金の別に、それぞれグラフで示したものである。

注(2) 括弧内は各区分の金額(億円)を示している。

(イ) 新型コロナ特別貸付の開始前の状況との比較

4年度末における新型コロナ特別貸付以外の貸付けに係る貸付債権を含めた日本公庫の国民生活事業全体(事業資金の貸付けではない教育貸付及び恩給・共済年金担保貸付を除く。)及び中小企業事業全体の貸付債権の状況について、新型コロナ特別貸付の開始前の元年9月末における状況と比較すると、図表13のとおり、いずれも据置期間中の貸付債権の割合が増加していた。これは、(ア)のとおり、いずれも新型コロナ特別貸付において、据置期間中の貸付債権の金額が多いことによるものと考えられる。

図表13 日本公庫の国民生活事業全体及び中小企業事業全体の貸付債権の状況



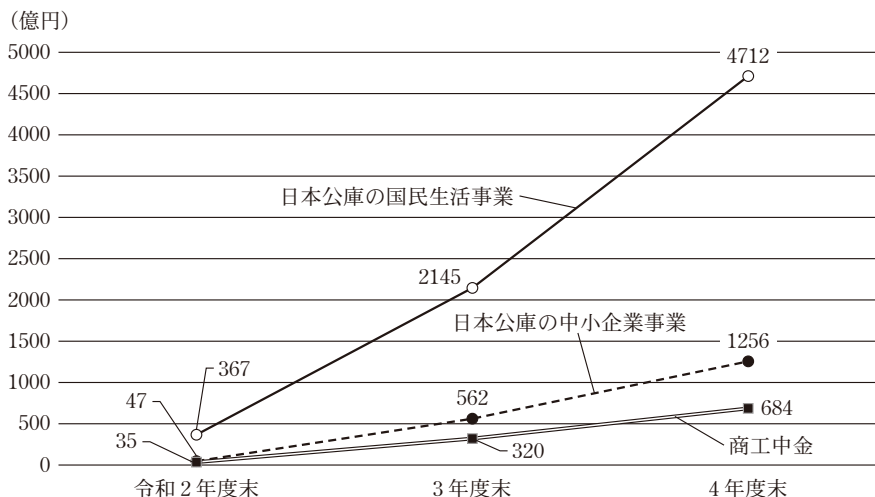
(注) 括弧内は各区分の金額(億円)を示している。

なお、商工中金については、危機対応貸付け以外に係る貸付債権の元金返済の状況に係る情報を危機対応貸付けと同様の条件で抽出することが困難であるため、日本公庫についての上記の分析と同様の分析は行っていない。

(ウ) 条件変更及び延滞等の状況

条件変更中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の残高について、2年度末時点から4年度末時点までの間の推移をみると、図表14のとおり、いずれも3、4両年度末の金額は、それぞれ前年度末から大幅に増加していた。

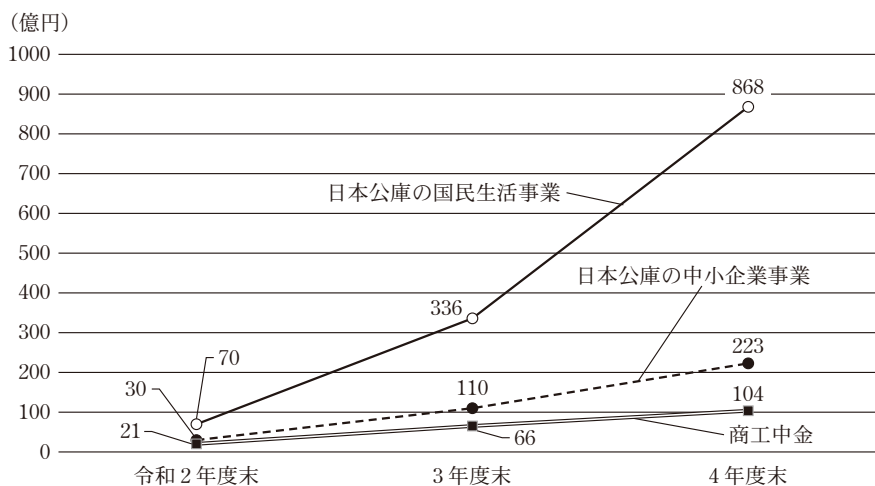
図表14 条件変更中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の残高の推移



(注) 日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業においては、データの制約により、各年度末時点で過去に条件変更を行ったことがあるものを全て集計している。

また、延滞等に至っている新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の残高について、2年度末時点から4年度末時点までの間の推移をみると、図表15のとおり、いずれも3、4両年度末の金額は、それぞれ前年度末から大幅に増加していた。

図表15 延滞等に至っている新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の残高の推移



ウ 初期デフォルト率の状況

日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業では、信用リスクの管理を行うために、貸付後1年以内に発生したデフォルト(以下「初期デフォルト」という。)を直近1年間の貸付金額又は貸付先数で除したもの(以下「初期デフォルト率」という。)を算定している。

(注10) デフォルトの整理は、日本公庫の国民生活事業と中小企業事業で次のように異なっている。

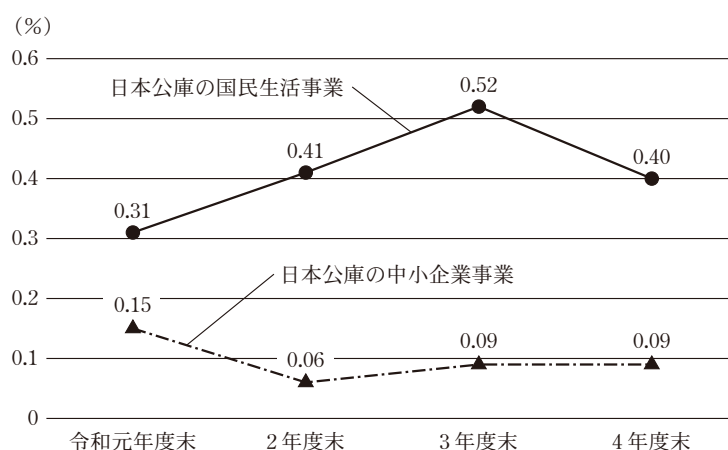
- ① 日本公庫の国民生活事業では、債務者区分(注12参照)が「正常先」又は「要注意先」から、「破綻懸念先」「実質破綻先」又は「破綻先」となることをデフォルトとしている。なお、デフォルトには、3か月以上の延滞は発生していないが財務状況が悪化しているなどして今後の元金返済に支障が生ずるおそれがある債務者が含まれる点で、イの「延滞等」よりも範囲が広い。
- ② 日本公庫の中小企業事業では、破産手続開始等の申立てを行う、又は元金若しくは利息の延滞期間が3か月以上になることをデフォルトとしている。なお、日本公庫の国民生活事業と異なり、デフォルトには、3か月以上の延滞は発生していないが財務状況が悪化しているなどして今後の元金返済に支障が生ずるおそれがある債務者は含まれず、イの「延滞等」と範囲は同じである。

そこで、新型コロナ特別貸付の実施前後で初期デフォルト率がどのように推移しているかについて、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業における元年度末から4年度末までの状況をみると、図表16のとおり、日本公庫の国民生活事業では、新型コロナ特別貸付の貸付件数が大幅に増加した2年度末及びその翌年度末である3年度末に上昇していた。そして、4年度末は低下したものの、引き続き元年度末を上回る水準となっていた。一方、日本公庫の中小企業事業では、2年度末に低下し、それ以降は元年度末を下回る水準で推移していた。

なお、新型コロナ特別貸付において、据置期間の設定や、貸付金利を当初3年間実質的に無利子化するための利子補給が行われている中で初期デフォルトに至る貸付債権が発生している理由について、日本公庫は、新型コロナウイルス感染症が中小企業者等に与える影響が想定よりも大きく、新型コロナ特別貸付に係る返済以外の支払が困難となる債務者や、業績の回復が遅れるなどして貸付後に短期間で資金繰りが破綻する債務者が一定数存在することが考えられるとしている。

また、商工中金については、前記の算定方法による初期デフォルト率の算定を行っていないため、日本公庫についての前記の分析と同様の分析は行っていない。

図表16 初期デフォルト率の状況



## エ 償却の状況

### (ア) 償却の実施状況

日本公庫及び商工中金は、それぞれ内規に基づき、資産に計上している貸付債権の全額について、債務者の破産、死亡等により回収の見込みがないなどと認められるときは、当該貸付債権を償却することとしている。

日本公庫等における元年度から4年度までの間の償却の実施状況をみると、図表17及び図表18のとおり、償却全体の件数及び金額は、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業ではいずれもおおむね横ばい、商工中金では件数は減少傾向、金額はおおむね横ばいとなっている。一方、新型コロナ特別貸付等に係る償却の件数及び金額は、貸付実績が増加していることもあり、いずれも年々増加していた。そして、4年度末までに償却した新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は、計7,291件697億余円となっており、このうち貸付実績の多い日本公庫の国民生活事業においてはその件数及び金額も多く、7,034件(全体の96.4%)及び572億余円(全体の82.0%)となっていた。

図表17 償却の実施状況

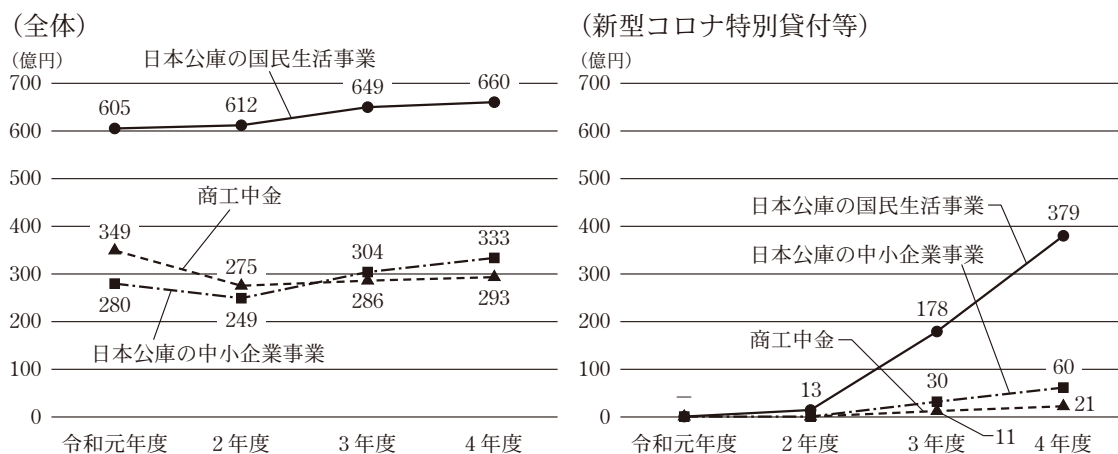
(単位：件、億円)

	日本公庫の国民生活事業				日本公庫の中小企業事業				商工中金				計			
	件数		金額		件数		金額		件数		金額		件数		金額	
	全体	左のうち新型コロナ特別貸付	全体	左のうち新型コロナ特別貸付	全体	左のうち新型コロナ特別貸付	全体	左のうち新型コロナ特別貸付	全体	危機対応貸付け	全体	危機対応貸付け	全体	新型コロナ特別貸付等	全体	新型コロナ特別貸付等
令和元年度	13,254	—	605	—	833	—	280	—	494	—	349	—	14,581	—	1,234	—
2年度	13,643	176	612	13	710	—	249	—	424	—	275	—	14,777	176	1,136	13
3年度	12,966	2,248	649	178	748	42	304	30	412	32	286	11	14,126	2,322	1,240	221
4年度	11,163	4,610	660	379	814	98	333	60	373	85	293	21	12,350	4,793	1,287	462
計(A)	51,026	7,034	2,527	572	3,105	140	1,167	91	1,703	117	1,204	33	55,834	7,291	4,899	697
貸付実績(B)		1,080,557		11兆6025		67,780		5兆2659		38,864		2兆5680		1,187,201		19兆4365
A/B		0.6%		0.4%		0.2%		0.1%		0.3%		0.1%		0.6%		0.3%

注(1) 日本公庫の国民生活事業においては、事業資金の貸付けではない教育貸付及び恩給・共済年金担保貸付に係る分は含まれていない。

注(2) 商工中金においては、データの制約により、全体の件数は取引先ベースとなっている。

図表18 償却金額の推移

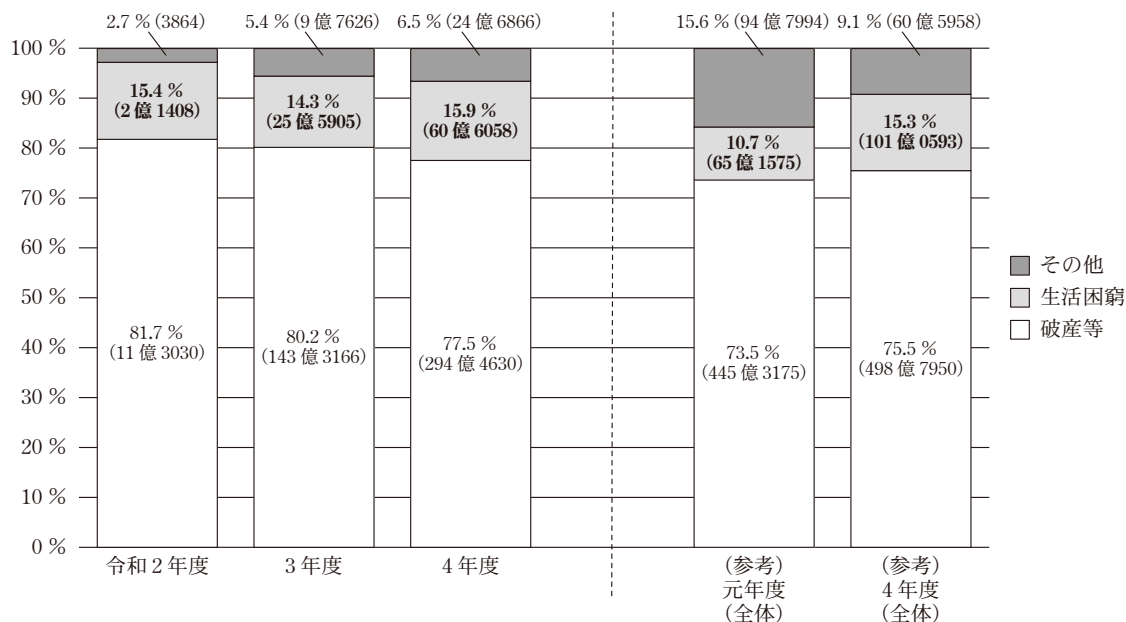


### (イ) 償却事由の状況

4年度末までの償却の件数及び金額が特に多い日本公庫の国民生活事業について、2年度から4年度までの間に償却された新型コロナ特別貸付に係る貸付債権の償却事

由をみたところ、図表19のとおり、いずれも「破産等」及び「生活困窮」で9割程度となっていた。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の元年度と比較すると、特に「生活困窮」の割合が大きくなっていた。

図表19 日本公庫の国民生活事業における新型コロナ特別貸付の償却事由の状況



注(1) 括弧内は各区分の金額(万円)を示している。

注(2) 「(参考)元年度(全体)」及び「(参考)4年度(全体)」は、令和元年度及び4年度における日本公庫の国民生活事業の貸付債権(事業資金の貸付けではない教育貸付及び恩給・共済年金担保貸付に係る分を除く。)全体の償却事由の状況を示している。

## オ リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況

### (ア) リスク管理債権等の状況

日本公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」(平成20年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第3号)の規定に基づき、その有する貸出金等の債権について、図表20に掲げる債権の区分ごとの額及び正常債権を除いたものの合計額を財務諸表に注記することとされている(以下、これらの債権のうち「3月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を合わせて「要管理債権」といい、また、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」を合わせて「リスク管理債権」という)。また、商工中金は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」(平成20年内閣府、財務省、経済産業省令第1号)の規定に基づき、これと同様の事項を業務及び財産の状況に関する説明書類に記載することとされている。

図表20 債権の区分

区分		説明	回収不能となる危険性等
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	高 ↑ ↓ 低
危険債権		債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものを除く。)	
要管理債権	3月以上延滞債権	元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当するものを除く。)	
	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当するものを除く。)	
正常債権		債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権以外のものに区分される債権	低

リスク管理債権

注(1) 「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」の規定を基に本院が作成した。

注(2) 日本公庫及び商工中金は、リスク管理債権の状況及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。)に基づく区分による債権の状況を公表しているが、令和5年9月現在、両者の区分の内容は同一であるため、「リスク管理債権」に統一して表記している。

日本公庫及び商工中金は、上記により組織全体(日本公庫は事業全体を含む。)のリスク管理債権等の状況を公表しているが、貸付制度別のリスク管理債権等の状況は公表していない。そこで、新型コロナ特別貸付等が開始される前の平成30年度末から令和4年度末までの間の日本公庫等におけるリスク管理債権全体及び新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の状況をみると、次のとおりとなっていた。

a リスク管理債権等の額

日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業では、図表21から図表24までのとおり、いずれも新型コロナ特別貸付に係るリスク管理債権の額が増加したことにより、リスク管理債権全体の額も増加していた。一方、商工中金では、図表25及び図表26のとおり、危機対応貸付に係るリスク管理債権の額が少なく、リスク管理債権全体の額はおおむね横ばいで推移していた。そして、4年度末における新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の額は、日本公庫の国民生活事業で5018億余円、日本公庫の中小企業事業で3417億余円、商工中金で349億余円、全体で8785億余円(うち破産更生債権及びこれらに準ずる債権124億余円、危険債権3731億余円、要管理債権4929億余円)となっていた。

平成30年度末から令和4年度末までのリスク管理債権の内訳をみると、日本公庫の国民生活事業では「要管理債権」、日本公庫の中小企業事業では「危険債権」、商工中金では「危険債権」及び「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が、それぞれ大部分を占めていた。

また、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、日本公庫の国民生活事業で200億円程度から300億円程度まで、日本公庫の中小企業事業で100億円程度となっていたが、両事業では、「破綻先」及び「実質破綻先」に対する債権で担保等による回収が不可能な部分は債権残高から控除するという、いわゆる部分直接償却を



実施しており、当該金額がリスク管理債権、主に「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」から控除されている（4年度末における新型コロナ特別貸付に係る部分直接償却実施額は、日本公庫の国民生活事業で1019億余円、日本公庫の中小企業事業で227億余円、計1246億余円）。一方、商工中金では、部分直接償却を実施しておらず、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額が1000億円超となっていた。

なお、部分直接償却については、前記の償却と異なり、日本公庫において債権の全額について回収の見込みがないなどと判断しているものではない。

図表21 日本公庫の国民生活事業におけるリスク管理債権等の額の推移

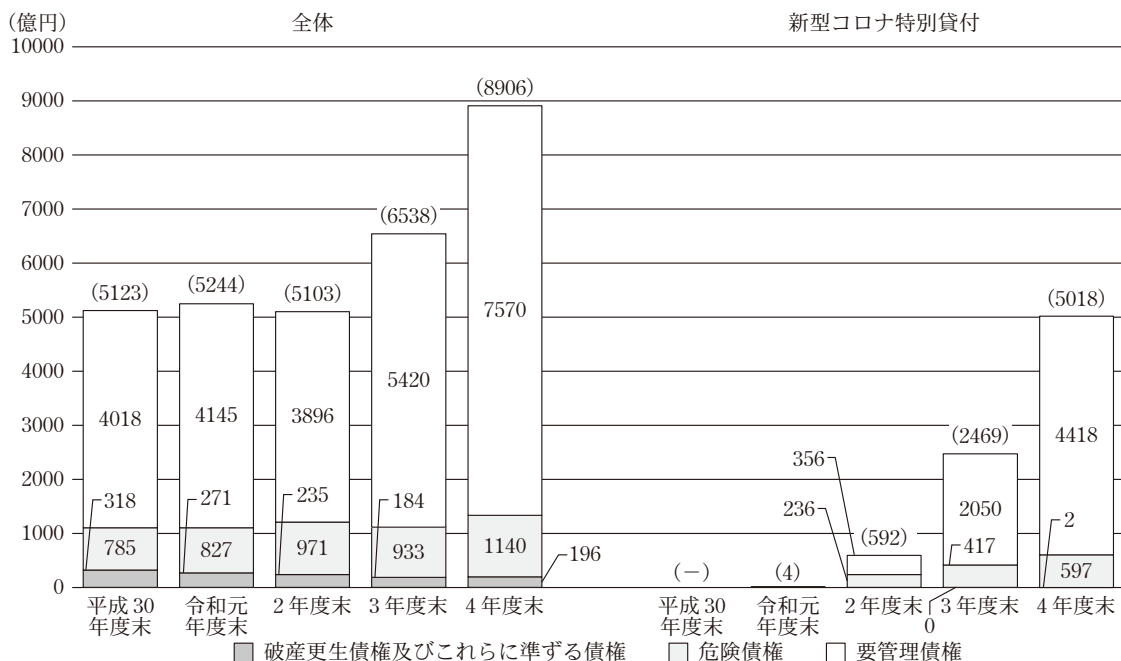
(単位：億円)

区分	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	318	271	235	184	196
新型コロナ特別貸付	—	—	—	0	2
新型コロナ特別貸付以外	318	271	235	183	193
危険債権(B)	785	827	971	933	1140
新型コロナ特別貸付	—	4	236	417	597
新型コロナ特別貸付以外	785	823	735	515	543
要管理債権(C)	4018	4145	3896	5420	7570
新型コロナ特別貸付	—	—	356	2050	4418
新型コロナ特別貸付以外	4018	4145	3540	3369	3151
リスク管理債権(D=A+B+C)	5123	5244	5103	6538	8906
新型コロナ特別貸付	—	4	592	2469	5018
新型コロナ特別貸付以外	5123	5240	4510	4069	3888
正常債権(E)	6兆5049	6兆5159	12兆2165	11兆9241	11兆0906
新型コロナ特別貸付	—	1305	7兆9827	8兆3192	7兆8600
新型コロナ特別貸付以外	6兆5049	6兆3854	4兆2337	3兆6049	3兆2305
合計(F=D+E)	7兆0172	7兆0404	12兆7268	12兆5779	11兆9813
新型コロナ特別貸付	—	1309	8兆0420	8兆5661	8兆3619
新型コロナ特別貸付以外	7兆0172	6兆9094	4兆6848	4兆0118	3兆6193
部分直接償却実施額	1339	1394	1210	1230	1796
新型コロナ特別貸付	—	0	117	419	1019
新型コロナ特別貸付以外	1339	1394	1092	811	777
リスク管理債権比率(D/F)	7.3%	7.4%	4.0%	5.1%	7.4%
新型コロナ特別貸付	—	0.3%	0.7%	2.8%	6.0%
新型コロナ特別貸付以外	7.3%	7.5%	9.6%	10.1%	10.7%

注(1) 令和3年度末に銀行法(昭和56年法律59号)等に規定されたリスク管理債権の区分が変更され、金融再生法に基づく債権の区分と統一されたが、2年度以前の各区分の金額は、変更後の区分で集計したものである(日本公庫の中小企業事業及び商工中金についても同じ)。

注(2) 日本公庫の国民生活事業では部分直接償却を実施しており、部分直接償却実施額は、債権残高から控除されている。

図表22 日本公庫の国民生活事業におけるリスク管理債権の各区分の額の推移



(注) 括弧内は各区分の合計である。

図表23 日本公庫の中小企業事業におけるリスク管理債権等の額の推移

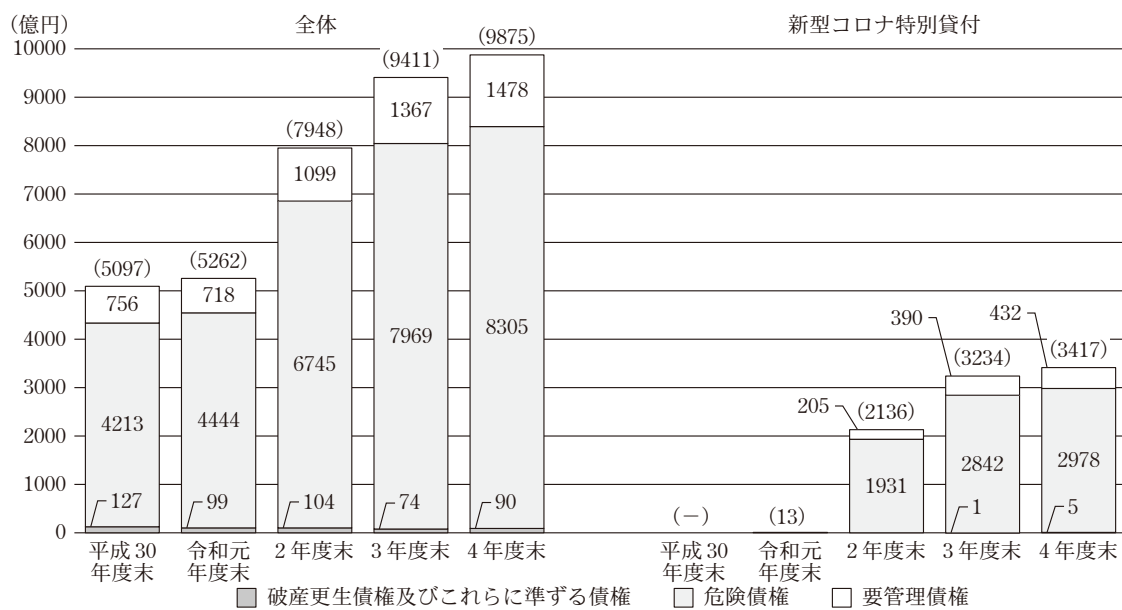
(単位：億円)

区分	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	127	99	104	74	90
新型コロナウイルス特別貸付	—	—	—	1	5
新型コロナウイルス特別貸付以外	127	99	104	72	84
危険債権(B)	4213	4444	6745	7969	8305
新型コロナウイルス特別貸付	—	13	1931	2842	2978
新型コロナウイルス特別貸付以外	4213	4431	4813	5127	5327
要管理債権(C)	756	718	1099	1367	1478
新型コロナウイルス特別貸付	—	0	205	390	432
新型コロナウイルス特別貸付以外	756	717	893	976	1046
リスク管理債権(D=A+B+C)	5097	5262	7948	9411	9875
新型コロナウイルス特別貸付	—	13	2136	3234	3417
新型コロナウイルス特別貸付以外	5097	5248	5812	6176	6458
正常債権(E)	4兆7204	4兆5802	7兆3475	7兆4264	7兆2953
新型コロナウイルス特別貸付	—	165	3兆4469	3兆7643	3兆6042
新型コロナウイルス特別貸付以外	4兆7204	4兆5636	3兆9005	3兆6621	3兆6910
合計(F=D+E)	5兆2303	5兆1064	8兆1424	8兆3676	8兆2828
新型コロナウイルス特別貸付	—	179	3兆6606	4兆0877	3兆9459
新型コロナウイルス特別貸付以外	5兆2303	5兆0884	4兆4817	4兆2798	4兆3369
部分直接償却実施額	726	714	739	743	828
新型コロナウイルス特別貸付	—	—	35	110	227
新型コロナウイルス特別貸付以外	726	714	703	632	600
リスク管理債権比率(D/F)	9.7%	10.3%	9.7%	11.2%	11.9%
新型コロナウイルス特別貸付	—	7.5%	5.8%	7.9%	8.6%
新型コロナウイルス特別貸付以外	9.7%	10.3%	12.9%	14.4%	14.8%

(注) 日本公庫の中小企業事業では部分直接償却を実施しており、部分直接償却実施額は、債権残高から控除されている。

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第4

図表24 日本公庫の中小企業事業におけるリスク管理債権の各区分の額の推移



(注) 括弧内は各区分の合計である。

図表25 商工中金におけるリスク管理債権等の額の推移

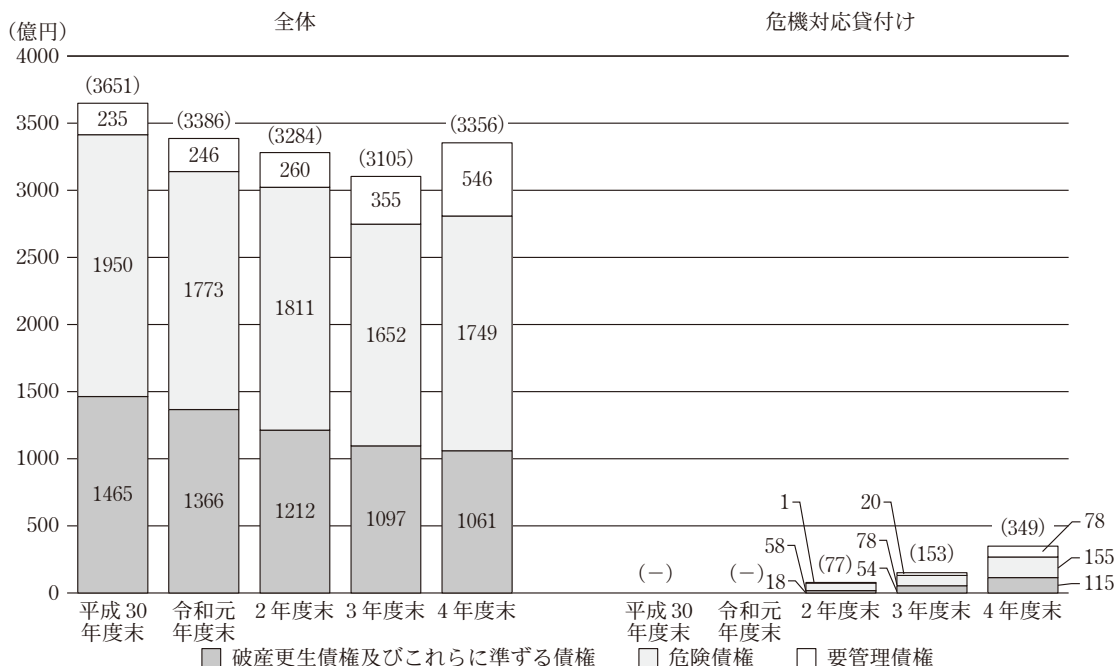
(単位：億円)

区分		平成 30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	危機対応貸付け	—	—	18	54	115
	危機対応貸付け以外	1465	1366	1193	1043	945
		1950	1773	1811	1652	1749
危険債権(B)	危機対応貸付け	—	—	58	78	155
	危機対応貸付け以外	1950	1773	1752	1573	1593
		235	246	260	355	546
要管理債権(C)	危機対応貸付け	—	—	1	20	78
	危機対応貸付け以外	235	246	259	335	467
		3651	3386	3284	3105	3356
リスク管理債権 (D = A + B + C)	危機対応貸付け	—	—	77	153	349
	危機対応貸付け以外	3651	3386	3206	2952	3006
		8 兆 1265	8 兆 1289	9 兆 3467	9 兆 4500	9 兆 4593
正常債権(E)	危機対応貸付け	—	—	1 兆 9920	2 兆 1766	2 兆 0421
	危機対応貸付け以外	8 兆 1265	8 兆 1289	7 兆 3547	7 兆 2734	7 兆 4171
		8 兆 4917	8 兆 4676	9 兆 6751	9 兆 7606	9 兆 7949
合計(F = D + E)	危機対応貸付け	—	—	1 兆 9998	2 兆 1919	2 兆 0771
	危機対応貸付け以外	8 兆 4917	8 兆 4676	7 兆 6753	7 兆 5686	7 兆 7178
		794	764	687	640	616
IV分類額(G)	危機対応貸付け	—	—	3	11	23
	危機対応貸付け以外	794	764	683	629	593
		3.3%	3.1%	2.7%	2.5%	2.8%
リスク管理債権比率 (D - G)/(F - G))	危機対応貸付け	—	—	0.3%	0.6%	1.5%
	危機対応貸付け以外	3.3%	3.1%	3.3%	3.0%	3.1%

注(1) 「危機対応貸付け」については、商工中金において中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンに係る金額を中小企業者向けの制度に係る金額と一体として集計しているため、これらの全体額となっている。

注(2) 商工中金では部分直接償却を実施しておらず、破綻先及び実質破綻先に対する債権で担保等による回収が不可能な部分(表中のIV分類額)は、債権残高(リスク管理債権の残高)に含まれている。

図表26 商工中金におけるリスク管理債権の各区分の額の推移



注(1) 括弧内は各区分の合計である。

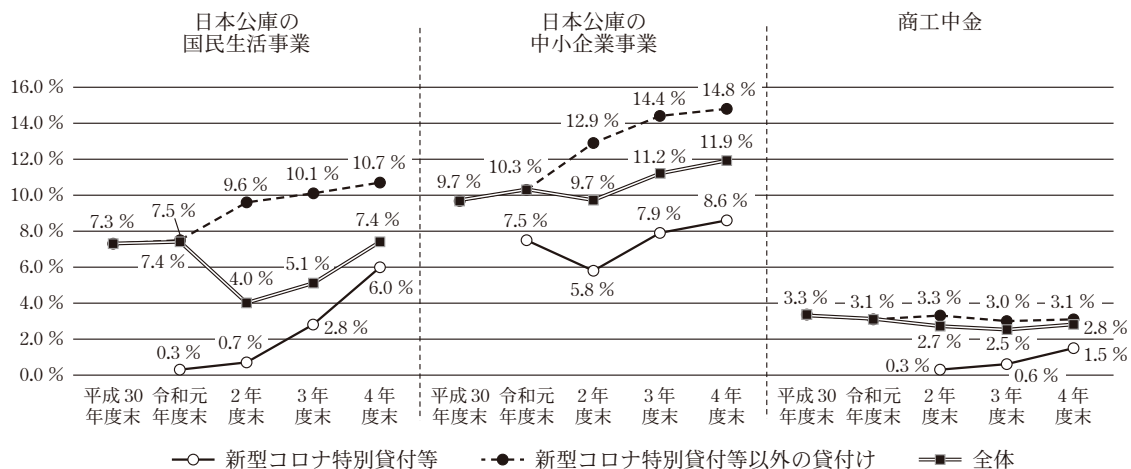
注(2) 商工中金の図表は、目盛りが日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業とは異なっている。

b リスク管理債権の比率

日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業では、図表27のとおり、債権の総額に対するリスク管理債権の割合(以下「リスク管理債権比率」という。)が、新型コロナ特別貸付の債権残高が大幅に増加した2年度末に一旦低下したものの、3、4両年度末は、aのとおり新型コロナ特別貸付に係るリスク管理債権の額が増加したことなどにより、全体のリスク管理債権比率は上昇していた。

一方、商工中金では、aのとおり危機対応貸付けに係るリスク管理債権の額が少なく、全体のリスク管理債権比率はおおむね横ばいで推移していた。

図表27 リスク管理債権比率の推移



(注) 商工中金の「新型コロナ特別貸付等」については、商工中金において危機対応貸付けのうち中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンに係る金額を中小企業者向けの制度に係る金額と一体として集計しているため、これらの債権全体に係るリスク管理債権比率を示している。

c 日本公庫の国民生活事業における自己査定の状況

日本公庫及び商工中金は、自己査定において実施されている債務者区分の結果等(注11)に基づき、各債権をリスク管理債権等(注12)に区分し、その額を集計している。

自己査定について、日本公庫の中小企業事業及び商工中金では債務者の直近の財務状況等により判定した債務者区分に基づき実施している。一方、日本公庫の国民生活事業では膨大な数の貸付債権を管理していることから、大部分の債務者について直近の財務状況や今後の見通し等ではなく返済状況や日常の業務を通じて把握した債務者の情報等により判定した債務者区分に基づいて実施している。このため、これらの債務者に係る貸付債権については、延滞の発生や条件変更の実施等がなければ、債務者の財務状況等が悪化してもそれが直ちに表面化せず自己査定の結果に反映されないことになる。

a のとおり、日本公庫の国民生活事業では、リスク管理債権の大部分が要管理債権となっており、また、4年度末の新型コロナ特別貸付に係るリスク管理債権比率が6.0%と日本公庫の中小企業事業の8.6%より低くなっている。これは、上記自己査定の仕組み上、日本公庫の中小企業事業及び商工中金と異なり、債務者の財務状況等が悪化しても、原則としてそれが自己査定の結果に反映されず、当該貸付債権について、3か月以上延滞がなければ正常債権又は要管理債権に区分されるためと考えられる。

(注11) 自己査定 適正な償却及び引当を行うために、金融機関が決算時に自己の保有する債権を査定すること

(注12) 債務者区分 債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」又は「破綻先」に区分すること

(イ) 貸倒引当金の状況

日本公庫及び商工中金は、貸出金等の債権が回収不能となる場合に備えて、発生の可能性が高い将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上している。新型コロナ特別貸付等の貸付残高が大幅に増加した2年度以降、日本公庫の国民生活事業では、(ア)cのとおり日常の業務を通じて把握した債務者の情報等に基づく自己査定を実施していて、新型コロナ特別貸付等について元金据置中の債務者や条件変更による元金返済猶予を行った債務者等の信用リスクの悪化が債務者区分に反映されない可能性があることなどから、貸倒引当金をその分積み増している。一方、日本公庫の中小企業事業では、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた債務者の将来見通し等に基づき、貸倒引当金を計上している。また、商工中金では、新型コロナウイルス感染症による経済環境の変化等を踏まえて、貸倒引当金を積み増している。

日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金における元年度から4年度までの間の貸倒引当金の状況をみると、図表28のとおり、4年度末における貸倒引当金の計上額は、日本公庫の国民生活事業3297億余円、日本公庫の中小企業事業6935億余円、商工中金1848億余円、計1兆2080億余円(うち新型コロナ特別貸付等



分 2879 億余円)となっていて、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業では、元年度末と比べて2倍以上増加していた。一方、商工中金では、4年度末における貸倒引当金の計上額は、元年度における貸倒引当金の計上額と比べてわずかな増加となっていた。

図表28 貸倒引当金の状況 (単位：億円)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	対元年度比
日本公庫 の国民生活事業	貸付債権の年度末残高	7兆0404	12兆7268	12兆5779	11兆9813	170.1%
	うち新型コロナ特別貸付	1309	8兆0420	8兆5661	8兆3619	
	貸倒引当金の年度末計上額	1178	2825	3069	3297	279.8%
	うち新型コロナ特別貸付	11	1545	1822	2095	
	貸倒引当金の目的使用額 注(1)	31	25	24	25	82.2%
日本公庫 の中小企業事業	貸付債権の年度末残高	5兆1064	8兆1424	8兆3676	8兆2828	162.2%
	うち新型コロナ特別貸付	179	3兆6606	4兆0877	3兆9459	
	貸倒引当金の年度末計上額	3022	4741	6546	6935	229.4%
	うち新型コロナ特別貸付	8	956	725	670	
	貸倒引当金の目的使用額 注(1)	115	113	88	127	109.8%
商工中金	貸付債権の年度末残高	8兆4676	9兆6751	9兆7606	9兆7949	115.6%
	うち危機対応貸付け	—	1兆9998	2兆1919	2兆0771	
	貸倒引当金の年度末計上額	1772	1800	1823	1848	104.2%
	うち危機対応貸付け	—	74	90	113	
	貸倒引当金の目的使用額 注(1)	184	162	174	166	90.3%
計	貸付債権の年度末残高	20兆6144	30兆5443	30兆7062	30兆0590	145.8%
	うち新型コロナ特別貸付等	1488	13兆7024	14兆8458	14兆3849	
	貸倒引当金の年度末計上額	5973	9367	1兆1439	1兆2080	202.2%
	うち新型コロナ特別貸付等	19	2576	2638	2879	
	貸倒引当金の目的使用額 注(1)	331	301	287	319	96.3%

注(1) 「貸倒引当金の目的使用額」とは、日本公庫においては期首に回収等に重大な懸念のあるとされた資産のうち償却又は部分直接償却を実施した資産について取り崩した額をいい、商工中金においては期首に回収等に重大な懸念のあるとされた資産又は回収不能等と判断された資産のうち償却を実施した資産について取り崩した額をいう。

注(2) 「貸付債権の年度末残高」には、貸付先への未入金額は含まれていない。

注(3) 商工中金の「うち危機対応貸付け」については、商工中金において中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンに係る金額を中小企業者向けの制度に係る金額と一体として集計しているため、これらの全体額となっている。

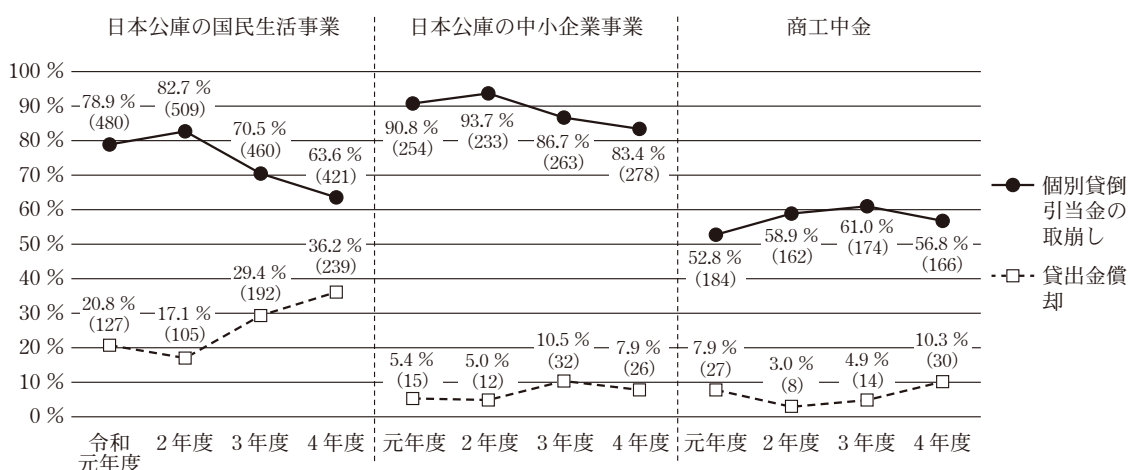
また、日本公庫等では、各年度に償却を実施したものについて、前年度末に債務者区分が「破綻懸念先」、「実質破綻先」又は「破綻先」であった債務者に係る貸付債権の場合は、貸倒損失額に充当するために個別貸倒引当金<sup>(注13)</sup>を取り崩し、貸倒損失額が個別貸倒引当金計上額を上回る部分は「貸出金償却」で処理している。一方、前年度末に「正常先」又は「要注意先」であった債務者に係る貸付債権の場合は、貸倒損失額全額を「貸

出金償却]で処理している。

(注13) 個別貸倒引当金 貸倒引当金のうち破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について個別の債務者ごとに予想損失額を算定し計上するもの

元年度から4年度までの間における貸倒損失額のうち「個別貸倒引当金の取崩し」で処理したものと「貸出金償却」で処理したものの実績をみたところ、図表29のとおり、日本公庫の国民生活事業において、新型コロナ特別貸付に係る貸付債権の償却が大幅に増加した3、4両年度に「貸出金償却」で処理した割合が増加しており、4年度は36.2%(元年度の1.7倍)となっていた。

図表29 貸倒損失額の処理方法の推移



(注) 括弧内は個別貸倒引当金の取崩し又は貸出金償却の金額(億円)を示している。

このように、新型コロナ特別貸付等については、4年度末時点において多額の貸付残高がある中で、条件変更中の貸付債権、延滞等に至った貸付債権及び償却した貸付債権が年々増加している。また、今後返済開始時期を迎えることになる据置期間中の貸付債権も依然として多くあるほか、新型コロナ特別貸付等の借換えが相当数生じていると思料される。以上の状況を踏まえて、日本公庫及び商工中金では、新型コロナ特別貸付等及びその借換後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するとともに、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上することが重要であると考えられる。

## (2) 新型コロナ特別貸付等の審査手続において設けられた緩和措置等の実施状況

### ア 日本公庫等の緩和措置の概要

日本公庫及び商工中金は、新型コロナ特別貸付等の実施に当たって、1(1)のとおり、いずれも関係省庁の要請を踏まえるなどして審査の簡素化・迅速化を図るための取組を行っている。そして、審査手続については、コロナ禍において緩和措置を設けて、必要に応じて書類徴求の簡素化及び貸付申込先の店舗等に対する実地調査(以下「実地調査」という。)の省略を行うことを可能としていた。

日本公庫及び商工中金の支店等における緩和措置の実施状況を検査したところ、書類徴求の簡素化について、特に貸付申込数が著しく増加し、主な貸付先が個人事業主や小規模事業者となっている日本公庫の国民生活事業においては、貸付先が資金繰り表、最新決算期後の試算表等の書類を作成しないことが多く、新規に作成する負担が比較的大

きいこともあり、これらの書類の徴求を省略するなどの措置が全国的に幅広く実施されていた。これに対して、主な貸付先が比較的規模の大きい中小企業者となっている日本公庫の中小企業事業及び商工中金においては、その実施は限定的となっていた。そして、実地調査の省略については、日本公庫及び商工中金のいずれにおいても、2、3両年度においては特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に努める必要もあったことから、全国的に実施されていた。

なお、これらの緩和措置は、いずれも2年3月に開始され、5年3月までに廃止されている。

#### イ 緩和措置の下における貸付申込先の状況把握に係る取組の状況

日本公庫の国民生活事業においては、アのとおり緩和措置を全国的に幅広く実施していたが、緩和措置の下における貸付申込先の状況把握の適正性を担保するために、貸付申込先の事業について中長期的に業況が回復し、発展が見込まれることを認定する根拠（以下「認定根拠」という。）を、貸付けを行う各支店が貸付関係書類の所定の欄に詳細かつ具体的に記録することとしていた。また、最新決算期後の試算表や会計帳簿等決算の裏付けとなる書類等の徴求を不要とする代わりに、貸付申込先の当面の資金繰り状況等について確認し、その内容を貸付関係書類の適宜の欄に記載することとしていた。

そこで、会計実地検査を行った日本公庫の前記の15支店、及び資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した日本公庫の前記の3支店に係る国民生活事業において、初期デフォルト関係書類<sup>(注14)</sup>の作成対象となった初期デフォルト債権（初期デフォルトに至った貸付債権をいう。以下同じ。）に係る貸付けのうち新型コロナ特別貸付に係る貸付け計353件（貸付金額計36億7503万円）を対象として、各支店が作成した初期デフォルト関係書類の内容を踏まえつつ、認定根拠は詳細かつ具体的に記載されているか、貸付申込先の資金繰り状況の現況を確認した旨の記載はどのようになっているかなどを確認することなどにより、緩和措置の下における貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組の状況を確認した。その結果、貸付申込先の状況把握が十分行われたことが確認できない事態が次の(ア)及び(イ)のとおり計59件、貸付金額計5億8966万円見受けられる状況となっていた(ア)及び(イ)の事態の間には重複しているものがあり、上記の件数及び金額は純計を示している。)。なお、上記の59件はいずれも初期デフォルト債権に係る貸付けであるが、それぞれ複合的な要因により初期デフォルトに至っていると考えられ、これらの検査結果は、初期デフォルトの発生要因を特定するものではない。

(注14) 初期デフォルト関係書類 各支店では、初期デフォルトの発生抑止を図ることを目的として、延滞等の発生原因の把握や審査時における調査状況の検証等を行ったり、これらを踏まえた今後の審査に活かすべき点や延滞等の抑制に向けた取組等の検討を行ったりしており、その内容を当該書類により本店に報告している。

#### (ア) 貸付関係書類の所定の欄に認定根拠が十分に記録されていなかった事態

貸付申込時における貸付申込先の直前の決算期の収支が赤字かつ債務超過となっている場合や、直前期及び前々期の収支が2期連続赤字となっている場合等には、貸付時に当該貸付申込先の返済能力についてより慎重に検討する必要がある。一方、これらの場合において、貸付関係書類の所定の欄に認定根拠が十分に記録されていなかっ

た事態が計 39 件、貸付金額計 3 億 0756 万円見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 1＞

A 支店は、令和 2 年 4 月に事業者 B に対して貸付金額 1500 万円の貸付けを行ったが、その後、同年 10 月に事業者 B の破綻を把握した。事業者 B に係る貸付関係書類によれば、事業者 B は、直近の決算が 2 期連続で赤字かつ債務超過となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から業況が悪化するなどしていたが、貸付関係書類の所定の欄における認定根拠の記述については、業況の悪化がみられる中での取引実態に係る記述や新型コロナウイルス感染症が収束すれば業況の回復が見込まれるといった旨の記述にとどまっており、詳細かつ具体的な記録がなかった。

日本公庫は、当該 39 件の貸付関係書類を精査したところ、17 件については、貸付関係書類の他の欄に記載されている内容を総合的に分析すれば認定根拠を確認できたとしている。しかし、審査の迅速化を図る中で、貸付関係書類の所定の欄に集約して記載することで認定根拠をより明確にする取扱いが、審査の決裁過程や事後検証において有効であることから、同欄に明確に記録する必要があったと認められる。

- (イ) 貸付関係書類において貸付申込先の資金繰り状況の現況を確認した旨の具体的な記載がないなどしていた事態

貸付審査時において貸付申込先の最新の決算期から例えば 6 か月以上経過している場合には、当該貸付申込先のその後の状況の変化を確認するために、貸付申込先の直近の財務状況をより慎重に把握する必要がある。しかし、緩和措置により試算表の徴求を不要とするなどしている中で、このような場合において、貸付関係書類において貸付先の資金繰り状況の現況を確認した旨の具体的な記載がないなどしていた事態が計 26 件、貸付金額計 3 億 2810 万円見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 2＞

C 支店は、令和 2 年 8 月に事業者 D に対して貸付金額 2000 万円の貸付けを行ったが、その後、3 年 3 月に事業者 D の破綻を把握した。事業者 D に係る貸付関係書類には、本件貸付けの審査時から 1 年以上前の情報である元年 6 月期の決算を基にした内容が記載されていたが、緩和措置により試算表等の書類徴求を行っていない中で、貸付関係書類には貸付申込先の資金繰り状況の現況を確認した旨の記載がなかった。

このように、日本公庫の国民生活事業においては、緩和措置の下における貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組について、貸付申込先の状況把握が十分に行われたことが確認できない事態が見受けられたことから、今後の非常時において関係省庁の要請を踏まえるなどして緩和措置を設ける場合には、同様の取組がより適切に行われるよう努めることが重要である。

(3) 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の管理の状況

新型コロナ特別貸付等については、1(3)のとおり元利金の返済が本格化しているほか、3(1)イのとおり特に日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業において延滞等に至った貸付債権の額が増加するなどしている。また、1(4)ウのとおり新型コロナウイルス関連による中小企業者等の倒産件数が増加するなどしている。このような状況を踏まえて、日本公

庫及び商工中金において行っている債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援、貸付債権の保全、回収等の貸付債権の管理の状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 貸付債権の管理の体制

①早急な保全や回収を図る必要がない「正常債権」及び、「要管理債権」のうち元金返済猶予等の条件変更を行っている「貸出条件緩和債権」の管理と、②「要管理債権」のうち3か月以上の延滞が発生するなどした「3か月以上延滞債権」、「危険債権」及び「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の管理については、日本公庫及び商工中金のいずれにおいても、それぞれ異なる部署が担当している（以下、上記①の管理を担当する部署を「正常債権等担当部署」、上記②の管理を担当する部署を「延滞債権等担当部署」という。）。

3(1)アのとおり、新型コロナ特別貸付等に係る貸付残高が増加していることから、正常債権等担当部署及び延滞債権等担当部署でそれぞれ管理する債務者数（以下「管理先数」という。）について、2年3月末及び5年3月末の両時点での状況をみると、図表30のとおり、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業において、正常債権等担当部署の管理先数が大きく増加している状況となっていた。

図表30 正常債権等担当部署及び延滞債権等担当部署で管理する債権の状況

検査対象	時点	貸付債権の 管理先数の 総数(先) a	正常債権等担当部署		延滞債権等担当部署	
			管理先数 (先) b	総数に占める 割合(%) b / a × 100	管理先数 (先) b'	総数に占める 割合(%) b' / a × 100
日本公庫 (国民)	令和2年3月	881,026	836,932	94.9	44,094	5.0
	5年3月	1,197,327	1,154,336	96.4	42,991	3.5
日本公庫 (中小)(注)	2年3月	44,102	40,060	90.8	4,042	9.1
	5年3月	62,004	57,690	93.0	4,314	6.9
商工中金	2年3月	70,838	68,842	97.1	1,996	2.8
	5年3月	74,211	72,182	97.2	2,029	2.7

(注) 日本公庫の中小企業事業の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の管理については、主として国民生活事業の延滞債権等担当部署が担当している。

イ 正常債権等担当部署及び延滞債権等担当部署における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の管理の状況

(ア) 正常債権等担当部署における元金返済中又は据置期間中の貸付債権の管理の状況

日本公庫及び商工中金は、債務者について、財務状況、資金繰り、収益力等により返済の能力を判定し、判定の状況に応じて貸付債権の管理を行っている。また、3(1)イ(ア)のとおり、新型コロナ特別貸付等については、元金返済中及び据置期間中のものが大半を占めている。

元金返済中及び据置期間中の貸付債権の管理について、日本公庫の中小企業事業及び商工中金においては、債務者の財務状況等を決算書等により定期的に把握することとしている。

これに対して、日本公庫の国民生活事業においては、膨大な数の貸付債権を管理していることから、債務者の財務状況等を決算書等により定期的に把握することとしておらず、条件変更を実施した場合等にその把握を行うこととしている。

他方、日本公庫の国民生活事業においては、2年9月以降、コロナ禍における債務者の事業の継続及び発展を支援する観点から、債務者の経営状況の変化等の把握及び経営改善支援に重点的に取り組むこととして、貸付時に必ずしも十分に行えなかった債務者の実態把握の補完や、コロナ禍における債務者の課題等の共有等を行うことで債務者を支援する取組(以下「債務者フォローアップ」という。)を開始している。具体的には、必要に応じて債務者に対して電話等による接触を図り、それらを通じて把握した債務者の現況等により資金繰り支援、経営改善計画書の策定等の支援を行っている。このほか、コロナ禍において中断していた取組の再開として、同月以降、貸付後2年以内に初めて返済遅延又は条件変更があった債務者に対して、各支店が速やかに電話等による接触を図り、債務者のデフォルトの抑制に向けて資金繰り表の作成、経営改善計画書の策定支援等の早期改善支援を行っている。

(イ) 延滞債権等担当部署における延滞等に至った貸付債権の管理の状況

日本公庫及び商工中金においては、3か月以上の延滞に至った貸付債権や、債務者の区分が「破綻先」等となるなどした貸付債権を対象として、正常債権等担当部署から延滞債権等担当部署への貸付債権の移管を行うこととしている。

そして、延滞債権等担当部署は、上記の移管を受けた貸付債権について、改めて実態調査等を実施した上で、再生支援及び貸付債権の回収を行っている。その過程で、延滞等に至っていた債務者の正常弁済が6か月間継続されるなどした場合には、当該貸付債権を延滞債権等担当部署から正常債権等担当部署に戻し、再び正常債権等担当部署において管理を行うこととしている。

そこで、4年度における正常債権等担当部署と延滞債権等担当部署との間の移管及び返戻の状況をみると、図表31のとおり、日本公庫の国民生活事業及び商工中金のいずれにおいても延滞債権等担当部署から正常債権等担当部署に戻された貸付債権の件数は正常債権等担当部署から延滞債権等担当部署に移管された件数と比べると少数にとどまっており、移管件数に対する返戻件数の割合は、特に新型コロナ特別貸付等に係る分において低率となっていた。

このような状況を踏まえると、貸付債権が延滞等に至ることのないように、債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援といった取組が引き続き重要であると考えられる。

図表31 正常債権等担当部署と延滞債権等担当部署との間の移管及び返戻の状況(令和4年度)

検査対象	令和4年度中に延滞債権等担当部署に移管した件数(件)		4年度中に正常債権等担当部署に返戻した件数(件)		移管した件数に対する返戻した件数の割合(%)	
	a	うち新型コロナ特別貸付等に係る分 b	c	うち新型コロナ特別貸付等に係る分 d	$c/a \times 100$	$d/b \times 100$
日本公庫(国民)	33,436	13,767	528	115	1.57	0.83
商工中金	550	299	25	4	4.54	1.33

(注) 日本公庫の中小企業事業については、債務者に係る正常債権等担当部署と延滞債権等担当部署との間の移管及び返戻の件数を集計していないため、本図表の記述の対象としていない。

また、日本公庫及び商工中金は、3(1)エのとおり、債務者の破綻等により貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときは償却を行うこととしており、その償却の決定の判断は慎重に行うことなどとしている。

3(1)エ(ア)のとおり、新型コロナ特別貸付等の償却については、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金のいずれにおいても増加傾向にあるが、特に日本公庫の国民生活事業において、償却件数及び償却金額ともに大きくなっており、また、その中で、3(1)エ(イ)のとおり、生活困窮を償却事由とするものの割合が増加していた。

上記を踏まえて、会計実地検査を行った日本公庫の7支店<sup>(注15)</sup>の延滞債権等担当部署が所管する32支店のうち10支店<sup>(注16)</sup>が貸付決定を行った国民生活事業の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の償却(2年度から4年度までの間の償却決定件数計367件、貸付金額計56億3433万円に対する償却金額計53億9530万円)の状況をみると、債務者の生活困窮を償却事由に含んでいたものは計204件(貸付金額計29億5768万円に対する償却金額計29億0642万円)となっていた。そして、これらについて検査したところ、債務者等の生活状況等を把握するために外部に委託して債務者の生活状況を調査していた貸付債権の償却において、債務者の生活状況が困窮状況にあるという償却事由の根拠となる事実が十分に把握されていないまま償却が決定されていた事態が計30件(貸付金額計3億3561万円に対する償却金額計3億3504万円)見受けられた。なお、日本公庫によれば、5年6月末時点で、これら30件のうち4件について、日本公庫が償却決定した後に破産等の事実を把握したとしている。

(注15) 7支店 さいたま、東京、岐阜、名古屋、名古屋中、大阪、神戸各支店

(注16) 10支店 さいたま、浦和、東京、岐阜、多治見、名古屋、名古屋中、大阪、神戸東、神戸各支店

上記のとおり、日本公庫の国民生活事業においては、正常債権等担当部署の管理先数が大きく増加し、また、膨大な数の貸付債権を管理していることから債務者の財務状況等を決算書等により定期的に把握することとしていない中で、各支店の正常債権等担当部署において債務者フォローアップや早期改善支援を実施していることから、これらの債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援に係る取組については、引き続き適切に実施される必要がある。さらに、3(2)イの事態を踏まえると、上記の取組において、対象となる債務者の貸付関係書類において貸付時における貸付申込先の状況把握の適正性が十分に確認がで

きない状況となっている場合には、当該債務者の財務状況や業況の推移に特に留意する必要がある。

また、日本公庫の国民生活事業の延滞債権等担当部署においては、債務者の破綻等により貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときに償却を行うこととしているが、これにより当該貸付債権が資産から除去され、会計処理上損失が確定することになることなどを踏まえて、償却の決定については、慎重かつ適切に行う必要がある。そして、外部に委託して調査した結果に基づき債務者の生活困窮を事由として償却を決定した貸付債権については、改めて償却を決定した根拠を検証し、必要な対応を執ることが必要である。

#### 4 本院の所見

日本公庫等は、2年3月以降、政府の決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等に対する資金繰り支援を実施している。本院は、2年度報告において、新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援の実施状況等についての検査状況を掲記したが、2年度報告から2年が経過し、日本公庫等の新型コロナ特別貸付等については、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を経過し、その元利金の返済が本格化するなどしている中で、中小企業者等については借入金の残高や新型コロナウイルス関連の倒産件数が増加するなどしている。

そこで、本院において、日本公庫等の新型コロナ特別貸付等を対象として、貸付債権の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況になっていた。

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況をみると、4年度末時点の貸付残高は、合計で989,267件14兆3085億余円と多額に上っていた。そのうち9割超は元金返済中の貸付債権又は据置期間中の貸付債権であり、条件変更中の貸付債権及び延滞等に至った貸付債権は、いずれも1割未満となっていたが、3、4両年度末の金額はそれぞれ前年度末から大幅に増加していた。また、新型コロナ特別貸付等の借換えが相当数生じていると史料された。4年度末までに償却した新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は合計で7,291件697億余円、同年度末における新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の額は合計で8785億余円、同年度末における新型コロナ特別貸付に係る部分直接償却実施額は合計で1246億余円となっていた。また、同年度末における貸倒引当金の計上額のうち新型コロナ特別貸付等に係る額は合計で2879億余円となっていた。

新型コロナ特別貸付等の審査手続において設けられた緩和措置等の実施状況をみると、日本公庫の国民生活事業において、緩和措置の下における貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組において、貸付関係書類の所定の欄に認定根拠が十分に記録されていなかったり、貸付関係書類において貸付申込先の資金繰り状況の現況を確認した旨の具体的な記載がないなどしていたりして、貸付申込先の状況把握が十分に行われたことが確認できない事態が見受けられた。

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の管理の状況をみると、特に多数の新型コロナ特別貸付を行っている日本公庫の国民生活事業においては、債務者の財務状況等を決算書等により定期的に把握することとしていない一方で、各支店の正常債権等担当部署において債務者



フォローアップや早期改善支援を実施するなどしていた。他方、各支店の延滞債権等担当部署において債務者の破綻等により貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときに行う償却について、債務者の生活状況が困窮状況にあるという償却事由の根拠となる事実が十分に把握されていないまま償却が決定されていた事態が見受けられた。

については、検査で明らかになった上記の状況を踏まえて、日本公庫及び商工中金は、次の点に留意するなどして資金繰り支援等を適切に実施していく必要がある。

- ア 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等については4年度末時点において多額の貸付残高がある中で条件変更中の貸付債権、延滞等に至った貸付債権及び償却した貸付債権が年々増加し、また、新型コロナ特別貸付等の借換えが相当数生じていると思料されるなどしている状況を踏まえて、新型コロナ特別貸付等及びその借換え後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するとともに、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上すること
- イ 日本公庫の国民生活事業において、今後の非常時において関係省庁の要請を踏まえるなどして緩和措置を設ける場合には、緩和措置の下における貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組がより適切に行われるよう努めること
- ウ 日本公庫の国民生活事業において、債務者フォローアップや早期改善支援等の債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援に係る取組を引き続き適切に実施するとともに、これらの取組において、対象となる債務者の貸付関係書類において貸付時における貸付申込先の状況把握の適正性が十分に確認ができない状況となっている場合には、当該債務者の財務状況や業況の推移に特に留意すること。また、償却の決定を慎重かつ適切に行うとともに、外部に委託して調査した結果に基づき債務者の生活困窮を事由として償却を決定した貸付債権については、改めて償却を決定した根拠を検証し、必要な対応を執ること

本院としては、今後とも日本公庫等の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況について、元利金の返済が本格化するなどしている一方で依然として多額の貸付残高があることなどを踏まえて、引き続き検査していくこととする。

## 第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

### 1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、我が国の社会経済は、急速に進行する少子高齢化や本格的な人口減少、潜在成長率の停滞、自然災害の頻発化・激甚化等への対応といった難しい課題に直面している。また、コロナ禍からの正常化が進んでいる一方で、世界的な物価高騰、行政のデジタル化の遅れなどへの対応が課題となっている。一方、我が国の財政状況をみると、公債残高は、連年の公債発行により増加の一途をたどっており、財政健全化が課題となっている。また、国会においては、国会による財政統制を充実強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中で、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

### 2 検査の状況

#### (1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、新型コロナウイルス感染症対策、少子高齢化等を背景とした社会保障、自然災害の頻発化・激甚化等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保、デジタル、環境及びエネルギーといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効果、資産、基金等のストック等に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

#### ア 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの

- ① 予備費の使用等の状況について (国会からの検査要請事項に関する報告・578ページ記載)
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について  
(国会からの検査要請事項に関する報告・558ページ記載)
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について  
(国会及び内閣に対する報告・541ページ記載)
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について  
(国会及び内閣に対する報告・553ページ記載)
- ⑤ 国から個人事業者を対象として支給された持続化給付金の申告状況等について  
(特定検査対象に関する検査状況・588ページ記載)

- ⑥ 株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る貸付債権等の状況について  
(特定検査対象に関する検査状況・659 ページ記載)
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したもの  
(内閣府(内閣府本府)、総務省・442 ページ記載)
- ⑧ コンテンツグローバル需要創出促進事業において、中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けていたのに、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者に該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていたことを踏まえて、同種の補助金による事業の実施に当たり、公募要項を見直すとともに、実績報告書等の収支等に係る電子データを入手し分析するなどして公募要項の見直しを行う態勢整備を図るよう改善させたもの  
(経済産業省・333 ページ記載)
- ⑨ 高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したもの  
(総務省・68 ページ記載)
- ⑩ 特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの  
(文部科学省・127 ページ記載)
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により民間検査機関に整備した次世代シークエンサーについて、都道府県に事業の目的を再度周知した上で、目的に沿って使用されるよう検討させるなどして、有効に使用されるなどするよう意見を表示したもの  
(厚生労働省・241 ページ記載)
- ⑫ 中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了して使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの  
(独立行政法人中小企業基盤整備機構・510 ページ記載)
- ⑬ 介護施設等における陰圧装置設置事業の実施に当たり、都道府県に対して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するなどして、事業が適切に実施されるよう改善させたもの  
(厚生労働省・256 ページ記載)

上記に示したものを含めた「新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの」の一覧については、別表のとおりである。

イ 社会保障に関するもの

- ① 後期高齢者医療広域連合が実施している高齢者保健事業において、健康診査の実施後に受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていないことについて、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示すなどして、健康診査の事業を対象として交付された補助金等の効果が十分に発現するよう、また、医療機関に存在する診療情報を活用することができるための方策を検討して、高齢者保健事業が経済的に実施されるよう意見を表示したもの  
(厚生労働省・247 ページ記載)
- ② 生活扶助費等負担金等の算定に当たり、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち当年度中に返納されなかった額について翌年度に調定した額等を事業実績報告書に計上していなかったために負担金が過大に算定されていた事業主体に対して、返還手続を速やかに行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、当該翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることを周知することなどにより負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの  
(厚生労働省・222 ページ記載)
- ③ 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、過大に交付されていた負担金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、みなし受診とした場合における負担金の交付額の算定方法を明確に示すよう是正改善の処置を求め、及び診療情報の活用の取組が積極的に行われるための方策を検討するとともに、診療情報の活用の取組を行う際に特定健康診査の受診勧奨を優先させる必要がないことを明確化するよう意見を表示したもの  
(厚生労働省・233 ページ記載)
- ④ 認定子ども園に係る子どものための教育・保育給付交付金について、費用の額の算定に当たり、主幹保育教諭等の人件費等に相当する費用が基本分単価に含まれていること及び主幹保育教諭等2人又は1人を配置していない場合に減額調整を行う必要があることを明確に示し、市町村等に対して周知することなどにより、交付額の算定等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの  
(内閣府(内閣府本府)・54 ページ記載)
- ⑤ 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定に当たり、労働保険料の収納率を高く維持するという交付目的に照らして、確定保険料が生じていない対象事業主を算定の対象に含めないこととすることにより、報奨金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの  
(厚生労働省・260 ページ記載)
- ⑥ 事実と異なる申請を行っていた指定医療機関等について、事実関係を確認するなどして、不適正と認められる労災ソフトウェアの導入支援金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び、支払額を裏付ける書面を添付させるなどすることによって、導入支援金の審査を十分に行えるようにするとともに、労災ソフトウェアと健康保険システムとを一体的に導入した場合等において経費の内訳を申請書に明記させるなどするように支払要領を見直して、導入支援金の審査の一層の充実を図るよう是正改善の処置を求めたもの  
(厚生労働省・227 ページ記載)

ウ 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について  
 (国会からの検査要請事項に関する報告・571ページ記載)
- ② 水害ハザードマップに記載する必要があるとされている情報について、地図面の視認性を確保しつつ記載する方法等を示すとともに、これらの情報が記載されているか網羅的に確認するためのチェックシートを作成して、市区町村に対して、水害ハザードマップの作成等に活用するよう周知することにより、水害ハザードマップを通じて水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性があるアンダーパス等の重要な情報が住民等に提供されるよう改善させたもの  
 (国土交通省・397ページ記載)
- ③ 下水道管路施設の老朽化対策に当たり、事業主体に対し、腐食環境下にある下水道管路施設を適切に把握すること、速やかに下水道法等に基づく点検を行うことを検討すること及び点検結果等を適切に記録し保存することを周知するとともに、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、修繕等の具体的な実施時期を確認し、必要に応じて助言を行うこととすることなどにより、修繕等の必要な措置が速やかに実施されるなどするよう改善させたもの  
 (国土交通省・383ページ記載)
- ④ 非常用発電設備が設置された農業水利施設のうち、ポンプ場設計基準等の改定前に設計された施設について、更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を実施するための方針を検討するとともに、ダムについて、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には燃料タンク容量を見直すなどするよう事業主体に対して指導又は助言を行うことにより、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう改善の処置を要求したもの  
 (農林水産省・304ページ記載)
- ⑤ 地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になり緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの  
 (東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社・460ページ記載)
- ⑥ 多重無線回線の通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を実施することの重要性等を事務所等に対して周知し、通信鉄塔及び局舎の耐震性等が確保されているかについて事務所等から定期的に報告させて把握するとともに、通信鉄塔及び局舎に係る耐震診断及び耐震対策を順次実施していくための実施方針を定めさせ、多重無線回線の全国的なネットワークの機能を維持する観点等から必要な指導を行うことにより、大規模地震が発生した際等に多重無線回線の全国的なネットワークの機能が維持されるよう改善の処置を要求したもの  
 (国土交通省・377ページ記載)

## エ デジタルに関するもの

- ① 高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したもの (再掲 総務省・68 ページ記載)
- ② 日本年金機構情報セキュリティポリシー等に基づいて実施すべき情報セキュリティ対策を事業担当部署に対して周知徹底することなどにより、情報システムの調達、保守等業務の外部委託等において適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善させたもの (日本年金機構・480 ページ記載)
- ③ 無人航空機の運航者に注意喚起を行うなどするために構築したドクターヘリ離発着場所、条例飛行禁止区域等の情報を共有するシステムについて、ドクターヘリの運航者及び地方公共団体に対して、改めて、その構築目的、活用方法等について周知し、同システムにおいて共有すべき情報の登録を依頼するとともに、継続的に登録の働きかけを行うなどすることにより、ドクターヘリ離発着場所及び条例飛行禁止区域の登録が進捗するよう改善させたもの (国土交通省・388 ページ記載)
- ④ 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に当たり、過大に交付されていた補助金について返還を行わせるよう適宜の処置を要求し、また、補助対象外経費を網羅した資料等を事業主体に示した上で実績報告書の内容の確認を求めるとともに、今後同様の事態が生じないよう、補助対象経費について、誤りの多かった点を記載した資料を公表するなど十分な理解を得るための方策を検討するよう意見を表示したもの (文部科学省・122 ページ記載)
- ⑤ 情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかったため、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が一度も使用されておらず、また、追加費用が生じたもの (独立行政法人海技教育機構・492 ページ記載)

## オ 環境及びエネルギーに関するもの

- ① 放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況について (国会からの検査要請事項に関する報告・566 ページ記載)
- ② 燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況について (特定検査対象に関する検査状況・633 ページ記載)
- ③ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて実施した事業により整備した設備を無断で廃棄していたもの (環境省・416 ページ記載)
- ④ 太陽光発電設備の規模が合理的かつ妥当なものとなっていなかったもの (環境省・418 ページ記載)

## カ 制度・事業の効果等に関するもの

- ① 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について (再掲 国会からの検査要請事項に関する報告・558 ページ記載)
- ② 東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について (国会及び内閣に対する報告・545 ページ記載)
- ③ 食料の安定供給に向けた取組について (特定検査対象に関する検査状況・599 ページ記載)

- ④ 水田活用の直接支払交付金事業の実施に当たり、実質的に水稲の作付けを行うことができる農地を交付対象水田とするための判断基準を定め、対象作物の収量が記載されている書類等を提出させるなどして実績報告書の確認等を適切に実施し、対象作物の地域の目安となる基準単収等を定めさせるなどして実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行えるよう改善の処置を要求するとともに、現行制度の運用の見直しを検討するなどして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずるよう意見を表示したもの

(農林水産省・289 ページ記載)

- ⑤ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(機械導入事業)の実施に当たり、事業実施主体に対して、実施要領等に基づき事業の実質的な効果を検証するための価格補正を行うこと、根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと並びに当該根拠資料を保存することについて、協議会及び取組主体にこれらを適切に行わせるよう指導させ、また、価格補正等の実施状況や根拠資料の保存状況を具体的に確認する体制を整備させることにより、成果検証が適切に行われるなどするよう改善させたもの

(農林水産省・310 ページ記載)

- ⑥ 退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの

(財務省・96 ページ記載)

キ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済が期限内に完了していないものについて、速やかに決済を完了させるよう適宜の処置を要求するとともに、決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等を検討したり、債権発生通知書を歳入徴収官に送付することについて周知徹底を行ったりすることにより、ACSA に基づく提供が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

(防衛省・423 ページ記載)

- ② 荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払に当たり、覚書の日額単価等が実態に即したものとなるよう日額単価等の設定方法や変更の手続を具体的に定めることにより区分業務委託料の支払等が適切に行われるよう改善させたもの

(日本郵便株式会社・527 ページ記載)

- ③ 有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの

(国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人大阪大学・518 ページ記載)

- ④ 公共補償の実施に当たり、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分について、一般会計において負担すべきであるのに特別会計において負担しており、また、既存公共施設等の処分利益について、特別会計において支出する撤去工事の費用から控除するなどすべきであるのに一般会計の歳入として処理されていたもの

(国土交通省・344 ページ記載)

- ⑤ 地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていたもの

(独立行政法人情報処理推進機構・503 ページ記載)

- ⑥ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了したこととして検査調書を作成して会計法令に違反していたもの (農林水産省・272 ページ記載)

ク 資産、基金等のストックに関するもの

- ① 特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの (再掲 文部科学省・127 ページ記載)
- ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するために熊本県に貸し付けた貸付金について、同県に対して、被害を受けた中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直しを求めることにより、使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの (独立行政法人中小企業基盤整備機構・506 ページ記載)
- ③ 中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了して使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの (再掲 独立行政法人中小企業基盤整備機構・510 ページ記載)

(2) その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について」及び「官民ファンドにおける業務運営の状況について」について検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

別表 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査報告掲記事項の一覧

番号	府省等名	掲記区分	事項	ページ
1	内閣府 (内閣府本府)	不当	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))等)の補助対象事業費を過大に精算していたもの	48
2	総務省	不当	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていたもの	59
3	総務省	意見表示	高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにするとともに、十分に活用されていない場合には、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討するよう意見を表示したものの	68
4	文部科学省	不当	独立行政法人国立高等専門学校機構情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの	112



番号	府省等名	掲記区分	事項	ページ
5	文部科学省	処置済	特定の支出等のために運営費交付金が交付された場合について、中期目標期間の最後の事業年度における積立金の処分に係る承認申請に当たり、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間に使用が見込まれる額を基に繰り越すべき積立金の額を適切に算定しなければならないことを各国立大学法人に周知徹底することにより、積立金の額を適切な規模とするよう改善させたもの	127
6	厚生労働省	不当	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するために調達した物品の保管・管理及び配送業務に係る請負契約において、布製マスクが梱包されているケース等の数量が誤って過大に計上されて費用が請求されていたのに、確認が十分でなかったため、支払額が過大となっていたもの	144
7	厚生労働省	不当	雇用保険の産業雇用安定助成金の支給が適正でなかったもの	146
8	厚生労働省	不当	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの	156
9	厚生労働省	不当	インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの	166
10	厚生労働省	不当	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)が過大に交付されていたもの	168
11	厚生労働省	不当	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたなどのもの	170
12	厚生労働省	不当	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの	172
13	厚生労働省	不当	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの	173
14	厚生労働省	不当	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業に係る分)の交付の対象とならないもの	175
15	厚生労働省	不当	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの	176
16	厚生労働省	不当	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)により実施した事業が補助の目的を達していなかったなどのもの	178
17	厚生労働省	不当	障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの	199
18	厚生労働省	不当	介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの	202
19	厚生労働省	意見表示	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)により民間検査機関に整備した次世代シークエンサーについて、都道府県に事業の目的を再度周知した上で、目的に沿って使用されるよう検討させるなどして、有効に使用されるなどするよう意見を表示したもの	241
20	厚生労働省	処置済	介護施設等における陰圧装置設置事業の実施に当たり、都道府県に対して、居室等が陰圧室としての機能を有するためにダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないことについて周知するなどして、事業が適切に実施されるよう改善させたもの	256
21	農林水産省	不当	経営継続補助事業の実施に当たり、同事業以外に国からの交付金の交付を受けていて、補助の対象とならないもの	279
22	農林水産省	不当	公共施設等における花きの活用拡大支援事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	284

番号	府省等名	掲記区分	事項	ページ
23	農林水産省	不当	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費を過大に精算していたもの	285
24	経済産業省	処置済	コンテンツグローバル需要創出促進事業において、中小・小規模事業者の財政基盤等を考慮する必要があるとして交付額事後調整の対象外とする仕組みを設けていたのに、経済産業省が想定していた中小・小規模事業者に該当しない事業主体が実施する事業についても交付額事後調整の対象外となるなどしていたことを踏まえて、同種の補助金による事業の実施に当たり、公募要項を見直すとともに、実績報告書等の収支等に係る電子データを入力し分析するなどして公募要項の見直しを行う態勢整備を図るよう改善させたもの	333
25	国土交通省	不当	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業において、補助対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの	370
26	内閣府(内閣府本府)、総務省	処置要求	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したもの	442
27	日本私立学校振興・共済事業団	不当	私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの	457
28	独立行政法人中小企業基盤整備機構	処置済	中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了して使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの	510
29	厚生労働省	随時報告	新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について	541
30	3府省等	随時報告	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について	553
31	16府省等	要請報告	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について	558
32	9府省等	要請報告	予備費の使用等の状況について	578
33	国税庁	特定	国から個人事業者を対象として支給された持続化給付金の申告状況等について	588
34	2法人	特定	株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る貸付債権等の状況について	659

注(1) 府省等名について、1番から28番までの事項については当該事項を掲記している府省等の項、29番から34番までの事項については当該事項における検査対象の府省等をそれぞれ示している。

注(2) 掲記区分の「不当」は、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、「意見表示」又は「処置要求」は、会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項、「処置済」は、本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項、「随時報告」は、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項、「要請報告」は、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果、「特定」は、本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況をそれぞれ示している。

注(3) 令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果は記載していない。

## 第5節 特別会計財務書類の検査

令和3年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	令和4年11月8日
検査対象	18府省庁等が所管する13特別会計の令和3年度特別会計財務書類
令和3年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	令和4年12月23日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、令和4年11月8日に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和3年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月23日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 18府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル、復興両庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 13特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

令和3年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、4府省が所管する1特別会計において1事項見受けられた。

なお、上記の1事項については、環境省において所要の訂正が行われた。

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

第4章  
第5節  
特別会計財務書類の検査

特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)		
エネルギー 対策 (電源開発 促進)	内閣府、 文部科学 省、経済 産業省及 び環境省	貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	4,813	5,073	
			物	品	本会計年度	4,672	4,932
			資産合計	本会計年度	294,878	295,138	
			資産・負債差額	本会計年度	290,525	290,785	
			負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	294,878	295,138	
		業務費用計算書	減価償却費	本会計年度	2,331	2,071	
			本年度業務費用合計	本会計年度	313,940	313,680	
		資産・負債 差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 313,940	△ 313,680	
			VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	290,525	290,785	
		附属明細書					
		1 貸借対照表の内容に関する明細					
		(1) 資産項目の明細					
		④ 固定資産の明細					
			物	品	本年度減価償却額	2,321	2,061
					本年度末残高	4,672	4,932
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>業務費用計算書の「減価償却費」について、環境省は、作成基準等に基づき、年度途中で取得した物品を年度末に取得したと仮定して計算することとしていることから、取得年度にはこれに係る減価償却費は計上されないこととなるのに、誤って、本会計年度に、年度途中で取得した物品の一部に係る減価償却費を計上していたため計上金額が誤っており、また、このことに伴い、貸借対照表の「物品」の計上金額が誤っていたもの(環境省)</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>							

## 第5章 会計事務職員に対する検定

## 第5章 会計事務職員に対する検定

### 第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

令和4年10月から5年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは4件13,136,018円である。これに繰越し分5件21,460円を加えて、処理を要するものは9件13,157,478円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは3件113,800円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	1	0	—	—
法	務	4	21	—	—
外	務	2	13,087	1	64
財	務	2	49	2	49
	計	9	13,157	3	113

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものである。

## 第2節 国の物品管理職員に対する検定

### (概況)

令和4年10月から5年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは22,125件1,255,071,856円である。これに繰越し分92件236,675,052円を加えて、処理を要するものは22,217件1,491,746,908円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは22,142件1,385,616,711円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
国	会	20	3,439	20	3,439
裁	判	87	4,829	85	4,825
会	計	8	1,506	8	1,506
内	閣	1	252	1	252
内	閣	1,002	294,044	999	293,888
デ	ジ	22	614	22	614
総	務	5	141	4	141
法	務	506	69,441	494	68,301
外	務	123	32,405	122	21,338
財	務	18,400	109,461	18,400	109,461
文	部	36	17,659	35	16,268
厚	生	281	33,496	280	33,092
農	林	299	161,711	292	160,742
経	済	163	824	162	824
国	土	469	160,866	455	151,175
環	境	22	7,118	21	6,284
防	衛	773	593,933	742	513,460
	計	22,217	1,491,746	22,142	1,385,616

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、訓練中に高額な物品である魚雷の亡失があったことによる。

### (処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 1件 4,830,411円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 21,131件 816,750,326円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,010件 564,035,974円

### (検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、航空自衛隊の物品管理職員が、航空管制に使用する装置の構成部品をフォークリフトで車両に積載する際に落下させ、国に損害を与えた事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

## 第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要



## 第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

### 第1節 検査対象別の概要

#### 第1 歳入歳出決算

##### 1 概況

区 分		4年度(百万円)	3年度(百万円)
歳入	合計	601,621,612	624,957,569
	一般会計	153,729,463	169,403,101
	特別会計	447,892,149	455,554,467

区 分		4年度(百万円)	3年度(百万円)
歳出	合計	564,739,482	585,730,941
	一般会計	132,385,548	144,649,514
	特別会計	432,353,933	441,081,427

(注) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

##### 2 一般会計

###### (1) 歳入

区 分	4年度(千円)	3年度(千円)
徴収決定済額	153,795,998,353	169,427,199,685
収納済歳入額	153,729,463,474	169,403,101,970
不納欠損額	558,502	503,877
収納未済歳入額	65,976,376	23,593,837

###### (2) 歳出

区 分	4年度(千円)	3年度(千円)
支出済歳出額	132,385,548,932	144,649,514,060
翌年度繰越額	17,952,824,386	22,427,270,870
不用額	11,308,466,648	6,302,866,236

###### ア 支出済歳出額

###### (ア) 所管別

所 管	4年度(千円)	3年度(千円)
皇室費	14,352,171	8,459,083
国会	128,035,078	129,867,539
裁判所	317,158,054	319,675,693
会計検査院	15,669,066	15,580,699
内閣	125,570,409	145,547,176
内閣府	4,656,006,829	6,434,076,248
デジタル庁	129,445,416	64,777,831
総務省	23,048,879,772	27,253,601,466
法務省	824,995,401	793,811,947

所 管	4 年 度 (千円)	3 年 度 (千円)
外 務 省	1,023,707,742	839,584,700
財 務 省	25,700,394,760	30,968,466,298
文 部 科 学 省	7,085,033,263	7,126,409,972
厚 生 労 働 省	40,045,054,277	44,729,804,623
農 林 水 産 省	3,403,320,200	3,220,694,281
経 済 産 業 省	11,078,813,833	7,623,793,058
国 土 交 通 省	8,782,610,456	8,469,881,059
環 境 省	443,813,062	472,277,417
防 衛 省	5,562,689,136	6,033,204,960

(イ) 主要経費別

主要経費	4 年度(千円)	3 年度(千円)	主要経費	4 年度(千円)	3 年度(千円)
社会 保障 関係 費	43,868,044,562	50,161,029,495	地方交付税交付金	17,290,659,123	19,102,875,491
年 金 給 付 費	12,623,960,334	12,550,607,467	地方特例交付金	222,706,721	454,707,339
医 療 給 付 費	12,034,483,430	11,877,337,179	防 衛 関 係 費	5,528,642,567	6,013,745,939
介 護 給 付 費	3,357,408,208	3,162,362,291	公 共 事 業 関 係 費	8,126,371,557	8,600,027,351
少 子 化 対 策 費	2,964,326,683	2,818,290,752	治山治水対策事業費	1,273,574,446	1,460,909,954
生活扶助等社会福祉費	5,912,124,266	8,088,523,165	道路整備事業費	2,043,980,319	2,121,237,941
保健衛生対策費	6,054,280,289	8,910,417,638	港湾空港鉄道等整備事業費	488,117,784	495,649,828
雇用労災対策費	921,461,350	2,753,491,000	住宅都市環境整備事業費	837,836,110	722,378,908
文教及び科学振興費	8,669,202,714	7,955,748,063	公園水道廃棄物処理等施設整備費	202,478,979	192,737,309
義務教育費国庫負担金	1,515,646,809	1,525,358,755	農林水産基盤整備事業費	868,070,761	874,636,661
科学技術振興費	4,105,351,780	3,586,749,894	社会資本総合整備事業費	1,892,092,270	2,106,221,590
文教施設費	177,333,939	213,597,875	推 進 費 等	69,263,692	79,216,878
教育振興助成費	2,743,603,227	2,443,917,224	災害復旧等事業費	450,957,192	547,038,277
育英事業費	127,266,958	186,124,313	経 済 協 力 費	899,580,965	668,972,894
国 債 費	23,869,715,555	24,589,323,006	中 小 企 業 対 策 費	3,396,015,783	9,943,953,688
恩 給 関 係 費	112,697,529	139,766,355	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	2,001,451,025	1,267,413,403
(文官等恩給費)	—	5,774,392	食料安定供給関係費	1,946,984,914	1,771,560,551
(旧軍人遺族等恩給費)	—	125,511,408	その他の事項経費	16,453,475,911	13,980,390,480
(恩給支給事務費)	—	697,530			
(遺族及び留守家族等援護費)	—	7,783,023			

(注) ( )内は3年度における分類である。

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額の主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	地 方 創 生 支 援 費	43,792,855	68,040,686
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	1,893,171,932	4,475,338,433
		地方創生推進事務局	66,737,104	183,667,730
デジタル庁	デ ジ タ ル 庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	65,183,175	182,422,360
総 務 省	総 務 本 省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	501,457,022	4,376,776,848
		電子政府・電子自治体推進費	788,434,565	2,098,386,071
		情報通信技術研究開発推進費	30,562,084	145,202,838

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
外務省	外務本省	経済協力費	96,182,161	547,563,897
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費	47,679,155	640,178,796
		科学技術・学術政策推進費	51,935,181	306,918,204
		国立大学法人施設整備費	73,554,381	174,082,060
		研究開発推進費	59,534,965	390,076,719
		公立文教施設整備費	166,976,547	366,112,571
厚生労働省	厚生労働本省	感染症対策費	1,206,722,008	7,001,110,774
		医療提供体制基盤整備費	53,847,671	242,298,264
		生活基盤施設耐震化等対策費	51,294,508	108,500,605
		高齢者等雇用安定・促進費	54,759,744	306,430,791
		保育対策費	79,178,549	219,096,742
		母子保健衛生対策費	86,372,898	155,949,282
		生活保護等対策費	164,065,195	3,676,096,160
		社会保障・税番号活用推進費	42,710,649	55,013,590
		検疫所	検疫業務等実施費	66,421,566
	農林水産省	農林水産本省	国産農産物生産基盤強化等対策費	271,633,928
農業農村整備事業費			204,633,373	546,255,051
北海道開発事業費			52,076,442	183,858,545
林野庁			治山事業費	40,187,625
			森林整備事業費	59,068,964
経済産業省	経済産業本省	技術革新促進・環境整備費	44,437,694	1,171,200,634
		クールジャパン推進費	50,293,594	156,634,383
	資源エネルギー庁 中小企業庁	脱炭素化産業成長促進対策費	159,860,867	1,018,904,249
		エネルギー需給構造高度化対策費	5,683,253,714	6,312,931,163
		中小企業事業環境整備費	34,468,015	333,137,773
国土交通省	国土交通本省	道路環境改善事業費	73,065,330	226,417,458
		住宅防災事業費	233,192,808	423,005,525
		河川整備事業費	319,589,576	993,173,595
		多目的ダム建設事業費	38,893,009	113,477,081
		砂防事業費	88,850,888	257,575,133
		道路交通安全対策事業費	383,702,003	1,341,364,676
		港湾事業費	139,437,851	389,656,229
		地域連携道路事業費	297,825,225	1,000,218,085
		都市再生・地域再生整備事業費	40,371,477	154,743,196
		地域公共交通維持・活性化推進費	47,630,074	104,339,342
		道路交通円滑化事業費	126,730,197	403,183,845
		社会資本総合整備事業費	836,222,836	2,611,772,011
		沖縄開発事業費	40,001,891	129,929,726
		北海道開発事業費	92,660,780	577,531,363
		中小企業イノベーション創出推進費	30,310,000	30,310,000
		河川等災害復旧事業費	195,732,800	491,605,909
	河川等災害関連事業費	90,772,475	220,603,829	
観光庁	観光振興費	419,525,697	1,446,432,015	
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費	75,046,989	158,107,405
防衛省	防衛本省	防衛力基盤強化推進費	105,170,059	983,783,080
		武器車両等整備費	75,146,081	929,809,334
		航空機整備費	51,098,396	759,589,876
		在日米軍等駐留関連諸費	243,631,152	744,718,440
	防衛装備庁	防衛力基盤強化推進費	48,897,461	194,142,907

ウ 不用額

不用額の主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	2,582,166,501	4,475,338,433
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	12,390,869	72,437,758
		子育て世帯等臨時特別支援事業費	60,629,170	552,418,860
		生活支援臨時特別事業費	126,543,162	945,775,687
		地方創生推進事務局	地方創生推進費	38,585,232
総務省	総務本省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	77,130,043	4,376,776,848
		電子政府・電子自治体推進費	189,035,066	2,098,386,071
財務省	財務本省	国債費	201,947,205	24,071,662,761
		貨幣回収準備資金へ繰入	34,965,422	253,604,452
		新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	2,778,516,740	2,778,516,740
		ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	1,000,000,000	1,000,000,000
		予備費	374,272,865	374,272,865
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費	43,493,473	640,178,796
		大学等修学支援費	216,379,492	519,383,644
		公立文教施設整備費	27,702,954	366,112,571
	文化庁	文化振興費	12,411,228	105,011,508
厚生労働省	厚生労働本省	感染症対策費	201,543,647	7,001,110,774
		特定疾患等対策費	24,259,404	150,922,353
		原爆被爆者等援護対策費	31,435,868	122,886,165
		医療提供体制基盤整備費	32,130,216	242,298,264
		高齢者等雇用安定・促進費	111,514,176	306,430,791
		保育対策費	12,811,049	219,096,742
		児童虐待等防止対策費	14,699,143	179,461,530
		母子家庭等対策費	23,745,811	184,042,912
		生活保護等対策費	349,138,350	3,676,096,160
		障害保健福祉費	93,687,608	2,402,880,021
		公的年金制度等運営諸費	140,045,299	531,327,261
		高齢者日常生活支援等推進費	16,851,880	198,020,320
		介護保険制度運営推進費	358,179,826	3,516,835,170
	検疫所	検疫業務等実施費	19,491,839	217,060,411
農林水産省	農林水産本省	新市場創出対策費	22,972,578	84,396,950
		国産農産物生産基盤強化等対策費	46,789,371	1,042,858,867
経済産業省	経済産業本省	技術革新促進・環境整備費	19,859,844	1,171,200,634
		サービス産業強化費	45,827,118	86,707,033
		クールジャパン推進費	61,183,454	156,634,383
	中小企業庁	経営革新・創業促進費	1,059,745,908	3,695,339,769
		中小企業事業環境整備費	17,418,453	333,137,773
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	10,869,016	423,005,525
		附帯・受託工事費	26,644,712	150,268,672
		河川等災害復旧事業費	52,896,743	491,605,909
		河川等災害関連事業費	21,355,212	220,603,829
	観光庁	観光振興費	168,115,288	1,446,432,015

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	14,397,023	746,548,556
		自衛官給与費	13,757,873	1,447,858,038
		防衛力基盤強化推進費	27,752,508	983,783,080
		武器車両等整備費	14,089,634	929,809,334
		航空機整備費	20,611,822	759,589,876

エ 予備費使用額

(注)  
予備費使用額は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費 7 兆 0814 億 8326 万円、予備費 5257 億 2713 万余円、計 7 兆 6072 億 1039 万余円(令和 3 年度 5 兆 0666 億 6589 万余円)で、その主なものは次のとおりである。

(注) 令和 4 年 5 月 30 日以前は新型コロナウイルス感染症対策予備費

(ア) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	内閣本府	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	2,400,000,000	639,319,581
		生活支援臨時特別事業費	853,995,487	91,780,200
厚生労働省	厚生労働本省	感染症対策費	1,563,106,345	3,430,715,379
		生活保護等対策費	360,428,994	2,919,233,713
農林水産省	農林水産本省	食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	31,062,260	160,100,000
		国産農産物生産基盤強化等対策費	225,717,363	633,672,850
		農業農村整備事業費	3,131,925	318,959,271
経済産業省	資源エネルギー庁	燃料安定供給対策費	1,295,928,650	1,165,502,753
	中小企業庁	エネルギー需給構造高度化対策費	178,394,854	6,134,536,309
		経営革新・創業促進費	100,014,103	651,870,744
国土交通省	国土交通本省	地域公共交通維持・活性化推進費	7,046,488	72,467,458
	観光庁	観光振興費	8,984,236	157,104,927
防衛省	防衛本省	防衛力基盤強化推進費	50,739,970	833,417,124

(イ) 予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
総務省	総務本省	選挙制度等整備費	2,150,243	60,699,027
外務省	外務本省	地域別外交費	3,240,000	17,543,972
		分野別外交費	7,809,201	121,535,562
		経済協力費	60,632,000	395,010,365
財務省	財務本省	財務本省共通費	9,345,395	238,975,927
農林水産省	農林水産本省	新市場創出対策費	10,012,500	13,137,426
		国産農産物生産基盤強化等対策費	55,976,295	633,672,850
	林野庁	林産物供給等振興対策費	4,023,803	2,522,015
	水産庁	漁村振興対策費	5,010,223	6,897,426
経済産業省	経済産業本省	地域経済活性化対策費	4,992,461	41,053,619
	資源エネルギー庁	燃料安定供給対策費	277,434,550	1,165,502,753
	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	11,887,334	292,738,265
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	30,000,000	283,302,000
		道路交通安全対策事業費	22,193,769	987,760,749
		地域公共交通維持・活性化推進費	2,813,623	72,467,458
		北海道開発事業費	8,959,117	466,927,084

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
防衛省	防衛本省	防衛力基盤強化推進費	4,866,294	833,417,124

### (3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた21兆3439億1454万余円から既年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた4年度新規発生剰余金は21兆3439億1453万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源17兆9528億2438万余円、地方交付税交付金財源7568億0683万余円、復興費用及び復興債償還費用財源47億8462万余円並びに脱炭素成長型経済構造移行費用財源4356万円を差し引いた2兆6294億5513万余円が、4年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

## 3 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものであり、令和4年度における特別会計は13会計である。

### (1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	53,624,286,004	53,624,286,004	—	—
3年度	55,326,329,494	55,326,329,494	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
4年度	53,332,220,688	51,778,322,088	1,473,552,429	80,346,170
3年度	55,728,843,601	53,631,997,250	1,292,750,578	804,095,772

### (2) 財務省所管 地震再保険特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	105,470,069	105,470,069	—	—
3年度	136,285,199	136,285,199	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
4年度	110,030,193	74,572,235	—	35,457,957
3年度	176,653,809	129,016,544	—	47,637,264

### (3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	235,622,974,280	235,622,974,280	—	—
3年度	239,701,883,725	239,701,883,725	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
4年度	240,244,749,670	232,556,012,271	3,057,921,306	4,630,816,093
3年度	245,263,615,040	236,623,194,511	3,070,703,164	5,569,717,363

第6章 第1節 第1 3 特別会計 (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計 (2) 地震再保険特別会計 (3) 国債整理基金特別会計

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	3,589,625,780	3,589,625,780	—	—
3年度	2,474,562,329	2,474,562,329	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
4年度	1,147,485,541	113,772,969	—	1,033,712,571
3年度	1,079,271,751	177,059,283	—	902,212,467

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

ア 財政融資資金勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	32,742,516,159	32,742,516,159	—	—
3年度	35,052,407,030	35,052,407,030	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
4年度	35,288,540,855	32,782,293,431	—	2,506,247,423
3年度	40,054,435,655	35,101,349,813	—	4,953,085,841

イ 投資勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	1,255,930,685	1,255,930,685	—	—
3年度	725,326,620	725,326,620	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
4年度	716,391,091	576,050,692	18,410,000	121,930,398
3年度	476,814,205	229,023,190	—	247,791,014

ウ 特定国有財産整備勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	70,284,932	70,284,932	—	—
3年度	82,598,131	82,598,131	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
4年度	24,416,086	19,966,863	3,911,507	537,715
3年度	18,259,650	15,574,808	1,883,070	801,771

第6章 第1節 第1 3 特別会計 (4) 外国為替資金特別会計 (5) 財政投融资特別会計

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

ア エネルギー需給勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	2,953,771,739	2,953,771,739	—	—
3年度	2,866,575,522	2,866,575,522	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
4年度	2,764,413,363	2,192,563,012	320,831,354	251,018,996
3年度	2,730,251,852	2,273,936,853	269,569,458	186,745,541

イ 電源開発促進勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	392,887,831	392,887,831	—	—
3年度	388,398,189	388,398,093	95	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
4年度	365,169,756	324,187,646	24,925,515	16,056,594
3年度	357,420,080	312,112,842	23,340,555	21,966,683

ウ 原子力損害賠償支援勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	8,546,484,011	8,546,484,011	—	—
3年度	8,393,790,709	8,393,790,709	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
4年度	11,216,819,313	8,504,428,210	—	2,712,391,102
3年度	11,504,697,833	8,328,200,687	—	3,176,497,145

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

ア 労災勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	1,205,132,727	1,177,857,426	1,176,727	26,098,572
3年度	1,201,664,597	1,174,565,671	1,119,919	25,979,007
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
4年度	1,082,975,664	986,801,065	4,710,355	91,464,243
3年度	1,094,399,379	998,013,535	1,062,904	95,322,939

イ 雇用勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	3,918,155,951	3,891,884,783	461,403	25,809,764
3年度	6,628,934,211	6,612,498,013	1,022,367	15,413,830
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
4年度	4,272,565,802	3,374,708,102	83,375,081	814,482,619
3年度	5,754,449,964	4,930,850,699	506,836,658	316,762,606

第6章 第1節 第1章 3 特別会計 (6) エネルギー対策特別会計 (7) 労働保険特別会計



ウ 徴収勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	3,253,813,573	3,219,046,133	2,632,994	32,134,445
3年度	2,733,134,170	2,698,436,569	2,891,430	31,806,170
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	3,186,583,210	3,174,011,414	—	12,571,795
3年度	2,696,332,955	2,681,484,687	—	14,848,267

(8) 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

ア 基礎年金勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	27,570,939,961	27,570,467,092	103,508	369,360
3年度	26,969,461,837	26,968,971,386	114,373	376,077
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	27,668,098,912	24,647,360,695	—	3,020,738,216
3年度	27,087,443,369	24,636,274,827	—	2,451,168,541

イ 国民年金勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	3,851,510,683	3,835,296,780	1,995,513	14,218,389
3年度	3,949,255,310	3,943,327,703	5,849,675	77,931
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	3,811,867,445	3,727,792,688	—	84,074,756
3年度	3,828,923,244	3,744,937,793	—	83,985,450

ウ 厚生年金勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	49,303,854,834	49,151,674,585	24,539,434	127,640,815
3年度	49,243,324,464	49,034,091,376	24,180,939	185,052,149
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	49,338,137,758	48,462,892,566	—	875,245,191
3年度	49,497,642,437	48,453,670,537	—	1,043,971,899

エ 健康勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	12,574,924,941	12,486,646,107	13,973,716	74,305,117
3年度	12,489,611,159	12,375,545,749	13,669,643	100,395,766
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	12,400,423,006	12,388,239,489	—	12,183,516
3年度	12,421,264,558	12,360,585,592	—	60,678,965

オ 子ども・子育て支援勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	3,680,023,093	3,677,229,498	294,755	2,498,839
3年度	3,583,081,437	3,579,180,471	273,786	3,627,179
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	3,518,715,050	3,296,979,206	11,690,618	210,045,225
3年度	3,349,749,418	3,112,266,647	111,332,823	126,149,947

カ 業務勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	483,940,435	469,612,795	7,910,405	6,417,234
3年度	489,111,976	474,876,033	8,302,352	5,933,589
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	419,150,002	405,514,808	55,075	13,580,118
3年度	431,956,097	416,980,343	—	14,975,753

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

ア 農業経営安定勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	278,551,735	278,551,735	—	—
3年度	261,304,349	261,304,349	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	274,378,334	241,691,183	—	32,687,150
3年度	264,310,194	230,103,771	—	34,206,422

イ 食糧管理勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	878,950,819	846,921,462	—	32,029,357
3年度	630,414,371	604,063,137	—	26,351,234
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	894,915,714	795,392,738	7,199,571	92,323,404
3年度	818,716,928	589,135,323	5,653,902	223,927,701

ウ 農業再保険勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	76,070,883	76,070,883	—	—
3年度	69,629,636	69,629,636	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	92,529,016	69,475,734	—	23,053,281
3年度	87,423,559	57,360,964	—	30,062,594

工 漁船再保険勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	9,813,849	9,813,849	—	—
3年度	9,981,336	9,981,336	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	7,152,005	5,128,864	—	2,023,140
3年度	7,421,355	5,219,404	—	2,201,950

才 漁業共済保険勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	25,032,402	25,032,402	—	—
3年度	13,115,816	13,115,816	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	24,172,924	24,058,489	—	114,434
3年度	10,469,928	10,350,125	—	119,802

力 業務勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	3,575,967	3,565,288	10,678	—
3年度	4,807,057	4,807,057	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	12,389,540	3,115,476	—	9,274,063
3年度	14,470,055	4,807,057	—	9,662,997

キ 国営土地改良事業勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	14,231,577	14,231,561	—	16
3年度	16,877,141	16,877,141	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	17,018,784	11,681,895	4,904,728	432,160
3年度	19,846,513	16,501,366	2,724,331	620,815

(10) 農林水産省所管 国有林野事業債務管理特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	353,418,498	353,418,498	—	—
3年度	360,312,103	360,312,103	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	353,471,579	353,418,498	—	53,080
3年度	360,382,579	360,312,103	—	70,475

(11) 経済産業省所管 特許特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	217,408,335	217,408,311	—	24
3年度	216,338,543	216,338,518	—	25
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	156,753,256	142,572,828	4,080,626	10,099,801
3年度	158,233,704	143,846,751	2,668,478	11,718,474

(12) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

ア 保障勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	66,327,980	63,861,573	647,838	1,818,568
3年度	67,059,019	63,817,567	463,248	2,778,203
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	2,406,205	1,136,702	—	1,269,502
3年度	2,576,258	1,747,657	—	828,600

イ 自動車検査登録勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	48,845,259	48,842,713	—	2,545
3年度	53,935,537	53,935,478	—	58
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	42,460,248	39,359,490	169,582	2,931,175
3年度	43,012,881	40,411,670	109,530	2,491,681

ウ 自動車事故対策勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	16,112,687	16,112,687	—	—
3年度	16,184,127	16,184,127	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	16,008,146	14,463,300	342,000	1,202,845
3年度	16,196,573	14,234,863	49,500	1,912,209

エ 空港整備勘定

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	440,822,789	440,334,630	137,533	350,625
3年度	425,463,564	424,863,027	233,547	366,989
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
4年度	471,915,564	371,472,705	77,495,788	22,947,070
3年度	472,142,689	338,492,796	83,578,607	50,071,285

(13) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管  
東日本大震災復興特別会計

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
4年度	1,114,086,457	1,114,036,748	869	48,839
3年度	1,429,597,133	1,429,588,000	—	9,133
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
4年度	1,086,925,625	894,495,783	63,204,692	129,225,149
3年度	1,426,135,545	1,112,372,983	164,714,745	149,047,816

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所管	4年度(千円)	3年度(千円)
国会	—	—
裁判所	—	—
会計検査院	—	—
内閣	18,018	22,513
内閣府	9,043,391	11,051,910
デジタル庁	—	—
復興庁	18,670,191	17,851,239
総務省	92,203,023	132,677,903
法務省	95,616	282,241
外務省	—	—
財務省	245,611,602	251,125,106
文部科学省	11,438,307	13,542,828
厚生労働省	15,901,703	21,530,292
農林水産省	61,689,314	105,045,039
経済産業省	33,858,727	45,092,209
国土交通省	99,980,143	240,008,715
環境省	305,985,740	274,142,981
防衛省	—	—

(注) 国会、裁判所、会計検査院、デジタル庁、外務省及び防衛省には  
3、4両年度の歳出予算現額が計上されていない。

## 第2 法律により設置されている資金の受払

法律により特に設置されている資金で、その受払又は増減及び現在額についての計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出するなどしなければならないこととなっているものは、3資金である。

### 1 国税収納金整理資金

令和4年度国税収納金整理資金受払計算書における資金の受入及び支払

受 入	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
4年度	97,618,398,237	96,495,992,795	66,343,430	1,056,062,010
3年度	91,628,287,830	90,470,783,982	99,878,704	1,057,625,144
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
4年度	21,410,971,828		73,650,831,501	
3年度	19,580,695,238		69,484,727,585	

### 2 決算調整資金

令和4年度決算調整資金の増減及び現在額計算書における資金の増減及び現在額

区 分	金 額(千円)
4年7月末資金現在額	—
4年8月1日から5年7月31日までの資金増	—
4年8月1日から5年7月31日までの資金減	—
5年7月末資金現在額	—

### 3 貨幣回収準備資金

令和4年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書における資金の増減及び現在額

区 分	事 項	4年度(千円)	3年度(千円)
国 庫 金	年度首在高	525,309,275	557,316,737
	(受入)		
	貨幣発行高	203,460,016	197,139,200
	一般会計より繰入	218,639,030	—
	運用益	25,941	28,896
	地金売払代	1,078,203	159,962
	計	423,203,190	197,328,059
	(払出)		
	貨幣回収高	265,459,950	140,650,500
	一般会計へ繰入 (年度末繰入分)	—	88,685,021
計	265,459,950	229,335,521	
	差引現在額	683,052,516	525,309,275
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高	128,316,141	122,980,013
	(受入)		
	回収貨幣	13,710,688	9,271,449
	計	13,710,688	9,271,449
	(払出)		
	貨幣材料	3,916,028	3,680,829
	地金売払	761,966	118,505
	その他	148,095	135,987
	計	4,826,090	3,935,322
	差引現在額	137,200,739	128,316,141
資 金 合 計	820,253,256	653,625,417	

### 第3 債権及び債務

#### 1 債 権

令和4年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額

区 分	4年度末現在額(千円)	3年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	6,670,658,102	7,006,703,839	△ 336,045,736
歳 入 外	62,137	157,749	△ 95,611
積 立 金	114,716,624,296	113,708,958,334	1,007,665,961
資 金	123,358,528,750	121,419,596,511	1,938,932,238
計	244,745,873,287	242,135,416,435	2,610,456,852

#### 2 債 務

令和4年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計

種 別	4年度末現在額(千円)	3年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	123,328,634	198,273,805	△ 74,945,171
歳出予算の繰越債務負担額	9,572,074,980	10,000,405,875	△ 428,330,895
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	431,766,741	378,243,936	53,522,804
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	9,946,946,064	9,290,266,274	656,679,789
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	294,976,126	140,993,185	153,982,941
公債	1,136,450,312,347	1,104,746,478,891	31,703,833,456
内国債	1,136,450,228,949	1,104,746,397,914	31,703,831,034
外国債(注)	83,398	80,976	2,421
借入金	49,616,708,573	50,428,548,137	△ 811,839,563
政府短期証券	84,499,320,000	86,198,880,000	△ 1,699,560,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	3,818,176,872	3,863,355,263	△ 45,178,390
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	33,895,023,855	36,446,834,530	△ 2,551,810,674
計	1,328,648,634,195	1,301,692,279,899	26,956,354,296

(注) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

## 第4 国有財産及び物品

### 1 国有財産

令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額

区 分		4年度末現在額(千円)	3年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土	地	19,981,624,414	19,805,601,122	176,023,291
立	木 竹	3,956,206,998	3,625,023,761	331,183,236
建	物	3,390,408,457	3,391,185,168	△ 776,711
工	作 物	2,519,726,348	2,523,544,112	△ 3,817,763
機	械 器 具	0	0	—
船	舶	1,607,584,968	1,556,128,370	51,456,598
航	空 機	1,041,104,877	1,141,126,363	△ 100,021,485
地	上 権 等	3,290,046	2,973,887	316,158
特	許 権 等	1,197,587	1,301,906	△ 104,319
政	府 出 資 等	98,872,432,271	94,243,963,885	4,628,468,386
不動産の信託の受益権		461,201,603	257,719,287	203,482,315
計		131,834,777,573	126,548,567,866	5,286,209,707
分 類 及 び 種 類	行 政 財 産	26,562,743,348	26,096,725,039	466,018,308
	公 用 財 産	20,064,099,041	19,949,320,320	114,778,721
	公 共 用 財 産	817,736,672	805,576,447	12,160,224
	皇 室 用 財 産	738,875,898	715,344,857	23,531,041
	森 林 経 営 用 財 産	4,942,031,736	4,626,483,414	315,548,321
	普 通 財 産	105,272,034,225	100,451,842,826	4,820,191,399

令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額

区 分		4年度末現在額(千円)	3年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土	地	1,241,305,070	1,218,413,179	22,891,890
立	木 竹	955,068	789,727	165,341
建	物	767,338	870,659	△ 103,321
工	作 物	731,379	818,984	△ 87,605
計		1,243,758,855	1,220,892,550	22,866,305



## 2 物 品

令和4年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額

品 目	4年度末現在額(千円)	3年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電 気 機 器	84,905,832	85,487,124	△ 581,291
通 信 機 器	1,007,281,847	961,952,016	45,329,831
工 作 機 器	1,700,920	1,696,046	4,874
木 工 機 器	3,666,309	3,527,391	138,918
土 木 機 器	146,844,428	142,442,138	4,402,290
試 験 及 び 測 定 機 器	551,425,625	548,688,169	2,737,456
荷 役 運 搬 機 器	6,324,473	6,172,503	151,970
産 業 機 器	20,727,879	20,382,724	345,155
船 舶 用 機 器	18,993,891	12,416,960	6,576,930
車 両 及 び 軌 条	830,496,265	815,841,141	14,655,123
医 療 機 器	35,582,204	34,602,778	979,425
特 殊 用 途 機 器	118,402,109	115,255,266	3,146,843
雑 機 器	309,315,644	298,798,198	10,517,446
防 衛 用 武 器	3,423,752,206	3,512,267,989	△ 88,515,783
防 衛 用 施 設 機 器	184,108,364	173,223,567	10,884,796
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	3,935,698,497	3,940,165,285	△ 4,466,787
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	2,105,028,267	2,148,171,338	△ 43,143,070
防 衛 用 船 舶 用 機 器	348,278,310	357,247,672	△ 8,969,362
防 衛 用 衛 生 器 材	49,981,782	50,724,400	△ 742,618
防 衛 用 一 般 機 器	1,611,602,427	1,645,648,522	△ 34,046,095
美 術 品	45,922,668	44,469,150	1,453,517
計	14,840,039,957	14,919,180,385	△ 79,140,427

第6章 第1節 第4 2 物品

## 第5 財政融資資金の長期運用

令和4年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	221,279,360	156,862,703	55,842,785	8,573,872
政府関係機関	7,140,100,000	2,750,786,000	—	4,389,314,000
独立行政法人等	7,924,059,394	7,128,730,357	11,946,105	783,382,932
地方公共団体	5,832,846,062	2,910,778,818	2,421,203,117	500,864,127
計	21,118,284,816	12,947,157,878	2,488,992,007	5,682,134,931

## 第6 政府関係機関及びその他の団体

### 1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を  
検査している。

令和5年次の検査(4年10月から5年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 208
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 9
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 15
- ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
- ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えたものの会計のうち 5,422
- ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若し  
くは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 104

このうち、①から⑥までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名				
①国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 208	(1) 政府関係機関 4				
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             沖縄振興開発金融公庫                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社日本政策金融公庫                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社国際協力銀行                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門                             <span style="float: right; font-size: small;">(注1)</span> </td> </tr> </table>	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 <span style="float: right; font-size: small;">(注1)</span>
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 <span style="float: right; font-size: small;">(注1)</span>	
	(2) 事業団等 36				
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             日本私立学校振興・共済事業団                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             日 本 銀 行                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             日本中央競馬会                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             預 金 保 険 機 構                         </td> </tr> </table>	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	預 金 保 険 機 構
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	預 金 保 険 機 構	
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             東京地下鉄株式会社                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             中間貯蔵・環境安全事業株式会社                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             成田国際空港株式会社                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             東日本高速道路株式会社                         </td> </tr> </table>	東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社
	東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             中日本高速道路株式会社                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             西日本高速道路株式会社                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             本州四国連絡高速道路株式会社                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             日本司法支援センター                         </td> </tr> </table>	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター
	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター	
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             全国健康保険協会                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社日本政策投資銀行                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社産業革新投資機構                         </td> </tr> </table>	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新投資機構
	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新投資機構	
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             日本年金機構                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             原子力損害賠償・廃炉等支援機構                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             農水産業協同組合貯金保険機構                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             新関西国際空港株式会社                         </td> </tr> </table>	日本年金機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社
日本年金機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社農林漁業成長産業化支援機構                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社民間資金等活用事業推進機構                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社海外需要開拓支援機構                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社海外交通・都市開発事業支援機構                         </td> </tr> </table>	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             横浜川崎国際港湾株式会社                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             外国人技能実習機構                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構                         </td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">                             株式会社日本貿易保険                         </td> </tr> </table>	横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	株式会社日本貿易保険	
横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	株式会社日本貿易保険		
(注2) 株式会社脱炭素化支援機構					
以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。					

区 分	団 体	名
	(注3) 独立行政法人 83	
	国立公文書館	情報通信研究機構 酒類総合研究所 国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所 量子科学技術研究開発機構 国立美術館
	国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター 家畜改良センター 農業・食品産業技術総合研究機構
	国際農林水産業研究センター	森林研究・整備機構 水産研究・教育機構 産業技術総合研究所
	製品評価技術基盤機構	土木研究所 建築研究所 海上・港湾・航空技術研究所
	海技教育機構	航空大学校 国立環境研究所 教職員支援機構
	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構 造幣局 国立印刷局
	国民生活センター	農畜産業振興機構 農林漁業信用基金 北方領土問題対策協会
	(注1) 国際協力機構	国際交流基金 新エネルギー・産業技術総合開発機構 科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 情報処理推進機構
	(注4) エネルギー・金属鉱物資源機構	労働者健康安全機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構
	環境再生保全機構	日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構
	大学改革支援・学位授与機構	中小企業基盤整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金
	医薬基盤・健康・栄養研究所	日本高速道路保有・債務返済機構 日本原子力研究開発機構 地域医療機能推進機構
	年金積立金管理運用	住宅金融支援機構 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 国立がん研究センター
	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター
	国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構 日本医療研究開発機構

区 分	団 体 名			
	<p>(注3) (4) 国立大学法人等 86</p> <p>(注5) 北海道大学 北海道教育大学 室蘭工業大学 北海道国立大学機構 旭川医科大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 宮城教育大学 秋田大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 筑波技術大学 宇都宮大学 群馬大学 埼玉大学 千葉大学 東京大学 東京医科歯科大学 東京外国語大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京工業大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 電気通信大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 長岡技術科学大学 上越教育大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 静岡大学 浜松医科大学 東海国立大学機構 愛知教育大学 名古屋工業大学 豊橋技術科学大学 三重大学 滋賀大学 滋賀医科大学 京都大学 京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学  (注6) 大阪教育大学 兵庫教育大学 神戸大学 奈良国立大学機構 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 香川大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 九州大学 九州工業大学 佐賀大学 長崎大学 熊本大学 大分大学 宮崎大学 鹿児島大学 鹿屋体育大学 琉球大学 政策研究大学院大学 総合研究大学院大学  北陸先端科学技術大学院大学 奈良先端科学技術大学院大学 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 大学共同利用機関法人自然科学研究機構  大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構</p>			
<p>②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1</p>	<p>日本放送協会</p>			
<p>③国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 9</p>	<p>中部国際空港株式会社 日本電信電話株式会社 首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 日本アルコール産業株式会社 株式会社商工組合中央金庫 日本たばこ産業株式会社 阪神国際港湾株式会社 日本郵政株式会社</p>			

区 分	団 体 名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 15	北海道旅客鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社かんぽ生命保険 関西国際空港土地保有株式会社	四国旅客鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社整理回収機構 東京電力ホールディングス株式会社	日本貨物鉄道株式会社 日本郵便株式会社 株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社 INCJ	東京湾横断道路株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	
⑥国が補助金その他の財政援助を与えたものの会計のうち 5,422	日本下水道事業団 以上のほか、都道府県、市町村、各種組合、学校法人等が 5,421 団体等ある。			

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「株式会社脱炭素化支援機構」は、令和4年10月28日に設立された。

(注3) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注4) 「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」は、令和4年11月14日に「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」から移行した。

(注5) 「国立大学法人北海道国立大学機構」は、令和4年4月1日に「国立大学法人帯広畜産大学」から移行して、同日に解散した「国立大学法人小樽商科大学」及び「国立大学法人北見工業大学」の権利及び義務を承継した。

(注6) 「国立大学法人奈良国立大学機構」は、令和4年4月1日に「国立大学法人奈良女子大学」から移行して、同日に解散した「国立大学法人奈良教育大学」の権利及び義務を承継した。

## 2 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人であり、令和4年度末における政府関係機関は4機関である。

### (1) 沖縄振興開発金融公庫

収 入	収入済額(千円)		
4年度	14,903,979		
3年度	15,747,213		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度	11,797,676	7,617,234	4,180,441
3年度	13,053,487	7,893,459	5,160,027

### (2) 株式会社日本政策金融公庫

#### ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
4年度	111,756,690		
3年度	122,614,610		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度	150,483,370	74,533,211	75,950,158
3年度	198,537,497	73,560,761	124,976,735

#### イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
4年度	49,016,630		
3年度	49,702,217		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度	39,947,904	33,009,177	6,938,726
3年度	46,918,033	33,814,667	13,103,365

#### ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
4年度	68,346,620		
3年度	73,587,130		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度	81,038,799	31,725,283	49,313,515
3年度	141,672,400	30,730,972	110,941,427

工 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

収 入		収入済額(千円)		
4年度		240,083,411		
3年度		263,874,510		
支 出		支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度		880,018,420	262,799,955	617,218,464
3年度		938,421,094	187,254,857	751,166,236

才 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

収 入		収入済額(千円)		
4年度		10,771,758		
3年度		16,181,230		
支 出		支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度		409,220,236	41,020,644	368,199,591
3年度		893,836,943	35,078,784	858,758,158

力 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

収 入		収入済額(千円)		
4年度		181,083		
3年度		188,349		
支 出		支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度		4,523,985	180,184	4,343,800
3年度		2,179,934	188,832	1,991,101

(3) 株式会社国際協力銀行

収 入		収入済額(千円)		
4年度		636,029,039		
3年度		326,759,118		
支 出		支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度		834,353,516	502,917,762	331,435,753
3年度		891,690,793	233,867,790	657,823,002

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入		収入済額(千円)		
4年度		138,289,846		
3年度		126,898,767		
支 出		支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
4年度		107,852,948	70,498,096	37,354,851
3年度		107,226,788	62,237,274	44,989,513



### 3 日本銀行の決算

#### 貸借対照表

区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)	区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)
資産	735,116,592,018	736,253,596,864	負債	729,584,972,855	731,551,141,917
			純資産	5,531,619,163	4,702,454,946

#### 損益計算書

区 分	4 事業年度(千円)	3 事業年度(千円)
経常収益	3,760,266,227	3,050,793,809
経常費用	529,530,623	632,231,082
経常利益	3,230,735,603	2,418,562,726
特別利益	17,052,793	10,070,530
特別損失	836,097,373	764,320,519
税引前当期剰余金	2,411,691,023	1,664,312,737
法人税、住民税及び事業税	324,143,244	339,698,460
当期剰余金	2,087,547,778	1,324,614,276
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	104,377,388	66,230,713
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	1,983,165,390	1,258,378,562

### 4 日本放送協会の決算

#### 貸借対照表

区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)	区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)
資産	1,297,300,191	1,272,047,123	負債	410,770,843	414,102,562
流動資産	560,737,227	522,560,548	流動負債	242,336,104	243,395,440
固定資産	567,243,729	580,167,340	固定負債	168,434,739	170,707,122
特定資産	169,319,235	169,319,235	純資産	886,529,348	857,944,561

#### 損益計算書

区 分	4 事業年度(千円)	3 事業年度(千円)
経常事業収入	697,275,991	704,857,099
経常事業支出	678,621,908	666,460,853
経常事業収支差金	18,654,083	38,396,246
経常事業外収入	7,074,913	5,603,623
経常事業外支出	172,899	49,183
経常事業外収支差金	6,902,013	5,554,439
経常収支差金	25,556,096	43,950,686
特別収入	6,839,468	4,663,668
特別支出	3,810,778	6,513,118
当期事業収支差金	28,584,786	42,101,236
(事業収支差金の処分)		
事業収支剰余金	28,584,786	42,101,236

ア 一般勘定

貸借対照表

区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)	区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)
資産	1,297,064,038	1,274,350,859	負債	409,817,569	413,410,989
流動資産	560,510,361	524,864,283	流動負債	241,390,856	242,703,866
固定資産	567,234,442	580,167,340	固定負債	168,426,713	170,707,122
特定資産	169,319,235	169,319,235	純資産	887,246,469	860,939,870

損益計算書

区 分	4 事業年度(千円)	3 事業年度(千円)
経常事業収入	691,759,050	700,183,021
経常事業支出	675,383,149	663,843,848
経常事業収支差金	16,375,901	36,339,172
経常事業外収入	7,074,907	5,593,461
経常事業外支出	172,899	49,183
経常事業外収支差金	6,902,007	5,544,278
経常収支差金	23,277,909	41,883,450
特別収入	6,839,468	4,663,668
特別支出	3,810,778	6,513,118
当期事業収支差金	26,306,599	40,034,001
(事業収支差金の処分)		
事業収支剰余金	26,306,599	40,034,001

イ 有料インターネット活用業務勘定

貸借対照表

区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)	区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)
資産	756,820	630,850	負債	1,473,941	3,626,159
流動資産	747,534	630,850	流動負債	1,465,915	3,626,159
固定資産	9,286	—	固定負債	8,026	—
			純資産	△ 717,121	△ 2,995,308

損益計算書

区 分	4 事業年度(千円)	3 事業年度(千円)
経常事業収入	5,469,350	4,611,961
経常事業支出	3,191,168	2,554,887
経常事業収支差金	2,278,182	2,057,073
経常事業外収入	5	10,161
経常事業外収支差金	5	10,161
経常収支差金	2,278,187	2,067,235
当期事業収支差金	2,278,187	2,067,235
(事業収支差金の処分)		
繰越欠損金	2,278,187	2,067,235

ウ 受託業務等勘定

貸借対照表

区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)	区 分	4 事業年度末 (千円)	3 事業年度末 (千円)
資産	167,256	32,981	負債	167,256	32,981
流動資産	167,256	32,981	流動負債	167,256	32,981

損益計算書

区 分	4 事業年度(千円)	3 事業年度(千円)
経常事業収入	1,162,225	1,033,859
経常事業支出	974,958	869,903
経常事業収支差金	187,266	163,956
当期事業収支差金	187,266	163,956
(事業収支差金の処分)		
一般勘定への繰入れ	187,266	163,956

## 第2節 国の財政等の状況

### 第1 国の財政の状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第1節に記述したとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算でみた国の財政の状況を述べると次のとおりである。

#### 1 国の財政の現状等の概要等

##### (1) 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和4年度末において、建設国債<sup>(注1)</sup>、特例国債<sup>(注2)</sup>、復興債<sup>(注3)</sup>、借換債<sup>(注4)</sup>等のように利払・償還財源が主として税込等<sup>(注5)</sup>の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は1027.0兆円に達している。そして、4年度の一般会計歳出決算総額における公債依存度は38.1%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は18.0%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支」<sup>(注5)</sup>(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高<sup>(注6)</sup>の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を2017年度(平成29年度)からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」とした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)においては、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、最近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく」こととしている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において実績値等を公表している。

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査しており、平成28年度以降の検査報告の第6章において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注4) 借換債 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)第46条及び第47条の規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債

(注5) 基礎的財政収支、財政収支 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差を財政収支といい、財政収支に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差(復旧・復興対策等の経費及び財源の金額を除いたベース)を基礎的財政収支という。基礎的財政収支はプライマリー・バランス(PB)とも称される。

(注6) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額(復旧・復興対策等の経費及び財源の金額を除いたベース)。内閣府試算では「公債等残高」である。

## (2) 国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

前記のとおり、財政健全化のための目標等において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある(以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。)。そして、財政健全化の指標のうち、国・地方PB、財政収支及びそれぞれの対GDP比は、前記のとおり内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)は、<sup>(注7)</sup> 税収等から政策的経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標であり、<sup>(注8)</sup> 計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国の一般会計の決算額でみた財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)は、<sup>(注9)</sup> 税収等から財政経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標であり、一般会計PBと同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方PB(又は財政収支)は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PB(又は一般会計財政収支)はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

(注7) 税収等 一般会計の歳入決算総額(租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債金)から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。

(注8) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

(注9) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)を差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

## 2 国の財政の状況

令和4年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方PB、国・地方PB対GDP比、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようになっているかなどをみると、次のとおりである。

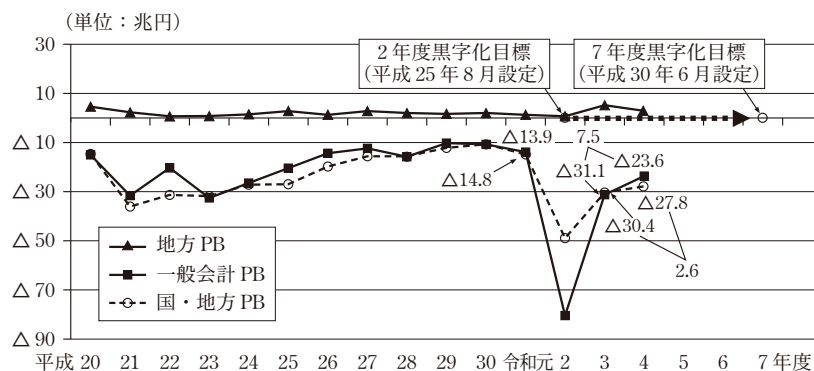
### (1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

#### ア 国・地方PBと一般会計PB

国・地方PB、一般会計PB及び地方普通会計の基礎的財政収支(以下「地方PB」という。)について、平成20年度から令和4年度までの推移をみると、図1のとおり、国・地方PBと一般会計PBはおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。

そして、一般会計PBは、4年度にマイナス23.6兆円となっており、前年度のマイナス31.1兆円から7.5兆円改善しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い歳出が大幅に増加する前(以下「コロナ禍前」という。)の元年度の水準(マイナス13.9兆円)には戻っていない。また、国・地方PBは、4年度にマイナス27.8兆円となっており、前年度のマイナス30.4兆円から2.6兆円改善しているが、一般会計PBと同様に、元年度の水準(マイナス14.8兆円)には戻っていない。

図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



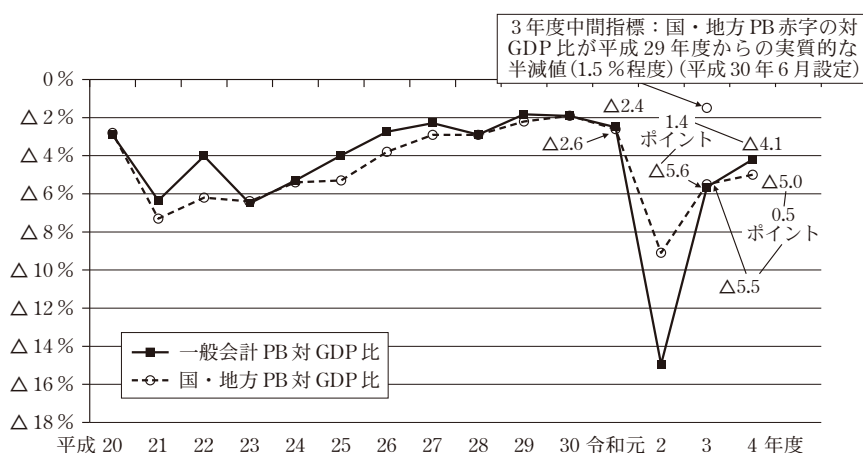
注(1) 一般会計PBは、本院が算出した。また、国・地方PB及び地方PBは、令和5年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 「2年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」において掲げられた国・地方PBを2020年度(令和2年度)までに黒字化する財政健全化のための目標である。

注(3) 「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す財政健全化のための目標である。

また、国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成20年度から令和4年度までの推移をみると、図2のとおり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、図1の国・地方PBと一般会計PBと同様に、4年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計PB対GDP比は、4年度はマイナス4.1%となっており、前年度のマイナス5.6%から1.4ポイント改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準(マイナス2.4%)には戻っていない。また、国・地方PB対GDP比は、4年度にはマイナス5.0%となっており、前年度のマイナス5.5%から0.5ポイント改善しているが、一般会計PB対GDP比と同様に、元年度の水準(マイナス2.6%)には戻っていない。

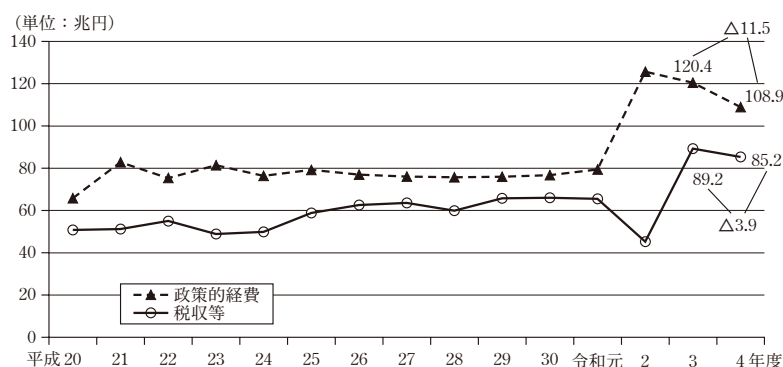
図2 国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



- 注(1) 国・地方PB対GDP比は、令和5年7月に公表された内閣府試算による。
- 注(2) 一般会計PB対GDP比は、令和5年9月に公表された内閣府「2023年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。
- 注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

そこで、一般会計PBの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成20年度から令和4年度までの推移をみると、図3のとおり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、4年度は税収等が前年度から3.9兆円減少しているものの、政策的経費についても前年度から11.5兆円減少しているため、一般会計PBは前年度に比べて改善している。

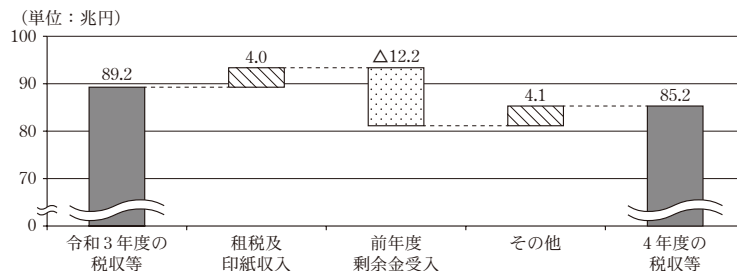
図3 税収等及び政策的経費の推移



イ 税収等の推移

4年度の税収等の前年度からの減少3.9兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図4のとおり、租税及印紙収入が4.0兆円及び「その他」が4.1兆円それぞれ増加している一方、3年度に大幅に増加していた前年度剰余金受入が12.2兆円減少しており税収等の減少の主な要因となっている。

図4 令和4年度における前年度からの税収等の減少の内訳

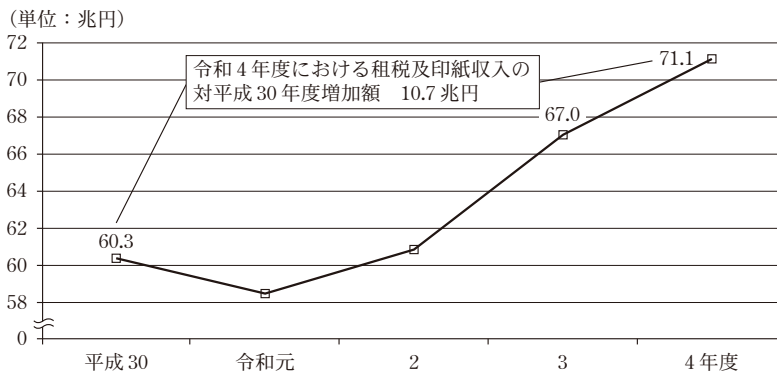


注(1) 「その他」は、雑収入等(令和3年度：7.7兆円、4年度：7.3兆円)から、翌年度への繰越歳出予算財源等(令和3年度：22.4兆円、4年度：17.9兆円)を控除したものである。

注(2) 「租税及印紙収入」「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

租税及印紙収入について、平成30年度から令和4年度までの推移をみると、図5のとおり、平成30年度の60.3兆円から10.7兆円増加し、令和4年度は71.1兆円となっている。

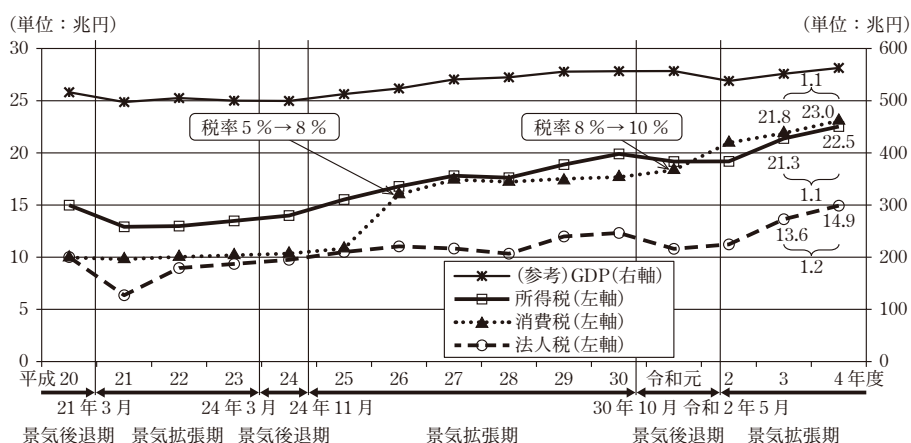
図5 租税及印紙収入の推移



4年度の租税及印紙収入は71.1兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は60.5兆円となっていて、租税及印紙収入の約8割を占めている。上記の3税目について、平成20年度から令和4年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税の推移は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなど、景気動向の推移とおおむね連動している。4年度は、3年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響下からの持ち直しの動きがみられ、景気拡張期となっており、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ1.1兆円及び1.2兆円増加して、22.5兆円及び14.9兆円となっている。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率(地方消費税分を含む。)の改定(平成26年4月の5%から8%及び令和元年10月の8%から10%)の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大幅に増加している。また、2年度以降は消費税が所得税を上回っていて、4年度は、前年度から1.1兆円増加して23.0兆円となっている。



図6 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



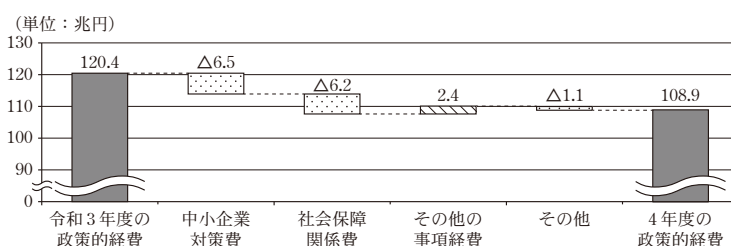
注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。  
 注(2) 「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。  
 注(3) GDPは、令和5年9月に公表された内閣府「2023年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

ウ 政策的経費の推移

4年度の政策的経費の前年度からの減少11.5兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、<sup>(注10)</sup>その他の事項経費は2.4兆円増加している一方、中小企業対策費が6.5兆円、社会保障関係費が6.2兆円それぞれ減少しており政策的経費の減少の主な要因となっている。

(注10) 「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図7 令和4年度における前年度からの政策的経費の減少の内訳

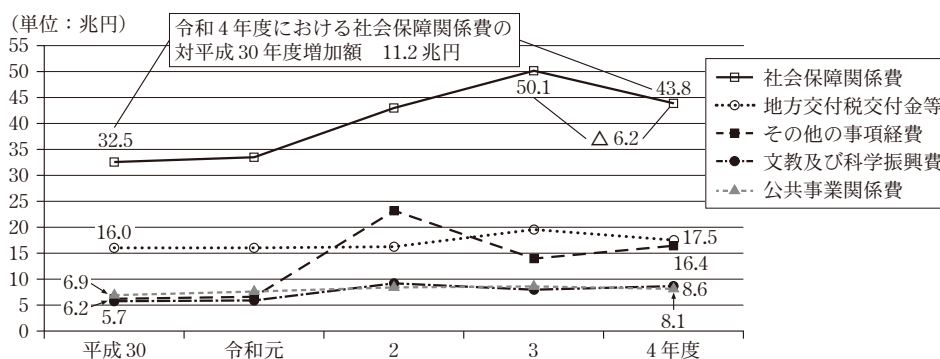


注(1) 「その他」は、地方交付税交付金等、文教及び科学振興費等である。  
 注(2) 「中小企業対策費」「社会保障関係費」「その他の事項経費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

また、4年度の政策的経費108.9兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が43.8兆円、地方交付税交付金等が17.5兆円、その他の事項経費が16.4兆円、文教及び科学振興費が8.6兆円及び公共事業関係費が8.1兆円となっており、これら五つの主要経費計94.6兆円で政策的経費の8割以上を占めている。上記五つの主要経費について、平成30年度から令和4年度までの推移をみると、図8のとおり、社会保障関係費については、高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことや新型コロナウイルス感染症への対応等により3年度までは一貫して増加している。そして、4年度は、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金が減少したことなど

により前年度から6.2兆円減少したものの、平成30年度の32.5兆円に対して11.2兆円増の43.8兆円となっている。地方交付税交付金等については、30年度の16.0兆円以降増加していたものの、令和4年度は前年度から減少し17.5兆円となっている。その他の事項経費については、平成30年度の6.2兆円に対して令和元年度はほぼ横ばいであったが、2年度は特別定額給付金給付事業費補助金等により前年度から大幅に増加し、3年度は同補助金がなかったことなどにより前年度から大幅に減少したものの、4年度は燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加して16.4兆円となっている。文教及び科学振興費については、平成30年度の5.7兆円に対して令和元年度はほぼ横ばいであったが、2年度は産業技術実用化開発事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加し、3年度は同補助金が減少したことなどにより前年度から減少したものの、4年度は大学等成長分野転換支援基金補助金等により前年度から増加して8.6兆円となっている。公共事業関係費については、平成30年度の6.9兆円以降増加していたものの、令和4年度は河川改修費が減少したことなどにより前年度から減少して8.1兆円となっている。

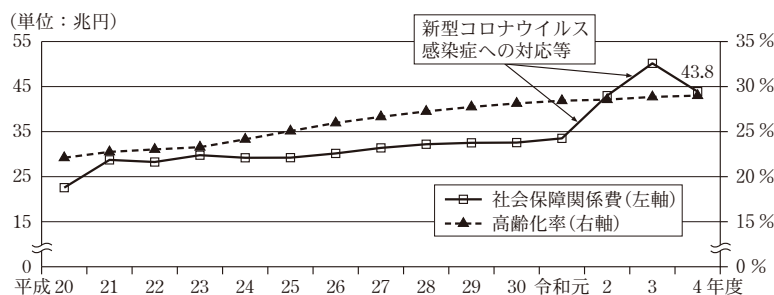
図8 社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、文教及び科学振興費及び公共事業関係費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

4年度の社会保障関係費43.8兆円は、政策的経費108.9兆円の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、平成20年度から令和4年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2、3両年度にそれぞれ大幅に増加したものの、4年度は前年度から大幅に減少している。

図9 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

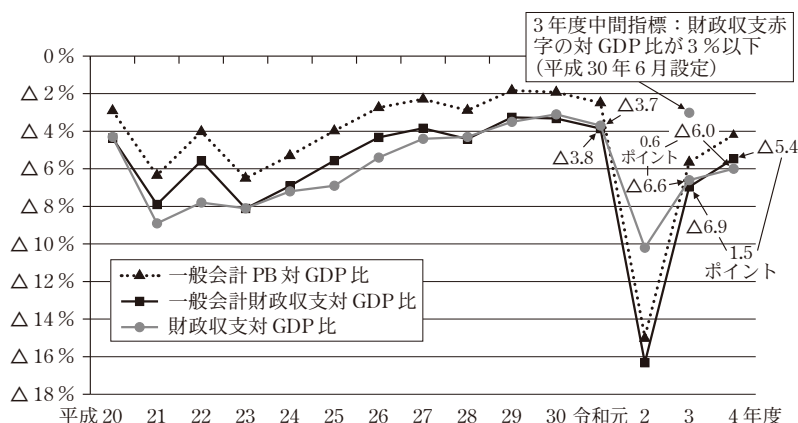
(2) 財政収支対 GDP 比

ア 財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 10 のとおり、財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。

そして、一般会計財政収支対 GDP 比は、4 年度はマイナス 5.4% となっており、前年度のマイナス 6.9% からは 1.5 ポイント改善しているが、いずれもコロナ禍前の元年度の水準(それぞれマイナス 3.8%、マイナス 3.7%)には戻っていない。

図 10 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移

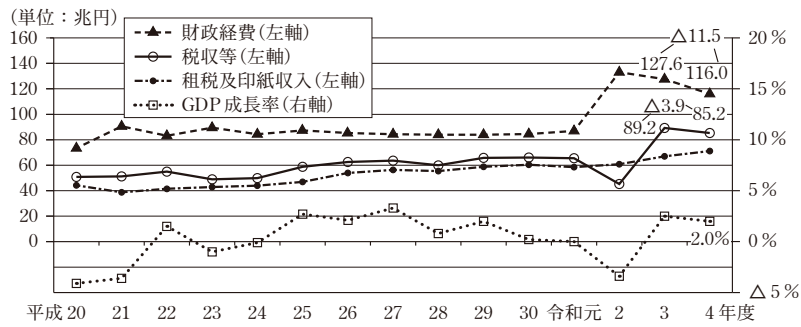


注(1) 財政収支対 GDP 比は、令和 5 年 7 月に公表された内閣府試算による。  
 注(2) 一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 5 年 9 月に公表された内閣府「2023 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。  
 注(3) 「3 年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

イ 税収等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、図 11 のとおり、税収等については、3 年度までは、おおむね GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。4 年度においては、GDP 成長率はプラス 2.0% であったが、税収等は、前記のとおり、前年度剰余金受入が前年度から 12.2 兆円減少したことなどにより前年度から 3.9 兆円減少して 85.2 兆円となり、財政経費は、前年度から 11.5 兆円減少して 116.0 兆円となっている。

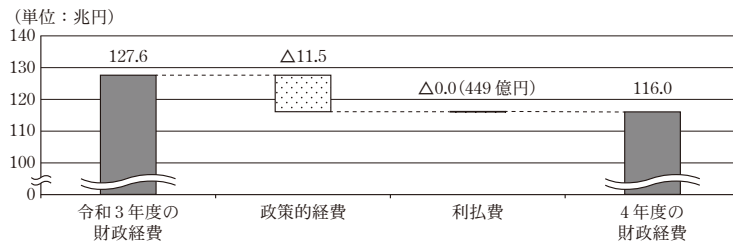
図11 税収等、財政経費及びGDP成長率の推移



(注) GDP成長率は、令和5年9月に公表された内閣府「2023年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

4年度における前年度からの財政経費の減少11.5兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図12のとおり、利払費は横ばいとなっている一方、政策的経費が11.5兆円減少しており財政経費の減少の主な要因となっている。

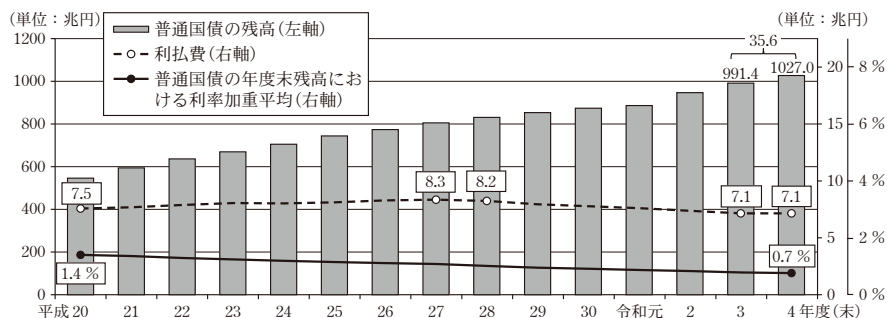
図12 令和4年度における前年度からの財政経費の減少の内訳



(注) 「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの減少額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって決定される。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、平成20年度から令和4年度までの推移をみると、図13のとおり、平成20年度の1.4%から令和4年度の0.7%へと0.6ポイント減少している。そして、利払費は、平成20年度の7.5兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから27年度までは増加傾向となっていたが、28年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。そして、令和4年度の利払費は、同年度末の普通国債の残高が前年度末から35.6兆円増加して1027.0兆円となっている中で、前年度から横ばいの7.1兆円となっている。

図13 普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移



注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

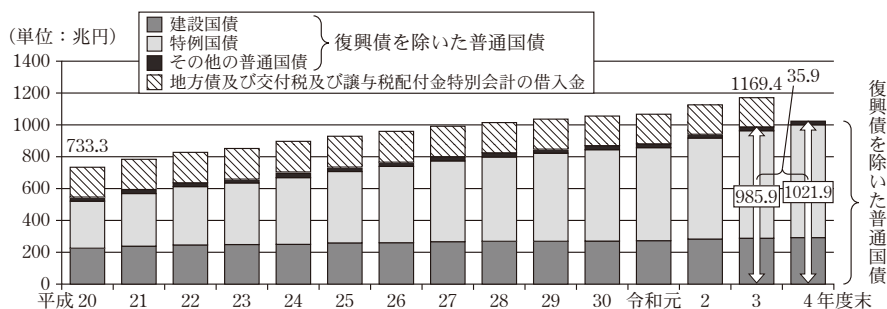
注(3) 利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3) 債務残高対 GDP 比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成20年度末から令和4年度末までの推移をみると、図14のとおり、普通国債のうち復興債(その借換債を含む。以下(3)において同じ。)を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、4年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から35.9兆円増加(対前年度比3.6%増)して、1021.9兆円となっている。

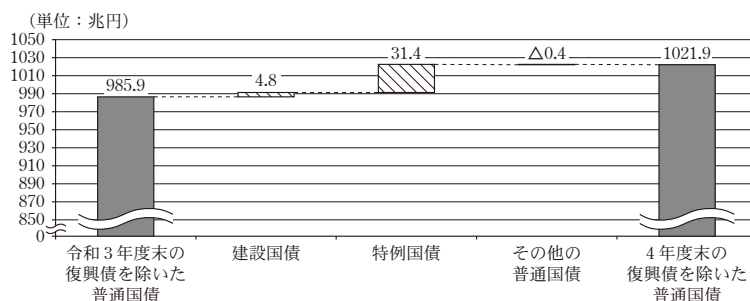
図14 債務残高の推移



- 注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
- 注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
- 注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和4年度末の地方債現在高は、5年9月時点では示されていない。
- 注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

4年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加35.9兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債(それぞれの借換債を含む。以下(3)において同じ。)に区分してみると、図15のとおり、建設国債は4.8兆円、特例国債は31.4兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.4兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の要因は、建設国債及び特例国債の増加となっている。

図15 復興債を除いた普通国債の令和4年度末における前年度末からの増加の内訳



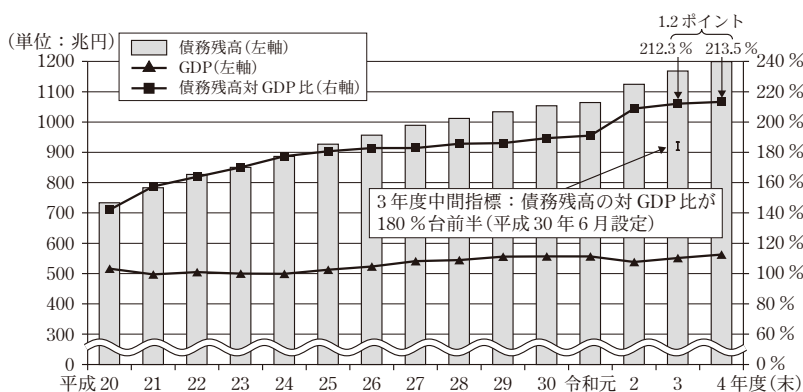
- 注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
- 注(2) 「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
- 注(3) 「建設国債」「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

建設国債及び特例国債の残高については、平成20年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いており、また、いずれも20年度末から令和4年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている(図14参照)。

イ 債務残高と債務残高対GDP比の推移

債務残高と債務残高対GDP比について、平成20年度から令和4年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図16のとおり、債務残高は一貫して増加しており、債務残高対GDP比の増加幅は、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までについては、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度の債務残高対GDP比は、債務残高が大幅に増加し、GDPが減少したことから前年度を大幅に上回った。そして、4年度の債務残高対GDP比は、対前年度比1.2ポイント増の213.5%となっており、平成25年度から令和元年度までの増加幅と同水準となっている。

図16 債務残高と債務残高対GDP比の推移



注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和5年7月に公表された内閣府試算による。  
 注(2) GDPは、令和5年9月に公表された内閣府「2023年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。  
 注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

(4) 普通国債の発行・償還等の状況

前記のとおり、国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

ア 普通国債の発行額の推移

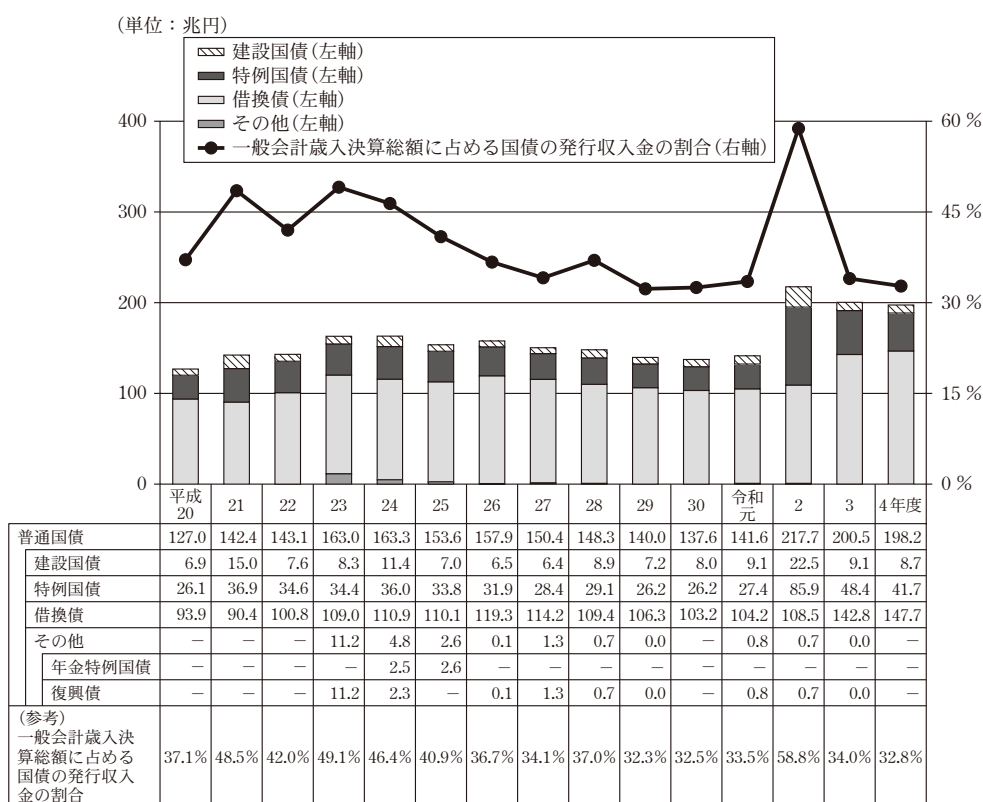
平成20年度から令和4年度までの普通国債の発行額(収入金ベース)<sup>(注11)</sup>等の推移をみると、図17のとおり、建設国債は、平成25年度から令和元年度まではおおむね横ばいで、また、特例国債は、平成21年度から30年度までは減少傾向で推移しているものの、いずれも令和2年度に大幅に増加

している。そして、4年度は3年度と同様にいずれも前年度から減少し、特例国債は41.7兆円となっており、コロナ禍前の元年度(27.4兆円)以前と比較して依然として高い水準にあるものの、建設国債は8.7兆円となっており、元年度(9.1兆円)以前と同水準となっている。一方、借換債は、3年度に大幅に増加し、4年度は147.7兆円となっており、前年度を上回っている。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、2年度は50%を超える状況となったが、4年度は32.8%となっており、3年度と同様にコロナ禍前の元年度(33.5%)と同水準となっている。

(注11) 収入金ベース 国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。4月から翌年3月までの発行収入金をベースに特会法第47条第1項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の4月から6月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図17 普通国債の発行額(収入金ベース)等の推移



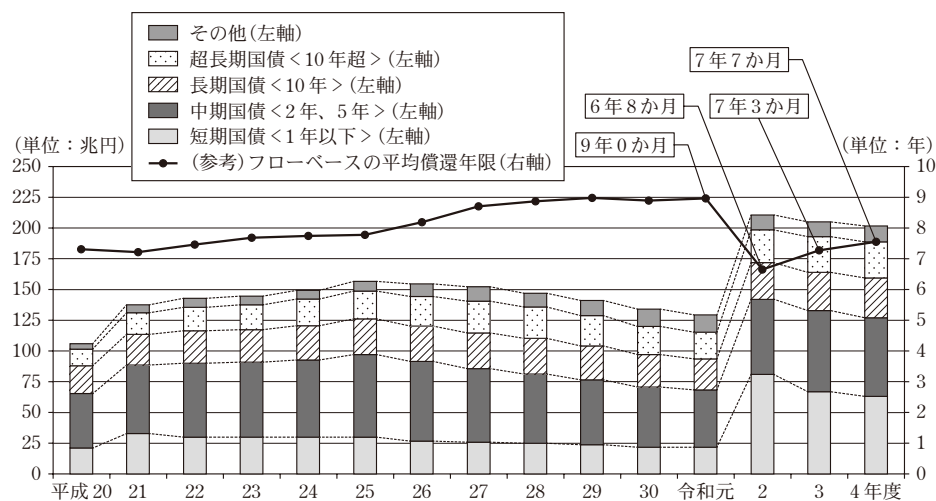
(注) 「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債(平成23年度分のみ)が含まれる。

なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図18のとおりであり、2年度に短期国債の発行額が大幅に増加した結果、フローベースの平均償還年限は、元年度の9年0か月から2年度の6年8か月へと2年以上短期化した。一方、3年度からは短期国債の発行額が前年度から減少するなどした結果、4年度のフローベースの平均償還年限は7年7か月となっている。

(注12) カレンダーベース市中発行額 国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式(日銀乗換)の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額(額面)の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債(特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計において発行される公債)が含まれる。

(注13) フローベースの平均償還年限 カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図18 国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額の推移



注(1) 発行額は、普通国債と財投債の合計額である。  
 注(2) 「その他」は、流動性供給入札に係る分、変動利付国債<15年>及び物価連動国債<10年>である。  
 注(3) < >は償還年限を表している。

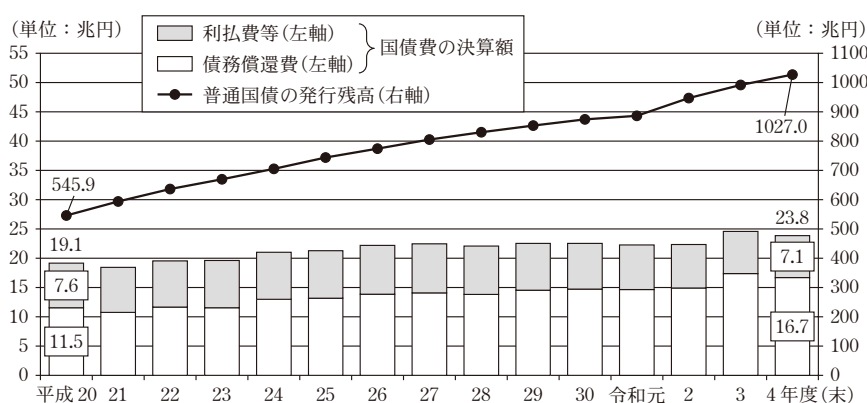
イ 国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額(以下「債務償還費」という。)と利子等の支払のために繰り入れられた額等(以下「利払費等」という。)で構成されている。平成20年度から令和4年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図19のとおり、債務償還費が平成22年度以降増加傾向であることから、国債費の決算額は増加傾向となっていて、20年度に19.1兆円であったものが、令和4年度には23.8兆円となり、4.7兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図19のとおり、平成20年度末に545.9兆円であったものが令和4年度末には1027.0兆円となっており、一貫して増加している。



図 19 国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移



(注) 普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

### 3 まとめ

#### (1) 国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比は、平成 20 年度から令和 4 年度まで一般会計 PB 及び一般会計 PB 対 GDP 比とおおむね同じように推移しており、4 年度の一般会計 PB は、前年度から改善してマイナス 23.6 兆円となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計 PB の内訳となる税金等及び政策的経費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、4 年度においては、税金等が前年度から減少しているものの、政策的経費の前年度からの減少額が税金等の前年度からの減少額を上回っているため、一般会計 PB は前年度に比べて改善している。4 年度の一般会計 PB の内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、4 年度の税金等のうち、租税及印紙収入が 4.0 兆円及び「その他」が 4.1 兆円それぞれ増加している一方、3 年度に大幅に増加した前年度剰余金受入が 12.2 兆円減少している。このうち、4 年度の租税及印紙収入についてみると、所得税、法人税及び消費税が増加している。支出面では、4 年度の政策的経費のうち、その他の事項経費が 2.4 兆円増加しているものの、中小企業対策費が 6.5 兆円、社会保障関係費が 6.2 兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の 8 割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、文教及び科学振興費及び公共事業関係費について、平成 30 年度から令和 4 年度までの推移をみると、3 年度までは社会保障関係費が一貫して増加するなどしている。4 年度においては、社会保障関係費については、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金が減少したことなどにより前年度から減少し、地方交付税交付金等については、平成 30 年度以降増加していたものの、前年度から減少している。その他の事項経費については、令和 4 年度は燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加している。文教及び科学振興費については、4 年度は大学等成長分野転換支援基金補助金等により前年度から増加している。そして、公共事業関係費については、平成 30 年度以降増加したものの、令和 4 年度は河川改修費が減少したことなどにより前年度から減少している。

4 年度の政策的経費の約 4 割を占めており、一般会計 PB の赤字の支出面の大きな要因となっている社会保障関係費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみる

と、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ大幅に増加しており、4年度は前年度から大幅に減少している。

## (2) 財政収支対 GDP 比

財政収支対 GDP 比は、平成20年度から令和4年度まで一般会計財政収支対 GDP 比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移しており、4年度の一般会計財政収支対 GDP 比は、前年度から改善してマイナス5.4%となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成20年度から令和4年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、税収等については、3年度までは、おおむね GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。4年度においては、GDP 成長率はプラスであったが、税収等は、前年度剰余金受入が前年度から減少したことなどにより減少していた。財政経費については、4年度は前年度から減少しており、その内訳についてみると、利払費は横ばいである一方、政策的経費が11.5兆円減少している。利払費は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。

## (3) 債務残高対 GDP 比

復興債(その借換債を含む。以下同じ。)を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、令和4年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から35.9兆円増加(対前年度比3.6%増)して、1021.9兆円となっている。4年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債(その借換債を含む。以下同じ。)は4.8兆円、特例国債(その借換債を含む。以下同じ。)は31.4兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債(その借換債を含む。)は0.4兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高については、平成20年度末から令和4年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対 GDP 比について、平成20年度から令和4年度までの推移を GDP の推移と併せてみると、GDP が緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までの増加幅は、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度は前年度を大幅に上回り、4年度はコロナ禍前の平成25年度から令和元年度までの増加幅と同水準となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。

## 第2 日本銀行の財務の状況

日本銀行の令和4年度の決算の概要は前掲735ページのとおりであるが、日本銀行の決算等のよりの確な理解に資するために、日本銀行が量的・質的金融緩和等の下で金融機関等から多額の長期国債(発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。)等の金融資産を買い入れるなどしていることを踏まえて、日本銀行の財務についてその状況を述べると、次のとおりである。

### 1 量的・質的金融緩和等

#### (1) 日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度<sup>(注1)</sup>の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金<sup>(注2)</sup>(以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額(以下「超過準備額」という。)並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等<sup>(注3)</sup>(以下「非対象先」という。)に係る日銀当座預金(以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。)について、いずれも政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである。

(注1) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

(注2) 準備預り金 準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金

(注3) 準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等 準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

#### (2) 量的・質的金融緩和等の概要

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標を導入し、同年4月に、当該物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。また、その後、26年10月に「量的・質的金融緩和」の拡大を、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を、30年7月に「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を、令和2年3月に「新型コロナウイルス拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を、同年4月に「金融緩和の強化」を、3年3月に「より効果的で持続的な金融緩和」をそれぞれ決定するなどした。そして、日本銀行は、上記の各決定において定めた金融調節の方針(以下「金融市場調節方針」という。)、資産の買入れ方針等、金利操作方針等(図表1参照)に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託(以下「ETF」という。)及び不

動産投資信託(以下「J-REIT」という。)の買入れなどを行ったり、日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用したりなどしてきている。

図表1 量的・質的金融緩和導入以降の金融市場調節方針等の概要

区分	金融市場調節方針	資産の買入れ方針等			金利操作方針等	
		長期国債	ETF	J-REIT		
		買入額	買入れの平均残存期間			
平成25年4月	「量的・質的金融緩和」の導入 注(2) マネタリーベースが年間約60～70兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年程度	保有残高が年間約1兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	—
26年10月	「量的・質的金融緩和」の拡大 マネタリーベースが年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～10年程度	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	—
28年1月	「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入 マネタリーベースが年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～12年程度 注(3)	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。注(4)	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の金利を適用する。
28年9月	「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入 短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。長期国債について、おおむね現状程度の買入れペース(保有残高の増加額年間約80兆円)をめぐりつつ、金利操作方針を実現するように運営する。	おおむね現状程度の買入れペース(保有残高の増加額年間約80兆円)をめぐりつつ、金利操作方針を実現するように運営する。注(5)	— (廃止)	保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。注(6)	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。注(5)
30年7月	「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」 短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめぐりつつ、弾力的な買入れを実施する。	保有残高の増加額年間約80兆円をめぐりつつ、弾力的な買入れを実施する。注(7)	—	保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。注(7)
令和2年3月	「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」 短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめぐりつつ、弾力的な買入れを実施する。	保有残高の増加額年間約80兆円をめぐりつつ、弾力的な買入れを実施する。注(8)	—	当面は、年間約12兆円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(9)	当面は、年間約1800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(9)	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。注(8)

区分	金融市場調節方針	資産の買入れ方針等				金利操作方針等
		長期国債		ETF	J-REIT	
		買入額	買入りの平均残存期間			
2年4月	「金融緩和の強化」 短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。	10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。注(10)	—	当面は、年間約12兆円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(11)	当面は、年間約1800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(11)	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。注(10)
3年3月	「より効果的で持続的な金融緩和」 短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。	10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。	—	年間約12兆円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。	年間約1800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

注(1) 下線部分は、直上の表記内容からの変更箇所である。

注(2) マネタリーベースとは、日本銀行が供給する通貨の総量であり、日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額である。

注(3) 平成27年12月に導入が決定された「量的・質的金融緩和を補完するための諸措置」では、28年1月以降、長期国債の買入りの平均残存期間は「7年～12年程度」に長期化することとされている。

注(4) 平成27年12月に導入が決定された「量的・質的金融緩和を補完するための諸措置」では、ETFについて、28年4月以降、新たに年間約3000億円の枠を設けて「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買い入れることとされている。

注(5) 平成28年9月の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(6) 平成28年7月に、「金融緩和の強化」として、ETFの保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うことが決定されている。

注(7) 平成30年7月の「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(8) 令和2年3月の「新型コロナウイルス拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(9) 令和2年3月の「新型コロナウイルス拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」において「ETF・J-REITの積極的な買入れ」として記述されている事項であり、その注記として、ETF及びJ-REITの原則的な買入れ方針としては、引き続き、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行い、その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする記述されている。

注(10) 令和2年4月の「金融緩和の強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(11) 令和2年4月の「金融緩和の強化」において「ETFおよびJ-REITの買入れ方針」として記述されている事項であり、その注記として、ETF及びJ-REITの原則的な買入れ方針としては、引き続き、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行い、その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする記述されている。

## 2 日本銀行の財務の状況

### (1) 資産、負債等

日本銀行の4年度末における総資産残高、総負債残高、純資産等や主な資産である長期国債、ETF及びJ-REITの状況等をみると、次のとおりとなっている。

#### ア 総資産残高、総負債残高、純資産等

4年度末における総資産残高は、前年度末から1兆1370億円減少して735兆1165億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末の164兆8127億円の約4.5倍)となっている。これは、後述のとおり日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」という。)が前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円(24年度末は91兆3492億円)となった一方、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション<sup>(注4)</sup>の利用が減少し、同オペレーションに係る貸付残高が前年度末から80兆8562億円減少して5兆9810億円(同計上なし)となったことなどにより、「貸出金」が前年度末から57兆0931億円減少して94兆4397億円(同25兆4870億円)となったり、日本銀行が保有する短期国債(以下「保有短期国債」という。)が前年度末から9兆4415億円減少して5兆5009億円(同34兆0063億円)となったりしたことなどによる。

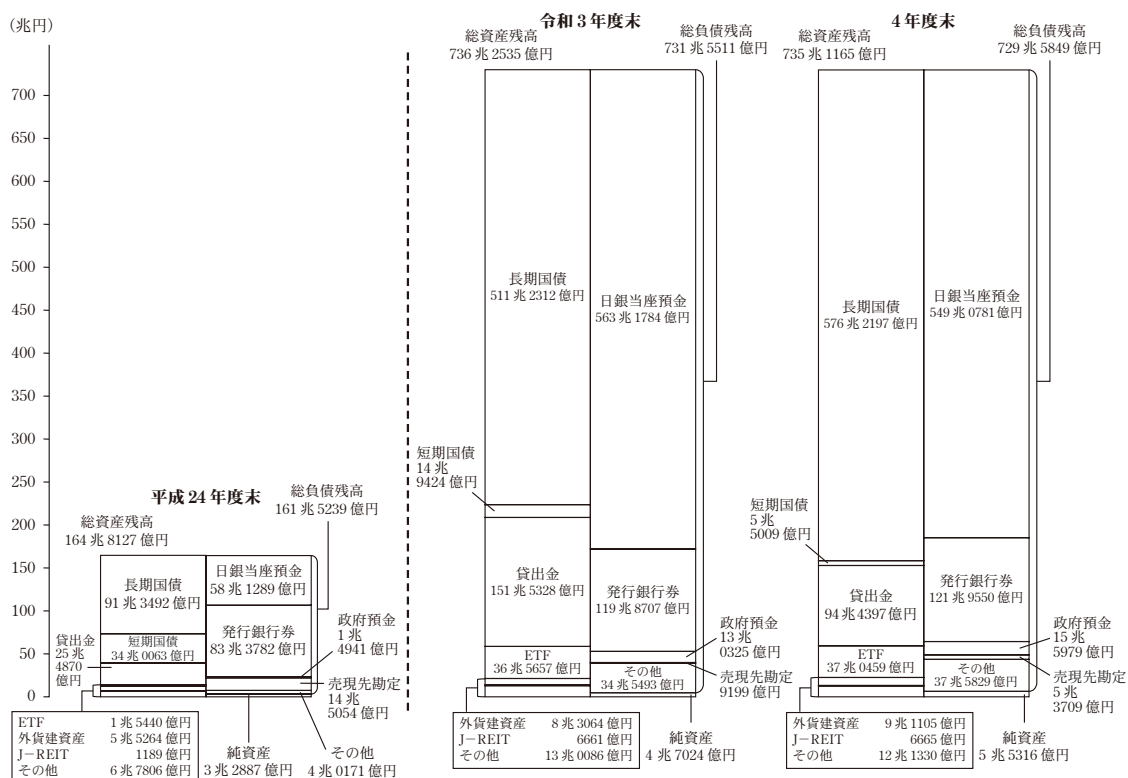
また、令和4年度末における総負債残高は、前年度末から1兆9661億円減少して729兆5849億円(平成24年度末の161兆5239億円の約4.5倍)となっている。これは、国債補完供給<sup>(注5)</sup>の利用が増加したことにより「売現先勘定」<sup>(注6)</sup>が前年度末から4兆4509億円増加して5兆3709億円(24年度末は14兆5054億円)となったり、国庫の資金繰りの状況を反映して政府預金が2兆5654億円増加して15兆5979億円(同1兆4941億円)となったりした一方、上記の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション等を通じた資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から14兆1003億円減少して549兆0781億円(同58兆1289億円)となったことなどによる(図表2参照)。

(注4) 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション 日本銀行が、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、新型コロナウイルス感染症対応として行われている中小企業等への融資残高等の合計額の範囲内で資金供給を行う公開市場操作としての貸付けであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、令和2年3月に「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション」として開始された後、同年4月に名称変更され、5年3月末をもって廃止された。

(注5) 国債補完供給 日本銀行が、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債及び資金決済の円滑確保にも資するとの観点から、日本銀行が保有する国債を市場参加者に対して一時的かつ補完的に供給することを目的として行う国債の買戻条件付売却

(注6) 売現先勘定 国債の買戻条件付売却に伴って発生する金銭債務の額

図表2 総資産残高、総負債残高等の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。

注(2) 資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

注(7) 注(8) 注(9) 注(10)

そして、資本金、法定準備金、特別準備金及び当期剰余金(各年度における剰余金をいう。以下同じ。)で構成される純資産は、後述のとおり当期剰余金が前年度末から7629億円増加して2兆0875億円(平成24年度末は5760億円)となったことなどから、前年度末から8291億円増加して5兆5316億円(同3兆2887億円)となっている。

また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等を加えて構成される自己資本の保有残高は、法定準備金1043億円、債券取引損失引当金4612億円及び外国為替等取引損失引当金3745億円を積み立てたことから、図表3のとおり、前年度末から9401億円増加して11兆8776億円(同6兆0811億円)となっている。

(注7) 法定準備金 日本銀行法に基づき、各年度において、当期剰余金の5%に相当する金額を積み立てる準備金であり、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を積み立てることができることとなっている。

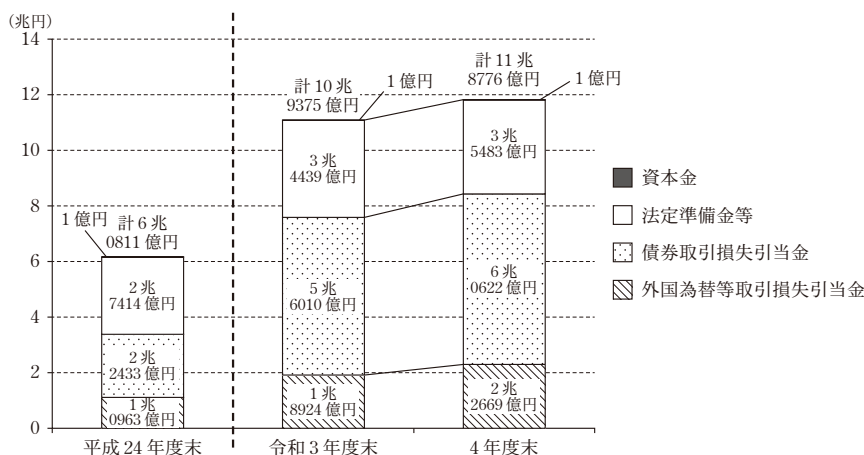
(注8) 特別準備金 戦後の金融機関再建整備促進のため、大蔵大臣命令により他の金融機関とともに昭和20年上期から24年上期までの間支払停止した配当金の相当額を日本銀行法の一部を改正する等の法律(昭和22年法律第46号)附則の規定により積み立てた準備金

(注9) 債券取引損失引当金 日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)等に基づき、各年度において、債券の売買等に伴い生じた収益又は損失について積立て又は取崩しを行うことができることとなっている引当金であり、量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する

る観点から、平成27年11月に日本銀行法施行令及び日本銀行法施行規則(平成10年大蔵省令第3号)が改正され、当分の間、上記収益の額に長期国債の利息の金額の全部又は一部が、上記損失の額に有利子負債への利息の金額がそれぞれ含まれることとなった。

(注10) 外国為替等取引損失引当金 日本銀行法施行令等に基づき、各年度において、外国為替関係損益(外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損をいう。)について積立て又は取崩しを行うことができることとなっている引当金

図表3 自己資本の状況



注(1) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

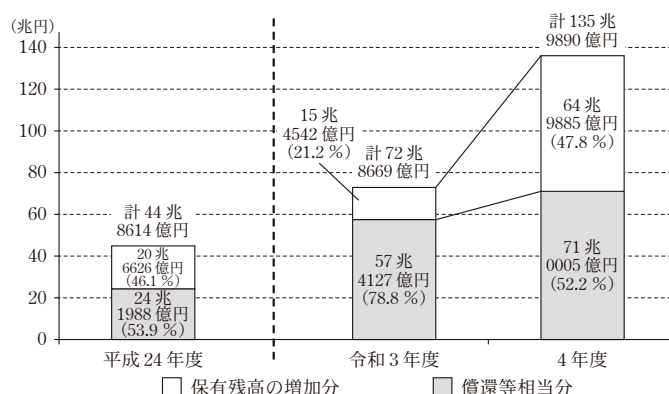
注(3) 令和4年度末の債券取引損失引当金6兆0622億円は、同年度の長期国債利息1兆3411億円に同年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得るなどした金額と、有利子負債に係る支払利息等の金額との差額の50%に相当する額4612億円を、3年度末の債券取引損失引当金5兆6010億円に加えたものである。また、4年度末の外国為替等取引損失引当金2兆2669億円は、同年度の為替差益7490億円の50%に相当する額3745億円を、3年度末の外国為替等取引損失引当金1兆8924億円に加えたものである(後述(2)エ参照)。

イ 長期国債

令和4年度末における保有長期国債の残高は、前記のとおり、前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円(平成24年度末は91兆3492億円)となっている。そして、令和4年度における長期国債の買入額は、図表4のとおり、前年度から63兆1221億円増加して135兆9890億円(買入代金ベース。平成24年度の44兆8614億円の約3.0倍)となっていて、このうち償還期限が到来して償還される長期国債の金額等に相当する分(以下「償還等相当分」という。)は前年度から13兆5878億円増加して71兆0005億円(同24兆1988億円の約2.9倍)、保有残高の増加分は前年度から49兆5343億円増加して64兆9885億円(同20兆6626億円の約3.1倍)となっている。



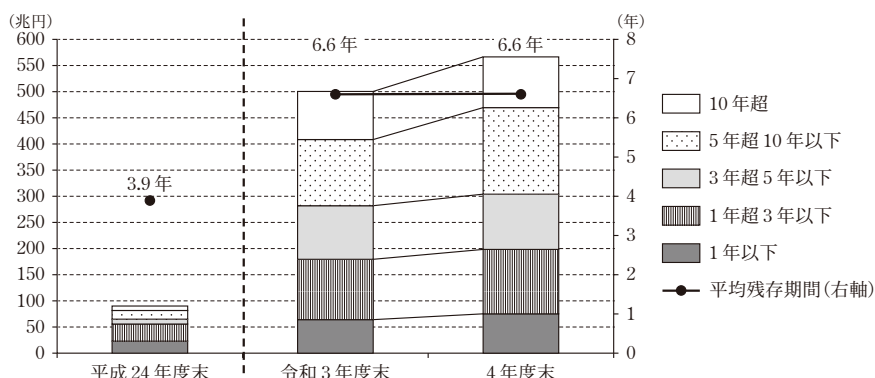
図表4 長期国債の買入額の状況



注(1) 日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」から本院が作成した。「マネタリーベースと日本銀行の取引」には、金額について、億円単位未満が四捨五入で示されている。  
 注(2) 償還等相当分には、償却原価法による評価替えに伴う簿価の変動額等が含まれる。  
 注(3) ( )書きは、買入額全体に対する割合である。

また、保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、令和4年度末は、図表5のとおり、平均残存期間は、前年度末と変わらず6.6年(平成24年度末は3.9年)となっている。

図表5 保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の状況



注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。  
 注(2) 保有長期国債の残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

日本銀行は、会計規程(平成10年10月制定)に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法<sup>(注11)</sup>により評価を行うこととしている。

令和4年度末における保有長期国債の含み損益の状況をみると、この間の市場金利の動向を反映して、図表6のとおり、前年度末の4兆3730億円の含み益が1579億円の含み損(平成24年度末は2兆5248億円の含み益)に転じており、17年度末以降17年ぶりに含み損が生じている。

(注11) 償却原価法 取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、每期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上されることとなっている。

図表6 保有長期国債の含み損益等の状況 (単位：億円)

区 分	平成 24年度末	令和 3年度末	4年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	511兆2312	576兆2197
時価(b)	93兆8741	515兆6042	576兆0618
含み損益(c)=(b)-(a)	2兆5248	4兆3730	△1579

(注) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類(特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類)から本院が作成した。

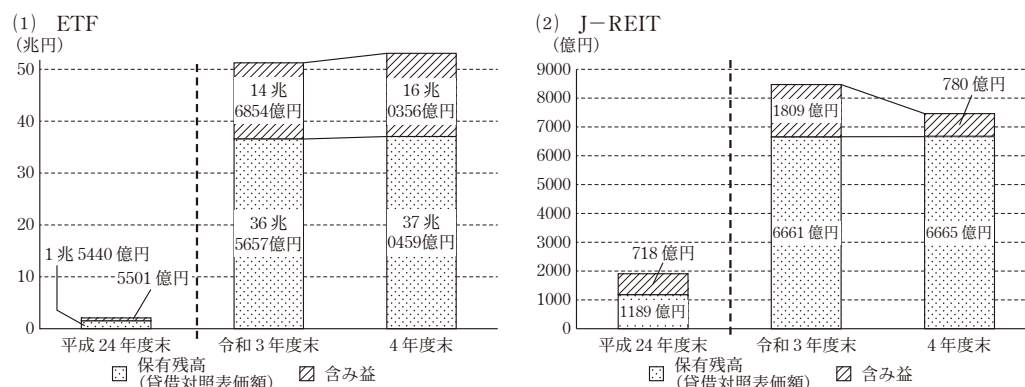
ウ ETF及びJ-REIT

令和4年度末におけるETF及びJ-REITの保有残高(貸借対照表価額)をみると、図表7のとおり、ETFは前年度末から4801億円増加して37兆0459億円(平成24年度末の1兆5440億円の約24.0倍)、J-REITは前年度末から4億円増加して6665億円(同1189億円の約5.6倍)となっている。

日本銀行は、上記のETF及びJ-REITについて、金融政策目的で買入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末に計上することなどとしているが、令和4年度末においてはいずれも時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。また、ETF及びJ-REITの年度末における時価が著しく下落した場合には減損処理を行うことなどとしているが、同年度末においてはいずれも時価が著しく下落した保有銘柄がなかったため、減損処理は行っていない。

日本銀行が保有するETF及びJ-REITの帳簿価額の総額(貸借対照表価額)について、4年度末における含み損益をみると、この間の株式市場等の動向を反映して、ETFは前年度末から1兆3502億円増加して16兆0356億円の含み益(平成24年度末は5501億円の含み益)が、J-REITは前年度末から1028億円減少して780億円の含み益(同718億円の含み益)がそれぞれ生じている。

図表7 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。  
 注(2) ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ-REITの帳簿価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることとなっている。

## (2) 損益等

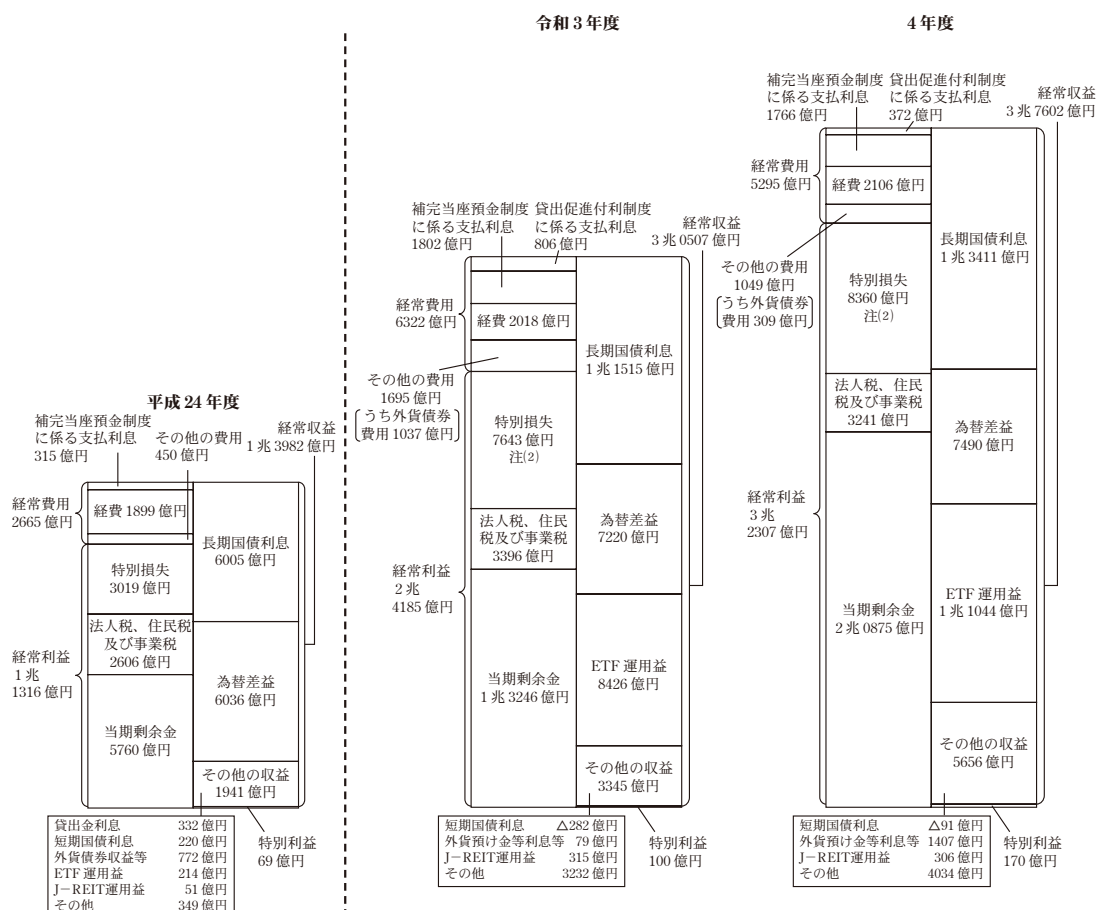
日本銀行の令和4年度における経常損益や主な収益又は費用である長期国債利息、補完当座預金制度等に係る支払利息の状況、当期剰余金及びその処分の状況等をみると、次のとおりとなっている。

### ア 経常損益

4年度における経常損益の状況を見ると、図表8のとおり、収益面では、ETFの分配金等の増加によりETF運用益が前年度から2617億円増加して1兆1044億円(平成24年度は214億円)となったり、後述のとおり長期国債利息が前年度から1895億円増加して1兆3411億円(同6005億円)となったりしたことなどから、経常収益は前年度から7094億円増加して3兆7602億円(同1兆3982億円)となっている。また、費用面では、外貨建資産から生ずる外貨債券費用が前年度から728億円減少して309億円(同700億円の外貨債券収益)となったり、貸出促進付利制度に係る支払利息が前年度から433億円減少して372億円(同計上なし)となったりしたことなどから、経常費用は前年度から1027億円減少して5295億円(同2665億円)となっている。

以上のことから、経常利益は、前年度から8121億円増加して3兆2307億円(同1兆1316億円)となっている。

図表8 経常損益の状況



注(1) 日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。

注(2) 令和4年度の特別損失8360億円(3年度は7643億円)のうち4612億円(同4029億円)は債券取引損失引当金に、3745億円(同3610億円)は外国為替等取引損失引当金にそれぞれ積み立てた額である。

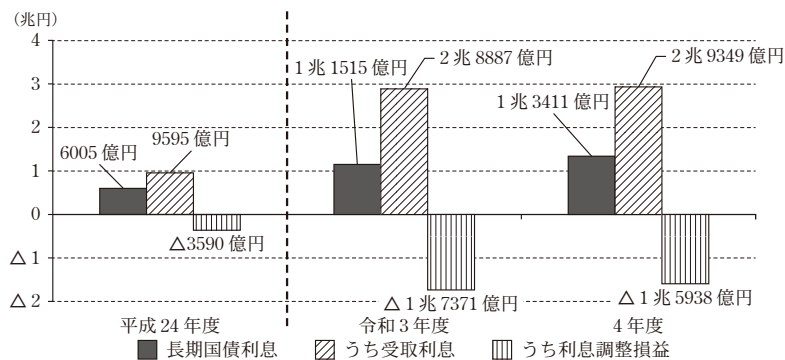
### イ 長期国債利息等

日本銀行は、長期国債利息については、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法<sup>(注12)</sup>に基づく利息調整損益を加減して算定することとしている。令和4年度における長期国債利息の

状況をみると、保有長期国債の残高の増加等により受取利息が前年度から461億円増加して2兆9349億円(平成24年度は9595億円)となったり、額面金額を上回る価額で買い入れてきた保有長期国債の一部が償還されたことに係る利息調整損の減少額が、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損の増加額を上回ったため利息調整損が減少したことなどにより、利息調整損益のマイナス幅が前年度から1433億円縮小して1兆5938億円(同3590億円)となったりしたことから、前記のとおり、長期国債利息は前年度から1895億円増加して1兆3411億円(同6005億円)となっている(図表9参照)。

(注12) 償却原価法に基づく利息調整損益 償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、いずれも、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで每期均等に加減して算定することとなっており、この場合の取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

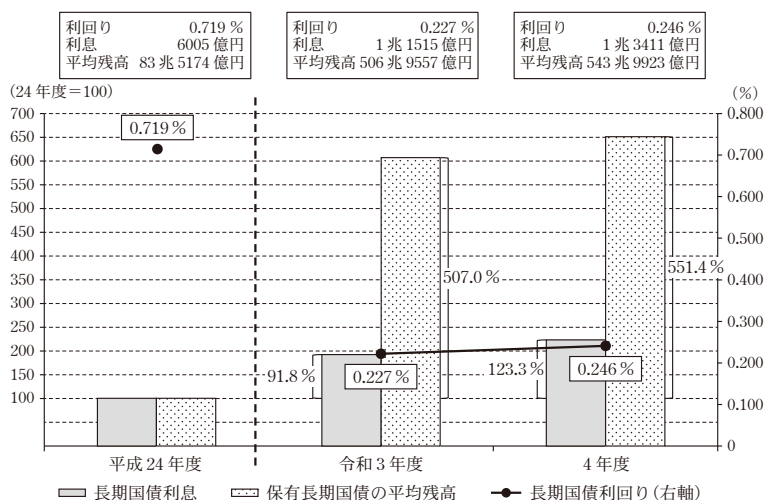
図表9 長期国債利息の状況



(注) 日本銀行の決算説明資料等から本院が作成した。

また、令和4年度における保有長期国債の利回りなどの状況をみると、図表10のとおり、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から44.4ポイント増加して551.4%となり、長期国債利息の同増加率が前年度から31.5ポイント増加して123.3%となっている。そして、利回りは前年度の0.227%から0.019ポイント増加して0.246%(24年度は0.719%)となっている。

図表10 保有長期国債の平均残高、利回りなどの状況



注(1) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2) 棒グラフの%は、対平成24年度増加率を示している。

## ウ 補完当座預金制度及び貸出促進付利制度に係る支払利息

令和4年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、図表11のとおり、年0.1%の利率に係る支払額は前年度から2億円増加して2077億円(平成24年度は315億円)となっている。一方で、年マイナス0.1%の利率が適用される日銀当座預金等の残高が増加したことから、年マイナス0.1%の利率に係る受取利息は前年度から38億円増加して310億円(同計上なし)となったため、上記の支払利息は前年度から35億円減少して1766億円(同315億円)となっている。

また、日本銀行は、令和3年4月16日以降、民間金融機関の貸出しなどの取組を支援するための各種の資金供給の利用残高に相当する日銀当座預金に一定の利息(適用利率は年0.2%、0.1%又は0%)を付す貸出促進付利制度に基づき、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に対して利息を付している。4年度における同制度に係る支払利息の状況をみると、同オペレーションを通じた資金供給の減少に伴い、当該利用残高に相当する日銀当座預金の残高が減少したことから、図表11のとおり、上記の支払利息は、前年度から433億円減少して372億円(平成24年度は計上なし)となっている。

図表11 補完当座預金制度及び貸出促進付利制度に係る支払利息の状況 (単位：億円)

制 度	区 分	平成 24年度	令和 3年度	4年度
補完当座 預金制度	年0.1%の利率に係る支払額(a)	315	2075	2077
	うち新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに係る支払額	—	3 注(3)	—
	年マイナス0.1%の利率に係る受取利息(b)	—	272	310
	補完当座預金制度に係る支払利息(c)=(a)-(b)	315	1802	1766
貸出促進 付利制度	年0.2%の利率に係る支払額(d)	—	100	116
	年0.1%の利率に係る支払額(e)	—	705	255
	貸出促進付利制度に係る支払利息(f)=(d)+(e)	—	806	372
	両制度に係る支払利息の合計(g)=(c)+(f)	315	2608	2139

注(1) 超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息の額は、平成24年度から26年度までの各年度については全て年0.1%の利率を適用して算定されていたが、27年度以降については、マイナス金利の適用が開始された28年2月以降、日銀当座預金等の一部に対して年マイナス0.1%の利率を適用して算定された受取利息が発生しているため、年0.1%の利率に係る支払額から当該受取利息の額を減じて算定することとなっている。

注(2) 日本銀行は、貸出促進付利制度において、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金のうち、日本銀行の貸付先が新型コロナウイルス感染症対応として行っている中小企業等への融資で、政府が予算上の措置を講じた信用保証協会による保証又は利子減免に係る制度を利用して行っている融資に融資条件の面で準じる融資に係る残高に相当する日銀当座預金に年0.2%、上記の融資以外に係る残高に相当する日銀当座預金に年0.1%(令和4年4月以降の同オペレーション利用分については年0%)の利率をそれぞれ適用している。

注(3) 補完当座預金制度に係る支払利息のうち、令和3年度の「うち新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに係る支払額」3億円は、貸出促進付利制度に係る支払利息が生ずる前の、3年4月1日から15日までの間に生じた支払利息である。

## エ 当期剰余金及びその処分

日本銀行は、前記のとおり、長期国債、ETF、J-REIT、外貨建資産等の資産を保有しており、このうち、長期国債及び外貨建資産については、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、収

益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。一方、ETF及びJ-REITについては、上記のように収益の額が損失の額を超えるときに引当金を積み立てるのではなく、会計規程に基づき、時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対してそれぞれの引当金を計上することとしている。

そして、日本銀行の各年度における当期剰余金は、経常利益に上記債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しなどに係る額を特別損益として加減したのから法人税、住民税及び事業税(以下「法人税等」という。)を差し引いて算定されている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5%に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。さらに、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

令和4年度における当期剰余金及び国庫納付金の状況をみると、当期剰余金は、前年度から7629億円増加して2兆0875億円(平成24年度は5760億円)となっている。これは、前年度と比較して、前記のとおり経常利益が8121億円増加した一方、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して、特別損失である債券取引損失引当金積立額について、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得るなどした金額と有利子負債に係る支払利息等の金額との差額の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果582億円増加したり、特別損失である外国為替等取引損失引当金積立額について、為替差益の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果135億円増加したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、上記のとおり当期剰余金が増加したことなどから、前年度から7247億円増加して1兆9831億円(同5472億円)となっている(図表12参照)。

図表12 当期剰余金及びその処分の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成 24年度	令和 3年度	4年度
経常利益(a)	1兆1316	2兆4185	3兆2307
特別利益(b)	69	100	170
特別損失(c)	3019	7643	8360
うち債券取引損失引当金積立額	—	4029	4612
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	3610	3745
法人税等(d) 注(1)	2606	3396	3241
当期剰余金(e)=(a)+(b)-(c)-(d)	5760	1兆3246	2兆0875
法定準備金積立額(f)	288	662	1043
積立率(f)/(e)	5.0	5.0	5.0
配当金(g) 注(2)	0	0	0
国庫納付金(h)=(e)-(f)-(g)	5472	1兆2583	1兆9831

注(1) 国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

注(2) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

### 3 まとめ

#### (1) 資産、負債等

令和4年度末における総資産残高は、前年度末から1兆1370億円減少して735兆1165億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末の164兆8127億円の約4.5倍)となっている。これは、保有長期国債が前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円(24年度末は91兆3492億円)となった一方、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用が減少し、同オペレーションに係る貸付残高が前年度末から80兆8562億円減少して5兆9810億円(同計上なし)となったことなどにより、「貸出金」が前年度末から57兆0931億円減少して94兆4397億円(同25兆4870億円)となったり、保有短期国債が前年度末から9兆4415億円減少して5兆5009億円(同34兆0063億円)となったりしたことなどによる。また、令和4年度末における総負債残高は、前年度末から1兆9661億円減少して729兆5849億円(平成24年度末の161兆5239億円の約4.5倍)となっている。これは、国債補完供給の利用が増加したことにより「売現先勘定」が前年度末から4兆4509億円増加して5兆3709億円(24年度末は14兆5054億円)となったり、国庫の資金繰りの状況を反映して政府預金が2兆5654億円増加して15兆5979億円(同1兆4941億円)となったりした一方、上記の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション等を通じた資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から14兆1003億円減少して549兆0781億円(同58兆1289億円)となったことなどによる。そして、資本金、法定準備金、特別準備金及び当期剰余金で構成される純資産は、当期剰余金が前年度末から7629億円増加して2兆0875億円(同5760億円)となったことなどから、前年度末から8291億円増加して5兆5316億円(同3兆2887億円)となっている。また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等を加えて構成される自己資本の保有残高は、法定準備金1043億円、債券取引損失引当金4612億円及び外国為替等取引損失引当金3745億円を積み立てたことから、前年度末から9401億円増加して11兆8776億円(同6兆0811億円)となっている。令和4年度末における保有長期国債の残高は、上記のとおり、前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円(平成24年度末は91兆3492億円)となっている。そして、令和4年度における長期国債の買入額は、前年度から63兆1221億円増加して135兆9890億円(買入代金ベース。平成24年度の44兆8614億円の約3.0倍)となっていて、このうち償還等相当分は前年度から13兆5878億円増加して71兆0005億円(同24兆1988億円の約2.9倍)、保有残高の増加分は前年度から49兆5343億円増加して64兆9885億円(同20兆6626億円の約3.1倍)となっている。日本銀行が保有するETFについては、令和4年度末における保有残高が前年度末から4801億円増加して37兆0459億円(平成24年度末の1兆5440億円の約24.0倍)となっていて、その含み損益は、この間の株式市場の動向を反映して前年度末から1兆3502億円増加して16兆0356億円の含み益(24年度末は5501億円の含み益)が生じている。

#### (2) 損益等

令和4年度における経常損益の状況をみると、収益面では、ETFの分配金等の増加によりETF運用益が前年度から2617億円増加して1兆1044億円(平成24年度は214億円)となったり、長期国債利息が前年度から1895億円増加して1兆3411億円(同6005億円)となったりしたことなどから、経常収益は前年度から7094億円増加して3兆7602億円(同1兆3982億円)となっている。また、費用面では、外貨建資産から生ずる外貨債券費用が前年度から728億円減少して309億円(同700億円の

外貨債券収益)となったり、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションを通じた資金供給の減少に伴い、同オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金の残高が減少したことにより、貸出促進付利制度に係る支払利息が前年度から433億円減少して372億円(同計上なし)となったりしたことなどから、経常費用は前年度から1027億円減少して5295億円(同2665億円)となっている。これらのことなどから、経常利益は、前年度から8121億円増加して3兆2307億円(同1兆1316億円)となっている。令和4年度における保有長期国債の利回りなどの状況をみると、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から44.4ポイント増加して551.4%となり、長期国債利息の同増加率が前年度から31.5ポイント増加して123.3%となっている。そして、利回りは前年度の0.227%から0.019ポイント増加して0.246%(24年度は0.719%)となっている。当期剰余金は、前年度から7629億円増加して2兆0875億円(24年度は5760億円)となっている。これは、前年度と比較して、経常利益が8121億円増加した一方、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して、特別損失である債券取引損失引当金積立額について、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得るなどした金額と有利子負債に係る支払利息等の金額との差額の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果582億円増加したり、特別損失である外国為替等取引損失引当金積立額について、為替差益の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果135億円増加したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、当期剰余金が増加したことなどから、前年度から7247億円増加して1兆9831億円(同5472億円)となっている。

日本銀行は、令和3年3月に決定した「より効果的で持続的な金融緩和」等において定めた金融市場調節方針、資産の買入れ方針等、金利操作方針等に基づき、長期国債、ETF等の買入れなどを行っており、前記のとおり4年度末における日本銀行の資産及び負債の規模は新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用の減少等により前年度末から若干縮小しているものの、引き続き高水準にある。本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。





